

平成 29 年度決算検査報告

会 計 検 査 院

平成29年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 29 年度決算検査報告を作成し、平成 30 年 11 月 9 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 30 年 9 月 4 日、内閣から平成 29 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 30 年 11 月 9 日内閣に回付した。

目 次

平成 29 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内の数字は不当事項の一連番号を示す。)

次

	ページ
第 1 章 検査の概要	1
第 1 節 検査活動の概況	1
第 1 検査の方針	1
第 2 検査の実施	4
第 2 節 検査結果の大要	7
第 1 事項等別の検査結果	7
1 事項等別の概要	7
2 第 3 章の「個別の検査結果」の概要	9
3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	33
第 2 観点別の検査結果	36
第 2 章 決算の確認	45
第 1 節 国の決算の確認	45
第 1 一般会計	45
第 2 特別会計	45
第 2 節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	46
第 3 節 政府関係機関の決算の検査完了	47
第 4 節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	47
第 1 一般会計	47
第 2 特別会計	47
第 5 節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	48
第 3 章 個別の検査結果	49
第 1 節 省庁別の検査結果	49
第 1 内閣府	49
(内閣府本府)	49
不当事項	49
補助金	49
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	49
(1) 補助の対象とならないもの	50
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの[内閣府本府、3 県](1)-(18)	50
地方創生推進交付金により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの[内閣府本府、栃木県](19)(20)	53

(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	54
子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算し ていたもの〔4 都県〕(21)–(24)	54
(3) 工事の設計が適切でなかったもの	55
定住促進施設の設計が適切でなかったもの〔内閣府本府〕(25)	55
(4) 交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	57
復興支援型地域社会雇用創造事業交付金により造成した基金を活用して実施し た事業において、事業費を過大に精算していたもの〔内閣府本府〕(26)	57
(5) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	58
地域子育て支援拠点事業の実施に当たり、補助金等の交付額の算定が適切でな かったもの〔北海道〕(27)	58
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	59
消費税の転嫁拒否行為等の相談件数等に応じて、相談業務を実施するための電話設備 等の設置台数を見直すことなどにより、消費税価格転嫁等総合相談センターの運営に 係る機器費用の節減を図るよう改善させたもの	59
平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	64
子ども・子育て支援全国総合システムの運用状況について	64
(金融 庁)	66
平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	66
預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について	66
第 2 総 務 省	67
不 当 事 項	67
補 助 金	67
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	67
(1) 地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたなどのもの〔総務本省〕 (28)–(37)	68
(2) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が過大に交付され ていたなどのもの〔総務本省、9 府県〕(38)–(59)	71
(3) 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により整備した設備の施工が適切 でなかったため、補助の目的を達していなかったなどのもの〔総務本省〕(60) (61)	74
(4) 情報通信利用環境整備推進交付金により整備した光ケーブルの架設工事の施工が 適切でなかったもの〔総務本省〕(62)	76
そ の 他	77
震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったなどのため、 震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(63)–(76)	77

意見を表示し又は処置を要求した事項	80
物品として管理している宇宙電波監視施設等を構成する設備等のうち国有財産として管理すべき設備等に係る物品管理簿の価格を減ずるとともに、当該設備等を国有財産として国有財産台帳に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、設備等ごとに物品と国有財産の区分を明確にして関係部局に周知するなどして、今後調達して設置等する宇宙電波監視施設等を構成する設備等を物品管理簿及び国有財産台帳に正確に記録するための事務処理体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの	80
【当局が講じた処置】	84
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	85
災害時の情報伝達手段を確保するために公衆無線 LAN 環境を整備する事業について、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制を適切に整備することの必要性及び障害者等を含めて誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮して整備することの重要性を事業主体に対して周知するとともに、これらの整備を行う上での指針となるガイドラインを参照することとして、整備する公衆無線 LAN 環境が災害時に適切かつ効果的に運用できるものとなるよう改善させたもの	85
平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	89
地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補助金により防災を目的として通信設備等を整備する事業における設備機器等の耐震性の確保について	89
第 3 法 務 省	91
不 当 事 項	91
役 務	91
収容場等の監視等業務契約において、警備員が休憩時間を取得するなどした際に仕様書に定めたとおりの監視等業務を行う警備員が配置されていなかったのに、業務の履行の完了を確認するための検査が適切でなかったことなどのため、契約金額の全額を支払っていたもの[名古屋入国管理局] (77)	91
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	92
少年鑑別所の在所者に対する給食方式の選択に当たり、在所人員の状況を踏まえ、経済性を考慮した検討を十分に行うよう改善させたもの	92
第 4 外 務 省	97
意見を表示し又は処置を要求した事項	97
(1) 日本 NGO 連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金について、精算に時間を要して国庫への返還が遅れている事業を組織的に把握して優先的に精算に取り組むなどの体制を整備することにより、早期に国庫に返還させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	97
(2) 政府開発援助の実施に当たり、有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	101

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	110
(1) 政府開発援助の効果の発現について	110
(2) 国際熱帯木材機関における財務損失の発生を踏まえた国際機関等から提出される 決算書の確認体制の整備等について	112
第 5 財 務 省	114
不 当 事 項	114
租 税	114
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[38 税務署] (78)	114
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	120
日本銀行に対して交付している引揚者特別交付金国庫債券等 4 債券の償還用の資金に ついて、受取人に対する支給が行われることなく日本銀行に滞留している資金を国に 返納させるなどするよう改善させたもの	120
第 6 文 部 科 学 省	124
不 当 事 項	124
補 助 金	124
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	124
(1) へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの[2 県] (79)-(82)	125
(2) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの[2 県] (83) (84)	127
(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金が過大に交付されていたもの の[文部科学本省] (85)	128
(4) 私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)が過大に交付さ れていたもの[鹿児島県] (86)	130
(5) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの[大阪府] (87) (88)	132
(6) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの[5 府県] (89)-(93)	133
(7) 公立学校施設整備費負担金が過大に交付されていたもの[島根県] (94)	135
(8) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの[文部科学本省、9 府県] (95)-(104)	136
(9) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの [2 県] (105)-(108)	140
意見を表示し又は処置を要求した事項	142
高校生等奨学給付金制度の実施に当たり、奨学給付金を学校が代理受領して授業料以 外の教育費に充当することについて認めることを都道府県において制度化するなど、 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)が授業料以外の教育費に確実 に活用されるために必要な仕組みとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの	142

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	149
不特定の人が入り出る文化財建造物について、所有者等に対して耐震診断及び耐震補強の実施等の重要性等を周知したり、補助事業の採択に当たり修理と併せて耐震診断を実施することの検討が十分に行われているかについての審査及び確認を適切に行うための手続を整備したりすることなどにより、耐震対策をより効果的に進めて、地震時における人的安全性の確保等が図られるよう改善させたもの	149
平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	156
高等学校等就学支援金の受給資格の認定等について	156
平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	157
(1) 公立学校施設の新增改築事業における資格面積の算定について	157
(2) 中期目標期間終了時の会計処理の結果として、国立大学法人に留保されている資金の取扱いについて	158
第 7 厚生労働省	160
不当事項	160
保険料	160
労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[14 労働局] (109)	160
健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[厚生労働本省] (110)	163
役 務	166
地域若者サポートステーション事業の委託費の算定に当たり、委託費の対象とはならない経費が含まれていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[和歌山労働局] (111)	166
保険給付	167
雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの[3 労働局] (112)	167
雇用保険の建設労働者確保育成助成金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、宮城労働局] (113)	169
雇用保険の企業内人材育成推進助成金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、3 労働局] (114)	171
雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、9 労働局] (115)	173
雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、4 労働局] (116)	177
雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、38 公共職業安定所] (117)	179
雇用保険の認定職業訓練実施奨励金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、兵庫労働局] (118)	182
厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省] (119)	185

	医 療 費	187
目	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの〔厚生労働本省、8 厚生(支)局、20 都道府県〕(120)	187
次	労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの〔厚生労働本省、31 労働局〕(121)	194
	補 助 金	197
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	197
	(1) 疾病予防対策事業費等補助金(特定感染症検査等事業に係る分)が過大に交付されていたもの〔神奈川県〕(122)	198
	(2) 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの〔厚生労働本省〕(123)–(125)	199
	(3) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの〔11 都道府県〕(126)–(139)	200
	(4) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの〔14 都道府県〕(140)–(166)	203
	(5) 高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施に当たり、事業の一部を実施していないなどしていたもの〔厚生労働本省〕(167)	207
	(6) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの〔厚生労働本省〕(168)	208
	(7) 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの〔厚生労働本省〕(169)	210
	(8) 保育対策総合支援事業費補助金(認可化移行改修費等支援事業に係る分)により実施した事業が補助の対象とならないもの〔広島県〕(170)	211
	(9) 児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの〔4 都県〕(171)–(174)	212
	(10) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの〔厚生労働本省〕(175)	214
	(11) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの〔5 県〕(176)–(180)	214
	(12) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔佐賀県〕(181)	216
	(13) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの〔埼玉県〕(182)	217
	(14) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの〔3 県〕(183)–(190)	218
	(15) 医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(介護施設等の整備に関する事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの〔厚生労働本省〕(191) (192)	220

そ の 他	222	
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[2県、5市](193)	222	
自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[3県、3市] (194)	227	目
障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[3県、1市](195)	230	次
意見を表示し又は処置を要求した事項	233	
(1) 第三者行為事故に係る年金の支給と第三者からの損害賠償との調整に関する事務 について、督促等の手続が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善 の処置を求め、並びに年金の支給停止等を行うために必要な損害賠償金の受領状 況や医療費等実支出額を把握するための手続を整備するなどして、年金の支給停 止等の事務が適切に行われるよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの	233	
(2) データ入力業務等の請負等業務について、契約事務の適正な実施及び契約の適正 な履行等が確保されるよう是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求した もの	243	
(3) 国民年金等事務取扱交付金のうち協力・連携事務に係る交付金の交付に当たり、 算定基礎件数として実績件数を計上することを周知徹底するなどするよう是正改 善の処置を求め、及び算定基礎件数として計上することができる協力・連携事務 の範囲を交付要綱等に明示するとともに、日本年金機構に対して、所得情報の情 報提供依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることを年金事務所に周知徹底さ せるよう改善の処置を要求したもの	250	
(4) 労災診療費の算定における労災治療計画加算について、指定医療機関等では入院 診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入 院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどの労災治療計 画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用 が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直し を行うよう意見を表示したもの	259	
(5) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金につい て、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府 出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に ついては、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、業務廃止ま での間、事業規模に見合うものとなるよう必要となる政府出資金の額の算出方法 を検討してこれに基づき適時適切に検証を行い、不要財産として国庫に納付する ことができる仕組みを整備して、その仕組みに沿って、適切に不要財産を国庫に 納付することとするよう意見を表示したもの	264	
(6) 介護保険制度の下で、交付金と保険給付との重複を避けて、介護自立支援事業と 介護サービスとの整合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介 護サービスの範囲を実施要綱に明記するなどして市町村に周知するよう改善の処 置を要求したもの	270	

	(7) 建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース(賃金助成)について、支給要領を改正するなどして、助成金単価が受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したものとなるよう改善の処置を要求したもの	275
目	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	280
次	企業内人材育成推進助成金について、事業主に対して、ジョブ・カードを活用して評価やコンサルティングを実施した場合に支給されるものであることについて周知するとともに、支給申請の際に実際に評価等で活用したジョブ・カードを事業主から提出させることとして、支給決定の際に適切な調査確認が行われるよう改善させたもの	280
	平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	284
	生活福祉資金貸付事業の実施のために保有されている資金の規模等について	284
	平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	285
	(1) 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について	285
	(2) 国民年金保険料の強制徴収業務等について	286
	(3) 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について	288
	(4) 労働移動支援助成金のうち再就職支援奨励金に係る制度の運用について	289
第 8	農 林 水 産 省	291
不	当 事 項	291
工	事	291
	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施に当たり、データ転送装置の設計における ADSL 等の利用の可否についての検討が十分でなく、運用に当たってデータ転送装置の改修を行うなど必要な処置を講じていなかったため、データ転送装置が事業の目的に沿って使用できない状態となっていて、工事の目的を達していなかったもの〔北海道開発局函館開発建設部〕(196)	291
役	務	292
	木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業の実施に当たり、算出の対象から除外することとなっている超過勤務手当を含めるなどして人件費単価を算出し、これに基づき委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔林野庁〕(197)	292
補	助 金	294
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	294
	(1) 工事の設計が適切でなかったもの	296
	ため池の堤体の設計が適切でなかったもの〔中国四国農政局〕(198)	296
	擁壁の設計が適切でなかったもの〔中国四国農政局〕(199)	297
	法面保護工の設計が適切でなかったもの〔沖縄総合事務局〕(200)	299
	頭首工及び護岸工の設計が適切でなかったもの〔中国四国農政局〕(201)	300
	橋りょうの変位制限構造の設計が適切でなかったもの〔農林水産本省〕(202)	302
	騒音対策工事の設計が適切でなかったもの〔東北農政局〕(203)	303
	落橋防止システムの設計が適切でなかったもの〔中国四国農政局〕(204)	304
	植栽工等の設計が適切でなかったもの〔沖縄総合事務局〕(205)	305

(2) 補助の対象とならないもの	307
農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの[九州農政局] (206)	307
経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)の助成対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの[関東農政局] (207)	308
輸出促進機器整備事業の助成対象事業費に、助成の対象とならない経費を含めていたもの[水産庁] (208)	308
農山漁村地域整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの[農林水産本省] (209)	309
森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の一部が交付の対象とならないもの[林野庁] (210)	310
(3) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	311
森林環境保全総合対策事業の事業費を過大に精算していたもの[林野庁] (211)	311
農山漁村6次産業化対策推進交付金事業の事業費を過大に精算していたもの[近畿農政局] (212)	312
動物用ワクチン等実用化促進事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの[農林水産本省] (213)	313
(4) 補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの	313
森林整備地域活動支援交付金により造成した基金を用いて実施した事業において、交付金が補助の目的を達していなかったもの[林野庁] (214) (215)	313
森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した基金を用いて購入等したオガ粉製造機が無償譲渡以降利用されていないなどして、補助の目的を達していなかったもの[林野庁] (216)	315
(5) 補助の目的を達していなかったもの	316
地域バイオマス利活用交付金事業で整備した施設の一部が稼働を停止していて補助の目的を達していなかったもの[農林水産本省] (217)	316
農村地域防災減災事業で実施したため池ハザードマップの作成に係る委託契約において、必要な項目を仕様書に明記していなかったなどのため、成果品であるため池ハザードマップに避難時危険箇所等が適切に表示されておらず、補助の目的を達していなかったもの[近畿農政局] (218)	317
(6) 補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの	318
6次産業化先導モデル育成事業の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたり、補助事業を中止したりなどしていたもの[東北農政局] (219)	318

(7) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	319
国産農産物生産・供給体制強化対策事業(茶改植等支援事業)の実施に当たり、 補助金の算定が適切でなかったもの[九州農政局](220)	319
(8) 補助事業により取得した財産の管理が適切でなかったもの	320
特定地域経営支援対策事業により資材の調達等を行い整備したホタテガイ中間 育成施設において、アンカー綱の管理が適切でなかったもの[農林水産本省] (221)	320
そ の 他	321
へい殺畜等手当金等が過大に交付されていたもの[農林水産本省、2県](222)	321
農業共済組合が行う家畜共済事業において、当該年度に生じた剰余については、全額 を不足金填補準備金と特別積立金とに積み立てなければならないとされているのに、 その一部を業務勘定に繰り入れていて、農業災害補償法及び同法施行規則に違背して いたもの[農林水産本省](223)	323
意見を表示し又は処置を要求した事項	326
(1) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業について、防災ネットワークの 運用状況を適時適切に把握する体制を整備したり、データ転送装置等を適切に管 理するよう指導したりするなどして、適切な運用を図るよう適宜の処置を要求し 及び是正改善の処置を求めたもの	326
(2) 生産した丸太の数量等を確定させるために実施する毎木検知による検知業務の請 負に係る費用の積算に当たり、集積された丸太の量に応じて毎木検知を効率的に 実施できる土場について、作業量の実態を積算基準に反映させて、経済的な積算 を行うよう是正改善の処置を求めたもの	332
(3) 農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制 度について、土地改良区に対して国庫納付対象額の算定を手引に従った会計処理 により適切に行うよう指導するなどするよう是正改善の処置を求め、並びに渇水 準備引当金を発電施設運営経費から除外するよう改善の処置を要求し及び建設改 良積立金を更新等事業費に充当する場合の取扱い、発電施設運営経費とする範囲 等を見直すなどするよう意見を表示したもの	336
(4) 農山漁村の活性化のための事業の実施に当たり、活性化計画目標が達成されてい ない場合に原因分析等を行い、事業の運営等の改善について検討を行うよう指導 するとともにその仕組みを設けたり、活性化計画目標が事業等により実現しよう とする法律の目的と適切に対応しているかなどについて確認するよう指導すると ともに適切に審査することとしたりして、事業が適切かつ効果的に実施されるよ う改善の処置を要求したもの	348

(5) 治山事業の実施に当たり、事前防災としての治山事業の計画の策定等について、流域別調査の結果を活用したり、現地の山地荒廃の状況等と合わせて危険地区調査の結果を活用したりするとともに、ソフト対策との連携を図るために山地災害対策に関する市町村の地域防災計画に危険地区対策が組み入れられるよう市町村に対して保全対象の位置等を示した地図等を提供するなどして、治山事業がより効果的なものとなるよう改善の処置を要求したもの……………	353
(6) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施に当たり、長期販売の取組に対する支援について事業実施主体の借入れの実態を反映した金利相当額に基づいた国庫補助金を交付することとしたり、業務用向けの取組に対する支援について実施要領に目標の設定及び評価に関する事項を定めるなどしたりして、事業が経済的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの……………	364
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項……………	370
(1) 国有林材のシステム販売における買受希望者が提出する企画提案書の様式を改めて、具体的な内容や定量的な数値指標に基づき審査・評価を行うようにしたり、審査において評価された取組提案の実施状況を確認するなどして、取組提案の実施を促したりすることなどにより、システム販売が適切に実施されるよう改善させたもの……………	370
(2) 重要病害虫であるプラムボックスウイルスの緊急防除について、感染樹木等の伐採処分業務の実態に即した適正な現地実行価格の算定方法の指針を定めることにより、伐採処分業務に係る委託費の積算が適正に行われるよう改善させたもの……………	375
(3) 国営更新事業等の実施に当たり、支障となる他目的使用施設の移転等に要する費用を国が負担する場合の取扱いを明確にして周知徹底することなどにより、他目的使用施設の移転等に要する費用の負担が適正なものとなるよう改善させたもの……………	378
(4) 農地海岸事業について、海岸管理者に対して、防護区域内の農地の状況を確認するなどして農地の保全に係る効果が十分に発揮されるか検討することの重要性等を周知したり、防護区域内の農地の状況を確認できる仕組みを整備したりすることにより、事業の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの……………	381
(5) 鳥インフルエンザのまん延を防止するためのワクチンの備蓄量の算定に当たり、最新の飼養状況等に基づき、ひな鶏等のワクチン接種の対象となっていない鶏を対象から除外するなどして、備蓄量の算定を適切に行うよう改善させたもの……………	384
(6) 沿岸漁業改善資金が適切な規模で有効に運営されるよう、水産庁において余剰金の自主納付制度が十分に活用されているかについて十分に確認できる体制を整備し、必要に応じて都道府県と余剰金の額の再算定や自主納付の再検討について協議等を行うことができるよう改善させたもの……………	387

(7) 産地水産業強化支援事業等について、目標年度の翌年度に改善計画を策定させて成果目標を達成すべき旨の指導を適時適切に行うための体制を整備するなどしたり、後継事業において整備する施設が有効に活用され、事業計画の達成に資するものとなるよう事前の調査・検討を十分に行わせることを周知するなどしたりすることにより、事業効果の発現に資するよう改善させたもの	392
(8) 農業災害補償制度の運営に当たり、共済団体が行う特別積立金の取崩しに係る会計経理について、特別積立金から取り崩した資金を共済事業等に係る費用の支払等に充てる場合には当該共済事業等に係る共済勘定の特別積立金を取り崩すことなどを監督指針に追記したり、特別積立金の取崩しの根拠となっている規定を改正したりなどすることにより、特別積立金の取崩しが適切に行われるよう改善させたもの	395
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	401
家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について	401
平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	402
(1) 6 次産業化ネットワーク活動交付金等による事業のフォローアップについて	402
(2) 国際熱帯木材機関における財務損失の発生を踏まえた国際機関等から提出される決算書の確認体制の整備等について	403
(3) 農林水産物・食品の輸出促進事業の評価等について	403
(4) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業における侵入防止柵の設置等について	404
(5) HACCP 対応のための施設改修等支援事業における施設認定の取得状況について	406
第 9 経 済 産 業 省	408
不 当 事 項	408
補 助 金	408
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	408
補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの	409
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備等を無断で譲渡したり、補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めたりなどしていたもの〔東北経済産業局〕(224)–(227)	409
意見を表示し又は処置を要求した事項	412
再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業等により導入したバイオマス熱利用設備で使用する燃料が補助の要件を満たしたものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに再生可能エネルギー熱利用設備等の稼働状況や達成率を適切に把握して、稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体から改善計画等の提出を受けて改善指導等を行うなどするよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの	412

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	420
(1) 研究開発プロジェクト等に関する委託事業により取得した物品の管理について	420
(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金の規模に ついて	422
第10 国土交通省	423
不当事項	423
補助金	423
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	423
(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	424
サービス付き高齢者向け住宅整備事業において、支払っていない額を補助対象 事業費に含めるなどして実績報告書を提出して補助対象事業費の算定が適 切でなかったもの[国土交通本省] (228)-(232)	424
消費税等相当額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていた もの[長崎県] (233)-(235)	426
サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)において、支払っていない費用を 支払ったこととしていたり、補助の対象とならない費用を補助対象事業費に含 めたりして補助対象事業費の算定が適切でなかったもの[国土交通本省] (236) (237)	428
交付額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの[近 畿地方整備局] (238)	430
設計変更における対象土量を誤ったため、工事費が過大となっていたもの[大 分県] (239)	430
架空送電線路の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの[北海道] (240)	431
^{しゅんせつ} 浚 渫工事に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大 に交付されていたもの[関東地方整備局] (241)	432
(2) 工事の設計が適切でなかったもの	434
橋りょうの変位制限構造の設計が適切でなかったもの[和歌山県] (242)	434
根固工の設計が適切でなかったもの[山形県] (243)	435
公営住宅の床の設計が適切でなかったもの[青森県] (244)	436
橋りょうの横変位拘束構造の設計が適切でなかったもの[山口県] (245)	437
擁壁の設計が適切でなかったもの[兵庫県] (246)	439
係船浮標の再利用の検討が十分でなかったため工事費が過大となっていたもの [沖縄総合事務局] (247)	440
護岸工の設計が適切でなかったもの[島根県] (248)	442

(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	443
災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったため、交付金により造成した基金が過大に使用されていたもの〔3 県〕(249)–(251)	443
(4) 補助の対象とならないもの	445
サービス付き高齢者向け住宅整備事業において、交付決定前に事業に着手して	
いて補助の対象とならないもの〔国土交通本省〕(252)	445
防災・安全交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない費用を含め	
ていたもの〔高知県〕(253)	446
(5) 工事の契約処置が適切でなかったもの	447
最低制限価格の算定を誤ったため、落札者の決定が適切でなく契約額が割高と	
なっていたもの〔北海道〕(254)	447
意見を表示し又は処置を要求した事項	448
一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整	
備することなどにより、占用企業者に応分の負担を求めるよう意見を表示したもの	448
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	453
(1) 地域活性化インターチェンジの設置に当たり、地方公共団体と協定を締結して、	
当該協定に基づき工事を実施するよう指導したり、2 車線で供用される新直轄道	
路について将来 4 車線化した際に本線盛土となる場合等においても、インター	
チェンジ本体の建設費については地方公共団体が負担することを明確に示したり	
することにより、地域活性化インターチェンジの建設費が適切に負担されるよう	
改善させたもの	453
(2) 下水道事業におけるポンプ工事の工事費の積算に当たり、特別調査を活用するこ	
となどによりポンプの適正な市場価格を把握して積算単価を決定するよう事業主	
体に周知して、経済的な積算が行えるよう改善させたもの	457
(3) 離島活性化交付金事業の実施に当たり、アウトカム指標及び成果目標の設定につ	
いて十分検討を行うこと、事業実施後に達成率を適切に算定することなどについ	
て周知するとともに、活性化計画の審査体制を整備するなどして、事後評価等が	
適切に実施されるよう改善させたもの	461
(4) 空港整備事業で照明施設を整備する場合、供用後の維持管理において使用する予	
備品等の購入費は補助の対象とならないことを明確に示すことなどにより、補助	
金の交付が適切に行われるよう改善させたもの	466
平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	468
(1) 公営住宅等整備事業等における二重床下地に係る工事費の積算について	468
(2) 地域間幹線系統確保事業における輸送量の算定について	469

第11 環 境 省	471	
不 当 事 項	471	
予 算 経 理	471	目
入園料の一部が収納されておらず、会計経理が著しく適正を欠いていたもの[新宿御 苑管理事務所](255)	471	次
補 助 金	473	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	473	
(1) 補助金が過大に交付されていたなどのもの	474	
循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかつ たため、交付金が過大に交付されていたなどのもの[3道県](256)–(259)	474	
循環型社会形成推進交付金事業において、事務費に含めることとされている業 務委託に係る委託料を工事費に含めるなどしていたため、交付金が過大に交付 されていたなどのもの[福島県](260)	476	
循環型社会形成推進交付金事業等において、鉄くずなどの売却収入を事業費 から控除していなかったため、交付金が過大に交付されていたもの[山梨県] (261)	477	
(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	478	
再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業におい て、設備の設計が適切でなかったり設備の施工が適切でなかったりしていたも の[環境本省](262)–(265)	478	
(3) 補助の対象とならないもの	482	
循環型社会形成推進交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない建築 物の整備に要した費用を含めていたもの[2県](266)(267)	482	
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象事業費に補助の対象となら ない費用を含めていたもの[環境本省](268)	483	
(4) 工事の設計が適切でなかったもの	484	
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により整備した太陽光発電設備の基礎 の設計が適切でなかったもの[環境本省](269)	484	
(5) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	485	
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象事業費を過大に精算してい たもの[環境本省](270)	485	
意見を表示し又は処置を要求した事項	486	
(1) 受託者に継続使用させる委託事業物品等について、物品管理簿等を適切なものと したり、使用見込みがないまま長期間保管されているものの活用方法の検討を 行ったりするよう適宜の処置を要求し、無償貸付された委託事業物品等の管理が 適切に行われるよう周知徹底を図るなどするとともに、必要なものについては有 償貸付とするなどするよう是正改善の処置を求めたもの	486	

(2) 循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターの資源化設備について、汚泥量の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、し尿等の汚泥性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどを事業主体に対して周知するよう是正改善の処置を求めたもの	495
平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	500
(1) 防災拠点施設に整備する太陽光発電設備等の設計等について	500
(2) 会議開催等業務に係る契約における仕様書等の変更手続等について	501
(3) 除染工事等に適用される共通仮設費率及び現場管理費率について	501
第12 防 衛 省	503
不 当 事 項	503
工 事	503
ヘリコプター着陸帯の移設工事のうち警備業務に要した費用について、警備期間外の費用が含まれていたため、支払額が過大となっていたもの〔沖縄防衛局〕(271)	503
物 件	504
ソフトウェアを使用するためのライセンス及びソフトウェアのアップグレード等を行う権利の調達数量の算定に当たり、ソフトウェアを使用するパーソナルコンピュータの台数の把握が適切でなかったため、調達数量が過大となっていたもの〔海上幕僚監部〕(272)	504
意見を表示し又は処置を要求した事項	507
防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムについて、システムの有用性の検証等を行うなどの整備目的を十分に達成するために、分析手法等について組織として問題を共有して対応を検討できる体制を整備した上で、コストデータの分析に適した製造原価を取得するための方策について民間企業等と調整して、コストデータの具体的な分析手法の検討等を行うよう意見を表示したもの	507
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	515
(1) まとめ買いにより長期間保管する器材について、保管期間中の維持管理の在り方について経済性を考慮した検討を十分に行ったり、仕様書等と適合した適切な調達要求を行ったり、予定価格の算定における見積資料の内容を十分に確認したりして、調達が適切に行われるよう改善させたもの	515
(2) 製品として民生品と同一の交換用の無停電電源装置(UPS)を調達するに当たり、民生品であることを明示するよう技術指令書を改正するなどして、随意契約による製造請負契約により調達していた交換用のUPSを一般競争契約等による売買契約により調達するよう改善させたもの	519

(3) 防衛施設周辺地域における騒音障害の防止等のために取得し、国有地として保有している周辺財産について、無断使用等の状況を定期的に把握して改善に向けた指示を行う仕組みを整備したり、公募の上で有償による使用許可を与えることにより有効活用及び維持管理費の縮減を図ることを検討したり、必要に応じて行政財産の用途廃止を検討したりすることにより、適切に管理するよう改善させたもの	522
(4) 重要物品であるのに物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった航空機、艦船等に搭載する物品について、明確な計上基準を制定し、その内容を周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの	527
(5) 特別技術検査における装備品の部品等ごとの交換等の要否判定を適切に行うために、実施に当たっての留意点を明確に示したり、判定が適切に行われているか確認するなどの態勢を整備したりするとともに、部品取り及び検査分類を効率的に行うために、交換等の要否判定の結果を装備品の用途廃止後の部品採取に活用する態勢を整備することなどにより、部品採取が適切に実施されるよう改善させたもの	531
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	538
防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について	538
平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	539
有償援助調達における防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求並びに計算書と受領検査調書との照合の適切な実施について	539
第 2 節 団体別の検査結果	541
第 1 沖縄振興開発金融公庫	541
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	541
賃貸住宅融資を行うに当たり、保証機関による保証を徴求することなどにより、信用リスクへの対応を適切に執るよう改善させたもの	541
第 2 日本私立学校振興・共済事業団	544
不 当 事 項	544
補 助 金	544
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事業団] (273)–(281)	544
第 3 日本銀行	549
不 当 事 項	549
不正行為	549
職員の不正行為による損害が生じたもの[日本銀行本店] (282)	549

	第4 日本中央競馬会	550
	意見を表示し又は処置を要求した事項	550
目	畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定に当たり、公募要領等に、事業の一部を委託して実施する場合に、実施主体が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを明示することにより、助成対象経費となる委託費の範囲を明確にして、交付金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを明示したり、ソフトウェアの開発費が資産の取得費に当たるかどうかを判断するための基準を明確に定めたりすることにより、助成対象経費となる物品のリース料及びソフトウェアの開発費を適切に算定して、交付金の交付が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの	550
次	第5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	556
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	556
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理設備の改修工事において、施工状況等を踏まえた経済的な積算を行うよう改善させたもの	556
	第6 東日本高速道路株式会社、第7 中日本高速道路株式会社、第8 西日本高速道路株式会社	560
	意見を表示し又は処置を要求した事項	560
	(1)-(3) 高速道路会社が実施する道路構造物の点検等について、点検困難箇所に係る点検の手法を具体的に定めるよう是正改善の処置を求め、点検及び補修結果を適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに変状の内容等の必要な情報を的確に把握するなどして、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備するよう意見を表示したもの	560
	(第6 東日本高速道路株式会社、第8 西日本高速道路株式会社)、第9 本州四国連絡高速道路株式会社	569
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	569
	(1)-(3) 橋りょう部の舗装補修工事において施工される床版防水工の設計及び積算に当たり、床版防水層に特定の材料を使用しなければならない特段の理由がある場合を除いて、使用する材料を特記仕様書等に明記しないで設計したり、安価な単価を選択して積算したりすることなどにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの	569
	(第8 西日本高速道路株式会社)	573
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	573
	新名神高速道路の建設事業において配置される安全巡視員に係る費用の積算に当たり、業務内容等を踏まえた人件費単価を設定することにより、安全巡視員に係る費用の算定を適切なものとするよう改善させたもの	573
	第10 全国健康保険協会	578
	不当事項	578
	保険給付	578
	健康保険の傷病手当金の支給において、労働者災害補償保険の休業補償給付との併給調整が適正でなかったもの[全国健康保険協会5支部](283)	578

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	582	
健康保険の傷病手当金の支給における厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整につ いて	582	目
第11 日本年金機構	583	
不 当 事 項	583	次
役 務	583	
扶養親族等申告書の点検業務等に係る委託契約において、適正な契約手続をとること なく、契約に含まれていない業務を行わせていたもの[日本年金機構本部](284)	583	
意見を表示し又は処置を要求した事項	586	
(1) 地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会について、月次照会 により提供を受ける本人確認情報を活用することにより、年次照会の対象者の範 囲を限定して、情報提供手数料支払額の節減を図るよう是正改善の処置を求めた もの	586	
(2) 第三者行為事故に係る年金の支給と第三者からの損害賠償との調整に関する事務 について、督促等の手続が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善 の処置を求め、並びに年金の支給停止等を行うために必要な損害賠償金の受領状 況や医療費等実支出額を把握するための手続を整備するなどして、年金の支給停 止等の事務が適切に行われるよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの	591	
平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	591	
国民年金保険料の強制徴収業務等について	591	
第12 独立行政法人国立青少年教育振興機構	592	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	592	
有形固定資産の改良又は修繕に係る会計処理について、資産計上及び除却処理を適切 に行って財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、資産計上及び費用処理の判断 基準を作成するなどして会計処理を適切に行うよう改善させたもの	592	
第13 国立研究開発法人防災科学技術研究所	596	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	596	
実大三次元震動破壊実験施設を利用した実験終了後に保管されている試験体につい て、再利用する具体的な予定のないものを処分するなどして保管場所を集約すると ともに、今後は、具体的な再利用計画を明確に策定するなどした上で試験体の管理及び 処分を適切に実施することにより、保管場所に要する費用を節減するよう改善させ たもの	596	
第14 国立研究開発法人森林研究・整備機構	599	
意見を表示し又は処置を要求した事項	599	
水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定において、従来 保育費として機構のみが負担していた丸太の移動費用を売払いに要した費用に含める こととし、機構、造林地所有者及び造林者の三者で当該費用を負担するよう改善の処 置を要求したもの	599	

	第15 国立研究開発法人産業技術総合研究所	605
	平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	605
目	事務用品等の調達について	605
	第16 独立行政法人国際協力機構	607
次	意見を表示し又は処置を要求した事項	607
	政府開発援助の実施に当たり、有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない 地方政府機関であるなど、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な 事業を行う場合、施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通 じるなどして整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うなどし て、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	607
	平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	607
	政府開発援助の効果の発現について	607
	第17 国立研究開発法人理化学研究所	608
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	608
	設備管理業務を実施する際の予定価格の積算に当たり、建築保全業務積算要領の歩掛 かりを採用して必要人数を算定するものについて、建築保全業務労務単価を採用する こととして、適切に予定価格の積算を実施するよう改善させたもの	608
	第18 独立行政法人福祉医療機構	611
	不 当 事 項	611
	補 助 金	611
	社会福祉振興助成事業の実施に当たり、虚偽の賃金台帳等を作成するなどして、架空 のアルバイトの賃金、車両の借料損料等を助成対象経費としていて助成金が過大に交 付されていたもの[独立行政法人福祉医療機構] (285)	611
	意見を表示し又は処置を要求した事項	612
	独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸 付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額 を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要 財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、業務廃止までの間、事業規模に 見合うものとなるよう必要となる政府出資金の額の算出方法を検討してこれに基づき 適時適切に検証を行い、不要財産として国庫に納付することができる仕組みを整備し て、その仕組みに沿って、適切に不要財産を国庫に納付することとするよう意見を表 示したもの	612
	第19 独立行政法人情報処理推進機構	613
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	613
	労働者派遣契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争に付するなどすること により、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を十分に享受 できるよう改善させたもの	613
	第20 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	616
	平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	616
	国家備蓄施設における備蓄機器の部品の調達等について	616

第21	独立行政法人中小企業基盤整備機構	617	
	平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	617	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金の規模に ついて	617	目
第22	独立行政法人都市再生機構	618	次
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	618	
	賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について	618	
第23	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	619	
	不 当 事 項	619	
	物件・役務	619	
	高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい監視用カメラの点検、交換等を実施する ための請負契約及び購入契約において、契約する必要のない業務を契約に含めていた ため、契約額が割高となっていたもの[独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀事 業本部、高速増殖原型炉もんじゅ] (286)	619	
第24	独立行政法人勤労者退職金共済機構	622	
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	622	
	中小企業退職金共済契約に係る掛金の口座振替納付について、全ての共済契約者に一 律に口座振替結果通知書を送付する取扱いを廃止し、共済契約者から要望があった場 合に個別に同通知書を送付することとして、同通知書の作成及び発送の業務に係る費 用の節減を図るよう改善させたもの	622	
第25	国立大学法人東京大学	625	
	不 当 事 項	625	
	予 算 経 理	625	
	研究費の不正使用に伴う返還金に係る積立金の経理が不当と認められるもの[国立大 学法人東京大学] (287)	625	
第26	日本放送協会	627	
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	627	
	衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の郵送に当たり、割引制度を適 切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの	627	
第27	株式会社商工組合中央金庫	631	
	不 当 事 項	631	
	貸付金・その他	631	
	危機対応業務に係る貸付けの要件を確認するために事業者から受領した試算表等を改 ざんするなどして、要件を満たしていない事業者に対して貸付け及び利子補給金の支 給を行っていたもの[5支店] (288)-(292)	631	
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	635	
	危機対応準備金について、事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要 な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的な検討を行うとともに、国庫納 付が可能であると判断した場合は、適切に国庫に納付するよう改善させたもの	635	

	第28 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、第29 東日本電信電話株式会社、第30 西日本電信電話株式会社	639
目	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	639
次	(1) (3) 浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備している移動電源車について、洪水等による浸水が予見される場合の移動に係る具体的な取扱いを定めることなどにより、大規模な洪水等が発生した場合でもその機能を発揮して商用電源が途絶するなどした通信ビルの電源救済を効果的に行うことができるよう改善させたもの	639
	第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果	643
	第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	643
	第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について	649
第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	653
	第1節 国会及び内閣に対する報告	653
	第1 租税特別措置(相続税関係)の適用状況等について	653
	第2 各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について	666
	第3 官民ファンドにおける業務運営の状況について	681
	第4 在日米軍関係経費の執行状況等について	696
	第5 高速増殖原型炉もんじゅの研究開発の状況及び今後の廃止措置について	713
	第6 石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給について	727
	第7 株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について	746
	第2節 国会からの検査要請事項に関する報告	759
	第1 学校法人森友学園に対する国有地の売却等について	759
	第2 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について	783
	第3 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について	802
	第3節 特定検査対象に関する検査状況	820
	第1 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について	820
	第2 競馬等の払戻金に係る所得に対する課税状況について	883
	第3 開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した場合における個人事業者の消費税の納税義務の免除について	894
	第4 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について	905
	第5 独立行政法人国立病院機構が設置する病院の経営状況等について	928
	第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況	949
	第5節 特別会計財務書類の検査	954
第5章	会計事務職員に対する検定	959
	第1節 国の現金出納職員に対する検定	959
	第2節 国の物品管理職員に対する検定	960

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要	961	
第1節 国の財政等の概況	961	
第1 国の会計	961	目
1 概況	961	
2 一般会計	961	次
3 特別会計	962	
4 一般会計及び特別会計の債務	964	
第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人	965	
第3 財政投融资	969	
1 財政投融资の概要	969	
2 財政投融资の原資	969	
3 財政投融资計画の実績	969	
第4 国の財政状況	970	
第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要	983	
第1 歳入歳出決算	983	
1 一般会計	983	
2 特別会計(目次24ページ参照)	986	
第2 国税収納金整理資金の受払	1012	
第3 法律により設置されているその他の資金の受払	1013	
1 決算調整資金	1013	
2 貨幣回収準備資金	1013	
第4 債権及び債務	1014	
1 債権	1014	
2 債務	1014	
第5 国庫金、国有財産及び物品	1016	
1 国庫金	1016	
2 国有財産	1016	
3 物品	1017	
第6 財政融資資金の長期運用	1018	
第7 政府関係機関及びその他の団体	1019	
1 概況	1019	
2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算(目次24ページ参照)	1023	
3 日本放送協会の決算	1062	

特別会計及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算記述

目

次 【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	986
2 地震再保険特別会計	987
3 国債整理基金特別会計	988
4 外国為替資金特別会計	989
5 財政投融资特別会計	989
6 エネルギー対策特別会計	992
7 労働保険特別会計	994
8 年金特別会計	996
9 食料安定供給特別会計	1000
10 国有林野事業債務管理特別会計	1005
11 特許特別会計	1005
12 自動車安全特別会計	1006
13 東日本大震災復興特別会計	1008

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 沖縄振興開発金融公庫	1023
2 株式会社日本政策金融公庫	1024
3 株式会社国際協力銀行	1030
4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1033

[事業団等]

1 日本私立学校振興・共済事業団	1035
2 日本銀行	1040
3 日本中央競馬会	1041
4 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	1043
5 東日本高速道路株式会社	1045
6 中日本高速道路株式会社	1045
7 西日本高速道路株式会社	1045
8 本州四国連絡高速道路株式会社	1048
9 全国健康保険協会	1049
10 日本年金機構	1051

ページ

[独立行政法人]

国立青少年教育振興機構	1054
防災科学技術研究所	1054
森林研究・整備機構	1054
国際協力機構	1055
理化学研究所	1055
福祉医療機構	1055
情報処理推進機構	1056
日本原子力研究開発機構	1057
勤労者退職金共済機構	1058

(注) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。

[国立大学法人]

国立大学法人東京大学	1061
------------	------

備考

この検査報告中表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

第1章 検査の概要

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成30年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成30年次会計検査の基本方針

(平成29年9月8日策定)

会計検査院は、平成30年次の検査(検査実施期間 29年10月から30年9月まで)に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、平成30年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、今後本格化する人口減少、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、潜在成長力の伸び悩み、社会資本の老朽化等の難しい課題に直面している。また、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興が我が国の大きな課題となっており、行政等にはこうした課題への適切な対応が求められている。

一方、我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、29年度末には約865兆円に達すると見込まれており、29年度一般会計予算における公債依存度は約35%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約24%となっていて、財政の健全化が課題となっている。

このような中で、政府は、32年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標の達成に向けて、経済と財政の一体的な再生を目指す28年度以降5年間の「経済・財政再生計画」を定めて、次世代への責任の視点に立って、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」及び「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進するとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、平成15年度決算検査報告から内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施してその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣に対する随時の報告を毎年行ってきた。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視される中で、検査報告等により、行財政に関して国民への問題提起等を行ってきた会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境及びエネルギー
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ 情報通信 (IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通若しくは関連する事項に対して横断的な検査の充実に努めるとともに、国民の関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの可否も視野に入れて検査

を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- ウ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- オ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合规性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効果的・効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政及び財政の健全化に向けた取組についてその分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされて

いる。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成30年次の検査(検査実施期間 29年10月から30年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等212法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,637の団体等の会計、⑩は8法人の会計、⑪は27法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は89法人等の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成29年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類等について在庁して常時行う検査である。

会計検査院は、29年度分の計算書12万8千余冊及びそれらの証拠書類4146万余枚^(注)を受領し、これらの書類等について書面検査を実施した。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

会計検査院が30年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、次のとおり、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,468か所についての実施率は42.3%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,652か所についての実施率は16.3%となっており、これらを合わせた計11,120か所についての実施率は26.7%となっている。

区 分	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を 実施した箇所数(B)	実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,468	1,890	42.3
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,652	1,089	16.3
計	11,120	2,979	26.7

(注) ①及び②以外の箇所(郵便局、駅等)は20,408か所のうち22か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は9.5%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記4,637の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万2千2百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、30年次の検査において発した質問は6百余事項となっている。

(注) これら紙媒体の証拠書類のほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領したものがある。

第2節 検査結果の概要

平成30年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の13ページ参照)
(注)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の20ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
(本章の26ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
(本章の31ページ参照)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の33ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(本章の33ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
(本章の33ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(本章の34ページ参照)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
(本章の34ページ参照)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)
(本章の35ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	292 件	75 億 5409 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 ^{注(2)} 7 件	< 7 件分 > 41 億 7997 万円 〔 3 億 8538 万円 8 億 0103 万円 〕
	第34条及び第36条 ^{注(2)} 9 件	< 5 件分 > 23 億 5304 万円 〔 19 億 4929 万円 32 億 0622 万円 60 億 1692 万円 549 億 9812 万円 278 億 9064 万円 306 億 8117 万円 〕
	第36条 ^{注(2)} 12 件	< 6 件分 > 23 億 5186 万円 〔 72 億 8961 万円 70 億 4058 万円 58 億 0332 万円 567 億 6737 万円 4 億 5721 万円 32 億 9095 万円 2 億 3373 万円 〕
	小 計	28 件

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	^{注(2)} 39 件	<38 件分> 992 億 8338 万円 15 億 9750 万円 1338 億 8264 万円 119 億 8215 万円 127 億 4698 万円
事 項 計	359 件	<348 件分> ^{注(3)} 1156 億 9880 万円
国会及び内閣に対する報告	7 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	3 件	—
特定検査対象に関する検査状況	5 件	—
総 計	374 件	<348 件分> ^{注(3)} 1156 億 9880 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計 8 件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

第1章
第2節
第1 事項等別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)		
	件		条(注(1))件		件		件		
内閣府 (内閣府本府)	27	3億6938万円			1	9896万円	28	4億6834万円	
総務省	49	19億4721万円	③④	1	9億2553万円	1	2億0443万円	51	30億7717万円
法務省	1	451万円			1	2493万円	2	2944万円	
外務省			③④	1 注(3) ③⑥ 1	6198万円 注(3) (72億8961万円)		注(3) 2	注(3) 6198万円 (72億8961万円)	
財務省	1	2億6673万円			1	15億9605万円	2	18億6278万円	
文部科学省	30	10億4974万円	③⑥	1	(70億4058万円)	注(7) 1	注(7) 32	10億7127万円 (70億4058万円) (15億9750万円)	
厚生労働省	87	21億8209万円	注(4)、注(7) ③④・③⑥ 3		4億4309万円 注(4) (19億4929万円) (32億0622万円)	1	注(4) 注(5) 注(7) 95	注(4)、注(5)、注(6) 43億0210万円 (19億4929万円) (32億0622万円)	
農林水産省	28	6億6888万円	注(7) ③④ 2 注(7) ③④・③⑥ 1 注(7) ③⑥ 3		4億8981万円 (3億8538万円) 8億5842万円 (60億1692万円) 6360万円 (58億0332万円) (567億6737万円) (4億5721万円)	8	注(7) 42	注(6) 117億9095万円 (3億8538万円) (60億1692万円) (58億0332万円) (567億6737万円) (4億5721万円)	
経済産業省	4	2606万円	③④・③⑥	1	10億0486万円		5	10億3092万円	
国土交通省	27	2億8207万円	③⑥	1	(32億9095万円)	4	32	13億8217万円 (32億9095万円)	
環境省	16	2億8205万円	注(7) ③④ 2		20億6892万円 (8億0103万円)		注(7) 18	23億5097万円 (8億0103万円)	
防衛省	2	3148万円	③⑥	1	(2億3373万円)	注(7) 5	注(7) 8	639億9745万円 (2億3373万円) (1338億8264万円) (119億8215万円)	
沖縄振興開発 金融公庫						1	1	(127億4698万円)	
日本私立学校 振興・共済 事業団	9	1億8805万円					9	1億8805万円	
日本銀行	1	375万円					1	375万円	
日本中央 競馬会			③④・③⑥	1	4667万円		1	4667万円	

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社					1	1億0200万円	1	1億0200万円
東日本高速道路株式会社			③④・③⑥ 1	(549億9812万円)	1	4010万円	2	4010万円 (549億9812万円)
中日本高速道路株式会社			③④・③⑥ 1	(278億9064万円)			1	(278億9064万円)
西日本高速道路株式会社			③④・③⑥ 1	(306億8117万円)	2	1億0270万円	3	1億0270万円 (306億8117万円)
本州四国連絡高速道路株式会社					1	1920万円	1	1920万円
全国健康保険協会	1	1479万円					1	1479万円
日本年金機構	1	4781万円	③④ 1 注(4) ③④・③⑥ 1	6億3373万円 注(4)			注(4) 3	注(4) 6億8154万円
独立行政法人国立青少年教育振興機構					1	6億3643万円	1	6億3643万円
国立研究開発法人防災科学技術研究所					1	5374万円	1	5374万円
国立研究開発法人森林研究・整備機構			③⑥ 1	6億1206万円			1	6億1206万円
独立行政法人国際協力機構			注(3) ③⑥ 1	注(3)			注(3) 1	注(3)
国立研究開発法人理化学研究所					1	1720万円	1	1720万円
独立行政法人福祉医療機構	1	805万円	注(5) ③⑥ 1	注(5)			注(5) 2	注(5) 805万円
独立行政法人情報処理推進機構					1	21億5297万円	1	21億5297万円
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1	770万円					1	770万円
独立行政法人勤労者退職金共済機構					1	2億1995万円	1	2億1995万円
国立大学法人東京大学	1	486万円					1	486万円
日本放送協会					1	4658万円	1	4658万円
株式会社商工組合中央金庫	5	1億6882万円			1	150億円	6	151億6882万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
エヌ・ティ・ ティ・コミュニ ケーションズ株式 会社					1	11億1605万円	1	11億1605万円
東日本電信電 話株式会社					1	21億6907万円	1	21億6907万円
西日本電信電 話株式会社					1	8億6091万円	1	8億6091万円
合計	292	75億5409万円	注(3)、注(4) 注(5) 28	88億8487万円	39	992億8338万円	注(3) 注(4) 注(5) 359	注(6) 1156億9880万円

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条の規定によるもの、⑤は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 外務省の1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 厚生労働省のうち1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 厚生労働省のうち1件及び独立行政法人福祉医療機構の1件は、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①建設労働者確保育成成功成金に関するもの(169ページ及び275ページ参照)、②労災診療費の算定における労災治療計画加算に関するもの(194ページ及び259ページ参照)、③国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業に関するもの(291ページ及び326ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(④企業内人材育成推進助成金に関するもの(171ページ及び280ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(7) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計8件ある。

以上の各事項計359件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 292 件 75 億 5409 万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第 31 条の規定等による懲戒処分等の要求及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 4 件 12 億 4957 万余円

省 庁 名	予算経理	租 税	保 険 料	計
財 務 省	件	件	件	件
厚 生 労 働 省		1		1
環 境 省	1		2	2
計	1	1	2	4

(ア) 予 算 経 理 1 件 2574 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○環 境 省

- ・ 入園料の一部が収納されておらず、会計経理が著しく適正を欠いていたもの(1件 2574 万余円) (471 ページ記載)

(イ) 租 税 1 件 2 億 6673 万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・ 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 2 億 6673 万余円) (114 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 9 億 5709 万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚 生 労 働 省

- ・ 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 3 億 2118 万余円) (160 ページ記載)
- ・ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 6 億 3590 万余円) (163 ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 286 件 62 億 9590 万余円

省庁又は団体名	工 事	物 件	物 件 役 務	役 務	保 給 険 付	医療費	補助金	貸付金 ・ その他	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)							27			27
総 務 省							35		14	49
法 務 省				1						1
文 部 科 学 省							30			30
厚 生 労 働 省				1	8	2	71		3	85
農 林 水 産 省	1			1			24		2	28
経 済 産 業 省							4			4
国 土 交 通 省							27			27
環 境 省							15			15
防 衛 省	1	1								2
日本私立学校 振興・共済事業団							9			9
全国健康保険協会					1					1
日本年金機構				1						1
独立行政法人 福祉医療機構							1			1
国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構			1							1
株式会社商工 組合中央金庫								5		5
計	2	1	1	4	9	2	243	5	19	286

(ア) 工 事

2 件 2990 万余円

<工事の目的を達していなかったもの>

○農林水産省

- ・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施に当たり、データ転送装置の設計における ADSL 等の利用の可否についての検討が十分でなく、運用に当たってデータ転送装置の改修を行うなど必要な処置を講じていなかったため、データ転送装置が事業の目的に沿って使用できない状態となっていて、工事の目的を達していなかったもの
(1 件 1606 万余円) (291 ページ記載)

<工事費の支払が過大となっていたもの>

○防 衛 省

- ・ヘリコプター着陸帯の移設工事のうち警備業務に要した費用について、警備期間外の費用が含まれていたため、支払額が過大となっていたもの(1 件 1383 万余円)

(503 ページ記載)

- (イ) 物 件 1 件 1764 万余円
＜調達数量が過大となっていたもの＞
- 防 衛 省
- ・ソフトウェアを使用するためのライセンス及びソフトウェアのアップグレード等を行う権利の調達数量の算定に当たり、ソフトウェアを使用するパーソナルコンピュータの台数の把握が適切でなかったため、調達数量が過大となっていたもの(1 件 1764 万余円) (504 ページ記載)
- (ウ) 物件・役務 1 件 770 万円
＜契約額が割高となっていたもの＞
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- ・高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい監視用カメラの点検、交換等を実施するための請負契約及び購入契約において、契約する必要のない業務を契約に含めていたため、契約額が割高となっていたもの(1 件 770 万円) (619 ページ記載)
- (エ) 役 務 4 件 5994 万余円
＜委託費の支払が過大となっていたもの＞
- 厚生労働省
- ・地域若者サポートステーション事業の委託費の算定に当たり、委託費の対象とはならない経費が含まれていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1 件 358 万余円) (166 ページ記載)
- 農林水産省
- ・木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業の実施に当たり、算出の対象から除外することとなっている超過勤務手当を含めるなどして人件費単価を算出し、これに基づき委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1 件 402 万余円) (292 ページ記載)
- ＜委託契約の手続が適正でなかったもの＞
- 日本年金機構
- ・扶養親族等申告書の点検業務等に係る委託契約において、適正な契約手続をとることなく、契約に含まれていない業務を行わせていたもの(1 件 4781 万余円) (583 ページ記載)
- ＜検査等が適切でなかったもの＞
- 法 務 省
- ・収容場等の監視等業務契約において、警備員が休憩時間を取得するなどした際に仕様書に定めたとおりの監視等業務を行う警備員が配置されていなかったのに、業務の履行の完了を確認するための検査が適切でなかったことなどのため、契約金額の全額を支払っていたもの(1 件 451 万余円) (91 ページ記載)
- (オ) 保 険 給 付 9 件 1 億 8592 万余円
＜保険の給付が適正でなかったもの＞
- 厚生労働省
- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1 件 2498 万余円) (167 ページ記載)

- ・雇用保険の建設労働者確保育成助成金の支給が適正でなかったもの(1件 332 万余円)
(169 ページ記載)
- ・雇用保険の企業内人材育成推進助成金の支給が適正でなかったもの(1件 375 万円)
(171 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの(1件 2237 万余円)
(173 ページ記載)
- ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの(1件 3301 万余円)
(177 ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 2457 万余円)
(179 ページ記載)
- ・雇用保険の認定職業訓練実施奨励金の支給が適正でなかったもの(1件 456 万余円)
(182 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 5454 万余円)
(185 ページ記載)

○全国健康保険協会

- ・健康保険の傷病手当金の支給において、労働者災害補償保険の休業補償給付との併給調整が適正でなかったもの(1件 1479 万余円)
(578 ページ記載)

(カ) 医療費 2件 4億 0998 万余円

<医療費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 3億 0747 万余円)
(187 ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件 1億 0251 万余円)
(194 ページ記載)

(キ) 補助金 243件 50億 0075 万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金、負担金及び助成金に係る事態を含んでいる。

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・補助の対象とならないもの(20件 2億 8091 万余円) (50 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(4件 1299 万余円) (54 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 6066 万余円) (55 ページ記載)
- ・交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 983 万余円)
(57 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 496 万余円) (58 ページ記載)

○総務省

- ・地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたなどのもの(10件 6648 万余円)
(68 ページ記載)
- ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が過大に交付されていたなどのもの(22件 18億 1905 万余円)
(71 ページ記載)

- ・地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により整備した設備の施工が適切でなかったため、補助の目的を達していなかったなどのもの(2件 2158 万余円)

(74 ページ記載)

- ・情報通信利用環境整備推進交付金により整備した光ケーブルの架設工事の施工が適切でなかったもの(1件 467 万余円)

(76 ページ記載)

○文部科学省

- ・へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの(4件 2821 万余円)

(125 ページ記載)

- ・公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの(2件 1 億 5484 万余円)

(127 ページ記載)

- ・独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 8193 万余円)

(128 ページ記載)

- ・私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)が過大に交付されていたもの(1件 1533 万余円)

(130 ページ記載)

- ・国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの(2件 372 万余円)

(132 ページ記載)

- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(5件 5816 万余円)

(133 ページ記載)

- ・公立学校施設整備費負担金が過大に交付されていたもの(1件 923 万余円)

(135 ページ記載)

- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(10件 6 億 7568 万余円)

(136 ページ記載)

- ・私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの(4件 2258 万余円)

(140 ページ記載)

○厚生労働省

- ・疾病予防対策事業費等補助金(特定感染症検査等事業に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 1181 万余円)

(198 ページ記載)

- ・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(3件 1118 万余円)

(199 ページ記載)

- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(14件 7513 万余円)

(200 ページ記載)

- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(27件 2 億 1187 万余円)

(203 ページ記載)

- ・高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施に当たり、事業の一部を実施していないなどしていたもの(1件 220 万円)

(207 ページ記載)

- ・緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 1 億 2965 万余円)

(208 ページ記載)

- ・緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 4866 万余円)
(210 ページ記載)
- ・保育対策総合支援事業費補助金(認可化移行改修費等支援事業に係る分)により実施した事業が補助の対象とならないもの(1件 2043 万余円)
(211 ページ記載)
- ・児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(4件 1004 万余円)
(212 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 371 万円)
(214 ページ記載)
- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(5件 1932 万余円)
(214 ページ記載)
- ・障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの(1件 361 万余円)
(216 ページ記載)
- ・介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(1件 180 万余円)
(217 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(8件 5038 万余円)
(218 ページ記載)
- ・医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(介護施設等の整備に関する事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(2件 705 万余円)
(220 ページ記載)
- 農林水産省
 - ・工事の設計が適切でなかったもの(8件 1 億 3433 万余円)
(296 ページ記載)
 - ・補助の対象とならないもの(5件 3048 万余円)
(307 ページ記載)
 - ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(3件 1656 万余円)
(311 ページ記載)
 - ・補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの(3件 944 万余円)
(313 ページ記載)
 - ・補助の目的を達していなかったもの(2件 9468 万余円)
(316 ページ記載)
 - ・補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの(1件 1050 万余円)
(318 ページ記載)
 - ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 399 万余円)
(319 ページ記載)
 - ・補助事業により取得した財産の管理が適切でなかったもの(1件 234 万余円)
(320 ページ記載)
- 経済産業省
 - ・補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの(4件 2606 万余円)
(409 ページ記載)
- 国土交通省
 - ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(14件 7889 万余円)
(424 ページ記載)
 - ・工事の設計が適切でなかったもの(7件 1 億 0057 万余円)
(434 ページ記載)

- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(3件 7563 万余円) (443 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(2件 2073 万余円) (445 ページ記載)
- ・工事の契約処置が適切でなかったもの(1件 623 万余円) (447 ページ記載)

○環 境 省

- ・補助金が過大に交付されていたなどのもの(6件 9986 万余円) (474 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(4件 1 億 1546 万余円) (478 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(3件 2650 万余円) (482 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 1211 万余円) (484 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 234 万余円) (485 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(9件 1 億 8805 万余円) (544 ページ記載)

○独立行政法人福祉医療機構

- ・社会福祉振興助成事業の実施に当たり、虚偽の賃金台帳等を作成するなどして、架空のアルバイトの賃金、車両の借料損料等を助成対象経費としていて助成金が過大に交付されていたもの(1件 805 万余円) (611 ページ記載)

(ク) 貸付金・その他 5件 1 億 6882 万余円

<貸付金及び利子補給金に係る経理が適正を欠いていたもの>

○株式会社商工組合中央金庫

- ・危機対応業務に係る貸付けの要件を確認するために事業者から受領した試算表等を改ざんするなどして、要件を満たしていない事業者に対して貸付け及び利子補給金の支給を行っていたもの(5件 1 億 6882 万余円) (631 ページ記載)

(ケ) そ の 他 19件 4 億 1522 万余円

<交付税の交付が不当なもの>

○総 務 省

- ・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったなどのため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの(14件 3541 万円) (77 ページ記載)

<介護給付費等の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1144 万余円) (222 ページ記載)
- ・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1374 万余円) (227 ページ記載)
- ・障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 819 万余円) (230 ページ記載)

＜共済事業の経理が適正を欠いていたもの＞

○農林水産省

- ・農業共済組合が行う家畜共済事業において、当該年度に生じた剰余については、全額を不足金填補準備金と特別積立金とに積み立てなければならないとされているのに、その一部を業務勘定に繰り入れていて、農業災害補償法及び同法施行規則に違背していたもの(1件 3億3719万余円) (323 ページ記載)

＜手当金等の交付が過大となっていたもの＞

○農林水産省

- ・へい殺畜等手当金等が過大に交付されていたもの(1件 923 万余円) (321 ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの

計 2 件 861 万余円

団 体 名	予算経理	不正行為	計
日 本 銀 行	1 件	1 件	1 件
国立大学法人東京大学	1		1
計	1	1	2

(ア) 予 算 経 理

1 件 486 万余円

＜会計経理が適正を欠いていたもの＞

○国立大学法人東京大学

- ・研究費の不正使用に伴う返還金に係る積立金の経理が不当と認められるもの(1件 486 万余円) (625 ページ記載)

(イ) 不 正 行 為

1 件 375 万円

＜現金が領得されたもの＞

○日 本 銀 行

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 375 万円) (549 ページ記載)

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

計 28 件

ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの

7 件

(ア) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

4 件

○総 務 省

- ・物品として管理している宇宙電波監視施設等を構成する設備等のうち国有財産として管理すべき設備等に係る物品管理簿の価格を減ずるとともに、当該設備等を国有財産として国有財産台帳に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、設備等ごとに物品と国有財産の区分を明確にして関係部局に周知するなどして、今後調達して設置等する宇宙電波監視施設等を構成する設備等を物品管理簿及び国有財産台帳に正確に記録するための事務処理体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 9 億 2553 万円)

(80 ページ記載)

○外務省

- ・日本 NGO 連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金について、精算に時間を要して国庫への返還が遅れている事業を組織的に把握して優先的に精算に取り組むなどの体制を整備することにより、早期に国庫に返還させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 6198 万円)

(97 ページ記載)

○農林水産省

- ・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業について、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備したり、データ転送装置等を適切に管理するよう指導したりするなどして、適切な運用を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの(1 件 指摘金額 3 億 9291 万円 背景金額 3 億 8538 万円)

(326 ページ記載)

○環境省

- ・受託者に継続使用させる委託事業物品等について、物品管理簿等を適切なものとしたり、使用見込みがないまま長期間保管されているものの活用方法の検討を行ったりするよう適宜の処置を要求し、無償貸付された委託事業物品等の管理が適切に行われるよう周知徹底を図るなどするとともに、必要なものについては有償貸付とするなどするよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 18 億 8255 万円 背景金額 8 億 0103 万円)

(486 ページ記載)

(イ) 是正改善の処置を求めたもの

3 件

○農林水産省

- ・生産した丸太の数量等を確定させるために実施する毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、集積された丸太の量に応じて毎木検知を効率的に実施できる土場について、作業量の実態を積算基準に反映させて、経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 9690 万円)

(332 ページ記載)

○環境省

- ・循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターの資源化設備について、汚泥量の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、し尿等の汚泥性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどを事業主体に対して周知するよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 1 億 8637 万円)

(495 ページ記載)

○日本年金機構

- ・地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会について、月次照会により提供を受ける本人確認情報を活用することにより、年次照会の対象者の範囲を限定して、情報提供手数料支払額の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 6 億 3373 万円)

(586 ページ記載)

- イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 9件
- (ア) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示したもの 3件
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社
- ・高速道路会社が実施する道路構造物の点検等について、点検困難箇所に係る点検の手法を具体的に定めるよう是正改善の処置を求め、点検及び補修結果を適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに変状の内容等の必要な情報を的確に把握するなどして、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備するよう意見を表示したもの
- | | | | | |
|---|----|------|-------------|------------|
| { | 3件 | 背景金額 | 東日本高速道路株式会社 | 549億9812万円 |
| | | | 中日本高速道路株式会社 | 278億9064万円 |
| | | | 西日本高速道路株式会社 | 306億8117万円 |
- (560 ページ記載)
- (イ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件
- 厚生労働省及び日本年金機構
- ・第三者行為事故に係る年金の支給と第三者からの損害賠償との調整に関する事務について、督促等の手続が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに年金の支給停止等を行うために必要な損害賠償金の受領状況や医療費等実支出額を把握するための手続を整備するなどして、年金の支給停止等の事務が適切に行われるよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの
- (1件 背景金額 19億4929万円)
- (233、591 ページ記載)
- (ウ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件
- 農林水産省
- ・農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度について、土地改良区に対して国庫納付対象額の算定を手引に従った会計処理により適切に行うよう指導するなどするよう是正改善の処置を求め、並びに渴水準備引当金を発電施設運営経費から除外するよう改善の処置を要求し及び建設改良積立金を更新等事業費に充当する場合の取扱い、発電施設運営経費とする範囲等を見直すなどするよう意見を表示したもの
- (1件 指摘金額 8億5842万円 背景金額 60億1692万円)
- (336 ページ記載)
- (エ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 1件
- 経済産業省
- ・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業等により導入したバイオマス熱利用設備で使用する燃料が補助の要件を満たしたものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに再生可能エネルギー熱利用設備等の稼働状況や達成率を

適切に把握して、稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体から改善計画等の提出を受けて改善指導等を行うなどするよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの（1件 指摘金額 10億0486万円）

(412 ページ記載)

(オ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 3件

○厚生労働省

- ・データ入力業務等の請負等業務について、契約事務の適正な実施及び契約の適正な履行等が確保されるよう是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 2億3692万円)

(243 ページ記載)

- ・国民年金等事務取扱交付金のうち協力・連携事務に係る交付金の交付に当たり、算定基礎件数として実績件数を計上することを周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び算定基礎件数として計上することができる協力・連携事務の範囲を交付要綱等に明示するとともに、日本年金機構に対して、所得情報の情報提供依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることを年金事務所に周知徹底させるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 2億0617万円 背景金額 32億0622万円)

(250 ページ記載)

○日本中央競馬会

- ・畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定に当たり、公募要領等に、事業の一部を委託して実施する場合に、実施主体が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを明示することにより、助成対象経費となる委託費の範囲を明確にして、交付金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを明示したり、ソフトウェアの開発費が資産の取得費に当たるかどうかを判断するための基準を明確に定めたりすることにより、助成対象経費となる物品のリース料及びソフトウェアの開発費を適切に算定して、交付金の交付が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 4667万円)

(550 ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 12件

(ア) 意見を表示したもの 6件

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 72億8961万円)

(101、607 ページ記載)

○文部科学省

- ・高校生等奨学給付金制度の実施に当たり、奨学給付金を学校が代理受領して授業料以外の教育費に充当することについて認めることを都道府県において制度化するなど、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの
(1件 背景金額 70億4058万円)

(142 ページ記載)

○厚生労働省

- ・労災診療費の算定における労災治療計画加算について、指定医療機関等では入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどの労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう意見を表示したもの
(1件 指摘金額 8957万円)

(259 ページ記載)

○厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構

- ・独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、業務廃止までの間、事業規模に見合うものとなるよう必要となる政府出資金の額の算出方法を検討してこれに基づき適時適切に検証を行い、不要財産として国庫に納付することができる仕組みを整備して、その仕組みに沿って、適切に不要財産を国庫に納付することとするよう意見を表示したもの
(1件 指摘金額 7億3092万円)

(264、612 ページ記載)

○国土交通省

- ・一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の負担を求めるよう意見を表示したもの
(1件 背景金額 32億9095万円)

(448 ページ記載)

○防衛省

- ・防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムについて、システムの有用性の検証等を行うなどの整備目的を十分に達成するために、分析手法等について組織として問題を共有して対応を検討できる体制を整備した上で、コストデータの分析に適した製造原価を取得するための方策について民間企業等と調整して、コストデータの具体的な分析手法の検討等を行うよう意見を表示したもの
(1件 背景金額 2億3373万円)

(507 ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

6 件

○厚生労働省

- ・介護保険制度の下で、交付金と保険給付との重複を避けて、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を実施要綱に明記するなどして市町村に周知するよう改善の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 3 億 4734 万円)

(270 ページ記載)

- ・建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース(賃金助成)について、支給要領を改正するなどして、助成金単価が受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したものととなるよう改善の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 5 億 0837 万円)

(275 ページ記載)

○農林水産省

- ・農山漁村の活性化のための事業の実施に当たり、活性化計画目標が達成されていない場合に原因分析等を行い、事業の運営等の改善について検討を行うよう指導するとともにその仕組みを設けたり、活性化計画目標が事業等により実現しようとする法律の目的と適切に対応しているかなどについて確認するよう指導するとともに適切に審査することとしたりして、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの (1 件 背景金額 58 億 0332 万円)

(348 ページ記載)

- ・治山事業の実施に当たり、事前防災としての治山事業の計画の策定等について、流域別調査の結果を活用したり、現地の山地荒廃の状況等と合わせて危険地区調査の結果を活用したりするとともに、ソフト対策との連携を図るために山地災害対策に係る市町村の地域防災計画に危険地区対策が組み入れられるよう市町村に対して保全対象の位置等を示した地図等を提供するなどして、治山事業がより効果的なものとなるよう改善の処置を要求したもの (1 件 背景金額 567 億 6737 万円)

(353 ページ記載)

- ・米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施に当たり、長期販売の取組に対する支援について事業実施主体の借入れの実態を反映した金利相当額に基づいた国庫補助金を交付することとしたり、業務用向けの取組に対する支援について実施要領に目標の設定及び評価に関する事項を定めるなどとしたりして、事業が経済的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 6360 万円 背景金額 4 億 5721 万円)

(364 ページ記載)

○国立研究開発法人森林研究・整備機構

- ・水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定において、従来保育費として機構のみが負担していた丸太の移動費用を売払いに要した費用に含めることとし、機構、造林地所有者及び造林者の三者で当該費用を負担するよう改善の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 6 億 1206 万円)

(599 ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

計 39 件

○内閣府(内閣府本府)

- ・消費税の転嫁拒否行為等の相談件数等に応じて、相談業務を実施するための電話設備等の設置台数を見直すことなどにより、消費税価格転嫁等総合相談センターの運営に係る機器費用の節減を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 9896万円)

(59 ページ記載)

○総務省

- ・災害時の情報伝達手段を確保するために公衆無線 LAN 環境を整備する事業について、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制を適切に整備することの必要性及び障害者等を含めて誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮して整備することの重要性を事業主体に対して周知するとともに、これらの整備を行う上での指針となるガイドラインを参照することとして、整備する公衆無線 LAN 環境が災害時に適切かつ効果的に運用できるものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2億0443万円)

(85 ページ記載)

○法務省

- ・少年鑑別所の在所者に対する給食方式の選択に当たり、在所人員の状況を踏まえ、経済性を考慮した検討を十分に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2493万円)

(92 ページ記載)

○財務省

- ・日本銀行に対して交付している引揚者特別交付金国庫債券等4債券の償還用の資金について、受取人に対する支給が行われることなく日本銀行に滞留している資金を国に返納させるなどするよう改善させたもの (1件 指摘金額 15億9605万円)

(120 ページ記載)

○文部科学省

- ・不特定の人が入り出る文化財建造物について、所有者等に対して耐震診断及び耐震補強の実施等の重要性等を周知したり、補助事業の採択に当たり修理と併せて耐震診断を実施することの検討が十分に行われているかについての審査及び確認を適切に行うための手続を整備したりすることなどにより、耐震対策をより効果的に進めて、地震時における人的安全性の確保等が図られるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2153万円 背景金額 15億9750万円)

(149 ページ記載)

○厚生労働省

- ・企業内人材育成推進助成金について、事業主に対して、ジョブ・カードを活用して評価やコンサルティングを実施した場合に支給されるものであることについて周知するとともに、支給申請の際に実際に評価等で活用したジョブ・カードを事業主から提出させることとして、支給決定の際に適切な調査確認が行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 820万円)

(280 ページ記載)

○農林水産省

- ・国有林材のシステム販売における買受希望者が提出する企画提案書の様式を改めて、具体的な内容や定量的な数値指標に基づき審査・評価を行うようにしたり、審査において評価された取組提案の実施状況を確認するなどして、取組提案の実施を促したりすることなどにより、システム販売が適切に実施されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 63億4090万円)
(370ページ記載)
- ・重要病害虫であるプラムポックスウイルスの緊急防除について、感染樹木等の伐採処分業務の実態に即した適正な現地実行価格の算定方法の指針を定めることにより、伐採処分業務に係る委託費の積算が適正に行われるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 5240万円)
(375ページ記載)
- ・国営更新事業等の実施に当たり、支障となる他目的使用施設の移転等に要する費用を国が負担する場合の取扱いを明確にして周知徹底することなどにより、他目的使用施設の移転等に要する費用の負担が適正なものとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1353万円)
(378ページ記載)
- ・農地海岸事業について、海岸管理者に対して、防護区域内の農地の状況を確認するなどして農地の保全に係る効果が十分に発揮されるか検討することの重要性等を周知したり、防護区域内の農地の状況を確認できる仕組みを整備したりすることにより、事業の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億4428万円)
(381ページ記載)
- ・鳥インフルエンザのまん延を防止するためのワクチンの備蓄量の算定に当たり、最新の飼養状況等に基づき、ひな鶏等のワクチン接種の対象となっていない鶏を対象から除外するなどして、備蓄量の算定を適切に行うよう改善させたもの
(1件 指摘金額 3093万円)
(384ページ記載)
- ・沿岸漁業改善資金が適切な規模で有効に運営されるよう、水産庁において余剰金の自主納付制度が十分に活用されているかについて十分に確認できる体制を整備し、必要に応じて都道府県と余剰金の額の再算定や自主納付の再検討について協議等を行うことができるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 9億3715万円)
(387ページ記載)
- ・産地水産業強化支援事業等について、目標年度の翌年度に改善計画を策定させて成果目標を達成すべき旨の指導を適時適切に行うための体制を整備するなどしたり、後継事業において整備する施設が有効に活用され、事業計画の達成に資するものとなるよう事前の調査・検討を十分に行わせることを周知するなどしたりすることにより、事業効果の発現に資するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 21億4291万円)
(392ページ記載)

- ・農業災害補償制度の運営に当たり、共済団体が行う特別積立金の取崩しに係る会計経理について、特別積立金から取り崩した資金を共済事業等に係る費用の支払等に充てる場合には当該共済事業等に係る共済勘定の特別積立金を取り崩すことなどを監督指針に追記したり、特別積立金の取崩しの根拠となっている規定を改正したりなどすることにより、特別積立金の取崩しが適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6421万円)

(395ページ記載)

○国土交通省

- ・地域活性化インターチェンジの設置に当たり、地方公共団体と協定を締結して、当該協定に基づき工事を実施するよう指導したり、2車線で供用される新直轄道路について将来4車線化した際に本線盛土となる場合等においても、インターチェンジ本体の建設費については地方公共団体が負担することを明確に示したりすることにより、地域活性化インターチェンジの建設費が適切に負担されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億4946万円)

(453ページ記載)

- ・下水道事業におけるポンプ工事の工事費の積算に当たり、特別調査を活用することなどによりポンプの適正な市場価格を把握して積算単価を決定するよう事業主体に周知して、経済的な積算が行えるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億1688万円)

(457ページ記載)

- ・離島活性化交付金事業の実施に当たり、アウトカム指標及び成果目標の設定について十分検討を行うこと、事業実施後に達成率を適切に算定することなどについて周知するとともに、活性化計画の審査体制を整備するなどして、事後評価等が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8億1236万円)

(461ページ記載)

- ・空港整備事業で照明施設を整備する場合、供用後の維持管理において使用する予備品等の購入費は補助の対象とならないことを明確に示すことなどにより、補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2140万円)

(466ページ記載)

○防衛省

- ・まとめ買いにより長期間保管する器材について、保管期間中の維持管理の在り方について経済性を考慮した検討を十分に行ったり、仕様書等と適合した適切な調達要求を行ったり、予定価格の算定における見積資料の内容を十分に確認したりして、調達が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4億1987万円)

(515ページ記載)

- ・製品として民生品と同一の交換用の無停電電源装置(UPS)を調達するに当たり、民生品であることを明示するよう技術指令書を改正するなどして、随意契約による製造請負契約により調達していた交換用のUPSを一般競争契約等による売買契約により調達するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2891万円)

(519ページ記載)

- ・防衛施設周辺地域における騒音障害の防止等のために取得し、国有地として保有している周辺財産について、無断使用等の状況を定期的に把握して改善に向けた指示を行う仕組みを整備したり、公募の上で有償による使用許可を与えることにより有効活用及び維持管理費の縮減を図ることを検討したり、必要に応じて行政財産の用途廃止を検討したりすることにより、適切に管理するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 15億7648万円 背景金額 1338億8264万円)

(522ページ記載)

- ・重要物品であるのに物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった航空機、艦船等に搭載する物品について、明確な計上基準を制定し、その内容を周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 616億1374万円)

(527ページ記載)

- ・特別技術検査における装備品の部品等ごとの交換等の要否判定を適切に行うために、実施に当たっての留意点を明確に示したり、判定が適切に行われているか確認するなどの態勢を整備したりするとともに、部品取り及び検査分類を効率的に行うために、交換等の要否判定の結果を装備品の用途廃止後の部品採取に活用する態勢を整備することなどにより、部品採取が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3億2697万円 背景金額 119億8215万円)

(531ページ記載)

○沖縄振興開発金融公庫

- ・賃貸住宅融資を行うに当たり、保証機関による保証を徴求することなどにより、信用リスクへの対応を適切に執るよう改善させたもの

(1件 背景金額 127億4698万円)

(541ページ記載)

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理設備の改修工事において、施工状況等を踏まえた経済的な積算を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億0200万円)

(556ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

- ・橋りょう部の舗装補修工事において施工される床版防水工の設計及び積算に当たり、床版防水層に特定の材料を使用しなければならない特段の理由がある場合を除いて、使用する材料を特記仕様書等に明記しないで設計したり、安価な単価を選択して積算したりすることなどにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	4010万円
		西日本高速道路株式会社	5730万円
		本州四国連絡高速道路株式会社	1920万円

(569ページ記載)

○西日本高速道路株式会社

- ・新名神高速道路の建設事業において配置される安全巡視員に係る費用の積算に当たり、業務内容等を踏まえた人件費単価を設定することにより、安全巡視員に係る費用の算定を適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 4540万円)

(573 ページ記載)

○独立行政法人国立青少年教育振興機構

- ・有形固定資産の改良又は修繕に係る会計処理について、資産計上及び除却処理を適切に行って財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、資産計上及び費用処理の判断基準を作成するなどして会計処理を適切に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6億3643万円)

(592 ページ記載)

○国立研究開発法人防災科学技術研究所

- ・実大三次元震動破壊実験施設を利用した実験終了後に保管されている試験体について、再利用する具体的な予定のないものを処分するなどして保管場所を集約するとともに、今後は、具体的な再利用計画を明確に策定するなどした上で試験体の管理及び処分を適切に実施することにより、保管場所に要する費用を節減するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5374万円)

(596 ページ記載)

○国立研究開発法人理化学研究所

- ・設備管理業務を実施する際の予定価格の積算に当たり、建築保全業務積算要領の歩掛かりを採用して必要人数を算定するものについて、建築保全業務労務単価を採用することとして、適切に予定価格の積算を実施するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1720万円)

(608 ページ記載)

○独立行政法人情報処理推進機構

- ・労働者派遣契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争に付するなどすることにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を十分に享受できるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 21億5297万円)

(613 ページ記載)

○独立行政法人勤労者退職金共済機構

- ・中小企業退職金共済契約に係る掛金の口座振替納付について、全ての共済契約者に一律に口座振替結果通知書を送付する取扱いを廃止し、共済契約者から要望があった場合に個別に同通知書を送付することとして、同通知書の作成及び発送の業務に係る費用の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2億1995万円)

(622 ページ記載)

○日本放送協会

- ・衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の郵送に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4658万円)

(627 ページ記載)

○株式会社商工組合中央金庫

- ・危機対応準備金について、事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的な検討を行うとともに、国庫納付が可能であると判断した場合は、適切に国庫に納付するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 150億円)

(635 ページ記載)

○エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

- ・浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備している移動電源車について、洪水等による浸水が予見される場合の移動に係る具体的な取扱いを定めることなどにより、大規模な洪水等が発生した場合でもその機能を発揮して商用電源が途絶するなどした通信ビルの電源救済を効果的に行うことができるよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本電信電話株式会社	21億6907万円
		西日本電信電話株式会社	8億6091万円
		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	11億1605万円

(639 ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成28年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、32件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが27件、処置が完了していないものが5件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要 (単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣府(内閣府本府)	平成28年度	1		1
内閣府(金融庁)	27年度	1		1
総務省	28年度	1	1	
外務省	28年度	注(2) 2	注(2) 2	
文部科学省	27年度	1	1	
	28年度	2	2	
厚生労働省	27年度	1	1	
	28年度	注(3) 4	注(3) 3	1
農林水産省	23年度	1	1	
	28年度	5	5	
経済産業省	28年度	注(4) 2	注(4) 2	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
国土交通省	28年度	2	2	
環境省	28年度	3	3	
防衛省	23年度	1		1
	28年度	1	1	
全国健康保険協会	28年度	1	1	
日本年金機構	28年度	注(3) 1	注(3) 1	
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	28年度	1	1	
独立行政法人 国際協力機構	28年度	注(2) 1	注(2) 1	
独立行政法人 石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	28年度	1	1	
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	28年度	注(4) 1	注(4) 1	
独立行政法人 都市再生機構	25年度	1		1
計	23年度	2	1	1
	25年度	1		1
	27年度	3	2	1
	28年度	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 26	注(2)、注(3) 注(4) 24	2
合計		注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 32	注(2)、注(3) 注(4) 27	5

注(1) 平成28年度決算検査報告に掲記した意見を表示し処置を要求した事項は28件あったが、このうち2件については、平成29年次の検査実施期間(28年10月から29年9月まで)中に当局において処置が完了したことから、平成28年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

注(2) 平成28年度決算検査報告の外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 平成28年度決算検査報告の厚生労働省のうち1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 平成28年度決算検査報告の経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない5件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和 21 年度から平成 28 年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る 30 年 7 月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが 49 省庁等における 411 件 102 億 1397 万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが 49 省庁等における 398 件 98 億 9198 万余円ある。(643 ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成 28 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 73 件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの 1 件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの 8 件を除いた 64 件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が履行されていたものが 45 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたものが 19 件となっていた。(649 ページ記載)

3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

平成 29 年 11 月から 30 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項は表 4 のとおり 7 件あり、その検査状況の概要を記載した。

表 4 会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項

第 4 章第 1 節における項番	報告事項名	報告年月日
第 1	租税特別措置(相続税関係)の適用状況等について (653 ページ記載)	平成 29 年 11 月 29 日
第 2	各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について (666 ページ記載)	30 年 4 月 13 日
第 3	官民ファンドにおける業務運営の状況について (681 ページ記載)	30 年 4 月 13 日
第 4	在日米軍関係経費の執行状況等について (696 ページ記載)	30 年 4 月 26 日
第 5	高速増殖原型炉もんじゅの研究開発の状況及び今後の廃止措置について (713 ページ記載)	30 年 5 月 11 日
第 6	石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給について (727 ページ記載)	30 年 7 月 27 日
第 7	株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について (746 ページ記載)	30 年 10 月 4 日

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第 105 条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、29 年 11 月から 30 年 10 月までの間に、会計検査院法第

30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり3件あり、その概要を記載した。

表5 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

第4章第2節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日 (注)	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
第1	学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について (759ページ記載)	平成 29年 3月 7日	29年 11月 22日	参議院 (参議院予算委員会)
第2	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について (783ページ記載)	24年 8月 28日	30年 3月 23日 〔25年 10月 16日〕 〔27年 3月 23日〕	参議院 (参議院決算委員会)
第3	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について (802ページ記載)	29年 6月 6日	30年 10月 4日	参議院 (参議院決算委員会)

(注) ()書きは既往の報告年月日である。

なお、検査要請を受諾した事項のうち、30年10月までに報告を行っていない事項は3件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、平成30年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について	平成 29年 6月 6日
参議院決算委員会	待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況について	30年 6月 19日
参議院決算委員会	有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達状況について	30年 6月 19日

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として5件掲記した。

- ア 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について (820ページ記載)
- イ 競馬等の払戻金に係る所得に対する課税状況について (883ページ記載)
- ウ 開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した場合における個人事業者の消費税の納税義務の免除について (894ページ記載)
- エ 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について (905ページ記載)
- オ 独立行政法人国立病院機構が設置する病院の経営状況等について (928ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、第3章及び第4章に掲記した主なものを①国民生活の安全性

の確保に関するもの、②社会保障に関するもの、③制度・事業の実施体制、効果的な運営等に関するもの、④制度・事業の適正で公平な運用に関するもの、⑤資産、基金等のストックに関するもの、⑥予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑦環境及びエネルギーに関するものに区分して整理するなどした。(949 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、29年11月に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する14特別会計の平成28年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。(954 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 国有財産及び物品の帳簿への記録について
 - ・物品として管理している宇宙電波監視施設等を構成する設備等のうち国有財産として管理すべき設備等に係る物品管理簿の価格を減ずるとともに、当該設備等を国有財産として国有財産台帳に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、設備等ごとに物品と国有財産の区分を明確にして関係部局に周知するなどして、今後調達して設置等する宇宙電波監視施設等を構成する設備等を物品管理簿及び国有財産台帳に正確に記録するための事務処理体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの (80 ページ記載)
 - ・重要物品であるのに物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった航空機、艦船等に搭載する物品について、明確な計上基準を制定し、その内容を周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの (527 ページ記載)
- ② 財務諸表の表示について
 - ・有形固定資産の改良又は修繕に係る会計処理について、資産計上及び除却処理を適切に行って財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、資産計上及び費用処理の判断基準を作成するなどして会計処理を適切に行うよう改善させたもの (592 ページ記載)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 不適正な会計経理について
 - ・入園料の一部が収納されておらず、会計経理が著しく適正を欠いていたもの (471 ページ記載)
 - ・データ入力業務等の請負等業務について、契約事務の適正な実施及び契約の適正な履行等が確保されるよう是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求したもの (243 ページ記載)
 - ・扶養親族等申告書の点検業務等に係る委託契約において、適正な契約手続をとることなく、契約に含まれていない業務を行わせていたもの (583 ページ記載)
 - ・危機対応業務に係る貸付けの要件を確認するために事業者から受領した試算表等を改ざんするなどして、要件を満たしていない事業者に対して貸付け及び利子補給金の支給を行っていたもの (631 ページ記載)
- ② 租税及び保険料の徴収について
 - ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (114 ページ記載)
 - ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (160 ページ記載)

- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (163 ページ記載)
- ③ 雇用対策のための給付金、助成金及び年金の支給について
 - ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (167 ページ記載)
 - ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの (173 ページ記載)
 - ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの (177 ページ記載)
 - ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (179 ページ記載)
 - ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (185 ページ記載)
- ④ 医療費の支払について
 - ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (187 ページ記載)
 - ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの (194 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
 - ・定住促進施設の設計が適切でなかったもの (55 ページ記載)
 - ・情報通信利用環境整備推進交付金により整備した光ケーブルの架設工事の施工が適切でなかったもの (76 ページ記載)
 - ・ため池の堤体の設計が適切でなかったもの (296 ページ記載)
 - ・橋りょうの変位制限構造の設計が適切でなかったもの (302、434 ページ記載)
 - ・再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったり設備の施工が適切でなかったりしていたもの (478 ページ記載)
- ⑥ 委託費の支払について
 - ・収容場等の監視等業務契約において、警備員が休憩時間を取得するなどした際に仕様書に定めたとおりの監視等業務を行う警備員が配置されていなかったのに、業務の履行の完了を確認するための検査が適切でなかったことなどのため、契約金額の全額を支払っていたもの (91 ページ記載)
 - ・地域若者サポートステーション事業の委託費の算定に当たり、委託費の対象とはならない経費が含まれていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (166 ページ記載)
 - ・木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業の実施に当たり、算出の対象から除外することとなっている超過勤務手当を含めるなどして人件費単価を算出し、これに基づき委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (292 ページ記載)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
 - ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの (50 ページ記載)
 - ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が過大に交付されていたなどのもの (71 ページ記載)
 - ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの (136 ページ記載)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (203 ページ記載)
 - ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの (544 ページ記載)

- ⑧ 制度の適正な運用について
- ・ 第三者行為事故に係る年金の支給と第三者からの損害賠償との調整に関する事務について、督促等の手続が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに年金の支給停止等を行うために必要な損害賠償金の受領状況や医療費等実支出額を把握するための手続を整備するなどして、年金の支給停止等の事務が適切に行われるよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの (233、591 ページ記載)
 - ・ 国民年金等事務取扱交付金のうち協力・連携事務に係る交付金の交付に当たり、算定基礎件数として実績件数を計上することを周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び算定基礎件数として計上することができる協力・連携事務の範囲を交付要綱等に明示するとともに、日本年金機構に対して、所得情報の情報提供依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることを年金事務所に周知徹底させるよう改善の処置を要求したものの (250 ページ記載)
 - ・ 国営更新事業等の実施に当たり、支障となる他目的使用施設の移転等に要する費用を国が負担する場合の取扱いを明確にして周知徹底することなどにより、他目的使用施設の移転等に要する費用の負担が適正なものとなるよう改善させたもの (378 ページ記載)
 - ・ 農業災害補償制度の運営に当たり、共済団体が行う特別積立金の取崩しに係る会計経理について、特別積立金から取り崩した資金を共済事業等に係る費用の支払等に充てる場合には当該共済事業等に係る共済勘定の特別積立金を取り崩すことなどを監督指針に追記したり、特別積立金の取崩しの根拠となっている規定を改正したりなどすることにより、特別積立金の取崩しが適切に行われるよう改善させたもの (395 ページ記載)
 - ・ 空港整備事業で照明施設を整備する場合、供用後の維持管理において使用する予備品等の購入費は補助の対象とならないことを明確に示すことなどにより、補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの (466 ページ記載)
 - ・ 高速道路会社が実施する道路構造物の点検等について、点検困難箇所に係る点検の手法を具体的に定めるよう是正改善の処置を求め、点検及び補修結果を適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに変状の内容等の必要な情報を的確に把握するなどして、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備するよう意見を表示したものの (560 ページ記載)
- ⑨ 物品の管理について
- ・ 受託者に継続使用させる委託事業物品等について、物品管理簿等を適切なものとしたり、使用見込みがないまま長期間保管されているものの活用方法の検討を行ったりするよう適宜の処置を要求し、無償貸付された委託事業物品等の管理が適切に行われるよう周知徹底を図るなどするとともに、必要なものについては有償貸付とするなどするよう是正改善の処置を求めたもの (486 ページ記載)
- ⑩ 入札・契約事務の適正化について
- ・ 最低制限価格の算定を誤ったため、落札者の決定が適切でなく契約額が割高となっていたもの (447 ページ記載)
 - ・ 労働者派遣契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争に付するなどすることにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を十分に享受できるよう改善させたもの (613 ページ記載)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 役務契約や工事における費用の積算について

- ・生産した丸太の数量等を確定させるために実施する毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、集積された丸太の量に応じて毎木検知を効率的に実施できる土場について、作業量の実態を積算基準に反映させて、経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求めたもの (332 ページ記載)
- ・下水道事業におけるポンプ工事の工事費の積算に当たり、特別調査を活用することなどによりポンプの適正な市場価格を把握して積算単価を決定するよう事業主体に周知して、経済的な積算が行えるよう改善させたもの (457 ページ記載)
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理設備の改修工事において、施工状況等を踏まえた経済的な積算を行うよう改善させたもの (556 ページ記載)
- ・新名神高速道路の建設事業において配置される安全巡視員に係る費用の積算に当たり、業務内容等を踏まえた人件費単価を設定することにより、安全巡視員に係る費用の算定を適切なものとするよう改善させたもの (573 ページ記載)
- ・設備管理業務を実施する際の予定価格の積算に当たり、建築保全業務積算要領の歩掛かりを採用して必要人数を算定するものについて、建築保全業務労務単価を採用することとして、適切に予定価格の積算を実施するよう改善させたもの (608 ページ記載)

② 事務・事業に係る経費の節減について

- ・消費税の転嫁拒否行為等の相談件数等に応じて、相談業務を実施するための電話設備等の設置台数を見直すことなどにより、消費税価格転嫁等総合相談センターの運営に係る機器費用の節減を図るよう改善させたもの (59 ページ記載)
- ・少年鑑別所の在所者に対する給食方式の選択に当たり、在所人員の状況を踏まえ、経済性を考慮した検討を十分に行うよう改善させたもの (92 ページ記載)
- ・まとめ買いにより長期間保管する器材について、保管期間中の維持管理の在り方について経済性を考慮した検討を十分に行ったり、仕様書等と適合した適切な調達要求を行ったり、予定価格の算定における見積資料の内容を十分に確認したりして、調達が適切に行われるよう改善させたもの (515 ページ記載)
- ・地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会について、月次照会により提供を受ける本人確認情報を活用することにより、年次照会の対象者の範囲を限定して、情報提供手数料支払額の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの (586 ページ記載)
- ・実大三次元震動破壊実験施設を利用した実験終了後に保管されている試験体について、再利用する具体的な予定のないものを処分するなどして保管場所を集約するとともに、今後は、具体的な再利用計画を明確に策定するなどした上で試験体の管理及び処分を適切に実施することにより、保管場所に要する費用を節減するよう改善させたもの (596 ページ記載)

- ・ 中小企業退職金共済契約に係る掛金の口座振替納付について、全ての共済契約者に一律に口座振替結果通知書を送付する取扱いを廃止し、共済契約者から要望があった場合に個別に同通知書を送付することとして、同通知書の作成及び発送の業務に係る費用の節減を図るよう改善させたもの (622 ページ記載)
- ・ 衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の郵送に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの (627 ページ記載)
- ③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
 - ・ 労災診療費の算定における労災治療計画加算について、指定医療機関等では入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどの労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう意見を表示したもの (259 ページ記載)
 - ・ 建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース(賃金助成)について、支給要領を改正するなどして、助成金単価が受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したものとなるよう改善の処置を要求したもの (275 ページ記載)
 - ・ 鳥インフルエンザのまん延を防止するためのワクチンの備蓄量の算定に当たり、最新の飼養状況等に基づき、ひな鶏等のワクチン接種の対象となっていない鶏を対象から除外するなどして、備蓄量の算定を適切に行うよう改善させたもの (384 ページ記載)
 - ・ 一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の負担を求めるよう意見を表示したもの (448 ページ記載)
 - ・ 循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターの資源化設備について、汚泥量の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、し尿等の汚泥性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどを事業主体に対して周知するよう是正改善の処置を求めたもの (495 ページ記載)
 - ・ 畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定に当たり、公募要領等に、事業の一部を委託して実施する場合に、実施主体が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを明示することにより、助成対象経費となる委託費の範囲を明確にして、交付金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを明示したり、ソフトウェアの開発費が資産の取得費に当たるかどうかを判断するための基準を明確に定めたりすることにより、助成対象経費となる物品のリース料及びソフトウェアの開発費を適切に算定して、交付金の交付が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (550 ページ記載)
 - ・ 水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定において、従来保育費として機構のみが負担していた丸太の移動費用を売払いに要した費用に含めることとし、機構、造林地所有者及び造林者の三者で当該費用を負担するよう改善の処置を要求したもの (599 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・日本 NGO 連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金について、精算に時間を要して国庫への返還が遅れている事業を組織的に把握して優先的に精算に取り組むなどの体制を整備することにより、早期に国庫に返還させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (97 ページ記載)
- ・特別技術検査における装備品の部品等ごとの交換等の要否判定を適切に行うために、実施に当たっての留意点を明確に示したり、判定が適切に行われているか確認するなどの態勢を整備したりするとともに、部品取り及び検査分類を効率的に行うために、交換等の要否判定の結果を装備品の用途廃止後の部品採取に活用する態勢を整備することなどにより、部品採取が適切に実施されるよう改善させたもの (531 ページ記載)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・災害時の情報伝達手段を確保するために公衆無線 LAN 環境を整備する事業について、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制を適切に整備することの必要性及び障害者等を含めて誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮して整備することの重要性を事業主体に対して周知するとともに、これらの整備を行う上での指針となるガイドラインを参照することとして、整備する公衆無線 LAN 環境が災害時に適切かつ効果的に運用できるものとなるよう改善させたもの (85 ページ記載)
- ・政府開発援助の実施に当たり、有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (101、607 ページ記載)
- ・不特定の人が入り出る文化財建造物について、所有者等に対して耐震診断及び耐震補強の実施等の重要性等を周知したり、補助事業の採択に当たり修理と併せて耐震診断を実施することの検討が十分に行われているかについての審査及び確認を適切に行うための手続を整備したりすることなどにより、耐震対策をより効果的に進めて、地震時における人的安全性の確保等が図られるよう改善させたもの (149 ページ記載)
- ・農山漁村の活性化のための事業の実施に当たり、活性化計画目標が達成されていない場合に原因分析等を行い、事業の運営等の改善について検討を行うよう指導するとともにその仕組みを設けたり、活性化計画目標が事業等により実現しようとする法律の目的と適切に対応しているかなどについて確認するよう指導するとともに適切に審査することとして、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの (348 ページ記載)

- ・産地水産業強化支援事業等について、目標年度の翌年度に改善計画を策定させて成果目標を達成すべき旨の指導を適時適切に行うための体制を整備するなどしたり、後継事業において整備する施設が有効に活用され、事業計画の達成に資するものとなるよう事前の調査・検討を十分に行わせることを周知するなどしたりすることにより、事業効果の発現に資するよう改善させたもの (392 ページ記載)
- ・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業等により導入したバイオマス熱利用設備で使用する燃料が補助の要件を満たしたものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに再生可能エネルギー熱利用設備等の稼働状況や達成率を適切に把握して、稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体から改善計画等の提出を受けて改善指導等を行うなどするよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの (412 ページ記載)
- ・離島活性化交付金事業の実施に当たり、アウトカム指標及び成果目標の設定について十分検討を行うこと、事業実施後に達成率を適切に算定することなどについて周知するとともに、活性化計画の審査体制を整備するなどして、事後評価等が適切に実施されるよう改善させたもの (461 ページ記載)

② 制度の運用について

- ・国有林材のシステム販売における買受希望者が提出する企画提案書の様式を改めて、具体的な内容や定量的な数値指標に基づき審査・評価を行うようにしたり、審査において評価された取組提案の実施状況を確認するなどして、取組提案の実施を促したりすることなどにより、システム販売が適切に実施されるよう改善させたもの (370 ページ記載)
- ・高校生等奨学給付金制度の実施に当たり、奨学給付金を学校が代理受領して授業料以外の教育費に充当することについて認めることを都道府県において制度化するなど、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの (142 ページ記載)
- ・介護保険制度の下で、交付金と保険給付との重複を避けて、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を実施要綱に明記するなどして市町村に周知するよう改善の処置を要求したもの (270 ページ記載)
- ・農地海岸事業について、海岸管理者に対して、防護区域内の農地の状況を確認するなどして農地の保全に係る効果が十分に発揮されるか検討することの重要性等を周知したり、防護区域内の農地の状況を確認できる仕組みを整備したりすることにより、事業の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの (381 ページ記載)
- ・沿岸漁業改善資金が適切な規模で有効に運営されるよう、水産庁において余剰金の自主納付制度が十分に活用されているかについて十分に確認できる体制を整備し、必要に応じて都道府県と余剰金の額の再算定や自主納付の再検討について協議等を行うことができるよう改善させたもの (387 ページ記載)
- ・防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムについて、システムの有用性の検証等を行うなどの整備目的を十分に達成するた

めに、分析手法等について組織として問題を共有して対応を検討できる体制を整備した上で、コストデータの分析に適した製造原価を取得するための方策について民間企業等と調整して、コストデータの具体的な分析手法の検討等を行うよう意見を表示したもの

(507 ページ記載)

- ・賃貸住宅融資を行うに当たり、保証機関による保証を徴求することなどにより、信用リスクへの対応を適切に執るよう改善させたもの (541 ページ記載)
- ・浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備している移動電源車について、洪水等による浸水が予見される場合の移動に係る具体的な取扱いを定めることなどにより、大規模な洪水等が発生した場合でもその機能を発揮して商用電源が途絶するなどした通信ビルの電源救済を効果的に行うことができるよう改善させたもの (639 ページ記載)

③ 保有資産の有効活用等について

- ・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業について、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備したり、データ転送装置等を適切に管理するよう指導したりするなどして、適切な運用を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (326 ページ記載)
- ・防衛施設周辺地域における騒音障害の防止等のために取得し、国有地として保有している周辺財産について、無断使用等の状況を定期的に把握して改善に向けた指示を行う仕組みを整備したり、公募の上で有償による使用許可を与えることにより有効活用及び維持管理費の縮減を図ることを検討したり、必要に応じて行政財産の用途廃止を検討したりすることにより、適切に管理するよう改善させたもの (522 ページ記載)

④ 資金の有効活用について

- ・日本銀行に対して交付している引揚者特別交付金国庫債券等4債券の償還用の資金について、受取人に対する支給が行われることなく日本銀行に滞留している資金を国に返納させるなどするよう改善させたもの (120 ページ記載)
- ・独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、業務廃止までの間、事業規模に見合うものとなるよう必要となる政府出資金の額の算出方法を検討してこれに基づき適時適切に検証を行い、不要財産として国庫に納付することができる仕組みを整備して、その仕組みに沿って、適切に不要財産を国庫に納付することとするよう意見を表示したもの (264、612 ページ記載)
- ・危機対応準備金について、事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的な検討を行うとともに、国庫納付が可能であると判断した場合は、適切に国庫に納付するよう改善させたもの

(635 ページ記載)

第2章 決算の確認

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の平成29年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

	歳入	103,644,049,985,154
	歳出	98,115,604,721,281

第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
内閣府、総務省及び財務省		
交付税及び譲与税配付金	52,517,465,061,784	51,780,144,621,438
財務省		
地震再保険	179,604,318,087	5,920,173,795
国債整理基金	191,227,042,412,257	188,133,892,341,425
外国為替資金	2,807,633,876,670	70,448,206,642
財務省及び国土交通省		
財政投融资		
財政融資資金勘定	26,887,206,038,109	26,682,377,830,316
投資勘定	1,205,530,260,598	683,502,379,529
特定国有財産整備勘定	114,488,715,619	43,443,161,941
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		
エネルギー対策		
エネルギー需給勘定	2,435,608,503,267	2,149,232,067,151
電源開発促進勘定	377,239,731,693	329,827,954,954
原子力損害賠償支援勘定	7,378,552,211,268	7,262,923,426,264
厚生労働省		
労働保険		
労災勘定	1,217,728,480,139	1,000,982,672,388
雇用勘定	2,275,654,571,667	2,131,373,346,988
徴収勘定	2,546,595,512,309	2,523,280,135,776
内閣府及び厚生労働省		
年金		
基礎年金勘定	24,476,839,824,647	23,599,810,328,029
国民年金勘定	4,174,089,795,758	4,160,784,650,023
厚生年金勘定	48,011,462,202,396	46,423,353,094,269
健康勘定	11,334,505,976,892	11,256,551,982,952
子ども・子育て支援勘定	1,747,920,425,387	1,597,985,410,152
業務勘定	412,754,577,520	374,392,096,246

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
農 林 水 産 省		
食 料 安 定 供 給		
農業経営安定勘定	288,861,249,294	211,948,139,273
食糧管理勘定	559,506,375,749	540,760,494,114
農業共済再保険勘定	68,970,261,032	39,794,791,232
漁船再保険勘定	12,213,249,868	6,035,598,319
漁業共済保険勘定	10,531,221,019	5,661,222,508
業 務 勘 定	13,438,460,893	13,438,460,893
国営土地改良事業勘定	25,856,988,048	24,236,695,316
国有林野事業債務管理	342,334,322,604	342,334,322,604
経 済 産 業 省		
特 許	288,936,882,117	137,511,014,763
国 土 交 通 省		
自 動 車 安 全		
保 障 勘 定	62,195,202,036	2,146,099,816
自動車検査登録勘定	48,967,549,813	33,326,277,082
自動車事故対策勘定	13,960,516,706	12,400,827,712
空港整備勘定	499,738,112,447	382,841,583,275
国会、裁判所、会計検査 院、内閣、内閣府、復興 庁、総務省、法務省、外 務省、財務省、文部科学 省、厚生労働省、農林水 産省、経済産業省、国土 交通省、環境省及び防衛 省		
東日本大震災復興	2,923,508,471,201	2,187,549,035,313

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の平成29年度の国税収納金整理資金の受払額を検査完了した。

		円
受	入 収 納 済 額	75,984,709,283,502
支	払	{ 支払命令済額 14,813,804,494,333
		{ 歳入組入額 59,809,665,089,197

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の平成29年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入	支 出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	11,708,850,534	10,173,258,658
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	139,134,560,795	78,762,383,002
農林水産業者向け業務	47,707,668,736	40,816,290,904
中小企業者向け業務	90,380,421,101	37,378,824,736
信用保険等業務	219,298,048,640	290,199,773,425
危機対応円滑化業務	23,167,048,050	42,368,213,056
特定事業等促進円滑化業務	413,142,492	414,147,514
株式会社国際協力銀行	431,635,791,221	378,547,052,060
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	166,165,527,429	83,167,378,581

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が平成29年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

収納済歳入額	日本銀行の提出した計算書の金額	符合しない額
円	円	円
103,644,049,985,154	103,644,049,991,397	6,243

収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より少ないのは、日本銀行の提出した計算書の金額に、30年度の動物検疫所及び動物医薬品検査所の歳入金のうち29年度歳入金として誤納された計6,243円が含まれていたためである。

第2 特別会計

会計検査院が平成29年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2章
第3節
政府関係機関の決算の検査完了
第4節
国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照
第1
一般会計
第2
特別会計

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

第2章
第5節
国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

平成29年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、30年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、30年10月12日現在で次のとおりである。

平成30年度分

	1 一般会計	2 特別会計
所 管	使用決定額 千円	
内閣府	32,288,152	(該当なし)
外務省	7,538,388	
厚生労働省	407,903	
農林水産省	12,540,770	
経済産業省	50,033,987	
国土交通省	74,650,737	
環境省	8,506,232	
防衛省	7,983,598	
計	193,949,767	

第3章 個別の検査結果

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 内閣府

(内閣府本府)

不当事項

補助金

- (1) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(27)

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計	(組織)内閣本府 (項)東日本大震災復旧・復興経済財政政策費 (項)地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費 (項)沖縄振興交付金事業推進費 (組織)地方創生推進事務局 (項)地方創生推進費 (組織)子ども・子育て本部 (項)子どものための教育・保育給付
	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)	(項)地域子ども・子育て支援事業費
	〔平成26年度は、 内閣府所管 一般会計	(組織)内閣本府 (項)共生社会政策費〕
部 局 等 補助等の根拠 補助事業者等(事業主体) 間接補助事業者等(事業主体)	内閣府本府、9都道府県 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、予算補助 県4、市6、区1、町5、村10、団体1、計27補助事業者等(県3、市6、区1、町5、村10、団体1、計26事業主体) 1村	

補助事業等	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業、子どものための教育・保育給付費国庫負担金事業、地方創生推進交付金事業等
事業費の合計	15,667,094,849 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	9,564,673,173 円
不当と認める事業費の合計	445,881,422 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	369,381,655 円

1 補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、41 都道府県、538 市区町村及び12 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、3 県、23 市区町村、1 団体、計 27 事業主体が実施した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業、子どものための教育・保育給付費国庫負担金事業、地方創生推進交付金事業等に係る国庫補助金 369,381,655 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないもの
- | | | |
|------|-------------|---------------|
| 20 件 | 不当と認める国庫補助金 | 280,918,182 円 |
|------|-------------|---------------|
- (2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
- | | | |
|-----|-------------|--------------|
| 4 件 | 不当と認める国庫補助金 | 12,998,853 円 |
|-----|-------------|--------------|
- (3) 工事の設計が適切でなかったもの
- | | | |
|-----|-------------|--------------|
| 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 60,661,908 円 |
|-----|-------------|--------------|
- (4) 交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
- | | | |
|-----|-------------|-------------|
| 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 9,834,712 円 |
|-----|-------------|-------------|
- (5) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
- | | | |
|-----|-------------|-------------|
| 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 4,968,000 円 |
|-----|-------------|-------------|

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないもの
- | | | |
|------|-------------|---------------|
| 20 件 | 不当と認める国庫補助金 | 280,918,182 円 |
|------|-------------|---------------|
- 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの
- (18 件 不当と認める国庫補助金 244,824,709 円)

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(以下「交付金」という。)は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市区町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の円滑な策定とこれに

関する優良施策の実施を支援することを目的として、地方公共団体が作成した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)実施計画」(以下「実施計画」という。)に基づく事業に要する費用について、地方公共団体に対してその全部又は一部を国が交付するものである。

交付金の交付対象となる事業については、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱(平成27年府地創第21号)等において、実施計画を作成する地方公共団体が実施計画に基づく事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担するものであることなどが定められている。また、あらかじめ複数年度にわたる事業の財源を確保するものである基金の積立金や、国の補助金の給付を受けている事業等には、交付金を充当しないこととされている。

本院が、21道府県及び371市町村において会計実地検査を行ったところ、2県及び16市町村において、実施計画で定めた事業実施期間中に実施していない事業に係る費用を交付対象事業費に含めていたり、基金の積立金や国の補助金の給付を受けている事業に交付金を充当していたりなどしていたため、交付金相当額計244,824,709円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県及び16市町村において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、内閣府本府及び3県において事業に係る交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 実施計画で定めた事業実施期間中に実施していない事業に係る費用を交付対象事業費に含めていた
事態

(注)
長野県の14市町村は、実施計画に基づき、平成27年9月から28年3月までを事業実施期間とする「信州大学と連携した航空機産業分野の新たな挑戦に向けた人材育成と技術開発力の強化 飯田下伊那地域による広域連携事業」(以下「広域連携事業」という。)を事業費計180,000,000円(交付対象事業費同額)で実施したとして、長野県に実績報告書をそれぞれ提出して、これにより交付金計180,000,000円の交付を受けていた。広域連携事業は、航空機システム等の地域内一貫受注生産体制の強化を図るために高精度検査機器を配置したり、信州大学等と連携して航空機システム共同研究講座を開設する準備を行ったりするものである。

しかし、広域連携事業のうち上記講座の開設準備に係る業務は、実施計画で定めた事業実施期間外である28年4月から29年3月までの間に実施されたものであり、交付金の交付の対象となる実施計画に基づく事業に該当しないものであった。

したがって、広域連携事業のうち事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用計10,000,000円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計10,000,000円が不当と認められる。

(注) 14市町村 飯田市、下伊那郡松川、高森、阿南各町、阿智、平谷、根羽、下條、売木、天龍、秦阜、喬木、豊丘、大鹿各村

＜事例2＞ 基金の積立金に交付金を充当していた事態

大分県は、実施計画に基づき、新規就農創出基盤整備事業を事業費227,000,000円(交付対象事業費同額)で実施したとして、内閣府本府に実績報告書を提出し、これにより交付金227,000,000円の交付を受けていた。この事業は、同県が交付金を財源として、新規就農創出基盤整備事業費補助金を公益社団法人大分県農業農村振興公社に交付することにより、同公社による園芸品目に係る新規就農者の栽培施設の整備等を支援するものである。

しかし、同補助金は、平成27年度から30年度までの間の複数年度にわたる同公社による栽培施設の整備等に必要となる資金の造成に充当されていた。

したがって、新規就農創出基盤整備事業に係る費用227,000,000円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金227,000,000円が不当と認められる。

＜事例3＞ 国の補助金の給付を受けている事業に交付金を充当していた事態

和歌山県有田郡広川町は、実施計画に基づき、広川町らしくらく農業支援事業を事業費7,703,000円（交付対象事業費同額）で実施したとして、和歌山県に実績報告書を提出し、これにより交付金5,400,000円の交付を受けていた。この事業は、同町が交付金を財源として、果樹等の農作物栽培を行っている農地において、施設を整備する農家に対して、施設整備に要する費用の一部を対象に広川町らしくらく農業支援事業補助金を交付するものである。

しかし、同補助金の交付を受けて施設整備を実施した事業の一部は、農林水産省の果実等生産出荷安定対策事業費補助金の給付を受けており、同町は国の補助金の給付を受けている事業に交付金を充当していた。

したがって、広川町らしくらく農業支援事業の一部に係る費用5,492,000円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額3,189,000円が不当と認められる。

前記の事態を態様別・事業主体別に示すと次のとおりである。

ア 実施計画で定めた事業実施期間中に実施していない事業に係る費用を交付対象事業費に含めていたなどの事態

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(1) 内閣府本府	和歌山県	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)	27	47,000	47,000	3,157	3,157
(2) 長野県	飯田市	同	27	50,000	50,000	2,777	2,777
(3) 同	下伊那郡松川町	同	27	10,000	10,000	555	555
(4) 同	下伊那郡高森町	同	27	10,000	10,000	555	555
(5) 同	下伊那郡阿南町	同	27	10,000	10,000	555	555
(6) 同	下伊那郡阿智村	同	27	10,000	10,000	555	555
(7) 同	下伊那郡平谷村	同	27	10,000	10,000	555	555
(8) 同	下伊那郡根羽村	同	27	10,000	10,000	555	555
(9) 同	下伊那郡下條村	同	27	10,000	10,000	555	555
(10) 同	下伊那郡売木村	同	27	10,000	10,000	555	555
(11) 同	下伊那郡天龍村	同	27	10,000	10,000	555	555
(12) 同	下伊那郡泰阜村	同	27	10,000	10,000	555	555
(13) 同	下伊那郡喬木村	同	27	10,000	10,000	555	555
(14) 同	下伊那郡豊丘村	同	27	10,000	10,000	555	555
(15) 同	下伊那郡大鹿村	同	27	10,000	10,000	555	555
(16) 鳥取県	鳥取市	同	27	125,779	122,659	1,477	1,477

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認める 事業費 千円	不当と認める 国庫補助金等 相当額 千円
イ 基金の積立金に交付金を充当していた事態							
(17)	内閣府本府	大分県 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)	27	227,000	227,000	227,000	227,000
ウ 国の補助金の給付を受けている事業に交付金を充当していた事態							
(18)	和歌山県	有田郡広川町 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)	27	7,703	5,400	5,492	3,189
(1)-(18)の計				587,482	582,059	247,127	244,824

地方創生推進交付金により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの (2件 不当と認める国庫補助金 36,093,473円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認める 事業費 千円	不当と認める 国庫補助金等 相当額 千円
(19)	内閣府本府	栃木県 地方創生推進交付金	28	72,287	36,143	62,856	31,428
(20)	栃木県	那須郡那須町 同	28	10,000	5,000	9,330	4,665
(19)(20)の計				82,287	41,143	72,186	36,093

この交付金事業は、2事業主体が連携して、地域再生法(平成17年法律第24号)、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年府地事第16号等。以下「制度要綱」という。)等に基づき、観光地としての訴求力を高めるなどするために、観光情報の発信等を行う「DESTINATIONキャンペーン推進事業」及び第2回「山の日」記念全国大会の開催準備等を行う「山の日推進事業」から構成される「とちぎ周遊観光の魅力度アップ事業」(以下「魅力度アップ事業」という。)を実施したものである。

制度要綱等によれば、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)は、地域再生法に定める地域再生計画に記載され、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるために国が交付する交付金であるとされている。そして、地方公共団体が作成する実施計画に基づく事業に要する費用について、当該地方公共団体に対してその一部を国が交付するものなどとされている。

2事業主体は、魅力度アップ事業について、平成28年10月から29年3月までを事業実施期間とする実施計画を内閣府本府に提出した上で、当該実施計画に基づき、事業費計82,287,153円(栃木県72,287,153円、那須町10,000,000円、交付対象事業費同額)で実施したとして、栃木県は内閣府本府に、那須町は同県に実績報告書をそれぞれ提出して、内閣府本府及び同県がこれを確認するなどして、内閣府本府から交付金計41,143,576円(栃木県36,143,576円、那須町5,000,000円)の交付を受けていた。

しかし、魅力度アップ事業のうちの大部分は、実施計画で定めた事業実施期間外である29年4月から30年2月までの間に実施されたものであり、交付金の交付の対象となる実施計画に基づく事業に該当しないものであった。

したがって、魅力度アップ事業のうち事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用計72,186,947円（栃木県62,856,896円、那須町9,330,051円）は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計36,093,473円（栃木県31,428,447円、那須町4,665,026円）が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、内閣府本府及び同県において事業に係る交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

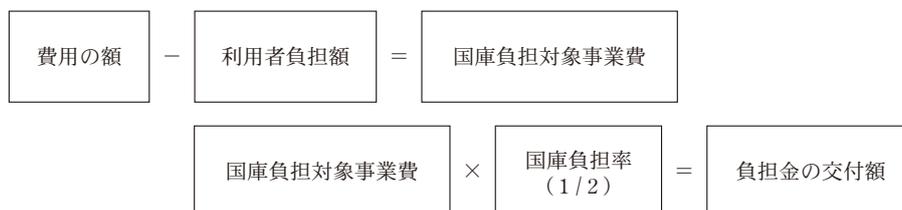
4件 不当と認める国庫補助金 12,998,853円

子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算していたもの

(4件 不当と認める国庫補助金 12,998,853円)

子どものための教育・保育給付費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、教育又は保育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども(以下「支給認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について内閣府本府が交付するものである。なお、平成26年度以前は、保育の実施を民間保育所に委託した市町村に対して、その委託に要した費用の一部を厚生労働省が児童保護費負担金等として交付していた。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。



この費用の額及び利用者負担額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所等の所在地域、入所定員、支給認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている額に、各月の支給認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額による。
- ② 利用者負担額は、支給認定に係る保護者及びその配偶者の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に各支給認定子どもにつき1人当たり月額で定められている利用者負担の上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した支給認定子ども1人当たりの額(以下「給付単価限度額」という。)のいずれか低い額により算出した年間の合計額による。

本院が、25都道府県の193事業主体において会計実地検査を行ったところ、4都県の4事業主体において、誤って、異なる年齢区分の利用者負担の上限額と給付単価限度額とを比較して低い額となる給付単価限度額を利用者負担額とするなどしており、利用者負担額を過小に算定するなどしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金計12,998,853円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において利用者負担額の算定に当たり制度の理解が十分でなかったことなど、都県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都港区は、民間保育所 A の平成 27 年 4 月の 3 歳児の利用者負担額の算定に当たり、本来、3 歳児の年齢区分の利用者負担の上限額と給付単価限度額とを比較して低い額となる給付単価限度額を利用者負担額とすべきところ、誤って、4 歳以上児の年齢区分である利用者負担の上限額と給付単価限度額とを比較して低い額となる給付単価限度額を利用者負担額として算定を行うなどしていたことにより、民間保育所 A に係る利用者負担額が 1,757,860 円過小となっていた。

そして、同区では、このように適用する年齢区分を誤って利用者負担額を過小に算定していた事態が、上記を含め 25 民間保育所等について見受けられるなどしており、国庫負担対象事業費計 15,967,470 円が過大に精算されていて、これに係る負担金相当額計 7,983,735 円が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(21) 東京都	港区	子どものための教育・保育給付費 国庫負担金	27	1,204,378	602,189	15,967	7,983
(22) 福井県	坂井市	同	28	1,029,211	514,605	3,658	1,829
(23) 奈良県	五條市	同	27	148,261	74,130	2,194	1,097
(24) 宮崎県	宮崎市	同	27	9,554,128	4,777,064	4,177	2,088
(21)-(24)の計				11,935,980	5,967,990	25,997	12,998

(後掲 212 ページの「児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの」参照)

(3) 工事の設計が適切でなかったもの 1 件 不当と認める国庫補助金 60,661,908 円
定住促進施設の設計が適切でなかったもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 60,661,908 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(25) 内閣府本府	沖縄県	島尻郡伊是名村	沖縄振興特別推進交付金	26、27	88,203	70,562	75,828	60,661

この交付金事業は、伊是名村が、伊是名村伊是名地内において、Uターン・Iターン者向けの住宅を提供することにより定住の促進を図ることを目的として、間取りや構造が同一の木造建築物である定住促進施設 2 棟の建築、電気設備工事等を実施したものである。

同村は、本件定住促進施設について、柱、横架材(建物の軸組において水平に架け渡す構造材)、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により建築することとして、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間に厚さ 1.8cm、幅 9.0cm の木材を使用した筋交いを設置した耐力壁を張り間方向に 21 か所及び桁行方向に 10 か所それぞれ配置すれば、張り間方向及び桁行方向共に水平力に対して必要な耐力壁の長さをそれぞれ上回ることなどから安全であるとして設計し、これにより施工することとしていた。そして、筋交いについては、施工業者から、引張耐力が高まるなどの理由により厚さ 3.0cm、幅 9.0cm の木材を使用したいとの協議を受けて、同村はこれを承諾していた。この際、施工業者は、筋交いの端部における接合方法

について長さ9.0cmの鉄丸くぎを筋交いから柱及び横架材に計5本打ち付けることとする図面を同村に提出し、これにより施工していた。

しかし、耐力壁を構成する筋交いと柱及び横架材との接合については、建築基準法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号。以下「告示」という。)等によれば、水平力により生ずる引抜き力等に抵抗するために、筋交いに使用する木材の厚さなどに応じて定められた方法又はこれと同等以上の引抜き耐力を有する方法により接合することとされている。そして、告示によれば、筋交いに使用する木材が厚さ3.0cm、幅9.0cmの場合は、厚さ1.6mmの鋼板添え板を用いた上で、筋交いに対しては径12mmのボルト締めを行うとともに長さ6.5cmの太め鉄丸くぎを3本、柱に対しては同くぎを3本、横架材に対しては同くぎを4本それぞれ平打ちする接合方法等により接合することとされている。このように接合方法等が定められているにもかかわらず、同村は、これを確認することなく、上記のとおり鉄丸くぎ5本のみで筋交いと柱及び横架材とを接合していた(参考図参照)。このため、当該接合部は、告示に基づくものよりも引抜き耐力が著しく不足しており、引抜き力等に抵抗できないおそれがある状態となっていた。

このように、柱及び横架材との接合方法が適切でない筋交いで構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、張り間方向及び桁行方向共に必要とされる耐力壁が皆無の状態となっていた。

したがって、本件定住促進施設2棟(工事費相当額計75,828,348円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これらに係る交付金相当額計60,661,908円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において木造建築物の設計についての理解が十分でなかったこと、沖縄県において同村に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

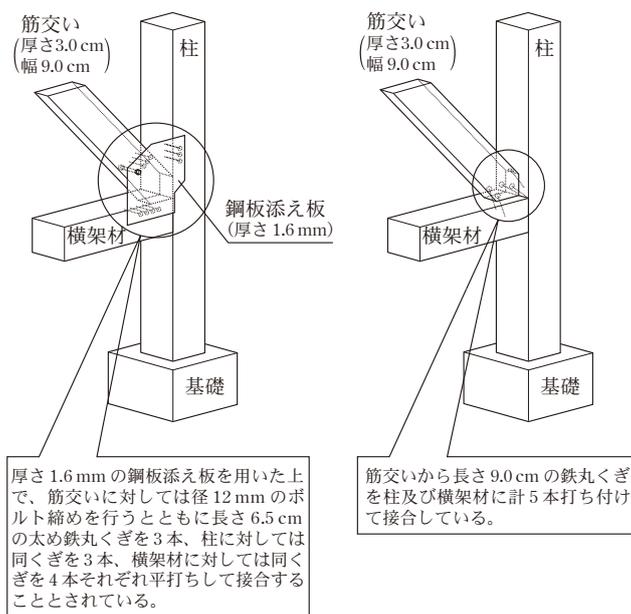
(注) 張り間方向、桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(参 考 図)

筋交いと柱及び横架材との接合の概念図

告示における接合方法の例

本件の接合方法



(4) 交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 9,834,712円

復興支援型地域社会雇用創造事業交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 9,834,712円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(26) 内閣府本府	一般財団法人ニューメディア開発協会	復興支援型地域社会雇用創造事業交付金	23～25	2,867,807	2,867,807	9,834	9,834

この交付金事業は、東日本大震災からの復興を図り、地域社会における起業と雇用を創造することを目的として、内閣府本府が社会的企業支援基金(以下「基金」という。)の管理及び運用の方法並びに業務の実施体制を構築して円滑に事業を実施できる事業者(以下「基金設置法人」という。)に対して、復興支援型地域社会雇用創造事業交付金(以下「交付金」という。)を交付するものである。そして、基金設置法人は、復興支援型社会的企業支援基金実施要領(平成23年府政経運第411号)に基づき、被災地等における地域の課題を解決するための新規性のある事業を継続して行う社会的企業の起業を支援する事業や社会的企業を担う人材の育成を支援する事業(以下「雇用創造事業」という。)を行う者として内閣府本府に置かれる選定・評価委員会により選定された事業者(以下「選定事業者」という。)に対して、基金を取り崩して資金の交付を行うとともに、選定事業者に対する指導監督等を行っている(以下、基金設置法人が同要領に基づき行う業務を「基金管理等業務」という。)。そして、選定事業者は、基金設置法人から交付された資金を活用して雇用創造事業を行っている。

内閣府本府により基金設置法人として選定された一般財団法人ニューメディア開発協会(以下「協会」という。)は、内閣府本府の承認を受けるなどして復興支援型地域社会雇用創造事業実施要領(以下「事業実施要領」という。)等を制定し、基金から取り崩して使用できる経費や事務処理の方法等を定めている。事業実施要領等によれば、基金から取り崩して使用できる経費は、選定事業者が雇用創造事業を実施するために必要な経費(以下「事業対象経費」という。)及び協会が基金管理等業務を実施するために必要な経費(以下「管理経費」という。)とされている。そして、事業対象経費の対象となる費目は、選定事業者が支払う人件費、管理費、起業支援経費、活動支援金等とされ、管理経費の対象となる費目は、協会が支払う人件費、管理費等とされている。

また、事業実施要領等によれば、選定事業者と協会との資金の精算に当たり、選定事業者は、雇用創造事業終了後に事業対象経費に係る報告書を協会に提出して協会の審査を受けることとされている。そして、協会と内閣府本府との基金の精算に当たり、協会は、事業対象経費及び管理経費を合計した事業費に係る報告書(以下「実績報告書」という。)を内閣府本府に提出するなどして内閣府本府の審査を受けることになっている。

上記の選定事業者と協会との精算及び協会と内閣府本府との精算に当たっては、事業対象経費及び管理経費の費目ごとに、計画額と実支出額とのいずれか低い方を採用するなどした額を確定額として精算することになっている。

協会は、平成23年度に交付金3,200,000,000円の交付を受けて基金を造成して、24年度に12選定事業者^(注)に対して基金を取り崩して資金を交付し、12選定事業者は、25年3月までに資金を活用して雇用創造事業を実施して、事業対象経費に係る報告書を協会に提出して協会の審査を受けていた。そし

第3章
第1節
第1
内閣府(内閣府本府)

て、協会は、事業対象経費 2,671,339,864 円、23 年度から 25 年度までの管理経費 196,467,774 円、計 2,867,807,638 円を事業費として基金から取り崩して使用したとして、内閣府本府に実績報告書を提出するなどして内閣府本府の審査を受けていた。

(注) 12 選定事業者 特定非営利活動法人石巻復興支援ネットワーク、いわきリエゾンオフィス企業組合、特定非営利活動法人エティック、特定非営利活動法人グラウンドワーク三島、一般社団法人 SAVE IWATE、一般社団法人ソーシャルビジネス・ネットワーク、株式会社地域協働推進機構、社団法人東北ニュービジネス協議会(平成 26 年 4 月 1 日以降は一般社団法人東北ニュービジネス協議会)、特定非営利活動法人 20 世紀アーカイブ仙台、公益社団法人日本サードセクター経営者協会、特定非営利活動法人 100 万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター、一般社団法人北海道総合研究調査会

しかし、12 選定事業者は、事業対象経費の実支出額の算出に当たり、職員等に対する給与等の人件費は消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の課税の対象ではなく、その支払に当たって消費税を負担していないのに、誤って消費税相当額を加えた金額を計上するなどしていたため、人件費を計 12,207,379 円過大に算出するなどしていた。また、協会は、管理経費の実支出額の算出に当たり、基金管理等業務を行っていた個人事業者 3 名に係る法定福利費について、協会には負担義務がなく実際にも負担していないのに、誤ってこれを加えた金額を計上していたため、人件費を計 1,457,001 円過大に算出するなどしていた。

したがって、正しい人件費等により実支出額を算出して、事業対象経費及び管理経費の費目ごとに計画額と算出した実支出額とのいずれか低い方を採用するなどして適正な事業費を修正計算すると計 2,857,972,926 円となり、前記の事業費計 2,867,807,638 円との差額 9,834,712 円(交付金相当額同額)が過大に精算されていて、同額が基金から過大に取り崩されて使用されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において事業対象経費及び管理経費に係る人件費の算出方法に関する理解並びに事業対象経費の審査が十分でなかったこと、内閣府本府において実績報告書等の審査及び協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,968,000 円

地域子育て支援拠点事業の実施に当たり、補助金等の交付額の算定が適切でなかったもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 4,968,000 円)

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(以下「地域子育て支援拠点」という。)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。

そして、国は、市町村に対して、平成 26 年度に保育緊急確保事業費補助金を交付し、また、27 年度に子ども・子育て支援交付金を交付して、拠点事業に要する費用の一部を補助している(以下、保育緊急確保事業費補助金及び子ども・子育て支援交付金を合わせて「補助金等」という。)

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成 26 年雇児発 0529 第 18 号。以下「実施要綱」という。)等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に専任の者を 2 名以上配置することなどが実施要件とされている。

拠点事業に係る補助金等の交付額は、「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」（平成26年府政共生第383号内閣府事務次官通知）等に基づき、地域子育て支援拠点の開設日数等の区分により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「基本額」という。）に国の負担割合3分の1を乗ずるなどして得た額とすることとなっている。

本院が、23都道府県の180市区町村において会計実地検査を行ったところ、1市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認める 事業費 千円	不当と認める 国庫補助金等 相当額 千円
(27) 北海道	江別市	地域子育て 支援拠点	26、27	105,333	35,110	14,906	4,968

江別市は、26、27両年度に、7か所の地域子育て支援拠点において開設時間中に専任の者を2名以上配置するなどして拠点事業を実施したとして、拠点事業に係る基本額を計105,333,000円として北海道に事業実績報告書を提出して、これにより補助金等計35,110,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、補助金等の交付額の算定に当たり、1か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置していなかったことなどから実施要件を満たしていないのに、これに係る事業費を対象経費の実支出額等に含めていたため、基本額が過大に算定されていた。

したがって、26、27両年度の適正な基本額を算定すると計90,427,000円となることから、前記の基本額計105,333,000円との差額14,906,000円が過大になっており、これに係る補助金等相当額4,968,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、北海道において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

（後掲214ページの「子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業（地域子育て支援拠点事業に係る分）において基金が過大に使用されていたもの」参照）

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

消費税の転嫁拒否行為等の相談件数等に応じて、相談業務を実施するための電話設備等の設置台数を見直すことなどにより、消費税価格転嫁等総合相談センターの運営に係る機器費用の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）内閣本府（項）内閣本府共通費
部局等	内閣府本府
契約名	消費税価格転嫁等総合相談センターの設置運営業務
契約の概要	電話相談及びメール相談に対応するための機器及び回線の設置並びに消費税価格転嫁等総合相談センターの運営業務
契約の相手方	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
契約	平成28年4月、29年4月 随意契約
支払額	3億6860万余円（平成28、29両年度）

支払額のうち分室等運営費の計(1)	1億2310万余円
(1)のうち電話相談件数及びメール相談件数が共に年間10件未満となっていた分室に係る分室運営費の計(2)	9467万円
(1)のうち1日平均1回未満の操作回数となっていた分室及び関係庁に設置された専用PCに係る機器費用の計(3)	1632万円
(2)及び(3)の純計	9896万円

1 総合相談センター等の概要

(1) 総合相談センターの概要

内閣府は、「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成24年10月消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定)に基づき、平成25年10月に、消費税価格転嫁等総合相談センター(以下「総合相談センター」という。)を設置して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号。以下「転嫁特措法」という。)で禁止されている消費税の転嫁を拒否する行為等(以下「転嫁拒否行為等」という。)に関する相談業務を行っている。そして、内閣府は、総合相談センターに、全国各地の消費者、事業者等(以下「相談者」という。)からの転嫁拒否行為等に関する相談窓口としてアウトソーシングセンター(以下「OC」という。)を設置するとともに、相談者からの専門性の高い相談にも対応できるよう13省庁の本省庁内及び10地方機関内に計23の総合相談センター分室(30年3月末現在。以下「分室」という。)を設置している。また、総合相談センターの運営期間については、当初、25年10月から29年3月末までとされていたが、消費税率の10%への引上げが31年10月に延期されたことなどをを受けて、33年3月末まで延長されている。

(注1) 13省庁 警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省、環境省

(注2) 10地方機関 沖縄総合事務局、東京国税局、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各経済産業局

(2) 総合相談センター等の運営体制等の概要

内閣府は、25年6月に、一般競争入札によりエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)との間で、総合相談センターの運営及び電話設備の設置等に関する請負契約(契約期間25年6月から26年3月まで。以下「総合相談センター運営等契約」という。)を締結している。そして、26年度以降は、総合相談センターを継続

的かつ安定的に運営する必要があることなどから、毎年度、随意契約により NTT コムとの間で総合相談センター運営等契約を締結している。

内閣府が総合相談センター運営等契約により実施している総合相談センター等の運営体制及び電話設備等の設置状況は、次のとおりとなっている（図参照）。

ア OC 及び分室における運営体制及び電話設備等の設置状況

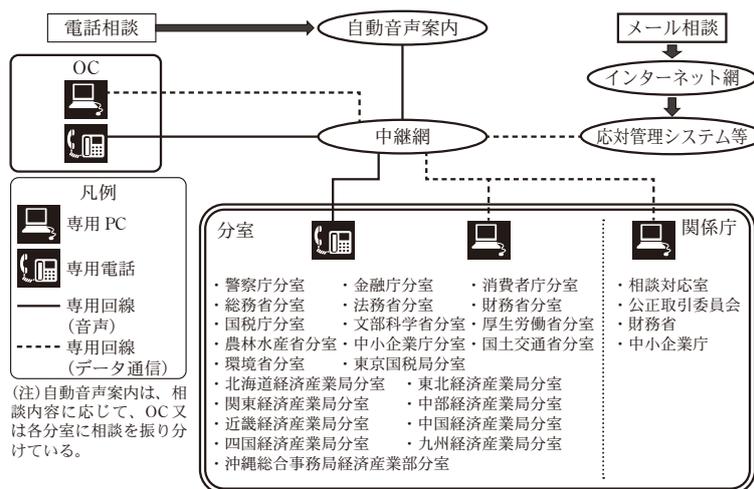
内閣府は、総合相談センター運営等契約に基づき、NTT コムに、OC にオペレータを配置させるとともに、OC 及び各分室には、専用回線を用いた相談用の専用電話と専用パーソナルコンピュータ（以下「専用 PC」という。）をそれぞれ設置させている。そして、総合相談センターに相談者から電話相談及びメール相談が寄せられた場合には、相談内容に応じて、オペレータ又は 13 省庁等の各分室の職員（以下「分室員」という。）が相談に対応することになっている。また、専用 PC は、オペレータ又は分室員がメール相談に対応する際に利用されるほか、オペレータ又は分室員が相談内容を蓄積するためのシステム（以下、このシステムを「対応管理システム」という。）に対応記録を入力することに利用されるなどしている。さらに、専用回線は、電話相談が同時に多数寄せられても専用電話が受電することを可能としたり、対応管理システムに入力される対応記録等のデータ通信を外部ネットワークから遮断されたネットワークで行ったりするため設置されている。

イ 関係庁における電話設備等の設置状況

内閣府は、総合相談センターのほか、内閣府の消費税価格転嫁等相談対応室（以下「相談対応室」という。）や転嫁特措法等の所管省庁である 3 省庁等^{（注 3）}の担当部署（以下、相談対応室と 3 省庁等を合わせて「関係庁」という。）についても、各分室の相談業務を補助することなどができるよう、総合相談センター運営等契約に基づき、NTT コムに専用 PC 及び専用回線を設置させている。

（注 3） 3 省庁等 公正取引委員会、財務省、中小企業庁

図 総合相談センターの概念図



2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性、有効性等の観点から、総合相談センター運営等契約について、相談件数等に応じた契約の見直しが行われて、総合相談センターの運営に要する費用が経済的なもの

となっているかなどに着眼して、設置された機器等の操作状況の記録が保存されるなどして
いた 28、29 両年度の総合相談センター運営等契約(支払金額計 3 億 6860 万余円)を対象とし
て、内閣府本府において、業務実績報告書、契約書等の関係書類等により会計実地検査を
行った。

(検査の結果)

内閣府が、総合相談センター運営等契約に基づき、28、29 両年度に NTT コムに対して支
払った額は、表のとおり、計 3 億 6860 万余円であり、このうち OC の運営に要した費用(以
下「OC 運営費」という。)は計 1 億 5161 万余円、分室の運営に要した費用(以下「分室運営費」
という。)及び関係庁の運営に要した費用(以下「関係庁運営費」とい、分室運営費と関係庁
運営費を合わせて「分室等運営費」という。)は計 1 億 2310 万余円となっていて、専用回線に
要した費用が分室等運営費の過半を占めていた。そして、OC 運営費については、相談件数
等に応じてオペレータの配置人数や専用電話及び専用 PC の設置台数を見直すなどしている
一方、分室等運営費については、専用電話及び専用 PC の設置台数を見直すなどしていな
かった。

表 総合相談センター等の運営に要した費用並びに専用電話及び専用 PC の設置状況 (単位：台、千円)

運営費用	費用内訳	平成 28 年度	29 年度	計
OC 運営費	オペレータ等費用、専用電話及び専用 PC に係る 機器費用、専用回線費用	78,209	73,402	151,611
	OC に設置された専用電話台数	28	22	
	OC に設置された専用 PC 台数	22	16	
分室運営費	専用電話及び専用 PC に係る機器費用、専用回線 費用、その他附属機器費用	60,344	58,391	118,735
	分室に設置された専用電話台数	73	73	
	分室に設置された専用 PC 台数	75	75	
関係庁運営費	専用 PC に係る機器費用、専用回線費用、その他 附属機器費用	2,187	2,177	4,364
	関係庁に設置された専用 PC 台数	8	8	
その他費用	通話録音システム費用、機器移設費用等	47,386	46,507	93,893
合計		188,127	180,478	368,606
分室等運営費		62,532	60,568	123,100
分室及び関係庁に設置された専用 PC の台数		83	83	
分室等運営費のうち専用回線費用		36,275	34,927	71,202

(注) 表中の金額は単位未満を切り捨てているため、集計しても計又は合計と一致しないものがある。

そして、内閣府は、25 年度の総合相談センターの運営の開始に当たり NTT コムと締結し
た契約書の仕様書において、毎月の電話相談の予定件数 15,000 件程度、メール相談の予定
件数 7,500 件程度になると想定していた。しかし、実際には、最も相談件数が多かった 26
年 3 月においても電話相談 4,134 件、メール相談 304 件となっていて想定を大きく下回って
おり、28 年度は年間で電話相談 757 件、メール相談 68 件、29 年度は年間で電話相談 865
件、メール相談 72 件となっていた。

そこで、各分室及び関係庁における相談件数と電話設備等の利用状況についてみたところ、
次のような事態が見受けられた。

(1) 各分室で受け付けた相談件数が少なく、専用電話、専用 PC 及び専用回線の利用が低調となっていた事態

28、29 両年度に設置されていた 23 分室における電話相談件数及びメール相談件数を確認したところ、電話相談件数が年間 10 件未満であった分室の数は、28 年度で 19 室、29 年度で 20 室、メール相談件数が年間 10 件未満であった分室の数は、28 年度で 22 室、29 年度で 21 室となっていた。このうち、28、29 両年度に電話相談件数及びメール相談件数が共に年間 10 件未満となっていた分室の数は、28 年度で 19 室、29 年度で 20 室、計 39 室となっていて、これらの分室に設置されている専用電話及び専用 PC 並びにこれに付随する専用回線の利用が低調となっていると認められた。そして、上記の 39 室に要した分室運営費は 28、29 両年度で計 9467 万余円となっていた。

(2) 分室及び関係庁に設置された専用 PC の利用が低調となっていた事態

表のとおり、28、29 両年度に、分室及び関係庁には専用 PC が計 83 台設置されており、専用 PC はメール相談に利用されるほか対応管理システムに対応記録を入力したり、保存された対応記録を検索したりすることなどに利用されていた。上記の計 83 台の専用 PC の操作状況について、対応管理システム上に保存された操作記録を用いて専用 PC の操作状況を確認したところ、専用 PC の年間の操作回数が 1 日平均 1 回未満の操作（操作回数を開庁日（28 年度 243 日、29 年度 244 日）で除して求めた回数）にとどまっていた専用 PC は、28 年度で 54 台、29 年度で 60 台となっていて、多くの専用 PC の利用が低調となっていた。そして、これらの専用 PC に係る機器費用は 28、29 両年度で計 1632 万余円となっていた。

このうち、(1)の電話相談件数及びメール相談件数が共に 10 件未満となっていた分室における専用 PC を除くと、28 年度で 11 台、29 年度で 19 台、計 30 台となり、これらの専用 PC に係る機器費用は 28、29 両年度で計 429 万余円となっていた。

このように、電話相談件数及びメール相談件数が少なくなっていた分室において、専用電話、専用 PC 及び専用回線の利用が低調となっていたり、相談件数が年間 10 件以上あった分室及び関係庁に設置された専用 PC についても利用が低調となっていたりしていたのに、内閣府において、専用電話及び専用 PC の設置台数並びに専用回線の回線数について相談件数等に応じた見直しが行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、内閣府において、利用が低調となっている専用電話、専用 PC 及び専用回線を分室及び関係庁に設置しておくことについての必要性の検討を十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、内閣府は、31 年 10 月に予定されている消費税率の引上げを考慮しつつ、総合相談センターの運営に係る機器費用等の節減を図るよう次の処置を講じた。

ア 30 年 10 月に総合相談センター運営等契約の変更契約を行い、16 分室の専用電話、専用 PC 及び専用回線を撤去することとした。

イ 専用電話及び専用 PC を引き続き設置することにした分室及び関係庁においても、利用実績が低調となっている専用電話及び専用 PC について、上記の変更契約等により設置台数の見直しなどを行った。

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

子ども・子育て支援全国総合システムの運用状況について

（平成 28 年度決算検査報告 59 ページ参照）

1 本院が表示した意見

内閣府は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県及び国の間で子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行状況に関する情報の共有等を行う子ども・子育て支援全国総合システム（以下「総合システム」という。）を構築している。内閣府は、総合システム構築の目的について、①新制度の実施に関する各種の情報を収集して分析することにより、新制度の更なる充実等に活用するとともに、これらの情報の公表により国民に対する説明責任を果たすこと、②都道府県等から認可等を受けた保育所等で市町村から財政支援の対象となることの確認を受けた施設（以下「確認施設」という。）に関する最新の情報を収集するとともに都道府県において出力できるようにして、保護者に対して確認施設の選択に資する最新の情報をいち早く公表できるようにすること、③財政支援のうち国の負担金の市町村等における交付申請等に関する事務を支援し、当該事務を効率的に行えるようにすることなどであるとしている。しかし、総合システムに登録情報の全てを登録している市区町は一部に限られており、内閣府において登録された情報を分析するなどして新制度の更なる充実等に活用することなどが困難となっていたり、総合システムの入力、出力方式等が市区町等における業務の実態等を踏まえたものとなっておらず、市町村等における交付申請等に関する事務を効率的に行えるようになっていなかったり、総合システムに登録された情報を活用した情報の公表が十分に行われておらず、また、総合システムから出力される電子データ等が保護者の確認施設の選択に資するものとはなっていないなど、総合システムの構築の目的が十分に達成されていない状況となっている事態が見受けられた。

したがって、内閣総理大臣に対して平成 29 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 総合システムに収集する情報により、新制度の更なる充実等の検討に向けた分析等をどのように行うか、国民に対する説明責任等を果たすためにどのような公表を行うか、それらのために必要な登録情報をどのような範囲のものとするかなどという点について具体的に検討すること

イ アを踏まえて、市町村等における業務の実態等や総合システムの運用状況を的確に把握したり、登録が進まない要因を分析したりするなどして、市町村等における交付申請等に関する業務の効率化や一層効果的な子育て支援等の実施が図られるよう、また、都道府県における確認施設に関する情報の公表が保護者の確認施設の選択に資するものとなるよう、登録情報の範囲、総合システムへの入力、出力方式等、総合システムの運用等について見直しなどを行うこと

2 当局の処置状況

本院は、内閣府本府において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣府は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 29年11月から30年6月にかけて新制度の更なる充実等の検討に向けた分析等、国民に対する説明責任等を果たすための公表及びそれらのために必要な登録情報の範囲について検討して、新制度の更なる充実等の検討に向けた分析等については既存の調査等により情報を収集して実施することとし、国民に対する説明責任等を果たすための公表については独立行政法人福祉医療機構が運営しているシステムにより行うこととし、同システムに確認施設の設置者等が施設の基本情報を入力して都道府県等が確認等した上で、インターネット上で公表することとした。そして、総合システムに登録する情報については、市町村等における交付申請等に関する業務の効率化に必要な項目及び業務管理に必要な項目に限ることとした。

イ アの検討と併せて、29年12月から30年3月にかけて市町村に対するアンケート調査、都道府県等に対する聞き取り調査及び市町村等における交付申請等の業務の実態等に関する調査研究を行い、市町村等における業務の実態等や総合システムの運用状況を把握したり、登録が進まない要因を分析したりした。

一方、内閣府は、登録情報の具体的な範囲、総合システムへの入力、出力方式等、総合システムの運用等については、総合システムの更新等に合わせて、引き続き見直しなどを行っていくこととしている。

(金融 庁)

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について

〔平成 27 年度決算検査報告 80 ページ参照〕
〔平成 28 年度決算検査報告 78 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

金融庁は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 143 号。以下「金融機能早期健全化法」という。)等に基づき、預金保険機構及び株式会社整理回収機構を通じて、金融機関が発行する優先株式等の引受け等の措置を実施している。そして、金融機能早期健全化法に基づく優先株式等の引受け等の業務(以下「早健法業務」という。)に係る経理は、預金保険機構において、その他の経理と区分し、金融機能早期健全化勘定を設けて整理しなければならないこととなっており、同勘定に係る資金は、早健法業務以外の用途には使用できないこととなっている。しかし、同勘定においては多額の利益剰余金が保有されていて、本院の試算によれば、今後の早健法業務の実施により同勘定で使用する可能性のある資金の額について一定の前提の下で発生し得る損失を最大限見込んだとしても、なお多額の早健法業務に使用する見込みがない資金(以下「余裕資金」という。)が生じていると認められる状況であり、また、同勘定が廃止されるまでには相当の期間が見込まれる状況となっているにもかかわらず、余裕資金について、同勘定が廃止されるまでの間は国庫に納付することができないなど、有効活用を図ることができないこととなっている事態が見受けられた。

したがって、金融庁において、預金保険機構と共に、金融機能早期健全化勘定における余裕資金の額を把握した上で、余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、財政規律の確保を目的として各勘定を区分経理することとしている金融機能早期健全化法の趣旨に留意しつつ、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう、内閣府特命担当大臣に対して平成 28 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、金融庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

金融庁は、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定の利益剰余金について、金融システムの安定化のために巨額の国民負担が確定しているというこれまでの経緯や、他の勘定に欠損金や含み損等が発生していること、金融資本市場の状況等によりその含み損等は変動することなどを総合的に踏まえつつ、財政当局とも協議をしながら、所要の検討を行っている。

第2 総務省

不当事項

補助金

(28) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (62)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)地域振興費 (項)地域経済活性化・雇用創出推進費 (項)情報通信技術高度利活用推進費 (項)情報通信技術利用環境整備費
部 局 等	総務本省、9 府県
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等 (事業主体)	県 11、市 16、町 4、村 1、会社 1、計 33 補助事業者等(県 11、市 10、町 3、会社 1、計 25 事業主体)
間接補助事業者 等(事業主体)	10 会社
国庫補助金等	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)、地域 経済循環創造事業交付金、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補 助金等
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	36,204,771,897 円
不当と認める国 庫補助金等相当 額の合計	1,911,809,199 円

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、43 都道府県、430 市区町村、5 一部事務組合、1 連携主体(複数の会社で構成される事業主体)及び 58 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、11 県、13 市町、11 会社、計 35 事業主体が地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)、地域経済循環創造事業交付金、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されていたり、

補助の対象とならなかつたりなどして、これらに係る国庫補助金 1,911,809,199 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたなどのもの

10 件 不当と認める国庫補助金 66,485,992 円

地域経済循環創造事業交付金(以下「交付金」という。)は、地域資源を活用した先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的として、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成 25 年総行政第 29 号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、都道府県又は市町村(以下「交付金事業者」という。)が、地域の金融機関等と連携して、地域活性化に資する事業の事業化に取り組む民間事業者等(以下「助成対象事業者」という。)に事業化段階で必要となる経費の助成を行う場合に、その経費に対して、原則として 1 事業当たり 50,000,000 円を限度として、国が交付するものである。総務省は、交付金の事業年度に助成対象事業者が事業に係るものとして初期投資等に支出した額(以下「初期投資額」という。)を交付金の交付対象事業費としている。そして、交付金の交付申請に際して、助成対象事業者に、初期投資額から自己資金、金融機関からの融資額等(以下、これらを合わせて「融資額等」という。)を差し引いて交付申請額を算出させ、交付金事業者はこれを同省に提出する実施計画書に記載することとしている。また、同省は、交付金の額の確定に際して、助成対象事業者から提出された書類等に基づき交付金事業者が作成し提出する実績報告書の添付書類である事業報告書を用いて、上記の実施計画書に記載された計画額に対応した実績額を確認するなどして交付金の額を確定している。

さらに、交付要綱等によれば、助成対象事業者は、交付金事業により取得した財産のうち取得価格等が 50 万円以上の機械等の財産を交付金事業者の承認を受けないで処分制限期間内に交付の目的に反して使用したり、譲渡したりするなどしてはならないとされており、交付金事業者の承認を受けて処分制限期間内に有償で譲渡する場合において、譲渡額が残存簿価より著しく低価であることを合理的に証することができないときには、残存簿価に国庫補助率を乗じて得た額を国庫に納付することなどとされている。

本院が 10 道県及び 73 市町村において会計実地検査を行ったところ、6 市 1 町 1 村において、交付金の対象とならない経費を交付対象事業費に含めていたり、交付対象事業費を過大に精算したり、交付金事業により取得した財産を無断で譲渡したりするなどしていたため、交付金相当額計 66,485,992 円が過大に交付されるなどして不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、助成対象事業者において交付金の対象となる経費や交付金事業により取得した財産の管理等についての理解が十分でなかったり、交付金事業を適正に実施することについての認識が欠けていたりしたこと、6 市 1 町 1 村において助成対象事業者に対する指導が十分でなかったり、交付金事業を適正に実施することについての認識が欠けていたりしたこと、総務本省において本件交付金事業に係る交付金の額の確定時等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1> 交付金の対象とならない経費を交付対象事業費に含めていた事態

株式会社マスコは、平成 26 年度に、宮崎県産のほうれん草等、主要農産物の規格外品等を活用したチルドドレッシングの開発及び製造を行うための機械設備等の設置に要する経費について、宮崎県宮崎市から助成を受けていた。

そして、同市は、初期投資額として同機械設備等の設置に要した経費 50,720,000 円を、融資額等として 18,620,000 円を計上した交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出し、総務本省はこれを確認するなどして交付金の額を 32,100,000 円と確定して、同額を同市に交付していた。

しかし、同会社が設置することとしていた同機械設備等は、交付金の事業年度中に設置されていなかったことから、これに係る経費は、交付金の対象とならない経費であった。

また、同市は、交付金の実績報告に当たり、上記の事態を把握していたのに、同機械設備等を設置することになっていた施工業者に依頼して同機械設備等と同種のものの画像を取り寄せるなどして、同機械設備等が交付金の事業年度中である 27 年 3 月に設置されたとする虚偽の交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出していた。

したがって、本件交付金事業は、初期投資額として計上していた 50,720,000 円全額が交付金の対象とならず、これに係る交付金 32,100,000 円が過大に交付されていた。

＜事例 2＞ 交付対象事業費を過大に精算していた事態

大福工業株式会社は、平成 25 年度に、島根県産天然フェリエライトを吸着剤として活用した二酸化炭素濃縮装置の製造施設等の整備に要する経費について、島根県出雲市から助成を受けていた。

そして、同市は、同会社から提出された書類等を用いて、初期投資額として同製造施設等の整備に要した経費 96,000,000 円を、融資額等として 46,000,000 円を計上した交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出し、総務本省はこれを確認するなどして交付金の額を 50,000,000 円と確定して、同額を同市に交付していた。

しかし、同会社は、虚偽の領収書等を取引業者に作成させるなどして、初期投資額を水増ししていた。

したがって、適正な初期投資額は 87,300,000 円となり、これにより適正な交付金の交付額を算定すると 41,300,000 円となることから、交付金 8,700,000 円が過大に精算されていた。

＜事例 3＞ 交付金事業により取得した財産を無断で処分したり、補助の目的外に使用していたりするなどして いた事態

株式会社ウッドプランは、平成 26 年度に、地域資源である豊岡産木を使用した高級木製インテリアである木ブロックの製造機械の購入、木ブロック加工工場の改修等に要する経費について、兵庫県豊岡市から助成を受けていた。

そして、同市は、同会社から提出された書類等を用いて、初期投資額として同製造機械の購入等に要した経費 21,183,186 円を、融資額等として 12,183,186 円を計上した交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出し、総務本省はこれを確認するなどして交付金の額を 9,000,000 円と確定して、同額を同市に交付していた。

しかし、同会社は、木ブロックが販売不振となったことから、交付金事業により取得した同製造機械のうち主要なものである NC ルータ(取得価格 7,344,000 円)を、28 年 6 月に、7 年の処分制限期間内であったにもかかわらず、同市の承認を受けずに他の企業に有償で譲渡していた(28 年 6 月時点における残存簿価 6,294,857 円)。

また、同会社は、NC ルータを譲渡したため、NC ルータに取り付けて用いる溝無ドリルミルチャック(取得価格 540,000 円)について、木ブロックの製造に使用する見込みがなくなっていた(28 年 6 月時点における残存簿価 462,857 円)。

さらに、同会社は、木ブロック加工工場(改修による増加価格 11,810,186 円)についても、同市の承認を受けずに、豊岡産ではなく外国産の木材等を材料とする家具製造のために使用するなどしていた(28 年 6 月時点における当該改修による増加分の残存簿価 11,429,212 円)。

したがって、交付金事業により取得するなどした財産(残存簿価計 18,186,926 円(これに係る交付金相当額計 7,726,992 円))は、無断で譲渡されたり、補助の目的外に使用されていたりするなどしていた。

以上を交付金事業者別・助成対象事業者別に示すと次のとおりである。

第3章
第1節
第2
総務省

部局等	交付金事業者	助成対象事業者(事業主体)	交付金事業	年度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認められる交付対象事業費	不当と認められる交付金相当額	摘要
(28) 総務本省	群馬県北群馬郡榛東村	有限会社鈴京	地域経済循環創造事業交付金 (榛東村エネルギー・地域力向上経済循環創造)	25	千円 48,454	千円 32,800	千円 4,918	千円 3,330	精算過大、補助の対象外
(29) 同	新潟県五泉市	株式会社五泉の水 Proj.	同 (水がたなく地域の力)	25	55,591	29,960	3,709	2,000	同
(30) 同	兵庫県豊岡市	株式会社ウッドプラン	同 (木ブロック製造)	26	21,183	9,000	18,186	7,726	無断処分、目的外使用等
(31) 同	同	Un Bois 株式会社	同 (観光客の増加と域内循環の拡大)	27	45,849	22,000	6,240	2,995	精算過大、補助の対象外
(32) 同	兵庫県南あわじ市	ジョイポート南淡路株式会社	同 (産直センターの新設)	25、26	55,317	31,950	2,308	1,334	同
(33) 同	同	株式会社特産野菜ネット	同 (地場野菜の低農薬・高風味などの差別化乾燥野菜加工)	26	211,237	50,000	11,083	2,624	補助の対象外
(34) 同	島根県出雲市	大福工業株式会社	同 (CO ₂ 濃縮装置の製造施設整備)	25	96,000	50,000	8,700	8,700	精算過大
(35) 同	島根県仁多郡奥出雲町	I S K ソリューション株式会社	同 (重金属吸着材・不溶化材製造)	26	103,359	48,000	3,903	3,904	同
(36) 同	宮崎県宮崎市	株式会社マスコ	同 (宮崎県農産物の高付加価値化を実現し農業産業の活性化)	26	50,720	32,100	50,720	32,100	補助の対象外
(37) 同	沖縄県南城市	株式会社みやぎ農園	同 (廃棄青果物の地場産品化及び収益性の高い農産業に寄与する加工施設整備)	26	68,116	48,277	2,500	1,772	同
(28)-(37) の計					755,829	354,087	112,270	66,485	

(2) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が過大に交付されている
 たなどのもの 22件 不当と認める国庫補助金 1,819,058,507円

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)は、地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)制度要綱(平成25年府地活第125号、総行応第50号等。以下「制度要綱」という。)、地域の元気臨時交付金交付要綱(平成25年総行応第252号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月閣議決定)の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき実施する事業に要する費用のうち、実施計画を作成した地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するものである。

制度要綱によれば、交付金の交付対象事業は、既存の国の補助事業の対象とはならない地方単独事業においては、上記閣議決定の後に地方公共団体の平成24年度予算又は25年度予算に計上されたものなどとされている。交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)のほか交付要綱等に定めるところによるとされている。補助金適正化法等によれば、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは補助事業等の成果を記載した実績報告書を各省各庁の長に提出しなければならないこととされている。そして、総務省は、交付金事業が工事に係るものにあつては、交付金事業の成果は当該工事の25年度末の工事の出来高であるとしている。

また、制度要綱によれば、交付金の交付対象事業は、地方単独事業については「建設地方債の発行対象経費であるもの」などとされている。そして、地方財政法(昭和23年法律第109号)によれば、同法第5条に掲げる公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもってその財源とすることができることとされている。

本院が24道府県及び403市町村において会計実地検査を行ったところ、11県及び11市町において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(38)	総務本省 群馬県	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)〈道路整備等〉	25	5,479,488	5,249,188	510,364	500,568	過大交付
(39)	同 埼玉県	同 地方特定道路(改築)整備費等	25	15,106,111	6,087,292	466,972	354,354	同
(40)	同 千葉県	同 県単道路改良等	25	3,140,105	3,048,000	122,701	122,701	同
(41)	同 神奈川県	同 座間高校耐震化等	25	2,857,593	690,000	2,176,143	284,518	同
(42)	同 長野県	同 県単独公共等	25	2,791,300	2,786,530	7,669	7,669	同
(43)	同 大分県	同 県立学校施設整備等	25	2,218,110	1,827,000	85,816	54,322	同

	部 局 等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
					千円	千円	千円	千円	
第3章 第1節 第2 総務省	(44)	神奈川県	横浜市	25	660,870	650,000	134,183	124,778	過大交付
			地域の元気 臨時交付金 (地域経済 活性化・雇 用創出臨時 交付金) (地域ケア プラザ整備 等)						
	(45)	同	相模原市	25	47,322	47,322	14,367	14,367	同
			同 (民間保育 所整備)						
	(46)	同	平塚市	25	87,995	65,680	29,808	7,492	同
			同 (地区公民 館整備(大 野公民館))						
	(47)	京都府	亀岡市	25	105,822	84,879	9,965	9,965	同
			同 (公共土木 施設(道路 等)の整備)						
	(48)	広島県	三原市	25	89,007	77,574	40,043	40,043	同
			同 (リージョ ンプラザ整 備)						
	(49)	福岡県	筑紫野市	25	196,860	115,200	121,893	111,873	同
			同 (共同調理 場施設整 備)						
	(50)	佐賀県	神埼市	25	23,016	23,000	19,797	19,781	同
			同 (太陽光発 電施設整 備)						
(51)	宮崎県	東諸郡綾 町	25	87,492	60,190	81,128	53,826	同	
		同 (単独分農 山漁村地域 整備交付 金)							
(38)–(51)の計					32,891,095	20,811,856	3,820,856	1,706,263	

これらの交付金事業は、14事業主体が、地方単独事業として、施設整備の工事等を実施したものであり、これらの交付金事業の交付対象事業費を計 32,891,095,670 円であるとして総務本省及び京都府、神奈川、広島、福岡、佐賀、宮崎各県に実績報告書を提出し、総務省から計 20,811,856,315 円の交付金の交付を受けていた。

しかし、交付金事業の成果である工事の出来高を超えて交付金が交付されているなどしていたため、交付金計 1,706,263,950 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、14事業主体において交付金事業が完了したときに提出する実績報告書に記載すべき交付金事業の成果についての理解が十分でなかったこと、総務本省及び6府県において交付金の額の確定の際の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

群馬県は、平成25年度に、地方単独事業として、道路整備事業等5事業を事業費計 8,641,165,900 円(交付対象事業費計 5,479,488,867 円、交付金交付額 5,249,188,000 円)で実施していた。同事業において実施した工事のうち単独公共単独道路改築事業等62工事について、同県は、交付対象事業費を計 615,973,480 円であるとして、総務本省に実績報告書を提出して計 606,177,001 円の交付金の交付を受けていた。

しかし、上記の62工事は工期が複数年度にわたる契約に基づくものであり、これに係る交付対象事業費は、同県が工事の各契約相手方に対して25年度に支払った前払金等の額を計上していて、この交付金事業の成果である工事の同年度末における出来高は計 105,608,632 円であった。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(52)	総務本省	兵庫 県	25、26	1,737,458	1,737,458	20,472	20,472	補助の対 象外
								地域の元気 臨時交付金 (地域経済 活性化・雇 用創出臨時 交付金) 〈県有施設 新增改築 等〉
(53)	同	奈良 県	25	11,884,480	10,884,480	3,572	3,572	同
								同 〈地域・経 済活性化基 金積立金〉
(54)	同	和歌山 県	25	54,096	54,096	54,096	54,096	同
								同 〈南紀白浜 空港管理〉
(55)	同	鳥取 県	25	270,736	270,736	6,738	6,738	同
								同 〈警察施設 整備等〉
(56)	同	香川 県	25	1,831,539	1,786,000	15,989	7,387	同
								同 〈高校老朽 施設改築〉
(57)	埼玉 県	坂戸 市	25	14,437	14,437	5,571	5,570	同
								同 〈低公害車 導入〉
(58)	大分 県	宇佐 市	25	13,908	13,900	13,908	13,900	同
								同 〈環境対策 推進〉
(52)–(58)の計				15,806,656	14,761,107	120,349	111,739	

これらの交付金事業は、7事業主体が、地方単独事業として、車両の購入、建設事業と一体として整備される備品であって建設される施設等と一体不可分の機能を有するものの購入等を実施したものであり、これらの交付金事業の交付対象事業費を計 15,806,656,142 円であるとして総務本省及び埼玉、大分両県に実績報告書を提出し、総務省から計 14,761,107,882 円の交付金の交付を受けていた。

しかし、交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めていたため、交付金計 111,739,127 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7事業主体において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、総務本省及び両県において交付金の額の確定の際の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

和歌山県は、実施計画に基づき、地方単独事業として平成25年度を事業実施期間とする南紀白浜空港管理事業を事業費 54,096,000 円(交付対象事業費同額)で実施したとして、総務本省に実績報告書を提出して、交付金 54,096,000 円の交付を受けていた。同事業は、南紀白浜空港の安心安全を図るために空港用化学消防車を購入するものである。

しかし、上記の消防車は、実施計画で定めた事業実施期間の25年度ではなく、事業実施期間外の27年3月に納入されたものであった。

したがって、前記の事業費 54,096,000 円(交付対象事業費同額)は交付対象とは認められず、これに係る交付金 54,096,000 円が過大に交付されていた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
第3章 第1節 第2	和歌山県 田辺市	地域の元気 臨時交付金 (地域経済 活性化・雇 用創出臨時 交付金) (道路新設 改良)	25	千円 142,164	千円 142,164	千円 1,055	千円 1,055	設計不適切

総務省

この交付金事業は、田辺市が、地方単独事業として、台風により被災した既存市道の復旧及び歩行者等の安全確保のために、擁壁工、法面工等を実施したものである。

このうち、擁壁工は、歩行者等の転落防止を目的として、谷側の道路端部の区間にガードパイプ延長54.5mを設置等するものである。

同市は、上記のガードパイプについて、「防護柵の設置基準・同解説」(社団法人日本道路協会編)に基づき設計しており、それによれば、ガードパイプの高さは、成人男子の重心高さなどから歩行者等の転落を確実に防止できる1.1mを標準とすることとされている。

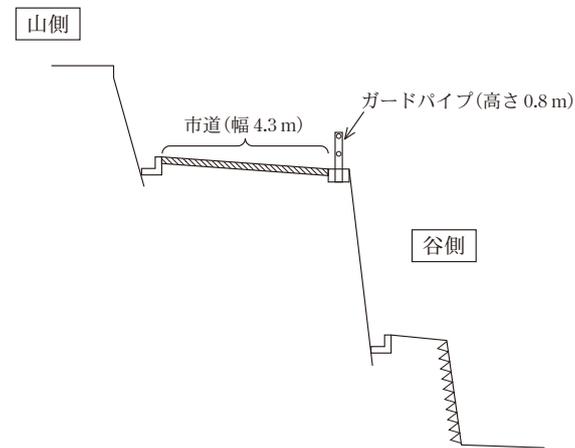
しかし、同市は、前記の区間における既存のガードレールが0.8mの高さで設置されていたことなどから、ガードパイプの高さも0.8mとして設計して設置していた(参考図参照)。

したがって、前記区間のガードパイプ(工事費相当額1,055,430円)は、その設計が適切でなかったため、歩行者等の転落を確実に防止できるとされている高さより低いものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額1,055,430円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、歩行者等の転落防止を目的とするガードパイプの設計に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)

ガードパイプの設置状況の概念図



(38)-(59)の計

48,839,916 35,715,128 3,942,260 1,819,058

(3) 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により整備した設備の施工が適切でなかったため、補助の目的を達していなかったなどのもの

2件 不当と認める国庫補助金 21,585,711円

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金は、地域における情報通信基盤の強じん化を図るための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費の一部について、国が補助するものである。その補助対象事業費は、無線アクセス装置、伝送路設備等の設置等に要する経費となっている。

本院が5県、50市区町村、1一部事務組合及び31会社において会計実地検査を行ったところ、1町及び1会社において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(60) 総務本省	三重県多気郡明和町	観光・防災Wi-Fiステーション整備	27、28	50,126	25,063	38,105	19,052	目的不達成

この補助事業は、明和町が、平時には観光客に観光情報を提供するとともに、災害時には停電が発生しても住民等が広く情報を収集できる状態を確保することなどを目的として、通信記録を管理するためのサーバ等の設備及び無線LAN接続のアンテナとなるアクセスポイント(以下「AP」という。)1台を同町役場の屋内に、7台をいつきのみや歴史体験館(以下「歴史体験館」という。)に、また、鉄柱等にAP等を搭載した設備(以下「Wi-Fiステーション」という。)8基を明和町内の広場及び公園に設置したものである。

同町は、8基のWi-Fiステーションのうち3基にルータ及び回線終端装置を設置して既存のケーブルテレビの通信網と接続することによりインターネット通信を行う設計とし(以下、この設計のWi-Fiステーションを「親機」という。)、親機以外のWi-Fiステーション(以下「中継機」という。)5基及び歴史体験館に設置されたAP(以下「子機」という。)7台にはルータ等を設置せずに近くの親機を経由してインターネット通信を行う設計としていた。また、同町は、災害等により停電が発生した場合でも72時間は無線LAN通信等の提供が可能となる容量の蓄電池、太陽光パネル等(以下、これらを合わせて「非常用電源」という。)を各Wi-Fiステーションに搭載する設計として、これにより施工させる請負契約を締結していた。

しかし、親機3基において、請負人は、APとケーブルテレビの通信網との間に設置されたルータを非常用電源に接続する工事を実施しておらず、停電発生時にはルータの機能が停止して、APとケーブルテレビの通信網との接続が切断される状況となっていた。そして、親機3基を経由してインターネット通信を行う中継機5基及び子機7台も、停電発生時にはインターネットと接続できない状況となっていた。

したがって、補助事業において整備したWi-Fiステーション8基及び子機7台(これらに係る事業費相当額38,105,454円)は、親機3基に係る施工が適切でなかったため、災害等により停電が発生した場合にはインターネット通信が切断されて、住民等に広く情報を提供することができない状態となっていて、補助の目的を達しておらず、これらに係る国庫補助金相当額19,052,711円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(61) 総務本省	(注) 株式会社ジェイコム中野	地域ケーブルテレビネットワーク整備	25、26	148,036	49,345	7,595	2,533	精算過大
-----------	-----------------	-------------------	-------	---------	--------	-------	-------	------

(注) 平成26年6月30日以前は株式会社JCNシティテレビ中野

この補助事業は、株式会社ジェイコム中野(以下「会社」という。)が、災害時に伝送路が切断されても放送、通信等を継続できるよう、代替ルートを新設するなどして複線化を行ったものである。

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業実施マニュアル(平成25年総務省作成)によると、事業主体が補助事業と単独事業を合わせて実施する場合には、補助事業と単独事業で共用される施設・設備に

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

係る費用については合理的な方法で案分することとなっている。合理的な案分方法として、補助事業と単独事業で共用される伝送路に係る費用の場合は、補助事業と単独事業でそれぞれ利用する光ケーブルの心数(以下「利用心数」という。)による案分を基本とすることとなっている。そして、費用のうち、区間ごとの費用を個々に示せない工事費等については、各区間の補助事業と単独事業それぞれの利用心数の割合を区間ごとのケーブル長に乘じた合計値により、全区間に係る補助事業と単独事業の割合(以下「心線全体の案分率」という。)を算出して案分することとなっている。

会社は、補助事業の実施に当たり、補助事業と単独事業で伝送路を共用することとして、複線化のために必要となる心数(区間ごとに2心~68心)を上回る心数(区間ごとに36心、100心又は300心)の光ケーブルを敷設した上で、複線化のために必要となる心数を補助事業の利用心数、残りの心数を単独事業の利用心数として、費用を案分して補助対象事業費を算定していた。

しかし、会社は、工事費のうちの交通誘導員費等について、区間ごとの費用を個々に示せない工事費等であることから心線全体の案分率により案分すべきところ、誤って伝送路工事に要した費用に占める補助対象事業費の割合により案分したり、工事費のうちの材料費等について、案分の基礎となる補助事業の利用心数を過大に計上したりなどして、補助対象事業費を過大に算定していた。

したがって、交通誘導員費等について心線全体の案分率により案分するなどして適正な補助対象事業費を算定すると計140,440,594円となり、補助対象事業費148,036,261円との差額7,595,667円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額2,533,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、総務本省において補助事業の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(60)(61)の計				198,162	74,408	45,701	21,585	
------------	--	--	--	---------	--------	--------	--------	--

(4) 情報通信利用環境整備推進交付金により整備した光ケーブルの架設工事の施工が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 4,678,989円

情報通信利用環境整備推進交付金は、地域における情報通信の格差の是正に資する超高速ブロードバンド基盤の整備を促進することを目的として、地理的な制約から民間事業者の投資による整備が困難な市町村等に対して、事業の実施に要する経費の一部について、国が交付するものである。

本院が都及び7市町村において会計実地検査を行ったところ、1町において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(62)	総務本省	徳島県那賀郡那賀町	情報通信利用環境整備推進交付金(情報通信利用環境整備推進)	28	183,446	61,148	14,036	4,678 施工不良

この交付金事業は、那賀町が、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図ることなどを目的として、同町役場庁舎等2か所を拠点とした既存の通信設備の機能を超高速ブロードバンドに対応できるように増強する装置の設置等を行うとともに、伝送路として光ケーブルを架空方式により延長40,847

mにわたって架設したものである(以下、架空方式による光ケーブルの伝送路を「架空光ケーブル」という。)。このうち10,113mは、災害時等に既存のルートに通信障害が発生した際にも通信を確保するために、新たに別ルートに架設(以下、このルートを「災害時通信ルート」という。)したものである。そして、同町は、鋼製の吊架用線ちように光ケーブルを吊り下げる工法等により、架空光ケーブルを架設していた。

有線電気通信設備令(昭和28年政令第131号)、有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)等において、架空光ケーブル等の吊架用線は、安全性の点から、避雷機能等の保安機能を持たせるために、接地(注)しなければならないとなっている。また、光ファイバケーブル施工要領・同解説(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修)、CATVエキスパート技術者テキスト(施工)(一般社団法人日本CATV技術協会発行)等(以下「要領等」という。))において、架空光ケーブルの吊架用線の接地箇所はおおむね500mごとに1か所とすることとなっている。

同町は、これらに基づき、落雷に起因する吊架用線及び光ケーブルの破断、その周辺設備の破損等を防ぐために、吊架用線500mごとに1か所接地するとして設計図書を作成して、これにより請負人に施工させることとしていた。

しかし、現地の状況を確認したところ、災害時通信ルートにおいて、2,306m及び1,913mにわたって吊架用線が接地されていない区間があり、それぞれ、要領等で定める接地の間隔500mを大幅に上回っていた。

したがって、架空光ケーブルのうち、上記2区間の吊架用線については、災害時等の対策として架設されたにもかかわらず、施工が適切でなかったため、落雷等に対する所要の保安機能が確保されておらず、落雷発生時等に災害時通信ルート(工事費相当額14,036,968円)に通信障害が発生するおそれがある状態となっており、これに係る交付金相当額4,678,989円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、請負人が設計図書等に対する理解及び現地の確認が十分でないまま施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 接地 落雷によって生ずる過電流等を安全に大地へ放流して、過電流等から機器等を守るなどのために、電気設備機器、電路等を電気伝導体の導線により電氣的に大地と接続すること

そ の 他

- (63) 震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったなどのため、
 (76) 震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成23年法律第41号)
交 付 先	14市町村
震災復興特別交付税交付額	37,468,693,000円(平成26年度～28年度)

過大に交付され
た震災復興特別
交付税の額

35,410,000 円(平成 26 年度～28 年度)

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成 23 年法律第 41 号)に基づき、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を 23 年度から交付している。

そして、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」(平成 23 年総務省令第 155 号)等を 23 年度以降制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)を定めている(以下、23 年度から 28 年度まで各年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。)

また、市町村は、各市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を作成して、都道府県に提出しており、都道府県は、市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、同省は、提出された算定資料等に基づき、算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

そして、震災復興特別交付税の額の算定に際しては、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の実績額又はその見込額を用いることなどにより算定することとされており、見込額を用いた場合には、実績額が確定した後に、実績額に基づき算定した額との差額について、実績額が確定した年度の震災復興特別交付税の算定において精算することとされている。

算定事項の主なものには、国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(東日本大震災復興交付金、循環型社会形成推進交付金等))を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」という。)等がある。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、震災復興特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、総務本省及び 3 県の 14 市町村において、26 年度から 28 年度までの間に交付された震災復興特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、上記の 14 市町村に交付された震災復興特別交付税計 37,468,693,000 円のうち、算定資料等の作成に当たり、補助事業等に係る地方負担額のうち市町村が負担すべき額の算定において、経費の算定が適切でなかったり、対象とならない経費を含めていたりして

いたため、補助事業等に係る地方負担額が過大となり、震災復興特別交付税計 35,410,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、^(注1) 2市町において算定資料等の作成に当たり市町が負担すべき額の算定の基礎となる交付対象事業費を算定することに対する理解が十分でなかったこと、白石市等^(注2) 9市町及び二本松市等^(注3) 3市村によりそれぞれ構成されている2一部事務組合^(注4) において12市町村が負担すべき額の算定の基礎となる交付対象事業費を算定することについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を県別・交付先別に示すと次のとおりである。

	県名	交付先	算定事項	年度	震災復興特別交付税交付額	過大に交付された震災復興特別交付税の額	摘要
(63)	岩手県	大船渡市	東日本大震災復興交付金	26～28	12,805,185	1,410	経費の算定が適切でなかったもの
(64)	宮城県	白石市	循環型社会形成推進交付金	27、28	2,175,819	2,678	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(65)	同	角田市	同	27、28	778,823	2,272	同
(66)	同	刈田郡蔵王町	同	27、28	362,805	1,162	同
(67)	同	刈田郡七ヶ宿町	同	27、28	69,996	327	同
(68)	同	柴田郡大河原町	同	27、28	513,605	1,869	同
(69)	同	柴田郡村田町	同	27、28	377,300	962	同
(70)	同	柴田郡柴田町	同	27、28	942,357	2,858	同
(71)	同	柴田郡川崎町	同	27、28	211,578	783	同
(72)	同	伊具郡丸森町	同	27、28	404,424	1,122	同
(73)	同	本吉郡南三陸町	東日本大震災復興交付金	26～28	18,040,085	9,047	経費の算定が適切でなかったもの
(74)	福島県	二本松市	循環型社会形成推進交付金	28	432,272	6,657	経費の算定が適切でなかったものなど
(75)	同	本宮市	同	28	312,808	3,312	同
(76)	同	安達郡大玉村	同	28	41,636	951	同
(63)～(76)の計					37,468,693	35,410	

(注1) 2市町 大船渡市、本吉郡南三陸町

(注2) 9市町 白石、角田両市、刈田郡蔵王、七ヶ宿、柴田郡大河原、村田、柴田、川崎、伊具郡丸森各町

(注3) 3市村 二本松、本宮両市、安達郡大玉村

(注4) 2一部事務組合 仙南地域広域行政事務組合、安達地方広域行政組合

((63)、(73)については、後掲443ページの「災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったため、交付金により造成した基金が過大に使用されていたもの」を、(64)～(72)については、後掲482ページの「循環型社会形成推進交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない建築物の整備に要した費用を含めていたもの」を、(74)～(76)については、後掲476ページの「循環型社会形成推進交付金事業において、事務費に含めることとされている業務委託に係る委託料を工事費に含めるなどしていたため、交付金が過大に交付されていたなどのもの」をそれぞれ参照)

意見を表示し又は処置を要求した事項

物品として管理している宇宙電波監視施設等を構成する設備等のうち国有財産として管理すべき設備等に係る物品管理簿の価格を減ずるとともに、当該設備等を国有財産として国有財産台帳に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、設備等ごとに物品と国有財産の区分を明確にして関係部局に周知するなどして、今後調達して設置等する宇宙電波監視施設等を構成する設備等を物品管理簿及び国有財産台帳に正確に記録するための事務処理体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計
部局等	総務本省、5 総合通信局等
物品の分類	(分類)総合通信局庁用品(細分類)重要物品 (品目)試験及び測定機器
宇宙電波監視施設等の概要	人工衛星から発射される電波を受信して測定・解析を行い、人工衛星が正しい軌道位置にあるかなどを監視する宇宙電波監視施設、並びに船舶及び航空機の航行安全のための通信等を妨害する不法無線局等を探査する短波監視施設
検査の対象とした宇宙電波監視施設等計7施設を構成する設備等に係る物品管理簿の数量及び価格	7式 46億1751万余円(平成28年度末)
上記のうち国有財産として国有財産台帳に記録して管理すべきと認められる設備等に係る物品管理簿の数量及び価格	7式 9億2553万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

宇宙電波監視施設等を構成する設備等の物品管理簿及び国有財産台帳への記録について

(平成30年3月29日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 宇宙電波監視施設等の管理等の概要

(1) 電波監視施設の概要

貴省は、人工衛星からの電波及び国内外から到来する短波帯以下の周波数の電波を監視することなどを目的として、電波監視施設を整備している。電波監視施設は、宇宙電波監視施設、短波監視施設等に分類され、宇宙電波監視施設は平成10年度から、短波監視施設は5年度から、全国各地に順次整備されている。

ア 宇宙電波監視施設の概要

宇宙電波監視施設は、人工衛星から発射される電波を受信して測定・解析を行い、人工衛星が正しい軌道位置にあるか、正しく運用されているかなどを監視するものである。同施設は、静止衛星監視施設及び非静止(周回)衛星監視施設で構成され、いずれも関東総合通信局管内の三浦電波監視センターの敷地内に設置されている。このうち、静止衛星監視施設は、屋外に設置された直径13m級のパラボラ空中線(以下「パラボラアンテナ」という。)、制御装置等を収納するシェルタ等と、三浦電波監視センターの庁舎内に設置され、測定データの記録、解析等を行うなどするセンタ局とで構成されている。また、非静止(周回)衛星監視施設は、屋外に設置された高さ8mの鉄塔、その上にそれぞれ取り付けられた小型のパラボラアンテナ等並びに静止衛星監視施設と同様のシェルタ及びセンタ局とで構成されている。

イ 短波監視施設の概要

短波監視施設は、船舶及び航空機の航行安全のための通信や国際放送等に使用される短波帯以下の無線局の運用を妨害する不法無線局等を探查するものであり、5総合通信局等^(注1)の各管内に設置されている。同施設は、電波を受信して発射源の方位等を測定する方採用空中線(以下「方採用アンテナ」という。)等を備えたセンサ局と、センサ局で受信した電波の発射源の位置を特定するなどするセンタ局とで構成されている。このうち、センサ局は、屋外に設置された方採用アンテナ、制御装置等、当該制御装置等を収納する方探舎等で構成されている。

(注1) 5総合通信局等 北海道、関東、北陸、九州各総合通信局、沖縄総合通信事務所
そして、これらの電波監視施設は、耐用年数を考慮するなどして更新が行われている。

(2) 宇宙電波監視施設等の管理

貴省本省は、上記の宇宙電波監視施設及び短波監視施設(以下「宇宙電波監視施設等」という。)を構成するパラボラアンテナや方採用アンテナ等(以下、これらを合わせて「設備等」という。)を調達して設置等する契約を請負者と締結しており、設置された設備等は総合通信局等により管理されている。

(3) 国及び貴省における物品の管理等

物品管理法(昭和31年法律第113号)において、物品とは、国が所有する動産のうち船舶、航空機等国有財産法(昭和23年法律第73号)により国有財産とされる財産等以外のものなどと定められている。そして、民法(明治29年法律第89号)によれば、動産とは不動産以外の物すべてとされており、不動産とは土地及びその定着物とされている。

物品管理法等によれば、国の物品については、物品管理官が物品管理簿を備えて、物品の分類、細分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされており、取得価格が50万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)については、その取得価格を記録することとされている。

そして、各省各庁の長は、重要物品について、物品管理簿に基づいて、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書(以下「物品報告書」という。)を作成することとなっており、物品報告書は内閣から国会に報告されている。

貴省では、貴省本省に属する物品については大臣官房会計課企画官が、各総合通信局等に属する物品については総合通信局総務部長等が、それぞれ物品管理官として管理している。

(4) 国における国有財産の管理等

国有財産法によれば、国有財産とは、国の負担において国有となった財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となった財産のうち不動産、船舶、航空機等とされている。そして、各省各庁の長又は部局等の長は、国有財産台帳を備えて、国有財産の取得、処分等があった場合には、直ちにこれを国有財産台帳に記録することとなっている。国有財産台帳の記録に当たっては、国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)の国有財産区分種目表で定められた区分及び種目によることとなっており、国有財産台帳に記録すべき価格については、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)において、建物、工作物等については、建築費又は製造費とすることなどとなっている。また、同施行令によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度、当該年度末の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により国有財産の台帳価格を改定しなければならないこととされている。

各省各庁の長は、国有財産について、国有財産台帳に基づいて、毎会計年度間の増減及び毎会計年度末における現在額の報告書(以下「国有財産報告書」という。)を作成することとなっており、国有財産報告書は内閣から国会に報告されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、前記のとおり、人工衛星からの電波及び国内外から到来する短波帯以下の周波数の電波を監視することなどを目的として宇宙電波監視施設等を全国各地に整備しており、これらは様々な設備等から構成されている。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、宇宙電波監視施設等を構成する設備等が物品管理簿に正確に記録されているか、物品として管理されている設備等の中に国有財産として管理すべきものが含まれていないかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、宇宙電波監視施設等計7施設を構成する設備等(物品管理簿数量計7式、物品管理簿価格計46億1751万余円(28年度末現在))を対象として、貴省本省及び4総合通信局^(注2)において、物品及び国有財産(以下「物品等」という。)の管理についての考え方を聴取したり、5総合通信局等の物品管理簿、国有財産台帳(以下、これらを合わせて「物品管理簿等」という。)等の書類を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注2) 4総合通信局 北海道、関東、北陸、九州各総合通信局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴省は、請負者と契約を締結して、前記の宇宙電波監視施設等計7施設を構成する設備等を調達して設置等しており、当該契約の仕様書において、貴省本省が承認した設置・調整工事計画書に基づき上記設備等の設置作業等を実施させることとしていた。貴省本省の物品管理官は、貴省本省の検査職員等による完成検査後、請負者から引渡しを受けた上記の設備等が、国有財産法施行細則の国有財産区分種目表に明示されていないことなどから国有財産ではなく物品に該当するとして、物品管理簿には、宇宙電波監視施設等計7施設を構成する設

備等の数量を施設ごとに一式として記録し、調達、設置等に要した費用から設置等に要した費用を除いた額を、物品管理簿価格として記録していた。そして、その後、管理換が行われ、各総合通信局等の物品管理官が上記の設備等を物品として管理していた。

しかし、5 総合通信局等で物品として管理されていた宇宙電波監視施設等計7施設を構成する設備等のうち一部のパラボラアンテナ等は、敷地内の土地に基礎工事を施した上で強固に固定されていて土地の定着物であるため、前記の民法の規定により不動産であって動産ではないことから、物品管理法上の物品ではなく、国有財産法上の国有財産と認められた。

したがって、上記のパラボラアンテナ等については、物品管理法等に基づき、物品として物品管理簿に記録して管理するのではなく、国有財産法等に基づき、国有財産として国有財産台帳に記録して管理すべきものであったと認められる(5 総合通信局等の計7施設において国有財産として管理すべきパラボラアンテナ等の物品管理簿価格計9億2553万余円(物品管理簿価格の内訳が不明な3施設の価格を除く。)。表参照)。なお、上記のパラボラアンテナ等を国有財産台帳に記録する際には、その設置等に要した費用(計2億6724万余円)を含めた上で当該年度末の現況において評価した額が国有財産の台帳価格となる。

表 物品ではなく国有財産として管理すべき設備等の概要 (単位：円)

電波監視施設の種類	総合通信局等	所在地	施設名	左の施設を構成する設備等の設置等年度	設備等に係る物品管理簿価格	物品ではなく国有財産として管理すべき設備等	左の設備等に係る物品管理簿価格
宇宙電波監視施設	関東	神奈川県三浦市	静止衛星監視施設	平成21、26、27各年度	2,488,339,524	パラボラアンテナ2基 シェルタ3棟等	783,578,250
	関東	神奈川県三浦市	非静止(周回)衛星監視施設	27年度	644,382,000	シェルタ1棟	9,720,000
短波監視施設	北海道	北海道千歳市	千歳センサ局	18年度	259,819,350	方採用アンテナ10基	不明(注)
	関東	千葉県東金市	東金センサ局	16年度	301,245,000	方採用アンテナ9基	不明(注)
	北陸	石川県珠洲市	珠洲センサ局	23年度	325,219,650	方採用アンテナ10基	35,700,000
	九州	熊本県阿蘇市	阿蘇センサ局	17年度	251,454,000	方採用アンテナ10基	不明(注)
	沖縄	沖縄県石垣市	石垣センサ局	28年度	347,058,569	方採用アンテナ11基	96,534,720
計					4,617,518,093		925,532,970

(注) 千歳センサ局、東金センサ局及び阿蘇センサ局は、設置から年数が経過し、経費内訳はあるものの経費明細が残っていないことから、金額を算定できない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

関東総合通信局は、三浦電波監視センターに設置されている静止衛星監視施設(物品管理簿価格24億8833万余円)及び非静止(周回)衛星監視施設(物品管理簿価格6億4438万余円)を構成する設備等を、物品として施設ごとに一式として物品管理簿に記録し、管理していた。

しかし、両施設のうち、静止衛星監視施設の直径13m級のパラボラアンテナ2基、シェルタ3棟等(これらに係る物品管理簿価格計7億8357万余円)及び非静止(周回)衛星監視施設のシェルタ1棟(これらに係る物品管理簿価格計972万円)は、同センターの敷地内の土地に基礎工事を施した上で強固に固定されていて、土地の定着物となることから動産ではなく不動産に該当するのに、国有財産ではなく物品として管理されていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

宇宙電波監視施設等を構成する設備等の一部について、国有財産として管理すべき設備等が物品として管理され、物品管理簿等の記録が正確に行われず、その結果、物品報告書及び国有財産報告書(以下「物品報告書等」という。)が物品等の現況を正しく反映したものとなっていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、宇宙電波監視施設等を構成する設備等を調達して設置等する際に、パラボラアンテナ等の設置作業等まで契約に含めているのに、その設備等に係る設置等の状況を十分に確認せずに、全ての設備等を施設ごとに一式の物品として物品管理簿等に記録していること、貴省に特有の施設である宇宙電波監視施設等のうち動産と不動産に該当する設備等をそれぞれ特定し、物品と国有財産に区分して物品管理簿等に正確に記録するための事務処理体制が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

物品管理簿等については、その記録内容に基づいて、毎年度、物品報告書等が作成され、物品等の現在額等が内閣から国会に報告されていて、国民に対して物品等の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、正確に物品管理簿等に記録することは、極めて重要である。

については、貴省において、宇宙電波監視施設等を構成する設備等が物品管理簿等に正確に記録されるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 物品として管理している宇宙電波監視施設等を構成する設備等のうち国有財産として管理すべき設備等に係る物品管理簿の価格を減ずるとともに、当該設備等を国有財産として国有財産台帳に正確に記録すること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 宇宙電波監視施設等を構成する設備等について、物品又は国有財産としての管理が適切に行われるよう、設備等ごとに物品と国有財産の区分を明確にして、関係部局に周知するなどして、今後調達して設置等する宇宙電波監視施設等を構成する設備等を物品管理法等に従って物品管理簿等に正確に記録するための事務処理体制を整備すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

【当局が講じた処置】

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 30年4月に各総合通信局等に対して事務連絡を発して、宇宙電波監視施設等を構成する設備等のうち国有財産として管理すべき設備等について、物品管理簿の価格を減ずるとともに国有財産台帳に登録するよう指示した。これを受けて各総合通信局等は、同月中旬に、当該設備等について物品管理簿及び国有財産台帳に適正に記録した。

イ 同年5月に同省所管の物品管理官及び国有財産部局長に対して通達を発して、宇宙電波監視施設等を構成する設備等について、設備等ごとに物品と国有財産の区分の基本的な考え方を周知するなどして、物品管理簿等に正確に記録するための事務処理体制を整備した。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

災害時の情報伝達手段を確保するために公衆無線 LAN 環境を整備する事業について、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制を適切に整備することの必要性及び障害者等を含めて誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮して整備することの重要性を事業主体に対して周知するとともに、これらの整備を行う上での指針となるガイドラインを参照することとして、整備する公衆無線 LAN 環境が災害時に適切かつ効果的に運用できるものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項) 情報通信技術高度利活用推進費 (項) 電波利用料財源電波監視等実施費		
部 局 等	総務本省		
補助の根拠	予算補助、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)		
補助事業者 (事業主体)	県 3、市 26、区 1、町 28、村 6、計 64 事業主体		
補助事業	観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業及び公衆無線 LAN 環境整備 支援事業		
補助事業の概要	災害時の情報伝達手段の確保等のために避難所、避難場所等に公衆無線 LAN 環境を整備するもの		
前記の事業主体 が実施した事業 数及びこれに対 する国庫補助金 交付額	65 事業		4 億 4870 万余円(平成 28、29 両年度)
災害発生から開 放までの手順等 を事前に定めて いなかった事業 主体数、事業数 及び国庫補助金 交付額(1)	19 事業主体	19 事業	1 億 2539 万円(平成 28、29 両年度)
開放時の連絡体 制を認証サービ スの事業者との 間で適切に定め ていなかった事 業主体数、事業 数及び国庫補助 金交付額(2)	14 事業主体	14 事業	6516 万円(平成 28、29 両年度)
災害時に公衆無 線 LAN を開放 した際のトップ ページをウェブ アクセシビリ ティに配慮され たものとしてい なかった事業主 体数、事業数及 び国庫補助金交 付額(3)	17 事業主体	17 事業	8818 万円(平成 28、29 両年度)
(1)から(3)までの 純計	36 事業主体	36 事業	2 億 0443 万円

1 補助金等を活用した公衆無線 LAN 環境整備の概要等

(1) 補助金等を活用した公衆無線 LAN 環境整備の概要

総務省は、地方公共団体等に対して、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補助金(以下、この二つの補助金を「両補助金」という。)を交付している。両補助金の交付を受けて実施される事業のうち、観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業及び公衆無線 LAN 環境整備支援事業は、地方公共団体等が事業主体となって、災害時の情報伝達手段の確保等のために避難所、避難場所等に無線 LAN 接続のアンテナとなるアクセスポイントを設置するなどして公衆無線 LAN 環境を整備するものである。

また、総務省は、「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」(平成 28 年総務省策定)において、防災等に資する公衆無線 LAN 環境を整備する避難所、避難場所、災害対応の強化が望まれる公的な拠点等の平成 31 年度までの目標数を設定して、これを行う地方公共団体等を公衆無線 LAN 環境整備支援事業等により支援することとしている。

(2) 災害時の公衆無線 LAN 運用の概要

総務省は、「地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金『観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業』 無線システム普及支援事業費等補助金『公衆無線 LAN 環境整備支援事業』 共通申請マニュアル」(平成 28 年総務省策定)等(以下「補助事業執行マニュアル」という。)において、平時には、不正利用防止のために、電話番号、メールアドレス等により利用者の一定程度の本人性を確認する認証を行った上でなければ公衆無線 LAN を利用できない設定とし、災害時には、この認証設定を解除して誰でも認証なしで利用できるように公衆無線 LAN を開放することを求めている。

また、総務省は、「無線 LAN ビジネスガイドライン」(平成 25 年総務省策定)において、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等に対して、適切な情報セキュリティ対策や、大規模災害発生時に備えた留意事項等を明らかにしている。このガイドラインによれば、公衆無線 LAN は災害時の避難所等における有効な通信手段として評価されており、大規模災害発生時には、公衆無線 LAN を開放するなどの措置を講ずることが推奨され、また、この措置が速やかであるほど有益であるとされている。そして、事業者等は、災害に対応した措置を実施する際の周知方法、公衆無線 LAN を開放する際の運用方法及び災害発生から措置を開始するまでの目安となる時間について、事前に検討し、準備しておくことが望ましいとされている。

(3) 公的機関のウェブアクセシビリティ対応の概要

障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)によれば、国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たって、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならないとされている。また、この法律に基づき策定された障害者基本計画(第 3 次)(平成 25 年閣議決定)によれば、各府省において、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティ^(注1)の向上等に向けた取組を促進することとされている。そして、総務省は、「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016 年版)」(平成 28 年総務省策定)において、公的機関がホームページ等で情報を提供するに当たっては、視覚に障害のある利用者が音声読上げソフトを利用して情報を取得しようとした際に、自身の安

全に関わる情報を入手できないなど、提供する情報や機能が特定の人に利用できないことのないよう、ウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応する必要があるとしている。

(注1) ウェブアクセシビリティ 障害者や高齢者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、両補助金による公衆無線 LAN 環境の整備及びその運用体制が、交付要綱、補助事業執行マニュアル、「無線 LAN ビジネスガイドライン」、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(以下、この二つのガイドラインを「両ガイドライン」という。)等の趣旨に照らして、災害時に適切かつ効果的に運用できるものとなっているかなどに着眼して検査した。

(注2)
検査に当たっては、18 都道県に所在する 64 事業主体が 28、29 両年度に実施した観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業及び公衆無線 LAN 環境整備支援事業計 65 事業(事業費計 10 億 4765 万余円、補助対象事業費計 8 億 2953 万余円、国庫補助金交付額計 4 億 4870 万余円)を対象として、総務本省及び 64 事業主体において、整備した公衆無線 LAN 環境の災害時の利用に係る計画書、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 18 都道県 東京都、北海道、福島、群馬、新潟、富山、福井、長野、愛知、三重、奈良、島根、徳島、愛媛、福岡、熊本、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の事態には重複しているものがある。)

(1) 災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制が整備されていなかった事態

前記の 64 事業主体は、整備した公衆無線 LAN を災害時に開放し、避難所等における情報伝達手段として活用することとしている。そこで、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用方法等について、事業主体において事前に検討及び準備が行われているかをみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 災害発生から開放までの手順等が事前に定められていなかった事態

(注3)
19 市区町村の 19 事業(国庫補助金交付額計 1 億 2539 万余円)において、公衆無線 LAN の運用担当部局と防災担当部局との間で十分な協議が行われておらず、公衆無線 LAN を開放する判断を行う者、判断基準、指示系統、開放作業方法等の災害発生から開放までの手順等が明確に定められていなかった。このため、災害時に公衆無線 LAN を迅速に開放できないおそれがある状況となっていた。

(注3) 19 市区町村 函館、赤平、あわら、坂井、佐久、東御、宇陀、水俣各市、豊島区、寿都郡寿都、虻田郡喜茂別、上川郡比布、上川、和寒、耶麻郡磐梯、磯城郡田原本、肝属郡肝付各町、南佐久郡川上、上伊那郡中川両村

<事例 1>

長野県南佐久郡川上村は、平成 29 年度に、無線システム普及支援事業費等補助金 1814 万余円の交付を受けて、避難所として指定している研修所施設や公民館等にアクセスポイントを設置するなどして公衆無線 LAN 環境を整備する事業を実施し、30 年 4 月から運用を開始

している。そして、同村は、当該事業の整備計画において、災害時には、公衆無線 LAN を開放することとしている。

しかし、同村は、公衆無線 LAN の運用開始に当たり、整備を行った運用担当部局と災害時の対策活動を所掌する防災担当部局との間で災害時の具体的な運用について十分な協議を行っておらず、公衆無線 LAN を開放する判断を行う者、判断基準、指示系統等について定めていなかった。このため、災害時に判断が遅れるなどして、避難所等において、公衆無線 LAN を迅速に開放できないおそれがある状況となっていた。

- イ 開放時の連絡体制が認証サービスの事業者との間で適切に定められていなかった事態^(注4)
14 市町村の 14 事業(国庫補助金交付額計 6516 万余円)において、認証設定を解除して公衆無線 LAN を開放する操作を行う認証サービスの事業者との連絡体制について十分に検討が行われておらず、公衆無線 LAN の開放の依頼を受け付ける時間帯が平日の日中等に限定されていた。このため、災害が発生して夜間、休日等に事業主体が公衆無線 LAN を開放する判断をしても、開放できないおそれがある状況となっていた。

(注4) 14 市町村 阿賀野、佐渡、佐久、樺原、五條、えびの各市、下新川郡朝日、吉野郡吉野、児湯郡高鍋、木城、都農、西臼杵郡高千穂各町、岩船郡関川、東臼杵郡椎葉両村

<事例 2>

奈良県五條市は、平成 28 年度に、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金 211 万円の交付を受けて、避難場所として指定している公園にアクセスポイントを設置するなどして公衆無線 LAN 環境を整備する事業を実施し、29 年 4 月から運用を開始している。

同市の公衆無線 LAN 環境は、災害時の公衆無線 LAN の開放を、同市の依頼により認証サービスの事業者が行うものとなっている。

しかし、同市は、公衆無線 LAN の開放を依頼する際の連絡体制について十分な検討を行っておらず、認証サービスの事業者が公衆無線 LAN の開放の依頼を受け付ける時間帯が 9 時から 17 時 30 分までに限定されていた。このため、災害が発生して夜間及び早朝に開放する判断をしても、開放できないおそれがある状況となっていた。

ア及びイの事態により、災害時に公衆無線 LAN が迅速に開放されない場合、避難所等における情報伝達手段として十分に効果を発揮できないことになる。

なお、ア及びイの事態が生じていた計 32 市区町村においては、災害発生から開放までの手順等を定めたり、開放時の連絡体制を認証サービスの事業者との間で定めたりするなどした。

- (2) 災害時に開放した際のトップページがウェブアクセシビリティに配慮されたものとなっていなかった事態

災害時に公衆無線 LAN を開放した際のトップページが、障害者等を含めて誰もが情報や機能を支障なく利用できるように整備されているかをみところ、17 市区町村^(注5)の 17 事業(国庫補助金交付額計 8818 万余円)において、ウェブアクセシビリティに配慮されたものとなっておらず、音声読上げソフトを利用すると、平時と同様に認証を求める内容が読み上げられてしまうものとなっていた。このため、災害時に公衆無線 LAN が誰でも認証なしで利用できるように開放されていても、視覚障害者等は認証なしで利用できることを認識できないおそれがある状況となっていた。

(注5) 17市区町村 阿賀野、佐渡、南砺、福井、佐久、宗像、えびの各市、豊島区、耶麻郡磐梯、下新川郡朝日、隠岐郡隠岐の島、児湯郡高鍋、木城、都農、西臼杵郡高千穂各町、岩船郡関川、東臼杵郡椎葉両村

このように、災害時に情報伝達手段を確保することを目的として整備した公衆無線 LAN 環境において、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制が整備されていなかったり、災害時に開放した際のトップページがウェブアクセシビリティに配慮されたものとなっていなかったりして、災害時に避難所等における情報伝達手段として適切かつ効果的に運用されないおそれがある状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 事業主体において、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制の整備について、災害発生から開放までの手順等を事前に定めること及び開放時の連絡体制を認証サービスの事業者との間で適切に定めることの必要性並びにウェブアクセシビリティに配慮して整備することの重要性について理解が十分でなかったこと
- イ 総務省において、事業主体に対して、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制の整備の必要性及びウェブアクセシビリティに配慮した整備の重要性について補助事業の実施に当たり周知していなかったこと並びにこれらの整備を行う上での指針となる両ガイドライン等を参照するよう指導していなかったこと

3 当局が講じた改善の措置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省は、30年9月に補助事業執行マニュアルを改正して、公衆無線 LAN 環境を整備する事業の目的が防災であることに鑑み、災害時に情報伝達手段を確保するために避難所等における公衆無線 LAN の開放が迅速かつ適切に実施されるよう、運用体制の整備について災害発生から開放までの手順等を事前に定めたり、開放時の連絡体制を認証サービスの事業者との間で適切に定めたりしておくことの必要性及びウェブアクセシビリティに配慮して整備することの重要性について事業主体に対して周知するとともに、これらの整備を行う上での指針となる両ガイドラインを参照することとして、整備する公衆無線 LAN 環境が災害時に適切かつ効果的に運用できるものとなるよう処置を講じた。

平成28年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補助金により防災を目的として通信設備等を整備する事業における設備機器等の耐震性の確保について

(平成28年度決算検査報告95ページ参照)

1 本院が要求した改善の措置

総務省は、地方公共団体、放送事業者等の事業主体が防災を目的として実施する事業のうち、災害発生時の情報提供のための通信設備等を整備するなどの事業等に対して、地域公共

ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補助金を交付している。両補助金の対象となる防災を目的として整備される通信設備等は、複数の設備機器を収容架に収容するなどして設置されている(以下、設備機器と収容架を合わせて「設備機器等」という。)。総務省は、補助金交付要綱等において設備機器等の耐震性については明確に示しておらず、事業主体自らが、関係法令等の趣旨を踏まえて、その耐震性を確保する必要性や設置工法等について検討した上で設置すべきとしている。しかし、事業主体が設備機器等の設置に当たって地震時に機能を発揮できるように耐震性を確保する必要があるとしていながらその設置工法等について請負会社等に十分検討させないまま設置工事を実施したことにより、必要としている設備機器等の耐震性が確保されていない事態が見受けられた。

したがって、総務省において、事業主体に対して、防災を目的として整備する通信設備等を構成する設備機器等の耐震性を確保するための検討事例や耐震設計上の留意点等を示すなどして、事業主体にこれらに基づくなどして耐震性を確保するための検討を行わせるよう、総務大臣に対して平成29年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、29年12月に各総合通信局等に対して事務連絡を発して、各総合通信局等を通じて補助金の交付申請者等に対して防災を目的として整備する通信設備等を構成する設備機器等の耐震性を確保するための検討事例や耐震設計上の留意点等を示すとともに、30年6月までに、補助事業の執行に当たり事業主体が参照すべきマニュアルを改定して上記事務連絡の内容を記載するなどして、事業主体に設備機器等の耐震性を確保するための検討を行わせる処置を講じていた。

第3 法 務 省

不 当 事 項

役 務

- (77) 収容場等の監視等業務契約において、警備員が休憩時間を取得するなどした際に仕様書に定めたとおりの監視等業務を行う警備員が配置されていなかったのに、業務の履行の完了を確認するための検査が適切でなかったことなどのため、契約金額の全額を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方入国管理官署 (項)出入国管理業務費
部 局 等	名古屋入国管理局
契 約 名	(1) 名古屋入国管理局収容場監視等業務契約 (2) 臨時収容場監視等業務契約
契 約 の 概 要	名古屋入国管理局の収容場等において、監視等業務を行わせるもの
契 約 の 相 手 方	豊警備保障株式会社
契 約	(1) 平成 28 年 4 月 一般競争契約 (2) 平成 28 年 9 月 随意契約
契 約 金 額	(1) 96,612,912 円(平成 28 年度) (2) 233,280 円(平成 28 年度) 計 96,846,192 円
業務不足時間に 係る支払額	(1) 4,486,852 円(平成 28 年度) (2) 23,328 円(平成 28 年度) 計 4,510,180 円

1 収容場等の監視等業務契約の概要

法務省は、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)等に基づき、有効な旅券を所持していないなどのため収容令書が発付されるなどした外国人を、地方支分部局である地方入国管理局に設置した収容場等に収容している。そして、収容場等において、入国警備官が行う警備業務の中には監視室での監視カメラモニターによる監視、目視による収容室内等の動静監視等の業務(以下「監視等業務」という。)があり、一部の地方入国管理局等は、民間事業者と契約を締結して監視等業務を委託している。

名古屋入国管理局(以下「名古屋入管」という。)は平成 28 年 4 月に名古屋入国管理局収容場監視等業務契約(以下「通年契約」という。)を、また、同年 9 月に被収容者数の一時的な増加に対応するため臨時収容場監視等業務契約(以下「臨時契約」といい、通年契約と合わせて「監視等業務契約」という。)を、いずれも豊警備保障株式会社(以下「会社」という。)と締結して契約金額計 96,846,192 円を支払っている。

監視等業務契約において、会社は、監視室等の配置場所ごとに配置時間別に定められた警備員の人数を配置すること、毎日の業務終了後に警備員ごとの勤務実績を記載した記録(以

下「警備日誌」という。)を作成し、名古屋入管に提出すること、警備員の使用者として労働基準法(昭和22年法律第49号)等の責任を負うことなどが定められている。そして、労働基準法によれば、労働者の休憩時間について、使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないこととされている。

名古屋入管は、会計法(昭和22年法律第35号)、監視等業務契約等に基づき、提出を受けた警備日誌の記載内容について、業務の履行を確認するとともに、毎月、給付の完了を確認するための検査を行い、支払を行うこととなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、監視等業務契約は仕様書どおりに適切に履行されているかなどに着眼して、監視等業務契約(通年契約の契約金額96,612,912円、臨時契約の契約金額233,280円、契約金額計96,846,192円)を対象として、名古屋入管において、契約書、仕様書、警備日誌等の関係書類を検査するとともに、名古屋入管の関係職員から業務の履行状況等について聴取するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

名古屋入管は、会社が監視等業務契約の仕様書により警備員を配置することとされていた^(注)時間計66,548時間30分(通年契約66,388時間30分、臨時契約160時間)の監視等業務を行ったとして、契約金額の全額を支払っていた。

(注) 配置場所ごとに定められた1日当たり配置時間数(平日、休日別)に、配置することとされている日数及び警備員の人数を乗じて、全配置場所について合計したもの

しかし、会社は、監視等業務契約の履行に当たり、警備員に休憩時間を取得させるなどしている間、警備員を配置していなかった。このため、仕様書に定めたとおりに警備員を配置していない時間(以下「業務不足時間」という。)が計3,099時間45分(通年契約3,083時間45分、臨時契約16時間)生じていた。

このように、業務不足時間があるのに契約金額の全額を支払っていたことは適切ではなく、業務不足時間に係る支払額計4,510,180円(通年契約の支払額4,486,852円、臨時契約の支払額23,328円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、名古屋入管において、業務の履行の確認及び検査が適切でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

少年鑑別所の在所者に対する給食方式の選択に当たり、在所人員の状況を踏まえ、経済性を考慮した検討を十分に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)矯正官署	(項)矯正収容費
部局等	法務本省、9少年鑑別所		

給食の概要	共同方式、弁当方式等により少年鑑別所の在所者に対して食事を支給するもの
検査の対象とした10少年鑑別所における給食に係る経費	1億0495万余円(平成28、29両年度)
9少年鑑別所について試算した弁当方式による経費と共同方式による経費との開差額	2493万円(平成28、29両年度)

1 少年鑑別所における食事の支給等の概要

法務省の施設等機関である少年鑑別所は、少年鑑別所法(平成26年法律第59号)等に基づき、家庭裁判所等からの求めに応じ、審判を受ける者等の鑑別を行うこと、家庭裁判所の決定により少年鑑別所に送致された者等を収容して必要な観護処遇を行うことなどとなっており、在所者に対しては食事を支給することとなっている。

少年鑑別所において実施している食事の支給(以下「給食」という。)の方式は、主に二つあり、①近隣にある刑務所、少年刑務所若しくは拘置所の刑事施設又は少年院(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)に食事の調理等を依頼し、刑事施設等において、その被収容者及び少年鑑別所の在所者に係る食材を一括して調達し、懲役受刑者が刑務作業として調理するなどした食事を、刑事施設等が委託した民間業者や少年鑑別所の職員等が少年鑑別所に運搬して支給する方式(以下「共同方式」という。)及び②民間業者に弁当を発注し納品を受けて支給する方式(以下「弁当方式」という。)となっている。

そして、共同方式に係る経費は、①刑事施設等が負担している食材費等、②少年鑑別所が食事の配膳、食器の洗浄等を行うために雇用している業務補佐員の人件費、③食事の運搬を民間業者に委託している場合は、刑事施設等において負担している運搬費となっている。一方、弁当方式に係る経費は、民間業者に支払う弁当の代価(配達に要する費用を含む。)となっている。

少年鑑別所の在所者に支給する食事については、矯正施設被収容者食料給与規程(平成7年法務省矯医訓第659号)等において1人1日当たりの給与熱量、主食及び副食の標準栄養量が定められており、支給前に職員が味付け、盛付け、衛生面等の検査を行わなければならないこととなっている。そして、共同方式及び弁当方式のいずれの方式であっても、同規程等を踏まえて、食事の品質を確保した上で支給することになっている。

少年鑑別所は、給食方式の選択について、法務省の指導に基づき、運搬費、食材費等のコスト面の基準や職員体制等を総合的に検討してきたとしており、平成29年度において全国の52少年鑑別所のうち、共同方式が26少年鑑別所、弁当方式が25少年鑑別所などとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

少年鑑別所の入所人員は、8年から増加し、15年に昭和45年以降最多を記録したが、その後、14年連続で減少している。そこで、本院は、経済性等の観点から、給食方式の選択

に当たり、法務省が定めたコスト面の基準に加えて、在所人員の状況を踏まえた検討を行った上で、経済的な給食方式を選択しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、前記の26少年鑑別所のうち、刑事施設等が食事の運搬を民間業者に委託している13少年鑑別所から、少年院等の食事と合わせて運搬しているため、少年鑑別所に係る運搬費を個別に算定することが困難であるなどしている3少年鑑別所^(注1)を除いた10少年鑑別所^(注2)における給食に係る経費、平成28年度5332万余円、29年度5163万余円、計1億0495万余円を対象とした。そして、法務本省において、給食方式の状況について全国的に確認するとともに、那覇少年鑑別所を除く9少年鑑別所及び9刑事施設等^(注3)において、食事の運搬委託に係る契約書、請求書等の経費に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、那覇少年鑑別所及び2刑事施設^(注4)については、上記書類の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 3少年鑑別所 仙台、福島、千葉各少年鑑別所

(注2) 10少年鑑別所 札幌、青森、盛岡(平成30年4月1日以降は盛岡少年鑑別支所)、秋田、前橋、津、高松、熊本、宮崎、那覇各少年鑑別所

(注3) 9刑事施設等 札幌、青森、秋田、前橋、三重、高松、熊本、宮崎各刑務所、盛岡少年院

(注4) 2刑事施設 盛岡少年、沖縄両刑務所

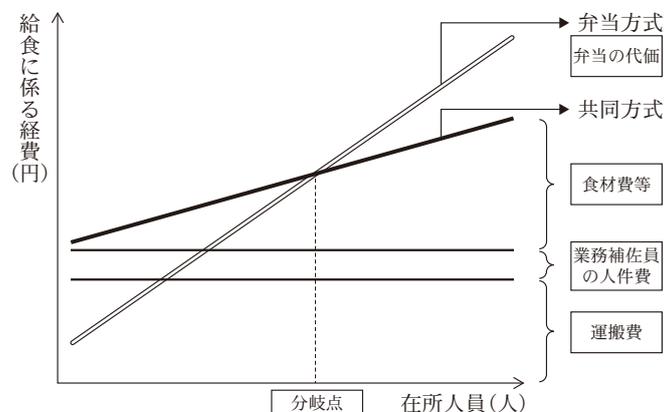
(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

共同方式に係る経費のうち、食材費等は在所人員の多寡に応じて増減するが、業務補佐員の人件費及び運搬費は在所人員の多寡にかかわらず一定となる。一方、弁当方式に係る経費である弁当の代価は在所人員の多寡に応じて増減する。

そして、共同方式と弁当方式に係る経費と在所人員との関係を見ると、図のとおり、共同方式における食材費等の増加率は弁当の代価の増加率を下回っており、業務補佐員の人件費及び運搬費が一定であることから、在所人員が一定数(図の分岐点)より少なくなると、弁当方式に係る経費が共同方式に係る経費を下回ることになる。

図 共同方式と弁当方式に係る経費と在所人員との関係の概念図



そこで、10少年鑑別所における25年度から29年度までの各年度の1日当たりの平均在所人員をみると、表のとおり、25年度は1.9人から15.1人までとなっていたが、28年度は0.9人から10.4人まで、29年度は0.8人から7.9人までとなっていた。

表 10 少年鑑別所の収容定員、平成 25 年度から 29 年度までの各年度の 1 日平均在所人員及び食事の調理等を依頼している刑事施設等 (単位：人)

少年鑑別所	収容定員	1 日平均在所人員 注(1)					食事の調理等を依頼している刑事施設等
		平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
札幌	135	14.3	12.4	9.4	8.6	7.9	札幌拘置支所 注(2)
青森	23	3.4	2.0	2.4	0.9	1.8	青森刑務所
盛岡	19	2.2	1.4	0.7	1.8	1.7	盛岡少年刑務所(28 年度) 盛岡少年院(29 年度)
秋田	16	1.9	2.1	1.0	1.0	0.8	秋田刑務所
前橋	26	12.0	13.7	11.8	6.7	6.6	前橋刑務所
津	40	6.1	6.7	4.2	5.6	3.4	三重刑務所
高松	24	8.4	10.2	7.3	6.0	4.5	高松刑務所
熊本	28	9.8	6.8	7.7	3.4	3.4	熊本刑務所
宮崎	20	4.2	6.7	7.3	4.7	5.0	宮崎刑務所
那覇	45	15.1	10.6	14.1	10.4	7.4	那覇拘置支所 注(2)

注(1) 各年度の在所者の延べ人員を各年度の総日数で除したのもの

注(2) 札幌拘置支所は札幌刑務所の支所、那覇拘置支所は沖縄刑務所の支所であり、食材費等、食事の運搬費の支払は札幌刑務所、沖縄刑務所で行っている。

そして、10 少年鑑別所について、各年度の在所人員等を基に弁当方式を選択している全国の少年鑑別所における各年度の弁当単価の平均を用いるなどして試算した弁当方式による経費と、共同方式による経費を比較したところ、28 年度に 9 少年鑑別所で、29 年度に全ての少年鑑別所で、弁当方式による経費が共同方式による経費を下回っていた。

上記の少年鑑別所のうち、28 年度の 8 少年鑑別所^(注 5)、29 年度の 9 少年鑑別所^(注 6)については、前年度においても弁当方式による経費が共同方式による経費を下回っており、この状況を踏まえると、28、29 両年度の給食方式の選択について検討を行う余地があったと認められた(これらの少年鑑別所における弁当方式による経費と共同方式による経費との開差額 28 年度 1235 万余円、29 年度 1258 万余円、計 2493 万余円)。

(注 5) 8 少年鑑別所 札幌、青森、盛岡、秋田、前橋、津、熊本、宮崎各少年鑑別所

(注 6) 9 少年鑑別所 札幌、青森、盛岡、秋田、前橋、津、高松、熊本、宮崎各少年鑑別所

このように、9 少年鑑別所において、給食方式の選択に当たり、在所人員の状況を踏まえて経済性を考慮した検討を十分に行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、法務省において、少年鑑別所に対して、給食方式の選択に当たり、少年鑑別所の在所人員の状況を踏まえて適時適切に検討を行うよう具体的な指導を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、少年鑑別所において、給食方式の選択に当たり、食事の安定的支給や品質の確保に支障を及ぼすなどの特段の事情がない限り、在所人員の状況を踏まえ経済性を考慮した検討が行われるよう、次のような処置を講じた。

- ア 10少年鑑別所に対して、共同方式による経費と弁当方式による経費とを比較し、弁当方式の方が経済的である場合には、食事の品質を確保するなどした上で弁当方式へ変更するなどの検討を行うよう指導した。そして、これを受けて、10少年鑑別所は、検討の結果、30年4月に弁当方式へ変更するなどした。
- イ 給食方式を選択するための具体的な検討基準を定め、同年8月に事務連絡を発して、これを少年鑑別所に周知徹底した。

第4 外 務 省

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 日本 NGO 連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金について、精算に時間を要して国庫への返還が遅れている事業を組織的に把握して優先的に精算に取り組むなどの体制を整備することにより、早期に国庫に返還させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費	
部 局 等	外務本省	
N連無償の概要	国際協力を行う非営利の市民組織のうち日本国内に本部が所在するものが開発途上にある海外の地域で行う経済社会開発事業を対象として、事業の実施に必要な資金を供与するもの	
検査の対象としたN連事業数及び贈与契約締結額	123 事業	76 億 9330 万余円(平成 25 年度～29 年度)
上記のうち贈与資金の残余金が生じた事業数及び残余金額	120 事業	3 億 8990 万余円
上記のうち贈与資金の精算に時間を要して残余金の返還が遅れている事業数及び残余金額	15 事業	6198 万円(平成 25 年度～27 年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

日本 NGO 連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金の国庫への返還について

(平成 30 年 10 月 15 日付け 外務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 日本 NGO 連携無償資金協力の概要

貴省は、国際協力を行う非営利の市民組織(以下「NGO」という。)のうち日本国内に本部が所在する NGO が開発途上にある海外の地域で行う経済社会開発事業を対象として、事業の実施に必要な資金を供与する日本 NGO 連携無償資金協力(以下、「N 連無償」といい、N 連無償を受けて NGO が実施する経済社会開発事業を「N 連事業」という。)を実施している。N 連無償の実施に当たっては、貴省は、支援の対象となる NGO、事業分類、経費等を規定した「日本 NGO 連携無償資金協力申請の手引き(実施要領)」(以下「手引」という。)を毎年度定めている。

手引によれば、N連事業の事業期間は原則として12か月以内とされており、1事業当たりの資金供与限度額は、事業分類等により、基本的な事業については5000万円とされ、その他の事業については1000万円から1億円までの範囲で設定されている。贈与資金の供与に当たって締結する贈与契約は、N連事業の実施地域を管轄している在外公館又は代表事務所(以下「在外公館等」という。)とNGOとの間で締結する贈与契約(以下「在外公館契約」という。)を基本とするとされているが、N連事業の実施地域の政府の法律・規則等の制約により我が国からの送金ができなかったり、現地において適切な資金管理ができないおそれがあるなどの在外公館契約とすることができない特殊な事情があったりするなどの場合は、例外的に貴省本省とNGOとの間で締結する贈与契約(以下「本省契約」という。)とすることがあるとされている。

(2) N連事業の申請から完了までの事務の流れ

手引によれば、N連事業の申請から完了までの事務は、原則として次のように行うこととされている。

- ① NGOは、貴省国際協力局政策課民間援助連携室(以下「担当部局」という。)に事業目的、事業概要、事業管理体制等を記載した事業申請書を提出する。
- ② 担当部局は、在外公館等と共に、提出された事業申請書により申請内容の妥当性を審査するなどして承認の可否を決定する。
- ③ 承認されたN連事業については貴省本省又は在外公館等がNGOと贈与契約を締結して、本省契約については貴省本省が、在外公館契約については在外公館等がそれぞれ贈与契約に基づきNGOに贈与資金を供与する。
- ④ 贈与資金を受領したNGOは、贈与資金によりN連事業を実施して、N連事業が終了したら、事業終了日から3か月以内にN連事業の概要、成果、残余金額等を記載した完了報告書等を贈与契約の種類に応じて担当部局又は在外公館等に提出する。
- ⑤ 担当部局又は在外公館等は、提出を受けた完了報告書等を審査し、贈与資金の精算を行う。
- ⑥ 担当部局又は在外公館等は、贈与資金の精算の結果、残余金が生じていることが確認された場合は、NGOに残余金の返還を指示し、NGOは、当該指示に基づき、残余金を国庫に返還する。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、N連事業が終了した後に速やかに贈与資金の精算が行われ、残余金が国庫に返還されているかなどに着眼して、貴省本省及び17在外公館等が平成25年度から29年度までに贈与契約を締結して30年5月末までにNGOから完了報告書等が提出された贈与契約締結額4000万円以上のN連事業計123事業(贈与契約締結額計76億9330万余円)を対象として、当該123事業を実施したNGOからN連事業の実施状況について調書等の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。また、貴省本省において、NGOから提出された事業申請書や完了報告書等の関係書類とともにその審査の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 17 在外公館等 在インドネシア、在カンボジア、在ネパール、在東ティモール、在フィリピン、在ベトナム、在モンゴル、在ラオス、在バラオ、在ハイチ、在タジキスタン、在ウガンダ、在ケニア、在ザンビア、在マラウイ各日本国大使館、在チェンマイ日本国総領事館、対パレスチナ日本政府代表事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の123事業については、いずれも、手引に基づいてNGOに対して贈与資金の残余金の返還を指示することができるように、贈与契約において、残余金が生じている場合は残余金を国庫に返還しなければならないことが明記されていた。

そこで、前記123事業のうち完了報告書等において贈与資金の残余金が生じているとしていた計120事業について、速やかに贈与資金の精算が行われ、残余金が国庫に返還されているかをみたところ、表のとおり、30年6月末現在において、贈与資金の精算に時間を要して完了報告書等が提出されてから1年以上経過しているのに残余金の返還に至っていないものが計11事業(残余金額計5125万余円)あり、この中には約3年10か月経過しているのに残余金の返還に至っていないものが1事業(残余金額304万余円)あった。また、贈与資金の残余金の返還に至っているものの精算に時間を要して完了報告書等が提出されてから返還までに1年以上要したものが計4事業(残余金額計1072万余円)あった。

表 贈与資金の残余金の国庫への返還状況(平成30年6月末現在) (単位：事業、千円)

贈与資金の残余金の 国庫への返還状況	契約の種類	完了報告書等において贈与資金の残余金が生じている としていたもの		左のうち贈与資金の精算に時間を要して完了報告書 等が提出されてから1年以上経過しているもの					
				1年以上2年未満 (A)		2年以上 (B)		(A)+(B)	
		事業数	残余金額	事業数	残余金額	事業数	残余金額	事業数	残余金額
返還に至っていないもの	本省契約	19	90,698	10	48,205	1	3,049	11	51,255
	在外公館契約	11	21,390	0	0	0	0	0	0
	小計	30	112,088	10	48,205	1	3,049	11	51,255
返還に至っているもの	本省契約	31	134,786	4	10,728	0	0	4	10,728
	在外公館契約	59	143,027	0	0	0	0	0	0
	小計	90	277,813	4	10,728	0	0	4	10,728
本省契約計		50	225,484	14	58,934	1	3,049	15	61,983
在外公館契約計		70	164,417	0	0	0	0	0	0
合計		120	389,902	14	58,934	1	3,049	15	61,983

(注) 千円未満を切り捨てているため、各残余金額欄の金額を集計しても合計欄の金額と一致しないものがある。

上記のN連事業計15事業(残余金額計6198万余円)はいずれも本省契約であり、担当部局による贈与資金の精算に時間を要しているため、残余金の国庫への返還が遅れているものであった。このように贈与資金の精算に時間を要している理由について、貴省は、N連無償開始以降、N連事業の実施地域の増加に伴って本省契約が増加するなどして担当部局のN連無償に係る業務量が増加している中で、贈与資金の精算に当たり、完了報告書と共に提出された支払明細の内容について確認を行うのに時間を要したり、担当部局における人事異動による担当者の交替に伴い一時的に事務の空白期間が生じたりしたなどのためであるとしている。

そこで、担当部局におけるN連事業の申請内容の審査から贈与資金の精算までの事務処理の実施体制等についてみたところ、各担当者は、複数のN連事業について申請内容の審査から贈与資金の精算までの事務処理を一貫して行っていて、当該年度のN連事業の申請内容の審査と前年度以前に実施されたN連事業の贈与資金の精算の事務処理を並行して実施することとなっていた。

そして、各担当者は、当該年度のN連事業の申請内容の審査については限られた期限内に贈与契約を締結することが求められることから優先的に行っている一方で、贈与資金の精算については手引等において明確な精算の終了期限が定められていないことなどから断続的にしか行っていなかった。

しかし、担当部局では、定期的な部局内での報告、管理簿の作成等を行うことによるN連事業ごとの贈与資金の精算の進捗管理を組織的に行っていなかったことから、担当部局全体として贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている事態を把握しておらず、担当部局内の担当者間の業務の配分を見直すなどした上で贈与資金の精算に係る事務処理の工程を定めて残余金の国庫への返還が遅れているN連事業の贈与資金の精算に優先的に取り組むなどの対応を執っていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

NGOである一般社団法人アジアパシフィックアライアンスは、インドネシア共和国において、中央政府レベルでの災害対応機関として同国政府、現地のNGO及び企業間の連携・調整を推進するための組織を開設し、地方の防災関係機関等に災害情報を共有することなどを目的として、平成27年3月13日に貴省本省との間で日本NGO連携無償資金協力贈与契約(贈与契約締結額5385万余円)を締結し、「マルチアクター間の連携促進による防災・災害対応能力強化事業」を、同日から28年3月12日までの事業期間で実施した。

同法人は、同年8月15日に、貴省本省に完了報告書等を提出しており、同報告書等によると、贈与資金のうち914万余円の残余金が生じていた。担当部局においては、当該N連事業の担当者が贈与資金の精算を開始したものの、支払明細の内容について確認を行うに当たり、当該N連事業の現場が同国の複数の島に点在するなどしていたことから確認を行うのに時間を要していたり、人事異動による当該N連事業の担当者の交替に伴い一時的に事務の空白期間が生じたりしていた。

このような状況の中、当該N連事業の贈与資金の精算は、時間を要することとなったが、当該N連事業の担当者は、限られた期限内に贈与契約を締結することが求められている他のN連事業の申請内容の審査を優先的に行っていて、当該N連事業の贈与資金の精算については断続的にしか行っていなかった。

しかし、担当部局では、定期的な部局内での報告、管理簿の作成等による贈与資金の精算の進捗管理を組織的に行っていなかったことから、担当部局全体として当該N連事業について贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている状況を把握しておらず、担当部局内の担当者間の業務の配分を見直すなどした上で精算に係る事務処理の工程を定めて優先的に取り組むなどの対応を執っていなかった。

そして、当該N連事業は、完了報告書等の提出から1年10か月以上が経過した30年6月末現在においても贈与資金の精算が完了していない状況となっていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

N 連事業の実施に当たり、贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている N 連事業を組織的に把握して優先的に精算に取り組むなどすることにより、残余金を早期に国庫に返還させる必要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、N 連無償の実施に当たって毎年度多額の贈与資金を NGO に供与しており、今後とも引き続き多額の贈与資金を NGO に供与することが見込まれる。

については、貴省において、贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている N 連事業 11 事業について、速やかに精算を完了し、NGO に残余金を国庫に返還させるよう是正の処置を要求するとともに、今後贈与資金の精算を行う N 連事業について、定期的な部局内での報告、管理簿の整備等により、贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている N 連事業を組織的に把握して、担当者間の業務の配分を見直すなどした上で贈与資金の精算に係る事務処理の工程を定めて優先的に精算に取り組むなどの体制を担当部局において整備することにより、残余金を早期に国庫に返還させるよう是正改善の処置を求める。

- (2) 政府開発援助の実施に当たり、有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費 独立行政法人国際協力機構 一般勘定
	(2) 独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定(平成 11 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までは国際協力銀行 海外経済協力勘定)
部 局 等	(1) 外務本省、独立行政法人国際協力機構
	(2) 独立行政法人国際協力機構(平成 11 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までは国際協力銀行)
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力
	(2) 有償資金協力
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計又は貸付実行累計額	(1) 53 事業 297 億 6703 万余円(平成 16 年度～29 年度)
	(2) 6 事業 966 億 2315 万余円(平成 12 年度～29 年度)
	計 59 事業

援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計又は貸付実行累計額	(1)	3事業	6億2961万円(背景金額) (平成22、25、26各年度)
	(2)	1事業	66億6000万円(背景金額) (平成21年度～25年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(平成30年10月30日付け 外務大臣 独立行政法人国際協力機構理事長 宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

開発協力大綱(平成27年2月閣議決定)によれば、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を推進することとされている。そして、政府開発援助は、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていくこととされている。

外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を実施するとともに、自らも、無償の資金供与による協力(以下「無償資金協力」という。)等を実施している。また、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、無償資金協力、技術協力、有償の資金供与による協力(以下「有償資金協力」という。)等を実施している。このほか、各府省庁がそれぞれの所管に係る国際協力として技術協力を実施するなどしている。

無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し、機構がその一部の実施の促進に必要な業務を実施していたが、同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。

なお、外務省が実施する無償資金協力の中には、比較的小規模なプロジェクトに対して、在外公館が資金を贈与する草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)等がある。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を実施するもので、機構や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することなどにより実施されるもので、機構(11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行)が実施することとなっている。

29年度におけるこれらの実績は、外務省及び機構が実施した無償資金協力1915億2405万余円、機構が実施した技術協力675億1850万余円及び有償資金協力1兆1385億2483万余円となっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力、技術協力及び有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、借款契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 相手国等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、外務本省及び機構本部において援助対象事業について協力準備調査報告書等を確認したり、説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館、機構の在外事務所等において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

さらに、本院は、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するために、30年次に9か国^(注)において、無償資金協力53事業(贈与額計297億6703万余円)、技術協力36事業(経費累計額97億3579万余円)及び有償資金協力6事業(貸付実行累計額966億2315万余円)の計95事業を対象として、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況を確認したりして現地調査を実施した。また、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注) 9か国 ポリビア多民族国、カンボジア王国、エチオピア連邦民主共和国、ジョージア、ガーナ共和国、ペルー共和国、サモア独立国、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力3事業(贈与額計6億2961万余円)及び有償資金協力1事業(貸付実行累計額66億6000万円)については援助の効果が十分に発現していなかった。

(1) 無償資金協力：太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画

ア 事業の概要

この事業は、ガーナ共和国(以下「ガーナ」という。)のグレーター・アクラ州アクラ市において、発電能力の向上、エネルギー源の多様化及びクリーンエネルギーに関するガーナ国民の意識啓発を図ることなどのために、太陽光発電設備の設置等を行うものである。太陽光発電設備は、太陽光を直流電力に変換する太陽光パネルと、直流電力を交流電力に変換して電気機器等に使用できるようにするためのパワーコンディショナ等から構成されている。

機構は、外務省が22年3月にガーナ政府との間で取り交わした交換公文に基づき、この事業に必要な資金として同年5月に6億1000万円をガーナ政府に贈与している。

事業実施機関である野口記念医学研究所は、25年4月に事業計画により発電出力315kWの太陽光発電設備を、26年8月に追加により発電出力400kWの太陽光発電設備を、それぞれ設置して運転を開始している。

そして、機構は、協力準備調査報告書において、太陽光発電設備のガーナでの導入実績は少なく、事業実施機関での導入実績はないものの、事業実施機関に技術指導を行うことで十分に運用・維持管理が可能であり、事業の実施について特に問題はないとしていた。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、26年8月から運転を開始した太陽光発電設備(発電出力400kW)を構成する太陽光パネル5基と各太陽光パネルにそれぞれ接続されたパワーコンディショナ5台等のうち、パワーコンディショナ3台が、内部の冷却ファンを原因とする故障によりそれぞれ28年4月、30年2月及び3月から稼働していなかった。そして、この故障により、現地調査実施時(30年5月)において、太陽光パネル3基からの電力を得られない状況となっていた。

上記の状況に対して、事業実施機関は、28年4月に最初にパワーコンディショナが故障した際に、太陽光発電設備の調達代理店である本邦企業(以下「本邦企業」という。)に修理の依頼をしたとしているものの、対応が図られず、その後2年近く修理が行われないまま更に2台の故障が生じたとしている。

機構は、前記のとおり、太陽光発電設備の導入実績がない事業実施機関に技術指導を行うこととしており、事業実施機関は、機構の技術指導の下に維持管理マニュアルを作成して、当該マニュアルに本邦企業等の連絡先を記載していた。

しかし、機構は、事業実施機関に対して、故障等の技術的障害が発生した際に、技術的な経験の不足や言語の違いなどによる意思疎通の不足等から本邦企業等による速やかな対応が図られない場合には機構に連絡をすることを周知していなかった。

このため、事業実施機関は、28年4月の最初の故障の際に本邦企業による対応が図られないままとなっているにもかかわらず、更に2台の故障が生ずるまで機構に対して連絡をしていなかった。

(2) 草の根無償

ア アディス・アベバ市キルコース副都市助産院機材整備計画

(ア) 事業の概要

この事業は、エチオピア連邦民主共和国(以下「エチオピア」という。)のアディス・アベバ市キルコース副都市において、アディス・アベバ市の妊産婦に安全な出産の機会をより多く提供するとともに出産後の母子の健康をサポートするために、既存の婦人科・小児科のクリニック(以下「クリニック」という。)を手術を伴うなどのより高水準の治療を行うことができる助産院として開業することを目的として、超音波エコー、麻酔機、出産用ベッド等の医療用の機材(以下「機材」という。)を整備するものである。

在エチオピア日本国大使館(以下「エチオピア大使館」という。)は、事業実施機関であるエチオピア家族計画協会との間で27年2月に贈与契約を締結して、同年3月にこの事業に必要な資金として100,933米ドル(邦貨換算額979万余円)を贈与している。

そして、事業実施機関は、事業計画において、事業実施機関が所有するクリニックを助産院として開業するためには、事業計画に基づき必要な機材を整備すれば、エチオピア政府の定めた助産院の開業基準(以下「開業基準」という。)を満たすことができるなどとしていた。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、事業実施機関は、27年3月から順次機材の整備を行い、28年8月に事業を完了していた。しかし、現地調査実施時(30年4月)における開業の状況について確認したところ、事業実施機関は、28年5月にエチオピア政府から、クリニックが開業基準のうち新生児室の設置等の基準を満たしていない旨の通知を受けており、これにより助産院としては開業することができない状況となっていた。このため、クリニックでは手術を伴うなどのより高水準の治療を行うことができず、整備した機材のうち手術の際に使用する麻酔機については整備後一度も使用されていないなどの状況となっていた。

エチオピア大使館は、事業計画策定時に、事業実施機関と協議等を行い、本事業で計画した機材を整備することにより開業基準を満たしていることを確認していた。

しかし、事業実施機関は、機材の整備以外の開業基準を満たしているか検討しておらず、エチオピア大使館は、機材以外に満たす必要のある開業基準の内容について十分に確認していなかった。

イ サクモノ産科診療所建設計画

(ア) 事業の概要

この事業は、ガーナのグレーター・アクラ州テマ市西テマ地域サクモノ地区において、産科医療環境の改善を図るなどのために、新たに新生児室、分娩室等からなる産科診療所(以下「診療所」という。)を建設するものである。

在ガーナ日本国大使館(以下「ガーナ大使館」という。)は、事業実施機関であるレナードー基金との間で26年1月に贈与契約を締結して、同月にこの事業に必要な資金として119,776米ドル(邦貨換算額982万余円)を贈与している。

そして、事業実施機関は、事業計画において、診療所の新設により1か月当たり約120名の出産に対応可能となるとしていた。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、診療所は、建物については26年末頃に概成していたものの、29年9月に診療所として開業するまでに約3年の遅延が生じていた。さらに、開業後においても、電力の供給がなされていなかったため、診療所では、現地調査実施時(30年5月)においても妊産婦の出産が行われておらず、産前・産後の検診を行うにとどまる状況となっていた。

そして、上記のように開業が遅延した理由について、事業実施機関によれば、建物の概成後に管轄の郡保健局から開業するためには安全対策等として外構工事や附帯設備の整備が必要であるとの指摘を受けたことから、そのための資金調達に時間を要したことなどによるとしている。また、電力の供給がなされていない理由については、事業実施機関は、29年8月に配電公社に対して電力供給の申請をしたものの、ガーナにおいては電気使用料を前払とすることが一般的な中で、前払の電気使用料の不足による手術中の停電を防ぐために後払で契約することとしていて、一般的でない後払契約専用の電力メーターの在庫が配電公社になく入手に時間を要していたことなどによるとしている。

しかし、ガーナ大使館は、事業が遅延していることを把握して随時状況を確認したとしているものの、事業実施機関に加えて郡保健局、配電公社等関係機関に対して、上記状況の改善に向けた協議を行うなどの十分な働きかけを行っていなかった。

なお、ガーナ大使館は、本院の現地調査結果を踏まえて事業実施機関及び配電公社に対して働きかけを行い、その結果、診療所は、30年6月に診療所への後払専用の電力メーターの設置及び通電工事が完了して、同年7月末時点において、保険診療を行うために必要な認可の申請中となっている。

(3) 有償資金協力：イキトス下水道整備事業

ア 事業の概要

この事業は、ペルー共和国(以下「ペルー」という。)のロレト州イキトス地域において、住民の衛生状態や生活環境の改善に寄与するために、下水道施設を整備するものである。

機構は、外務省がペルー政府との間で20年11月に取り交わした交換公文に基づき、ペルー政府との間で同年12月に66億6000万円を貸付限度額とする貸付契約を締結して、この事業に必要な資金として21年度から25年度までの間に同額を貸し付けている。

事業実施機関であるロレト州政府生産性インフラ公共機構は、本事業の実施に当たり、表のとおり、①下水道施設の詳細設計、施工管理等を行うコンサルタント業務契約、②主に下水処理場、ポンプ場等の建設を行う工事契約(以下「ロット1」という。)、③主に下水管網の建設を行う工事契約(以下「ロット2」という。)を締結している。

表 契約の概要

	契約内容	契約金額 (円建て)	契約年月日
コンサルタント業務契約	詳細設計、施工管理等	11億0797万余円	平成20年 12月10日
ロット1	下水処理場・ポンプ場等の建設	82億5980万余円	22年6月3日
ロット2	下水管網の建設	86億3428万余円	

そして、上記のコンサルタント業務契約、ロット1及びロット2により実施される事業の進捗等の状況について、貸付契約によれば、機構は、事業が完了するまで毎年四半期ごとに、事業実施機関から事業進捗報告書及びその詳細資料の提出を受けることとされている。また、コンサルタント業務契約については、機構が作成した「円借款事業の

調達及びコンサルタント雇用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従うこととされており、ガイドラインにより、当該業務を監督し、かつ、契約に従って業務を実施することを確保する責任は事業実施機関が有しているものの、コンサルタントは事業の実施に重要な役割を果たすものであることから、機構においても、コンサルタント業務契約が適切な規範に従うなどして進められていることを確認するために当該業務を必要に応じてモニタリングすることができることとされている。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、事業実施機関は、試運転を行うに当たって25年10月にロット2に係る施設、同年11月にロット1に係る施設の引渡しを、それぞれ施工業者から受けていた。

そして、下水道施設の運営維持管理を行う機関であるロレット州上下水道公社(以下「上下水道公社」という。)による下水処理場等の試運転が事業実施機関の費用負担により開始された。

しかし、ロット1及びロット2においては、いずれも下水道施設に不具合等が生じており、機構は、27年1月に事業実施機関から不具合等が生じたとの報告を受けるなどしていた。そして、機構と事業実施機関との協議の結果、コンサルタントによる調査の必要性が指摘され、コンサルタントは、あらためて施工状況等を調査して機構等に調査報告を提出したり機構からの聞き取り調査に応じたりしていた(以下、これらの調査から得られた結果を「コンサルタント調査結果」という。)。また、機構は、事業実施機関及びコンサルタントからの報告等を踏まえて、28年7月に独自に施工状況等の調査(以下、この調査から得られた結果を「機構調査結果」という。)を行っていた。コンサルタント調査結果、機構調査結果等によると、ロット1及びロット2において生じていた不具合等の概要は次のとおりである。

(ア) ロット1

コンサルタント調査結果によると、全18か所のポンプ場において、排水ポンプの制御システム用のコンピュータは設置されているものの、各排水ポンプを制御する施設と接続されておらず、制御システムにより集中的にポンプ場を監視することができない状況となっていた。そして、排水ポンプは、水位の上昇に応じて自動稼働する仕様となっているが、大半の排水ポンプは自動稼働していない状況となっていた。さらに、そのような状態の中、現地調査実施時(30年3月)の直前に、下水処理場内が一時的に浸水するなどしていた。また、機構調査結果によると、下水処理場については、場内の複数箇所地盤沈下、マンホールの沈下、場内の下水処理施設のコンクリート壁面のひび割れなどが見受けられていた。

(イ) ロット2

コンサルタント調査結果によると、下水管網において各住居等と下水管を接続する接続桝については、約14,000か所(全数の約34%)に接続不良があったり、ひび割れが生じたりなどしており、また、下水管網については、約3km(全延長約360kmの約1%)が未施工となっていて、施工済の区間では逆勾配となっている箇所が見受けられるなどしていた。また、機構調査結果によっても、上記の接続桝の接続不良、下水管網の未施工及び逆勾配の区間の存在が認められたほか、道路舗装等の不具合、施工

業者が提出したしゅん工図と出来形との大きなずれなどが見受けられていた。

このような施工状況の下で、各住居等からの汚水が接続柵に流入していなかったり、流入した後に下水管の中に滞留したりなどしている状況が見受けられ、上下水道公社によると、試運転が開始された後の下水処理場への汚水の流入量は、27年において、計画流入量に対して23%から28%であるとされていた。

また、施工管理を行ったコンサルタントは、ロット1に関して、完工証明書を施工業者に発行していたが、上下水道公社は、前記のようにロット1及びロット2に係る工事はともに完了しておらず、事業実施機関からの施設の引渡しを受けることはできないとしていた。一方、事業実施機関は、施工業者及びコンサルタントに対して、ペルーの法律による仲裁手続を開始するなどしていた。

このように、本下水道施設については、運営維持管理機関である上下水道公社への引渡しがなされていないまま仲裁手続が開始されるなどしており、下水道料金を徴収して供用することができない状況となっていたことから、28年8月に下水処理場の稼働が停止されていて、現地調査実施時においても停止されたままとなっていた。

そこで、本事業の事業実施期間中におけるモニタリング等の状況についてみると、機構は、事業の進捗等の状況を確認するために、貸付契約に基づいて事業実施機関から事業進捗報告書等の提出を受けていた。さらに、機構は、事業実施機関のような地方政府機関については、一般に、事業を実施する際に必要な統治能力が中央政府機関の水準に達しないおそれがある上、事業実施機関が、我が国や他国の有償資金協力により事業を実施した実績がなく、かつ、下水処理場の建設を伴う下水道施設を整備した実績がないことから、事業実施機関との間で年2回程度の定期モニタリング会合を行うなどしていた。

しかし、施工管理を行っていたコンサルタントに対しては、機構は、事業の進捗や完成に影響を及ぼすような不具合等に関して事業実施機関等から報告がなかったことから、貸付契約等に基づいて必要に応じて行うことができるとされている施工管理の実施状況についてのモニタリングを実施していなかった。そして、前記のとおり、27年1月に事業実施機関から報告を受けるまで、下水道施設に不具合等がある状況を把握していなかった。

なお、機構は、本事業について、上記の報告を受けて以降、工事の完了のために必要な残りの工事の実施等についてペルー政府に対して累次にわたり働きかけを行ってきており、ペルー政府において進められている法的整理の推移や工事の完了に向けた取組について確認しつつ今後も働きかけを継続することとしている。また、機構は、本事業について、施工業者が過失による粗雑業務を、コンサルタントが過失による粗雑業務、不正又は不誠実な行為等をそれぞれ行ったと認められたことから、28年8月に、機構が実施する資金協力事業における調達契約の当事者となることを認めないなどの措置を講じている。

(改善を必要とする事態)

援助の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 無償資金協力について、

太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画については、機構において、太陽光発電設備の導入実績がない事業実施機関であることを考慮して、故障等の際に、事業実施機関と本邦企業等間のみでは速やかな対応が図られない場合には機構に連絡をすることを周知していなかったこと

イ 草の根無償について、

(ア) アディス・アババ市キルコース副都市助産院機材整備計画については、外務省において、事業計画策定時に、開業基準の内容を十分に確認していなかったこと

(イ) サクモノ産科診療所建設計画については、外務省において、開業の遅延等の状況を踏まえて、事業実施機関に加えて関係機関に対して事態の改善に向けた協議を行うなどの十分な働きかけを行っていなかったこと

ウ 有償資金協力について、

イキトス下水道整備事業については、不具合等を生じさせた施工業者、その施工管理を行っていたコンサルタントの不誠実な対応があったことにもよるが、機構においても、我が国や他国の有償資金協力により事業を実施した実績がなく、下水処理場の建設を伴う下水道施設を整備した実績がない地方政府機関が事業実施機関となっている場合に、事業実施機関から提出される事業進捗報告書やコンサルタントに対するモニタリング等を通じて、施設に生じた不具合等の状況の確認を行う配慮が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 無償資金協力について、

太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画については、機構において、事業実施機関、調達代理店等に対して、故障したパワーコンディショナの修理が行われるよう働きかけを行うとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、無償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関においてこれまで導入実績がない太陽光発電設備の設置を主たる事業内容とする場合、故障等の際に事業実施機関と本邦企業等間のみでは速やかな対応が図られないときには機構に連絡することを周知すること

イ 草の根無償について、

(ア) アディス・アババ市キルコース副都市助産院機材整備計画については、外務省において、事業実施機関に対して、助産院としてより高水準の治療を行うことができるように開業基準を満たすよう引き続き働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たって、既存の医療施設においてより高水準の治療を行う目的で機材の整備等を行う場合、機材の整備以外に既存の医療施設に関して準拠しなければならない基準等の内容を確認した上で、事業実施機関に対して当該基準を満たすための措置が執られているか確認すること

(イ) サクモノ産科診療所建設計画については、外務省において、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たって、関係機関との協議等に起因して診療所の開業が遅延したり、診療に制約を受けたりしていることを把握した場合、事業の

促進及び計画に基づいた診療の実施が行われるよう事業実施機関に加えて関係機関と協議を行うなど十分な働きかけを行うこと

ウ 有償資金協力について、

イキトス下水道整備事業については、機構において、当該事業における事態を踏まえて、今後、有償資金協力を実施するに当たって、我が国や他国の有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、貸付契約等に基づいて、事業実施機関から提出される事業進捗報告書や施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして、整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うこと

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 政府開発援助の効果の発現について

(平成 28 年度決算検査報告 113、608 ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国際社会の平和と発展に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。しかし、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)による、診療所建設計画において建設中の診療所の柱が倒壊するなどして工事が中断されたままとなっていて建設が完了していなかったり、橋りょう建設計画において橋りょうが崩壊等していたりして援助の効果が全く発現していない事態、及び草の根無償による職業訓練施設建設計画において整備された職業訓練施設等が事業の目的のために使用されていなかったり、有償資金協力による下水処理施設整備事業において幹線管渠等の整備の遅れにより下水処理場の処理能力の一部に当たる汚水しか処理されていないなどしたりして援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成 29 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により、次のような措置を講ずるよう意見を表示した。

ア 診療所建設計画については、外務省において、事業実施機関に対して、構造評価の評価結果に基づき、速やかに工事を再開させて診療所を完成させるよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償で建物の設計を伴う建築工事を行う事業を実施する場合、建物の設計を行う者の専門的能力の有無及び建築工事に係る施工管理等の体制について確認することにより、適切な設計や施工管理が実施されるよう事業実施機関に要請することとすること

イ 橋りょう建設計画については、外務省において、事業実施機関に対して、橋りょう崩壊の原因を究明し、その結果を基にして、設計を見直したり、建設場所等に関する建設計画の見直しについて検討したりなどするよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償で大雨による洪水が多発している場所に橋りょうを建設する計画の申請を受けた場合、橋りょうの建設場所等に関する計画について検証を十分に行うこととすること

ウ 飲食業職業訓練施設建設計画については、外務省において、事業実施機関に対して、飲食サービス業へ就労するための職業訓練施設等を事業の目的に沿って使用するよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償で事業実施後の現況調査により職業訓練施設が事業の目的に沿って使用されていないことを確認した場合、事業の目的に沿って使用するよう事業実施機関へ働きかけを十分に行うとともに、事業実施機関が適切な対応を執ったか適時に確認することとすること

エ 下水処理施設整備事業については、機構において、幹線管渠等の整備の完了に向けた事業の進捗に必要な資金を確保することや、幹線管渠等の整備が進捗した場合等に有効に利用できるよう遊休施設を適切に維持管理することについて、事業実施機関等と十分に協議等を行うとともに、当該事業における事態を踏まえて、今後、有償資金協力で事業実施後に幹線管渠等の整備の遅れにより下水処理場を含む事業全体の効果の発現が不十分となっている場合、事業の進捗及び完了を促進するよう事業実施機関と十分に協議等を行うこととすること

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 診療所建設計画について、外務省は、事業実施機関に対して、速やかに工事を再開させて診療所を完成させるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は、中断されたままとなっていた診療所の工事に着手した。また、外務省は、30年6月に在外公館に対して通知を発して、草の根無償で建物の設計を伴う建築工事を行う事業を実施する場合、建物の設計を行う者の専門的能力の有無及び建築工事に係る施工管理等の体制について確認することにより、適切な設計や施工管理が実施されるよう事業実施機関に要請することとした。

イ 橋りょう建設計画について、外務省は、事業実施機関に対して、橋りょうの完成等に向けて、設計を見直したり、建設場所等に関する建設計画の見直しについて検討したりなどするよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は、橋りょう崩壊の原因を究明するための調査結果に基づき、橋台の根入れ深さを見直すなどして、橋りょうの改修計画を進めることとした。また、外務省は、30年6月に在外公館に対して通知を発して、草の根無償で大雨による洪水が多発している場所に橋りょうを建設する計画の申請を受けた場合、橋りょうの建設場所等に関する建設計画について検証を十分に行うこととした。

ウ 飲食業職業訓練施設建設計画について、外務省は、事業実施機関に対して、職業訓練施設等を事業の目的に沿って使用するよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は、職業訓練施設等を事業の目的に沿って使用することとする年間計画を策定し、若者や女性を対象とした調理指導等を実施した。また、外務省は、30年6月に在外公館に対して通知を発して、草の根無償で事業実施後の現況調査により職業訓練施設が事業の目的に沿って使用されていないことを確認した場合、事業の目的に沿って使用するよう事業実施機関へ働きかけを十分に行うことなどとした。

エ 下水処理施設整備事業について、機構は、事業実施機関等との間で、幹線管渠等の整備の完了に向けて必要な資金を確保することや、遊休施設を適切に維持管理することについて協議等を行った。その結果、事業実施機関等は、中断されていた幹線管渠等の整備に係る融資契約の再開に向けて手続を進めるとともに、一部の幹線管渠等について新たな資金を確保して整備を再開した。そして、機構は、引き続き事業の進捗及び遊休施設の適切な維持管理が図られるよう事業実施機関等と協議等を行っていくこととし、事業実施機関等との間で、定期的な事業の状況の確認を継続することなどについて合意した。また、機構は、30年6月に関係部署に対して通知を発して、有償資金協力で事業実施後に幹線管渠等の整備の遅れにより下水処理場を含む事業全体の効果の発現が不十分となっている場合、事業の進捗及び完了を促進するよう事業実施機関と十分に協議等を行うこととした。

(2) 国際熱帯木材機関における財務損失の発生を踏まえた国際機関等から提出される決算書の確認体制の整備等について

(平成28年度決算検査報告121、339ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省及び林野庁(以下「両省庁」という。)は、国際熱帯木材機関(以下「ITTO」という。)に対して拠出金を拠出している。ITTOでは、平成24年10月から26年2月までの間に、当時の事務局幹部が、ITTOの財政規則に反して理事会で承認を受けていない金融機関(以下「未承認金融機関」という。)に対して拠出金を原資として投資を行っていたが、未承認金融機関が清算手続に入ったことなどにより、投資した資金の回収が見込めない状況となった。しかし、両省庁は、ITTOの決算書の送付を受けており、これを精査することによりITTOが信用リスクのある未承認金融機関へ投資していたことが把握可能であったと認められるにもかかわらず、両省庁においてITTOの決算書の確認を十分に行っていない事態、及び財政規則に反した投資により発生した財務損失が我が国を含む加盟国の拠出金により実施しているITTOの拠出金事業に影響を及ぼす状況となっている事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び林野庁長官に対して29年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 国際機関等から提出される決算書を十分に確認することの重要性について各担当者に周知するとともに、決算書の確認方法について具体的な手続等を整備すること

イ 両省庁が拠出金を拠出する国際機関等において、我が国の拠出金事業に著しい影響を生じさせるような拠出金の管理が行われている場合、又は、そのおそれがあると認められる場合には、拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知すること

ウ ITTOの財務損失により資金の不足が見込まれる実施中の拠出金事業について、各拠出金事業の進捗状況に応じて、より効率的に拠出金事業を実施する方法を検討することなどにより、我が国を含む各加盟国の拠出金事業への影響を抑えるとともに、ITTO事務局が実施する拠出金事業の管理等を監視するために、事業の進捗状況等を適時に確認することとする

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、両省庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 外務省は29年11月に、林野庁は30年1月に、それぞれ担当部局に対して通知文書を発出するなどして、国際機関等から提出される決算書を十分に確認することの重要性を各担当者に周知するとともに、提出された決算書について確認すべき項目を取りまとめた資料を作成し、同資料をチェックリストとして活用することなどにより国際機関等の決算書を基に我が国の分担金及び拠出金が適切に使用されたかを確認することとした。
- イ アの通知文書により、国際機関等から提出された決算書の内容の確認を行った結果、疑義があるなどの場合は、国際機関等の理事会等への出席に際して我が国としてどのように対応すべきかをあらかじめ取りまとめるなどして、国際機関等に対して必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知した。
- ウ ITTO の財務損失による影響を最小限に抑えるよう費用の見直しを含む調整が行われた結果、我が国を含む各加盟国の拠出金事業への影響額は縮減され、我が国の拠出金事業のうち実施中の29事業の全てが継続して実施されることとなるとともに、開始されていなかった3事業のうち2事業についても実施されることとなった。また、ITTO 事務局が実施する拠出金事業の管理等を監視するために、我が国の拠出金事業に関する支払状況報告をITTO 事務局から定期的に受領して確認することなどにより、事業の進捗状況等を適時に確認することとした。

第5 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(78) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	38	税務署	
納 税 者	58	人	
徴収過不足額	徴収不足額	262,736,100 円(平成 25 年度～29 年度)	
	徴収過大額	4,000,000 円(平成 27 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 29 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 75 兆 6561 億余円となっている。このうち源泉所得税及復興特別所得税は 18 兆 1108 億余円、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」という。)は 3 兆 5224 億余円、法人税は 13 兆 3742 億余円、相続税・贈与税は 2 兆 4247 億余円、消費税及地方消費税は 28 兆 8602 億余円となっていて、これら各税の合計額は 66 兆 2924 億余円となり、全体の 87.6% を占めている。

(注 1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)に基づくものであり、平成 25 年 1 月から 49 年 12 月までの 25 年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の 2.1% 相当額を上乗せする形で課税するもの

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 68 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求め、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、38 税務署において、納税者 58 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、60 事項計 262,736,100 円(25 年度から 29 年度まで)不足していたり、1 事項 4,000,000 円(27 年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税 目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
申告所得税	17	円 34,739,600	—	円 —
法人税	24	126,295,300	1	△ 4,000,000
相続税・贈与税	5	38,773,400	—	—
消費税	11	54,861,800	—	—
復興特別法人税	3	8,066,000	—	—
計	60	262,736,100	1	△ 4,000,000

(注) 復興特別法人税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づくものであり、原則として、平成 24 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度において、法人税額の 10% 相当額を課税するもの

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の 38 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この 61 事項のうち、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が 17 事項あった。この内訳は、不動産所得に関する事態が 7 事項、事業所得に関する事態が 4 事項及びその他に関する事態が 6 事項である。

(ア) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が、不動産所得について、収入、経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めた経理を行っている場合には、不動産所得の計算上、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を上回るときに生ずる消費税等の還付金を総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計21,378,400円あった。その主な内容は、収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

〈事例1〉 消費税等の還付金を総収入金額に算入していなかった事態

納税者Aは、平成27年分の申告に当たり、不動産所得の総収入金額を215,182,024円とし、この金額のうち消費税等の還付金はないとしていた。そして、この金額から必要経費を差し引き不動産所得の金額を130,292,805円としていた。

しかし、納税者Aは収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っており、また、27年4月に納税者Aに対して消費税等の還付金18,022,772円が支払われていた。したがって、当該消費税等の還付金を不動産所得の総収入金額に算入するなどと、不動産所得の金額は148,243,777円となり、17,950,972円過小となっていたのに、これを見過ごしたため、申告所得税額8,419,900円が徴収不足になっていた。

(イ) 事業所得に関する事態

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、青色申告書の提出について税務署長の承認を受けている事業所得者が、同人の営む事業に専ら従事し生計を一にする親族(以下「青色事業専従者」という。)に対して一定の要件の下に支払った給与については、必要経費に算入することとなっている。

この事業所得に関して、徴収不足になっていた事態が4事項計5,338,500円あった。その内容は、青色事業専従者に対する給与の必要経費算入についての規定の適用を誤って必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものなどである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、譲渡所得等に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計8,022,700円あった。

イ 法人税

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が25事項あった。この内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が9事項、法人税額の特別控除に関する事態が8事項及びその他に関する事態が8事項である。

(ア) 受取配当等の益金不算入に関する事態

法人が他の内国法人から受ける配当等の金額等については、原則として、その全額を基に所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、法人が有する当該他の内国法人の株式等が、非支配目的株式等又はその他株式等に該当する場合には、株式等の配当等の額のそれぞれ100分の20相当額又は100分の50相当額を益金不算入の対象とすることとなっている。

(注2) 非支配目的株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式等を除く。)の原則として100分の5以下に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等

(注3) その他株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式等を除く。)の原則として100分の5を超え3分の1以下に相当する数の株式等を有する場合の当該株式等

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計11,857,800円あった。その主な内容は、非支配目的株式等に係る配当等の額をその他株式等に係る配当等の額としていて受取配当等の益金不算入額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

〈事例2〉 非支配目的株式等に係る配当等の額をその他株式等に係る配当等の額としていたため受取配当等の益金不算入額を過大に計上していた事態

B会社は、平成27年4月から28年3月までの事業年度分の申告に当たり、その有する他の内国法人の株式のうち8法人の株式をその他株式等に該当するとして、受取配当等の益金不算入の対象となる金額を、配当等の額の100分の50相当額32,320,204円としていた。

しかし、B会社は、当該8法人のいずれについても発行済株式総数の100分の5以下に相当する数の株式を配当等の額の支払に係る基準日において有していたことから、当該8法人の株式は、非支配目的株式等に該当していた。そのため、受取配当等の益金不算入の対象となる金額は、配当等の額の100分の20相当額12,928,081円となり、上記の金額との差額19,392,123円が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額3,515,900円が徴収不足になっていた。

(イ) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額の算定に当たり、法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。これらの特別控除の一つとして、青色申告書を提出する法人については、国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「雇用者給与等支給額」という。)を所定の割合以上増加させるなどの要件を満たす場合、所定の方法により計算した雇用者給与等支給額の増加額(以下「雇用者給与等支給増加額」という。)の100分の10相当額又は法人税額に所定の割合を乗じて計算した金額(以下「税額基準額」という。)のいずれか少ない金額を法人税額から控除できることとなっている。そして、税額基準額は、原則として、法人税額の100分の10相当額とすることとなっているが、当該法人が中小企業者等^(注4)に該当する場合には、法人税額の100分の20相当額とすることとなっている。

(注4) 中小企業者等 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(当該法人の発行済株式の総数等の2分の1以上を同一の大規模法人が所有しているなどの法人を除く。)、農業協同組合等

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計68,616,900円あった。その主な内容は、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用に当たり、中小企業者等に該当しない場合、税額基準額は法人税額の100分の10相当額とすべきところ、誤って法人税額の100分の20相当額としたため法人税額から控除する金額が過大となっているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていたものである。

＜事例3＞ 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の規定の適用を誤ったため、法人税額から控除する金額が過大となっていた事態

C会社は、平成25年4月から28年3月までの3事業年度分の申告に当たり、資本金の額が1億円以下であることから、中小企業者等に該当するとしていた。そして、C会社は、各事業年度において、税額基準額とした法人税額の100分の20相当額が雇用者給与等支給増加額の100分の10相当額より少ないとして法人税額の100分の20相当額を法人税額から控除していた。

しかし、C会社の申告書の株主等の株式数等に関する資料等によれば、各事業年度において、C会社の発行済株式の総数を同一の大規模法人が所有しているため、C会社は中小企業者等に該当しないこととなる。したがって、税額基準額は、法人税額の100分の20相当額ではなく、法人税額の100分の10相当額となり、各事業年度の法人税額から控除した金額が過大となっているのに、法令等の適用の検討が十分でなかったため、法人税額26年3月期分5,222,500円、27年3月期分2,298,700円及び28年3月期分2,996,500円、計10,517,700円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、役員給与の損金不算入、交際費等の損金不算入等に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計45,820,600円、徴収過大になっていた事態が1事項4,000,000円あった。

ウ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が5事項あった。この内訳は、相続税については税額控除に関する事態が1事項及び贈与税については有価証券の価額に関する事態が4事項である。

(ア) 相続税

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。そして、財産を取得した者が納付すべき税額の算定に当たり、相続人等ごとに算出した税額から一定の控除額を差し引く各種の税額控除が設けられており、このうち障害者控除については、障害の程度に応じて定められた額に所定の年数を乗じて控除額を算出することとなっている。

この税額控除に関して、徴収不足になっていた事態が1事項1,200,000円あった。その内容は、障害者控除について障害の程度を誤り控除額を過大に算出しているのに、これを見過ごしたため、相続税額を過小のままとしていたものである。

(イ) 贈与税

個人が贈与により有価証券を取得した場合には、その取得した有価証券に対して贈与税を課することとなっており、取得した有価証券の価額は、贈与により取得した時の時価とすることとなっている。そして、取得した有価証券のうち取引相場のない株式の価額については、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)の総資産価額、従業員数等によって評価会社を大会社、中会社等に区分し、この区分に応じて、大会社については類似業種^(注5)標準価額、中会社については類似業種比準

価額と純資産価額を用いた算式により計算した金額によって評価することなどとなっている。

(注5) 類似業種比準価額 類似業種の株価に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額を比較して求めた比準割合を乗じた額の一定割合(大会社0.7、中会社0.6)に相当する額

この有価証券の価額に関して、徴収不足になっていた事態が4事項計37,573,400円あった。その主な内容は、取引相場のない株式の価額について、大会社に該当する評価会社の株式の評価に当たり、類似業種比準価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしていたものである。

エ 消費税

消費税に関して徴収不足になっていた事態が11事項あった。この内訳は、納税義務の免除に関する事態が4事項、課税売上高の計上に関する事態が2事項及びその他に関する事態が5事項である。

(ア) 納税義務の免除に関する事態

(注6) 個人事業者は、課税期間の基準期間(課税期間の前々年)における課税売上高が1000万円以下の場合、原則として、課税期間の課税売上げについて納税義務が免除されることとなっている。ただし、課税期間の前年又は前々年に相続により被相続人の事業を承継し、基準期間における被相続人の課税売上高と相続人の課税売上高との合計額が1000万円を超える場合には納税義務は免除されないことなどとなっている。

(注6) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年

この納税義務の免除に関して、徴収不足になっていた事態が4事項計34,877,900円あった。その主な内容は、個人事業者が、課税期間の前年に相続により事業を承継し、当該課税期間の基準期間における被相続人の課税売上高と相続人の課税売上高との合計額が1000万円を超えていて納税義務が免除されないため申告の必要があるのに、これを見過ごしたため、消費税を課していなかったものである。

〈事例4〉 相続による事業の承継について、納税義務が免除されないのに、消費税を課していなかった事態

納税者Dは、平成26年1月から12月までの課税期間分の消費税の申告をしていなかった。

しかし、納税者Dは、課税期間の前年である25年4月に相続により被相続人Eの事業を承継している。また、課税期間の基準期間(24年1月から12月まで)における納税者Dの申告所得税の申告書等及び被相続人Eの消費税の申告書によれば、納税者Dの課税売上高と被相続人Eの課税売上高との合計額は87,229,767円であり、これは1000万円を超えていて納税者Dの納税義務は免除されない。したがって、上記の課税期間分について申告の必要があるのに、これを見過ごしたため、消費税を課しておらず、消費税額26,971,500円が徴収されていなかった。

(イ) 課税売上高の計上に関する事態

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計3,799,800円あった。その内容は、事業者が事業用建物を譲渡しているのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、課税売上高を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計16,184,100円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署数	申告所得税		法人税		相続税		消費税		復興特別法人税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
仙台国税局	3	1	1,366	2	7,631			1	2,661			4	11,659
関東信越国税局	5	2	1,652	3	6,203	1	1,200	2	2,827			8	11,883
東京国税局	21	13	23,300	13	94,350	2	2,831	7	45,559	2	7,543	37	173,585
名古屋国税局	3	1	8,419	1	10,517	2	34,741			1	522	5	54,201
大阪国税局	1			1	552							1	552
高松国税局	1			1	980							1	980
福岡国税局	1			1	2,715							1	2,715
熊本国税局	3			2	3,344			1	3,813			3	7,157
				1	△ 4,000							1	△ 4,000
計	38	17	34,739	24	126,295	5	38,773	11	54,861	3	8,066	60	262,736
				1	△ 4,000							1	△ 4,000

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

日本銀行に対して交付している引揚者特別交付金国庫債券等4債券の償還用の資金について、受取人に対する支給が行われることなく日本銀行に滞留している資金を国に返納させるなどするよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	財務省所管 国債整理基金特別会計 (項)国債整理支出
	〔平成12年度から19年度までは、 財務省所管 国債整理基金特別会計 (項)国債整理基金支出 11年度以前は、 大蔵省所管 国債整理基金特別会計 (項)国債整理基金支出〕
部局等	財務本省(平成13年1月5日以前は大蔵本省)
4債券の概要	強制引揚げを余儀なくされた引揚者等に対して、特別交付金等の金銭の支給に代えて交付しているもの

日本銀行が管理している4債券に係る償還用の資金の額	15億9613万余円(平成29年度末現在)
上記のうち受取人に対する支給が行われることなく、日本銀行に滞留している資金の額	15億9605万円

1 4債券の概要等

(1) 4債券の概要

財務省は、農地改革で一畝(約1a)以上の農地を買収された農地被買収者や先の大戦により強制引揚げを余儀なくされた引揚者等に対して、金銭の支給に代えて、①農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和40年法律第121号。平成11年廃止)に基づき農地被買収者国庫債券、②引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)に基づき引揚者特別交付金国庫債券、③平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号。平成18年廃止)に基づき慰労金国庫債券及び④原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づき特別葬祭給付金国庫債券(以下、これらの国庫債券を合わせて「4債券」という。)を交付している(表1参照)。

表1 4債券の概要

国庫債券の名称	根拠法	金銭の支給を受ける権利を有する者	左に対する償還金の支給時期	国庫債券の券面に附属する賦札数
農地被買収者国庫債券	農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律	旧自作農創設特別措置法(昭和21年法律第43号)又は農地法施行法(昭和27年法律第230号)の規定により、農地を1畝以上買収された者等	毎年6月15日(年1回払)	10枚又は5枚
引揚者特別交付金国庫債券	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律	引揚者、引揚者の遺族及び引揚前死亡者の遺族であって、昭和42年8月1日現在において日本国籍を有する者	毎年8月15日(年1回払)	10枚
慰労金国庫債券	平和祈念事業特別基金等に関する法律	戦後強制抑留者又は63年7月31日以前に死亡した戦後強制抑留者の遺族で、恩給、遺族年金等の給付金の受給権を有しない者	毎年3月15日(年1回払)	2枚
特別葬祭給付金国庫債券	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	被爆者であって、44年3月31日以前に死亡した被爆者等の遺族である者	毎年1月31日(年1回払)	2枚

4債券には、金銭の支給を受ける権利を有する者(以下「受取人」という。)の姓名が記載されており、また、償還金額が記載されている複数の賦札が支給期日ごとに附属している。そして、受取人は、支給期日が到来した賦札を受取人があらかじめ指定した国債代理店等に提出することと引換えに、金銭の支給を受けることができるとされている。

昭和40年度から平成29年度までの4債券の発行累計件数は4,612,794件、発行累計額は3192億余円となっている。

(2) 4債券の償還用の資金に係る取扱い

4債券に係る受取人に対する金銭の支給に関する手続は、次のとおりとなっている。

- ① 日本銀行は、日本銀行国債事務取扱規程(大正11年大蔵省令第32号)に基づいて、4債券の賦札に記載された支給期日の到来前に、あらかじめ財務省に対して受取人に対する支給の財源となる償還用の資金の交付請求を行う。
- ② 財務省は、会計法(昭和22年法律第35号)に基づいて、国債整理基金特別会計から日本銀行に対して償還用の資金を交付する。
- ③ 日本銀行は、受け入れた償還用の資金を管理して、受取人の支給請求に応じて支給等を行う。

また、受取人に対する支給に係る消滅時効は、国債二関スル法律(明治39年法律第34号)に基づき、10年をもって完成するとされている。この点について、日本銀行は、受取人の支給請求に対して、国債代理店等が受取人から提出された賦札等を確認し、相続等に基づく記名変更の請求等による時効の中断がなく、消滅時効が完成していると判断した場合には、時効を援用して、支給を行っていない。

そして、時効を援用して支給を行わないとした分の償還用の資金については、日本銀行における管理は不要となる。そこで、日本銀行は、財務省が発出している「農地被買収者国庫債券の時効適用に伴う国債元利払資金の返納等について」(昭和51年蔵理第3401号)、「引揚者特別交付金国庫債券の時効適用に伴う国債元利払資金の返納等について」(昭和53年蔵理第3301号)、「慰労金国庫債券の時効適用に伴う国債元利払資金の返納等について」(平成11年蔵理第3249号の3)及び「特別葬祭給付金国庫債券の時効適用に伴う国債元利払資金の返納等について」(平成18年財理第3038号。以下、これらの通知を合わせて「特例返納通知」という。)に基づき、時効を援用して回収した4債券の賦札に係る償還用の資金を国に返納する事務手続を行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、日本銀行に対して交付した償還用の資金が、受取人に対して適切に支給されているかなどに着眼して、財務省が日本銀行に対して昭和41年度から平成29年度までに交付した4債券の償還用の資金のうち、日本銀行が29年度末現在で管理している15億9613万余円を対象として、財務本省及び日本銀行本店において、償還用の資金の管理状況、今後の支給の見込みなどについて説明を聴取するとともに、日本銀行で作成されている国債元利金未払高帳等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記償還用の資金15億9613万余円の大部分が、29年度末時点において、債券の券面に附属している各賦札のうち最終の支給期日の翌日を起算日として、起算日から時効の中断がないと仮定した場合に消滅時効が完成する日までの期間(以下「仮定時効期間」という。)を満了しており、さらに、仮定時効期間を満了してから既に10年以上経過している状況となっていた(表2参照)。

表2 償還用の資金に係る状況

(単位：千円、%)

国庫債券の名称	平成29年度末現在で日本銀行が管理している償還用の資金 (ア)	29年度末現在の償還用の資金の内訳				
		仮定時効期間を満了していないもの	仮定時効期間を満了しているもの (イ)	(ア)に対する(イ)の割合 (イ)/(ア)×100	仮定時効期間を満了してから10年以上経過している償還用の資金 (ウ)	(イ)に対する(ウ)の割合 (ウ)/(イ)×100
農地被買収者国庫債券	637,818	—	637,818	100	637,818	100
引揚者特別交付金国庫債券	764,812	78	764,734	99.98	764,496	99.96
慰労金国庫債券	139,350	—	139,350	100	139,350	100
特別葬祭給付金国庫債券	54,150	—	54,150	100	54,150	100
計	1,596,130	78	1,596,052	99.99	1,595,814	99.98

(注) 引揚者特別交付金国庫債券及び計欄の割合は、小数点以下第3位を切り捨てた値である。

また、25年度から29年度までの過去5年間における受取人の支給請求の実績についてみると、請求件数は11件、計11万余円にとどまっていた。そして、日本銀行は、この11件のいずれについても、消滅時効が完成していると判断して時効を援用して、当該受取人に支給を行っておらず、また、特例返納通知に基づき、これに係る償還用の資金を国に返納する事務手続を行っていた。

同様に、前記償還用の資金15億9613万余円のうち仮定時効期間を満了している15億9605万余円についても、受取人に支払われる可能性は低いと考えられ、現に、受取人に対する支給が行われることなく日本銀行において滞留している状況となっていた。

これについて財務省は、特例返納通知に基づく事務手続は、国庫債券の償還確実性を確保するために必要な手続として設けられたものであるとしているが、前記過去5年間の特例返納通知に基づく事務手続の実績を踏まえると、資金が今後も滞留する状況が継続すると見込まれた。

このように、多額の償還用の資金が受取人に対する支給が行われることなく日本銀行において滞留している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、財務省において、特例返納通知に基づく事務手続について、4債券に係る受取人に対する支給実績や償還用の資金の国に対する返納実績を踏まえて、見直しを十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、30年8月に、特例返納通知を廃止した上で、新たな通達を発出し、日本銀行に対して仮定時効期間を満了している償還用の資金15億9605万余円について国に返納するよう求めるなどの処置を講じ、同月に、日本銀行から同額の返納を受けた。

第6 文部科学省

第3章
第1節
第6
文部科学省

不当事項

補助金

(79) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(108)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育等振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)高等教育振興費 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費 (項)東日本大震災復旧・復興公立文教施設整備費 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)文部科学本省 (項)教育・科学技術等復興政策費 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省、17 府県
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)等、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	道、府 1、県 6、市 9、町 4、独立行政法人 1、学校法人 4、宗教法人 1、会社 1、計 28 補助事業者等
国庫補助金等	学校施設環境改善交付金、公立高等学校授業料不徴収交付金、独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	560,223,866,981 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	1,049,743,521 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、44 都道府県、290 市区町村、1 独立行政法人、28 国立大学法人等、128 学校法人、73 宗教法人、2 公益財団法人、3 会社及び14 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、8 道府県、13 市町、1 独立行政法人、4 学校法人、1 宗教法人、1 会社、計28 事業主体が学校施設環境改善交付金、公立高等学校授業料不徴収交付金、独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 1,049,743,521 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) ヘキ地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 28,214,000 円

ヘキ地児童生徒援助費等補助金(以下「補助金」という。)は、離島振興法(昭和28年法律第72号)、ヘキ地児童生徒援助費等補助金交付要綱(昭和53年文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、ヘキ地等における初等中等教育の円滑な実施に資することを目的として、都道府県又は市町村が負担する離島高校生修学支援費、遠距離通学費等について、国がその一部を補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱等によれば、離島高校生修学支援費及び遠距離通学費を補助する事業については、補助対象経費の2分の1を限度とすることとされている。そして、離島高校生修学支援費に係る補助対象経費は、高等学校等が設置されていない離島から本土又は別の離島の高等学校等へ進学する生徒(以下「離島高校生」という。)の通学に要する交通費及び居住費について、都道府県及び市町村が負担した額とされている。このうち居住費については、高等学校等へ通学するために、自宅がある離島を離れて本土又は別の離島の民間アパートや寄宿舎等に居住している離島高校生のアパート代、下宿費、寮費等とされている。

また、遠距離通学費に係る補助対象経費は、学校統合に伴って児童・生徒の住居から学校所在地までの通常の通学経路による片道の通学距離が児童にあつては4 km以上、生徒にあつては6 km以上等となる小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒の通学の用に供するために運行するスクールバスに係るバス会社等との運行委託契約に基づく委託料(以下「委託料」という。)等について、市町村が負担した額とされている。そして、学校統合後に当該統合校に転入して来たり、学校統合はあったものの通学する学校の所在地が変わらなかつたりするなど遠距離通学することになった原因が学校統合ではない児童・生徒等は補助対象とならないこととされている。また、補助対象とならない児童・生徒に係る経費が委託料に含まれている場合は、スクールバスを利用する児童・生徒の総数(以下「利用総数」という。)に対する補助対象となる児童・生徒数の割合(以下「利用人数割合」という。)を当該委託料に乗じて補助対象経費を算定することなどとされている。

本院が、4 県及び20 市町村、計24 地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、2 県の4 市町において、補助対象経費の算定に当たり、離島高校生修学支援費について、保護者の持ち家等に居住し通学して居住費が生じていない離島高校生等を対象に市が独自に補助した額を含めていたり、遠距離通学費について、遠距離通学することになった原因が学校統合ではない生徒を補助対象と

なる生徒としていたり、補助対象とならない児童・生徒を利用総数に含めずに利用人数割合を算出していたりなどしていたため、補助金計 28,214,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4 市町において交付要綱等に基づいて補助対象経費を算定することについての認識が欠けていたこと、補助対象経費の算定についての理解が十分でなかったこと、2 県において 4 市町から提出された実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

山口県萩市は、萩市離島高校生修学支援費補助金交付要綱(平成 24 年制定)等に基づき、離島高校生を対象に萩市離島高校生修学支援費補助金(以下「市補助金」という。)を交付している。そして、市補助金の額は、離島高校生が本土から通学を行う場合は保護者の持ち家等に居住して通学する場合であっても、居住に係る経費を月額 20,000 円(平成 24 年度以前は 12,500 円)として算定することなどとなっており、同市は、26 年度に、離島高校生 32 人を対象に市補助金 7,680,000 円を交付し、同額を補助対象経費として、補助金 3,840,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、補助対象経費の算定に当たり、保護者の持ち家等に居住し通学して居住費が生じていない離島高校生等を対象に同市が独自に補助した市補助金 5,462,100 円を含めていた。

したがって、上記の 5,462,100 円を除いて適正な補助対象経費を算定すると、2,217,900 円となり、適正な補助金交付額は 1,108,000 円となることから、補助金 2,732,000 円が過大に交付されていた。

また、24、25、27、28 各年度においても同様の事態が見受けられた。

<事例 2>

鹿児島県熊毛郡屋久島町は、平成 23 年 4 月及び 25 年 4 月に同町内の中学校 4 校を統合して設置した同町立中央中学校(以下「中央中学校」という。)に通う生徒の通学の用に供するなどのために、バス会社との間で契約を締結して、スクールバスの運行を委託していた。そして、同町は、27 年度に、当該スクールバスを利用して中央中学校に通う遠距離通学生徒を 57 人、このうち補助対象となる生徒を 49 人として算出した利用人数割合に基づくなどして遠距離通学費に係る補助対象経費を 13,913,052 円と算定して、補助金 6,956,000 円の交付を受けていた。

しかし、同町は、補助対象経費の算定における利用人数割合の算出に当たり、当該スクールバスを利用する児童等 156 人を利用総数に含めておらず、また、学校統合後に中央中学校に転入するなどして補助対象とならない生徒 7 人を補助対象に含めていた。

したがって、適正な利用人数割合に基づくなどして補助対象経費を算定すると、6,030,760 円となり、適正な補助金交付額は 3,015,000 円となることから、補助金 3,941,000 円が過大に交付されていた。

また、25、26、28 各年度においても同様の事態が見受けられた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(79)	山口県萩市	離島高校生 修学支援費	24~28	30,752	15,376	17,716	8,860	離島高校生を対象に市が独自に補助した額を補助対象経費に含めていたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に對する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(80)	鹿児島県 曾於市	遠距離通学 費	27、28	38,285	19,141	10,776	5,387	誤った利用人数割合に基づいて補助対象経費を算定していたもの	第3章 第1節 第6
(81)	同 曾於郡大崎町	同	27、28	38,559	19,279	10,029	5,015	同	
(82)	同 熊毛郡屋久島町	同	25～28	50,197	20,266	27,566	8,952	誤った利用人数割合に基づいて補助対象経費を算定するなどしていたもの	文部科学省
(79)～(82)の計				157,795	74,062	66,088	28,214		

(2) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 154,849,883円

公立高等学校授業料不徴収交付金(以下「交付金」という。)は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号。平成26年4月1日以降は「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」)等に基づき、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、同法等によれば、同法の「公立高等学校^(注1)については、授業料を徴収しないものとする。」との規定の適用がないとしたならば、地方公共団体が徴収することとなる年間の授業料を基礎として算定する額(以下「年間授業料相当額」という。)に相当する金額とされている。そして、年間授業料相当額は、当該地方公共団体に係る公立高等学校に当該年度の10月1日に在学する生徒の数を公立高等学校基礎授業料月額^(注2)の12倍に相当する額に乗ずるなどして算定することとされている。なお、26年度以降の交付金の交付については、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第90号)により、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が廃止された一方で、26年3月以前から引き続き公立高等学校に在学する生徒に係る分はなお従前の例によるとされた。このため、26年4月以降に公立高等学校に入学した生徒については、10月1日に在学する生徒の数に含めないこととなる。

また、文部科学省は、事務連絡等において、交付金の算定対象となる生徒の数には、10月1日現在で休学している生徒のうち、既に標準修業年限^(注2)を超過している生徒及び今後標準修業年限の超過が見込まれる生徒の数を含めないこと、学年による教育課程の区分を設けずに決められた単位を修得すれば卒業が認められる単位制の公立高等学校に在学している生徒のうち、受講する教科の単位登録をしていない生徒の数を含めないこととしている。

(注1) 公立高等学校 地方公共団体が設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

(注2) 標準修業年限 入学から卒業までに要する標準的な年限で、交付金の算定においては、全日制の公立高等学校では3年、定時制及び通信制の公立高等学校では4年以内とすることとなっている。

本院が、6県において会計実地検査を行ったところ、2県において、交付金の算定対象とした生徒の数に算定対象とならない生徒を含めるなどしていたため、交付金計 154,849,883 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において交付金の算定対象となる生徒の数についての理解及び確認が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

山梨県は、同県が設置する公立高等学校に10月1日に在学する生徒のうち交付金の算定対象となる生徒の数を平成24年度20,146人、25年度19,757人、26年度13,089人、27年度7,837人として、これらに係る年間授業料相当額を24年度1,997,684,246円、25年度1,958,763,268円、26年度1,295,192,473円、27年度775,385,741円、計6,027,025,728円と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同県が交付金の算定対象とした上記生徒の数には、①26年4月以降に入学するなどして、10月1日現在で同県が設置する公立高等学校に在学する生徒の数に含めてはならない生徒、②10月1日現在で休学している生徒のうち、既に標準修業年限を超過している生徒、③10月1日現在で休学している生徒のうち、出席日数の不足により当該年度末での卒業が見込めないなどの理由から標準修業年限の超過が確実に見込まれる生徒、及び④単位制の県立高等学校に在学しているものの受講する教科の単位登録をしていない生徒が、24年度10人、25年度10人、26年度6人、27年度1,450人、計1,476人含まれていた。一方で、交付金の算定対象とした上記生徒の数には、⑤算定対象として含まれるべき生徒が、27年度146人含まれていなかった。

したがって、上記①、②、③及び④の生徒数を交付金の算定対象となる生徒の数から除外し、また、交付金の算定対象となる生徒の数に上記⑤の生徒数を加えて適正な交付金の交付額を算定すると、24年度1,997,336,199円、25年度1,958,315,881円、26年度1,295,036,571円、27年度641,078,848円となることから、24年度348,047円、25年度447,387円、26年度155,902円、27年度134,306,893円、計135,258,229円の交付金が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	年間授業料 相当額	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める年間 授業料相 当額	不当と認 める交付 金交付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(83)	岩手県 岩手県	24～27	8,962,896	8,962,896	19,591	19,591	交付金の算定対象とならない生徒を含めていたもの
(84)	山梨県 山梨県	24～27	6,027,025	6,027,025	135,258	135,258	交付金の算定対象とならない生徒を含めるなどしていたもの
(83)(84)の計			14,989,922	14,989,922	154,849	154,849	

(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金が過大に交付されていたもの
1件 不当と認める国庫補助金 81,938,796 円

独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金は、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることなどを目的として、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が行う設備の整備に要する経費に対して国が補助するものである。そして、平成24年度補正予算において、機構が実践的・創造的技術者の育成機関としての役割を担うために必要な基盤的な教育研究設備の整備に要する経費に対して補助するために、「独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金(国立高等専門学校の教育研究基盤強化)」が措置された。

この補助金は、独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金交付要綱(平成21年文部科学大臣決定)によれば、機構が行う補助事業に必要な経費のうち、国立高等専門学校(以下「高専」という。)における教育研究の質を向上させるための設備の整備に要する経費を補助対象経費として、予算の範囲内で交付することとされている。

本院が、機構において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(85) 文部科学本省	独立行政法人国立高等専門学校機構	国立高等専門学校の教育研究設備の整備	24、25	6,394,289	6,394,289	81,938	81,938	補助の対象とならない設備の保守、保証及び運用支援に要した経費を補助対象経費に含めていたもの

機構は、24、25両年度に、全国に設置している51校の高専において教育研究設備の整備事業を実施しており、補助対象経費を6,394,289,000円とする実績報告書を提出して、同額の補助金の交付を受けていた。そして、機構は、上記の補助対象経費に、37校の高専において整備した設備の保守、保証及び運用支援に要した経費81,938,796円を含めていた(表参照)。

しかし、これらの経費は、前記設備の整備に要する経費には該当しないことから、補助の対象とならないものであった。

したがって、前記補助の対象とならない経費を除いて適正な補助対象経費を算定すると、6,312,350,204円となり、これに対する補助金は同額となることから、前記の補助金交付額6,394,289,000円との差額81,938,796円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構は、福井工業高等専門学校において、より柔軟な発想でものづくりに取り組むことができる学生を育成することなどを目的として、次世代ものづくり教育用実験装置等9設備を事業費計131,781,000円で整備し、同額を補助対象経費としていた。

しかし、機構は、上記9設備のうち、平成26年3月に整備した次世代ものづくり教育用実験装置等3設備(事業費計58,529,129円)について、補助の対象とならない納入後3年間の保守経費等計5,494,650円を補助対象経費に含めていた。

表 不当と認める補助対象経費 (単位：円)

高専名	補助対象経費	不当と認める補助対象経費
函館工業高等専門学校	152,113,000	2,084,582
釧路工業高等専門学校	154,428,000	188,237
旭川工業高等専門学校	114,500,000	2,939,988
八戸工業高等専門学校	122,575,000	879,900
一関工業高等専門学校	122,290,000	1,017,450

高専名	補助対象経費	不当と認める補助対象経費
仙台高等専門学校	150,200,000	493,965
秋田工業高等専門学校	120,830,000	1,003,291
鶴岡工業高等専門学校	106,691,000	7,642,950
福島工業高等専門学校	160,087,000	2,082,290
茨城工業高等専門学校	143,494,000	1,513,515
小山工業高等専門学校	160,794,000	146,160
木更津工業高等専門学校	125,559,000	2,743,154
東京工業高等専門学校	133,130,000	846,545
長岡工業高等専門学校	130,620,000	1,379,028
石川工業高等専門学校	116,000,000	627,900
福井工業高等専門学校	131,781,000	5,494,650
長野工業高等専門学校	126,535,000	868,550
岐阜工業高等専門学校	131,459,000	3,426,465
沼津工業高等専門学校	157,649,000	407,400
豊田工業高等専門学校	151,096,000	1,471,050
鳥羽商船高等専門学校	45,500,000	1,729,500
鈴鹿工業高等専門学校	139,016,000	3,136,225
明石工業高等専門学校	98,313,000	2,409,243
米子工業高等専門学校	138,976,000	668,850
松江工業高等専門学校	135,758,000	5,405,914
津山工業高等専門学校	112,165,000	20,370
広島商船高等専門学校	68,000,000	7,069,125
呉工業高等専門学校	103,000,000	1,770,300
徳山工業高等専門学校	82,012,000	1,168,650
香川高等専門学校	180,830,000	6,885,795
弓削商船高等専門学校	90,000,000	2,705,850
高知工業高等専門学校	125,303,000	1,868,100
久留米工業高等専門学校	150,200,000	3,449,775
有明工業高等専門学校	156,350,000	4,304,370
北九州工業高等専門学校	166,600,000	691,794
大分工業高等専門学校	94,705,000	1,271,865
沖縄工業高等専門学校	93,000,000	126,000
小計	4,691,559,000	81,938,796
上記 37 高専以外の 14 高専の小計	1,702,730,000	—
計	6,394,289,000	81,938,796

(4) 私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 15,336,000円

私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(以下「補助金」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)等に基づき、私立学校の健全な発達に資することを目的として、都道府県が私立学校における教育に係る経常的経費について補助する場合にその一部を国が補助するものである。

この補助金の補助対象経費は、私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱(平成11年文部大臣裁定)等によれば、都道府県が、障害のある満3歳以上の小学校就学前の子ども(以下「障害幼児」という。)が2人以上在籍している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園等(以下「認定こども園等」という。)を設置している学校法人等に対して、当該障害幼児の教育に必要な経常的経費に対する補助金を交付するのに要する経費とされている。補助金交付額は、同交付要綱等に基づき、補助対象経費等を基に算定された補助単価に、補助の対象となる障害幼児の総数を乗ずるなどして算定されている。

そして、文部科学省は、平成27年度から幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにより待機児童の解消等の子育てをめぐる課題の解決を目指すことを目的とした子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、27年2月に各都道府県に対して事務連絡を発している。この事務連絡によると、認定こども園に在籍する障害幼児のうち市町村から保育の必要性があると認定を受けた障害幼児については、従来保育所に対する障害児保育事業として地方交付税により財源が措置されていることなどを踏まえて、26年度末時点の幼稚園に在籍する幼児に相当する者に限り、補助の対象とするとしている。

本院が、1県において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
(86)	鹿児島県	鹿児島県	私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園等特別支援教育経費)	27~29	880,507	439,578	30,675	15,336	補助の対象とならない障害幼児を補助対象経費の算定に含めていたもの

鹿児島県は、県内にある補助の対象となっていた認定こども園等及び認定こども園等に在籍する障害幼児の数を27年度59校352人、28年度68校404人、29年度62校387人、計189校1,143人として、これらに係る補助対象経費を27年度274,770,000円、28年度315,644,000円、29年度290,093,000円、計880,507,000円とする実績報告書を各年度に提出し、27年度137,280,000円、28年度157,560,000円、29年度144,738,000円、計439,578,000円の補助金の交付を受けていた。

しかし、同県が補助の対象とした障害幼児のうち保育の必要性があると認定を受けている障害幼児の中には、26年度末時点の幼稚園に在籍する幼児に相当しない障害幼児が27年度2人、28年度19人、29年度21人、計42人含まれていた。さらに、これらの障害幼児を除くと2人以上の障害幼児が在籍していることとされる補助の要件を満たさなくなる認定こども園が29年度2校あるため、補助の対象とならない障害幼児が2人増え、その総数は計44人となっていた。

したがって、補助の対象とならない障害幼児を除いて各年度の適正な補助対象経費を算定すると、計849,832,000円となり、これに対する補助金交付額を算定すると、計424,242,000円となることから、前記の補助金交付額439,578,000円との差額15,336,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助の対象となる障害幼児の要件の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 3,725,000円

第3章
第1節
第6
文部科学省

国宝重要文化財等保存整備費補助金は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の趣旨にのっとり、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、重要文化財又は登録有形文化財建造物の修理を行う所有者等に対して、文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年文化庁長官裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等において、補助事業の補助対象経費は、①重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業については重要文化財建造物の修理工事経費等、②登録有形文化財建造物修理事業については登録有形文化財建造物の修理工事に係る設計監理に要する経費等となっている。

本院が、15府県、56市町村、87法人等計158事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(87)	大阪府 宗教法人積 川神社	重要文化財 (建造物・ 美術工芸 品)修理、 防災	26、27	89,530	76,100	2,734	2,324	塗装工事 に係る塗 装面積の 算定を誤 っていたもの

この補助事業は、宗教法人積川神社が、平成26、27両年度に重要文化財積川神社本殿の修理事業を実施し、これに係る屋根葺替、塗装工事等を行ったものである。

しかし、同法人は、塗装工事のうち、組物廻り部分に係る塗装面積の算定に当たり、塗装の範囲内に部材の接合箇所があり部材が重なっていて塗装することができない部分があるのにこれを控除しなかったため、塗装面積が26、27両年度共に3.838㎡過大になっているなどしていた。

したがって、上記の塗装することができない面積を除くなどして適正な塗装面積により補助対象経費を算定すると、計86,796,000円となり、本件補助対象経費計89,530,000円はこれに比べて計2,734,000円過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額計2,324,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において塗装工事に係る塗装面積の確認が十分でなかったこと、大阪府教育委員会において実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(88)	大阪府 通天閣観光 株式会社	登録有形文 化財建造物 修理	26	37,845	18,922	2,803	1,401	仕入税額 控除した 消費税額 に係る国 庫補助金 相当額の 報告及び 返還を 行ってい なかった もの
------	----------------------	----------------------	----	--------	--------	-------	-------	---

この補助事業は、通天閣観光株式会社が、平成26年度に登録有形文化財通天閣の修理工事に係る設計監理業務を行ったものである。そして、当該補助事業においては、補助対象経費に本件補助事業で外注した設計監理に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額が含まれていた。

消費税の課税事業者である事業主体が補助の対象となる登録有形文化財建造物の修理工事に係る設

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 年 度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	

計監理業務を外注することは課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該設計監理業務の外注に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、交付要綱において、事業主体は、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その額を速やかに都道府県教育委員会に報告し、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

(注) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

しかし、同社は、補助事業完了後の消費税の確定申告の際に、本件補助事業に係る消費税額 2,803,360 円を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額 1,401,000 円について報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同社において補助事業における消費税の取扱いに対する理解が十分でなかったこと、大阪府教育委員会において補助事業における消費税の取扱いについての指導及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(87) (88) の計	127,375	95,022	5,537	3,725
--------------	---------	--------	-------	-------

(6) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

5 件 不当と認める国庫補助金 58,169,842 円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成 16 年政令第 157 号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の 3 分の 1 となっている。

算定総額は、限度政令に基づき、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」という。)の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、算定基礎定数は、当該年度の 5 月 1 日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和 33 年法律第 116 号。以下「標準法」という。)等に基づき、標準学級数等(注1)を基礎として教職員の定数(以下「標準定数」という。)を算定し、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」(昭和 30 年法律第 125 号)により臨時的に任用される者(以下「産休代替教職員」という。)等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

そして、標準定数のうち、特別支援学校の自立活動担当教員に係る定数は、標準法によれば、各特別支援学校が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者のいずれに対する教育を主として行うものであるかによって区分して、当該区分に応じて異なる算定方法に基づいて算定することとされている。そして、この区分については、「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年文部科学事務次官通知)により当該特別支援学校の学級数が最も多い障害種別に区分することとされている。

また、特別支援学校については、義務教育である小中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校があるため、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費を算定し、これに義務制率^(注3)を乗ずるなどして小中学部に係る実支出額を算定することとなっている。

(注1) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 自立活動担当教員 特別支援学校において、小中学校等と同様の各教科等のほかに、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善、克服するための指導として行われる自立活動の指導を担当する教員

(注3) 義務制率 「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

本院が、22府県において会計実地検査を行ったところ、5府県において、算定基礎定数の算定に当たり、誤って、標準学級数を1学級とすべきところを2学級としたり、学級数が最も多い障害種別ではない区分に基づいて自立活動担当教員に係る定数を算定したり、当該年度の5月1日現在において産休代替教職員に該当していなかった者を含めたりなどしていた。また、1県において、特別支援学校の小中学部の実支出額の算定に当たり、誤って、標準学級数を1学級とすべきところを2学級とするなどして算定した義務制率を乗じていた。これらの結果、負担金計58,169,842円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5府県において、算定基礎定数の算定方法についての理解及び算定基礎定数の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府は、平成26、27両年度において、教職員の算定基礎定数を26年度の小中学校43,214人、特別支援学校の小中学部2,623人、27年度の小中学校43,295人、特別支援学校の小中学部2,788人とし、これらに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に26年度94,974,750,712円、27年度95,831,649,787円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同府は、上記算定基礎定数の算定に当たり、誤って、特別支援学校の自立活動担当教員に係る定数の算定において、特別支援学校1校を、学級数が最も多い知的障害者に対する教育を主として行う特別支援学校に区分すべきところ肢体不自由者に対する教育を主として行う特別支援学校に区分して特別支援学校に係る標準定数を算定するなどしていた。

そこで、適正な算定基礎定数を算定すると26年度小中学校43,213人、特別支援学校の小中学部2,618人、27年度小中学校43,294人、特別支援学校の小中学部2,784人となり、また、基礎給料月額等を過大に算定するなどしていたことが同府自身の見直しにより判明していたことから、これによる修正額26年度69,322,547円、27年度348,627,205円も考慮して適正な負担金の額を算定すると26年度94,892,670,731円、27年度95,472,415,969円となる。したがって、算定基礎定数の算定が過大となっていたことによる修正額26年度12,757,434円、27年度10,606,613円、計23,364,047円を含む、前記の負担金交付額と適正な負担金の額との差額26年度82,079,981円、27年度359,233,818円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は 実支出額 千円	左に対する 負担金交付 額 千円	不当と認める算定 総額又は 実支出額 千円	不当と認める負担 金交付額 千円	摘要
(89)	岩手県 岩手県	25～27	188,194,288	62,730,239	53,241	17,747	算定基礎定数の算定及び実支出額の算定が過大となっていたもの
(90)	神奈川県 神奈川県	27	264,255,680	88,085,226	19,309	6,436	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの
(91)	大阪府 大阪府	26、27	572,428,973	190,806,400	70,092	23,364	同
(92)	兵庫県 兵庫県	27、28	385,806,306	128,602,102	12,513	4,171	同
(93)	福岡県 福岡県	27	180,608,663	60,202,887	19,349	6,449	同
(89)～(93)の計			1,591,293,912	530,426,856	174,507	58,169	

(7) 公立学校施設整備費負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 9,234,000 円

公立学校施設整備費負担金(以下「負担金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号。以下「国庫負担法」という。)等に基づき、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するために、公立の義務教育諸学校の建物の建築に要する経費について、国がその一部を負担するものである。

国庫負担法等によれば、負担金の対象となる経費は、公立の小学校、中学校等における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築を行う事業(以下「新增築事業」という。)に要する経費、公立の小学校、中学校等の屋内運動場の新增築事業に要する経費等とすることとされている。そして、新增築事業については、新築又は増築を行う年度の5月1日(以下「基準日」という。)における当該学校の学級数に必ず必要面積から基準日における保有面積を控除して国庫補助を受ける資格のある面積(以下「資格面積」という。)を算定することとされており、資格面積と負担金を受けようとする面積(新築又は増築により増加する保有面積等)とを比較して、少ない方の面積を補助対象面積とすることになっている。

また、負担金の交付額は、補助対象面積に1㎡当たりの建築の単価を乗ずるなどして算定した工事費に事務費を加算した額に負担割合(原則として2分の1)を乗じて得た事業費と、実際に事業に要した経費に負担割合を乗じて得た事業費(以下「比較事業費」という。)とを比較して、少ない方の額とすることになっている。

本院が、13県及び27市町村、計40地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年度	負担金の交付 額 千円	不当と認める 負担金の交付 額 千円	摘要
(94)	島根県 浜田市	屋内運動場の 新增築事業	25～28	63,834	9,234	負担割合を乗じていなかったなどのもの

浜田市は、平成25、26両年度に弥栄中学校屋内運動場の新增築事業(以下「中学校新增築事業」という。)を、27、28両年度に弥栄小学校屋内運動場の新增築事業(以下「小学校新增築事業」という。)を実施し、負担金計63,834,000円の交付を受けていた。

同市は、中学校新增築事業の実施に当たり、負担金を受けようとする面積302㎡が資格面積459㎡より少ない面積であったことから、補助対象面積を302㎡と算定していた。そして、実際に中学校新增築事業に要した経費について、新屋内運動場981㎡に係る事業に要した経費281,529,000円を補助対象面積の割合で案分して得た86,654,000円と算定し、これを比較事業費としていた。

しかし、同市は、比較事業費の算定に当たり、実際に中学校新增築事業に要した経費に負担割合2分の1を乗ずる必要があったのに、これを行っていなかった。さらに、上記の新屋内運動場に係る事業に要した経費には、旧屋内運動場全体の解体及び撤去を行う工事に要した経費が含まれていたが、これらの経費は併せて実施していた学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。)による同校屋内運動場の不適格改築事業に要した経費として計上することが適切であり、実際に、同市は、これらの経費を同校屋内運動場の不適格改築事業に要した経費として計上していたのに、中学校新增築事業に要した経費としても計上していた。

また、同市は、小学校新增築事業の実施に当たり、小学校新增築事業を実施した後の保有面積810㎡から併せて実施していた交付金による同校屋内運動場の不適格改築事業の資格面積612㎡を控除して得た負担金を受けようとする面積198㎡が小学校新增築事業の資格面積243㎡より少ない面積であったことから、補助対象面積を198㎡と算定していた。

しかし、小学校新增築事業を実施する前の保有面積が651㎡であったことから、負担金を受けようとする面積は159㎡が上限であり、適正な補助対象面積は159㎡であった。そして、同市が算定した補助対象面積と適正な補助対象面積との差である39㎡は、同校屋内運動場の不適格改築事業の対象に含めて申請すべきものであった。

したがって、これらを修正するなどして適正な負担金の交付額を算定すると計54,600,000円となることから、負担金計9,234,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において負担金の交付額の算定方法についての理解及び算定についての確認が十分でなかったこと、島根県において同市から提出された実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

10件 不当と認める国庫補助金 675,689,000円

学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年文部科学大臣裁定)等によれば、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとされている。

本院が、26道府県及び136市町村、計162地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、北海道及び9府県の9市町において、配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定したり、施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算して配分基礎額を算定したり、施設の解体及び撤去費等を契約後の金額に応じて再計算せ

ずに配分基礎額を算定したりするなどしていたため、配分基礎額及び交付対象工事費が過大に算定されており、交付金計 675,689,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、北海道及び9市町において交付金の交付額の算定方法についての理解又は算定についての確認が十分でなかったこと、文部科学省及び9府県において北海道及び9市町から提出された実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定していた事態

交付対象事業のうち、小学校、中学校等の建物で構造上危険な状態にあるもの(危険建物)の改築事業(以下「危険改築事業」という。)及び教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校等の建物で特別の事情のあるもの(不適格建物)の改築事業(以下「不適格改築事業」といい、危険改築事業と合わせて「改築事業」という。)に係る配分基礎面積は、事業を行う年度の5月1日における学級数に必ず必要面積に基づくなどして算定することとなっている。

そして、「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の様式について」(平成24年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)等によれば、事業全体面積のうち配分基礎面積を交付対象面積とすること及び事業全体面積から交付対象面積を差し引いた残りの面積を交付対象外面積とすることとされている。また、工事費についても、面積の考え方と同様の取扱いをすることなどとされている。したがって、改築事業において、配分基礎面積を超える面積の建物を建築する場合、配分基礎面積を超える面積分の工事費を交付対象外工事費として、事業全体の工事費から除外する必要がある。

3県の3市町において、改築事業の実施に当たり、配分基礎面積を超える面積の建物を建築していたのに、これを超える面積分の工事費を交付対象外工事費として除外していなかったため、交付対象工事費が過大に算定されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

愛媛県今治市は、平成24年度から26年度までの間に、乃万小学校の危険改築事業等を実施し、交付金計 153,201,000 円の交付を受けていた。

同市は、乃万小学校の危険改築事業の実施に当たり、配分基礎面積計 1,531㎡を超える 2,272㎡の校舎を建築し、交付対象工事費に単独事業により整備することとしていた面積を除いた 2,082㎡分の建築工事等に要した経費を計上していた。

しかし、交付対象工事費の算定に当たっては、配分基礎面積を超える面積分の工事費を交付対象外工事費として、事業全体の工事費から除外する必要がある。

したがって、当該交付対象外工事費を除外して配分基礎面積計 1,531㎡に基づく適正な交付対象工事費により交付金の交付額を算定すると計 130,148,000 円となることから、交付金計 23,053,000 円が過大に交付されていた。

イ 施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算して配分基礎額を算定していた事態

交付対象事業のうち、改築事業等に併せて施設の解体及び撤去事業を実施する場合には、都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として事業箇所の実情に即して算定した

解体及び撤去費を配分基礎額に加算することとなっている。そして、改築事業等を複数年度にわたって実施する場合には、施設の解体及び撤去事業を実施する年度にのみ解体及び撤去費を配分基礎額に加算することができることになっている。

3県の3市町において、複数年度にわたる不適格改築事業の実施に当たり、施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算して配分基礎額を算定していたため、配分基礎額が過大に算定されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

青森県青森市は、平成23、24両年度に、東中学校の不適格改築Ⅰ期事業等を実施し、交付金338,655,000円の交付を受けていた。

同市は、東中学校の不適格改築Ⅰ期事業の実施に当たり、配分基礎額に施設の解体及び撤去費の見積額42,475,000円を加算していた。

しかし、実際には、施設の解体及び撤去事業は、不適格改築Ⅰ期事業においては実施されておらず、25年度の不適格改築Ⅱ期事業において実施されていた。そして、不適格改築Ⅱ期事業の配分基礎額には適正な施設の解体及び撤去費が加算されていた。

したがって、不適格改築Ⅰ期事業について、解体及び撤去費の見積額を除いた適正な配分基礎額により交付金の交付額を算定すると310,586,000円となることから、交付金28,069,000円が過大に交付されていた。

このほか、同市については、28年度に、ウの事態により交付金31,897,000円が過大に交付されており、計59,966,000円が過大に交付されていた。

ウ 施設の解体及び撤去費等を契約後の金額に応じて再計算せずに配分基礎額を算定していた事態

前記のとおり、改築事業等に併せて施設の解体及び撤去事業を実施する場合には、都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として事業箇所の実情に即して算定した解体及び撤去費を配分基礎額に加算することとなっている。そして、平成26年12月に改正された交付金の実績報告書等の記入要領によれば、交付申請時に配分基礎額に加算した解体及び撤去費等については、実績報告時に契約後の金額に応じて再計算することとされている。

3県の3市において、施設の解体及び撤去事業を併せて実施する改築事業等の実施に当たり、交付申請時に、事業箇所の実情に即して算定した解体及び撤去費等を配分基礎額に加算していたのに、実績報告時に、当該解体及び撤去費等を契約後の金額に応じて再計算していなかったため、配分基礎額が過大に算定されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

鹿児島県奄美市は、平成27、28両年度に、小湊小学校の危険改築事業等を実施し、交付金計166,178,000円の交付を受けていた。

同市は、小湊小学校の危険改築事業の実施に当たり、施設の解体及び撤去事業を併せて実施することから、交付申請時に、過年度に実施した同種事業の実績を参考にすることで算定した解体及び撤去費21,000,000円を配分基礎額に加算しており、実績報告時も同様としていた。

しかし、配分基礎額に加算した解体及び撤去費については、実績報告時に、契約後の金額に応じて再計算する必要があった。

そこで、前記の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算すると14,971,000円となる。

したがって、配分基礎額に加算する解体及び撤去費を14,971,000円に修正するとともに他の1事業におい

で見受けられた同様の誤りを修正して交付金の交付額を算定すると計 161,762,000 円となることから、交付金計 4,416,000 円が過大に交付されていた。

エ その他の事態

ア、イ及びウ以外の事態で配分基礎額及び交付対象工事費が過大に算定されていた事態は次のとおりである。

- ① 不適格改築事業の実施に当たり、交付対象となる建物の条件を誤認するなどして条件を満たさない建物を含めていたため、配分基礎額及び交付対象工事費が過大に算定されていた事態 1 県の 1 町
- ② 補強事業の実施に当たり、別の事業に係る工事費として除外すべき金額を過小に計算していたため、交付対象工事費が過大に算定されていた事態 1 府の 1 市
- ③ 補強事業の実施に当たり、補強を要する建物の補強工事に要する経費を交付対象とすることとなっているのに、補強工事に該当しない改築工事に要した経費を含めていたため、交付対象工事費が過大に算定されていた事態 1 県の 1 市
- ④ 社会体育施設の耐震化事業の実施に当たり、補強後に必要とされる耐震性能を誤認して交付要件を満たさない建物を含めていたため、配分基礎額及び交付対象工事費が過大に算定されていた事態 1 県の 1 市
- ⑤ 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の実施に当たり、交付対象面積は当該特別支援学校の必要面積を限度とすることとなっているのに、実際に改修工事を実施した建物の面積を交付対象面積としていたため、配分基礎額及び交付対象工事費が過大に算定されていた事態 1 道エの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 4 (①の事態)>

長野県埴科郡坂城町は、平成 26、27 両年度に、南条小学校の不適格改築事業を実施し、交付金計 265,781,000 円の交付を受けていた。

同町は、上記事業の実施に当たり、Is 値(建物の構造耐震指標を示す数値)が 0.3 未満、CTU・SD 値(建物の強度指標を示す数値)が 0.5 未満等に該当する建物を対象として、配分基礎面積を計 4,441㎡としていた。

しかし、不適格改築事業の対象となる建物の条件は、Is 値がおおむね 0.3 未満、CTU・SD 値がおおむね 0.15 未満等に該当する耐震力不足建物であることなどとなっており、同町が対象とした建物のうち 3 棟 (CTU・SD 値 0.40~0.45)は対象となる建物の条件を満たさない建物であった。

そこで、上記の 3 棟を対象から除外するなどして配分基礎面積を算定すると計 115㎡となる。

したがって、配分基礎面積を計 115㎡に修正して交付金の交付額を算定すると計 12,593,000 円となることから、交付金計 253,188,000 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
(95) 文部科学 本省	北 海 道	特別支援学校の用に供する 既存施設の改修事業	27	千円 992,711	千円 101,846	必要面積を超える面積を含めて改修の対象としていたもの(工⑤の事態)
(96) 青 森 県	青 森 市	危険改築事業、不適格改築事業	23、24、 28	493,152	59,966	施設の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算していなかったなどのもの(イ及びウの事態)

	部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
(97)	福 島 県	耶麻郡磐梯 町	不適格改築事 業	24～26	千円 585,128	千円 70,862	配分基礎面積を超え る面積分の工事費を 事業全体の工事費か ら除外していなかつ たなどのもの(ア及 びイの事態)
(98)	群 馬 県	桐 生 市	社会体育施設 の耐震化事業	28	23,678	4,872	交付要件を満たさな い建物を含めて耐震 化の対象としていた もの(工④の事態)
(99)	千 葉 県	松 戸 市	補強事業	27	1,361,259	20,797	補強工事に該当しな い工事に要した経費 を含めていたもの (工③の事態)
(100)	長 野 県	埴科郡坂城 町	不適格改築事 業	26、27	265,781	253,188	交付対象となる建物 の条件を満たさない 建物を含めて改築の 対象としていたもの (工①の事態)
(101)	大 阪 府	東 大 阪 市	補強事業	26	3,376,655	120,777	別の事業に係る工事 費として除外すべき 金額を過小に計算し ていたもの(工②の 事態)
(102)	島 根 県	浜 田 市	不適格改築事 業、大規模改 造(質的整備) 事業	25～27	150,422	15,912	施設の解体及び撤去 事業を実施していな い年度に解体及び撤 去費を加算していた などのもの(ア、イ 及びウの事態)
(103)	愛 媛 県	今 治 市	危険改築事業	24～26	153,201	23,053	配分基礎面積を超え る面積分の工事費を 事業全体の工事費か ら除外していなかつ たもの(アの事態)
(104)	鹿 児 島 県	奄 美 市	同	27、28	166,178	4,416	施設の解体及び撤去 費を契約後の金額に 応じて再計算してい なかつたもの(ウの 事態)
(95)～(104)の計					7,568,165	675,689	

(9) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 22,587,000 円

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)は、幼稚園教育の振興に資することを目的として、幼稚園の危険な状態にある園舎の改築、耐震補強工事等を行う学校法人等に対して、改築等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成11年文部大臣裁定)等によれば、園舎の改築、耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率(原則として3分の1以内)を乗じて算定することなどとされている。

そして、園舎の改築を行う場合の補助対象経費は、補助単価に補助資格面積を乗じて得た額とすることとされている。この補助資格面積は、改築後の建築面積等を用いて算定することとされていて、建築面積は、建物ごとに、壁や建具等により風雨を防ぐことができる部分の床面積の合計とすることとされている。

また、園舎の耐震補強工事等を行う場合の補助対象経費は、柱、壁、梁等の補強等の耐震補強、天井材等の非構造部材の耐震化に要する工事費等とすることとされている。

本院が、24都府県の103学校法人において会計実地検査を行ったところ、4学校法人において、壁

や建具等により風雨を防ぐことができない部分の床面積を補助資格面積に含めたり、非構造部材の耐震化工事に当たり、補助の対象とならない衛生器具設備の改修工事等に係る経費を補助対象経費に含めたりするなどしていたため、国庫補助金計 22,587,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4 学校法人において補助対象経費の算定方法についての理解が十分でなかったこと、2 県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人秋本学園は、平成 27 年度に、同法人が設置する浦和つくし幼稚園の園舎の改築事業を実施し、補助対象経費 209,658,000 円に補助率を乗じて国庫補助金 69,886,000 円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、壁や建具等により風雨を防ぐことができないバス車庫部分の床面積を補助資格面積に含めるなどして補助対象経費を算定していた。

したがって、適正な補助資格面積により算定した補助対象経費 176,458,000 円に対する国庫補助金は 58,819,000 円となり、国庫補助金 11,067,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

以上を部局等別・補助事業者別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(105) 茨城県	学校法人ワ タナベ学園	戸頭幼稚園 非構造部材 の耐震化工 事	24、25	55,313	18,437	13,687	4,562	補助の対 象となら ない改修 工事等に 係る経費 を補助対 象経費に 含めてい たもの (戸頭幼 稚園)
(106) 埼玉県	学校法人あ そか幼稚園	あそか幼稚 園改築(耐 震)	26	130,642	43,547	4,316	1,439	補助の対 象となら ない面積 を補助資 格面積に 含めてい たもの (あそか 幼稚園)
(107) 同	学校法人秋 本学園	浦和つくし 幼稚園改築 (耐震)	27	209,658	69,886	33,200	11,067	補助の対 象となら ない面積 を補助資 格面積に 含めるな どしてい たもの (浦和つ くし幼稚 園)
(108) 同	学校法人竹 ノ内学園	東平幼稚園 改築(耐震)	27	120,806	40,268	16,558	5,519	補助の対 象となら ない面積 を補助資 格面積に 含めてい たもの (東平幼 稚園)
(105)-(108)の計				516,419	172,138	67,761	22,587	

意見を表示し又は処置を要求した事項

高校生等奨学給付金制度の実施に当たり、奨学給付金を学校が代理受領して授業料以外の教育費に充当することについて認めることを都道府県において制度化するなど、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育等振興費
部 局 等	文部科学本省、19 府県
交付の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	19 府県
高等学校等修学 支援事業費補助 金(奨学のため の給付金)の概 要	都道府県知事又は都道府県教育委員会が高校生等奨学給付金を支給するため に要する費用の3分の1の額を上限とした額に相当する金額を都道府県に交付するもの
検査の対象とした 補助金相当額	142 億 4019 万余円(平成 26 年度～29 年度)
奨学給付金を学 校が代理受領し て授業料以外の 教育費に充当す ることについて 認めることの制 度化が実施され ていない府県に 交付された補助 金相当額	70 億 4058 万円(背景金額)(平成 26 年度～29 年度)

【意見を表示したものの全文】

高校生等奨学給付金における学校の代理受領による授業料以外の教育費への充当について

(平成 30 年 10 月 22 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 高校生等奨学給付金の概要

(1) 高校生等奨学給付金制度の概要

貴省は、高等学校、中等教育学校の後期課程等(以下「高校等」という。)の生徒又は学生(以下「生徒」という。)の保護者等が授業料以外の教育に必要な経費に充てるために奨学のための給付金(以下「奨学給付金」という。)の支給を受けることができることとすることにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高校生等奨学給付金制度を実施している。この制度は、平成 26 年度に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 90 号)が施行されることに併せて、全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減

するために開始された補助事業である。同制度は、「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱」(平成26年4月文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)等に基づき実施することとなっており、交付要綱等によれば、奨学給付金は、都道府県知事又は都道府県教育委員会が生徒の保護者等に支給することとされている。そして、貴省は、奨学給付金の支給に要する費用のうち、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)(以下「補助金」という。)の対象として文部科学大臣が認める経費について、予算の範囲内で、都道府県に補助金を交付することとしており、補助金の額は、都道府県が奨学給付金として支給した額の3分の1の額を上限としている。

交付要綱等によれば、奨学給付金の受給資格を有する者は、当該都道府県の区域内に住所を有する保護者等とされている。また、高校等の生徒に当たるか否かは、原則として7月1日現在の在籍状況により判断することとされている。

そして、奨学給付金は世帯区分等ごとに定められた給付額(表1参照)を給付することとされている。

表1 奨学給付金の給付額(平成29年度) (単位:円)

世帯区分 注(1)	学校設置主体	課程	給付額 注(2)
生活保護受給世帯	国公立	全日制等	32,300
		通信制	
	私立	全日制等	52,600
		通信制	
非課税世帯(第1子)	国公立	全日制等	75,800
	私立	全日制等	84,000
非課税世帯(第2子以降)注(3)	国公立	全日制等	129,700
	私立	全日制等	138,000
非課税世帯(通信制)	国公立	通信制	36,500
	私立	通信制	38,100

注(1) ①生活保護受給世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯)、②地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による道府県民税の所得割額及び市町村民税の所得割額(平成29年度までは「市町村民税の所得割額」)が非課税である世帯

注(2) 都道府県の判断により既存の補助金との併給調整を行い上記の給付額を下回る額とするは可能とされている。

注(3) 第2子以降とは、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高校等に通う高校生等を指す。

(2) 奨学給付金の支給手続

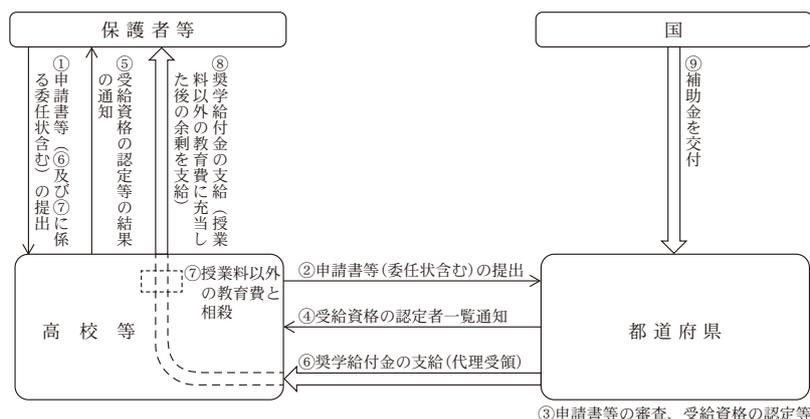
奨学給付金の支給手続は、交付要綱等において、次のとおりとすることとなっている。

保護者等が奨学給付金を受給しようとするときは、住所を有する都道府県の知事等に対し、高校等における就学について受給資格を有することについての認定を申請し受給資格の認定及び支給額の決定を受けなければならないこととなっている。また、奨学給付金の支給は、受給権者である保護者等に対し行うこととなっているが、保護者等から奨学給付金の受給等を高校等に委任する旨の委任状の提出があった場合には、高校等は、保護者等

に代わって奨学給付金を受領(以下「代理受領」という。)して、高校等が保護者等から徴収することになっている教科書費、教材費等の授業料以外の教育費と相殺(以下、代理受領した奨学給付金を授業料以外の教育費と相殺することを「代理受領による充当」という。)を行うことができることとなっている(図参照)。

また、都道府県は、代理受領による充当を行うなど、奨学給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるような取組を推進することとなっている。

図 奨学給付金の支給手続例(代理受領による充当を行う場合)



(注) 都道府県立高校等の場合は、学校設置者が都道府県となるため、②、④及び⑥については都道府県内部の事務処理となる。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

高校生等奨学給付金制度により都道府県に交付される補助金の額は、26年度の制度開始以降、給付額が毎年度増額されるなど多額に上っている。また、厳しい財政状況の下で限られた財源を有効活用するため、奨学給付金は高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するという目的に沿って確実に活用される必要がある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、補助金は高校等における教育に必要な経費に確実に活用されているかなどに着眼して、貴省及び^(注1)19府県において、制度を開始した26年度から29年度までに、19府県に所在する高校等の生徒の保護者等のうち高校等の所在する府県と同一の府県に住所を有する54万4524人に対して、奨学給付金を支給するために交付された補助金相当額計142億4019万余円を対象として、府県において代理受領による充当に係る取組等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、高校等における事務の実施状況等を聴取したり、調書を徴して、高校等が把握している代理受領による充当の状況等について確認したりするなどの方法により検査した。

(注1) 19府県 京都、大阪両府、岩手、栃木、群馬、千葉、富山、愛知、三重、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、福岡、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 代理受領による充当の状況

前記のとおり、交付要綱等において、都道府県は、代理受領による充当を行うなど、奨学給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるような取組を推進することとなってい

ることから、19 府県において代理受領による充当が行われているか、その状況をみたと
ころ、29 年度において、表 2 のとおり、府県、学校設置主体別に区々となっており、国
公立高校等については 8 府県、私立高校等については 9 府県において、代理受領による充
当が行われていなかった。

表 2 代理受領による充当の状況(平成 29 年度)

学校設置主体	代理受領による充当が行われている	代理受領による充当が行われていない
国公立	大阪府、群馬、 <u>富山</u> 、 <u>三重</u> 、和歌山、 <u>鳥取</u> 、 <u>島根</u> (県立)、 <u>岡山</u> 、 <u>広島</u> 、 <u>徳島</u> 、 <u>福岡</u> 、 <u>宮崎</u> 、 <u>鹿児島</u> (県立)各県 <13 府県> (うち、制度化が実施されている府県 12 府県)	京都府、岩手、栃木、千葉、愛知、島根(県立以 外)、香川、鹿児島(県立以外)各県 <8 府県>
私立	千葉、富山、愛知、 <u>三重</u> 、 <u>鳥取</u> 、 <u>島根</u> 、 <u>岡山</u> 、 <u>広島</u> 、 <u>宮崎</u> 、 <u>鹿児島</u> 各県 <10 県> (うち、制度化が実施されている県 9 県)	京都、大阪両府、岩手、栃木、群馬、和歌山、 <u>徳島</u> 、香川、福岡各県 <9 府県> (うち、制度化が実施されている県 1 県)

注(1) 下線を付した府県は、代理受領による充当を認めることの制度化が実施されている府県である。

注(2) 国公立について、県立のみ行われていた島根、鹿児島両県が、「行われている」、「行われていな
い」の両方に計上されているため、府県数の計は 19 とならない。

また、府県が奨学給付金を支給するために定めている要綱等において、代理受領による
充当を認める規定が制定されているかなど、代理受領による充当を認めることの制度化の
状況をみとところ、次のとおりとなっていた。

29 年度において、表 2 及び表 3 のとおり、12 府県(国公立高校等については 9 府県、私
立高校等については 9 府県)^(注 4)において、貴省が府県に対して制度化を実施するよう求めて
いないことなどのため、制度化が実施されていなかった(以下、これらの 12 府県を「制度
化未実施府県」という。制度化未実施府県に対して交付された補助金相当額 26 年度 7 億
5579 万余円、27 年度 13 億 6894 万余円、28 年度 23 億 2459 万余円、29 年度 25 億 9124 万
余円、計 70 億 4058 万余円)。

そして、制度化未実施府県では、表 2 のとおり、国公立高校等については 8 府県、私立
高校等については 8 府県^(注 5)で、代理受領による充当が行われていなかった。また、制度化未
実施府県のうち、国公立高校等については和歌山県、私立高校等については愛知県で、運
用により代理受領による充当が行われていたが、その実績は和歌山県が奨学給付金受給者
4,595 人中 15 人、愛知県が同 7,460 人中 11 人となっていて、代理受領等実施率は和歌山
県は 0.32%、愛知県は 0.14% となっていた。^(注 7)このため、表 3 のとおり、制度化未実施府
県での代理受領等実施率は国公立高校等 9 府県で 0.03%、私立高校等 9 府県で 0.02% と
なっていた。

なお、27 年度から制度化が実施された富山県(国公立高校等)及び島根県(国公立高校等
のうち県立高校)について、制度化実施前の 26 年度と制度化実施後の代理受領等実施率を
比較したところ、26 年度はいずれの県とも 0% であったのに対して、29 年度は富山県が
2.17%、島根県が 4.73% にそれぞれ増加していた。

表3 制度化の状況及び代理受領等実施率(平成29年度)

学校設置 主体	制度化実施				制度化未実施			
	府県数	受給者数 (a) (人)	代理受領等 実施者数 (b) (人)	代理受領等 実施率 (b/a) (%)	府県数	受給者数 (a) (人)	代理受領等 実施者数 (b) (人)	代理受領等 実施率 (b/a) (%)
国公立	12府県	74,888	10,988	14.67	9府県	43,898	15	0.03
私立	10県	15,372	1,240	8.06	9府県	42,196	11	0.02
計		90,260	12,228	13.54		86,094	26	0.03

注(1) 代理受領等実施者数は、代理受領による充当が行われていた人数を示す。

注(2) 国公立について、県立のみ制度化が実施されていた島根、鹿児島両県が、実施、未実施の両方に計上されているため、府県数の計は19とならない。

一方、29年度において、表2及び表3のとおり、国公立高校等については12府県、私立高校等については10県において制度化が実施されていた(以下、これらの府県を「制度化実施府県」という。)^(注8)。制度化実施府県においては、表2のとおり、1県を除く全ての府県で代理受領による充当が行われていた。また、表3のとおり、制度化実施府県全体での代理受領等実施率が13.54%(国公立14.67%、私立8.06%)となっていたが、これは、委任状の提出依頼及び代理受領による充当を授業料以外の教育費の未納が生じている保護者等に限り行っていることなどによるものであった。

(注2) 12府県 京都、大阪両府、岩手、栃木、群馬、千葉、愛知、和歌山、島根、香川、福岡、鹿児島各県

(注3) 9府県 京都府、岩手、栃木、千葉、愛知、和歌山、島根(県立以外)、香川、鹿児島(県立以外)各県

(注4) 9府県 京都、大阪両府、岩手、栃木、群馬、愛知、和歌山、香川、福岡各県

(注5) 8府県 京都府、岩手、栃木、千葉、愛知、島根(県立以外)、香川、鹿児島(県立以外)各県

(注6) 8府県 京都、大阪両府、岩手、栃木、群馬、和歌山、香川、福岡各県

(注7) 代理受領等実施率 受給者数に占める代理受領による充当が行われていた人数の割合

(注8) 12府県 大阪府、群馬、富山、三重、鳥取、島根(県立)、岡山、広島、徳島、福岡、宮崎、鹿児島(県立)各県

(注9) 10県 千葉、富山、三重、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、宮崎、鹿児島各県

(2) 制度化未実施府県における授業料以外の学校徴収教育費の未納の状況及び未納が生じている場合における生徒への学業上の不利益の状況

前記のとおり、制度化未実施府県においては代理受領による充当が行われていないか、行われていたとしても代理受領等実施率が低調であった。代理受領による充当を行うことができない場合、保護者等は、授業料以外の教育費を高校等に自ら納付する必要があるが、生徒が高校等に就学する場合に当該生徒の保護者等が当然に負担すべきこととなる授業料以外の教育費が未納となっている場合には、奨学給付金が確実に活用されているとは言い難い。そこで、制度化未実施府県における各年度の奨学給付金受給者のうち、高校生等奨学給付金制度が開始された26年度以降の年度の授業料以外の教育費が当該奨学給付金受給年度末において未納(以下「授業料以外の学校徴収教育費の未納」という。)となって

いる保護者等(以下、代理受領による充当が行われていた者を除いて「未納者」という。)の状況をみると、表4のとおり、制度化未実施府県全体で26年度受給者27,059人中293人(未納者発生率^(注10)1.08%)、27年度受給者51,677人中532人(同1.02%)、28年度受給者73,278人中667人(同0.91%)、29年度受給者86,094人中959人(同1.11%)となっていた。

(注10) 未納者発生率 受給者数に占める未納者の発生割合

表4 制度化未実施府県における未納の状況

学校設置主体	府県数	平成26年度			27年度			28年度			29年度		
		受給者数(a) (人)	未納者数(b) (人)	未納者発生率(b/a) (%)									
国公立	9府県	17,352	194	1.11	32,769	368	1.12	45,945	511	1.11	43,898	546	1.24
私立	9府県	9,707	99	1.01	18,908	164	0.86	27,333	156	0.57	42,196	413	0.97
計	12府県※	27,059	293	1.08	51,677	532	1.02	73,278	667	0.91	86,094	959	1.11

(注) ※は純計

そして、代理受領による充当を認めることの制度化が実施されていないことにより、代理受領による充当が行われないことで生じ得る生徒の不利益にはどのようなものがあるか、制度化未実施府県においてこれをみると、授業料以外の教育費の未納が生じている場合に、一定月数以上の未納を理由とする出席停止等の生徒への不利益を定めた規則等がある高校等が10府県286校(国公立高校等3県28校、私立高校等9府県258校(一つの高校等に全日制、通信制等の課程が複数ある場合、課程ごとに1校としている。以下、同じ。))あり、生徒に学業上の不利益を生じ得る状態があった。

そして、未納者に係る生徒について、授業料以外の学校徴収教育費の未納を理由に、当該未納額が支払われるまでの間、出席停止や仮進級となっていたり、卒業証書の授与を保留されたり、高校等から除籍処分を受けたりなどして、現に学業上の不利益が生じている者が、表5のとおり、制度化未実施府県において、26年度5県11校31人、27年度5県12校43人、28年度6県14校50人、29年度8府県23校69人となっていた一方、制度化実施府県においては、26年度2県2校3人、27年度4県5校6人、28年度1県2校4人、29年度2県2校2人となっていた。

表5 未納を理由とする生徒への学業上の不利益の状況

	平成26年度			27年度			28年度			29年度		
	該当府県	学校数(校)	人数(人)	該当府県	学校数(校)	人数(人)	該当府県	学校数(校)	人数(人)	該当府県	学校数(校)	人数(人)
制度化未実施府県	岩手、栃木、香川、福岡、鹿児島各県<5県>	11	31	岩手、栃木、愛知、香川、福岡各県<5県>	12	43	岩手、栃木、群馬、愛知、香川、福岡各県<6県>	14	50	大阪府、岩手、栃木、群馬、愛知、和歌山、香川、福岡各県<8府県>	23	69
制度化実施府県	広島、宮崎両県<2県>	2	3	岡山、広島、宮崎、鹿児島各県<4県>	5	6	宮崎県<1県>	2	4	三重、岡山両県<2県>	2	2

(注11) 10府県 京都、大阪両府、岩手、栃木、群馬、千葉、愛知、和歌山、香川、福岡各
県

(注12) 3県 岩手、千葉、愛知各県

(注13) 9府県 京都、大阪両府、岩手、栃木、群馬、愛知、和歌山、香川、福岡各県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

栃木県は、平成27年12月に、私立A高等学校全日制課程に在籍する生徒Bの保護者Cに対して、27年度の奨学給付金138,000円(非課税世帯(第2子以降))を交付していた。同県では「栃木県奨学のための給付金(私立)事業実施要綱」等において代理受領による充当を認める規定が制定されておらず、現に代理受領による充当が行われていなかった。

生徒Bは、28年1月に自らの進路変更を理由として退学願を同校に提出して受理されているが、この時点において27年度の授業料以外の教育費のうち、27年7月から28年1月までの教育振興費等105,850円が未納となっていた。そして、同校は、生徒Bが参加しなかった修学旅行に係る積立金(学校預り金)を未納となっている教育費に充当しても、なお87,850円が未納となっていたことから、生徒Bの退学後も引き続き保護者Cへ支払の督促を行っていた。しかし、支払がなされなかったため、同校の学則に基づいて、授業料等を3か月以上滞納した者として、生徒Bは28年7月に除籍処分を受けていた。この処分により、生徒Bは同校に入学及び在籍した履歴を失うこととなった。

上記のとおり、制度化未実施府県において、奨学給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなっておらず、未納者に係る生徒に学業上の不利益が生じていた事態が見受けられるなどしていた。

(改善を必要とする事態)

高校生等奨学給付金制度の実施に当たり、奨学給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなっていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、奨学給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるような取組を都道府県で推進することとしている中で、代理受領による充当を認めることの制度化を実施するよう府県に求めていること、府県において、上記の取組を推進することの重要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

高校生等の教育費への支援は毎年度拡充されており、今後も、限られた財源の中で、効率的、効果的に実施されることが望まれる。

については、貴省において、補助金の補助対象事業について、やむを得ないと認められる場合を除き都道府県において代理受領による充当を認めることを制度化するなど、補助金が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための措置を講ずるよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

不特定の人が入り出る文化財建造物について、所有者等に対して耐震診断及び耐震補強の実施等の重要性等を周知したり、補助事業の採択に当たり修理と併せて耐震診断を実施することの検討が十分に行われているかについての審査及び確認を適切に行うための手続を整備したりすることなどにより、耐震対策をより効果的に進めて、地震時における人的安全性の確保等が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費 (項)災害対策総合推進調整費
部 局 等	文化庁
事業の根拠	請負契約 文化財保護法(昭和25年法律第214号)
事業の概要	(1) 文化財建造物の予備診断を調査員に請け負わせて実施するもの(請負契約) (2) 文化財建造物の耐震診断を実施する所有者等に対して補助するもの(補助事業) (3) 文化財建造物の修理を実施する所有者等に対して補助するもの(補助事業)
検査の対象とした公開建造物の棟数	(1) 630棟(平成20年度～22年度、24年度～26年度) (2) 82棟(平成17、22両年度、24年度～28年度) (3) 178棟(平成24年度～28年度)
上記に係る支払額及び国庫補助金交付額	(1) 842万余円(支払額) (2) 51億5241万円(国庫補助金交付額) (3) 175億5744万余円(国庫補助金交付額)
請負契約により実施された予備診断の判定結果が有効に活用されなかった公開建造物の棟数	(1) 373棟(平成20年度～22年度、24、25両年度)
上記に係る支払額(ア)	(1) 432万円
補助事業により実施された耐震診断の判定結果が有効に活用されなかった公開建造物の棟数	(2) 5棟(平成17、22、26、27各年度)
上記に係る国庫補助金交付額(イ)	(2) 1721万円
(ア)及び(イ)の計	2153万円 (平成17年度、20年度～22年度、24年度～27年度)

修理と併せて耐震診断を実施することを十分に検討しないまま補助事業を実施して、修理と併せて耐震診断及び耐震補強を実施する場合と比べて費用が増大するおそれがある公開建造物の棟数	(3)	31棟(平成24年度～28年度)
上記に係る国庫補助金交付額	(3)	15億9750万円(背景金額)

1 文化財建造物の耐震対策に係る取組等の概要

(1) 文化財建造物の耐震対策に係る取組の概要

文化財保護法(昭和25年法律第214号)によれば、重要文化財の所有者又は管理団体(以下「所有者等」という。)は、文化庁長官の指示等に従い、重要文化財を管理しなければならないこととされている。そして、文化庁は、人的安全性の確保及び文化財的価値の保存を目的として、地震時における文化財建造物(重要文化財のうち木造建築物をいう。以下同じ。)の安全性の確保に関する対策を、「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」(平成8年庁保建第41号)、「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成11年文化庁文化財保護部長裁定)等において定めて、都道府県を通じるなどして、次のとおり、所有者等に対して示している。

- ① 文化財建造物の構造診断は、耐震予備診断(以下「予備診断」という。)及び耐震診断から成る。このうち予備診断は、耐震診断を実施する緊急性を判定する簡易な診断をいい、予備診断の結果、耐震性に疑義があると判定された場合、所有者等は当該文化財建造物について速やかに耐震診断を実施する。また、耐震診断は、耐震性能を定量的に評価する専門的な診断をいい、耐震診断の結果、耐震性能が不足していると判定された場合、所有者等は当該文化財建造物について耐震補強を検討して実施等する。
- ② 所有者等は、予備診断の結果、耐震性に疑義があると判定された場合、又は耐震診断の結果、耐震性能が不足していると判定された場合、当該文化財建造物に関して、維持管理方法の改善や使用方法の見直しなどを内容とする対処方針を作成して実施する(以下、予備診断の判定結果に基づき作成して実施する対処方針と耐震診断を合わせて「耐震診断等」といい、耐震診断の判定結果に基づき作成して実施する対処方針と耐震補強を合わせて「耐震補強等」という。)
- ③ 所有者等は、文化財建造物の修理を行う場合、当該文化財建造物への影響や費用を少しでも軽減するために、基本的に修理と併せて耐震診断を実施し、耐震性能が不足しているときには耐震補強等を講ずる。

そして、不特定多数の人が出入りする文化財建造物の所有者等は、安全性確保の観点から、修理のタイミングにかかわらず、特に早急に耐震診断及び耐震補強等を実施することとなっている。

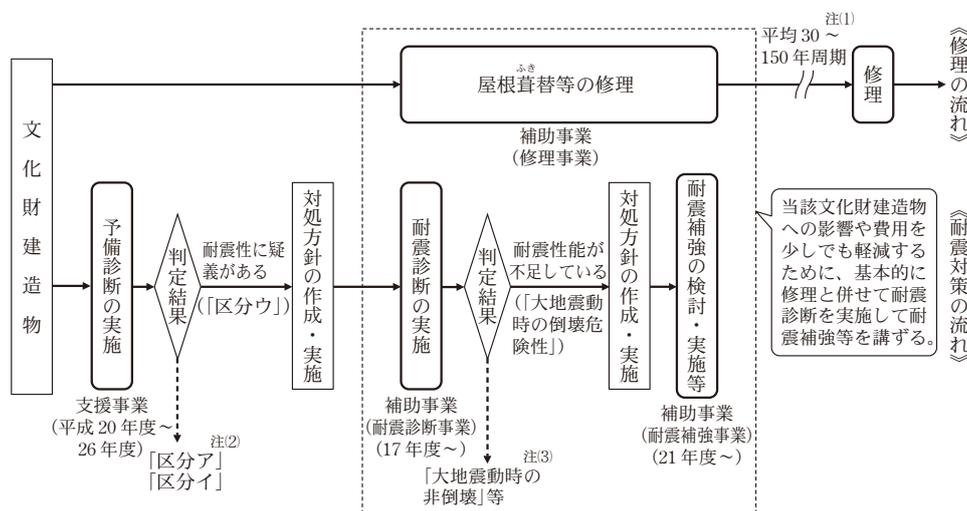
また、都道府県は、文化財建造物の耐震対策に関して、所有者等に対して適切な指導助言を行うこととなっている。

(2) 重要文化財(建造物)耐震予備診断支援事業及び国宝重要文化財等保存整備費補助金の概要

文化庁は、平成20年度から26年度までの間に、重要文化財(建造物)耐震予備診断支援事業(以下「支援事業」という。)により、全国の文化財建造物について、予備診断を建築士等の調査員に請け負わせて実施している。

また、文化庁は、文化財保護法の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えないなどの場合において、その経費の一部に充てさせるために、国宝重要文化財等保存整備費補助金(以下「補助金」という。)を所有者等に対して交付している。補助の対象となる事業は、文化財建造物の修理を実施する修理事業、文化財建造物の耐震診断を実施する耐震診断事業、文化財建造物の耐震補強を実施する耐震補強事業等となっていて、修理事業を行う場合には、併せて耐震診断事業や耐震補強事業を実施することができることとなっている。そして、補助金の額は、原則として補助対象経費の50%となっている。

図 文化財建造物における耐震対策及び修理並びにこれらに係る補助金等の概念図



注(1) 文化財建造物の修理周期は、解体を伴う大規模な修理である根本修理の場合は平均150年周期、解体を伴わない屋根葺替等の修理の場合は平均30年周期となっている。

注(2) 「区分ア」の判定結果は文化財建造物がおおむね耐震性を確保しているものであり、「区分イ」の判定結果は文化財建造物の健全性を回復するための措置等を行う必要があるものである。

注(3) 「大地震動時の非倒壊」等の判定結果は、耐震性能を満たしているものである。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、文化庁は、文化財を観光振興に欠かせない観光資源として開花させるべく、文化財の活用促進を図る施策を実施している。

そこで、本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、建造物内部を公開するなどして不特定の人が入り出る文化財建造物(以下「公開建造物」という。)の耐震対策は適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、①20年度から26年度にかけて文化庁が支援事業を実施するために締結した請負契約(335所有者等が管理する公開建造物630棟に係る支払額計842万余円)、②

17年度から28年度にかけて53所有者等が実施した公開建造物82棟に係る耐震診断事業(補助対象経費計84億0940万余円、補助金交付額計51億5241万円)及び③24年度から28年度までの間に98所有者等が実施した公開建造物178棟に係る修理事業(補助対象経費計281億2931万余円、補助金交付額計175億5744万余円。このうち53棟に係る補助対象経費計81億2691万余円、補助金交付額計49億9887万余円が②と重複している。)を対象として、文化庁及び20府県^(注)において、支援事業等の関係書類及び20府県から徴した公開建造物の耐震対策の実施状況等に関する調書並びに現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 20府県 京都、大阪両府、岩手、栃木、群馬、千葉、新潟、長野、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、島根、徳島、香川、福岡、熊本、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、28年度末現在において次のような事態が見受けられた((1)と(3)の事態には、所有者等数及び棟数が重複しているものがある。)

(1) 支援事業により実施された予備診断の判定結果が公開建造物の耐震診断等に有効に活用されていなかった事態

検査の対象とした前記①の請負契約に係る335所有者等が管理する公開建造物630棟のうち、支援事業により実施された予備診断の結果、耐震性に疑義があると判定された423棟について、耐震診断等の実施状況をみると、216所有者等が管理する373棟(支払額計432万余円)については、所有者等において、耐震診断の実施時期は未定であるとしていたり、具体的にどのような対処方針を作成すればよいか分からないとしていたりなどして、耐震診断が実施されておらず、また、対処方針の作成も行われていない状況となっていて、予備診断の判定結果が有効に活用されていなかった(表1参照)。なお、上記373棟の中には、予備診断の実施後、最長で8年間、耐震診断等が実施されていないものも見受けられた。

表1 支援事業により実施された予備診断の結果、耐震性に疑義があると判定された公開建造物の耐震診断等の実施の状況 (単位：所有者等、棟、千円)

区分	予備診断の結果、耐震性に疑義があると判定された公開建造物			
	(A) + (B)	耐震診断が実施済みのもの (A)	耐震診断が実施されていなかったもの	
			(B)	うち対処方針の作成も行われていなかったもの
所有者等数	248	28	225	216
棟数	423	35	388	373
支払額計	5,180	556	4,624	4,324

注(1) (A)欄には、耐震診断が平成29年度に実施済み又は30年度に実施中のものを含む。

注(2) 複数棟の公開建造物を管理する所有者等が存在するため、(A) + (B)欄の所有者等数は、(A)欄の所有者等数と(B)欄の所有者等数の計と一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

新潟県新発田市は、新発田市内に所在する国所有の公開建造物「新発田城旧二の丸隅櫓」の管理団体に指定されている。同櫓については、平成22年度に支援事業により実施された予備診

断の結果、屋根構造に係る事項の耐震性に疑義があると判定されていたのに、新発田市は、速やかに耐震診断を実施する必要があることなど予備診断の判定結果の重要性についての理解が十分でなかったため、耐震診断を実施しておらず、また、具体的にどのような対処方針を作成すればよいか分からなかったため、対処方針も作成していなかった。そして、この状況が予備診断の実施から6年以上継続していた。

(2) 耐震診断事業により実施された耐震診断の判定結果が公開建造物の耐震補強等に有効に活用されていなかった事態

検査の対象とした前記②の53所有者等が実施した耐震診断事業に係る公開建造物82棟のうち、耐震診断の結果、耐震性能が不足していると判定された60棟について、耐震補強等の実施状況をみるところ、4所有者等が管理する5棟(耐震診断に係る補助対象経費計3203万余円、耐震診断に係る補助金交付額計1721万余円)については、所有者等において、耐震補強の実施時期は未定であるとしていたり、具体的にどのような対処方針を作成すればよいか分からないとしていたりなどして、耐震補強が実施されておらず、また、対処方針の作成も行われていないまま、耐震診断の実施から1年以上経過している状況となっていて、耐震診断の判定結果が有効に活用されていなかった(表2参照)。なお、上記5棟の中には、耐震診断の実施後、最長で11年間、耐震補強等が実施されていないものも見受けられた。

表2 耐震診断事業により実施された耐震診断の結果、耐震性能が不足していると判定された公開建造物の耐震補強等の実施の状況 (単位：所有者等、棟、千円)

区分	耐震診断の結果、耐震性能が不足していると判定された公開建造物			
	(A) + (B)	耐震補強が実施済みのもの (A)	耐震補強が実施されていなかったもの (B)	
			うち対処方針の作成も行われていなかったもの	
所有者等数	42	28	14	4
棟数	60	39	21	5
補助対象経費計	4,398,754	3,629,108	769,645	注(2) 161,549 (32,032)
補助金交付額計	2,749,605	2,250,134	499,471	注(3) 88,788 (17,211)

注(1) (A)欄には、耐震補強が平成29年度に実施済み又は30年度に実施中のものを含む。

注(2) 補助対象経費計の()内は、上記記載の補助対象経費のうち耐震診断に係る補助対象経費を示す。

注(3) 補助金交付額計の()内は、上記記載の補助金交付額のうち耐震診断に係る補助金交付額を示す。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

長野県北佐久郡軽井沢町は、軽井沢町内に所在する公開建造物「旧三笠ホテル」を所有し、これを管理している。軽井沢町は、平成26、27両年度に、同ホテルの耐震診断事業を実施して、補助金計748万余円(補助対象経費計1497万余円)の交付を受けていた。

しかし、同ホテルについては、上記の耐震診断事業により実施された耐震診断の結果、耐震性能が不足していると判定されていたのに、同町は、耐震補強と併せて修理を検討する必要が生じたことによる事業計画の見直しを行うため、耐震補強を実施しておらず、また、対処方針

の作成は不要であると判断していたため、対処方針も作成していなかった。そして、この状況が耐震診断の実施から1年以上継続していた。

(3) 修理と併せて耐震診断を実施することを十分に検討しないまま修理事業を実施している、修理と併せて耐震診断及び耐震補強を実施する場合と比べて費用が増大するおそれがある事態

検査の対象とした前記③の98所有者等が実施した修理事業に係る公開建造物178棟のうち、予備診断の結果、耐震性に疑義があると判定された68棟について、修理事業の実施に当たり、修理と併せて耐震診断を実施することの検討状況をみたところ、23所有者等が管理する31棟(補助対象経費計24億9494万余円、補助金交付額計15億9750万余円)については、所有者等において、修理を優先していたり、日常管理において公開建造物の変状が見受けられないことから耐震診断を早急に実施する必要はないと判断していたりなどして、耐震性に疑義があると判定された箇所と修理事業において修理を行った箇所が同一であるなどしたにもかかわらず、修理と併せて耐震診断を実施することを十分に検討しないまま修理事業を実施していた(表3参照)。このため、今後、改めて耐震診断の判定結果を踏まえて耐震補強を実施する場合には、修理を行った箇所を再度解体するなどの手戻りが生ずることから、その費用は、今回実施した修理事業と併せて行う場合と比べて増大するおそれがあると認められた。

そして、これらの公開建造物については、文化庁においても、上記検討状況の審査及び確認が十分に行われていない状況となっていた。

表3 修理事業の実施に当たり、修理と併せて耐震診断を実施することの検討状況

(単位：所有者等、棟、千円)

区分	予備診断の結果、耐震性に疑義があると判定された公開建造物			
	(A) + (B)	(A)	(B)	うち耐震性に疑義があると判定された箇所と修理事業において修理を行った箇所が同一であるなどしたにもかかわらず、修理と併せて耐震診断を実施することを十分に検討しないまま修理事業を実施していたもの
所有者等数	51	21	32	23
棟数	68	25	43	31
補助対象経費計	13,339,684	10,360,477	3,207,806	2,494,945
補助金交付額計	8,230,079	6,345,752	2,012,937	1,597,502

注(1) (A)欄には、平成29年度に耐震診断が実施済みのものを含む。

注(2) 複数棟の公開建造物を管理する所有者等が存在するため、(A)+(B)欄の所有者等数は、(A)欄の所有者等数と(B)欄の所有者等数の計と一致しない。

注(3) 複数棟の公開建造物の修理を行っている修理事業が存在するため、(A)+(B)欄の補助対象経費計は、(A)欄の補助対象経費計と(B)欄の補助対象経費計の合計と一致しない。

注(4) 複数棟の公開建造物の修理を行っている修理事業が存在するため、(A)+(B)欄の補助金交付額計は、(A)欄の補助金交付額計と(B)欄の補助金交付額計の合計と一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

群馬県前橋市は、前橋市内に所在する公開建造物「阿久沢家住宅」を所有し、これを管理している。そして、前橋市は、平成27年度に、同住宅の茅葺^{かやぶき}屋根の全面葺替等の修理を内容とする修理事業を実施して、補助金1073万余円(補助対象経費2147万余円)の交付を受けていた。

しかし、同住宅については、21年度に実施された予備診断の結果、屋根構造等に係る事項の耐震性に疑義があると判定されていたのに、同市は、予備診断の判定結果の重要性についての理解が十分でなかったため、上記の修理事業を実施するに当たって、文化庁に提出した修理事業実施の要望資料に、予備診断の判定結果を、本来、耐震性に疑義があると記載すべきところ、誤って、おおむね耐震性を確保していると記載し、耐震診断を早急^{はやいそ}に実施する必要はないと判断するなどして、上記の修理と併せて耐震診断を実施することを十分に検討しないまま修理事業を実施していた。その後、同市は、27年度に、対処方針を作成して、地震時の避難経路を確保するなどの使用方法の見直しを行っている。

このように、公開建造物について、支援事業により実施された予備診断の判定結果又は耐震診断事業により実施された耐震診断の判定結果が耐震対策に有効に活用されていなかった事態や、修理と併せて耐震診断を実施することを十分に検討しないまま修理事業を実施して、修理と併せて耐震診断及び耐震補強を実施する場合と比べて費用が増大するおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、文化庁において、次のことによると認められた。

- ア 所有者等に対して、耐震診断及び耐震補強の実施や対処方針の作成等、計画的な耐震対策の促進の必要性や重要性についての周知及び指導が十分でなかったこと
- イ 修理事業の採択に当たり、修理と併せて耐震診断を実施することの検討が十分に行われているかについての審査及び確認が適切に行われていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文化庁は、公開建造物の耐震対策をより効果的に進めて、地震時における人的安全性の確保等が図られるよう、次のような処置を講じた。

- ア 30年8月に都道府県を通じて所有者等に対して事務連絡を発するなどして、耐震診断及び耐震補強の実施や対処方針の作成等、計画的な耐震対策の促進の必要性や重要性について改めて周知するとともに、対処方針の作成指針を新たに策定して書式や具体例を示した。また、都道府県の担当者等を対象とした会議を開催して、その指導を行うこととした。
- イ 修理事業の採択に当たり、所有者等において修理と併せて耐震診断を実施することの検討が十分に行われているかについての審査及び確認を適切に行うために、修理事業実施の要望資料に耐震予備診断書を添付させたり、修理と併せて耐震診断を実施しない場合には対処方針を添付させたりするなどの手続を整備した。

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高等学校等就学支援金の受給資格の認定等について

〔平成 27 年度決算検査報告 162 ページ参照〕
〔平成 28 年度決算検査報告 182 ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

文部科学省は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成 22 年法律第 18 号)等に基づき、高等学校等の生徒又は学生(以下「生徒」という。)が授業料に充てるために、都道府県知事又は都道府県教育委員会(以下、これらを合わせて「知事等」という。)が生徒に支給することとなっている高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付することとなっている。そして、知事等が就学支援金の受給資格を有することの認定及び確認並びに支給額の決定(以下、これらを合わせて「受給資格の認定等」という。)を行うに当たっては、生徒が在学する高等学校等の設置者(以下「学校設置者」という。)に受給資格認定申請書等の確認作業を委託できることとなっている。また、就学支援金は学校設置者が生徒に代わって受領して授業料債権の弁済に充てるものとするとなっている。さらに、保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者には就学支援金を支給しないこととなっている。しかし、知事等が受給資格の認定等を行う際に学校設置者が行った確認結果の妥当性についての検証を行っていない事態、単位登録時に授業料を全額納入させていて就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しないのに生徒に就学支援金が速やかに引き渡されていない事態及び国外に在住している保護者等の収入を考慮することなく受給資格の認定等を行っている事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して平成 28 年 10 月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示した。

ア 知事等が受給資格の認定等に当たり学校設置者に受給資格認定申請書等の確認作業を委託する場合には、確認結果の妥当性についての検証を行い、確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導を十分に行うことについて、高等学校等就学支援金事務処理要領に明記するなどした上でその内容を都道府県に対して周知徹底すること(会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

イ 就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しない場合の就学支援金の学校設置者から生徒への引渡しについて、知事等は、特段の事情がある場合を除き速やかに生徒に引き渡すよう学校設置者への指導を十分に行うとともに、就学支援金が生徒に適時適切に引き渡されることを確保することについて、同事務処理要領に明記するなどした上でその内容を都道府県に対して周知徹底すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ 高等学校等の生徒の保護者等が国内に在住している場合と国外に在住している場合で就学支援金の支給が可能な限り公平に行われるよう、都道府県及び学校設置者の事務負担に配慮した上で、国外に在住している保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法を検討すること(同法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 29年3月に同事務処理要領を改正するなどして、知事等が受給資格の認定等に当たり学校設置者に受給資格認定申請書等の確認作業を委託する場合には、学校設置者における確認結果が法令にのっとって適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどして確認結果の妥当性についての検証を行い、確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導監督することについて、同事務処理要領に明記した上で、その内容を都道府県に周知徹底した。

イ 29年3月に同事務処理要領を改正するなどして、就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しない場合の就学支援金の学校設置者から生徒への引渡しについて、知事等は、特段の事情がある場合を除き速やかに生徒に引き渡すよう学校設置者への指導を行うとともに、学校設置者に引渡し状況の報告を求めるなどして就学支援金が生徒に適時適切に引き渡されることを確保することについて、同事務処理要領に明記した上で、その内容を都道府県に周知徹底した。

ウ 国外に在住している保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法について、29年4月に設けた外部有識者からなる会議の議論も踏まえ、他の所得制限を導入している負担軽減制度における国外に在住している保護者等の収入の把握方法や各国の所得証明書類における証明内容等の情報を収集するとともに、就学支援金の受給資格の認定等においてどのような対応が可能かなどの検討を行ったり、保護者等の国外での収入を証明できる書類を用いた所得判定方法の検討を行ったりした。

同省では、この検討の結果等を踏まえ、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)による就学支援金の拡充等の際に、国外に在住する保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した就学支援金の受給資格の認定等の方法を含めた所得判定方法について、より公平な所得判断基準の設定に向けた検討を行っていくこととしている。

平成28年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 公立学校施設の新增改築事業における資格面積の算定について

(平成28年度決算検査報告164ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

文部科学省は、公立学校施設の新增改築事業を行う事業主体に対して、公立学校施設整備費負担金(以下「負担金」という。)、学校施設環境改善交付金等(以下「交付金」という。)を交付している。そして、新增改築事業における国庫補助を受ける資格のある面積(以下「資格面積」という。)について、関係法令等に基づき算定することとされている。しかし、資格面積の算定に当たり関係法令等に基づく算定式を適用していなかったり、資格面積の算定に用いる中学校等の必要面積を算定する際に学級数の算定を誤っていたりなどして資格面積が過大に算定され負担金又は交付金が過大に算定されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して平成29年10月に、会計検査院法第34条の規定により次のとおり是正改善の処置を求めた。

- ア 資格面積の算定が適切に行われているかを確認するためのチェックシートを作成して、事業主体及び都道府県教育委員会等に周知すること
- イ 事業主体に対して、交付決定が行われるまでの初期の段階に、チェックシートを用いて資格面積の確認を行わせること、また、文部科学省等において、交付申請書の審査時に、事業主体が記入したチェックシートを用いて資格面積の確認を行うこと
- ウ 事業主体に対して、実績報告時に、改めてチェックシートを用いて資格面積の確認を行わせること、また、都道府県教育委員会等に対して、実績報告書の審査時に、チェックシートを用いて資格面積の確認を行わせるなどすること
- エ 資格面積を算定するために必要な各制度を網羅したマニュアルを作成して周知するなど事業主体が適切な資格面積を容易に算定することができるようにするための方策を検討すること

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、30年2月及び同年4月に事務連絡を発出するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 資格面積の算定が適切に行われているかを確認するためのチェックシートを作成して、都道府県教育委員会等に対して周知した。そして、都道府県教育委員会等を通じて、事業主体に対してもこれを周知した。
- イ 事業主体に対して、交付決定が行われるまでの初期の段階に、チェックシートを用いて資格面積の確認を行わせることとした。また、文部科学省等において、交付申請書の審査時まで、事業主体が記入したチェックシートを用いて資格面積の確認を行うこととした。
- ウ 事業主体に対して、実績報告時に、改めてチェックシートを用いて資格面積の確認を行わせることとした。また、都道府県教育委員会等に対して、実績報告書の審査時にチェックシートを用いて資格面積の確認を行わせるなどすることとした。
- エ 事業主体が適切な資格面積を容易に算定できるよう、資格面積を算定するために必要な各制度を網羅した留意点等をチェックシートの記入例に集約して、都道府県教育委員会等及び事業主体に周知した。

(2) 中期目標期間終了時の会計処理の結果として、国立大学法人に留保されている資金の取扱いについて

(平成28年度決算検査報告172ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

文部科学省は、国立大学法人に対して、業務の財源に充てる資金として、運営費交付金を交付しており、国立大学法人会計基準等によれば、国立大学法人が運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務として整理し、業務の進行に応じて収益化を行うこととされている。そして、運営費交付金債務は、中期目標期間終了時の会計処理において全額収益に振り替えなければならない(以下、当該処理を「精算収益化」、当該処理により振り

替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。)こととされている。また、毎事業年度の損益計算において生じた利益の残余は積立金として整理しなければならないこととされており、中期目標期間終了時に積立金の整理を行った後、積立金があるときは、次の中期目標期間の業務の財源に充てるために当該積立金の額から文部科学大臣の承認を受けた額を繰り越すことができるとともに、繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととされている。一方、上記積立金の整理を行った後、積立金がない場合等には、精算収益化額に相当する額等の資金は次の中期目標期間への繰越等の対象にはならないことになる。しかし、国立大学法人岐阜大学(以下「岐阜大学」という。)及び国立大学法人島根大学(以下「島根大学」という。)において、中期目標期間終了時の会計処理上の積立金がないこととなり、精算収益化額に相当する額等の資金が次の中期目標期間への繰越等の対象とならなかったため、当該資金は岐阜大学及び島根大学に留保されており、退職手当の支払等の業務の財源に充てられることなく有効かつ効率的に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、国立大学法人の中期目標期間終了時における運営費交付金債務等の精算収益化等の会計処理の結果、精算収益化額に相当する額等の資金が次の中期目標期間への繰越等の対象とならずに国立大学法人に留保された場合に有効かつ効率的に活用されるよう、その資金が特定の業務の財源等であったことを踏まえて、その取扱いを明確にして各国立大学法人に周知するとともに、岐阜大学及び島根大学に留保されている資金が、その取扱いに沿って退職手当の支払等の特定の業務の財源等になることとなるよう、文部科学大臣に対して平成29年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、30年2月に各国立大学法人に対して事務連絡を発して、精算収益化額に相当する額等の資金が次の中期目標期間への繰越等の対象とならずに国立大学法人に留保された場合については、その資金が特定の業務の財源等であったことを踏まえて当該業務の財源に充てるなど、その取扱いを明確にして周知した。そして、同月に岐阜大学及び島根大学に対して事務連絡を発して、両大学に留保されている資金については、上記の取扱いに従って特定の業務の財源等になることとなるようにする処置を講じていた。

第7 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (109) (110)

(109) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	14 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	313 事業主	
	徴収過大があった事業主数	98 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	273,716,880 円(平成 27 年度～29 年度)	
	徴収過大額	47,468,862 円(平成 27 年度～29 年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で継続して 31 日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

なお、取締役等の役員は、業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事している者を除き、労働者として取り扱われないこととなっている。

(2) 保険料の徴収

政府は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。)等に基づき、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとなっている。そして、保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 事業主は、毎年度の 6 月 1 日から 40 日以内に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率^(注)を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

さらに、労働局は、必要に応じて、事業主に徴収法に基づく実地調査を行うなどして、保険料の算定等について調査確認や指導を行っている。

この労働保険の保険料の平成29年度の収納済額は2兆4560億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、平成27年度から29年度までは最低1000分の2.5から最高1000分の88となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、27年度の場合は1000分の13.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の15.5、建設の事業は1000分の16.5)、28年度の場合は1000分の11(ただし、農林、水産等の事業は1000分の13、建設の事業は1000分の14)、29年度の場合は1000分の9(ただし、農林、水産等の事業は1000分の11、建設の事業は1000分の12)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち14労働局管内の事業主から短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる697事業主を選定して、27年度から29年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の14労働局において、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかったり、労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めていたりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記697事業主のうち、14労働局管内の313事業主について徴収額が273,716,880円不足していたり、14労働局管内の98事業主について徴収額が47,468,862円過大になっていたりと、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分に理解していなかったり、計算誤りをしたりして、賃金総額等の記載が事実と相違していたのに、上記の14労働局において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、飲食店を営む事業主Aから、平成27年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者423人に対して支払った賃金総額は1,253,995千円、その雇用保険分の保険料は16,928,932円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者277人を同保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金552,764千円を確定保険料申告書に記載する賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料7,462,314円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
			千円
北海道	116	37 9	16,700 △ 4,667
秋田	34	13 2	4,970 △ 49
千葉	47	16 7	17,892 △ 1,948
東京	76	39 15	100,800 △ 18,889
神奈川県	85	33 13	45,822 △ 8,704
山梨	22	12 2	3,757 △ 141
愛知	58	32 11	15,760 △ 1,873
大阪	76	42 11	32,271 △ 4,350
鳥取	20	7 1	1,682 △ 106
山口	37	16 9	6,379 △ 2,000
愛媛	27	18 4	6,259 △ 994
高知	22	6 4	1,117 △ 1,519
福岡	44	20 7	7,969 △ 1,972
沖縄	33	22 3	12,332 △ 250
計	697	313 98	273,716 △ 47,468

(110) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管		
	年金特別会計(健康勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
部 局 等	厚生労働本省		
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構		
保険料納付義務者	498 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	231,726,366 円(平成 27 年度～29 年度)	
	厚生年金保険保険料	404,179,124 円(平成 27 年度～29 年度)	
	計	635,905,490 円	

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の 70 歳未満の従業員が被保険者となる。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とすることとなっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届

- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を点検し確認するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査し決定するなどして徴収している。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に健康保険法等に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

保険料の平成29年度の収納済額は、健康保険保険料9兆5896億余円、厚生年金保険保険料30兆9441億余円、計40兆5338億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第50級1,390,000円まで、厚生年金保険では第1級88,000円から第31級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で573万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、13地域部の管轄区域内に所在する185年金事務所が管轄する事業所の事業主のうち、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの1,562事業主を選定するなどして、27年度から29年度までの間における保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の185年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 地域部 平成28年3月31日以前は、9ブロック本部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄していたが、同年4月1日以降は、機構本部に地域部として統合され、15地域部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄することとされた。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記 1,562 事業主のうち、13 地域部の管轄区域内に所在する 137 年金事務所が管轄する 498 事業主について、徴収額が 635,905,490 円(健康保険保険料 231,726,366 円、厚生年金保険保険料 404,179,124 円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったり誠実でなかったりして、届出を適正に行っていなかったのに、上記の 137 年金事務所においてこれについての調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 会社は、人材派遣業の業務に従事する従業員 84 人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち 36 人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 36 人について調査したところ、同会社はこのうち 24 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 9,535,566 円、厚生年金保険保険料 15,491,569 円、計 25,027,135 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円
北海道	札幌東等 8	72	28	13,296	15,549	28,846
北関東・信越第一	浦和等 16	231	90	55,268	85,256	140,525
北関東・信越第二	新潟東等 10	106	36	10,560	16,836	27,397
南関東第一	千代田等 12	37	16	16,667	39,369	56,036
南関東第二	千葉等 16	200	67	33,875	56,486	90,362
中部第一	大曾根等 11	82	32	16,936	27,353	44,290
中部第二	岡崎等 8	93	29	8,612	16,163	24,776
近畿第一	大手前等 7	76	23	6,163	7,323	13,487
近畿第二	貝塚等 13	93	33	6,520	38,446	44,967
中国	鳥取等 8	105	31	6,977	10,446	17,424
四国	高松東等 3	39	13	6,190	10,193	16,383
九州第一	博多等 16	137	60	29,468	45,301	74,770
九州第二	鹿児島南等 9	104	40	21,186	35,449	56,635
計	137 か所	1,375	498	231,726	404,179	635,905

役 務

(111) 地域若者サポートステーション事業の委託費の算定に当たり、委託費の対象とはならない経費が含まれていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)都道府県労働局 (項)若年者等職業能力開発支援費 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)若年者等職業能力開発支援費
部 局 等	和歌山労働局
契 約 名	地域若者サポートステーション事業委託
契 約 の 概 要	支援対象者の就職に向けた支援を行う地域若者サポートステーション事業を実施するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社キャリア・ブレスユー
契 約	平成 28 年 4 月 随意契約
支 払 額	39,011,135 円(平成 28 年度)
過大となっていた支払額	3,587,948 円(平成 28 年度)

1 委託事業の概要

和歌山労働局(以下「和歌山局」という。)は、若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう一人でも多くの若者を就職に結び付けるとともに、就労後のフォローアップを通じて早期離職を防ぐことを目的として、支援対象者の就職に向けた支援を行う地域若者サポートステーション事業(以下「サポステ事業」という。)を民間団体等(以下「事業実施者」という。)に委託して実施している。

サポステ事業の支援対象者は、原則として、15歳から39歳までであり、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、就職に向けた取組への意欲が認められるなどした者等となっている。そして、サポステ事業には、キャリア・コンサルタント等のキャリア形成支援を行う者等により、支援対象者に対して相談を行うための窓口を設置して就職に向けた支援を行う本体事業、サポステ事業により就職した者に就労後の職場定着のためのフォローなどを実施する定着・ステップアップ事業等がある。

厚生労働省が定めた「平成28年度地域若者サポートステーション事業実施要綱」、「平成28年度地域若者サポートステーション事業」に係る企画書募集要項(以下「募集要項」という。)等によれば、サポステ事業について国の委託費の対象とすることのできる経費(以下「対象経費」という。)は、人件費、活動事務費、一般管理費等とされている。このうち、人件費に関して、サポステ事業以外の業務を兼務する職員については、業務日報等によりサポステ事業に専ら従事したことが明確に確認できる部分に限り対象とすることとされている。そして、事業実施者は、事業が終了したときは、対象経費の実績額等を記載した委託費精算報告書(以下「精算報告書」という。)を都道府県労働局に提出しなければならないこととされており、都道府県労働局は、精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査して、適正と認めたときは、対象経費の実績額と委託契約額のいずれか低い額を委託費の額として確定して、委託費を支払うことなどとされている。

和歌山局は、平成28年度に「わかやま地域若者サポートステーション事業」(以下「わかやまサポステ事業」という。)及び「きのかわ地域若者サポートステーション事業」(以下「きのかわサポステ事業」という。)の両事業の事業実施者として株式会社キャリア・ブレスユー(以下「会社」という。)との間で、28年4月に、それぞれ委託契約(委託契約額わかやまサポステ事業22,300,000円、きのかわサポステ事業18,000,000円)を締結して上記の両事業を実施させて、事業終了後に委託費の額をそれぞれ21,232,177円、17,778,958円と確定して、委託費計39,011,135円を会社に支払っている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託費が適正に算定されているかなどに着眼して、上記の2委託契約を対象として、和歌山局において、契約書、精算報告書等により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

会社は、前記の2委託契約に係る対象経費として、会社の取締役及び人材派遣業務を統括している管理職の計2名が前記の両事業に専ら従事した時間に係る分として人件費計3,078,856円を含めて、精算報告書を和歌山局に提出して、和歌山局は、これに基づいて委託費の額を確定して委託費を支払っていた。

しかし、募集要項によれば、サポステ事業以外の業務を兼務する職員については、業務日報等によりサポステ事業に専ら従事したことが明確に確認できる部分に限り対象とすることとされているのに、会社は、サポステ事業以外の業務を兼務する上記の取締役等について、業務日報等により同事業に専ら従事した部分を明確にしておらず、また、同事業に専ら携わっていたことを示す資料もない状況であった。

したがって、前記の人件費3,078,856円は対象経費として認められず、対象経費からこれを除くなどして適正な委託費の額を算定すると計35,423,187円となり、前記の委託費支払額計39,011,135円との差額3,587,948円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社においてサポステ事業に従事したことが明確に確認できない部分に係る人件費を精算報告書に含めていたことにもよるが、和歌山局において精算報告書に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (112)-(119)

(112) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	3 労働局
支給の相手方	14 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	62,139,050円(平成23年度～29年度)
不当と認める支給額	24,989,664円(平成23年度～28年度)

1 保険給付の概要

(1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(後掲179ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

(2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等についての協定を結び、これに基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額については、休業等を行った期間ごとに、1人1日当たりの平均賃金額に上記の協定による賃金の支払率及び所定の助成率^(注2)を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて算定することなどとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うことなどとなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給した助成金の全部若しくは一部の支給決定を取り消して返還の手続きを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については2分の1、中小企業の事業主については3分の2。ただし、平成25年3月以前は、中小企業以外の事業主については3分の2、中小企業の事業主については5分の4

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、14労働局において会計実地検査を行い、平成23年度から30年度までの間に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主から134事業主を選定して、雇用調整助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、3労働局管内において23年度から29年度までの間に雇用調整助成金の支給を受けた14事業主は、休業を行っていないのに行ったと偽り、又は誤ったり、売上高等が一定以上減少していないのに減少したと偽り、又は誤ったりして、雇用調整助成金の支給を申請しており、これら14事業主に対する雇用調整助成金の支給額計62,139,050円のうち計24,989,664円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の3労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川労働局は、事業主Aから、平成24年1月から28年11月までの間に、24回、延べ1,221人日の休業を行ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計7,489,889円を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者の勤務の状況等について事実と相違する添付書類を作成して、休業を行っていないのに、上記のとおり行ったと偽って申請していたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計7,489,889円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金
			千円	千円
埼玉	9	1	6,723	6,550
神奈川	20	6	43,353	15,055
福岡	15	7	12,062	3,384
計	44	14	62,139	24,989

(113) 雇用保険の建設労働者確保育成助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 宮城労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	1事業主
建設労働者確保育成助成金の支給額の合計	16,095,000円(平成28、29両年度)
不当と認める支給額	3,325,000円(平成28、29両年度)

1 保険給付の概要

(1) 建設労働者確保育成助成金

建設労働者確保育成助成金(平成30年4月以降は人材開発支援助成金。以下「建設助成金」という。)は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、同法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)等に基づき、建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図るなどのための取組を実施する建設事業主等に対して必要な助成を行うものであり、建設助成金の対象となる取組の一つとして認定訓練コース(賃金助成)がある。

(2) 認定訓練コース(賃金助成)の支給

認定訓練コース(賃金助成)は、中小建設事業主が雇用する建設労働者の賃金に対して助成を行うものである。そして、雇用関係助成金支給要領(平成29年3月31日職発0331第7号等。29年3月30日以前は平成28年9月職発0916第1号等。以下「支給要領」という。)によれば、その支給対象者は、雇用する建設労働者に認定訓練を受けさせること、キャリア形成促進助成金^(注1)(29年4月以降は人材開発支援助成金)又はキャリアアップ助成金^(注2)(いずれも、中小建設事業主が認定訓練を行う施設(以下「認定訓練施設」という。)に建設労働者を派遣する場合(以下「Off-JT」という。)に係るものに限る。以下、これらの助成金を合わせて「キャリア形成促進助成金等」という。)の支給を受けるものであることなどの要件に該当する中小建設事業主であることとされている。

また、認定訓練コース(賃金助成)の支給額は、算定対象となる認定訓練の受講者1人につき、日額5,000円に、認定訓練を受けた日数(認定訓練を実施した日数のうち、キャリア形成促進助成金等の支給の対象となった日数に限る。)を乗じて得た額とされている。

そして、支給要領によれば、認定訓練コース(賃金助成)の支給を受けようとする中小建設事業主は、認定訓練修了後に、支給申請書等を都道府県労働局に提出すること、支給申請書等の提出を受けた都道府県労働局は、キャリア形成促進助成金等の支給決定通知書又は支給申請書の写し(添付書類を含む。以下、これらを「支給申請関係書類等」という。)により、キャリア形成促進助成金等の支給を受けるものであることや受講日数を確認するなどして、申請内容が認定訓練コース(賃金助成)の支給要件を満たしているかを確認した上で、その支給を行うこととされている。

(注1) キャリア形成促進助成金 労働者のキャリア形成を効果的に促進するために、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した事業主に対して、訓練期間中の賃金の一部等を助成するもの

(注2) キャリアアップ助成金 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するために、職業訓練等を計画に沿って実施した事業主に対して、訓練期間中の賃金の一部等を助成するもの

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、中小建設事業主に対する認定訓練コース(賃金助成)の支給が適正に行われているかに着眼して、宮城労働局において、28、29両年度に認定訓練

コース(賃金助成)の支給を受けた27事業主について、その支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された認定訓練コース(賃金助成)の支給申請書等及びキャリア形成促進助成金等の支給申請関係書類等により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、1事業主において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

宮城労働局は、事業主Aから、28年5月及び29年5月に、雇用する建設労働者計13名に認定訓練を受講させたとする認定訓練コース(賃金助成)の支給申請書等が提出されたことから、キャリア形成促進助成金の支給申請関係書類等に基づき、認定訓練の受講日数をそれぞれ1,714日、1,505日であるとして、認定訓練コース(賃金助成)28年度分8,570,000円、29年度分7,525,000円、計16,095,000円を29年4月及び同年12月に支給決定し、同額を同労働局及び厚生労働本省から事業主Aに支給していた。

しかし、同労働局は、前記のとおり、認定訓練コース(賃金助成)はOff-JTに限って支給対象となるのに、誤って、認定訓練施設に派遣するのではなく労働者に仕事をさせながら行う職業訓練(以下「OJT」という。)を実施した日数を含めて支給決定しており、OJT分を除くと適正な受講日数はそれぞれ1,353日、1,201日であった。

したがって、適正な認定訓練コース(賃金助成)の支給額は日額5,000円に上記の受講日数をそれぞれ乗じた6,765,000円、6,005,000円、計12,770,000円となり、前記の支給額8,570,000円、7,525,000円、計16,095,000円との差額1,805,000円、1,520,000円、計3,325,000円は支給の対象とならなかったもので支給が適正ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主Aが制度を十分に理解していなかったことにもよるが、宮城労働局において、制度を十分に理解していなかったため、キャリア形成促進助成金の支給申請関係書類等の調査確認を適切に行っていなかったことなどによると認められる。

なお、この適正でなかった支給額については、本院の指摘により、返還の処置が執られた。

(114) 雇用保険の企業内人材育成推進助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 3 労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	3 事業主
企業内人材育成 推進助成金の支 給額の合計	5,200,000円(平成28、29両年度)
不当と認める支 給額	3,750,000円(平成28、29両年度)

1 保険給付の概要

(後掲 280 ページの「企業内人材育成推進助成金について、事業主に対して、ジョブ・カードを活用して評価やコンサルティングを実施した場合に支給されるものであることについて周知するとともに、支給申請の際に実際に評価等で活用したジョブ・カードを事業主から提出させることとして、支給決定の際に適切な調査確認が行われるよう改善させたもの」参照)

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、平成 27 年度から 29 年度までの間に助成金の支給を受けた事業主から 104 事業主を選定して、助成金の支給の適否について、全国 47 労働局のうち、8 労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、3 労働局管内において 28、29 両年度に評価及びコンサルティングを実施したとして助成金の支給を受けた 3 事業主は、確認を受けたジョブ・カードによる評価及びジョブ・カードを活用したコンサルティングをいずれも全く実施していなかったり、確認を受けたジョブ・カードによる評価を全く実施していなかったりしているのに、実施したと偽って助成金の支給を申請しており、これら 3 事業主に対する助成金の支給額計 5,200,000 円のうち計 3,750,000 円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったため、支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の 3 労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

京都労働局は、平成 27 年 12 月 1 日に事業主 A から、評価制度及びコンサルティング制度に係る計画の提出を受け、同月 15 日に認定していた。そして、事業主 A は、当該計画に沿って、両制度を導入し、28 年 8 月 23 日から同年 10 月 29 日までの間に、労働者延べ 20 名に評価及びコンサルティングを実施したとする支給申請書等を同労働局に提出して、これに基づき、同労働局は 28 年度に両制度に係る導入助成及び実施助成として助成金計 1,800,000 円を事業主 A に支給していた。

しかし、実際には、事業主 A は、全ての労働者について確認を受けたジョブ・カードによる評価及びジョブ・カードを活用したコンサルティングをいずれも全く実施していなかったのに、実施したと偽って助成金の支給を申請していたことから、事業主 A に対する助成金計 1,800,000 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金	
				千円	千円
北海道	15	1	1,700		950
神奈川県	15	1	1,700		1,000
京都府	16	1	1,800		1,800
計	46	3	5,200		3,750

(115) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 9 労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	13 事業主
不当と認める特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者雇用開発助成金 (2) 高年齢者雇用開発特別奨励金
特定求職者雇用開発助成金の支給額の合計	(1) 26,251,657 円(平成 26 年度～29 年度) (2) 900,000 円(平成 27、28 両年度) 計 27,151,657 円
不当と認める支給額	(1) 21,472,137 円(平成 26 年度～29 年度) (2) 900,000 円(平成 27、28 両年度) 計 22,372,137 円

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(後掲 179 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、60 歳以上 65 歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(以下「就職困難者」という。)、65 歳以上の被保険者でない求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(平成 29 年 4 月 1 日以降は特定就職困難者コース助成金。以下「就職困難者助成金」という。)、高年齢者雇用開発特別奨励金(同生涯現役コース奨励金。以下「高年齢者奨励金」という。)等がある。

(2) 特定求職者雇用開発助成金の支給

ア 就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等(以下「安定所等」という。)の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

イ 高年齢者奨励金の支給要件は、事業主が雇入れ日における満年齢が65歳以上の被保険者でない求職者を安定所等の紹介により、新たに1週間の所定労働時間が20時間以上かつ1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

そして、支給額は、原則として、就職困難者助成金の場合は表1、高年齢者奨励金の場合は表2に記載のとおりとなっている。

表1 就職困難者助成金の支給額

区 分	企業規模	第1期 支給額	第2期 支給額	第3期 支給額	第4期 支給額	第5期 支給額	第6期 支給額	支給総額	支給 回数	
短時間労働者以外	60歳以上65歳未満の高年齢者等	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円					90万円	2回
	身体障害者及び知的障害者	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円	45万円				135万円	3回
	重度障害者等	中小企業事業主以外の事業主	33万円	33万円	34万円				100万円	3回
		中小企業事業主	60万円	60万円	60万円	60万円			240万円	4回
短時間労働者	下記の区分に該当しない、労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円					60万円	2回
	労働時間が週20時間以上30時間未満の障害者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円	30万円				90万円	3回
		中小企業事業主	20万円	20万円	20万円	20万円			80万円	4回
			40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	240万円	6回

注(1) 雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。

注(2) 中小企業事業主における各期支給額欄の上段は平成21年2月から27年4月までにおける額、下段は27年5月以降における額となっている。

表2 高齢者奨励金の支給額

区 分	企 業 規 模	第1期 支給額	第2期 支給額	支給総額	支給 回数
下記の区分に該当しない者	中小企業事業主 以外の事業主	25万円	25万円	50万円	2回
		25万円	25万円	50万円	2回
		30万円	30万円	60万円	2回
	中小企業事業主	45万円	45万円	90万円	2回
		30万円	30万円	60万円	2回
		35万円	35万円	70万円	2回
労働時間が週20時間以上 30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主 以外の事業主	15万円	15万円	30万円	2回
		15万円	15万円	30万円	2回
		20万円	20万円	40万円	2回
	中小企業事業主	30万円	30万円	60万円	2回
		20万円	20万円	40万円	2回
		25万円	25万円	50万円	2回

注(1) 雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とする。

注(2) 各期支給額欄の上段は平成21年2月から27年4月までにおける額、中段は27年5月から28年3月までにおける額、下段は28年4月以降における額となっている。

特定求職者雇用開発助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、特定求職者雇用開発助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給した助成金の全部若しくは一部の支給決定を取り消して返還の手続きを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、全国47労働局のうち、14労働局において会計実地検査を行い、25年度から29年度までの間に特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業主から206事業主を選定して、特定求職者雇用開発助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、9労働局管内において26年度から29年度までの間に特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた13事業主は、既に事実上雇入れが決定している者又は雇い入れている者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととして、特定求職者雇用開発助成金の支給を申請するなどしており、これら13事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給額計27,151,657円(就職困難者助成金26,251,657円、高年齢者奨励金900,000円)のうち計22,372,137円(就職困難者助成金21,472,137円、高年齢者奨励金900,000円)は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の9労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉労働局は、事業主Aから、就職困難者Bを平成27年1月に、就職困難者C及びDを同年2月に、いずれも千葉労働局管下の松戸公共職業安定所の紹介を受けて、就職困難者Bを同年1月に、就職困難者C及びDを同年2月にそれぞれ雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者助成金計7,200,000円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、就職困難者B、C及びDは同公共職業安定所の紹介を受ける以前から事実上雇入れが決定しており、事業主Aは既に事実上雇入れが決定している就職困難者B、C及びDに形式的に同公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、就職困難者B、C及びDは就職困難者助成金の対象とならず、就職困難者助成金計7,200,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金	左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金
			千円	千円
北海道	12	2	2,401	2,401
福島	15	2	2,400	1,820
埼玉	13	2	9,000	8,100
静岡	19	2	4,650	2,250
愛知	15	1	3,300	2,400
滋賀	17	1	900	900
大阪	4	1	1,800	1,800

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金	左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金
福岡	10	1	千円 1,800	千円 1,800
沖縄	13	1	— 900	— 900
計	118	13	26,251 900	21,472 900
合計			27,151	22,372

(注) 「左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金」及び「左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金」の上段は就職困難者助成金に係る分、下段は高年齢者奨励金に係る分である。

(116) 雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 4 労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	13 事業主
キャリアアップ助成金の支給額の合計	63,842,000 円(平成 26 年度～29 年度)
不当と認める支給額	33,014,000 円(平成 26 年度～29 年度)

1 保険給付の概要

(1) キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者等の企業内でのキャリアアップ^(注)を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(同コースは、平成 30 年度に人材開発支援助成金に統合された。)、正社員化コース等がある。

(注) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

(2) 助成金の支給

助成金の対象となる取組のうち、人材育成コースの支給要件は、事業主が対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書及び実施する職業訓練(以下「訓練」という。)の内容等が記載された訓練計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して受給資格の認定を受けること、当該受給資格認定に係る訓練計画に基づき訓練を実施すること、訓練期間中の訓練受講者に対する賃金を適正に支払うことなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、人材育成コースについては、訓練計画実施期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に、出勤簿、賃金台帳等の関係書類のほか、訓練の実施内容等を記載した実施状況報告書を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、訓練受講者に対する訓練の実施状況、賃金の支払状況等を関係書類等に基づき調査確認するなどして、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているか審査をした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給した助成金の全部若しくは一部の支給決定を取り消して返還の手続きを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、26年度から29年度までの間に助成金の支給を受けた事業主から97事業主を選定して、助成金の支給の適否について、全国47労働局のうち、8労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、4労働局管内において26年度から29年度までに助成金の支給を受けた13事業主は、人材育成コースにおいて、訓練又は賃金の支払の実績を偽って助成金の支給を申請するなどしており、これら13事業主に対する助成金の支給額計63,842,000円のうち計33,014,000円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の4労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川労働局は、事業主Aから、平成27年7月1日から32年6月30日までを計画期間とする人材育成コースに係るキャリアアップ計画書について27年5月に、また、訓練計画届について28年6月にそれぞれ提出を受けて、助成金の受給資格を認定していた。そして、事業主Aから、当該訓練計画届に沿って同年7月から12月まで訓練を実施して、訓練受講者に賃金を適正に支払ったとして、29年2月に支給申請書及び実施状況報告書、賃金台帳等の添付書類の提出を受けて、これに基づき、助成金計3,439,200円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、事業主Aは訓練期間中の訓練受講者に対する賃金の一部を支払っていなかったのに、適正に賃金を支払ったとする虚偽の内容の関係書類を支給申請書に添付して同労

働局に提出していたことから、事業主 A に対する助成金計 3,439,200 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金	
				千円	千円
北海道	19	5	17,393	4,013	
神奈川県	10	2	7,440	7,440	
大阪府	2	2	10,000	10,000	
沖縄県	31	4	29,007	11,559	
計	62	13	63,842	33,014	

(117) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 失業等給付費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 38 公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	80 人
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付 (2) 就職促進給付
失業等給付金の支給額の合計	(1) 37,046,696 円(平成 27 年度～30 年度) (2) 11,930,915 円(平成 28、29 両年度) 計 48,977,611 円
不当と認める支給額	(1) 12,640,227 円(平成 27 年度～30 年度) (2) 11,930,915 円(平成 28、29 両年度) 計 24,571,142 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の 4 種がある。

ア 求職者給付には基本手当、高年齢求職者給付金等 7 種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大きな部分を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。また、高年齢求職者給付金は、高年齢受給資格者が失業している場合に所定の日数分が支給される。

イ 就職促進給付には再就職手当、就業促進定着手当等8種の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。また、就業促進定着手当は、再就職手当の支給を受けた者が再就職先に6か月以上雇用され、かつ、再就職後の6か月間の賃金日額が離職前の6か月間の賃金日額を下回る場合に支給される。

(注1) 受給資格者 65歳未満の被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者)については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(注2) 高年齢受給資格者 65歳以上の被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あることの要件を満たして、公共職業安定所において高年齢求職者給付金を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当等は、公共職業安定所(以下「安定所」という。)が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省等が支給することとなっている。

ア 基本手当及び高年齢求職者給付金については、受給資格者又は高年齢受給資格者から提出された失業認定申告書又は高年齢受給資格者失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等について調査し確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当及び就業促進定着手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書及び就業促進定着手当支給申請書に記載されている雇入年月日や賃金額等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

また、偽りその他不正の行為により上記手当等の支給を受け、又は受けようとした者に対しては、その支給を受け、又は受けようとした日以後、当該手当等を支給しないこととなっており、安定所は、既に支給した手当等の返還等を命ずることができることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の436安定所(平成30年3月末現在)のうち、14労働局の154安定所において会計実地検査を行い、27年度から30年度までの間における受給者から7,335人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、9労働局の38安定所管内における27年度から30年度までの間の受給者80人については、事実と相違した失業認定申告書等により、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金の支給額計48,977,611円のうち計24,571,142円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

37安定所管内の受給者78人に対する基本手当等の支給額計37,046,696円(基本手当計36,052,146円、高年齢求職者給付金計994,550円)のうち計12,640,227円(基本手当計11,645,677円、高年齢求職者給付金計994,550円)は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

16安定所管内の受給者20人に対する再就職手当等の支給額計11,930,915円(再就職手当計9,702,960円、就業促進定着手当計2,227,955円)の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったなどのため、失業認定申告書等の記載内容が事実と相違していたのに、前記の38安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

宮古安定所は、受給者Aから、平成28年8月18日に就職したとする失業認定申告書、再就職手当支給申請書及び就業促進定着手当支給申請書の提出を受けて、これに基づき、基本手当239,136円、再就職手当368,258円及び就業促進定着手当245,505円、計852,899円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給者Aは28年8月1日に就職していたのに、上記のとおり28年8月18日に就職したと偽って申告したことから、受給者Aに対する基本手当96,611円、再就職手当368,258円及び就業促進定着手当245,505円、計710,374円が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
北海道	札幌等6	277	16	7,862	4,298
	小計			7,862	4,298
東京都	墨田等2	61	2	202	81
	墨田等2	56	2	1,787	1,787
	小計			1,990	1,868

労働局名	安 定 所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
新 潟	柏新小 崎潟計	等 2	67	976	102
		等 2	72	1,054	1,054
滋 賀	長長小 浜浜計	等 5	197	5,839	874
		等 3	89	2,157	2,157
京 都	京都西陣小 西陣計	等 5	179	4,983	1,623
		等 4	135	3,789	3,789
兵 庫	灘 路計	等 5	251	4,711	1,410
			64	872	872
徳 島	徳徳小 島島計	等 4	152	7,570	2,466
		等 2	59	859	859
福 岡	福岡中央小 計	等 5	255	1,364	787
			—	—	—
沖 縄	那沖小 覇縄計	等 3	205	3,535	994
		等 2	70	1,409	1,409
求職者給付計	37 か所	1,644	78	37,046	12,640
就職促進給付計	16 か所	545	20	11,930	11,930
合 計				48,977	24,571

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ 38 か所、80 人である。

(118) 雇用保険の認定職業訓練実施奨励金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 就職支援法事業費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 兵庫労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	株式会社 rise
認定職業訓練実施奨励金の支給額の合計	4,562,500 円(平成 28、29 両年度)
不当と認める支給額	4,562,500 円(平成 28、29 両年度)

1 保険給付の概要

(1) 認定職業訓練実施奨励金

認定職業訓練実施奨励金は、雇用保険(前掲 179 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成 23 年法律第 47 号)等に基づき、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者(以下「特定求職者」という。)の早期の就職を促進するために、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を行う民間訓練機関(以下「訓練校」という。)に対して助成するもの

で、認定職業訓練実施基本奨励金(以下「基本奨励金」という。)、認定職業訓練実施付加奨励金(以下「付加奨励金」という。)等がある。

(2) 認定職業訓練実施奨励金の支給

認定職業訓練は、専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を付与するための基礎訓練と、基礎的な技能及び実践的な技能並びにこれらに関する知識を付与するための実践訓練(以下「実践コース」という。)から成り、実践コースは基本奨励金及び付加奨励金の支給対象となっている。

基本奨励金の支給要件は、訓練校が特定求職者に対し認定職業訓練を適切に行ったことなどとなっている。そして、その支給額は、認定職業訓練の実施期間における出席率が80%以上である訓練生の合計人数に5万円(実践コースの場合)を乗じた上で認定職業訓練の開始から終了までの支給単位期間数^(注1)を乗ずるなどすることにより算定することとなっている。

(注1) 支給単位期間 認定職業訓練の期間を当該認定職業訓練の開始日又は各月においてその日に相当する日(応当日がない月の場合は、その月の末日。以下「開始応当日」という。)から、各翌月の開始応当日の前日までの各期間に区分した場合における一の期間

また、付加奨励金の支給要件は、上記基本奨励金の支給要件を満たし、かつ、訓練生の就職率が一定水準以上であることなどとなっている。そして、その支給額は、認定職業訓練の修了者及び就職を理由とした中途退校者の合計人数に就職率^(注2)に応じた単価を乗じた上で認定職業訓練の開始から終了までの支給単位期間数を乗ずるなどすることにより算定することとなっている。

(注2) 就職率に応じた単価 就職率が60%以上の場合1支給単位期間当たり2万円、35%以上60%未満の場合同1万円等とされている。就職率が35%未満の場合は支給されない。

そして、就職率を算定するに当たっては、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する一般被保険者となっている者等を就職として扱うこととなっている(以下、このような就職を「雇用保険適用就職」という。)

認定職業訓練実施奨励金の支給を受けようとする訓練校は、支給申請書及び訓練生の就職状況に係る報告書(付加奨励金の支給を受けようとする場合)等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等の記載内容を確認するなどして、認定職業訓練を適切に行ったこと、支給申請書等で就職とされた者が雇用保険適用就職であることなどを審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、認定職業訓練実施奨励金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした訓練校に対して、当該認定職業訓練実施奨励金及び当該認定職業訓練実施奨励金に係る認定職業訓練の開始後に当該訓練校が開始した全ての認定職業訓練に係る認定職業訓練実施奨励金について、支給決定を取り消して返還の手続きを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、訓練校に対する認定職業訓練実施奨励金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、12労働局において会計実地検査を行い、平成28、29両年度に付加奨励金の支給を受けた訓練校から44訓練校を選定して、認定職業訓練実施奨励金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、訓練校から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、兵庫労働局管内の1訓練校において、次のような事態が見受けられた。

株式会社rise(以下「会社」という。)は、厚生労働大臣の認定を受けて28年1月から29年2月までの間に計3回の実践コースを実施して、認定職業訓練実施奨励金計4,562,500円の支給を受けていた。

このうち、1回目の実践コースについて、会社は、28年1月から5月まで認定職業訓練を行い、これを受講した訓練生8名のうち7名が認定職業訓練を修了し、会社に2名、他社に4名、計6名が就職したなどとして、支給申請を行っていた。これを受けて、兵庫労働局は、基本奨励金については同年6月に1,452,500円を、付加奨励金については、上記就職者6名のうち3名は雇用保険適用就職ではなかったことからこれを除き、雇用保険適用就職であると判断した就職者3名(会社2名、他社1名)を基に就職率を42%と算定して同年11月に280,000円を、それぞれ支給していた。

しかし、会社に就職したとされていた2名に係る勤務実態を確認するなどしたところ、上記2名のうち1名については、同人を雇用した事実がないのに雇用したとする架空の雇用であり、会社は、同人は自社に就職したとする虚偽の内容の添付書類を作成し、これを支給申請書に添付して同労働局に提出していた。残りの1名は、同年8月に雇用したとしていたが、同人の出勤簿や賃金台帳等が作成されておらず、また、実際に勤務した日は1日もなく、賃金の支払もなされていないなど、その勤務実態からみて雇用保険適用就職に該当するものではなかった。このため、上記の2名を除いて就職率を算定すると14%となり、35%未満となっていた。

このように、会社は、架空の雇用であった者を雇用保険適用就職者と偽るなどして認定職業訓練実施奨励金の支給を申請しており、会社に対する認定職業訓練実施奨励金の支給額計4,562,500円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社が誠実でなかったため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、兵庫労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、この適正でなかった支給額については、本院の指摘により、返還の処置が執られた。

(119) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	63 人
老齢厚生年金の支給額の合計	79,666,939 円(平成 27 年度～29 年度)
不当と認める支給額	54,542,935 円(平成 27 年度～29 年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲 163 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上(平成 29 年 7 月 31 日以前は 25 年以上)ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則 60 歳以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上(29 年 7 月 31 日以前は 25 年以上)ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)等となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合等において、総報酬月額相当額^(注1)と基本月額^(注2)(基本年金額を 12 で除して得た額)との合計額が 280,000 円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

- ① 受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所に提出する。
- ② 年金事務所は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働省本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

(注1) 平成27年10月の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)の施行により、同月以降、老齢厚生年金の受給権者が、議員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員)である間において、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるときなどにも、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

(注2) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、13地域部^(注3)の管轄区域内に所在する111年金事務所が管轄する事業所等のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用するなどしている352事業所等について、27年度から29年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否を検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、上記の111年金事務所において事業主等から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 地域部 平成28年3月31日以前は、9ブロック本部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄していたが、同年4月1日以降は、機構本部に地域部として統合され、15地域部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄することとされた。

(2) 検査の結果

検査したところ、11地域部の管轄区域内に所在する38年金事務所が管轄する53事業所等の特別支給の老齢厚生年金等の受給権者63人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの63人について、基本年金額の一部又は全部の支給を停止していなかった。

このため、上記の63人に対する老齢厚生年金の支給(支給額79,666,939円)のうち54,542,935円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していないなどとしていて、事業主等が前記の届出を適正に行っていなかったのに、前記の38年金事務所においてこれについての調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

受給権者Aは、平成28年3月に厚生労働大臣から特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け、同年4月分から30年3月分まで、特別支給の老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、AはB事業所に上記の裁定以前から就職しており、労働時間、労働日数等からみて当時から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B事業所の事業主がその提出をしていなかった。

このため、Aが裁定を受けた後の基本年金額の一部又は全部計943,223円の支給が停止されていた。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額	
		人	人	千円	千円	
北海道	札幌西等	4	343	6	5,398	4,635
北関東・信越第一	浦和等	6	516	12	15,156	8,805
北関東・信越第二	新潟東等	3	13	4	8,977	5,534
南関東第二	松戸等	4	240	4	5,863	5,261
中部第一	金沢南等	2	69	3	2,158	2,156
中部第二	掛川等	4	330	7	8,987	7,963
近畿第一	武生	1	7	2	3,137	1,978
近畿第二	吹田等	6	484	15	10,542	7,069
中国	米子	1	83	1	3,672	3,609
九州第一	南福岡等	2	25	3	8,238	3,160
九州第二	鹿児島北等	5	168	6	7,532	4,367
計	38か所		2,278	63	79,666	54,542

医療費(120)(121)

(120) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費
部局等	厚生労働本省、8厚生(支)局(指導監督庁)、20都道府県	

国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実施主体	全国健康保険協会、都、道、府2、県12、市206、特別区22、町49、村1、国民健康保険組合19、後期高齢者医療広域連合37、計351実施主体
医療機関数	121医療機関
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目	入院基本料、リハビリテーション料、入院基本料等加算等
過大に支払われていた医療費の件数	43,937件(平成25年度～29年度)
過大に支払われていた医療費の額	779,453,524円(平成25年度～29年度)
不当と認める国の負担額	307,470,638円(平成25年度～29年度)

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

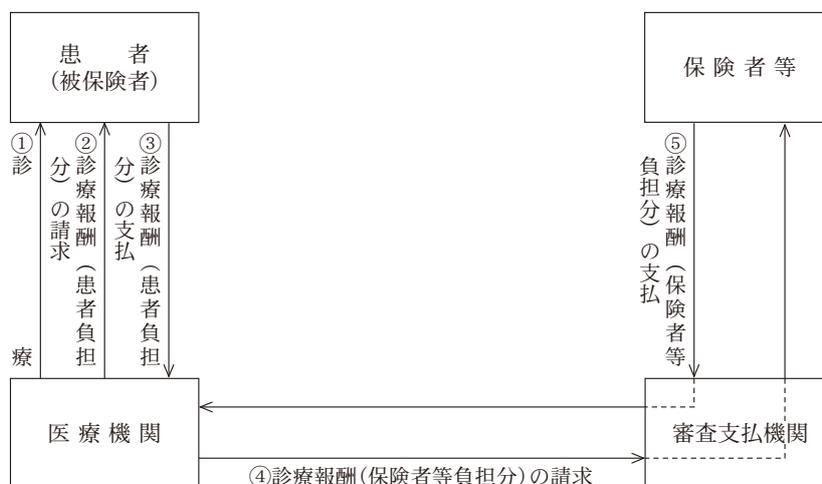
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき被保護者等に対して行う医療

(2) 診療報酬

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関に診療報酬等として支払う。

このうち、診療報酬の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬の支払の手続



ア 診療を担当した医療機関は、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関は、診療報酬のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関は、診療報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4%を、②市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合は市町村が支払った額の41%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13%から47.4%までを、それぞれ負担している。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、平成25年度に40兆円を超え、28年度には42兆1381億円に達している。また、このうち後期高齢者医療費は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、8厚生(支)局及び20都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(3) 検査の結果

検査の結果、20都道府県に所在する121医療機関の請求に対して351実施主体において、25年度から29年度までの間における医療費が、43,937件で計779,453,524円過大に支払われており、これに対する国の負担額307,470,638円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目	実施主体 (医療機関数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	134市区町村等 (70)	7,174	477,794	188,048
②リハビリテーション料	90市区町等 (27)	13,306	217,933	86,548
③入院基本料等加算	81市区町等 (4)	4,183	35,767	13,564
④初診料・再診料	125市区町等 (9)	12,840	27,559	11,004
⑤医学管理料等	69市区町等 (11)	6,434	20,399	8,305
計	351実施主体 (121)	43,937	779,453	307,470

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(3) ⑤医学管理料等には、医学管理料のほかに、在宅医療料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ 地方厚生(支)局等及び都道府県において、医療機関に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア 入院基本料

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。)等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、16都道府県に所在する70医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが7,174件あった。その態様は、療養病棟入院基本料等に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記7,174件の請求に対して、134市区町村等において医療費が計477,794,990円過大に支払われており、これに対する国の負担額188,048,824円は負担の必要がなかったものである。

イ リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料のうち、運動器リハビリテーション料又は脳血管疾患等リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者(以下「対象患者」という。)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等から150日又は180日以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。そして、この場合には、レセプトの摘要欄に当該疾患名、発症日等を記載することとされている。

ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、150日を超えて算定することができるなどとされている。

また、介護保険の要介護被保険者等である対象患者に対して、必要があつて150日を超えてリハビリテーションを行った場合には、所定の点数より低い点数を算定することなどとされている。

検査したところ、11都道府県に所在する27医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが13,306件あった。その主な態様は、次のとおりである。

(ア) 患者に疾患の発症等があつた後、新たな疾患の発症等がないのに、レセプトの摘要欄に150日以内に新たな疾患の発症等があつたなどと記載して、150日以内に限り算定することとされている運動器リハビリテーション料の算定を繰り返し行っていた。

(イ) 治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者に該当していないのに、150日を超えて運動器リハビリテーション料を算定するなどしていた。

(ウ) 要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数で運動器リハビリテーション料を算定するなどしていた。

このため、前記13,306件の請求に対して、90市区町等において医療費が計217,933,127円過大に支払われており、これに対する国の負担額86,548,076円は負担の必要がなかったものである。

ウ 入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、療養病棟療養環境加算等については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関について、1日につき所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算は、当該医療機関における医師、看護師等の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていない場合には算定できないこととされている。

検査したところ、4府県に所在する4医療機関において、入院基本料等加算の請求が不適正と認められるものが4,183件あった。その主な態様は、看護師等の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算を算定していたものである。

このため、上記4,183件の請求に対して、81市区町等において医療費が計35,767,304円過大に支払われており、これに対する国の負担額13,564,142円は負担の必要がなかったものである。

エ 初診料・再診料

算定基準等によれば、初診料については、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、また、再診料については、その後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、指定障害者支援施設等に配置されている医師(以下「配置医師」という。)が当該施設の入所者に対して行う診療については、原則として、初診料、再診料等は算定できないこととされている。

検査したところ、5府県に所在する9医療機関において、初診料、再診料等の請求が不適正と認められるものが12,840件あった。その態様は、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料等を算定していたものである。

このため、上記12,840件の請求に対して、125市区町等において医療費が計27,559,016円過大に支払われており、これに対する国の負担額11,004,004円は負担の必要がなかったものである。

オ 医学管理料等

算定基準等によれば、医学管理料のうち、特定疾患療養管理料等については、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に算定することとされている。ただし、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行う診療については、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

検査したところ、7道府県に所在する11医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが6,434件あった。その主な態様は、配置医師が指定障害者支

援施設等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していたものである。

このため、上記6,434件の請求に対して、69市区町等において医療費が計20,399,087円過大に支払われており、これに対する国の負担額8,305,592円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘 要
北海道	18市町等 (12)	4,256	117,069	47,656	①②⑤
山形県	5市等 (2)	212	3,391	1,253	①②
茨城県	30市区町等 (8)	4,336	76,776	30,489	①②④
栃木県	42市区町等 (4)	2,477	9,969	3,823	②④⑤
千葉県	49市区町等 (7)	4,756	41,276	16,346	①④
東京都	26市区等 (11)	2,319	26,265	10,977	①②
神奈川県	36市区村等 (4)	942	76,746	27,426	①
愛知県	41市町等 (14)	7,010	41,361	15,939	①②④⑤
三重県	15市町等 (1)	529	1,533	593	③
京都府	41市町等 (11)	4,495	56,606	22,568	①③④⑤
大阪府	23市町等 (15)	2,902	76,668	30,195	①②⑤
兵庫県	31市町等 (11)	4,508	41,847	15,519	①②⑤
和歌山県	12市町等 (3)	1,222	67,846	28,373	①②
岡山県	9市町等 (1)	811	25,277	10,020	③
徳島県	15市町等 (2)	254	15,350	6,841	①
香川県	5市等 (5)	726	56,592	21,355	①②
福岡県	27市区町等 (1)	895	2,408	658	③
長崎県	13市町等 (5)	1,013	20,117	8,232	①②⑤
宮崎県	5市等 (3)	144	9,597	4,078	①
鹿児島県	3市等 (1)	130	12,748	5,120	①
計	351実施主体 (121)	43,937	779,453	307,470	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から⑤までは、190ページの2(3)の検査の結果の診療報酬項目の別に対応している。

(121) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 31 労働局(審査庁)
支払の相手方	199 指定医療機関等
過大に支払われていた労災診療費	入院料、手術料等
過大支払額	102,515,471 円(平成 28 年度)

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)等に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

(2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院等(以下「指定医療機関等」という。)において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの指定医療機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、これにより、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和 51 年基発第 72 号。以下「算定基準」という。)等に基づき算定することとなっている。算定基準によれば、労災診療費は、①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)等により算定した診療報酬点数に 12 円(法人税等が非課税となっている公立病院等については 11 円 50 銭)を乗じて算定すること、②初診料、入院料、手術料等の特定の診療項目については、健保点数表の所定点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る平成 28 年度における労災診療費の支払が算定基準等に基づき適正になされているかなどに着眼して、全国 47 労働局のうち 20 労働局^(注1)において会計実地検査を行い、診療費請求内訳書等の書類により検査した。また、残りの 27 労働局についても、調書等の提出を受けるなどして検査した。そして、

適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 20労働局 北海道、秋田、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、山口、香川、愛媛、高知、福岡、沖縄各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、31労働局の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、過大に支払われていた入院料、手術料等が199指定医療機関等で計102,515,471円あり、不当と認められる。

上記について、その主な事態を示すと次のとおりである。

ア 入院料に係る事態

算定基準等によれば、入院料のうち、入院基本料及び特定入院料については、労災治療計画書又は入院診療計画書^(注2)(以下「労災治療計画書等」という。)を傷病労働者に交付して所要の事項について説明することが、その算定要件とされている。

また、傷病労働者の入院の際に、労災治療計画書等により、所要の事項について、傷病労働者に交付して説明した場合、労災治療計画加算として、1回の入院につき1回限り所定の点数を入院基本料又は特定入院料に加算できることとされている。

しかし、31労働局管内の185指定医療機関等は、労災治療計画書等を傷病労働者に交付しておらず、所要の事項について説明していないのに、入院基本料等や労災治療計画加算を算定するなどしていた。このため、入院料が、388件で計100,433,214円過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A病院は、傷病労働者Bに係る入院料について、労災治療計画書等を傷病労働者Bに交付して所要の事項について説明したとして、14日分の入院基本料、労災治療計画加算等、計478,423円を算定していた。しかし、実際は、労災治療計画書等を傷病労働者Bに交付しておらず、所要の事項について説明していなかった。

したがって、上記の入院基本料、労災治療計画加算等は算定することができず、このため入院料が478,423円過大に支払われていた。

(注2) 労災治療計画書又は入院診療計画書 傷病労働者の入院の際に、医師が、傷病労働者に、傷病名及び傷病の部位、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間等について説明するために作成される文書

イ 手術料に係る事態

健保点数表等によれば、手術料のうち、超音波骨折治療法料については、四肢(手足を含む。)の観血的手術、骨切り術又は偽関節手術を実施した後に、骨折治療期間を短縮する目的で、当該骨折から3週間以内に超音波骨折治療法を開始した場合に算定することとされている。ただし、やむを得ない理由により、3週間を超えて超音波骨折治療法を開始した場合にあっては、診療報酬明細書(労災診療費の請求にあっては診療費請求内訳書)の摘要欄にその理由を詳細に記載することとされている。

しかし、7労働局管内の17指定医療機関等は、超音波骨折治療法を骨折から3週間を超えてから開始したのに、その理由を診療費請求内訳書に記載することなく超音波骨

折治療法料を算定するなどしていた。このため、手術料が、25件で計1,920,637円過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、指定医療機関等が労災診療費を誤って算定して請求していたのに、31労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことなどによると認められる。

上記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数	過大支払額
		件	千円
北海道	12	14	1,881
宮城県	2	5	2,024
山形県	4	5	884
福島県	3	3	515
茨城県	5	18	5,424
栃木県	6	6	686
群馬県	3	14	4,228
埼玉県	14	54	14,415
千葉県	14	44	11,743
東京都	21	34	7,774
神奈川県	12	30	6,058
新潟県	6	9	1,317
富山県	4	13	4,139
長野県	3	5	1,382
岐阜県	2	4	1,454
静岡県	5	5	967
愛知県	15	80	9,930
三重県	3	8	1,287
滋賀県	4	5	2,312
大阪府	10	13	3,681
兵庫県	17	30	4,492
奈良県	3	4	953
和歌山県	1	4	583
岡山県	3	5	672
広島県	8	22	6,350
山口県	3	6	744
徳島県	3	6	1,204
香川県	2	3	606
愛媛県	2	6	1,356
福岡県	7	10	2,249
熊本県	2	3	1,190
計	199	468	102,515

労災診療費の支払については、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(「労災診療費の算定における労災治療計画加算について、指定医療機関等では入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどの労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう意見を表示したもの」259ページ参照)を掲記した。

補助金

(122) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (192)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)感染症対策費 (項)医療提供体制基盤整備費 (項)医療保険給付諸費 (項)高齢者等雇用安定・促進費 (項)職業能力開発強化費 (項)保育対策費 (項)保育所運営費 (項)子ども・子育て支援対策費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費 (項)介護保険制度運営推進費 (項)東日本大震災復旧・復興高齢者等雇用安定・促進費
部局等 補助等の根拠	厚生労働本省、23都道府県 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等、予算補助
補助事業者等 (事業主体等)	道、県7、市40、区2、町13、村1、団体2、計66補助事業者等 (県3、市40、区2、町13、村1、団体2、計61事業主体等)
間接補助事業者 等(事業主体)	市3、団体5、計8間接補助事業者等
国庫補助金等	財政調整交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、療養給付費負担金等
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	255,342,550,793円
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	606,915,626円

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、45都道府県、574市区町村、7一部事務組合、3広域連合及び218団体におい

て、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、3県、58市区町村、7団体、計68事業主体等(うち1事業主体が補助事業者と間接補助事業者等の両方に該当する。)が財政調整交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、療養給付費負担金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金606,915,626円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 疾病予防対策事業費等補助金(特定感染症検査等事業に係る分)が過大に交付されているもの 1件 不当と認める国庫補助金 11,813,000円

疾病予防対策事業費等補助金(特定感染症検査等事業に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的として、都道府県等が行う特定感染症検査等事業に対し、都道府県等が要する経費の一部について国が補助するものである。特定感染症検査等事業のうちHIV抗体検査及びエイズに関する相談事業(以下「検査相談事業」という。)は、都道府県等に設置された保健所等において、希望者に対してHIV抗体検査及び個別相談を実施するものである。

国庫補助金の交付額は、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(平成20年厚生労働省発健第1219002号。以下「交付要綱」という。)に基づいて算定することとなっており、検査相談事業については、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率2分の1を乗ずるなどした額とすることとなっている。

上記の基準額は検査・相談事業費、人件費等により算定することとなっており、このうち人件費については、医師、看護師等(以下「医師等」という。)を臨時雇用している場合に限り、当該医師等が検査相談事業に従事した日数に所定の単価を乗じて算定することとなっている。

本院が、12県等において会計実地検査を行ったところ、1県において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫補助対象事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助対象事業費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(122) 神奈川県	神奈川県	25~28	80,350	40,233	23,629	11,813	基準額を過大に算定していたもの

神奈川県は、平成25年度から28年度までの間の検査相談事業の基準額について、誤って、保健所の常勤職員であって算定の対象とならない医師等に係る分を人件費に含めるなどして過大に算定していた。この結果、国庫補助対象事業費が計23,629,026円過大に算定されており、これに係る国庫補助金計11,813,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において交付要綱の理解が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査及び確認並びに同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 11,186,668円

医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金(以下、これらを合わせて「交付金」という。)は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画(以下「都道府県計画」という。)に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額等を国が交付するものである(以下、造成された基金を「確保基金」という。)

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(以下、確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」という。)

基金事業の対象は、管理運営要領により、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業、医療従事者の確保に関する事業(以下、これらの事業を「医療事業」という。)等の5事業とされている。

都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請の事務手続等に関する助成要綱を定めることとなっている。そして、助成金の交付額は、助成要綱に基づき、同要綱に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗ずるなどして得た額とすることなどとなっている。また、基金事業を実施する事業主体は、基金事業の事業実績報告書を都道府県に提出することとなっている。

本院が、^(注1)12県において助成金の交付を受けた133事業主体が実施した医療事業を対象に会計実地検査を行ったところ、^(注2)2県の3事業主体が実施した医療事業において、対象経費の実支出額又は基準額を過大に算定していたため、助成金計16,780,000円(交付金相当額計11,186,668円)が2県の確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において助成要綱等の理解が十分でなかったこと、2県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 12県 茨城、群馬、神奈川、富山、静岡、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、徳島、熊本、鹿児島各県

(注2) 2県 茨城、群馬両県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

茨城県は、同県が定めた助成要綱(以下「県要綱」という。)等に基づき、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するために、同県の基金事業である病院内保育所運営事業を実施している公益財団法人筑波メディカルセンターに対して、平成26年度から28年度までの間に助成金計38,078,000円(交付金相当額計25,385,332円)を交付していた。

県要綱によれば、基準額は、病院内保育施設の種別等に応じて算定した基本額に、24時間保育、休日保育及び児童保育(以下、これらを合わせて「24時間保育等」という。)の保育の種類ごとに定められた単価に24時間保育等に係る運営日数を乗ずるなどして得た額である加算額を加えて算定することとされている。そして、同県は、上記の24時間保育等に係る運営日数とは、24時間保育等を実際に行った日数であるとしている。

しかし、同法人は、事業実績報告書において、加算額の算定に当たり、実際には24時間保育等を行っていない日数を運営日数に含めるなどしており、基準額を過大に算定していた。

したがって、適正な基準額により助成金の交付額を算定すると、計30,590,000円となり、前記助成金の交付額との差額7,488,000円(交付金相当額4,991,999円)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていた。

以上を補助事業者別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
(123) 厚生労働本省	茨城県	公益財団法人筑波メディカルセンター	医療介護提供体制改革推進交付金等	26～28	千円 38,078	千円 25,385	千円 7,488	千円 4,991	基準額を過大に算定していたもの
(124) 同	同	医療法人社団筑波記念会筑波記念病院	医療介護提供体制改革推進交付金	28	5,342	3,561	4,832	3,221	対象経費の実支出額を過大に算定していたもの
(125) 同	群馬県	公益社団法人群馬県医師会	医療介護提供体制改革推進交付金等	26～28	27,269	18,179	4,460	2,973	同
(123)-(125)の計					70,689	47,125	16,780	11,186	

(3) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

14件 不当と認める国庫補助金 75,139,053円

国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となつて、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)となっている。そして、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために、同法に基づき療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)^(注2)が交付されている。

(注2) 平成30年4月に国民健康保険法が改正され、同月以降、都道府県は当該都道府県管内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して療養給付費負担金を交付することとされた。

国庫負担金の交付の対象は、一般被保険者に係る医療費となっており、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象となっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金(注3)の1/2}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等(注4)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合(注5)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注3) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注4) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注5) 国の負担割合 平成18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

ただし、届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

また、都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。そして、負担軽減措置の対象者の延べ人数の被保険者数に占める割合が一定の割合を超える市町村については、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額、高額療養費の支給に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整^(注6)を行うこととなっている。

(注6) 減額調整 負担軽減措置により被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する(波及増)傾向があるとし、波及増に係る医療給付費を国庫負担対象費用額に含めると、負担軽減措置を講じていない市町村との公平を欠くこととなるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定を行って国庫負担金を交付することとなっている。そして、④市町村は、当該年度の終了後に都道府県に事業実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査し確認した上で厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省は、これに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、24 都道府県の 213 市区町村において、平成 22 年度から 28 年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、11 都道府県の 14 市区町において、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」という。)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったり、負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったりするなどしていたため、国庫負担金交付額計 58,415,635,648 円のうち計 75,139,053 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、14 市区町において国庫負担金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、11 都道府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道芦別市は、重度心身障害者等の保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることなどを目的として、重度心身障害者等に対して一部負担金に相当する額の一部を助成する負担軽減措置を講じている。

しかし、同市は、平成 22 年度から 26 年度までの間の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、負担軽減措置の対象者に対する高額療養費のうち医療機関等に対して直接支払う方法により支給したものを減額調整の対象としていなかったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が計 19,175,493 円過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(126)	北海道 芦別市	22~26	4,405,076	1,440,829	58,319	19,175	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの
(127)	宮城県 仙台市	24、25、 27	112,438,975	35,950,637	32,931	10,846	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったものなど
(128)	埼玉県 加須市	27	5,136,392	1,646,715	(注7) —	3,079	計算を誤って国庫負担金を過大に算定していたもの
(129)	同 久喜市	27	4,985,203	1,601,711	(注7) —	7,603	同
(130)	東京都 荒川区	26、27	20,900,732	6,688,038	12,905	4,137	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったものなど
(131)	神奈川県 厚木市	27	8,299,549	2,655,634	11,652	3,551	同
(132)	愛知県 江南市	25	2,923,430	932,148	7,937	2,539	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(133)	京都府 木津川市	25	1,821,288	579,666	(注7) —	1,339	計算を誤って国庫負担金を過大に算定していたもの
(134)	大阪府 吹田市	28	11,548,840	3,695,457	19,927	6,393	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(135)	同 泉南郡岬町	27	898,777	288,994	13,215	5,865	同

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
(136) 徳島県	勝浦郡勝浦町	25	千円 196,994	千円 63,138	千円 3,360	千円 1,075	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(137) 愛媛県	伊予郡松前町	26	1,059,755	338,981	8,184	2,258	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったものなど
(138) 福岡県	糸島市	23	5,315,303	1,807,297	11,156	3,793	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの
(139) 同	(注8) 筑紫郡那珂川町	26	2,269,969	726,385	10,729	3,480	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(126)～(139)の計			182,200,289	58,415,635	190,319	75,139	

(注7) 加須市、久喜市及び木津川市は、計算を誤って国庫負担金を過大に算定していたもので、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

(注8) 平成30年10月1日以降は那珂川市

第3章
第1節
第7
厚生労働省

(4) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

27件 不当と認める国庫補助金 211,871,000円

国民健康保険(前掲200ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。^(注1)財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

(注1) 平成30年4月に国民健康保険法が改正され、同月以降、都道府県は当該都道府県管内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付することとされた。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)、後期高齢者支援金等に係るもの(以下「後期分」という。)^(注2)及び介護納付金に^(注3)係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号。平成30年4月1日以降は「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」)等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注2) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注3) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、結核性疾患及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金(以下「結核・精神病特別交付金」という。)等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、26都道府県の222市区町村において、23年度から28年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、14都道府県の27市町村において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金の交付額計15,276,022,000円のうち計211,871,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、27市町村において財政調整交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、14都道府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料(保険税を含む。以下同じ。)で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る医療給付費、前期高齢者^(注4)納付金等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

(注4) 前期高齢者納付金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

後期分に係る調整対象需要額は、後期高齢者支援金等の納付に要した費用の額から後期高齢者医療費支援金負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

4道府県の4市は、普通調整交付金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費や前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を過大に算定しており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計63,039,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

広島県三次市は、平成25、26両年度の普通調整交付金の実績報告に当たり、基礎資料からの転記を誤っていたため、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を過大に算定しており、医療分及び後期分の調整対象需要額をそれぞれ過大に算定していた。

その結果、適正な前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金により算定した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、計35,153,000円が過大に交付されていた。

このほか、25、26両年度の結核・精神病特別交付金についても、同様の誤りにより計510,000円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額との合計額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在において一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することなどとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

2県の2市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金計31,421,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

埼玉県志木市は、平成27年度の普通調整交付金の実績報告に当たり、一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を算定する際に、基礎資料からの転記を誤っていたため、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算定した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、25,687,000円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していた事態

結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾患及び精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る実質被保険者負担額」という。)の占める割合(以下「結核・精神病負担額割合」という。)が100分の15を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質被保険者負担額は、傷病が結核性疾患又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾患又は精神病が主要疾病であると判定された場合の医療給付費から、年間平均一般被保険者数のうち結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数の割合により算出した額を控除するなどして算定することとなっている。

そして、結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から100分の15を控除して得た割合を乗じて得た額の10分の8(24年度以前は10分の9)以内の額とすることとなっている。

7都道府県の13市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核・精神病に係る実質被保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計90,199,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞

長崎県雲仙市は、平成23年度から26年度までの間の結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核性疾患又は精神病が主要疾病ではない場合の医療給付費を含めて集計したため、結核・精神病に係る実質被保険者負担額を過大に算定していた。

その結果、適正な結核性疾患及び精神病に係る医療給付費に基づいて結核・精神病特別交付金の額を算定すると、計 23,695,000 円が過大に交付されていた。

上記のほか、9 道府県の 12 市町村は、特別調整交付金の実績報告に当たり、対象となる保険料調定総額や一般被保険者数を誤るなどしていた。このため、非自発的失業軽減特別交付金^(注5) 17,137,000 円、非自発的失業財政負担増特別交付金^(注6) 10,060,000 円、療養担当手当特別交付金^(注7) 15,000 円、計 27,212,000 円が過大に算定されていた。

(注5) 非自発的失業軽減特別交付金 賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注6) 非自発的失業財政負担増特別交付金 賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注7) 療養担当手当特別交付金 療養担当手当(暖房料加算)に係る額がある場合に交付される交付金

なお、前記 27 市町村のうち 5 市町村については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
(140)	北海道 美唄市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	26、27	442,834	8,085	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
(141)	同 芦別市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金等)	23~26	812,020	10,246	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(142)	同 砂川市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	24	207,230	2,121	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
(143)	福島県 石川郡玉川村	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	25	2,493	2,493	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
(144)	栃木県 芳賀郡芳賀町	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	27	96,303	1,289	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
(145)	埼玉県 志木市	普通調整交付金	27	127,211	25,687	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(146)	同 桶川市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	25	9,482	4,544	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
(147)	同 北本市	同	26	7,274	3,376	同
(148)	同 吉川市	同	25~28	11,402	2,348	同
(149)	千葉県 東金市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	28	3,253	2,687	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(150)	同 山武郡九十九里町	同	25	2,705	1,501	同
(151)	東京都 清瀬市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	26、27	529,368	17,166	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(152)	三重県 松阪市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	26、27	16,752	2,552	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(153)	大阪府 堺市	普通調整交付金	27	5,966,793	16,122	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(154)	同 泉佐野市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	25、26	15,800	2,309	一般被保険者の保険料調定総額を過大に算定していたものなど
(155)	兵庫県 西脇市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	25、26	5,256	1,989	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(156)	広島県 三次市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	25、26	590,038	35,663	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(157)	徳島県 美馬市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	26、27	2,324	2,197	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
(158)	同 板野郡板野町	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	27、28	291,661	3,527	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
(159)	福岡県 うきは市	同	27	338,401	3,423	同
(160)	同 嘉麻市	同	27	596,893	5,044	同
(161)	同 糸島市	普通調整交付金	24	989,956	2,907	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(162)	同 糟屋郡宇美町	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	24	284,634	1,168	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
(163)	同 遠賀郡岡垣町	同	27	227,583	1,997	同
(164)	同 三潁郡大木町	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金等)	24～27	470,920	22,001	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
(165)	長崎県 雲仙市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	23～26	3,001,387	23,695	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(166)	大分県 速見郡日出町	普通調整交付金	26	226,049	5,734	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(140)～(166)の計				15,276,022	211,871	

(5) 高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施に当たり、事業の一部を実施していないなどしていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,200,000円

高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)(以下「補助金」という。)は、定年退職後等の高齢者に対し、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることなどを目的として、シルバー人材センター連合(以下「シルバー連合」という。)^(注)が行う高齢者就業機会確保事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費の一部を国が補助するものである。

「高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱」(平成13年厚生労働省発職高第170号)等によれば、補助事

業は、シルバー連合の運営費に対する補助と、事業費に対する補助に区分されており、このうち事業費に対する補助の種目の一つである地域ニーズ対応事業は、地方公共団体が少子高齢化への対応、子育て支援等の地域ニーズに応じて設定した分野において、シルバー連合が新規事業の立ち上げに必要な取組を実施するものとされている。

また、補助金の交付額は、補助の種目ごとに補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の実支出額に2分の1を乗じて得た額と所定の基準額とを比較して、少ない方の額の合計額とすることとなっている。

(注) シルバー人材センター連合 臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供するなどの業務を行う者として都道府県ごとに設置された一般社団法人又は一般財団法人であり、管内各市町村のシルバー人材センター等を活動拠点として補助事業を実施している。

本院が厚生労働本省(以下「本省」という。)において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認め る国庫補助 金交付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(167) 厚生労働 本省	公益社団法人 新潟県 シルバー人材 センター連 合会	27	802,700	177,366	4,431	2,200	事業の一部 を実施して いなかった ものなど

シルバー連合である公益社団法人新潟県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。)は、平成27年度に実施した補助事業について、補助対象経費を802,700,657円であるとして、177,366,000円の補助金の交付を受けていた。

しかし、連合会は、活動拠点である公益社団法人燕市シルバー人材センター(以下「燕センター」という。)において実施したとしていた農業・家庭菜園サポート事業等の地域ニーズ対応事業を、適当な事業実施場所の確保ができなかったなどとして、全く実施していないなどしていた。

したがって、連合会が燕センターにおいて実施したとする地域ニーズ対応事業に係る補助対象経費4,431,196円は補助金の交付の対象とは認められず、これに係る補助金2,200,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、本省において連合会から提出された実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 129,658,967円

緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、厚生労働省が定めた「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(平成21年厚生労働省発職第0130003号)等に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を造成するために国が交付するものである。

そして、各都道府県及び各市町村等(以下「都道府県等」という。)は、同省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成21年職発第0130008号。以下「実施要領」という。)等に基づき、基金を財源として失業

者に対する原則として1年以内の短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの緊急雇用創出事業(以下「基金事業」という。)を実施している。

基金事業には、東日本大震災による被災地域の被災求職者の安定的な雇用機会を創出することなどを目的とする生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業(以下「雇用復興推進事業」という。)等がある。

基金事業では、都道府県等が企画した事業を民間企業等に委託して、当該民間企業等(以下「受託者」という。)が公募により失業者を雇い入れて行う事業(以下「委託事業」といい、また、公募により雇用された失業者を「新規雇用者」という。)等が実施されている。都道府県は、自らが委託事業等を実施する場合には、委託費相当額等を基金から取り崩して受託者に支払い、市町村等が委託事業等を実施する場合には、当該市町村等に対して基金を財源とした補助金(補助率10分の10以内)を交付している。

実施要領等によれば、基金事業の対象となる経費は、新規雇用者、既に受託者等に雇用されている者等が基金事業に従事した分に係る賃金等の人件費及び基金事業の実施に必要なその他の経費とされている。

本院が、^(注)4県において、4県及びこれらの県から補助金の交付を受けた34市町村が実施した基金事業を対象に会計実地検査を行ったところ、1県が実施した基金事業において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業 年 度	基金造成額	左に対する 交付金交付額		不当と認め る基金使用 額	不当と認め る交付金相 当額
				千円	千円	千円	千円
(168) 厚生労働本省	福 島 県	緊急雇用創 出事業臨時 特例基金	20~28	162,808,135	162,808,135	129,658	129,658

福島県は、雇用復興推進事業に係る委託事業として、平成24年度から26年度までに、若者・女性・高齢者の新規雇用者がそれぞれの適性能力をいかし、農業団体及び地元加工業との連携を図りながら「会津伝統のソースかつ丼」オフィシャルソースの開発、製造及び普及活動を行う「会津ソース開発による地域雇用再生業務」を契約金額24年度48,000,000円、25年度43,200,000円、26年度40,800,000円、計132,000,000円でA社に委託していた。そして、A社は、本件委託事業に要した経費を24年度45,659,008円、25年度43,200,000円、26年度40,799,959円、計129,658,967円とする実績報告書を同県に提出し、これにより同県は、委託費の額を当該実績報告書記載の金額で確定し、基金を財源としてA社に同額を支払っていた。

しかし、本件委託事業において新規雇用者を29名としていたことから、この29名の業務への従事状況を確認したところ、29名全員が、本件委託事業に係る業務ではなくA社が従前から実施している学校給食等の業務に従事するなどしており、本件委託事業における新規雇用者には該当せず、本件委託事業は基金事業の対象とならないものであった。

したがって、前記委託費の支払額計129,658,967円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において受託者から提出された委託事業に係る実績報告書等の審査が十分でなかったこと、厚生労働省において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 4県 秋田、福島、高知、佐賀各県

(7) 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 48,662,000円

緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金は、厚生労働本省(以下「本省」という。)が定めた平成21年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱(平成21年厚生労働省発能第0605001号)等に基づき、中央職業能力開発協会(以下「協会」という。)が、同交付金を原資として、緊急人材育成・就職支援基金(以下「基金」という。)を造成し、緊急人材育成・就職支援基金事業(以下「基金事業」という。)を実施するために国が交付するものである。

協会は、本省が定めた緊急人材育成・就職支援基金事業実施要領(平成25年厚生労働省発能0306第1号)に基づき、基金事業の一つとして若者育成支援事業を実施している。

上記の若者育成支援事業において支給される若年者人材育成・定着支援奨励金(以下「奨励金」という。)は、若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)業務実施要領(平成25年職発0307第2号、能発0307第1号。以下「奨励金実施要領」という。)等に基づき、若年者の正規雇用労働者としての就職等の雇用の安定化等を図ることを目的として、非正規雇用の若年者に対して職業能力の向上を目指した実践的な職業訓練(以下「訓練」という。)を実施するなどした事業主を助成するものである。

奨励金には訓練奨励金と正社員雇用奨励金がある。このうち、訓練奨励金は、35歳未満の非正規雇用の若年者に対して、事業主が、訓練実施時間数等についてあらかじめ管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)の確認を受けた訓練実施計画(以下、この確認を受けた訓練実施計画を「計画」という。)に基づいて訓練を実施した場合に、訓練実施期間に訓練受講者1人につき1月当たり15万円を事業主に支給するものである。また、正社員雇用奨励金は、事業主が、訓練を終了した訓練受講者(以下「訓練修了者」という。)を正社員として1年又は2年継続して雇用した場合に、訓練修了者1人につき50万円(最大100万円)を事業主に支給するものである。

奨励金実施要領等によれば、訓練奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練の終了後、訓練実施時間数、実施内容等を記載した実施状況報告書、出勤簿等の関係書類を添えて、支給申請書を労働局に提出することとされている。また、正社員雇用奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練修了者を正社員として雇用してから1年又は2年経過した後、正社員雇用状況及び訓練受講状況等報告書、訓練修了者に係る雇用契約書等の関係書類を添えて、支給申請書を労働局に提出することとされている。そして、事業主から支給申請書の提出を受けた労働局は、事業主の申請内容が奨励金の支給要件を満たしているかなどについて審査を行い、その審査結果を協会に送付し、協会は、労働局の審査結果に基づいて奨励金の支給決定を行い、基金から支給決定額を取り崩して奨励金を支給することとされている。

そして、訓練奨励金の支給要件は、計画に基づき訓練が実施されていることなど、また、正社員雇用奨励金の支給要件は、訓練修了者を正社員として1年又は2年継続して雇用したこと、訓練奨励金の支給対象事業主であることなどとなっている。

また、協会は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、又は受けようとした事業主であると労働局が認める者に対して、労働局からの通知に基づき、支給した奨励金の全部若しくは一部について支給決定を取り消して返還を求め、又は不支給とすることなどとなっている。

本院が、^(注1)8労働局において、平成25年度から28年度までの間に、支給申請書等の記載内容について各労働局が審査を行った奨励金を対象に会計実地検査を行ったところ、^(注2)3労働局における5事業主について、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	交付金の 交付年度	支給要件確 認庁 (労働局)	奨励金の支 給年度	不適正な奨 励金支給額	不当と認め る基金使用 額	不当と認め る交付金相 当額
					千円	千円	千円
(169) 厚生労働本省	中央職業能 力開発協会	21、22、 24	3労働局	26、27	48,662	48,662	48,662

3労働局は、5事業主から、計画に基づいて訓練を実施したなどとする支給申請書及び関係書類の提出を受け、奨励金の支給要件を満たしているとする審査結果を協会に送付し、協会はこの審査結果に基づき、26、27両年度に奨励金計53,462,000円を5事業主に支給していた。

しかし、5事業主は、訓練の実績を偽って奨励金の支給を申請するなどして、5事業主に対し奨励金計48,662,000円が過大に支給されていた。

したがって、前記奨励金の支給は適正なものではなく、計48,662,000円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったり、事業主が誠実でなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、3労働局において、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局は、事業主Aから、平成25年7月1日から26年4月30日までの10か月間、訓練受講者6人に対して計画に基づき訓練を実施したとする訓練奨励金の支給申請書及び実施状況報告書等の関係書類の提出を受け、その内容の審査を行った上で、訓練奨励金の支給要件を満たしているとする審査結果を協会に送付し、協会はこの審査結果に基づき、26年度に訓練奨励金9,000,000円を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは計画に基づいて訓練を実施していなかったのに、計画に基づいて訓練を実施したとする虚偽の内容の関係書類を支給申請書に添付して同労働局に提出していたことから、事業主Aに対する訓練奨励金9,000,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

(注1) 8労働局 北海道、神奈川、京都、大阪、和歌山、福岡、大分、沖縄各労働局

(注2) 3労働局 北海道、神奈川、大阪各労働局

(8) 保育対策総合支援事業費補助金(認可化移行改修費等支援事業に係る分)により実施した事業が補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 20,437,000円

保育対策総合支援事業費補助金(認可化移行改修費等支援事業に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的として、認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行に当たって必要となる改修等に要する経費を市町村(特別区を含む。)が補助する事業に要する費用の一部を国が補助するものである。

認可化移行改修費等支援事業(以下「改修費等支援事業」という。)の補助対象経費は、「認可化移行改修費等支援事業の実施について」(平成27年雇児発0413第22号。以下「実施要綱」という。)等によれば、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)第32条に規定する保育所に係る設備に関する基準(以下「設備基準」という。)を満たすために必要な経費(改修費等及び賃借料)とされ

ており、設備基準を満たすための改修等に該当しない「施設整備を目的とする事業」、「既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業」等は補助の対象としないこととされている。また、移行のために必要な経費である改修期間中の建物賃借料等が補助の対象とされており、厚生労働省は、認可保育所等として開所した後の賃借料等は補助の対象としないこととしている。

本院が、1県の1市において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫補助対 象事業費	左に対する国 庫補助金交付 額	不当と認める 国庫補助対象 事業費	不当と認める 国庫補助金交 付額
			千円	千円	千円	千円
(170) 広島県	尾道市	27	30,655	20,437	30,655	20,437

尾道市は、平成27年度に、尾道市内に所在する社会福祉法人が実施した認可外保育施設の改修等に要した経費30,655,577円を補助対象経費として改修費等支援事業を実施したとして、広島県に事業実績報告書を提出し、これにより国庫補助金20,437,000円の交付を受けていた。そして、上記経費の内訳は、保育室、乳児室等(以下「保育室等」という。)の増築、保育室等及び調理室の床及び壁面の改修等の工事等(以下「増築工事等」という。)に要した経費20,655,577円、同保育施設の建物及び同建物が所在する土地(以下「園舎等」という。)の賃貸借契約に係る28年4月から34年8月までの間の賃借料10,000,000円となっていた。

しかし、同保育施設における増築等を行う前の保育室等は、認可保育所への移行後の定員等を基にした設備基準上の面積等の要件を既に満たしていたことから、保育室等の増築等は、設備基準を満たすために必要なものではない「施設整備を目的とする事業」であると認められた。また、保育室等及び調理室の床及び壁面の改修等は、全て既存の老朽化した施設を改修するなどしたものであり、「既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業」であると認められた。さらに、同保育施設の認可保育所としての開所日は28年4月1日となっていたことから、上記の賃借料10,000,000円はその全額が認可保育所として開所した後の賃借料に該当するものであった。

したがって、同市が改修費等支援事業において補助対象としていた増築工事等に要した経費及び園舎等の賃借料は全て補助の対象とは認められず、国庫補助金20,437,000円が不当と認められる。

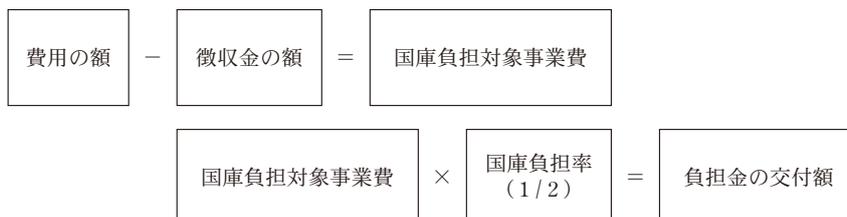
このような事態が生じていたのは、同市において実施要綱等に定められた補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(9) 児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの

4件 不当と認める国庫補助金 10,042,480円

児童保護費負担金(平成25年度以前は児童保護費等負担金)(保育所運営費国庫負担金に係る分。以下「負担金」という。)は、保護者の労働、疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。



この費用の額及び徴収金の額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の合計額による。
- ② 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額、前年度分の市町村民税の課税の有無等に依りて、階層別に各児童1人当たりにつき月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の合計額による。この階層区分の認定は、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全てについて、それらの者の所得税額の合計額等により行う。

本院が、4都県の4事業主体において会計実地検査を行ったところ、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定するなどしていた。

このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金計10,042,480円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、都県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛知県豊川市は、平成25年度に民間保育所Aに保育を委託した児童Bについて、その扶養義務者である母の24年分の所得税額及び24年度分の市民税額がないことなどから、徴収金の額を0円と算定していた。しかし、実際は、児童Bと同一世帯に属して生計を一にしている祖母がおり、この祖母が家計の主宰者であると判断され、児童Bの扶養義務者に該当することから、徴収金の額は、祖母の24年分の所得税10万余円を基に算定すべきであり、これにより児童Bに係る適正な徴収金の額を算定すると732,000円となり、同額が過小となっていた。

そして、同市では、このように扶養義務者の所得税額等を誤認して徴収金の額を過小に算定していた事態が、上記を含め24年度17人、25年度16人、26年度17人の児童について見受けられ、同市に係る徴収金の額が過小となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(171)	東京都 港 区	26	673,215	336,607	1,604	802	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(172)	愛知県 豊 川 市	24~26	2,438,460	1,219,230	14,651	7,325	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(173)	奈良県 五 條 市	24~26	332,857	166,428	2,118	1,059	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(174)	宮崎県 宮 崎 市	24~26	22,157,549	11,078,774	1,711	855	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(171)-(174)の計			25,602,082	12,801,041	20,084	10,042	

(前掲54ページの「子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算していたもの」参照)

(10) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,710,000円

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(以下「地域子育て支援拠点」という。)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。

そして、国は、都道府県に対して子育て支援対策臨時特例交付金を交付し、その交付を受けた都道府県が造成した基金を取り崩して市町村に助成金を交付することとして、拠点事業に要する費用の一部を補助している(以下、基金から取り崩して交付したものを「助成金」という。)

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年20文科初第1279号・雇発第0305005号。以下「管理運営要領」という。)によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に専任の者を2名以上配置することなどが実施要件とされている。

拠点事業に係る助成金の交付額は、管理運営要領に基づき、対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額と、地域子育て支援拠点の開設日数等の区分により定められた基準額の合計額とを比較して少ない方の額(以下「対象額」という。)に2分の1を乗ずるなどして得た額の範囲内の額とすることとなっている。

本院が、北海道の1市において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額 千円	左に対する 交付金相当額 千円	不当と認める基金 使用額 千円	不当と認める交付 金相当額 千円
(175) 厚生労働 本省	北海道	江別市	安心こども 基金	25	54,866	52,866	3,710	3,710

江別市は、平成25年度に、7か所の地域子育て支援拠点において開設時間中に専任の者を2名以上配置するなどして拠点事業を実施したとして、拠点事業に係る対象額を55,180,000円として北海道に事業実績報告書を提出して、これにより助成金27,590,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、助成金の交付額の算定に当たり、1か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置していなかったことなどから実施要件を満たしていないのに、これに係る事業費を対象経費の実支出額等に含めていたため、対象額が過大に算定されていた。

したがって、25年度の適正な対象額を算定すると47,760,000円となることから、前記の対象額55,180,000円との差額7,420,000円が過大になっており、これに係る助成金3,710,000円(交付金相当額同額)が過大に使用されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において管理運営要領等の理解が十分でなかったこと、北海道において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲58ページの「地域子育て支援拠点事業の実施に当たり、補助金等の交付額の算定が適切でなかったもの」参照)

(11) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

5件 不当と認める国庫補助金 19,327,106円

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(平成25年度以前はこれらを合わせて生活保護費等負担金。以下「負担金」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づ

き、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理する町村(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」という。)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとなっている。そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としており、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、事業主体にその旨を届けることとなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができることとなっている(以下、これらの返還させ、又は徴収する金銭を「返還金等」という。)。事業主体は、このうちの返還に関する決定を行う際に、保護受給中に資力が発生した場合は収入認定に係る各規定に従って、必要な控除等を適用して収入認定を行い返還額を算定することとなっており、収入等の種類等により必要な控除等の範囲がそれぞれ示されている。

そして、事業主体は、保護の決定等のために必要があると認めるときは、官公署等に対して、必要な資料の提供等を求めることができることなどとなっている。また、毎年、税務担当官署の協力を得て、被保護者に対する課税の状況と収入申告額との突合作業(以下「課税調査」という。)を実施することとなっており、課税調査等を契機として事業主体が把握している収入等の状況に疑義が生じた場合には、事実の的確な把握をすることとなっている。その結果、未申告の収入等が判明したときは、徴収又は返還に関する決定を行うことになっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}
 \end{array}$$

この費用の額、返還金等の調定額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②の合計額とする。

- ① 被保護者の年齢、世帯構成、所在地域等の別に応じて算定される生活費の額から、当該世帯における就労収入、年金の受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された生活扶助等に係る保護費の額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ 返還金等の調定額は、事業主体において、当該年度に調定した返還金等の額とする。

本院が、25 都道府県の 244 事業主体において会計実地検査を行ったところ、5 県の 5 事業主体において、課税調査結果を契機とした更なる事実の的確な把握をしておらず、就労収入等があったのに収入認定を行っていなかったり、必要な控除等の適用を誤るなどして返還金等の額を過小に算定したりなどしていた。このため、負担金計 19,327,106 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において収入認定等を適切に行うことについての理解が十分でなかったこと、県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛知県春日井市は、平成26年6月に実施した25年中の収入に係る課税調査の結果、課税の状況と収入申告額が一致しておらず、収入等の状況に疑義が生じていたのに事実を的確に把握していなかった管内の被保護者について、本院の指示により同市が更なる事実の把握を行った結果、14人については、同市に届出が行われていなかったことなどにより、就労収入等計10,812,658円を把握していなかったことが判明した。

したがって、当該14人に対する22年度から28年度までの支給済保護費33,612,631円に対して適正な収入認定額に基づく保護費は22,799,973円となり、その差額10,812,658円に係る負担金8,109,493円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(176) 群馬県	高崎市	26~28	24,402	18,301	3,203	2,402	返還決定額を誤っていたもの
(177) 千葉県	千葉市	25~27	43,277	32,457	2,622	1,967	同
(178) 神奈川県	相模原市	24~27	15,516	11,637	2,982	2,237	同
(179) 愛知県	春日井市	22~28	33,612	25,209	10,812	8,109	就労収入等を認定していなかったものなど
(180) 佐賀県	伊万里市	25、26	9,037	6,778	6,147	4,610	徴収決定を行っていなかったもの
(176)-(180)の計			125,845	94,384	25,769	19,327	

(12) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,618,857円

障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。))は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。))に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地等の市町村(特別区を含む。))又は都道府県が、都道府県知事等の指定する医療機関において、自立した日常生活等を営むために必要である精神通院医療等の自立支援医療を障害者及び障害児に提供し、当該自立支援医療に要した費用(以下「自立支援医療費」という。))等を障害者及び障害児の保護者に支給した場合に、その費用の一部を国が負担するものである。

自立支援医療費に係る負担金の交付額は、障害者医療費国庫負担金交付要綱(平成21年厚生労働省発障第0519001号)等に基づき、精神通院医療等の区分ごとに次のように算定した額の合計額とすることとなっている。

- ① 自立支援医療費の額から法第7条に基づき他の法令による給付等との調整により給付を行わないとした額を控除して得た額と、都道府県等が自立支援医療費の支給に要する費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が19都道府県及び12市において会計実地検査を行ったところ、1県において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(181) 佐賀県	佐賀県	26、28	3,053,020	1,526,510	7,237	3,618	対象外経費を計上していたもの

佐賀県は、平成26年度の負担金の交付額について、負担金の額の確定後に医療機関から自立支援医療費の一部が返還されたことによる国庫負担対象事業費の減額の報告を国に対して行っていなかったり、28年度の負担金の交付額について、概算払していた自立支援医療費の一部が精算金として返納されたのに、誤って精算金の額を国庫負担対象事業費から減額していなかったりなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が7,237,715円過大に算定されており、これに係る負担金計3,618,857円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、国庫負担金交付額の算定に際し、国庫負担対象事業費の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(13) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,803,162円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、国から市町村に対して介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用等の額}} \times \boxed{\left(\begin{array}{l} \text{国の負担割合} \\ \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{array} \right)} = \boxed{\text{交付額}}$$

各算出要素については、次のとおりとなっている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用等の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用等の額から、損害賠償金等の収入額を控除した額(以下「介護給付費等」という。)とする。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は100分の15

(イ) その他分は、介護給付費等のうち、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は100分の20

負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことに

より審査し確認した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、平成23年度から28年度までの間に交付された負担金について、22都道府県の183市区町村、2一部事務組合及び2広域連合において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付先 (保険者)	年度	負担金交付額 千円	不当と認める負担金交付額 千円	摘要
(182)	埼玉県 秩父市	27	902,398	1,803	施設等分及びその他分の集計が誤っていたもの

秩父市は、平成27年度の負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定施設入居者生活介護費及び特定入所者介護サービス費を施設等分とその他分に区分する際に、基礎資料からの計数の転記を誤ったため、国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどしていた。

この結果、負担金交付額902,398,589円のうち1,803,162円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において負担金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、埼玉県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(14) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの

8件 不当と認める国庫補助金 50,389,000円

介護保険(前掲217ページの「介護給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで。平成26年度以前は第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、「介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(平成12年厚生省令第26号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用等の合計額から、前年度の12月から当該年度の11月までの間における損害賠償金等の収入額を控除した額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとされている前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者数を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、24年度から29年度までの間に交付された交付金について、24都道府県の185市区町村、2一部事務組合及び2広域連合において会計実地検査を行った。その結果、3県の8市町において、調整基準標準給付費額の算出を誤ったり、後期高齢者加入割合補正係数又は所得段階別加入割合補正係数の算出を誤ったりして、交付金の交付額を過大に算定していたため、交付金交付額計2,348,098,000円のうち計50,389,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、8市町において交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、3県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

埼玉県春日部市は、平成27、28両年度の後期高齢者加入割合補正係数の算出に当たり、後期高齢者数について、前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの人数を基に算出すべきところ、誤って前年度の2月報告分(1月末の人数)から当該年度の1月報告分(12月末の人数)までの人数を基に算出するなどしていた。

その結果、適正な後期高齢者加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき交付金の交付額を算定すると、計19,850,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

栃木県下野市は、平成27年度の所得段階別加入割合補正係数の算出に当たり、第1号被保険者数について、誤って、保険料の賦課期日である27年4月1日ではなく、同市における被保険者の年間保険料の決定時である同年7月15日における人数を用いたり、同市が独自に定める所得段階(11段階)ごとの人数を基に国が定める標準的な所得段階(9段階)ごとの人数を集計する際に、国が定める所得段階の第8及び第9段階に該当

する者の一部をそれぞれ算入しなかったりしていた。このため、所得段階が高い第8及び第9段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出するなどしていた。

その結果、適正な所得段階別加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき交付金の交付額を算定すると、4,735,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
(183)	栃木県 下野市	27	千円 111,107	千円 4,735	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(184)	埼玉県 秩父市	26、27	681,526	1,011	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(185)	同 所沢市	27、28	580,743	15,854	同
(186)	同 春日部市	27、28	274,913	19,850	同
(187)	同 久喜市	28	90,404	1,549	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(188)	同 入間郡三芳町	27、28	17,692	1,792	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(189)	同 入間郡毛呂山町	28	39,196	1,557	同
(190)	広島県 廿日市市	26、27	552,517	4,041	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(183)-(190)の計			2,348,098	50,389	

(15) 医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(介護施設等の整備に関する事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 7,057,333円

医療介護提供体制改革推進交付金(以下「交付金」という。)は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して作成した計画(以下「都道府県計画」という。)に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額等を国が交付するものである(以下、造成された基金を「確保基金」という。)

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(以下、確保基金から取り崩して助成したものを「県助成金」という。)

基金事業の対象は、管理運営要領により介護施設等の整備に関する事業等の5事業とされており、このうち、介護施設等の整備に関する事業の対象は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下「定期巡回事業所」という。)等の介護施設等の開設時等に必要初度経費を支援する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(以下「開設準備支援事業」という。)等とされている。

都道府県は、管理運営要領に基づき、県助成金の交付申請の事務手続等に関する助成要綱(以下、管理運営要領と助成要綱を合わせて「管理運営要領等」という。)を定めて、管理運営要領等に基づき、市町村が事業主体の実施する開設準備支援事業等に対して助成金(以下「市助成金」という。)を交付する事業を対象として、県助成金を交付している。

開設準備支援事業に係る県助成金の交付額は、管理運営要領等に基づき、介護施設等の区分ごとに所定の額の範囲で都道府県知事が定める額に施設数等を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額とすることなどとなっていて、開設準備支援事業の対象経費は、初度経費に該当する備品購入費等とされている。また、開設準備支援事業を実施する事業主体は、事業実績報告書を市町村を經由して都道府県に提出することとなっている。

本院が、^(注1)3県において県助成金を財源とする市助成金の交付を受けた12市の23事業主体が実施した開設準備支援事業を対象に会計実地検査を行ったところ、^(注2)^(注3)2県の2市の2事業主体が実施した開設準備支援事業において、初度経費に該当しない経費を含めて対象経費の実支出額を算定していたため、県助成金計10,586,000円(交付金相当額7,057,333円)が2県の確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において対象経費を適切に計上することについての認識が欠けていたこと、2市において事業主体から提出された市助成金の事業実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、2県において市から提出された県助成金の事業実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 3県 埼玉、千葉、神奈川各県

(注2) 2県 埼玉、千葉両県

(注3) 2市 和光、千葉両市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉県は、平成28年度に、定期巡回事業所に係る開設準備支援事業として、和光市に対して県助成金10,300,000円(交付金相当額6,866,666円)を交付しており、同市は、県助成金を財源として事業主体である長谷川介護サービス株式会社に対して定期巡回事業所の開設時に必要な初度経費について、同額の市助成金を交付していた。

そして、同社は、29年3月に同市に提出した事業実績報告書において、29年2月の定期巡回事業所の開設時に必要な初度経費に該当するとして、定期巡回事業所等に設置する緊急通報装置の購入及び設置工事に係る経費を含めて、対象経費の実支出額を10,666,571円と算定していた。

しかし、同社は、緊急通報装置の実際の使用開始時期を30年5月以降と見込み、開設から1年後の30年2月の会計実地検査時点においても、当該装置を納入業者に保管させたまま、設置工事も実施していなかったことから、これらに係る経費は初度経費には該当しないと認められるのに、事業実績報告書において、29年1月に当該装置を定期巡回事業所に納品させ、設置工事を実施したとする事実と異なる納品書等に基づき、当該装置の購入及び設置工事に係る経費等7,669,352円を対象経費の実支出額に含めていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額により県助成金の交付額を算定すると2,997,000円となり、前記県助成金の交付額との差額7,303,000円(交付金相当額4,868,666円)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていた。

以上を補助事業者別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘	要
					千円	千円	千円	千円		
(191) 厚生労働本省	埼玉県	和光市	医療介護提供体制改革推進交付金	28	10,300	6,866	7,303	4,868	補助の対象外	
		長谷川介護サービス株式会社(事業主体)								
(192) 同	千葉県	千葉市	同	27	10,278	6,852	3,283	2,188	同	
		有限会社鎌野(事業主体)								
(191)(192)の計					20,578	13,718	10,586	7,057		

そ の 他 (193)-(195)

(193) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費)
部 局 等	2 県、5 市
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)
実施主体	市22、町4、一部事務組合1、計27実施主体
事業者	9事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	訪問介護、通所介護等
過大に支払われた介護給付費の件数	5,003件(平成24年度～29年度)
過大に支払われた介護給付費の額	38,055,439円(平成24年度～29年度)
不当と認める国の負担額	11,442,414円(平成24年度～29年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)に係る保険給付を行うものであり、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者、当該市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

(2) 介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス^(注1)、施設サービス及び地域密着型サービス^(注2)並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには訪問介護^(注3)、通所介護等^(注4)が、施設サービスには介護福祉施設サービス等がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける(以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。)
- ② 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。
- ③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者(以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「介護サービス事業者」という。)から介護サービスを受ける。

(注1) 居宅サービス 居宅サービスには介護予防サービスを含む。

(注2) 地域密着型サービス 地域密着型サービスには地域密着型介護予防サービスを含む。

(注3) 訪問介護 居宅の要介護者等が、当該要介護者等の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けるもの

(注4) 通所介護 居宅の要介護者等が、指定通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるもの

(3) 介護報酬の算定

介護サービス事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、両者を合わせて「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価(10円から11.40円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

都道府県等は、介護保険法等に基づき、保険給付の適正化を図るために、介護サービス事業者に対して、介護報酬の請求等に関する指導等を行っている。

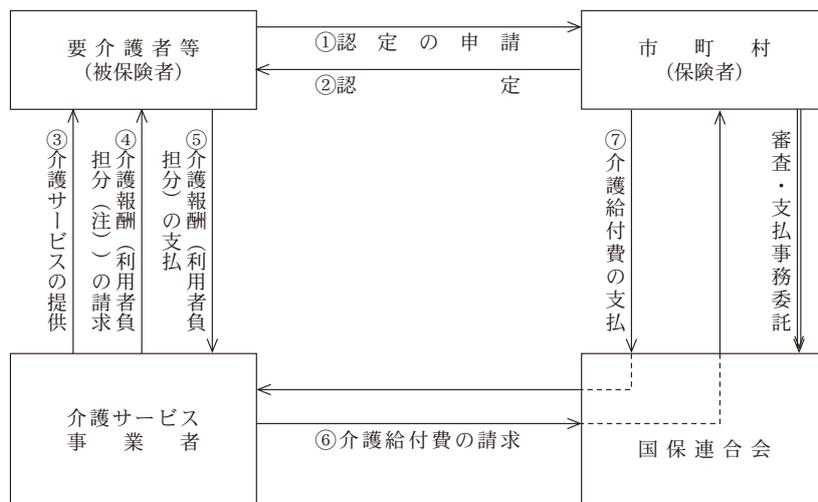
(4) 介護給付費

市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ介護サービス事業者を支払うこととなっている(以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。)

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

- ① 介護サービス事業者は、要介護者等に提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。
- ② 国保連合会は、介護サービス事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。
- ③ 請求を受けた市町村は、金額等を確認した上で国保連合会を通じて介護サービス事業者へ介護給付費を支払う。

図 介護給付費の支払の手続



(注) 要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担として、介護給付費のうち、施設等分については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等分以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。^(注5)

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者が同基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。^(注6)

(注5) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

(注6) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、18都道府県及び20市において、64事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費請求書等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、2県及び5市に所在する9事業者に対して10道県の27市町等の実施主体が行った平成24年度から29年度までの間における介護給付費の支払が計5,003件、計

38,055,439 円過大となっていて、これに対する国の負担額 11,442,414 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 訪問介護

算定基準等によれば、訪問介護については、訪問介護事業所の指定を受けた介護サービス事業者が、当該事業所の所在する建物と同一の建物(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって都道府県知事の登録を受けたものなどに限る。以下同じ。)等の要件を満たす建物の居住者に対してこれを提供した場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算して介護報酬を算定することとされている。

しかし、4事業者は、上記の要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算することなく介護報酬を算定していた。

このため、1,219件の請求に対して11市町が支払った介護給付費が計21,272,113円過大となっていて、これに対する国の負担額6,548,406円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

事業者Aは、平成21年7月に栃木県宇都宮市から訪問介護事業所の指定を受けて訪問介護を提供している。そして、事業者Aは、サービス付き高齢者向け住宅a(1棟)の居住者に対して訪問介護を提供しており、27年4月から29年3月までの間、サービス付き高齢者向け住宅aは、当該事業所の所在する建物と同一の建物であったのに、これらの者に対して提供した訪問介護に係る介護報酬の算定に当たり、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算していなかった。

このため、395件の請求に対して2市町が支払った介護給付費計5,972,178円が過大となっていた。

イ 通所介護

算定基準等によれば、通所介護については、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が300人以内の場合は小規模型通所介護費、300人超750人以内の場合は通常規模型通所介護費とするなどして、それぞれの事業所規模ごとの区分等に応じて、規模が小さい事業所については規模が大きい事業所よりも高く定められた単位数等により介護報酬を算定することとされている。また、当該事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を1名以上配置していることなどの個別機能訓練加算(I)に係る基準に適合した上で要介護者に対して機能訓練を行っている場合は、1日につき46単位(24年4月から27年3月までの間は42単位)を所定単位数に加算して介護報酬を算定することとされている。

しかし、2事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらずに小規模型通所介護費の区分により単位

数を算定していた。また、1事業者は、通所介護事業所に配置している看護職員等が個別機能訓練加算(I)に係る基準に適合していなかったのに、要介護者に対して機能訓練を行うなどして提供した通所介護に係る介護報酬の算定に当たり、1日につき42単位又は46単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

このため、2,453件の請求に対して8市町が支払った介護給付費が計12,678,446円過大となっていて、これに対する国の負担額3,865,006円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

事業者Bは、平成17年12月に兵庫県から通所介護事業所の指定を受けて、要介護者に対して機能訓練を行うなどして通所介護を提供している。そして、事業者Bは、24年6月1日から29年4月30日までの間の各日のうち計1,324日において、当該事業所に配置した看護職員を通所介護を行う時間帯に機能訓練指導員以外の職務にも従事させるなどしていたことから、個別機能訓練加算(I)に係る基準に適合していなかったのに、要介護者に対して機能訓練を行うなどして提供した通所介護に係る介護報酬の算定に当たり、1日につき42単位又は46単位を所定単位数に加算していた。

このため、1,340件の請求に対して1市が支払った介護給付費計4,600,392円が過大となっていた。

ウ その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、介護福祉施設サービス、介護療養施設サービス及び短期入所療養介護の3介護サービスについて、2事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、1,331件の請求に対して9市町等が支払った介護給付費が計4,104,880円過大となっていて、これに対する国の負担額1,029,002円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市町、一部事務組合及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、県等において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を県等別に示すと、次のとおりである。

県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
仙台市	2市(1)	26、27	395	6,556	2,057	ア
宇都宮市	2市町(1)	27～29	395	5,972	1,875	ア
船橋市	4市(1)	27、28	651	4,215	1,282	イ
愛知県	7市(2)	27、28	429	8,743	2,615	ア
神戸市	6市町(2)	24～29	1,998	6,762	1,947	イ、ウ
和歌山市	3市町(1)	27、28	462	3,862	1,169	イ
佐賀県	3市町等(1)	25～28	673	1,942	494	ウ
計	27実施主体 (9)	24～29	5,003	38,055	11,442	

(注) 摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

(194) 自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	3 県、3 市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第 123 号)
実施主体	市 12、町 5、計 17 実施主体
事業者	9 指定就労移行支援事業者
過大に支払われた訓練等給付費に係る障害福祉サービスの種類	就労移行支援
過大に支払われた訓練等給付費の件数	809 件(平成 25 年度～29 年度)
過大に支払われた訓練等給付費の額	27,493,704 円(平成 25 年度～29 年度)
不当と認める国の負担額	13,746,851 円(平成 25 年度～29 年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援^(注)、就労継続支援等がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定を受ける。
- ② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

また、都道府県知事等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、事業者に対する指導等を行うことができることとなっている。

(注) 就労移行支援 就労を希望する原則として 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて

行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価(10円から11.44円)を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援のサービスに要する費用の額は、障害者の就労への移行を促進するために、平成24年10月以降、算定基準等に基づき、就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)において、就労移行支援を利用して企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して6か月以上雇用されている者又は雇用されていた者(以下「就労定着者」という。)の人数が①過去3年間0である場合は、基本報酬の単位数に100分の85(27年度以降は100分の70)を乗じて得た単位数等、②過去4年間0である場合は、基本報酬の単位数に100分の70(同100分の50)を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。また、27年度以降、就労移行支援を利用して企業等に雇用された者(以下「就労移行者」という。)の人数が過去2年間0である場合は、基本報酬の単位数に100分の85を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。

また、同年度以降、障害者が企業等により長く就労を継続できるよう支援するために、指定就労移行支援事業所において、就労定着者の割合等が所定の要件を満たす場合は、就労定着支援体制加算として、基本報酬の単位数に所定の単位数を加算することとなっている。そして、就労定着支援体制加算の単位数は、前年度における就労定着者について、企業等に雇用されてから就労を継続している又は継続していた期間(以下「雇用期間」という。)が6月以上12月未満、12月以上24月未満又は24月以上36月未満である者の人数をそれぞれ当該指定就労移行支援事業所の利用定員で除した数(以下「定着率」という。)を算出し、その定着率に応じた区分ごとに定められている。

(4) 訓練等給付費等

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る訓練等給付費等を事業者を支払うこととなっており、訓練等給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を^{しんしゃく}して政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

訓練等給付費等の支払手続については、①事業者は、訓練等給付費等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から訓練等給付費等に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、訓練等給付費等を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査した上で、同連合会を通じて事業者訓練等給付費等を支払うこととなっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、訓練等給付費の算定が適正に行われているかに着眼して、24 都道府県及び36 市(14 政令指定都市、22 中核市)において、指定就労移行支援事業所を設置する440 事業者に対する訓練等給付費の支払について、訓練等給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、訓練等給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、3 県及び3 市(1 政令指定都市、2 中核市)に所在する9 事業者は、事業所における過去3 年間若しくは4 年間の就労定着者又は過去2 年間の就労移行者の人数が0 となっていたのに基本報酬の単位数に100 分の85 等を乗ずることなく算定していたり、前年度における雇用期間ごとの定着率を誤って算定し、適切な区分によらずに就労定着支援体制加算の単位数を算定していたりするなどしていた。このため、25 年度から29 年度までの間に、上記の9 事業者に対して17 市町が行った訓練等給付費の支払が計809 件、計27,493,704 円過大となっていて、これに対する国の負担額13,746,851 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市町において訓練等給付費の算定について審査が十分でなかったこと、県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

群馬県に所在する事業者 A は、平成 25 年度に実施した就労移行支援に係る訓練等給付費の算定に当たり、過去 3 年間の就労定着者の人数が 0 となっていたのに、同年度において障害福祉サービスの提供を受けた利用者について、基本報酬の単位数に 100 分の 85 を乗じていなかった。また、26 年度に実施した就労移行支援に係る訓練等給付費の算定に当たり、過去 4 年間の就労定着者の人数が 0 となっていたのに、同年度において、障害福祉サービスの提供を受けた利用者について、基本報酬の単位数に 100 分の 70 を乗じていなかった。

このため、上記の事態に係る 185 件の請求に対して 6 市町が支払った訓練等給付費が計 6,500,182 円過大となっていて、これに対する国の負担額計 3,250,091 円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する県等別に示すと、次のとおりである。

県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた訓練等給付費の件数	過大に支払われた訓練等給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
群馬県	6 市町(1)	25~27	185	6,500	3,250	就労移行支援
前橋市	2 市(1)	28、29	49	1,263	631	同
山梨県	5 市町(3)	26~29	248	13,587	6,793	同
福岡市	1 市(1)	25~27	90	2,172	1,086	同
鹿児島県	1 市(1)	27~29	48	1,023	511	同
鹿児島市	2 市(2)	27、28	189	2,947	1,473	同
計	17 市町(9)	25~29	809	27,493	13,746	

(195) 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	3 県、1 市
国の負担の根拠	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
実 施 主 体	市 8、町 5、村 1、計 14 実施主体
事 業 者	指定児童発達支援事業者等 1、指定放課後等デイサービス事業者 3、 計 4 事業者
過大に支払われた障害児通所給付費に係る障害児通所支援の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
過大に支払われた障害児通所給付費の件数	1,539 件(平成 24 年度～29 年度)
過大に支払われた障害児通所給付費の額	16,399,386 円(平成 24 年度～29 年度)
不当と認める国の負担額	8,199,692 円(平成 24 年度～29 年度)

1 障害児通所給付費の概要

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき、障害児に対して児童発達支援^(注1)、放課後等デイサービス等^(注2)の支援を行うものであり、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

そして、障害児の保護者が障害児通所支援を受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害児の保護者は、居住地等の市町村から障害児通所給付費を支給する旨の通所給付決定を受ける。
- ② 通所給付決定を受けた障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)は、通所給付決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市等の市長の指定を受けた指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」という。)の事業所において、障害児通所支援を受ける。

また、都道府県知事又は政令指定都市等の市長は、必要があると認めるときは事業者に対する指導等を行うことができることとなっている。

(注1) 児童発達支援 障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する支援

(注2) 放課後等デイサービス 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する支援

(2) 障害児通所支援に要した費用の額の算定

事業者が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価(10円から11.52円)を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス等」という。)に要する費用の額は、算定基準等に基づき、所定の業務に一定期間以上従事した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」という。)を事業所に専任で配置している場合は、障害児の障害種別及び当該事業所の利用定員に応じた児童発達支援管理責任者専任加算(以下「管理責任者専任加算」という。)の単位数を基本報酬の単位数に合算するなどした単位数により算定することとなっている。

また、事業者が過剰に障害児を受け入れることを未然に防止して、適正な放課後等デイサービス等の提供を確保するために、算定基準等に基づき、利用定員が11人以下の事業所において、直近の過去3か月間の利用者の延べ数が利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数(以下「受入可能人数」という。)を超えるなどの場合は、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗じて得た単位数により算定することとなっている。

さらに、受入時間の延長を行う事業所を評価するために、算定基準等に基づき、事業所の運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において放課後等デイサービス等を提供した場合には、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じた延長支援加算の単位数を基本報酬の単位数に合算した単位数により算定することとなっている。

(3) 障害児通所給付費

市町村は、通所給付決定保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、これに係る障害児通所給付費を事業者に支払うこととなっており、障害児通所給付費は、障害児通所支援に要した費用の額から当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を^{しんしゃく}して政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

障害児通所給付費の支払手続については、①事業者は、障害児通所給付費を記載した障害児通所給付費・入所給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から障害児通所給付費に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、障害児通所給付費を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査した上で、同連合会を通じて事業者^に障害児通所給付費を支払うことになっている。

そして、国は、障害児通所支援に要した費用について市町村が支弁した障害児通所給付費の2分の1を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、障害児通所給付費の算定が適正に行われているかに着眼して、24 都道府県及び 15 市(政令指定都市等)において、障害児通所支援の提供を行う事業所を設置する 456 事業者に対する障害児通所給付費の支払について、障害児通所給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、障害児通所給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、3 県及び 1 市(政令指定都市)に所在する 4 事業者は、事業所に管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったのに管理責任者専任加算の単位数を算定するなどしたり、事業所における直近の過去 3 か月間の利用者の延べ数が受入可能人数を超えるなどしていたのに基本報酬の単位数に 100 分の 70 を乗ずることなく算定したり、事業所の運営規程に定める営業時間が 8 時間を下回っていて延長支援加算の要件を満たしていなかったのに同加算の単位数を算定したりしていた。このため、平成 24 年度から 29 年度までの間に、上記の 4 事業者に対して 14 市町村が行った障害児通所給付費の支払が計 1,539 件、計 16,399,386 円過大となっていて、これに対する国の負担額 8,199,692 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市町村において障害児通所給付費の算定について審査が十分でなかったこと、県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

山梨県に所在する事業者 A は、放課後等デイサービスの提供を行った事業所において、管理責任者として配置された者が所定の業務に一定期間以上従事した者であることの要件を満たしていなかったのに管理責任者専任加算の単位数を算定するなどしていた。

このため、上記の事態に係る平成 28 年 6 月から 29 年 4 月までの 11 か月間における 86 件の請求に対して 4 市町が支払った障害児通所給付費が計 6,894,457 円過大となっていて、これに対する国の負担額 3,447,228 円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する県等別に示すと、次のとおりである。

県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた障害児通所給付費の件数	過大に支払われた障害児通所給付費	不当と認める国の負担額	摘要
川崎 市	1 市(1)	29	72	1,290	645	放課後等デイサービス
山梨 県	4 市町(1)	28、29	86	6,894	3,447	同
長野 県	3 市町(1)	26~29	723	5,759	2,879	児童発達支援、放課後等デイサービス
高知 県	6 市町村(1)	24~28	658	2,455	1,227	放課後等デイサービス
計	14 市町村(4)	24~29	1,539	16,399	8,199	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 第三者行為事故に係る年金の支給と第三者からの損害賠償との調整に関する事務について、督促等の手続が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに年金の支給停止等を行うために必要な損害賠償金の受領状況や医療費等実支出額を把握するための手続を整備するなどして、年金の支給停止等の事務が適切に行われるよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(基礎年金勘定) (項)基礎年金給付費 (国民年金勘定) (項)国民年金給付費 (厚生年金勘定) (項)保険給付費
	平成19年度から26年度までは、 厚生労働省所管 年金特別会計(基礎年金勘定) (項)基礎年金給付費 (国民年金勘定) (項)国民年金給付費 (厚生年金勘定) (項)保険給付費 18年度以前は、 厚生労働省所管 国民年金特別会計(基礎年金勘定) (項)基礎年金給付費 (国民年金勘定) (項)国民年金給付費 厚生保険特別会計(年金勘定) (項)保険給付費
部 局 等 支給停止等の根拠	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)
第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整の概要	年金給付の原因である被保険者の障害又は死亡が第三者の行為により生じたものであり、被保険者等が第三者から損害賠償を受けたときに、国がその損害賠償額を限度として年金の支給停止等を行うことにより、年金の支給と第三者からの損害賠償との重複を避けるための調整を行うもの
支給停止等に係る事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構(平成22年1月1日以降)
督促等の手続に長期間を要しており、損害賠償金の受領状況等を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事案の件数	967件

上記の事案に係る調整の対象となる年金支給額(1)	14億0171万円(平成15年度～28年度)
損害賠償金を受領したことは把握できているものの、受給権者から同意書を取ることができないため、損害保険会社等に確認書類の提出を求めず、損害賠償金の総額やその内訳を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事案の件数	345件
上記の事案に係る調整の対象となる年金支給額(2)	4億2202万円(平成15年度～30年度)
損害賠償金の受領状況は把握できているものの医療費等の実支出額を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事案の件数	176件
上記の事案に係る調整の対象となる年金支給額(3)	2億9525万円(平成18年度～30年度)
(1)から(3)までの純計	19億4929万円(背景金額)(平成15年度～30年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示し及び改善の処置を要求したものの全文】

第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務について

(平成30年10月30日付け 厚生労働大臣宛て)
日本年金機構理事長

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求する。

記

1 第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務の概要

(1) 制度の概要

厚生労働省は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、被保険者の老齢、障害又は死亡に関し、被保険者又はその遺族(以下

「被保険者等」という。)に対して、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等の年金給付を行っている。

このうち、年金給付の原因である被保険者の障害又は死亡が第三者の運転する車両による交通事故等のように第三者の行為によって生じたものであって、当該損害を被った被保険者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合(以下「第三者行為事故」という。)については、厚生年金保険法又は国民年金法において年金給付に関する特例が定められている。

すなわち、被保険者等が被った第三者行為事故に係る損害は、最終的には事故発生の原因となるなどした第三者が賠償すべきものであることなどから、被保険者等が第三者から損害賠償を受けたときには、国はその損害賠償額を限度として年金の支給停止ができることとされている。この特例により、第三者行為事故に係る損害について、年金の支給と第三者からの損害賠償との重複が避けられることとなっている。

(2) 年金の支給を停止する期間等

厚生労働省が定めた「厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付と損害賠償額との調整の取扱いについて」(平成27年管管発0930第6号)によれば、第三者行為事故に該当する場合に年金の支給を停止する期間は、次のように定めることとされている。

- ① 被保険者等が第三者から受領した損害賠償金の総額から医療費、葬祭料等の実支出額(以下「医療費等実支出額」という。)及び慰謝料の合計額を控除して、生活補償費相当額に対応する損害賠償金(以下「調整対象損害賠償金」という。)を算出する。
- ② 調整対象損害賠償金を所定の1月当たりの基準生活費で除するなどして、基本となる支給停止月数(以下「基本支給停止月数」という。)を算出する。
- ③ 基本支給停止月数が36月(第三者行為事故が発生した日が平成27年9月30日以前の場合は24月)以下の場合、その月数、また、基本支給停止月数が36月(同)を超える場合は、36月(同)をそれぞれ上限として支給停止月数の調整措置を行う。
- ④ 事故発生の翌月から年金の受給権発生月までの月数を調整措置後の支給停止月数から控除した後の月数を、実際の支給停止月数(以下「支給停止期間」という。)とする。

このように、支給停止期間を定めるためには、損害賠償金の総額及びその内訳(慰謝料等)並びに医療費等実支出額を把握する必要がある。

(3) 第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務

日本年金機構(以下「機構」という。)は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)、厚生年金保険法等に基づき、厚生労働省の監督の下で、厚生労働省から委任又は委託を受けて、厚生年金保険等の事業に関する事務を行っている。機構は、当該事務の一環として、「第三者行為事故に係る損害賠償と年金との調整に関する事務処理要領」(平成26年要領第156号業務渉外部長決定。以下「事務処理要領」という。)に基づき、第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務を行っている。

事務処理要領によれば、当該事務を行うに当たっては、障害厚生年金等の申請を行う受給権者のうち、病死等の明らかに第三者行為による原因ではないものを除く全ての受給権者に対して、年金の申請時に、事故の状況や第三者の関与の有無等を示す第三者行為事故

状況届の提出を求め、さらに、当該届書の内容から第三者行為事故の可能性があると機構が判断したものについては、損害賠償金の総額及びその内訳(慰謝料等)が確認できる示談書、和解調書等の損害賠償金の受領状況を示す資料並びに医療費等実支出額の領収証書(以下、これらを合わせて「確認書類」という。)の提出を求めることとされている。

(4) 損害賠償金の受領状況等の確認及び職権による支給停止

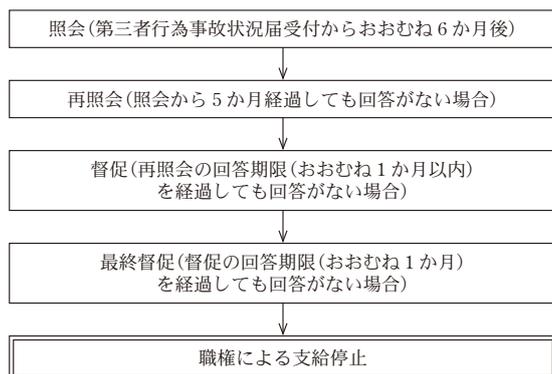
上記のとおり、機構は、第三者行為事故の可能性があると判断した受給権者に対して、確認書類の提出を求めることとなっている。

しかし、年金の申請時に、第三者と示談交渉中等のため確認書類の提出ができないことが多く、また、受給権者から確認書類が自主的に提出されることが少ないことから、事務処理要領によれば、確認書類を提出していない受給権者に対して確認書類の提出を勧奨することとされている。

そして、事務処理要領によれば、機構は、確認書類を提出していない受給権者に対して、図のとおり、第三者行為事故状況届を受け付けた月からおおむね6か月後に照会文書を送付し、損害賠償金の受領状況等の回答及び確認書類の提出を求めることとされている。そして、当該照会に対して示談交渉中等の理由により損害賠償金を受領していないとの回答があった場合には、その後の経過を把握するために、おおむね1年後に再度照会文書を送付し、文書による回答を求めることとされている。

また、照会文書送付後、5か月を経過しても回答がない場合には、再照会及び督促を実施し、繰り返し文書等により回答を求めることとされている。さらに、督促からおおむね1か月を経過しても受給権者から回答がない場合には、厚生年金保険法等に基づき、厚生労働大臣の認可を得た上で、確認書類の提出を受給権者に命じ(以下「最終督促」という。)、これに応じなかった受給権者については、同法等に基づき、年金の支給停止(以下「職権による支給停止」という。)を行うことができることとされている。

図 損害賠償金の受領状況等の確認に係る受給権者に対する照会等の流れ



そして、厚生労働省によると、職権による支給停止は制裁的な性格を有するものであり、前記の36月等を限度とする支給停止期間には職権による支給停止が行われた期間は含まないとしている。

また、損害賠償金を受領したものの、確認書類を破棄してしまったり、機構からの照会に対して回答を敬遠したりする受給権者が多いことなどから、事務処理要領によれば、機構は、受給権者に代わり損害保険会社等から確認書類の提供を受けることに同意する文書

(以下「同意書」という。)を受給権者から得た上で、損害保険会社等に対して確認書類の提出を依頼することができることとされている。そして、機構は、第三者行為事故状況届や照会等により損害賠償金を受領していることを確認した受給権者に対し、同意書を送付してその提出を求めている。

(5) 受給権者が損害賠償を受ける前の年金支給

第三者行為事故が発生してから受給権者が損害賠償を受けるまでには相当の期間を要することから、その間に年金が支給されなければ、受給権者は何の生活補償も受けられないことになるとして、機構は、通常、受給権者が損害賠償を受けるのを待たずに先行して年金を支給している。

機構は、受給権者が損害賠償を受けた場合には、既に支給した年金に係る月数を含めて支給停止期間を設定することとなっている。そして、機構は、支給停止期間から既に支給した年金に係る月数を除いた残りの期間について年金の支給停止を行うとともに、既に支給した年金については、厚生年金保険法等に基づき、年金の内払とみなしてその後に支払う年金から差引調整すること(以下「内払調整」という。)などにより返還を求めることとなっている。

(6) 支給停止等が行われるまでに支給された年金の返還請求権の消滅時効

年金の支給停止等が行われるまでに支給された年金については、受給権者が第三者から損害賠償を受けた日から返還請求権が発生し、同日の翌日から5年を経過した場合には、返還請求権について消滅時効が成立することになる。このため、機構は、事務処理要領に基づき、内払調整等により年金の支給と損害賠償との調整を行うことができなくなったものとして処理(以下「不該当処理」という。)することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務が適切に実施されているかなどに着眼して、厚生労働本省及び機構本部において、会計実地検査を行った。

検査に当たっては、第三者行為事故を契機として障害厚生年金、遺族厚生年金等を受給している受給権者について、29年度末現在において年金の支給停止等の処理が行われていない事案(以下「未処理事案」という。)のうち、照会后5か月以上経過しても回答がない事案2,655件(受付は15年から29年までの間。これらに係る15年度から30年度(30年6月支給分まで)までの間の調整の対象となる年金支給額計35億5531万余円)及び28、29両年度において不該当処理を行った事案807件(受付は15年から29年までの間。これらに係る15年度から29年度までの間の調整の対象となる年金支給額計11億5031万余円)を対象として、機構本部から調書を徴してその内容を分析するとともに、厚生労働本省及び機構本部において、支給申請書、確認書類等を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)ア、イ及び(2)の事態には重複しているものがある。))。

(1) 督促等の手続に長期間を要していたり、同意書を取得できていなかったりして、損害賠償金の受領状況等を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事態

ア 督促等の手続に長期間を要しており、損害賠償金の受領状況等を把握できていない事態

967件 調整の対象となる年金支給額計14億0171万余円

前記のとおり、機構は、受給権者における損害賠償金の受領状況等を確認するために、第三者行為事故状況届を受け付けた後、受給権者に対して、照会、再照会及び督促を実施し、さらに、督促後に回答がない場合には、厚生労働大臣の認可を得て、最終督促を実施した上で、職権による支給停止を行うこととなっている。

しかし、事務処理要領において、照会については、第三者行為事故状況届を受け付けた月からおおむね6か月後に行うこととなっているものの、再照会、督促、最終督促及び職権による支給停止については、一定の期間受給権者から回答がない場合等に次の段階の手続をとることなどが定められているだけで、具体的な事務手続は定められていない。

そこで、未処理事案2,655件について、照会、再照会及び督促(損害賠償金の受領状況等について何らかの回答をしたことのある受給権者に対する最後の回答後の照会、再照会及び督促を含む。)の実施状況をみると、照会については、第三者行為事故状況届を受け付けた年度の末日から平均5.7か月で実施されていた。他方、再照会については、照会から平均34.7か月、また、督促については、再照会から平均11.4か月、それぞれ経過して実施されており、長期間を要している状況となっていた。また、事務処理要領に定められた照会、再照会及び督促の回答期限等を単純に通算すると、第三者行為事故状況届の受付からおおむね12か月経過した後に督促の実施に至ることになるが、上記のとおり、再照会及び督促に長期間を要しているため、第三者行為事故状況届を受け付けた年度の末日からの経過期間でみても平均58.8か月とこれを大幅に上回っていた。

そして、12か月の2倍となる24か月(2年)以上を経過している967件(調整の対象となる年金支給額計14億0171万余円)について、その事務処理の進行状況をみると、照会を実施しているが、再照会を実施していない事案が9件(967件に対する割合0.9%、同調整の対象となる年金支給額計1902万余円)、再照会を実施しているが、督促を実施していない事案が275件(同28.4%、同3億6581万余円)、督促を実施しているが、実施までに24か月以上経過していた事案が683件(同70.6%、同10億1686万余円)となっていて、事務処理に長期間を要している状況となっていた(表1参照)。

前記のとおり、これらはいずれも未処理となっているものであって、督促を実施した事案についても、最終督促や職権による支給停止は実施されていなかった。また、上記967件の中には、既に支給した年金の返還請求権について消滅時効が成立していると思料される事案が7件(調整の対象となる年金支給額計1646万余円。消滅時効の起算点に関わる損害賠償金を受領した日を口頭により把握しているものを含む。)含まれていた。

このように、長期間を要している理由について、機構は、受給権者から回答が得られている事案を優先的に処理したためであるとしている。

しかし、事務処理に長期間を要していると、受給権者からの協力を得ることが一層難しくなったり、確認書類が散逸したりするおそれがあるほか、確認書類を提出しない受給権者に対する職権による支給停止を行うための要件が満たされないままとなり、第三者行為事故に係る損害について、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行うことを困難にすることになる。

したがって、再照会、督促等について具体的な事務手続が定められておらず、その実施に長期間を要している事態は、適切とは認められない。

イ 損害賠償金を受領したことは把握できているものの、受給権者から同意書を取得できていないため損害保険会社等に確認書類の提出を求めることができず、損害賠償金の総額やその内訳を把握できていない事態

345 件 調整の対象となる年金支給額計 4 億 2202 万余円

前記のとおり、機構は、第三者行為事故状況届や照会等により受給権者が損害賠償金を受領したことを確認した後、受給権者から同意書を取得して、損害保険会社等に確認書類の提出を依頼することができることとされている。

そこで、前記の 2,655 件について、確認書類の提出状況をみると、機構において、損害賠償金を受領したことを把握できている(内訳まで把握できているものを除く。)にもかかわらず、受給権者から同意書の提出を受けていないため、損害保険会社等に対して確認書類の提出を求めることができていない事案が 345 件(調整の対象となる年金支給額計 4 億 2202 万余円)見受けられた(表 1 参照)。

同意書は、受給権者から十分な回答が得られない場合等において、機構自ら損害保険会社等から確認書類の提供を受けて、損害賠償金の内訳を含む受領状況を把握できる有効な手段である。上記 345 件のように、損害保険会社等から損害賠償金が支払われている可能性が高いと史料される事案においても、同意書が提出されない場合が多数あること、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づく保険給付については、労働基準監督署において、当該保険給付と損害賠償との調整が必要になる可能性がある場合には、保険給付の支給に先立って、申請者から、保険者が損害保険会社等に対して保険金の支払状況等の照会を行うことに同意する文書の提出を受けることを要件としていることを踏まえると、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を適切に実施するために、機構においても、年金の支給に先立って受給権者から必ず同意書の提出を受けるようにすることなどを検討する必要があると認められる。

表1 督促等の手続に長期間を要していたり、同意書を取得できていなかったりして、損害賠償金の受領状況等を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事態

区分	督促等の手続に長期間を要しており、損害賠償等の受領状況等を把握できていない事案									損害賠償を受領したことは把握できているものの、受給権者から同意書を取得できていないため、損害保険会社等に確認書類の提出を求めることができず、損害賠償の総額やその内訳を把握できていない事案		
	第三者行為事故状況届を受け付けた年度末後2年以上経過しているのに、照会を実施しているが、再照会を実施していない事案			第三者行為事故状況届を受け付けた年度末後2年以上経過しているのに、再照会を実施しているが、督促を実施していない事案			督促を実施しているが、実施までに2年以上経過していた事案			件数(件)	調整の対象となる年金の支給年度	調整の対象となる年金支給額(円)
受付年度	件数(件)	調整の対象となる年金の支給年度	調整の対象となる年金支給額(円)	件数(件)	調整の対象となる年金の支給年度	調整の対象となる年金支給額(円)	件数(件)	調整の対象となる年金の支給年度	調整の対象となる年金支給額(円)			
平成15年度	—	—	—	1	15	612,798	2	15、16	1,166,848	2	15、16	1,166,848
16年度	—	—	—	1	16～18	2,702,520	16	16～20	20,886,459	7	16～18	15,143,505
17年度	1	18	49,666	5	17～19	7,387,703	18	17～19	27,544,581	9	17～19	9,531,186
18年度	—	—	—	5	18～20	5,948,436	44	18～20	65,348,798	9	18～20	8,910,884
19年度	1	19～21	2,495,795	11	19～21	12,580,997	69	19～22	104,437,844	12	19～21	11,324,482
20年度	2	20	4,770,609	11	20～22	11,170,625	88	20～23	138,436,509	19	20～22	28,303,637
21年度	—	—	—	13	21～23	25,931,145	127	20～23	211,310,402	24	20～23	38,003,124
22年度	—	—	—	8	22～24	8,684,634	170	21～25、28	239,752,629	26	22～24、28	34,294,563
23年度	1	24、25	3,653,895	28	23～26	43,954,084	138	23～25	190,724,598	25	23～25	38,452,297
24年度	3	24～27	5,960,495	54	20、24～27	62,688,912	8	24～27	9,474,313	37	20、24～26	39,399,014
25年度	1	25、26	2,098,114	134	25～27	180,939,166	3	25～27	7,785,663	20	25～27	31,855,332
26年度	—	—	—	4	26～28	3,213,575	—	—	—	66	25～28	71,153,571
27年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58	21～23、27～30	68,197,947
28年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	28～30	24,112,805
29年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	29	2,172,399
計	9	—	19,028,574	275	—	365,814,595	683	—	1,016,868,644	345	—	422,021,594
合計	967件 1,401,711,813円											

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構は、平成21年10月に第三者の運転する自動車によって発生した交通事故により生じた死亡に関して、同年12月に、当該死亡した者の配偶者である受給権者Aから第三者行為事故状況届の提出を受けて、22年1月から遺族年金を支給している。機構は、Aから確認書類が提出されないことから、第三者行為事故状況届の提出から15か月以上経過した23年3月に、照会を実施し、同年6月にAから示談交渉中であるとの書面による回答を得た。その後、24年7月にAから、電話により示談が成立したこと及び損害賠償金を受領したことの報告を受けたことから、同月に改めて照会を実施するとともに、同意書の提出を求めたが、書面による回答は得られず、同意書も取得することができなかった。機構は、その後43か月以上経過した28年3月に再照会を実施するとともに、同意書の提出を求めたが、Aから回答を得られず、同意書も取得することができなかったことから、同年9月に督促を実施するとともに、同意書の提出を求めたが、Aから回答を得られず、同意書も取得することができなかった。このため、29年度末現在において、機構は、Aについて、損害賠償金の総額やその内訳を全く把握できておらず、事故発生の翌月から支給停止期間の上限である24月の間に支給した年金計3,052,237円について、第三者からの損害賠償との調整を行うことができない状況となっていた。

なお、A の口頭報告のとおり、24 年 7 月までに損害賠償金を受領していたとすると、29 年度末時点において、受領日の翌日から 5 年以上経過しており、既に支給した年金の返還請求権について消滅時効が成立していると思料される。

(2) **損害賠償金の受領状況は把握できているものの、医療費等実支出額を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事態**

176 件 調整の対象となる年金支給額計 2 億 9525 万余円

前記のとおり、機構は、支給停止期間を定めるためには、損害賠償金の総額及びその内訳並びに医療費等実支出額を把握する必要があるが、このうち医療費等実支出額は、受給権者から報告を受けない限り把握することができないことから、損害賠償金の受領状況が把握できているにもかかわらず、医療費等実支出額について受給権者から回答がない場合には、支給停止期間を定めることができず、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行うことができない。そして、支給停止期間を定めることができないまま、既に支給した年金について消滅時効が成立すると、内払調整等を行うことができなくなる。

そこで、前記の 2,655 件について、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整状況を見ると、機構が照会や同意書等に基づいて損害賠償金の総額及びその内訳を把握できているものの、医療費等実支出額について受給権者から回答がないため、支給停止期間を定めることができていない未処理事案が 50 件(調整の対象となる年金支給額計 6308 万余円)見受けられた。また、前記の不該当処理が行われた事案 807 件(全て第三者行為事故が発生した日が 27 年 9 月 30 日以前。調整の対象となる年金支給額計 11 億 5031 万余円)について、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整状況を見ると、上記の 50 件と同様に、医療費等実支出額について受給権者から回答がないため、年金の支給停止期間を定めることができなかった事案が 126 件(調整の対象となる年金支給額計 2 億 3216 万余円)見受けられた(表 2 参照)。

しかし、第三者行為事故に係る損害は、本来、第三者が賠償すべきものであることから、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行うために、損害賠償金の受領が明らかになっているにもかかわらず、医療費等実支出額について受給権者が回答しない場合には、一旦医療費等実支出額がないものとして支給停止期間を設定して、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行うなどの手続を整備することを検討する必要があると認められる。

表2 損害賠償金の受領状況は把握できているものの、医療費等実支出額を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事態

受付年度	未処理事案			受付年度	不該当処理が行われた事案		
	件数 (件)	調整の対象となる年金の支給年度	調整の対象となる年金支給額 (円)		件数 (件)	調整の対象となる年金の支給年度	調整の対象となる年金支給額 (円)
平成 18 年度	—	—	—	平成 18 年度	1	18	495,798
19 年度	1	19	396,048	19 年度	5	19～21	9,464,232
20 年度	1	20	495,048	20 年度	16	20～22	23,975,370
21 年度	2	21～24	6,919,095	21 年度	25	21～23	46,069,684
22 年度	3	22～24	4,028,275	22 年度	42	22～24	87,047,450
23 年度	13	23～25	16,283,046	23 年度	26	23～25	51,010,164
24 年度	7	24～26	12,652,811	24 年度	7	24～26	6,897,695
25 年度	2	25	3,436,278	25 年度	4	19～21、25	7,209,178
26 年度	3	26、27	1,497,518	26 年度	—	—	—
27 年度	8	27～29	8,133,512	27 年度	—	—	—
28 年度	6	28～30	6,522,873	28 年度	—	—	—
29 年度	4	29、30	2,716,377	29 年度	—	—	—
計	50	—	63,080,881	計	126	—	232,169,571

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

機構において、督促等の手続に長期間を要しており、損害賠償金の受領状況等を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事態は適切でなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。また、受給権者から同意書を取得できていないため、損害保険会社等に確認書類の提出を求めることができず、損害賠償金の総額やその内訳を把握できていなかったり、損害賠償金の受領状況は把握できているものの、医療費等実支出額を把握できていなかったりしているため、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行うことができていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 機構において、再照会、督促、最終督促及び職権による支給停止について具体的な手続を事務処理要領に定めていないこと
- イ 機構において、受給権者から同意書を第三者行為事故状況届と併せて提出させるなど、年金の支給開始前に同意書を取得する手続について検討していなかったこと
- ウ 機構において、損害賠償金の受領が明らかになっているにもかかわらず、医療費等実支出額について受給権者が回答しない場合には、一旦医療費等実支出額がないものとして支給停止期間を設定して、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行うなどの手続を整備することを検討していなかったこと
- エ 厚生労働省において、第三者行為事故に係る年金の支給停止等に関する事務が適切に実施されるようにするための、機構に対する指導監督が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに表示する意見及び要求する改善の処置

第三者行為事故について、受給権者が年金の支給と第三者からの損害賠償とを重複して受けることにならないように、機構は、第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に係る事務処理を適切に実施する必要がある。

については、第三者行為事故に係る損害について、督促等の手続に長期間を要している事案について、速やかに次の段階の手続をとるよう是正の処置を要求するとともに、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め並びに意見を表示し及び改善の処置を要求する。

ア 機構において、再照会、督促、最終督促及び職権による支給停止について具体的な手続を事務処理要領に定めるとともに、当該事務処理要領に基づき、再照会等を適切に行うよう担当部局に周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 機構において、受給権者から同意書を第三者行為事故状況届と併せて提出させるなど、年金の支給開始前に同意書を取得する手続を整備することなどについて検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

ウ 機構において、損害賠償金の受領が明らかになっているにもかかわらず、医療費等実支出額について受給権者が回答しない場合には、一旦医療費等実支出額がないものとして支給停止期間を設定して、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行うなどの手続を整備することについて検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

エ 厚生労働省において、機構における第三者行為事故に係る年金の支給停止等の事務が適切に実施されるよう、アからウまでについて、機構に対して必要な指導監督を行うこと(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

(2) データ入力業務等の請負等業務について、契約事務の適正な実施及び契約の適正な履行等が確保されるよう是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省共通費 (項)中国残留邦人等支援事業費 (項)恩給進達等実施費
部 局 等	厚生労働本省
データ入力業務等の請負等業務の概要	事務、事業等に必要データ入力等の業務を業者に請け負わせるなどするもの
監督、検収等の概要	監督職員、検査職員等が、請負契約等の適正な履行を確保するために必要な監督を行い、給付の完了を確認するために必要な検査を行うなどするもの
検査の対象とした請負契約等の件数及び支払額(1)	94件 9億8544万余円(平成25年度～29年度)

(1)のうち事実と異なる検査調書等に基づいて代金を支払っていた請負契約の件数及び支払額(2)	5 件	1685 万円(平成 25、27、28、29 各年度)
(1)のうち厚生労働省の承認の手続をとらずに業務の一部を下請けさせていた請負契約の件数及び支払額(3)	4 件	2 億 2007 万円(平成 25 年度～27 年度)
(2)及び(3)の計	9 件	2 億 3692 万円(平成 25 年度～29 年度)

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

データ入力等の請負等業務における監督、検収等について

(平成 30 年 10 月 22 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 データ入力等の請負等業務における監督、検収等の概要

(1) 貴省における契約の事務

貴省は、契約の事務を会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)等に基づいて実施している。貴省本省が、国の事務、事業等に係る役務について、業者に請け負わせ、又は委託する契約(以下「請負契約等」という。)により実施しようとする場合、①それぞれの業務を所掌している部局等(以下「事業実施部局」という。)の担当者は、業務の具体的な内容、履行期限等を明記した仕様書等を含む役務を調達するための要求書を作成して、大臣官房会計課経理室(一般会計予算による契約であって、会計課長が支出負担行為担当官となる場合。以下「契約実施部局」という。)に送付し、②契約実施部局は、提出された仕様書の内容を基に仕様を決定するとともに、予定価格を算定して入札を実施するなどした上で、請負人、契約額等を決定して、支出負担行為担当官が契約を締結することとしている。

(2) 監督及び検収の体制

会計法によれば、支出負担行為担当官は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならないこととされている(以下、支出負担行為担当官から監督を命ぜられた職員を「監督職員」という。)。また、請負契約又は物件の買入れその他の契約について、自ら又は補助者に命じて、給付の完了の確認をするために必要な検査(以下「検収」という。)をしなければならないこととされている(以下、支出負担行為担当官から検収を命ぜられた職員を「検査職員」という。)。そして、貴省は、支出負担行為担当官の補助者として、契約ごとに当該契約に係る事業実施部局の職員を監督職員又は検査職員に任命している。

予決令及び契約事務取扱規則(昭和 37 年大蔵省令第 52 号)によれば、支出負担行為担当官又は監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をすることとされている。また、支出負

担行為担当官又は検査職員は、請負契約等の給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検収を行わなければならないこととされている。

そして、支出負担行為担当官又は検査職員は、検収を行った場合には、契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合等を除き、検査調書を作成しなければならないとされている。また、検査調書を作成しなければならない場合、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないとされている。

(3) 再委託及び下請の取扱い

「公共調達 の適正化について」(平成18年財計第2017号)によれば、再委託の適正化を図るために、随意契約により、試験、研究、調査、システム開発等を委託(予定価格が100万円を超えないものを除く。)する場合には、一括再委託の禁止、再委託の承認、履行体制の把握及び報告徴収の取扱いにより、適正な履行を確保しなければならないとされている。また、競争入札による委託契約についても、契約の相手方が再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定めて、その適正な履行を確保することとされている。

貴省は、総務大臣から「契約の適正な執行に関する行政評価・監視の結果(勧告)」(平成20年総評第157号)により勧告を受けて、「再委託の適正化を図るための措置について」(平成21年厚生労働省大臣官房会計課長通知)を発して、「再委託の取扱い」「再委託の承認に係る手続等」「履行体制の把握及び報告徴収」等についての取扱いを示して、これらを確実に実施するために契約書、仕様書等に上記の再委託の適正化を図るための取扱いを記載することとしている。また、再委託の承認に係る手続として、契約相手方から再委託の必要性、再委託の内容等を記載した「再委託に係る承認申請書」を支出負担行為担当官に提出させて、支出負担行為担当官は、再委託を行う合理的な理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等を審査し、その結果を契約相手方に通知することとなっている。

そして、貴省は、これらの再委託に係る取扱いについて、請負契約で実施する場合の下請についても同様の取扱いをしている。

(4) 仕様書等に定める機密保持条項等

貴省は、仕様書等において、契約締結日以降、作業のために貴省が請負人又は受託者(以下「請負人等」という。)に開示する一切の情報(公に入手できるものなどを除く。)を機密情報とするとともに、請負人等に対して、①機密情報を機密にしておくために合理的な安全保障の予防措置を執ること、②機密情報の引渡し及び受領については、日時、種類、受取人等を記録すること、③機密情報の複写は、事前に書面にて事業実施部局の許可を得た場合を除き禁止することなどとして規制するなどしている。

また、請負人等が当該契約において知り得たセキュリティ、個人に関する情報その他の業務上の秘密に関して、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならないなどとしている。

(5) 公表されたデータ入力業務等の請負契約等における不適正な事態及び再発防止策

日本年金機構(以下「機構」という。)は、平成30年3月以降、機構が29年度に株式会社SAY企画(以下「SAY企画」という。)と締結した扶養親族等申告書等の入力業務に係る委託契約において、SAY企画が契約条項に違反して海外の業者に再委託をして入力作業を

行わせたり、機構が検収を適切に行わなかったりしたことなどにより、データの入力漏れや入力誤りがあったため、30年2月の年金支給時に正しい源泉徴収額を反映させることができず、約10万人の受給者の年金約20億円が過少支給となったことを公表している。そして、機構は、業務委託における事務処理の在り方等を検討するなどするために調査委員会を設置して、同年6月に同委員会の報告書を公表している。

上記の事案を受けて、貴省は、25年度から29年度までに貴省本省においてSAY企画と締結したデータ入力業務等の請負契約等73件(契約金額計7億5833万余円)の履行状況等について調査を実施して、30年7月に調査結果を公表している。貴省は、調査の結果、上記73件のうち27、28両年度の社会・援護局の所掌に係る戦没者等援護関係資料の電子化業務に関連した請負契約において、履行期限の時点で業務が完了していなかったにもかかわらず、完了したとする事実と異なる検査調書を作成してSAY企画に代金を支払っていたこと、貴省職員が契約を締結した年度を超えて納品することを認容する趣旨の発言をしていたことなどが判明したとして、今後とも事実関係等の確認を進めるとともに、組織的な業務実施の徹底、契約の進捗管理の仕組みの構築等により、再発防止、経理事務の適正化等を図る旨を明らかにしている。そして、再発防止策として、契約については、会計課等から各部局に対して、定期的に契約の進捗状況を確認し、注意喚起を行う仕組みを検討すること、検収の際にダブルチェックを徹底すること、援護関係資料の電子化業務については、事業実施部局が行う事務の標準手順書を整備するとともに、早期に発注することなどとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、貴省本省が締結したデータ入力業務等の請負契約等について、会計事務は会計法令等に従って適正に行われているか、契約は契約書、仕様書等どおりに適切に履行されているか、貴省が実施することとしている再発防止策は十分なものとなっているかなどに着眼して、貴省本省及び契約相手方のうちSAY企画等5会社において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、25年度から29年度までの間に貴省本省がSAY企画と締結した請負契約等73件、支払額計7億5833万余円及びSAY企画以外の6会社と締結した契約であって前記の貴省が公表した不適正な事態に係る契約と共通性のあるデータ入力等の請負契約等21件、支払額計2億2710万余円を対象として、契約書、請求書、検査調書等を精査するとともに、関係者から契約の履行状況等についての説明を聴取するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、前記の貴省が公表した不適正な事態に係る契約とは別の契約においても同様の事態が見受けられたり、また、調査の対象とした契約において、新たな適切とは認められない事態が見受けられたりした。

(1) 履行期限までに業務が完了していなかったのに完了したとする事実と異なる検査調書等を作成するなどして代金を支払っていた事態 5件 支払額計1685万余円

貴省が、25、27、28、29各年度に、雇用均等・児童家庭局(29年7月11日以降は子ども家庭局)及び社会・援護局の所掌に係る業務についてSAY企画等4会社と請負契約を締結した5契約(支払額計1685万余円)の履行期限は、契約書において各年度末の3月31

日等となっていた。そして、貴省は、検査職員等が作成した検査調書等に基づいて、いずれの契約についても、履行期限までに業務が適正に完了したとして、契約代金全額を支払っていた。

しかし、表1のとおり、実際には、いずれの契約においても履行期限までに業務が完了していなかったにもかかわらず、検査職員等(4名)は契約の内容に適合する給付が完了したことを確認したとする事実と異なる検査調書等を作成するなどしており、貴省は、これらの検査調書等に基づき契約代金全額を支払っていた。

表1 履行期限までに業務が完了していなかったにもかかわらず、事実と異なる検査調書等を作成するなどし、これらに基づき代金を支払っていた契約一覧

年度	契約件名	契約相手方	契約日	履行期間	支払額	支払日	実際の履行完了日
				始期～終期			
平成27	平成27年地域児童福祉事業等調査データ作成及び集計等業務	株式会社 SAY 企画	28.2.5	28.2.5～28.3.31 (56日間)	千円 2,359	28.4.18	28.6.14 注(1)
25	平成25年度画像情報検索システムのデータ登録及び機能改修等業務	クボタシステム開発株式会社	25.9.17	25.9.17～26.3.31 (196日間)	8,694	26.4.18	26.4.11
27	平成27年度乳幼児栄養調査調査票のデータ作成及び集計表の作成業務一式	東水戸データサービス株式会社	27.12.8	27.12.8～28.3.31 (115日間)	988	28.4.18	28.6.21 注(1)
28	中国残留邦人等の証言映像収集・公開事業に係る映像資料制作業務一式	株式会社アエラス	28.12.14	28.12.14～29.3.31 (108日間)	2,138	29.4.21	29.9.5 注(1)
29	平成29年度中国残留邦人等の証言映像収集・公開事業に係る映像資料制作一式	株式会社アエラス	29.10.19	29.10.19～30.1.31 (105日間)	2,678	30.4.23	30.6.14 注(1)
計					16,859		

注(1) 正確な履行完了日を特定できなかったため、その時点で履行されていないことを示す資料に記載された最終の日付を「実際の履行完了日」としている。

注(2) 支払額については、千円未満を切り捨てているため、計と一致しない。

また、これら5契約については、いずれも契約締結日が9月以降となっており、中には年度末の2月になって契約を締結したものがあるなど、事業実施部局において、仕様書等を含む役務を調達するための要求書の作成に当たって契約の適正な履行を確保する上で履行期間等が十分なものとなっているかを十分に検討する必要があると認められる。さらに、当該履行期間を前提とするのであれば、履行期限までに履行を完了するために請負人において十分な実施体制等を有している必要があるが、事業実施部局は、請負人から実施体制等に係る書面を提出させるなどするにとどまっており、実施体制等の確認を十分に行っていないかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴省は、平成27年度に雇用均等・児童家庭局の所掌に係る「平成27年地域児童福祉事業等調査データ作成及び集計等業務」をSAY企画に請け負わせて実施している。この業務は、保育所を利用している世帯や認可外保育施設等から徴した「地域児童福祉事業等調査票」計30,760枚に記載されている事項12,349,570タッチ(入力数)を入力するものであり、契約締結日は28年2月5日、履行期限は同年3月31日、履行期間は56日間となっていた。そして、貴省は、同局所属の検査職員が作成した検査調書に基づき、業務が履行期限までに適正に完了したとして、同年4月18日に代金2,359,800円を支払っていた。

しかし、SAY 企画に対する上記調査票の一部の引渡しが遅れたことなどから、履行期限までに業務が完了していなかったにもかかわらず、上記の検査職員は、履行期限までに契約のとおり履行されたことを確認したとする事実と異なる検査調書を作成していた。

そして、本件業務の成果物が実際に納入されて業務が完了した時点を示す資料は確認できなかったが、SAY 企画において会計年度を超えて少なくとも同年 6 月 14 日までは業務が実施されており、業務完了日は同日以降となっていた。

(2) 貴省の承認の手続をとらずに業務の一部を下請けさせていた事態

4 件 支払額計 2 億 2007 万余円

前記のとおり、貴省は、請負人等が下請等をさせる場合、あらかじめ承認申請書を提出させて、これを審査の上、請負人等に対して、承認する旨又は承認しない旨を通知することとしており、当該手続を契約書、仕様書等に明記している。

しかし、貴省が大臣官房統計情報部(28 年 6 月 21 日から 30 年 7 月 30 日までは政策統括官(統計・情報政策担当)、同月 31 日以降は政策統括官(統計・情報政策・政策評価担当))及び社会・援護局の所掌に係る業務について SAY 企画と請負契約を締結した 4 契約(支払額計 2 億 2007 万余円)について、SAY 企画における関係資料を確認したところ、下請の承認の手続がとられていないのに、データ入力等の業務の一部を、表 2 のとおり、中華人民共和国に所在する 2 業者、ベトナム社会主義共和国に所在する 1 業者及び我が国に所在する 1 業者に下請けさせており、当該業者が入力したデータを SAY 企画に納入させるなどしていた。

上記の事態は、前記の貴省が監督及び検収を実効性のあるものにするために契約において付した条件に違反するものであって、契約の適正な履行の確保等の観点から適切ではない。また、前記の 4 契約については、いずれも仕様書等において機密保持の条項が定められており、機密保持の観点からも適切ではない。

前記の 4 契約については、いずれも仕様書等において、貴省は請負人の事業所に赴いて履行体制及び履行状況を確認する立入調査ができるとしている。しかし、前記 4 契約のうち 3 契約については、監督職員等は立入調査を行っておらず、契約の内容に従った履行が行われているか十分に把握していなかった。

表 2 承認の手続をとることなく業務の一部を下請けさせていた契約一覧

年度	契約件名	契約日	支払額	支払日	下請先		請負人に対する立入調査の実施
					海外	国内	
平成 25	戦没者等援護関係資料の電子化業務(25 年度)	25.6.10	千円 105,658	26.4.15	○	○	×
26	戦没者等援護関係資料の電子化業務(26 年度)	26.7.1	84,951	27.4.24	○		×
26	戦没者等援護関係資料の電子化業務(26 年度追加)	27.2.6	20,502	27.4.24	○		×
27	平成 27 年賃金構造基本統計調査調査票入力業務の請負	27.7.14	8,964	27.11.19	○		○
計			220,076				

(注) 支払額については、千円未満を切り捨てているため、計と一致しない。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

業務が完了していないのに事実と異なる検査調書を作成するなどして代金を支払っている事態、請負人が貴省の承認の手続をとることなく業務の一部を下請けさせている事態及び契約の適正な履行を確保するための監督が十分に行われていない事態は適切ではなく、是正改善及び改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、契約内容を遵守することについての請負人の認識が欠けていることにもよるが、次のようなことなどによると認められる。

- ア 検査職員等において、検収の実施に当たり、会計法令を遵守して適正な会計経理を行う必要性についての認識が欠けていること
- イ 事業実施部局において、仕様書等を含む要求書の作成に当たって業者の履行期間等が契約の適正な履行を確保する上で十分なものとなっているかの確認及び落札等した業者に対する実施体制等の確認が十分でないこと
- ウ 契約実施部局において、入札の実施等に当たり、応札等しようとする業者及び落札等した業者に対して、下請等に係る条項を含む契約条項を遵守するよう周知徹底していないこと
- エ 監督職員において、契約の適正な履行を確保するための監督を十分に行っていないこと、契約実施部局において、検査職員、監督職員等に対する指導等が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴省は、業務の効率的な処理のために、今後もデータ入力等について業者に請け負わせ、又は委託することが見込まれる。

については、貴省において、会計法令等に従った適正な契約事務が実施され、契約の適正な履行等が確保されるよう、貴省が公表した再発防止策を適切に実行することに加えて、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

- ア 検査職員等に対して、研修の実施等により、適正な契約事務が実施されるよう会計法令の遵守を周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 事業実施部局において、仕様書等を含む要求書の作成に当たって、業者の履行期間等が契約の適正な履行を確保する上で十分なものとなっているか十分検討するとともに、落札等した業者に対する実施体制の確認等を十分に行うことについて周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 契約実施部局において、入札の実施等に当たり、応札等しようとする業者及び落札等した業者に対して、下請等に係る条項を含む契約条項を遵守するよう周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- エ 監督職員の立入調査等により、承認の手続をとることなく下請等が行われていないかを含む履行体制、履行状況等を確認するよう、立入調査等の対象及び方法を定めて周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

- (3) 国民年金等事務取扱交付金のうち協力・連携事務に係る交付金の交付に当たり、算定基礎件数として実績件数を計上することを周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び算定基礎件数として計上することができる協力・連携事務の範囲を交付要綱等に明示するとともに、日本年金機構に対して、所得情報の情報提供依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることを年金事務所に周知徹底させるよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	厚生労働本省、7 厚生局
交付金の概要	市町村が行う法定受託事務及び法定受託事務に付随する国と市町村とが協力・連携して実施する事務に必要な費用を市町村に対して交付するもの
検査の対象	128 市区町
上記の128 市区町に交付された国民年金等事務取扱交付金交付額	239 億 6518 万余円(平成 27、28 両年度)
上記のうち協力・連携事務に係る交付金の交付額	46 億 4797 万余円
上記に係る算定額	54 億 6713 万余円
実績に基づかずに算定されるなどしていた算定額	32 億 0622 万円(背景金額)(平成 27、28 両年度)
過大となっていた算定額	2 億 0617 万円(平成 27、28 両年度)

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

国民年金等事務取扱交付金による協力・連携事務の実施について

(平成 30 年 10 月 22 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 国民年金等事務取扱交付金の概要

(1) 市町村が行う国民年金に関する事務の概要

貴省は、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 3 条等に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行っている基礎年金及び福祉年金に係る事務、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成 16 年法律第 166 号)第 6 条等に基づき市町村が行っている特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務(以下、これらを合わせて「法定受託事務」という。)の処理に必要な費用に対して、これらの法律に基づき、市町村に対して国民年金等事務取扱交付金(以下「交付金」という。)を交付するほか、法定受託事務に付随し

て、市町村が国と協力・連携して実施する事務(以下「協力・連携事務」という。)に係る費用に対して、国民年金等事務費交付金等交付要綱(昭和57年庁発第4号。以下「交付要綱」という。)に基づき、交付金を交付している。

法定受託事務は、市町村において、国民年金保険料(以下「保険料」という。)の免除・納付猶予申請書及び学生納付特例申請書(以下「免除申請書等」という。)を受理し、その内容を審査し、免除申請書等を日本年金機構(以下「機構」という。)の年金事務所等に送付するなどするものである。法定受託事務に係る具体的な事務処理の内容については、旧社会保険庁が地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第3項に基づいて定めた国民年金市町村事務処理基準(平成12年庁保発第3号社会保険庁運営部長通知。以下「事務処理基準」という。)に規定されている。

また、協力・連携事務は、平成12年4月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が施行された際に、それまで市町村が機関委任事務として実施してきた事務のうち、法定受託事務として整理されなかったもので、被保険者に対するサービス低下を来さないよう、国と市町村とが協力・連携の下に、市町村において、資格取得時の納付督促、年金制度に関する広報業務等を実施しているものである。

(2) 協力・連携交付金の概要

ア 協力・連携交付金に係る算定額

交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金(以下「協力・連携交付金」という。)の交付額は、交付要綱によれば、市町村が協力・連携を行う場合に各市町村において現に要した費用の額(以下「現要額」という。)を上限として、各市町村が、交付年度の前年度の2月から当年度の1月までの間に、次の(ア)及び(イ)の事項等について行った協力・連携事務の件数(以下「算定基礎件数」という。)に所定の単価を乗ずるなどして算定した額(以下「算定額」という。)とされている。そして、各市町村は、交付要綱、交付要綱に基づき貴省が毎年定める「国民年金事務に係る市町村との協力・連携算定基礎表」等(以下、これらを合わせて「交付要綱等」という。)に基づき、算定額を算定している。

(ア) 年金制度等に関する被保険者等からの相談に対する対応

交付要綱等によれば、市町村が、年金制度等に関する被保険者等からの来訪による相談(以下「来訪相談」という。)、電話による相談(以下「電話相談」という。)及び文書による相談に対応した件数を算定基礎件数とすることとされている。そして、貴省は、市町村が実際に上記の相談に対応した実績件数を算定基礎件数として計上することとしている。

また、事務処理基準によれば、市町村が国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出を受けた場合には、全額免除、一部免除等のいずれを希望するのか確認することなどとされており、保険料学生納付特例申請書の提出を受けた場合には、申請理由及び所属大学等について在学証明書等により確認することとされている。貴省は、これらの確認においては、免除等に係る制度説明が必須であるとして、市町村が免除申請書等の提出を受けた際に免除等に係る制度説明を行った場合の相談は法定受託事務の範囲に含まれることから、協力・連携事務の相談件数として計上しないこととしている。

(イ) 市町村と機構との合意により行われる各種情報提供

交付要綱等によれば、市町村が、機構へ提供した所得情報、電話番号等の情報提供件数を算定基礎件数とすることとされている。

このうち、所得情報については、「国民年金保険料未納者対策及び社会保険料控除の適正化について」(平成16年庁保発 0906001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づく機構からの依頼に対して回答した件数を算定基礎件数とすることとされている。

機構は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)、国民年金法等に基づき、貴省の監督の下に、貴省から委任又は委託を受けた保険料の徴収等に係る事務を行っている。そして、上記事務の一環として、一定の所得があり保険料を納付することが可能と思われる者に対して強制徴収を行うなどの保険料の未納者対策を実施していて、この対策の対象者として抽出した未納者(以下「対象者」という。)について、所得情報の提供を市町村に依頼して、提供を受けている。この所得情報の提供依頼について、機構本部は、27年4月に「国民年金保険料収納対策にかかる平成27年度行動計画」(国年指2015-135)、28年4月に「国民年金保険料収納対策にかかる平成28年度行動計画及び適用対策にかかる重点目標」(事推指2016-12、国年指2016-69)をそれぞれ発出して、これらの中の行動計画策定手順書において、各年金事務所が市町村に対して年に複数回依頼を行う場合には、2回目以降の提供依頼(以下「追加依頼」という。)は、機構のシステムに所得情報が収録されていない者(以下「未収録者」という。)を対象者として行うことなどと指示している。

また、市町村から機構に対する電話番号の提供については、交付要綱等によれば、「一覧表等による電話番号の情報提供」を行った件数を算定基礎件数とすることとされている。

イ 協力・連携交付金に係る交付手続

交付要綱等によれば、交付金の交付について、市町村は、国民年金事務費交付金等交付申請書(以下「交付申請書」という。)に「国民年金事務に係る市町村との協力・連携算定基礎表」(以下「算定基礎表」という。)を添付の上、厚生労働大臣に提出することとされており、厚生労働大臣は、申請の内容について確認し、交付すべき交付金の額を確定した後、交付金を精算交付することとされている。

ウ 地方厚生(支)局における審査等

地方厚生(支)局は、毎年度、市町村国民年金等事務費決算審査要綱(昭和54年庁保発第20号社会保険庁年金保険部長通知)等に基づき、現要額を超えた交付の有無等を確認する審査を行うことなどとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

各市町村に交付される交付金の交付額は毎年度多額に上っている。そして、年金制度の改正に伴う被保険者等からの相談件数の増加等により、協力・連携交付金の交付額は増加傾向にある。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、市町村における協力・連携交付金の算定額の算定は適切に行われているか、年金事務所が市町村に対して所得情報の提供を依頼している対象者の範囲は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、20都道府県の128市区町が27、28両年度に実施した協力・連携事務について、27、28両年度に交付された協力・連携交付金27年度23億1758万余円、28年度23億3039万余円、計46億4797万余円を対象として、厚生労働本省、^(注1)7厚生局、^(注2)20都道府

(注3)
 県の128市区町、機構本部及び12都府県の27年金事務所において、算定基礎表等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 20都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、山形、福島、埼玉、千葉、神奈川県、静岡県、愛知、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、福岡、大分、沖縄各県

(注2) 7厚生局 北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州各厚生局

(注3) 12都府県 東京都、大阪府、岩手、宮城、福島、千葉、愛知、兵庫、奈良、鳥取、島根、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。(1)と(2)の事態には重複しているものがある。

(1) 協力・連携交付金に係る算定額の算定が適切に行われていないもの

ア 年金制度等に関する被保険者等からの相談に対する対応

(ア) 推計により算出した相談件数を算定基礎件数としていたもの

前記のとおり、貴省は、市町村が実際に来訪相談、電話相談等に対応した実績件数を算定基礎件数として計上することとしている。

そこで、128市区町が算定基礎件数として計上していた来訪相談及び電話相談件数についてみたところ、表1のとおり、84市区は、来訪相談及び電話相談の実績件数を記録して、これを計上していたが、残りの44市区町が計上した27年度2,066,883件、28年度2,101,422件、計4,168,305件は、実績件数ではなく、一定期間の相談件数をサンプル調査した結果を基に算出したり、資格取得届等や免除申請書等の届出の件数や相談窓口を設置した発券機から発券した番号札の枚数に一定の率を乗じたり、根拠が明確でない1日当たりの相談件数に開庁日数を乗じたりなどして推計により算出した相談件数となっていた。

表1 相談件数及び算定額

区 分		平成27年度			28年度			計		
		市区町数	算定基礎件数(件)		市区町数	算定基礎件数(件)		市区町数	算定基礎件数(件)	
				算定額(千円)			算定額(千円)			算定額(千円)
来訪相談	相談件数を計上していた市区町	128	4,260,524	1,533,788	128	4,318,218	1,554,558	128	8,578,742	3,088,347
	うち実績件数を計上していたもの	102	2,809,571	1,011,445	102	2,822,693	1,016,169	102	5,632,264	2,027,615
	うち推計件数を計上していたもの	26	1,450,953	522,343	26	1,495,525	538,389	26	2,946,478	1,060,732
電話相談	相談件数を計上していた市区町	127	1,270,087	457,231	127	1,233,759	444,153	127	2,503,846	901,384
	うち実績件数を計上していたもの	85	654,157	235,496	85	627,862	226,030	85	1,282,019	461,526
	うち推計件数を計上していたもの	42	615,930	221,734	42	605,897	218,122	42	1,221,827	439,857
計	実績件数を計上していたもの	84	3,463,728	1,246,942	84	3,450,555	1,242,199	84	6,914,283	2,489,141
	推計件数を計上していたもの	44	2,066,883	744,077	44	2,101,422	756,511	44	4,168,305	1,500,589

注(1) 来訪相談及び電話相談に係る所定の単価は、1件360円である。

注(2) 来訪相談件数又は電話相談件数のどちらかのみを推計により算出していた市区町があるため、市区町数の「計」欄は一致しない。

したがって、上記の44市区町が推計により算出した相談件数を基に算定した算定額27年度7億4407万余円、28年度7億5651万余円、計15億0058万余円は、実績件数に基づいて算定されておらず、適切とは認められない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例1〉

堺市は、協力・連携交付金として平成28年度に7201万余円の交付を受けている。同市は、被保険者等の来訪相談及び電話相談に応じたとして、来訪相談件数130,984件(算定額4715万余円)及び電話相談件数51,840件(同1866万余円)を算定基礎件数として計上していた。

しかし、上記の来訪相談件数は、同市が、被保険者等が相談に訪れた場合に窓口に設置した発券機から発券した受付番号札の枚数に1.7を乗ずるなどして推計により算出したものであり、また、電話相談件数は、過去の経験等から1日当たりの電話相談件数を推計により算出したものとなっていて、いずれも実績件数を計上していなかった。なお、上記の1.7の数値について、同市は、窓口において配偶者等の相談も併せて行うことが多いことを考慮したとしているが、その根拠は不明なものであった。そして、27年度についても同様の事態となっていた。

(イ) 法定受託事務である相談件数を算定基礎件数に含めていたもの

前記のとおり、貴省は、事務処理基準に基づき、免除申請書等を受理する際に、免除等に係る制度について説明を行った場合の相談は法定受託事務の範囲に含まれることから、協力・連携事務の相談件数として計上しないこととしている。しかし、上記の取扱いについては、交付要綱等に明記されていない。

そこで、128市区町のうち(ア)の来訪相談について推計により算出していた26市区町を除いた残りの102市区町が来訪相談に係る算定基礎件数として計上していた相談件数についてみたところ、表2のとおり、83市区町が計上した27年度2,336,364件、28年度2,348,937件、計4,685,301件は、被保険者等から免除申請書等を受理する際に免除等に係る制度について説明を行った件数を含めて計上しており、その中の免除等に係る制度についての説明のみを行った件数は算定基礎件数から除く必要があったのに除いていなかった。

表2 来訪相談件数及び算定額

区 分	平成27年度			28年度			計		
	市区町数	算定基礎件数 (件)		市区町数	算定基礎件数 (件)		市区町数	算定基礎件数 (件)	
		算定額 (千円)			算定額 (千円)			算定額 (千円)	
来訪相談件数として実績件数を計上していた市区町	102	2,809,571	1,011,445	102	2,822,693	1,016,169	102	5,632,264	2,027,615
うち免除等に係る制度についてのみ説明を行った件数を除いていたもの	19	473,207	170,354	19	473,756	170,552	19	946,963	340,906
うち免除等に係る制度についてのみ説明を行った件数を除いていなかったもの	83	2,336,364	841,091	83	2,348,937	845,617	83	4,685,301	1,686,708

注(1) 来訪相談に係る所定の単価は、1件360円である。

注(2) 来訪相談件数として実績件数を計上していた市区町は、128市区町から推計により算出した相談件数を基に算定していた26市区町を除いたものである。

したがって、上記の83市区が免除等に係る制度についての説明のみを行った件数を含めて計上した算定基礎件数を基に算定した算定額27年度8億4109万余円、28年度8億4561万余円、計16億8670万余円は、法定受託事務となる場合を算定基礎件数から除外せずに算定されており、適切とは認められない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

島根県松江市は、協力・連携交付金として平成28年度に783万余円の交付を受けており、被保険者等の来訪相談に対応したとして、来訪相談件数10,163件(算定額365万余円)を算定基礎件数として計上していた。

しかし、同市は、免除申請書等を受理する際に免除等に係る制度についての説明のみを行っていた件数を算定基礎件数から除く必要があったのに除いていなかった。したがって、同市が上記の免除等に係る制度についての説明のみを行った件数を含めていた算定基礎件数を基に算定した算定額365万余円は適切に算定されていなかった。そして、27年度についても同様の事態となっていた。

イ 法定受託事務により提供された電話番号の情報提供件数を算定基礎件数に含めていたもの

前記のとおり、交付要綱等によれば、「一覧表等による電話番号の情報提供」を行った件数を算定基礎件数とすることとされている。

一方、事務処理基準によれば、市町村は、免除申請書等を受理した場合、法定受託事務として免除申請書等を年金事務所等に送付することとされており、免除申請書等に記載された被保険者の電話番号についても、この際に提供されている。この場合に提供される電話番号は、協力・連携事務として別途提供されているものではないが、交付要綱等では、この場合の取扱いについては明記されていない。

そこで、年金事務所等に対して電話番号の情報提供を行ったとしていた27年度103市区町、28年度102市区町が算定基礎件数として計上していた電話番号の情報提供件数についてみたところ、表3のとおり、27年度68市区町、28年度70市区町が計上した27年度1,427,196件、28年度1,530,130件、計2,957,326件には、法定受託事務として年金事務所等に送付した免除申請書等に記載された電話番号をもって情報提供を行ったとしているものが含まれていた。そして、このうち、免除申請書等の送付件数の記録が残っていた27年度64市区町、28年度68市区町においては、これに該当するものが27年度741,648件、28年度812,699件、計1,554,347件あったため、これに係る算定額27年度8528万余円、28年度9346万余円、計1億7874万余円が過大となっていた。

また、免除申請書等の送付件数の記録が残っていなかった27年度4市、28年度2市が算定した算定額27年度1094万余円、28年度800万余円、計1894万余円には、法定受託事務となる電話番号の提供件数を基に算定した分が含まれていて、適切とは認められない。

表3 電話番号の情報提供件数及び算定額

区 分	平成27年度			28年度			計		
	市区町数	算定基礎件数(件)		市区町数	算定基礎件数(件)		市区町数	算定基礎件数(件)	
		算定額(千円)	算定額(千円)		算定額(千円)	算定額(千円)			
電話番号の情報提供件数を計上していた市区町	103	1,782,732	205,014	102	2,040,965	234,710	107	3,823,697	439,725
免除申請書等に記載された電話番号を含めていたもの	68	1,427,196	164,127	70	1,530,130	175,964	74	2,957,326	340,092
うち免除申請書等の送付件数の記録が残っていたもの	64	1,332,050	153,185	68	1,460,543	167,962	72	2,792,593	321,148
うち法定受託事務となる電話番号		741,648	85,289		812,699	93,460		1,554,347	178,749
うち免除申請書等の送付件数の記録が残っていなかったもの	4	95,146	10,941	2	69,587	8,002	4	164,733	18,944

注(1) 電話番号の情報提供に係る所定の単価は、1件115円である。

注(2) 市区町数の「計」欄は、平成27年度又は28年度のどちらかの年度で該当する市区町数を計上しているため、各年度の市区町数を合計しても「計」欄と一致しない。

そして、ア及びイについて、7厚生局は、交付申請書等の審査に当たって、算定額と現要額を比較して低い方の額を交付することとなっているのに、算定額については、算定基礎表の根拠資料の確認等を十分に行っていなかった。

(2) 機構が市町村に対して重複した対象者について所得情報の提供を依頼していたもの

前記のとおり、機構に対する所得情報の提供について、市町村は、機構からの依頼に対して回答した件数を算定基礎件数として計上することとされている。そして、機構本部は、同一の者を対象者として追加依頼を行っても、修正申告等がない限り前回と同じ所得情報しか得られないこと、短期間に修正申告等が行われるケースは限定されると想定されることなどから、各年金事務所に対して、行動計画策定手順書において、市町村に対して追加依頼を行う場合には、未収録者を対象者として行うことなどと指示している。

そこで、機構本部において、128市区町を管轄区域としている121年金事務所における所得情報の提供依頼の状況について検査したところ、27年度78年金事務所、28年度80

年金事務所、計 84 年金事務所(両年度の重複を除外している。以下同様。)は、27 年度 83 市区町、28 年度 85 市区町、計 92 市区町に対して追加依頼(1 回～6 回)を行っており、そのうち 27 年度 22 年金事務所、28 年度 25 年金事務所、計 31 年金事務所は、追加依頼の対象者を未収録者に限定せずに、既収録者を含めて所得情報の提供依頼を行っていた。

そして、追加依頼の対象者を未収録者に限定していた残りの 27 年度 56 年金事務所、28 年度 55 年金事務所、計 62 年金事務所について、1 回目と 2 回目の依頼の対象者数を比較すると、2 回目の依頼の対象者数は、既収録者分が除かれるため、1 回目より 27 年度平均 61.4%、28 年度平均 62.6% 減少していた(以下、このような割合を「減少率」という。)。一方、上記の 31 年金事務所について、同様の比較をすると、追加依頼の対象者数は、既収録者分が含まれるため、減少率は 27 年度平均 0.5%、28 年度平均 -3.0% となっていた。

31 年金事務所について、行動計画策定手順書により未収録者のみを対象者として所得情報の提供を管轄区域の 38 市区町に対して依頼したとして、上記を踏まえて対象者の減少率を 60.0% として追加依頼分の算定基礎件数を試算すると、表 4 のとおり、27 年度 282,185 件、28 年度 360,934 件となることから、これを基に算定額を算定すると、27 年度 1101 万余円、28 年度 1641 万余円、計 2743 万余円過大となっていた。

表 4 所得情報の提供依頼件数の試算

区 分	平成 27 年度		28 年度		計	
	算定基礎件数 (件)		算定基礎件数 (件)		算定基礎件数 (件)	
		算定額 (千円)		算定額 (千円)		算定額 (千円)
追加依頼の対象者を未収録者に限定せずに依頼していたもの A=B+C	1,128,416	33,852	1,584,824	47,544	2,713,240	81,397
うち初回依頼分 B	478,905	14,367	676,633	20,298	1,155,538	34,666
うち追加依頼分 C	649,511	19,485	908,191	27,245	1,557,702	46,731
試算したもの D=B+E	761,090	22,832	1,037,567	31,127	1,798,657	53,959
うち試算した追加依頼分 E=B×0.6	282,185	8,465	360,934	10,828	643,119	19,293
過大となっていたもの F=A-D	367,326	11,019	547,257	16,417	914,583	27,437

(注) 所得情報の情報提供に係る所定の単価は、1 件 30 円である。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 3>

大手前年金事務所は、大阪市に対して、平成 28 年 7 月に、26 年 5 月から 28 年 4 月までの間に 1 か月以上保険料の未納期間がある被保険者 250,690 人を対象者として所得情報の提供を依頼し、また、同年 10 月に、26 年 9 月から 28 年 8 月までの 24 か月の間に 1 か月以上保険料の未納期間がある被保険者 271,510 人を対象者として、追加依頼を行っていた。そして、同市は、上記の対象者に係る所得情報計 522,200 件(算定額 1566 万余円)を同年年金事務所に提供して、この件数を所得情報の提供に係る算定基礎件数として計上していた。

しかし、同年年金事務所は、10 月の追加依頼の対象者に、7 月の提供依頼により既に所得情報の提供を受けている既収録者分を含めて所得情報の提供依頼を行っていた。

追加依頼の際に未収録者のみを対象者として所得情報の提供を同市に対して依頼したとして、対象者の減少率を用いて、追加依頼分の算定基礎件数を試算すると100,276件となることから、これを基に算定額を算定すると1052万余円となり、前記の算定額1566万余円との差額513万余円が過大となっていた。

(1)及び(2)の各事態について重複しているものを整理すると、128市区町のうち、いずれの事態にも該当しない市区町は6市のみとなっていて、120市区町については、算定基礎件数を実績に基づかずに計上するなどしたため、協力・連携交付金に係る算定額が適切に算定されていなかったり、過大に算定されていたりしており、また、38市区町については、年金事務所が市区町に対して所得情報の提供依頼を適切に行っていなかったため、協力・連携交付金に係る算定額が過大に算定されていた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

このように、市区町において、算定基礎件数を実績に基づかずに計上して、協力・連携交付金に係る算定額が適切に算定されていない事態及び地方厚生局において、交付申請書の審査に当たって、算定額について算定基礎表の根拠資料の確認等を十分に行っていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、法定受託事務となる事務を算定基礎件数に含めていて、協力・連携交付金に係る算定額が適切に算定されていなかったり、過大に算定されていたりしている事態及び年金事務所において、市区町に対して重複した対象者について所得情報の提供依頼を行っていたため、協力・連携交付金の算定額が過大となっている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 市区町において、協力・連携事務を行った実績件数を算定基礎件数として計上することについての理解が十分でないこと、また、貴省において、市区町に対して、実績件数を算定基礎件数として計上することについての周知が十分でないこと
- イ 貴省において、市区町が免除申請書等の提出を受けた際に免除等に係る制度についてのみ説明を行った場合の相談及び市区町が年金事務所等に送付した免除申請書等に記載された電話番号は、法定受託事務となることから、算定基礎件数に含めないことを交付要綱等において明示していないこと
- ウ 地方厚生局において、交付申請書の審査の際に、算定額について算定基礎表の根拠資料の確認等を十分に行っていないこと、また、貴省本省において、地方厚生局に対して、交付申請書の審査の際に、算定額の確認を十分に行うことについての周知が十分でないこと
- エ 各年金事務所において、所得情報の追加依頼に当たって未収録者分を対象とすることについての理解が十分でないこと、また、機構本部において、年金事務所に対して、所得情報の追加依頼を行う場合は未収録者を対象とすることについての周知が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴省は、国民年金事務の実施に当たり、市町村との協力・連携は重要であり、今後も、協力・連携事務を行っていくとしている。

については、貴省において、協力・連携交付金の算定が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

- ア 市町村に対して、算定基礎件数には協力・連携事務を行った実績件数を計上することを周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

- イ 市町村が免除申請書等の提出を受けた際に免除等に係る制度についてのみ説明を行った場合の相談及び市町村が年金事務所等に送付した免除申請書等に記載された電話番号は算定基礎件数に含めないことを交付要綱等に明示すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)
 - ウ 地方厚生(支)局に対して、交付申請書の審査の際に、算定額について算定基礎表の根拠資料の確認等を十分に行うよう周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
 - エ 機構に対して、所得情報の追加依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることについて各年金事務所に周知徹底するよう指示すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)
- (4) 労災診療費の算定における労災治療計画加算について、指定医療機関等では入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどの労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう意見を表示したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 47 労働局(審査庁)
労災治療計画加算の概要	傷病労働者の入院の際に医師、看護師等が共同して総合的な治療計画を策定し、医師が労災治療計画書等を同人に交付して説明を行った場合に入院基本料等に加算するもの
入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどしていた労災治療計画加算に係る労災診療費の支払額	76,714 件 8957 万円(平成 28 年度)

(前掲 194 ページの「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの」参照)

【意見を表示したものの全文】

労災診療費の算定における労災治療計画加算について

(平成 30 年 9 月 27 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 労災診療費の概要

貴省は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、業務上の事由又は通勤により負傷し又は疾病にかかった労働者(以下「傷病労働者」という。)に対して療養の給付を行っている。

この療養の給付は、傷病労働者の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院等(以下、これらを合わせて「指定医療機関等」という。)において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行った指定医療機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局が請求内容を審査した上で支払額を決定して、これにより、貴省本省が労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号。以下「算定基準」という。)等に基づき算定することとなっている。算定基準によれば、労災診療費は、①原則として、健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)等により算定した診療報酬点数に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②初診料、入院基本料、手術料等の特定の診療項目については、健保点数表の所定の点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

(2) 健保点数表における入院診療計画書等

「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成28年保医発0304第1号。以下「施設基準等通知」という。)によれば、保険医療機関において、患者の入院の際に、医師、看護師その他必要に応じて関係職種が共同して総合的な診療計画(以下「入院診療計画」という。)を策定し、患者等に対して、文書により病名、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間等について、入院後7日以内に説明を行うことなどとされている(以下、当該文書を「入院診療計画書」という。)

そして、健保点数表等によれば、入院診療計画が策定され、原則として患者等に上記の説明が行われている場合に限り、入院している患者について、入院基本料又は特定入院料(以下「入院基本料等」という。)として、1日につき所定の点数を算定することとされている。

(3) 労災診療費の算定における労災治療計画加算

労災診療費の算定においては、上記の入院基本料等に加えて、算定基準等により、傷病労働者をできる限り早く治癒に導き、社会復帰をさせる必要があるため、これに適した治療計画を策定する必要があることを考慮して、労災診療費独自の算定項目として、労災治療計画加算が定められている。

「労災診療費算定マニュアル」(平成28年厚生労働省労働基準局補償課作成。以下「算定マニュアル」という。)等によれば、労災治療計画加算については、指定医療機関等において、傷病労働者の入院の際に、医師、看護師その他関係職種が共同して総合的な治療計画

を策定し、医師が労災治療計画書又はこれに準ずる文書を傷病労働者に交付して、傷病名及び傷病の部位、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間、入院中の注意事項、退院時において見込まれる回復の程度等について、入院後7日以内に説明を行った場合、1回の入院につき1回限り100点を入院基本料等に加算できることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、労災治療計画加算は指定医療機関等における労災治療計画書の作成の実態等に照らして適切なものとなっているかなどに着眼して、平成28年度に全国47労働局の審査に基づいて支払われた労災治療計画加算に係る労災診療費のうち病床数20床以上の指定医療機関等に係るもの76,714件(労災治療計画加算に係る労災診療費の支払額8957万余円)を対象として、47労働局のうち20労働局^(注)において、診療費請求内訳書等の書類により会計実地検査を行った。また、残りの27労働局についても、調書等の提出を受けるなどして検査した。

(注) 20労働局 北海道、秋田、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、山口、香川、愛媛、高知、福岡、沖縄各労働局

(検査の結果)

検査したところ、全47労働局において、次のような事態が見受けられた。

(1) 労災治療計画書の作成状況

労災治療計画加算に係る労災診療費を算定していた前記の76,714件について、労災治療計画書の作成状況をみると、指定医療機関等が算定基準等に定められた労災治療計画書を作成していたのは全体の3.2%に当たる2,518件(労災治療計画加算に係る労災診療費の支払額297万余円)にすぎず、全体の96.2%に当たる73,818件(同8616万余円)については、健保点数表等に基づいて作成した入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていた。このように、実際には、大多数の指定医療機関等では改めて労災治療計画書を作成せず、健康保険法等に基づく保険診療と労災診療とで特段異なった取扱いをしていなかった。また、残りの378件(同43万余円)については、労災治療計画書及び入院診療計画書のいずれも作成していなかった(表参照)。

(2) 労災治療計画書の記載項目及び記載状況

算定マニュアルに定められた労災治療計画書の書式と施設基準等通知に定められた入院診療計画書の書式とを比較すると、いずれの書式においても、病名、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間等が記載項目となっており、労災治療計画書の記載項目と入院診療計画書の記載項目の多くは同一であった。

また、労災治療計画書には、上記記載項目のほかに独自の記載項目として、「傷病部位」「入院中の注意事項」及び「退院時において回復が見込まれる程度」があるが、このうち「傷病部位」については、通常、医学的所見を記載する文書においては、傷病部位は傷病名と合わせて記述されることから、実質的には労災治療計画書独自の項目とはなっていないと認められた。現に、検査した労災治療計画書においても、内科疾患、精神疾患等の傷病部位を特定できない傷病労働者以外の傷病労働者に係る傷病名欄には、傷病部位を冠した傷病名が記載されていた。

また、「入院中の注意事項」及び「退院時において回復が見込まれる程度」の両項目の記載状況をみると、指定医療機関等が労災治療計画書を作成していた前記の2,518件中850件(33.7%)においては、いずれの項目についても記載がなかった。そして、残りの1,668件においては、いずれかの項目について何らかの記載があったものの、その記載内容は、いずれも、「特になし」「不明」等の実質的な内容が乏しいものであったり、「安静」「禁煙」等の労災診療に限らず入院中の患者が通常指示されるようなものであったりしていた。

このように、労災治療計画書を作成している場合であっても、書式上、その多くの記載項目が入院診療計画書の記載項目と同一であり、また、労災治療計画書独自の記載項目についても、実際には記載がなかったり、労災診療に限らず入院中の患者が通常指示されるような内容の記載であったりするなどしていた(表参照)。

表 労災治療計画書の作成状況 (単位：件、円)

労働局名	算定基準等に定められた労災治療計画書を作成していたもの				入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたもの		労災治療計画書及び入院診療計画書のいずれも作成していなかったもの		計	
	労災診療特有の内容の記載があったもの		労災診療特有の内容の記載がなかったもの							
	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額
北海道	0	0	216	253,700	4,952	5,810,800	14	16,250	5,182	6,080,750
青森	0	0	23	27,600	568	657,100	0	0	591	684,700
岩手	0	0	79	94,050	860	993,550	4	4,600	943	1,092,200
宮城	0	0	21	24,800	1,104	1,282,800	4	4,650	1,129	1,312,250
秋田	0	0	14	16,150	590	678,850	2	2,300	606	697,300
山形	0	0	17	19,800	646	744,300	5	5,750	668	769,850
福島	0	0	90	103,850	818	946,750	3	3,500	911	1,054,100
茨城	0	0	32	38,350	1,209	1,416,200	14	16,650	1,255	1,471,200
栃木	0	0	102	119,050	856	998,750	6	7,000	964	1,124,800
群馬	0	0	51	59,350	1,315	1,538,250	11	12,650	1,377	1,610,250
埼玉	0	0	270	322,600	3,102	3,651,850	31	36,200	3,403	4,010,650
千葉	0	0	61	70,750	2,947	3,464,150	44	50,850	3,052	3,585,750
東京	0	0	133	159,550	4,411	5,167,500	26	30,250	4,570	5,357,300
神奈川	0	0	47	56,400	3,510	4,106,350	28	32,500	3,585	4,195,250
新潟	0	0	170	198,900	1,589	1,855,050	4	4,700	1,763	2,058,650
富山	0	0	8	9,600	924	1,068,150	5	5,750	937	1,083,500
石川	0	0	29	33,350	607	707,150	0	0	636	740,500
福井	0	0	35	41,150	459	535,200	0	0	494	576,350
山梨	0	0	4	4,800	323	373,950	1	1,200	328	379,950
長野	0	0	22	25,300	1,273	1,467,900	5	5,750	1,300	1,498,950
岐阜	0	0	41	47,600	842	974,950	3	3,450	886	1,026,000
静岡	0	0	3	3,450	2,203	2,551,850	5	5,750	2,211	2,561,050
愛知	0	0	74	88,800	4,055	4,701,450	37	42,850	4,166	4,833,100
三重	0	0	5	6,000	1,076	1,244,800	8	9,200	1,089	1,260,000
滋賀	0	0	23	26,550	693	802,550	5	5,800	721	834,900
京都	0	0	9	10,800	1,819	2,138,950	3	3,550	1,831	2,153,300
大阪	0	0	51	60,500	5,649	6,613,000	15	17,400	5,715	6,690,900
兵庫	0	0	5	6,000	3,971	4,640,300	23	26,850	3,999	4,673,150
奈良	0	0	1	1,200	1,061	1,242,850	4	4,650	1,066	1,248,700
和歌山	0	0	19	22,600	699	812,050	4	4,600	722	839,250
鳥取	0	0	10	12,000	437	507,900	0	0	447	519,900
島根	0	0	12	14,250	286	331,000	1	1,200	299	346,450
岡山	0	0	28	33,600	1,723	1,999,850	5	5,900	1,756	2,039,350

労働局名	算定基準等に定められた労災治療計画書を作成していたもの				入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたもの		労災治療計画書及び入院診療計画書のいずれも作成していなかったもの		計	
	労災診療特有の内容の記載があったもの		労災診療特有の内容の記載がなかったもの							
	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額
広島	0	0	15	18,000	2,362	2,770,450	17	19,600	2,394	2,808,050
山口	0	0	1	1,200	1,080	1,250,400	5	5,750	1,086	1,257,350
徳島	0	0	15	18,000	664	774,650	5	5,800	684	798,450
香川	0	0	44	52,800	770	893,200	2	2,350	816	948,350
愛媛	0	0	45	53,300	1,240	1,446,700	5	5,750	1,290	1,505,750
高知	0	0	98	117,350	568	661,500	1	1,150	667	780,000
福岡	0	0	112	134,350	3,418	4,015,400	13	15,300	3,543	4,165,050
佐賀	0	0	19	22,800	808	946,200	2	2,300	829	971,300
長崎	0	0	113	135,500	1,104	1,283,300	1	1,200	1,218	1,420,000
熊本	0	0	165	190,100	1,439	1,682,100	2	2,300	1,606	1,874,500
大分	0	0	21	25,200	1,102	1,286,850	0	0	1,123	1,312,050
宮崎	0	0	50	60,000	972	1,131,250	5	5,800	1,027	1,197,050
鹿児島	0	0	111	131,550	1,134	1,316,800	0	0	1,245	1,448,350
沖縄	0	0	4	4,800	580	675,700	0	0	584	680,500
計	0	0	2,518	2,977,400	73,818	86,160,600	378	439,050	76,714	89,577,050

このような労災治療計画書の作成の実態等からみて、前記の76,714件(労災治療計画加算に係る労災診療費の支払額8957万余円)については、入院基本料等に加えて労災治療計画加算を設けた趣旨がいかされていないと認められる。

(改善を必要とする事態)

大多数の指定医療機関等では改めて労災治療計画書を作成せず、入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどしているのに、算定基準等に労災診療費独自の算定項目として労災治療計画加算を定めて、入院基本料等に労災治療計画加算を行っている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省本省において、算定基準等に定めた労災診療費の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態、健保点数表等における類似規定との異同等を踏まえた検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

労災診療費の支払額は毎年度多額に上っており、その支払は労働者を使用する事業主から徴収した労働者災害補償保険の保険料等を原資として行われることから、貴省は、その算定が適切なものとなるよう、各算定項目の内容等を不断に見直していくことが求められている。

については、貴省本省において、労災診療費の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう意見を表示する。

- (5) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、業務廃止までの間、事業規模に見合うものとなるよう必要となる政府出資金の額の算出方法を検討してこれに基づき適時適切に検証を行い、不要財産として国庫に納付することができる仕組みを整備して、その仕組みに沿って、適切に不要財産を国庫に納付することとするよう意見を表示したもの

部 局 等	厚生労働本省、独立行政法人福祉医療機構
検 査 の 対 象	厚生労働本省、独立行政法人福祉医療機構
貸 付 け の 根 拠	独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号)
貸付事業の概要	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うもの
上記の貸付けの原資となる独立行政法人福祉医療機構に対する政府出資金の額	43 億 9764 万余円(平成 29 年度末)
上記のうち貸付けに使用されていない政府出資金の額	30 億 4599 万余円
上記のうち将来も貸付金の原資に使用されることが見込まれない政府出資金の額(試算額)	7 億 3092 万円

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について

(平成 30 年 10 月 30 日付け 厚生労働大臣宛て
独立行政法人福祉医療機構理事長)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 労災年金担保貸付事業等の概要

(1) 政府出資金に係る事業の概要

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、平成 16 年 4 月、労働福祉事業団の解散に伴い、独立行政法人労働者健康安全機構法(平成 14 年法律第 171 号)に基づき同事業団が行っていた労災年金担保貸付事業(以下「労災貸付事業」という。)に係る権利及び義務を承継している。そして、機構が上記の権利及び義務を承継したときは、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は政府から機構に対し出資されたもの(以下「政

府出資金」という。)とすることとなっており、機構における労災貸付事業に係る政府出資金の額は、29年度末現在、43億9764万余円となっている。

機構は、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構法」という。)に基づき、政府出資金を原資として労災貸付事業を行っており、労災年金担保貸付勘定を設けて経理している。

(2) 労災貸付事業の概要

機構法等によれば、労災貸付事業は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく年金たる給付の受給権者(以下「労災年金受給者」という。)に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うものとされている。そして、貸付金の使途は、生活必需物品の購入、住宅改修等、債務等の一括整理等に必要な資金とされ、また、貸付金の償還期間は、4年以内とされている。

(3) 不要財産の国庫納付

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第8条第3項の規定によれば、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、通則法第46条の2の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされている。そして、同条第1項の規定に基づき、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

(4) 国による基本方針の概要

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)によれば、独立行政法人の資産・運営については、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うこととされている。なお、基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産等も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うこととされている。

そして、基本方針において、機構の労災貸付事業及び年金担保貸付事業については、事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめることとされた。また、労災年金担保貸付勘定等に係る政府出資金等については、業務廃止後、不要資産として国庫納付することとされている。

(5) 厚生労働省による対応方針等

上記の基本方針を受けて、厚生労働省は、23年3月に工程表として「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」(以下「対応方針」という。)を策定し、この対応方針に基づいて、25年3月に、年金担保貸付事業廃止計画(以下「廃止計画」という。)を策定し、年金担保貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況も踏まえ、28年度に具体的な廃止時期を判断することとし、労災貸付事業

についても同様の考え方で対応を行うこととしていた。そして、機構は、廃止計画等に基づき、26年12月に、貸付限度額を250万円から200万円へ引き下げるとともに、貸付に当たっては、不要な借入れを防止するなどのために、利用者に貸付金の使途及び必要額を確認できる資料の提示を求めることなどとした。

(6) 機構の中期目標及び中期計画

厚生労働省は、廃止計画において28年度に労災貸付事業等の具体的な廃止時期を判断するとしていたが、29年度の社会保障審議会において、労災貸付事業等の主たる代替措置とされる生活福祉資金貸付制度等^(注)について議論されることとなったことから、その議論を踏まえて廃止時期を判断することにした。

(注) 生活福祉資金貸付制度 都道府県社会福祉協議会等が低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、生活費用、介護サービス等に必要な資金の貸付けを行う制度で、貸付原資の一部を国が補助するもの

そして、上記の議論において、代替措置の今後の方向性が示されたことから、30年2月、厚生労働大臣が機構に指示した第4期中期目標(30年4月から35年3月まで)において、労災貸付事業等は、基本方針及び廃止計画に基づいて、33年度末を目途に新規貸付けを終了することとし、今後の事業の実施に当たっては、円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るなどの点に留意することとされた。また、第4期中期目標において、不要財産については速やかに国庫納付することが指示された。

そして、機構は、第4期中期目標を達成するために、第4期中期計画を策定し、労災貸付事業等については、上記の第4期中期目標と同様の内容とし、また、労災年金担保貸付勘定等に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付するとして、30年3月に、厚生労働大臣の認可を受けている。

(7) 厚生労働省及び機構に対する26年10月の意見表示への対応

本院は、機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう、26年10月に、厚生労働大臣及び独立行政法人福祉医療機構理事長に対して、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。そして、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、27年3月に、政府出資金14億3359万余円を国庫に納付する処置を講じた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院が厚生労働大臣等に対して26年10月に意見を表示した後、前記のとおり、機構は、労災貸付事業等の円滑な廃止に向けて、廃止計画等に基づき、26年12月に、労災貸付事業等の貸付限度額の引下げ等の措置を講じ、事業規模の縮減等を図っている。一方、厚生労働省は、30年2月の第4期中期目標において新規貸付終了時期について33年度末を目途としている。そして、業務が廃止されるのは、新規貸付けが終了して、更に既往の貸付金の回収業務等が完了した後となる。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、厚生労働省及び機構の上記の対応状況を踏まえ、労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金の規模は、事業実績に即して適時適切に見

直されているかなどに着眼して、厚生労働本省及び機構本部において、貸付実績の推移等について財務諸表等の関係書類を精査したり、政府出資金の国庫納付に関する方針等を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 労災貸付事業の実績の推移及び労災年金担保貸付勘定における資産の状況

労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金について、機構は、27年2月に不要財産の国庫納付に係る厚生労働大臣の認可を受けて同年3月に国庫に納付した後、国庫納付を行っていない。一方、機構は、労災貸付事業の規模の縮小を図るために、前記のとおり26年12月に、貸付限度額を引き下げるとともに、利用者に貸付金の使途及び必要額を確認できる資料の提示を求めることなどの措置を講じている。

そこで、国庫納付の前後における労災貸付事業の実績を比較すると、表のとおり、貸付件数については26年度は2,175件であったものが29年度には1,148件(26年度比47.2%減)に、また、貸付金額については26年度は23億1169万円であったものが29年度には9億2217万円(同60.1%減)と、いずれも3年間で大幅に減少している。一方、回収額(元本に係る分)についてみると、26年度以降、毎年度貸付額を上回る貸付金の回収がされてきている。そして、これらの貸付件数及び貸付金額の減少等に伴い、貸付残高も、26年度末には30億2458万余円であったものが29年度末には13億5164万余円と大幅に減少してきており(同55.3%減)、政府出資金43億9764万余円から貸付残高を差し引いた貸付に使用されていない政府出資金の額は26年度末13億7305万余円から29年度末30億4599万余円へと大幅に増加している(同121.8%増)。

そして、機構の労災年金担保貸付勘定における貸付に使用されていない資産については、現金及び預金として保有されている。

表 労災貸付事業の事業実績等

(単位：件、%、千円)

区 分			平成26年度	27年度	28年度	29年度
事業実績	貸付額	件数	2,175	1,555	1,395	1,148
		対26年度比	100.0	71.4	64.1	52.7
		金額	2,311,690	1,314,170	1,144,420	922,170
		対26年度比	100.0	56.8	49.5	39.8
	回収額(元本)	件数	2,510	2,287	2,207	1,542
		対26年度比	100.0	91.1	87.9	61.4
		金額	2,731,110	2,265,626	1,598,858	1,189,214
		対26年度比	100.0	82.9	58.5	43.5
	年度末貸付残高	件数	4,988	4,256	3,444	3,050
		対26年度比	100.0	85.3	69.0	61.1
		金額(A)	3,024,586	2,073,129	1,618,691	1,351,646
		対26年度比	100.0	68.5	53.5	44.6
政府出資金の額(B)			4,397,641	4,397,641	4,397,641	4,397,641
うち貸付に使用されていない額((B)-(A))			1,373,055	2,324,511	2,778,950	3,045,995

(2) 政府出資金の国庫納付に関する厚生労働省及び機構の方針等

厚生労働省は、政府出資金の規模について通則法の趣旨も踏まえ適正か否かの検討を行うに当たり、労災貸付事業の政府出資金については、基本方針で示された業務廃止後に不要資産を国庫納付することを基本に対応していた。そして、厚生労働省は、第4期中期目標において、新規貸付終了時期を指示するとともに、円滑な事業終了の観点から労災年金受給者に対して、新規貸付終了時期等について周知を図ることなどを求めており、今後、機構が周知等を行っていく中で一時的な貸付需要の増加等が見込まれることから、政府出資金について22年12月の基本方針に沿った方針に変更はないとしている。

そして、機構も、基本方針において、労災年金担保貸付勘定等に係る政府出資金等について、労災貸付事業等の業務廃止後に不要資産として国庫納付することとされていることや、上記の厚生労働省の第4期中期目標策定時における政府出資金の国庫納付に関する方針を踏まえると、業務の廃止前に国庫納付することはできないとしている。

しかし、前記のとおり、貸付けに使用されていない政府出資金の額は、26年度末以降大幅に増加して29年度末現在で30億4599万余円となっている。そして、新規貸付けを終了する33年度末以降、貸付金の回収により、業務が廃止されるまで毎年度貸付けに使用されない政府出資金が増加することになる。一方、厚生労働省及び機構は、基本方針に沿って、政府出資金等を業務廃止後に国庫納付するとしているが、新規貸付けの終了時期について33年度末を目途としている。このため、既往の貸付金の回収業務等が完了して業務が廃止されるのは更にその後となり、その間、貸付けに使用される見込みがない政府出資金が機構において保有されたままになる。したがって、厚生労働省及び機構は、労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金の額が適切な規模となっているかについて、厚生労働省が見込んでいる一時的な貸付需要の増加等も考慮しつつ、通則法及び基本方針の趣旨を踏まえて適時に検討する必要があると認められる。

(3) 政府出資金の必要額の試算等

29年度末における労災貸付事業の実施に必要な政府出資金の額を試算したところ、これまでの労災貸付事業における貸付残高が年々減少していることを踏まえると、新規貸付終了時期等について周知を図ることによる一時的な貸付需要の増加等の可能性を考慮したとしても、次のとおり、本件政府出資金のうち、将来も使用することが見込まれない額があると認められる。

すなわち、厚生労働省が28年度に労災貸付事業を利用している者を対象に実施した労災年金担保貸付に関する調査によれば、初めて貸付けを利用したとしている者は全体の11.4%であり、残りの88.6%の利用者は2回目以上であるとされており、ほとんどの利用者が繰り返し貸付けを受けている状況となっていた。

これを踏まえて、仮に、29年度末貸付残高13億5164万余円のうち上記の88.6%に相当する額が当該利用者に対する貸付けとして再び使用されるとし、また、貸付限度額200万円まで貸付けを行うこととすると、これに係る必要額は29億9389万余円となる。

さらに、過去に廃止された他の貸付事業において、廃止直前に貸付需要が増加した実績があることを踏まえて、仮に29年度貸付実績額9億2217万円のうち前記の11.4%に相当する額が初めて貸付けを利用する者に使用されたとした上で、貸付額の増加割合が上記の他の貸付事業における増加実績と同程度であるとすると、現在貸付けを利用していない

者に係る貸付需要に対応するための必要額は30年度から新規貸付けが終了する33年度までの4年間において、6億7281万余円となる。これに上記の29億9389万余円を合わせると、必要な政府出資金の額は36億6671万余円と試算される。

したがって、29年度末の政府出資金43億9764万余円のうち、36億6671万余円を上回る7億3092万余円に係る資産については、将来も貸付金の原資に使用されることが見込まれないと認められる。

さらに、新規貸付けを終了する33年度末までの間については、一時的な貸付需要の増加等を含む今後の新規貸付額の実績を考慮すれば、必要となる政府出資金の額をより正確に算出することが可能となることから、今後も資産規模について事業規模に見合うものとなるよう適時適切に検証する必要があると認められる。また、新規貸付けが終了して新たな貸付需要がなくなる33年度末から業務廃止までの間については、貸付金の回収が行われていくのみとなることから、回収された額を段階的に国庫に納付することができることになると認められる。

(改善を必要とする事態)

通則法及び基本方針によれば、政府出資等に係る不要財産については、遅滞なく、国庫に納付することなどとされているのに、厚生労働省において、27年3月の国庫納付以降、通則法及び基本方針の趣旨ののっとり事業規模に見合った資産規模を適時に検証していないため、機構において、貸付金の原資として使用される見込みのない多額の政府出資金に係る資産を保有しており、今後も業務廃止まで保有し続けることになる事態は国の資産の有効活用から適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、機構において、基本方針で業務廃止後に労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金を国庫に納付することとされているため、事業規模に見合った資産規模の見直しを行っていないことにもよるが、機構が労災貸付事業の規模の縮減等を図っていて、貸付残高が27年3月の国庫納付後においても引き続き減少しており、また、新規貸付けが終了して新たな貸付需要がなくなる33年度末から業務廃止までの間については、貸付金の回収が行われていくのみとなり、貸付金の原資として使用されない政府出資金が生ずることが見込まれるのに、厚生労働省において、通則法及び基本方針の趣旨ののっとり労災貸付事業の実績を考慮するなどして、事業規模に見合った資産規模の見直しを適時に行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

労災貸付事業については、貸付残高は年々減少を続けており、貸付けに使用されていない政府出資金が増加してきている。そして、厚生労働省が第4期中期目標において新規貸付終了時期を判断したことから、業務を廃止することに伴う一時的な貸付需要の増加等の可能性を考慮する必要はあるが、今後33年度末に新規貸付けが終了して業務が廃止されるまでの間は貸付金の回収のみとなる。一方、33年度末を目途に新規貸付けが終了され、更にその後、既往の貸付金の回収業務等が完了して業務が廃止されるまでには、まだ相当の期間が見込まれる。

については、業務廃止より前に貸付金の原資として使用されない政府出資金が生ずることが

見込まれることから、厚生労働省及び機構において、政府出資金を事業規模に見合った資産規模とするよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 厚生労働省において、労災貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、機構において、通則法に基づき、不要財産として速やかに国庫に納付すること
- イ 厚生労働省において、今後、業務廃止までの間、労災貸付事業の実施に必要な政府出資金の規模を事業規模に見合うものとなるよう必要となる政府出資金の額の算出方法を検討してこれに基づき適時適切に検証を行い、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として国庫に納付することができる仕組みを整備すること、また、機構において、その仕組みに沿って、適切に不要財産を国庫に納付することとする

- (6) 介護保険制度の下で、交付金と保険給付との重複を避けて、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を実施要綱に明記するなどして市町村に周知するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)高齢者日常生活支援等推進費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
補助事業者 (事業主体)	市35、町18、村11、広域連合2、計66市町村等
介護自立支援事業の概要	介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業
66市町村等における交付金交付対象者とされていた慰労金支給対象者の延べ人数及び当該慰労金支給対象者に係る介護自立支援事業の対象経費の実支出額	74,633人 9億8224万余円(平成27、28両年度)
上記に係る交付金相当額	3億8307万余円
前記74,633人のうち継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者の延べ人数及び当該慰労金支給対象者に係る介護自立支援事業の対象経費の実支出額	67,732人 8億9063万余円(平成27、28両年度)
上記に係る交付金相当額	3億4734万円

【改善の処置を要求したものの全文】

地域支援事業交付金における介護自立支援事業に係る交付金交付対象者について

(平成30年10月17日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 介護自立支援事業の概要等

(1) 地域支援事業の概要

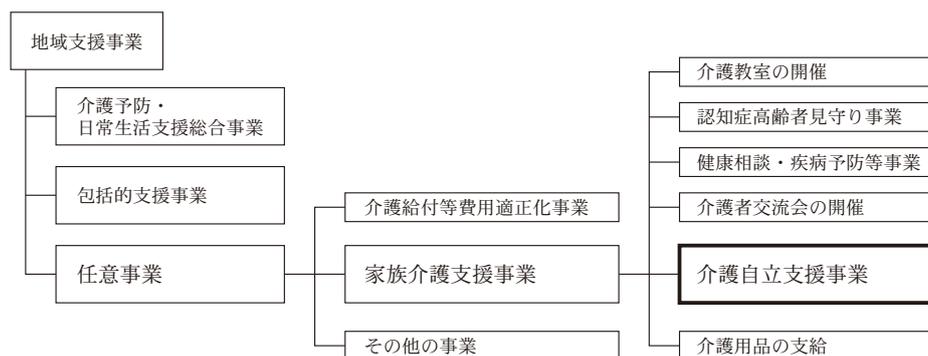
貴省は、介護保険法(平成9年法律第123号)等に基づき、平成18年度から、市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。)が実施主体として実施する地域支援事業に対して地域支援事業交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

地域支援事業は、介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするもので、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業から構成されている。

上記3事業のうち任意事業は、地域支援事業実施要綱(平成18年老発第0609001号別紙。以下「実施要綱」という。)によれば、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことなどを目的とするものとされており、家族介護支援事業等の3事業から構成されている。

このうち家族介護支援事業は、介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業とされており、介護自立支援事業等の6事業から構成されている(図参照)。そして、介護自立支援事業は、「介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業」とされている。

図 地域支援事業の構成(平成27年度以降)



(2) 介護自立支援事業の新設と慰労金支給事業

上記の介護自立支援事業は、28年1月に貴省が実施要綱の改正を行い、その前身に当たる家族介護継続支援事業(介護の慰労のための金品の贈呈)を改定して新設したものである。

市町村は、従来、高齢者等の要介護者を介護している家族を慰労するなどのために、条例等で定める要件を満たす高齢者等を介護している家族に金品(以下「慰労金」という。)を支給する事業(以下「慰労金支給事業」という。また、慰労金の支給対象となる家族を「慰労金支給対象者」という。)を実施していた。

そして、任意事業については、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能とされており、改正前の実施要綱では、家族介護継続支援事業の一つの例として、「介護の慰労のための金品の贈呈」と記載されているのみで、具体的な事業内容は定められていなかったことから、同事業の対象者に介護サービスを受けている要介護者(以下「サービス受給者」という。)に係る慰労金支給対象者を含めることも可能であった。

その後、貴省は、27年度に実施要綱を改正して、任意事業として実施できる事業及び各事業の事業内容を定めるなどして、介護自立支援事業に係る交付金の交付対象者を、「介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族」とした(以下、介護自立支援事業に係る交付金の交付対象となる家族を「交付金交付対象者」という。)。貴省は、交付金交付対象者が介護する要介護者について「介護サービスを受けていない」という条件を設けた趣旨を、交付金交付対象者への交付金の交付と当該交付金交付対象者が介護する要介護者が継続的に介護サービスを受けることによる当該要介護者本人に対する保険給付との同一家族内での重複(以下「交付金と保険給付との重複」という。)を避け、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図ることであるとしている。

そして、貴省は、上記条件の取扱いについて、任意事業は、実施要綱において、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能とされていることを踏まえ、例えば慰労金支給対象者の病気等の事情により、その間、要介護者が短期入所生活介護^(注1)を利用するなど、要介護者が年間10日以内の範囲で一時的に介護サービスを受けることを許容する一方、介護サービスを受けた日数の合計が年間10日を超える要介護者(以下「継続的なサービス受給者」という。)に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者に含めることは想定していないとしている。

(注1) 短期入所生活介護 居宅の要介護者が介護老人福祉施設等に短期間入所して受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(3) 交付金の概要

交付金の交付対象は、地域支援事業交付金交付要綱(平成20年厚生労働省発老第0523003号別紙)によれば、実施要綱の規定により市町村が行う地域支援事業とされており、交付金の交付額は、「包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業」等の区分ごとに、事業に必要な経費(以下「対象経費」という。)の実支出額等に、「包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業」については交付率(100分の39)を乗ずるなどして算定することとされている。

そして、市町村は、慰労金支給対象者が交付金交付対象者に該当する場合には、当該交付金交付対象者に係る慰労金支給事業の実施に要した経費を介護自立支援事業の対象経費の実支出額に算入することができることとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、介護保険制度の下で、介護自立支援事業の運用は介護サービスとの整合が図られたものとなっているかなどに着眼して、27年度又は28年度に慰労金

支給事業の実施に要した経費を介護自立支援事業の対象経費の実支出額に算入して交付金の^(注2)交付を受けていた18府県の157市町村等が実施した介護自立支援事業(27、28両年度の慰労金支給事業の実施に要した経費計10億5755万余円、交付金相当額計4億1244万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省及び18府県の100市町村等において、事業実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、14府県の57市町については、調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注2) 18府県 京都、大阪両府、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡、山口、徳島、香川、高知、福岡、大分、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした18府県の157市町村等の介護自立支援事業の実施状況を確認したところ、18府県の91市町等は、介護サービスを受けていないことを慰労金支給対象者の要件としていたり、事業実績報告において、慰労金支給対象者のうち、サービス受給者に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者に含めないこととしていたりしていた。

一方、16府県の66市町村等(27、28両年度の慰労金支給事業の実施に要した経費計9億8224万余円、交付金相当額計3億8307万余円)は、サービス受給者に係る慰労金支給対象者延べ71,622人を含めた延べ74,633人を交付金交付対象者としていた。

そして、サービス受給者に係る慰労金支給対象者延べ71,622人が介護する要介護者延べ17,103人について、過去1年間に当該要介護者が介護サービスを受けた日数を確認したところ、年間10日以内の範囲で一時的に介護サービスを受けていた要介護者は延べ819人(4.7%)となっており、残りの延べ16,284人(95.2%)は、継続的なサービス受給者に該当していた。また、当該要介護者延べ16,284人の介護サービスを受けた日数の平均値は140であり、10日ごとに区切った場合の最頻値は101から110となっていた。

このように、66市町村等では、貴省が交付金交付対象者に含めることを想定していなかった継続的なサービス受給者延べ16,284人に係る慰労金支給対象者延べ67,732人を交付金交付対象者に含めていることから、交付金と保険給付との重複が生じていて、介護保険制度の下で介護自立支援事業と介護サービスとの整合が十分に図られていなかった。

上記の66市町村等について、継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者延べ67,732人に支給した慰労金に係る27、28両年度の慰労金支給事業の実施に要した経費計8億9063万余円を控除して介護自立支援事業の対象経費の実支出額を算定すると計9161万余円となり、前記の計9億8224万余円と比べて8億9063万余円の差を生ずる。そして、これに基づいて算定される交付金相当額は計3572万余円となり、66市町村等が交付を受けた交付金計3億8307万余円と3億4734万余円の差が生ずることとなる(表参照)。

表 継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者としていたもの

(単位：人、万円)

都道府県名	年度	市町村数	交付金交付対象者としていた慰労金支給対象者 (A)	(A)に係る介護自立支援事業の対象経費の実支出額 (B)	(B)に係る交付金相当額 (C)	交付金交付対象者 (D)	(D)に係る介護自立支援事業の対象経費の実支出額 (E)	(E)に係る交付金相当額 (F)	(A)のうち継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者 (G) = (A) - (D)	(G)に係る介護自立支援事業の対象経費の実支出額 (H) = (B) - (E)	(H)に係る交付金相当額 (C) - (F)
			(延べ人数)			(延べ人数)		(延べ人数)	(延べ人数)	(延べ人数)	
福島県	平成27	5	318	577	225	25	53	20	293	524	204
	28	5	339	605	236	49	78	30	290	526	205
茨城県	27	1	120	360	140	14	42	16	106	318	124
	28	2	221	449	175	30	68	26	191	381	148
栃木県	28	2	3,755	2152	839	379	224	87	3,376	1928	751
埼玉県	27	5	6,751	5840	2277	1,182	981	382	5,569	4859	1895
	28	4	6,739	5828	2273	1,169	939	366	5,570	4889	1906
千葉県	27	1	231	230	90	31	31	12	200	199	77
	28	1	58	57	22	37	37	14	21	20	8
新潟県	27	1	16,853	5073	1978	736	238	93	16,117	4835	1885
	28	1	144	43	16	144	43	16	0	0	0
山梨県	27	8	3,484	3680	1435	313	452	176	3,171	3228	1258
	28	8	3,474	3523	1374	399	462	180	3,075	3061	1193
長野県	27	17	10,000	2億3252	9068	780	1619	631	9,220	2億1633	8437
	28	16	4,502	2億1700	8463	273	1620	631	4,229	2億0080	7831
静岡県	27	4	2,754	1361	531	121	87	34	2,633	1274	496
	28	3	508	242	94	41	47	18	467	194	75
京都府	27	5	1,111	3313	1292	80	240	93	1,031	3073	1198
	28	5	1,125	3368	1313	75	233	91	1,050	3135	1222
山口県	27	1	54	163	63	6	67	26	48	96	37
徳島県	27	1	140	140	54	0	0	0	140	140	54
	28	1	92	92	35	0	0	0	92	92	35
香川県	27	2	2,145	2180	850	186	215	84	1,959	1965	766
	28	2	1,982	1994	777	98	110	43	1,884	1884	734
福岡県	27	4	1,572	2869	1119	230	415	162	1,342	2454	957
	28	4	1,567	2508	978	142	293	114	1,425	2215	864
大分県	27	3	620	1468	572	35	105	40	585	1363	531
	28	3	588	1541	600	26	96	37	562	1445	563
鹿児島県	27	5	1,668	1755	684	138	164	64	1,530	1591	620
	28	5	1,718	1847	720	162	192	74	1,556	1655	645
計	27	63	47,821	5億2269	2億0384	3,877	4714	1838	43,944	4億7554	1億8546
	28	62	26,812	4億5955	1億7922	3,024	4446	1734	23,788	4億1508	1億6188
合計		66	74,633	9億8224	3億8307	6,901	9161	3572	67,732	8億9063	3億4734

注(1) 市町村等数欄の合計は、純計である。

注(2) 表示単位未満を切り捨てているため、介護自立支援事業の対象経費の実支出額又は交付金相当額を集計しても計欄及び合計欄と一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 県 B 市は、同市の条例に基づき、慰労金支給事業を実施しており、同条例が規定する慰労金支給対象者が介護する要介護者については、介護サービスの受給の有無等に関する要件を設けていない。そして、同市は、任意事業については、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした事業形態が可能であり、その対象者は市町村が認める者と認識していたことから、平成 28 年度に、条例に基づいて決定した慰労金支給対象者延べ 717 人について、慰労金支給対象者が介護する要介護者が介護サービスを受けているかを考慮することなく、慰労金支給事業の実施に要した経費 6986 万余円の全額を介護自立支援事業の対象経費の実支出額に算入し、交付金 2724 万余円の交付を受けていた。

しかし、上記の717人には、継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者が延べ688人含まれており、当該688人に係る経費を控除して介護自立支援事業の対象経費の実支出額を算定すると計306万余円(交付金相当額計119万余円)となり、前記の6986万余円と比べて6680万円(交付金相当額計2605万余円)の差が生ずることとなる。

(改善を必要とする事態)

前記の16府県66市町村等において、継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者に含めていることから、交付金と保険給付との重複が生じていて、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの統合が十分に図られていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、介護自立支援事業の実施に当たり、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を、実施要綱に明記するなどして市町村に周知していないことによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、市町村が実施する介護自立支援事業に対して交付金を交付するなどして、引き続き要介護者に係る介護者の慰労のための事業に対して助成していくこととしている。

ついては、貴省において、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの統合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を、実施要綱に明記するなどして市町村に周知するよう改善の処置を要求する。

- (7) **建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース(賃金助成)について、支給要領を改正するなどして、助成金単価が受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したもののとなるよう改善の処置を要求したもの**

会計名及び科目 部 局 等	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費 厚生労働本省(支給庁) 45 労働局(支給決定庁、支給庁)
助成事業の概要	建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図るなどのための取組を実施する建設事業主等に対して必要な助成を行うもの
検査の対象とした1,151事業主に対する助成金支給額	6億5640万余円(平成28、29両年度)
上記のうち助成対象額を上回っていた助成金支給額	5億0837万円

(前掲169ページの「雇用保険の建設労働者確保育成助成金の支給が適正でなかったもの」参照)

【改善の処置を要求したものの全文】

建設労働者確保育成助成金における助成金単価の設定について

(平成30年10月10日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 建設労働者確保育成助成金の概要

貴省は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、同法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)等に基づき、建設労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために、建設労働者を雇用して建設事業を行う事業主(以下「建設事業主」という。)、建設事業主の団体及びその連合団体に対して建設労働者確保育成助成金(以下「建設助成金」という。)を支給している。

建設助成金は、建設業を支える人材、特に若年労働者の入職が進まない一方で高齢化が進展しているため技能継承に支障が生じており、将来的な建設労働者の不足による建設業の衰退が懸念されるなどとして、若年労働者の確保及び育成並びに技能継承に重点を置いた助成金として、平成 25 年度に創設されたものであり、雇用関係助成金支給要領(平成 29 年 3 月 31 日職発 0331 第 7 号・能発 0331 第 2 号・雇児発 0331 第 18 号。29 年 3 月 30 日以前は平成 28 年 9 月 16 日職発 0916 第 1 号等。以下「支給要領」という。)に基づき、支給要領に規定する一定の取組を実施する建設事業主等に対して必要な助成を行うものである。そして、建設事業主等が実施する上記の取組として、各種のコースが設定されており、その一つとして認定訓練コースが設定されている。

(2) 認定訓練コース(賃金助成)の概要

建設助成金のうち、認定訓練コースに係る助成は、中小建設事業主が雇用する建設労働者に対して、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 24 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた職業訓練等(以下「認定訓練」という。)を受けさせる場合等に支給するものである。

支給要領によれば、認定訓練コースに係る助成には、「認定訓練コース(賃金助成)」と「認定訓練コース(経費助成)」とがあり、このうち、認定訓練コース(賃金助成)は、中小建設事業主が雇用する建設労働者の賃金に対する助成を行うものであり、支給対象者は、次のいずれの要件にも該当する中小建設事業主であることとされている。

- ① 雇用する建設労働者に認定訓練を受けさせ、かつ、当該認定訓練を受けさせる期間当該建設労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払うものであること
- ② 雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 125 条第 1 項に定めるキャリア形成促進助成金^(注1)(29 年 4 月以降は人材開発支援助成金)又は同規則第 133 条第 1 項に定めるキャリアアップ助成金^(注2)(以下、これらを合わせて「キャリア形成促進助成金等」という。)の支給を受けるものであること

貴省は、認定訓練コース(賃金助成)について、賃金に対する助成の趣旨は、中小建設事業主が雇用する建設労働者に認定訓練を有給で受講させる場合に、受講期間中に中小建設事業主が負担しなければならない受講者に係る賃金を国が助成することにより、技能の習得等の促進を図り、建設業における若年労働者の確保及び育成等を図るものであるとしている。

そして、支給要領によれば、認定訓練コース(賃金助成)の支給額については、キャリア形成促進助成金等の支給額に上乗せして、認定訓練コース(賃金助成)の算定対象となる認定訓練の受講者(以下「受講者」という。)^(注3)1人につき、26年度から28年度までは日額5,000円、29年度は生産性要件を満たしていない場合には日額4,750円、生産性要件を満たしている場合には日額6,000円(以下、これらの認定訓練コース(賃金助成)の支給額の算定に用いる1人当たり日額を「助成金単価」という。)に、それぞれ認定訓練を受けた日数(認定訓練を実施した日数のうち、キャリア形成促進助成金等の支給の対象となった日数に限る。)を乗じて得た額とされており、また、各年度とも訓練開始日が属する年度の助成金単価を適用することとされている。

認定訓練コース(賃金助成)の支給額は、28年度5億4007万円、29年度5億5349万余円となっている。

なお、貴省は、30年度から建設助成金を含めた雇用関係助成金の再編整理を行い、建設助成金の認定訓練コース(賃金助成)を人材開発支援助成金に統合している。

(注1) キャリア形成促進助成金 労働者のキャリア形成を効果的に促進するために、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した事業主に対して、訓練期間中の賃金の一部等を助成するもの

(注2) キャリアアップ助成金 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するために、職業訓練等を計画に沿って実施した事業主に対して、訓練期間中の賃金の一部等を助成するもの

(注3) 生産性要件 助成金を申請する事業所における申請を行う直近の会計年度における労働生産性がその3年度前に比べて6%以上伸びていることなどの要件

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、認定訓練コース(賃金助成)の助成金単価は、賃金に対する助成の趣旨を踏まえて、受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)のうち、28、29両年度(29年度は29年11月末現在。以下同じ。)ともに支給実績がなかった山梨、沖縄両労働局を除く45労働局が上記の両年度に支給決定をした認定訓練コース(賃金助成)について、受講者延べ3,388人を任意に抽出し、これらを雇用する1,151事業主(28年度781事業主、29年度686事業主)に対する認定訓練コース(賃金助成)の支給額計6億5640万余円(28年度3億5000万円、29年度3億0640万余円)を対象として、11労働局において、^(注4)支給申請書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、残りの34労働局についても、認定訓練コース(賃金助成)の支給実績等に係る調書の作成及び提出を求めるなどして同様の事項について検査した。

(注4) 11労働局 北海道、宮城、山形、栃木、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、香川、鹿児島各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴省は、認定訓練コース(賃金助成)の助成金単価について、貴省が主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を明らかにするために公表している賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」という。)における建設業の生産労働者に係る所定内給与額等^(注5)を用いて次のような方法により設定していた。

(注5) 所定内給与額 事業所の就業規則等で定められた給与に関する支給条件及び算定方法によって支給された基本給及び超過労働給与額を含まない諸手当

26年度から28年度までの間においては、直近の賃金センサスにおける所定内給与額等を基に、1日当たりの賃金相当額(26年度12,629円、27年度12,655円、28年度12,786円)を算定し、これに貴省が助成金単価の設定の際に用いている助成率(6分の5)を乗じた額から、キャリア形成促進助成金等の1日当たりの支給相当額である5,600円を差し引くなどして、助成金単価を5,000円と設定していた。

また、29年度においては、建設助成金を含めた雇用関係助成金等について、生産性要件を満たした事業所に対する助成金を割り増すこととし、28年度までと同様の方法により5,000円を算定した後に、生産性要件を満たしていない場合には5%を減算(4,750円)し、生産性要件を満たしている場合には20%を加算(6,000円)して助成金単価を設定していた。

そして、助成金単価の設定に当たっては、賃金センサスにおいて、企業規模別、年齢別等に公表されている建設業の生産労働者に係る所定内給与額のうち、大企業も含めた全ての企業規模及び全年齢の平均所定内給与額を用いていた。

しかし、前記のとおり、認定訓練コース(賃金助成)の支給対象者は中小建設事業主となっており、助成金単価の設定の際に用いた企業規模とは異なるものとなっていた。また、賃金センサス上の建設業の生産労働者の年齢構成は35歳以上の者が70%以上を占めているのに対して、45労働局における認定訓練の受講者延べ3,388人(28年度1,853人、29年度1,535人)の訓練受講時の年齢構成は、認定訓練の内容が基礎的な講義が中心であり若年者層向けの研修として利用されていることが多いことなどから、34歳以下の者が80%以上を占めていて、助成金単価の設定の際に用いた年齢構成とも異なるものとなっていた。

このように、貴省が賃金センサスを基に設定した助成金単価は、事業主の企業規模及び受講者の年齢構成からみて、受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したものとなっているか疑義がある状況となっていた。

そこで、貴省が設定した助成金単価に基づいて支給された認定訓練コース(賃金助成)の支給額とキャリア形成促進助成金等の支給額とを合計した額(以下「助成金合計額」という。)が、受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したものとなっているか確認するために、助成金合計額と、実際に中小建設事業主が負担した当該受講者の受講日数に係る賃金相当額に前記の助成率6分の5を乗じた額(以下「助成対象額」という。)とを比較したところ、表のとおり、前記の1,151事業主に支給した助成金合計額は計13億8798万余円(認定訓練コース(賃金助成)6億5640万余円、キャリア形成促進助成金等7億3158万余円)であり、同1,151事業主に係る助成対象額計8億7961万余円を計5億0837万余円上回っていて、助成対象額の約1.6倍の助成金を交付することとなっていた。

表 助成金合計額と助成対象額との差額 (単位：人、円)

年度	調査した事業主数	調査した受講者数	認定訓練コース(賃金助成)の支給額 ①	キャリア形成促進助成金等支給額 ②	助成金合計額 ③=①+②	実際に事業主が負担した賃金相当額 ④	助成対象額 ⑤=④×5/6	助成対象額との差額 ⑥=③-⑤
平成28年度	781	1,853	350,000,000	388,025,700	738,025,700	565,934,665	471,612,358	266,413,342
29年度	686	1,535	306,401,250	343,559,500	649,960,750	489,597,886	407,998,345	241,962,405
計	1,151	3,388	656,401,250	731,585,200	1,387,986,450	1,055,532,551	879,610,703	508,375,747

注(1) 助成対象額は、事業主ごとに小数点第1位を四捨五入しているため、実際に事業主が負担した賃金相当額に6分の5を乗じた数値とは一致しない。

注(2) 訓練開始日が平成29年4月1日以降である場合の認定訓練コース(賃金助成)の支給額は、生産性要件を満たす場合には、助成率の割増しにより、助成金単価が高く設定されているが、これによる影響を排除するために、生産性要件を満たしていた2労働局の3事業主については、実際に支給された額ではなく、生産性要件を満たさない単価により支給したと仮定した場合の額を支給額としている。

注(3) 事業主数の計は、平成28年度と29年度とで重複している事業主を差し引いた純計である。一方、受講者数の計は延べ人数である。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

秋田労働局は、中小建設事業主である事業主Aから、その雇用する建設労働者2人について、いずれも平成27年4月28日から28年3月3日までに認定訓練を受講したとするキャリア形成促進助成金に係る支給申請書等の提出を受けて、28年6月に同助成金をそれぞれ34万余円、35万余円、計69万余円支給していた。さらに、同労働局は、28年5月に事業主Aから、上記の認定訓練に係る受講日数について、それぞれ60日、62日、計122日分を対象とした認定訓練コース(賃金助成)に係る支給申請書等の提出を受けて、それぞれの受講日数に助成金単価5,000円を乗じて、支給額をそれぞれ30万円、31万円、計61万円と決定し、同年6月に同額を支給していた。

しかし、上記の2人を対象として事業主Aに支給した助成金合計額計130万余円は、賃金台帳を確認するなどして算定した助成対象額56万余円を74万余円上回っていた。

(改善を必要とする事態)

認定訓練コース(賃金助成)の助成金単価の設定に当たり、支給対象となる事業主の企業規模及び受講者の年齢構成の実態と異なる統計値を基に算定していて、支給した助成金合計額が訓練を受講させるために実際に中小建設事業主が負担した賃金に基づく助成対象額を上回っている事態は賃金に対する助成の趣旨からして適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、助成金単価の設定に当たり、賃金に対する助成の趣旨を踏まえて、受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即した助成金単価を設定する必要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

建設業界では若年入職者の減少と高齢化が急速に進展し、将来の担い手の確保が喫緊の課題となっている。

貴省は、事業主の利便性を高め、全般的な活用促進を図るために、前記のとおり、30年度から、認定訓練コース(賃金助成)については、人材開発支援助成金に統合した上で、人手不足分野である建設業における若年労働者の確保及び育成等のために、29年度以前と同様の助成金単価の設定等に基づき、人材開発支援助成金の枠組みの中で、引き続き、助成金の支給を行っている。

については、貴省において、支給要領を改正するなどして、助成金単価が受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したものとなるよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

企業内人材育成推進助成金について、事業主に対して、ジョブ・カードを活用して評価やコンサルティングを実施した場合に支給されるものであることについて周知するとともに、支給申請の際に実際に評価等で活用したジョブ・カードを事業主から提出させることとして、支給決定の際に適切な調査確認が行われるよう改善させたもの

会計名及び科目 部 局 等	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費 厚生労働本省(支給庁) 7 労働局(支給決定庁、支給庁)
企業内人材育成 推進助成金の概 要	ジョブ・カードを活用して行う職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度等を導入し、雇用する労働者に適用した事業主に対して助成するもの
検査の対象とした企業内人材育成推進助成金の支給額	1 億 6835 万円(平成 27 年度～29 年度)
上記のうち適正に支給されていなかった支給額	820 万円(平成 28、29 両年度)

(前掲 171 ページの「雇用保険の企業内人材育成推進助成金の支給が適正でなかったもの」参照)

1 保険給付の概要

(1) 企業内人材育成推進助成金の概要

厚生労働省は、雇用保険で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、事業主が行う人材育成の取組を推進し、労働者の職業能力の向上及び主体的なキャリア形成を推進するため、事業主がジョブ・カードを活用して職業能力評価制度^(注1)(以下「評価制度」といい、職業能力評価を「評価」という。)、キャリア・コンサルティング制度^(注2)(以下「コンサルティング制度」といい、キャリア・コンサルティングを「コンサルティング」という。)等を導入し、雇用する労働者に適用した場合に企業内人材育成推進助成金(以下「助成金」という。)を支給している。厚生労働省は、評価制度、コンサルティング制度等は、労働者に対する処遇決定、人材育成の際にこれらの制度を活用することで企業における生産性の向上に資するものであるとしている。

ジョブ・カードとは、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に資する事項を明らかにする書面であり、キャリア・プランシート、職務経歴シート及び職業能力証明シートの三つで構成されている。ジョブ・カードについては、「[日本再興戦略]改訂2014」(平成26年6月閣議決定)において、学生段階から職業生活を通じて活用し、自身の職務や実績・経験、能力等の明確化を図ることができ、広く利用されるものとなるよう見直すなどとされたことを踏まえて、平成27年10月から、ジョブ・カードを個人が生涯活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして位置付けるなどされており、政府は、その普及促進を図っている。そして、ジョブ・カードの活用のインセンティブ措置として、27年4月から助成金が新たに設けられ、雇用関係助成金支給要領(平成27年4月10日職発0410第2号・能発0410第2号・雇発0410第2号。以下「支給要領」という。)により、助成金の支給を受ける事業主は、前記のとおり、評価制度、コンサルティング制度等を導入するに当たっては、ジョブ・カードを活用することとされている。

(注1) 職業能力評価制度 事業主が、業務の遂行に必要な職業能力を体系的に定め、雇用する労働者が保有する当該職業能力の評価を、ジョブ・カードを活用して計画的に行い、評価を記載したジョブ・カードを労働者に手交するなどするもの

(注2) キャリア・コンサルティング制度 事業主が、雇用する労働者に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング(職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する労働者の相談に応じ、助言及び指導を行うこと)を計画的に受けさせ、キャリア・コンサルティングに基づき労働者がジョブ・カードを作成するなどするもの

(2) 助成金の支給手続

助成金は、中小企業事業主が評価制度を導入して評価を実施した場合、評価制度導入助成として50万円、同実施助成として評価を実施した労働者1名につき5万円(最大延べ10名分50万円)が支給されることなどとなっている。また、中小企業事業主がコンサルティング制度を導入してコンサルティングを実施した場合、コンサルティング制度導入助成として30万円、同実施助成としてコンサルティングを実施した労働者1名につき5万円(最大延べ10名分50万円)が支給されることなどとなっている。

支給要領によれば、助成金の支給要件は、事業主の事業所を管轄する都道府県労働局(以下「労働局」という。)が認定した制度導入・適用計画(以下「計画」という。)に基づき、当該計画期間内に、評価制度又はコンサルティング制度を新たに導入し、当該制度を雇用する労働者に適用した事業主であることなどとされている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、27年度中に、3年以内の期間で設定した制度導入・適用計画期間、導入予定制度、導入予定日等を記載した助成金制度導入・適用計画届(以下「計画届」という。)を作成し、労働局に提出することとなっている。

そして、評価の結果は、労働者が再就職や転職をする場合等に、自らの職業能力を証明するものとして活用することがあることから、評価制度を導入する場合は、職業能力評価項目の半数を超える項目について、同一の業界に属する第三者が見て、労働者がどのような職業能力を身につけているかが客観的に分かるものとして厚生労働省、業界団体等が作

成した汎用性のある評価基準の項目を引用して定めることとなっている。そして、事業主は、このようにして汎用性のある評価基準の項目を記載したジョブ・カードの様式等を計画届に添付することとなっている。

また、コンサルティング制度を導入する場合は、汎用性のある評価基準を用いることまでは求められていないものの、ジョブ・カードを活用することとなっている。

労働局は、計画届等の内容について、評価制度については、全項目の半数を超える項目について汎用性のある評価基準の項目を引用したジョブ・カードの様式を作成しているか、コンサルティング制度については、キャリア・コンサルタントの資格を有する者がコンサルティングを実施するものであるかなどについて確認し、適正と認められる場合には認定を行うこととなっている(以下、労働局の確認を受けたジョブ・カードの様式を「確認を受けたジョブ・カード」という。)

そして、事業主は、認定を受けた計画届等に記載された内容に沿って、労働者に自己評価を行わせ、評価担当者にジョブ・カードの企業評価欄に評価結果を記載させるなどして評価を実施することとなっており、また、キャリア・コンサルタントに労働者がこれまでの職業経験や学習・訓練歴等を記載したジョブ・カードを活用して助言及び指導を行わせるなどしてコンサルティングを実施することとなっている。

事業主は、計画届に定める評価又はコンサルティングの終了後、支給申請書及び職業能力評価実施状況報告書、キャリア・コンサルティング実施状況報告書、出勤簿、賃金台帳等の添付書類を労働局に提出することとなっている。

(3) 助成金の支給決定に係る調査確認

労働局は、支給申請書及び上記の添付書類等により、事業主やその申請内容が助成金の前記の支給要件を満たしているかについて調査確認した上で、支給要件を満たしていると認めた場合は、支給決定を行うこととなっている。また、評価及びコンサルティングの実施状況等については、支給要領において、支給申請書の添付書類である職業能力評価実施状況報告書、キャリア・コンサルティング実施状況報告書等により調査確認することなどとなっている。そして、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給した助成金の全部若しくは一部の支給決定を取り消して返還の手続きを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

評価制度及びコンサルティング制度においてはジョブ・カードの活用が重要となっている。そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、助成金の支給はジョブ・カードを活用した評価又はコンサルティングの実施状況等を確認した上で適切に行われているかなどに着眼して、27年度から29年度までの間に^(注3)8労働局が支給した104事業主に係る助成金計1億6835万円を対象として、8労働局において、事業主から労働局に提出された支給申請書等の関係書類のほか、事業主が評価及びコンサルティングにおいて活用したとするジョブ・カードを確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 8労働局 北海道、神奈川、京都、大阪、和歌山、福岡、大分、沖縄各労働局

(検査の結果)

(注4)
検査したところ、7労働局において、次のような事態が見受けられた。

7労働局は、助成金の支給決定を行うに当たり、助成金の額の算定に係る出勤簿、賃金台帳等の資料については、事業主から提出を求めて確認することとしていた。一方、評価又はコンサルティングの実施状況等については、支給要領に基づき事業主から提出された支給申請書の添付書類である職業能力評価実施状況報告書又はキャリア・コンサルティング実施状況報告書により調査確認を行っていたが、実際に活用されたジョブ・カード(その写しを含む。以下同じ。)の提出を求めて、評価又はコンサルティングを適正に実施したことを確認することについては、支給要領に示されておらず、助成金の額の算定に係るものでもないため、7労働局は、助成金の対象となる評価又はコンサルティングで実際に活用されたジョブ・カードの提出を事業主に求めていなかった。

しかし、前記のとおり、ジョブ・カードは、政府としてその普及を促進しているものであり、助成金の支給対象となる評価制度及びコンサルティング制度においては、ジョブ・カードを活用して評価又はコンサルティングを実施することが必須の要件とされている。そこで、事業主が実際に活用したとするジョブ・カードを確認するなどして、評価及びコンサルティングの実施状況を確認したところ、10事業主(助成金支給額計820万円)において、確認を受けたジョブ・カードによる評価やジョブ・カードを活用したコンサルティングを全く実施していなかったり、評価において実際に使用したジョブ・カードとするものは企業評価欄に評価担当者による評価結果が全く記載されていないものであったり、汎用性のある評価基準を用いずに独自の評価項目を用いて評価を実施しているものであったりするなどして、評価やコンサルティングが適正に実施されていなかったのに、助成金が支給されていると認められた。

(注4) 7労働局 北海道、神奈川、京都、大阪、和歌山、大分、沖縄各労働局

このように、労働局において、事業主が、確認を受けたジョブ・カードによる評価を実施していなかったり、ジョブ・カードを活用したコンサルティングを実施していなかったりしていたのに、支給決定の際に、実際に評価等で活用したジョブ・カードを確認するなどの十分な調査確認を行わないまま助成金を支給していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働本省において、労働局を通じて、事業主に対して、助成金の対象となる評価制度は確認を受けたジョブ・カードを活用して評価を実施するものであり、コンサルティング制度もジョブ・カードを活用してコンサルティングを実施するものであることなどを十分に周知していなかったこと、また、評価及びコンサルティングを適正に実施したことが確認できる実際に評価等で活用したジョブ・カードを事業主から提出させることとしておらず、労働局における支給決定の際に調査確認が十分に行われていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、30年3月から7月までの間に、7労働局に対して、評価やコンサルティングが適正に実施されていなかったのに支給されていた助成金について返還の処置を執らせるとともに、同年9月に事務連絡を発するなどして次のような処置を講じた。

- ア 労働局を通じて、事業主に対して、助成金、助成金の評価制度及びコンサルティング制度を承継するものとして設けられたキャリア形成促進助成金及び人材開発支援助成金はジョブ・カードを活用して評価やコンサルティングを実施した場合に支給されるものであることについて周知した。
- イ 労働局において、助成金、キャリア形成促進助成金等の支給申請の際に、評価等の適正な実施状況等を確認するために、30年11月以降に受理する助成金の支給申請について、実際に評価等で活用したジョブ・カードを事業主から提出させて、支給決定の際に適切な調査確認を行わせることなどとした。

平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

生活福祉資金貸付事業の実施のために保有されている資金の規模等について

〔平成27年度決算検査報告267ページ参照〕
〔平成28年度決算検査報告303ページ参照〕

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、都道府県の社会福祉協議会(以下「社協」という。)が生活福祉資金貸付事業(以下「貸付事業」という。)を実施するに当たり、都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対してセーフティネット支援対策等事業費補助金等を交付している。都道府県等はこれらを財源として補助金等を各都道府県社協に対して交付し、各都道府県社協はこれらを貸付事業の原資としている。貸付事業は、低所得世帯等の経済的自立、社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようになることを目的として、都道府県社協が低所得世帯等に対して資金の貸付けと必要な相談支援を行うものである。しかし、多くの都道府県社協における「貸付資金として貸し出されることなく保有されている資金」(以下「保有資金」という。)の額が貸付事業の運営に必要な額を上回る状況となっているのに、厚生労働省において保有資金の額が適正な規模となっているかについての評価を行うための判断基準がなく、また、都道府県がそのような評価を行い又は同省が都道府県からその評価について報告を受ける仕組みがない事態、及び保有資金の額が適正な規模ではないと認められる場合に国庫補助金相当額の一部を国庫に返還させることができない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成28年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

- ア 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県に対して、各都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、厚生労働省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること
- イ 保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともに、その旨を都道府県に対して周知すること

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、30年7月までに次のような処置を講じていた。

- ア 貸付事業の実施主体である都道府県社協から意見を徴するなどした上で保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に対して通知を発して周知するとともに、都道府県に対して、各都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示した上で、適切な評価を実施させ、厚生労働省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備した。
- イ 都道府県社協の保有資金の額がアの判断基準に照らして適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還させることができるように、国庫補助金の交付要綱を改正するとともに、都道府県に対してその旨を周知した。

平成28年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について

(平成28年度決算検査報告257ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、被保険者の老齢、障害又は死亡について各種年金を支給しており、これらの支給に係る事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託している。このうち、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく遺族基礎年金及び寡婦年金並びに厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく遺族厚生年金(以下、これらを合わせて「遺族年金」という。)は、被保険者等が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた遺族に対して支給されるものである。国民年金法等によれば、遺族年金の受給権者(以下「受給権者」という。)が死亡したとき、又は婚姻等をしたときは受給権が消滅するとされている(以下、遺族年金の受給権の消滅を「失権」といい、失権の原因となる死亡又は婚姻等の事由を「失権事由」という。)。そして、受給権者が失権事由(死亡を除く。以下同じ。)に該当した場合、失権事由に該当した日(以下「失権日」という。)、失権事由等を記載した届書(以下「失権届」という。)を所定の期限までに機構に提出しなければならないとされている。しかし、失権事由に該当しているのに失権届を提出していなかった受給権者に対して遺族年金を支給している事態、及び失権届を遅れて提出したり、失権届に事実と相違する失権日を記載したりしていた受給権者に対して遺族年金を支給している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成29年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

- ア 失権事由に該当している受給権者を特定した上で、失権事由に該当しているのに失権届を提出していなかった受給権者に対して支給された遺族年金や、失権届に事実と相違する失権日を記載していた受給権者に対して支給された遺族年金について、既に消滅時効が成立しているものなどを除き、機構に対して返還の手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 住基ネット情報(住民票に記載されている受給権者の住所、氏名等の本人確認情報)や必要に応じて婚姻届や戸籍謄本等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めて機構に示すとともに、機構に対して、当該手続に基づき受給権者の失権日及び失権事由を適時かつ的確に把握するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ 遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届には実際の失権日を記載して所定の期限までに提出する必要があることなどについて、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

1のイについては、30年1月に国民年金法施行規則等を改正するなどして、住基ネット情報や必要に応じて戸籍謄本等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めて機構に示すとともに、同年2月に機構に対して通知を発するなどして、当該手続に基づき受給権者の失権日及び失権事由を適時かつ的確に把握するよう指導した。

1のウについては、遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届には実際の失権日を記載して所定の期限までに提出する必要があることなどについて、29年11月以降、機構のホームページに明記させたり、機構から受給権者に対して当該事項を記載したパンフレットを送付させたりするなどして、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を図った。

一方、1のアについては、失権事由に該当している受給権者の特定を進めて失権事由に該当しているのに失権届を提出していなかった受給権者及び失権届に事実と相違する失権日を記載していた受給権者の一部については、既に消滅時効が成立しているものなどを除き、機構に対して既に返還の手続を行わせており、引き続き、失権事由に該当している受給権者の特定を進めた上で、返還の手続を行わせることとしている。

(2) 国民年金保険料の強制徴収業務等について

(平成28年度決算検査報告263、588ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、厚生労働省の監督の下に、厚生労働省から委任又は委託を受けた国民年金保険料(以下「保険料」という。)の徴収等に係る事務を行っている。機構は、毎月の保険料を納期限である翌月末日までに納付していない者(以下「未納者」という。)が十分な保険料の負担能力があるのに、度重なる納付督促を行っても未納保険料の納付等がなく、最終催告状を発行しても未納保険料の納付等がない場合には、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく督促及び滞納処分(以下、最終催告状の発行から滞納処分までを「強制徴収」という。)を行うこととしている。また、同法によれば、保険料を徴収する権利は、所定の起算日から2年を経過したときは時効によって消滅することとされており、民法(明治29年法律第89号)によれば、債務者による債務の承認があったなどの場合に、時効は中

断することとされている。そして、機構は、滞納整理関係事務処理要領等(以下「要領等」という。)を定めて強制徴収に係る業務(以下「強制徴収業務」という。)等を実施することとしている。しかし、未納期間が25か月を超えている未納保険料のうち時効中断により保険料を徴収することができるものについて督促を行っていない事態、未納者及びその連帯納付義務者(以下、未納者と連帯納付義務者を合わせて「未納者等」という。)の生活の維持又は事業の継続に影響が少なく差押えを行うことが可能な財産(以下「差押可能財産」という。)を保有していることが判明しているのに速やかに差押えを行っていない事態、未納となっている延滞金の納付督促及び滞納処分(以下「延滞金の納付督促等」という。)が適切に行われていない事態、並びに強制徴収業務等の進捗の管理が適切に行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、次のとおり、厚生労働大臣に対して平成29年10月に是正改善の処置を求め、日本年金機構理事長に対して同月に是正の処置を要求し、及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求した。

ア 機構において、既に消滅時効が完成しているものを除き、未納期間が25か月を超えている未納保険料について速やかに督促を行うこと、差押えによる未納者等の生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産が判明しているものについて速やかに差押えを行うこと、及び未納となっている延滞金について速やかに延滞金の納付督促等を行うこと(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を求めたもの)

イ 機構において、時効中断により保険料を徴収することができることを踏まえて、未納期間が25か月を超えている未納保険料についても督促状を発行する作業手順等を要領等に明記するとともに、当該要領等に基づき、時効中断により保険料を徴収することができる場合には全ての未納期間に係る未納保険料について督促を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ 機構において、未納者等がその生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産を保有していることを把握した場合には、特段の理由がない限り、要領等に基づき速やかに差押えを行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

エ 機構において、未納となっている延滞金についても、延滞金の納付督促等のための作業手順等を要領等に明記するとともに、当該要領等に基づき、延滞金の納付督促等を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

オ 機構において、各年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を的確に把握して適切な指導を行えるよう、各年金事務所から強制徴収対象者進捗管理表を定期的に機構本部に提出させるなどの要領等の見直しを行うとともに、強制徴収対象者進捗管理表等により強制徴収業務等の進捗の管理を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を求めたもの)

カ 厚生労働省において、機構における強制徴収業務等が要領等に基づいて適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、29年10月までに、既に消滅時効が完成しているものなどを除き、未納期間が25か月を超えている未納保険料について督促を行い、差押えによる未納者等の生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産が判明しているものについて差押えを行い、未納となっている延滞金について延滞金の納付督促等を行った。

イ 機構は、29年10月に要領等を改正して未納期間が25か月を超えている未納保険料について督促状を発行する作業手順等を明記するとともに、当該要領等に基づき、時効中断により保険料を徴収することができる場合には全ての未納期間に係る未納保険料について督促を適切に行うよう、各種会議等において各年金事務所に周知徹底した。

ウ 機構は、29年9月に各年金事務所に対して指示文書を発出して、未納者等がその生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産を保有していることを把握した場合には、特段の理由がない限り、要領等に基づき速やかに差押えを行うよう周知徹底した。

エ 機構は、29年12月に要領等を改正して、未納となっている延滞金について、延滞金の納付督促等のための作業手順等を明記するとともに、当該要領等に基づき、延滞金の納付督促等を適切に行うよう、各種会議等において各年金事務所に周知徹底した。

オ 機構は、30年5月及び同年7月に各年金事務所に対して指示文書を発出して、各年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を的確に把握して適切な指導を行えるよう、各年金事務所から強制徴収対象者進捗管理表を四半期ごとに機構本部に提出させることとするとともに、強制徴収対象者進捗管理表等により強制徴収業務等の進捗の管理を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底した。

カ 厚生労働省は、30年3月に機構に対して指示文書を発出して、機構における強制徴収業務等が要領等に基づいて適切に実施されるよう、機構に対して各年金事務所における強制徴収業務等の取組状況を確認することを求めるなど必要な指導監督を行った。

(3) 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について

(平成28年度決算検査報告278ページ参照)

1 本院が表示した意見

国は、介護保険法(平成9年法律第123号)等に基づき、介護給付費の約100分の30を負担している。また、厚生労働省は、1月当たりの居宅サービス等に係る保険給付に一定の上限を設けることとして、要介護度ごとに標準的に必要と考えられる居宅サービス等の種類や回数等を勘案し、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額(以下「限度額」という。)を、単位数(以下「限度額単位」という。)の形式で定めている。そして、1月内に利用した居宅サービス等に係る単位数の合計(限度額の対象となるものに限る。以下「利用単位数」という。)が限度額単位を超過した場合には、当該超過分については保険給付の対象とならないこととなっている(以下、利用単位数が限度額単位を超過するかどうかについての判定を「限度額判定」という。)。また、厚生労働省は、利用者が訪問介護を提供する事業所(以下「訪問介護事業

所]という。)の所在する建物と同一の建物等に居住する場合に、当該訪問介護事業所が当該利用者に訪問介護を提供するときは、訪問介護を提供する者の移動等の労力が軽減されることを考慮して、訪問介護に係る介護報酬を所定の単位数の100分の90に相当する単位数に減算することとしている(以下、この介護報酬の減算を「同一建物減算」、同一建物減算の適用対象となっている訪問介護事業所の利用者であって同一建物減算が適用されている者を「減算適用者」という。)。減算適用者については、同一建物減算による減算後の単位数を集計した利用単位数に基づき限度額判定を行うこととなっている一方、減算適用者以外の利用者については、減算されていない利用単位数に基づき限度額判定を行うこととなっている。そこで、減算適用者の訪問介護に係る利用単位数について、同一建物減算による減算後の単位数を集計した利用単位数に基づき限度額判定を行うのではなく、同一建物減算による減算前の単位数に置き換えて集計した利用単位数に基づき限度額判定を行ったところ、一部の減算適用者については、利用単位数が限度額単位を超過していた。このように、同一建物減算が適用される場合には、同一建物減算が適用されない場合と比べて限度額単位の範囲で利用できる訪問介護の回数が増加するなど、保険給付の対象となるものが増加している状況となっていて、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどすることのないようにするための措置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成29年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、30年3月に居宅介護サービス費等の上限額の算定方法等に関する告示を改正して、同年4月以降に提供された居宅サービス等に係る介護給付費の算定に当たっては、減算前の単位数を集計した利用単位数に基づき限度額判定を行うこととし、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどすることのないようにするための処置を講じていた。

(4) 労働移動支援助成金のうち再就職支援奨励金に係る制度の運用について

(平成28年度決算検査報告286ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、労働者の円滑な再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して労働移動支援助成金を支給しており、その支給に関する事務は都道府県労働局(以下「労働局」という。)が行っている。同助成金のうち再就職支援奨励金は、事業主が民間の職業紹介事業者(以下「紹介事業者」という。)に再就職支援を委託し、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者にその支援を受けさせることにより早期の再就職を実現させることを目的としたものであり、委託開始申請分(以下「委託開始分」という。)と再就職実現申請分(以下「再就職実現分」という。)から構成されている。委託開始分は、事業主が公共職業安定所から再就職援助計画の認定を受けた後に、

再就職援助を承諾した労働者の再就職支援のための委託契約を紹介事業者と締結して当該契約に係る費用を負担することなどが、再就職実現分は、上記の委託契約を締結した後、当該契約に基づく再就職支援の対象となる労働者が助成対象期限内に雇用保険の一般被保険者等として再就職したことなどが、それぞれ支給要件となっている(以下、再就職支援奨励金の支給対象となる労働者を「対象労働者」という。)。しかし、委託開始分の対象労働者のうち助成対象期限内に再就職していない者の中に、助成対象期限内に再就職するための紹介事業者の再就職支援を受ける意思を有していないと認められ、再就職を支援する必要性が必ずしも認められない者が相当数含まれている事態及び再就職実現分の対象労働者の中に、紹介事業者の再就職支援を受けずに再就職している者が相当数含まれている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成29年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 労働局における委託開始分の支給に当たり、対象労働者における紹介事業者の再就職支援を受ける意思等を確認して、再就職を支援する必要性が認められない者を委託開始分の支給対象としないこととするなど、対象労働者の範囲等について見直しを行うこと
- イ 労働局における再就職実現分の支給に当たり、対象労働者に対する紹介事業者の再就職支援の状況等を確認して、紹介事業者の再就職支援を受けずに再就職している者を再就職実現分の支給対象としないこととするなど、対象労働者の範囲等について見直しを行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、30年4月に雇用保険法施行規則等を改正して、次のような処置を講じていた。

- ア 委託開始分の対象労働者の範囲等の見直しについて検討を行った結果、労働局は対象労働者における紹介事業者の再就職支援を受ける意思等について、事業主が委託開始分の支給申請時に提出する書面により確認せざるを得ず、支援開始前に十分に確認することは困難であることから、再就職を支援する必要性が認められない者を支給対象に含めてしまう可能性が否定できず、再就職支援奨励金に係る制度をその趣旨に沿って運用するためには委託開始分の助成を廃止することが適当であると判断して、委託開始分の支給を廃止した。
- イ 労働局における再就職実現分の支給に当たり、事業主が委託契約を締結した紹介事業者の再就職支援を受けずに再就職した者を再就職実現分の支給対象としないこととした上で、紹介事業者による対象労働者への再就職支援の実施状況等を記載した書面を事業主から提出させるなどして、紹介事業者の再就職支援を受けて再就職した者であることを確認することとした。

第8 農林水産省

不 当 事 項

工 事

- (196) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施に当たり、データ転送装置の設計における ADSL 等の利用の可否についての検討が十分でなく、運用に当たってデータ転送装置の改修を行うなど必要な処置を講じていなかったため、データ転送装置が事業の目的に沿って使用できない状態となっていて、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)北海道開発事業費
部 局 等	北海道開発局函館開発建設部
工 事 名	道南地域 防災情報ネットワーク設備設置工事
工 事 の 概 要	上磯ダムに係る貯水位、流入量、放流量及び雨量の観測情報を、通信事業者が提供する通信サービスを利用して、防災中央データセンターに転送する機器等を設置するなどのもの
工 事 費	16,066,000 円
請 負 人	日本テクロ株式会社
契 約	平成 22 年 10 月 一般競争契約
支 払	平成 23 年 4 月
適切でない設計及び運用となっていたデータ転送装置の設置に係る工事費	16,066,000 円(平成 22 年度)

1 工事の概要

北海道開発局函館開発建設部(以下「開発建設部」という。)は、平成 22 年度に、北海道北斗市上磯地区内において実施する国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業として、「道南地域 防災情報ネットワーク設備設置工事」(以下「ネットワーク設備工事」という。)に係る請負契約を、一般競争契約により、日本テクロ株式会社との間で契約額 16,066,000 円で締結している。

ネットワーク設備工事は、上磯ダムに係る貯水位、流入量、放流量及び雨量の観測情報を、通信事業者が提供する通信サービスを利用して、千葉県柏市に所在する防災中央データセンターに防災情報として転送すること(以下、これを「データ転送」という。)を目的として、通信事業者の提供する通信サービスとの接続に必要なルーター、データ転送サーバ(データ転送サーバに導入するソフトウェアを含む。)、モニター等の機器(以下、これらを合わせて「データ転送装置」という。)を上磯ダム管理所に設置するなどするものである。

開発建設部は、ネットワーク設備工事の設計業務を委託しており、この委託業務の成果品において、データ転送装置については、デジタル通信である ADSL 等を利用することとして設計していた。

そして、上記設計のうち通信方式の決定に当たっては、データ転送装置の設置箇所である上磯ダム管理所が、ADSL等の通信サービスの提供エリア内とされていたことから、上記の通信サービスを提供している通信事業者を利用の可否を確認することなくデータ転送装置をADSL等に対応する仕様としていた。

2 検査の結果

本院は、法規性、有効性等の観点から、ネットワーク設備工事の設計が適切に行われているか、設置されたデータ転送装置は事業の目的に沿って使用されているかなどに着眼して、開発建設部において、ネットワーク設備工事の契約やこれにより設置されたデータ転送装置等を対象として、契約書、仕様書、成果品等の書類、データ転送装置の運用に係る資料及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

開発建設部は、ネットワーク設備工事の完了後の23年4月に、前記の通信事業者等に対してADSL等による通信サービスの利用の可否について確認したところ、上磯ダム管理所は、通信事業者の基地局からの線路距離長が長いから、ADSL等については通信速度の低下によって利用できないことから、データ転送装置は、データ転送に使用できないことが判明した。

しかし、開発建設部は、データ転送装置の改修を行うなどデータ転送を行うための必要な措置を講じていなかった。このため、データ転送装置は、工事完了(23年3月)から30年9月まで、データ転送に使用されていなかった。

したがって、データ転送装置は、その設計及び運用が適切でなかったなどのため、データ転送に使用できない状態となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費16,066,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、開発建設部において、ADSL等の利用の可否についての検討が十分でなかったこと、データ転送装置を事業の目的に沿って使用することの重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

役 務

- (197) 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業の実施に当たり、算出の対象から除外することとなっている超過勤務手当を含めるなどして人件費単価を算出し、これに基づき委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	林野庁
契 約 名	(1) 平成25年度木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(新たな利用システムの実証2号契約(福島県いわき・南相馬地域))

	(2) 平成 26 年度木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(新たな利用システムの実証 2 号契約(福島県いわき・南相馬地域))
契約の概要	放射性物質による汚染で停滞している未利用木質バイオマスエネルギーの利用を促進するなどのために、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の 20km 圏外の比較的低線量地域の森林から原木を伐採し、放射性物質に汚染された樹皮を除去した上で破碎し、乾燥させるなどしてチップを製造して、これを燃料として発電の実証等を行うもの
契約の相手方	株式会社ネオナイト
契約	(1) 平成 25 年 9 月 随意契約 (2) 平成 26 年 5 月 随意契約
支払額	(1) 214,488,015 円(平成 25 年度) (2) 177,247,362 円(平成 26 年度) 計 391,735,377 円
過大となっていた支払額	(1) 3,469,569 円(平成 25 年度) (2) 559,778 円(平成 26 年度) 計 4,029,347 円

1 委託事業の概要等

(1) 委託事業の概要

林野庁は、環境省からの委任を受けて、森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現等を図ることを目的として、福島県において、放射性物質による汚染で停滞している未利用木質バイオマスエネルギーの利用を促進するなどのために、平成 25、26 両年度に「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(新たな利用システムの実証 2 号契約(福島県いわき・南相馬地域))」を、株式会社ネオナイト(以下「会社」という。)と、それぞれ委託契約を締結して、委託費 214,488,015 円、177,247,362 円、計 391,735,377 円で実施している。

本件事業は、委託契約書等によれば、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の 20km 圏外の比較的低線量地域の森林から原木を伐採し、放射性物質に汚染された樹皮を除去した上で破碎し、乾燥させるなどしてチップを製造して、これを燃料として発電の実証等を行うこととされている。

(2) 委託費の額の確定等

委託契約書によれば、林野庁は、本件事業が終了して会社から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その実施した事業の内容が委託契約の内容に適合するものであるかどうかについての検査を行い、適合すると認めたときは、本件事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約書に定める委託費の限度額(以下「支払限度額」という。)のいずれか低い額を委託費の額として確定し、その支払を行うこととされている。

本件事業の終了後、林野庁は、会社から実績報告書等の提出を受け、検査を行った結果、実施した事業の内容が委託契約の内容に適合すると認定し、本件事業の実施に要したとする人件費、直接経費、間接費及び再委託費の各実支出額を合計した 25、26 両年度の

実支出額 215,124,938 円及び 178,749,422 円が、支払限度額 214,488,015 円及び 177,247,362 円をそれぞれ上回ることから、委託費の額を 214,488,015 円及び 177,247,362 円とそれぞれ確定して、それらの支払を行っている。

委託契約書等において、上記実支出額のうちの人件費については、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成 22 年 22 経第 961 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「適正化通知」という。)を参照することとなっており、委託事業に従事した者(以下「従事者」という。)ごとに、本件事業の前年における給与、賞与、社会保険料等の実績に基づき、1 時間当たりの単価等(以下「人件費単価」という。)を算出し、これに本件事業に従事した時間数等を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、人件費単価の算出に当たり、超過勤務手当等はその算出の対象から除外することとなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件事業の委託費の算定は適正に行われているかなどに着眼して、会社に支払われた委託費を対象として、林野庁において、実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、実支出額のうちの人件費について、従事者ごとに、前記のとおり、本件事業の前年における給与、賞与、社会保険料等の実績に基づき、人件費単価を算出し、これに本件事業に従事した時間数等を乗ずるなどして、25、26 両年度の人件費の実支出額を 13,885,225 円及び 20,621,717 円と算定していた。

しかし、会社は、人件費単価の算出に当たり、適正化通知において算出の対象から除外することとなっている超過勤務手当を含めるなどしていた。

このため、超過勤務手当を除外するなどした適正な人件費単価を算出し、これに基づき本件事業に係る 25、26 両年度の人件費の適正な実支出額を算定すると、11,831,979 円及び 19,590,798 円となる。

したがって、上記により、25、26 両年度の適正な委託費の額を算定すると、211,018,446 円及び 176,687,584 円となり、前記 25、26 両年度の委託費の支払額 214,488,015 円及び 177,247,362 円との差額の 3,469,569 円、559,778 円、計 4,029,347 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において委託費の算定に対する理解が十分でなかったこと、林野庁において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによるものと認められる。

補 助 金

(198) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(221)

会計名及び科目	一般会計 (組織) 農林水産本省
	(項) 食の安全・消費者の信頼確保対策費
	(項) 農業経営対策費
	(項) 農地集積・集約化等対策費
	(項) 農業生産基盤整備事業費

	(項) 国産農産物生産・供給体制強化対策費
	(項) 国産農畜産物・食農連携強化対策費
	(項) 農業・食品産業強化対策費
	(項) 農山漁村6次産業化対策費
	(項) バイオマス利用等対策費
	(項) 農村振興費
	(項) 農地等保全事業費
	(項) 沖縄振興交付金事業推進費
	(項) 農山漁村地域整備事業費
	(項) 農業施設災害復旧事業費
	(項) 東日本大震災復興・復旧農山漁村6次産業化対策費
	(組織) 林野庁
	(項) 森林整備・保全費
	(項) 森林整備・林業等振興対策費
	(組織) 水産庁
	(項) 漁村振興対策費
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁、5農政局、沖縄総合事務局
補助等の根拠	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)、卸売市場法(昭和46年法律第35号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	道、府2、県11、団体6、計20補助事業者等(道、県5、団体5、計11事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市5、町5、村1、団体1、その他4、計16間接補助事業者等(市4、町3、村1、団体1、その他4、計13事業主体)
補助事業等	農業用施設災害復旧事業、沖縄振興公共投資交付金事業、農山漁村地域整備交付金事業等
事業費の合計	3,178,355,944 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	1,802,886,771 円
不当と認める事業費の合計	461,001,698 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	302,359,647 円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、有効性等の観点から、41 都道府県、1,543 市町村等及び 210 団体において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、6 道県、12 市町村等、6 団体、計 24 事業主体が実施した農業用施設災害復旧事業、沖縄振興公共投資交付金事業、農山漁村地域整備交付金事業等に係る国庫補助金 302,359,647 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 工事の設計が適切でなかったもの
8 件 不当と認める国庫補助金 134,335,694 円
- (2) 補助の対象とならないもの
5 件 不当と認める国庫補助金 30,484,180 円
- (3) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
3 件 不当と認める国庫補助金 16,565,459 円
- (4) 補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの
3 件 不当と認める国庫補助金 9,449,206 円
- (5) 補助の目的を達していなかったもの
2 件 不当と認める国庫補助金 94,683,673 円
- (6) 補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの
1 件 不当と認める国庫補助金 10,500,536 円
- (7) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
1 件 不当と認める国庫補助金 3,999,880 円
- (8) 補助事業により取得した財産の管理が適切でなかったもの
1 件 不当と認める国庫補助金 2,341,019 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 工事の設計が適切でなかったもの 8 件 不当と認める国庫補助金 134,335,694 円
 ため池の堤体の設計が適切でなかったもの (1 件 不当と認める国庫補助金 92,075,800 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(198)	中国四国農政局	高知	高知	高岡郡四万十町	農業用施設災害復旧	27、28	97,331	92,075	97,331	92,075
										(事業主体)

この補助事業は、四万十町が、四万十町若井地区において、豪雨災害により決壊したため池を復旧することを目的として、堤体等を築造したものである。

同町は、本件ため池の堤体の設計を「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法」(農林水産省農村振興局防災課監修。以下「標準工法」という。)等に基づき行っており、標準工法によれば、堤体断面は被災前の原形に合わせることを原則とするが、この原則により難しい場合は、設計洪水位に余裕高を加えて堤頂の標高を決定することとされている。そして、余裕高は、設計洪水時の貯水が堤頂を越流することがないように十分な高さとしなければならないこととされており、本件ため池のように、波の

打上げ高さが1.0m以下の場合は、設計洪水位と基礎地盤の標高差に0.05を乗じたものに1.0mを加えた高さとする事とされている。

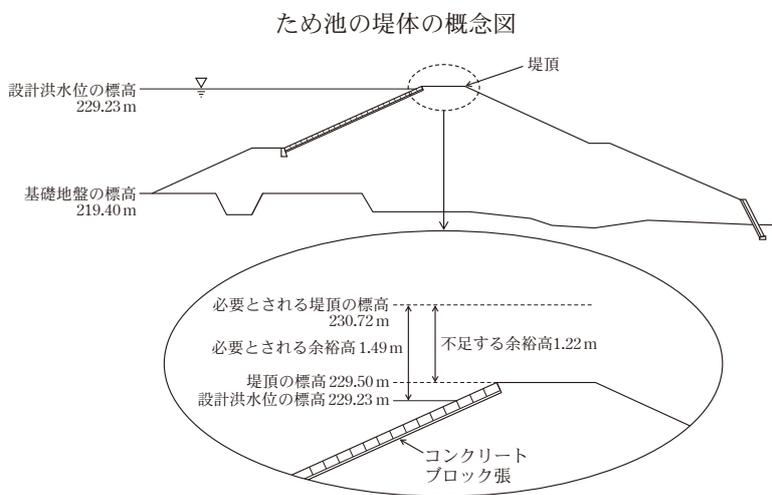
同町は、本件ため池の堤体の設計に当たり、従前の堤体が決壊しており、原形に復旧することが著しく不適当な場合に該当することから、原形復旧に代えて必要最小限度の断面の拡大等の工事を実施することとして、本件ため池の設計洪水位の標高229.23mと基礎地盤の標高219.40mを上記の計算方法に当てはめて、設計洪水時において所要の安全度を確保するために必要とされる余裕高を1.49mと算出していたが、堤頂の標高については、上記設計洪水位の標高に余裕高1.49mを加えた230.72mとするのではなく、原形に合わせる必要があると考えて、従前の堤体と同じ229.50mとして設計し、これにより施工していた。

しかし、堤体断面は被災前の原形に合わせる事が原則とされているものの、本件はこの原則により難しい場合に該当するため、上記の計算のとおり堤頂の標高を230.72mとして設計する必要があったのに、従前の堤体と同じ229.50mとしていたことから余裕高が0.27mとなっており、必要な余裕高1.49mと比べて1.22m不足していた(参考図参照)。

したがって、本件ため池の堤体等(工事費97,331,760円)は、設計が適切でなかったため、設計洪水時において所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金92,075,800円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、災害復旧事業における設計についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



擁壁の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 12,072,465円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(199)	中国四国農政局	香 川 県	三 豊 市 農業用施設 (事業主体)	27, 28	12,239	12,072	12,239	12,072
								災害復旧

この補助事業は、三豊市が三豊市正宗地区において、平成27年7月の台風11号により被災したため池堤体の石積擁壁の機能回復を図るためにブロック積擁壁(高さ3.6m、延長14.5m)を築造するなどしたものである。

同市は、本件擁壁の設計を「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「水路工」(農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「基準」という。)等に基づいて行っている。そして、本件擁壁の設計に当たり、擁壁の前面に、洗掘対策としてセメントを添加した改良土で盛土を行い、この盛土により擁壁前面に生ずる土圧(以下「受働土圧」という。)25.350kN/mを、擁壁背面に生ずる土圧(以下「主働土圧」という。)に対する抵抗力として考慮して、転倒及び滑動に対する安定の検討を行い、安定計算上安全であるとして、これにより施工していた(参考図1参照)。

しかし、基準等によれば、転倒に対する安定の検討においては、受働土圧を主働土圧に対する抵抗力として考慮することとされていない。また、滑動に対する安定の検討においては、擁壁前面の盛土が洗掘等により取り除かれるおそれがあることなどから、原則として受働土圧を主働土圧に対する抵抗力として考慮しないとされており、洗掘等の対策を講じて抵抗力として考慮する場合であっても、受働土圧に0.5を乗じた値を抵抗力として用いることとされている(参考図2参照)。

そこで、基準等に基づいて、転倒に対する安定の検討においては受働土圧を抵抗力として考慮せず、滑動に対する安定の検討においては、洗掘等の対策として改良土で擁壁前面に盛土を行ったことを考慮して、受働土圧に0.5を乗じた12.675kN/mを抵抗力として、それぞれ安定計算を行ったところ、次のとおり、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

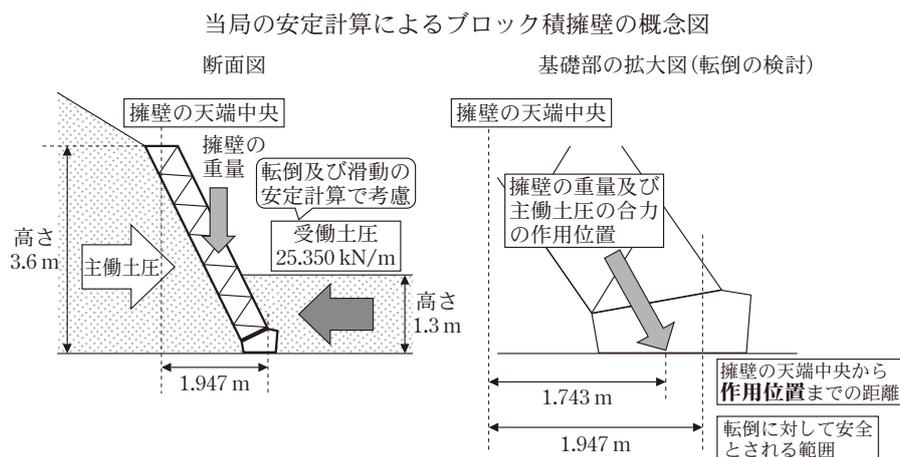
① 転倒に対する安定については、擁壁の重量及び主働土圧の合力の作用位置が、擁壁の天端中央より2.034mの位置となり、転倒に対して安全であるとされる範囲1.947mを逸脱していた(参考図2参照)。

② 滑動に対する安定については、その安全率が1.16となり、許容値1.5を大幅に下回っていた。

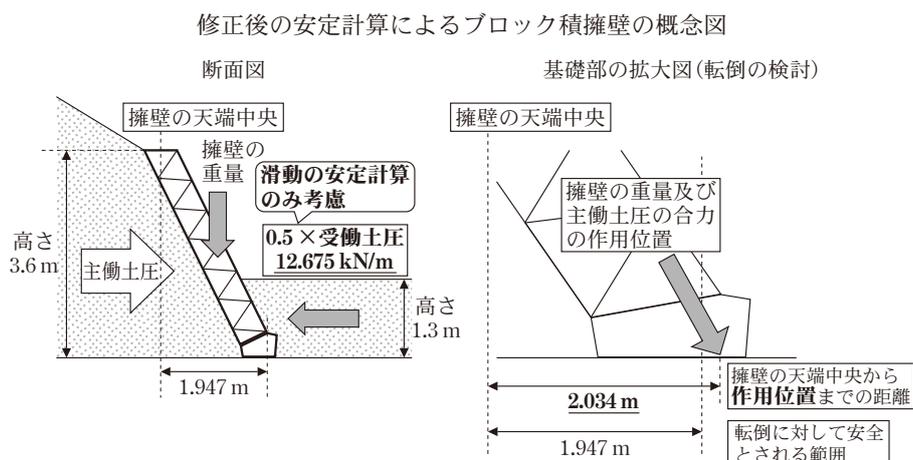
したがって、本件擁壁(工事費12,239,640円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金12,072,465円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対するチェックが十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)



法面保護工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 9,458,007円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(200)	沖縄総合事務局	沖縄県(事業主体)	—	沖縄振興公共投資交付金	28, 29	85,675	64,256	12,610	9,458

この交付金事業は、沖縄県が、南城市吉富地区内において、農業用水の確保を目的とした貯水池等の新設に伴い、貯水池の新設予定地の斜面に施工した切土法面(延長 54.9m、高さ 4.3m～11.7m)の安定性を確保するために法面保護工等を実施したものである。

同県は、法面保護工の設計を「道路土工 切土工・斜面安定工指針」(公益社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づいて行っており、過年度に実施した法面の土質調査の結果から、別途工事により整形することとしていた切土法面の土質を琉球石灰岩と想定するなどして、プレキャスト枠を設置して、その枠内に中詰材として栗石、粗石等を詰める開放型の法面保護工を施工することとしていた。

その後、同県は、平成 28 年 3 月に切土法面の整形を行った際に、法面に土質調査の結果とは異なる風化の進んだ泥岩を確認していたが、当初の設計どおりに施工していた。

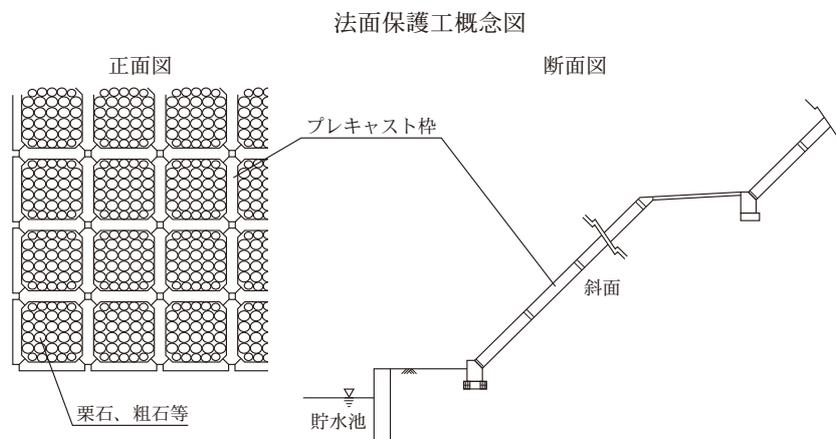
しかし、指針等によれば、地山が泥岩等の風化の早い岩で形成される法面に係る法面保護工については、風化の進行を抑えるために密閉型の法面保護工を選定することなどとされていることから、同県は、切土法面における泥岩の風化の進行を抑える密閉型の法面保護工に設計変更するなどの対策を講ずる必要があったのに、これを行っていなかった。

このため、開放型の法面保護工では、表流水の浸透等により法面の風化が急速に進んで崩壊するおそれがあり、現に、切土法面の整形を行ったことで風化の早い泥岩が表層に露出したことに伴い、泥岩の風化が一層進み、中詰材とした栗石等が沈下するなどして法面の一部が崩壊した状況となっていた。

したがって、法面保護工(工事費相当額計 12,610,676 円)は、設計が適切でなかったため、法面保護工による法面の安定性が確保されていない状況となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額 9,458,007 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、風化の早い岩で形成される法面に係る法面保護工の設計についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



頭首工及び護岸工の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 9,267,264 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(201) 中国四国農政局	鳥取県	西伯郡南部町	農業用施設災害復旧(事業主体)	25, 26	9,342	9,267	9,342	9,267

この補助事業は、南部町が南部町^{あごうじ}驛牛地区において、平成25年7月に発生した豪雨により被災した頭首工^(注)の機能回復を図るために頭首工、護岸工等を実施したものである。このうち、頭首工はえん体(延長4.3m)を従前の箇所より16.6m上流に設置し、護岸工は、えん体の上下流の河岸にコンクリートブロック積による護岸(上流側の左右両岸の延長計20.0m、下流側の左右両岸の延長計32.2m。以下「ブロック積護岸」という。)を設置したものである。

同町は、本件工事の設計を「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法2005年版」(農林水産省農村振興局防災課監修。以下「基準」という。)等に基づいて行っている。

基準等によれば、頭首工及び護岸工の設計に当たっては、将来予想される流水による河床の洗掘等の影響を考慮して河床からえん体底面及びブロック積護岸基礎部底面までの深さ(以下「根入れ深さ」という。)を決定することとされており、基礎地盤の土質が軟岩である場合には、根入れ深さを50cm以上確保して、えん体底面及びブロック積護岸基礎部底面を基礎地盤と一体化させることとされている。

同町は、本件頭首工及び護岸工の設計に当たり、基礎地盤に軟岩の層があると推定して、えん体については必要な根入れ深さを50cm確保し、また、ブロック積護岸については、岩盤線まで埋戻しコンクリートを打設することにより、基礎地盤と一体化させた基礎部の根入れ深さを50cm確保することとして設計し、これにより施工していた。

しかし、現地において基礎地盤の土質を確認等したところ、実際の岩盤線が当初設計で推定されていた岩盤線より低い位置にあり、えん体底面及びブロック積護岸基礎部底面が岩盤線に十分達しておらず、基礎地盤の土質は当初設計で推定した軟岩ではなく土砂となっていた(参考図参照)。そして、同町は、本件頭首工及び護岸工の施工時に、この基礎地盤の状況を確認することができたのに、当初

設計どおりに施工していて、根入れ深さを再検討したり、洗掘を防止するための対策を検討したりして設計変更を行うなどの適切な措置を執っていなかった。

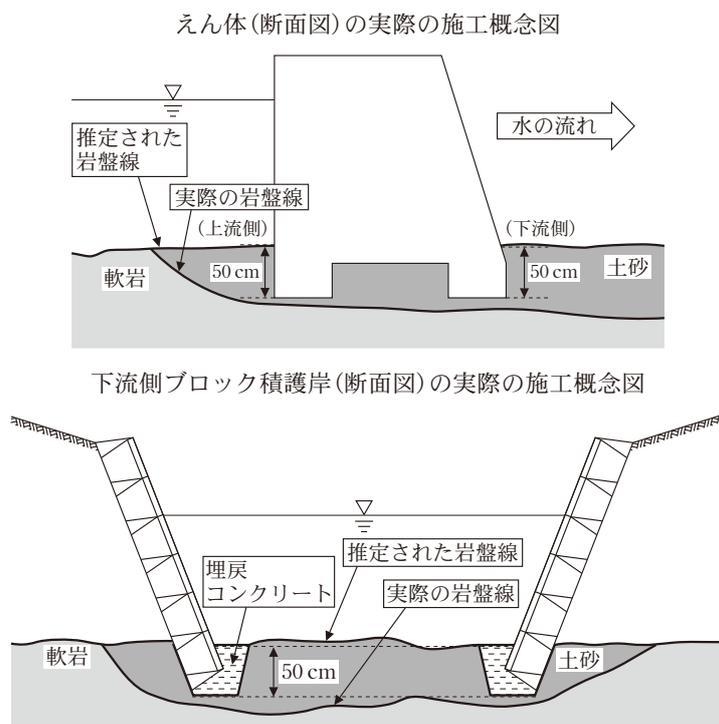
このため、えん体底面及びブロック積護岸基礎部底面は全延長にわたり岩盤線まで十分達しておらず、岩盤と一体化していないことなどから、河床の洗掘が進行すると、えん体及びブロック積護岸に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。現に、下流側のブロック積護岸は基礎地盤の洗掘が進行したことにより、左岸側の一部が崩壊していた。

したがって、本件工事(工事費 9,342,000 円)は、設計が適切でなかったため、えん体及びブロック積護岸が河床の洗掘に対応できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金 9,267,264 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、えん体及びブロック積護岸の基礎地盤の岩盤線が当初設計と異なっていた際に、根入れ深さを再検討するなどして設計変更を行うなどの適切な処置を行う必要性に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

(注) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、えん体等の取水堰、取水口等から構成される。

(参 考 図)



橋りょうの変位制限構造の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,537,178 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(202) 農林水産本省	埼玉県	—	農山漁村地域整備交付金	28、29	67,510	33,751	13,075	6,537

第3章
第1節
第8
農林水産省

この交付金事業は、埼玉県が、熊谷市玉作^{たまつくり}地内において、既設の玉作橋(昭和48年築造。延長66.6m、幅員7.5m)に、耐震補強を目的として、橋台及び橋脚(以下「橋台等」という。)と橋桁との間の相対変位が大きくなるように支承部と補完し合って抵抗する変位制限構造の設置等を事業費67,510,800円(補助対象事業費67,503,600円)で行ったものである。そして、変位制限構造は、橋桁に固定した連結材を橋台等の橋座部にアンカーボルト等で固定する構造となっており、橋台等の橋座部に計12個(橋台2基各2個、橋脚2基各4個)を設置することとされていた。

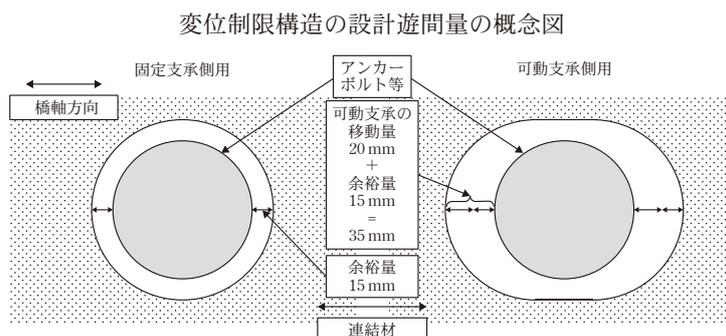
同県は、変位制限構造の設計を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行っている。示方書によれば、変位制限構造は、地震や温度変化等による伸縮により上部構造と下部構造の間に生ずる水平変位に追随するための支承の移動や回転等の機能を損なわないような構造とすることなどとされており、このために必要とされているアンカーボルト等と連結材の間の距離(以下「設計遊間量」という。)は、余裕量として設置誤差等である15mmに、支承の移動量を加えたもの以上とすることとされている。そして、同県は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託しており、その設計業務の成果品によると、設計遊間量について、固定支承側は余裕量15mm、可動支承側は余裕量に橋軸方向の支承の移動量を加えた35mmとすれば、既設の支承の移動等の機能を損なわないとしていた(参考図1参照)。

しかし、設計コンサルタントは、既設の橋台等に取り付けられている固定支承と可動支承について、実際とは逆に設置されていると誤認して、固定支承側の設計遊間量を35mm、可動支承側の設計遊間量を15mmとする設計図面を作成しており、同県はこの設計図面により本件変位制限構造を設置していた(参考図2参照)。

したがって、本件変位制限構造(工事費相当額13,075,752円)は、設計が適切でなかったため、必要な設計遊間量が不足するなどして既設の支承の機能を損なっており、地震や温度変化等による伸縮の際に、支承や変位制限構造等が損傷して落橋等を防止できないおそれがある状態となっており、これに係る交付金相当額6,537,178円が不当と認められる。

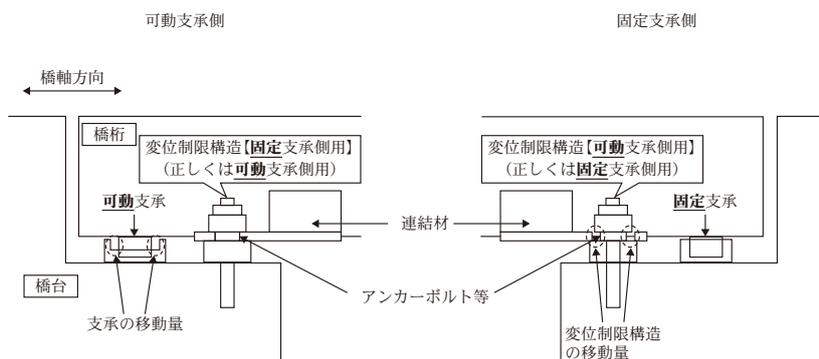
このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対するチェックが十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)

本件工事に係る変位制限構造の設置概念図



騒音対策工事の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,118,044 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(203) 東北農政局	山形県	—	農業競争力強化基盤整備等2事業	28、29	430,261	236,643	3,850	2,118

この補助事業は、山形県が最上郡戸沢村戸沢地区内に平成27年度に建設した揚水機場の近辺において、揚水ポンプ等の稼働に伴い平均49.5デシベル(最大値52.6デシベル)の騒音値が計測されたことから、これを低減することを目的として、28年度に揚水機場の換気扇を低騒音型の換気扇に交換する工事、29年度に吸音効果のあるグラスウール(厚さ50mm)を揚水ポンプ、配電盤等が設置されている建屋の地下及び地上階の壁面に設置する工事(以下、これらの工事を合わせて「騒音対策工事」という。)を、それぞれ同地区内の用排水路等の整備を実施する工事の一環として実施したものである。

揚水機場の騒音対策については、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」」(農林水産省農村振興局監修)、騒音・振動対策ハンドブック(社団法人日本音響協会。以下、これらを合わせて「設計指針」という。)等によれば、騒音源とその特性、騒音の伝播経路等を明らかにした上で、各機器の騒音の低減を図るなどするとともに、設計段階で把握できない諸条件による騒音が発生した場合には発生原因を究明して、適切な処置をする必要があるなどとされている。同県は、揚水機場の建設に当たっては、近隣に民家があることから、設計指針等に基づき、騒音規制法(昭和43年法律第98号)に規定されている第二種区域に準ずるなどとして、揚水機場に設置されている揚水ポンプ等の稼働により発生する各種音源等を合成して算出した騒音値が建屋外において1日を通じて45デシベル(以下、この騒音値を「設計騒音値」という。)以下となるようにすることとして揚水機場の設計を行っていた。そして、同県は、揚水機場の設計段階では把握できなかった騒音が揚水ポンプ等の稼働に伴って計測されたことから、28、29両年度に騒音対策工事を実施することとし、換気扇の交換とグラスウールの設置を行えば騒音値を設計騒音値以下に低減できるとして設計し、これにより施工していた。

しかし、同県は、騒音対策工事の設計において、騒音源とその特性、騒音の伝播経路等の騒音の発生原因を究明した上で騒音値が換気扇の交換とグラスウールの設置によってどれだけ低減できるか見積もるなどの十分な検討を行っていなかった。その結果、騒音対策工事後の30年6月に計測した騒音

値は平均 49.6 デシベル(最大値 55.6 デシベル)となっていて従前の騒音値から低減しておらず、設計騒音値を上回っていた。

したがって、騒音対策工事(工事費相当額計 3,850,987 円)は、その設計が適切でなかったことから、騒音値が設計騒音値以下に低減されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金等相当額計 2,118,044 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、騒音対策工事の実施に当たり、揚水機場から発生する騒音を低減するために必要な処置についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

落橋防止システムの設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,508,647 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(204)	中国四国農政局		高知県(事業主体)	—	農村地域防災減災	26	2,905	1,597	2,742	1,508

この補助事業は、高知県が、南国市西山地内において、既設橋りょうの耐震補強を目的として、広域農道に築造されている西山こ線橋(昭和 62 年築造。橋長 144.9m、幅員 8.2m~10.4m)の落橋防止システムとして、橋桁の端部から橋座部の縁端までの長さ(以下「桁かかり長」という。)を確保するために、橋台 2 基の橋座部に鉄筋コンクリートを打設して、これを橋軸方向に拡幅するなどしたものである(参考図参照)。

同県は、この落橋防止システムの設計を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行うこととしている。そして、示方書によれば、橋桁の落下を防止する対策は、桁かかり長を確保したり、橋桁等の移動量が桁かかり長を超えないようにする落橋防止構造を設置したりするなどの落橋防止システムを適切に選定することとされている。このうち、落橋防止構造は、橋軸方向に大きな変位が生じにくいなどの構造特性を有する橋の場合には設置を省略してもよいが、これらの構造特性を有する橋に該当しない場合は、一連の上部構造の端支点到に設置しなければならないとされている。また、下部構造の橋軸方向の耐力が小さい場合は、落橋防止構造の耐力も小さくなり、落橋防止対策としての効果が小さくなるため、桁かかり長を必要桁かかり長の 1.5 倍として落橋に対する安全性を確保するのがよいとされている。

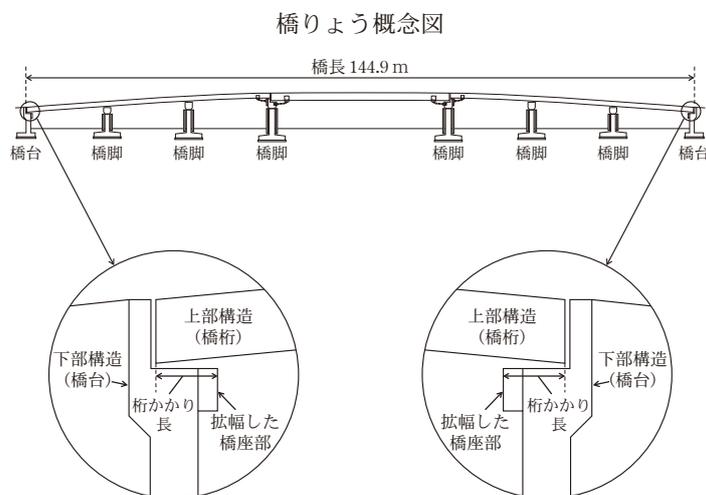
しかし、同県は、本件橋りょうの落橋防止システムの設計に当たり、本件橋りょうが落橋防止構造の設置を省略してもよいとされる上記の構造特性を有する橋に該当せず、落橋防止構造の設置を省略できないのに、橋台の橋軸方向の耐力が小さい場合に該当することから、誤って、橋台の桁かかり長が必要桁かかり長の 1.5 倍となるよう橋座部を拡幅すれば、落橋防止構造の設置を省略してよいものとして、これにより施工していた。

したがって、落橋防止システムに係る工事(工事費相当額 2,742,995 円)は、設計が適切でなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっていて、これに係る国庫補助金相当額 1,508,647 円が不当と認められる。

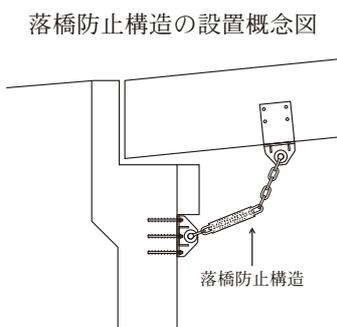
このような事態が生じていたのは、同県において、示方書についての理解が十分でなかったこと、

委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



(参 考 例)



植栽工等の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,298,289円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(205) 沖縄総合事務局	沖 縄 県	国頭郡伊江村	沖縄振興公社投資交付金 (事業主体)	26、27	54,594	38,215	1,854	1,298

この交付金事業は、伊江村が伊江村伊江地区において、既存の施設である堆肥センター内において木材破砕施設を整備するために舗装工、植栽工等を行ったものである。このうち、植栽工は、堆肥原料に用いる木材を破砕する際に発生する粉じん等が近隣の葉たばこ畑へ飛散することを防止するための防じん対策として、防風施設である防風林を植栽したものである。

「土地改良事業計画指針 防風施設」(農林水産省構造改善局計画部監修。以下「指針」という。)等によれば、防風施設である防風林等は、風によって運搬される粉じん等を捕捉することにより、粉じん等による加害作用を軽減する機能(以下「防じん効果」という。)を持つとされている。同村は、指針等に基づき粉じん等を防止するための植栽工等を施工することとして本件工事の設計を設計コンサルタントに委託し、当初設計において、樹高3.0m及び葉張り0.8m程度のリュウキュウコクタンの成木を高さ1.5mのブロック塀(延長139.2m)に沿って3.0m間隔で1列に41本植栽すれば、木材破砕施設の供用開始

後直ちに防じん効果が発揮できるとしていた。その後、同村は、当初設計の樹高等を有するリュウキュウコクタン^①の成木が一般的に流通していなかったことから、平成27年3月に、樹高2.0m及び葉張り0.5m程度の成木に設計変更を行い、これにより施工していた。

しかし、指針等によれば、植栽木ができるだけ早く枝や葉を広げて互いに接し、諸害に対する抵抗を高めるよう、防風林の植栽間隔は1.0m程度を基準とし、防じんの対象とする作物に応じた高さ(本件の場合は3.0m)を確保することとされているのに、同村は誤って上記のとおり3.0m間隔で樹高2.0mの成木を植栽することとしたため、本件植栽工は植栽間隔が開きすぎていて樹高も不足しており、十分な防じん効果を発揮できないものとなっていた(参考図参照)。

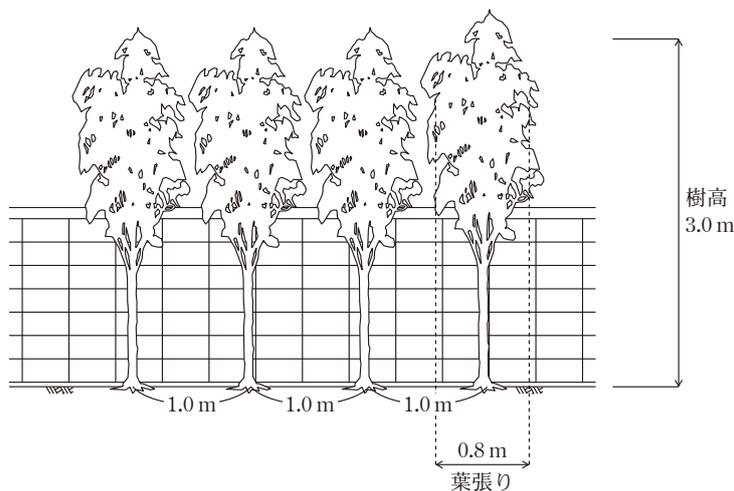
したがって、植栽工等(工事費相当額計1,854,698円)は、設計が適切でなかったため、粉じん等の飛散を防止するという工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額1,298,289円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において、委託した設計業務の成果品に誤りがあるなどしていたのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

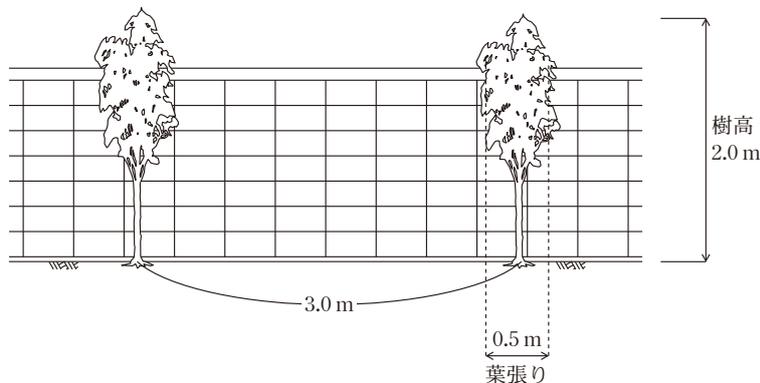
(参考図)

植栽工の概念図

指針等に基づく設計のイメージ



本件設計のイメージ



(2) 補助の対象とならないもの 5件 不当と認める国庫補助金 30,484,180円
農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 10,353,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(206)	九州農政局	鹿児島県	鹿児島市 (事業主体)		農業・食品産業強化対策整備交付金	28	355,495	111,445	31,059	10,353

この交付金事業は、鹿児島市が、平成28年度に、鹿児島市中央卸売市場青果市場内において、既設の市場管理センター(以下「管理棟」という。)にエレベータ施設(延べ床面積36.51㎡)を増築する工事(以下「増築工事」という。)や、既設の卸売市場施設に屋根付荷捌場の築造等を実施したものである。

「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「要領」という。)によれば、23年4月から28年3月末までの間は、中央拠点市場^(注)に位置付けられた市場における管理棟の増改築に係る経費については、工事量にかかわらず交付金の交付対象とされていた。その後、28年4月の要領の改正により、管理棟の増改築に係る経費については、工事量が延べ床面積20,000㎡以上に相当するなどの大規模増改築に該当する場合のみ、交付金の交付対象とするとされている。ただし、28年4月に改正された要領では、改正前の要領に基づく事業(以下「改正前事業」という。)については、なお従前の例によると定められている。そして、改正前事業とは、農林水産省によると、要領の改正前、すなわち、27年度以前に事業実施計画の承認を得た事業であり、当該事業を着手した日の属する年度以降も事業実施計画に即した事業内容で継続的に実施される事業等であるとしている。

(注) 中央拠点市場 大規模な中央卸売市場と中小規模の中央卸売市場との間での機能・役割分担の明確化を図り、効率的な流通ネットワークを構築するに当たり、大型産地からの荷を大量に受け、周辺の中小規模の中央卸売市場と連携した流通を行う役割を担う中央卸売市場。なお、中央拠点市場制度は、平成23年度から27年度までの間に設けられていた制度であり、28年度に廃止されている。

同市は、本件交付金事業について、27年度まで中央拠点市場に位置付けられていた同市場における増築工事が、25年度に同市が策定した同市場のリニューアル整備計画に盛り込まれていたことから、改正前事業に該当するなどとして、増築工事に要した経費32,484,800円(交付対象事業費31,059,501円)を含めて事業費を355,495,520円(交付対象事業費334,336,030円)とし、鹿児島県に実績報告書を提出して、交付金111,445,000円の交付を受けていた。

しかし、増築工事は、同市が鹿児島県知事に提出した27年度以前の事業実施計画には含まれていないこと、28年度の事業実施計画に基づき、同年度中に着手されて完了しているため、27年度以前から継続的に実施されたものではないことから、改正前事業には該当しないものであった。

したがって、増築工事に係る前記の交付対象事業費31,059,501円は、交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額10,353,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において改正前事業についての理解が十分でなかったこと、同県において本件交付金事業に係る審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)の助成対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 9,941,099円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(207)	関東農政局	千葉県	市原市	市原市(事業主体)	経営体育成支援(被災農業者向け経営体育成支援)	26	181,963	98,059	17,893	9,941

この補助事業は、市原市が、平成25年度の大雪により被災した農産物の生産に必要な施設(以下「生産施設」という。)等の復旧を実施した農業者等に対して、これに要する経費の一部を助成したものである。

経営体育成支援事業実施要綱(平成23年22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)によれば、市町村は、気象災害による農業被害を受けた農業者等を助成対象者とし、これらの者が行う生産施設の復旧又は気象災害による被災前の当該生産施設と同程度の施設の取得等を対象として助成を行うことができることとされている。

同市は、本件補助事業について、助成対象者12者に対する24件の助成として計181,963,242円を交付したとして、千葉県に実績報告書を提出して、国庫補助金98,059,054円の交付を受けていた。これらの助成のうち1者に対する1件の助成については、助成対象者が、被災した肉豚を肥育するための肥育舎2棟を、種豚を飼育するための種豚舎1棟と子豚を分娩するための分娩舎1棟とにそれぞれ用途を変更して復旧したものであり、同市は、この復旧に要した費用177,120,000円のうち、助成対象となる被災前の施設と同程度の施設の取得等に係る費用を118,229,760円であるとして、当該助成対象者に助成額98,524,800円を交付していた。

しかし、実際には、上記の復旧に要した費用177,120,000円のうち、被災前の施設と同程度の施設の取得等に係る費用は96,756,986円であり、残りの80,363,014円は、種豚舎及び分娩舎において空調設備を増強したり、分娩舎において防疫上の観点から消毒に適した素材で分娩舎を仕切ったりするなど、被災前の施設と同程度の施設の取得等に当たらない機能強化や異なる機能の追加に係る費用であって、助成の対象とはならないものであった。

したがって、上記の費用96,756,986円に基づき適正な助成額を算定すると80,630,821円となり、前記の助成額98,524,800円との差額17,893,979円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額9,941,099円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件助成に対する審査及び確認並びに助成対象者に対する指導が十分でなかったこと、同県において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

輸出促進機器整備事業の助成対象事業費に、助成の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,553,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(208)	水産庁		水産物・水産加工品輸出拡大協議会	大都魚類株式会社(事業主体)	輸出促進機器整備	28	16,980	6,661	9,107	4,553

この補助事業は、我が国水産物の国外における需要を開拓し、輸出促進による競争力強化を図ることを目的として、水産物・水産加工品輸出拡大協議会(以下「協議会」という。)が、輸出拡大を目指す水産加工業者等に対して、輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備に要する経費の支援として交付した助成金について、水産庁が協議会に国庫補助金を交付したものである。

輸出促進機器整備事業助成要領(平成28年27水漁第1728号水産庁長官承認)の規定に基づき協議会が水産庁と協議して定めた平成27年度輸出促進機器整備事業募集要領(第2次募集)によれば、助成金の交付決定前に支出される経費は助成の対象としないこととされている。

大都魚類株式会社(東京都中央区所在。以下「会社」という。)は、生食用魚介類の海外輸出に対応するために、製氷機等の整備を事業費計16,980,000円、助成対象事業費計13,323,000円で実施したとして、協議会に実績報告書を提出して、助成金6,661,000円の交付を受けていた。

しかし、会社が協議会に提出した実績報告書等を確認したところ、会社は、製氷機に係る経費9,107,000円を業者に支出していたが、これは助成金の交付決定日である平成28年9月12日以前の同年6月30日に支出されたものであった。

したがって、上記の9,107,000円は助成の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額4,553,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において助成対象事業費についての理解が十分でなかったこと、協議会において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、水産庁において協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農山漁村地域整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,177,881円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(209)	農林水産本省	北海道	北海道(事業主体)	—	農山漁村地域整備交付金	27, 28	8,704	4,787	7,596	4,177

この交付金事業は、北海道が、侵食対策として、門別海岸及び登別海岸において実施した海岸保全施設の工事、調査・設計業務等の情報を、北海道が平成25年度に海岸の管理を目的として導入した海岸総合管理システムに登録するなどの業務を委託して実施したものである(以下、委託した業務を「委託業務」という。)

海岸法(昭和31年法律第101号)によれば、海岸保全区域を管理するために要する費用は、当該海岸管理者の属する地方公共団体の負担とするとされているが、海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で政令で定めるものに要する費用は、国がその一部を負担することとされている。

北海道は、前記の2海岸において、20年度から29年度までの間に侵食対策事業(以下「本件侵食対策事業」という。)を実施しており、委託業務については、本件侵食対策事業に係る工事等の情報の整理を行うためのものであることから、工事の一環として行う業務であるとしていた。そして、本件交付金事業について、委託業務に係る事業費計8,704,800円(交付対象事業費同額)で行ったとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより交付金計4,787,640円の交付を受けていた。

しかし、委託業務には、本件侵食対策事業に係る工事等の情報の登録だけではなく、海岸総合管理

システムを運用するために必要な地理空間情報システム(GIS)背景図、データベース等の作成や、本件侵食対策事業以外の事業に係る工事等の情報の登録等、本件侵食対策事業に係る工事の一環とは認められない業務(事業費相当額計 7,596,145 円)が含まれていた。

したがって、前記の委託業務に係る事業費計 8,704,800 円のうち、本件侵食対策事業に係る工事の一環とは認められない業務の実施に要した事業費相当額計 7,596,145 円は、交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金相当額計 4,177,881 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、北海道において、本件交付金の交付対象となる事業費の内容についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 海岸保全施設・海岸保全区域 「海岸保全施設」とは、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するための堤防、突堤、護岸等の施設をいい、「海岸保全区域」とは、海岸保全施設を設置する海岸に係る一定の区域をいう。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の一部が交付の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,459,200 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円	
(210)	林	野	庁	長野地域協議会 (事業主体)	—	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	26、27	2,720	2,720	1,459	1,459

この交付金事業は、地域住民が森林所有者等と協力して実施する里山林を始めとする森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組の促進を目的として、林野庁が、同取組に対する支援を実施する地域協議会の一つである長野地域協議会(長野県長野市所在。以下「協議会」という。)に対して森林・山村多面的機能発揮対策交付金(以下「交付金」という。)を交付し、協議会が、同取組を行う組織(以下「活動組織」という。)である長野森林組合(以下「組合」という。)を支援するために交付金を交付するものである。

森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱(平成 25 年 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知)等によれば、交付金は、活動組織が行う雑草木の刈払い・集積・処理等の活動に対して交付されることとされており、交付金の交付額は、活動の種類ごとに定められた 1 ha 当たりの単価に、活動の対象森林の面積を乗ずるなどして算出することとされている。また、交付金の対象となる森林は、上記の活動を行う時点において森林経営計画が策定されていない森林とするとされている。林野庁は、森林経営計画が策定された森林は、森林所有者等が、効率的に林業経営を行うことを目指すものであるとしている一方で、交付金については、集落周辺の里山林等で、経済的な価値が著しく低い広葉樹や竹が侵入した森林のように計画的かつ一体的な施策が困難な森林において、地域住民等が実施する森林の保全活動等に対して支援するものであるとしている。

協議会は、組合が平成 26、27 両年度に、上水内郡小川村内の 2 地区の森林計 17.0ha において行った雑草木の刈払いなどの活動(事業費計 2,720,000 円)に対して、林野庁から事業費と同額の交付金の交付を受けて組合に同額を交付していた。

しかし、上記の活動が行われた森林 17.0ha のうちの計 9.12ha については、活動を行う時点において組合が既に森林経営計画を策定していた。

したがって、上記の 9.12ha において行われた活動は、森林経営計画が策定されている森林で行われ

たものであって交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計 1,459,200 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、協議会において実施状況報告書等の確認及び組合に対する指導が十分でなかったこと、林野庁において協議会に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

3 件 不当と認める国庫補助金 16,565,459 円

森林環境保全総合対策事業の事業費を過大に精算していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 12,380,780 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(211)	林	野	庁	株式会社野生動物保護管理事務所(事業主体)	—	森林環境保全総合対策	22、23、25	155,930	154,533	13,777	12,380

この補助事業は、株式会社野生動物保護管理事務所(東京都町田市所在。以下「会社」という。)が、野生鳥獣による森林生態系被害に対応し得る新たな鳥獣被害防止技術、鳥獣被害を受けた森林・植生の復元技術及び効率的な捕獲技術の開発を実施したものである。

林野庁は、事業主体に対して、補助事業の実施に要した技術者給、需用費等の経費を補助対象事業費として国庫補助金を交付している。そして、このうち技術者給については、「森林環境保全総合対策事業実施要領」(平成 21 年 20 林整研第 1140 号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、原則として、事業従事者ごとに、時間単価に補助事業に従事した直接作業時間を乗じて算定することとなっている。このうち時間単価については、基本給等の年間総支給額等を 1 日当たりの所定労働時間等から算定して得た年間理論総労働時間で除して算定することとなっており、年間総支給額には前年の支給実績を用いること、時間外手当等は年間総支給額から除外することとなっている。また、直接作業時間については、管理者等の時間外労働時間を含めることはできないこととなっている。

会社は、平成 22、23、25 各年度に、本件補助事業を事業費計 155,930,105 円(補助対象事業費同額)で実施したとして、林野庁に実績報告書を提出し、これにより国庫補助金計 154,533,000 円の交付を受けていた。

しかし、会社は、上記事業費のうち技術者給の算定に当たり、時間単価について、年間総支給額に、前年の支給実績ではなく、誤って、前年度の支給実績を用いたり、時間外手当等を年間総支給額に含めたりするなどしていた。また、直接作業時間について、管理者等の所定労働時間外に補助事業に従事した時間を含めていた。

したがって、時間外手当等を年間総支給額から除外するなどして技術者給を算定して適正な補助対象事業費を算定すると計 142,152,220 円となり、前記の補助対象事業費計 155,930,105 円との差額 13,777,885 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計 12,380,780 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において本件補助事業に係る事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、林野庁において実績報告書の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農山漁村 6 次産業化対策推進交付金事業の事業費を過大に精算していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 3,111,652 円)

第 3 章
第 1 節
第 8
農林水産省

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(212) 近畿農政局	和歌山県 (事業主体)	—	農山漁村 6 次産業化対 策推進交付 金	26~29	40,251	40,251	3,111	3,111

この交付金事業は、和歌山県が、6 次産業化の取組等を支援するため、「和歌山県 6 次産業化サポートセンター」(以下「センター」という。)を設置して、新商品開発や販路開拓等の専門知識を有する 6 次産業化プランナーによる個別相談を実施するなどの農林漁業者等へのサポート活動等を実施したものである。

6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(平成 25 年 25 食産第 599 号農林水産事務次官依命通知)等によれば、農林漁業者等へのサポート活動を実施する場合は、事業全体の責任者である統括企画推進員等を定めて事業執行体制を構築することとされている。そして、人件費を交付対象事業費として計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成 22 年 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、時間単価に当該補助事業等に従事した実績時間を乗じて算定することとなっており、また、実績時間の算定を行うためには、実際に交付金事業に従事したことを証明する業務日誌が必要となっている。

同県は、センターの管理・運営等に関する業務(以下「運営業務」という。)を和歌山県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)に委託して実施していた。中央会は、平成 26 年度から 29 年度までの間の委託費について、中央会の業務と運営業務とを兼務している理事 1 名が統括企画推進員として運営業務に月間の勤務時間の約 82% 従事したとして算定した人件費を含めて、計 40,251,791 円であるとした実績報告を同県に対して行っていた。そして、同県は、これを受けて、当該人件費を含む委託費について、実績報告と同額で精算を行い、本件交付金事業を事業費計 40,251,791 円(交付対象事業費同額)で実施したとして、近畿農政局に実績報告書を提出して、これにより同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、上記勤務時間の割合は、中央会において、理事が運営業務にどの程度従事することになるかを事前に想定したものであり、実績時間に基づくものとはなっていなかった。そして、同県は、委託費の精算に当たって、理事が統括企画推進員として運営業務に従事した実績時間を業務日誌から把握して精算する必要があったのに、これを行っていなかった。

そこで、業務日誌を確認したところ、理事が統括企画推進員として運営業務に従事した実績時間は、月間の勤務時間の 48% 程度から 63% 程度までとなっていた。

したがって、上記の実績時間を基に統括企画推進員の人件費を算定して、これにより委託費の精算を行ったとして適正な交付対象事業費を算定すると計 37,140,139 円となり、前記の交付対象事業費計 40,251,791 円との差額 3,111,652 円が過大に精算されていて、これに係る交付金計 3,111,652 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において本件交付金事業の実施に当たり、適正な人件費の算定についての認識が欠けていたこと、同局において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

動物用ワクチン等実用化促進事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,073,027 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(213)	農林水産	本省	株式会社 NAS 研究所 (事業主体)	—	動物用ワクチン等実用化促進	27	13,669	12,000	2,742	1,073

この補助事業は、株式会社 NAS 研究所(千葉県成田市所在。以下「会社」という。)が、新技術を活用したワクチン開発を実施したものである。

食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金交付要綱(平成 20 年 19 消安第 15444 号)等によれば、補助事業の実施に要する経費(以下「補助対象事業費」という。)に対して定額の補助金を交付することとされており、本件補助事業においては、ワクチン開発事業費等が補助対象事業費となっている。

会社は、ワクチン開発に係る試験費のほか、試験を実施するなどのために借り上げた成田市に所在する施設の一部に対する賃借料計 13,669,820 円を補助対象事業費として農林水産本省に実績報告書を提出し、これにより、国庫補助金 12,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、会社は、上記補助対象事業費のうち賃借料の算定に当たり、上記施設の一部を購入するなどして賃借料を支払っていなかった期間があるのに、その期間に係る賃借料相当額を補助対象事業費に含めるなどしていた。

したがって、会社が実際に支払った賃借料等により適正な補助対象事業費を算定すると計 10,926,973 円となり、前記の国庫補助金 12,000,000 円との差額 1,073,027 円が過大に精算されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、農林水産本省において実績報告書の審査及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの

3件 不当と認める国庫補助金 9,449,206 円

森林整備地域活動支援交付金により造成した基金を用いて実施した事業において、交付金が補助の目的を達していなかったもの (2件 不当と認める国庫補助金 4,447,750 円)

森林整備地域活動支援交付金は、計画的かつ適切な森林の保護等に関する森林経営計画の作成の促進を支援することなどを目的として、森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成 14 年 13 林政企第 118 号農林水産事務次官依命通知)等(以下「要領等」という。)に基づき、林野庁が都道府県に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した都道府県は、間伐等の計画的かつ適切な森林整備の推進を図るために、森林経営計画の作成を促進することを目的とした事業(以下「交付金事業」という。)を実施する森林組合等の事業主体に対して、市町村を通じて、この基金を取り崩すなどして交付

金(以下「基金交付金」という。)を交付している。要領等において、市町村は、交付金事業のうち、森林の情報を収集したり森林経営計画の作成について森林所有者等の合意を取り付けたりするための活動等を実施した事業主体から、当該地域活動の実施結果を踏まえた実施結果報告書の提出を受けて、森林経営計画の作成について書面により森林所有者等の合意が得られるなどした森林の面積に要領等で定める交付単価を乗じて算出するなどした額を事業主体に交付することとなっている。そして、事業主体は、実施結果報告書提出の翌年度までに森林経営計画を作成したり、作成された森林経営計画の期間内に同計画に基づく間伐等を実施したりすることとなっている。また、市町村は、実施結果報告書提出の翌年度までに森林経営計画が作成されなかった場合や作成された森林経営計画の期間内に同計画に基づく間伐等が実施されなかった場合は、事業主体に基金交付金を返還させて、これを都道府県に返還することとなっている。

本院が、21 道府県において会計実地検査を行ったところ、群馬県多野郡神流町及び京都府綾部市を通じてそれぞれ基金交付金の交付を受けていた2 事業主体が実施した交付金事業において、実施結果報告書提出の翌年度までに森林経営計画が作成されていなかったり、森林経営計画の期間内に間伐が実施されていなかったりしており、取り崩された基金計4,447,750 円(国庫交付金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 事業主体において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、神流町において森林経営計画の期間内の間伐の実施状況の確認及び事業主体に対する指導等が十分でなかったこと、綾部市において森林経営計画の作成状況の確認及び事業主体に対する指導等が十分でなかったこと、群馬県及び京都府において神流町及び綾部市並びに事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(214)	林	野	庁	群馬県	多野郡神流町 神流川森林組合 (事業主体)	24	6,711	3,355	4,992	2,496

神流川森林組合(神流町所在)は、平成24 年度に、神流町内の森林124.29ha について、森林経営計画の作成を促進することを目的として、森林所有者等から森林経営計画を作成すること及び同計画の期間内に間伐を実施することの合意を取り付けるための活動等を事業費6,711,660 円で実施して、25 年3 月に神流町に対して実施結果報告書の提出を行い、群馬県から基金交付金3,355,830 円(国庫交付金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、同組合は、実施結果報告書提出の翌年度となる25 年度末までに上記124.29ha の全てについて森林経営計画を作成していたものの、同計画の終期である29 年3 月末までに、このうち15.76ha についてしか間伐を実施しておらず、残りの108.53ha については間伐を実施していなかったが、同町は、同組合に対して基金交付金を返還させていなかった。

したがって、上記の108.53ha については、森林経営計画の期間内に間伐が実施されておらず補助の目的を達していなかったため、上記の108.53ha に係る事業費4,992,380 円に対する基金交付金2,496,190 円(国庫交付金相当額同額)の使用が適切でなかった。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(215)	林	野	庁	京	都	府	綾部市志賀郷地区 自治会連合会 志賀郷和会 (事業主体)	26	1,951	1,951	1,951
(214) (215) の計							8,663	5,307	6,943	4,447	

森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した基金を用いて購入等したオガ粉製造機が無償譲渡以降利用されていないなどして、補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,001,456円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(216)	林	野	庁	新	潟	県	有限会社佐藤甲一商店 (事業主体) 株式会社力エツハウス 工業 (承継先)	21	11,775	10,597	5,557

森林整備加速化・林業再生事業費補助金は、林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることなどを目的として、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱」(平成21年21林整計第82号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、林野庁が都道府県に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した都道府県は、木質バイオマス加工流通施設等整備等の事業(以下「基金事業」という。)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩すなどして補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。

「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領」(平成21年21林整計第89号林野庁長官通知)によれば、基金事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、基金事業の目的に沿って使用するなどしなければならないとされている。そして、都道府県は、事業主体に対して同様の条件を基金補助金の交付の条件として定めている。

また、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)において、農林水産大臣は、補助事業等により取得した財

産を、処分制限期間内に、無償で譲渡する場合には、残存簿価等に国庫補助率を乗じた金額を国庫に納付することを条件として付した上で承認を行うこととなっている。ただし、譲渡先が補助条件を承継する場合は、国庫納付は要しないとして、財産処分の承認時に定められた報告期間につき当該財産の利用状況の報告を行うことを条件として付した上で承認を行うこととなっている。

株式会社カエツハウス工業(新潟県村上市所在。以下「会社」という。)は、平成24年2月に、有限会社佐藤甲一商店が基金事業により購入等したオガ粉製造機(以下「製造機」という。)の無償譲渡を受けていた。

上記の製造機は、21年度に、間伐材等の活用を図るために、基金事業として事業費11,775,500円(基金事業対象事業費同額)で購入等されたものであり、新潟県から基金補助金10,597,000円(国庫補助金相当額同額)が交付されていた。そして、農林水産大臣及び同県は、製造機の処分制限期間(耐用年数8年に相当する期間)が30年3月までであることから、譲渡先である会社が補助条件を承継すること及び製造機の利用状況について3年間報告を行うことを条件として、24年2月に、無償譲渡を承認していた。

しかし、製造機は、29年11月の会計実地検査時点において、無償譲渡以降一度も利用されておらず、会社の敷地内で分解された状態でシートが張られるなどして残置されたままとなっており、多くの部品が腐食して固着しているなど、今後利用することが困難な状態となっていた。また、同県は、会社から製造機を利用していないことやその理由等の報告を受けていたものの、農林水産大臣に対して報告を行っていなかった。

したがって、本件基金事業により購入等された製造機は、無償譲渡以降、一度も利用されていないなど、補助の目的を達しておらず、無償譲渡時点における製造機の残存簿価5,557,672円に係る取り崩された基金5,001,456円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において製造機を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないこと及び基金事業の目的に沿って利用することについての認識が欠けていたこと、同県において会社に対する指導等が十分でなかったこと及び利用状況の報告を行うことについての認識が欠けていたこと、林野庁において同県に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 補助の目的を達していなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 94,683,673円
 地域バイオマス利活用交付金事業で整備した施設の一部が稼働を停止していて補助の目的を達していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 85,503,673円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(217)	農林水産	本省	北海道	白老郡白老町 (事業主体)	地域バイオマス利活用 交付金	19, 20	1,398,559	699,279	171,010	85,503

この交付金事業は、白老町が、平成19、20両年度に、町内で発生する家庭系一般廃棄物等(以下「町内廃棄物」という。)のバイオマス資源を活用して製紙会社に石炭の代替となるバイオマス燃料を供給することを目的として、町内廃棄物を高温高压で粉末状の生成物に処理する高温高压処理設備、生成物を廃プラスチック等の副資材と混合し固形燃料を製造する成形設備、これらの設備に係る建屋等(以下、これらを合わせて「バイオマス施設」という。)を整備したものである。

そして、本件交付金の交付決定に当たっては、事業主体は、事業により取得し又は効用の増加した財産について、事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないとの条件が付されている。

しかし、同町は、21年4月にバイオマス施設の稼働を開始したものの、町内廃棄物を原料とする生成物の塩素濃度が安定しないことなどから、製紙会社が受入可能な固形燃料を計画どおりに製造できない状況となったことなどにより事業収支が悪化したため、26年4月にバイオマス施設のうち高温高圧処理設備の稼働を停止していた。そして、同町は、町内廃棄物に代わるバイオマス資源の研究等を進めることとしたが、同設備の稼働を再開するには至らず、今後も稼働が見込めない状況となっていた。

したがって、同町が本件交付金事業で取得したバイオマス施設のうち、高温高圧処理設備及び当該設備に係る建屋(26年3月末時点における残存価格171,010,855円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額85,503,673円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において高温高圧処理設備等を補助の目的に沿って適切に利用し管理運営しなければならぬことについての認識が欠けていたこと、北海道において同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農村地域防災減災事業で実施したため池ハザードマップの作成に係る委託契約において、必要な項目を仕様書に明記していなかったなどのため、成果品であるため池ハザードマップに避難時危険箇所等が適切に表示されておらず、補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 9,180,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(218)	近畿農政局	大阪府	泉南市	農村地域防(事業主体)	災減災	28	9,180	9,180	9,180	9,180

この補助事業は、泉南市が、地域住民の自主防災力の向上等に資することを目的として、泉南市内に所在する4か所のため池(君ヶ池、双子上池・下池、中の池、昭和池。以下「4池」という。)について、現地踏査、堤体決壊により浸水が想定される区域(以下「浸水想定区域」という。)の検討等を行った上で、地域住民と行政の災害情報を共有し、意識疎通等を図るための情報提供手段としてため池ハザードマップをため池ごとに作成して計6,600部印刷する業務を委託して実施したものである。

同市は、ため池ハザードマップの作成について、「ため池ハザードマップ作成の手引き」(平成25年5月農林水産省農村振興局防災課)を参考に作成された「ため池ハザードマップ作成マニュアル(案)」(平成25年10月大阪府農政室整備課。以下「作成マニュアル」という。)等によることとしている。作成マニュアルによれば、ため池ハザードマップは、どのような状況になれば、どれくらいの区域において、どのように避難すべきかをイメージできる程度のものとしてされており、ため池ハザードマップに記載が必要な項目は、①ため池の情報、②浸水想定区域と被害の形態、③避難場所、④避難時危険箇所、⑤気象予報等、避難情報の伝達方法、⑥気象情報の入手方法、⑦緊急時の連絡先とされている。また、これらの項目のうち、避難時危険箇所については、豪雨時又は地震時における土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等のほか、先行して作成された既存のハザードマップに記載されている浸水想定区域も表示することとされている。

しかし、同市は、既存のハザードマップに記載されている浸水想定区域を避難時危険箇所として表示することを委託契約の仕様書に明記しておらず、また、浸水想定区域は、相互に重複又は近接しており、地域住民が安全かつ的確な避難行動をとる上で必要な情報であるにもかかわらず、これらを避難時危険箇所として相互に表示することとしていなかったなどのため、成果品である4池のため池ハザードマップには、表のとおり記載が必要な項目が表示されていなかった。

したがって、本件補助事業は、地域住民と行政の災害情報を共有するなどにより、地域住民の自主防災力の向上等に資するという補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金9,180,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、ため池ハザードマップに記載すべき項目についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

表 ため池ハザードマップに表示されていなかった記載が必要な項目の状況

項目		ため池名	君ヶ池	双子上池・下池	中の池	昭和池
ため池の情報	貯水量		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
避難場所	浸水想定区域外の施設		—	1か所 記載なし	—	—
避難時危険箇所	既存のハザードマップに記載されている浸水想定区域		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
	相互に重複又は近接する4池の浸水想定区域		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
	土石流危険区域		—	—	—	記載なし
	急傾斜地崩壊危険区域		—	—	記載なし	記載なし

(注) 表中の「—」は、必要な記載がされていたこと又は該当がないことを示している。

(6) 補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 10,500,536円

6次産業化先導モデル育成事業の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたり、補助事業を中止したりなどしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 10,500,536円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(219) 東北農政局	株式会社ファミリア(事業主体)	—	6次産業化先導モデル育成	23, 24	30,706	14,622	21,001	10,500

この補助事業は、株式会社ファミリア(仙台市所在。以下「会社」という。)が、東日本大震災における被災地の農林漁業者等を雇用する取組を行うために、ジェラート等の加工製造・販売を行うこととして、みやぎ復興パーク(宮城県多賀城市所在)内の建物の一区画において、空調設備、照明器具等(以下「建物附属設備」という。)及び機械等16台の整備を行ったものである。

東日本大震災復旧・復興農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成23年23食産第1598号農林水産事務次官依命通知)等によれば、事業主体は、事業実施計画を作成して事業承認者である地方農政局長等の承認を受けることとされており、事業の採択基準は、機械等の能力及び規模が適正であることなどとされている。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)等によれば、補助事業者等は、処分制限期間内に補助事業等を中止するなどする場合には、農林水産大臣による財産処分に係る承認を受けなければならない、承認に当たっては、残存簿価等に国庫補助率を乗じた金額を国庫に納付するなどの条件が付されることとされている。

会社は、本件補助事業について、建物附属設備、機械等の整備を事業費30,706,200円(補助対象事業費29,244,000円)で実施したとして、東北農政局に実績報告書を提出して、国庫補助金14,622,000円の交付を受けていた。

しかし、整備した建物附属設備の一部は、会社の関係者が運営する別の法人が使用する区画に係る建物附属設備であった。また、機械等16台のうち3台は、事業実施計画において承認を受けた機械等に比べて性能が劣るものが納品されていた。このため、これらの建物附属設備の一部及び機械等3台については補助の対象とならないものであった。

また、会社は、平成26年12月に、整備した機械等16台から上記の3台を除いた13台のうち2台について、処分制限期間内であるにもかかわらず、財産処分に係る承認を受けずに無断で性能が劣るものと交換していた。さらに、会社は、27年1月をもって、みやぎ復興パークから退去するとともに、同年2月以降、財産処分に係る承認を受けずに無断で事業を中止していた。

したがって、補助の対象とならない建物附属設備、機械等に係る補助対象事業費7,837,778円に係る国庫補助金相当額3,918,889円及び会社が財産処分に係る承認を受けずに無断で事業を中止し使用を停止するなどしていた機械等の残存簿価13,163,296円に係る国庫補助金相当額6,581,647円、計10,500,536円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助対象事業費及び補助事業により取得した財産の適正な処分についての理解が十分でなかったこと、東北農政局において実績報告書の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,999,880円

国産農産物生産・供給体制強化対策事業(茶改植等支援事業)の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,999,880円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(220)九州農政局	佐賀県農業協同組合みどり地区茶業部会(事業主体)	—	国産農産物生産・供給体制強化対策(茶改植等支援)	23~28	68,896	68,896	3,999	3,999

この補助事業は、佐賀県農業協同組合みどり地区茶業部会(平成24年2月15日以前は佐賀県農業協同組合佐賀みどり支部茶業部会。以下「部会」という。)が、茶生産者の経営安定を図ることを目的として、一定の要件を満たす茶生産者(以下「支援対象者」という。)が行う茶樹の改植等に対して、補助金を交付したものである。

茶改植等支援事業実施要領(平成23年22生産第10830号農林水産省生産局長通知)等によれば、事業主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、改植支援(改植に必要な資材の導入等に必要な経費の一部に

対する補助)や改植に伴う未収益支援(改植の実施後に未収益となる期間に要する経費の一部に対する補助)等の支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に所定の単価を乗じて得た額とされており、国は、この総額を助成することとされている。また、支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とされており、現地において実測を行うなどして算定することとされている。

部会は、現地において距離測定機器を使用して実測を行い、23年度から28年度までの間の支援対象面積を計548,560㎡と算定し、これらに所定の単価を乗じて得た計68,896,757円の補助金を支援対象者に交付したとして、九州農政局から同額の国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金(茶改植等支援事業推進費補助金)(27年度以前は国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金。以下「国庫補助金」という。)の交付を受けていた。

しかし、部会は、一部の茶園において、距離測定機器の単位をヤード(1yd=0.9144m)と設定していたのに、メートルに設定したものと誤認したり、支援対象面積に含めないとされている畦畔、枕地、法面等の茶が植栽されていない面積を含めたりなどして支援対象面積を算定していた。

そこで、23年度から28年度までの間に部会が支援の対象とした茶園について、適正な支援対象面積を算定したところ、計518,147㎡となり、前記の支援対象面積計548,560㎡と比べて30,413㎡下回っていた。

したがって、上記の適正な支援対象面積に基づいて適正な補助金の総額を算定すると計64,896,877円となり、前記の補助金計68,896,757円との差額3,999,880円が過大に算定されていて、これに係る国庫補助金相当額計3,999,880円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、部会において支援対象面積の実測を行う際の確認や支援対象面積の算定方法についての理解が十分でなかったこと、同局において部会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 枕地 農業機械の旋回等を行うためのスペース

(8) 補助事業により取得した財産の管理が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,341,019円

特定地域経営支援対策事業により資材の調達等を行い整備したホタテガイ中間育成施設において、アンカー網の管理が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,341,019円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費相当額	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(221) 農林水産本省	北海道	標津郡標津町	特定地域経営支援対策	24	115,000	76,666	3,511	2,341
			標津漁業協同組合(事業主体)					

この補助事業は、標津漁業協同組合(以下「組合」という。)が、地場産のホタテガイの増産による漁業資源の増大等を図るために、稚貝を養殖するためのホタテガイ中間育成施設(以下「育成施設」という。)100台の整備に必要な資材(幹綱100本、アンカー綱400本等)の調達及び加工並びに400本のアンカー綱に係る海底へのアンカーの打込みを行ったものである(参考図参照)。

〔特定地域経営支援対策事業における対象事業事務等の取扱いについて〕(平成23年22経営第7201号農林水産省経営局長通知)によれば、事業主体は、特定地域経営支援対策事業により補助金を受けて整備した施設等を常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営することなどとされている。

組合は、本件補助事業の実施に当たり、平成24年9月に、請負業者と請負契約を締結し、育成施設100台分に係る資材の調達等を契約金額120,750,000円で請け負わせていた。そして、25年3月、本件補助事業は同額(補助対象事業費115,000,000円)で完了したとして、標津町に対して実績報告書等を提出し、補助金76,666,000円の交付を受けていた。

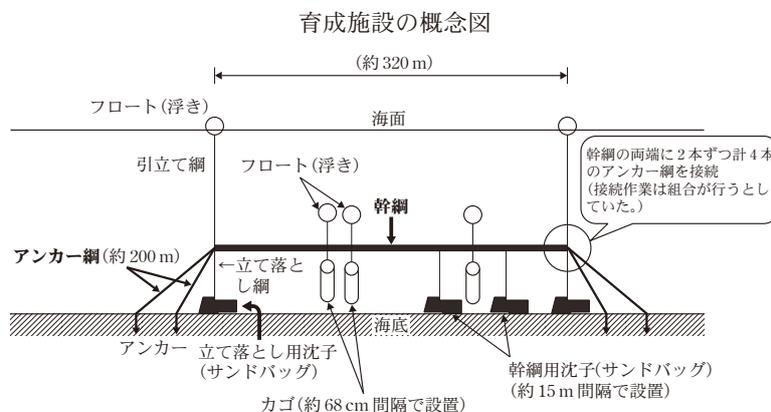
また、各幹綱を海中に設置するために幹綱の両端に2本ずつ計4本のアンカー綱を接続する作業は、本件補助事業の対象とはなっておらず、組合が、本件補助事業により資材の調達等を行った後、組合員の協力を得るなどして24年度中に自ら行うことにしていた。

しかし、幹綱へのアンカー綱の接続状況等について確認するなどしたところ、アンカー綱計26本が幹綱に接続されておらず、海底に放置されたままその所在が不明となっていた。

したがって、26本分のアンカー綱は、本件補助事業の完了後、幹綱と接続されずに海底に放置されて管理が適切でなかったため滅失したものであり、これらの資材の調達等に要した事業費相当額3,511,560円に係る国庫補助金相当額2,341,019円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において補助金を受けて整備した施設等を適切に管理する必要があることについての認識が欠けていたこと、北海道及び同町において組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



そ の 他 (222) (223)

(222) へい殺畜等手当金等が過大に交付されていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)食料安全保障確立対策費
部 局 等	農林水産本省(交付決定庁) 2 県(支出庁)
制度の根拠	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)
制度の概要	家畜の伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止するための防疫措置を実施する制度

交 付 先	2 法人
へい殺畜等手当 金等の交付額	305,964,719 円(平成 28 年度)
不当と認めるへ い殺畜等手当金 等相当額	9,234,642 円

1 へい殺畜等手当金の概要

農林水産省は、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。)に基づく防疫措置として、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病にかかっている疑いがある家畜(以下「疑似患畜」という。)の殺処分及び埋却並びに汚染された物品の焼却、埋却等が行われた際に、疑似患畜となる前における当該家畜及び焼却又は埋却前における当該物品の評価額に5分の4を乗じて算定した手当金及び評価額に5分の1を乗じて算定した特別手当金(以下、これらを合わせて「へい殺畜等手当金等」という。)を、疑似患畜等の所有者に交付している。

家伝法によれば、農林水産大臣は、上記の評価額を決定するには、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないこととされている。このため、へい殺畜等手当金等交付規程(昭和 32 年農林省告示第 119 号)によれば、疑似患畜等の所有者が農林水産大臣にへい殺畜等手当金等の交付申請書を提出する際には、関係都道府県知事は、殺処分を行った家畜及び焼却又は埋却を行った物品の評価額に関する意見を記載した動物評価意見具申書及び物品評価意見具申書(以下、これらを合わせて「評価意見具申書」という。)を同時に提出することとされている。

また、へい殺畜等手当金等を交付する場合における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の評価額について、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成 27 年農林水産大臣公表)等において評価方法等が示されており、帳簿により確認した飼料費等により1日当たりの生産費を算定するなどして評価額を算定することとなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、へい殺畜等手当金等の交付額の基となった疑似患畜等の評価額は適切に算定されているかなどに^(注)着目して、6道県の8交付先について、平成 26 年度から 28 年度までの間に交付されたへい殺畜等手当金等を対象として、交付申請書、評価意見具申書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 6道県 北海道、青森、新潟、岐阜、岡山、鹿児島各県

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

農林水産本省は、青森、新潟両県に農場が所在する2交付先に対するへい殺畜等手当金等の交付に当たり、2県から提出を受けた評価意見具申書に記載された殺処分等を行った疑似患畜等の評価額計 305,964,726 円を当該疑似患畜等の評価額と決定し、へい殺畜等手当金等計 305,964,719 円を交付していた。

しかし、当該評価額を2県が算定する際に、1日当たりの生産費のうち飼料費を、疑似患畜の飼養期間に含まれない期間の飼料の調達に要した費用を含めて算定したり、飼料の購入

金額について値引きを受けていたのに当該値引額を考慮していない購入金額を用いて算定したり、飼料の購入金額に既に消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額が含まれているのに更に消費税率を乗じた額を用いて算定したりするなどしていた。

そして、農林水産本省は、上記により過大となっていた評価意見具申書に記載された評価額をそのまま採用していた。

したがって、飼養期間に含まれない期間の飼料の調達に要した費用を飼料費から除くなどして適正な評価額を算定すると計 296,730,084 円となり、前記の評価額計 305,964,726 円との差額 9,234,642 円が過大に評価され、同額のへい殺畜等手当金等が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、農林水産本省において、家畜及び物品の評価額の決定に当たり、2 県から提出を受けた評価意見具申書に記載された評価額の妥当性の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

農事組合法人 A は、平成 28 年 11 月 29 日に、運営する B 農場(新潟県所在)において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、採卵鶏 315,330 羽の殺処分等を行った。そして、新潟県は、疑似患畜等の評価額を計 265,491,651 円とした評価意見具申書を農林水産本省に提出し、農林水産本省はこれに基づき、へい殺畜等手当金等 265,491,648 円を農事組合法人 A に交付していた。

同県が疑似患畜の評価額を算定する際に用いた飼料費は、農事組合法人 A が 26 年 1 月から 28 年 12 月までの 3 年間で飼料の調達に要した費用を基にして算定されていた。しかし、へい殺畜等手当金等の交付の対象となった疑似患畜は、最も飼養期間が長いものでも 27 年 3 月から飼養されていたものであるにもかかわらず、農林水産本省は、疑似患畜の評価額について同県から提出を受けた動物評価意見具申書に記載された評価額をそのまま採用していたため、評価額 5,974,888 円が過大に評価され、同額のへい殺畜等手当金等が過大に交付されていた。

- (223) 農業共済組合が行う家畜共済事業において、当該年度に生じた剰余については、全額を不足金填補準備金と特別積立金とに積み立てなければならないとされているのに、その一部を業務勘定に繰り入れていて、農業災害補償法及び同法施行規則に違背していたもの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(農業共済再保険勘定) (項) 農業共済再保険費及交付金 平成 20 年度から 25 年度までは、 農業共済再保険特別会計 (家畜勘定) (項) 家畜再保険費及交付金 19 年度以前は、 (家畜勘定) (項) 農業共済組合連合会等交付金
---------	--

部 局 等	農林水産本省
事業の根拠	農業災害補償法(昭和22年法律第185号。平成30年4月1日以降は農業保険法)
実施主体	北海道ひがし農業共済組合
剰余の概要	農業共済組合が不慮の事故によって農業者の受ける損失を補填するために行う家畜共済事業において、国がその一部を負担している共済掛金から生ずるもの
剰余金として法令に従って不足金填補準備金と特別積立金とに積み立てる必要があると認められた金額	1,798,445,310円(平成18年度～27年度)
上記のうち法令に違背して剰余金として会計処理する前に業務勘定に繰り入れられていた金額	842,978,200円
上記に係る国庫負担金相当額	337,191,280円

1 農業災害補償制度等の概要

(農業災害補償制度等の概要については、後掲395ページの「農業災害補償制度の運営に当たり、共済団体が行う特別積立金の取崩しに係る会計経理について、特別積立金から取り崩した資金を共済事業等に係る費用の支払等に充てる場合には当該共済事業等に係る共済勘定の特別積立金を取り崩すことなどを監督指針に追記したり、特別積立金の取崩しの根拠となっている規定を改正したりなどすることにより、特別積立金の取崩しが適切に行われるよう改善させたもの」参照)

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

国は、共済掛金の支払に係る組合員等の負担を軽減するために、毎年度、多額の国庫負担金を負担しており、このため、共済事業において生ずる剰余の原資には、多額の国庫負担金が含まれている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、当該年度に生じた剰余に係る会計経理が農業災害補償法(昭和22年法律第185号。平成30年4月1日以降は農業保険法。以下「農災法」という。)、農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号。以下「施行規則」という。)等に従って適正に行われているかなどに着眼して、北海道ひがし農業共済組合(27年1月31日以前は根室地区農業共済組合及び釧路地区農業共済組合。以下「組合」という。)が行う家畜共済事業において18年度から27年度までの間に生じた剰余計1,798,445,310円(国庫負担金相当額計719,378,124円)に係る会計経理を対象として、農林水産本省及び組合において、事業報告書、財務諸表等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

農災法及び施行規則によれば、家畜共済勘定において、当該年度に剰余が生じた場合、剰余の額の2分の1以上の金額を不足金填補準備金として積み立て、残額を特別積立金として積み立てることとされている。

組合は、前記の1,798,445,310円のうちの842,978,200円(国庫負担金相当額337,191,280円)について、剰余金として会計処理すべきところ、当該年度中に共済団体の業務執行に要する経常的な経費(以下「業務経費」という。)に係る会計を経理する業務勘定に繰り入れていた。

しかし、上記の842,978,200円(国庫負担金相当額337,191,280円)については、農災法及び施行規則に従って、当該年度の剰余として、将来の共済金の支払財源等に充てるために、2分の1以上の金額を不足金填補準備金として積み立て、残額を特別積立金として積み立てなければならないものであった。このため、27年度の剰余を不足金填補準備金と特別積立金とに積み立てた時点で、本来、不足金填補準備金と特別積立金とに積み立てられるべき額に比べて、それぞれ421,489,100円が不足する事態となっていた。

したがって、前記の842,978,200円(国庫負担金相当額337,191,280円)を不足金填補準備金と特別積立金として積み立てることなく業務勘定に繰り入れている事態は、農災法及び施行規則の規定に違反して、不当と認められる。

なお、組合は、前記の842,978,200円のうちの1,978,200円を施設費の支出に充てていたが、これについては、業務経費として支出すべきものであり、不足金填補準備金と特別積立金を取り崩して充てることは認められていないものであった。また、組合は、残る841,000,000円を建設引当金等に引き当てて、その後、当該841,000,000円のうち、732,695,780円を家畜診療所を新築する際の建設費として、35,895,581円を同診療所における機器の更新費として、それぞれ取り崩して支出し、残額の72,408,639円については、業務勘定において引き続き管理していた。そして、業務勘定に繰り入れられ、家畜診療所を新設する際の建設費に充てられていた上記の732,695,780円及び同診療所における更新費に充てられていた35,895,581円については、損害防止のための処置等に必要な費用として、特別積立金を取り崩して充てることはできるものの、不足金填補準備金を取り崩して充てることは認められていないものであった。このため、適正な会計処理が行われていれば不足金填補準備金に積み立てられていたはずの資金が、不足金填補準備金を取り崩して充てることが認められていない損害防止のための処置等に必要な費用に充てられていたことになる。

このような事態が生じていたのは、組合において農災法等に基づいて適正に共済事業を実施しなければならないことなどについての認識が欠けていたこと、農林水産省において北海道に対して、農災法等に基づいて適正に共済事業を実施することについて、組合等を適時適切に指導監督するよう助言することを徹底していなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業について、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備したり、データ転送装置等を適切に管理するよう指導したりするなどして、適切な運用を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費 等
	〔平成 23 年度から 27 年度までは、 (項)農地等保全事業費 等 22 年度は、(項)農業生産基盤整備・保全事業費 等〕
部 局 等	9 農政局等
防災ネット事業の概要	国営造成土地改良施設の被災や地域の被害の防止・軽減を目的として、同施設から収集した防災情報を内閣府の総合防災情報システムに提供するとともに、国から同施設の管理を受託した者や同施設が所在するなどする市町村等に防災情報を提供し、同施設の的確な操作運用、当該市町村における迅速な初動態勢の整備等を図るもの
データ転送装置の設置地区数及び事業費	138 地区 19 億 4071 万余円(平成 22 年度～29 年度)
データ転送装置等の管理が適切でないため防災情報が中央センターへ転送されていない状況となっていた地区数及び事業費	35 地区 3 億 9291 万円
雨量計の検定の有効期限が経過しているため観測情報を防災情報として提供できない状況となっていた地区数及び事業費	27 地区 3 億 8538 万円(背景金額)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について

(平成 30 年 10 月 30 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の概要

貴省は、国の防災情報の充実と土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)等

に基づき整備された国営造成土地改良施設(以下「国営施設」という。)の被災や地域の被害の防止・軽減を目的として、国営施設から収集した防災情報を内閣府の総合防災情報システム(以下「内閣府防災情報システム」という。)に提供するとともに、国から国営施設の管理を受託した者(以下「管理受託者」という。)や国営施設が所在するなどする市町村(以下「関係市町村」という。)等に防災情報を提供し、国営施設の的確な操作運用、関係市町村における迅速な初動態勢の整備等を図るために、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業(以下「防災ネット事業」という。)を行っている。

国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク(以下「防災ネットワーク」という。)は、国営施設に設置された水位計、雨量計等の観測機器により得られた計測情報等(以下「観測情報」という。)のうち、貴省が提供対象として選定したダム、頭首工等(以下、これらを「対象施設」という。)^(注1)の観測情報を防災情報として、千葉県柏市に所在する防災中央データセンター(以下「中央センター」という。)において運用されている情報提供システムから、インターネットを通じて管理受託者や関係市町村等に提供するとともに、内閣府との協議に基づいて選定した一部の防災情報を内閣府が運営する内閣府防災情報システムに提供するものである。そして、各対象施設から中央センターへの防災情報の転送は、対象施設が所在する各地区に設置された送信設備(以下「データ転送装置」という。)を経由して行われている。

(注1) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設

防災ネットワークの整備に当たっては、平成21、22両年度に、貴省が、防災ネット事業に必要な中央センターのシステム等の開発を行い、当該システムに関する運用や保守管理等を行う中央センターを設置するとともに、全国に所在する国営施設を管理する土地改良調査管理事務所等(以下「管理事務所等」という。)がそれぞれ対象施設を検討の上選定し、データ転送装置の設計及び設置を行うなどしており、23年2月から防災ネットワークの運用が開始されている。そして、管理事務所等は、22年度から27年度末までの間に138の地区ごとに1台を基本としてデータ転送装置を設置するとともに、27年度から耐用年数を迎えたデータ転送装置の更新を行っており、それらの総事業費は、表1のとおり、計25億4202万余円となっている。さらに、貴省は、30年度以降も34地区においてデータ転送装置を設置することとしている。

表1 防災ネット事業に係る事業費等の内訳 (単位：千円)

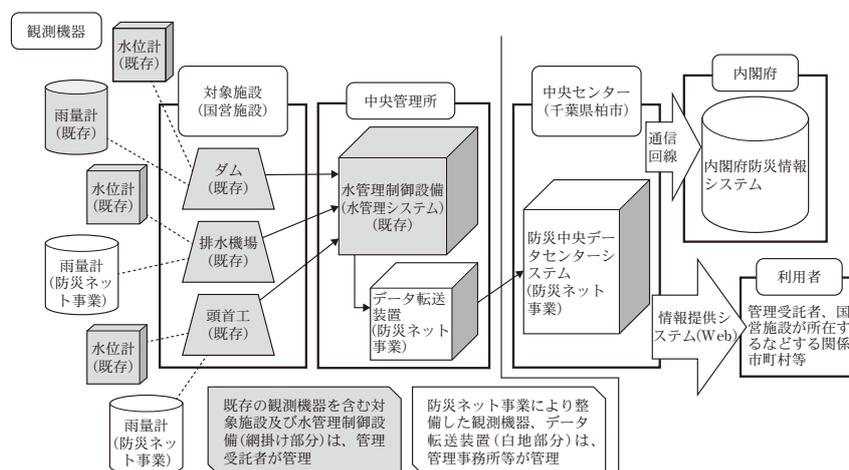
事業費等		年度										計
		平成21	22	23	24	25	26	27	28	29		
総事業費		69,825	362,569	1,123,312	324,883	200,127	158,356	141,905	70,298	90,746	2,542,024	
データ転送装置の設置及び更新に係る事業費	設置		270,445	1,067,833	298,907	167,967	95,571	25,533	9,806	4,644	1,940,710	
	地区数		18	88	17	9	5	1			138	
	事業費		270,445	1,067,833	298,907	167,967	95,571	6,176			1,906,902	
	更新								9	7	1	17
	事業費							19,357	9,806	4,644	33,808	
中央センターに係る事業費		69,825	92,123	55,478	25,975	32,159	62,784	116,371	60,491	86,102	601,313	

(注) 千円未満を切り捨てているため、事業費を集計しても総事業費欄の数値と一致しないものがある。また、総事業費を集計しても計欄の数値と一致しない。

(2) 防災ネットワークを構成する機器等とその管理等

防災ネットワークは、図のとおり、国営施設に設置された観測機器、国営施設を監視し制御する水管理制御設備、データ転送装置、中央センターのシステム機器等から構成されており、対象施設から水管理制御設備に送信された観測情報のうち防災情報は、データ転送装置から通信事業者の提供する通信サービスを利用して、中央センターへ転送される。

図 防災ネットワークの概念図



防災ネットワークを構成する機器等(以下「機器等」という。)のうち、国営施設である対象施設の観測機器及び水管理制御設備の管理については、法等に基づき貴省と管理委託協定を締結している都道府県、土地改良区等の管理受託者が行うとともに、機器等の保守、修繕等についても上記の管理委託協定に基づき、管理受託者がその費用を負担して適切に行うこととなっている。また、防災ネット事業により設置されたデータ転送装置等については、管理事務所等が管理して、それらの保守、修繕等を行うこととしている。

(3) 中央センターに転送される防災情報の概要

防災情報には、対象施設における水位、雨量等の計測情報のほか、ダム、頭首工等の設備の運転を遠隔制御するために必要なゲートの開閉やポンプの稼働・停止等の状態監視情報がある。そして、防災情報は、データ転送装置を通じて中央センターに原則として10分ごと(通信サービスの種類によっては1時間ごと)に転送される。

また、貴省は、中央センターに転送する防災情報の項目(以下「転送項目」という。)及び内閣府防災情報システムに提供する防災情報の項目(以下「内閣府提供項目」という。)については、「国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク(平成22年2月作成)」の冊子により、管理事務所等にそれぞれ例示している。そして、データ転送装置の設置に当たっては、管理事務所等が管理受託者と協議し、地区内の対象施設を決定した後に、上記の例示された項目の中から中央センターに転送可能な観測情報を転送項目及び内閣府提供項目として選定し、それぞれデータ転送装置に登録している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、防災ネットワークは、防災ネット事業の目的に沿って適切に運用されているかなどに着眼して、21年度から29年度までの間に支出した防災ネット事業に係る事業費計25億4202万余円を対象として、貴省本省、9農政局等^(注2)におい

てデータ転送装置等の整備に係る契約書等の関係書類、防災ネットワークの運用状況に係る資料等を確認するとともに、138 地区に設置されているデータ転送装置に係る 27 年度から 29 年度までの間の稼働状況等に関する調書の提出を受け、その内容を分析するなどして会計実地検査を行った。

(注 2) 9 農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) データ転送装置等の管理が適切でないため、防災情報が中央センターへ転送されていない事態

貴省は、前記の 138 地区における対象施設並びに転送項目及び内閣府提供項目の登録状況を把握しておらず、中央センターにおいても把握する仕組みとはなっていないことから、138 地区における 29 年度末の対象施設ごとの転送項目等を前記の調書により徴取して集計したところ、各地区で同種の対象施設に係る転送項目数は区々となっており、対象施設 614 施設に係るデータ転送装置に登録された転送項目の項目数(以下「登録項目数」という。)は 3,865 項目となっていた。また、このうち内閣府提供項目の対象施設 601 施設に係る登録項目数は 738 項目となっていた。

そこで、上記 3,865 項目の転送項目について、28、29 両年度における中央センターへの転送状況を確認したところ、表 2 のとおり、上記の期間内において、地区内に設置されたデータ転送装置で転送することとしている防災情報が全て転送されていない状態(以下、この状態を「欠測」という。)が 180 日以上連続しているものが 32 地区、422 項目(うち内閣府提供項目は 32 地区、134 項目)、また、欠測を繰り返すことにより転送項目の欠測が 2 年間の累計で 365 日以上生じているものが 31 地区、343 項目(うち内閣府提供項目は 31 地区、120 項目)、純計で 35 地区、436 項目(うち内閣府提供項目は 35 地区、142 項目)見受けられた。

そして、上記 35 地区のデータ転送装置等の設置に要した費用は計 3 億 9291 万余円となっている。

表 2 欠測状況(平成 28、29 両年度)

区 分	中央センターに対して欠測が生じていたもの		左のうち内閣府提供項目に係るもの	
	地区数	項目数	地区数	項目数
(1) 平成 28、29 両年度の期間内において欠測が 180 日以上連続しているもの	32	422	32	134
(2) 28、29 両年度の期間内において欠測を繰り返すことにより転送項目の欠測が累計で 365 日以上生じているもの	31	343	31	120
純計	35	436	35	142

欠測が生じている前記の 35 地区について、それらの原因を現地に赴くなどして確認したところ、いずれも管理事務所等が自ら登録した防災情報の重要性を十分に理解していな

かったことから、データ転送装置等の不具合が生じた際に専門業者に調査を依頼するなどして根本的な原因を調査することなく、データ転送装置の再起動等の一時的な措置で対応していたり、これを放置していたりなど、機器等の管理に起因するものであった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

北陸農政局管内の西北陸土地改良調査管理事務所は、河北潟放水路潮水門に係る海水位、雨量等の転送項目5項目(うち内閣府提供項目4項目)を中央センターに転送するため、平成24年3月にデータ転送装置(事業費1312万余円)を設置して管理している。そして、24年3月の運用開始後、28年10月にデータ転送装置の電源が突然切れる状況となり、それ以降防災情報を中央センターへ転送することができなくなった。

しかし、同事務所は、原因調査を行うなどの適切な改善の方策を講ずることなくこれを放置していた。このため、河北潟地区の防災情報は、28年10月から29年10月の会計実地検査時点までの13か月間にわたり、中央センターへ転送されていない状態となっていた。

なお、29年12月に、当該データ転送装置の不具合原因を調査したところ、同事務所が雨量計のメンテナンスを怠っていたため、これが漏電したことが原因であったことが判明した。

(2) 雨量計の検定の有効期限が経過しているため、観測情報を防災情報として提供できない事態

雨量計の観測情報は、貴省が、内閣府提供項目の一つとするなど重要な防災情報であり、前記の138地区における30年3月末現在の内閣府提供項目の登録項目数738項目のうち、雨量計の観測情報は498項目となっている。

政府機関及び地方公共団体が気象の観測に使用する雨量計については、気象業務法(昭和27年法律第165号)等に基づき、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ使用してはならないなどとされており、雨量計に係る検定の有効期間は5年となっている。

しかし、119地区の247か所に設置されている雨量計について検定の有効期限を確認したところ、管理事務所等が検定の重要性を認識していなかったり、検定の有効期限を管理していなかったりしていたことなどにより、30年3月末現在で、50地区の116か所の雨量計が検定の有効期限を経過しており、このうち、検定の有効期限を経過して雨量計の観測情報を180日以上内閣府や関係市町村等に防災情報として提供することができなかったものが、(1)の事態と重複している地区(14地区の19か所)を除くと27地区の77か所(内閣府提供項目126項目)見受けられた。

そして、上記27地区のデータ転送装置等の設置に要した費用は計3億8538万余円となっている。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

関東農政局管内の管理受託者である葛西用水土地改良区等は、利根中央地区で平成24年3月に行った防災ネット事業の整備(事業費2100万円)に伴い、国営土地改良事業により設置した既存の雨量計3台の検定を同時期に受け、これらを管理している。

しかし、同土地改良区等は、雨量計の有効期限を管理していなかったため、当該雨量計3台は、いずれも29年3月に検定の有効期限を経過していた。このため、利根中央地区では29年3月から30年5月の会計実地検査時点までの1年3か月間にわたり、雨量計の観測情報を防災情報として提供できない状況となっていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

データ転送装置等の管理が適切でないため、防災情報が中央センターへ転送されていなかったり、雨量計の検定の有効期限が経過しているため、雨量計の観測情報を防災情報として提供できなかったりしている事態は、国営施設の被災や地域の被害防止・軽減を目的として防災情報を提供するという防災ネット事業の目的を十分に達成していないことから適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、管理事務所等において、転送項目等の登録等に当たり、防災ネット事業における防災情報の重要性に係る理解が十分でないことなどにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 管理事務所等がデータ転送装置により転送することになっている転送項目等やそれらの転送状況を十分に把握していないなど、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握していないこと、また、管理事務所等に対して、防災ネット事業における防災情報の重要性を周知し、データ転送装置等を適切に管理することについて指導することの必要性に係る認識が欠けていること
- イ 管理事務所等に対して、雨量計の観測情報を防災情報として活用するに当たり、気象業務法に基づく雨量計の検定の有効期限を適切に管理することの必要性についての周知が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、国営施設に係る防災情報の迅速な収集、伝達等を行うために防災ネット事業を今後も引き続き維持することとしている。

ついては、貴省において、防災ネット事業の適切な運用を図るよう次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア データ転送装置の不具合等により防災情報が転送されていない事態について、速やかに原因を調査して必要な措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)
- イ 転送項目等やそれらの転送状況等の防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、管理事務所等に対して、防災ネット事業における防災情報の重要性を周知徹底し、データ転送装置等を適切に管理するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 管理事務所等に対して、気象業務法に基づく雨量計の検定の重要性を周知徹底するとともに、対象施設に設置している雨量計の検定の有効期限を適切に管理するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

- (2) 生産した丸太の数量等を確定させるために実施する毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、集積された丸太の量に応じて毎木検知を効率的に実施できる土場について、作業量の実態を積算基準に反映させて、経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)国有林野産物等売払及管理処分業務費 (項)森林整備事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)林野庁 (項)東日本大震災復興事業費
部 局 等	林野庁、5 森林管理局、29 森林管理署等
毎木検知の概要	生産した丸太の材積の計測、樹種別区分、品等・品質の区分格付けなどを人が1本ごとに行う業務
検査の対象とした毎木検知による検知業務の請負に関する契約件数及び契約額	247 件 6 億 2270 万余円(平成 28、29 両年度)
上記のうち集積された量に応じて毎木検知を実施していた契約件数及び低減できた積算額	152 件 9690 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算について

(平成 30 年 10 月 10 日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求め

る。

記

1 事業の概要

(1) 国有林材の販売の概要

貴庁は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)等に基づき、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給することなどを目標として、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を行うこととしている。

そして、貴庁は、国有林野の産物売払規程(昭和 25 年農林省告示第 132 号)に基づき、国有林材を立木の状態で販売する立木販売又は森林管理署等が製品生産事業により立木の伐採等を行い製品(以下「丸太」という。)を生産して販売する製品販売のいずれかの方法により販売している。

(2) 毎木検知による検知業務の概要

森林管理署等は、製品販売を行う場合に、生産した丸太の数量等を確定させる検知業務を行っており、主に、一般材については、生産した丸太の材積の計測、樹種別区分、品等・品質の区分格付けなどを人が1本ごとに行う検知(以下「毎木検知」という。)又は自動選別機による検知を、低質材については、丸太をまとめて集積した状態で体積を計測する層積検知又はトラックに積んだ状態で重量計により重さを計測して体積に換算する重量検知を、それぞれ検知業務の請負者等に請け負わせるなどして実施している。上記検知業務のうち毎木検知は、素材等検知業務請負要領準則(平成4年林野業一第25号)等に基づき、検知業務の請負者が丸太の生産現場である山元土場又は生産された丸太が運搬され集積された最終土場(以下、山元土場と最終土場を合わせて「土場」という。)に赴き、それぞれの土場において、丸太1本ごとに、樹種別区分、日本農林規格に基づく丸太の長さ及び直径の測定並びに品等・品質の区分格付けを行い、これらを検知野帳に記録して、検知野帳の記載内容と丸太を照合できるように木材チョーク等で丸太の木口に直径及び品等を表示するものである。

貴庁は、検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、各森林管理局に管内の実情を加味した素材等検知業務請負要領等(以下「積算基準」という。)を定めさせており、積算基準については、実情に合わせて適宜、見直すよう指示している。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、経済性等の観点から、毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、積算基準に示された1日当たりの作業量が実態に即したものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、平成28、29両年度に四国森林管理局及び6森林管理局^(注1)の40森林管理署^(注2)等が実施した毎木検知による検知業務の請負に関する契約計247件(契約金額計6億2270万余円)を対象として、貴庁、7森林管理局及び40森林管理署等において、毎木検知の実施状況に関する調書を徴するとともに、検知業務に係る作業日報等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 6森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、九州各森林管理局

(注2) 40森林管理署等 空知、胆振東部、日高北部、留萌南部、上川中部、上川南部、根釧東部、青森、下北、三陸北部、盛岡、宮城北部、米代東部、秋田、福島、棚倉、茨城、塩那、群馬、吾妻、静岡、天竜、富山、北信、中信、木曾、飛騨、岐阜、鳥取、岡山、長崎、熊本、大分西部、大分、宮崎北部、屋久島各森林管理署、西紋別、湯沢、白河各支署、愛知森林管理事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算については、各森林管理局が定めた積算基準において、生産する丸太の数量と1日当たりの毎木検知の標準作業量から検知業務に要

する人日数を算定して、これに労務賃金を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局の積算基準においては、1日当たりの毎木検知の標準作業量について、丸太が土場に搬入された日の当日内に検知業務を行うことを前提として、1日当たりの生産現場から検知業務を行う土場までの丸太の運搬作業量と同量としたり、1日当たりの検知業務を行った後に行われる丸太の積上作業量と同量としたりして、毎木検知の作業量の調査結果に基づいて設定していなかった。また、北海道、東北、関東各森林管理局においては、積算基準の改正の時期が古いことなどから、1日当たりの毎木検知の標準作業量の調査方法や作業量を設定した根拠が残っておらず、積算基準が長期間にわたって見直されていなかった。

一方、製品生産事業については、貴庁が政策的に進めている森林作業道等の路網及び土場の整備が進むなど作業状況が変化してきている。したがって、土場に一定程度の量の丸太を集積でき、かつ、土場に搬入された日の当日内に毎木検知を行う必要がない場合には、数日分の運搬又は積上げを要する作業量について、1日で毎木検知を実施するなどすれば、1日当たりの毎木検知の作業量が増えることが見込まれる。

そこで、前記の毎木検知による検知業務の請負に関する契約247件について、森林管理署等を通じて、検知業務の請負者による毎木検知の実施頻度を調査したところ、四国、九州両森林管理局における契約32件については、実際に丸太が土場に搬入された日の当日内に検知業務を行わせていたが、残りの北海道、東北、関東、中部、近畿中国各森林管理局(以下「5森林管理局」という。)の34森林管理署等における契約215件のうち、29森林管理署等^(注3)における契約152件については、一定程度の量の丸太が集積できる土場等の場合には、検知業務を丸太が土場に搬入された日の当日内に行っておらず、一定程度の量の丸太が土場に集積されてから数日分をまとめて適時に行うなど、集積された丸太の量に応じて効率的に毎木検知を行っていた。そして、集積された丸太の量に応じて毎木検知が実施されていた検知業務について、森林管理署等を通じて、作業日報、検知業務の請負者からの聴取等により把握した実際に検知業務に要した人日数をみると、表のとおり、5森林管理局が定めた積算基準に示された標準作業量を基に算出された人日数の22.1%から89.5%(5森林管理局の平均74.0%)となっていた。

そこで、上記の152件について、上記の調査で把握した作業量の平均値を標準作業量とみなして毎木検知による検知業務の請負に係る費用を試算すると、表のとおり、28、29両年度の積算額はそれぞれ28年度計1億5415万余円、29年度計1億2088万余円となり、29森林管理署等が積算していた積算額28年度計2億1052万余円、29年度計1億6148万余円は、28年度計約5630万円、29年度計約4050万円、合計約9690万円が低減できたと認められる。

(注3) 29森林管理署等 空知、胆振東部、日高北部、上川中部、上川南部、根釧東部、下北、盛岡、宮城北、福島、棚倉、茨城、塩那、群馬、吾妻、静岡、天竜、富山、北信、中信、木曾、飛騨、岐阜、鳥取、岡山各森林管理署、西紋別、湯沢、白河各支署、愛知森林管理事務所

表 5 森林管理局における毎木検知の実施状況及び毎木検知による検知業務の請負に係る費用の試算額
(平成 28、29 両年度) (単位：件数、人日、%、千円)

森林管理局名	森林管理署等数	当局の積算状況				実際の作業状況		修正計算	
		年 度	契約件数	標準作業量を基に算定した毎木検知に要する人日数	毎木検知に係る費用の積算額	検知業務請負業者からの聴取等により把握した実際に検知業務に要した人日数	標準作業量を基に算出した人日数に対する実際の人日数の割合	実態の作業量を用いて積算した毎木検知に係る費用の積算額	低減できた積算額
				(A)	(B)	(C)	(C)/(A)	(D)	(B)-(D)
北海道	7	平成 28 年度	33	3,648.5	80,163	3,082.3	88.6	71,325	8,837
		29 年度	23	2,373.2	53,843	2,254.3		47,636	6,207
		計	56	6,021.7	134,006	5,336.6		118,961	15,044
東 北	4	28 年度	10	720.2	15,998	538.0	86.6	13,564	2,434
		29 年度	7	390.3	8,471	424.0		7,956	515
		計	17	1,110.5	24,469	962.0		21,520	2,949
関 東	9	28 年度	23	1,459.4	39,501	1,267.5	89.5	35,495	4,006
		29 年度	25	1,420.0	38,225	1,310.0		34,339	3,886
		計	48	2,879.4	77,727	2,577.5		69,834	7,893
中 部	7	28 年度	9	1,952.8	52,298	818.0	54.6	28,628	23,669
		29 年度	8	1,996.2	53,282	1,339.0		29,215	24,067
		計	17	3,949.0	105,580	2,157.0		57,843	47,737
近畿中国	2	28 年度	10	1,007.7	22,567	234.0	22.1	5,137	17,430
		29 年度	4	339.6	7,663	64.0		1,743	5,920
		計	14	1,347.3	30,231	298.0		6,880	23,350
合 計	29	28 年度	85	8,788.6	210,528	5,939.8	平均 74.0	154,150	56,377
		29 年度	67	6,519.3	161,486	5,391.3		120,889	40,596
		計	152	15,307.9	372,014	11,331.1		275,040	96,974

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例〉

中部森林管理局飛騨森林管理署は、同署が指定する土場において、毎木検知等による検知業務について、平成 29 年度に、一般競争契約により契約を締結して、A 社に請け負わせて実施している。そして、同署は、毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たっては、同局が制定した積算基準に基づき、毎木検知の 1 日当たりの標準作業量(丸太の積上作業の 1 日当たりの作業量と同量)28.4m³/日、丸太の数量 13,921.9m³などから、検知業務に要する人日数を 497.4 人日と算出し、毎木検知に係る費用を 1408 万余円と積算していた。

しかし、上記契約の業務実施箇所の土場は広大であり、数日分の搬入量の丸太を集積しておくことが可能であることなどから、実際には、同署は、A 社に土場の作業や販売契約に支障が生じない範囲で、数日分の搬入量の丸太の毎木検知を 1 日にまとめて実施させており、A 社は、上記の数量 13,921.9m³の毎木検知を 116 人日で実施していて、積算基準に示された標準作業量を基に算出した人日数 497.4 人日と比べて少なくなっていた。

同様に、同局管内で実施した毎木検知のうち、森林管理署等が数日分の搬入量の丸太の毎木検知を 1 日にまとめて実施させていた検知業務の請負に係る契約について、作業日報、検知業務の請負者から聴取等により実際に要した作業量を調査したところ、延べ 10 万 4947.0m³の毎木検知を延べ 2,157.0 人日で実施しており、これから計算される 1 人日当たりの作業量 48.6m³を、数日分の搬入量の丸太を 1 日にまとめて毎木検知を実施することが可能な土場における実態に即した標準作業量とみなして、前記の毎木検知に係る検知業務の請負に係る費用の積算額を試算すると、811 万余円となり、前記の積算額 1408 万余円を約 590 万円低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、5森林管理局が定めた積算基準が実態に即しておらず、経済的なものとなっていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、5森林管理局において毎木検知による検知業務の実態を把握して、これを積算基準に反映させて作業状況の変化等に応じた積算を行うことについての理解が十分でないこと、貴庁において5森林管理局に対して、集積された丸太の量に応じて毎木検知を効率的に実施できる土場において検知業務の実態を把握して、これを積算基準に反映させて経済的な積算を行うことの必要性についての指示が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴庁は、今後も引き続き、生産した丸太の数量等を確定するために、毎木検知による検知業務を実施していくことが見込まれている。

については、貴庁において、5森林管理局に対して、毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、集積された丸太の量に応じて毎木検知を効率的に実施できる土場について、毎木検知に要する作業量の実態を把握して、これを積算基準に反映させて、経済的な積算を行わせるよう是正改善の処置を求める。

- (3) 農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度について、土地改良区に対して国庫納付対象額の算定を手引に従った会計処理により適切に行うよう指導するなどするよう是正改善の処置を求め、並びに湯水準備引当金を発電施設運営経費から除外するよう改善の処置を要求し及び建設改良積立金を更新等事業費に充当する場合の取扱い、発電施設運営経費とする範囲等を見直すなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費 (項)農山漁村地域整備事業費 等
部 局 等	農林水産本省 直轄事業 東北農政局 補助事業等 北陸、中国四国両農政局
事業及び補助等の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)等、予算補助
事業主体	直轄事業 東北農政局 補助事業等 新潟、富山、石川、岡山各県、五城土地改良区 計 6事業主体
補助事業等 事業及び補助事業等の概要	農山漁村地域整備交付金等 農村における地域資源の潜在力を活用した再生可能エネルギーの利用を促進し、土地改良施設の維持管理費の負担等を低減するもの

国庫納付額算定の前提となる発電施設運営経費の妥当性が確認できない8施設に係る事業費の計	106億7061万余円(平成27年度末)
上記に対する国庫負担額及び国庫補助金額の計	60億1692万円(背景金額)
国庫納付制度における取扱いを見直すべき渇水準備引当金に係る6施設の引当金残高	1億3315万余円(平成27年度末)
上記に対して国の負担割合等を乗じて算出した国費相当額(1)	7610万円
国庫納付制度における取扱いを見直すべき建設改良積立金に係る8施設の積立金残高	13億6215万余円(平成27年度末)
上記に対して国の負担割合等を乗じて算出した国費相当額(2)	7億8232万円
(1)及び(2)の計	8億5842万円

【是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度の運用について

(平成30年9月3日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 農業農村整備事業等における小水力発電施設の整備等の概要

貴省は、農村における地域資源の潜在力を活用した再生可能エネルギーの利用を促進し、土地改良施設の維持管理費の負担等を低減するために、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)等に基づき、昭和58年度以降、国営かんがい排水事業、地域用水環境整備事業等の農業農村整備事業等により小水力発電施設等の導入を図っている。小水力発電施設の整備に当たっては、国営かんがい排水事業等の法に基づく国の直轄事業として、国が都道府県、市町村(以下、これらを合わせて「都道府県等」という。)、土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)等に事業費の一部を負担させて整備するほか、都道府県等又は土地改良区が事業主体となって地域用水環境整備事業等の国庫補助事業として整備する場合に、事業の実施に要する経費の一部を補助している。

そして、小水力発電施設においては、発電した電気を電力会社に供給する事業(以下「発電事業」という。))が行われており、その整備数は、平成23年度末で27施設であったが、再生可能エネルギーの利用促進を目的に24年7月に固定価格買取制度が開始されて以降増加して、27年度末は75施設となっている。このうち、国の直轄事業として整備された発電施設(以下「直轄事業施設」という。))は20施設で、これらに係る国庫負担額(事業費に係る国の支出額のうち都道府県等及び土地改良区の負担により充当される金額を除いた額。以下「国庫負担額」という。))は計75億0259万余円、国庫補助事業として整備された発電施設(以下「補助事業施設」という。))は55施設で、これらに係る国庫補助金額は計132億7930万余円となっている。

(注1) 固定価格買取制度 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)等に基づき、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で買い取るなどする制度

直轄事業施設については、貴省が法等に基づく管理委託に係る協定により、発電施設の管理を都道府県等又は土地改良区に委託している。一方、補助事業施設については、事業主体である都道府県等又は土地改良区が自ら管理を行うほか、事業主体である一部の都道府県等が管理委託に係る協定により土地改良区に管理を委託するなどしている(以下、発電施設を管理する者を「発電施設管理者」といい、管理委託に係る協定に基づき管理を受託した者を「管理受託者」という。))。そして、上記75施設のうち、8割に当たる60施設については、土地改良区が自ら又は管理受託者となって発電施設の管理を行っている。

また、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)に基づき、管理受託者は受託に係る発電施設の管理に必要な費用を負担することとされており、受託に係る発電施設の売電収入等は管理受託者に帰属することとなっている。

(2) 小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度の概要

小水力発電施設のうち補助事業施設を管理する発電施設管理者は、「国の補助に係る土地改良事業における水力発電施設の取扱いについて」(昭和58年5月23日付け58構造D第403号構造改善局長通知)等により、売電収入等の収益が発電に関する管理運営に必要な費用(以下「発電施設運営経費」という。))及び発電施設管理者が管理する発電施設以外の土地改良施設の操作に必要な費用(以下「土地改良施設維持管理費」という。))の合計額を上回る場合において、その差額(以下「国庫納付対象額」という。))に国庫補助事業の実施に係る国の補助率を乗じた額(以下「国庫納付額」という。))を国庫に納付することとされている。そして、国庫納付額の算定に当たっては、その基礎資料として、地方公共団体の経営する企業のうち地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用を受ける電気事業(以下「公営電気事業」という。))の会計処理に準じて、複式簿記方式による貸借対照表及び損益計算書(以下、これらを合わせて「計算書」という。))を発電施設管理者が作成することとされている。

また、貴省は、直轄事業施設についても、管理受託者に補助事業施設に準じて発電事業の会計経理を行わせ、国庫納付対象額が生ずる場合は、これに直轄事業施設に係る国の負担割合を乗じた額を国庫に納付させることとしている。

(3) 国庫納付の算定に係る土地改良区の会計処理等の概要

土地改良区は、法に基づいて設立された公共法人であり、貴省は、土地改良区会計基準（平成23年4月1日付け22農振第2410号農村振興局長通知）や「小水力発電施設の管理に係る発電事業会計（複式簿記）の手引」（平成24年3月農村振興局水資源課作成。以下「手引」という。）を作成して、土地改良区に対して複式簿記方式による会計処理の方法について指導を行い、国庫納付対象額の算定に当たっては原則として手引に従って行うこと、土地改良区会計基準のみでは処理できない部分については公営電気事業の会計処理に基づいて行うことなどとしている。

前記のとおり、国庫納付対象額は、売電収入等の収益が発電施設運営経費及び土地改良施設維持管理費の合計額を上回る場合のその差額とされている。手引によれば、発電施設運営経費は、発電事業に要する人件費、施設修繕費、事務費、減価償却費、修繕や湧水に備える引当金の繰入額等の費用（以下、これらを「発電施設の維持管理に係る総費用」という。）のほか、将来生ずる可能性がある特定の目的に支出するために、公営電気事業に準じて、未処分利益剰余金から任意に積み立てられる利益積立金、災害準備積立金及び建設改良積立金（以下、これらを合わせて「発電事業積立金」という。）の積立額から成るとされている。また、売電収入を充当できる土地改良施設維持管理費は、土地改良施設の維持管理に要する人件費、修繕費、定期点検費等から成るとされている。

なお、売電収入を充当できる土地改良施設維持管理費の範囲は、従前は発電施設との共用施設に係るものに限られていたが、貴省は、固定価格買取制度の開始を契機として小水力発電の活用を更に促進するとの観点から、23年10月に、その範囲を土地改良区が管理する土地改良施設全体に係るものに拡大した。

そして、国庫納付対象額の算出に当たっては、手引において、発電事業に係る売電収入等の総収益から発電施設の維持管理に係る総費用及び土地改良施設維持管理費への充当額を差し引いて未処分利益剰余金を算出し、その範囲内で積み立てた発電事業積立金の金額を未処分利益剰余金から差し引くこととされている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

前記のとおり、固定価格買取制度の開始等を契機として小水力発電施設は近年増加しており、農業農村整備事業等により整備された小水力発電施設に係る国庫負担額及び国庫補助金額は、いずれも多額なものとなるなどしている。

そこで、本院は、合规性、経済性等の観点から、小水力発電施設に係る国庫納付対象額の算定が適切に行われているか、国庫納付制度の仕組みは適切に機能しているかなどに着眼して、小水力発電施設75施設のうち、土地改良区が発電施設管理者として27年度に売電を行っている50施設（国庫負担額計65億6870万余円、国庫補助金額計102億1365万余円）を対象として、貴省本省、^(注2)4農政局、^(注3)16県等において、小水力発電施設の運営に関する資料等を確認するとともに、上記の50施設を管理している46土地改良区における発電事業の運営状況に関して調書の提出を受け、その内容を分析するなどして会計実地検査を行った。

（注2） 4農政局 東北、北陸、近畿、九州各農政局

（注3） 16県 青森、新潟、富山、石川、福井、静岡、三重、兵庫、和歌山、岡山、広島、徳島、福岡、大分、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

土地改良区は、国庫納付額の算定に当たり、前記のとおり、計算書を作成することとされているが、貴省は、国庫納付額が生ずる場合等を除き、計算書等により発電事業の運営状況を把握することとはしていなかった。

そこで、本院は、前記の調書により、前記の50施設に係る27年度の計算書に計上された発電事業に係る収入等の状況を検査して、その計数等を集計したところ、売電収入額は、直轄事業施設(15施設)が計10億0620万余円、補助事業施設(35施設)が計17億7349万余円、合計(50施設)で27億7969万余円となっていた。そして、このうち1施設当たりの27年度の売電収入が1億円以上で単独の土地改良区が管理している発電施設が8施設(東北農政局管内3施設、北陸農政局管内4施設及び中国四国農政局管内1施設)あり、それらを管理している7土地改良区^(注4)における発電施設の運営状況等をみたところ、次のような状況となっていた。

(注4) 7土地改良区 馬淵川沿岸、安積疏水、会津宮川、五城、小矢部川上流用水、手取川七ヶ用水、吉井川下流各土地改良区

(1) 7土地改良区の8施設における整備及び発電事業の実施状況

上記8施設のうち、直轄事業施設の3施設については東北農政局が、補助事業施設の5施設のうち4施設については富山、石川、岡山各県が、残りの1施設については新潟県及び五城土地改良区が、それぞれ事業主体となって整備しており、8施設の事業費計106億7061万余円に対して、国庫負担額及び国庫補助金額の計は60億1692万余円となっている。そして、直轄事業施設に係る国の負担割合は3分の2又は7割となっており、補助事業施設に係る補助率は2分の1となっている(以下、直轄事業に係る国の負担割合と補助事業に係る補助率とを合わせて「国の負担割合等」という。)。一方、事業費に占める土地改良区の負担額の割合(以下「土地改良区負担率」という)は、直轄事業施設が0%から16.3%、補助事業施設が15.0%から30.0%となっている。

また、発電事業による1kWh当たりの売電単価の状況について、固定価格買取制度の適用を受けている27年度の売電単価をその適用前の売電単価と比較すると、最も低いものでも2.4倍(新田原井堰発電所)に上昇している。これは、固定価格買取制度においては、再生可能エネルギーの利用を促進するために、政策的に電源ごとの買取価格及び買取期間が設定されていることなどによるものである(表1参照)。

表1 7土地改良区の8施設における整備及び発電事業の概要

発電施設名	土地改良区名	施設種別	事業費 (千円)	(国の負担割合等(%) 国庫負担額 又は国庫補助金額 (千円)	(土地改良区負担率(%) 土地改良区 の負担額 (千円)	平成27年度 における売 電収入額 (千円)	27年度にお ける売電単 価 (円/kWh)	固定価格買取 制度適用前の 売電単価 (円/kWh)
大志田ダム 発電所	馬淵川沿岸 土地改良区	直轄事業 施設	2,056,843	(70.0) 1,439,790	(0) —	134,024	30	7.0
安積疏水管 理用発電所	安積疏水土 地改良区	直轄事業 施設	1,136,359	(66.7) 757,573	(16.3) 185,567	182,252	24	9.1
新宮川ダム 発電所	会津宮川土 地改良区	直轄事業 施設	404,278	(70.0) 282,994	(1.1) 4,544	124,917	24	9.0
五城発電所	五城土地改 良区	補助事業 施設	1,708,990	(50.0) 854,495	(22.5、30.0) 453,492	155,684	24	9.5
白中発電所	小矢部川上 流用水土地 改良区	補助事業 施設	492,663	(50.0) 246,331	(15.0) 73,899	126,987	29	10.0
山田新田用 水発電所	同上	補助事業 施設	536,736	(50.0) 268,368	(15.0) 80,510	76,084	29	—
七ヶ用水発 電所	手取川七ヶ 用水土地改 良区	補助事業 施設	1,372,933	(50.0) 686,466	(25.0) 343,233	109,328	29	10.0
新田原井堰 発電所	吉井川下流 土地改良区	補助事業 施設	2,961,811	(50.0) 1,480,905	(25.0) 740,452	280,913	24	9.7
計			10,670,613	6,016,922	1,881,697	1,190,189		

(注) 補助事業施設5施設のうち、五城発電所は、新潟県及び五城土地改良区がそれぞれ事業主体となっており、異なる二つの国庫補助事業により整備されており、新潟県が事業主体として整備した分については五城土地改良区に譲与されている。五城土地改良区を除く4施設は、富山、石川、岡山各県が事業主体となって整備して土地改良区に譲与されている。

次に、7土地改良区の8施設における27年度の発電事業の収支の状況をみると、売電収入、預金利息等を含む総収益から発電施設の維持管理に係る総費用を差し引いた金額(以下「売電利益」という。)の総収益に占める割合は63.2%から75.6%、8施設全体で70.3%となっている。そして、売電利益はいずれも土地改良施設維持管理費及び発電事業積立金に全額充当されており、このうち売電利益に占める発電事業積立金の積立額の割合は0%から96.5%、8施設全体で64.5%となっている(表2参照)。

表2 7土地改良区の8施設における発電事業の収支の状況(平成27年度) (単位:千円、%)

発電施設名	土地改良区名	総収益 (A)	発電施設の維持管理に係る総費用 (B)	売電利益 (C=A-B)	総収益に占める売電利益の割合 (D=C/A)	土地改良施設維持管理費 (E)	発電事業積立金の積立額 (F)	売電利益に占める発電事業積立金の積立額の割合 (G=F/C)
大志田ダム発電所	馬淵川沿岸土地改良区	118,766	39,110	79,655	67.0	29,934	49,721	62.4
安積疏水管理用発電所	安積疏水土地改良区	182,252	54,663	127,588	70.0	87,430	48,754	38.2
新宮川ダム発電所	会津宮川土地改良区	117,585	39,686	77,898	66.2	77,898	—	0
五城発電所	五城土地改良区	141,230	51,877	89,352	63.2	21,424	67,927	76.0
白中発電所	小矢部川上流用水土地改良区	127,355	32,629	94,725	74.3	10,000	84,725	89.4
山田新田用水発電所	山田新田用水土地改良区	76,238	19,022	57,216	75.0	2,000	55,216	96.5
七ヶ用水発電所	手取川七ヶ用水土地改良区	109,563	35,235	74,327	67.8	45,117	29,209	39.2
新田原井堰発電所	吉井川下流土地改良区	247,763	60,248	187,514	75.6	13,895	173,618	92.5
計		1,120,754	332,475	788,279	70.3	287,701	509,174	64.5

(注) 計数は、各土地改良区の計算書に基づいて計上している。

このように、7土地改良区の8施設においては、固定価格買取制度の開始を契機に既存の小水力発電施設に係る売電単価が上昇し、これに伴う売電利益の全額が土地改良施設維持管理費や発電事業積立金の積立額に充当されている状況が見受けられた。そして、7土地改良区の8施設を含めた全ての小水力発電施設において、売電利益が国庫に納付された実績は30年3月末まで全くない状況となっていた。

そこで、7土地改良区について内部留保等の状況をみることとし、減価償却累計額、^(注5) 渴水準備引当金及び発電事業積立金について集計したところ、表3のとおり、27年度末で計26億4859万余円と多額に上っていた。

(注5) 渴水準備引当金 渴水により計画発電量を下回ったため売電収益が減少した場合において、その収益の減少又は費用の増加に対して、経理の変動を防止するための引当金

表3 7土地改良区の8施設における減価償却累計額、濁水準備引当金残高及び発電事業積立金残高の状況(平成27年度末) (単位:千円)

発電施設名	土地改良区名	減価償却累計額	濁水準備引当金	発電事業積立金				引当金、積立金等の合計
				計	利益積立金	災害準備積立金	建設改良積立金	
大志田ダム発電所	馬淵川沿岸土地改良区	—	14,035	335,676	16,569	—	319,107 限度額設定なし	349,711
安積疏水管理用発電所	安積疏水土地改良区	91,260	21,377	248,857	14,190	12,400 限度額設定なし	222,267 限度額設定なし	361,494
新宮川ダム発電所	会津宮川土地改良区	16,891	15,779	12,147	—	10,234 限度額設定なし	1,913 限度額設定なし	44,817
五城発電所	五城土地改良区	340,274	18,589	192,160	12,863	—	179,297 (4,567,216)	551,023
臼中発電所	小矢部川上流用水土地改良区	84,853	17,336	401,381	—	5,000 (20,000)	396,381 (1,071,400)	503,570
山田新田用水発電所		10,538	—	102,017	—	5,000 (15,000)	97,017 (1,355,800)	112,555
七ヶ用水発電所	手取川七ヶ用水土地改良区	145,287	—	101,236	5,061	—	96,175 (400,000)	246,523
新田原井堰発電所	吉井川下流土地改良区	362,111	46,040	70,755	20,755	—	50,000 (50,000)	478,906
計		1,051,214	133,156	1,464,229	69,438	32,634	1,362,157	2,648,599

注(1) 災害準備積立金及び建設改良積立金の各欄は上段が積立金残高、下段が積立金限度額である。

注(2) 大志田ダム発電所は土地改良区の事業費の負担がないため、減価償却費を計上していない。

(2) 7土地改良区の8施設における国庫納付対象額の算定に係る会計処理

ア 減価償却費の算定の基礎となる固定資産台帳の作成状況

7土地改良区における27年度末の減価償却累計額は、表3のとおり、6土地改良区の7施設で計10億5121万余円となっている。そして、手引によれば、発電施設管理者である土地改良区は、減価償却費の算定の基礎となる発電施設の取得価額、構造及び用途、供用開始年月等を固定資産台帳により整理することとされている。

しかし、上記の7施設について確認したところ、いずれも固定資産台帳が作成されておらず、これらの7施設に係る減価償却費(27年度末の減価償却累計額計10億5121万余円)は、減価償却費の算定の基礎となる取得価額の妥当性が確認できない状況となっていた。

イ 発電事業積立金の積立金限度額の設定状況

発電事業積立金のうち、7土地改良区における災害準備積立金及び建設改良積立金の27年度末残高は、表3のとおり、災害準備積立金については3土地改良区の4施設で計3263万余円、建設改良積立金については7土地改良区の8施設で計13億6215万余円となっている。そして、手引によれば、公営電気事業に準じて、災害準備積立金については落雷等の災害による不時の損失に備えるために過去の被災実績等を勘案した必要額を、また、建設改良積立金については、将来の発電施設の改良・更新(以下「更新等」という。)に備えるために更新等に要する経費(以下「更新等事業費」という。)の総額を、それぞれ適切に見積もり、各見積額の範囲内で土地改良区における総会等の議決を経た積立金限度額を限度として積み立てることができるとされている。

しかし、上記の積立金限度額の設定状況をみたところ、災害準備積立金については2

土地改良区の2施設、建設改良積立金については3土地改良区の3施設において、過去の被災実績等を勘案した必要額又は更新等事業費の総額を見積もるなどして積立金限度額が設定されておらず、災害準備積立金(27年度末残高計2263万余円)及び建設改良積立金(27年度末残高計5億4328万余円)は、積立額の妥当性を確認できない状況となっていた(発電施設ごとの設定状況については表3参照)。

ア及びイのとおり、減価償却費並びに災害準備積立金及び建設改良積立金の積立額について、国庫納付対象額の算定に係る会計処理が手引に示された手続に従って行われておらず、発電施設運営経費の妥当性が確認できない状況が8施設(事業費計106億7061万余円、国庫負担額及び国庫補助金額計60億1692万余円)において見受けられた。

(3) 小水力発電施設の国庫納付制度における渇水準備引当金及び建設改良積立金の取扱い

ア 渇水準備引当金

貴省は、渇水による売電収入の減少に伴い、土地改良施設維持管理費に充当する売電利益が減少した場合に、土地改良施設維持管理費等の財源として土地改良区の組合員から徴収する賦課金に影響が生ずることを緩和するために、渇水準備引当金を公営電気事業に準じて計上できることとしている。そして、手引によれば、渇水準備引当金は、渇水準備引当金に関する省令(昭和40年通商産業省令第56号)を参考として定めた算定方法により算定した額を引き当てることとされている。

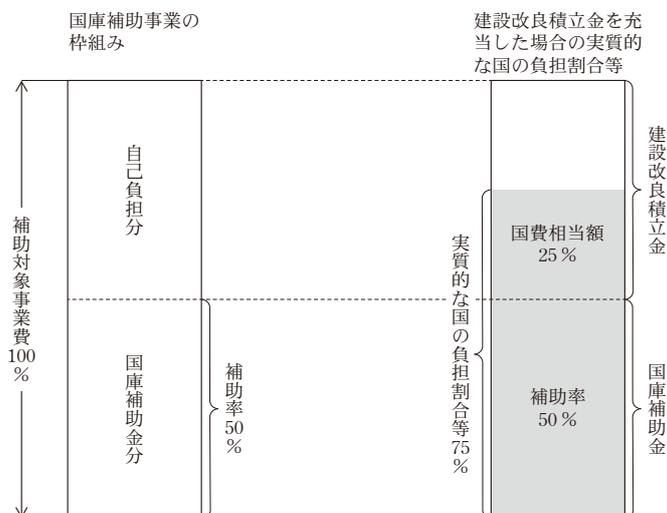
しかし、公営電気事業においては、23年に行われた地方公営企業会計基準の見直しに伴って引当金の要件が明確にされ、渇水準備引当金は26年度決算から計上を認めないこととされている。

したがって、渇水準備引当金については、発電施設運営経費から除外するよう見直す必要があると認められる。そして、前記の8施設のうち渇水準備引当金を計上している6施設に係る渇水準備引当金の27年度末残高は計1億3315万余円であり(表3参照)、これに国の負担割合等を乗じて国費相当額を算出すると7610万余円となる。

イ 建設改良積立金

貴省は、将来にわたって安定した発電を継続するために、発電施設の更新等に当たり、予算の制約等により国庫補助事業等を活用できない場合等も考慮して、土地改良区の判断により更新等事業費の総額までを積立金限度額として建設改良積立金を積み立てることができることとしている。一方、建設改良積立金には実質的な国の負担となる国費相当額が含まれており、国庫補助事業等により発電施設の更新等を行う場合は、建設改良積立金を事業費の自己負担分に充当できることとしていることから、図のとおり、発電施設の更新等に係る実質的な国の負担割合等が国庫補助事業の補助率を上回るようになってきている。このように、建設改良積立金は、国庫補助事業に等しい財政援助効果があることから、農業農村整備事業等の枠組みにおける公平性を損なうおそれがある。

図 国庫補助事業の自己負担分に建設改良積立金を充当した場合の実質的な国の負担割合等の概念図(補助率 50% の場合)



また、建設改良積立金は、前記のとおり、国庫補助事業を活用できない場合等も考慮して積み立てることができることとされているが、法等に基づく土地改良施設の整備等に係る直轄事業や国庫補助事業における土地改良区の負担の実状に鑑みれば、土地改良区においてあらかじめ更新等事業費の総額を積み立てる必要性は低いと認められる。さらに、積み立てに当たっては、発電施設の耐用年数(コンクリート造建物 38 年、構築物 30 年及び水力発電設備 20 年)が構造及び用途ごとに異なることから、それぞれの更新時期に応じて資金需要も異なるが、建設改良積立金が、発電施設の更新等に要する資金の必要額や必要となる時期を勘案して計画的に積み立てられていない状況が見受けられる(表 4 参照)。このように、国費相当額が含まれている建設改良積立金を発電施設の更新等に要する資金需要を勘案することなく積み立てることができる状況になっており、土地改良区が不要不急の余裕資金を保有することになるおそれがある。

表4 7土地改良区の8施設における建設改良積立金の状況(平成27年度末)

発電施設名	土地改良区名	建設年月	事業費 (千円) (A)	(国の負担割合等(%) 国庫負担額 又は国庫補助金額 (千円))	(土地改良区負担率(%) 土地改良区 の負担額 (千円))	積立金限度額 (千円)	積立金残高 (千円) (B)	事業費に占める積立金残高割合 (C=B/A)
大志田ダム発電所	馬淵川沿岸土地改良区	平成21.3	2,056,843	(70.0) 1,439,790	(0) —	設定なし	319,107	15.5%
安積疎水管理用発電所	安積疎水土地改良区	16.4	1,136,359	(66.7) 757,573	(16.3) 185,567	設定なし	222,267	19.5%
新宮川ダム発電所	会津宮川土地改良区	16.3	404,278	(70.0) 282,994	(1.1) 4,544	設定なし	1,913	0.4%
五城発電所	五城土地改良区	12.3	1,708,990	(50.0) 854,495	(22.5, 30.0) 453,492	4,567,216	179,297	10.4%
白中発電所	小矢部川上流用水土地改良区	10.11	492,663	(50.0) 246,331	(15.0) 73,899	1,071,400	396,381	80.4%
山田新田用水発電所		25.3	536,736	(50.0) 268,368	(15.0) 80,510	1,355,800	97,017	18.0%
七ヶ用水発電所	手取川七ヶ用水土地改良区	16.3	1,372,933	(50.0) 686,466	(25.0) 343,233	400,000	96,175	7.0%
新田原井堰発電所	吉井川下流土地改良区	15.3	2,961,811	(50.0) 1,480,905	(25.0) 740,452	50,000	50,000	1.6%

(注) 五城発電所、白中発電所及び山田新田用水発電所の積立金限度額は、発電施設以外の土地改良施設の更新等に要する経費を含めるなどして更新等事業費の総額を上回って設定されている。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

小矢部川上流用水土地改良区は、平成10年度に県営かんがい排水事業(国庫補助事業)として富山県が整備した白中発電所を同年12月に同県から譲与されている。また、同土地改良区は、24年度に地域用水環境整備事業(国庫補助事業)として富山県が整備した山田新田用水発電所を25年3月に同県から譲与されている。

上記のうち山田新田用水発電所の建設改良積立金について、同土地改良区は25年度分を3075万円、26年度分を6626万余円それぞれ積み立てたことから、27年度末の積立金残高9701万余円の事業費に対する割合は稼働開始から実質2か年で18.0%となっており、更新時期を考慮した計画的な積立てとなっていない。また、白中発電所及び山田新田用水発電所の積立金限度額10億7140万円及び13億5580万円は、更新等事業費の総額5億9300万円及び5億1000万円に発電施設以外の土地改良施設の更新等に要する経費を含めたものとなっており、積立金限度額の設定に係る会計処理が適切ではない。

なお、会計実地検査時点において、両発電所における具体的な発電施設の更新計画は作成されていなかった。

したがって、建設改良積立金については、農業農村整備事業等の制度の枠組みと整合しつつ、発電施設の更新等に要する資金需要を勘案した計画的な積立てがなされるよう、これを更新等事業費に充当する場合の取扱い、発電施設運営経費とする範囲等を適切に見直す必要があると認められる。そして、前記の8施設に係る建設改良積立金の27年度末残高は13億6215万余円であり(表3参照)、これに国の負担割合等に乗じて国費相当額を算出すると7億8232万余円となる。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

7 土地改良区の国庫納付額算定の前提となる発電施設運営経費の妥当性が確認できない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、渇水準備引当金の取扱いについて公営電気事業に準ずるなどした見直しが行われていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。さらに、建設改良積立金の財政援助効果により農業農村整備事業等の枠組みにおける公平性を損なうおそれがあったり、建設改良積立金が発電施設の更新等に要する資金需要を勘案して計画的に積み立てられていなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、発電施設管理者である土地改良区において手引の内容の理解が十分でなく、国庫納付対象額の算定に係る会計経理を手引に従って適切に行うことの重要性に対する理解が十分でないことなどにもよるが、貴省において次のことなどによると認められる。

- ア 国庫納付対象額の算定の基礎となる発電施設の運営に係る収支、会計処理等の土地改良区の発電事業に係る運営状況を適時適切に把握していないこと
- イ 固定価格買取制度の開始や地方公営企業会計基準の見直し等の発電事業を取り巻く社会経済情勢の変化等に応じて国庫納付制度を適時適切に見直すことの重要性についての理解が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

貴省は、法等に基づき、小水力発電施設等の整備を今後も引き続き実施することとしていることから、引き続き農業農村整備事業等を適正に実施していくとともに、近年の国の厳しい財政状況に鑑み、国庫納付制度について事業の目的に沿った適切な運用を図っていく必要がある。

ついては、貴省において、次のとおり是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

- ア 発電事業に係る運営状況を適切に把握して、必要に応じた指導ができる体制を整備し、土地改良区に対して、国庫納付対象額の算定を手引に従った会計処理により適切に行うよう指導すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 渇水準備引当金については、公営電気事業に準ずるなどして発電施設運営経費から除外するよう見直すこと(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)
- ウ 建設改良積立金については、農業農村整備事業等の制度の枠組みと整合しつつ、発電施設の更新等に要する資金需要を勘案した計画的な積立てがなされるよう、これを更新等事業費に充当する場合の取扱い、発電施設運営経費とする範囲等を見直すこと。そして、渇水準備引当金及び建設改良積立金の見直しにより過大に引き当て又は積み立てた金額が算出される場合は、当該算出額に係る国費相当額について、国庫納付を含めた国の負担の軽減に資する方策を講ずること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

- (4) 農山漁村の活性化のための事業の実施に当たり、活性化計画目標が達成されていない場合に原因分析等を行い、事業の運営等の改善について検討を行うよう指導するとともにその仕組みを設けたり、活性化計画目標が事業等により実現しようとする法律の目的と適切に対応しているかなどについて確認するよう指導するとともに適切に審査することとしたりして、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したものの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農山漁村活性化対策費
部 局 等	農林水産本省、7 農政局等
補助の根拠	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成 19 年法律第 48 号)
補助事業者	23 都道府県、190 市町村
事業主体	635 事業主体
交付金	農山漁村振興交付金(平成 27 年度以前は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)
交付金の概要	農山漁村の活性化を図るために、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進を支援するもの
活性化計画目標が達成されていないのに、その原因分析等が行われていない活性化計画数、活性化事業数及び事業費	48 計画、75 事業 56 億 1084 万余円(平成 19 年度～28 年度)
上記に対する交付金交付額(1)	27 億 3640 万円
活性化計画目標が活性化事業等により実現しようとする法律の目的と適切に対応していない活性化計画数、活性化事業数及び事業費	29 計画、60 事業 61 億 7548 万余円(平成 19 年度～27 年度)
上記に対する交付金交付額(2)	30 億 6692 万円
(1)及び(2)の計	58 億 0332 万円(背景金額) (平成 19 年度～28 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

農山漁村の活性化のために実施された事業の達成状況の評価等について

(平成 30 年 10 月 22 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 農山漁村の活性化のために実施される事業の概要

貴省は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号。以下「法」という。)等に基づき、農山漁村の活性化を図るために、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進する施策を推進している。

法によれば、都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という。)は、単独で又は共同して、当該都道府県等の区域内の地域であって、当該地域において定住等及び地域間交流を促進することが農山漁村の活性化にとって有効かつ適切であると認められるものなどについて、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成することができることとされている。そして、国は、活性化計画を作成した都道府県等(以下「計画主体」という。)が、活性化計画に基づく事業(以下「活性化事業」という。)等の実施をしようとするときは、その実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができることとされている。

そこで、貴省は、活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした取組を支援するために、活性化事業を実施する計画主体に対して、農山漁村振興交付金(平成27年度以前は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金。以下、これらを合わせて「交付金」という。)を交付している。そして、交付を受けた計画主体は、活性化事業を実施する農林漁業団体等(以下「事業主体」という。)に交付金を配分している。

農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等によれば、活性化事業の対象は、「定住等の促進」及び「地域間交流の促進」という法の二つの目的に応じて区分されており、それぞれに対応した活性化事業が定められている。「定住等の促進」を目的とした活性化事業としては、農業用排水施設、農林水産物の処理加工・集出荷貯蔵施設等の整備等、「地域間交流の促進」を目的とした活性化事業としては、農林漁業の体験施設、交流促進施設等の整備等がある。

(2) 活性化事業に係る目標の設定

法によれば、計画主体は、交付金を充てて活性化事業を実施しようとするときは、活性化計画を農林水産大臣に提出しなければならないこととされている。活性化計画には、活性化計画の区域(以下「活性化計画区域」という。)、活性化事業、計画期間、活性化事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等を記載するとともに、活性化計画の目標(以下「活性化計画目標」という。)、活性化事業に関連して実施される事業(以下「関連事業」という。)等を記載するよう努めることとされている。また、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン」(平成28年27農振第2449号農林水産省農村振興局長通知。以下「ガイドライン」という。)によれば、活性化計画目標は、活性化計画の達成状況等の評価に用いるもので、原則として定量的な指標を用いて具体的に記述することが望ましいとされており、活性化計画区域における居住者や滞在者の増加数等が適当な目標であると例示されている。

また、要綱等によれば、計画主体は、活性化事業の内容や活性化計画目標のうち活性化事業等により達成される目標(以下「事業目標」という。)等を定めた事業実施計画等を作成

し、農林水産大臣に提出することとされている。この際、計画主体は、事業目標として、子ども農山漁村交流の促進、農林水産物等の販売・加工促進、農山漁村への定住促進等の項目の中から一つを選定した上で、評価指標として、要綱等に示されている中から定住人口の増加、交流人口の増加、滞在者数及び宿泊者数の増加、地域産物の販売額の増加及び雇用者数の増加を選択して定めることなどとされている。

(3) 活性化事業に係る国の審査等

要綱等によれば、計画主体は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の内容及び活性化事業の適切性について自ら点検の上、事前点検シートを作成することとされている。事前点検シートには、活性化計画目標が法と適合しているか、活性化計画目標及び事業目標と活性化事業の内容の整合性が確保されているかなどの項目が挙げられている。

そして、農林水産大臣は、活性化計画、事業実施計画及び事前点検シートの内容について、活性化計画目標及び事業目標が適切に設定されているか、活性化事業の総合的な実施が活性化計画目標及び事業目標の達成に資すると認められるかなどを審査した上で、交付金の交付対象となる活性化計画の決定を行うこととされている。

(4) 活性化事業に係る評価

要綱等によれば、計画主体は、活性化計画が終了する年度の翌年度以降に事業目標の達成状況等について評価を行うことなどとされている。そして、事業目標の達成率が低調(70%未満)である場合、計画主体は、その要因、推進体制及び施設の利用計画等の見直し等、事業目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成して、公表した後、農林水産大臣に提出する(以下、これら一連の手続を「事後評価」という。)こととされている。

一方、活性化計画目標の達成状況等について、要綱等では事後評価と同様の評価を行うことは規定されていないが、ガイドラインによれば、活性化計画を作成するに当たり留意することが望ましい事項として、計画主体は活性化計画について評価(以下、この計画主体による評価を「自己評価」という。)しておくこととされている。貴省は、この自己評価について、計画主体が活性化計画目標の達成状況等を評価するものであるとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、活性化計画目標は達成され活性化事業が十分に効果を発現しているか、設定された活性化計画目標は適切なものとなっているかなどに着眼して、交付金制度を開始した19年度から28年度までに実施された活性化事業のうち、活性化計画の計画期間が終了して事後評価が行われた1,223事業(428計画主体が作成した活性化計画693計画に係るもの。事業費計1364億7685万余円、交付金交付額計734億9549万余円)を対象として、貴省本省、^(注1)7農政局等及び^(注2)23都道府県において、活性化事業の実施状況等を確認するとともに、活性化事業の実施状況に関する調書の提出を受け、その内容を分析するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 7農政局等 東北、関東、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局

(注2) 23都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、秋田、山形、茨城、栃木、埼玉、長野、愛知、兵庫、奈良、鳥取、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした活性化事業 1,223 事業の活性化計画 693 計画について、活性化計画目標の達成状況を確認したところ、活性化計画目標の定量的な評価が困難であるなどのものがあったため、達成状況を確認できたものは 346 計画(623 事業)となっていた。これらについて、活性化計画目標と事業目標の達成状況を比較したところ、表のとおり、事業目標が全て達成されている 236 計画(387 事業)の 27.1% に当たる 64 計画(100 事業)について、活性化計画目標が達成されていなかったが、このうちの 48 計画(75 事業。事業費計 56 億 1084 万余円、交付金交付額計 27 億 3640 万余円)について、これを作成した 41 計画主体は、自己評価を行うなど、活性化計画目標の達成に向けた検討を行う上で重要となる原因分析等を行っていない。

表 活性化計画目標と事業目標の達成状況及び原因分析等の状況

区分	活性化計画目標の達成状況を確認できたもの	左のうち、事業目標が全て達成されているもの(注)	活性化計画目標が達成されているもの	活性化計画目標が達成されていないもの(a)	(a)のうち、原因分析等を行っていないもの
計画数	346	236	172	64	48
事業数	623	387	287	100	75

(注) 一つの活性化計画で複数の活性化事業が実施されているものがあり、そのうち事業目標が全て達成されたものを集計している。

そして、上記の 41 計画主体に、活性化計画目標が達成されていない理由を徴取したところ、活性化事業の実施だけでは活性化計画目標を達成できなかつたり、関連事業等との連携による相乗効果が発揮されなかつたりしていたため、関連事業等の実施や見直しにより、活性化事業が関連事業等と相まってその効果を十分に発現するよう改善する余地があるとしているものが 22 計画(45.8%)見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

愛知県及び愛知県岡崎市は、共同の計画主体として、平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする小望地区活性化計画を作成している。そして、1.2kmの農業用排水施設を整備して営農意欲を喚起し農業後継者を定着させることで、小望地区の 23 年時点の人口の維持確保を目指すことを活性化計画目標に設定している。

計画主体は、当該活性化計画目標を達成するための活性化事業として、定住等の促進に資する農業用排水施設を整備することとした上で、事業目標については活性化計画目標と異なる評価指標として、農業用排水施設の機能が確保される農地面積 13ha を設定している。そして、事業主体である明治用土地改良区は、当該活性化事業を事業費 7800 万円、交付金交付額 3300 万円を実施している。

活性化計画の計画期間終了後の事後評価において、13ha に係る農業用排水施設の機能が確保されたことから、事業目標が達成されていたものの、小望地区の 27 年時点の人口は 23 年時点より減少していて、活性化計画目標が達成されていなかったが、計画主体は、自己評価を行うなどの原因分析等を行っていない。

そこで、活性化計画目標が達成されていない理由を計画主体から徴取したところ、就労、就学等により地元を離れる若い世代の人口が多かったため、農業後継者を定着させることができず、人口の維持確保ができなかったとしていたが、活性化計画においてこれに対処する関連事業等は計画されていなかった。

このため、計画主体は、活性化計画目標の達成に向けて、関連事業等の実施により、活性化事業が関連事業等と相まってその効果を十分に発現するよう改善する余地があるとしている。

また、活性化計画目標の設定状況をみたところ、29計画(60事業。事業費計61億7548万余円、交付金交付額計30億6692万余円)の活性化計画について、「定住等の促進」を目的とする活性化事業が実施されているにもかかわらず、活性化計画目標が「地域間交流の促進」に係るものとなっていたり(25計画)、「地域間交流の促進」を目的とする活性化事業が実施されているにもかかわらず、活性化計画目標が「定住等の促進」に係るものとなっていたり(4計画)していて、活性化事業等により実現しようとする法の二つの目的と活性化計画目標とが適切に対応していなかった。

そして、貴省は、これらの活性化計画を審査の上、交付金の交付対象となるものとして決定していた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

山形県最上郡舟形町は、計画主体として、平成25年度から28年度までを計画期間とする舟形町地区活性化計画を作成している。そして、活性化計画区域への入込み者数を24年度の244,000人から28年度までに265,000人に増加させることや、地域生産物の販売量を24年度の737トンから28年度までに776トンに増加させることを活性化計画目標に設定している。

同町は、上記の活性化計画目標を達成するための活性化事業として、自らが事業主体となり、農林水産物処理加工施設の整備を事業費4969万余円、交付金交付額2484万余円で実施している。

しかし、上記農林水産物処理加工施設の整備は、要綱等において、「定住等の促進」を目的とした活性化事業とされているにもかかわらず、活性化計画目標として設定したもののうち入込み者数の増加は、「地域間交流の促進」に係るものとなっていて、活性化事業等により実現しようとする目的と活性化計画目標とが適切に対応していなかった。

そして、貴省は、当該活性化計画を審査の上、交付金の交付対象となるものとして決定していた。

(改善を必要とする事態)

活性化事業について、活性化計画目標が達成されていないのにその原因分析等が行われていなかったり、活性化計画目標が活性化事業等により実現しようとする法の二つの目的と適切に対応していなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省及び計画主体において、活性化計画目標が達成されていない場合に、その達成に向けて、原因分析等を適切に行うことの重要性についての理解が十分でないこと

イ 貴省及び計画主体において、活性化計画目標を設定しようとする場合に、これを適切に設定することの重要性についての理解が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

近年、我が国の人口が減少傾向にある中、貴省は、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進して農山漁村の活性化を図ることが重要であるとして、今後も活性化事業の実施を支援することとしている。

については、貴省において、活性化事業が適切かつ効果的に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 計画主体に対して、活性化計画目標を設定した場合は、事業目標が達成されている場合であっても活性化計画目標の達成状況を確認して、達成されていない場合は、原因分析等を行い、活性化事業の運営や関連事業等の実施に改善の余地はないかなどについて検討を行うよう指導するとともに、これを行う仕組みを設けること

イ 計画主体に対して、活性化計画目標を設定しようとする場合は、活性化計画目標の達成状況を適切に評価できるようにするために、活性化計画目標が活性化事業等により実現しようとする法の二つの目的に適切に対応しているかなどについて確認するよう指導するとともに、これを適切に審査することとする

- (5) 治山事業の実施に当たり、事前防災としての治山事業の計画の策定等について、流域別調査の結果を活用したり、現地の山地荒廃の状況等と合わせて危険地区調査の結果を活用したりするとともに、ソフト対策との連携を図るために山地災害対策に係る市町村の地域防災計画に危険地区対策が組み入れられるよう市町村に対して保全対象の位置等を示した地図等を提供するなどして、治山事業がより効果的なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農山漁村地域整備事業費 (組織)林野庁 (項)治山事業費 (項)山林施設災害復旧事業費 (項)山林施設災害関連事業費 (項)北海道開発事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)林野庁 (項)東日本大震災復興事業費等
部 局 等	直轄治山事業 林野庁、7 森林管理局、43 森林管理署等 補助治山事業 22 都道府県
事業及び補助の根拠	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)等、予算補助
治山事業の概要	山地災害から国民の生命、財産等を守ることを目的に山腹工、溪間工等により治山施設を整備するなどするもの

43 森林管理署等及び22都道府県が実施した治山施設の工事費	直轄治山事業	696億9094万余円(平成27、28両年度)
	補助治山事業	896億3005万余円(平成27、28両年度)
	(国庫補助金等交付額	470億5653万余円)
直轄治山事業のうち流域別調査の結果が反映されていない施策実施計画に基づき実施された治山施設の工事費(1)		122億3894万円
直轄治山事業のうち流域別調査が長期間実施されないまま策定された施策実施計画に基づき実施された治山施設の工事費(2)		18億7947万円
補助治山事業のうち危険地区調査の結果を活用して総合的に判断して作成されたとはいえない事業箇所別実施計画に基づき実施された予防治山事業に係る治山施設の工事費(3)	補助治山事業	122億7688万円
	(国庫補助金等交付額	61億9706万円)
直轄治山事業及び補助治山事業のうち地域防災計画に危険地区対策の組入れが行われていない市町村において実施された治山施設の工事費(4)	直轄治山事業	338億0129万円
	補助治山事業	217億6062万円
	(国庫補助金等交付額	117億0629万円)
(1)から(4)までの純計	直轄治山事業	411億2215万円(背景金額)
	補助治山事業	295億9910万円
	(国庫補助金等交付額	156億4522万円)(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

危険地区の山地災害対策の強化に資する治山事業の計画の適切な策定、ソフト対策との連携等について

(平成30年10月30日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 治山事業における山地災害対策の概要

(1) 治山事業の概要

治山事業は、森林法(昭和26年法律第249号)等に基づき、山地災害から国民の生命、財

産等を守ることを目的として、山腹工、溪間工等により治山施設を整備するなどする事業である。貴庁は、治山事業について、森林管理局に国有林直轄治山事業等(以下「直轄治山事業」という。)を実施させている。また、都道府県も、森林法等に基づき、国庫補助金等の交付を受けて、民有林における治山事業(以下「補助治山事業」という。)を実施している。

治山事業には、山地における天然現象等によって発生した崩壊地や荒廃渓流等からの土砂、流木等の流出によって下流に被害を与えるなどして、民生安定上放置し難い状況下にある荒廃山地の復旧整備を目的とする復旧治山事業や、天然現象等に起因する崩壊の可能性が高い山地等からの土砂、流木等の流出によって下流に被害を与えるおそれがあり、民生安定上放置し難い状況下にある荒廃危険山地の崩壊等の予防を目的とする予防治山事業等がある。

(2) 山地災害対策の取組方針、政府の基本目標等

治山事業に関して、政府は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)に基づき、「国土強靱化基本計画」(平成26年閣議決定)を策定しており、同計画において、いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限図られること、国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化することなどの基本目標を示している。そして、この基本目標の実現に向けて重点化を図る施策のうち、起きてはならない農地・森林等の荒廃による被害の拡大への対策として、山地災害のおそれがある箇所の把握結果に基づき、避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策等、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進することなどの方針を示している。

そして、貴庁は、地球温暖化の影響で集中豪雨等による山地災害の発生リスクが高まることが見込まれる中、山地災害対策の推進に当たって、より防災効果を高めるための不断の取組が重要であるなどとして、「山地災害対策に関する検討委員会」を設置して今後の山地災害対策の在り方について検討し、平成27年3月に「今後の山地災害対策の強化に向けて」として中間取りまとめを行った。これによれば、森林の造成等により荒廃山地を復旧させることに主眼を置いたこれまでの山地災害対策から、国土の強じん化の一環として、山地災害による被害を防止及び軽減する事前防災としての取組に重点を移していくことが求められているとされている。そして、事前防災としての取組を効果的かつ効率的に進めていくために、既に荒廃現象や崩壊の前兆現象がみられる森林のみならず、山地災害危険地区(以下「危険地区」という。)として把握された潜在的な崩壊等の危険性のある森林も含めた形で、下流の保全対象に被害を与えるリスクや事業実施による効果等を同一の尺度により判断した上で、事業実施後の保安林として適切な管理も含めて、事業を計画していく必要があり、これらを踏まえた事業の進め方等について検討が必要であるとされている。また、治山施設の整備等のハード対策に加え、地域における監視及び観測体制や避難体制の整備等のソフト対策との連携を強化するなどとされている。

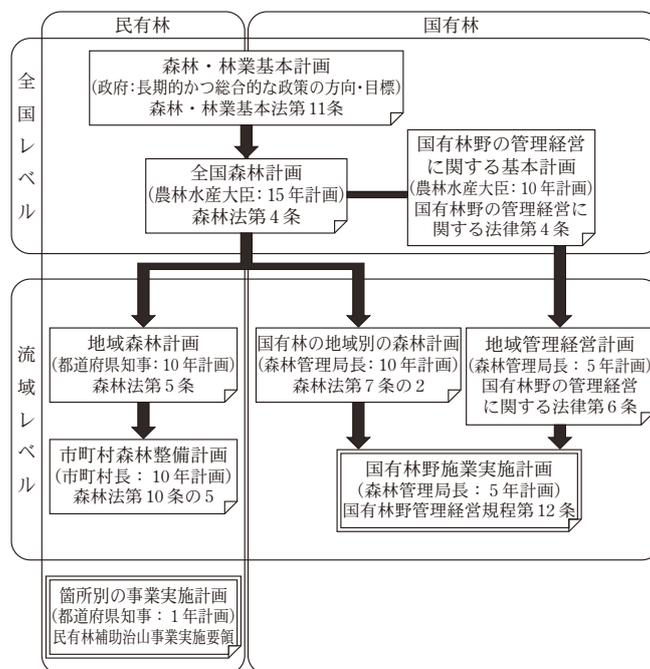
(3) 山地災害対策の概要

ア 治山事業の計画策定等

森林管理局は、直轄治山事業の実施に当たり、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)等に基づき、5年を計画期間とする国有林野施業実施計画(以下「施

業実施計画」という。)を策定することとなっている。また、都道府県は、補助治山事業の実施に当たり、民有林補助治山事業実施要領(昭和48年48林野治第2235号)等に基づき、翌年度に実施する補助治山事業に関する箇所別の事業実施計画(以下「事業箇所別実施計画」という。)を毎年度作成することとなっている。そして、いずれの計画も、治山事業を実施する箇所等や治山施設の整備計画を記載することとなっている(図参照)。

図 治山事業に関する計画の体系図



イ 治山事業に関する調査

(ア) 危険地区調査等の概要

貴庁は、山地災害の発生確率が高く、かつ、山地災害が発生した場合には人家、公共施設等の保全対象への被害のおそれがある地区を危険地区として把握して、地域住民への周知や警戒避難体制の向上に資するとともに、治山事業の実施に当たっての目安として活用して、山地災害の未然防止に資することとしている。そして、貴庁は、危険地区及びその実態を把握するための調査(以下「危険地区調査」という。)の調査方法等に関する調査要領(以下「危険地区調査要領」という。)を必要の都度定めて、貴庁所管の国有林等については森林管理局が、貴庁所管以外の国有林及び民有林については都道府県がそれぞれ危険地区調査を行うこととしている。

危険地区調査要領によれば、地質、地況等を調査する自然条件調査、山腹崩壊等により保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区を調査する公共施設等実態調査等を行い、その結果から、危険地区に該当するかを判定し、危険地区であると判定された場合には、自然条件等により判定する山腹崩壊等の危険度点数と、山腹崩壊等により直接被害が及ぶと想定される範囲に所在する保全対象の種類及び数量により、高い方から順にA、B及びCに区分されている危険度の判定を行うこととされている。そして、貴庁は、山地災害対策の取組として、「山地災害危険地対策の推進について」(昭和57年57林野治第3314号)、「山地災害危険地対策の推進について」(昭和58年58林野治第256号。以下、両者を合わせて「山地災害通知」という。)等を発し、危険地区に

おける治山事業を強力に推進するとともに、危険地区に係るソフト対策として、危険地区の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の防止軽減に努める必要があるとして、森林管理局及び都道府県において危険地区に関する資料を関係市町村に提供して^(注1)市町村の地域防災計画に危険地区対策を組み入れるよう指導させている。

(注1) 地域防災計画 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、市町村等が、それぞれの地域につき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために策定する防災に関する計画

(イ) 流域別調査の概要

森林管理局は、直轄治山事業の実施に当たり、前記の危険地区調査に加え、治山流域別調査要領(昭和55年55林野業第44号)に基づき、山地荒廃の実態を把握し、施業実施計画等の様々な計画の策定及び実行に必要な基礎資料を収集することを目的として、原則として5年ごとに治山流域別調査(以下「流域別調査」という。)を行うこととなっている。

流域別調査を行い、荒廃地からの土砂により直接影響を受ける保全対象の種類等や荒廃地及び保全対象と治山施設の施工箇所との位置関係、流域の重要度等の要素を勘案した結果、調査箇所に治山施設を整備する必要があると判断された場合は、当該箇所について、整備すべき治山施設の種類及び高い方から順に「1」、「2」及び「3」に区分されている施工の優先度の判定等を行い、流域別調査の結果として記載することとなっている。そして、当該箇所が危険地区に該当する場合は、危険地区調査により判定した危険度等も合わせて記載し、上記の要素を合わせて総合的に判断して、整備すべき治山施設の種類及び施工の優先度を記載することとなっている。

(4) 過去の会計検査の状況

本院は、国会からの検査要請に基づき、24年10月に「公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する会計検査の結果について」を報告している。そして、この中で、治山事業については、危険地区内の保全対象施設への被害を未然に防止するため、予防治山対策の推進に努めることなどにより、危険地区における治山施設の整備を推進するとともに、避難場所等の安全を確保するなどソフト対策の充実等を図り、治山施設が災害予防対策に資する施設として有効に機能するようにする必要があるとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、合規性、有効性等の観点から、山地災害から国民の生命、財産等を守ることなどを目的とする治山事業は、適切に策定等された治山事業の計画に基づき実施されているか、市町村が危険地区に係るソフト対策を地域防災計画に組み入れるために必要とされている危険地区に関する資料は適切に提供されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、^(注2)7森林管理局の^(注3)43森林管理署等及び^(注4)22都道府県の65事業主体が27、28両年度に実施した治山施設工事の契約件数計3,137件(直轄治山事業549件(工事費計696億9094万余円)、補助治山事業2,588件(工事費計896億3005万余円、国庫補助金等交

付額計 470 億 5653 万余円))を対象として、貴庁、7 森林管理局、43 森林管理署等及び 22 都道府県において、治山事業の実施状況等に関する調書を徴するとともに、危険地区及び保全対象並びに治山施設を整備するなどした現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注 2) 7 森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注 3) 43 森林管理署等 留萌北部、宗谷、網走西部、根釧西部、根釧東部、十勝西部、後志、津軽、三八上北、岩手南部、仙台、由利、山形、置賜、磐城、日光、利根沼田、中越、中信、南信、木曾、富山、飛騨、岐阜、東濃、石川、福井、滋賀、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、四万十、北薩、鹿児島各森林管理署、遠野、村上、南木曾、都城各森林管理署支署、山梨、奈良、香川各森林管理事務所

(注 4) 22 都道府県 東京都、北海道、京都府、秋田、山形、栃木、群馬、千葉、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、鳥取、島根、徳島、高知、佐賀、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 適切に策定等されていない治山事業の計画に基づき治山施設の工事が実施されていた事態

ア 直轄治山事業において、適切に策定されていない施業実施計画に基づき治山施設の工事が実施されていた事態

(ア) 流域別調査の結果が反映されていない施業実施計画に基づき治山施設の工事が実施されていた事態

7 森林管理局は、施業実施計画の策定に当たり、施業実施計画に記載する治山事業を実施する箇所を各森林管理署等と協議して決定するとしており、協議の際に、森林管理署等の職員が森林官からの巡視報告や地域住民からの情報等があった場所の荒廃状況等を現地確認等により把握して作成した資料の内容等を検討して治山施設の整備計画の要否を判断することとしていた。しかし、7 森林管理局は、山地災害通知により、危険地区の治山事業を強力に推進するなどとされているのに、施業実施計画の策定に当たり、危険地区調査の結果を踏まえた流域別調査の結果を活用する方法を定めるなどしていなかった。

そこで、7 森林管理局の 43 森林管理署等の危険度 A と判定されていた危険地区 939 地区のうち 28 年度末時点で治山施設が整備されていない 249 地区について、流域別調査の結果で整備すべき治山施設の種類及び施工の優先度が記載されているか確認したところ、山地荒廃の状況が喫緊なものではないと判断された 148 地区を除いた 101 地区について、危険度等を総合的に判断した結果として、整備すべき治山施設の種類及び施工の優先度が記載されていた。そして、101 地区のうち 24 地区については、森林管理署等による現地確認等により把握して作成した資料と合わせて流域別調査の結果を活用するなどして、施業実施計画に治山施設の整備計画が記載されていた。

しかし、残りの77地区について、7森林管理局は、77地区に係る23森林管理署^(注5)等に、治山施設の整備計画の要否を検討させたり、治山施設の整備を不要と判断した理由について説明を求めたりなどしていなかった。このため、当該77地区については、施業実施計画に治山施設の整備計画が記載されておらず、流域別調査の結果が活用されていなかった。

そして、7森林管理局の23森林管理署等は、27、28両年度に、治山施設の整備計画を検討する際に危険地区調査の結果を踏まえた流域別調査の結果を活用していないことから当該結果が反映されていない施業実施計画に基づき、直轄治山事業に係る治山施設工事を152件(工事費122億3894万余円)実施していた。

(注5) 23森林管理署等 宗谷、後志、津軽、三八上北、岩手南部、仙台、磐城、日光、利根沼田、中越、中信、南信、富山、飛騨、岐阜、滋賀、島根、広島、四万十、北薩、鹿児島各森林管理署、奈良、香川両森林管理事務所
前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

関東森林管理局は、平成24年度に、日光森林管理署管内の流域別調査を実施していた。そして、流域別調査の結果、治山施設が整備されていない危険度Aと判定された危険地区において、山地荒廃が認められたこと、保全対象である人家、施設への山地災害の未然防止が必要であることなどから、山腹工及び溪間工により治山施設を整備する必要があり、その施工の優先度を「1」と判定していた。

一方、25年度に同局が策定した上記の危険地区を含む第四次国有林野施業実施計画(計画期間26年度～30年度)には、上記の危険地区に係る治山施設の整備計画は記載されておらず、現時点まで治山施設の整備は行われていない。

(イ) 流域別調査が長期間実施されておらず、危険地区調査の結果が活用されないまま策定された施業実施計画に基づき治山施設の工事が実施されていた事態

前記の939地区について、流域別調査が原則どおり5年ごとに実施されているか確認したところ、622地区については、前回の調査から5年以内に実施されていた。

しかし、129地区について、3森林管理局は、前回の流域別調査から10年以上流域別調査を実施しておらず、中には、30年以上実施していない危険地区もあった。

このため、上記の129地区に係る流域別調査は、流域別調査の結果として記載されている整備すべき治山施設の種類及び施工の優先度が直近の危険地区調査の結果を活用して更新されたものとなっていなかった。そして、当該129地区については、危険地区調査の結果が適時適切に活用されないまま、当該129地区に係る10施業実施計画が策定されていた。

^(注6)
そして、3森林管理局の11森林管理署等は、27、28両年度に、上記の10施業実施計画に基づき、直轄治山事業に係る治山施設工事を47件(工事費18億7947万余円)実施していた。

(注6) 11森林管理署等 宗谷、根釧西部、根釧東部、後志、津軽、三八上北、岩手南部、山形、置賜各森林管理署、遠野森林管理署支署、山梨森林管理事務所
前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

東北森林管理局は、津軽森林管理署管内に所在する危険地区について、人家、鉄道、国道及び農地の保全対象と自然条件等により、昭和60年度には危険度Aと判定しており、平成19年度の危険地区調査においても同様に危険度Aと判定していた。一方、当該危険地区に係る流域別調査は、昭和60年度に実施されたが、その後、30年以上経過した現時点においても実施されていない。

そして、平成23年度に同局が策定した同流域を計画区域とする第四次国有林野施業実施計画(計画期間24年度～28年度)には、上記の危険地区に係る治山施設の整備計画は記載されておらず、現時点まで治山施設の整備は行われていない。

イ 補助治山事業において、危険地区調査の結果を活用して総合的に判断して作成されたとはいえない事業箇所別実施計画に基づき治山施設の工事が実施されていた事態

前記のとおり、貴庁は、山地災害の未然防止に資するために、危険地区調査の結果を治山事業の実施に当たっての目安として活用するとしている。そして、貴庁によれば、補助治山事業の一つである予防治山事業に係る交付金(農山漁村地域整備交付金)の交付手続に必要な事業箇所別実施計画に危険地区欄を設けて、都道府県に、予防治山事業の実施に当たり、危険度に関する記載をさせたり、危険度の低い箇所について治山施設の整備計画に記載する場合(以下、治山施設の整備計画に記載する箇所を「計画箇所」という。)には危険度の高い箇所よりも優先度が高い理由を記載させたりするなどにより、予防治山事業がより効果的に実施されるよう取り組んでいるとしている。

そして、22都道府県のうち、27、28両年度に予防治山事業を実施していない島根県を除いた21都道府県は、予防治山事業に係る事業箇所別実施計画の計画箇所を、基本的に、市町村から事業の要望を受けた箇所(以下「候補箇所」という。)の中から選定しているとしている。

そこで、候補箇所の全てを選定しているとしていた鹿児島県を除いた20都道府県において、危険度を活用して計画箇所を選定しているかみたとすると、7県は、事業箇所別実施計画の作成に当たり、県が制定した選定基準に基づいたり、組織としての体制の中で統一的に選定したりするなどして、全ての候補箇所について危険度を活用して総合的に判断するなどした上で計画箇所を選定していた。

しかし、残りの13都道府県は、計画箇所に係る選定基準等を定めておらず、選定に危険度を活用するかは出先機関や補助治山事業の担当者等に委ねており、更に、当該担当者等が計画箇所を選定した理由を記載した資料もないため、全ての候補箇所について危険度を活用して判断していたか不明な状況であるなどとしている。

そして、表1のとおり、13都道府県の危険地区数計77,781地区を危険度別にみると、危険度Aが19,884地区、危険度Bが24,570地区、危険度Cが33,327地区となっていた一方で、13都道府県が27、28両年度に実施した予防治山事業に係る治山施設工事計443件(工事費122億7688万余円、国庫補助金等交付額61億9706万余円)を危険度別にみると、危険度Aの危険地区で152件、危険度Bの危険地区で119件、危険度Cの危険地区で128件等となっていた。

表1 13都道府県における危険度等別の予防治山事業に係る治山施設工事等の実施状況
(単位：地区、件、千円)

危険地区等		平成27、28両年度に実施した予防治山事業に係る治山施設工事		
危険度等	地区数	件数	工事費	国庫補助金等交付額
A	19,884	152	4,285,104	2,164,444
B	24,570	119	3,386,680	1,722,523
C	33,327	128	3,478,447	1,752,820
計	77,781	399	11,150,232	5,639,788
その他		44	1,126,657	557,280
合計		443	12,276,889	6,197,068

(注) 金額については表示単位未満を切り捨てているため、危険度等ごとの金額を合計しても計及び合計とは一致しない。

このように、13都道府県において、現地の山地荒廃の状況等と合わせて危険地区調査の結果を活用して総合的に判断して作成されたとはいえない事業箇所別実施計画に基づき治山施設の工事が実施されていた。

(注7) 13都道府県 東京都、北海道、京都府、栃木、群馬、千葉、岐阜、静岡、愛知、鳥取、徳島、高知、宮崎各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

京都府は、平成27年度の福知山市における補助治山事業に係る事業箇所別実施計画の作成に当たり、計画箇所の選定基準等を定めておらず、選定に危険度を活用するかは同府の地方機関に委ねているとしていた。

そして、同府は、26年12月に、福知山市から32か所の候補箇所の要望を受けて、現地の山地荒廃の状況、地形条件等を確認して、予防治山事業の計画箇所として危険度Bの箇所を2か所、危険度Cの箇所を1か所、計3か所を選定していた。

一方、計画箇所として選定されなかった候補箇所29か所のうち復旧治山事業として選定された2か所を除く27か所の危険度について、同府は危険度を把握していなかった。そこで、当該27か所の危険度を確認したところ、危険度Aの箇所が7か所、危険度Bの箇所が9か所、危険度Cの箇所が2か所、危険地区以外の箇所が9か所となっていた。

このため、予防治山事業に係る事業箇所別実施計画の作成に当たり危険度の低い箇所を計画箇所として選定する場合にはその理由の記載を徹底させるなど危険地区調査の結果を活用して総合的に判断させる必要があると認められる。

(2) 市町村の地域防災計画におけるソフト対策との連携が図られないまま治山施設の工事が実施されていた事態

前記のとおり、貴庁は、治山施設の整備等のハード対策に加え市町村が行う住民への危険地区の周知や警戒避難体制の整備等のソフト対策との連携を図ることとしており、また、森林管理局及び都道府県において危険地区に関する資料を関係市町村に提供して市町村の地域防災計画に危険地区に係るソフト対策として、危険地区対策を組み入れるよう指導させるなどしている。そして、森林管理局及び都道府県は、危険地区に関する資料として、危険地区調査の結果が整理された危険地区の一覧表、危険地区の位置等が記載された

5万分の1の地図、保全対象の位置等が記載された5千分の1の地図等を作成しており、山地災害通知に基づき、これらの資料のうち危険地区の一覧表及び危険地区の位置等が記載された5万分の1の地図(以下、両者を合わせて「山地災害通知資料」という。)を市町村に提供している。

そこで、43森林管理署等管内及び22都道府県内の危険地区が所在する市町村における地域防災計画への危険地区対策の組入れ状況をみたところ、表2のとおり、43森林管理署等管内の国有林の危険地区が所在する284市町村のうち71市町村及び22都道府県内の民有林の危険地区が所在する767市町村のうち554市町村では、地域防災計画に危険地区の位置等の情報や避難場所等の安全の確保等に必要情報を記載するなど危険地区対策の組入れが行われていたが、43森林管理署等管内の上記284市町村のうち213市町村及び22都道府県内の上記767市町村のうち213市町村では、森林管理局及び都道府県において山地災害通知資料を提供していたものの、地域防災計画への危険地区対策の組入れが行われていなかった。地域防災計画への危険地区対策の組入れを行っていない理由について、一部の市町村は、山地災害通知のうち5万分の1の地図には保全対象の位置等が明確に示されていないことを挙げており、保全対象の位置等が記載された上記5千分の1の地図の提供を受けていないことが大きな要因になっていると認められる。

表2 関係市町村の地域防災計画への危険地区対策の組入れ状況(平成28年度末現在)

		関係市町村の地域防災計画への国有林又は民有林に関する危険地区対策の組入れ			
検査の対象とした森林管理署等数	43	国有林の危険地区が所在する関係市町村数	284	国有林に関する組入れが行われていない関係市町村数	213
				国有林に関する組入れが行われている関係市町村数	71
検査の対象とした都道府県数	22	民有林の危険地区が所在する関係市町村数	767	民有林に関する組入れが行われていない関係市町村数	213
				民有林に関する組入れが行われている関係市町村数	554

(注) 一つの市町村に国有林と民有林が所在する場合がある。

そして、7森林管理局の32森林管理署等は、上記213市町村のうち84市町村において、27、28両年度に、直轄治山事業に係る治山施設の工事を345件(工事費338億0129万余円)実施していた。また、15都道府県は、上記213市町村のうち120市町村において、27、28両年度に、補助治山事業に係る治山施設の工事を634件(工事費217億6062万余円、国庫補助金等交付額117億0629万余円)実施していた。

このように、32森林管理署等及び15都道府県において、山地災害通知資料は、市町村が危険地区対策を地域防災計画に組み入れるために必要としている資料として十分でなく、市町村の地域防災計画におけるソフト対策との連携が図られないまま当該市町村内で治山施設の工事が実施されていた。

(注8) 32森林管理署等 留萌北部、宗谷、網走西部、根釧西部、根釧東部、十勝西部、後志、三八上北、岩手南部、仙台、山形、置賜、磐城、日光、中信、南信、木曽、富山、飛騨、岐阜、東濃、石川、滋賀、鳥取、島根、広島、四万十、北薩各森林管理署、遠野、村上、南木曽、都城各森林管理署支署

(注9) 15 都道府県 東京都、北海道、京都府、山形、群馬、千葉、長野、岐阜、静岡、愛知、島根、高知、佐賀、宮崎、鹿児島各県

(改善を必要とする事態)

森林管理局が行う直轄治山事業において適切に策定されていない施業実施計画に基づき治山施設の工事が実施されている事態、都道府県が行う補助治山事業において危険地区調査の結果を活用して総合的に判断して作成されたとはいえない事業箇所別実施計画に基づき予防治山事業に係る治山施設の工事が実施されている事態、また、森林管理局及び都道府県が行う直轄治山事業及び補助治山事業において市町村の地域防災計画におけるソフト対策との連携が図られないまま治山施設の工事が実施されている事態は、山地災害から国民の生命、財産等を守ることなどを目的とする治山事業がより効果的に実施されていないおそれがあることから適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、森林管理局及び都道府県において、治山事業を適切に策定等された治山事業の計画に基づき行うこと及び市町村の地域防災計画におけるソフト対策との連携を図りつつ行うことの重要性についての理解が十分でないことにもよるが、貴庁において、次のことなどによると認められる。

- ア 森林管理局に対して、施業実施計画を適切に策定することについての指示が十分でないこと
- イ 都道府県に対して、事業箇所別実施計画を適切に作成することについての周知が十分でないこと
- ウ 山地災害通知資料以外に市町村の地域防災計画への危険地区対策の組入れに資する資料があればこれを森林管理局及び都道府県から市町村へ提供させることについての検討が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

近年、集中豪雨等により山地災害の発生リスクが高まることが見込まれる中、山地災害が発生した場合には、流出した土砂等により保全対象に被害を与える可能性がある。そして、貴庁においては、事前防災としての取組に重点を移した山地災害対策の強化を図っていく必要があるとし、危険地区における治山事業を強力に推進するとともに、人命保護の立場から危険地区の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の防止軽減に努める必要があるとしている。

については、貴庁において、事前防災としての治山事業の計画等がより効果的なものとなり、山地災害から国民の生命、財産等を守ることなどを目的とする治山事業がより効果的なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 森林管理局に対して、施業実施計画の策定に当たり、流域別調査の結果を施業実施計画に反映するよう指示すること、また、流域別調査を適時適切に実施して山地荒廃の実態や治山施設の整備の必要性を把握するよう指示すること
- イ 都道府県に対して、予防治山事業に係る事業箇所別実施計画の作成に当たり、危険度が低い箇所を計画箇所とする場合には当該箇所を優先しなければならない理由等を具体的に明示することを徹底するなどして計画箇所を現地の荒廃状況等と合わせて危険度を活用して総合的に判断して選定するよう周知すること

ウ 森林管理局及び都道府県が山地災害対策に係る市町村に対して提供する危険地区に関する資料として、山地災害通知資料以外に、危険地区の山地災害により被害が生ずる保全対象の位置等を示した5千分の1の地図等も提供するように山地災害通知を改訂すること

- (6) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施に当たり、長期販売の取組に対する支援について事業実施主体の借入れの実態を反映した金利相当額に基づいた国庫補助金を交付することとしたり、業務用向けの取組に対する支援について実施要領に目標の設定及び評価に関する事項を定めるなどしたりして、事業が経済的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(食糧管理勘定) (項)食糧管理費	
部 局 等	農林水産本省、8農政局等	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者	31事業実施主体	
補助事業	米穀周年供給・需要拡大支援事業	
補助事業の概要	生産者、集荷業者等の自主的な取組により、需要に応じた米の生産・販売が行われる環境整備を図る必要があるため、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組等を自主的に行う体制の整備を支援するもの	
検査の対象とした周年事業の事業数及び事業費	90事業	60億3571万余円(平成27年度～29年度)
上記に係る国庫補助金交付額		28億8677万余円
金利倉敷料に係る事業数及び国庫補助金交付額	26事業	6億8377万余円(平成27年度～29年度)
上記のうち割高となっていた金利倉敷料に係る国庫補助金交付額		6360万円
適切な目標を設定していない事業数及び事業費	11事業	8億8723万余円(平成29年度)
上記に係る国庫補助金交付額(1)		3億7560万円
目標に対する取組の達成状況が適切に把握されていない事業数及び事業費	5事業	1億9106万余円(平成29年度)
上記に係る国庫補助金交付額(2)		9401万円
(1)及び(2)の純計	14事業	4億5721万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施について

(平成30年10月10日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 米穀周年供給・需要拡大支援事業の概要

(1) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の概要

貴省は、平成27年度から、米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要綱(平成27年26生産第3466号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、米穀周年供給・需要拡大支援事業(以下「周年事業」という。)を実施している。

実施要綱等によると、周年事業は、需要に応じた米の生産・販売が行われる環境を整備するため、豊作等の影響により必要が生じた場合に、主食用米を長期計画的に販売する取組(以下「長期販売の取組」という。)や業務用向けなどへの販売促進等を図る取組(以下「業務用向けの取組」という。)等を行う集荷業者等を支援するものである。

(2) 長期販売の取組に対する支援の概要

長期販売の取組は、豊作の影響により主食用として作付・収穫された米穀の供給が需要を上回ることになった場合等に、当該米穀を生産年の翌年11月から翌々年の3月まで長期計画的に販売するものである。

集荷業者等は、米穀を販売するに当たり、生産者との間で出荷契約を締結して米穀販売の委託を受けるなどしている。そして、一般的に、集荷業者等は、生産者から集荷した米穀を倉庫に保管し、集荷した米穀に対する前渡金に相当する金額を金融機関等から借り入れることにより生産者に支払い、その後、次年産米の販売時期である生産年の翌年10月頃までに、順次、卸売業者等に米穀を販売し、販売代金を回収した時点で、生産者との間で上記の前渡金に相当する金額と販売代金との差額を精算している。

一方、長期販売の取組は、前記のとおり主食用として作付・収穫された米穀を翌年11月以降、長期計画的に販売するものであり、一般的な販売よりも販売代金の回収が遅れることなどに伴う経費が生ずることから、貴省は、周年事業において、長期販売の取組を行う集荷業者等の事業実施主体に対して、当該取組の実施に伴って生ずる経費について支援を行うこととしている。

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領(平成27年26生産第3472号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)によれば、長期販売の取組に対する支援の対象経費は金利倉敷料及び集約経費とされている。このうち、金利倉敷料は、長期販売の取組において、販売時期が遅れることに伴い増加することになる金融機関等への支払利息及び米穀の保管経費の2分の1に相当する額(以下、このうち支払利息の2分の1に相当する額を「金利相当額」という。)であり、金利倉敷料の基本単価については、実施要領において、補助対象となる米穀の保管期間に応じた販売数量1t当たり1,960円から6,440円までの金額が設定されている。そして、事業実施主体は、事業を実施して実績報告書を作成する際に、金利倉敷料の基本単価に長期販売の取組を行った各月の販売数量を乗ずるなどして金利倉敷料を算定し、これと同額の国庫補助金の交付を受けることとされている。

(3) 業務用向けの取組に対する支援の概要

業務用向けの取組は、主食用米の外出・中食等への販売を拡大するための商品開発や販売促進等を実施するものであり、貴省は、周年事業において、事業実施主体が販売促進等のために実施した広告宣伝、委託等に要した経費について支援を行うこととしている。支援に当たっては、家庭用向けの消費拡大のみを目的としている取組は補助の対象に含めないこととなっている。

(4) 事業実施計画及び事業実施状況等報告

実施要綱等によれば、事業実施主体は、周年事業を実施しようとするときは、事業の目的、取組方針、取組内容等を記載した事業実施計画等を地方農政局長等に提出して、その承認を受けることとされている。また、事業実施後は、事業実施計画に基づく取組の実施状況及び評価について、実施要領に定める事業実施状況等報告を作成して、地方農政局長等へ報告することとされている。そして、事業実施状況等報告には、事業実施計画に基づく取組の評価として、取組によって生じた米穀の契約進捗、集荷状況等の成果を記載するよう例示されている。その一方で、事業実施計画には、事業を実施するに当たっての取組の目標について設定することとはされていない。

貴省は、上記のとおり、事業実施計画には取組の目標を設定することとはしていないものの、補助対象事業の選定過程において、外部有識者から業務用向けの取組については定量的な目標を設定することが必要との意見があったことから、28年度以降、業務用向けの取組を実施する事業実施主体に対して、定量的に把握可能な目標を設定し評価するよう各地方農政局等を通じて口頭での指導を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、長期販売の取組に係る金利相当額は実態に即した適切なものとなっているか、業務用向けの取組の目標は適切に設定され評価は適切に行われているかなどに着眼して、31事業実施主体が27年度から29年度までの間に実施した90事業(事業費計60億3571万余円、国庫補助金交付額計28億8677万余円)を対象として、貴省本省、^(注1)8農政局等及び31事業実施主体において、交付申請書、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 長期販売の取組に係る金利倉敷料の取扱い

貴省は、前記のとおり、米穀の保管期間に応じた販売数量1t当たりの金利倉敷料の基本単価を定めている。また、貴省は、金利倉敷料の基本単価のうち金利相当額については、実施要領を制定した27年度に、22年から26年までの各年産の主食用米である銘柄ごとの相対取引価格^(注2)の平均単価14,089円/60kg(以下「制定時平均単価」という。)に、実施要領を制定した時点での短期プライムレートの利率1.475%を乗ずるなどして算出した144円/t・月を採用していた。そして、これに保管経費を加えた単価(以下「基礎単価」という。)を560円/t・月と設定し、これに月数を乗じて金利倉敷料の基本単価を算定してい

た。なお、貴省は、基礎単価について、これまで相対取引価格の平均単価や短期プライムレートの確認は行っていたものの、それらの値には大きな変動がないことから、実施要領制定以降一度も改定していない。

また、貴省は、実施要領において、事業実施主体が米穀の販売契約に早期に取り組んだ場合の金利倉敷料に対する加算を複数定めていて、これらの加算額はいずれも基礎単価を基に算定されている。

そして、31事業実施主体が27年度から29年度までの間に実施した90事業のうち、長期販売の取組を実施していた14事業実施主体の26事業(事業費計17億5894万余円、国庫補助金交付額計9億0879万余円)についてみたところ、長期販売の取組を行った販売数量計143,002tに実施要領に定められた金利倉敷料の基本単価を乗ずるなどして金利倉敷料を計6億8377万余円と算定し、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、14事業実施主体が実施した長期販売の取組に係る借入れの実態を確認したところ、各事業実施主体は、貴省が制定時平均単価の算定に用いた相対取引価格ではなく、各事業実施主体が生産者から集荷する際に支払う金額として銘柄ごとに定めている概算金の単価を基に借入金の額を算定して借入れを行っていた。そして、14事業実施主体が27年度から29年度までの間に実施した長期販売の取組で対象となった銘柄ごとの概算金の単価を確認したところ、14事業実施主体の延べ83銘柄の概算金の単価は8,700円/60kgから17,200円/60kgまでとなっていて、制定時平均単価14,089円/60kgを上回る銘柄も一部でみられたものの、14事業実施主体の延べ62銘柄においては、概算金の単価が制定時平均単価を下回っていた。

また、14事業実施主体の26事業に係る借入れにおいては、金融機関等との契約によって定められた0.23%から1.55%までの借入利率(年度別の平均をみると27年度1.475%、28年度1.037%、29年度0.867%)が適用されており、短期プライムレートの利率1.475%よりも高い借入利率も一部でみられたものの、14事業実施主体の22事業においては、短期プライムレートの利率よりも低い借入利率で資金を借り入れていた。

そこで、14事業実施主体が借入金の算定に用いた概算金の単価及び実際の借入利率に基づいて金利倉敷料を試算したところ、計6億2017万余円となり、前記の国庫補助金計6億8377万余円はこれと比べて6360万余円割高になっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

A協議会は、平成28、29両年度に実施した周年事業において、長期販売の取組を行った販売数量計18,990.55tに実施要領に定められた金利倉敷料の基本単価を乗ずるなどして金利倉敷料を算定し、国庫補助金計93,647,534円の交付を受けていた。

しかし、同協議会の資金の借入れの実態を確認したところ、借入金の算定に用いていた単価は銘柄ごとに設定された概算金の単価10,000円/60kgから13,500円/60kgまでとなっていて、いずれも貴省が基礎単価の算定根拠とした制定時平均単価14,089円/60kgを下回っていた。

また、同協議会の構成員で資金調達を担当しているB組合が金融機関との間で締結した約定書によると、実際の借入利率は28年度1.0%及び29年度0.8%となっていて、貴省が基礎単価の算出根拠に適用した短期プライムレートの利率1.475%と比べて低い借入利率で資金を借り入れていた。

そこで、上記概算金の単価及び実際の借入利率に基づいて金利倉敷料を試算すると計81,051,220円となり、前記の国庫補助金計93,647,534円はこれと比べて12,596,314円割高になっていた。

(注2) 相対取引価格 相対取引は、売手と買手が相対で交渉し、値段、数量、決済方法等の売買内容を決定する取引方法で、集荷業者と卸売業者等の話合いで決定された価格が相対取引価格である。

(2) 業務用向けの取組における目標の設定及び評価の報告状況

事業実施主体が事業実施後に作成する事業実施状況等報告において、周年事業の取組を自ら評価するためには、目標をあらかじめ適切に設定しておくことが重要である。また、適切な目標に対する取組の達成状況を貴省において的確に把握し、評価することにより、今後行う周年事業について改善が図られて、事業効果の発現に寄与することが期待できる。

そして、前記のとおり、貴省は、28年度以降、業務用向けの取組を実施する事業実施主体に対して、定量的に把握可能な目標を設定し評価するよう各地方農政局等を通じて口頭での指導を行っている。

そこで、31事業実施主体が27年度から29年度までの間に実施した90事業のうち、貴省が28年度中に3回の公募を行い、その都度、事業実施主体に口頭での指導を行っていたことに鑑み、29年度に業務用向けの取組を実施していた25事業実施主体の28事業(事業費計16億9191万余円、国庫補助金交付額計7億5143万余円)について、目標の設定及び評価の報告状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 目標の設定状況

上記の業務用向けの取組28事業においては、米穀の販売数量、集荷数量に対する契約取得率、新規取引件数等を目標として設定していた。

しかし、このうち10事業実施主体が実施した11事業(事業費計8億8723万余円、国庫補助金交付額計3億7560万余円)については、目標に掲げた米穀の販売数量等の数値が、業務用向けの販売数量等ではなく家庭用向けの販売数量等を含む集荷数量全体に対する販売数量等となっていて、実施した業務用向けの取組の事業効果を的確に把握できる目標とはなっていなかった。

業務用向けの取組について事業実施後に適切な評価を行うためには、事業実施計画等において、業務用向けの販売数量等を目標に設定するなど、実施した業務用向けの取組の事業効果を的確に把握できる目標を設定することとする必要がある。

そして、事業実施主体は、米穀の流通システムが複雑であることなどから業務用向けの販売数量等を把握することが困難な場合であっても、業務用米穀の販売先件数等を目標に設定している事業実施主体の例を参考にするなどして、業務用向けの取組を評価するための適切な目標を設定する必要がある。

イ 評価の報告状況

事業実施計画等において設定した目標及び事業実施状況等報告等において貴省に報告した取組の評価についてみたところ、前記の業務用向けの取組28事業のうち5事業実施主体が実施した5事業(事業費計1億9106万余円、国庫補助金交付額計9401万余円)

において、新規取引の商談件数の対前年比を目標として設定しているのに、商談件数ではなく販売実績数量で評価を行っていたり、集荷数量に占める複数年契約等の割合の対前年比を目標として設定しているのに、複数年契約等の割合ではなく集荷数量で評価を行っていたりするなど、目標で設定した指標と異なる指標等に基づいて取組の評価が行われていた。そして、地方農政局等は、目標との整合が取れていない評価が記載された事業実施状況等報告を受領していたのに、その内容について指導等を行っていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

全国農業協同組合連合会山口県本部は、平成29年度に、周年事業における業務用向けの取組として、テレビCM等の広告宣伝(事業費481万余円、国庫補助金交付額222万余円)を実施していた。同本部は、事業実施計画等において、集荷数量に占める収穫前契約及び複数年契約の割合を前年よりも増加させることを目標として設定していた。

しかし、取組の評価についてみたところ、同本部は、事業実施状況等報告では、同本部全体の集荷数量、テレビCM視聴率等の評価は行っていたが、当該目標に掲げた集荷数量に占める収穫前契約及び複数年契約の割合に対する評価は行っていなかった。そして、中国四国農政局は、同本部が提出した目標との整合が取れていない評価が記載された事業実施状況等報告を受領していたのに、その内容について指導等を行っていなかった。なお、集荷数量に占める収穫前契約及び複数年契約の割合は前年に比べて1.6%減少しており、目標値を達成していなかった。

このように、事業実施状況等報告等において、事業実施計画等で設定した目標とは異なる指標等に基づいて取組の評価が行われていたり、地方農政局等における事業実施状況等報告等の確認や指導が十分に行われていなかったりなどして、目標に対する取組の達成状況が適切に把握されていない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

周年事業の実施に当たり、事業実施主体の借入金の基となる実際の単価及び借入利率を適用することとしていないため、借入れの実態を反映しないまま国庫補助金を交付している事態、取組の効果を的確に把握できるように目標を設定していなかったり、評価が目標と整合したものとなっていなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 長期販売の取組に対する支援に当たり、貴省において、事業実施主体の借入れの実態を反映した金利相当額に基づき国庫補助金を交付することについての認識が欠けていたこと
- イ 事業実施主体において、業務用向けの取組の実施に当たり、目標の設定や目標に対する評価を適切に行うことについての理解が十分でないこと。また、貴省において、業務用向けの取組に対する支援に当たり、実施要領に目標を設定し評価することなどを定めていなかったり、地方農政局等による事業実施状況等報告の確認が十分でなかったりしていること

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、国が策定する需給見通しなどを踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となつて円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、今後も引き続き周年事業を実施していくこととしている。

については、貴省において、周年事業が経済的かつ効果的に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 長期販売の取組に対する支援に当たり、事業実施主体の借入れの実態を反映した金利相当額に基づいた国庫補助金を交付するようにすること
- イ 業務用向けの取組に対する支援に当たり、実施要領に目標の設定及び評価に関する事項を定めるとともに、事業実施主体に対して、事業実施計画に目標を適切に設定し、事業実施状況等報告において目標に対する評価を適切に行うよう指導すること。また、地方農政局等に対して、事業実施状況等報告の確認を適切に行うよう指示すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 国有林材のシステム販売における買受希望者が提出する企画提案書の様式を改めて、具体的な内容や定量的な数値指標に基づき審査・評価を行うようにしたり、審査において評価された取組提案の実施状況を確認するなどして、取組提案の実施を促したりすることなどにより、システム販売が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)官業益金及官業収入 (款)官業収入 (項)国有林野事業収入	
部 局 等	林野庁、7 森林管理局、51 森林管理署等	
システム販売の概要	森林管理局が国有林材の買受希望者と締結した相互協定に基づき、森林管理署等が国有林材を買受希望者に直送することにより、計画的な販売を実施するもの	
検査の対象としたシステム販売の件数及び販売金額(1)	829 件	125 億 4959 万余円(平成 28、29 両年度)
(1)のうち協定予定者の選定における取組提案の審査・評価が適切でなかったものの件数及びこれに対する販売協定に基づく販売金額(2)	325 件	37 億 8359 万円
(1)のうち取組提案の実施状況の確認及び検証が十分でなかったものの件数及びこれに対する販売協定に基づく販売金額(3)	358 件	42 億 4485 万円
(2)及び(3)の純計	525 件	63 億 4090 万円

1 事業の概要

(1) システム販売の概要

林野庁は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)等に基づき、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給することなどを目標として、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を行うこととしている。そして、林野庁は、需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として、製材工場、素材生産業者等の買受けを希望する者(以下「買受希望者」という。)と国有林材の販売に関する相互協定(以下「販売協定」という。)を締結して、木材市場等を介さずに買受希望者に直送することにより、計画的な販売を実施している(以下、販売協定を締結して行う国有林材の販売を「システム販売」という。)

(2) 協定者の選定等

森林管理局は、システム販売の実施に当たっては、「国有林材の安定供給システムによる販売について」(平成14年14林国業第25号林野庁長官通知。以下「要領」という。)等に基づき、次のとおり、企画競争方式により協定者の選定を行い、販売協定を締結することとされている。

- ① 森林管理局は、協定期間、材種、販売予定量等を示して公告を行う。
- ② 買受希望者は、申請書とともに、買受けを希望する林産物の加工・流通等に係る取組提案及び買受希望価格を記載した企画提案書を森林管理局へ提出する。
- ③ 森林管理局は、局内に設置した販売推進委員会において、同局が定める審査基準に基づき、企画提案書の内容等の審査・評価を行って点数を付与し、その点数の合計により販売協定を締結することが適当と認められる者(以下「協定予定者」という。)を選定する。
- ④ 森林管理局は、選定された協定予定者と販売協定を締結する。

要領等によれば、企画提案書に記載する取組提案は、その内容が生産・流通に係るコストの縮減を図るものなどの事項に該当し、かつ、その事項について具体的取組内容を可能な限り定量的な数値指標を用いて記載しなければならないとされており、これらが記載されていない取組提案には点数を付与しないこととされている。

森林管理署等は、販売協定が締結された国有林材を、国有林野の産物売払規程(昭和25年農林省告示第132号)に基づき、協定者に随意契約により販売している。

また、森林管理局は、要領等に基づき、協定期間終了後に、協定者に対して企画提案書に記載された取組提案等の実施状況に関する報告書(以下「実施報告書」という。)を提出させ、販売推進委員会を開催して、実施報告書に基づきシステム販売の実行結果の検証を行い、協定者の責に帰すべき事由により取組提案の内容を踏まえた取組が実施されておらず、意図した結果が得られていないと判断した場合には、当該協定者の次回の企画提案書の審査・評価の際に一定点数を減点することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、合規性、有効性等の観点から、協定予定者の選定に当たり、企画提案書に記載された取組提案は要領等に基づき適切に審査・評価が行われているか、取組提案は提案されたとおりに実施されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、平成28、29両年度の7^(注1)森林管理局の51^(注2)森林管理署等に係るシステム販売による販売契約等(販売契約件数3,834件、販売金額計125億4,959万余円、公告物件数596件)を対象として、林野庁、7森林管理局及び51森林管理署等において、システム販売の実施状況等に関する調書を徴するなどして検査するとともに、協定書、企画提案書、審査結果に関する資料、実施報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注2) 51森林管理署等 空知、胆振東部、日高北部、留萌南部、上川中部、上川南部、根釧東部、青森、下北、三陸北部、盛岡、宮城北部、米代東部、秋田、福島、棚倉、茨城、塩那、群馬、吾妻、静岡、天竜、伊豆、富山、北信、中信、南信、木曾、飛騨、岐阜、兵庫、鳥取、岡山、広島北部、愛媛、嶺北、安芸、佐賀、長崎、熊本、熊本南部、大分西部、大分、宮崎北部、宮崎南部、屋久島各森林管理署、西紋別、湯沢、白河各支署、愛知、香川両森林管理事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 協定予定者の選定における取組提案の審査・評価が適切でなかった事態

森林管理局は、前記のとおり、局内に設置した販売推進委員会において、国有林材の買受希望者から提出された企画提案書の内容等の審査・評価を行い、協定予定者を選定している。そして、前記の販売協定を締結した公告物件596件については、審査・評価の結果、延べ829件の協定予定者が選定されていた。

そこで、上記829件の審査・評価について、販売推進委員会が作成した審査結果に関する資料を確認したところ、表1のとおり、①公告された樹種と異なる樹種に関する取組提案を記載しているなど買受けを希望する林産物と関係のない取組提案に点数を付与し、これに基づき協定予定者を選定し、販売協定を締結していたものが4森林管理局に係る150件で見受けられた。また、②具体的な内容や定量的な数値指標が記載されていない取組提案に点数を付与していたものが見受けられ、全ての取組提案について具体的な内容や定量的な数値指標が記載されておらず、全く点数を付与することができないのに点数を付与し、これに基づき協定予定者を選定し、販売協定を締結していたものが7森林管理局に係る221件で見受けられた。

そして、①の150件及び②の221件の合計から重複を除いた325件に係る国有林材は、販売協定に基づき販売金額計37億8,359万余円(数量計52万9,742.8m³)で販売されていた。

表1 協定予定者の選定における取組提案の審査・評価状況等 (単位：件、m³、千円)

森林管理局名	協定者に係る審査・評価を行った件数	買受けを希望する林産物と関係のない取組提案に点数が付与されていた件数	全ての取組提案について具体的な内容や定量的な数値指標が記載されていないものの件数	(A)と(B)の重複を除いた件数	左に係る国有林材の販売	
		(A)	(B)		数量	販売金額
北海道	90	0	14	14	38,077.3	237,251
東北	120	4	8	12	24,971.4	152,832
関東	81	0	15	15	60,006.7	289,579
中部	56	0	15	15	47,414.8	289,929
近畿中国	57	28	34	56	91,797.7	579,680
四国	66	64	17	64	136,663.3	1,168,088
九州	359	54	118	149	130,811.2	1,066,237
合計	829	150	221	325	529,742.8	3,783,598

注(1) 九州森林管理局は、一つの公告物件について、用途に応じて複数に分割しており、(A)の中に重複があるため、「(A)と(B)の重複を除いた件数」の欄において、それらの重複も除いている。

注(2) 数量及び販売金額は、表示単位未満を切り捨てているため、合計が一致しないものがある。

(2) 取組提案の実施状況の確認及び検証が十分でなかった事態

前記 829 件の審査・評価に係る取組提案の実施状況について、実施報告書を確認したところ、表 2 のとおり、①実施報告書に提案どおりに実施できなかった取組提案があると記載されていたものが 7 森林管理局に係る 330 件で見受けられた。しかし、このような取組提案について、協定期間中に森林管理局において実施状況を確認したり、協定期間終了後に販売推進委員会において実施報告書に基づいて実行結果を検証したりしていた実績は確認できなかった。また、上記の 330 件に係る協定者について、次回の企画提案書の審査・評価において減点の措置を行うこととされたものは全くなかった。

また、②実施報告書に結果の記載がない取組提案を含むものが 5 森林管理局に係る 194 件あり、森林管理局を通じて協定者に実施状況を確認したところ、提案どおりに実施できていなかったものが 4 森林管理局に係る 56 件で見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東北森林管理局は、平成 28 年 4 月に、下北森林管理署管内で 28 年度に生産を予定している低質材 3,300m³について公告を行い、買受けを希望した A 組合から企画提案書の提出を受けた。そして、同局が示した「原木や製品の付加価値の向上を図るもの」の項目には、「低質材について木材の一般的利用から一変した用途の開発、水質浄化等の新分野への利用拡大を図る」という取組提案(以下「新分野への利用拡大の取組提案」という。)が記載されており、同局は、これを評価して点数を付与するなどにより、A 組合を協定予定者に選定し、同年 6 月に、A 組合と販売協定を締結していた。そして、同局は、販売協定に基づき、協定期間終了後に実施報告書を提出させ、販売推進委員会において実行結果の検証を行うこととしていた。

しかし、同局は、協定期間中や協定期間終了後に、A 組合に対して取組提案の実施状況を確認していなかった。そして、新分野への利用拡大の取組提案の結果が実施報告書に記載されていないのに、販売推進委員会は、この新分野への利用拡大の取組提案の実施状況を A 組合に確認するなどして実行結果の検証を行っていなかった。また、A 組合について、次回の企画提案書の審査・評価において減点の措置を行わないとしていた。

そこで、同局を通じて A 組合に、新分野への利用拡大の取組提案の実施状況を確認したところ、実施できていなかった。

そして、①の330件及び②の56件の合計から重複を除いた358件に係る国有林材は、販売協定に基づき販売金額計42億4485万余円(数量計61万0142.4m³)で販売されていた。

表2 取組提案の実施状況等 (単位：件、m³、千円)

森林管理局名	協定者に係る審査・評価を行った件数	実施報告書に提案どおりに実施できなかった取組提案があると記載されていたものの件数	実施報告書に結果の記載がない取組提案を含むものの件数	左のうち、確認した結果、提案どおりに実施できていなかったものの件数	(A)と(C)の重複を除いた件数	左に係る国有林材の販売	
		(A)	(B)	(C)		数量	販売金額
北海道	90	9	9	9	17	41,458.2	319,427
東北	120	46	6	6	48	130,099.8	762,402
関東	81	19	0	0	19	85,652.9	381,286
中部	56	4	15	11	14	55,031.1	372,099
近畿中国	57	15	0	0	15	32,746.2	166,890
四国	66	19	34	30	44	83,932.2	693,195
九州	359	218	130	0	201	181,221.7	1,549,554
合計	829	330	194	56	358	610,142.4	4,244,856

注(1) 九州森林管理局は、一つの公告物件について、用途に応じて複数に分割しており、(A)の中に重複があるため、「(A)と(C)の重複を除いた件数」の欄において、それらの重複も除いている。

注(2) 数量及び販売金額は、表示単位未満を切り捨てているため、合計が一致しないものがある。

このように、協定予定者の選定における取組提案の審査・評価に当たり、買受けを希望する林産物と関係のない取組提案に点数が付与されていたり、全ての取組提案について具体的な内容や定量的な数値指標が記載されておらず、全く点数を付与することができないのに点数が付与されていたりしていた事態、また、取組提案が実施できていないのに、森林管理局において取組提案の実施状況を確認していなかったり、販売推進委員会において実行結果の検証をしていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、森林管理局において、協定予定者の選定における取組提案の審査・評価並びに取組提案の実施状況の確認及び実行結果の検証の必要性についての理解が十分でなかったことにもよるが、林野庁において、要領等において示している企画提案書の様式を、取組提案の具体的な内容や定量的な数値指標が確実に記載されるものにしていなかったこと、森林管理局に対して、取組提案の実施状況の確認及び実行結果の検証について明確に指示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、林野庁は、30年8月に森林管理局に対して通知を発して、取組提案の審査・評価を適切に行うよう、次のような処置を講じた。

ア 取組提案の具体的な内容や定量的な数値指標が記載されるよう企画提案書の様式を改めて、これに基づき審査・評価を行うよう指示した。

イ 審査において評価された取組提案を協定書に添付することにより明確にし、協定期間中に取組提案の実施状況を確認して、必要に応じて協定者に指導を行うなどして取組提案の実施を促すよう指示するとともに、実施できなかった取組提案については取組提案の実施報告書に理由を記載させて把握し、販売推進委員会において適切に実行結果の検証をした上で、意図した結果が得られていないと判断した場合は、審査基準に基づき、当該協定者の次回の企画提案書の審査・評価において減点を行うよう指示した。

(2) 重要病害虫であるプラムポックスウイルスの緊急防除について、感染樹木等の伐採処分業務の実態に即した適正な現地実行価格の算定方法の指針を定めることにより、伐採処分業務に係る委託費の積算が適正に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)食料安全保障確立対策費(平成27年度は、 (項)食の安全・消費者の信頼確保対策費)		
部 局 等	農林水産本省		
補助の根拠	予算補助		
補助事業者 (事業主体)	6都府県		
補助事業	消費・安全対策交付金事業		
補助事業の概要	重要病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与えるおそれがある場合、これを駆除し、及びそのまん延を防止するために、委託等により感染樹木等の伐採処分を実施するなどして、緊急に防除を行うもの		
上記の事業について検査の対象とした事業主体数、委託契約数及び契約金額	6都府県	42契約	1億3075万余円(平成27、28両年度)
上記に対する交付金交付額			1億3075万余円
適正な現地実行価格により伐採処分業務に係る委託費の積算が行われていなかった事業主体数、委託契約数及び積算額	5府県	14契約	1億2165万余円(平成27、28両年度)
上記のうち低減できた積算額			5240万円
上記に対する交付金相当額			5240万円

1 重要病害虫の緊急防除の概要等

(1) 重要病害虫の緊急防除の概要

植物防疫法(昭和25年法律第151号)等によれば、有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある病害虫(以下「重要病害虫」という。)が国内において発生した場合に、これを駆除し、及びそのまん延を防止するために必要があるときは、国は、重要病害虫の防除(以下「緊急防除」という。)を行うこととされている。そして、国は、緊急防除を行うために必要があるときは、対象となる地方公共団体等に対して協力を指示することができる。農林水産省は、上記の協力に基づき、消費・安全対策交付金事業を実施した地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して、事業の実施に要した費用と同額の食料安全保障確立対策推進交付金(平成27年度以前は食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金。

以下「交付金」という。)を交付している。

(2) プラムポックスウイルスに係る緊急防除の概要

農林水産省は、21年4月に、東京都青梅市において、ウメ、モモ等の農作物に甚大な被害を与える重要病害虫であるプラムポックスウイルス(以下「PPV」という。)の発生を国内で初めて確認したことから、PPVの緊急防除を図るため、植物防疫法に基づく「プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令」(平成22年農林水産省令第4号)を制定するなどするとともに、防除期間を22年2月20日から27年3月31日までとして、PPVの緊急防除を開始した。そして、緊急防除を開始した後も、PPVによる我が国の農業へのリスクが生じ続けていることなどから、農林水産省は、防除区域の追加を行うとともに、防除期間を33年3月31日まで延長している。

(3) PPVの緊急防除における感染樹木等の伐採処分業務の委託等

事業主体は、調査の結果によりPPVの発生を確認した場合には、PPVに感染した当該樹木等やその周囲の樹木等について、所有者又は管理者との間において必要な手続を経るなどして、枝の打払、幹の伐採、伐根又は薬液塗布、運搬、焼却による処分等(以下「伐採処分」という。)を実施するなどしている。そして、事業主体は、実施箇所が広範囲で作業量が膨大であるなどのため、伐採処分に係る業務(以下「伐採処分業務」という。)を民間業者等に委託するなどして実施している。

消費・安全対策交付金実施要領(平成17年16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知)によれば、交付金の対象となる伐採処分に要する経費等は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定することとされている。一方、農林水産省は、伐採処分業務に係る委託費の積算における適正な現地実行価格の算定方法については、明確な指針等を定めていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、伐採処分業務に係る委託費の積算は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、27、28両年度において、PPVの緊急防除として6事業主体が21市町^(注1)の区域内で実施した伐採処分業務に係る積算額が100万円以上の委託契約計42件^(注2)(契約金額計1億3075万余円、交付金交付額同額)を対象として、農林水産本省及び6事業主体において、設計書、見積書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 6事業主体 東京都、大阪府、愛知、三重、兵庫、和歌山各県

(注2) 21市町 八王子、青梅、昭島、福生、羽村、あきる野、一宮、犬山、江南、津、富田林、河内長野、尼崎、伊丹、宝塚、川西、和歌山各市、西多摩郡日の出、奥多摩、丹羽郡大口、扶桑各町

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

伐採処分業務に係る委託費の積算に当たり、①2事業主体の6契約においては、伐採処分費は樹木の幹の周囲の長さ(以下「幹周」という。)の影響を大きく受けるにもかかわらず、幹周の区分を過年度において処分本数の実績が一番多かった1区分のみとして伐採処分費を算定するなどしていた。また、②3事業主体の7契約においては、伐採処分業務とは作業内容

が異なる土地改良工事に適用する諸経費率を適用して伐採処分費を算定するなどしていた。さらに、③1事業主体の2契約においては、事業に必要な土地等の取得等に伴う損失の適正な補償の確保を目的に定められた「公共用地の取得に伴う損失補償基準」(昭和37年用地対策連絡会決定。以下「損失補償基準」という。)に、庭木等の伐採除却や、植換えなどの移植等を行った場合に通常要する費用相当額の算定方法等が定められていることから、損失補償基準を基に算定していたものの、伐採処分業務とは作業内容が異なる庭木等の移植を行った場合の費用相当額を基に伐採処分費を算定していた(表参照)。

表 伐採処分費の算定が適切でなかったもの

態様	事業主体名	契約数
①幹周の区分を過年度において処分本数の実績が一番多かった1区分のみとして伐採処分費を算定するなどしていたもの	愛知県	5契約
	兵庫県	1契約
計	2事業主体	6契約
②伐採処分業務とは作業内容が異なる土地改良工事に適用する諸経費率を適用して伐採処分費を算定するなどしていたもの	大阪府	5契約
	三重県	1契約
	和歌山県	1契約
計	3事業主体	7契約
③伐採処分業務とは作業内容が異なる庭木等の移植を行った場合の費用相当額を基に伐採処分費を算定していたもの	兵庫県	2契約
計	1事業主体	2契約
合計	5事業主体	14契約

(注) 兵庫県の1契約は、表中の①の事態と③の事態の両方に該当している。

そして、これらの5事業主体の14契約の委託費の積算額は、計1億2165万余円と算定されていた。

前記のとおり、損失補償基準には、庭木等の伐採除却を行った場合の費用相当額の算定方法等が定められており、これによれば、庭木等の伐採除却に通常要する費用相当額は、伐採対象となる樹木の幹周に応じておおむね15区分程度に区分された1本当たりの伐採処分の単価に、伐採した樹木の本数を乗ずるなどして算定することとされている。そして、損失補償基準は、補償費の算定に広く適用されているものであり、損失補償基準における樹木の伐採処分に通常要する費用相当額を基に過去の実績、業者の見積価格等も考慮するなどすれば、伐採処分業務の実態に即した適正な現地実行価格により伐採処分費を算定することができたと認められた。

このように、伐採処分業務に係る委託費の積算に当たり、業務の実態に即した適正な現地実行価格によらずに伐採処分費を算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた委託費の積算額)

前記5事業主体の14契約における委託費の積算額計1億2165万余円について、各地域における損失補償基準に基づいて、各事業主体が保有していた既存の資料等を基に把握するなどした損失補償基準の幹周区分に対応した伐採樹木の本数を用いるなどして修正計算すると計6923万余円となり、計約5240万円(交付金相当額同額)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 事業主体において、伐採処分業務に係る委託費の積算における業務の実態に即した適正な現地実行価格についての理解が十分でなかったこと
- イ 農林水産省において、事業主体における伐採処分業務に係る委託費の積算が業務の実態に即した適正な現地実行価格により行われるよう、伐採処分業務を委託する場合の積算における適正な現地実行価格の算定方法について、明確な指針等を定めていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、30年8月に、伐採処分業務に係る委託費の積算について指針を定め、伐採処分業務の実態に即した適正な現地実行価格について、損失補償基準を基に過去の実績、業者の見積価格等も考慮するなどして算定することとするとともに、全国の都道府県に対して事務連絡を発し、当該指針に基づき伐採処分業務に係る委託費の積算を適正に行うよう周知徹底する処置を講じた。

- (3) 国営更新事業等の実施に当たり、支障となる他目的使用施設の移転等に要する費用を国が負担する場合の取扱いを明確にして周知徹底することなどにより、他目的使用施設の移転等に要する費用の負担が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費 (項)農地等保全事業費 (項)北海道開発事業費
部 局 等	農林水産本省、4農政局等、5事業所等
土地改良財産に係る他目的使用の概要	かんがい排水事業等の国営土地改良事業によって整備した用水路等の土地改良財産を他の用途又は目的に使用させ、若しくは収益させるなどするもの
国が負担した補償施設には該当しない施設等の原形復旧に係る工事費等相当額	1353万円(平成26年度～29年度)

1 土地改良財産の他目的使用の概要

(1) 土地改良事業及び土地改良財産の管理の概要

農林水産省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき、農業用排水施設の整備を行うかんがい排水事業等の国営土地改良事業(以下「国営事業」という。)を実施している。

そして、農林水産省は、国営事業によって整備した用水路等の国有財産(以下「土地改良財産」という。)について、同法第94条の6の規定等に基づき、土地改良区等に管理を委託できることとなっている(以下、管理を受託した者を「管理受託者」という。)

(2) 他目的使用に係る手続

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)によれば、管理受託者は、農林水産省の承認

を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させること(以下「他目的使用」という。)ができることとされている。

そして、管理受託者は、他目的使用に当たっては、土地改良財産の他目的使用を行おうとする者から他目的使用の申請を受けて、他目的使用の申請書に契約書の案等を添えて地方農政局長等に提出し、地方農政局長等から他目的使用の承認を受けた後に、同者と他目的使用契約を締結することとなっている。

この際、地方農政局長等は、他目的使用が当該土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げないものであって、使用期間が原則として5年を超えない場合等に限り承認することができることとなっている。また、他目的使用契約を更新することなく、他目的使用契約に定められた使用期間が満了したときは、他目的使用を行う者(以下「使用者」という。)は、土地改良財産を使用者の負担により原状回復することとなっている。

(3) 国営更新事業等の支障となる他目的使用施設の取扱い

農林水産省は、土地改良財産の更新整備に係る国営事業(以下「国営更新事業」という。)等の実施に当たり、他目的使用契約に基づいて使用者が土地改良財産上に設置した施設等(以下「他目的使用施設」という。)が支障となる場合、原則として使用期間の満了をもって使用者に土地改良財産を原状回復させて工事に着手することとしている。

一方、平成16年3月以前の国営事業において、国が工事施工箇所に既に存在していた第三者所有の施設等を撤去等して、整備後の土地改良財産上に補償として原形に復旧する(以下「原形復旧」という。)などした他目的使用施設(以下「補償施設」という。)であって、他目的使用契約の締結の時点で、他目的使用契約に国営更新事業の計画等の内容及び時期が示されていない場合は、「国営更新事業における他目的使用施設の移転等の取扱いについて」(平成15年15農振第590号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「課長通知」という。)に基づき、社会通念上やむを得ないものなどとして、国が施設等の移転等(原形復旧を含む。以下同じ。)に要する費用を負担することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、国営更新事業等の支障となる他目的使用施設の移転等に要する費用が他目的使用契約に従って適切に負担されているかなどに着眼して、9農政局等が28年度末に41事業所等の管内において管理委託している土地改良財産を対象として、他目的使用施設の移転等に要する費用等に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するとともに、農林水産本省、5農政局及び7事業所において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 9農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注2) 41事業所等 平川二期、和賀中央、岩手山麓、中津山、平鹿平野、田沢二期、旭川、赤川、最上川下流左岸、会津南部、荒川中部、印旛沼二期、三方原用水二期、栃木南部、加治川二期、新川流域、信濃川左岸流域、関川用水、九頭竜川下流、湖東平野、東播用水二期、吉井川、香川用水二期、石垣島各農業水利事業所、新濃尾、矢作川総合第二期、那賀川、筑後川下流左岸、筑後川下流右岸各農地防災事業所、津

軽土地改良建設事務所、駅館川農地整備事業所、札幌、函館、小樽、旭川、室蘭、
釧路、帯広、網走、留萌、稚内各開発建設部

(注3) 5農政局 東北、関東、東海、近畿、中国四国各農政局

(注4) 7事業所 岩手山麓、赤川、荒川中部、新川流域、吉井川各農業水利事業所、矢作川
総合第二期、那賀川両農地防災事業所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の9農政局等において、26年度から29年度までの間に、国営更新事業等として実施された工事等の状況を確認したところ、4農政局等^(注5)及び5事業所等^(注6)は、幹線水路補修工事等計5件において5施設等の原形復旧に要する費用の負担が課長通知の対象となるなどとして、原形復旧に係る工事費等相当額計1353万余円を負担していた。

しかし、上記の5施設等はいずれも国以外の者が設置したものであり、補償施設に該当せず、さらに、5件のうち4件の施設等は、管理受託者である土地改良区が他目的使用の承認を受けていない施設等であった。そして、課長通知の対象が他目的使用施設のうち補償施設のみであることが明確でなかったり、他目的使用契約が締結されていなかったりしていたなどのため、4農政局等及び5事業所等は、5件の工事等において、課長通知における国営更新事業の計画等の内容及び時期が使用者に示されていない場合に該当するなど誤認して、原形復旧に要する費用を負担していた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

中国四国農政局及び同農政局那賀川農地防災事業所は、国営総合農地防災事業として、平成27、28両年度に、幹線水路に係る工事を工事費268,056,000円で実施しており、この工事費には、開水路上部の農業協同組合所有の駐車場の原形復旧に要する費用(工事費相当額計9,263,408円)が含まれていた。

しかし、当該駐車場は、同組合が自ら設置したものであることから、補償施設に該当せず、これに係る原形復旧に要する費用を負担すべきでないのに、同農政局等は、課長通知の対象が補償施設のみであることが明確でなかったこと、他目的使用契約が締結されておらず、使用者に国営更新事業の計画等の内容及び時期が示されていなかったことなどから、課長通知の対象になると誤認して上記の費用を負担していた。

(注5) 4農政局等 東北、北陸、中国四国各農政局、北海道開発局

(注6) 5事業所等 平鹿平野、赤川、新川流域各農業水利事業所、那賀川農地防災事業所、
札幌開発建設部

このように、課長通知の対象となる補償施設には該当しない施設等の原形復旧に要する費用を国が負担していた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、課長通知の対象が他目的使用施設のうち補償施設のみであることが明確でなく、4農政局等及び5事業所等において、その内容についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、30年9月に地方農政局等、事業所等に対して事務連絡を発して、課長通知が補償施設を対象としていることを明確にして周知徹底するなどの処置を講じた。

- (4) 農地海岸事業について、海岸管理者に対して、防護区域内の農地の状況を確認するなどして農地の保全に係る効果が十分に発揮されるか検討することの重要性等を周知したり、防護区域内の農地の状況を確認できる仕組みを整備したりすることにより、事業の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農山漁村地域整備事業費
部 局 等	農林水産本省、4農政局
補助の根拠	海岸法(昭和31年法律第101号)、予算補助
事業主体	12道県
農地海岸事業の概要	農地保全を目的として、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するために海岸保全施設の新設、改良等を行うもの
農地海岸事業が実施された海岸数及び事業費	318海岸 77億6285万余円(平成25年度～29年度)
上記に対する交付金交付額	38億4087万余円
防護区域内に農地が存在していなかったり、農地の全てが荒廃農地となっていたりしていた海岸数及び事業費相当額	63海岸 2億6919万余円(平成26年度～29年度)
上記に対する交付金相当額	1億4428万円

1 農地海岸事業の概要

(1) 農地海岸の概要

国は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することなどにより、国土の保全に資することを目的として、海岸法(昭和31年法律第101号)等に基づき、堤防、護岸等の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設(以下「海岸保全施設」という。)の新設、改良等の実施を推進している。

海岸法によれば、都道府県知事は、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地等について、海岸保全施設の設置とその他管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。とされている。

また、海岸保全区域に関する事項については、海岸の存する地域及びその背後地の利用状況等に応じてそれぞれ主務大臣が定められており、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域等に係る海岸保全区域(以下「農地海岸」という。)に関する事項については、農林水産大臣が主務大臣となっている。

(2) 海岸保全区域の管理及び費用負担

海岸法等によれば、海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事等(以下「海岸管理者」という。)が行うこととされており、海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。また、海岸管理者が海岸保全区域を管理するために要する費用は、当該海岸管理者の属する地方公共団体の負担とすることとされている。

そして、高潮対策、侵食対策等のために実施する海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する費用については、予算の金額を超えない範囲内で、その費用の一部を国が負担することとされている。

(3) 農地海岸事業の概要

農林水産省は、海岸法等に基づき、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年21農振第2453号)を策定して、海岸保全施設整備事業を農山漁村地域整備交付金(以下「交付金」という。)の交付対象事業とし、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年21農振第2454号。以下「要領」という。)において、交付金の交付対象となる事業の実施要件等を定めている(以下、交付金により農地海岸において実施される海岸保全施設整備事業を「農地海岸事業」という。)

そして、要領によれば、農地海岸事業の趣旨は、沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図ることなどとされており、その実施要件として、農地海岸において実施するものであることのほか、実施する対策に応じて、海岸保全施設が津波、高潮、波浪等による浸水を防護する区域(以下「防護区域」という。)の面積が、海岸保全施設の延長1km当たり5ha以上であることなどが定められている。また、農地海岸事業は農地保全を目的として実施するものであるが、事業の実施時点で、防護区域内に農地が存在していることや、その農地において適切に農業生産活動が実施されていることを確認することとはされていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、農地海岸事業が事業の趣旨に沿って適切に実施されているかなどに着眼して、平成25年度から29年度までの間に、12道県が^(注1)高潮対策、侵食対策、海岸堤防等老朽化対策等の農地海岸事業を実施した農地海岸318海岸(事業費計77億6285万余円、交付金交付額計38億4087万余円)を対象として、農林水産省及び上記の12道県において、事業計画書、海岸保全区域台帳、農地台帳等の関係書類、現地の状況を確認するとともに、農地海岸の防護区域内の農地の状況に関する調書の提出を受け、その内容を分析するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 12道県 北海道、青森、愛知、三重、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、佐賀、
熊本各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

318海岸のうち5県^(注2)が農地海岸事業を実施した21海岸(事業費相当額計2億2364万余円、交付金相当額計1億2136万余円)については、29年度末現在、防護区域内に農地が存在していなかった。また、残りの297海岸のうち4県^(注3)が農地海岸事業を実施した42海岸(事業費相当額計4555万余円、交付金相当額計2291万余円)については、29年度末現在、防護区域内の農地の全てが、耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地(以下「荒廃農地」という。)であり、荒廃農地の解消に係る具体的な対策(以下「荒廃農地対策」という。)も講じられていない状況であった。

上記の計63海岸については、昭和32年度から60年度までの間に農地海岸に指定されたものであり、指定された当時は農業生産活動が行われていたと考えられるものの、指定後長期間が経過し、その間の状況変化により、防護区域内の農地の状況が変化したものと考えられる。しかし、63海岸の海岸管理者である7県^(注4)は、要領等において、事業の実施に当たって、防護区域内の農地の状況について確認することとされていないことなどから、63海岸の農地海岸事業の実施に当たってもこれを十分に確認していなかった。

このため、前記の63海岸において実施された農地海岸事業(事業費相当額計2億6919万余円、交付金相当額計1億4428万余円)については、農地保全に係る効果を発揮しておらず、沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守るなどする事業の趣旨に沿ったものとなっていなかった。

(注2) 5県 青森、三重、香川、愛媛、佐賀各県

(注3) 4県 岡山、香川、愛媛、高知各県

(注4) 7県 青森、三重、岡山、香川、愛媛、高知、佐賀各県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

三重県は、鳥羽市菅島地区において、農地海岸事業として、平成27年度から29年度までの間に、昭和34年度に農地海岸に指定された1海岸の侵食対策を目的として、護岸工事等5件(事業費1億9041万余円、交付金交付額1億0471万余円)を実施している。

しかし、平成29年3月の会計実地検査において、現地に赴くなどして防護区域内の農地の状況を確認したところ、防護区域は全て山林となっていて、農地は存在しておらず、農地海岸事業の趣旨に沿ったものとなっていなかった。

<事例2>

香川県は、農地海岸事業として、平成28、29両年度に、海岸堤防等老朽化対策を目的として、機能診断業務2件(事業費7540万余円、交付金交付額3770万円)を実施している。この事業は、同県内の農地海岸46海岸(農地海岸指定年度：昭和35年度～59年度)について、点検を実施して長寿命化計画を策定するものである。

しかし、平成30年3月の会計実地検査において、現地に赴くなどして当該46海岸の防護区域内の農地の状況を確認したところ、8海岸(事業費相当額計1247万余円、交付金相当額計623万

余円)において防護区域内に農地が存在していなかったり、11 海岸(事業費相当額計 1093 万余円、交付金相当額計 546 万余円)において防護区域内の農地の全てが荒廃農地対策が講じられていない荒廃農地となっていたりして、農地海岸事業の趣旨に沿ったものとなっていなかった。

このように、農地海岸事業において、防護区域内に農地が存在していなかったり、防護区域内の農地の全てが荒廃農地対策が講じられていない荒廃農地となっていたりして、沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守るなどする事業の趣旨に沿ったものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 海岸管理者において、農地海岸事業の実施に当たり、沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守るなどする事業の趣旨に沿ったものとなっているかについての検討が十分でなかったこと
- イ 農林水産省において、農地海岸事業の実施に当たり、防護区域内の農地の状況を確認できる仕組みを整備していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、平成 30 年 8 月に地方農政局等及び海岸管理者に対して事務連絡を発出して、農地海岸事業が事業の趣旨に沿って適切に実施されるよう、次のような処置を講じた。

- ア 農地海岸事業の実施に当たって、防護区域内の農地の状況を十分に確認するなどして農地の保全に係る効果が十分に発揮されるかについて検討することが重要であることや、防護区域内に農地が存在していなかったり、農地の全てが荒廃農地となっていたりする場合は交付金の交付対象とならないことなどを周知した。
- イ 事業の実施に当たって海岸管理者が作成する事業計画書に、防護区域内の農地面積、荒廃農地面積等の農地の状況を記載させることとするなどして、防護区域内の農地の状況を確認できる仕組みを整備した。

(5) 鳥インフルエンザのまん延を防止するためのワクチンの備蓄量の算定に当たり、最新の飼養状況等に基づき、ひな鶏等のワクチン接種の対象となっていない鶏を対象から除外するなどして、備蓄量の算定を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省検査指導機関 (項)農林水産本省検査指導所
部 局 等	農林水産本省、動物検疫所本所
契 約 名	鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン 205 万ドーズ 購入
購入物品の概要	鳥インフルエンザのまん延防止のために所定の区域内の鶏に接種するためのワクチン
契 約 額	7206 万余円(平成 28、29 両年度)

ワクチンの備蓄量及び購入金額(1)	410万ドーズ	7206万余円(平成28、29両年度)
対象とする必要がないひな鶏等を除外するなどして試算した備蓄量及び平成28、29両年度の購入金額を基に試算した購入金額相当額(2)	234万ドーズ	4113万余円(平成29年7月末時点)
(1)と(2)との開差数量及び開差額(試算)	176万ドーズ	3093万円

1 制度の概要

(1) 鳥インフルエンザに係る防疫措置の概要

農林水産省は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。)に基づき、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)を策定し、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ(以下、これらを合わせて「鳥インフルエンザ」という。)の発生予防、発生した場合の迅速かつ的確なまん延防止対策等の対応策等について定めている。

家伝法によれば、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病にかかっている家畜(以下「患者」という。)、患者である疑いがある家畜等(以下「疑似患者」という。)の所有者は、家畜防疫員^(注1)の指示に従って、直ちに当該家畜を殺さなければならないとされており、防疫指針では、患者又は疑似患者と判定された後、原則として24時間以内にと殺を完了するとしている。また、家伝法において、都道府県知事は、必要があるときは、家畜等について、当該都道府県の区域内での移動等を禁止等することができることとなっており、防疫指針では、都道府県知事は、所定の範囲の区域について、移動制限区域等を設定することとしている。このように、我が国における鳥インフルエンザが発生した場合の防疫措置は、患者又は疑似患者の迅速な殺を完了すること及び移動制限区域等を設定することを原則としている。

一方、家伝法において、都道府県知事は、家畜の伝染性疾病のまん延を防止するために、家畜防疫員に家畜の検査、注射等を行わせることができることとなっている。これを受けて、防疫指針では、鳥インフルエンザの発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合、農林水産省は、防疫措置の進捗状況、感染の広がりなどを考慮して、まん延防止のための緊急ワクチン(以下「ワクチン」という。)の接種を実施することを決定することとしている。そして、同省がワクチン接種の実施時期、実施地域等を定めた緊急防疫指針を策定し、都道府県は、これに基づき速やかにワクチンを接種することとしており、同省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡するなどすることとしている。

(注1) 家畜防疫員 都道府県知事に任命されて都道府県の家畜衛生保健所等に配置されている獣医師である都道府県の職員

(2) ワクチンの備蓄量の算定方法等

農林水産省は、ワクチンの接種が必要となった場合に備えて、平成16年度からワクチンの備蓄を行っており、鳥インフルエンザが発生した場合、国内で最も被害が大きいと想定される半径10km圏内での飼養羽数が最も多い地域(以下「飼養密集地域」という。)を選定し、飼養密集地域内の肉用鶏、採卵鶏等の計590万羽についてと殺又はワクチンを接種することを想定している。そして、当時のワクチンの効果等を踏まえて、ワクチン接種の準備、接種及びその効果が発現するまでの期間(以下「効果発現までの期間」という。)を30日間、1日当たりのと殺可能な羽数を6万羽として30日間でと殺可能な羽数を計180万羽と設定し、これを590万羽から除いた410万羽をワクチンの接種対象として備蓄量を算定している。

そして、防疫指針により備蓄場所とされている動物検疫所は、毎年度、必要な備蓄量の410万ドーズ^(注2)が保たれるようにワクチンを購入しており、28年度に205万ドーズ(購入金額3608万余円)、29年度に205万ドーズ(同3597万余円)を購入し、410万ドーズのワクチンを動物検疫所本所(横浜市所在)と同検疫所の神戸、門司両支所に分散して備蓄している。

我が国では、16年以降、各地で鳥インフルエンザが発生しているものの、全てと殺により対応してきており、ワクチンの接種が必要となる事態には至っていないことから、ワクチンの使用実績はなく、2年間の使用期限が過ぎたワクチンについては、毎年度、焼却処分している。

(注2) ドーズ 1羽分のワクチンの必要量

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、ワクチンの備蓄量の算定が適切に行われているかなどに着眼して、動物検疫所が28、29両年度に購入して備蓄している410万ドーズのワクチン(購入金額計7206万余円)を対象として、農林水産本省及び動物検疫所本所において、備蓄量の算定の根拠等についての説明を聴取するとともに、購入契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

農林水産省は、16年の防疫指針では移動制限区域内の生きた鶏の移動は認めておらず、鶏の出荷ができないことから、飼養密集地域内の全ての鶏についてと殺又はワクチンの接種の必要があるとしてワクチンの備蓄量を410万ドーズと算定していた。

しかし、同省が21年度以降購入しているワクチンは、4週齢未満のひな鶏(以下「ひな鶏」という。)について、有効性等が評価されていないことなどから、ワクチンの使用説明書等において接種の対象としていなかった。また、23年10月に防疫指針を変更して、鶏が鳥インフルエンザにかかっていないことなどの一定の要件を満たす場合、移動制限区域内の鶏を同区域内の食鳥処理場に出荷できることとしたことにより、同区域内の鶏であっても、食鳥処理場での処理の後、食肉として出荷できることとなり、効果発現までの期間に出荷が見込ま

れる鶏については、ワクチンの備蓄量の算定の対象とする必要がなくなった。

さらに、農林水産省が飼養密集地域の飼養羽数等について調査したところ、29年7月末現在、飼養密集地域での飼養羽数は約611万羽、効果発現までの期間は24日間、1日当たりのと殺可能な羽数は7万羽となっており、24日間で計168万羽をと殺できることなどとなっていた。

そこで、被害が想定される鶏種ごとの飼養羽数、ひな鶏や出荷される鶏の平均的な割合等の農林水産省が設定した前提条件で、上記の約611万羽を基に、と殺可能な鶏168万羽、算定の対象とする必要がないひな鶏約139万羽、出荷が見込まれる鶏約69万羽を除外してワクチンの必要数量を試算すると、約234万ドーズとなる。そして、前記の28、29両年度に購入したワクチンの購入金額である7206万余円を基にして、現在の備蓄量である410万ドーズに対する割合で案分することにより上記の234万ドーズの購入金額相当額を試算すると4113万余円となり、現在の備蓄量410万ドーズとの差である176万ドーズの購入金額相当額は、3093万余円となる。

このように、ワクチンの備蓄量の算定に当たり、接種の対象となっていないひな鶏や出荷が見込まれることから接種の対象とする必要がない肉用鶏等の鶏を除外していなかったり、最新の飼養状況等に基づく備蓄量の検討及び見直しを行うこととしていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、ひな鶏はワクチン接種の対象となっていないこと及び一定の条件を満たせば移動制限区域内の鶏を出荷できるとしたことを考慮して備蓄量を算定する必要性や、最新の飼養状況等により備蓄量を検討する必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、翌年度に備蓄するワクチンの量等を毎年度適切に決定するために、30年4月にウイルス学の専門家等で構成される「鳥インフルエンザワクチン備蓄検討会」を設置し、同検討会の検討結果を踏まえて、30年5月時点の飼養状況やと殺可能数等に基づき、ひな鶏等のワクチン接種の対象となっていない鶏を備蓄量の算定の対象から除外するなどして、前記の試算と同様の方法により31年度に必要とする備蓄量を170万ドーズと決定し、購入担当部局である動物検疫所に対して30年8月に通知する処置を講じた。

- (6) 沿岸漁業改善資金が適切な規模で有効に運営されるよう、水産庁において余剰金の自主納付制度が十分に活用されているかについて十分に確認できる体制を整備し、必要に応じて都道府県と余剰金の額の再算定や自主納付の再検討について協議等を行うことができるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産業振興費
部 局 等	水産庁
助 成 の 根 拠	沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)

補助事業者 (事業主体)	36 都道府県
補助事業	沿岸漁業改善資金貸付
補助事業の概要	沿岸漁業経営の改善等のために沿岸漁業従事者等が必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して、資金の造成に要する経費の一部を補助するもの
36 都道府県における資金保有額	159 億 9494 万余円(平成 28 年度末)
上記の資金に対する国庫補助金相当額	106 億 6281 万余円
平成 27 年度又は 28 年度に自主納付制度が十分に活用されているかについて確認できていなかった余剰金の額	14 県 14 億 0573 万余円
上記に対する国庫補助金相当額	9 億 3715 万円

1 沿岸漁業改善資金等の概要

(1) 沿岸漁業改善資金の概要

水産庁は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号)に基づき、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的として、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業経営の改善等のために必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して、当該貸付事業に必要な資金の 3 分の 2 に相当する額以内の額を沿岸漁業改善資金造成費補助金として交付している。

そして、都道府県は、上記の国庫補助金に自己資金等を合わせて沿岸漁業改善資金を造成して、近代的な漁業技術の導入等を行う沿岸漁業従事者等に対して必要な資金を無利子で貸し付ける沿岸漁業改善資金貸付事業を実施しており、平成 28 年度末時点で、39 都道府県^(注 1)において沿岸漁業改善資金が造成されている。

(注 1) 39 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(2) 余剰金の自主納付制度の概要

水産庁は、23 年度以降、「沿岸漁業改善資金に係る資金規模の適正化について」(平成 23 年 22 水推第 937 号水産庁増殖推進部研究指導課長通知)等に基づき、都道府県に沿岸漁業改善資金に係る余剰金の算定を行わせ、23 年度から 26 年度までに 12 府県において余剰金の自主納付が行われてきた。そして、同庁は、27 年 4 月に改正した「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(昭和 54 年 54 水研第 612 号水産庁長官通知。以下「長官通知」という。)に基づき、実績報告書において、都道府県に、おおむね次の手順により、余剰金の額の算定

を行わせ、余剰金の自主納付についての検討結果を農林水産大臣に報告させることとしている。

- ① 実績報告書を提出する年度(以下「提出年度」という。)の前年度以前の5か年度における年間貸付額の最大額(以下「過去最大実績額」という。)を基に、提出年度以降の5か年度における各年度の貸付計画額を算定する。
- ② ①の貸付計画額を基に余剰金の額を算定し、提出年度又はその翌年度に余剰金の自主納付を行うことについて検討する。

また、都道府県は、上記の貸付計画額の算定や余剰金の自主納付の検討において、資金需要の増加要因等の事情を勘案することができることとなっており、過去最大実績額に基づくことなく貸付計画額を算定したり、余剰金の自主納付を行わないこととしたりする場合、実績報告書にそれらの事情を具体的に記載することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、水産庁が、都道府県における沿岸漁業改善資金に係る余剰金の額の算定状況及び自主納付の検討状況について十分に確認するなどして、都道府県において自主納付制度が十分に活用されていることを確認しているか、同資金が適切な規模で有効に運営されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、東日本大震災の影響が特に大きく、余剰金の額の算定を適切に行うことが困難な岩手、宮城、福島各県を除く36都道府県に係る沿岸漁業改善資金(28年度末資金保有額計159億9494万余円、国庫補助金相当額計106億6281万余円)を対象として、水産庁及び13都道府県^(注2)において、26年度事業に係る実績報告書(以下「26年度実績報告書」という。)等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの23府県については、同庁から26年度実績報告書等の書類の提出を受けるなどして検査した。

(注2) 13都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、千葉、神奈川、新潟、福井、静岡、愛知、兵庫、福岡、沖縄各県

(検査の結果)

26年度実績報告書における余剰金の額の算定状況及び自主納付の検討状況について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記36都道府県のうち、6府県は27年度又は28年度に余剰金の自主納付を行っていたが、30都道府県は余剰金の自主納付を行っていなかった。そこで、当該30都道府県について、余剰金の額の算定状況についてみたところ、13府県は貸付計画額を過去最大実績額以下に設定するなどして余剰金の額を算定していたが、残りの17都道府県は貸付計画額を過去最大実績額よりも高額に設定して余剰金の額を算定していた。そして、当該17都道府県について、過去最大実績額を貸付計画額として余剰金の額を算定すると、11県は、26年度実績報告書において算定されていた余剰金の額が増加することとなり、残りの6都道府県のうち3県は、26年度実績報告書において発生しないとしていた余剰金が発生することとなった。

そこで、余剰金の額が増加することとなった^(注3)11県と余剰金が発生することとなった^(注4)3県の計14県(以下「14県」という。)について、貸付計画額を過去最大実績額よりも高額に設定した事情を26年度実績報告書により確認したところ、その事情が記載されていなかったり、記載されていた事情の妥当性が確認できない状況となっていたりしていた。そして、14

(注5)
 県のうち会計実地検査を実施した3県について、貸付計画額の具体的な設定状況を確認したところ、沿岸漁業従事者等の要望調査による貸付需要額を貸付計画額としていたが、貸付実績額の状況をみたところ、26年度以前の5か年度の間、毎年度、貸付実績額が貸付需要額を大幅に下回っていて、貸付計画額を過去最大実績額よりも高額に設定したことの妥当性の根拠が十分でないと考えられる状況となっていた。

(注3) 11県 秋田、千葉、福井、滋賀、兵庫、和歌山、山口、愛媛、高知、大分、鹿児島各県

(注4) 3県 石川、鳥取、徳島各県

(注5) 3県 千葉、福井、兵庫各県

また、14県のうち、26年度実績報告書において余剰金が算定されていた11県について、余剰金の自主納付を行わないこととした事情を確認したところ、その事情が記載されていなかったり、記載されていた事情の妥当性が確認できない状況となっていたりしていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

兵庫県は、26年度実績報告書において、過去最大実績額を基準に、過去5か年度以前の貸付実績及び追加機器等の貸付見込みにより貸付計画額を算定したなどとして、貸付計画額を過去最大実績額1億0124万余円よりも高額の1億5000万円に設定し、余剰金を3128万余円と算定していた。また、同県は当該余剰金について、今後の資金需要の動向を注視しながら取扱いを検討していく予定であるとして、自主納付を行っていなかった。

そして、14県について、26年度から28年度までの間の各年度末の資金保有額のうち、貸し付けられずに翌年度へ繰り越された額の割合(以下「繰越率」という。)をみたところ、表1のとおり、いずれの県も繰越率が50%を超えており、最大で96.6%となっているなど繰越率が高い状態となっていた。また、14県の平均繰越率は、26年度末の78.4%から28年度末の84.8%に6.4ポイント上昇している傾向も見受けられた。

表1 14県の繰越率等の状況 (単位：千円、%)

繰越率等 県名	平成26年度末			27年度末			28年度末		
	資金保有額 (a)	翌年度へ繰り 越された額 (b)	繰越率 (b)/(a)	資金保有額 (a)	翌年度へ繰り 越された額 (b)	繰越率 (b)/(a)	資金保有額 (a)	翌年度へ繰り 越された額 (b)	繰越率 (b)/(a)
秋田県	185,775	162,601	87.5	185,775	163,964	88.2	185,775	164,418	88.5
千葉県	622,174	428,812	68.9	622,264	423,698	68.0	622,354	470,264	75.5
石川県	252,375	156,349	61.9	252,375	183,197	72.5	252,375	203,878	80.7
福井県	309,510	299,130	96.6	309,748	295,322	95.3	309,812	298,510	96.3
滋賀県	115,946	74,031	63.8	116,006	75,801	65.3	116,186	79,921	68.7
兵庫県	808,134	571,724	70.7	808,134	625,220	77.3	808,314	651,604	80.6
和歌山県	545,215	489,923	89.8	545,315	496,251	91.0	545,415	502,909	92.2
鳥取県	373,647	339,033	90.7	373,837	350,792	93.8	374,057	360,415	96.3
山口県	273,829	232,169	84.7	273,829	238,814	87.2	273,829	243,729	89.0
徳島県	313,267	223,095	71.2	313,337	227,088	72.4	313,417	240,145	76.6
愛媛県	252,819	212,087	83.8	252,949	216,230	85.4	253,029	225,959	89.3
高知県	659,842	469,989	71.2	659,842	495,094	75.0	659,842	526,327	79.7
大分県	611,588	495,381	80.9	611,898	521,349	85.2	612,178	549,417	89.7
鹿児島県	844,512	650,048	76.9	844,882	682,902	80.8	845,202	714,058	84.4
14県平均	440,616	343,169	78.4	440,727	356,837	81.2	440,841	373,682	84.8

しかし、同庁は、14 県が貸付計画額を過去最大実績額よりも高額に設定したり、余剰金の自主納付を行わないこととしたりした事情の妥当性を十分に確認しておらず、14 県が適切な事情に基づいて余剰金の額の算定や自主納付の検討を行っているか十分に確認できていない状況となっていた。

そして、14 県について、過去最大実績額を貸付計画額として余剰金の額を算定したところ、表 2 のとおり、各県が算定していた余剰金の額計 5 億 5484 万余円は、計 14 億 0573 万余円(国庫補助金相当額計 9 億 3715 万余円)となった。

表 2 過去最大実績額を貸付計画額として算定した余剰金の額 (単位：千円)

県名	余剰金の額等	各県が設定していた貸付計画額注(1)	過去最大実績額	各県が算定していた余剰金の額	過去最大実績額を貸付計画額として算定した余剰金の額 (平成 27 年度又は 28 年度に自主納付制度が十分に活用されているかについて確認できていなかった余剰金の額)	
					国庫補助金相当額注(2)	
秋田県		40,000	21,431	8,203	37,156	24,770
千葉県		120,000	81,220	50,117	115,374	76,916
石川県		80,000	40,670	—	29,572	19,714
福井県		100,000	4,000	11,211	145,256	96,837
滋賀県		20,000	3,700	17,646	32,165	21,443
兵庫県		150,000	101,249	31,282	152,440	101,626
和歌山県		100,000	31,579	27,982	186,654	124,436
鳥取県		100,000	73,220	—	19,534	13,022
山口県		50,000	16,210	9,311	87,514	58,342
徳島県		80,000	53,810	—	31,789	21,192
愛媛県		50,000	25,800	45,052	64,270	42,846
高知県		100,000	75,200	88,773	120,266	80,177
大分県		70,801	51,081	156,754	194,667	129,778
鹿児島県		119,749	76,703	108,515	189,079	126,052
計				554,846	1,405,736	937,151

注(1) 「各県が設定していた貸付計画額」は、各県が設定していた平成 27 年度の貸付計画額を記載している。

注(2) 「国庫補助金相当額」は、「過去最大実績額を貸付計画額として算定した余剰金の額」に補助率(2/3)を乗じた額としている。

このように、同庁において、14 県に係る余剰金の額計 14 億 0573 万余円について、適切な事情に基づいて余剰金の額の算定や自主納付の検討が行われているか十分に確認できておらず、自主納付制度が都道府県において十分に活用されているかについて確認できていなかったなどの事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、水産庁において、都道府県が貸付計画額を過去最大実績額よりも高額に設定して余剰金の額を算定した場合や余剰金の自主納付を行わないこととした場合、それらの事情の妥当性を十分に確認できる体制を整備していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、水産庁は、沿岸漁業改善資金が適切な規模で有効に運営されるよう、30年5月に、長官通知を改正するとともに、事務連絡を発して、都道府県が貸付計画額を過去最大実績額よりも高額に設定して余剰金の額を算定した場合や余剰金の自主納付を行わないこととした場合、関係資料を提出させるなどして、それらの事情の妥当性を十分に確認することができる体制を整備し、それらの妥当性が認められないなどの場合、余剰金の額の再算定や自主納付の再検討について、都道府県と協議等を行うことができるようにするなどの処置を講じた。

- (7) 産地水産業強化支援事業等について、目標年度の翌年度に改善計画を策定させて成果目標を達成すべき旨の指導を適時適切に行うための体制を整備するなどしたり、後継事業において整備する施設が有効に活用され、事業計画の達成に資するものとなるよう事前の調査・検討を十分に行わせることを周知するなどしたりすることにより、事業効果の発現に資するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産業強化対策費
部 局 等	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	66 産地協議会
補助事業	産地水産業強化支援事業
補助事業の概要	水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、産地協議会が産地水産業強化計画に基づいて実施する施設の整備等を行う事業
協議会が策定した強化計画の内容が適切でなかった事業数及び事業費	3 事業 5 億 3386 万余円(平成 23 年度～26 年度)
上記に対する交付金交付額(1)	2 億 6713 万円
目標年度の翌年度に改善計画が策定されていなかった事業数及び事業費	13 事業 43 億 3059 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記に対する交付金交付額(2)	20 億 5408 万円
(1)及び(2)の純計	21 億 4291 万円(平成 23 年度～26 年度)

1 事業の概要

(1) 産地水産業強化支援事業の概要

水産庁は、平成 23 年度から 28 年度までの間に、水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、漁業協同組合等の漁業者団体、市町村等により構成される産地協議会(以下「協議会」という。)が作成する産地水産業強化計画(以下「強化計画」という。)に基づいて、強化計画の達成に向けた新たなマーケット開発や共同利用施設等の整備等の取組に対して交付

金を交付する産地水産業強化支援事業(以下「産地支援事業」という。)を実施している。

産地水産業強化支援事業実施要綱(平成23年22水港第2422号農林水産事務次官依命通知)等によれば、協議会は、強化計画を策定するに当たり、現状からの所得の増加額等の具体的な数値による成果目標を設定することとされており、水産庁は、事業費当たりの成果目標値等を用いて順位付けを行った上で、強化計画を承認することとされている。

また、協議会は、強化計画の承認を受けた年度から起算して5年目の年度に成果目標の目標年度を設定して、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の評価を行い、7月末日までに水産庁に事後評価報告書を提出することとされている。そして、水産庁は、事後評価報告書の内容を検証した上で、事業の成果目標に対する達成率(以下「達成率」という。)^(注)が70%未満である場合は、当該協議会に対し、目標年度の翌年度に改善計画を策定させるとともに、成果目標を達成すべき旨の指導を行うこととされている。水産庁によれば、目標年度の翌年度に改善計画を策定させることとしているのは、事業効果の発現に資するためには速やかに改善を図る必要があるためとしている。

(注) 達成率 「実績の値における事業実施前の現状の値からの増加分又は減少分」を「成果目標の値における事業実施前の現状の値からの増加分又は減少分」で除して求めた率

(2) 29年度からの水産業強化支援事業の概要

産地支援事業は28年度で終了したが、水産庁では、29年度から産地支援事業の共同利用施設等の整備を行う事業と同様の水産業強化支援事業(以下「後継事業」という。)を創設して、漁業協同組合等に対して都道府県を通じて交付金を交付している。

水産関係地方公共団体交付金等実施要領(平成22年21水港第2631号農林水産事務次官依命通知)等によれば、都道府県は、漁業協同組合等が作成した個別地区計画を踏まえた水産業強化支援事業計画(以下「事業計画」という。)を作成して、水産庁に提出することとされている。そして、事業計画の作成に当たっては、産地支援事業と同様に現状からの所得の増加額等の成果目標を定めることなどとされており、水産庁は、都道府県から提出を受けた事業計画について審査して、適切であると認める場合には、交付金の配分の対象とすることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、協議会が策定した強化計画の内容は適切か、改善計画は適時適切に策定されているかなどに着眼して、23、24両年度に強化計画が承認され、29年7月末日までに事後評価報告書を水産庁に提出する必要がある66協議会が実施した72事業(事業費計138億6636万余円、交付金交付額計66億5697万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、水産庁及び上記の66協議会において、強化計画、事後評価報告書、改善計画の策定状況等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、協議会から資料の提出を受けてその内容を分析するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 協議会が策定した強化計画の内容が適切でなかった事態

前記の66協議会が実施した72事業の成果目標の達成状況をみたところ、31協議会が

実施した32事業(72事業の44.4%)で成果目標が達成されておらず、このうち22協議会が実施した23事業(同31.9%)については、達成率が70%未満となっていた。

そこで、上記の31協議会が実施した32事業について、成果目標が達成できなかった原因等を事後評価報告書等により確認したところ、災害等の自然現象による影響等を受けたことによるもののほか、協議会が強化計画を策定するに当たり、地域における漁獲量等を十分考慮していなかったり、整備する施設を活用して生産する製品の需要等について事前の調査・検討を十分に行わなかったりして、策定した強化計画の内容が適切なものとなっておらず、成果目標が達成されていない事態が、3協議会が実施した3事業(事業費計5億3386万余円、交付金交付額計2億6713万余円)で見受けられた。なお、上記の3事業については、いずれも達成率が70%未満となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

鹿児島県枕崎市水産物有効利用促進産地協議会は、平成24年度から26年度までの間に、かつおの腹皮を有効活用するための加工施設を整備することなどにより、かつお節製造事業所の所得を向上させることを目的として、事業費計8900万余円(交付金交付額計3103万余円)で産地支援事業を実施している。

同協議会は、強化計画を策定するに当たり、新商品開発等を行い、腹皮を加工して販売することで、加工施設における腹皮の年間計画利用量を360tとして、かつお節製造事業所の事業所得を合計で事業実施前から1476万円向上させるとする成果目標を設定していた。

しかし、同協議会は、強化計画を策定する前に市場調査等を行わず、強化計画の初年度である24年度に施設の整備を実施することとしていた。このため、施設の整備後も販売先の確保ができておらず、上記の年間計画利用量360tに対して利用実績が27年度1.8t(計画利用量の0.5%)及び28年度1.6t(同0.4%)と著しく低調となっており、事業所得は、目標年度である28年度において事業実施前よりも491万余円減少して、達成率が70%未満(△33.3%)となっていた。

(2) 目標年度の翌年度に改善計画が策定されていなかった事態

達成率が70%未満の前記の22協議会が実施した23事業における改善計画の策定状況をみると、9協議会が実施した10事業については、協議会が事後評価報告書の提出期日を失念していたことなどにより、期限である目標年度の翌年度の7月末日までに事後評価報告書が水産庁に提出されていなかったり、3協議会が実施した3事業については、協議会は上記の期限までに事後評価報告書を水産庁に提出していたものの、水産庁において指導の方策を検討していなかったりしていた。そのため、これらの12協議会が実施した13事業(事業費計43億3059万余円、交付金交付額計20億5408万余円)において、期限である目標年度の翌年度末までに改善計画が策定されておらず、速やかに改善を図るための指導が行われていなかった。

このように、協議会が策定した強化計画の内容が適切なものとなっておらず、成果目標が達成されていなかった事態、また、達成率が70%未満の事業について、目標年度の翌年度に改善計画が策定されておらず、速やかに改善を図るための指導が行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、協議会において、強化計画を策定するに当たり、地域の現状を十分考慮したり、整備する施設が有効に活用され、強化計画の達成に資するものとなるよう事前の調査・検討を十分行ったりすることの重要性についての理解が十分でなかったこと、また、事後評価報告書を期日までに提出することについての認識が欠けていたことなどにもよるが、水産庁において、次のことなどによると認められた。

- ア 協議会に対して、強化計画を策定するに当たり、地域の現状を十分考慮したり、整備する施設が有効に活用され、強化計画の達成に資するものとなるよう事前の調査・検討を十分行ったりすることについての指導が十分でなかったこと
- イ 協議会に対して事後評価報告書を期日までに提出することの重要性について周知が十分でなかったこと、及び改善計画を適時適切に策定させて成果目標を達成すべき旨の指導を行うことの重要性についての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、水産庁は、事業効果の発現に資するため、産地支援事業及び後継事業において、30年8月に事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 協議会等に対して目標年度の翌年度の7月末日までに事後評価報告書の提出を確実にを行うよう周知し、達成率が70%未満の事業について、目標年度の翌年度に改善計画を策定して成果目標を達成すべき旨の指導を適時適切に行うための体制を整備するなどした。
- イ 後継事業において、事業計画の内容を適切なものとするために、事前ヒアリングを実施することとしたり、都道府県等が活用するための事業計画審査チェックリストの様式を作成したりした。また、都道府県等に対して、都道府県等が事業計画等を作成するに当たり、整備する施設が有効に活用され、事業計画の達成に資するものとなるよう事前の調査・検討を十分に行わせることを周知した。

- (8) 農業災害補償制度の運営に当たり、共済団体が行う特別積立金の取崩しに係る会計経理について、特別積立金から取り崩した資金を共済事業等に係る費用の支払等に充てる場合には当該共済事業等に係る共済勘定の特別積立金を取り崩すことなどを監督指針に追記したり、特別積立金の取崩しの根拠となっている規定を改正したりなどすることにより、特別積立金の取崩しが適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(農業共済再保険勘定)
	(項) 農業共済再保険費及交付金
	〔平成20年度から25年度までは、 農業共済再保険特別会計 (農業、家畜、果樹、園芸施設各勘定) (項) 農業再保険費及交付金等 19年度以前は、 (農業勘定) (項) 農業共済組合連合会等交付金〕

部 局 等	農林水産本省	
事業の根拠	農業災害補償法(昭和22年法律第185号。平成30年4月1日以降は農業保険法)	
事業の概要	農業者が気象上の原因等により損害を受けた場合に、その損害の程度に応じて組合員等又は組合等に対して共済金又は保険金を支払うもの	
検査の対象	62 共済団体	
損害防止事業を含む様々な費用に充てるとして取り崩した特別積立金の額	62 共済団体	105 億 8399 万余円(平成18年度～27年度)
上記のうち他の共済事業等に係る費用の支払に充てるなどしていた額	10 共済団体	1 億 2860 万余円
上記に係る国庫負担金相当額		6421 万円

1 農業災害補償制度等の概要

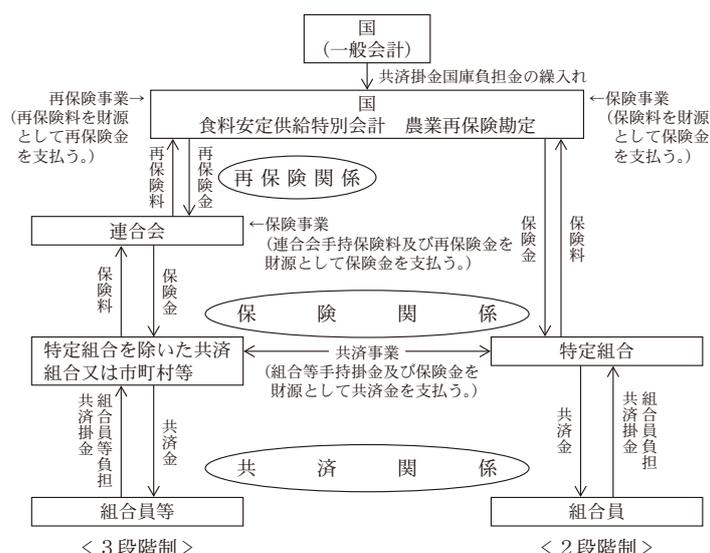
(1) 農業災害補償制度の概要

農林水産省は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号。平成30年4月1日以降は農業保険法。以下「農災法」という。)等に基づき、農業者が自然災害等の不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業災害補償制度を運営している。

この制度は、農業共済組合(特定組合を含む。以下「共済組合」という。)^(注1)又は市町村等(以下、共済組合と市町村等とを合わせて「組合等」という。)との間に共済関係のある者(以下「組合員等」という。)が、組合員等の相互扶助の考えに基づき、組合等に共済掛金を拠出して共同準備財産を造成し、共済事故が発生した場合において、組合等が、その損失の程度に応じて当該共同準備財産から損失の補填に充てるための共済金を組合員等に支払うものである。また、組合等は、組合員等に対して支払う共済金の支払責任の一部を農業共済組合連合会(以下「連合会」といい、組合等と連合会とを合わせて「共済団体」という。)又は国への保険に付し、連合会は、組合等に対して支払う保険金の支払責任の一部を国への再保険に付することとなっている(図参照)。

(注1) 特定組合 都道府県管内の共済組合が1組合に合併し、当該都道府県の連合会からその権利義務を承継した共済組合

図 農業災害補償制度の概念図



そして、組合等は、農災法等に基づいて、対象とする作物等により農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る各共済事業を実施している。また、連合会は、特定組合を除いた共済組合又は市町村等が各共済事業によって負う共済責任の一部を保険する保険事業を共済事業の区分ごとに実施している(以下、共済事業と保険事業を合わせて「共済事業等」という。)

(2) 国庫負担金の概要

国は、組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部を共済掛金国庫負担金(以下「国庫負担金」という。)として負担しており、27年度における国庫負担金の額は501億0964万余円となっている。そして、国庫負担金については、交付事務の合理化を図るため、農災法等において、国から共済団体に交付したり、食料安定供給特別会計の再保険料収入又は保険料収入に計上したりすることができることとなっている。このため、組合員等は、組合等に共済掛金から国庫負担金を差し引いた額を支払い、国庫負担金は、組合員等が組合等に支払う共済掛金の一部、組合等が連合会に対して支払う保険料の全部若しくは一部、特定組合が国に対して支払う保険料又は連合会が国に対して支払う再保険料の全部若しくは一部に充当されることになる。

(3) 共済事業等に係る会計等の概要

農災法等によれば、共済団体が行う共済事業等の会計は、共済事業等ごとに収支を明確にするために、農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定に区分して経理しなければならないこととされている。そして、共済団体の業務執行に要する経常的な経費(以下「業務経費」という。)に係る会計を共済事業等の会計と区分して経理するため、上記の5共済勘定とは別に、業務勘定を設けることとされている。

また、農林水産省は、共済団体が農災法に基づいて設立されている法人であることなどを踏まえて、共済事業等及び業務が適正に運用されるように「農業共済団体に対する監督指針」(平成24年23経営第3130号経営局長通知。以下「監督指針」という。)を策定し、監督指

針に基づいて、連合会に対する指導監督等を行うとともに、都道府県に対して、監督指針に基づいて組合等を適時適切に指導監督等するよう助言している。

(4) 不足金填補準備金及び特別積立金の概要

組合等において、当該年度に、組合員等に支払う共済金のうち組合等が負担する額が、組合等の収納する共済掛金の額の範囲に収まれば剰余が生じ、当該範囲を超えれば不足が生ずることになる。同様に、連合会においても、当該年度に、組合等に支払う保険金のうち連合会が負担する額が、連合会の収納する保険料の額の範囲に収まれば剰余が生じ、当該範囲を超えれば不足が生ずることになる。

農災法によれば、共済団体は上記の共済金又は保険金の不足金の補填に備えるために、農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号。以下「施行規則」という。)に基づいて、毎年度の剰余金の中から不足金填補準備金を積み立てなければならないとされている。また、施行規則によれば、毎年度の剰余金から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を特別積立金として積み立てなければならないとされている。

このうち、不足金填補準備金は、上記のとおり、農災法等に基づき、不足金の補填に備えるために積み立てなければならないとされているものであり、共済金の支払に不足を生ずる場合においてのみ取り崩すことが認められる。一方、特別積立金は、施行規則に基づき、共済金の支払に不足を生ずる場合であって、不足金填補準備金の金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合において共済金の支払に充てる場合のほか、次の場合においても、取り崩すことができることとなっている。

- ① 損害防止のため必要な処置等をするのに必要な費用の支払に充てる場合
- ② 無事戻し^(注2)による払戻金の支払に充てる場合
- ③ ①及び②のほか、共済事業等に関し必要なものとして農林水産大臣が定める費用の支払に充てる場合

そして、③の農林水産大臣が定める費用については、「農業災害補償法施行規則第23条の2第1項第5号の農林水産大臣が定める費用」(平成12年農林水産省告示第463号。以下「告示」という。)において、経常的経費以外の費用であって、当該費用を緊急に支出することが必要であると認められ、かつ、共済事業等の円滑な推進を図るために必要と認められるもの(以下「告示第3号」という。)等となっている。

(注2) 無事戻し 組合員等が、一定年間、組合等から共済金の支払を受けないとき又は支払を受けた共済金が一定の額に満たないときに、当該組合員等に対して同組合員等が支払った共済掛金の一部に相当する額を払い戻すことができる制度

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国は、共済掛金の支払に係る組合員等の負担を軽減するために、毎年度、多額の国庫負担金を負担しており、このため、共済事業等において生ずる剰余の原資には、多額の国庫負担金が含まれている。

このような状況を踏まえて、本院は、合規性等の観点から、特別積立金の取崩しなどに係る会計経理は、農災法等の法令等に基づいて適切に行われているか、各共済団体の判断による特別積立金の取崩しは、特別積立金の目的等を踏まえて適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、26^(注3) 道県管内の48組合等、14連合会、計62共済団体が、18年度から27年度までの間に行った特別積立金の取崩しのうち、共済団体の判断に基づき損害防止事業をするのに必要な費用及び告示に定める費用の支払に充てるとして取り崩されていた計105億8399万余円(国庫負担金相当額計50億5703万余円)を対象として、調書の提出を受けてその内容を分析するなどの方法により検査するとともに、農林水産本省及び上記の62共済団体において、事業報告書、財務諸表等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 26道県 北海道、秋田、山形、茨城、栃木、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、山梨、岐阜、静岡、愛知、滋賀、奈良、和歌山、広島、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、10共済団体の15件の特別積立金の取崩し(取崩額計1億2860万余円(国庫負担金相当額計6421万余円))において、次のような事態が見受けられた。

(1) 特別積立金から取り崩した資金を他の共済勘定に係る費用に充てていた事態

前記のとおり、共済団体が行う各共済事業等の会計は、それぞれ区分して経理しなければならないとされている。したがって、この趣旨を踏まえれば、特別積立金を取り崩して費用の支払等に充てる場合、費用を支出する各共済事業等に係る共済勘定の特別積立金から取崩しを行わなければならないことになる。

しかし、表1のとおり、5共済団体において、特別積立金から取り崩した資金を他の共済事業等における費用の支払に充てていた事態が6件あり、その取崩額は計1466万余円(国庫負担金相当額計733万余円)となっていた。

表1 共済団体別の特別積立金取崩額等 (単位：千円)

共済団体名	取り崩した特別積立金の勘定	費用の支払に充てていた勘定	特別積立金取崩額	国庫負担金相当額
秋田県農業共済組合連合会	農作物共済	畑作物共済、園芸施設共済	9,662	4,831
奈良県農業共済組合連合会	農作物共済	畑作物共済	1,628	814
徳島県農業共済組合	果樹共済	農作物共済、園芸施設共済	312	156
宮崎県農業共済組合連合会	農作物共済	果樹共済	31	15
みやざき農業共済組合	農作物共済	果樹共済	1,000	500
	農作物共済	果樹共済	2,026	1,013
計 5共済団体	6件		14,660	7,330

(2) 告示第3号に該当するとして特別積立金から取り崩した資金を業務経費の支払に充てていた事態

前記のとおり、告示によれば、共済団体が、経常的経費以外の費用であって、当該費用を緊急に支出することが必要であると認め、かつ、共済事業等の円滑な推進を図るために必要と認めるものの支払に充てる場合に、特別積立金を取り崩すことができるとされている。

しかし、農林水産省は、告示第3号に該当する経費の支払についての明確な基準を共済団体に示すなどしておらず、その判断は、共済団体に委ねられていた。このため、表2の

とおり、7 共済団体において、告示第3号に該当するとして取り崩した資金を経常的な経費であるシステムの整備費等の業務経費の支払に充てていた事態が9件あり、その取崩額は計1億1394万余円(国庫負担金相当額計5688万余円)となっていた。そして、これらの支払について、業務勘定から支出するのではなく、特別積立金から取り崩した資金を充てなければならない特段の理由は見受けられなかった。

表2 共済団体別の特別積立金取崩額等 (単位：千円)

共済団体名	取り崩した特別積立金の勘定	特別積立金取崩額	国庫負担金相当額	主な経費の内容
秋田県農業共済組合連合会	農作物共済	5,954	2,977	システム整備費
	農作物共済	591	295	加入促進費
山形県農業共済組合	農作物共済	18,651	9,325	データ整備費
富山県農業共済組合	家畜共済	871	348	家畜診療所の損失処理費
	農作物共済	22,549	11,274	システム整備費
山梨県農業共済組合	農作物共済、畑作物共済	15,738	7,869	システム整備費
岐阜県農業共済組合連合会	農作物共済	35,000	17,500	加入促進費
奈良県農業共済組合連合会	農作物共済	6,000	3,000	システム利用料
高知県農業共済組合	園芸施設共済	8,591	4,295	加入促進費
計 7 共済団体	9 件	113,947	56,886	

このように、特別積立金は、国庫負担金及び組合員等の負担による共済掛金を原資としており、その主たる目的は将来の共済金の支払財源の確保にあり、特別積立金から取り崩した資金を他の共済事業等に係る費用に充てていたり、告示第3号に該当するとして特別積立金から取り崩した資金を業務経費の支払に充てていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、次のことなどによると認められた。

- ア 連合会に対して、特別積立金の取崩しは、各共済勘定の特別積立金がそれぞれの共済勘定において将来共済金の支払に不足が生じた場合の支払財源とするためのものであることを踏まえて適切に行う必要があることなどについて、周知徹底を図っていなかったこと、
- また、都道府県に対して、組合等を適時適切に指導監督するよう助言していなかったこと
- イ 告示第3号に該当するとして行われる特別積立金の取崩しの必要性等について検討していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、次のような処置を講じた。

- ア 30年4月に開催した「都道府県農業保険主管課長会議及び農業共済団体参事会議」において、連合会に対して、特別積立金から取り崩した資金を共済事業等に係る費用の支払等に充てる場合には当該共済事業等に係る共済勘定の特別積立金を取り崩すことなどについて周知徹底するとともに、都道府県に対して、上記の内容に係る組合等への指導監督について助言した。また、同年6月に監督指針を見直して、上記の内容を追記した。
- イ 29年11月に告示の制定根拠となっていた施行規則の規定を削除する改正を行うとともに、30年3月に告示を廃止した。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について

平成 23 年度決算検査報告 407 ページ参照
 平成 24 年度決算検査報告 452 ページ参照
 平成 25 年度決算検査報告 502 ページ参照
 平成 26 年度決算検査報告 410 ページ参照
 平成 27 年度決算検査報告 404 ページ参照
 平成 28 年度決算検査報告 369 ページ参照

1 本院が要求した適宜の処置

農林水産省は、家畜導入事業のうち特別導入事業の実施に必要な資金に充てるための基金を造成する事業主体に補助金を交付する都道府県に対して、国庫補助金を交付していた。そして、本事業を平成 17 年度に終了させたことに伴い、各事業主体は、18 年度から 23 年度までに本事業に係る基金の国庫補助金相当額を、都道府県を経由して国庫に納付することとなった。しかし、鹿児島県は「鹿児島県家畜導入事業実施要領」等を定めて、本事業の事業主体となっていた同県下の市町村が引き続き本事業と同様の事業を実施できるようにしていた。そして、この事業の財源として、事業主体が特別導入事業により造成した基金を取り崩すことができることとしていたため、同県下の 34 事業主体は、18 年度以降、国庫補助金相当額の納付を全く行っておらず、また、農林水産省も、国庫補助金相当額の納付の進捗に向けた具体的な措置を十分に講じていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、本事業に係る事業主体間の公平を確保するとともに、国費を効率的に使用することができるようにするために、鹿児島県下の 34 事業主体が納付すべきであった国庫補助金相当額を速やかに返納させるよう、農林水産大臣に対して 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省及び鹿児島県において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、25 年 3 月に、鹿児島県から国庫補助金相当額の返納について詳細な返納計画を提出させた上で、本院指摘の趣旨に沿い、34 事業主体のうち 9 事業主体について、18 年度から 23 年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額(以下「要返納額」という。)の全額に 24 年度に発生した利子を加えた額を 25 年 4 月に国庫に返納させる処置を講じていた。また、他の 25 事業主体について、上記の返納計画に基づき分割して返納させることとした上で、要返納額にその後発生した利子を加えた額を、5 事業主体については 28 年 4 月までに、3 事業主体については 29 年 4 月までに、17 事業主体については 30 年 4 月までに、それぞれ国庫に返納させる処置を講じていた。

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 6 次産業化ネットワーク活動交付金等による事業のフォローアップについて

(平成 28 年度決算検査報告 330 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

農林水産省は、農林漁業者等の所得を増大させることなどを目的として、農林漁業者等が行う農林水産物等を活用した新商品開発や販路開拓の取組、これらの取組を支援するためのサポート事業等(以下「支援体制整備事業等」という。)を支援する 6 次産業化ネットワーク活動交付金等による事業を実施している。そして、上記取組のうち新商品を開発するために必要となる試作等に係る事業(以下「新商品開発事業」という。)を実施した事業主体は、新商品に係る売上高、費用等の実績を記載した事業収益状況報告書(以下「収益報告書」という。)を原則として事業終了年度の翌年度以降 3 年間、毎年、本省総合食料局長、地方農政局長等、公益財団法人食品流通構造改善促進機構会長又は都道府県知事(以下、これらを「事業承認者」という。)に提出することとなっている。また、支援体制整備事業等において、各都道府県に 6 次産業化サポートセンター(以下「サポート機関」という。)を設置して農林漁業者等の相談対応を行うなどの支援を実施している。しかし、新商品開発事業について、事業主体から収益報告書が提出期限内に提出されていないことにより、事業承認者が新商品に係る利益の発生状況等を適時適切に把握できていない事態、事業承認者が新商品に係る利益が発生していない場合に要因等を十分に把握していなかったり、新商品に係る利益が発生していない事業主体に対して継続的に指導するなどのフォローアップを行う期間が十分でなかったりする事態、及び支援体制整備事業等について、サポート機関が事業主体に十分に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して平成 29 年 10 月に、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求した。

ア 事業承認者に対して、新商品に係る利益の発生状況等を適時適切に把握するために、収益報告書を提出期限内に提出させることの重要性を十分認識させた上で、事業主体から収益報告書を提出期限内に確実に提出させるよう指導すること(会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

イ 事業承認者に対して、新商品開発事業終了後に新商品に係る利益が発生していない場合に要因及び改善策を事業主体から報告させるなどして、その要因等を十分に把握したり、サポート機関を事業主体に更に活用させたりするよう指導すること(同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの)

ウ 新商品開発事業終了年度の翌年度以降 3 年間提出させている収益報告書において新商品に係る利益の発生が認められない場合、事業主体に新商品の販売・開発の継続を検討させて、継続する場合には、4 年目以降も事業主体から利益の発生状況等について報告を徴するよう実施要綱等に定めること(同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 29年12月に関係部署に対して通知を発するなどして、事業承認者に対して、新商品に係る利益の発生状況等を適時適切に把握するために、収益報告書を提出期限内に提出させることの重要性を十分認識させるとともに、事業主体から収益報告書を提出期限内に確実に提出させるよう指導した。
- イ 29年12月に関係部署に対して通知を発するなどして、事業承認者に対して、新商品開発事業終了後に新商品に係る利益が発生していない場合に要因及び改善策を事業主体から報告させ、その要因等を十分に把握するとともに、サポート機関を事業主体に更に活用させるよう指導した。
- ウ 30年3月に食料産業・6次産業化交付金実施要綱を定め、新商品開発事業終了年度の翌年度以降3年間提出させている収益報告書において新商品に係る利益の発生が認められない場合、事業主体に新商品の販売・開発の継続を検討させて、継続する場合には、4年目以降も利益の発生状況等について把握するために事業主体から収益報告書を提出させることとした。

(2) 国際熱帯木材機関における財務損失の発生を踏まえた国際機関等から提出される決算書の確認体制の整備等について

(平成28年度決算検査報告121、339ページ参照)

(112ページの外務省の項に掲記)

(3) 農林水産物・食品の輸出促進事業の評価等について

(平成28年度決算検査報告339ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、農林水産物・食品の輸出額を平成32年(後に31年に前倒し)までに1兆円水準とすることを目指すため、輸出に取り組む事業者向け対策事業(以下「輸出対策事業」という。)を実施する事業実施主体に対して補助金を交付している。事業実施主体は、事業終了後に、輸出額の目標値及び実績値、目標値に対する実績値の比率である目標達成率、目標達成率の背景としての要因分析等を記載した事業成果報告書を地方農政局長等の事業承認者に提出することとされている。また、農林水産省は、事業成果報告書に記載された要因分析等によって事業成果を評価し、これを後年度の事業実施主体の選定等に活用するほか、輸出額の目標値を達成していない事業実施主体に対して輸出額の増加に向けた指導等を行うとしている。しかし、輸出額の目標値の設定及び実績値の把握が適切でなかったり、要因分析が適切に行われていなかったりしている事態、国内の主要な産地が連携した輸出振興体制の構築を図る取組として行う海外市場調査等(以下「産地間連携等の取組」という。)に係る事業成果を把握する指標として適切とはいえない指標により事業成果を評価することとなっているなどの事態、及び事業成果報告書による事業成果の評価を適切に実施していないなどのため目標を達成していないこととなっている品目があるのに指導等を行っていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して29年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 事業成果報告書における輸出額の目標値及び実績値に係る数値や目標達成率に係る要因分析の記載状況を地方農政局等に確認させること、また、事業成果報告書の提出時期を事業の内容に応じた時期とするとともに、輸出額の目標値及び実績値の算出方法を把握することとする
- イ 事業実施主体に対して、事業成果報告書の重要性について周知すること及び産地間連携等の取組に係る事業成果を適切に把握するための手法を検討した上で、その手法について地方農政局等に事務連絡を発するなどして周知し、地方農政局等に産地間連携等の取組に係る事業成果の把握や要因分析の記載状況を確認させること
- ウ 地方農政局等に、事業成果報告書による事業成果の評価に基づく事業実施主体に対する輸出額の増加に向けた指導等の内容を明確にして事務連絡等を発すること、また、事業成果報告書を提出している者が後年度の候補者となっている場合には、当該事業実施主体の選定における審査に際し、目標達成率の背景としての要因分析等を用いた評価の項目を設けること

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省及び水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、輸出対策事業及び30年度以降同様の仕組みにより実施する事業において、次のような処置を講じていた。

- ア 29年11月に地方農政局等に対して事務連絡を発して、事業成果報告書における輸出額の目標値及び実績値に係る数値や目標達成率に係る要因分析の記載状況を十分確認させることとした。また、30年3月に制定した事業実施要領において、事業成果報告書の提出時期を事業の内容に応じた時期とするとともに、事業成果報告書に記載させる輸出額の目標値及び実績値の算出方法を把握することとした。
- イ 29年11月に地方農政局等及び事業実施主体に対して事務連絡を発して、事業実施主体に対して事業成果報告書の重要性を周知した。また、上記の事務連絡及び事業実施要領により、地方農政局等に対して、産地間連携等の取組に係る事業成果を適切に把握するための手法として、事業実施主体に取組の内容に応じた成果目標を設定させ、当該取組の内容ごとに成果目標の達成状況を評価して要因分析を行いその結果を事業成果報告書に記載させることを周知し、その記載状況を確認させることとした。
- ウ 事業成果報告書による事業成果の評価に基づく事業実施主体に対する輸出額の増加に向けた指導等の内容を明確にして、29年11月に地方農政局等に対して事務連絡を発してこれを周知した。また、事業成果報告書を提出している者が後年度の候補者となっている場合の評価について、30年2月に、事業実施主体の選定のための審査基準に目標達成率の背景としての要因分析等を用いた評価の項目を設けた。

(4) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業における侵入防止柵の設置等について

(平成28年度決算検査報告347ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、鳥獣による農林水産業等に係る被害(以下「鳥獣被害」という。)の軽減に資することを目的として、市町村が定めた被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止施設等の整備

等を行う鳥獣被害防止総合対策交付金事業(以下「交付金事業」という。)を実施する事業主体に対して鳥獣被害防止総合対策交付金を交付している。鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等によれば、事業主体は、交付金事業により整備した侵入防止柵等の施設を適正に管理運営するものとされており、都道府県知事等は、交付金事業実施後の管理運営や事業効果等の把握に努めるものとされている。また、事業主体は、各年度の交付金事業の実施状況について都道府県知事等に報告(以下「事業実施状況報告」という。)することとされ、都道府県知事等は、被害防止計画に定められた軽減目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業主体に対して必要な指導を行うものとされている。しかし、事業主体において侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握していなかったり、侵入防止柵の設置及び維持管理が適切に行われていなかったりしている事態や、道府県等において事業実施状況報告に基づく指導の仕組みが効果的に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して平成29年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 道府県等に対して、侵入防止柵の効果を把握するために、侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握するよう指導したり、侵入防止柵の効果を十分に発揮させその効果を持続させるために、設置及び維持管理を適切に行うことの重要性について周知したりするとともに、事業主体に対して、これらについて周知し、適切に行うよう指導すること

イ 事業実施状況報告に基づく指導の仕組みを効果的に活用して速やかな事態の改善が図られるよう、事業実施状況報告に基づく指導を適時適切に行うために、道府県等が被害防止計画に定められた軽減目標の達成が見込まれないと判断するための基準を具体的に定めること、また、道府県等に対して、事業主体に対する速やかな指導の必要性について周知するとともに、鳥獣被害が増加しているなど軽減目標の達成が見込まれない場合には、その原因を究明した上で事業主体に対する指導を適切に行うよう指導すること

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、30年1月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 都道府県等に対して、侵入防止柵の効果を把握するために、侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握するよう指導するとともに、設置及び維持管理を適切に行うことの重要性について周知した。そして、都道府県等を通じて事業主体に対して、上記の内容について周知し、適切に行うよう指導した。

イ 都道府県等が被害防止計画に定められた軽減目標の達成が見込まれないと判断するための基準を具体的に定めた。そして、都道府県等に対して、事業主体に対する速やかな指導の必要性について周知し、軽減目標の達成が見込まれない場合には、その原因を究明した上で事業主体に対する指導を適切に行うよう指導した。

(5) HACCP 対応のための施設改修等支援事業における施設認定の取得状況について

(平成 28 年度決算検査報告 354 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

水産庁は、水産物の輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が輸出先国等の求める HACCP^(注)を取り入れた衛生管理基準(以下「HACCP 基準」という。)を満たすために行う水産加工・流通施設(以下「加工流通施設」という。)の改修整備等(以下「施設改修等支援事業」という。)に対して補助金を交付している。HACCP 対応のための施設改修等支援事業実施要綱等によれば、水産庁は、施設改修等支援事業の実施に当たり、公募により選定された者(以下「事業主体」という。)に対して、加工流通施設の仕様等が HACCP 基準を満たしている旨の認定(以下「施設認定」という。)の取得を予定している時期(以下「認定予定時期」という。)等を記載した事業実施計画(以下「実施計画」という。)を提出させ、施設認定の取得が見込まれる場合に、事業の採択基準を満たすものとしてこれを承認することとされている。また、水産庁は、同要綱等によれば、事業主体に対して、事業完了年度の翌年度から 5 年間、施設認定の取得の状況等を記載した利用状況等報告書を提出させるとともに、施設認定が取得されていない場合等には、改善計画を策定させるなどの指導を行うことができるとされている。しかし、加工流通施設の仕様が HACCP 基準を満たすものとなっていなかったり、HACCP を取り入れた高度な衛生管理を行うための体制(以下「HACCP 体制」という。)を確立できていなかったりして、認定予定時期から 1 年以上を経過しても施設認定が取得されていない事態、利用状況等報告書に施設認定が取得されていない要因及びそれを解決するための方策を具体的に記載させていない事態並びに改善計画を策定させる場合の基準等を具体的に定めていない事態が見受けられた。

したがって、水産庁長官に対して平成 29 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 事業主体に対して、施設改修等支援事業により改修整備等を行った加工流通施設について更なる改修整備の実施及び HACCP 体制の確立に向けた取組を着実にを行い、施設認定を取得するよう、必要に応じて改善計画を策定させるなどして指導すること
- イ 事業完了後の指導を十分に行えるよう、利用状況等報告書に認定予定時期を超過しているのに施設認定が取得されていない要因及びそれを解決するための方策を具体的に記載させることとすること、また、改善計画を策定させる場合の基準等を具体的に定めること
- ウ 事業主体に対して、実施計画の策定に当たっては、都道府県等の機関に所属する品質・衛生管理に関する知見を有する専門家(以下「品質・衛生管理専門家」という。)の活用が施設認定を取得するために効果的であることや、品質・衛生管理専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行うことを周知すること
- エ 事業の採択に当たり、実施計画のより効果的な審査を行うための方策を検討すること

(注) HACCP 食品の全ての製造工程で、あらかじめ食中毒等の危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法

2 当局が講じた処置

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 30年1月に、施設認定を取得していない事業主体に対して通知を発して、施設改修等支援事業により改修整備等を行った加工流通施設について更なる改修整備の実施及びHACCP体制の確立に向けた取組を着実に行わせたり、必要に応じて改善計画を策定させたりなどして、施設認定を取得するよう指導した。
- イ 30年1月に、施設認定を取得していない事業主体に対して通知を発して、水産庁に提出する利用状況等報告書に認定予定時期を超過しているのに施設認定が取得されていない要因及びそれを解決するための方策を具体的に記載することや改善計画を策定する場合の具体的な基準等を周知するとともに、同年2月に、今後施設改修等支援事業を行う事業主体に対しても上記の内容を周知するよう、HACCP対応のための施設改修等支援事業の運用についての通知を改正して、事業完了後の指導を十分に行えるようにした。
- ウ 公募要領において、事業主体に対して、実施計画の策定に当たっては、品質・衛生管理専門家の活用が施設認定を取得するために効果的であることや、品質・衛生管理専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行うことが必要であることを周知した。
- エ 事業の採択に当たり実施計画のより効果的な審査を行うための方策を検討して、30年2月にHACCP対応のための施設改修等支援事業の運用についての通知を改正して、実施計画の審査の際に、品質・衛生管理専門家の指導内容、その対応状況等が分かる資料を確認することとした。

第9 経済産業省

不当事項

補助金

- (224) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(227)

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)中小企業庁 (項)経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費
部局等	東北経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	2県
間接補助事業者 (事業主体)	4会社
補助事業	中小企業組合等共同施設等災害復旧事業
事業費の合計	324,218,937 円
補助対象事業費 の合計	319,748,716 円
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	159,714,210 円
不当と認める補 助対象事業費の 合計	52,440,435 円
不当と認める国 庫補助金相当額 の合計	26,060,694 円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、36 都道府県、102 市町村及び 723 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、4 会社が事業主体となって実施した中小企業組合等共同施設等災害復旧事業に係る国庫補助金 26,060,694 円が不当と認められる。

これを不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 26,060,694 円

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備等を無断で譲渡したり、補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めたりなどしていたもの (4 件 不当と認める国庫補助金 26,060,694 円)

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)交付要綱(平成23・06・07財中第1号)等に基づき、経済産業省が都道府県に交付して、同補助金の交付を受けた都道府県が中小企業等グループ又はその構成員に対して、施設及び設備の復旧・整備に要する経費の一部を補助するものである。

上記の交付要綱等によれば、補助の対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要するものであり、また、平成25年度以降は、補助金の交付決定以降に発注等するものが補助の対象とされている。そして、補助事業を実施する者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産のうち不動産、取得価格が50万円以上の機械等の財産を、都道府県知事の承認を受けずに処分制限期間内に譲渡し又は貸し付けてはならず、都道府県知事の承認を受けて処分制限期間内に有償で譲渡し又は貸し付ける場合においては、譲渡額若しくは貸付額又は当該財産の残存簿価相当額等に補助率を乗ずるなどして得た額を国庫に納付することとされている。また、施設及び設備の復旧に際しては、被災した施設及び設備と同等の水準等のものに建替えなどをした場合の費用を補助の対象とすることとされており、施設の面積の増加は、復旧の範囲を超えることになり、当該増加分については補助の対象とはならないこととされている。そして、福島県は、建替えにより面積が増加した場合、補助対象事業費の算定に当たっては、施設の建替えに係る事業費に、建替え後の延床面積に対する建替え前の延床面積の割合を乗じて面積案分を行うことにしている。

本院が、39事業主体において会計実地検査を行ったところ、4事業主体が実施した補助事業において、補助事業により取得した設備等を上記の承認を受けずに無断で譲渡するなどしていたり、復旧の範囲を超えるなどしていて補助の対象とならない経費を補助対象事業費に含めて補助対象事業費を過大に算定していたりするなどしていたため、これらに係る国庫補助金相当額計26,060,694円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において補助事業により取得し又は効用が増加した財産の処分についての理解が十分でなかったり、補助対象事業費についての理解が十分でなかったりしたこと、2県において補助事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(224) 東北経済産業局	岩手県	久慈港運株式会社 (岩手県久慈市) (事業主体)	中小企業組合等共同施設等災害復旧	24	93,874 (89,404)	44,702	6,271	3,135

部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事業	年 度	事 業 費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
-------	----------------	----------------------	------	-----	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

中小企業等グループの構成員である久慈港運株式会社は、東日本大震災により損壊した事務所及び作業所の修繕並びにクレーンの取替えなどの復旧に要したとする事業費 93,874,641 円(補助対象事業費 89,404,420 円)に対して国庫補助金 44,702,210 円の交付を受けており、そのうちクレーンについては平成 23 年 10 月に取得していた。

しかし、同会社は、クレーンについて、33 年 10 月までの 10 年の処分制限期間内であったにもかかわらず、29 年 5 月に、岩手県知事の承認を受けずに無断で、3,703,703 円で他の企業へ譲渡していた。

また、同会社は、前記事業費のうち、事務所及び作業所の修繕に係る代金を請負業者に一旦支払った後、請負業者からその一部の返金を受けたり、修繕に係る代金の一部を子会社に負担させたりしていた。

したがって、補助事業により取得したクレーンについて、同会社が同知事の承認を受けずに無断で譲渡した前記クレーンの譲渡額が 3,703,703 円(国庫補助金相当額 1,851,851 円)となっており、また、上記の修繕に係る代金について、同会社が実際に負担した額により適正な補助対象事業費を算定すると 86,837,000 円となり、前記の補助対象事業費 89,404,420 円との差額 2,567,420 円(国庫補助金相当額 1,283,710 円)が過大に精算されており、これらに係る国庫補助金相当額計 3,135,561 円が不当と認められる。

(225)	東北経済産 業局	福 島 県	株式会社コ ワタ (福島県南 相馬市) (事業主体)	中小企業 組合等共 同施設等 災害復旧	25~27	88,700 (88,700)	44,350	14,667	7,333
-------	-------------	-------	--	------------------------------	-------	--------------------	--------	--------	-------

中小企業等グループの構成員である株式会社コワタは、東日本大震災により損壊した事務所等の修繕及び継続して使用することが困難になったバックホウの取替えによる復旧に要したとする事業費 88,700,000 円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金 44,350,000 円の交付を受けており、そのうち事務所については平成 27 年 6 月に修繕工事を完了していた。

しかし、同会社は、修繕工事により効用が増加した事務所について、51 年 6 月までの 24 年の処分制限期間内であったにもかかわらず、27 年 6 月から 30 年 2 月までの間において、福島県知事の承認を受けずに無断で、計 12,484,448 円で他の企業等へ貸し付けていた。

また、同会社は、実際には、バックホウの取替えに係る発注、納品及びこれに係る経費 4,000,000 円の支払を補助金の交付決定より前に行っていて補助の対象とならないにもかかわらず、当該経費を補助対象事業費に含めていた。

したがって、補助事業により効用が増加した事務所について、同会社が同知事の承認を受けずに無断で貸し付けた前記事務所の貸付額計 12,484,448 円のうち、補助事業に係る分は 10,667,388 円(国庫補助金相当額 5,333,694 円)となっており、また、補助対象事業費について、補助の対象とならない上記の経費を除いて適正な補助対象事業費を算定すると 84,700,000 円となり、前記の補助対象事業費 88,700,000 円との差額 4,000,000 円(国庫補助金相当額 2,000,000 円)が過大となっており、これらに係る国庫補助金相当額計 7,333,694 円が不当と認められる。

(226)	東北経済産 業局	福 島 県	有限会社 ファッション・リ ナ (福島県南 相馬市) (事業主体)	中小企業 組合等共 同施設等 災害復旧	24~26	106,644 (106,644)	53,162	10,199	4,940
-------	-------------	-------	--	------------------------------	-------	----------------------	--------	--------	-------

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金相当額 千円	
<p>中小企業等グループの構成員である有限会社ファッション・リナは、東日本大震災で損壊した工場等の施設の建替え及び設備の取替えによる復旧に要したとする事業費 106,644,296 円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金 53,162,000 円の交付を受けていた。そして、上記施設の復旧については、同一敷地内において建替えを実施したとして、これに係る事業費全額を補助対象事業費としていた。</p> <p>しかし、建替え前の施設の延床面積は 291.1㎡であり、建替え後の施設の延床面積は 352.7㎡と 61.6㎡増加して復旧の範囲を超えていたことから、同会社は面積の増加を考慮して補助対象事業費の算定を行うべきであった。</p> <p>したがって、建替えに係る事業費 58,379,296 円に、建替え後の延床面積に対する建替え前の延床面積の割合 82.5% を乗じて面積案分を行うなどして適正な補助対象事業費を算定すると 96,445,254 円となり、前記の補助対象事業費 106,644,296 円との差額 10,199,042 円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額 4,940,000 円が不当と認められる。</p>									
(227)	東北経済産業局	福島県	有限会社エンドー (福島県耶麻郡猪苗代町) (事業主体)	中小企業組合等共同施設等 災害復旧	24、25	35,000 (35,000)	17,500	21,302	10,651
<p>中小企業等グループの構成員である有限会社エンドーは、東日本大震災により損壊した商品を陳列するためのオープンケース及びその冷却に必要な冷凍機(以下「オープンケース等」という。)の取替えによる復旧に要したとする事業費 35,000,000 円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金 17,500,000 円の交付を受けており、オープンケース等を平成 25 年 6 月に取得していた。</p> <p>しかし、同会社は、オープンケース等について、31 年 6 月までの 6 年の処分制限期間内であったにもかかわらず、27 年 4 月に、福島県知事の承認を受けずに無断で、計 13,500,000 円で他の企業へ譲渡していた。</p> <p>したがって、同会社が同知事の承認を受けずに無断で譲渡したオープンケース等の設備ごとの譲渡額又は譲渡時点における残存簿価相当額の計 21,302,882 円に係る国庫補助金相当額計 10,651,439 円が不当と認められる。</p>									
(224)-(227)の計						324,218 (319,748)	159,714	52,440	26,060

意見を表示し又は処置を要求した事項

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業等により導入したバイオマス熱利用設備で使用する燃料が補助の要件を満たしたものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに再生可能エネルギー熱利用設備等の稼働状況や達成率を適切に把握して、稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体から改善計画等の提出を受けて改善指導等を行うなどするよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費 〔平成 23 年度は、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費〕
部 局 等	資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(平成 23 年度～27 年度) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(平成 28、29 両年度)
間接補助事業者(事業主体)	106 事業主体(平成 23 年度～27 年度) 12 事業主体(平成 28、29 両年度)
補助事業	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業(平成 23 年度～27 年度) 再生可能エネルギー事業者支援事業(平成 28 年度) 再生可能エネルギー熱事業者支援事業(平成 29 年度)
補助事業の概要	安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることなどを目的として、民間事業者等が事業主体となって、太陽熱、地中熱、バイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助するもの
検査の対象とした事業数及び当該事業に対する国庫補助金交付額	127 事業 37 億 2411 万余円(平成 23 年度～27 年度) 13 事業 7 億 0743 万余円(平成 28、29 両年度)
実際に使用した燃料のバイオマス依存率が60%未満となっている事業数及び国庫補助金交付額(1)	3 事業 5743 万円(平成 24 年度～26 年度)

長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている事業数及び国庫補助金交付額(2)	34 事業	9 億 5956 万円 (平成 23 年度～27 年度)
(1)及び(2)の純計	36 事業	10 億 0486 万円 (平成 23 年度～27 年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の実施状況等について

(平成 30 年 10 月 30 日付け 資源エネルギー庁長官宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業等の概要

(1) 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の概要

貴庁は、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることなどを目的として、平成 23 年度から 27 年度までの間に、民間事業者等が事業主体となって、太陽熱、地中熱、バイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する設備及びバイオマス燃料を製造する設備(以下「再エネ熱利用等設備」という。)を導入する再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業(以下「再エネ熱加速化事業」という。)に要する経費の一部を補助するため、毎年度公募により補助事業者を選定して、当該補助事業者に対して補助金を交付している。そして、貴庁は、再エネ熱加速化事業の補助事業者として選定した一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という。)に対して、23 年度から 27 年度までの間に、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金計 127 億 7916 万余円を交付している。

協議会は、上記補助金の交付を受けて、事業主体が実施する再エネ熱加速化事業に要する経費の一部に補助金(以下、この補助金を「再エネ熱加速化補助金」という。)を交付している。再エネ熱加速化補助金の交付に当たり、協議会は、交付申請に当たって民間事業者等が提出すべき書類、導入した再エネ熱利用等設備の利用状況について報告すべき事項等を定めた公募要領等を作成するなどしており、これらに基づき再エネ熱加速化事業の事業主体を公募して、応募した民間事業者等を審査して事業主体を決定している。

(2) 再エネ熱加速化事業の公募要領等の内容

再エネ熱加速化事業の公募要領等には、次のような内容が定められている。

ア 補助の対象となる設備

補助の対象となる再エネ熱利用等設備の概要は表 1 のとおりとなっている。

表1 補助の対象となる再エネ熱利用等設備の概要

再エネ熱利用等設備の種類	概 要
太陽熱利用設備	太陽の光エネルギーが集熱器に照射されることによって発生する熱エネルギーを熱源として、給湯、暖房等に利用する設備
温度差エネルギー利用設備	海水、河川水等の水を熱源として、給湯、冷暖房等に利用する設備
雪氷熱利用設備	雪又は氷(冷凍機を用いて生産したものを除く。)を熱源として、冷蔵、冷房等に利用する設備
地中熱利用設備	昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を熱源として、冷暖房、給湯、融雪等に利用する設備
バイオマス熱利用設備	動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができる木質チップ等の燃料を燃焼することにより、暖房、給湯等に利用する設備
バイオマス燃料製造設備	動植物に由来する有機物を原料として、木質チップ、メタンガス等のバイオマス燃料を製造する設備

イ 交付申請書類

再エネ熱利用等設備を導入しようとする民間事業者等は、再エネ熱加速化補助金の交付申請に当たり、交付申請書、実施計画書等の交付申請書類を協議会に提出することとなり、実施計画書には、再エネ熱加速化事業により導入する再エネ熱利用等設備から供給される熱量又はバイオマス燃料の製造量(以下、これらを「再エネ熱量等」という。)の計画値等を記載することとなっている。

また、バイオマス熱利用設備を導入する場合には、実施計画書に燃料の種類及びバイオマス依存率^(注)を記載するとともに、燃料の調達先、調達量等の燃料調達に関する書類及びバイオマス依存率の計算根拠を添付することとなり、当該設備で使用する燃料のバイオマス依存率が60%以上であることが補助の要件となっている。

(注) バイオマス依存率 燃料を燃焼させることにより生ずる発熱量の総和に対する燃料に含まれる紙くず、木くず等のバイオマス(動植物に由来する有機物)を燃焼させることにより生ずる発熱量の割合。なお、燃料に含まれる廃プラスチック類、ゴムくず等は非バイオマスとされている。

ウ 取得財産の管理及び利用状況報告書の提出

事業主体は、再エネ熱加速化事業により取得した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、再エネ熱加速化補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があるとされている。

そして、事業主体は、事業実施年度の次年度から4年間、毎月の再エネ熱利用等設備の稼働時間、再エネ熱量等の実績値、当該設備で使用した燃料のバイオマス依存率等を記載した1年間の利用状況報告書を提出することとなり、再エネ熱量等の計画値と実績値の乖離が大きい場合には、協議会からその原因について調査・報告を求められる場合があるとされている。

(3) 再生可能エネルギー事業者支援事業等の概要

貴庁は、28年度以降も、民間事業者が事業主体となって再エネ熱利用等設備(自家消費向け再生可能エネルギー発電設備を含む。)を導入する再生可能エネルギー事業者支援事業

及び再生可能エネルギー事業者支援事業(以下、これらを「事業者支援事業」という。)に要する経費の一部を補助するため、毎年度公募により補助事業者を選定して、当該補助事業者に対して補助金を交付している。そして、28、29両年度の事業者支援事業の補助事業者として選定された一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)は、貴庁から再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金等計60億8555万余円の交付を受けて、公募要領等を定めるなどして、協議会と同様の手続により、事業主体が実施する事業者支援事業に要する経費の一部に補助金(以下、この補助金を「事業者支援補助金」という。)を交付している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、再エネ熱加速化事業等により導入した再エネ熱利用等設備は、補助の要件を満たして適切に利用されているか、事業の効果が十分に発現しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、23年度から27年度までの間に再エネ熱利用等設備を導入した127事業(106事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計37億2411万余円)及び28年度又は29年度に再エネ熱利用等設備を導入した13事業(12事業主体、事業者支援補助金交付額計7億0743万余円)の計140事業を対象として、117事業主体(27、28各年度の各1事業について1事業主体が重複している。)において、交付申請書類、利用状況報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどするとともに、貴庁、協議会及びSIIにおいて、利用状況の確認等の状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) バイオマス熱利用設備で使用した燃料のバイオマス依存率が60%未満となっている事態

前記のとおり、バイオマス熱利用設備を導入する場合には、当該設備で使用する燃料のバイオマス依存率が60%以上であることが補助の要件とされている。そこで、前記140事業のうち、バイオマス熱利用設備を導入した46事業についてみたところ、4事業において、事業主体が協議会に提出した実施計画書及び各年度の利用状況報告書には、いずれも当該設備の使用燃料が木質チップであり、バイオマス依存率は100%であると記載されていたのに、実際には、木質チップよりも発熱量が高いことなどから、非バイオマスである廃プラスチック類とバイオマスである紙くず等を混合した固形燃料(以下「RPF」という。)が使用されており、実際のバイオマス依存率が不明な状況となっていた。

そこで、上記の4事業で使用したRPFの製造業者に対して、当該製造業者が製造しているRPFの原料の構成割合を調査したところ、24年度から26年度までの間にバイオマス熱利用設備を導入した3事業(3事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計5743万余円)において、いずれもRPFの原料に占める廃プラスチック類の割合が60%となっており、これを発熱量に換算してバイオマス依存率を算出すると最大でも46.8%となり、補助の要件とされている60%を下回る状況となっていた。

そして、これら3事業について、協議会は、再エネ熱加速化事業の公募要領等において、利用状況報告書の提出時に実際に使用した燃料の種類等が記載された納品書等のバイ

オマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出させることとしていなかったことなどから、利用状況報告書に記載されたバイオマス依存率が適切かどうかについて十分に確認することができない状況となっていた。

また、28、29両年度に実施された事業者支援事業の公募要領等も、再エネ熱加速化事業の公募要領等と同様の内容であることから、上記と同様の事態が発生するおそれがある。

(2) 再エネ熱利用等設備が長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている事態

前記のとおり、公募要領等によれば、事業主体は、再エネ熱利用等設備の効率的、効果的な運用を図る必要があるとされている。そこで、前記の140事業における再エネ熱利用等設備の利用状況についてみたところ、次のとおり、23年度から27年度までの間に再エネ熱利用等設備を導入した34事業(28事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計9億5956万余円)において、1年以上の長期にわたり稼働を停止していたり、再エネ熱量等の計画値に対する実績値の割合(以下「達成率」という。)が50%未満と低調となっていたりしている事態が見受けられた。

ア 長期にわたり稼働を停止している事態

23年度から26年度までの間にバイオマス熱利用設備を導入した7事業(6事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計7005万余円)において、事業主体が、設備が故障したのに修理を行っていなかったり、設備の稼働について地元住民の理解を得られなかったり、異物が混入した木質チップにより設備の故障が頻発したため良質な木質チップの調達先を検討したが確保できなかったりしていたことなどから、30年3月末時点で1年4か月から3年7か月までの長期にわたり稼働を停止していた。

そして、上記7事業のうち5事業に係る4事業主体においては、26年度から28年度までの間の協議会に対する利用状況報告書の提出に当たり、実際には設備の稼働を停止していた期間についても稼働していたとする内容を記載して報告していたため、協議会はその実態を把握していなかった。

上記の長期にわたり稼働を停止している事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

兵庫県姫路市に所在する弁当の製造販売会社は、平成24年度に、弁当用の食器洗浄に使用する温水の熱源に利用するため、ボイラー1基、燃料を貯蔵するサイロ1基等で構成されるバイオマス熱利用設備を導入して、再エネ熱加速化補助金1093万余円の交付を受けていた。

同社は、当該設備導入後の25年度から28年度までの利用状況について、計4回、協議会に利用状況報告書を提出しており、各年度の達成率を25年度63.6%、26年度79.6%、27年度85.9%、28年度86.2%と記載していた。

しかし、当該設備の利用状況について検査したところ、同社は、燃料が詰まったり、部材が破損したりするなどの不具合や故障が頻繁に発生したことなどから、30年3月末時点で、27年6月から2年10か月にわたり稼働を停止し、その間、バックアップ用に設置して

いた既存のLPガスを燃料とするボイラー2基を使用するとともに、29年5月からは、新たに既存のボイラーと同種のボイラーを1基購入して使用していた。

そして、同社が協議会に提出した27、28両年度の利用状況報告書には、実際には稼働を停止していた期間についても稼働していたとする内容が記載されていたため、協議会はその実態を把握していなかった。

なお、同社は、会計実地検査を実施する旨の連絡を受けた後、30年4月にバイオマス熱利用設備の修理を行い、同年5月には稼働を再開していた。

イ 達成率が低調となっている事態

23年度から27年度までの間に地中熱利用設備、バイオマス熱利用設備等の再エネ熱利用等設備を導入した27事業(23事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計8億8950万余円)において、事業主体が、再エネ熱加速化事業により導入した再エネ熱利用等設備よりも灯油、電気等をエネルギー源とする設備を優先的に使用したり、良質な木質チップや自社製造のバイオマス燃料等について十分な量を確保できなかつたりしていたことなどから、28年度の達成率が1.8%から49.1%と低調になっていた。これら27事業における27年度以前の達成率の状況は、表2のとおりとなっていて、23年度から25年度までの間に設備を導入した13事業のうち12事業が3年連続で50%未満となっていた。

表2 27事業における達成率の状況

設備導入年度	達成率	達成率が50%未満の事業数		
		平成28年度	27年度	26年度
平成 23～25年度	10%未満	3	3	3
	10%以上 30%未満	5	3	4
	30%以上 50%未満	5	7	5
	計	13	13	12
26年度	10%未満	2	2	/
	10%以上 30%未満	1	1	
	30%以上 50%未満	2	1	
	計	5	4	
27年度	10%未満	2	/	/
	10%以上 30%未満	5		
	30%以上 50%未満	2		
	計	9		
合計		27	17	12

そして、上記27事業のうちバイオマス熱利用設備を導入した1事業において、事業主体は、協議会への27、28両年度の利用状況報告書の提出に当たり、実際の達成率がそれぞれ2.0%、1.8%であったと認められるにもかかわらず、92.4%、117.4%と記載して報告していたため、協議会はその実態を把握していなかった。

前記の達成率が低調となっている事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

青森県青森市に所在する社会福祉法人は、平成26年度に、特別養護老人ホームの給湯及び暖房の熱源として、灯油を燃料とする既存のボイラー(以下「灯油ボイラー」という。)に代えて再生可能エネルギー熱を利用するために、地下水を利用するヒートポンプ2基、貯湯槽9基等から構成される地中熱利用設備を導入して、再エネ熱加速化補助金750万円の交付を受けていた。そして、当該地中熱利用設備から供給される熱量のみでは給湯及び暖房の利用に支障を来す12月から翌年3月までの期間は、補助熱源として灯油ボイラーを併用することとしていた。

同法人は、再エネ熱加速化補助金の交付申請時の実施計画書等において、当該設備から1年間に供給される熱量の計画値を1,036.0GJとし、また、補助熱源である灯油ボイラーから同期間に供給される熱量の計画値を111.4GJとしていた。

しかし、28年度の利用状況について検査したところ、灯油の価格が計画時に比べて安価であったことなどから、再エネ熱利用等設備ではない灯油ボイラーを優先的に使用しており、その結果、灯油ボイラーから供給された熱量の実績値は1,237.5GJとなり、計画値の111.4GJを大幅に上回っていた。

このため、本件事業により導入した地中熱利用設備から供給された熱量の実績値は、前記の計画値1,036.0GJに対して384.7GJにとどまり、達成率が37.1%と低調になっていた。

また、29年度にバイオマス熱利用設備を導入した1事業(事業者支援補助金交付額1億0999万余円)において、29年12月にバイオマス熱利用設備の設置を完了したものの、燃料の燃焼後の灰が半熔融状態の塊となって排出できない不具合が生じて本格的な稼働ができない状況となっていたことから、実績値が確認できた30年1月から7月までの間の達成率を計算したところ、10.6%となっていた。

ウ 協議会による利用状況報告書の確認、原因の把握、事業主体に対する改善指導等の状況

前記のとおり、長期にわたり稼働を停止していた7事業のうち5事業及び達成率が低調となっていた27事業のうち1事業の計6事業は、事業主体が、利用状況報告書の提出に当たり、稼働状況や達成率について事実と異なる内容を記載して報告していた。しかし、協議会は、再エネ熱加速化事業の公募要領等において、利用状況報告書の提出時に稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出させることとしていなかったことなどから、その記載内容が適切かどうかについて十分に確認することができない状況となっていた。

また、協議会は、前記のとおり、再エネ熱量等の計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について調査・報告を事業主体に対して求める場合があるとしていたものの、その後の改善に向けた措置等については、公募要領等に明記していなかった。

そこで、長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしていた前記の34事業に対する協議会による原因把握や改善指導等の状況をみるところ、協議会は、29事業について、事業主体から調査及び報告をさせるなどして、その原因を把握していた。しかし、原因の把握にとどまらず、事態の改善に向けた具体的な取組の内容を把握していたのは2事業のみとなっており、当該2事業についても、協議会は、その後の状況を把握しておらず、改善指導等が十分に行われているとは認められない状況

となっていた。

そして、28、29 両年度に実施された事業者支援事業の公募要領等も、再エネ熱加速化事業の公募要領等と同様の内容であることから、上記と同様の事態が発生するおそれがある。

なお、(1)及び(2)の事態について、重複分を除くと、36 事業(30 事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計 10 億 0486 万余円)となる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

再エネ熱加速化事業の実施に当たり、バイオマス熱利用設備で使用した燃料が実施計画書及び利用状況報告書に記載された燃料と異なっていて、実際に使用した燃料のバイオマス依存率が 60% 未満となっている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、利用状況報告書により再エネ熱利用等設備の稼働状況や達成率を適切に把握することができない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。さらに、再エネ熱利用等設備が長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしているのに、改善指導等が十分に行われていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、再エネ熱利用等設備導入後に補助の要件を満たした適切な燃料を使用したり、その効率的、効果的な運用を図ったりすることに対する理解が十分でないことなどにもよるが、貴庁において、次のことなどによると認められる。

ア 協議会に対して、バイオマス熱利用設備に係る利用状況報告書の提出時に、バイオマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出させることなどを検討させて、実際に使用した燃料のバイオマス依存率等についての確認を十分に行わせることとしていないこと

イ 協議会に対して、再エネ熱利用等設備が長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている事業について、利用状況報告書の提出時に稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出させてその状況を適切に把握した上で、その原因を踏まえて改善指導等を行うなどの具体的な措置について、十分に検討させていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

再エネ熱加速化事業は 27 年度で終了したものの、再エネ熱利用等設備を導入した事業主体は、事業完了後においても再エネ熱加速化補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的な運用を図る必要がある。そして、28 年度以降の事業者支援事業においても、再エネ熱加速化事業で見受けられた事態を防止するための措置を講じて、事業者支援事業により導入する再エネ熱利用等設備の効率的、効果的な運用を図る必要がある。

ついで、貴庁において、再エネ熱加速化事業及び事業者支援事業で導入した再エネ熱利用等設備が適切に利用されるとともに、事業の効果が十分に発現するよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求する。

ア 協議会に対して、バイオマス熱利用設備で使用した燃料のバイオマス依存率が 60% 未満となっている 3 事業に係る事業主体には、補助の要件を満たした適切な燃料を使用するよう指導等を行い、その後の状況を適切に把握するよう指導すること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求するもの)

- イ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して、バイオマス熱利用設備については、バイオマス依存率が60%以上となる燃料を使用する必要があることを事業主体に改めて周知させるとともに、利用状況報告書の提出時に、バイオマス依存率を適切に把握できるよう、実際に使用した燃料の種類等が記載された納品書等のバイオマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出することなどについて事務連絡を発出したり、事業者支援事業の公募要領等に明記したりなどして事業主体等に周知させて、当該提出資料等によりバイオマス熱利用設備で使用した燃料が補助の要件を満たしているかを確実に確認することとするよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して、利用状況報告書の提出時に、設備の稼働状況や達成率を適切に把握できるよう、事業主体が設備の稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出することについて事務連絡を発出したり、事業者支援事業の公募要領等に明記したりなどして事業主体等に周知させて、当該提出資料等により再エネ熱利用等設備の稼働状況や達成率を適切に把握することとするよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- エ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して、再エネ熱利用等設備が稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体がその原因を分析した上で、設備の稼働等に向けた取組方針や達成率を向上させるための改善計画を提出する必要があることについて事務連絡を発出したり、事業者支援事業の公募要領等に明記したりなどして事業主体等に周知させて、改善計画等の提出を受けた際には、その進捗状況を適切に把握するなどの改善指導等を行うこととするよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

平成28年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 研究開発プロジェクト等に関する委託事業により取得した物品の管理について

(平成28年度決算検査報告388ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

経済産業省は、研究開発プロジェクト等を独立行政法人等に委託して実施しており、受託者は、委託費により必要な試験装置等の物品を取得している(以下、委託事業により取得した20万円以上の物品を「取得物品」という。)。そして、委託事業の執行担当課は、委託事業終了後に取得物品の活用方法を検討し、受託者が継続使用を希望する場合には、取得物品について所有権の移転、物品管理簿への記録及び無償貸付(以下、これらを合わせて「無償貸付等」という。)の手続を行うこととされている。しかし、無償貸付等の手続を経ないまま受託者に取得物品を長期間継続使用させていて、取得物品が物品管理簿に記録されていない事態、取得物品が経済産業省の指示を受けることなく無断で廃棄されている事態、使用される見込みのない取得物品について需要調査を実施せずに受託者において長期間保管されている事態及び複数年度にわたる委託事業の最終年度までに取得物品の活用方法の検討を速やかに行うことができない状況となっている事態が見受けられた。

したがって、経済産業大臣に対して平成29年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求した。

- ア 無償貸付等の手続を経ないまま受託者に継続使用させていて物品管理簿に記録されていない取得物品については、速やかに無償貸付等の手続を行ったり、経済産業省の指示を受けることなく無断で廃棄されている取得物品については、国に損害が生じたと判断される場合に弁償させるなどしたり、受託者において使用される見込みがないまま長期間保管されている取得物品については、速やかにその有効活用を図るための需要調査を行うなどしたりすること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 委託事業の執行担当課に対して、受託者が継続使用を希望する取得物品について、委託事業終了の際に無償貸付等の手続を適切に行うよう周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 受託者に対して、委託契約書等に基づき、取得物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、取得物品を使用する見込みがなくなった場合には、経済産業省に対して速やかにその旨を報告するよう周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- エ 複数年度にわたる委託事業の最終年度までに取得物品の活用方法の検討を確実に行うために、委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況や委託事業終了後における受託者の継続使用の希望の有無等を把握することとすること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 無償貸付等の手続を経ないまま受託者に継続使用させていて物品管理簿に記録されていない取得物品については、30年7月末までに無償貸付等の手続を行ったり、同省の指示を受けることなく無断で廃棄されている取得物品については、同年3月末までに全て受託者にその損害を弁償させたり、受託者において使用される見込みがないまま長期間保管されている取得物品については、同年5月末までにその有効活用を図るための需要調査を行うなどしたりした。
- イ 30年1月に、委託事業の執行担当課に対して事務連絡を発出して、委託事業終了の際に、速やかに受託者の継続使用の希望を確認するとともに、受託者が継続使用を希望する取得物品について、無償貸付等の手続を適切に行うよう周知徹底した。
- ウ 30年1月に、受託者に対して通知を発出して、委託契約書等に基づき、取得物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、取得物品を使用する見込みがなくなった場合には、経済産業省に対して速やかにその旨を報告するよう周知徹底した。
- エ 30年1月に、イ及びウの事務連絡等に基づき、複数年度にわたる委託事業の最終年度までに取得物品の活用方法の検討を確実に行うために、毎年度、定期的に、執行担当課が委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況や委託事業終了後における継続使用の希望の有無等について受託者に確認し、その確認内容を大臣官房会計課において把握することとするなどの取得物品の取扱いに係る体制を整備した。

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金の規模について

(平成 28 年度決算検査報告 396、647 ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、平成 16 年 7 月に設立された際に、解散する産業基盤整備基金(以下「基金」という。)から権利及び義務の一部を承継している。独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号)附則第 9 条第 1 項の規定等によれば、機構は、基金から承継した株式に係る経理をその他の経理と区分し、出資承継勘定を設けて整理しなければならないこととされており、29 年 3 月末現在の出資承継勘定の純資産における政府出資金は 78 億 6367 万余円となっている。基金から承継した 33 銘柄の株式は 28 年度末までに 26 銘柄が処分されて、7 銘柄が未処分となっており、出資承継勘定に係る株式等の管理費用(以下「管理費用」という。)は、株式の処分の進捗に伴い減少している。そして、機構は、今後の管理費用として年間約 1380 万円を見込んでいる。しかし、管理費用を債券に係る運用収益により賄うとして、28 年度の債券の運用実績を基に試算すると、計 27 億円の債券を保有すれば、その運用収益により管理費用を十分に賄えることになり、機構が出資承継勘定で管理する株式の銘柄数及び管理費用が減少しているにもかかわらず、機構において、使用される見込みがない政府出資金に係る多額の資産を保有している事態が見受けられた。

したがって、経済産業省及び機構において、管理費用等を考慮して出資承継勘定において真に必要となる政府出資金の額を検討した上で、機構において、必要額を超えて保有していると認められる政府出資金に係る資産については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)に基づき不要財産として速やかに国庫納付を行うことにより政府出資金を減資して、その規模を適切なものとするよう、経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に対して 29 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

経済産業省及び機構は、管理費用等を考慮して出資承継勘定において真に必要となる政府出資金の額を検討し、その結果、機構は、必要額を超えて保有していると認められた政府出資金 32 億 2098 万余円に係る資産のうち、現金及び預金で保有している 13 億 5790 万余円については、通則法に基づき、29 年 11 月に不要財産の国庫納付に係る経済産業大臣の認可を受けて、同月に国庫納付を行い、30 年 2 月に政府出資金を減資した。また、残りの満期保有目的債券で保有している 18 億 6307 万余円については、同年 12 月に満期日が到来する債券の償還後、通則法に基づき、不要財産の国庫納付に係る同大臣の認可を受けて、速やかに国庫納付及び政府出資金の減資を行うこととした。

第10 国土交通省

不 当 事 項

補 助 金

(228) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (254)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)地球温暖化防止等対策費 (項)住宅防災事業費 (項)社会資本総合整備事業費 (項)北海道開発事業費 (項)河川等災害復旧事業費 (項)沖縄振興交付金事業推進費
	東日本大震災復興特別会計	(項)東日本大震災復興推進費
部 局 等	国土交通本省、2 地方整備局、沖縄総合事務局、13 道県	
補助等の根拠	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年法律第 122 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)等、予算補助	
補助事業者等 (事業主体)	道、県 6、市 9、町 1、団体 2、計 19 補助事業者等 (道、県 6、市 9、町 1、計 17 事業主体)	
間接補助事業者 (事業主体)	団体 6、個人事業者 2、計 8 間接補助事業者	
補助事業等	防災・安全交付金事業、サービス付き高齢者向け住宅整備事業、社会資本整備総合交付金事業等	
事業費の合計	4,710,046,482 円	
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	2,061,267,756 円	
不当と認める事業費の合計	963,675,216 円	
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	282,071,665 円	

1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、44 都道府県、569 市区町村等、2 独立行政法人、233 団体及び 22 個人事業者において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計

実地検査を行った。

その結果、7道県、10市町、6団体、2個人事業者、計25事業主体が実施した防災・安全交付金事業、サービス付き高齢者向け住宅整備事業、社会資本整備総合交付金事業等に係る国庫補助金282,071,665円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
14件 不当と認める国庫補助金 78,899,205円
- (2) 工事の設計が適切でなかったもの
7件 不当と認める国庫補助金 100,578,933円
- (3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
3件 不当と認める国庫補助金 75,631,000円
- (4) 補助の対象とならないもの
2件 不当と認める国庫補助金 20,731,467円
- (5) 工事の契約処置が適切でなかったもの
1件 不当と認める国庫補助金 6,231,060円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
14件 不当と認める国庫補助金 78,899,205円

サービス付き高齢者向け住宅整備事業において、支払っていない額を補助対象事業費に含めるなどして実績報告書を提出して、補助対象事業費の算定が適切でなかったもの

(5件 不当と認める国庫補助金 25,226,000円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(228) 国土交通本省	株式会社市浦ハウジング&プランニング (東京都文京区)	株式会社ケアラニ (福岡市) (事業主体)	サービス付き高齢者向け住宅整備事業	24、25	158,550 (131,611)	34,189	6,783 (5,633)	1,184
(229) 同	同	株式会社高栄ホーム (滋賀県大津市) (事業主体)	同	24～26	210,000 (193,709)	19,369	38,000 (35,052)	3,505
(230) 同	同	秀和コンサルタント株式会社 (横浜市) (事業主体)	同	25～27	142,192 (124,711)	20,951	35,418 (31,064)	1,234
(231) 同	同	株式会社ライフインベーション (青森県北津軽郡板柳町) (事業主体)	同	27、28	266,000 (254,252)	25,425	183,000 (174,918)	17,492

部 局 等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(232) 国土交通本省	株式会社市浦ハウジング&プランニング (東京都文京区)	A (奈良県奈良市) (事業主体)	サービス付き高齢者向け住宅整備事業	27、28	千円 90,039 (78,787)	千円 7,878	千円 26,039 (18,112)	千円 1,811
(228)-(232)の計					866,781 (783,070)	107,812	289,240 (264,779)	25,226

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

これらの補助事業は、5事業主体が、サービス付き高齢者向け住宅整備事業(以下「サ高住事業」という。)として、新築又は既存の建物を改修することにより高齢者生活支援施設を備えるなどしたサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)を整備したものである。

国土交通省は、サ高住事業を行う民間事業者等の事業主体に対して、公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)を通じて補助金を交付している。そして、事務事業者には株式会社市浦ハウジング&プランニングが選定されており、同会社は国土交通省から国庫補助金の交付を受けて、サ高住事業を行う事業主体から提出された実績報告書等の審査等の事務を行っている。

国土交通省の承認を得て事務事業者が定めたサ高住事業に係る交付申請要領等によれば、事業主体は、事業完了後、事業費の総額及び補助対象事業費を記載した実績報告書を提出することとされ、工事請負代金の支払を証する領収書等の写しを実績報告書に添付することとされている。

(注) サービス付き高齢者向け住宅 入居する60歳以上の者、要介護認定者等に対して状況把握サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅又は有料老人ホーム

しかし、5事業主体が実施した計5件の補助事業(国庫補助金交付額計107,812,000円)において、事業主体は、実績報告書で報告した事業費よりも低額で事業を実施していたのに、虚偽の内容の領収書等の写しを添付して、支払っていない額を補助対象事業費に含めるなどして実績報告書を提出していたため、補助対象事業費が計264,779,000円過大に算定されていて、これに係る国庫補助金相当額計25,226,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、事務事業者において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、国土交通省において事務事業者に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

株式会社高栄ホームは、平成24年度から26年度までの間に、滋賀県大津市において、新築により高齢者生活支援施設を備えたサ高住の整備を総事業費210,000,000円(補助対象事業費193,709,000円)で実施したとする実績報告書を、工事請負契約書の写し及び工事請負代金210,000,000円を全額支払ったとする領収書の写しを添付して、事務事業者に提出し、国庫補助金19,369,000円の交付を受けていた。

しかし、実績報告書に添付されていた領収書の写しは虚偽のものであり、実際には、同社は、本件事業に係る工事請負契約の変更を行っていて、変更後に請負業者に支払っていた工事請負代金は172,000,000円であった。

したがって、上記の工事請負代金の支払額 172,000,000 円に基づき適正な補助対象事業費を算定すると、158,657,000 円となり、補助対象事業費が 35,052,000 円過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額 3,505,000 円が過大となっていた。

消費税等相当額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(3件 不当と認める国庫補助金 19,081,354 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(233)	長崎県 大村市	社会資本整備総合 交付金 (道路)	24~26	20,080 (20,080)	11,044	514 (514)	283
(234)	同 長崎県	社会資本整備総合 交付金 (効果促進)	28	143,662 (143,662)	93,380	10,641 (10,641)	6,917

これらの交付金事業は、西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO 西日本」という。)が大村市道と長崎自動車道を接続する木場スマートインターチェンジを整備するに当たり、大村市及び長崎県が NEXCO 西日本との間で締結した協定に基づき、高速連絡橋(参考図参照)の工事等に要する経費を負担するなどしたものである。このうち、同市は高速連絡橋の測量、調査及び設計に要する経費の2分の1(以下「測量調査設計費」という。)を負担するなどし(以下、同市が負担するなどした額を「市負担金等」という。)、また、同県は高速連絡橋の工事に要する経費の2分の1(以下「工事費」という。)を負担している(以下、同県が負担した額を「県負担金」という。)。そして、整備後の高速連絡橋は、上記の協定に基づき、NEXCO 西日本に帰属することとなっている。

同市は、測量調査設計費等 19,124,719 円に、この額を課税対象として算定した消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額 956,235 円を加算し、市負担金等を計 20,080,954 円と算定していた。また、同県は、工事費 133,021,220 円に、この額を課税対象として算定した消費税等相当額 10,641,697 円を加算し、県負担金を計 143,662,917 円と算定していた。

しかし、高速連絡橋の測量、調査及び設計に係る役務は、NEXCO 西日本により提供されたものであるが、高速連絡橋の工事の一環として行われたものであり、前記のとおり、工事の目的物である高速連絡橋は、整備後 NEXCO 西日本に帰属することとなっている。そのため、本件役務の提供は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)上の役務の提供には当たらず、測量調査設計費は、消費税法上の役務の提供の対価に該当しないため、同市は、市負担金等の算定に当たっては、測量調査設計費を消費税等の課税対象外として処理すべきであった。また、前記のとおり、整備後の高速連絡橋は NEXCO 西日本に帰属することとなっていることから、高速連絡橋の工事に関して資産の譲渡は発生せず、したがって工事費は、消費税法上の資産の譲渡の対価に該当しないため、同県は、県負担金の算定に当たっては、工事費を消費税等の課税対象外として処理すべきであった。

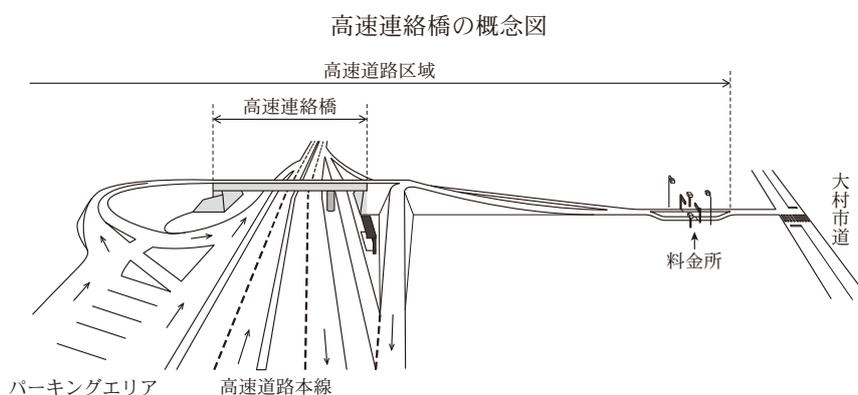
したがって、適正な市負担金等及び県負担金は 19,566,010 円及び 133,021,220 円、計 152,587,230 円となり、前記の市負担金等 20,080,954 円及び県負担金 143,662,917 円、計 163,743,871 円はこれに比べ

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
-----	------------------	-------	----	--------------------------	----------------------	--------------------------------	-----------------------

て514,944円及び10,641,697円、計11,156,641円過大となっており、これに係る交付金相当額283,219円及び6,917,103円、計7,200,322円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市及び同県において、市負担金等及び県負担金の算定に当たり、測量調査設計費及び工事費に係る消費税等の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



(235)	長崎県	長崎県	防災・安全交付金(道路)、(効果促進)	25~28	428,280 (411,740)	250,880	19,498 (19,498)	11,881
-------	-----	-----	---------------------	-------	----------------------	---------	--------------------	--------

この交付金事業は、一般国道499号の電線共同溝整備事業の実施に伴い、長崎県が長崎電気軌道株式会社(以下「会社」という。)との間で締結した協定に基づき、道路の両側の歩道に設置されていた路面電車の架線柱を撤去することを目的として、会社が実施する路面電車の軌道敷地内の中央部にセンターポール等(参考図参照)を設置するなどの工事に要する経費(以下「工事費」という。)を負担するなどしたものである(以下、同県が負担するなどした額を「負担金等」という。)。そして、同協定に基づき、工事完了後のセンターポール等は会社に帰属することとなっている。

同県は、工事費等381,241,000円に、この額を課税対象として算定した消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額30,499,280円を加算し、負担金等を計411,740,280円と算定していた。

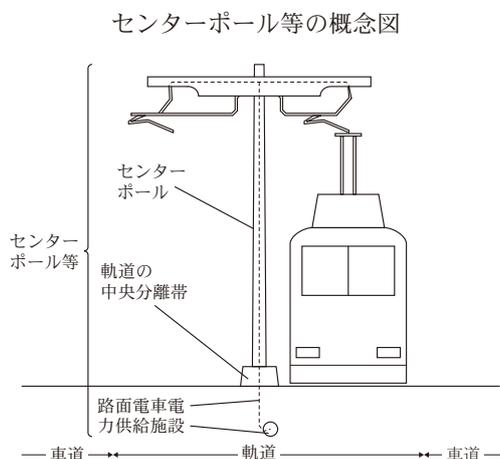
しかし、前記のとおり、工事完了後、センターポール等は、会社に帰属することとなっていることから、センターポール等の工事に関して資産の譲渡は発生せず、工事費は、消費税法(昭和63年法律第108号)上の資産の譲渡の対価に該当しないため、同県は、負担金等の算定に当たっては、工事費を消費税等の課税対象外として処理すべきであった。

したがって、適正な負担金等は392,241,320円となり、前記の負担金等411,740,280円はこれに比べて19,498,960円過大となっており、これに係る交付金相当額11,881,032円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、負担金等の算定に当たり、工事費に係る消費税等の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
			(233)～(235)の計	592,024 (575,484)	355,305	30,655 (30,655)	19,081



サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)において、支払っていない費用を支払ったこととしていたり、補助の対象とならない費用を補助対象事業費に含めたりしていて補助対象事業費の算定が適切でなかったもの (2件 不当と認める国庫補助金 4,914,000円)

サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)(以下「サステナブル事業」という。)は、住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱(平成22年国住生第9号)等に基づき、構造や防火面の先導的な設計・施工技術の導入により構造材又は内外装材に木材を一定以上使用していること、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有する計画であることなどの要件を満たす木造建築物等の整備を行う地方公共団体、民間事業者等(以下「事業主体」という。)に対して、国土交通省が補助金を交付するものである。

国土交通省は、サステナブル事業を行う事業主体に対して、公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)を通じて補助金を交付している。そして、事務事業者には一般社団法人木を活かす建築推進協議会が選定されており、同協議会は国土交通省から国庫補助金の交付を受けて、サステナブル事業を行う事業主体から提出された実績報告書等の審査等の事務を行っている。

国土交通省の承認を得て事務事業者が定めた平成27年度サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)補助金交付規程に基づき作成された補助金交付手続マニュアル等によると、建築物の調査設計計画費のうち、補助金の交付対象となるのは、先導的な木造化・木質化に関連する費用であり、具体的には、実施設計等の費用は補助の対象となるが、基本設計、確認申請、工事監理等の費用は補助の対象とはならないこととなっている。

本院が29事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体が実施した計2件の補助事業(国庫補助金交付額計82,159,000円)において、支払っていない費用を支払ったこととして、補助の対象とならない費用を補助対象事業費に含めたりして実績報告書を提出していたため、補助対象事業費計9,848,000円が過大に精算されていて、これらに係る国庫補助金相当額計4,914,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、事務事業者において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、国土交通省において事務事業者に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(236) 国土交通本省	一般社団法人木を活かす建築推進協議会(東京都港区)	株式会社アイルインホテル&リゾート(横浜市) (事業主体)	サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)	27	19,288 (6,518)	3,259	6,518 (6,518)	3,259

株式会社アイルインホテル&リゾートは、平成27年度に、北九州市において、汎用流通材の組合せによって大スパン空間を実現した宿泊施設を整備する事業の実施設計等を調査設計計画費19,288,000円(補助対象事業費6,518,000円)で実施したとする実績報告書を事務事業者に提出し、国庫補助金3,259,000円の交付を受けていた。そして、同社は、事務事業者の求めに応じて、上記の実施設計等に係る領収書の写しを提出していた。

しかし、本件事業の支払状況等をみると、事務事業者に提出された領収書の写しは虚偽のものであり、29年11月の会計実地検査時点においても、実施設計等に係る支払は全く行われていなかった。

したがって、本件事業は、実際には支払っていない費用を支払ったこととする実績報告が行われていて、これに係る国庫補助金3,259,000円が過大に精算されていた。

(237) 国土交通本省	一般社団法人木を活かす建築推進協議会(東京都港区)	太陽工業株式会社(東京都目黒区) (事業主体)	サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)	27~29	482,228 (460,909)	78,900	3,330 (3,330)	1,655
--------------	---------------------------	----------------------------	-----------------------	-------	----------------------	--------	------------------	-------

太陽工業株式会社は、平成27年度から29年度までの間に、東京都江東区において、木製の小断面部材をユニット化し、これを組み上げてトンネル形状のスポーツ練習場を整備する事業を総事業費482,228,278円(補助対象事業費460,909,015円)で実施したとする実績報告書を事務事業者に提出し、国庫補助金78,900,000円の交付を受けていた。

しかし、同社は、上記の補助対象事業費について、誤って、補助の対象とならない基本設計、確認申請、工事監理に係る諸経費及び技術料を含めて算定していた。

したがって、上記の諸経費及び技術料を除いて適正な補助対象事業費を算定すると457,579,015円となり、補助対象事業費が3,330,000円過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額1,655,000円が過大に精算されていた。

(236) (237)の計					501,516 (467,427)	82,159	9,848 (9,848)	4,914
---------------	--	--	--	--	----------------------	--------	------------------	-------

交付額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 23,786,583 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(238) 近畿地方整備局	神戸市	防災・安全交付金 (港湾改修)	28、29	千円 174,528 (172,171)	千円 86,085	千円 142,719 (142,719)	千円 23,786

この交付金事業は、神戸市が、国際戦略港湾の神戸港の西神戸地区において、臨港交通施設である^{かるも}苅藻橋等の耐震化及び延命化のために、橋りょう耐震補強工、橋りょう延命対策工、橋面舗装改良工等を事業費計 174,528,000 円(交付対象事業費計 172,171,440 円)で実施したものである。

社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年国官会第 2317 号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)によれば、国際戦略港湾における臨港交通施設に係る港湾改修事業の国の負担割合は、原則として、交付対象事業費の 10 分の 5 以内とすることとされている。ただし、コンクリート劣化対策等、既存施設の延命化のための改良を行うものについては、交付対象事業費の 3 分の 1 以内とすることとされている。

同市は、本件の交付対象事業費の全てについて国の負担割合を 10 分の 5 としして交付金の額を計 86,085,720 円と算定し、完了実績報告書を提出するなどして、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、本件事業には、既存施設の延命化のための改良を目的とした表面保護工等の橋りょう延命対策工、橋面舗装改良工等が含まれており、これらに係る交付対象事業費について国の負担割合を 10 分の 5 としたのは誤りであって、正しくは 3 分の 1 以内であった。

したがって、交付要綱に基づき、橋りょう延命対策工、橋面舗装改良工等に係る交付対象事業費に係る国の負担割合を 3 分の 1 としして適正な交付金の額を算定すると計 62,299,137 円となり、前記の交付を受けていた交付金計 86,085,720 円との差額 23,786,583 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、本件交付金事業における国の負担割合についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

設計変更における対象土量を誤ったため、工事費が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,073,200 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(239) 大分県	豊後大野市	社会資本整備総合交付金 (道路)	26、27	千円 137,779 (137,779)	千円 89,556	千円 4,728 (4,728)	千円 3,073

この交付金事業は、豊後大野市が、豊後大野市大野町大原地区において、市道牛首線を付け替えて幅員 7.0m の道路に改良するために、道路予定地の地山の土砂及び軟岩の掘削工等を実施したものである。

同市は、軟岩の掘削工費の算定に当たり、当初設計では、掘削箇所の切取り面が水平又は緩傾斜となっていることから、現場条件が良い場合に適用する工法(以下「オープンカット」という。)によること

として積算していた。そして、請負人は、平成27年2月からオープンカットにより軟岩の掘削を行っていたが、地山の谷側に深い亀裂が広範囲に生じていることが確認され、以後の施工が困難であるなどとして、同年4月に同市に対して工法変更に係る協議の請求等を行った。

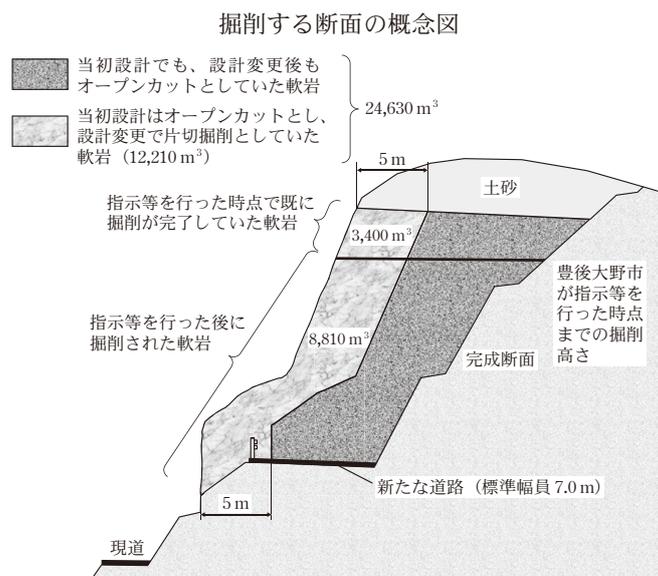
そこで、同市は、現場調査を行った結果、オープンカットでは谷側の施工が困難であると判断し、現場条件が悪い場合に適用する工法(以下「片切掘削」という。)が妥当であるとして、請負人に対して、谷側から幅5m分については片切掘削によることとする指示及び図面の変更(以下「指示等」という。)を行った(参考図参照)。そして、同市は、軟岩全土量24,630m³のうち谷側から幅5m分の土量12,210m³の掘削工法をオープンカットから片切掘削へ変更するなどする設計変更を行い、工事費を当初の契約額115,020,000円から137,779,920円へ増額する契約変更を行った。

しかし、上記の12,210m³には、同市が指示等を行った時点で既に掘削が完了していた谷側から幅5m分の軟岩3,400m³が含まれていた。

したがって、12,210m³のうち3,400m³を除いた8,810m³を設計変更の対象土量とするなどして工事費を修正計算すると133,051,904円となることから、前記の工事費137,779,920円はこれに比べて4,728,000円が過大となっており、これに係る交付金相当額3,073,200円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、設計変更における対象土量に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



架空送電線の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,785,588円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(240) 北海道	北海道	防災・安全交付金 (河川)	28	99,829 (99,829)	54,905	3,246 (3,246)	1,785

この交付金事業は、北海道が、二級河川望来川の河川改修に伴い支障となる鉄塔10基、電線等からなる架空送電線路(延長802m)の移設に要する費用を電気事業者に対して補償するなどしたものであ

り、本件補償等の業務を北海道土地開発公社に委託し、同公社に対して委託費 99,829,031 円(交付金交付額 54,905,967 円)を支払っている。

北海道は、本件委託費のうち架空送電線路の移設に係る補償費(以下「移設補償費」という。)について、同公社が行った算定内容の審査を行うなどして、93,680,366 円としていた。

「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和 42 年閣議決定)、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和 42 年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減価相当額」という。)等を控除して補償費を算定することとされている。そして、架空送電線路の場合は、減価相当額の算定対象は鉄塔とされており、原則として鉄塔本体に係る減価償却の累積額をもって減価相当額とすることとされている。一方で、鉄道の線路、電線路等の既存公共施設等の一部を移設する場合において、移設する区間がごく僅かであり、移設後の代替の公共施設等が、既存公共施設等の 1 管理区間全体の耐用年数の延長に寄与しないことが明らかである場合には、減価相当額の全部又は一部を控除しないで補償費を算定することができることとされている。ただし、耐用年数の延長に寄与するか否かについては、取替えなどの規模等により個別に判断することとされており、移設部分が取替えなどの一つの発注単位となる場合には、移設部分の耐用年数の延長に寄与することになることから、移設部分の減価相当額を控除して補償費を算定することとされている。

北海道は、移設補償費の算定において、本件架空送電線路の移設区間は延長 802m であり、架空送電線路の 1 管理区間として設定した変電所間の架空送電線路の延長の 26km に比べてごく僅かであることから、その全体の耐用年数の延長に寄与しないとして、減価相当額を控除していなかった。

しかし、本件補償における架空送電線路については、鉄塔を移設して鉄塔間に電線を架設等するものであり、既存の鉄塔は、設置年月が区々であることなどから、取替えなどの際の一つの単位として移設されることになる。このため、代替の鉄塔を新設することにより、本件架空送電線路の耐用年数の延長に寄与することになり、本件移設補償費の算定に当たっては、公共補償基準等に従い、鉄塔に係る減価相当額を控除すべきであった。

したがって、既存の鉄塔 10 基に係る減価相当額 3,081,525 円を控除の対象として適正な移設補償費を算定すると 90,598,841 円となり、これに基づくなどして適正な委託費を算定すると 96,582,506 円となることから、本件委託費 99,829,031 円はこれに比べて 3,246,525 円過大となっており、これに係る交付金相当額 1,785,588 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、北海道において、公共補償基準等における減価相当額の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

しゅんせつ
浚 渫工事に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの
(1 件 不当と認める国庫補助金 1,032,480 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(241) 関東地方整備局	横浜市	防災・安全交付金 (港湾改修)	28	34,938 (34,299)	11,433	3,097 (3,097)	1,032

この交付金事業は、横浜市が、国際戦略港湾の横浜港の大黒ふ頭において、船舶の利用に支障が生じないように計画水深7.5mを確保するために、岸壁前面に堆積した土砂をグラブ浚渫船により浚渫して、土運船による運搬及び埋立地への処分を行うなどの工事を事業費34,938,000円(交付対象事業費34,299,720円、交付金交付額11,433,240円)で実施したものである。

国土交通省港湾局制定の港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年港管第814号)等によれば、水域施設における浚渫工事において交付金の交付対象となる設計土量は、次のように算出した純土量と余掘土量を合計した土量とされている。

① 純土量

計画水深を確保するために浚渫が必要となる分として、航路、泊地等の海底の現地盤高から計画水深までの土砂の厚さに浚渫面積を乗ずるなどして算出した土量

② 余掘土量

計画水深までの浚渫を行う上で施工上必要となる余掘分として、浚渫船の船種、施工水深等に応じて定められた底面余掘厚に浚渫面積を乗ずるなどして算出した土量

同市は、本件工事の設計に当たり、設計土量を4,912m³(純土量3,022m³、余掘土量1,890m³)と算出しており、請負人は、本件工事の施工に当たり、計画水深を確実に確保するためとして、設計土量を803m³上回る5,715m³を浚渫していた。そして、同市は、本件工事に係る交付対象事業費の算定に当たり、浚渫に係る土量については設計土量(4,912m³)を交付金の交付対象とし、運搬及び処分に係る土量については実際に浚渫した土量(5,715m³)を交付金の交付対象としていた(参考図参照)。

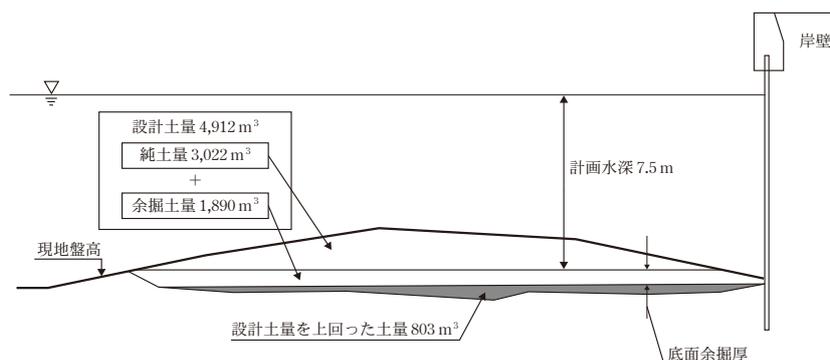
しかし、浚渫工事において交付金の交付対象となるのは、実際に浚渫した土量ではなく設計土量であり、運搬及び処分に係る土量について、設計土量を上回る803m³を交付金の交付対象として交付対象事業費を算定していることは適切とは認められない。

したがって、本件工事について、交付金の交付対象となる運搬及び処分に係る土量を設計土量(4,912m³)とするなどして適正な交付対象事業費を算定すると31,202,280円となり、本件交付対象事業費はこれに比べて3,097,440円過大になっていて、これに係る交付金相当額1,032,480円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、交付対象事業費の算定に当たり、交付金の交付対象についての理解が十分でなかったことなどによるものと認められる。

(参 考 図)

浚渫工事の概念図



(2) 工事の設計が適切でなかったもの 7件 不当と認める国庫補助金 100,578,933 円

橋りょうの変位制限構造の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 32,322,457 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(242) 和歌山県	和歌山県	社会資本整備総合 交付金 (道路)	26	76,273 (53,514)	34,784	70,876 (49,727)	32,322

この交付金事業は、和歌山県が、東牟婁郡串本町上田原地内において、橋りょう(橋長 37.0m、幅員 8.2m)を新設するために、上部構造として橋桁等の製作を行うなどし、過年度に下部構造として築造した橋台に架設するなどの工事を実施したものである。そして、本件橋りょうは、橋軸と支承の中心線とのなす角(以下「斜角」という。)が 51 度の斜橋となっている(参考図 1 参照)。

同県は、本件橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしている。

示方書によれば、橋りょうの設計においては、耐震設計で想定していない挙動等により、上部構造と下部構造との接合部である支承部が破壊されるなどした場合でも、上部構造の落下を防止できるように検討を行うものとされている。そして、橋りょうが所定の判定式^(注1)により斜角の小さい斜橋であると判定される場合には、地震発生時に支承部が破壊された際、上部構造が回転することにより下部構造の頂部から逸脱して橋軸直角方向に落橋する可能性がある(参考図 2 参照)ことから、これを防止するために、変位制限構造^(注2)を設置することとされている。

同県は、本件橋りょうを上記の判定式により斜角の小さい斜橋であると判定していたが、支承部が変位制限構造と同等の耐震性能を有するよう設計されていることから、変位制限構造の設置は不要であると判断して、これを設置しないこととし、これにより施工していた。

しかし、本件橋りょうは斜角の小さい斜橋であることから、支承部の有する耐震性能にかかわらず、変位制限構造を設置する必要があった。

したがって、本件橋りょうの上部構造等(工事費相当額 70,876,000 円)は、設計が適切でなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 32,322,457 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、示方書についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注 1) 判定式 $\sin 2\theta/2 > b/L$

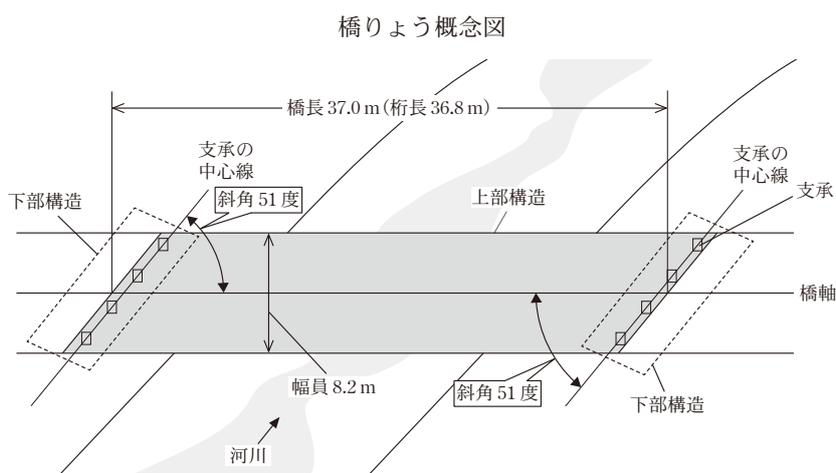
L : 一連の上部構造の長さ (m)

b : 上部構造の全幅員 (m)

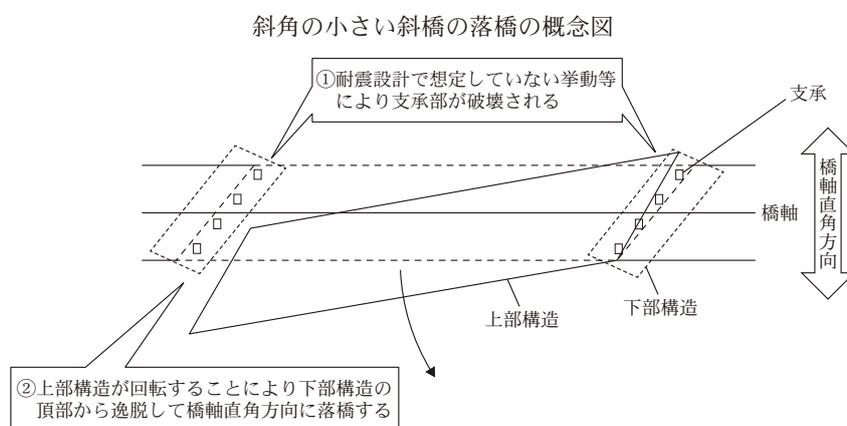
θ : 斜角 (度)

(注 2) 変位制限構造 下部構造の頂部に鉄筋コンクリート製の突起を設けたり、上部構造と下部構造とをアンカーバーで連結したりするなどして、上部構造の移動を制限する構造

(参考図1)



(参考図2)



根固工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 21,316,667円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円 (43,719)	左に対する国庫補助金等交付額 千円 29,160	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円 (31,960)	不当と認める国庫補助金等相当額 千円 21,316
(243) 山形県	山形県	河川等災害復旧	28, 29	43,719 (43,719)	29,160	31,960 (31,960)	21,316

この補助事業は、山形県が、米沢市大字赤崩地内の一級河川最上川において、豪雨により被災した護岸等を復旧するために、護岸の築造、根固工の敷設等を実施したものである。このうち、根固工(延長46.8m、敷設幅5.79m)は、護岸の基礎を保護するために、コンクリート製ブロック(以下「根固ブロック」という。)を基礎前面の河床に敷設したものである。

同県は、根固工等の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編。以下「技術基準」という。)等に基づいて行っており、根固ブロックの天端を計画上の河床の高さに合わせ、根固ブロックの河川横断方向の敷設開始位置を護岸の基礎の川側端部として敷設することとして設計し、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、技術基準等によれば、根固工は、河床の変動等を考慮して、護岸の基礎が安全となる構造とするものとし、河床を直接覆うことにより急激な洗掘を緩和する目的で設置することとされてお

り、根固工と護岸との間に間隙が生ずる場合には、間詰工を施工することとされている。本件根固工の場合、上記の設計では、根固ブロックの天端の高さにおいて根固ブロックの敷設開始位置と護岸の前面との間に0.88mの間隙が生ずることとなるのに、技術基準等により必要とされる間詰工を施工しないことにしていた。

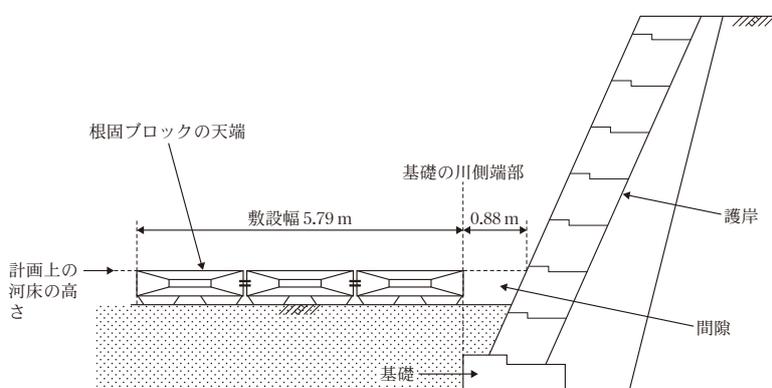
このため、本件根固工は、間詰工が施工されておらず、間隙に流水による渦が発生するなどして、河床の洗掘が進行すると護岸に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。

したがって、本件根固工は、設計が適切でなかったため、護岸の基礎を洗掘から保護できない構造となっていて、本件護岸、根固工等(これらの工事費相当額 31,960,000 円)は、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 21,316,667 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

根固工の断面の概念図



公営住宅の床の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 13,613,400 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(244) 青森県	弘前市	社会資本整備総合 交付金(公営住宅等 整備)	26、27	957,214 (957,214)	478,607	27,226 (27,226)	13,613

この交付金事業は、弘前市が、弘前市大字南大町地内において、公営住宅として青葉団地市営住宅A棟(鉄筋コンクリート造10階建て78戸)の建築、外構工事等を実施したものである。

公営住宅は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)によれば、公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に基づき整備しなければならないこととされている。そして、同市は、これに基づき、弘前市営住宅等整備基準条例において、公営住宅等整備基準と同様の整備基準を定めている。

公営住宅等整備基準によれば、公営住宅の居室の遮音性能を床の相当スラブ厚(注)により確保する場合は、建物の構造に応じて相当スラブ厚を11cm以上又は15cm以上とすることとされており、鉄筋コンクリート造の公営住宅については、相当スラブ厚を15cm以上とすることとされている。

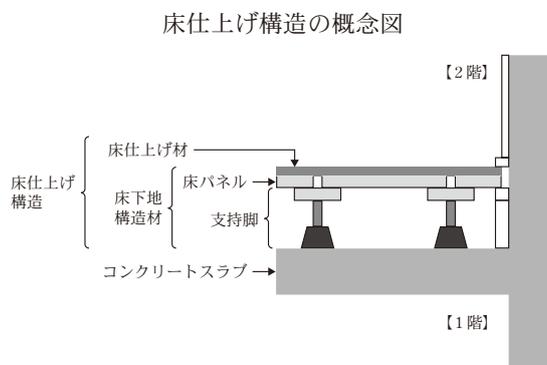
しかし、同市は、本件公営住宅の床の設計に当たり、上記のとおり鉄筋コンクリート造の公営住宅は相当スラブ厚を15cm以上とすることとされているのに、11cm以上を確保すればよいと誤認して床仕上げ構造(参考図参照)を設計し、これにより施工していたため、実際の施工状況を基に算出した相当スラブ厚は11.24cmとなっていて、必要とされる相当スラブ厚を下回っていた。

したがって、本件公営住宅の床仕上げ構造(工事費相当額27,226,800円)は、設計が適切でなかったため、公営住宅等整備基準において必要とされる居室の遮音性能が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額13,613,400円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、公営住宅等整備基準に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 相当スラブ厚 床に衝撃を与えた時に階下室内に発生する衝撃音に対し、床仕上げ構造による遮音効果を見込んだ補正を行った床の遮音性能を、コンクリート版の厚さに換算して表したものの

(参考図)



橋りょうの横変位拘束構造の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 12,511,940円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(245) 山口県	萩市	河川等災害復旧	26、27	千円 47,079 (46,479)	千円 39,647	千円 15,267 (14,668)	千円 12,511

この補助事業は、萩市が、萩市大字弥富上地内において、豪雨により被災した橋りょうを新橋(橋長15.0m、幅員4.2m)に架け替えるために、下部構造として橋台2基(以下、右岸側の橋台を「A1橋台」、左岸側の橋台を「A2橋台」という。)の築造、上部構造として橋桁の製作、架設等を実施したものである。そして、本件橋りょうは、橋軸と支承の中心線とのなす角(以下「斜角」という。)が55度の斜橋となっている(参考図1参照)。

同市は、本件橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」(平成24年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしている。

示方書によれば、橋りょうの耐震設計において、橋りょうの複雑な地震応答等により、上部構造と下部構造との接合部である支承部が破壊された場合においても、上部構造の落下を防止できるように適切な対策を講じなければならないとされている。そして、橋りょうが所定の判定式^(注1)により斜角の小さい斜橋であると判定される場合には、地震発生時に支承部が破壊された際、上部構造が回転するこ

とにより下部構造の頂部から逸脱して橋軸直角方向に落橋する可能性があることから、これを防止するために、横変位拘束構造^(注2)を設置することとされている。

同市は、本件橋りょうを上記の判定式により斜角の小さい斜橋であると判定し、横変位拘束構造として、鉄筋コンクリート製の突起(橋軸方向の長さ1,587mm、支承の中心線方向の長さ488mm又は578mm、高さ1,174mm。参考図2参照)を、A1橋台の上流側の側面に1個、A2橋台の下流側の側面に1個、計2個設置していた。そして、同市は、横変位拘束構造の設計に当たり、部材の水平方向の断面(参考図3参照)について耐力の照査を行い、地震発生時に支承部が破壊された際に、上部構造が回転することにより横変位拘束構造に作用する曲げモーメントが最大抵抗曲げモーメント^(注3)を下回る^(注3)ことなどから、応力計算上安全であるとし、これにより施工していた。

しかし、本件横変位拘束構造の設計においては、部材の水平方向の断面だけでなく鉛直方向の断面(参考図3参照)についても耐力の照査を行う必要があったのに、同市はこれを行っていなかった。

そこで、改めて部材の鉛直方向の断面について耐力の照査を行ったところ、横変位拘束構造に作用する曲げモーメントは、A1橋台では126.06kN・m、A2橋台では186.43kN・mとなり、最大抵抗曲げモーメント78.25kN・mを大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件横変位拘束構造は設計が適切でなかったため、同構造、上部構造等(これらの工事費相当額計15,267,600円、国庫補助対象額計14,668,200円)は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額計12,511,940円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 判定式 $\sin 2\theta/2 > b/L$

L : 一連の上部構造の長さ(m)

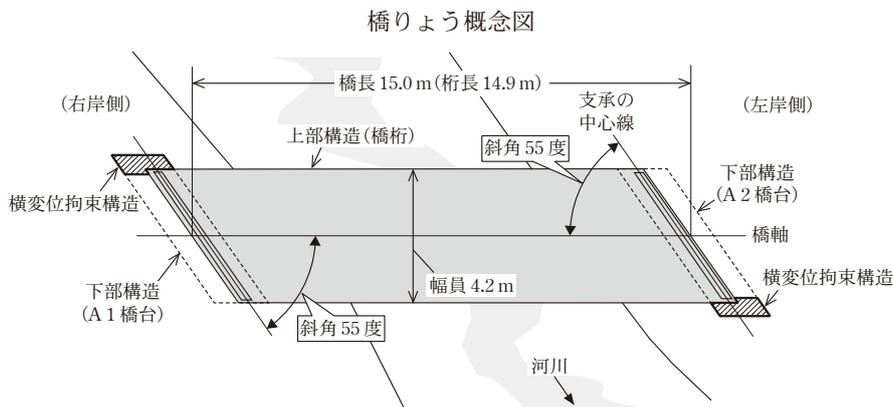
b : 上部構造の全幅員(m)

θ : 斜角(度)

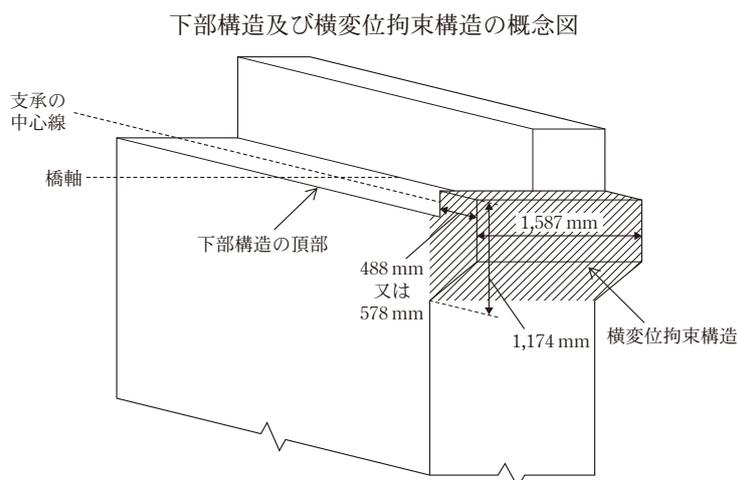
(注2) 横変位拘束構造 支承部が破壊されたときに、橋りょうの構造的要因等によって上部構造が橋軸直角方向に変位することを拘束する構造

(注3) 曲げモーメント・最大抵抗曲げモーメント 「曲げモーメント」とは、外力が部材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいい、部材が抵抗できる曲げモーメントの最大値を「最大抵抗曲げモーメント」という。

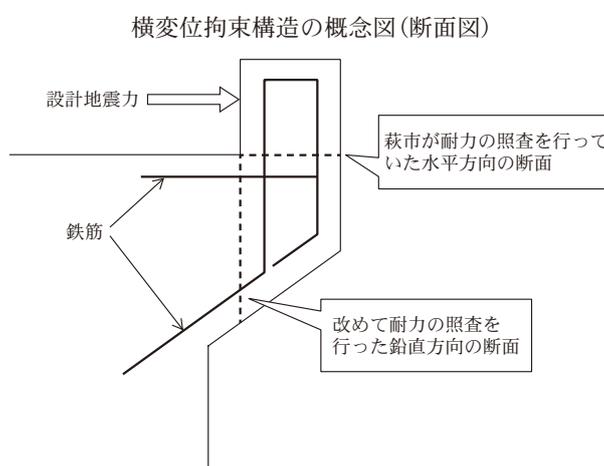
(参考図1)



(参考図2)



(参考図3)



擁壁の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 10,000,212円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(246) 兵庫県	丹波市	河川等災害復旧	28	14,388 (14,388)	10,000	14,388 (14,388)	10,000

この補助事業は、丹波市が、丹波市山南町阿草地内において、豪雨により被災した一級河川篠山川に近接している市道青田阿草線の石積擁壁を復旧するために、もたれ式コンクリート擁壁(高さ6.8m~8.9m、延長6.8m。以下「擁壁」という。)を築造するなどしたものである。

同市は、本件擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)に基づいて行っている。そして、同市は、擁壁背後の地形が水平であり、河川の水位の影響がないことを前提条件として、擁壁に作用する土圧を算定して、これに基づき、滑動及び転倒に対する安定計算を行った結果、安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、実際の擁壁背後の地形は、擁壁天端から道路幅員(2.3m)の部分についてはほぼ水平であるものの、それより先については上方に勾配のある傾斜地となっていた。このような場合、擁壁に作用

する土圧が擁壁背後の地形が水平である場合より増加することになる。

また、指針によれば、河川の水際に設置される擁壁のように壁の前後で水位差が生じる場合には、水位差による擁壁に対する水圧(以下「残留水圧」という。)と浮力を考慮する必要があるとされている。しかし、前記のとおり、同市は、本件擁壁の安定計算において、擁壁の前面が河川であることから残留水圧及び浮力を考慮する必要があったのに、これらを考慮していなかった。

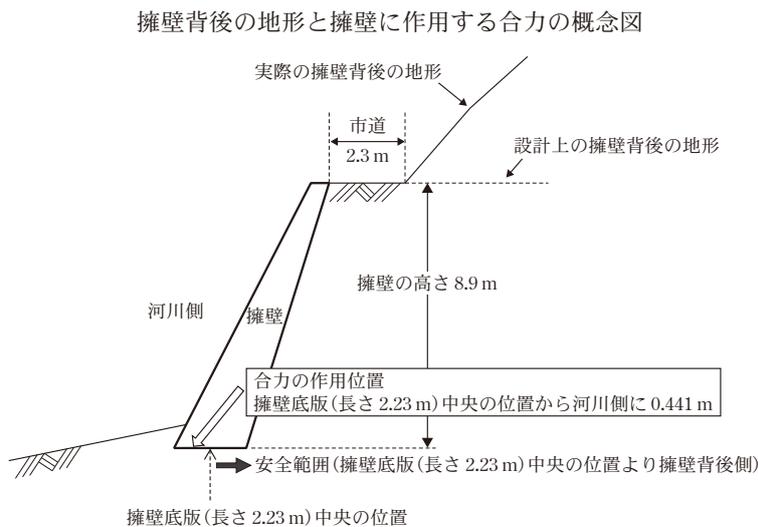
そこで、指針に基づき、実際の擁壁背後の地形、残留水圧及び浮力を考慮して、改めて安定計算を行ったところ、次のとおり、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

- ① 滑動に対する安定については、安全率が0.85となり、許容値である1.5を大幅に下回っていた。
- ② 転倒に対する安定については、擁壁に作用する擁壁背面の土圧等による水平荷重及び擁壁のコンクリートの自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が転倒に対して安全であるとされる範囲(擁壁底版(長さ2.23m)中央の位置より擁壁背後側)を河川側に0.441m逸脱していた(参考図参照)。

したがって、本件擁壁(工事費14,388,840円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金10,000,212円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



係船浮標の再利用の検討が十分でなかったため工事費が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 8,832,600円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(247) 沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄振興公共投資交付金	27、28	121,949 (121,440)	40,480	26,497 (26,497)	8,832

この交付金事業は、沖縄県が、避難港である船浮港において、利用効率の低下した港湾施設を有効活用するために、暴風雨等から避難する船舶が停泊する際に使用する係船浮標(参考図参照)につい

て、載貨重量^(注2)トン数が500トン以下の船舶に対応する係船浮標(以下「500トン浮標」という。)3基、1,000トン以下の船舶に対応する係船浮標(以下「1,000トン浮標」という。)1基、3,000トン以下の船舶に対応する係船浮標(以下「3,000トン浮標」という。)2基、計6基の既設の係船浮標を撤去し、新たに500トン浮標3基、1,000トン浮標1基、計4基を設置する工事を実施したものである。

同県は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(国土交通省港湾局監修)が平成19年7月に改訂されて、係船浮標に働く船舶の設計上のけん引力が大きくなったことから、それに対応した500トン浮標及び1,000トン浮標を新設する場合の設計と既設の係船浮標の再利用等の検討を設計コンサルタントに委託して、24年6月に設計報告書の提出を受けていた。そして、当該設計報告書によれば、既設の3,000トン浮標2基は、一部の部材を取り替えるなどの補修を行えば、新設の500トン浮標と同等以上の性能を有することになるから、500トン浮標として再利用が可能であるとされていたが、同県は、再利用するためには浮体の運搬、補修等を行わなければならないことから、27年度に既設の3,000トン浮標2基を撤去し、28年度に500トン浮標2基を新設していた。

しかし、500トン浮標2基を新設する場合と既設の3,000トン浮標2基を500トン浮標として再利用する場合の費用を比較したところ、再利用に当たっては、既設浮体の保管、改良部材の製作・取付けなどが新たに必要となるものの、新設する係船浮標の製作が不要となることから、既設の3,000トン浮標2基を500トン浮標として再利用する方が経済的となっていた。

したがって、既設の3,000トン浮標2基を500トン浮標として再利用することとして本件工事費を算定すると計94,942,800円となり、本件工事の交付対象事業費計121,440,600円はこれに比べて26,497,800円が過大となっていて、これに係る交付金相当額8,832,600円が不当と認められる。

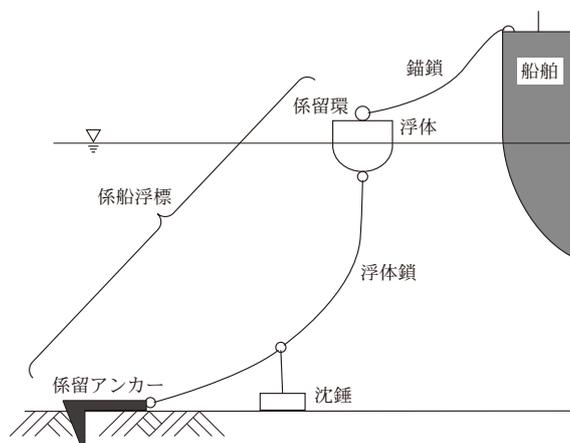
このような事態が生じていたのは、同県において、既設の係船浮標を再利用することについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 係船浮標 浮体、浮体鎖、係留アンカー等から構成され、船舶の錨鎖や係留ロープを浮体上部の係留環に接続して船舶に係留するもの

(注2) 載貨重量トン数 船舶が積載できる貨物の最大重量を示すトン数

(参 考 図)

係船浮標の概念図



護岸工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,981,657円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	
				千円	千円	千円	千円	
(248)	島根県	島根県	河川等災 害復旧	25、26	26,620 (26,620)	17,756	2,971 (2,971)	1,981

この補助事業は、島根県が、江津市嘉久志町地内の二級河川新川において、豪雨により被災した護岸等を復旧するために、護岸工としてブロック積護岸(延長 82.0m、28.5m及び 14.0mの3か所)等を築造したものである。

同県は、護岸工の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編)、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」(社団法人全国防災協会編。以下、これらを合わせて「技術基準」という。)等に基づいて行うこととしている。技術基準等によれば、現況最深河床高から護岸の基礎工の天端までの深さ(以下「根入れ深さ」という。)については、流水による河床の洗掘に対応するために、0.5mから 1.5m程度確保することとされ、その深さは河川規模、洗掘状況、流速等を考慮して設定することなどとされており、また、根入れ深さは、小河川以外の河川、急流河川等では 1.0mから 1.5mの事例が多いとされていることから、同県は、小河川以外の河川については根入れ深さを 1.0m確保することとしている。

そして、同県は、本件護岸工の設計に当たり、当該河川が小河川以外の河川に当たることから、技術基準等により河川の規模等を考慮し根入れ深さを 1.0mと決定して、3か所の施工箇所のうちブロック積護岸延長 14.0mにおいては、1.0mの根入れ深さを確保するために、計画河床高から基礎工の天端までの深さを 1.81mとするなどの設計をしていた(参考図参照)。

しかし、当該ブロック積護岸の基礎を設置するための河床の床掘作業の過程で、請負人から、当初の設計どおり河床を掘り下げると護岸背後の民有地に影響を与えるおそれがあるとの申出を受けたため、同県は、計画河床高から基礎工の天端までの深さが 1.0m確保されていれば護岸の構造上問題ないと誤って認識して、その深さ 1.81mを 1.0mとするなどの設計変更を行い、これにより施工していた(参考図参照)。

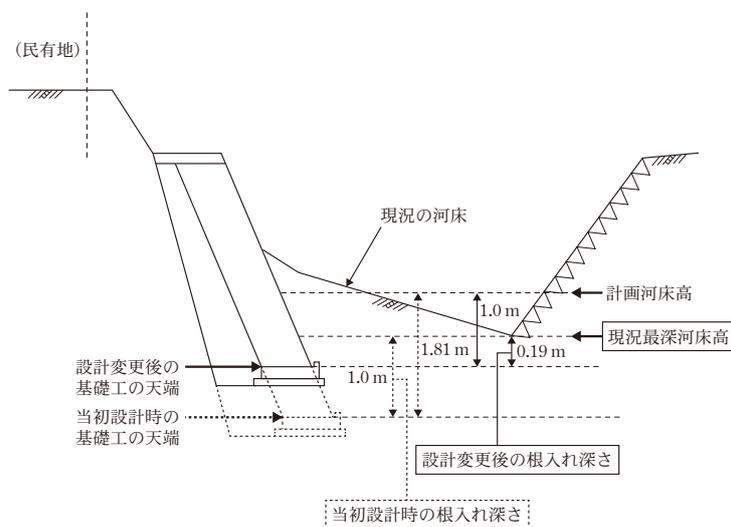
このため、当該ブロック積護岸の根入れ深さは 0.19mとなり、技術基準等により必要とされる根入れ深さ 1.0mが確保されておらず、河床の洗掘が進行すると護岸等に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。

したがって、本件護岸工のうちブロック積護岸延長 14.0m(工事費相当額 2,971,000円)は、設計が適切でなかったため、河床の洗掘に対応できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 1,981,657円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、技術基準等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

現況最深河床高地点における断面の概念図



(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

3 件 不当と認める国庫補助金 75,631,000 円

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったため、交付金により造成した基金が過大に使用されていたもの(3 件 不当と認める国庫補助金 75,631,000 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(249) 岩手県	大船渡市	東日本大震災復興交付金 (災害公営住宅家賃低廉化)	25~27	244,861 (244,861)	214,253	11,299 (11,299)	9,888
(250) 宮城県	本吉郡南三陸町	同	26, 27	193,209 (193,209)	169,058	72,389 (72,389)	63,342
(251) 茨城県	鹿嶋市	同	26~28	27,986 (27,986)	24,486	2,745 (2,745)	2,401
(249)-(251)の計				466,056 (466,056)	407,797	86,433 (86,433)	75,631

これらの交付金事業は、3市町が、東日本大震災で住居を失うなどした者に住宅を供給するための災害公営住宅(長谷堂東団地等12団地、入谷団地等5団地、平井東団地の計18団地)に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計466,056,982円で実施したものである。そして、3市町は、当該事業費に交付率8分の7を乗ずるなどした交付金相当額計407,797,000円を、東日本大震災復興交付金の交付を受けて3市町がそれぞれ造成した東日本大震災復興交付金基金(以下「基金」という。)から取り崩していた。

基金の取崩しの対象となる家賃低廉化事業の事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領(平成8年建設省住備発第87号)等に基づき、公営住宅の団地、管理開始年度、入居者の収入区分等の別に、次のとおり算定することとされている。

$$\text{事業費} = \left(\text{近傍同種の住宅の家賃の額 (近傍同種家賃)} - \text{入居者負担基準額} \right) \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

そして、近傍同種の住宅の家賃の額(以下「近傍同種家賃」という。)は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)等に基づき次のとおり算定することとされている。

$$\text{近傍同種家賃} = \left(\begin{array}{l} \text{(注1) 複成価格 (建物部分)} \times \text{利回り} + \text{複成価格 (土地部分)} \times \text{利回り} + \text{公課} + \text{償却額、修繕費等} \end{array} \right) \div 12$$

(注1) 複成価格 当初建築費相当額に国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定められた率を乗じて得た推定再建築費に住宅の経過年数を勘案して算出される建物部分の現在価格及び土地部分の時価

また、公課については、固定資産税等があり、固定資産税として計上すべき額は、各地方公共団体において実際に条例で規定されている税率等により算出した税額に相当する額とされており、公営住宅の近傍同種の住宅が税制上の特例の対象となる場合には、特例を適用した後の税額に相当する額とすることとされている。税制上の特例については、住宅の管理開始時から建物の構造に応じて3年間又は5年間、建物に係る固定資産税を2分の1に軽減することなどが地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6等に規定されている。

さらに、土地部分の複成価格については、次のとおり算出することとなっており、このうち、容積率の算出に当たっては、公営住宅の共用部分の床面積を含む総床面積を総敷地面積で除して算出することなどとされている。

$$\begin{array}{l} \text{複成価格(土地部分)} = \text{1m}^2 \text{当たりの固定資産税評価額相当額} \times \text{戸当たり敷地面積} \\ \text{戸当たり敷地面積} = \text{戸当たり床面積} \div \text{容積率} \\ \text{容積率} = \text{公営住宅の総床面積} \div \text{総敷地面積} \end{array}$$

しかし、事業費の算定に当たり、大船渡市は、公課を算出する際に、固定資産税について、税制上の特例を適用して3年間又は5年間2分の1に軽減した額を用いるべきであったのに、これを行っていないなどしていた。また、南三陸町は、近傍同種家賃から入居者負担基準額を控除していないなどしていた。そして、鹿嶋市は、土地部分の複成価格を算出する際に、公営住宅の共用部分の床面積を含む総床面積を用いるべきであったのに、^(注2)建築基準法(昭和25年法律第201号)上の延べ面積を用いるなどして、容積率を過小に算出していたり、公課を算出する際に、固定資産税について、税制上の特例を適用して3年間2分の1に軽減した額を用いるべきであったのに、これを行っていなかったりなどしていた。

これらのことから、3市町においていずれも事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると、計 379,623,000 円となることから、前記の事業費 466,056,982 円との差額 86,433,982 円が過大となっていて、これに係る基金から取り崩された交付金相当額 75,631,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3 市町において家賃低廉化事業の事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、3 県において 3 市町への指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(注 2) 延べ面積 建築基準法上の延べ面積は、各階の床面積の合計によることとしており、その床面積には、原則として吹きさらしの廊下等の共用部分の面積は含めないこととなっている。

((249)、(250)については、前掲 77 ページの「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったなどのため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの」参照)

(4) 補助の対象とならないもの 2 件 不当と認める国庫補助金 20,731,467 円
 サービス付き高齢者向け住宅整備事業において、交付決定前に事業に着手していて補助の対象とならないもの (1 件 不当と認める国庫補助金 18,637,000 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等 交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等 相当額 千円
(252) 国土交通 本省	株式会社市 浦ハウジン グ&プラン ニング (東京都文 京区)	A (岩手県盛 岡市) (事業主体)	サービス 付き高齢 者向け住 宅整備事 業	24、25	189,000 (186,386)	18,637	189,000 (186,386)	18,637

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

この補助事業は、A が、サービス付き高齢者向け住宅整備事業(以下「サ高住事業」という。)として、岩手県盛岡市において、新築により高齢者生活支援施設を備えたサービス付き高齢者向け住宅を^(注)整備したものである。

国土交通省は、サ高住事業を行う民間事業者等の事業主体に対して、公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)を通じて補助金を交付している。そして、事務事業者には株式会社市浦ハウジング&プランニングが選定されており、同会社は国土交通省から国庫補助金の交付を受けて、サ高住事業を行う事業主体から提出された実績報告書等の審査等の事務を行っている。

国土交通省の承認を得て事務事業者が定めたサ高住事業に係る交付申請要領等によれば、事業の着手は、交付決定日以後可能となり、交付決定日より前に事業の着手を行った場合は補助の対象にならないこととされており、事業の着手時期については、補助対象となる工事請負契約の契約行為をもって判断することとされている。また、事業主体は、事業完了後、契約締結日を証する工事請負契約書を実績報告書に添付することとされている。

(注) サービス付き高齢者向け住宅 入居する 60 歳以上の者、要介護認定者等に対して状況把握サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅又は有料老人ホーム

同人は、平成 24、25 両年度に、交付決定後にサ高住事業に着手するとして、24 年 9 月に事務事業者に国庫補助金の交付申請を行い、同年 11 月に交付決定を受けた。その後、同人は、本件事業を総事

業費 189,000,000 円(補助対象事業費 186,386,000 円)で実施したとする実績報告書を、契約締結年月日が交付決定日以降であるとする工事請負契約書の写しを添付して、事務事業者に提出し、国庫補助金 18,637,000 円の交付を受けていた。

しかし、事務事業者に提出された工事請負契約書の写しの契約締結年月日は虚偽のものであり、実際には、同人は、国庫補助金の交付決定日より前の同年 9 月に契約を締結していた。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金 18,637,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、事務事業者において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、国土交通省において事務事業者に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

防災・安全交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない費用を含めていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 2,094,467 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(253) 高知県	高知県	防災・安全交付金(地すべり対策)	28	20,999 (20,999)	10,499	4,188 (4,188)	2,094

この交付金事業は、高知県が、高岡郡越知町谷ノ内地区の地すべり対策工を行うために、地すべり観測業務及び既往資料の電子化業務を実施したものである。

このうち、地すべり観測業務は、地すべりの原因等を把握して地すべり対策工の計画を策定するために斜面の動態観測等を行うものであり、既往資料の電子化業務は、同県が紙媒体で保管している過年度に実施した地すべり調査等に関する報告書(以下「報告書」という。)等を対象として資料整理のために PDF 形式に電子化するものである。

同県は、両業務を実施するに当たり、社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成 23 年国官会第 2379 号国土交通事務次官通知。以下「要領」という。)において、事業費の費目「測量設計費」の内容が「工事を施行するために必要な測量、試験、観測、設計、点検及び調査等に要する費用とする」と規定されていることから、両業務に要する費用はこの「測量設計費」に該当するとして交付申請を行い、これにより交付決定を受けていた。

しかし、既往資料の電子化業務は、資料整理を目的として紙媒体の報告書等を PDF 形式に電子化する業務であり、工事を施行するために必要な業務ではなく、これに要した費用は、要領における費目「測量設計費」に該当しないと認められる。

したがって、既往資料の電子化業務に要した費用 4,188,934 円は、交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金相当額 2,094,467 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件交付金の対象となる事業費の内容についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) PDF 形式 電子文書のためのファイル形式で、電子文書作成時と異なる環境においても元の文書のイメージのままに表示、印刷等できるもの

(5) 工事の契約処置が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,231,060 円
 最低制限価格の算定を誤ったため、落札者の決定が適切でなく契約額が割高となっていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 6,231,060 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(254) 北海道	北海道	防災・安全交付金(特定構造物改築)	27	339,346 (339,346)	186,640	11,329 (11,329)	6,231

この交付金事業は、北海道が、久遠郡せたな町地内等において、二級河川馬場川等3河川にある防潮水門の監視・制御等を行っていた管理システムを、新設する消防署内に集約するなどのために、電気通信機器の製作、据付けなどを行う電気通信設備工事を事業費339,346,800円(交付金交付額186,640,740円)で実施したものである。

北海道は、本件工事の工事価格の積算を北海道制定の土木請負工事工事費積算要領(電気通信編)に基づき行っており、同要領によれば、工事価格は機器を製作するための機器単体費及び機器を据え付けるための工事費で構成されている(図参照)。そして、機器単体費は、原則として、工場製作に必要なとなる材料費、製作費等を積み上げて算定することとなっているが、これにより難い場合は、物価調査機関に市場価格を調査させた特別調査価格、見積価格等(以下「特別調査価格等」という。)を用いることとなっている。

図 積算体系図



北海道は、本件工事の入札を北海道制定の北海道財務規則(昭和45年規則第30号)等に基づいて行っている。同規則等においては、入札者は消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)抜きの価格をもって入札することとなっている一方、予定価格は消費税等込みの価格となっており、また、最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格も消費税等込みの価格をもって設定されることとなっていることから、予定価格の108分の100の価格の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とすることとなっている。

そして、最低制限価格については、北海道制定の「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」(平成14年建情第493号)によれば、次の①から④までの額を合計した額(以下「基準額」という。)に100分の108を乗じて得た額とし、この額が予定価格の10分の9を超える場合には予定価格に10分の9を乗じて得た額とすることなどされている。

- ① 予定価格における直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 予定価格における共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 予定価格における現場管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額

④ 予定価格における一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額

また、機器単体費には共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に相当するものが含まれていることから、特別調査価格等を用いて機器単体費を算定している場合の基準額の算定に当たっては、北海道制定の「低入札価格調査制度に係る基準価格及び最低制限価格制度に係る最低制限価格の算定について」(平成13年建情第1497号。以下「算定要領」という。)に基づき、機器単体費の額のうち、10分の6を直接工事費、10分の1を共通仮設費、10分の2を現場管理費、10分の1を一般管理費等として取り扱うこととなっている。

しかし、北海道は、本件入札に係る基準額の算定において、誤って特別調査価格等を用いて算定した機器単体費の全額を直接工事費として取り扱うなどして271,071,850円(予定価格の消費税等抜きの価格の94.4%)とし、この額に消費税等相当額を加えた額が予定価格の10分の9を超えることから、予定価格に10分の9を乗じて得た額を最低制限価格に設定し、これに108分の100を乗じて得た258,480,000円を入札価格と比較する価格に設定していた。そして、一般競争入札を実施した結果、上記の258,480,000円を下回る価格で入札した者を失格として排除した上で、落札者と入札価格の264,500,000円に消費税等相当額を加えた285,660,000円で当初契約を締結していた。

そこで、算定要領等に基づき修正計算すると、基準額は255,613,310円(予定価格の消費税等抜きの価格の89.0%)となり、この額に消費税等相当額を加えた額が予定価格の10分の9を超えないことから、この額に消費税等相当額を加えた額が最低制限価格になり、誤った最低制限価格により失格として排除されていた255,670,000円を入札した者を落札者とすべきであった。

したがって、本件工事において、誤った最低制限価格により失格として排除されていた者と契約を締結したとすれば、変更契約による増額を考慮した契約額は328,017,600円となり、本件契約額339,346,800円はこれに比べて11,329,200円割高となっていて、これに係る交付金相当額6,231,060円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、北海道において、最低制限価格の算定方法に対する理解が十分でなかったこと、最低制限価格の算定内容に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の負担を求めるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)国土交通省
		(項)社会資本総合整備事業費 等
部 局 等	直轄事業	10 地方整備局等
	交付金事業	19 都道府県
事業及び交付の根拠		道路法(昭和27年法律第180号)等
事業主体	直轄事業	10 技術事務所等
	交付金事業	道、府1、県11、市39、区5、町3
	計	70 事業主体

調査業務の概要	道路の陥没の発生を未然に防止することを目的として、陥没の原因となる空洞を早期に発見するためレーダー技術を用いるなどして路面下の状況を調査するもの		
調査業務の件数及び金額	直轄事業	22件	25億1885万円(背景金額) (平成28、29両年度)
	交付金事業	132件	16億9338万余円(平成28、29両年度) (交付金交付額 7億7210万円)(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について

(平成30年10月17日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 一般国道等の路面下空洞対策の概要

(1) 一般国道等の路面下空洞対策

貴省は、道路法(昭和27年法律第180号)等に基づき、道路を常時良好な状態に保つようにその維持・修繕を実施することとして、トンネル、橋りょう、舗装等の道路を構成する施設等の別に維持又は修繕に関する技術的基準を定めており、道路管理者である貴省及び地方公共団体は、これらの技術的基準に基づくなどして道路の状況を点検している。

道路では地下水等が原因で道路の路面下に空洞が発生することがあり、発生した空洞が拡大するなどして路面近くにまで進行すると、交通荷重等の影響により道路が陥没するなどして、事故につながるおそれがある。貴省が公表している「道路の陥没発生件数とその要因」によると、国が管理する国道で発生した道路の陥没は平成27年度153か所、28年度116か所、計269か所となっている。

貴省は、上記のような状況を踏まえて、道路の陥没の発生を未然に防止することを目的に、国が実施する直轄事業又は地方公共団体が実施する交付金事業として、陥没の原因となる路面下の空洞を早期に発見するための路面下空洞調査業務(以下「調査業務」という。)を実施している。

一方、道路の路面下には、地方公共団体や民間企業等が道路管理者の許可を受けて上水道管、下水道管、ガス管等(以下「路面下占有物件」といい、路面下占有物件を設置している地方公共団体や民間企業等を「占有企業者」という。)が多数埋設されている。路面下占有物件の破損等が原因で路面下に空洞が発生するなどしている事例もあることから、貴省は、道路管理者による占有物件の安全確認を徹底することとして、26年3月に、地方整備局等に対して「道路管理者による占有物件の安全確認の徹底について」(平成26年国道利第28号国土交通省道路局路政課長通知。以下「通知」という。)を発している。通知によれば、道路の占有許可に当たっては、「道路占有者は、占有物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと」

や「その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと」を占用許可の条件に付すことを徹底することとされている。なお、通知において、路面下占用物件の安全性についての具体的な確認方法が規定されていないことから、占用企業者は、下水道法(昭和33年法律第79号)等の関係法令等に基づき路面下占用物件の安全確認を行い、その結果を道路管理者に報告することとなる。

(2) 調査業務

調査業務は、直轄事業においては、地方整備局(13年1月5日以前は建設省地方建設局)ごとに設置されている技術事務所、北海道開発局(13年1月5日以前は総理府北海道開発庁)及び沖縄総合事務局(13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁。以下、これらを合わせて「技術事務所等」という。)が、2年度から地方整備局等管内の国道事務所等が管理している道路を対象として実施している。また、交付金事業においては、25年2月に貴省が主として市町村が路面陥没危険箇所調査等を実施する際の参考資料として作成した「総点検実施要領(案)【舗装編】(参考資料)」を公表したこと、平成24年度一般会計補正予算において、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために防災・安全交付金事業が創設されたことなどを契機として、多くの地方公共団体が25年度以降に調査業務を実施している。28、29両年度に調査業務に要した事業費は、直轄事業で計25億1885万余円、交付金事業で計16億9338万余円(交付金交付額計7億7210万余円)、合計42億1223万余円となっている。

調査業務は、レーダー技術を用いるなどして路面下の状況を調査するものであり、一般的に、次のような手順により実施されている。

- ① 技術事務所等又は地方公共団体から調査業務を受託した調査会社(以下「受注者」という。)は、一次調査として、対象となる道路の全延長を地中レーダーを搭載した探査車で走行移動しながら探査データを取得し、技術事務所等又は地方公共団体は、その探査データを基に、空洞が発生している箇所及びその可能性のある箇所を判定する。
- ② 受注者は、①において空洞が発生している可能性があるとして判定された箇所を対象として、ハンディ型地中レーダーを用いるなどして二次調査を行い、空洞が発生している可能性が高いと判定した場合には、削孔してスコープ等で空洞の有無、土被り、空洞の大きさなどを確認する。
- ③ 受注者は、上記の調査結果を取りまとめて、技術事務所等又は地方公共団体に報告する。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

貴省及び地方公共団体は、道路の路面下で発生した空洞が拡大するなどすることによる道路の陥没の発生を未然に防止することを目的とした調査業務を、国においては2年度以降、

多くの地方公共団体においては25年度以降毎年度実施しており、その費用は多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、調査業務に要する費用について占用企業者に応分の負担を求めているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、10^(注1)技術事務所等、13^(注2)道府県及び47^(注3)市区町の計70事業主体が28、29両年度に実施した調査業務計154件(直轄事業22件、交付金事業132件)、契約金額計42億1223万余円(直轄事業計25億1885万余円、交付金事業計16億9338万余円(交付金交付額計7億7210万余円))を対象として、貴省本省及び上記の70事業主体において契約書、特記仕様書、成果品等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、事業主体から調書の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 10技術事務所等 北海道開発局、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州
各技術事務所、沖縄総合事務局

(注2) 13道府県 北海道、大阪府、千葉、神奈川、山梨、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、
熊本、大分、宮崎各県

(注3) 47市区町 登別、市川、我孫子、武蔵野、調布、小平、福生、多摩、横浜、相模原、
藤沢、茅ヶ崎、秦野、綾瀬、新潟、三条、甲府、名古屋、豊橋、蒲郡、尾張旭、
堺、東大阪、宝塚、和歌山、下関、岩国、長門、周南、高知、北九州、久留米、飯
塚、柳川、古賀、佐世保、熊本、宮崎、沖縄各市、新宿、江東、品川、渋谷、杉並
各区、岩内郡岩内、中郡大磯、泉南郡熊取各町

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

70事業主体が実施した調査業務154件の結果についてみると、調査業務106件(直轄事業17件、交付金事業89件)において、表のとおり、1,309か所の空洞が発見されていた。そして、上記1,309か所の空洞の発生原因についてみると、空洞の発生原因となった施設(以下「原因施設」という。)が特定されていない箇所が調査業務84件(直轄事業14件、交付金事業70件)において828か所あり、発見された空洞の箇所数に対する割合は63.3%となっている一方、原因施設が特定されている箇所は調査業務63件(直轄事業11件、交付金事業52件)において481か所、同36.7%となっていた。なお、この63件のうち41件については、原因施設が特定されていない空洞も発見されており上記の調査業務84件と重複している。

原因施設が特定されている箇所を原因施設別に分類すると、道路排水施設等の道路施設が210か所、同16.0%、路面下占用物件が193か所、同14.7%となっており、路面下占用物件が原因施設である空洞が一定割合で発見されている。なお、前記の「道路の陥没発生件数とその要因」における国が管理する国道で発生した道路の陥没計269か所のうち、路面下占用物件の破損等が発生原因である陥没は、計44か所と全体の16.4%となっており、陥没の発生原因についても路面下占用物件が一定割合を占めている。

表 発見された空洞と原因施設の状況

区分	発見された空洞数 (か所)	原因施設が特定されているもの					原因施設が特定されていないもの (か所)
		原因施設が特定されているもの (か所)	道路施設 (か所)	路面下 占用物件 (か所)	河川施設 (か所)	その他 (か所)	
直轄事業	259	73	25	6	0	42	186
交付金事業	1,050	408	185	187	15	21	642
合計	1,309	481 (36.7%)	210 (16.0%)	193 (14.7%)	15 (1.1%)	63 (4.8%)	828 (63.3%)

(注) 括弧書きは、発見された空洞数に対する割合である。

そこで、調査業務に要した費用の占用企業者の負担状況についてみると、70 事業主体のうち、関東技術事務所、横浜、名古屋両市の計 3 事業主体は、調査業務の対象となった路面下占用物件の延長に應ずるなどした割合に基づき調査業務に係る費用の一部を占用企業者に負担させていたが、68 事業主体は、調査業務に要する費用を全く負担させていなかった。^(注4)

しかし、占用企業者は、路面下占用物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないように努めなければならないことなどが占用許可の条件とされているのに、前記のとおり、事業主体が実施している調査業務において路面下占用物件が原因施設である空洞が一定割合で発見されていること、貴省は路面下占用物件の破損等が原因となる空洞や陥没の発生対策として調査業務を実施することが有効であるとしていること及び事業主体が既に直轄事業又は交付金事業として調査業務を実施していることに鑑みると、調査業務は占用許可の条件の適切な履行に資することとなることから、事業主体は、占用企業者に応分の負担を求める必要があると認められる。

(注4) 関東技術事務所は、調査業務を実施している道路のうち、東京、横浜両国道事務所が管理している道路の全部又は一部については、調査業務に係る費用の一部を占用企業者に負担させているが、その他の道路については、調査業務に係る費用を占用企業者に全く負担させていないことから、68 事業主体にも含めている。

(改善を必要とする事態)

占用企業者に、調査業務に要した費用について応分の負担を求めている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、路面下占用物件の破損等が原因となる空洞や陥没の発生対策として調査業務を実施することが有効であるとしているのに、調査業務に要する費用について、占用企業者に応分の負担を求める必要性についての検討が十分でないため、事業主体に対して、占用企業者に応分の負担を求めるための指針等を整備し、これを周知又は助言していないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

上水道管、下水道管等の路面下占用物件の老朽化が進む中、路面下占用物件の破損等が原因となる空洞や陥没の発生は今後も増加することが想定される。このため、調査業務は、今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

については、貴省において、調査業務に要した費用について、占用企業者に応分の負担を求めめるための指針等を整備して、これを技術事務所等及び道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して周知することにより、国道事務所等が指針等に基づき関係者との合意形成を図り、占用企業者に応分の負担を求めよう、また、地方公共団体に対しても同様な助言をするよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 地域活性化インターチェンジの設置に当たり、地方公共団体と協定を締結して、当該協定に基づき工事を実施するよう指導したり、2車線で供用される新直轄道路について将来4車線化した際に本線盛土となる場合等においても、インターチェンジ本体の建設費については地方公共団体が負担することを明確に示したりすることにより、地域活性化インターチェンジの建設費が適切に負担されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域連携道路事業費 〔平成 25 年度以前は、 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費〕
部 局 等	3 地方整備局
事業の根拠	高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号)
地域インターの概要	地域の活性化に寄与することを目的として、国土交通大臣の許可を受けて、地方公共団体が主体となって費用を負担して設置するインターチェンジ
工事費	15 か所 236 億 2108 万余円(平成 24 年度～29 年度)
国が負担していたインターチェンジ本体の建設費	6 か所 1 億 4946 万円(平成 25 年度～28 年度)

1 地域インターの概要等

(1) 地域インターの概要

国土交通省は、高速自動車国道(以下「高速道路」という。)の整備を図り、自動車交通の発達に寄与するために、高速道路として建設すべき路線のうち東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社による有料道路として整備・管理することが難しいと見込まれる区間について、高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号。以下「法」という。)等に基づき、国の直轄事業により通行料金が無料の道路として高速道路及びインターチェンジを整備している(以下、国土交通省が直轄事業により整備する高速道路を「新直轄道路」という)。新直轄道路は、法等に基づき、高速道路の新設に関する整備計画(以下「整備計画」という。)に適合するよう整備が行われており、整備計画には車線数等の事項が定められている。ただし、整備計画で 4 車線とされていても、当面の間、交通量の少ないと見込まれる道路の場合は、2 車線で供用を開始することとされている。

新直轄道路とこれに近接する道路を接続するためのインターチェンジのうち、地域活性化インターチェンジ(以下「地域インター」という。)は、新直轄道路への効率的なアクセスを確保することにより、地域経済の浮揚、雇用創出の促進、周辺道路の渋滞緩和等を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、法等の規定に基づき、新直轄道路に近接する県道等の道路管理者である地方公共団体が連結許可の申請を行い、国土交通大臣の許可を受けて、地方公共団体が主体となって費用を負担して設置するものである。

(2) 地域インターの建設費

地域インターは、参考図1のとおり、変速車線、インターチェンジ本体等から構成されている。このうち、変速車線は新直轄道路の本線を走行している車両の走行を乱さないよう安全に減速又は加速するために設けられるものであり、また、インターチェンジ本体は変速車線と新直轄道路に近接する県道等とを接続するために設けられるものである。

国土交通省が定めている「地域活性化インターチェンジ制度(直轄高速)実施要綱」(平成26年国道高第77号。平成26年6月以前は平成17年国道有第75-2号。以下「実施要綱」という。)によれば、変速車線の建設費は国の負担とするとされ、インターチェンジ本体の建設費は地方公共団体の負担とするとされており、これらの建設費の負担については、地方公共団体と地方整備局等との間で協定を締結することとされている(参考図1参照)。そして、当該協定に基づき、国道事務所等は、国が負担する部分について直轄事業として工事を実施するとともに、地方公共団体が負担する部分については、地方公共団体から工事を受託して工事を実施するなどしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、地域インターの建設費が国と地方公共団体との間で適切に負担されているかなどに着眼して、4^(注1)地方整備局及び9^(注2)国道事務所等において、25年度から29年度までの間に設置された地域インター15か所^(注3)(工事費計236億2108万余円)を対象として、協定書、契約書、工事図面等の書類や現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 4地方整備局 東北、関東、近畿、九州各地方整備局

(注2) 9国道事務所等 長野国道事務所、福島、山形、甲府、紀南、熊本、佐伯、宮崎、大隅各河川国道事務所

(注3) 工事費には地域インターの建設費以外に新直轄道路の本線等に係る工事費も含まれている。

(検査の結果)

検査したところ、15か所の地域インターは、全て整備計画における車線数が4車線のところを2車線で供用が開始された新直轄道路の上り線側及び下り線側に接続するように設置されていたものであり、このうち9か所については上り線側及び下り線側の両方のインターチェンジ本体の建設費を5県1市2町が負担していた(参考図2参照)。一方、残りの6か所については、表及び参考図3のとおり、上り線側又は下り線側のどちらか一方のインターチェンジ本体の建設費を国が負担している事態となっていた。

表 上り線側又は下り線側のどちらか一方のインターチェンジ本体の建設費を国が負担していたもの

インターチェンジ名	地方整備局	国道事務所等	地方公共団体(連結申請者)	協定締結の有無	国が負担していたインターチェンジ本体の建設費(千円)
米沢中央	東北地方整備局	山形河川国道事務所	山形県	無	11,186
東根北	東北地方整備局	山形河川国道事務所	山形県	無	5,650
大石田村山	東北地方整備局	山形河川国道事務所	山形県	無	9,211
佐久白田	関東地方整備局	長野国道事務所	長野県	有	10,397
佐久穂	関東地方整備局	長野国道事務所	長野県南佐久郡佐久穂町	有	108,295
すさみ	近畿地方整備局	紀南河川国道事務所	和歌山県	有	4,725
6 か所	3 地方整備局	3 国道事務所等	3 県 1 町		149,467

(注) 千円未満を切り捨てているため、合計は一致しない。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

(1) 上り線側又は下り線側のどちらか一方のインターチェンジ本体の建設費を国の負担とする協定を締結していたもの

佐久白田インターチェンジ等3か所の地域インターについては、2地方整備局は、新直轄道路の本線を将来2車線から4車線化した場合には上り線側又は下り線側のどちらか一方のインターチェンジ本体の盛土部分は本線の盛土部分に含まれることになるなどとして、当該部分の盛土工等の費用を国の負担とし、舗装工等の費用のみを地方公共団体の負担とする協定を2県1町と締結していた。そして、2国道事務所等は、当該協定に基づき、将来本線の盛土部分に含まれることとなる部分の盛土工等の費用を国が負担することとして、2県1町からインターチェンジ本体の工事を受託して実施していた。

しかし、前記のとおり、地域インターは、地域の活性化に寄与することを目的として、地方公共団体が主体となって費用を負担して設置するものであることから、2車線で供用が開始された新直轄道路に設置された地域インターについて将来4車線化した際に本線盛土となる場合等においても、当該盛土工等の費用(計1億2341万余円)も含めたインターチェンジ本体の建設費全額を2県1町の負担とすべきであったと認められた。

(2) 協定を締結せずにインターチェンジ本体の工事を実施し、この建設費の負担を地方公共団体に求めていなかったもの

米沢中央インターチェンジ等3か所の地域インターについては、東北地方整備局は、地方公共団体が負担することとした部分については山形県が自ら工事を実施することとしていたことから、実施要綱に基づく協定を締結する必要はないと判断して、これを締結していなかった。そして、山形河川国道事務所は、(1)の事態と同様に、新直轄道路の本線を将来2車線から4車線化した場合には上り線側(下り線側)のインターチェンジ本体の盛土部分は本線の盛土部分に含まれることになるとして、当該部分の盛土工等を直轄事業として実施しており、下り線側(上り線側)のインターチェンジ本体については同県が自ら工事を実施していた。これらのことから、同局は、直轄事業として実施した上り線側(下り線側)のインターチェンジ本体の建設費の負担を同県に求めていなかった。

しかし、前記のとおり、実施要綱によれば、地域インターの建設費の負担については地方公共団体と地方整備局等との間で協定を締結することとされており、地域インターは、地域の活性化に寄与することを目的として、地方公共団体が主体となって費用を負担して設置するものであることから、工事を実施する前に協定を締結した上で当該建設費(計2604万余円)を同県の負担とすべきであったと認められた。

このように、地域インターの設置に当たり、インターチェンジ本体の建設費を国が負担していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

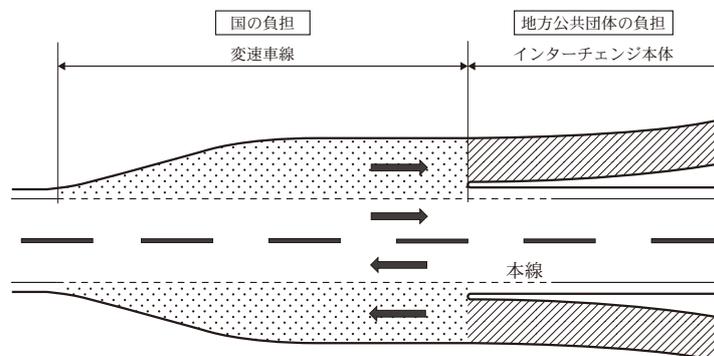
このような事態が生じていたのは、国土交通省において、地域インターの設置前に協定を締結して、当該協定に基づき工事を実施することについての地方整備局及び国道事務所等に対する指導が十分でなかったこと、2車線で供用される新直轄道路について将来4車線化した際に本線盛土となる場合等においても、インターチェンジ本体の建設費については地方公共団体が負担すべきであることについて、地方整備局に対して明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、30年9月に地方整備局等及び国道事務所等に対して事務連絡を発して、地域インターの設置前に協定を締結して、当該協定に基づき工事を実施することについて指導したり、2車線で供用される新直轄道路について将来4車線化した際に本線盛土となる場合等においても、インターチェンジ本体の建設費については地方公共団体が負担することについて明確に示したりする処置を講じた。

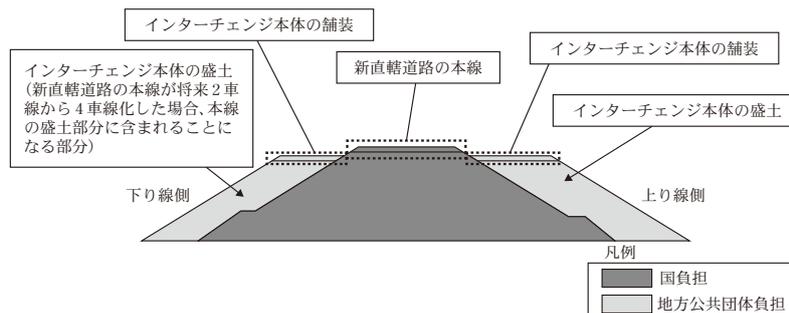
(参考図1)

地域インターの建設費の概念図



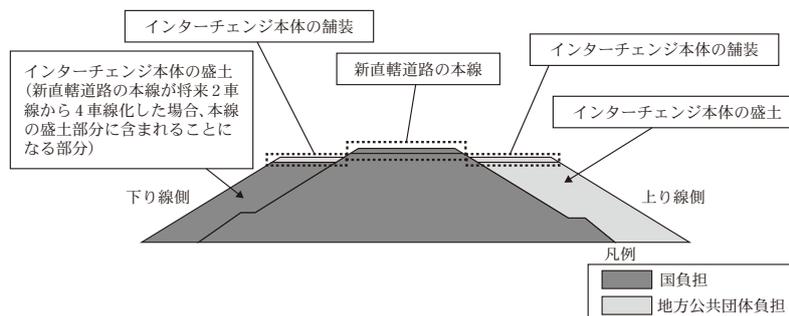
(参考図2)

上り線側及び下り線側の両方のインターチェンジ本体の建設費を地方公共団体が負担していた例(横断図)



(参考図3)

下り線側のインターチェンジ本体の建設費を国が負担していた例(横断面図)



(2) 下水道事業におけるポンプ工事の工事費の積算に当たり、特別調査を活用することなどによりポンプの適正な市場価格を把握して積算単価を決定するよう事業主体に周知して、経済的な積算が行えるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省
	(項) 社会資本総合整備事業費
	(項) 北海道開発事業費
	(項) 沖縄振興交付金事業推進費
	(項) 沖縄開発事業費
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)等、予算補助
補助事業者(事業主体)	県1、市16、町3、村1、計21事業主体
ポンプ工事の概要	下水処理場及びポンプ場においてポンプを新設又は交換するもの
ポンプ工事に係る工事件数及び工事費	142件 463億3890万余円(平成27、28両年度)
上記に対する交付金相当額	241億6629万余円
上記のうちポンプの見積価格と同額を積算単価としていた工事件数及び積算額	37件 21億2336万余円
上記に対する交付金相当額	11億0270万円
低減できたポンプの積算額	2億2500万円(平成27、28両年度)
上記に対する交付金相当額	1億1688万円

1 ポンプ工事の概要

(1) 下水道事業及びポンプ工事の概要

国土交通省は、下水道法(昭和33年法律第79号)等に基づき、下水道の整備を図ることにより都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資

することなどを目的として、下水道事業を行う地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して、毎年度多額の社会資本整備総合交付金等を交付している。

下水道は、家庭、工場等から下水管に排出される下水を、ポンプ場等を経由して下水処理場に集めて下水の浄化を行うものである。そして、ポンプ場には、集水した下水を下水処理場に送水するため、また、下水処理場には、下水を処理する汚水処理施設等へ下水を送水するためのポンプが設置されている。

そして、事業主体は、下水処理場及びポンプ場(以下「下水処理場等」という。)の整備及び維持管理として、ポンプを新設又は交換する工事(以下「ポンプ工事」という。)を実施している。

下水処理場等に設置されるポンプは、大型のものが多く、用途に合わせて、形式、揚程高、吐出力、口径等の仕様が異なることなどから汎用品ではなく注文製造品となっている。

(2) ポンプ工事等で設置されるポンプ等の機器の積算

都道府県及び政令指定都市(以下「都道府県等」という。)は、自らが行う下水道工事等の土木工事の工事費を積算するために、国土交通省制定の土木工事標準積算基準書を基に土木積算基準等を定め、下水道工事の積算に際して、土木積算基準等に基づくなどして積算を行っている。そして、都道府県内の市区町村は下水道工事の積算に際して、各都道府県が定めた土木積算基準等に基づくなどして積算を行っている。

土木積算基準等によれば、工事費の積算に当たり設計書に計上する材料等の単価(以下「積算単価」という。)については、原則として入札時における市場での実際の取引価格(以下「市場価格」という。)によることとされている。そして、積算を行うに当たり、物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。以下同じ。)に掲載されている材料等については掲載価格により、使用頻度の高い材料等のうち物価資料に掲載されていない材料等については、都道府県等が物価調査機関に委託して実施させた市場価格の定期調査等を基に制定した単価表により、また、物価資料及び単価表(以下「物価資料等」という。)に掲載されていない一定価格(100万円等)以上の材料等については、物価調査機関に特定の品目を指定して市場価格を調査させる特別調査により、さらに、物価資料等に掲載されておらず特別調査により難しいものについては、見積りを徴するなどして材料等の積算単価を決定することとされている。

また、事業主体は、下水道工事のうち、土木積算基準等に記載のないポンプ工事等の工事費の積算を行う場合は、国土交通省が制定した「下水道用設計標準歩掛表第2巻ポンプ場・処理場」(以下「下水道標準歩掛」という。)に基づくなどして積算を行っている。

下水道標準歩掛によれば、ポンプ等の機器の積算単価は、取引実績等を勘案して適切な積算単価を算定することなどとされている。そして、積算単価は、物価資料や見積価格等を基に算定することとされ、また、物価資料に掲載されていない機器の単価については見積りにより決定することとされている(以下、見積りにより決定した単価を「見積単価」という。)

(3) 特別調査

前記の特別調査は、積算時点での材料等の適正な市場価格を把握するために、物価調査機関と委託契約を締結して実施する調査である。そして、特別調査による価格は、物価調

査機関が、物価資料に掲載されている材料等の市場価格調査と同様に当該材料等の過去の取引実績等を基に、当該材料等の製造会社、販売代理店、当該材料等の同等品を購入している工事業者等に対しての聞き取り調査等を行い決定している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

下水処理場等には、下水を送水するために欠かせない機器としてポンプが多数設置されており、ポンプ工事の工事費に占める割合は大きなものとなっている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、ポンプの積算単価が適切なものとなっているかなどに着眼して、13道府県の63事業主体が、平成27、28両年度に実施した当初契約金額5000万円以上のポンプ工事で、ポンプの積算額の合計が500万円以上である142件(工事費計463億3890万余円、交付金相当額計241億6629万余円、351台のポンプの積算額計81億3563万余円、交付金相当額計42億2724万余円)を対象として、13道府県において、設計図書、見積書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 63事業主体 北海道、大阪府、埼玉、富山、愛知、三重、兵庫、沖縄各県、函館、釧路、帯広、北見、網走、稚内、江別、紋別、千歳、北広島、川口、飯能、朝霞、久喜、横浜、川崎、横須賀、茅ヶ崎、富山、静岡、浜松、磐田、名古屋、豊橋、豊田、小牧、津、四日市、松阪、大阪、岸和田、豊中、吹田、高槻、守口、神戸、姫路、尼崎、伊丹、豊岡、赤穂、西脇、岡山、下関、宇部、下松、長門、山陽小野田、松山各市、久遠郡せたな、紋別郡遠軽、中川郡豊頃、揖保郡太子、美方郡香美各町、島尻郡座間味村

(検査の結果)

検査したところ、ポンプ工事のポンプの積算単価について、次のような事態が見受けられた。

前記351台のポンプは、いずれも注文製造品となっていて、その市場価格が物価資料等に掲載されていないことから、ポンプの積算単価は、次の(1)又は(2)の方法により決定していた。

(1) 特別調査等により積算単価を決定していたもの

前記142件のうち、12道府県の42事業主体が実施した105件に係る264台のポンプ(ポンプの積算額計60億1226万余円、交付金相当額計31億2454万余円)については、事業主体が適正な市場価格を把握するために注文製造品のポンプであっても複数の製造会社により製造でき市場性があるとして、特別調査による単価(以下「特別調査単価」という。)を積算単価としたり、事業主体が見積価格をそのまま採用すると市場価格と異なるなどとして、過去の工事における取引実績等により定めた査定率を見積単価に乗じて積算単価としたりしていた。

(注2) 42事業主体 北海道、大阪府、埼玉、富山、愛知、三重、沖縄各県、函館、釧路、北見、網走、江別、千歳、北広島、川口、久喜、横浜、川崎、横須賀、茅ヶ崎、静岡、浜松、磐田、名古屋、豊橋、豊田、小牧、四日市、松阪、岸和田、吹田、神戸、姫路、尼崎、下関、宇部、下松、長門、山陽小野田、松山各市、紋別郡遠軽、中川郡豊頃両町

(2) 見積単価と同額を積算単価としていたもの

前記142件のうち、8道府県の21事業主体^(注3)が実施した37件に係る87台のポンプ(ポンプの積算額計21億2336万余円、交付金相当額計11億0270万円)については、事業主体が、複数の製造会社等から徴した見積りのうち最低価格を採用するなどして、その見積単価と同額を積算単価としていた。

そして、21事業主体が上記の方法により積算単価を決定していたのは、土木積算基準等では、材料等の積算単価は市場価格によることとされているのに、下水道標準歩掛では、特別仕様の機器の積算単価は見積りにより決定することとされていることをもって、ポンプの市場価格は見積りにより把握できるものと判断したり、土木積算基準等では、物価資料等に掲載されていない材料等は特別調査を行うこととされているが、ポンプが注文製造品であることから特別調査により難しい場合に該当するものと判断したりしていたことなどによるものであった。

しかし、本院が、物価調査機関に注文製造品のポンプについて特別調査が可能であるか確認したところ、ポンプ本体の全てを製造する場合は、ポンプの一部品を交換する場合と異なり、ポンプを製造する会社が複数存在し市場性があることから、特別調査を行うことができるとのことであった。

(注3) 21事業主体 兵庫県、帯広、稚内、紋別、飯能、朝霞、富山、津、大阪、豊中、高槻、守口、伊丹、豊岡、赤穂、西脇、岡山各市、久遠郡せたな、掛保郡太子、美方郡香美各町、島尻郡座間味村

また、(1)のポンプのうち、20件に係る33台のポンプについては、事業主体が積算時点でのポンプの特別調査単価と見積単価を比較等するために見積りを徴しており、これらを比較したところ、特別調査単価の見積単価に対する割合の平均は89.4%となっていた。特別調査単価が見積単価より安価となるのは、見積単価が、製造会社等の販売希望価格となる場合もあるのに対して、特別調査単価は、過去の取引実績等を基に、製造会社等に対する聞き取り調査等により得られた積算時点での市場価格であることによるものと思料された。

以上のとおり、(2)の見積単価と同額を積算単価としていた37件に係る87台のポンプについては、複数の製造会社等から見積りを徴していたことなどから、特別調査を活用することにより積算時点での適正な市場価格を把握するなどして経済的な積算を行うことが可能であったと認められた。

このように、事業主体において、ポンプの積算単価の決定について、適正な市場価格を把握するための特別調査の活用が可能であったにもかかわらず、見積単価と同額を積算単価としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できたポンプの積算額)

前記37件に係る87台のポンプの積算額について、前記の特別調査単価の見積単価に対する割合の平均(89.4%)を見積単価に乗じて推定した市場価格により修正計算すると、計18億9829万余円(交付金相当額計9億8581万余円)となり、前記の積算額を約2億2500万円(交付金相当額1億1688万余円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において下水道標準歩掛に、特別調査を活用することについて明記しておらず、特別調査を活用することなどについての周知が十分に

なかったこと、事業主体において特別調査を活用することなどにより経済的な積算を行うことについての理解が十分でなかったことなどによるものと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、30年9月に都道府県等及び市区町村に対して事務連絡を発して、ポンプ等の機器の積算単価の決定について、特別調査を活用するなどして適正な市場価格を把握して経済的な積算を行うこととし、31年3月の下水道標準歩掛の改定時には、下水道標準歩掛に、機器の積算単価の決定について、特別調査を活用する旨を記載することを周知する処置を講じた。

- (3) 離島活性化交付金事業の実施に当たり、アウトカム指標及び成果目標の設定について十分検討を行うこと、事業実施後に達成率を適切に算定することなどについて周知するとともに、活性化計画の審査体制を整備するなどして、事後評価等が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)離島振興費
部 局 等	国土交通本省
交付の根拠	離島振興法(昭和28年法律第72号)
補助事業者	市12、町11、村3、計26市町村
交付金事業の概要	離島の振興を図ることを目的として、離島における定住促進、交流促進及び安全安心向上のための事業を行うもの
検査の対象とした離島活性化交付金事業の事業数及び事業費	438事業 81億9378万余円(平成25年度～28年度)
上記に対する交付金交付額	32億1598万余円
成果目標等が適切に設定されていなかった事業数及び事業費	43事業 2億8122万余円(平成25年度～28年度)
上記に対する交付金交付額(1)	1億1875万円
達成率が70%未満であるのに70%以上であると報告されていたため、改善計画が作成されていなかった事業数及び事業費	29事業 4億5131万余円(平成25年度～28年度)
上記に対する交付金交付額(2)	1億8595万円
目標評価報告書が所定の時期までに提出されていなかった事業数及び事業費	112事業 13億1624万余円(平成25年度～28年度)

上記に対する交付金交付額(3)	5 億 0766 万円
(1)から(3)までの計	8 億 1236 万円

1 離島活性化交付金事業の概要等

国土交通省は、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)に基づき、離島の振興を図ることを目的として、離島活性化交付金事業実施要綱(平成 25 年国離第 23-1 号)等(以下「要綱等」という。)により、都道府県又は市町村に対して、平成 25 年度から離島活性化交付金を交付している。

そして、都道府県、市町村又は間接補助事業者として当該交付金の交付を都道府県若しくは市町村から受ける民間団体は、離島活性化交付金事業として、定住促進事業、交流促進事業及び安全安心向上事業(表 1 参照)を毎年度多数実施している。

表 1 離島活性化交付金の交付対象となる主な事業

事業の種類		主な対象事業
定住促進事業	産業活性化事業	戦略製品の移出等に係る海上輸送費支援、戦略製品のテスト販売、広報等
	定住誘引事業	空家情報の提供等、空家改修等の施設整備
	流通効率化関連施設整備等事業	普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、コンテナ、荷役機材等の整備又は導入
交流促進事業	地域情報の発信	パンフレット作成、WEB の作成運用、PR 活動等
	交流拡大のための仕掛けづくり	世話人等の育成のための研修等
	交流の実施	体験学習事業、伝統芸能体験事業、シンポジウム、離島体験ツアー等
安全安心向上事業	防災機能強化事業	避難施設の整備、防災活動拠点の改修、災害応急対策施設の整備等
	計画策定等事業	防災力向上のための調査、防災講習の実施等

要綱等によれば、事業の実施期間は原則 3 年以内とされており、事業の実施に当たって、都道府県又は市町村は、離島活性化事業計画(以下「活性化計画」という。)を作成し、国土交通本省(以下「本省」という。)に提出して、その承認を受けなければならないこととされている。活性化計画には、事業の概要等を記載するほか、定量的なアウトカム指標を設定した上で、アウトカム指標上の目標値として成果目標を記載し、その達成目標年度を記載することなどとされている。そして、本省は、活性化計画の内容について、事業が当該地域の活性化に関して、有効かつ効果的であることなどを審査し、活性化計画の承認を行うこととされており、事業の実施について、総合的な推進体制を整備し、助言、指導その他の必要な援助を行うものとするとしている。

また、事業実施後、都道府県又は市町村は、達成目標年度の翌年度において、活性化計画に定められた成果目標に対する実績値の比率(以下「達成率」という。)を算定して成果目標の達成状況について自ら評価(以下「事後評価」という。)を行うこととされており、事後評価の結果を記載した離島活性化計画目標評価報告書(以下「目標評価報告書」という。)を本省に提出することとされている。そして、事後評価の結果、達成率が 70% 未満である場合、都道府県

又は市町村は、成果目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、離島活性化交付金事業において、アウトカム指標及び成果目標は適切に設定されているか、事後評価は適切に実施されているかなどに着眼して、達成目標年度が28年度以前である活性化計画に係る事業として、25年度から28年度までの間に26市町村で実施された438事業(事業費計81億9378万余円、交付金交付額計32億1598万余円)を対象として、本省及び26市町村において、活性化計画の事業内容、アウトカム指標及び成果目標の設定状況、目標評価報告書の提出状況や成果目標の達成状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 26市町村 酒田、佐渡、鳥羽、近江八幡、笠岡、観音寺、三豊、唐津、対馬、杓岐、五島、薩摩川内各市、奥尻郡奥尻、礼文郡礼文、利尻郡利尻、利尻富士、東京都大島、隠岐郡海士、西ノ島、隠岐の島、越智郡上島、北松浦郡小値賀、南松浦郡新上五島各町、岩船郡粟島浦、隠岐郡知夫、鹿児島郡十島各村

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) アウトカム指標及び成果目標が適切に設定されていなかったもの

検査の対象とした438事業について、アウトカム指標及び成果目標の設定状況についてみたところ、9市町の43事業(事業費計2億8122万余円、交付金交付額計1億1875万余円)は、定住者の受入れに向けた空き家の改修を行う事業における事業内容そのものである「空き家の改修」がアウトカム指標とされているなどしてアウトカム指標が適切に設定されていなかったり、定量的なアウトカム指標が設定されていたものの具体的な目標値が設定されていないなどして成果目標が適切に設定されていなかったりしていた(表2参照)。

(注2) 9市町 佐渡、近江八幡、唐津、対馬、杓岐、五島各市、越智郡上島、北松浦郡小値賀、南松浦郡新上五島各町

表2 アウトカム指標及び成果目標が適切に設定されていなかったもの

区 分	市町数	事業数
アウトカム指標が適切に設定されていないもの	7市町	27
定性的な記述内容がアウトカム指標として設定されていたもの	4市町	13
事業の実施内容がアウトカム指標として設定されていたもの	4市	11
アウトカム指標が設定されていないもの	1町	3
成果目標が適切に設定されていないもの	6市町	16
計	9市町	43

(注) 市町数の計については、重複する区分があるため表中の計と一致しない。

(2) 達成率が適切に算定されていなかったなどのもの

前記のとおり、市町村は、達成目標年度の翌年度において、目標評価報告書を提出することとされている。そこで、検査の対象とした438事業のうち、前記9市町の43事業を

除く 26 市町村の 395 事業について、目標評価報告書の提出状況等をみたところ、26 市町村の 283 事業については、達成目標年度の翌年度までに提出されていた。

しかし、これらの事業について、事後評価の実施状況をみたところ、^(注3) 12 市町村の 29 事業(事業費計 4 億 5131 万余円、交付金交付額計 1 億 8595 万余円)は、達成率が 70% 以上であるとして本省へ報告されていたが、当該市町村は、事後評価において、成果目標の設定時に含めていなかった項目を実績値に含めて実績値を過大に算定していたり、設定したアウトカム指標とは異なる指標を用いたりするなどして、達成率を適切に算定していなかった。そして、改めて達成率を適切に算定すると、70% 未満となっていたことから、改善計画を作成する必要があったのに、これを作成していなかった(表 3 参照)。

(注 3) 12 市町村 佐渡、笠岡、唐津、対馬、壱岐各市、礼文郡礼文、利尻郡利尻、利尻富士、隠岐郡海士、北松浦郡小値賀、南松浦郡新上五島各町、鹿児島郡十島村

表 3 達成率を適切に算定していなかったもの

区 分	市町村数	事業数
実績値を過大に算定又は目標値を過小に設定して達成率を算定していたもの	5 市町	13
設定したアウトカム指標とは異なる指標を用いて達成率を算定していたもの	5 市町村	9
成果目標を複数設定していたのに一部の達成率しか算定していないもの	2 市町	4
実績値の把握を誤るなどして達成率を算定していたもの	2 町	3
計	12 市町村	29

(注) 市町村数の計については、重複する区分があるため表中の計と一致しない。

実績値を過大に算定して達成率を算定していた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

新潟県佐渡市は、平成 25 年度から 27 年度までの間に、トキ関連施設の充実を図ることなどにより交流人口を拡大させることを目的としたトキ政策推進事業を事業費計 4558 万余円(交付金交付額計 1869 万余円)で実施していた。

そして、同市は、トキの森公園入込数及びトキ交流会館宿泊者数の 2 項目の合計を 27 年度において 260,000 人とするを成果目標として設定した上で、事後評価において、実績値を 194,702 人として、達成率を 74.8% と報告していた。

しかし、同市は、27 年度におけるトキの森公園入込数及びトキ交流会館宿泊者数の 2 項目の実績計 173,033 人に、成果目標の設定時には含めていなかった同会館利用者数、トキ環境学習参加者数及びトキファンクラブ会員数の 3 項目を加算して実績値を算定していたため、同市が達成率の算定に用いた実績値 194,702 人は、当初設定した 2 項目による実績値 173,033 人より過大となっていて、改めて達成率を適切に算定すると 66.5% となり、達成率が 70% 未満となっていた。

また、前記の 395 事業のうち、^(注 4) 17 市町村の 112 事業(事業費計 13 億 1624 万余円、交付金交付額計 5 億 0766 万余円)について、当該市町村は、目標評価報告書の提出を失念するなどして、要綱等で定められた時期である達成目標年度の翌年度までに本省に提出していなかった。

(注4) 17市町村 佐渡、鳥羽、近江八幡、笠岡、観音寺、対馬、杵岐、五島、薩摩川内各市、奥尻郡奥尻、利尻郡利尻、東京都大島、越智郡上島、北松浦郡小値賀、南松浦郡新上五島各町、岩船郡粟島浦、鹿児島郡十島両村

(3) 本省における活性化計画の審査等の状況

本省における活性化計画の審査状況をみたところ、本省は、アウトカム指標及び成果目標が適切に設定されていない活性化計画を承認しており、十分な審査を行っていなかった。

また、目標評価報告書の確認状況をみたところ、本省は、事業ごとの提出時期を管理していなかったため、所定の時期までに提出されていない事業について督促等を行っていなかったり、提出された目標評価報告書において、達成率が適切に算定されているかなどについて十分な確認を行っていなかったりしていた。

このため、本省は、市町村に対して、達成率を適切に算定させるなどの事後評価等を適切に実施させるための指導、助言等を十分に行っていない状況となっていた。

このように、市町村において、活性化計画においてアウトカム指標及び成果目標が適切に設定されていないことにより事後評価を適切に実施できない状況となっていたり、事後評価において達成率を適切に算定していないことにより、事後評価が適切に実施されていなかったり、目標評価報告書が所定の時期までに提出されていなかったりしていた事態、及び本省において市町村に対して事後評価等を適切に実施させるための指導、助言等が十分に行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、市町村において、定量的なアウトカム指標を設定した上で、成果目標を適切に設定すること及び事後評価において達成率を適切に算定することについての理解が十分でなかったこと、また、目標評価報告書を所定の時期に提出することについての認識が欠けていたことにもよるが、本省において、次のことなどによると認められた。

- ア 市町村に対して、定量的なアウトカム指標を設定した上で成果目標を適切に設定すること、事後評価において達成率を適切に算定すること及び目標評価報告書を所定の時期に提出することについての周知を十分に行っていなかったこと
- イ 活性化計画の審査に当たり、アウトカム指標及び成果目標が適切に設定されているかの確認、目標評価報告書の提出時期の管理並びに達成率が適切に算定されているかの確認を十分に行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本省は、事後評価等が適切に実施されるよう、次のような処置を講じた。

- ア 30年8月に都道県に対して事務連絡を発し、活性化計画の作成において、定量的なアウトカム指標上に成果目標が設定され、達成率を適切に算定できるものとなっているかについて、市町村において十分検討すること、事後評価の実施において、達成率を適切に算定すること及び目標評価報告書を所定の時期までに提出することについて、都道県を通じ、市町村に対して周知した。

イ 30年8月に活性化計画の審査についてのマニュアルを作成するなどして、審査体制を整備した。また、管理表を作成することにより目標評価報告書の提出時期の管理を徹底し、目標評価報告書の確認についてのマニュアルを作成するなどして、事後評価が適切に実施されているか確認できる体制を整備した。

(4) 空港整備事業で照明施設を整備する場合、供用後の維持管理において使用する予備品等の購入費は補助の対象とならないことを明確に示すことなどにより、補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項)空港整備事業費 (項)北海道空港整備事業費 (項)離島空港整備事業費 (項)沖縄空港整備事業費 〔平成25年度以前は、 社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定) (項)空港整備事業費 (項)北海道空港整備事業費 (項)離島空港整備事業費 (項)沖縄空港整備事業費〕
部局等	国土交通本省
補助の根拠	空港法(昭和31年法律第80号)、予算補助
補助事業	空港整備事業
補助事業の概要	地方管理空港等において地方公共団体が行う滑走路等の整備工事に要する費用の一部を補助するもの
検査の対象とした補助事業者数及び契約件数	17道県市 106件
上記の契約における補助対象事業費	51億5563万余円(平成25年度~29年度)
上記に対する国庫補助金交付額	32億0436万余円
維持管理において使用する予備品等の購入費を補助の対象に含めて補助金の交付を受けていた補助事業者数及び契約件数	11道県市 23件
上記の契約における予備品等の購入費の額	3406万余円(平成25年度~29年度)
上記に対する国庫補助金相当額	2140万円

1 空港整備事業に係る補助の概要

国土交通省は、空港法(昭和31年法律第80号)、空港整備事業費補助金等交付要綱(昭和48年空管第272号の(1)。以下「交付要綱」という。)等に基づき、国が設置して地方公共団体が管理する特定地方管理空港、地方公共団体が設置して管理する地方管理空港等(以下、これらを合わせて「地方管理空港等」という。)において滑走路、照明施設等の新設又は改良の工事(以下、新設又は改良の工事を合わせて「整備工事」という。)を空港整備事業として実施する地方公共団体に対して、空港整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

交付要綱等によれば、補助の対象となる事業は、滑走路、照明施設等の整備工事等とされており、このうち、照明施設の整備工事については、進入灯、滑走路灯、電源設備等の照明施設に係る新增移設又は改良の工事に要する経費が補助の対象とされている。そして、補助金の額は、空港法等によれば、地方管理空港等の種類や所在地に応じて、交付対象となる費用の100分の40以内から100分の90以内までとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、交付要綱等に従って適切に補助金の交付が行われているかなどに着眼して、平成25年度から29年度までの間に17道県市が24地方管理空港等^(注1)で実施して完了している照明施設の整備工事計106件(事業費計52億6651万余円、補助対象事業費計51億5563万余円、補助金交付額計32億0436万余円)を対象に検査した。検査に当たっては、4県^(注2)において、補助金等交付申請書、補助事業完了実績報告書、仕様書等の書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、残りの13道県市については、上記と同様の書類の提出を受けてその内容を確認するなどして検査した。

(注1) 17道県市 北海道、青森、秋田、山形、長野、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、山口、佐賀、長崎、鹿児島、沖縄各県、旭川、帯広両市

(注2) 4県 愛知、兵庫、岡山、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした106件の照明施設の整備工事のうち、14地方管理空港等^(注3)で実施された11道県市^(注4)の23件においては、照明施設の整備工事が完了し、供用が開始された後に障害等が発生した場合に備えて用意しておくリレー、変換器、基板、ヒューズ等の部品、点検や保守に用いる工具等(以下、これらを合わせて「予備品等」という。購入費計3406万余円、補助金相当額計2140万余円)の購入に要する費用を補助対象事業費に計上して、これに係る分を含めて補助金の交付を受けていた。

しかし、交付要綱等によれば、照明施設の整備工事に係る補助の対象となる事業は、照明施設の新増移設又は改良工事とされている。そして、供用後の維持管理において使用する予備品等が補助の対象とならないことは交付要綱等に明記されていないものの、補助金の交付は照明施設の整備工事を対象とするものであることから、照明施設の整備工事が完了し、供用が開始された後の維持管理において使用するこれらの予備品等の購入費を補助の対象とすることは適切ではないと認められた。

このように、空港整備事業のうち照明施設の整備工事において、供用後の維持管理において使用する予備品等の購入費を補助の対象に含めて補助金が交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 14 地方管理空港等 利尻、紋別、青森、大館能代、庄内、南紀白浜、鳥取、岡山、佐賀、対馬、福江、屋久島、奄美、旭川各空港

(注4) 11 道県市 北海道、青森、秋田、山形、和歌山、鳥取、岡山、佐賀、長崎、鹿児島各県、旭川市

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、地方公共団体に対して、供用後の維持管理において使用する予備品等の購入費は空港整備事業に係る補助の対象とならないことを明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、30年8月に、地方管理空港等を管理する地方公共団体に対して事務連絡を発して、空港整備事業で照明施設を整備する場合、供用後の維持管理において使用する予備品等の購入費は補助の対象とならないことを明確に示して、これを周知するなどの処置を講じた。

平成28年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 公営住宅等整備事業等における二重床下地に係る工事費の積算について

(平成28年度決算検査報告437ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、公営住宅等を整備する地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して、社会資本整備総合交付金等を交付している。事業主体は、公営住宅等の建設、改善等における工事費の積算については、材料費と労務費等を合計した施工費等の単価(以下「施工単価」という。)に設計数量を乗ずるなどして予定価格の積算を行っており、積算に用いる施工単価について、原則として、事業主体が市場調査を行うなどして毎年度制定する単価表に記載されていればその単価を、単価表に記載されていないもので物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。以下同じ。)に市場価格として記載されている単価(以下「物価資料掲載単価」という。)があればその単価を、単価表にも物価資料にも市場価格が記載されていないものは製造業者等からの見積価格や公表価格を査定するなどして決定する単価(以下「見積りなどを基礎とした単価」という。)を用いることにしている。しかし、事業主体において、公営住宅等の内装工事の一環として、コンクリートスラブの上に設置される支持脚の付いた床パネルを床仕上げ材の下地として施工する二重床下地に係る工事費の積算に当たり、工事の仕様から物価資料掲載単価を参考にするなどして経済的な積算を行うことが可能な場合においてもこれを用いることなく見積りなどを基礎とした単価により積算を行っている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、二重床下地に係る工事費の積算について、工事の仕様から物価資料掲載単価を用いることが可能な場合には物価資料掲載単価を参考にするなど市

場価格を把握した上で施工単価を決定するよう各事業主体に周知して、経済的な積算となるよう、国土交通大臣に対して平成29年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、29年12月に都道府県及び政令市に対して通知を発するなどして、二重床下地に係る工事費の積算について、工事の仕様から物価資料掲載単価を用いることが可能な場合には物価資料掲載単価を参考にするなど市場価格を把握した上で施工単価を決定するよう各事業主体に周知する処置を講じていた。

(2) 地域間幹線系統確保事業における輸送量の算定について

(平成28年度決算検査報告441ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、複数の市町村にまたがる地域間の交通ネットワークを確保、維持するために、幹線となる路線バス系統(以下「幹線系統」という。)を運行する一般乗合旅客自動車運送事業者等(以下「補助事業者」という。)に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等に基づき、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を交付している(以下、同補助金を交付する事業を「地域間幹線系統確保事業」という。)。地域間幹線系統確保事業は、市区町村、補助事業者等の関係者が組織する協議会又は都道府県等(以下「協議会等」という。)が策定する生活交通確保維持改善計画(以下「生活交通計画」という。)に基づき実施されることとなっており、生活交通計画には、運送収入等を基に算定した1日当たりの幹線系統ごとの平均乗車人数(以下「輸送量」という。)等を記載することとされている。そして、補助対象となる幹線系統は輸送量が15人以上であることなどとされており、国土交通省は、輸送量が15人を下回る場合は、地域の特性、実状に応じて、運行系統の再編や乗合タクシー等の路線バスの代替移動手段等の最適な交通手段を検討すべきであるとしている。また、輸送量算定の基となる運送収入には地方公共団体からの運賃補填額を含むとされているが、国土交通省は、運賃補填額を運送収入に計上するためには、住民等が実際にバスを利用するという輸送実態を伴うことが必要であるとしている。しかし、回数券等の売上げとして運送収入に計上された市町村からの運賃補填額(以下「市町村補填額」という。)については、住民等のバス利用がなく市町村補填額に対応した輸送実態がないにもかかわらず、この市町村補填額が計上された運送収入に基づく輸送量が生活交通計画に記載された結果、地域間幹線系統確保事業が地域の輸送実態を反映していない生活交通計画に基づき実施されていて、地域の特性、実状に応じた最適な交通手段の提供に資するものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して平成29年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 補助事業者に対して、運送収入に計上できる市町村補填額は輸送実態を伴うことが必要であることを具体的に示すこと

イ 協議会等に対して、市町村が発券を受けた回数券等の利用状況を把握するなどして、輸送量が地域の輸送実態を反映したものとなるよう指導すること

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 30年3月に地方運輸局等に対して通知を発して、運送収入に地方公共団体が購入した回数券等の売上げを計上する場合は、輸送実態を伴うことが必要であることから住民等が回数券等を使用した実績に基づき計上することなどを示した。これを受けて地方運輸局等は、同年4月から6月までの間に補助事業者に対して、上記の内容を周知した。
- イ 30年3月から6月までの間に地方運輸局等を通じて協議会等に対して、生活交通計画に記載される輸送量が地域の輸送実態を反映したものとなるよう、地方公共団体が購入した回数券等の売上げは住民等が回数券等を使用した実績に基づいて運送収入に計上されているかなどを確認することを指導した。

第11 環 境 省

不 当 事 項

予 算 経 理

(255) 入園料の一部が収納されておらず、会計経理が著しく適正を欠いていたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産使用収入
部 局 等	新宿御苑管理事務所
会計経理の内容	発売窓口で入園料として収納される現金の収納事務
収納されていなかった入園料の額	25,749,350 円(平成 25 年度～28 年度)

1 収納金取扱事務等の概要

環境省は、国民公園である皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を管理しており、このうち新宿御苑については、新宿御苑管理事務所(以下「事務所」という。)が、「国民公園管理事務所等の処理する事務に関する訓令」(平成 13 年環境省訓令第 34 号)等に基づき、入園しようとする者から入園料を収納している。

そして、入園料の収納に係る取扱事務(以下「収納金取扱事務」という。)は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)、「新宿御苑の入園料に係る収入金取扱細目」(平成 13 年環境省訓令第 25 号。以下「取扱細目」という。)等(以下、これらを「会計法令等」という。)に基づいて行われており、取扱細目において、次のとおり処理することとなっている。

- ① 分任収入官吏は、入園券の払出枚数等を記録する入園券受払簿を備え付け、発売窓口配置する出納員に対して、毎日、入園券を交付する。
- ② 出納員は、入園しようとする者から入園料を収納して入園券を発売する(以下、この行為を「発売業務」という。)
- ③ 出納員は、毎日、入園券の発売締切後遅滞なく、分任収入官吏に対して、収納した現金を払い込むとともに、「入園券及び料金整理報告票」(以下「入園報告書」という。)に入園券の発売枚数、収納金額、残券数等を記載した上、入園報告書に未発売入園券を添付して提出する。
- ④ 分任収入官吏は、③の現金の払込みを受けたときは、入園券の発売枚数と現金との照合等を行った上、現金を日本銀行に払い込む。

このように、取扱細目は、収納金取扱事務の実施に当たり、分任収入官吏が入園報告書の記載内容と入園券受払簿の記載内容及び未発売入園券の枚数とを照合することなどを定めることにより、入園報告書の記載誤りや不正の防止を図るものとなっている。

一方、事務所は、平成 26 年 3 月以降、収納金取扱事務を効率化するために、集計管理サーバ、管理用端末機、発券用端末機、入退園ゲート等の機器等から構成される入園管理システムを導入している。このうち集計管理サーバには、発売窓口を設置されている発券用端

末機から入園券を発券した記録(以下「発券記録」という。)、発券記録を発券用端末機で取り消した記録(以下「取消記録」という。)、入園券を入退園ゲートの入園券読取装置に読み取らせて入園した記録(以下「入園記録」という。)等が保存されている。そして、管理用端末機からは、これらの記録を集計するなどした入園報告書等の帳票を出力することができ、この入園報告書には、発券記録の取消しが行われていない入園券の枚数及び金額がそれぞれ集計されて、発売枚数及び収納金額として記載されることになっている。

2 検査の結果

本院は、出納員の業務を補助していた期間業務職員1名が、26年3月から28年12月までの間に、不特定多数の外国人に対して、入園料を受領しないまま入園券を交付して入園させていたとされる事態を、環境省が29年1月に公表したことを踏まえ、合規性等の観点から、当該期間業務職員が行っていた発売業務の実態がどのようなものであったか、収納金取扱事務の体制は適切なものとなっているかなどに着眼して、26年3月から28年12月までの間の入園料収入計8億0679万余円を対象として、環境本省及び事務所において、集計管理サーバに保存されている発券記録、取消記録及び入園記録をそれぞれ突合したり、収納金取扱事務の体制や上記の事態に対して環境省が行った調査の結果等について、関係職員から聴取したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

環境省の調査によると、発売窓口に設置されている発券用端末機のうち、前記の期間に当該期間業務職員が担当していた発券用端末機において、他を大幅に上回る量の発券記録の取消しが行われていた。このため、環境省が、その理由を当該期間業務職員から聴取したところ、当該期間業務職員は、入園料を収納せずに交付するなどしていた入園券に係る発券記録を取り消していたとのことであった。

しかし、環境省は、集計管理サーバに保存されている記録から確認できる内容を十分把握しておらず、当該期間業務職員が入園料を収納せずに交付した入園券は特定できないとして、収納されていなかった入園料を明らかにしていなかった。

そこで、本院が、集計管理サーバに保存されていた記録から把握することができた入園記録等を確認したところ、前記の期間に当該期間業務職員が担当していた発券用端末機において、本来は行うことができないことになっている入園記録のある入園券(以下「入園済入園券」という。)に係る発券記録の取消しが多数行われていた。これを受けて、環境省が入園管理システムの保守業者に確認したところ、当該期間業務職員が独断で、入園済入園券に係る発券記録の取消しが行えるよう、同業者に入園管理システムの設定変更を行わせていたことが判明した。

上記の事態を踏まえて、本院において入園済入園券の枚数及び金額を集計したところ、入園済入園券の枚数及び金額が入園報告書に記載されていた入園券の発売枚数及び収納金額よりも大きいものとなっていた。すなわち、当該期間業務職員が担当していた発券用端末機により発券された入園済入園券に係る入園料を集計したところ計73,455,950円(376,900枚分)となったのに対して、入園報告書に記載されて分任収入官吏に払い込まれていた入園料は計47,706,600円(249,030枚分)であったことから、その差額25,749,350円(127,870枚分)が収納されていなかった。

そして、入園管理システムの導入に伴い入園券の発売方法等が変更されたことなどによ

り、入園報告書の記載内容と入園券受払簿の記載内容等とを照合することができなくなっていて、取扱細目において、入園報告書の記載内容と入園券受払簿の記載内容等を照合することなどにより、入園報告書の記載誤りや不正を防止することができるよう手続が定められているが、事務所における収納金取扱事務の実施体制は、入園管理システムの導入により収納金取扱事務の体制が変更されたことを踏まえたものとなっておらず、不正を防止するのに十分なものとなっていなかった。

このように、入園料の収納に当たり、入園管理システムの発券記録が不正に取り消されるなどして、入園料の一部が収納されていない事態は、国の会計経理として著しく適正を欠いており、収納されていなかった入園料計 25,749,350 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、当該期間業務職員に国の会計経理は会計法令等に従って適正に行わなければならないとの認識が著しく欠けていたこと、出納員が当該期間業務職員に対して指導監督を十分に行っていなかったこと、分任収入官吏が入園報告書の確認を適切に行うための必要な措置を講じていなかったこと、責任者である所長に収納金取扱事務に係る不正を防止するための体制の整備の重要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(256) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの (270)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計（組織）環境本省 （項）廃棄物処理施設整備費 （項）東日本大震災復旧・復興環境・経済・社会の統合的向上費 東日本大震災復興特別会計 （組織）環境本省 （項）東日本大震災復興事業費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省、7 道県
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等（事業主体）	県 3、市 3、一部事務組合 5、団体 3、計 14 補助事業者等 （県 3、市 3、一部事務組合 5、計 11 事業主体）
間接補助事業者等（事業主体）	県 1、市 1、会社 1、計 3 間接補助事業者等
補助事業等	循環型社会形成推進交付金事業、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業等

事業費の合計	18,510,121,600 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	6,219,681,931 円
不当と認める事業費の合計	498,597,657 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	256,302,316 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、27 都道府県、245 市区町村、44 一部事務組合及び78 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、4 県、4 市、5 一部事務組合、1 会社、計 14 事業主体が実施した循環型社会形成推進交付金事業、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業等に係る国庫補助金 256,302,316 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金が過大に交付されていたなどのもの
 - 6 件 不当と認める国庫補助金 99,866,000 円
 - (2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
 - 4 件 不当と認める国庫補助金 115,465,697 円
 - (3) 補助の対象とならないもの
 - 3 件 不当と認める国庫補助金 26,508,000 円
 - (4) 工事の設計が適切でなかったもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 12,118,619 円
 - (5) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 2,344,000 円
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金が過大に交付されていたなどのもの

6 件 不当と認める国庫補助金 99,866,000 円

循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたなどのもの（4 件 不当と認める国庫補助金 92,724,000 円）

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(256) 北海道	士別市	循環型社会形成推進交付金	24~28	4,380,778 (4,010,142)	1,336,711	84,974 (84,974)	28,323

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(257) 奈良県	奈良市	循環型社会形成推進交付金	27～29	1,417,975 (1,394,216)	464,738	117,540 (117,540)	39,180
(258) 愛媛県	西予市	同	26～28	149,926 (130,823)	43,141	51,140 (51,140)	16,581
(259) 同	宇和島地区 広域事務組合	同	26、27	320,429 (202,571)	67,368	26,385 (26,385)	8,640
(256)～(259)の計				6,269,109 (5,737,753)	1,911,958	280,040 (280,040)	92,724

第3章
第1節
第11
環境省

これらの交付金事業は、4事業主体が、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備を実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。)によれば、交付対象事業費のうちの本工事費及び土地造成費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費等を加えて算定することとされている。このうち、現場管理費は、工場において生産される生コンクリート等の調達額(以下「特殊製品費」という。)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とされている。また、交付の対象となる土地造成費は、廃棄物処理施設の設置に必要な最小限度の工事費とされている。

しかし、4事業主体は、交付対象事業費の算定に当たり、現場管理費について、純工事費から特殊製品費を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出していたり、4事業主体のうち1事業主体は、交付の対象とならない車庫棟、多目的広場等の用地に係る土地造成費を含めていたりしていた。

したがって、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると5,457,712,891円となることから、本件交付対象事業費5,737,753,523円は、これに比べて280,040,632円過大になっており、これに係る交付金相当額92,724,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、3道県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び4事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

奈良市は、最終処分場を整備する事業として、奈良市米谷町地内において、一般廃棄物最終処分場を整備する工事等を事業費1,417,975,200円(交付対象事業費1,394,216,000円、交付金交付額464,738,000円)で実施していた。

しかし、同市は、交付対象事業費の算定に当たり、現場管理費について、純工事費から擁壁の設置に用いる生コンクリート等の特殊製品費を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いたりして算出していた。

したがって、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると1,276,676,000円となることから、本件交付対象事業費1,394,216,000円は、これに比べて117,540,000円過大になっており、これに係る交付金相当額39,180,000円が過大に交付されていた。

＜事例2＞

西予市は、有機性廃棄物リサイクル推進施設を整備する事業として、西予市宇和町稲生地内において、し尿等を処理して汚泥を資源化する処理棟等と併せて、同施設の車庫棟等や緑地、駐車場等から成る多目的広場を整備するための土地造成工事(造成面積計22,282.7㎡)を事業費149,926,000円(交付対象事業費130,823,427円、交付金交付額43,141,000円)で実施していた。

しかし、同市は、交付対象事業費の算定に当たり、交付の対象とならない車庫棟、多目的広場等の用地計12,852.6㎡に係る土地造成費を含めていたり、現場管理費について、純工事費から擁壁の設置に用いる生コンクリート等の特殊製品費を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いたりして算出していた。

したがって、取扱要領に基づいて、上記の車庫棟、多目的広場等の用地に係る土地造成費を交付対象事業費から除くとともに、現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると79,682,837円となることから、本件交付対象事業費130,823,427円は、これに比べて51,140,590円過大になっており、これに係る交付金相当額16,581,000円が過大に交付されていた。

循環型社会形成推進交付金事業において、事務費に含めることとされている業務委託に係る委託料を工事費に含めるなどしていたため、交付金が過大に交付されていたなどのもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,748,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(260) 福島県	安達地方広域行政組合	循環型社会形成推進交付金	28	348,667 (345,285)	115,095	17,242 (17,242)	5,748

この交付金事業は、安達地方広域行政組合が、マテリアルリサイクル推進施設を整備する事業として、本宮市本宮字作田地内において、廃棄物を資源化するために必要な小型家電選別設備等を設置する工事、同工事に係る施工監理業務等を事業費348,667,479円(交付対象事業費345,285,544円、交付金交付額115,095,000円)で実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。)によれば、交付対象事業費の範囲は、交付対象設備等に係る本工事費、付帯工事費等から構成される工事費及び事務費とされており、このうち、事務費は、工事費に所定の率を乗じて得た額の範囲内とされており、施工監理業務に係る委託料を事務費に含めて算定することとされている。そして、本工事費は、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費等を加えて算定することとされている。このうち、現場管理費は、工場において生産される破碎機等の調達額(以下「特殊製品費」という。)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乘じて得た額の範囲内とされている。また、交付対象設備に係る予備品、消耗品等の経費については、交付の対象とはされていない。

しかし、同組合は、交付対象事業費の算定に当たり、事務費に含めるべき施工監理業務の委託料を工事費に含めていたため、改めて委託料を事務費に含めると事務費の上限額を超えることとなっていたり、現場管理費について純工事費から特殊製品費を減額していなかったり、予備品及び消耗品の経費について交付対象事業費に含めていたりしていた。

したがって、施工監理業務に係る委託料を事務費に含めるとともに、取扱要領に基づいて現場管理費を算出し、予備品及び消耗品の経費を交付対象事業費から除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると328,043,289円となることから、本件交付対象事業費345,285,544円は、これに比べて17,242,255円過大になっており、これに係る交付金相当額5,748,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、福島県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲77ページの「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったなどのため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの」参照)

循環型社会形成推進交付金事業等において、鉄くずなどの売却収入を事業費から控除していなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,394,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(261) 山梨県	中巨摩地区広域事務組合	循環型社会形成推進交付金等2事業	25~27	4,173,351 (3,476,310)	1,333,676	3,899 (3,899)	1,394

この交付金事業は、中巨摩地区広域事務組合が、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業等として、中央市一町畑地内に所在する中巨摩地区広域事務組合清掃センターにおいて、老朽化した既設のごみ焼却設備を撤去して、新たな設備に更新する工事等を事業費4,173,351,000円(交付対象事業費3,476,310,000円、交付金交付額1,333,676,000円)で実施したものである。

「循環型社会形成推進交付金の実績報告及び額の確定マニュアル」(平成23年2月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課及び浄化槽推進室作成)によれば、鉄くずなどの売却収入が生じた場合は、事業費から当該売却収入を控除して交付対象事業費を算定することとされている。

しかし、同組合は、既設設備の解体により発生した鉄くずなど365.5tの売却収入3,899,327円を得ていたのに、これを事業費から控除していなかった。

したがって、上記の売却収入を事業費から控除して適正な交付対象事業費を算定すると3,472,410,673円となることから、本件交付対象事業費3,476,310,000円は、これに比べて3,899,327円過大となっており、これに係る交付金相当額計1,394,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、山梨県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

4件 不当と認める国庫補助金 115,465,697円

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったり設備の施工が適切でなかったりしていたもの

(4件 不当と認める国庫補助金 115,465,697円)

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金及び再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需要の逼迫への対応の必要性に鑑み、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーシステムの導入等を支援し、環境先進地域の構築に資する事業を実施することなどを目的として、都道府県及び政令指定都市(以下「事業主体」という。)に対して、平成23年度に地域環境保全対策費補助金(前者の基金に係るもの)を、24年度から26年度までの各年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(後者の基金に係るもの)をそれぞれ交付して造成させたものである(以下、両基金を合わせて「基金」という。)

事業主体は、「平成23年度地域環境保全対策費補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)及び災害廃棄物処理促進費補助金(災害等廃棄物処理基金)交付要綱」(平成23年11月環境事務次官通知)等(以下、これらを合わせて「要綱等」という。)に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に避難所、災害対策本部等の防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設等」という。)において、太陽光発電設備等を設置するなどする事業(以下「基金事業」という。)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等に対して、基金を取り崩して補助金(以下、事業主体からの補助金を「県補助金」という。)を交付している。

要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害が発生して電力会社から供給される商用電力が遮断された際(以下「災害等による停電時」という。)に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

本院が事業主体である19都道府県及び3政令指定都市並びに県補助金の交付を受けた155市区町村等において会計実地検査を行ったところ、茨城、群馬、福井各県の3市町村において、基金事業により実施した設備の設置工事において設計が適切でなく所要の安全度が確保されていないなどしていたり、群馬県吾妻郡中之条町において、基金事業により実施した設備の設置工事において施工が適切でなく地震時における所要の機能が維持できないおそれがあったりしていたため、取り崩された基金計115,465,697円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

(注1) 3市町村 鹿嶋市、南条郡南越前町、多野郡上野村

このような事態が生じていたのは、3市町村において設備の設計に当たり所要の安全度等についての検討が十分でなかったこと、中之条町において設備の施工に対する監督及び検査が十分でなかったこと、茨城、群馬、福井各県において市町村に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別・間接補助事業者等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	間接補助事業者等	補助事業者等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(262) 環境本省	茨城県	鹿嶋市	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金	24	65,424	65,424	29,800	29,800

部局等	補助事業者等 (事業主体)	間接補助事業者等	補助事業等	実施年度	基金使用額 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(263) 環境本省	群馬県	多野郡上野村	再生可能エネルギー等導入推進基金	27	88,358	88,358	71,115	71,115

茨城県は、鹿嶋市に対して県補助金を交付しており、同市は、地震等の災害時に防災拠点施設等となる大野ふれあいセンター及びまちづくり市民センターの屋上等に、それぞれ太陽光発電設備等を設置する工事を工事費計 70,161,000 円(県補助金 65,424,000 円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。

本件太陽光発電設備は、大野ふれあいセンターについては防水保護層が敷かれた屋上にコンクリート基礎を据え置き、また、まちづくり市民センターについては屋根にモルタルを敷き H 形鋼等から構成される基礎を据え置き、それぞれの基礎の上に架台及び太陽光パネルを設置するものである。

同市は、本件太陽光発電設備の設計を「太陽電池アレイ用支持物設計標準」(財団法人日本規格協会発行。以下「基準」という。)等に基づいて行うこととしており、これにより同設備を設置していた。

しかし、基準等によれば、太陽光発電設備の基礎の設計に当たっては、地震時等において基礎底面に作用する水平力が、基礎底面と接地面との摩擦により生ずる滑動抵抗力を下回ることなどを検討することとされているのに、同市は、この検討を行っていなかった。

そこで、基準等に基づき本件太陽光発電設備の基礎の安定計算を行ったところ、大野ふれあいセンターについては、地震時において基礎底面に作用する水平力は 31.44kN となり、基礎底面と接地面(防水保護層)との摩擦により生ずる滑動抵抗力 17.28kN を大幅に上回っていた。また、まちづくり市民センターについても、地震時において基礎底面に作用する水平力は 98.99kN となり、基礎底面と接地面(モルタル)との摩擦により生ずる滑動抵抗力 48.10kN を大幅に上回っていて、それぞれ安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件太陽光発電設備(工事費相当額 30,028,680 円、国庫補助金相当額 29,800,213 円)は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

群馬県は、上野村に対して県補助金を交付しており、同村は、災害等による停電時に、防災拠点施設等となる上野村学校給食センター(以下「給食センター」という。)及び上野村へき地保育所(以下「保育所」という。)に電力を供給するために、上野小学校(以下「小学校」という。)、新羽村営住宅(以下「村営住宅」という。)及び保育所に太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費 89,640,000 円(県補助金 88,358,425 円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。

同村は、本件太陽光発電設備等の設計に当たり、その導入規模については、災害等による停電時に、防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量(以下「必要電力量」という。)を基にするなどして次のとおり決定し、これにより施工することとしていた。

- ① 太陽光パネルについては、昼間の必要電力量の計 143.43kWh(給食センター 140.36kWh、保育所 3.07kWh)に昼間に蓄電池設備への充電をするために必要な電力量の計 79.55kWh(給食センター 74.93kWh、保育所 4.62kWh)を加えた電力量の合計(以下「昼間必要量」という。)222.98kWh(給食センター 215.29kWh、保育所 7.69kWh)を、出力 1 kW の太陽光パネルが日中の曇天等を考慮した 1 日に発電できる電力量 2.774kWh で除した必要な出力 80.38kW を確保するために、85kW 程度の出力のものとする。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	間接補助事業者等	補助事業等	実施年度	基金使用額 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
			② 蓄電池設備については、夜間の必要電力量(以下「夜間必要量」という。)の計 79.55kWh(給食センター 74.93kWh、保育所 4.62kWh)を確保するために、80kWh 程度の容量のものとする。					
			同村は、給食センターと保育所の太陽光発電設備等をそれぞれ独立した系統として設置することとし、給食センターに電力を供給するために小学校及び村営住宅に計 7 系統の太陽光発電設備等(太陽光パネルの出力は計 65.75kW、蓄電池設備の容量は計 67.20kWh)を、保育所に電力を供給するために保育所に計 2 系統の太陽光発電設備等(太陽光パネルの出力は計 18.78kW、蓄電池設備の容量は計 19.20 kWh)をそれぞれ設置していた。					
			しかし、給食センターと保育所の太陽光発電設備等の系統をそれぞれ独立させると、給食センターの系統と保育所の系統との間で電力を相互に融通することができなくなることから、それぞれの必要電力量を確保できているか検討する必要があったのに、同村は、この検討を行っていなかった。					
			そこで、電力の供給先である給食センターと保育所について、それぞれの太陽光パネルの出力及び蓄電池設備の容量から供給できる電力量を算定したところ、給食センターにおいて、太陽光パネルから供給できる電力量は 182.40kWh、蓄電池設備から供給できる電力量は 67.20kWh となり、いずれも昼間必要量 215.29kWh、夜間必要量 74.93kWh を下回っていた。					
			したがって、本件太陽光発電設備等のうち、給食センターに電力を供給するために小学校及び村営住宅に設置した太陽光発電設備等(工事費相当額 71,115,551 円、国庫補助金相当額 71,115,068 円)は、設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていない状態になっていた。					
(264)	環境本省 群馬県	吾妻郡中之条町	再生可能エネルギー等導入推進基金	26	17,409	17,409	2,505	2,505

群馬県は、中之条町に対して県補助金を交付しており、同町は、地震等の災害時に防災拠点施設等となる中之条中学校校舎に、太陽光パネル、パワーコンディショナ等で構成される太陽光発電設備等を設置する工事を工事費 18,576,000 円(県補助金 17,409,000 円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。

(注 2) パワーコンディショナ 太陽光パネルにより発電された直流電力を当該施設で使用可能な交流電力に変換するなどの装置

本件工事は、同町が作成した設計図書等に基づき、請負人が詳細な設計を行うなどした上で施工することになっていた。そして、請負人は、パワーコンディショナの設計について、パワーコンディショナを搭屋の床面に直接据え置き、その底面をアンカーボルト 4 本で床面に固定することとして、「建築設備耐震設計・施工指針 2005 年版」(独立行政法人建築研究所監修)等に基づいて、アンカーボルトの耐震設計計算を行い安全であることを確認していた。

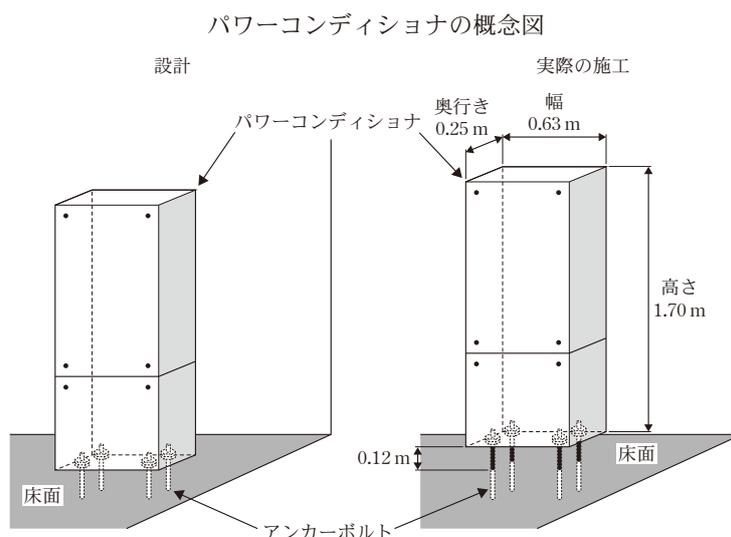
しかし、請負人は、本件工事を施工する際に、塔屋内の貯水槽から水があふれることにより、パワーコンディショナが浸水するおそれがあることから、パワーコンディショナの底面と床面との間に空間(0.12m)を確保するため、パワーコンディショナを床面に直接据え付けないこととして、パワーコンディショナをアンカーボルトにより固定していた(参考図 1 参照)。このため、アンカーボルトの耐震設計計算では、パワーコンディショナを床面に直接据え付けることにより安全性を確保することとしているのに、上記のような施工方法では、パワーコンディショナの底面と床面との間が密着して

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	間接補助事業者等	補助事業者等	実施年度	基金使用額 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
-------	------------------	----------	--------	------	-------------	----------------------	-------------------	-----------------------

いないことから、地震時に発生する水平力によりアンカーボルトが損傷しパワーコンディショナが転倒するなどのおそれがある状態となっていた。

したがって、本件パワーコンディショナ(工事費相当額 2,505,373 円、国庫補助金相当額 2,505,277 円)は、据付工事に係る施工が適切でなかったため、地震時における所要の機能が維持できないおそれのある状態になっていた。

(参考図 1)



(265)	環境本省	福 井 県	南条郡南越前町	再生可能エネルギー等導入推進基金	28	61,914	61,914	12,045	12,045
-------	------	-------	---------	------------------	----	--------	--------	--------	--------

福井県は、南越前町に対して県補助金を交付しており、同町は、地震等の災害時に防災拠点施設等となる今庄中学校及び南条保健福祉センターに、それぞれ太陽光発電設備等を設置する工事を工事費計 62,635,680 円(県補助金 61,914,506 円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。このうち、太陽光発電設備は、H 形鋼(高さ 100mm、幅 100mm、ウェブ肉厚 6mm、フランジ肉厚 8mm)、溝形鋼(高さ 100mm、幅 50mm、厚さ 3.2mm)等を組み立てた下地に太陽光パネルを取り付けたものを鋼管の支柱と緊結して据え付けるものであり、今庄中学校及び南条保健福祉センターにそれぞれ 2 基ずつ計 4 基設置するものである(参考図 2 参照)。

同町は、本件太陽光発電設備の設計を「通信鉄塔設計要領・同解説」等(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修。以下「要領等」という。)に基づいて行うこととしており、これにより同設備を設置していた。

しかし、要領等によれば、太陽光パネルの下地は、常時、暴風時及び地震時のそれぞれの場合における固定荷重、積雪荷重等を考慮して部材に生ずる^(注3)曲げ応力度が許容^(注3)曲げ応力度を下回らなければならないことなどを検討することとされているのに、同町は、この検討を行っていなかった。

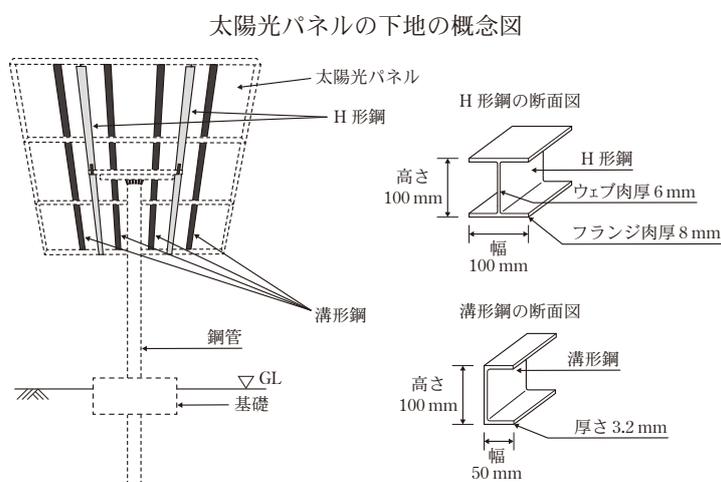
(注3) 曲げ応力度・許容曲げ応力度 「曲げ応力度」とは、材が曲げられたとき、曲がった内側に生ずる圧縮力又は外側に生ずる引張力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ応力度」という。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	間接補助事業者等	補助事業等	実施年度	基金使用額 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
-----	------------------	----------	-------	------	-------------	----------------------	-------------------	-----------------------

そこで、要領等に基づき太陽光パネルの下地について構造計算を行ったところ、常時におけるH形鋼及び溝形鋼に生ずる曲げ応力度は、それぞれ835N/mm²及び584N/mm²となり、いずれも許容曲げ応力度157N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。また、地震時におけるH形鋼に生ずる曲げ応力度は372N/mm²となり、許容曲げ応力度235N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件太陽光発電設備(工事費相当額12,045,398円、国庫補助金相当額12,045,139円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(参考図2)



(262)~(265)の計					233,105	233,105	115,465	115,465
---------------	--	--	--	--	---------	---------	---------	---------

(3) 補助の対象とならないもの 3件 不当と認める国庫補助金 26,508,000円

循環型社会形成推進交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない建築物の整備に要した費用を含めていたもの (2件 不当と認める国庫補助金 13,829,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(266) 宮城県	仙南地域広域行政事務組合	循環型社会形成推進交付金	26~28	199,737 (177,572)	59,190	22,158 (22,158)	7,386
(267) 長野県	湖周行政事務組合	同	25~28	6,977,707 (5,908,040)	2,426,002	19,392 (19,392)	6,443
(266)(267)の計				7,177,444 (6,085,612)	2,485,192	41,550 (41,550)	13,829

これらの交付金事業は、2事業主体が、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備を実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。)によれば、既存の最終処分場を再生する事業や高効率ごみ発電施設を整備する事業において、交付金の交付の対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な設備等とされている。

しかし、2事業主体は、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当しない管理事務所棟や見学者用施設等の建築物の整備に要した費用計 41,550,000 円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記建築物の整備に要した費用計 41,550,000 円は交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計 13,829,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において交付金事業における交付の対象についての理解が十分でなかったこと、2県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

仙南地域広域行政事務組合は、最終処分場を再生する事業として、白石市鷹巣字黒岩下地内において、既に埋め立てられている廃棄物を減容化し埋立処分容量を増加させるための設備の整備や、管理事務所棟(延べ床面積 64.8㎡)の建築工事等を、事業費 199,737,139 円(交付対象事業費 177,572,000 円、交付金交付額 59,190,000 円)で実施した。

しかし、このうち管理事務所棟は、取扱要領によると、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当しないため交付の対象とはならず、その建築に要した費用は、交付対象事業費に含めることができない費用であった。

したがって、前記の交付対象事業費 177,572,000 円から上記の管理事務所棟の建築に要した費用 21,408,071 円を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると 155,414,000 円となり、適正な交付金交付額は 51,804,000 円となって、交付金相当額 7,386,000 円が過大に交付されていた。

(前掲 77 ページの「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったなどのため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの」参照)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象事業費に補助の対象とならない費用を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 12,679,000 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(268) 環境本省	公益財団法人日本環境協会	茨城県牛久市	二酸化炭素排出抑制対策	27	千円 76,140 (67,967)	千円 45,311	千円 19,018 (19,018)	千円 12,679

この補助事業は、牛久市が、地域における低炭素地域づくりのための再生可能エネルギー設備等の導入事業(以下「導入事業」という。)として、同市の本庁舎に太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置したものである。

環境省は、導入事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報告書等の審査、国庫補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、平成 27 年度については、公益財団法人日本環境協会(以下「協会」という。)が選定され、協会は、上記の事務に対して、環境省から国庫補助金の交付を受けている。

環境省の承認を得て協会が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)交付規程」(以下「規程」という。)等によれば、補助金の交付の対象となるのは、二酸化炭素の排出削減に直接資する設備等の導入事業を行うために必要な工事費等とされている。そして、規程等によると、太陽光発電設備に附帯す

る蓄電池設備については、蓄電池設備のみでは二酸化炭素の排出削減効果がないため、交付の対象とならないが、昼間に発電された電力が消費電力を上回って生じた余剰電力を蓄電池設備に充電して、充電した電力を夜間に使用する場合は、再生可能エネルギーの効率的利用のために必須である場合として、交付の対象になることになっている。

同市は、本件補助事業について、同市の本庁舎において、太陽光発電設備(出力 10.2kW)、蓄電池設備(充電可能量 15.6kWh)等を整備する工事を、事業費 76,140,000 円(補助対象事業費 67,967,470 円、補助金交付額 45,311,000 円、国庫補助金相当額同額)で実施したとして、実績報告書を協会に提出して、国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同市は、昼間に発電された電力が消費電力を上回って余剰電力が生ずるかについて検討していなかった。

そこで、太陽光発電設備により発電された電力が同市の本庁舎における消費電力を上回っているかについてみたところ、太陽光発電設備により発電される電力が小さいことから、消費電力を上回ることがなく、余剰電力が蓄電池設備に充電されないため、蓄電池設備については、再生可能エネルギーの効率的な利用のために必須である場合に該当しないのに、同市は、蓄電池設備に係る工事費を補助対象事業費に含めていた。なお、28年2月に太陽光発電設備が稼働してから、30年4月の会計実地検査時点までの間においても、余剰電力が蓄電池設備に充電されていなかった。

したがって、交付の対象とならない蓄電池設備に係る工事費 19,018,629 円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 12,679,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったこと、協会において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、環境本省において協会に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 工事の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 12,118,619 円
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により整備した太陽光発電設備の基礎の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 12,118,619 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(269) 環境本省	一般財団法人環境イノベーション情報機構	愛媛県	二酸化炭素排出抑制対策	27	34,132 (34,132)	34,132	12,118 (12,118)	12,118

この補助事業は、愛媛県が、地震や台風等による大規模な災害に備え、地域の防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入する事業(以下「導入事業」という。)として、太陽光発電設備等を設置したものである。

環境省は、導入事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報告書等の審査、国庫補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、平成 27 年度については、一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「機構」という。)が選定され、機構は、上記の事務に対して、環境省から国庫補助金の交付を受けている。

そして、同県は、環境省の承認を得て機構が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業)交付規程」等に基づき、愛媛県地域防災計画における

災害時の防災拠点となる愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センターにおいて、太陽光発電設備として、敷地内の駐車場の碎石路盤上にコンクリート基礎を据え置いた上に、架台及び太陽光パネルを設置するなどの工事を実施していた。

同県は、上記太陽光発電設備の設計を「太陽電池アレイ用支持物設計標準」(財団法人日本規格協会発行。以下「基準」という。)等に基づいて行うこととしており、風圧力等に対する安定計算の結果を踏まえて同設備を設置していた。

しかし、基準等によれば、太陽光発電設備の基礎の設計に当たっては、地震時等において基礎底面に作用する水平力が、基礎底面と接地面との摩擦により生ずる滑動抵抗力を下回ることなどを検討することとされているのに、同県は、この検討を行っていなかった。

そこで、基準等に基づき太陽光発電設備の基礎の安定計算を行ったところ、地震時において基礎底面に作用する水平力は49.85kNとなり、基礎底面と接地面との摩擦により生ずる滑動抵抗力31.15kNを大幅に上回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件太陽光発電設備(工事費相当額12,118,619円)は基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額12,118,619円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において太陽光発電設備の設計における安定計算の必要性に対する理解が十分でなかったこと、環境本省において機構に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,344,000円

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,344,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(270) 環境本省	一般社団法人温室効果ガス審査協会	コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社	二酸化炭素排出抑制対策	26	190,265 (183,636)	61,212	7,031 (7,031)	2,344

この補助事業は、コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社(平成30年1月1日以降はコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社。以下「会社」という。)が、事業場・工場において二酸化炭素の排出を減少させるための機器等を導入する事業(以下「導入事業」という。)として、蒸気ボイラの燃料を重油から液化天然ガス(以下「LNG」という。)に転換するために、LNG供給設備等を設置したものである。

環境省は、導入事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報告書等の審査、国庫補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、26年度については、一般社団法人温室効果ガス審査協会(以下「協会」という。)が選定され、協会は、上記の事務に対して、環境省から国庫補助金の交付を受けている。

環境省の承認を得て協会が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業)交付規程」等によれば、補助金の交付の対象となるの

は、先進的で効率的な蒸気ボイラ、ヒートポンプ等の低炭素機器等の導入事業を行うために必要な工事費等とされている。

会社は、本件補助事業について、会社の白州工場(山梨県北杜市所在)において、LNG貯留タンク2基分の基礎工事、LNG貯留タンク1基の設置工事等を事業費190,265,000円(補助対象事業費183,636,500円、補助金交付額61,212,000円、国庫補助金相当額同額)で実施したとして実績報告書を協会に提出して、国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、会社は、LNG貯留タンク2基分の基礎工事のうち、LNG貯留タンクを当面設置しない1基分の基礎工事は、そのみでは先進的で効率的な低炭素機器等の導入事業を行うために必要な工事費等に該当しないのに、誤って、上記1基分の基礎工事を含めてLNG貯留タンク2基分の基礎工事に係る工事費等を補助対象事業費として算定していた。

したがって、LNG貯留タンクを設置しない1基分の基礎工事に係る工事費等を除くなどして適正な補助対象事業費を算定すると176,604,606円となり、前記の補助対象事業費183,636,500円との差額7,031,894円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額2,344,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったこと、協会において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、環境本省において協会に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 受託者に継続使用させる委託事業物品等について、物品管理簿等を適切なものとしたり、使用見込みがないまま長期間保管されているものの活用方法の検討を行ったりするよう適宜の処置を要求し、無償貸付された委託事業物品等の管理が適切に行われるよう周知徹底を図るなどするとともに、必要なものについては有償貸付とするなどするよう是正改善の処置を求めたもの

所管及び会計名	環境省所管 一般会計 東日本大震災復興特別会計 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)
部 局 等	原子力規制委員会
委託事業物品の概要	環境放射能の影響調査や放射線に関する技術研究等の委託事業を実施するために、委託費により受託者が取得した20万円以上の測定装置等
検査の対象とした重要物品として物品管理簿等に記録されている委託事業物品の数量及び取得価格	2,146個 184億4604万余円(平成28年度末)

管理が適切に行われておらず、その状況が正確に物品管理簿に反映されていないなどしている委託事業物品等の数量及び取得価格等(1)	443 個	18 億 2432 万円(平成 28 年度末)
無償貸付された上で収益事業等に使用されている委託事業物品の数量(2)	234 個(平成 25 年度～29 年度)	
(2)のうち、利用記録があるものの数量及び使用料相当額(3)	37 個	5823 万円(平成 25 年度～29 年度)
(2)のうち、利用記録がないものの数量及び取得価格(4)	197 個	8 億 0103 万円(背景金額)(平成 25 年度～29 年度)
(1)及び(2)の純計	642 個	
(1)及び(3)の計		18 億 8255 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

委託事業により取得した物品の管理等について

(平成 30 年 10 月 15 日付け 原子力規制委員会委員長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 委託事業の概要

貴委員会(平成 13 年 1 月 5 日以前は科学技術庁、13 年 1 月 6 日から 24 年 9 月 18 日までは原子力安全・保安院及び文部科学省、24 年 9 月 19 日から 25 年 3 月 31 日までは原子力規制委員会及び文部科学省。以下同じ。)は、環境放射能の影響調査や放射線に関する技術研究等のために、毎年度、都道府県や研究機関等と委託契約を締結して多数の事業を実施している。そして、委託事業の実施に必要な経費を委託費として支払っており、受託者は、委託費により必要な測定装置等の物品を取得している(以下、受託者が委託事業の実施に必要なものとして委託費により取得した 20 万円以上の物品を「委託事業物品」という。)。委託事業に係る委託契約書等によれば、受託者は、委託事業物品について、委託事業終了後、取得財産管理台帳を備えて、善良な管理者の注意をもって管理することなどとされている。

(2) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)において、物品とは、国が所有する動産のうち船舶、航空機等の国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)による国有財産等以外のものなどと定められている。そして、国有財産法によれば、国有財産とは、国の負担において国有となった財産等であって不動産、船舶、航空機等に該当するものとされている。

物品管理法等によれば、国の物品の管理については、物品管理簿を備えて品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高等を記録することなどとされており、取得価格が50万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)については、その取得価格を記録することとされている。また、この取得価格には、物品の価値そのものの増加をもたらさない据付工事費、運送費等の附帯費用を含めないことになっている。

そして、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成することとされている。

(3) 東日本大震災復興特別会計予算により取得した物品の管理等

復興庁予算・会計班から発出された「復興費用で取得した物品の帰属する会計について」(平成24年12月3日付け。以下「復興庁事務連絡」という。)によれば、東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)の予算により取得した物品については、専ら復興事業に使用するという特別な場合を除き、一般会計へ管理換をして、一般会計で管理することとされている。そして、専ら復興事業の用に供する物品とは、復興事業以外に使用する可能性が低い特殊車両や被災地に限定して使用する物品等、実質的に復興事業の用に供する物品が該当し、事業又は使用場所を特定せずに使用できる物品は、原則的に一般会計で管理することとされている。

(4) 委託事業終了後の委託事業物品の無償貸付等の手続

原子力規制庁の事務連絡「委託事業により取得した財産の取扱い(所有権移転・無償貸付)」(平成27年3月長官官房参事官(会計担当)付)によれば、委託事業の執行担当課は、毎年度の委託事業終了後に、委託事業物品の活用方法を検討することとされており、貴委員会においてその活用方法が確定され次第、受託者に対して、委託事業物品の所有権を貴委員会に移転するよう指示する旨の通知書を送付することなどとされている。その後、執行担当課は、財産取得通知書を物品管理官の補助者である物品管理係に提出し、物品管理係は、当該通知書に基づき、所有権の移転が行われた委託事業物品を貴委員会の物品管理簿に記録することとされている。そして、貴委員会は、この事務連絡を発出する前に取得した委託事業物品についても、27年度以降に上記所有権移転の手続を行っている。

また、復興特会の予算により取得した委託事業物品(以下「復興特会委託事業物品」という。)については、復興庁事務連絡に基づき、専ら復興事業の用に供する物品を除き、所有権移転時に復興特会に属する物品として一度整理した上で、同一年度内に一般会計への管理換を行わなければならない。

委託事業物品の活用方法には、受託者への無償貸付、公募による売払い等の方法がある。このうち無償貸付は、財政法(昭和22年法律第34号)により国の財産が適正な対価なくして貸し付けてはならないなどとされていることの例外として、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和22年法律第229号)に基づいて行われるものである。貴委員会においては、「環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成12年総理府令第140号)等に基づき、受託者が委託事業終了後に委託事業物品の継続使用を希望する場合において、受託者に対して、継続使用する委託事業物品を善良な管理者の注意をもって管理すること、貸付けの目的以外の目的のために使用しないことなどの条件を付して、委託事業物品を無償で貸し付けることとしている。そして、受託者が委託事業物品を使用する見込みがなくなった場合には、速やかにその旨の報告をさせることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、正確性、合規性、経済性、有効性等の観点から、受託者に継続使用させている委託事業物品について、所有権の移転及び無償貸付(以下、これらを合わせて「無償貸付等」という。)の^(注)手続並びに物品管理簿への記録が適切に行われているか、無償貸付の条件に従って適切に管理されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、29年3月末時点において、貴委員会の委託事業を実施している47都道府県、公益財団法人日本分析センター(以下「センター」という。)及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」といい、これらを合わせて「都道府県等」という。)に無償貸付されているとして貴委員会の一般会計、エネルギー対策特別会計(以下「エネルギー特会」という。)及び復興特会の3会計の物品管理簿に記録されている委託事業物品のうち重要物品1,871個(取得価格計166億7262万余円)、復興特会の物品管理簿に記録されている全ての委託事業物品のうち重要物品161個(同6億1079万余円。上記1,871個のうちJAEAに無償貸付されている24個、同2億1775万余円を含む。)並びに都道府県等が備えている取得財産管理台帳等に記録されている委託事業物品のうち取得価格が50万円以上の物品1,671個(同175億3504万余円。これらの計3,703個から重複を除いた純計は2,146個、同184億4604万余円)を対象として、貴委員会において、物品管理簿、委託事業の契約関係書類、委託事業物品の無償貸付等関係書類、都道府県等の取得財産管理台帳等を検査するとともに、^(注)10県、センター及びJAEAにおいて、30年3月末現在における委託事業物品の管理状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 10県 宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、福井、静岡、佐賀、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 委託事業物品等について、管理が適切に行われておらず、物品管理簿が国の物品の現況を反映した正確なものとなっていないなどの事態

ア 無償貸付等の手続を経ないまま都道府県等に継続使用させるなどしている委託事業物品が物品管理簿に記録されていないなどの事態

29年3月末時点において、表1のとおり、委託事業物品87個(取得価格計5億6740万余円)が物品管理簿に記録されていなかった。このうち、25年4月1日に文部科学省から事業の移管を受けた貴委員会が無償貸付等の手続を行うこととなる委託事業物品72個(同5億4833万余円)について確認したところ、43個(同4億3176万余円)は、執行担当課が都道府県等に対して委託事業物品の所有権を貴委員会に移転するよう指示する旨の通知書を送付していなかったため、無償貸付等の手続を経ないまま都道府県等に委託事業物品を使用させていて、物品管理簿に記録されていなかったものであり、このうち、貴委員会が事業の移管を受けてから29年3月末時点までの4年間にわたって継続使用させていたものが21個(同1億6381万余円)に上っていた。また、残りの29個(同1億1657万余円)は、無償貸付等の手続を経て使用されていたが、執行担当課が物品管理係に財産取得通知書を提出していなかったことから物品管理簿に記録されていなかった。

表1 物品管理簿に記録されていない委託事業物品の状況

(単位：個、千円)

都道府県等の別	物品管理簿に記録されていない委託事業物品		うち貴委員会に事業が移管される前に無償貸付等の手続を行うこととなるもの		うち貴委員会に事業が移管された後に無償貸付等の手続を行うこととなるもの		うち無償貸付等の手続を経ないまま、都道府県等に継続使用させているもの		うち委託事業終了後の継続使用期間が4年間のもの		うち無償貸付等の手続を経て継続使用させているもの	
	個数	取得価格	個数	取得価格	個数	取得価格	個数	取得価格	個数	取得価格	個数	取得価格
10 都府県(注)	26	109,791	14	18,157	12	91,633	12	91,633	12	91,633	0	0
センター	37	165,246	0	0	37	165,246	22	107,727	9	72,179	15	57,518
JAEA	24	292,363	1	907	23	291,456	9	232,398	0	0	14	59,057
計	87	567,401	15	19,064	72	548,336	43	431,760	21	163,813	29	116,575

(注) 東京都、大阪府、山形、福島、石川、愛知、三重、和歌山、福岡、大分各県

上記のほか、貴委員会は、委託事業物品5個(取得価格計3337万余円)について、取得価格を誤って記録するなどして、物品管理簿上の価格が計3231万余円過大となっていた。

イ 廃棄された委託事業物品が物品管理簿に記録されたままとなっているなどの事態

(ア) 29年3月末時点において、表2のとおり、委託事業物品27個(取得価格計6526万余円)が、都道府県等において、耐用年数を経過して使用に耐えないとして既に廃棄されているのに、都道府県等から使用する見込みがなくなった旨の報告がなかったことなどから、物品管理係がこのような事態を把握しておらず、物品管理簿に記録されたままとなっていた。

表2 廃棄されているのに物品管理簿に記録されたままとなっている委託事業物品の状況

(単位：個、千円)

都道府県等の別	都道府県等において廃棄されているのに物品管理簿に記録されたままとなっている委託事業物品		うち貴委員会に事業が移管される前に廃棄されているもの ^{注(1)}		うち貴委員会に事業が移管された後に廃棄されているもの	
	個数	取得価格	個数	取得価格	個数	取得価格
7 県 ^{注(2)}	16	51,998	3	8,212	13	43,785
センター	11	13,268	11	13,268	0	0
計	27	65,266	14	21,481	13	43,785

注(1) 廃棄時期が不明なものも含む。

注(2) 岩手、群馬、新潟、島根、高知、佐賀、鹿児島各県

(イ) 30年3月末現在において、表3のとおり、無償貸付されている委託事業物品等43個(取得価格等計1億6367万余円)が、都道府県等において使用される見込みがないまま1年以上の長期間にわたり保管されていたが、都道府県等から使用していない旨の報告がなかったことなどから、物品管理係がこのような事態を把握しておらず、貴委員会において、活用方法の検討を行って有効活用を図るなどすることができない状況となっていた。

表3 使用される見込みがないまま保管されている委託事業物品の状況 (単位：個、千円)

都道府県等の別	都道府県等において使用される見込みがないまま1年以上保管されている委託事業物品		左に係る保管期間の内訳							
			1年以上5年未満		5年以上10年未満		10年以上		保管開始日不明(1年以上) 注(1)	
	個数	取得価格	個数	取得価格	個数	取得価格	個数	取得価格	個数	取得価格
9県 注(2)	20	72,909	14	46,296	5	19,657	1	6,955	0	0
センター	23	90,764	0	0	3	7,390	2	1,118	18	82,256
計	43	163,673	14	46,296	8	27,048	3	8,073	18	82,256

注(1) 「保管開始日不明(1年以上)」は、正確な年月日は確認できないが、保管開始から1年以上を経過していることが明らかなものである。

注(2) 栃木、千葉、富山、滋賀、島根、広島、山口、徳島、宮崎各県

ウ 複数の機器で構成されている委託事業物品の構成機器ごとの更新状況が物品管理簿に正確に反映されていない事態

放射性核種分析を行うためのゲルマニウム半導体方式放射能検査機器(以下「放射能検査機器」という。)は、主に、遮蔽体部、ゲルマニウム半導体検出器部、多重波高分析器部、データ解析器部等の機器で構成されており、各構成機器の実際の使用可能年数がそれぞれ異なっているため、都道府県等は、構成機器ごとの故障等に合わせて各構成機器の更新を貴委員会の委託事業により行っている。しかし、貴委員会は、構成機器ごとの更新状況や取得価格を把握することとしていなかったため、表4のとおり、29年3月末時点の物品管理簿に記録された放射能検査機器の構成機器41個(都道府県等の購入時の契約書等を参考に算出した取得価格相当額計1億6228万余円)について、その更新状況を正確に物品管理簿に反映していない状況となっていた。

表4 更新状況が正確に物品管理簿に反映されていない放射能検査機器の状況 (単位：個、千円)

都道府県等の別	更新状況が正確に物品管理簿に反映されていない構成機器		うち都道府県等において廃棄しているのに物品管理簿に記録されているもの		うち都道府県等において廃棄せずに使用しているのに物品管理簿から抹消されているもの		うち都道府県等において新たに取得して使用しているのに物品管理簿に記録されていないもの	
	個数	取得価格相当額	個数	取得価格相当額	個数	取得価格相当額	個数	取得価格相当額
28都道府県(注)	34	127,542	6	13,871	27	108,983	1	4,687
センター	7	34,743	3	11,620	4	23,123	0	0
計	41	162,286	9	25,491	31	132,107	1	4,687

(注) 東京都、北海道、大阪府、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、埼玉、神奈川、富山、山梨、長野、愛知、三重、滋賀、奈良、兵庫、和歌山、岡山、広島、徳島、香川、高知、福岡、長崎、熊本、大分各県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

滋賀県は、平成元年度に環境放射能水準調査委託事業を貴委員会から受託し、放射能検査

機器1個(取得価格1150万円)を元年11月に購入し、無償貸付等の手続を経て同委託事業に継続使用していたが、7年度と同委託事業により8年3月に遮蔽体部(取得価格相当額291万余円)を除く構成機器を更新していた。そして、同県は、29年3月末時点において、元年度に取得した遮蔽体部を同委託事業に継続使用している。しかし、貴委員会は、これらの構成機器ごとの更新状況や取得価格を把握することとしていなかったため、同県が8年3月に遮蔽体部を除く構成機器の更新を行った際に、遮蔽体部も含めて元年度に取得した放射能検査機器全体を物品管理簿から抹消した上で、遮蔽体部を除く構成機器(取得価格932万余円)を新たに記録したことから、遮蔽体部の価格が物品管理簿に記録されておらず、構成機器の更新状況が正確に物品管理簿に反映されていない状況となっていた。

エ 物品管理の対象とならないものを物品管理簿に記録して管理するなどしている事態

29年3月末時点において委託事業物品として管理されている機器等について確認したところ、測定庫等5個(取得価格計6637万余円)は物品管理法上の物品には該当せず、国有財産として管理すべきものと認められるのに、貴委員会は、物品として物品管理簿に記録していた。また、放射能検査機器73個の取得価格には、取得価格に含めないことになっている据付工事費等の附帯費用6916万余円が含まれていた。

オ 復興特会から一般会計に管理換することとされている物品が復興特会に属する物品として管理されるなどしている事態

29年3月末時点で復興特会の物品管理簿に記録されている委託事業物品161個(取得価格計6億1079万余円)は、事業又は使用場所を特定せずに使用できる放射線測定機等であって、専ら復興事業の用に供する物品ではないのに、貴委員会は、これらを同月末時点において復興特会で管理していた。そして、これらの委託事業物品の一般会計への管理換の状況等についてみたところ、129個(同3億9843万余円)については、復興特会に属する物品として整理した後一般会計への管理換をするなどしていなかった。また、残りの32個(同2億1235万余円)は、一般会計及び復興特会の両会計の物品管理簿に重複して記録されている状況となっており、さらに、このうち1個(取得価格8704万余円)は、エネルギー特会の物品管理簿にも記録されていて、一般会計、エネルギー特会及び復興特会の3会計の物品管理簿に重複して記録されている状況となっていた。

アからオまでのとおり、貴委員会の委託事業物品等443個(取得価格等計18億2432万余円)について、管理が適切に行われておらず、物品管理簿、ひいては物品報告書が国の物品の現況を反映した正確なものとなっていないなどしている状況となっていた。

(2) 無償貸付された委託事業物品が委託事業に使用されていない時間にセンターの収益事業等に使用されている事態

貴委員会は、委託事業物品を無償貸付するに当たり、貸付けの目的以外の目的のために使用しないことなどの条件を付している。一方、センターは、貴委員会からの委託事業のほかに、収益事業等として、各種団体等から環境放射能及び環境物質に関する分析、測定等の業務を有償で受託している。そこで、30年3月末現在における委託事業物品の使用状況について確認したところ、センターは、貴委員会から受託した環境放射能水準調査委託事業等において取得し、その後無償貸付された委託事業物品のうち234個(取得価格計

13億0597万余円。このうち35個、同3億8504万余円は(1)の事態と重複している。)について、無償貸付の目的である委託事業に使用していない時間に、電力会社等の民間団体等から有償で受託した上記収益事業等の業務に使用していた。

貴委員会は、受託者に対して、委託事業物品を委託事業に使用していない時間に収益事業等に使用することを希望する場合にこれを報告させることとしていなかったため、センターが委託事業物品を上記の収益事業等に使用している事実を把握していなかった。前記のとおり、無償貸付は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないことを条件として行われることから、委託事業物品を無償貸付した上で収益事業等に使用させることは適切とは認められない。

貴委員会は、前記の委託事業物品234個を委託事業に使用していない時間に収益事業等に使用していたことについて、委託事業の実施上の支障はないとしているが、財政法上、国の財産を貸し付ける場合には適正な対価によることが原則とされていることから、委託事業物品を収益事業等に使用させるためには、無償貸付ではなく、有償貸付とする必要があったと認められる。そこで、上記の委託事業物品234個のうち利用記録の存在する37個(同5億0493万余円)について、25年度から29年度までの間における利用状況に基づき、一般的な物品の貸付料の考え方を参考に、委託事業物品ごとに耐用年数を考慮して算出した償却費により、収益事業等のための使用に係る使用料相当額を算定したところ、表5のとおり、5823万余円となっていた。

表5 センターが収益事業等に使用していた委託事業物品及びその使用料相当額 (単位：個、千円)

会計名		センターが収益事業等に使用していた委託事業物品	うち利用記録が存在しないもの	うち利用記録が存在するもの	使用料相当額					計
					平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
一般会計	個数	17	13	4	4	4	4	4	4	
	金額	(122,371)	(91,773)	(30,597)	172	274	213	320	208	1,188
エネルギー特会	個数	217	184	33	27	27	29	28	32	
	金額	(1,183,601)	(709,262)	(474,339)	13,560	8,851	11,697	14,148	8,787	57,045
計	個数	234	197	37	31	31	33	32	36	
	金額	(1,305,972)	(801,036)	(504,936)	13,732	9,125	11,911	14,468	8,996	58,234

(注) 「金額」の()内は、取得価格である。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

貴委員会において、委託事業物品等の管理が適切に行われておらず、物品管理簿が国の物品の現況を反映した正確なものとなっていないなどしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、委託事業物品が無償貸付された上で収益事業等に使用されている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、都道府県等において、委託事業物品の物品管理を適切に行うことについての認識が欠けていることなどにもよるが、貴委員会において、次のようなことなどによると認められる。

- ア 委託事業の執行担当課に対して、委託事業終了の際に、受託者が継続使用を希望する委託事業物品について、所有権移転を指示する通知書を速やかに受託者に送付したり、財産取得通知書を速やかに物品管理係に提出したりすることについての周知が十分でないこと
- イ 受託者に対して、無償貸付の条件に従い、委託事業物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、使用する見込みがなくなった場合には速やかに貴委員会に報告することについての周知が十分でないなどしていること
- ウ 執行担当課において、複数の機器で構成される委託事業物品について、その構成機器ごとの更新状況や取得価格を把握して物品管理を行う必要性に対する認識が欠けていること
- エ 執行担当課において、物品管理の対象とすべきものの範囲、その取得価格の考え方等に対する理解が十分でないこと
- オ 物品管理係において、復興特会委託事業物品の属する会計の取扱いに対する理解が十分でないこと
- カ 受託者に対して、無償貸付された委託事業物品を収益事業等に使用することができないことについての周知が十分でなく、また、受託者が貸付けの目的である委託事業に使用していない時間に収益事業等に使用することを希望する場合にこれを報告させることとしておらず、そのような場合に有償貸付とすることなどについて検討を行っていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴委員会は、今後も環境放射能の影響調査や放射線に関する技術研究等の委託事業を行っていくこととしており、受託者において委託事業物品を多数購入することが見込まれる。

については、貴委員会において、前記の物品管理簿に正確に記録されていないなどの委託事業物品のうち重要物品等について、現況を把握して物品管理簿等を適切なものとするよう必要な処置を執ったり、都道府県等において使用される見込みがないまま長期間保管されているものについては、速やかにその活用方法の検討を行ったりするよう是正の処置を要求するとともに、受託者に継続使用させる委託事業物品等の管理が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 委託事業の執行担当課に対して、委託事業終了の際に、受託者が継続使用を希望する委託事業物品について、所有権移転を指示する通知書を速やかに受託者に送付したり、財産取得通知書を速やかに物品管理係に提出したりして、必要な情報を物品管理係と共有して無償貸付等の手続を適時適切に行うよう周知徹底を図ること
- イ 受託者に対して、無償貸付の条件に従い、委託事業物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、委託事業物品を使用する見込みがなくなった場合には、貴委員会に対して速やかにその旨を報告するよう周知徹底を図るなどして、貴委員会において活用方法の検討が適時適切に行われるようにすること
- ウ 委託事業物品の取扱いに関する事務連絡等に次の内容を記載して、その内容を関係者に周知すること
 - (ア) 複数の機器で構成される委託事業物品について、その構成機器ごとの更新状況や取得価格を把握して物品管理を適切に行う必要性及びその具体的な方法
 - (イ) 物品管理の対象とすべきものの範囲、その取得価格の考え方等
 - (ウ) 復興特会委託事業物品の属する会計の取扱い

エ 受託者に対して無償貸付された委託事業物品を貸付けの目的以外の目的のために使用しないことの周知徹底を図るとともに、受託者が貸付けの目的である委託事業に使用していない時間に収益事業等に使用することを希望する場合には、その報告をさせることとした上で、収益事業等に使用させないこととしたり、必要なものについては有償貸付としたりすること

- (2) 循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターの資源化設備について、汚泥量の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、し尿等の汚泥性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどを事業主体に対して周知するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費
部 局 等	環境本省
交付の根拠等	予算補助
補助事業者 (事業主体)	市 19、町 3、村 1、一部事務組合 4、広域連合 1、計 28 事業主体
交付金事業 事業の概要	循環型社会形成推進交付金事業 廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用に関する施策を進め、廃棄物を適正に処理するとともに、循環型社会の形成を推進することなどを目的として、市町村等が廃棄物処理施設の整備事業等を実施するもの
処理能力が過大となっていた事業主体数及び資源化設備の数	13 事業主体、13 設備
上記の設備に係る事業費	61 億 6833 万余円(平成 17 年度～28 年度)
上記の設備について実際の処理実績に見合った設計とした場合に低減できた機器費	4 億 8590 万円
上記に対する交付金相当額	1 億 8637 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターにおける資源化設備の機器の処理能力の決定について

(平成 30 年 10 月 17 日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 循環型社会形成推進交付金事業の概要

貴省は、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)等に基づき、天然資源の消

費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するなどのための施策を総合的かつ計画的に推進している。そして、有機性廃棄物リサイクル推進施設等の廃棄物処理施設の整備を実施する市町村、一部事務組合、広域連合等(以下「事業主体」という。)に対して、循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月環境事務次官通知)等に基づき、循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

(2) 汚泥再生処理センターの概要等

ア 汚泥再生処理センターの概要

上記の有機性廃棄物リサイクル推進施設のうち、汚泥再生処理センター(以下「センター」という。)は、公共下水道等が整備されていない地域等において、くみ取りし尿等(以下「し尿等」という。)を処理し、し尿等に含まれる資源を回収する廃棄物処理施設である。そして、センターは、搬入されたし尿等を水と汚泥とに分離し、分離した水を処理するなどして河川等に放流する水処理設備と、水処理設備で分離された汚泥を乾燥するなどして堆肥、助燃剤等を製造するなどする資源化設備等から構成されている。

し尿等を処理する施設の中には資源化設備を備えていないものもあるが、事業主体が既存のし尿等を処理する施設の更新等を行おうとする場合、貴省は、前記の交付要綱等において、水処理設備だけでなく、上記のとおり、資源化設備も備えたセンターとする場合に限り交付金の交付対象とすることとしている。

イ センターの処理能力の決定等

センターの整備に当たり、事業主体は、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」(公益社団法人全国都市清掃会議編。以下「計画・設計要領」という。)等に基づき水処理設備、資源化設備等の機器の処理能力を決定している。

計画・設計要領によれば、水処理設備の機器の処理能力の決定に当たっては、過去のし尿等の収集実績を基に、1人当たりのし尿等の排出量を算出し、これに予測される将来の収集人口を乗じた上で、収集量の季節等による変動に備えて15%程度の余裕を見込むこととされている。一方、資源化設備については、前記のとおり、水処理設備で分離される汚泥を乾燥するなどして資源化することから、その機器の処理能力の決定に当たっては、水処理設備で分離される汚泥量(以下「汚泥量」という。)を推計することとされている。そして、汚泥量については、し尿等に含まれる汚泥成分の濃度が簡易水洗便所の普及状況等により地域によって差異があることから、原則として、センターで処理するし尿等に含まれる汚泥成分の濃度を示す浮遊物質質量等の値(以下「汚泥性状値」という。)の実態調査を行い、その調査結果に基づいて推計することとされている。

(注1) 浮遊物質質量等の値 水中に浮遊する不溶解性物質質量の濃度(単位:mg/L)

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、水処理設備及び資源化設備の機器の処理能力は、それぞれの設備で処理するし尿等の量又は汚泥量に基づく適切なものとなっているかなどに着眼して、14都道県管内の28事業主体において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、上記の28事業主体が交付金の交付を受けて平成17年度から28年度までの間に整備した28センター(事業費計437億4517万余円、交付対象事業費計323億6103万余円、交付金交付額計117億3477万余円)の28水処理設備及び29資源化設備を対象として、機器の処理能力の設計計算書、設計書等の関係書類の提出を受けてその内容を分析するなどして検査した。

(注2) 14都道府県 東京都、北海道、岩手、宮城、茨城、福井、山梨、岐阜、静岡、奈良、広島、愛媛、長崎、大分各県

(注3) 28事業主体 日野市、大島町、三宅村、八丈町、渡島西部広域事務組合、釜石大槌地区行政事務組合、登米市、大崎地域広域行政事務組合、常陸太田市、坂井地区広域連合、南巨摩郡南部町、岐阜市、磐田市、伊豆市、五條市、三原市、福山市、三次市、安芸高田市、江田島市、広島中央環境衛生組合、今治市、島原市、対馬市、杵岐市、西海市、雲仙市、竹田市

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記28センターの28水処理設備と29資源化設備について、設備の機器の処理能力に対する28年度に実際に処理したし尿等の量の割合及び汚泥量の割合(以下、それぞれ「処理実績」という。)をみたところ、水処理設備の処理実績については、表1のとおり、28全ての水処理設備が70%以上となっていた。そして、水処理設備の機器の処理能力の決定に当たって、前記のとおり季節等による変動に備えて15%程度の余裕を見込むこととされていることや、センターの稼働後に人口減少によりし尿等の収集量が少なくなっていることなどを考慮すると、28水処理設備の処理能力は、おおむね適切なものとなっていると考えられる。一方、資源化設備の処理実績については、水処理設備と同様に70%以上となっているものは12設備にとどまっており、残りの16設備は70%未満となっていた。

表1 各設備の処理実績(平成28年度)

区分	50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	計	処理実績 の平均値
水処理設備	0	0	0	8	11	9	28	86.4%
資源化設備	8	4	4	2	5	5	(注) 28	67.5%

(注) 資源化設備のうち1設備は、故障していた期間があり、正確な処理実績が把握できないことから除いている。

資源化設備は、前記のとおり、水処理設備でし尿等と分離された汚泥を資源化するものであり、水処理設備で処理するし尿等の減少に伴って処理する汚泥量も減少することから、資源化設備の処理能力が適切に決定されていれば、資源化設備の処理実績は、水処理設備の処理実績と近似したものになると考えられる。しかし、処理実績が70%未満となっていた資源化設備を有する16施設について、施設ごとの処理実績をみると、表2のとおり、資源化設備の処理実績は、水処理設備の処理実績の22.2%から81.2%までにとどまっており、水処理設備の処理実績と比べて低くなっていた。このように、資源化設備の処理実績のみが低調となっているのは、実際の汚泥量が資源化設備の機器の処理能力を決定する際に推計した量よりも少なくなっていることによると考えられる。

表2 処理実績が70%未満となっていた資源化設備を有する施設の処理実績等

都道県名	事業主体名	施設名	処理実績 (%)			資源化設備に係る事業費等 (千円)		
			資源化設備 (a)	水処理設備 (b)	水処理設備に対する資源化設備の割合 (a)/(b)	事業費	交付対象事業費	交付金相当額
宮城県	登米市	衛生センター	55.1	94.8	58.1	472,186	395,395	131,798
宮城県	大崎地域広域行政事務組合	大崎広域東部汚泥再生処理センター	48.2	77.6	62.1	393,124	393,124	131,041
東京都	大島町	千波環境美化センター	43.8	80.8	54.2	151,152	151,152	75,576
東京都	三宅村	三宅村汚泥再生処理センター	22.1	99.2	22.2	173,686	165,299	82,649
東京都	八丈町	八丈町汚泥再生処理センター	23.3	70.9	32.8	301,552	301,552	150,776
福井県	坂井地区広域連合	さかいクリーンセンター	36.4	88.3	41.2	232,830	232,830	77,610
岐阜県	岐阜市	寺田プラント	64.4	92.8	69.3	291,269	291,269	97,089
静岡県	磐田市	磐田市衛生プラント	57.7	81.2	71.0	275,626	275,626	91,875
奈良県	五條市	五條市クリーンオアシス	62.3	85.6	72.7	254,166	254,166	84,722
広島県	三原市	三原市汚泥再生処理センター	65.6	80.7	81.2	512,229	512,229	170,743
広島県	三次市	三次市汚泥再生処理センター	51.0	78.9	64.6	895,999	760,489	253,496
広島県	安芸高田市	汚泥再生処理センター安芸高田清流園	40.8	76.3	53.4	728,539	728,539	242,846
長崎県	島原市	前浜クリーン館	57.5	82.1	70.0	727,343	727,343	242,447
長崎県	対馬市	対馬中部クリーンセンター	68.1	93.1	73.1	195,311	183,354	91,677
長崎県	壱岐市	壱岐市汚泥再生処理センター	46.3	74.6	62.0	361,651	342,815	171,407
長崎県	雲仙市	雲仙市環境センター	47.4	81.9	57.8	1,163,370	1,163,370	387,790
計						7,130,039	6,878,558	2,483,542

そこで、これら 16 資源化設備の機器の処理能力の決定に当たり、汚泥量をどのように推計しているかみたところ、16 事業主体は、いずれも、汚泥性状値について、実態調査によることなく計画・設計要領に参考として記載されている全国調査の結果(以下「参考値」という。)等を用いていて、地域による汚泥性状値の差異を考慮しないまま汚泥量を推計していた。

しかし、前記のとおり、計画・設計要領によれば、汚泥量は、原則として、汚泥性状値の実態調査の結果に基づいて推計することとされている。そして、16 資源化設備のうち、28 年度の汚泥性状値を確認できた 11 設備についてみると、資源化設備の機器の処理能力の算定に用いた参考値等が 7,812mg/L から 13,336mg/L までとなっているのに対して、実績値は 2,419mg/L から 7,992mg/L までとなっていて、11 設備のいずれにおいても参考値等よりも低くなっていた。

また、上記 16 資源化設備の主要な機器である汚泥脱水機、発酵機等(以下、これらを合わせて「主要機器」という。)71 機器(機器費計 40 億 4962 万余円、交付金相当額計 14 億 5136 万

余円)について、実際に整備された機器よりも小さい処理能力で28年度の汚泥量の処理が可能であったか確認したところ、13事業主体の13資源化設備(機器費計29億6995万余円、交付金相当額計10億6992万余円)については、処理能力が小さい機器とすることや機器の数量を減らすことが可能であったと認められた。

これらのことから、13事業主体の13資源化設備の主要機器に係る費用を修正計算すると計24億8398万円(交付金相当額計8億8354万余円)となり、計約4億8590万円(交付金相当額計1億8637万余円)が低減できたと認められる。

(注4) 13事業主体 大島町、三宅村、八丈町、登米市、大崎地域広域行政事務組合、坂井地区広域連合、岐阜市、磐田市、三次市、安芸高田市、島原市、壱岐市、雲仙市

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都八丈町は、平成21年度から23年度までの間に、八丈町汚泥再生処理センターを新設するための事業を、事業費16億9497万余円(交付対象事業費11億7611万余円、交付金交付額5億8805万余円)で実施している。そして、同町は、同センターの資源化設備の機器の処理能力については、汚泥性状値について、参考値を基に平均11,600mg/Lとして、汚泥量を1日当たり17.2tと推計していた。

しかし、28年度における実際の汚泥性状値は平均2,419mg/Lとなっていて、参考値よりも大幅に低いものとなっていた。そして、同センターの処理実績を確認したところ、水処理設備については70.9%(処理能力14,965kLに対して実際の処理量は10,618.4kL)となっている一方、資源化設備については23.3%(処理能力6,278t(17.2t×365日)に対して実際の処理量は1,463t)となっており、水処理設備と比較して資源化設備の処理実績は著しく低調となっていた。

そして、資源化設備の主要機器である汚泥脱水機及び発酵装置に係る機器費計1億4350万円について、28年度の汚泥量に見合ったものとした場合の金額を確認したところ計4900万円となり、9450万円(交付金相当額4725万円)の費用を低減できる状況となっていた。

(是正改善を必要とする事態)

資源化設備の機器の処理能力の決定に当たり、実態調査によることなく参考値等を用いて、地域による汚泥性状値の差異を考慮しないまま汚泥量を推計し、過大な処理能力の資源化設備の機器を整備している事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体が資源化設備の整備を経済的に実施することについて十分検討していなかったことなどにもよるが、貴省において、資源化設備の機器の処理能力の決定に当たり、汚泥性状値の実態調査結果に基づいて適切に汚泥量を推計することなどにより、実態に見合った処理能力の資源化設備の機器を整備することについての周知等を十分に行っていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、引き続き、水処理設備のみの既存の施設について、これらを改良したり、集約化したりなどする場合には、水処理設備だけでなく資源化設備も備えたセンターとする場合に限って交付金を交付することとしている。

については、貴省において、循環型社会形成推進交付金事業により整備するセンターの資源化設備について、汚泥量の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、し尿等の汚泥性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどを事業主体に対して周知するよう是正改善の処置を求める。

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 防災拠点施設に整備する太陽光発電設備等の設計等について

(平成 28 年度決算検査報告 490 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

環境省は、各都道府県及び政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に地域環境保全対策費補助金等を交付して、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等を造成させるなどしており、都道府県等は、同基金を活用して、災害時の避難所等の防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設」という。)に再生可能エネルギーを利用した設備を整備する事業(以下「整備事業」という。)を自ら実施するほか、市町村等が実施する整備事業に対して補助金を交付している。また、環境省は、一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「機構」という。)に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付しており、機構は、地方公共団体が実施する整備事業に対して補助金を交付している。整備事業により整備する設備は、災害等により電力会社から供給される商用電力が遮断された際(以下「災害等による停電時」という。)に防災拠点施設において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされており、整備事業で太陽光発電設備を整備する際には、夜間等の発電できないなどの場合に電力を補完するために、蓄電池設備の整備等が必要となっている。しかし、6 県等における 12 県市町村等が整備した太陽光発電設備等において、電力を供給する系統のうち一部の系統について、蓄電池設備及び専用回路(以下「蓄電池設備等」という。)を設ける設計とせずに整備したため、災害等による停電時に、発電した電力を供給することができない事態が見受けられた。

したがって、環境大臣に対して平成 29 年 10 月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 6 県等に対して、12 県市町村等における太陽光発電設備等のうち、災害等による停電時に、発電した電力を供給することができない太陽光発電設備について、蓄電池設備等を整備するなどして、当該電力を供給するための必要な措置を講じさせること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 災害等による停電時に発電した電力を安定的に供給することができるよう、各系統に蓄電池設備等を整備する必要があることなどの太陽光発電設備等の設計に必要な留意点等を示して、県及び県を通じて管内の市町村等に対して周知徹底すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、29 年 11 月に都道府県等及び機構に対して通知を発して、次のような処置を講じていた。

ア 6 県等に対して、12 県市町村等における太陽光発電設備等のうち、災害等による停電時に、発電した電力を供給することができない太陽光発電設備 36 設備について、当該電力を供給するための必要な措置を講じさせることとし、30 年 9 月までに蓄電池設備等を整備するなどの手直し工事を実施させるなどした。

イ 災害等による停電時に発電した電力を安定的に供給することができるよう、各系統に蓄電池設備等を整備する必要があることなどの太陽光発電設備等の設計に必要な留意点等について、県及び県を通じて管内の市町村等に対して周知徹底を図った。

(2) 会議開催等業務に係る契約における仕様書等の変更手続等について

(平成 28 年度決算検査報告 495 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

環境省は、国際・国内会議の開催に係る業務や、調査、啓発活動、広報活動等に係る業務(以下、これらを合わせて「会議開催等業務」という。)を民間事業者等に請け負わせて実施している(以下、これらの民間事業者等を「請負人」という。)。そして、環境省は、会議開催等業務に係る契約の仕様書に、請負人に実施させる業務の具体的な内容として、会議等の開催回数等を詳細に記載することにしており、契約を履行させるに当たり、請負人に実施させる業務の内容に変更が必要となった場合には、支出負担行為担当官が契約条項に基づいて適宜仕様書等を変更することができることにしている。しかし、会議開催等業務に係る 29 件の契約において、実際の会議等の開催回数等が、いずれも仕様書等に記載された数量を下回っており、請負人により実施された業務と仕様書等に記載された業務がかい離している状況となっていて、仕様書等に記載された業務の具体的な内容等を変更する必要があるのに、支出負担行為担当官による必要な仕様書及び契約の変更の手続が行われていない事態が見受けられた。

したがって、環境省において、会議開催等業務に係る契約の締結に当たり、請負人に実施させる業務の具体的な内容の変更に応じて仕様書及び契約を変更するために必要な手続等を定めたマニュアル等を整備して、これらを業務の実施部局に周知徹底することにより、会議開催等業務に係る契約を適時適切に変更して、契約額が実施された業務に即したものとなるよう、環境大臣に対して平成 29 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、会議開催等業務に係る契約を適時適切に変更して、契約額が実施された業務に即したものとなるよう、大臣官房会計課において、仕様書及び契約の変更に必要な手続等を定めたマニュアルを整備し、30 年 9 月に業務の実施部局に対して通知を発して、当該マニュアルの内容を周知徹底する処置を講じていた。

(3) 除染工事等に適用される共通仮設費率及び現場管理費率について

(平成 28 年度決算検査報告 501 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

環境省並びに福島県及び管内市町村等は、国が指定した除染等の措置等を実施する必要がある

ある地域において、放射線量の低減を図るために、住宅屋根等の清掃や、除草、表土等の除去等の作業を行う除染工事及び仮置場の造成工事(以下、これらの工事を「除染工事等」という。)を実施しており、環境省は「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」(以下「直轄除染積算基準」という。)に基づき、福島県及び管内市町村等は直轄除染積算基準に準拠した積算基準(以下、これらの積算基準を「除染積算基準」という。)等に基づき除染工事等の工事費を積算している。環境省は、直轄除染積算基準における共通仮設費率及び現場管理費率について、国土交通省における道路維持工事の共通仮設費率及び現場管理費率を準用している。そして、国土交通省の設定している共通仮設費率及び現場管理費率は、実態調査の結果を踏まえて、工事の規模等に応じて逡減するものとなっているが、共通仮設費及び現場管理費に対する算定対象額が1億円を超える道路維持工事の実態が少ないため、算定対象額が1億円を超えると逡減せずに下限となる一定の率となっている。

しかし、除染工事等は、国土交通省における道路維持工事とは異なり、算定対象額が1億円を超えるものが多数ある状況となっており、また、環境省等が施工業者から提出させている工事費内訳書から推計した共通仮設費率及び現場管理費率と、除染積算基準上の共通仮設費率及び現場管理費率とを比較すると、工事費内訳書から推計した率の方が低い状況となっていた。そして、除染工事等における工事費の積算について、除染工事等の実績が積み重ねられ、その実態を把握することが可能となっている中で、実態調査を行わずに、算定対象額が1億円を超える場合に、工事規模の実態に即した共通仮設費率及び現場管理費率に基づいた共通仮設費及び現場管理費の算定がなされていない事態が見受けられた。

したがって、環境省において、除染工事等に係る工事費の積算が工事規模の実態に即したものとなるよう、実態調査を行うなどして適切な共通仮設費率及び現場管理費率を設定するとともに、事業の実施主体に対してこれを周知するよう、環境大臣に対して平成29年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、除染工事等に係る工事費の積算が工事規模の実態に即したものとなるよう、24年度から27年度までの間に実施された除染工事等を対象に実態調査を実施し、除染工事等と工事の内容が近似している工事に係る他省庁の積算基準を参考にするなどして、30年5月に直轄除染積算基準を改定し、同年6月以降に締結する契約から新たに設定した共通仮設費率及び現場管理費率を適用することとする処置を講じていた。また、環境省は、同年5月に福島県に対して直轄除染積算基準の改定内容について通知を発するなどして、事業の実施主体に対して上記の改定内容を周知する処置を講じていた。

第12 防 衛 省

不 当 事 項

工 事

(271) ヘリコプター着陸帯の移設工事のうち警備業務に要した費用について、警備期間外の費用が含まれていたため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)在日米軍等駐留関連諸費
部 局 等	沖縄防衛局
工 事 名	北部(H26)着陸帯移設工事
工 事 の 概 要	沖縄県国頭郡国頭村及び東村にまたがって所在する北部訓練場の過半の返還に伴い、返還区域に設置されているヘリコプター着陸帯の一部を同訓練場内に移設するもの
工 事 費	1,426,032,000 円
請 負 人	仲程土建株式会社
契 約	平成 27 年 1 月 一般競争契約
支 払	平成 28 年 7 月、10 月、12 月、29 年 3 月、4 月
過大となっていた支払額	13,838,825 円(平成 28 年度)

1 工事の概要等

沖縄防衛局(以下「局」という。)は、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に対して我が国政府が提供している沖縄県国頭郡国頭村及び東村にまたがって所在する北部訓練場の過半の返還に伴い、返還区域に設置されているヘリコプター着陸帯7施設のうち1施設を同訓練場内の別の場所に移設する工事(以下「移設工事」という。)を実施するために、平成27年1月に、「北部(H26)着陸帯移設工事」契約を仲程土建株式会社(以下「元請業者」という。)と締結している。そして、局は、28年8月に締結した第5回変更契約において、移設工事を安全に実施するための警備に係る業務(交通誘導員による雑踏警備等を除く。以下「警備業務」という。)を特記仕様書に定めて追加するなどして、29年3月に移設工事が完了した時点での最終的な契約金額1,426,032,000円全額を同年4月までに元請業者に支払っている。

局は、上記の変更契約を締結するに当たり、警備業務に要する費用(以下「警備費」という。)については、一般的な施設警備とは異なることから、公表されている積算基準を適用できないとして、元請業者から見積書を徴取して算出している。また、特記仕様書において、警備費の一部の費用については、後日、警備員の実際の宿泊数等に基づいて精算することなどとされている。

警備費は、警備員の配置に要する費用のほか、警備員の宿泊に要する費用(以下「宿泊費」という。)、警備員のために加入した国内旅行傷害保険等の保険料(以下「保険料」という。)等で構成される直接費に諸経費を加えたものとなっており、局は、最終的な警備費に係る精算金額(以下「精算金額相当額」という。)を計519,100,000円と算定している。

そして、元請業者は、28年7月20日から同年9月14日までの間(以下「警備期間」という。)の警備業務をテイケイ株式会社(以下「警備業者」という。)に下請けさせて実施している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、警備費が適切に精算されているかなどに着眼して、前記の契約を対象として、局において、精算に当たり、元請業者を通して警備業者から警備費の実績として提出を受けた見積書(以下「実績見積書」という。)、局を通して警備業者から提出を受けた外注経費に係る請求書等の精算の根拠となる資料(以下「根拠資料」という。)を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、元請業者に対して会計検査院法第23条第1項第7号の規定により検査することを決定して、会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

局は、宿泊費について、実績見積書を基に84,977,000円を精算金額相当額としていた。

しかし、実績見積書に記載された宿泊費の内訳を警備業者が外注した業者から提出を受けた請求書を基に精査したところ、警備期間外の28年9月15日から同月30日までの間の宿泊費11,200,000円が含まれていて、当該16日分は本件警備業務に要する費用とは認められないものであり、これを基に警備期間全体に係る適正な宿泊費を算出すると73,777,000円となる。

また、局は、保険料について、実績見積書を基に6,000,000円を精算金額相当額としていた。

しかし、実績見積書に記載された保険料の内訳を保険証券を基に精査したところ、そのうち国内旅行傷害保険に係る保険料2,000,000円については、保険期間が28年7月22日から29年7月21日までの1年間分となっており、警備期間外の期間に係る保険料1,698,630円が含まれていて、当該期間に係る分は本件警備業務に要する費用とは認められないものであり、これを基に警備期間全体に係る適正な保険料を算出すると4,301,370円となる。

したがって、警備費について、上記に基づき、諸経費を考慮するなどして適正な精算金額を算出すると計504,876,625円となる。そして、これを基に適正な工事請負金額を算定すると、計1,412,193,175円となり、前記の支払額1,426,032,000円との差額13,838,825円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、警備業者が実績見積書に警備期間外の費用を含めて報告していたことにもよるが、局において、実績見積書の内容について根拠資料に基づく審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

物 件

- (272) ソフトウェアを使用するためのライセンス及びソフトウェアのアップグレード等を行う権利の調達数量の算定に当たり、ソフトウェアを使用するパーソナルコンピュータの台数の把握が適切でなかったため、調達数量が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)防衛本省	(項)武器車両等整備費
部 局 等	海上幕僚監部		

契 約 名	ソフトウェア(統合ライセンス)売買契約
契 約 の 概 要	パーソナルコンピュータで文書作成等を行うなどのソフトウェアを使用するために必要な権利を調達するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社大塚商会
契 約	平成 29 年 9 月 一般競争契約
支 払	平成 30 年 4 月
支 払 額	1,017,506,765 円(平成 29 年度)
不当と認める支払額相当額	17,649,173 円(平成 29 年度)

1 契約等の概要

海上自衛隊は、パーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)で文書作成等を行うソフトウェアや、各種システムへの接続等を行う際に必要となるソフトウェア(以下、これらを合わせて「業務用ソフトウェア」という。)を使用している。

海上自衛隊における業務用ソフトウェアを使用するためのライセンス及び業務用ソフトウェアのアップグレード等を行う権利(以下「アップグレード権」といい、ライセンスと合わせて「ライセンス等」という。)の調達について、平成 28 年度までは海上自衛隊補給本部が行っていたが、29 年度は、防衛装備庁(以下「装備庁」という。)が、陸上、海上、航空各自衛隊を含む防衛省内の各機関(以下「各機関」という。)の分を一括して行っている。すなわち、各機関が算定した調達要求数量について、統合幕僚監部がこれらを取りまとめた上で装備庁に調達要求書を提出しており、装備庁は、当該調達要求書を基に、29 年 9 月に、株式会社大塚商会と 30 年 3 月 1 日から 31 年 2 月 28 日までを使用期間としたライセンス等の売買契約を契約金額 1,017,506,765 円で締結して、30 年 4 月に同額を支払っている。

本件契約では、業務用ソフトウェアを新たに調達する場合についてはライセンス等(以下、この場合において調達するライセンス等を「新規調達分」という。)を、本件契約の締結より前に業務用ソフトウェアのライセンスを既に調達してそれを継続して使用する場合にはアップグレード権(以下、この場合において調達するアップグレード権を「継続使用分」という。)のみを、それぞれ調達している。

また、調達されるライセンス等の数量が各機関の調達要求数量を取りまとめた大きなものとなっていることなどから、本件契約では、使用期間開始後に、新たに業務用ソフトウェアを使用する PC の台数が増加して必要となるライセンス等の数量が増加しても、31 年 3 月 1 日以降も業務用ソフトウェアを継続して使用する場合には、当該増加分を前記の使用期間中は無償で使用できることとなっている。そのため、ライセンス等は、使用期間開始時点で業務用ソフトウェアを使用する PC の台数(以下「開始時点台数」という。)に基づいて算定された数量を調達すれば足りることとなる。

2 検査の結果

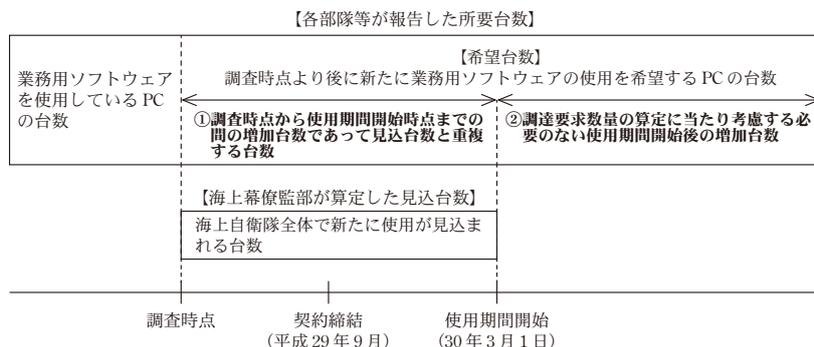
本院は、経済性等の観点から、ライセンス等の調達数量は、業務用ソフトウェアを使用する PC の台数に基づいて適切に算定されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、防衛省内部部局、統合、陸上、海上、航空各幕僚監部、装備庁等において、契約書、仕様書、各機関が算定したライセンス等の調達要求数量に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、海上幕僚監部において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

海上幕僚監部は、海上自衛隊分のライセンス等の調達要求数量の算定に当たり、各部隊等に依頼して業務用ソフトウェアを使用する PC の所要台数を調査させ、計 39,578 台と報告を受けていた。そして、海上幕僚監部は、調査時点から使用期間開始時点までの間に海上自衛隊全体で新たに使用が見込まれる台数(以下「見込台数」という。)315 台を上記の 39,578 台に加えた計 39,893 台を開始時点台数として、これに基づいてライセンス等の調達要求数量を新規調達分 4,883 本、継続使用分 107,875 本とそれぞれ算定し、同数が海上自衛隊分として調達されていた。

しかし、各部隊等が報告した所要台数を確認したところ、海上幕僚監部が調査時点において業務用ソフトウェアを使用している PC の台数を報告するよう明確に指示していなかったため、各部隊等は、調査時点より後に新たに業務用ソフトウェアの使用を希望する PC の台数(以下「希望台数」という。)を含む台数を所要台数として報告していた。このため、各部隊等が報告した所要台数には、①調査時点から使用期間開始時点までの間の増加台数であって見込台数と重複する台数や、②調達要求数量の算定に当たり考慮する必要のない使用期間開始後の増加台数が含まれていると認められるが、海上幕僚監部は、これらが含まれていることを考慮せずにライセンス等の調達要求数量を算定していた(図参照)。

図 各部隊等が報告した所要台数等の概念図



そして、各部隊等において所要台数の内訳の記録が残っていないなどのため、所要台数から希望台数を除くなどして開始時点台数を算定することができない状況となっていた。そこで、使用期間開始時点である 30 年 3 月 1 日に各部隊等が現に使用していた PC の台数 38,892 台を開始時点台数として、これに基づいて改めてライセンス等の調達要求数量を算定すると、新規調達分は 2,888 本、継続使用分は 107,223 本となる。

したがって、本件契約で海上自衛隊分として調達したライセンス等のうち、新規調達分 1,995 本、継続使用分 652 本、計 2,647 本が過大に調達されていて、これに係る支払額相当額計 17,649,173 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、海上幕僚監部において、ライセンス等の調達要求数量の算定に当たり、開始時点台数の把握を適切に行うことの重要性についての認識が欠けており、各部隊等に依頼した調査に係る指示が明確でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムについて、システムの有用性の検証等を行うなどの整備目的を十分に達成するために、分析手法等について組織として問題を共有して対応を検討できる体制を整備した上で、コストデータの分析に適した製造原価を取得するための方策について民間企業等と調整して、コストデータの具体的な分析手法の検討等を行うよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛装備庁 (項)防衛装備庁共通費 平成 27 年度は、 (組織)防衛装備庁 (項)防衛装備庁共通費 (項)防衛本省共通費 26 年度は、 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費
部 局 等	防衛装備庁(平成 27 年 9 月 30 日以前は装備施設本部)
防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムの概要	防衛装備品等の調達について、ライフサイクルコストのより精緻な算定を行ってプロジェクトの見直しなどに活用したり、個々の契約の進捗管理を行ったり、見積資料等の妥当性の検証等を行ったりするために、計算価格や原価監査等で得られた製造原価等のコストデータを一元的に管理して分析等を行うもの
上記システムの整備等に要した経費	2 億 3373 万円(背景金額)(平成 26 年度～29 年度)

【意見を表示したものの全文】

防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムの整備等について

(平成 30 年 10 月 15 日付け 防衛装備庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 防衛装備品等の調達の概要

貴庁(平成 27 年 9 月 30 日以前は装備施設本部)は、防衛装備品及びその修理等の役務(以下、これらを「防衛装備品等」という。)の調達を民間企業と契約を締結することなどにより実施している。

貴庁は、防衛装備品等の調達に当たり、その仕様が特殊で市場価格が形成されていないなどの場合には、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和 37 年防衛庁訓令第 35 号)に基づき、直接材料費、加工費、直接経費等の構成要素ごとに積み上げるなどして原価を算定して、これに一定の適正利益等を付加する原価計算方式により予定価格を算定するなどしている。このような防衛装備品等については、民間企業が提出した見積資料等

に基づくなどして各費用等を算定している。

そして、原価計算方式により予定価格を算定した契約には、原価計算に必要な見積資料等が十分に得られないなどの場合に、契約の履行に要するなどした費用が原価として妥当であるか否かを審査するための原価監査を行い、契約代金を確定する原価監査付条項を付した監査付契約がある。また、原価監査を行わない一般確定契約等であっても、当該契約の基本条項に基づき、当該契約の事後に締結する別の契約の契約金額の適正を期するなどのために、契約相手方に対して、契約の履行に要するなどした費用の確認を行う原価調査を実施することができるとされている。

(2) CDB システムの概要

ア CDB システムの整備の目的等

前記のような仕様が特殊で市場価格が形成されていないなどの防衛装備品等の調達に当たっては、予定価格の算定を特定の民間企業が提出した見積資料等に大きく依存している状況となっていることから、22年に契約制度研究会が取りまとめた「防衛装備品に関する契約制度の改善方策について一超過利益返納条項付契約、企業のコストダウン・インセンティブを引き出す契約制度を中心に」(以下「22年報告書」という。)において、防衛省における過去の実績価格、見積資料等についてデータベースとして蓄積し、有効に分析・活用することが重要であるとされている。そして、「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」(平成25年国家安全保障会議及び閣議決定。以下「26年度中期防」という。)において、防衛装備品等の効果的、効率的な取得を実現するために、構想から廃棄段階に至るまでのライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理を強化することとされており、その際、より適正な取得価格を独自に積算できるよう、過去の契約実績のデータベース化等を行うこととされている。これらを受けて、防衛省は、26年に「防衛生産・技術基盤戦略～防衛力と積極的平和主義を支える基盤の強化に向けて～」を策定して、防衛装備品等に係るコストのデータベースを民間企業の協力の下に構築するなどとしている。

これらを踏まえて、貴庁は、①ライフサイクルコストのより精緻な算定を行ってプロジェクトの見直しなどに活用したり、②個々の契約の進捗管理を行ったり、③見積資料等の妥当性の検証等を行ったりするために、計算価格や原価監査等により得られた実際の製造原価(以下「製造原価」という。)等のコストデータを一元的に管理して分析等を行うライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデル(以下「CDBシステム」という。)を複数のシステム開発業者とソフトウェア作成請負契約等を締結するなどして整備し、28年度からコストデータを入力して試験的な運用を開始している。そして、入力したコストデータを比較、分析等することによりCDBシステムが見積資料等の妥当性の検証等を行うなどの目的の達成に有用であるかの検証等を行った上で、今後、次期システムの要件定義書の作成を行うなどして、34年度から本格的な運用を目指すとしている。

(注1) 契約制度研究会 防衛装備品等の調達に関して、防衛省及び契約相手方等における効率性の向上、公正性の確保等を図るための契約制度の改善及び新たな契約制度の策定に資するために、討議を行う防衛省経理装備局長(平成27年10月1日以降は防衛装備庁長官)が依頼する部外の有識者をもって構成する研究会

(注2) 計算価格 予定価格の決定の基準とする価格として計算される価格

(注3) 要件定義書 情報システムに関する調達(情報システムの設計・開発、機能改修、運用若しくは保守業務の委託に関する調達又は情報システムを構成する機器若しくはソフトウェア製品等の調達)を行うに当たって、情報システムが備えるべき必要な要件を明確に定めた書類。要件は、業務要件、機能要件及び非機能要件について定められる。

イ CDB システムの機能

貴庁は、CDB システムについて、次の三つの機能を備えるものとして開発している(図1参照)。

① ライフサイクルコスト管理機能

プロジェクト管理重点対象装備品等^(注4)について、ライフサイクルコストの算定に必要な契約金額等のコストデータを蓄積して、ライフサイクルコストの見積りと実績との比較、分析等を行う機能

② 進捗管理機能

プロジェクト管理重点対象装備品等^(注5)の製造等に係る個々の契約について、これまでの原価監査等で取得していたWBS(Work Breakdown Structure。防衛装備品等の場合は、製造等に係る作業を分解し、各作業に対して、コストデータの費目別の内訳が存在する構造としたもの。図2参照)のレベル1(契約単位)より更に細分化(例えば、構成部位単位、作業内容単位等)をした製造原価等のコストデータを月次で入力してデータベースとして蓄積し、作業予定と実績とを比較するなどして計画遅延等を把握する機能

③ コスト管理機能

プロジェクト管理重点対象装備品等に限定しない多数の防衛装備品等について、WBSのレベル1より更に細分化した製造原価や計算価格といったコストデータを入力してデータベースとして蓄積し、入力した製造原価と計算価格とを比較して差異の要因分析を行ったり、製造原価を統計的な手法を用いて分析したりすることにより、見積資料等の妥当性の検証等を行う機能

(注4) プロジェクト管理重点対象装備品等 防衛省にプロジェクト管理の円滑かつ効率的な実施のための総合調整を行うプロジェクト・マネージャーを置くなどして、特に重点的にプロジェクト管理を実施する対象となる防衛装備品等。平成30年4月時点で固定翼哨戒機(P-1)、戦闘機(F-35A)等の17品目が選定されている。

(注5) WBS 分析の対象となる作業を分解し、体系化して階層構造としたもの

図1 CDBシステムの概念図

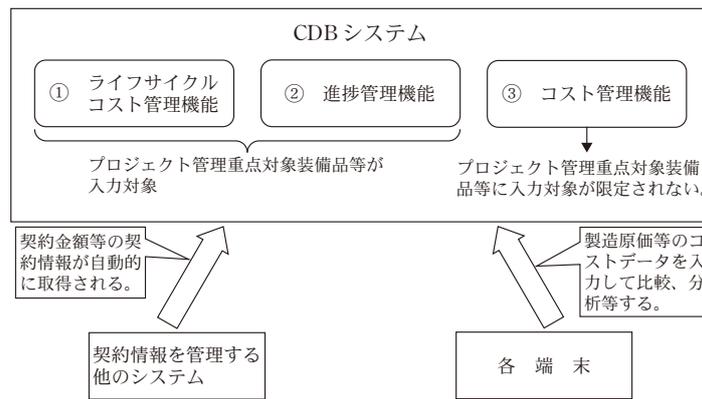
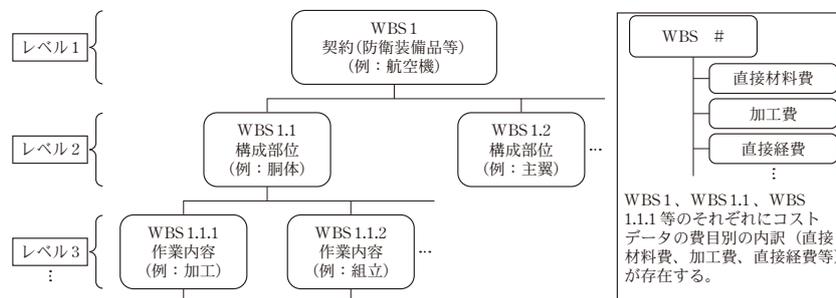


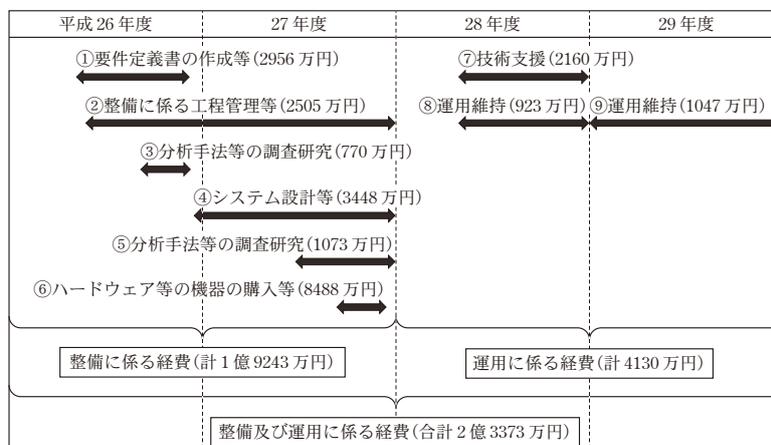
図2 防衛装備品等に係る WBS の構造例 (概念図)



ウ CDBシステムの整備等に係る経費

貴庁は、CDBシステムの整備及び運用に当たって、要件定義書の作成、システム設計等の整備やその運用維持等の運用に係る9契約を締結している(図3参照)。そして、この整備及び運用に係る契約は前記の3機能についてまとめて行っており、これらに要した経費は、整備については26、27両年度で計1億9243万余円、運用については28、29両年度で計4130万余円となっており、整備及び運用に係る経費は合計2億3373万余円となっている。

図3 CDBシステムの整備等に係る契約の状況



注(1) 図中の金額は、支払金額を示している。

注(2) 万円未満を切り捨てているため、計が一致しないものがある。

(3) 製造原価の取得に係る取組の状況

貴庁は、前記のとおり、監査付契約により原価監査を行っているが、監査付契約のうち、契約の履行後に原価監査を行い、契約金額から実績価格を控除した金額を返納させる特約条項を付した超過利益返納条項付契約については、契約相手方にコスト低減へのインセンティブが働きにくいことなどから、22年報告書において、実質的な競争が働いている場合には当該条項を付さないようにすべきであるとされている。

貴庁は、22年報告書等を踏まえて、24年及び26年に契約事務に関する達(平成18年装備本部達第4号)の一部を改正する達を発して、一般競争契約又は指名競争契約の場合には原則として一般確定契約によることとしている。そのため、表のとおり、23年度に計278件行われていた監査付契約は、29年度には計88件に減少しており、これに伴い原価監査により民間企業から製造原価を取得する機会が大幅に減少している。

表 監査付契約等の契約件数及び契約金額の推移(平成23年度～29年度) (単位：件、百万円)

項目	平成23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
原価計算方式により予定価格を算定した契約	2,911	1,143,890	2,213	1,083,095	2,073	961,615	1,958	1,058,783	1,584	1,152,119	1,649	1,152,880	1,584	1,005,978
うち監査付契約	278	603,053	319	657,035	154	354,583	147	383,271	115	265,228	102	382,197	88	346,862

そして、上記のとおり24年の達の発出により監査付契約が減少することになることなどから、防衛省は、25年に「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について(通達)」(平成25年防経装第8927号)を発して、一般確定契約についても積極的に原価調査を行い、原価に係るデータベースの整備等に努めることとしており、また、貴庁は、民間企業から製造原価を取得する機会を増加させるために積極的に原価調査を行い、原価調査により得られた製造原価もCDBシステムへの入力の対象にすることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴庁は、前記のとおり、防衛装備品等の調達に当たり、予定価格の算定を特定の民間企業が提出した見積資料等に大きく依存している状況となっていることから、防衛省における過去の実績価格、見積資料等についてデータベースとして蓄積し、有効に分析して活用していくこととしている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、CDBシステムは、各機能の試験的な運用を行い、その有用性の検証等を行って、今後の次期システムの要件定義書の作成等にかすという整備目的を達成しているかなどに着眼して、貴庁において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、貴庁が26年度から29年度までの間に締結した前記の9契約(支払金額計2億3373万余円)に関する契約書、仕様書、要件定義書等の関係書類を確認するとともに、貴庁の担当者等からCDBシステムの整備の経緯、運用状況等について説明を聴取するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、CDBシステムのコスト管理機能の整備等において、次のような事態が見受けられた。

(1) CDB システムのコスト管理機能に係る仕様及びコストデータの输入の状況

CDB システムのコスト管理機能に係る仕様の内容を確認したところ、計算価格又は製造原価のいずれか一方しか入力できないため、コストデータの比較を行うことができなかつたり、分析の対象となるコストデータが输入した計算価格や製造原価ではなく契約情報を管理する他のシステムから自動的に取得される契約金額の総額となっており、输入したコストデータの分析を行うことができなかつたりして、このまま貴庁がコストデータを输入して蓄積したとしても、CDB システムのコスト管理機能の有用性の検証等を行うことができない状況となっていた。

また、原価計算方式により予定価格を算定している契約に係るコストデータの30年5月末時点における输入状況を確認したところ、契約の履行が完了し、コストデータの输入が完了している契約は計1,322件となっていた。そして、输入したコストデータの内容についてみると、上記1,322件のうち計1,232件(93.1%)に係るコストデータがこれまでの原価監査等により取得した契約単位となっており、分析に適するとされるWBSのレベル1より更に細分化したものとなっておらず、コスト管理機能において求められるコストデータの分析に適したデータベースになっていなかった。

そこで、このような状況となっている原因についてみたところ、次のとおり、CDB システムのコスト管理機能に係る仕様の検討等が適切に行われていない状況となっていた。

ア 分科会における検討

貴庁は、CDB システムの整備に当たって、25年12月にCDB システムの各機能に係る庁内の担当部署等で構成する業務改善検討会コストデータ・コスト見積分科会(以下「分科会」という。)を設置して、各機能に係る製造原価の取得方法やコストデータの分析手法について検討していた。そして、進捗管理機能については、これまでの原価監査等により取得した契約単位の製造原価では分析に十分ではなく、WBSのレベル1より更に細分化した製造原価を取得する必要があるとしていた。しかし、WBSのレベルを細分化し過ぎると対応できない民間企業があることが想定されるといった意見が出されたことなどから、具体的なWBSごとの製造原価の取得方法やコストデータの分析手法については要件定義書の作成等の過程で検討することにして、分科会は26年5月に活動を終了していた。一方、コスト管理機能については、進捗管理機能において使用する製造原価を共有するデータベースの方式にする方針とし、進捗管理機能の今後の検討の結果を反映すれば問題ないとして、具体的な検討は行われていなかった。

イ 要件定義書の作成段階からシステム的设计段階までの間における検討等

貴庁は、26年7月に要件定義書の作成等に係る契約を締結して、進捗管理機能について、WBSごとの製造原価の取得方法やコストデータの分析手法に係る調査研究を行うとともに、CDB システムの業務要件の検討を行っていた。そして、同年9月に開催された契約相手方との打合せにおいて、契約相手方から、前記のようなデータベースの方式にする場合、コスト管理機能に係るコストデータの输入の対象となる契約は、進捗管理機能の输入の対象と同じプロジェクト管理重点対象装備品等の製造等に係る契約になる旨の意見が出された。貴庁は、これに対して、输入の対象となる契約に係る結論を保留しており、上記の契約に基づき提出を受けた要件定義書においても結論が明確にされないまま、27年3月にシステム设计等に係る契約を締結していた。そして、貴庁

は、同年5月に実施した契約相手方との打合せにおいて、コスト管理機能については、多数の契約に係るコストデータを蓄積する必要があり、その入力対象が進捗管理機能よりも多くなることが見込まれるため、上記の方針を変更して、進捗管理機能とコスト管理機能のデータベースはそれぞれ独立したものとすることとした。これにより、コスト管理機能は、プロジェクト管理重点対象装備品等を対象とする進捗管理機能とは異なり、多数の防衛装備品等を対象とすることになり、これらを取り扱う多数の民間企業が関係することになったことから、貴庁は、この時点で、コスト管理機能で取り扱うWBSのレベル1より更に細分化した製造原価の取得方法について民間企業と調整を行い、コストデータの分析手法の具体的な検討を行う必要があった。しかし、上記のとおり、各機能に係る庁内の担当部署等で構成する分科会は26年5月に活動を終了していたことから、貴庁ではシステム開発の過程において生じた問題を組織として共有して対応を検討できる体制となっておらず、製造原価の取得方法に係る民間企業との調整やコストデータの分析手法に係る具体的な検討が十分に行われないうまま、コスト管理機能の担当部署がシステム設計を進めていた。そのため、当該担当部署は、システム設計段階において、契約相手方に対して、1契約に対して1種類のコストデータしか入力できない入力フォームを提示していたり、分析の対象となるコストデータを契約金額の総額にするよう指示していたりして、システム設計についてコスト管理機能の目的に沿った的確な指示をしておらず、契約相手方は当該指示に基づいてシステム設計を行っていた。

その結果、28年3月に納入されたCDBシステムのコスト管理機能では、計算価格又は製造原価のいずれか一方しか入力できなかったり、分析の対象となるコストデータが契約金額の総額となっていたりして、計算価格と製造原価の比較や分析を行うことができるシステムとなっておらず、また、同年4月から入力を開始した多くのコストデータが、これまでの原価監査等により取得した契約単位となっていて、コスト管理機能において求められるコストデータの分析に適したデータベースになっていなかった。

(2) 製造原価の取得状況

前記のとおり、防衛省は、25年に通達を発して、積極的に原価調査を行い、原価に係るデータベースの整備等に努めることとしており、貴庁は、製造原価を取得する機会を増加させるために積極的に原価調査を行うとしている。そこで、原価調査の実施状況を確認したところ、前記のとおり、コスト管理機能については、民間企業との調整や分析手法の検討が十分に行われていなかったことから、貴庁は、原価調査に係る庁内の担当部署に対して原価調査を積極的に行うよう指示をしていなかった。そのため、25年度以降の原価調査の実施実績は、25、26両年度はいずれも0件、27年度以降も年平均7件(27年度5件、28年度14件、29年度2件)にとどまっており、CDBシステムへの入力の対象にすることとしている製造原価を取得する機会が十分に確保されていなかった。

(改善を必要とする事態)

CDBシステムのコスト管理機能について、入力したコストデータの比較や分析を行うことができるシステムとなっていなかったり、入力したコストデータの多くが分析に適するとされるWBSのレベル1より更に細分化したものとなっておらず、コスト管理機能において求められるコストデータの分析に適したデータベースになっていなかったり、原価調査の実

施実績が低調で、製造原価を取得する機会が十分に確保されていなかったりして、入力したコストデータの比較や分析を行って見積資料等の妥当性の検証等を行うことによりその有用性の検証等を行うというコスト管理機能の整備目的が十分に達成されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、次のことなどによると認められる。

- ア コスト管理機能におけるコストデータの分析に適した製造原価の取得方法に係る民間企業との調整やコストデータの分析手法に係る具体的な検討を十分に行った上で、要件定義書の作成やシステム設計を行うことの重要性に対する認識が欠けていたため、組織として問題を共有して対応を検討できる体制となっておらず、上記の調整や検討を十分に行っていないこと
- イ 上記の調整や検討を十分に行っていないため、契約相手方に対してシステム設計についてコスト管理機能の目的に沿った的確な指示をしたり、原価調査に係る庁内の担当部署に対して原価調査を積極的に行うよう指示をしたりしていないこと

3 本院が表示する意見

前記のとおり、26年度中期防において、より適正な取得価格を独自に積算できるよう、過去の契約実績のデータベース化等を行うこととされたことなどを踏まえて、貴庁は、2億3373万余円の経費を投じてCDBシステムを整備するなどしている。そして、CDBシステムのコスト管理機能については、原価調査により製造原価の取得の機会を確保してコストデータを入力し、入力したコストデータの比較や分析を行って見積資料等の妥当性の検証等を行うことによりその有用性の検証等を行った上で、今後、次期システムの要件定義書の作成を行うなどして、34年度から本格的な運用を目指すとしている。

しかし、CDBシステムのコスト管理機能について、入力したコストデータの比較や分析が行えない状態が続けば、CDBシステムの有用性の検証等が十分に行えず、34年度からの本格的な運用は困難になると考えられる。

については、貴庁において、CDBシステムのコスト管理機能について、その整備目的が十分に達成されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 製造原価の取得方法やコストデータの分析手法について、組織として問題を共有して対応を検討できる体制を整備した上で、コストデータの分析に適した製造原価を取得するための方策について民間企業等と調整して、コストデータの具体的な分析手法を十分に検討すること
- イ アを踏まえて、入力したコストデータの比較や分析を行って見積資料等の妥当性の検証等を行うことによりCDBシステムの有用性の検証等が可能となるシステムの在り方について検討し、CDBシステムの仕様の見直しについても検討すること、また、製造原価の取得の機会を十分に確保するために、原価調査を積極的に行う体制を整備すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) まとめ買いにより長期間保管する器材について、保管期間中の維持管理の在り方について経済性を考慮した検討を十分に行ったり、仕様書等と適合した適切な調達要求を行ったり、予定価格の算定における見積資料の内容を十分に確認したりして、調達が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 〔平成 27 年度国庫債務負担行為 (組織)防衛本省 (事項)武器購入〕
部 局 等	陸上幕僚監部(調達要求部局)、防衛装備庁(契約部局)
契 約 名	生物剤検知・識別装置売買契約 2 件
契 約 の 概 要	NBC 偵察車の搭載品として大気中の生物剤の有無を検知等するための器材である生物剤検知・識別装置を調達するもの
契 約 の 相 手 方	丸紅エアロスペース株式会社
契 約	平成 27 年 10 月 一般競争契約
上記の契約に係る調達数及び契約額	8 式 16 億 9662 万余円(平成 27 年度)
上記のうち仕様書等に記載されていない維持管理に係る費用が含まれていた調達数及び契約額	7 式 4 億 1987 万円

1 まとめ買いによる防衛装備品の調達等の概要

(1) まとめ買いによる防衛装備品の調達の概要

防衛省は、「中期防衛力整備計画(平成 26 年度～平成 30 年度)」(平成 25 年国家安全保障会議及び閣議決定)の方針に沿い、複数年度分の防衛装備品や部品を特定の年度にまとめて予算化して契約すること(以下「まとめ買い」という。)により、防衛装備品の調達における効率化を図っている。

防衛省は、自衛隊の任務遂行に必要な防衛装備品で主要なものの調達を防衛装備庁(以下「装備庁」という。)によって一元的に実施することとしており、調達に当たっては、陸上、海上、航空各自衛隊等の調達要求元は、装備庁に調達要求を行い、装備庁はこれを受けて防衛装備品の調達を行っている。そして、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令の制定に伴う方針等及び同訓令の運用について(通達)」(昭和 49 年防装調第 907 号)によれば、調達要求元が装備庁に調達要求を行う場合には、調達要求に係る装備品の仕様、予算等に関して、事前に装備庁と十分な調整を行った上で調達要求するよう努めるものとされており、特に仕様書等については、その作成段階から相互に意見交換を行うよう努めるものとされている。

(2) 生検装置の調達概要

陸上自衛隊は、放射性物質、生物剤、有毒化学剤等によって汚染された地域での原因物質の検知・識別を目的としたNBC偵察車を運用している。NBC偵察車には大気中の生物剤の有無を検知等するための器材である生物剤検知・識別装置(以下「生検装置」という。)が搭載されており、装備庁が、陸上自衛隊からの調達要求に基づき外国製造会社から商社等を通じた輸入により調達(以下、このような調達を「一般輸入調達」という。)している。そして、生検装置は、調達された後にNBC偵察車の製造会社に官給されて、NBC偵察車1両に1式ずつ搭載されている。

陸上自衛隊は、平成28年度以降の生検装置の調達に当たり、他国における生検装置の調達の終了に伴い、価格の上昇が見込まれるという情報を得たとして、調達費用の低減を図るために11式をまとめ買いにより調達することとし、27年8月及び同年10月に装備庁に調達要求を行った。これを受けて装備庁は、同年10月に2か年度から5か年度までの国庫債務負担行為により生検装置11式に係る売買契約4件(契約金額計21億1515万5千円。以下「売買契約4件」という。)を丸紅エアロスペース株式会社(以下「会社」という。)と締結した。

(3) 生検装置の整備概要

生検装置を含む陸上自衛隊の器材は、「陸上自衛隊整備規則」(昭和52年陸上自衛隊達第71-4号)等によれば、常に良好な状態に維持し、故障を未然に防止するために、部隊等において定期的に又は使用の都度、点検等を行うこととされており、器材が故障した場合に、その内容に応じて補給処等において修理を実施することとされている(以下、これらの点検、修理等を「整備」という。)。そして、補給処の整備能力を超える整備が必要である場合には、当該整備の実施を外注すること(以下「外注整備」という。)ができることとなっている。

(4) 一般輸入調達における予定価格の算定

一般輸入調達における予定価格は、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和37年防衛庁訓令第35号)によれば、調達要求元から送付された調達要求書、仕様書等に基づいて計算した計算価格を基準として算定することとされている。そして、計算価格の計算項目は、品代、輸入手数料、販売直接費等とされており、計算価格は、商社等を通じて提出された外国製造会社等が発行した品代に係る見積資料等を基に算定することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、まとめ買いにより調達することとした長期間保管する器材の保管期間中の維持管理についての検討は適切に行われているか、調達における仕様書等に基づく予定価格の算定は適切に行われているかなどに着眼して、売買契約4件を対象として、陸上幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部、装備庁及び会社において契約関係書類、外国製造会社等の見積資料等を確認するとともに、陸上幕僚監部において生検装置の維持管理の検討状況について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 陸上自衛隊による調達要求について

ア NBC 偵察車の調達数量は年1両が予定されており、まとめ買いした生検装置11式のうち最後の1式が搭載される11両目のNBC偵察車の製造は38年度頃となる。その一方で、生検装置の納期は最も遅いもので31年10月となっている。このため、陸上自衛隊は、NBC偵察車の製造に合わせて生検装置を官給するように、生検装置11式のうち7式については、納入からNBC偵察車の製造会社へ官給するまでの間、陸上自衛隊関東補給処において保管することとしていた。

陸上自衛隊は、上記生検装置7式の調達に当たって、保管期間中においてもこれらの品質を確保するための維持管理を売買契約に含めることができないか会社と協議していた。会社は、陸上自衛隊との協議を踏まえて、生検装置7式について、売買契約の契約条項に付されることとなる^{かし}瑕疵担保期間(納入日から2年間)の終了からNBC偵察車の製造会社へ官給するまでの保管期間(最長で33年度から38年度までの6年間)において、外国製造会社等が年2回の点検を行い、不具合があった場合は修理する(以下、これらを「点検修理」という。)こととする提案を26年7月に陸上自衛隊に対して行っていた。

陸上自衛隊は、この提案を基に図のとおり調達計画を定めて平成27年度予算に係る予算要求を行い、27年7月に点検修理に係る費用等(以下「点検修理費」という。)を含む金額で予算の示達を受けて、同年8月及び10月に装備庁に対して調達要求を行っていた。

しかし、上記の点検修理には、従来、陸上自衛隊が自ら実施している整備と同じ内容のものが含まれており、これについては外注整備とする必要はなかった。そして、陸上自衛隊が自ら実施できない整備についても、将来の保管期間中の故障発生の可能性を合理的に予見できないこと、また、点検修理の実施予定時期は国庫債務負担行為の原則的な年限である5か年度を超えてしまうことから、不具合の発生都度、個別に修理契約を締結して外注整備を実施すべきものであった。

図 生検装置の調達計画の概要

納期	式	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
平成28年8月	1	納入	瑕疵担保期間									
29年10月	2	納入	瑕疵担保期間	官給								
30年10月	2	納入	瑕疵担保期間	官給	点検修理	官給						
31年10月	6	製造	外国製造会社において保管	納入	瑕疵担保期間		点検修理	官給				
							点検修理	官給				
							点検修理	官給				
							点検修理	官給				

イ 陸上自衛隊は、調達要求に当たり、点検修理を売買契約における瑕疵担保期間の延長として捉えて、従来の生検装置の契約においては2年間となっていた瑕疵担保期間を延長することができないか事前に装備庁に確認したところ、瑕疵が発生した場合の責任の所在を特定することが困難になるとの理由により断られていた。

しかし、陸上自衛隊は、仕様書等には特段の記載をしないまま、製品本体の保証として点検修理費を生検装置の品代に実質的に含める形での対応を会社に依頼しており、事前の調整における装備庁の見解を踏まえることなく、点検修理について記載されていない仕様書等による調達要求を行っていた。

ア及びイのように、陸上自衛隊は、生検装置の保管期間中の維持管理についての検討を十分に行わず、また、事前の調整における装備庁の見解を踏まえることなく、売買契約4件のうち納期が30年10月及び31年10月である2件(以下「売買契約2件」という。)の調達要求において、仕様書等には記載されていない点検修理に係る費用を実質的に含んだ調達要求を行っていた。

(2) 装備庁による予定価格の算定について

装備庁は、売買契約4件の予定価格の算定に当たり、会社から見積資料及びその根拠となる外国製造会社の見積資料の提出を受けており、見積資料における生検装置の品代を含む製品単価は、納期の早いものから順にそれぞれ1億3932万余円、1億4969万余円、1億7045万余円及び2億4091万余円となっていた。

そして、装備庁は、陸上自衛隊からの調達要求において送付された仕様書等には点検修理について記載されておらず、また、外国製造会社の見積資料にも点検修理の記載がなかったことなどから、売買契約4件の内容は点検修理を含まない生検装置本体の売買のみであるとの認識の下、見積資料に基づき売買契約2件(8式)の予定価格を計16億9921万余円と算定して契約を締結して、28年3月に前払金6億2129万余円を会社に支払っていた。

しかし、売買契約2件の見積資料における製品単価には生検装置7式の点検修理費が実質的に含まれており、同一仕様の製品であるにもかかわらず最大約1億円の単価差が生じていたのに、装備庁は、その内容について会社や陸上自衛隊に対して確認を十分に行っておらず、見積資料における製品単価には点検修理費が実質的に含まれていることを認識していなかった。

これらの結果、売買契約2件には、契約額に含めることが適切ではない点検修理費4億1987万円が実質的に含まれていた。

このように、陸上自衛隊において、生検装置のまとめ買いによる調達に当たり、納入後の保管期間中の維持管理について十分に検討することなく、自ら実施できる整備や将来必ずしも発生することが確実でない整備を外注整備により実施することとしていたり、事前の調整における装備庁の見解を踏まえることなく、仕様書等に記載されていない点検修理に係る費用を実質的に含んだ適切とは認められない調達要求を行っていたり、装備庁において、予定価格の算定において見積資料における製品単価には実質的に点検修理費が含まれており、大幅な開差が生じているのにその内容の確認を十分に行っていなかったりして、契約額が割高となっており、調達が適切に行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 陸上自衛隊において、調達要求に当たり、まとめ買いにより必要となる器材の保管期間中の維持管理について経済性を考慮した検討が十分でなかったこと
- イ 陸上自衛隊において、事前の調整における装備庁の見解も踏まえて仕様書等と適合した適切な調達要求を行うことの必要性に対する認識が欠けていたこと
- ウ 装備庁において、同一仕様の製品の単価差が大きいなど見積資料に疑義がある状況において、その内容についての確認が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、装備庁は、30年1月に割高となっていた契約額を減額する変更契約を会社と締結して、割高となっていた契約額に係る前払金を返還させていた。

そして、まとめ買いにより長期間保管する器材について、適切な調達が行われるよう、陸上自衛隊及び装備庁は次の処置を講じた。

- ア 陸上自衛隊は、同年8月に関係部署に対して通知を発して、まとめ買いにより調達する器材を長期間保管する際には、真に必要な場合のみ外注整備とするなど保管期間中の維持管理の在り方について経済性を考慮した検討を十分に行った上で、当該検討を踏まえた調達要求を行うよう周知徹底した。
- イ 装備庁は、同月に各自衛隊等の調達要求元に対して通知を発して、一般輸入調達における調達要求に当たっては、装備庁に対して事前に十分な調整を行うとともに、調達要求元が作成する仕様書等が要求事項を的確に反映したものとなるよう周知徹底し、陸上自衛隊は、同通知を踏まえて、仕様書等と適合した適切な調達要求を行うよう関係部署に対して周知徹底した。
- ウ 装備庁は、同月に積算担当者に対して事務連絡を発して、一般輸入調達における予定価格の算定に当たっては、見積資料の価格等に疑義がある場合は商社等や調達要求元に対して説明を求めるなど、見積資料の内容について十分確認することとした。

- (2) 製品として民生品と同一の交換用の無停電電源装置(UPS)を調達するに当たり、民生品であることを明示するよう技術指令書を改正するなどして、随意契約による製造請負契約により調達していた交換用のUPSを一般競争契約等による売買契約により調達するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	航空自衛隊補給本部
契 約 名	UPS UNIT等28件
契 約 の 概 要	性能の低下が見受けられた場合等に交換するためのUPSを調達するもの
契 約 の 相 手 方	6会社
契 約	平成25年9月～29年9月 随意契約
契 約 金 額	5億2641万余円(平成25年度～29年度)
上記のうち節減できた額	2891万円

1 無停電電源装置の概要等

(1) 無停電電源装置の概要

航空自衛隊は、航空機の運用等のために必要となる気象レーダー装置等の装備品を運用しており、当該装備品の中には、停電が発生した際にも電力を供給し続けるために、無停電電源装置(以下「UPS」という。)をその構成品としているものがある。UPSは時間の経過とともに劣化が進行することから、航空自衛隊は、性能の低下が見受けられた場合等にUPSを交換している。

(2) 技術指令書の概要

航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)は、新規の装備品等の運用を開始するに当たり、航空自衛隊技術指令書規則(昭和43年航空自衛隊達第26号)に基づき、装備品等の整備等を適正かつ効率的に実施するために必要な技術指令事項等を内容とする技術指令書を制定している。そして、技術指令書には、整備等に利用するため装備品等を構成する各部品の部品番号等が示されている。

技術指令書の制定に当たり、補給本部は、当該装備品等の製造会社等(以下「装備品製造会社」という。)に技術指令書草案(以下「草案」という。)の起草を依頼するとともに、その記述内容を調整している。また、技術指令書の改正に当たっては、補給本部等が草案を作成している。

(3) 交換用UPSの調達について

防衛省は、「民生品等の活用のためのガイドラインについて(通達)」(平成18年防管装第3278号)により、装備品等の調達価格の低減等を図るため、装備品等の調達プロセスにおける民生品(一般向けに販売等される製品であり、市場や特定ユーザーの要求に合わせ若干の修正を施したものも含むとされている。)等の活用の検討のための標準プロセスの導入を促進し、もって民生品等の適切な活用を促進することとしている。

航空自衛隊第3補給処(以下「第3補給処」という。)は、基地等から補給請求を受けるなどして、交換用UPSを調達している。そして、交換用UPSの調達に当たり、第3補給処は、技術指令書に示されている部品番号等を確認するなどして、交換用UPSが民生品である場合は売買契約により、契約相手方に製造させる製造請負品である場合は製造請負契約により、それぞれ調達している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、交換用UPSの調達は適切かつ経済的に実施されているかなどに着眼して、平成25年度から29年度までの間に第3補給処が締結した交換用UPS52品目計460台の調達に係る74契約(契約金額計5億8459万余円。交換用UPS以外の補用部品の調達を含む。以下同じ。)を対象として、航空幕僚監部、補給本部、第3補給処等において、契約書等の関係書類を確認したり、第3補給処に納入されるなどした交換用UPSを確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

交換用UPSの調達に当たり、第3補給処は、技術指令書に示されている部品番号等を確認した上で、民生品の部品番号等が示されていた30品目計208台については、一般競争契約等による売買契約(39契約、契約金額計4103万余円)により民生品を調達していた。一

方、残りの22品目計252台については、技術指令書に民生品の部品番号等ではなく装備品製造会社が付与した自社の部品番号等が示されていたことから、装備品製造会社に当該部品番号等を確認の上、製造請負品であると判断して、品目ごとに製造請負契約の希望者を公募したが、公募の結果、希望者がそれぞれの品目の装備品製造会社1者のみであったとして、随意契約による製造請負契約(35契約、契約金額計5億4355万余円)により調達していた。

しかし、上記の35契約により調達した交換用UPSを確認したところ、そのうち28契約(契約金額計5億2641万余円)により調達した20品目計189台は、装備品製造会社が民生品を調達して、必要な機能の確認をした後に、自社の部品番号等を記載した銘板を貼り付けるなどしたものであって、製品として民生品と同一のものであった。したがって、上記20品目計189台の交換用UPSは、一般競争契約等による売買契約により調達することが可能であったと認められた。

このように、交換用UPSの調達に当たり、製品として民生品と同一のものである場合は、一般競争契約等による売買契約により調達することが可能であるのに、製造請負品であると判断して、製造請負契約により調達していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた契約金額)

製品として民生品と同一のものであった前記20品目計189台の交換用UPSについて、製造請負契約による契約単価と該当する民生品の市場価格とを比較したところ、その全てにおいて契約単価が市場価格より高額となっており、これらを市場価格で調達したとして前記28契約の契約金額を修正計算すると計4億9749万余円となり、2891万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、補給本部において、技術指令書の制定に当たり、装備品製造会社と草案の記述内容について調整する際に、UPSが民生品と製造請負品のいずれであるかを確認することとしていなかったため、交換用UPSが製品として民生品と同一のものであるのに技術指令書に民生品の部品番号等を示していなかったり、第3補給処に対して売買契約による調達が可能であるか確認させることの検討が十分でなかったりしたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、補給本部は、30年8月に、今後調達する交換用UPSが製品として民生品と同一のものとなる場合は、一般競争契約等による売買契約により調達するよう、次のような処置を講じた。

ア 前記20品目のうち、装備品の運用を終了したことなどにより今後調達されない2品目を除く18品目の交換用UPSについて、民生品であることを明示するなど技術指令書を改正した。

イ 第3補給処に対して、交換用UPSの調達に先立ち、売買契約による調達が可能であることを確認させ、補給本部に対してその情報を提供させることなどとし、補給本部において技術指令書の改正を行うことなどとした。そして、これらについて周知した。

ウ UPSを構成品とする装備品の技術指令書の制定に当たり、製品として民生品と同一のUPSを使用し、かつ、売買契約による調達が可能である場合、民生品であることを草案に明示するよう装備品製造会社と調整することについて周知した。

- (3) 防衛施設周辺地域における騒音障害の防止等のために取得し、国有地として保有している周辺財産について、無断使用等の状況を定期的に把握して改善に向けた指示を行う仕組みを整備したり、公募の上で有償による使用許可を与えることにより有効活用及び維持管理費の縮減を図ることを検討したり、必要に応じて行政財産の用途廃止を検討したりすることにより、適切に管理するよう改善させたもの

会計名	一般会計	
部局等	内部部局	
国有財産の分類	(分類)行政財産 (種類)公用財産 (区分)土地	
周辺財産の概要	防衛施設の運用により生ずる騒音障害の防止等のために、施設周辺に所在する土地を買い入れ、その後、緩衝緑地帯として整備して行政財産として管理しているもの	
検査の対象とした周辺財産の面積及び国有財産台帳価格(1)	45,645,614㎡	1680 億 3202 万余円(平成 29 年度末現在)
(1)のうち無断使用に係る面積及び国有財産台帳価格(2)	48,256㎡	15 億 7648 万円
(1)のうち有効活用及び維持管理費の縮減を図ることについて十分な検討をしていなかった面積及び国有財産台帳価格(3)	41,250,585㎡	1338 億 8264 万円(背景金額)
(3)のうち指定区域の見直しにより第二種区域に該当しないこととなった周辺財産について行政財産の用途廃止の検討等をしていなかった面積及び国有財産台帳価格	1,039,737㎡	47 億 4760 万円(背景金額)

1 周辺財産の概要

(1) 防衛施設周辺地域の概要

防衛省は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和 49 年法律第 101 号)等に基づき、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設周辺の区域(以下「防衛施設周辺地域」という。)を第一種区域と、第一種区域のうち特に著しいと認めて指定する区域を第二種区域と、第二種区域のうち騒音障害が新たに発生することを防止し、併せてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて指定する区域を第三種区域(以下、第一種区域、第二種区域又は第三種区域を「指定区域」という。)とそれぞれ定めて、生活環境等の整備に必要な措置を講ずるなどしている。

そして、防衛省は、騒音障害の防止等のために、毎年度の予算の範囲内で、第三種区域に所在する土地の買入れ及び第二種区域内に所在する建物等の移転補償を行うとともに、第二種区域(第三種区域を含む。以下同じ。)において建物等が撤去され更地となった土地についても買入れを行い、これらの買入れた土地(以下「周辺財産」という。)を緑地帯その他の緩衝地帯(以下「緩衝緑地帯」という。)として整備することとしている。また、飛行場に配備される航空機の機種変更等により、指定区域の変更が必要と想定されるなどの場合には、騒音測定を実施して、指定区域の見直しを実施している。

(2) 周辺財産の管理

国有財産法(昭和23年法律第73号)によれば、国有財産は、国の行政目的に直接供される行政財産とそれ以外の普通財産に分類され、各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理することとされている。そして、行政財産の用途を廃止した場合(以下「用途廃止」という。)等においては、各省各庁の長は、財務大臣に引き継ぐこととされている。

周辺財産は行政財産として管理されており、防衛省は、周辺財産について、適切な管理を行うため、内部部局が地方防衛局及び地方防衛支局(以下「地方防衛局等」という。)に対して指示をすることとしている。そして、地方防衛局等は、周辺財産の適切な管理を行うため、毎年度、除草等の緑地管理、定期的な巡回、関係者以外の立入りを禁止するための柵、看板等の設置の費用(以下、これらの費用を「維持管理費」という。)を支出しており、^(注1)11防衛局等における外注による維持管理費に係る支出額は、平成24年度から28年度までの5か年度で計37億7741万余円となっている。

(注1) 11防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局、帯広、東海、熊本各防衛支局

(3) 行政財産の有効活用について

国有財産法によれば、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる(以下、この許可を「使用許可」という。)こととされており、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号。以下「通達」という。)によれば、駐車場として使用させる場合等が示されている。また、使用許可を与える相手方は、公募になじまないと判断される場合を除き、公募により選定するものとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、周辺財産は、適切に管理されているか、国有財産法等に基づき有効活用及び維持管理費の縮減が図られているかなどに着眼して、29年度末において地方防衛局等が管理する周辺財産面積計45,645,614㎡(国有財産台帳価格計1680億3202万余円。表参照)を対象として、内部部局、11防衛局等において、国有財産台帳等の関係書類を検査するとともに、周辺財産の現況を確認するなどして会計実地検査を行った。

表 地方防衛局等が管理する周辺財産の面積等(平成29年度末現在)

地方防衛局等	筆数	面積(m ²)	国有財産台帳価格
北海道防衛局	1,912	1,265,314.9	99億6811万余円
帯広防衛支局	1,128	23,897,542.9	3億5591万余円
東北防衛局	5,396	10,211,364.1	377億9647万余円
北関東防衛局	2,227	1,883,917.6	411億8071万余円
南関東防衛局	1,871	1,069,063.9	281億1251万余円
近畿中部防衛局	2,485	957,301.2	147億5891万余円
東海防衛支局	328	171,328.1	46億0906万余円
中国四国防衛局	2,473	706,159.2	88億7711万余円
九州防衛局	3,430	2,777,936.0	125億4731万余円
熊本防衛支局	2,720	2,612,106.5	59億4683万余円
沖縄防衛局	296	93,579.7	38億7903万余円
計	24,266	45,645,614.5	1680億3202万余円

(注) 面積欄の数値は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を集計しても計の数値と一致しない。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 周辺財産が近隣住民等により無断使用されていた事態

(注2)
29年度末において2防衛局が管理する周辺財産計218筆、面積計48,256m²(国有財産台帳価格計15億7648万余円)が、地方防衛局長の使用許可を受けることなく近隣住民等により無断で駐車場、家庭菜園等として使用されていた(以下「無断使用」という。)。これに対して、2防衛局は、無断使用している者(以下「無断使用者」という。)が特定されている一部の周辺財産については、無断使用の解消の交渉等の取組を行っていたが、無断使用者が特定されていないなどの周辺財産について、無断使用の解消に向けた有効な取組を行っていなかった。そして、内部部局は、周辺財産について、地方防衛局等に対して適切な管理を行うための指示をする立場にあり、上記の事態について、適切に把握する必要があるのに、無断使用及び地方防衛局等によるその解消に向けた取組の状況について、定期的に把握する仕組みを設けていなかったため、上記の事態を十分に把握しておらず、2防衛局に対して周辺財産の無断使用の解消に向けた指示をしていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北関東防衛局が横田基地の周辺地域において管理している周辺財産計824筆、面積計646,336m²(国有財産台帳価格計298億4370万余円)のうち計138筆、面積計28,853m²(同計14億7393万余円)が昭和45年頃から順次近隣住民等に駐車場、家庭菜園等として無断使用されている状況となっていた。

こうした状況に対して、同局は、無断使用されている周辺財産の区画内に、当該土地が国有地であり許可なく使用することを禁止する旨の看板を設置するなどしたり、無断使用者が特定されている場合は、戸別訪問をしたりするなどして無断使用の解消に努めてきたが、無断使用

者が特定されていない場合は、無断使用の解消に向けた有効な取組を行っておらず、十分な解消には至っていなかった。

しかし、内部部局は上記の事態を十分に把握しておらず、解消に向けた指示をしていなかった。

なお、同局に対する会計実地検査の結果を踏まえるなどして、無断で駐車場として使用され、その使用者が特定されていなかった周辺財産について、同局が駐車されている車両のナンバープレート等の情報を基に関係機関に登録情報の提供を依頼することにより、無断使用者を特定して協議した結果、平成30年3月末までに計7筆、面積計3,083㎡(同計1億4,711万余円)の無断使用が解消された。

(注2) 2防衛局 北海道、北関東両防衛局

(2) 周辺財産の有効活用及び維持管理費の縮減を図ることについて十分に検討をしていなかった事態

地方防衛局等は、「周辺財産を無償で使用させる場合等の取扱いについて」(平成25年防衛施設第11593号)に基づき、防衛施設の運用に支障が生ずるおそれがないことなどを確認した上で、地方公共団体等に対して周辺財産の使用許可を与えており、これらの周辺財産を除いた29年度末において11防衛局等が直接管理する周辺財産の面積は、計41,250,585㎡(国有財産台帳価格計1338億8,264万余円。(1)の無断使用されている周辺財産を含む。)となっていた。これらの周辺財産の中には、市街地又は幹線道路沿いに所在していて、その立地等を考慮すれば、民間等において駐車場等としての需要があると思料されるものなども見受けられた。そして、これらについては、公募の上で有償による使用許可を与えることにより、維持管理費の縮減が図れるとともに、防衛施設周辺地域の活性化にも寄与することができると思料される。

しかし、内部部局は、当該周辺財産について、駐車場等として使用しても緩衝緑地帯としての目的を妨げず、通達に基づき、公募の上で有償による使用許可を与えることが可能であるものがあると思料されるのに、11防衛局等に対してこれを周知して、検討するよう指示していなかったため、11防衛局等は、その検討をしていなかった。

(3) 指定区域の見直しにより、第二種区域に該当しないこととなった周辺財産について、行政財産の用途廃止の検討等をしていなかった事態

防衛省は、前記のとおり、防衛施設周辺地域における騒音障害の測定結果に基づいて指定区域の見直しを行っており、見直し後に第二種区域に該当せず、第一種区域等に該当することとなった周辺財産が、(2)の周辺財産41,250,585㎡のうち、7防衛局等の計1,263筆、面積計1,039,737㎡(国有財産台帳価格計47億4,760万余円)見受けられた。

周辺財産は、前記のように、騒音障害の防止等のために、第二種区域に所在する土地を防衛省が買い入れて、緩衝緑地帯として整備している土地であり、第二種区域に該当しないこととなった周辺財産については、必ずしも地方防衛局等において、行政財産として管理し続ける必要性はないと認められる。

しかし、内部部局は、当該周辺財産について、その立地条件等を考慮して、国有財産法に基づき、財務省との協議を経た上で、必要に応じて行政財産の用途廃止の手続を行って普通財産として同省に引き継ぐことなどについて検討するよう、7防衛局等に対して指示していなかったことから、7防衛局等は、その検討をしていなかった。

(注3) 7 防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、九州各防衛局、熊本防衛支局

このように、内部部局において、周辺財産が近隣住民等により無断使用されていたのに、状況を把握しておらず、2 防衛局に対して無断使用の解消に向けた指示をしていなかったり、公募の上で有償による使用許可を与えることにより有効活用及び維持管理費の縮減を図ることについて、11 防衛局等に対して検討するよう指示していなかったり、指定区域の見直しにより第二種区域に該当しないこととなった周辺財産について、財務省と協議の上で、必要に応じて行政財産の用途廃止の手続を行って普通財産として同省に引き継ぐことなどについて、7 防衛局等に対して検討するよう指示していなかったりして、行政財産が適切に管理されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、内部部局において、次のようなことなどによると認められた。

- ア 地方防衛局等が管理する周辺財産が近隣住民等により無断使用されていた状況及びその解消に向けた取組の状況について定期的に把握して、事態の改善に向けた指示をすることについての理解が十分でなかったこと
- イ 地方防衛局等に対して、通達に基づき、周辺財産を公募の上で有償による使用許可を与えることにより有効活用及び維持管理費の縮減を図ることが可能であることについて周知し、検討するよう指示することについての理解が十分でなかったこと
- ウ 地方防衛局等に対して、指定区域の見直しにより、第二種区域に該当しないこととなった周辺財産について、その立地条件等を考慮して、国有財産法に基づき、財務省と協議の上で、必要に応じて行政財産の用途廃止の手続を行って普通財産として同省に引き継ぐことなどを検討するよう指示することについての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省では、30年8月に、内部部局から地方防衛局等に対して通知を発し、周辺財産を適切に管理するよう、次のような処置を講じた。

- ア 周辺財産の無断使用及び地方防衛局等によるその解消に向けた取組の状況について把握を行うための報告書の様式を定めて地方防衛局等から定期的に報告を受けるなどして、地方防衛局等に対して無断使用の改善に向けた指示を行う仕組みを整備した。また、無断で駐車場として使用され、その使用者が特定されていなかった周辺財産について、駐車されている車両のナンバープレート等の情報を基に関係機関に登録情報の提供を依頼することにより、無断使用者を特定して協議した結果、無断使用が解消された事例等、他の地方防衛局等においても参考となる実効性のある具体的な取組の例を周知した。
- イ 通達に基づき、周辺財産を公募の上で有償による使用許可を与えることにより有効活用及び維持管理費の縮減を図ることが可能であることについて周知するとともに、所要の手続を進めるよう指示した。
- ウ 指定区域の見直しにより、第二種区域に該当しないこととなった周辺財産について、その立地条件等を考慮の上、国有財産法に基づき、財務省との協議を経た上で、必要に応じて行政財産の用途廃止の手続を行って普通財産として同省に引き継ぐことなどについて検討するよう指示した。

- (4) 重要物品であるのに物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった航空機、艦船等に搭載する物品について、明確な計上基準を制定し、その内容を周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの

会計名	一般会計		
部局等	防衛装備庁、陸上幕僚監部、海上幕僚監部		
物品の分類	(分類)防衛用品		
各自衛隊が保有する取得価格が300万円以上の搭載用物品の数量及び価格	135品目	40,682個	1兆3571億6244万余円(平成28年度末)
上記のうち物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった搭載用物品の数量及び価格	43品目	3,505個	616億1374万円

1 航空機、艦船等に搭載する物品の物品増減及び現在額報告書への計上の概要

(1) 航空機、艦船等に搭載する物品の概要

陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)は、任務に対応して各種の航空機、艦船等(以下「航空機等」という。)を運用しており、不具合発生時に交換するための予備品等として、航空機等に搭載する物品(以下「搭載用物品」という。)を多数保有している。搭載用物品は、航空機等に搭載されるまでの間及び取り外して保管等されている間は、単独の物品として航空機等とは別に管理されている。

(2) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和31年法律第113号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長がその所管に属する物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。

また、物品管理官又は物品管理官の事務の一部を分掌する分任物品管理官は、物品管理簿を備えて、物品の増減等の異動数量、現在高等を記録することとされており、財務大臣が指定する機械、器具等(以下「重要物品」という。)については、その取得価格も物品管理簿に記録しなければならないこととされている。

そして、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下、各省各庁の長が作成する物品増減及び現在額報告書を「物品報告書」という。)を作成し、財務大臣に送付しなければならないこととされており、物品報告書に基づいて財務大臣が作成した物品増減及び現在額総計算書により、物品の現在額等は、内閣から国会に報告されている。

(注1) 財務大臣が指定する機械、器具等 取得価格(取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格。以下同じ。)が50万円以上の機械、器具等。ただし、防衛省所管防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具(普通自動車及び小型自動車を除く。)については、当分の間、取得価格が300万円以上の機械及び器具

(3) 防衛省における物品報告書の作成等

防衛省における物品報告書の作成等については、陸上自衛隊補給統制本部及び海上自衛隊、航空自衛隊補給本部(以下、これらを合わせて「補給本部等」という。)の長が、分任物品管理官である各自衛隊の航空隊司令等にあらかじめ重要物品として計上すべき物品について示した上で、航空隊司令等から重要物品に関する資料の送付を受け、物品増減及び現在額報告書の案(以下「報告書案」という。)を作成し、物品管理官である陸上、海上、航空各幕僚長(以下「各幕僚長」という。)に報告している。上記の報告を受けた各幕僚長は、物品増減及び現在額報告書(以下、各幕僚長が作成する物品増減及び現在額報告書を「管理官報告書」という。)を作成し、防衛大臣に報告している。そして、防衛大臣からの委任に基づき、防衛装備庁長官(平成27年9月30日以前は防衛省経理装備局長)が物品報告書の財務大臣への提出に関する事務を行っている。

(4) 重要物品の管理官報告書への計上基準等

重要物品の管理官報告書への計上については、昭和54年度決算検査報告において、航空自衛隊における管理官報告書の記載内容が適切でなかった事態について、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記している。そして、上記改善の処置として、防衛庁(19年1月9日以降は防衛省)内部部局は、昭和55年8月に各幕僚長に対して「物品増減及び現在額報告について(通知)」(以下「55年通知」という。)を発して、管理官報告書に計上すべき物品についての判断基準を示している。

55年通知によれば、組込用、予備用又は修理用として別途管理する物品で、単体として機械又は器具と社会通念上認識できるものは計上することとされており、計上する搭載用物品の具体例として、エンジン、プロペラ等が示されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、各自衛隊が管理する取得価格が300万円以上の搭載用物品が重要物品として物品報告書に計上されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、平成28年度末において各自衛隊が保有する取得価格が300万円以上の搭載用物品135品目計40,682個(物品管理簿価格計1兆3571億6244万余円)を対象として、防衛装備庁、陸上、海上、航空各幕僚監部、補給本部等、海上自衛隊航空補給処及び7航空基地^(注2)等において、物品報告書、管理官報告書、物品管理簿等の関係書類等を確認するとともに、補給本部等に対して、搭載用物品の報告書案の作成に係る調書の作成を依頼し、提出を受けた調書の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 7航空基地等 海上自衛隊鹿屋、厚木、館山、大村、舞鶴各航空基地、同呉、舞鶴両地方総監部

(検査の結果)

各自衛隊においては、55年通知の発出以降、新たな航空機等の導入に伴い搭載用物品が多種多様なものとなったり、搭載用物品がそれぞれ接続されるなどしてシステム化されたりなどしている。

このような状況の中で、航空自衛隊においては55年通知を受けた後、航空自衛隊補給本

部の長が管理官報告書に計上すべき物品についての判断基準として、物品を機能及び用途等により分類した分類区分表の中から計上すべき物品の分類番号を分任物品管理官に示している、分類番号により管理官報告書に計上すべき物品であるか否かの判断を行っていたため、搭載用物品の取扱いは統一されていた。

一方、陸上、海上両自衛隊においては、55年通知に管理官報告書に計上することとして例示されていない搭載用物品について、陸上自衛隊補給統制本部は単に例示されている搭載用物品と類似であると思われるものを、海上自衛隊補給本部はその搭載用物品の取扱説明書等で主たる物品とされているものを、それぞれその都度個別に判断するなどして管理官報告書に計上していて、搭載用物品の取扱いについて必ずしも統一的な判断を行っていなかった。

このため、陸上自衛隊補給統制本部の火器管制システム等32品目計1,653個(物品管理簿価格計233億6333万余円)及び海上自衛隊補給本部のソーナー等21品目計1,811個(物品管理簿価格計379億8861万余円)について、物品管理簿には単独の物品として記録されており、航空機等や他の物品とは分けて整備されるなど単体として機械又は器具であると認められるにもかかわらず、55年通知の趣旨に沿った適切な判断が行われず、陸上、海上両幕僚長が報告した28年度の管理官報告書に当該搭載用物品の数量及び価格が計上されていなかった。

また、55年通知において、プロペラは管理官報告書に計上することが具体例として明確に示されているにもかかわらず、陸上自衛隊補給統制本部が新たな航空機の導入に伴い予備用等として別途管理している一部の機種 of 航空機用プロペラ36個(物品管理簿価格計2億2559万余円)及び海上自衛隊補給本部の一部の艦種の艦船用プロペラ5個(物品管理簿価格計3620万円)について、物品管理簿には単独の物品として記録されており、取得価格が300万円以上であるのに従来 of 機種と同様に300万円未満であると誤認していたり、プロペラとして組み立てられた状態となっているのに計上すべきプロペラではないと誤認していたりして、陸上、海上両幕僚長が報告した28年度の管理官報告書に当該搭載用物品に係る数量及び価格が計上されていなかった。

これらのことから、防衛装備庁が提出した28年度の物品報告書に、陸上、海上両自衛隊計43品目計3,505個(物品管理簿価格計616億1374万余円)が計上されていなかった(表参照)。

表 物品報告書に計上されていなかった搭載用物品

(単位：個、千円)

第3章
第1節
第12
防衛省

搭載用物品(品目名)	陸上自衛隊		海上自衛隊	
	数量	価格	数量	価格
単体として機械又は器具であると認められるにもかかわらず、55年通知の趣旨に沿った適切な判断が行われず管理官報告書に計上されていなかったもの				
補助動力装置	55	2,024,691	204	19,165,778
姿勢方位基準・指示装置	324	3,468,041	69	1,541,442
ソーナー	—	—	23	4,199,685
発電機	399	3,069,542	215	859,150
自動操縦システム	149	2,255,469	124	1,118,848
火器管制システム	2	3,357,209	—	—
飛行諸元記録装置	28	163,034	194	2,841,658
油圧ポンプ	68	337,543	361	1,841,449
マルチファンクションディスプレイ	118	1,111,073	76	661,468
搭載用燃料タンク	160	1,542,047	—	—
搭載用機関銃	—	—	251	1,085,718
ミサイル警報装置	11	146,716	70	812,577
電波探知妨害装置	—	—	1	959,294
電源装置	33	928,034	—	—
磁気探知機	—	—	21	920,577
艦船用プロペラ軸	—	—	37	914,954
航空機搭載用銃架	38	724,613	49	147,000
対気諸元計算装置	75	829,763	10	38,083
ヘッドアップディスプレイ	33	852,105	—	—
補助動力装置用スタータ	44	720,029	3	24,936
セントラルコンピュータ	—	—	36	425,250
慣性航法装置	13	386,666	1	11,275
TACAN装置	—	—	50	304,910
衛星航法装置	10	284,249	—	—
ミサイルランチャー	9	215,754	—	—
ミサイル制御装置	5	185,642	—	—
味方識別機	6	127,740	—	—
レーダー警戒装置	2	122,200	—	—
データリンク装置	10	109,095	—	—
気象レーダー構成部品	—	—	15	107,258
ポンプ・ラック	8	78,670	—	—
衛星通信装置	19	72,760	—	—
飛行管理入出力装置	9	57,023	—	—
UHF・VHF送受信機	7	45,535	—	—
チャフフレア発出装置	6	42,203	—	—
機内通話装置	4	31,844	—	—
飛行管理装置	4	31,627	—	—
IFF空中線	2	21,240	—	—
機上通信統合装置	1	18,060	—	—
航空機用味方識別装置	—	—	1	7,300
ATCトランスポンダ	1	3,112	—	—
小計	1,653	23,363,338	1,811	37,988,614
55年通知において、管理官報告書に計上することが具体例として明確に示されているにもかかわらず計上されていなかったもの				
航空機用プロペラ	36	225,594	—	—
艦船用プロペラ	—	—	5	36,200
小計	36	225,594	5	36,200
計	品目数：43品目(陸上自衛隊33品目、海上自衛隊22品目) 数量：3,505 価格：61,613,747			

(注) 価格は千円未満を切り捨てて表記しているため、合計しても小計及び計とは一致しない。

このように、搭載用物品について、55年通知において管理官報告書に計上することとして例示されていないものの55年通知の趣旨に沿った適切な判断が行われず計上されていなかったり、計上することが具体例として明確に示されているにもかかわらず計上されていなかったりして、物品報告書が適正なものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、55年通知の発出以降、新たな航空機等が導入され搭載用物品が多種多様なものとなったり、搭載用物品がそれぞれ接続されるなどしてシステム化されたりなどして、55年通知のような搭載用物品の名称の例示だけでは管理官報告書への計上について判断することが難しい場合も生じているのに、防衛装備庁において55年通知の内容を適時適切に見直す必要性についての認識が欠けていたこと、また、陸上、海上両自衛隊において搭載用物品を管理官報告書へ適切に計上することについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛装備庁は、作成する物品報告書が重要物品の現況を反映した適正なものとなるよう、陸上、海上両自衛隊に対して、物品報告書に計上されていなかった重要物品である搭載用物品を29年度の管理官報告書に計上させて、物品報告書を作成した。そして、30年8月に、重要物品である搭載用物品が適切かつ確実に管理官報告書に計上されるよう品目の特性によって細分化された分類区分による明確な計上基準を制定し、今後は当該計上基準を適時適切に見直すこととした上で、陸上、海上両自衛隊を含めた関係機関に対して通知を発して、その内容を周知徹底するなどの処置を講じた。

- (5) 特別技術検査における装備品の部品等ごとの交換等の要否判定を適切に行うために、実施に当たっての留意点を明確に示したり、判定が適切に行われているか確認するなどの態勢を整備したりするとともに、部品取り及び検査分類を効率的に行うために、交換等の要否判定の結果を装備品の用途廃止後の部品採取に活用する態勢を整備することなどにより、部品採取が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名	一般会計
部局等	陸上幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部
物品の分類	(分類)防衛用品
特別技術検査の概要	陸上幕僚監部による用途廃止の決定に当たって、補給処が戦車等について部品等ごとに交換等の要否を判定するなどして修理費を算定するもの
部品採取の概要	部隊等からの請求に即応する補給支援を実施するなどのために、用途廃止された戦車等から使用可能な部品等を採取して補給部品等とするもの

<p>特別技術検査における交換等の要否判定が適切に行われておらず、使用可能な部品等の採取に資するものとなっていないかつた部品等の品目数、個数及び標準価格合計額</p>	<p>31 品目 68 個 3 億 2697 万円(平成 28、29 両年度)</p>
<p>特別技術検査における交換等の要否判定の結果が用途廃止後の部品採取に活用されず、部品取り及び検査分類が効率的に実施されていなかった部品等の品目数、個数及び標準価格合計額</p>	<p>119 品目 6,117 個 119 億 8215 万円(背景金額)(平成 28、29 両年度)</p>

1 戦車等の用途廃止等及び用途廃止に伴う部品採取の概要

(1) 戦車等の用途廃止及び特別技術検査の概要

陸上自衛隊は、「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成 25 年国家安全保障会議及び閣議決定)において戦車及び火砲の配備規模を減勢することとされており、「戦車等の用途廃止(区分換又は不用決定)の要領について(通達)」(平成 27 年陸幕武化第 17 号電。以下「用途廃止要領」という。)に基づき、74 式戦車や 155mm りゅう弾砲 FH70(以下、これらを合わせて「戦車等」という。)等の装備品の用途廃止を進めている。

戦車等の用途廃止は、用途廃止要領に基づき、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という。)が年度ごとに示す特別技術検査^(注1)の対象となる戦車等に故障が発生した際に、5 補給処^(注2)が実施する特別技術検査の結果に基づき陸幕が決定している。

特別技術検査において、5 補給処は、「特別技術検査の実施要領について(通達)」(平成 19 年補統火車第 317 号。以下「検査実施要領」という。)等に基づき、性能検査をするなどして部品等ごとに交換や修理の要否を判定(以下「交換等の要否判定」という。)するなどして戦車等 1 両等ごとの修理費を算定している。そして、5 補給処は、用途廃止要領に基づき、特別技術検査の終了後、速やかに特別技術検査の結果として上記の修理費を方面総監部等を通じて陸幕に報告するとともに、陸上自衛隊補給統制本部(以下「補給統制本部」という。)に通知している。補給統制本部は、特別技術検査の結果を取りまとめ、用途廃止の優先順位を付して、陸幕に報告している。

(注 1) 特別技術検査 陸幕による用途廃止の決定に当たって、補給処が戦車等について部品等ごとに交換等の要否を判定するなどして修理費を算定するもの

(注 2) 5 補給処 陸上自衛隊北海道、東北、関東、関西、九州各補給処

(2) 用途廃止された戦車等からの部品採取の概要

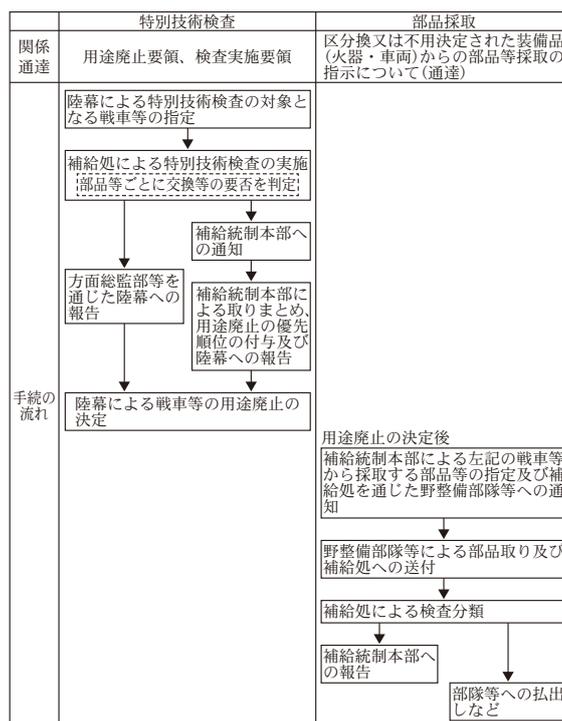
陸上自衛隊は、用途廃止の決定後、「区分換又は不用決定された装備品(火器・車両)からの部品等採取の指示について(通達)」(平成 29 年補統火車第 52 号電)等に基づき、部隊等

からの請求に即応する補給支援を実施することなどを目的として、補給統制本部、補給処及び野整備部隊等において、用途廃止された戦車等から使用可能な部品等^(注3)を採取して補給部品等とするまでの一連の作業(以下「部品採取」という。)を次のとおり実施している。

- ① 補給統制本部は、用途廃止された戦車等から採取する部品等の種類及び数量を指定し、補給処を通じてこれを野整備部隊等に通知する。
- ② 野整備部隊等は、補給統制本部が指定した部品等であって、野整備部隊等が使用可能と判断した部品等を採取し(以下「部品取り」という。)、補給処に送付する。
- ③ 補給処は、送付を受けた部品等を検査して速やかに使用可否の別に分類(以下「検査分類」という。)を行い、部品採取の実績を補給統制本部に報告する。
- ④ 検査分類により、使用可能と判定された部品等は、補給部品等とされた後、部隊等からの請求に基づき、必要に応じて当該部隊等に払い出されたり、将来の部隊等への払出しのために、補給処で保管されたりなどする。また、検査分類により、使用不能と判定された部品等は補給処が処分するなどする。

(注3) 野整備部隊等 装備品を使用する部隊等を支援するための整備を実施する部隊等
 特別技術検査及び部品採取について、手続の流れを示すと図のとおりである。

図 特別技術検査及び部品採取の手続の流れ



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

用途廃止を決定するために行う特別技術検査における部品等ごとの交換等の要否判定には、実質的な部品等の使用可否の判定も含まれていることから、用途廃止後の部品採取の実施に際しても、有用な情報を含んでいると考えられる。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、特別技術検査における交換等の要否判定は適切に行われ、使用可能な部品等の採取に資するものとなっているか、部品採取は交換等

の要否判定の結果を活用するなどして効率的に実施されているかなどに着眼して、平成27、28両年度に用途廃止された戦車等計126両等について、補給統制本部が28、29両年度に部品採取の対象として指定した部品等のうち、標準価格が20,000円以上である部品等119品目、計6,117個(標準価格計119億8215万余円)を対象として、陸幕、補給統制本部及び4補給処^(注5)や野整備部隊等^(注6)が所在する7駐屯地^(注4)において、特別技術検査結果表、部品採取実績の報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、補給統制本部及び4補給処^(注7)や野整備部隊等が所在する16駐屯地^(注7)における30年3月31日時点での部品採取の実施状況、部隊等からの請求に対する払出状況等について、陸幕に調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(注4) 標準価格 直近の取得価格に特別技術検査を実施した年度の物価指数を乗ずるなどしたものの

(注5) 4補給処 陸上自衛隊東北、関東、関西、九州各補給処

(注6) 7駐屯地 岩手、仙台、霞ヶ浦、桂、宇治、松山、目達原各駐屯地

(注7) 16駐屯地 岩手、仙台、郡山、霞ヶ浦、富士、駒門、豊川、桂、宇治、姫路、日本原、松山、久留米、目達原、北熊本、玖珠各駐屯地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 特別技術検査における交換等の要否判定、部品取り及び検査分類の実施状況等

ア 特別技術検査における交換等の要否判定の実施状況等

30年3月31日時点で野整備部隊等による部品取りが終了して、かつ、補給処による特別技術検査における交換等の要否判定の結果を確認することができた3補給処^(注8)の117品目、計4,052個(標準価格計99億1912万余円)について、交換等の要否判定の結果と部品採取の実施状況を対照したところ、次のような状況となっていた。

3補給処が特別技術検査において、交換又は修理を要するとして使用不能と判定していた98品目、計2,133個(標準価格計48億9902万余円)のうち、59品目、計410個(同計11億6459万余円)について、野整備部隊等は、これらを使用可能と判断して部品取りを行い、3補給処に送付していた。そして、これらの部品等について、3補給処が検査分類を実施した44品目、計106個(同計3億7084万余円)のうち、2補給処^(注9)における31品目、計68個(同計3億2697万余円)については、当該補給処も使用可能と判定していた(表参照)。このように、特別技術検査における交換等の要否判定の結果と、野整備部隊等による部品取りが行われ、補給処が行った検査分類の判定の結果が異なっていた。そして、これらの部品等は、部隊等からの請求に対して払い出され、実際に支障なく使用されるなどしていた。

(注8) 3補給処 陸上自衛隊東北、関東、九州各補給処

(注9) 2補給処 陸上自衛隊東北、九州両補給処

そこで、上記の31品目、計68個について行われた特別技術検査における交換等の要否判定及び検査分類の方法をみたところ、2補給処は、交換等の要否判定に当たり、検査実施要領に具体的な留意点が明示されていなかったため、部品等に付着した錆等を十

分に除去するなどしないまま、使用不能と判定していた。しかし、2 補給処は、検査分類に当たっては適切な方法により錆等を除去するなどして、いずれの部品等も使用可能と判定していた。したがって、31 品目、計 68 個(標準価格計 3 億 2697 万余円)については、特別技術検査における交換等の要否判定が適切に行われておらず、使用可能な部品等の採取に資するものとなっていなかったと認められた。

一方で、3 補給処が特別技術検査において、交換又は修理を要しないとして使用可能と判定していた 104 品目、計 1,919 個(標準価格計 50 億 2010 万余円)のうち 93 品目、計 1,500 個(同計 35 億 7192 万余円)について、野整備部隊等は、これらを使用不能と判断して、3 補給処に送付することなく処分するなどしていた(表参照)。このように、補給処による特別技術検査における交換等の要否判定の結果と、野整備部隊等による部品取りにおける判断の結果が異なっていたが、検査時点において、既に部品等は処分するなどされており、交換等の要否判定と部品取りの判断のいずれが妥当であったかなどについて検証できない状況となっていた。

表 特別技術検査における交換等の要否判定の結果と部品採取の実施状況 (単位：品目、個、千円)

部品採取の実施状況		補給処による特別技術検査における交換等の要否判定の結果		交換又は修理を要するとして使用不能と判定していたもの		交換又は修理を要しないとして使用可能と判定していたもの			
		品目数	個数計	標準価格計	割合	品目数	個数計	標準価格計	割合
A 野整備部隊等が部品取りを終了していたもの	品目数	98	—	104	—				
	個数計	2,133	52.6%	1,919	47.3%				
	標準価格計	4,899,025	49.3%	5,020,102	50.6%				
B 使用不能と判断して、補給処に送付することなく処分するなどしていたもの	品目数	93	—	93	—				
	個数計	1,723	80.7%	1,500	78.1%				
	標準価格計	3,734,433	76.2%	3,571,929	71.1%				
C 使用可能と判断して部品取りを行い、補給処に送付していたもの	品目数	59	—	81	—				
	個数計	410	19.2%	419	21.8%				
	標準価格計	1,164,592	23.7%	1,448,173	28.8%				
D 補給処が検査分類を行っていなかったもの	品目数	49	—	71	—				
	個数計	304	74.1%	288	68.7%				
	標準価格計	793,747	68.1%	1,016,311	70.1%				
E 補給処が検査分類を行っていたもの	品目数	44	—	59	—				
	個数計	106	25.8%	131	31.2%				
	標準価格計	370,844	31.8%	431,862	29.8%				
F 使用可能と判定していたもの	品目数	31	—	36	—				
	個数計	68	64.1%	85	64.8%				
	標準価格計	326,970	88.1%	318,643	73.7%				
G 使用不能と判定していたもの	品目数	26	—	31	—				
	個数計	38	35.8%	46	35.1%				
	標準価格計	43,873	11.8%	113,218	26.2%				

注(1) 品目数は、戦車等の部品等ごとに重複するものがある。

注(2) 割合は、平成 30 年 3 月 31 日時点で野整備部隊等における部品取りが終了していて、かつ、補給処による特別技術検査における交換等の要否判定の結果を確認することができた部品等の個数計 4,052 個及び標準価格計 99 億 1912 万余円に対する割合である。

注(3) 太枠は、特別技術検査における交換等の要否判定の結果と、野整備部隊等による部品取りの判断の結果又は補給処が行った検査分類の判定の結果が異なっていたものを示す。

イ 部品取りの実施状況等

4 補給処管内の野整備部隊等は、用途廃止された戦車等計13両等について、装備品の整備等の業務がある中で、部品取りの業務も行うのは作業負担が大きいなどとして、用途廃止の決定から1年以上経過した30年3月31日時点においても部品取りを行っていなかった。また、部品取りを行っていた戦車等計113両等について、その時期が判明している計75両等のうち計18両等は、用途廃止の決定から1年以上経過して部品取りを行っていた。

そして、野整備部隊等による部品取りが行われ、その時期が判明している部品等のうち、補給処による検査分類が行われた部品等93品目、計454個(標準価格計12億7427万余円)について、用途廃止の決定から部品取りまでの期間と検査分類の結果との関連性をみたところ、当該期間が1年未満となっている80品目、計316個(同計9億4458万余円)は、その81.9%(75品目、計259個(同計6億0470万余円))が使用可能と判定されていた。一方、当該期間が1年以上となっている77品目、計138個(同計3億2968万余円)は、その42.0%(47品目、計58個(同計1億3714万余円))のみが使用可能と判定されていた。このように、用途廃止の決定から部品取りを行うまでの期間が1年以上経過すると、1年未満に部品取りを行う場合に比べて、検査分類において使用可能と判定される割合が約半分に減少している状況となっていた。したがって、より多くの使用可能な部品等を採用するためには、用途廃止後、速やかに部品取りを行う必要があると史料された。

ウ 検査分類の実施状況等

4 補給処は、30年3月31日までに野整備部隊等から送付された106品目、計1,192個(標準価格計33億8023万余円)のうち、93品目、計723個(同計20億9668万余円)について、装備品の整備等の業務がある中で、検査分類の業務も行うのは作業負担が大きいなどとして、検査分類を行わないまま倉庫に保管していた。そして、このうち54品目、計221個(同計6億2554万余円)については、野整備部隊等から送付を受けた日から半年以上(最大10か月)経過していて、30年3月31日時点で、補給処が部隊等からの請求に対して払出しができていない品目と同じものが11品目、計41個(同計3907万余円)含まれており、部隊等からの請求に対して速やかに対応できていない状況となっていた。

(2) 特別技術検査における交換等の要否判定の結果の確認及び活用状況等

(1)のとおり、補給処による特別技術検査における交換等の要否判定が適切に行われておらず、使用可能な部品等の採取に資するものとなっていなかったり、野整備部隊等による部品取り及び補給処による検査分類が速やかに行われていなかったりしていた。

そこで、陸幕及び補給統制本部において、部品採取の対象として指定された部品等119品目、計6,117個(標準価格計119億8215万余円)に係る特別技術検査における交換等の要否判定の実施及びその結果の確認状況、交換等の要否判定の結果の部品採取への活用状況等をみたところ、次のようになっている。

陸幕は、前記のとおり、各補給処から特別技術検査の結果として戦車等1両等ごとの修理費の報告を受けるとともに、補給統制本部から戦車等の用途廃止の優先順位を付した結果の報告を受けているが、これらの報告の基礎となる交換等の要否判定の結果及びその根拠資料を各補給処から補給統制本部に報告させることとしていなかった。その結果、補給統制本部は、交換等の要否判定が適切に行われているか確認することとしていなかった。また、補給統制本部は、交換等の要否判定の結果を用途廃止後の部品採取に活用することとしていなかった。

このため、4補給処は、交換等の要否判定の結果を野整備部隊等に伝えておらず、野整備部隊等は、交換等の要否判定に関係なく、部品採取の対象として指定された全ての部品等について、自ら使用の可否を判断した上で部品取りを行っていて、部品取りが効率的に行われていなかった。さらに、補給処内においても、特別技術検査の担当部署と検査分類の担当部署との間で交換等の要否判定の結果を共有しておらず、検査分類が効率的に行われていなかった。

しかし、陸上自衛隊は、毎年度、補給処による特別技術検査を実施し、部品等ごとの交換等の要否判定を行うこととしていることから、当該判定を適切に行った上で、用途廃止後の部品採取に当たり、当該判定の結果を部品取り及び検査分類に活用することとすれば、野整備部隊等及び補給処の作業負担を軽減できるとともに、部品採取を効率的に実施することができること認められた。

このように、特別技術検査における交換等の要否判定が適切に行われておらず、使用可能な部品等の採取に資するものとなっていなかった事態、交換等の要否判定の結果が用途廃止後の部品採取に活用されず、部品取り及び検査分類が効率的に実施されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上自衛隊において、次のようなことなどによると認められた。

- ア 特別技術検査における交換等の要否判定の実施に当たり、その留意点を明確に示すことの重要性についての認識が欠けており、また、補給処から、補給統制本部に交換等の要否判定の結果及びその根拠資料を報告させるなど交換等の要否判定が適切に行われているか確認する態勢を整備していなかったこと
- イ 特別技術検査における交換等の要否判定の結果を用途廃止後の部品採取に活用することにより、部品取り及び検査分類を効率的に行うことの重要性についての認識が欠けており、また、交換等の要否判定の結果を補給統制本部、補給処及び野整備部隊等が活用する態勢を整備していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸幕及び補給統制本部は、30年8月に用途廃止要領及び検査実施要領を改正するなどして、装備品の用途廃止後の部品採取が適切に実施されるよう、次のような処置を講じた。

ア 特別技術検査における交換等の要否判定が適切に行われ、使用可能な部品等の採取に資するものとなるよう、その実施に当たっての留意点を検査実施要領に明確に示すとともに、補給処から、補給統制本部に交換等の要否判定の結果及びその根拠資料を報告させるなど交換等の要否判定が適切に行われているか確認して、必要に応じて指導を行う態勢を整備した。

イ 部品取り及び検査分類が効率的に行われるよう、補給統制本部が特別技術検査における交換等の要否判定の結果を踏まえて部品採取の対象となる部品等を指定するなど交換等の要否判定の結果を装備品の用途廃止後の部品採取に活用する態勢を整備するとともに、野整備部隊等及び補給処に対して、交換等の要否判定の結果を活用して部品取り及び検査分類を効率的に行うよう周知徹底した。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

平成 23 年度決算検査報告 693 ページ参照
平成 24 年度決算検査報告 633 ページ参照
平成 25 年度決算検査報告 722 ページ参照
平成 26 年度決算検査報告 630 ページ参照
平成 27 年度決算検査報告 607 ページ参照
平成 28 年度決算検査報告 546 ページ参照

1 本院が表示した意見

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」という。)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」という。)により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局、各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度には指定基準の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度にはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度には25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行い、27年度には検討委員会において26年度までの調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって放送受信事業の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどした。そして、30年度以降は、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

平成28年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

有償援助調達における防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求並びに計算書と受領検査調書との照合の適切な実施について

(平成28年度決算検査報告521ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

防衛装備庁及び陸上、海上、航空各自衛隊は、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から有償援助により、防衛装備品及び役務(以下「防衛装備品等」という。)の調達を行っており、部隊等が防衛装備品等を受領したときは、受領検査官は、品目の相違、数量の過不足等(以下「不具合」という。)の確認を行い、受領検査調書を作成することとされている。また、合衆国政府から出荷した防衛装備品等に係る品目、数量等の項目が記載された計算書が送付されたときは、支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担当官」という。)は、受領検査調書と照合することとされている。そして、防衛装備品等の不具合又は計算書に受領していない防衛装備品等が計上されているなどの計算書の誤り(以下「計算書の誤り」という。)が判明した場合には、支担当官は、速やかに合衆国政府に対して防衛装備品等の不具合又は計算書の誤りの内容等を記載した不具合報告書による是正措置の要求を行うこととなっている。引合受諾書^(注)の標準条項によれば、当該是正措置の要求は、原則として、防衛装備品等の不具合の場合は所有権が移転するなどした日から、計算書の誤りの場合は計算書の送付日から、それぞれ1年以内に行われなければ、当該要求が合衆国政府から却下されることとされている。しかし、防衛装備庁、陸上自衛隊補給統制本部及び海上自衛隊補給本部において、防衛装備品の不具合や計算書の誤りに対する是正措置の要求を速やかに行っておらず、当該要求が合衆国政府から却下されている事態が見受けられた。また、防衛装備庁において、計算書と受領検査調書との照合の過程や結果に関する記録及び保存を行っ

ていない事態、並びに計算書と受領検査調書の品目、数量等の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を調査し、適切な照合を行うための効果的な方策を講じていない事態が見受けられた。

したがって、防衛装備庁長官に対して平成29年10月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示した。

ア 引合受諾書の標準条項により、所有権が移転するなどした日又は計算書の送付日からそれぞれ1年以内に不具合報告書を送付して是正措置の要求を行わなければ当該是正措置の要求が却下されることに鑑み、不具合報告書による是正措置の要求を速やかに行うことを、防衛装備庁、陸上自衛隊補給統制本部及び海上自衛隊補給本部の支担当に対して周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

イ 計算書と受領検査調書との照合の過程や結果を書面等に記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を合衆国政府に協力を求めるなどして調査し、適切な照合を行うための効果的な方策について検討すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

(注) 引合受諾書 日米両政府の代表者(日本側は支担当)が署名する文書で、これに基づき有償援助調達が行われる。この文書には、両政府が合意する防衛装備品等の出荷予定時期、品目、数量、単価、契約額等の条件が記載される。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛装備庁等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛装備庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 29年10月に関係部署に対して通知を発するとともに、30年3月に当該通知の内容を周知するための会議を開催して、防衛装備庁、陸上自衛隊補給統制本部及び海上自衛隊補給本部の支担当に対して、防衛装備品の不具合や計算書の誤りについて、合衆国政府への不具合報告書による是正措置の要求を速やかに行うことを周知徹底した。

イ 29年12月に計算書と受領検査調書との照合に係る実施要領を定めて、照合に関する台帳を整備することなどにより、照合の過程や結果を書面等に記録及び保存することとした。また、同月に防衛装備庁長官から合衆国政府の関係機関の長に対して調査協力の申入れを行うとともに、累次にわたり合衆国政府に対して調査協力の要請を行うなどして、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因の調査を行った。そして、当該調査において、受領検査調書を作成する際の基礎資料となる出荷証書に誤記が多く見受けられるといった原因が明らかになったことを受けて、有償援助調達に係る在米の職員を増員する体制強化を図るとともに、合衆国政府に対して記載内容が一致しない実例を示して照合に支障が生じている状況について説明するなどの直接的な働きかけを行い、合衆国政府の協力を得て、適切な照合を行うための効果的な方策の検討を行った。

第2節 団体別の検査結果

第1 沖縄振興開発金融公庫

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

賃貸住宅融資を行うに当たり、保証機関による保証を徴求することなどにより、信用リスクへの対応を適切に執るよう改善させたもの

科	目	公庫貸付金
部	局	等
賃貸住宅融資の概要		沖縄振興開発金融公庫本店
		住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得等に充てるために必要な長期資金の貸付けを行うもの
	平成9年8月以降に借入申込みを受け付けて、30年3月までに行った賃貸住宅融資のうち、30年3月末時点で貸付残高があるものの件数及び貸付残高	438件 365億9813万余円
	上記のうち信用リスクへの対応が適切に執られていない件数及び貸付残高	110件 127億4698万円(背景金額)

1 賃貸住宅融資の概要等

(1) 賃貸住宅融資の概要

沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)等に基づき、沖縄県内における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設立された金融機関である。国は、公庫の資本金を全額出資しており、また、公庫の収支状況等を勘案して、公庫に対して沖縄振興開発金融公庫補給金を交付している。

そして、公庫は、住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得等に充てるために必要な長期資金の貸付け(以下「賃貸住宅融資」という。)を行っている。

(2) 賃貸住宅融資に係る融資金利設定の概要等

公庫は、経営の健全性の維持と更なる向上を図るために、統合リスク管理規程(平成18年規程(総)第25号)等において、信用リスク(借受者の信用力の悪化等に伴い、資産の価値が減少又は消失することにより、貸付者が損失を被るリスク)等の各種リスクを適切に管理するための基本的な事項を定めるなどしている。

賃貸住宅融資に係る融資金利については、主務大臣の承認を受けて、公庫において定めることとなっており、基本的に、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の定める融資金利(以下「機構金利」という。)を準用した上で、機構金利から0.3%を控除した利率となっている。

機構によれば、機構金利は、調達金利に、各種リスクへの対応に必要なコストを加えるなどして定められるものであるとしている。各種リスクのうち信用リスクについては、①連帯保証人を徴求する、②信用コスト(信用リスクに対応するために必要なコスト)相当分を融資金利に上乗せするなどの方法により適切に対応する必要があるとしており、機構では、原則として、機構が承認した保証機関が借受者の委託を受けて、機構に対して借受者が有する債務を連帯して保証すること(以下、このような形態の保証を「機関保証」という。)を徴求することなどにより対応している。ただし、サービス付き高齢者向け住宅^(注1)のうち、共同して利用するための台所、収納又は浴室を共用部分に備えるなどしている施設共用型の住宅に係る賃貸住宅融資については、信用コスト相当分を融資金利に上乗せすることにより信用リスクに対応している。

(注1) サービス付き高齢者向け住宅 入居する60歳以上の者、要介護認定者等に対して状況把握サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅

(3) 公庫における機関保証の概要

公庫は、平成9年8月に、住宅資金貸付細則(昭和50年細則(業)第7号。以下「細則」という。)等において定めていた「1名以上の保証人を徴求する」の中に機関保証を徴求することを含めることとして、債務の保証については、原則として機関保証を徴求する取扱いとした。その後、公庫は、26年1月に細則を改正して、「1名以上の保証人を徴求する」としていた当該規定を「必要に応じて保証人を徴求する」と変更している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、賃貸住宅融資について、連帯保証人の徴求等による信用リスクへの対応が適切なものとなっているかなどに着眼して、公庫が機関保証を開始した後に借入申込みを受け付けて、30年3月までに行った賃貸住宅融資のうち、30年3月末時点で貸付残高があるもの438件、貸付残高計365億9813万余円を対象として、公庫本店及び東京本部において、賃貸住宅融資の実績、連帯保証人の徴求状況及び融資金利の設定に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

賃貸住宅融資に係る融資金利は、前記のとおり、機構金利を準用するなどした利率となっており、そのため、施設共用型のサービス付き高齢者向け住宅に係る賃貸住宅融資については、信用コスト相当分が融資金利に上乗せされていた。

一方、信用コスト相当分が融資金利に含まれていないため、保証人の徴求等により信用リスクに対応する必要があると認められる賃貸住宅融資(以下「保証人徴求型の賃貸住宅融資」という。)について、公庫がどのように信用リスクに対応しているか、貸付けの手続やその経緯等を確認したところ、次のようになっていた。

公庫は、前記のとおり、賃貸住宅融資を行うに当たり、9年8月以降は、原則として、貸付けを行う際に機関保証を徴求していたが、20年以降に、公庫と保証機関との間における担保物件の審査基準の相違による評価等の不一致が増加して、機関保証を徴求する代わりに信用力のある個人の連帯保証人を徴求することにより対応することが増加した。そして、公庫は、22年7月に、原則として機関保証を徴求するとしていた取扱いについても、実態に合わせて機関保証又は信用力のある個人若しくは法人の保証とすることに変更したことから、第三者の個人の連帯保証人を徴求することが多数を占めるようになっていた。

その後、公庫は、前記のとおり、26年1月に細則を改正して、「1名以上の保証人を徴求する」としていた規定を「必要に応じて保証人を徴求する」と変更して、同年2月から実施することとした。この細則改正の趣旨について、公庫は、25年12月に「^(注2)経営者保証に関するガイドライン」が公表されたことなどを^(注2)受けて、個人の連帯保証人を徴求しなくても賃貸住宅融資を行えるようにするためのものであったとしている。

しかし、公庫は、上記細則改正の際に、改めて機関保証を徴求することなどの信用リスクに適切に対応するための方法を執ることとしていなかった。このため、公庫は、26年2月以降に借入申込みを受け付けた保証人徴求型の賃貸住宅融資について、原則として連帯保証人の徴求を行っておらず、当該賃貸住宅融資(30年3月末時点で貸付残高があるもの110件、貸付残高計127億4698万余円)について信用リスクへの対応が適切に執られていない状況となっていた。

このように、保証人徴求型の賃貸住宅融資について、貸付けを行う際に信用リスクへの対応が適切に執られていない状況となっている事態は、経営の健全性の維持と更なる向上等の点から適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 経営者保証に関するガイドライン 日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が、中小企業、経営者及び金融機関共通の自主的かつ自律的な準則として策定し公表したもの。中小企業等の経営者による個人保証(以下「経営者保証」という。)に依存しない融資の一層の促進等に資するために、金融機関において金利の一定の上乗せなどの経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図るとともに、法人と経営者の一体性の解消等が図られているなどしている場合に、経営者の意向も踏まえた上で、経営者保証を求めない可能性や、上記のような代替的な融資手法を活用する可能性について検討することなどを規定している。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、公庫において、保証人徴求型の賃貸住宅融資について、信用リスクへの対応を適切に執る必要性があることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公庫は、保証人徴求型の賃貸住宅融資に係る信用リスクへの対応方法について検討を行うなどして、関係規程等の所要の改正を30年5月に行い、同年6月以降に借入申込みを受け付けたものについて、機関保証を徴求することなどにより信用リスクに対応することとして、当該改正を関係部署に対して周知する処置を講じた。

第2 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

- (273) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(281)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項) 交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)
事 業 主 体	9 学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	54,369,290,000 円(平成 24 年度～28 年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	188,051,000 円(平成 24 年度～28 年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和 52 年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア 申請年度の 5 月 1 日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成 10 年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助

事業団は、次のアからウまでの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定することとなっている。

ア 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数、教育研究補助者の数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

そして、上記のうち専任教員等の数については、1週間の割当授業時間数が6時間以上であることが、算定対象となる要件の一つとなっている。ただし、1週間の割当授業時間数が6時間未満の者であっても、国の要請により科学研究プロジェクトの代表になっている者又はこれに準ずる者や、留学(国内留学を含む。)中の者及び研究休暇中の者は、補助金の基準額の算定対象とすることができることとなっている。また、専任職員数については、マッサージ、はり、あんまなど治療の医療系の職務に主として従事している者や、申請年度の4月1日から3月31日までの間に育休等により勤務しない期間がある場合、5月1日現在で、その期間が休暇届等により6か月を超えると判断される者は、補助金の基準額の算定対象とすることができないこととなっている。このほか、教育研究補助者の数については、次の(ア)から(エ)までの4区分ごとに職務内容、資格、従事期間等の要件が定められている。

(ア) ポスト・ドクター(以下「PD」という。)の要件は、私立大学が行う研究プロジェクト等において、一定の職務を分担して研究に従事する者で、博士の学位取得等の要件を満たし、当該大学に雇用される者であり、当該年度に通算して6か月以上の雇用期間がある者

(イ) 研究支援者の要件は、私立大学が行う研究プロジェクト等の支援のために、特殊な技術や熟練した技術を必要とする業務に従事する者であり、当該大学の非常勤職員である者(大学院生、研究生等の者は対象外)

(ウ) リサーチ・アシスタントの要件は、私立大学が行う研究プロジェクト等に必要補助的業務を行う研究補助者として従事する者で、当該大学の大学院博士後期課程に在籍している学生であり、当該年度に通算して6か月以上の雇用期間がある者。なお、下記のティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)との重複申請は不可

(エ) TAの要件は、私立大学の修士課程の学生や学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者で、当該大学の大学院研究科に在籍している学生であり、当該年度の教育的補助業務に15時間以上従事する者

イ 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、専任教員等の数に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

ウ アで算定した経費区分ごとの基準額に、イで算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

(4) 特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

特別補助の対象となる項目には以下の項目等があり、これらについて、事業団は、算定資料を各学校法人から提出させて、次のアからオまでのように、その額を算定することとなっている。

ア 「戦略的研究基盤形成支援」については、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」として文部科学大臣の指定を受けた事業を実施し、私立大学における研究基盤形成に取り組む大学に対して、当該事業に係る所要経費に応じて定められた額を増額する。ただし、所要経費は、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の構想調書に記載した当該年度の研究費を上限とする。また、所要経費のうち、アルバイト関係支出については、当該研究プロジェクトの実施に直接必要な補助的業務（書類整理やデータ入力等の事務的な作業）に携わる者に係る賃金が対象であり、教育研究補助者その他当該事業に専門的に携わる者に係る賃金は対象外とする。

イ 「海外からの学生の受入れ」については、外国人留学生の受入体制の整備、修学支援、就職支援等のいずれかを実施している私立大学等で、当該年度の5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「留学」の在留資格を保有していることなどが確認できる外国人留学生等を受け入れている私立大学等に対して、受入学生数に所定の単価を乗じて得た額を増額する。

ウ 「社会人の受入環境整備」については、私立大学等に正規課程の学生等の身分で在籍している社会人学生等(当該年度の4月1日現在で25歳以上の者であることなどの一定の要件を満たす者)の合計人数が、大学は10人以上、短期大学及び高等専門学校は5人以上であり、社会人の就学を促進する7区分の取組のいずれかを実施している私立大学等を対象とする。そして、これらの取組の実施件数に所定の単価を乗じて得た額に、社会人学生等の増加率(過去3年度の社会人受入平均人数に対する当該年度の社会人受入人数の割合)に応じて定められた調整率(100%、150%又は200%)を乗じて得た額を増額する。

エ 「授業料減免事業等支援(震災分)」については、東日本大震災により被災して経済的に修学困難となった学生を対象に給付事業又は利子負担事業を実施している私立大学等に対して、当該事業に係る所要経費の3分の2以内の額を増額する。そして、算定対象となるのは、主たる家計支持者(学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。)の収入金額が、基準となる額(給与所得者は841万円、給与所得者以外は355万円)以下の学生に対する事業に係る所要経費とする。

オ 「学生の海外派遣」については、外国の大学等との間で締結した協定に基づき、日本人学生を協定校へ派遣している私立大学等で、派遣する学生に対して、派遣時に学生派遣事業の趣旨・目的・成果等に関するオリエンテーションを実施している私立大学等に対して、派遣した学生数に所定の単価を乗じて得た額を増額する。そして、協定校の範囲は、我が国における大学、短期大学若しくは高等専門学校に相当する学校又は研究所(当該私立大学等を設置する学校法人が海外に設置した学校等は除く。)とする。

(5) 私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額

平成25年度以降、事業団及び文部科学省は、教育の質的転換、地域発展、産業界・国内外の大学等との連携等の改革に取り組む私立大学等に対する支援を強化するために、私立大学等改革総合支援事業(以下「総合支援事業」という。)を実施している。

総合支援事業の実施に当たり、文部科学省は、各学校法人が改革の取組状況を記載して事業団に提出した私立大学等改革総合支援事業調査票(以下「総合支援事業調査票」という。)に基づき算定された点数により、支援対象校を選定している。そして、事業団は、提出された総合支援事業調査票を基に、支援対象校として選定された私立大学等に係る一般補助の額の増額を行うとともに、特別補助による総合支援事業調査票の点数に応じて定められた額の増額を行っている。また、支援対象校に選定される総合支援事業調査票の点数の下限が定められており、下限点数を下回った場合は支援対象校に選定されず、一般補助及び特別補助共に総合支援事業に係る増額は行われない。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、一般補助における専任教員等の数等は適切に算定されているか、特別補助の算定対象となる経費等は適切に算定されているか、また、総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額は適切に行われているかなどに着眼して、事業団が24年度から28年度までに補助金を交付している657学校法人のうち24学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、9学校法人において、事業団に提出した算定資料に、①一般補助の算定対象とならない者を含めたり、②特別補助の算定対象とならない経費等を含めるなどしたり、③総合支援事業調査票に実態と異なる改革の取組状況を記載したりしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計188,051,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、9学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりしているのに、事業団において、これらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人関西医科大学は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、関西医科大学におけるPD及び研究支援者の算定対象の人数について、平成27年度のPDについては、6か月未満で退職して契約解除となったことから算定対象とならない者を1人、また、25年度から27年度までの研究支援者については、大学院生であることから算定対象とならない者を、それぞれ、1人、1人、2人含めて計上していた。

そして、特別補助において、同学校法人は、事業団に提出した算定資料に、同大学における25年度から28年度までの戦略的研究基盤形成支援の対象となる研究プロジェクトの所要経費のうち、アルバイト関係支出に、対象外であるPD、研究支援者等に係る支出を算定対象として計上していた。また、同大学における25年度から28年度までの学生の海外派遣の対象となる学生数に、①外国の大学等との協定の締結、②協定校の範囲は、日本の大学、短期大学若しくは高等専門学校に相当する海外の学校又は研究所、③派遣する学生に対する派遣時に学生派遣事業の趣旨・目的・成果等に関するオリエンテーションの実施の各要件を満たしておらず算定対象とならない学生を、それぞれ、5人、11人、10人、7人含めて計上していた。

さらに、総合支援事業において、同学校法人は、25年度の同大学に係る総合支援事業調査票の提出に当たり、授業科目等に関する学生の質問・相談等に教員が応じるための時間としてあらか

じめ特定の時間帯を示すオフィスアワーについて、「全教員について設定している」と記載していたが、実際には一部の教員しか設定しておらず、総合支援事業調査票の点数が過大となっていた。このため、25年度の適正な総合支援事業調査票の点数に基づいて算定すると、下限点数を下回り、総合支援事業の支援対象校に選定されず、一般補助及び特別補助共に総合支援事業に係る増額は行われなないこととなる。

したがって、25年度から27年度までにおいて、一般補助の算定対象とならない教育研究補助者を除外して、また、25年度から28年度までにおいて、特別補助の算定対象とならないPD等に係る所要経費及び外国の協定校に派遣した学生数を除外するとともに、25年度は総合支援事業に係る増額を行わずに算定すると、適正な補助金の額は、25年度1,949,863,000円、26年度2,103,392,000円、27年度1,783,395,000円及び28年度1,641,568,000円、計7,478,218,000円となり、それぞれ、78,299,000円、3,097,000円、9,069,000円、2,407,000円、計92,872,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める 補助金額	摘 要
			千円	千円	
(273)	学校法人明海大学 (埼玉県坂戸市)	26	445,594	8,157	①、③ (明海大学)
		27	492,013	3,000	
		小計	937,607	11,157	
(274)	学校法人学習院 (東京都豊島区)	27	1,332,925	1,491	①、②、③ (学習院大学)
		28	1,394,921	1,063	
		小計	2,727,846	2,554	
(275)	学校法人上智学院 (東京都千代田区)	24	2,588,094	7,454	② (上智大学)
		25	1,921,923	7,874	
		26	2,174,329	8,304	
		27	2,094,911	2,622	
		小計	8,779,257	26,254	
(276)	学校法人帝京大学 (東京都板橋区)	24	2,675,583	1,665	①、②、③ (帝京大学)
		25	2,824,669	2,617	
		26	2,911,076	10,327	
		27	3,022,567	10,900	
		28	3,403,483	6,281	
		小計	14,837,378	31,790	
(277)	学校法人東京薬科大学 (東京都八王子市)	27	773,939	1,976	①、② (東京薬科大学)
(278)	学校法人星薬科大学 (東京都品川区)	27	428,024	1,000	③ (星薬科大学)
(279)	学校法人立命館 (京都市)	28	6,336,252	1,826	②、③ (立命館大学)
(280)	学校法人関西医科大学 (大阪府枚方市)	25	2,028,162	78,299	①、②、③ (関西医科大学)
		26	2,106,489	3,097	
		27	1,792,464	9,069	
		28	1,643,975	2,407	
		小計	7,571,090	92,872	
(281)	学校法人関西学院 (兵庫県西宮市)	25	3,026,922	1,815	① (関西学院大学)
		26	2,981,843	2,916	
		27	2,999,597	8,500	
		28	2,969,535	5,391	
		小計	11,977,897	18,622	
(273)-(281)の計			54,369,290	188,051	

(注) 摘要欄の①、②及び③は、前記の態様に対応している。

第3 日本銀行

不 当 事 項

不 正 行 為

(282) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	日本銀行本店
不正行為期間	平成29年11月頃～30年4月
損害金の種類	政府勘定保管金
損 害 額	3,750,000 円

本院は、日本銀行本店(以下「本店」という。)における職員の不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく日本銀行総裁からの報告を受けるとともに、本店において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、本店において、発券局日本橋発券課の企画役補佐が、同局が保管する記念貨幣の真偽の鑑定、枚数の確認等を行い、貨幣収容袋に収容する作業に従事中、平成29年11月頃から30年4月までの間に、10万円金貨等計38枚を窃取して記念貨幣計3,750,000円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、30年6月に全額が同人から返納されている。

第4 日本中央競馬会

第3章
第2節
第4
日本中央競馬会

意見を表示し又は処置を要求した事項

畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定に当たり、公募要領等に、事業の一部を委託して実施する場合に、実施主体が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを明示することにより、助成対象経費となる委託費の範囲を明確にして、交付金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを明示したり、ソフトウェアの開発費が資産の取得費に当たるかどうかを判断するための基準を明確に定めたりすることにより、助成対象経費となる物品のリース料及びソフトウェアの開発費を適切に算定して、交付金の交付が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

科 目	特別振興資金勘定 (項) 事業費用	
部 局 等	日本中央競馬会本部	
交 付 の 根 拠	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)等	
日本中央競馬会 畜産振興交付金 の概要	畜産振興事業を行う者に対して、特定法人が助成金を交付するために、勝馬投票券収入から払戻金を支払ったり、国庫納付金を納付したりするなどした後の毎事業年度の利益剰余金を積み立てて造成した特別振興資金を財源として日本中央競馬会が交付するもの	
検査の対象とした委託費等に係る事業数及び事業費	36 事業	37 億 7572 万余円(平成24年度～28年度)
上記のうち実施主体が実質的に負担していない委託費を助成対象経費に計上していた事業数及び過大に交付されていた交付金額(1)	4 事業	1482 万円(平成24年度～27年度)
検査の対象としたリース料に係る事業数及び事業費	11 事業	7 億 6529 万余円(平成24年度～28年度)
上記のうち事業終了後も自らの業務で継続して使用する期間に係るリース料を助成対象経費に計上していた事業数及び生じている交付金の開差額(2)	5 事業	1617 万円(平成24、25、27、28各年度)
検査の対象としたソフトウェアの開発費に係る事業数及び事業費	7 事業	2 億 8519 万余円(平成24年度～28年度)

上記のうち資産の取得費に当たるソフトウェアの開発費に通常案件の助成率を適用していた事業数及び生じている交付金の開差額(3)	4 事業	1568 万円
(1)から(3)までの計		4667 万円(平成 24 年度～28 年度)

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定について

(平成 30 年 10 月 17 日付け 日本中央競馬会理事長宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 畜産振興事業の概要等

(1) 畜産振興事業の概要

貴会は、日本中央競馬会法(昭和 29 年法律第 205 号)等に基づき、畜産の技術の研究開発に係る事業等(以下「畜産振興事業」という。)について助成することを業務とする法人(以下「特定法人」という。)に対して、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、日本中央競馬会畜産振興交付金(以下「交付金」という。)を交付しており、平成 24 年度から 28 年度までの間の交付額は計 79 億 3671 万余円となっている。この交付金は、勝馬投票券収入から払戻金を支払ったり、国庫納付金を納付したりするなどした後の毎事業年度の利益剰余金を積み立てて造成した特別振興資金を財源としている。特定法人である公益財団法人全国競馬・畜産振興会(以下「振興会」という。)は、この交付金の交付を受けて、日本中央競馬会畜産振興交付金交付要綱、日本中央競馬会畜産振興事業公募要領(以下「公募要領」という。)等に基づき、畜産振興事業を行う者(以下「実施主体」という。)に対して、助成対象経費に所定の率(以下「助成率」という。)を乗ずるなどして助成金(交付金同額)を交付している。

(2) 公募要領の内容等

貴会は、畜産振興事業に対する助成の実施に当たり、毎年度、公募要領を作成して、公募要領等に基づき、実施主体が実施しようとする事業の公募・選考・採択を行っている。公募要領によれば、助成対象経費の範囲は、畜産振興事業の実施に直接必要な資産の取得費、賃借料、委託費等の経費とされている。そして、それぞれの例として、「調査研究等に必要な機器等の整備費」「事業に必要な事務機器のリース料」「事業を実施する上でその一部分を他に委託する経費」等と規定されているものの、具体的な資産の取得費、賃借料及び委託費の範囲等は明示されておらず、賃借料として助成の対象となるリース料の算定方法も示されていない。

助成率については、少額案件等を除き、通常案件は10分の8以内に設定されているが、資産の取得費に適用する助成率については10分の5以内に設定されている。貴会によれば、実施主体が取得した資産を事業終了後も継続して自らの業務に使用することを想定して資産の取得費の助成率を通常案件より低く設定したとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、助成対象経費の範囲及び算定方法は適切なものとなっているかなどに着眼して、24年度から28年度までの間に、委託費等を助成対象とした13実施主体の36事業(事業費計37億7572万余円、交付金計30億0288万余円)、賃借料としてリース料を助成対象とした5実施主体の11事業(事業費計7億6529万余円、交付金計6億4194万余円)、資産の取得費としてソフトウェアの開発費を助成対象とした3実施主体の7事業(事業費計2億8519万余円、交付金計2億3315万余円)を対象として、貴会本部において、実績報告書等の関係書類を確認したり、貴会を通じて実施主体から契約書等の関係書類を提出させたりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 実施主体が実質的に負担していない委託費を助成対象経費に計上していた事態

委託費等を助成対象とした13実施主体の36事業のうち3実施主体が24年度から27年度までの間に実施した4事業(事業費計2億2723万余円、交付金計1億8178万余円)について、貴会は、振興会が、事業の一部を委託するのに要した経費計9264万余円を助成対象として、これに対する助成金計7411万余円を交付するため同額の交付金を交付していた。

しかし、上記の委託に係る契約書等によれば、委託に要した経費計9264万余円のうち、本来、3実施主体が負担することとなる計1852万余円と同額を委託先が負担することとされており、実際に委託先が同額を負担していた。

したがって、前記の4事業に係る委託に要した経費について、3実施主体が実際に負担した額により交付金を算定すると計1億6696万余円となり、交付された交付金との差額1482万余円が過大に交付されていたと認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

貴会は、振興会を通じて、公益社団法人日本動物用医薬品協会が平成24、25両年度に実施した防疫用ワクチン備蓄システム高度化推進事業に要した経費計3977万余円に対して助成率10分の8を乗じた助成金計3182万余円を交付するため、同額の交付金を振興会に交付していた。同協会は、当該事業の一部を両年度とも複数の会社等に委託して実施しており、委託に要した経費計3024万余円を上記の経費に計上していた。

しかし、同委託に係る契約書によれば、本来、同協会が負担することとなる委託に要する経費の10分の2に相当する計604万余円について、委託先が負担することとされており、実際に委託先が同額を負担していた。

(2) 事業終了後も自らの業務で継続して使用する期間に係る分析装置等のリース料を助成対象経費に計上していた事態

リース料を助成対象とした5実施主体の11事業のうち4実施主体が24、25、27、28各年度に実施した5事業(事業費計4億4700万余円、交付金計3億8918万余円)について、貴会は、振興会が、分析装置等のリース料計4118万余円を助成対象として、これに対する助成金計3142万余円を交付するため同額の交付金を交付していた。そして、4実施主体は、当該分析装置等のリース物件について、事業終了後もリース会社から低額で再リースしたり、低額で買い取ったりして、自らの業務で継続して使用するなどしていた。

4実施主体におけるリース料の算定についてみると、公募要領等に助成対象経費となるリース料の算定方法が明示されていないことなどから、分析装置等の物品の使用可能年数として一般的に認められている「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間(以下「法定耐用年数」という。)等の合理的な基準に基づく期間(48か月から96か月)よりも短い期間(23か月から60か月)をリース期間として設定して算定したリース料を助成対象経費に計上するなどしていた。

しかし、上記のように、実施主体が、事業終了後に、当該分析装置等を自らの業務で継続して使用する場合に、法定耐用年数等の合理的な基準に基づく期間より短い期間をリース期間として設定して算定したリース料を助成対象経費とすることは、実施主体が本来負担すべきリース料を貴会が負担していることになる。

したがって、前記の5事業に係るリース料について、それぞれのリース物件の使用可能年数として合理的な期間である法定耐用年数によるなどして交付金を算定すると計1524万余円となり、交付された交付金と比べて1617万余円の開差を生ずることとなる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

貴会は、振興会を通じて、公益財団法人日本乳業技術協会が平成27、28両年度に実施した乳製品の安全性・品質向上事業に要した経費計3796万余円に対して助成金計3654万余円を交付するため、同額の交付金を振興会に交付していた。同協会は、上記の経費に助成事業実施期間中に支払った乳成分分析装置及び体細胞数測定装置に係るリース料計1285万余円を計上して、これに対して同額の助成金の交付を受けていた。そして、同協会は、当該助成事業の終了後も両装置を継続して使用するとしていた。

しかし、同協会は、両装置について、法定耐用年数等の合理的な基準に基づく期間(96か月)よりも短い期間(60か月)をリース期間と設定して算定したリース料を助成対象経費に計上するなどしていた。

(3) 資産の取得費に当たるソフトウェアの開発費について、通常案件の助成率を適用していた事態

ソフトウェアの開発費を助成対象とした3実施主体の7事業のうち2実施主体が24年度から28年度までの間に実施した4事業(事業費計1億8982万余円、交付金計1億5177万余円)について、貴会は、振興会が、ソフトウェアの開発費計5228万余円を助成対象として、助成率10分の8を乗じて算定した助成金計4182万余円を交付するため同額の交付金を交付していた。

そして、2実施主体は、開発したソフトウェアを資産としてそれぞれ貸借対照表に計上した上で、事業終了後も自らの業務で継続して使用していた。

しかし、貴会は、資産の取得費について通常案件より低い助成率を設定しているものの、公募要領等において、ソフトウェアの開発費が当該助成率を適用する資産の取得費に当たるかどうかを判断するための基準を明確にしていなかったため、2実施主体は、4事業におけるソフトウェアの開発費に、通常案件の助成率を適用していた。

したがって、上記の4事業に係るソフトウェアの開発費について、資産の取得費に適用する助成率10分の5を乗じて交付金を算定すると計2614万余円となり、交付された交付金と比べて1568万余円の開差を生ずることとなる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

貴会は、振興会を通じて、乳用牛群検定全国協議会が平成26年度から28年度までの間に実施した効率的な乳用牛飼養管理システム開発事業に要した経費計9035万余円に対して助成率10分の8を乗じた助成金計7228万余円を交付するため、同額の交付金を振興会に交付していた。そして、上記の経費には同システムのソフトウェアの開発費計2498万余円が含まれていた。

しかし、同協議会は、同システムを資産として貸借対照表に計上した上で、事業終了後も自らの業務で使用していることから、同システムの開発費は資産の取得費に当たると認められる。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

実施主体が実質的に負担していない委託費を助成対象経費に計上している事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、事業終了後も実施主体が自らの業務で継続して使用する期間に係る分析装置等のリース料を助成対象経費に計上している事態、資産の取得に当たるソフトウェアの開発費について通常案件の助成率を適用している事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、実施主体において、公募要領等に基づく助成対象経費の範囲に対する理解が十分でないことにもよるが、貴会において次のようなことなどによると認められる。

- ア 公募要領等に事業の一部を委託して実施する場合、助成対象経費となる経費の範囲を明確にしていないこと
- イ 助成対象となるリース物件を事業終了後も実施主体が自らの業務で継続して使用する場合、助成対象経費としてリース料を算定するのに用いるリース期間の設定方法を公募要領等に明示していないこと
- ウ 公募要領等に、ソフトウェアの開発費が通常案件より低く設定した助成率を適用する資産の取得費に当たるかどうかを判断するための基準を明確にしていないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴会は、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、今後とも畜産振興事業を実施する実施主体に対して特定法人を通じて助成金を適切に交付することが必要になる。

については、貴会において、交付金の交付に当たり、助成金の算定が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求する。

- ア 事業の一部を委託して実施する場合は、実施主体が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを公募要領等に明示して助成対象経費の範囲を明確にすること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 事業終了後も助成対象となるリース物件を実施主体が自らの業務で継続して使用する場合は、公募要領等に法定耐用年数等の合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを明示すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)
- ウ ソフトウェアの開発費が通常案件より低く設定した助成率を適用する資産の取得費に当たるかどうかを判断するための基準を公募要領等に明確に定めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

第5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理設備の改修工事において、施工状況等を踏まえた経済的な積算を行うよう改善させたもの

科 目	(環境安全事業勘定) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費	
部 局 等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
契 約 名	H28 北九州1系プラズマ炉補修工事-1等 48件	
契 約 の 概 要	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設において計画的に処理設備の補修・更新を行わせるもの	
契 約	平成28年4月～30年3月 随意契約	
検査の対象とした工事数及び契約額	48工事	94億3699万余円(平成28、29両年度)
複数の工事を一括して発注したとすることなく積算していた工事数及び共通費の積算額	21工事	7億0593万余円(平成28、29両年度)
上記について共通費を低減できた工事数及び積算額	21工事	1億0200万円

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る事業等の概要

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る事業の概要

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号)に基づき、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)、PCBを含む油、PCBが封入された容器のうち廃棄物となったものなど(以下、これらを合わせて「PCB廃棄物」という。)の無害化処理に係る事業を北海道PCB廃棄物処理施設等5処理施設等^(注)において実施している。

(注) 5処理施設 北海道、東京、豊田、大阪、北九州各PCB廃棄物処理施設

(2) PCB廃棄物の処理施設における処理設備の改修工事

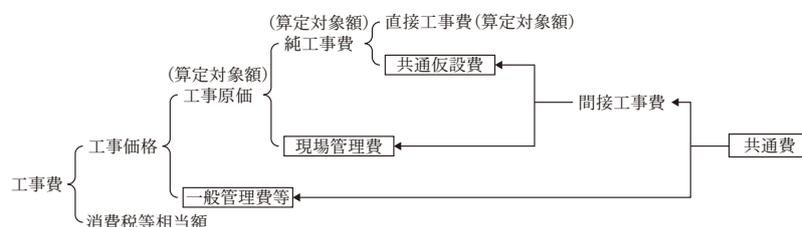
PCB廃棄物の処理施設は、PCB廃棄物を熱や化学反応で分解し無害化処理する各種の処理設備等で構成されている。このうち処理設備はプラントメーカーが自ら開発した特殊な設備であること、及びプラントメーカーが自ら開発した設備を熟知している人材を保有することなどから、会社は、処理設備の改修工事を当該処理設備を開発した各プラントメーカーに随意契約により請け負わせて実施している。

(3) 改修工事に係る工事費の積算

会社は、会社制定の「請負工事費積算基準(平成16年環技第2号)」(以下「会社基準」という。)に基づき、改修工事費(以下「工事費」という。)の積算を行っている。そして、会社基準によれば、工事費は、図のとおり、直接工事費に、共通仮設費、現場管理費及び一般管

理費等(以下、これらを合わせて「共通費」という。)を加えるなどして積算することとされており、このうち、共通費については、厚生労働省制定の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」(以下、会社基準と合わせて「会社基準等」という。)により積算することとされている。

図 工事費の構成



会社基準等によれば、共通費のうち、共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用、現場管理費は、現場を管理する現場の従業員給料手当等の工事現場を管理運営するために必要な費用、一般管理費等は、本店及び支店の従業員給料手当等の受注者の継続運営に必要な費用とされている。

そして、共通費の積算方法は、直接工事費等を基に算定した各算定対象額に会社基準等で定められている共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率を乗じて得た額の範囲内とすることとされており、一般に直接工事費が増加するほどには、共通費を構成する共通の仮設に要する費用等は増加しないことなどから、共通仮設費率等は、直接工事費等の算定対象額が増大するにつれて逡減することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、工事費の積算は適切なものとなっているかなどに着眼し、会社が、平成 28、29 両年度に、処理設備を開発した各プラントメーカーに随意契約により請け負わせて実施した改修工事 48 工事、契約額計 94 億 3699 万余円を対象として、会社の本社において契約書、予定価格調書等の関係書類を確認するとともに、5 処理施設における改修工事の作業の実態を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

会社は、改修工事について、処理設備ごとに、設計図書を作成し、作成が完了したものから順次発注手続を行っていた。このため、上記の改修工事は、処理設備ごとに分割して発注されており、また、処理設備の停止期間を可能な限り短くするため、これらの改修工事の工期は重複しているものが多くなっていた。

そこで、同一の処理施設で、同一のプラントメーカーが随意契約により請け負い、かつ、工期の過半が重複している工事については、実際の作業期間の多くが重複していることから、一体として効率的に施工されている可能性が高いと考えられるため、前記の改修工事 48 工事についてみたところ、先行して発注されている改修工事(以下、このような工事を「前工事」という。)8 工事と、これらに続いて発注されていて、工期の過半が重複している改修工事(以下、このような工事を「後工事」という。)21 工事との組合せ計 8 組が見受けられた。

そして、後工事となる21工事の共通費についてみたところ、会社基準等に基づき、各工事の算定対象額に対して、共通仮設費率を4.94%から8.43%まで、現場管理費率を15.37%から16.54%まで、一般管理費等率を11.64%から19.90%までとしており、これらに基づくなどして共通費を計7億0593万余円と積算していた。

しかし、前記の改修工事8組それぞれの施工状況を確認したところ、同一の現場事務所が利用されていたり、同一の作業員が複数の改修工事の現場代理人等を兼任していたりするなどして、複数の工事は組ごとに一体として効率的に施工されていた。

このことから、後工事となる21工事の共通仮設費及び現場管理費の積算に当たっては、複数の工事を組ごとに一体のものとみなして取り扱うべきであったと認められた。また、これらを踏まえると、一般管理費等についても、同様に、複数の工事を組ごとに一体のものとみなして取り扱うべきであったと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

会社は、北海道PCB廃棄物処理施設において、工期が平成29年2月17日から同年6月20日までとなっている「H29北海道1系プラズマ炉補修工事-1」と、工期が同工事と同じである「H29北海道1系プラズマ炉経年劣化対策工事(上期)」の2工事を、同一のプラントメーカーに随意契約により請け負わせて実施していた。これらの工事費の共通費の積算に当たっては、両工事それぞれの共通仮設費率を6.10%、5.87%、現場管理費率を15.95%、16.22%、一般管理費等率を15.69%、16.49%として、これらに基づくなどして共通費を2498万余円、1150万余円、計3649万余円と積算していた。しかし、両工事の現場状況についてみると、現場内でフォークリフトによる器材の運搬に当たり、同一の作業員が兼任して運搬作業及び安全監視を実施していたり、同一の現場事務所を利用していたり、同一の作業員が複数の改修工事の現場代理人、監理技術者等を兼任していたりするなどして、両工事は一体として効率的に施工されていた。

上記のことから、「H29北海道1系プラズマ炉補修工事-1」を前工事として、これと工期が同一の「H29北海道1系プラズマ炉経年劣化対策工事(上期)」を後工事とすることにより、後工事の共通費を修正計算すると、両工事を一体のものとみなして積算した共通費の額3460万余円から、前工事の共通費の額2498万余円を控除した961万余円となり、188万余円が低減できることになる。

このように、処理設備の改修工事の施工現場において、プラントメーカーは複数の工事を一体として効率的に施工しているのに、前工事と後工事の共通費の積算について、前工事と後工事を一体のものとみなすことなく共通費を積算していて、施工現場の状況を踏まえた経済的な積算になっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた共通費の積算額)

上記のことから、効率的な施工がされている8組の改修工事について、組ごとに一体の工事でみなして後工事となる21工事の共通費計7億0593万余円を修正計算すると計6億0383万余円となり、約1億0200万円が低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、会社において、工事費の積算に当たり、現場の施工状況等を踏まえた経済的な積算を行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、30年9月に、会社基準を改定して、工事費の積算に当たり、契約済みの前工事と後工事を随意契約により行う場合における後工事の共通費の積算は、前工事と後工事とを一括して発注したとして積算した共通費の額から、前工事の共通費の額を控除した額とし、会社基準の改定について関係部署に通知して、同年10月からこれを適用することとする処置を講じた。

第6 東日本高速道路株式会社、第7 中日本高速道路株式会社、第8 西日本高速道路株式会社

第3章
第2節
第6
東日本高速道路株式会社
第7
中日本高速道路株式会社
第8
西日本高速道路株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1)-(3) 高速道路会社が実施する道路構造物の点検等について、点検困難箇所に係る点検の手法を具体的に定めるよう是正改善の処置を求め、点検及び補修結果を適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに変状の内容等の必要な情報を的確に把握するなどして、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備するよう意見を表示したものの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 管理費用
部局等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社
契約の概要	橋りょう、トンネル等の道路構造物の点検の実施、点検等に係る情報の記録、維持管理計画等の検討案作成等の業務を委託して実施させるもの
点検の実施、点検等に係る情報の記録、維持管理計画等の検討案作成等の業務に係る契約件数及び契約金額	(1) 10件 549億9812万円(背景金額)(平成28、29両年度) (2) 8件 278億9064万円(背景金額)(平成28、29両年度) (3) 10件 306億8117万円(背景金額)(平成28、29両年度)

本院は、高速道路会社が実施する道路構造物の点検等について、平成30年10月15日に、東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)のそれぞれの代表取締役社長に対して、「道路構造物の点検等について」として、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により意見を表示した。

これらの処置要求及び意見表示の内容は、3会社の検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 道路構造物の詳細点検等の概要

(1) 3会社が管理する道路構造物の状況

3会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した協定において、同機構から借り受けた道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に維持、修繕その他の管理を行うこととされている。そして、3会社は、管理する橋りょう、トンネル等の道路構造物(以下「構造物」という。)の状況を的確に把握して評価し、補修等を計画的に実

施するために、各社制定の保全点検要領(以下「点検要領」という。)等に基づき、構造物の点検等を実施している。点検等の業務のうち、現場における点検、点検等に係る情報の記録、構造物の維持管理計画等の検討案の作成については、保全点検業務を実施している株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道等^(注1)12社(以下「エンジニアリング会社」という。)に委託しており、点検結果等に基づく維持管理計画等の策定は3会社が行っている。

3会社が管理する構造物のうち、建設後50年を超える橋りょう及びトンネルの割合は今後高くなり、構造物の老朽化が進んでいくことが見込まれる。また、大型車交通の増加や凍結防止剤の影響等を受ける使用環境下で、構造物にコンクリートの剝離、鉄筋の腐食等の損傷が発生している。

3会社は、このような状況を踏まえて、それぞれインフラ長寿命化計画を策定し、同計画において、点検・診断結果に基づいた必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施することにより、トータルコストの縮減と確実な高速道路機能の維持を図るとともに、これらの取組を通じて得られた高速道路資産の状態や対策履歴の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルの継続的な発展につなげるとしている。

(注1) 12社 東会社の委託先であるネクスコ・エンジニアリング北海道、ネクスコ・エンジニアリング東北、ネクスコ東日本エンジニアリング、ネクスコ・エンジニアリング新潟、東京湾横断道路の各株式会社、中会社の委託先である中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋両株式会社、西会社の委託先である西日本高速道路エンジニアリング関西、西日本高速道路エンジニアリング中国、西日本高速道路エンジニアリング四国、西日本高速道路エンジニアリング九州、西日本高速道路総合サービス沖縄各株式会社

(2) 道路法施行規則の改正による点検の実施等の義務化と3会社の点検要領等の改訂

道路の老朽化対策の本格実施に関する提言(平成26年4月社会資本整備審議会道路分科会)等を受けて、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)が26年に改正され、構造物を管理する者は、「点検→診断→措置→記録」というメンテナンスサイクルを確立するために、①構造物について近接目視により5年に1回の頻度で点検を行うこと、②点検を実施した場合や点検に基づき必要な補修等の措置を講じた場合にはその内容を記録することなどが義務付けられた。3会社は、道路法施行規則の改正を踏まえ、26年7月及び27年4月に点検要領等の改訂を行い、構造物の健全性の把握や安全な道路交通の確保等を目的に5年に1回の頻度で実施する点検(以下「詳細点検」という。)における近接目視について、双眼鏡で目視を行う方法でも可としていたものを、構造物の変状の状態を肉眼により把握し、評価が行える距離まで接近して目視を行う方法に改め、接近、肉眼による目視、触診や打音が物理的に困難な箇所(以下「点検困難箇所」という。)の点検の手法について、近接目視等と同等の成果が得られるようにファイバースコープ等により対応することを示した。

(3) 点検要領に基づく変状の判定並びに点検結果及び補修結果の記録

ア 点検により発見した個別の変状箇所に対する判定区分

点検要領によれば、点検で発見された構造物の変状箇所は、表1のとおり、変状の状況に応じて区分され、このうち「AA」は、変状が著しく、構造物等の安全性、使用性、

耐久性等の機能面への影響が非常に高いと判断され、速やかな対策が必要な場合の判定区分とされており、補修等の対策を最も優先すべきものとなっている。

表1 個別の変状箇所に対する判定区分

判定区分	変状の状況
AA	変状が著しく、機能面への影響が非常に高いと判断され、速やかな対策が必要な場合
A	変状があり、機能低下に影響していると判断され、対策の検討が必要な場合
A 1	変状があり、機能低下への影響が高いと判断される場合
A 2	変状があり、機能低下への影響が低いと判断される場合
B	変状はあるが、機能低下への影響はなく、変状の進行状態を継続的に監視する必要がある場合
(注) C	変状の状態(機能面への影響度合いなど)に関する判定を行うために、詳細調査を実施する必要がある場合
OK	変状がないか、又は軽微な場合

(注) 東会社においては「R」である。

イ 点検結果及び補修結果の記録について

点検要領等によれば、詳細点検で確認された構造物の変状箇所の状況等の点検結果及び当該変状箇所の補修結果(以下、これらを合わせて「点検・補修結果」という。)の情報(文字情報、位置図、写真)は、点検管理システム等(以下「システム」という。)に記録され、一元化して管理、蓄積されることとされている。そして、これらのデータは構造物等に係る変状原因の分析、維持管理計画等の立案等に活用されることとなっており、メンテナンスサイクルの確実な運用等に不可欠な情報であるとともに、構造物の健全性を客観的に説明するための重要な情報となっている。

ウ 本院が要求した改善の処置及びこれに対応して3会社が講じた処置

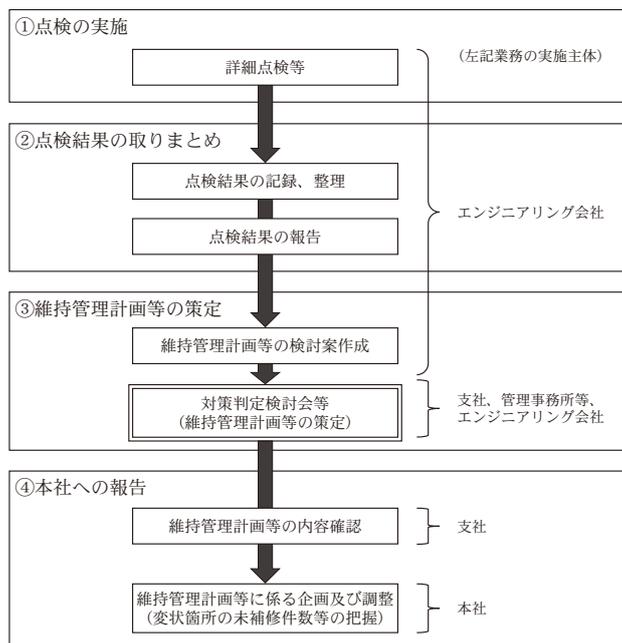
本院は、3会社の点検・補修結果等が点検要領等に基づき適切にシステムに登録されていないなどの事態について、21年10月に、会計検査院法第36条の規定により、3会社において構造物が計画的かつ効率的に管理されるよう、支社等に対して点検結果の登録は点検要領等に基づき確実に実施されなければならないことを周知するとともに、システムに登録すべき事項等を契約関係書類に具体的に記載するよう指示するなどの改善の処置を講ずるよう要求した。そして、3会社は、本院の指摘の趣旨に沿い、支社等に対して、システムに登録すべき点検・補修結果に係る事項等を契約関係書類に明確に定めさせるなどの処置を講じた。

(4) 点検結果等に基づいた維持管理計画等の策定

点検要領等によれば、3会社の各支社管内の各管理事務所等は、構造物の点検結果に基づく要補修箇所の把握及び補修等の対策の優先順位付けを行い、エンジニアリング会社が作成した維持管理計画等の検討案を踏まえて維持管理計画等を立案し、対策判定検討会等を年1回以上開催して、維持管理計画等を策定することとされている。そして、支社は、各管理事務所等から対策判定検討会等の結果の報告を受けた上で、各管理事務所等が策定した維持管理計画等の内容を確認して、それらを本社に報告するなどし、本社は、維持管理計画等に係る方針を企画及び調整するために、支社からの報告等を通じて、変状箇所の未補修件数やその推移等を把握することとなっている(参考図1参照)。

(参考図1)

維持管理計画等の策定及び本社への報告までの流れの概念図



2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

3 会社が管理する主要な構造物である橋りょう及びトンネルは、前記のとおり、老朽化が進み、コンクリートの剥離、鉄筋の腐食等の損傷が発生している。そして、3 会社は、構造物を維持管理していくために、点検要領等に基づく点検により構造物の状態を確実に把握するとともに、点検結果に基づき補修等の対策を計画的に実施することなどが求められている。

そこで、本院は、合规性、効率性、有効性等の観点から、3 会社において、構造物の点検は点検要領等に基づき適切な方法により実施されているか、点検・補修結果の情報は適切に記録されているか、点検結果に基づき維持管理計画等が適切に策定され、補修等が適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、3 会社の^(注2)12 支社が、28、29 両年度に構造物の詳細点検(橋りょう 9,554 橋、トンネル 794 トンネル)、維持管理計画等についてエンジニアリング会社との間で締結した契約、東会社計 10 件(契約金額計 549 億 9812 万余円)、中会社計 8 件(同計 278 億 9064 万余円)、西会社計 10 件(同計 306 億 8117 万余円)及び 30 年 3 月末時点において速やかな対策が必要な場合の判定区分である「AA」としてシステムに記録されている変状箇所計 6,669 か所(27 年度以前の点検において「AA」と判定された変状箇所を含む。)を有する橋りょう及びトンネルの維持管理等を対象として、3 会社の本社及び 12 支社において、システムに記録されている橋りょう及びトンネルに係る点検・補修結果や現地における変状状況を確認するな

どの方法により会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 12支社 東会社の北海道、東北、関東、新潟各支社、中会社の東京、八王子、名古屋、金沢各支社、西会社の関西、中国、四国、九州各支社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 点検困難箇所における点検が十分に行われていないもの

点検要領によれば、点検困難箇所の点検の手法については、前記のとおり、近接目視等と同等の成果が得られるようにファイバースコープ等を用いることが示されているが、点検箇所の状況に応じたファイバースコープ等の具体的な使用方法等は示されていない。そこで、28、29両年度に詳細点検を実施したトンネルのうち、トンネル側壁部に浮かし張り内装板(以下「内装板」という。参考図2参照)が設置されている110トンネルについて、内装板を裏側から支えており表面からは見えない取付金具等(以下「取付金具等」という。)の点検困難箇所の点検方法を確認したところ、表2のとおり、110トンネル全てについて、外側から内装板の表面等を目視したり、内装板を揺すったりするなどの従来どおりの確認にとどまり、ファイバースコープ等を用いた確認を行っていなかった。このうち44トンネルについては、内装板付近から漏水等が発生している箇所があり、取付金具等に悪影響を及ぼしている可能性があると思料された。

(参考図2)

内装板の概念図

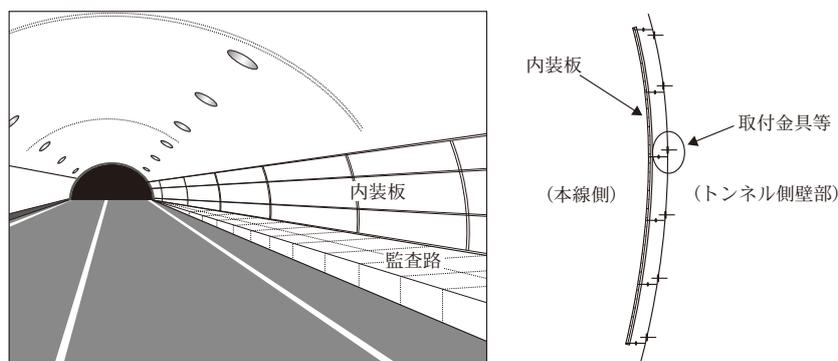


表2 平成28、29両年度における取付金具等に係る点検の状況 (単位：トンネル)

会社名	内装板が設置されているトンネル数	ファイバースコープ等による確認を行っていないトンネル数	うち、内装板付近から漏水等が発生しているトンネル数
東会社	31	31	4
中会社	31	31	21
西会社	48	48	19
3会社計	110	110	44

(2) 点検・補修結果が適切に記録されていないもの

点検・補修結果の情報については、前記のとおり、点検要領等によりシステムに記録されることとなっており、前記21年10月の本院の処置要求を踏まえ、3会社とエンジニアリング会社との間で締結した契約においてもこれらの情報をシステムに記録することとなっていた。しかし、28、29両年度に詳細点検を実施した橋りょう及びトンネルについてエンジニアリング会社が行った点検・補修結果のシステムへの記録の状況を確認したところ、変状箇所計951,756か所(橋りょう712,234か所、トンネル239,522か所)及び補修箇所計75,561か所(橋りょう54,272か所、トンネル21,289か所)のうち、詳細点検時の変状状況写真及び補修写真の全部又は一部がシステムに記録されていなかった箇所が、表3のとおり、それぞれ計121,060か所(橋りょう92,414か所、トンネル28,646か所)及び計31,678か所(橋りょう21,563か所、トンネル10,115か所)見受けられた。これらのデータは、変状原因の分析、維持管理計画等の立案等に活用される重要な情報であるが、システムに記録されていなかったため、当該変状箇所の詳細点検時の変状状況や補修の状況を確認できず、変状原因の分析、維持管理計画等の立案等に活用できない状況となっていた。

表3 平成28、29両年度における点検・補修結果のシステムへの記録の状況

会社名	構造物の種類	変状状況写真		補修写真	
		システムに記録されていない構造物数(橋・トンネル)	システムに記録されていない変状箇所数(か所)	システムに記録されていない構造物数(橋・トンネル)	システムに記録されていない補修箇所数(か所)
東会社	橋りょう	187	819	1,435	16,007
	トンネル	12	1,776	92	4,785
中会社	橋りょう	1,025	49,821	21	58
	トンネル	60	5,658	4	15
西会社	橋りょう	608	41,774	748	5,498
	トンネル	166	21,212	169	5,315
3会社計	橋りょう	1,820	92,414	2,204	21,563
	トンネル	238	28,646	265	10,115
	計	2,058	121,060	2,469	31,678

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

中会社東京支社が、平成28年度に中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社を実施させた詳細点検において、前回の点検の結果、経過観察により変状の進行状況を把握するなどとしていた計207橋の変状箇所28,976か所について、当該詳細点検時までに変化がみられないなどとして、前回点検時に撮影した変状状況写真がそのまま28年度の詳細点検の変状状況写真としてシステムに記録されるなどしていた。このため、28年度点検時の当該変状箇所の実際の状況がシステムで確認できない状況となっていた。

(3) 点検結果を踏まえた補修等が実施されていないもの

ア 「AA」と判定された変状箇所状況

前記のとおり、判定区分のうち「AA」は速やかな対策が必要であり、優先して補修等の対策を実施することとされているが、3会社が管理する橋りょう及びトンネルにおいて、30年3月末時点で判定区分が「AA」としてシステムに記録されている変状箇所計6,669か所についてみると、表4のとおり、補修等の工事契約が同時点で未締結となっている変状箇所が計4,579か所あり、このうち268か所は29年度末に策定された30年3月末時点の維持管理計画等に反映されていなかった。

表4 「AA」と判定された変状箇所状況(平成30年3月末時点) (単位：か所)

会社名	補修等の工事契約が締結済みの変状箇所数 ①	補修等の工事契約が未締結となっている変状箇所数		計 ②	計 ①+②
		維持管理計画等への反映の有無			
		有	無		
東会社	1,002	773	144	917	1,919
中会社	336	843	0	843	1,179
西会社	752	2,695	124	2,819	3,571
3会社計	2,090	4,311	268	4,579	6,669

上記の補修等の工事契約が未締結となっている「AA」判定の変状箇所4,579か所の点検実施年度についてみると、表5のとおり、「AA」と判定されてから2年以上経過して長期補修等が実施されていない箇所が計1,474か所見受けられた。

表5 補修等の工事契約が未締結となっている「AA」判定の変状箇所に係る点検実施年度別の箇所数 (単位：か所)

会社名	点検実施年度	平成25年度以前 (4年以上経過) ①	26年度 (3~4年経過) ②	27年度 (2~3年経過) ③	28年度 (1~2年経過)	29年度 (1年未満)	計	
								うち①+②+③ (2年以上経過) 計
東会社		3	5	28	204	677	917	36
中会社		17	137	66	166	457	843	220
西会社		68	198	952	596	1,005	2,819	1,218
3会社計		88	340	1,046	966	2,139	4,579	1,474

また、補修等の工事契約が未締結となっている「AA」判定の変状箇所4,579か所のうち維持管理計画等に反映されている4,311か所の補修等の予定年度についてみると、表6のとおり、30年3月末から更に2年経過した32年度以降となっていて、補修等が実施されるまでに長期を要する見込みとなっている箇所が計1,850か所見受けられた。

表6 補修等の工事契約が未締結となっている「AA」判定の変状箇所のうち維持管理計画等に反映されている箇所の補修等の予定年度別の箇所数 (単位：か所)

会社名	補修等 予定 年度	平成30年度	31年度	32年度 ①	33年度 ②	34年度以降 ③	計	
								うち①+②+③ (32年度以降) 計
東会社		52	571	84	32	34	773	150
中会社		159	308	230	142	4	843	376
西会社		698	673	393	1	930	2,695	1,324
3会社計		909	1,552	707	175	968	4,311	1,850

そして、補修等の予定年度が32年度以降となっている「AA」判定の変状箇所1,850か所について、変状が発生している部材や変状の内容を確認したところ、橋りょうの伸縮装置内部の止水材の損傷等により漏水が発生し、橋桁の端部等の他の部材に悪影響を及ぼすなどしている変状箇所が東会社37か所、中会社321か所、西会社109か所、計467か所見受けられた。

イ 本社における対応状況

維持管理計画等の立案・見直しや補修等の対策の実施について、3会社の本社は、前記のとおり、支社からの報告等を通じて、「AA」と判定された変状箇所の未補修件数やその推移等を把握することになっており、これらを把握していた。しかし、変状箇所ごとの変状の内容、補修等が遅れている理由、構造物に与える影響等については把握しておらず、支社及び管理事務所等に対して、維持管理計画等を見直して早期に補修等するための具体的な方策を講ずるよう、指示するなどしていなかった。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

点検困難箇所における点検が十分に行われていなかったり、点検・補修結果が適切に記録されておらず、変状原因の分析、維持管理計画等の立案等に十分活用できるものとなっていなかったりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。また、点検の結果、速やかな対策が必要と判定されているのに、補修等が実施されておらず、補修等が実施されるまでに長期を要する見込みとなっているなど点検結果が維持管理計画等に適切に反映されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 本社において、点検困難箇所に係るファイバースコープ等の機器を用いた点検の手法について、点検箇所の状況に応じた方法等を具体的に示していないこと
- イ 支社及び管理事務所等において、変状状況写真や補修写真は構造物の健全性を客観的に説明する重要な情報であることの認識が欠けていること及びエンジニアリング会社による変状状況写真や補修写真のシステムへの記録に関する履行確認が十分でないこと
- ウ 支社及び管理事務所等において「AA」と判定された変状箇所について速やかに補修等の対策を実施しなければならないことの認識が欠けていること。また、本社において変状箇所ごとの変状の内容、補修等が遅れている理由、構造物に与える影響等、維持管理計画等を適切なものとするために必要な情報を支社から報告等させていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに表示する意見

3会社は、前記のとおり、機構から借り受けた道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に維持、修繕その他の管理を行うこととされており、維持管理のために今後も引き続き多額の費用を投じて構造物の点検等を実施していくことが見込まれる。

については、3会社において、点検要領等に基づく点検により構造物の状態を確実に把握するとともに、点検結果を維持管理計画等に適切に反映して補修等の対策を的確に実施し、メンテナンスサイクルの確実な運用等が図られるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに意見を表示する。

- ア 本社において、点検困難箇所に係る点検においてファイバースコープ等が使用されるよう、具体的な使用方法等をマニュアル等に定めるなどして、支社及び管理事務所等に周知すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 本社において、支社及び管理事務所等に対して指示するなどして、現在、システムに記録されていない変状状況写真や補修写真について、エンジニアリング会社が詳細点検時に撮影するなどした写真をシステムに記録させること(同法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)
- ウ 本社において、点検要領等を改訂するなどして変状状況写真や補修写真の全てを適切にシステムに記録させることとし、さらに、エンジニアリング会社によるシステムへの記録に関する履行確認を確実に行うよう支社及び管理事務所等に周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- エ 本社において、「AA」と判定されている変状箇所について、定期的に変状の内容、補修等の対策に係る進捗状況等を支社から報告させるなどしてその状況を的確に把握するとともに、支社及び管理事務所等に対して指示するなどして、点検結果を維持管理計画等に適切に反映させるなど補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

(第6 東日本高速道路株式会社、第8 西日本高速道路株式会社)、第9 本州四国連絡高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 橋りょう部の舗装補修工事において施工される床版防水工の設計及び積算に当たり、床版防水層に特定の材料を使用しなければならない特段の理由がある場合を除いて、使用する材料を特記仕様書等に明記しないで設計したり、安価な単価を選択して積算したりすることなどにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 西日本高速道路株式会社 (3) 本州四国連絡高速道路株式会社
科目	(1) (2) 仕掛道路資産、管理費用 (3) 仕掛道路資産、その他受託業務費用
部局等	(1) 本社、3支社 (2) 本社、2支社 (3) 本社、4管理センター
橋りょう部で施工される床版防水工の概要	橋りょう部の舗装を基層まで打ち換える工事において、橋りょう部のコンクリート床版に劣化の原因となる雨水や凍結防止剤の塩分が浸透しないようにするなどのために、床版と舗装の間に防水層を設置するもの
検査の対象とした床版防水工に係る直接工事費の積算額	(1) 24 工事 7 億 7872 万余円(平成 27 年度～29 年度) (2) 52 工事 14 億 3989 万余円(平成 27 年度～29 年度) (3) 8 工事 1 億 4762 万余円(平成 27 年度～29 年度)
経済的な設計及び積算となっていなかった床版防水工に係る直接工事費の積算額	(1) 11 工事 2 億 7347 万余円(平成 27 年度～29 年度) (2) 19 工事 3 億 5847 万余円(平成 27 年度～29 年度) (3) 6 工事 1 億 1786 万余円(平成 27 年度～29 年度)
上記について低減できた積算額	(1) 4010 万円 (2) 5730 万円 (3) 1920 万円

1 床版防水工の概要

(1) 橋りょう部の床版防水工の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。以下、これらの会社を総称して「2会社」という。)及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。以下、2会社と合わせて「3会社」という。)は、高速道路の維持管理等として、橋りょう部の舗装補修工事のうち舗装を基層まで打ち換える工事において、橋りょう部のコンクリート床版(以下「床版」という。)に劣化の原因となる雨水

や凍結防止剤の塩分が浸透しないようにするなどのために、床版と舗装の間に防水層(以下「床版防水層」という。)を設置する床版防水工を施工している。

(2) 床版防水工の設計

3 会社は、床版防水工の設計に当たり、2 会社が制定している「設計要領第二集橋梁保全編」等に基づき、床版の状況、施工条件等の設計条件を的確に把握して、床版防水層の要求性能を考慮し適切に設計することとしている。そして、2 会社が制定している「構造物施工管理要領」によれば、供用中の高速道路のように、短時間で施工を完了させる必要のある箇所(以下「箇所」)の床版防水層としてグレード I が設けられており、その要求性能は、防水性、遮塩性等とされている。これらの要求性能を満たす材料には、主として、不織布等に改質アスファルトを含浸させて積層した防水シート(以下「シート系材料」という。)と、アスファルトに合成ゴムを加えた液体状の防水材(以下「塗膜系材料」という。)があり、シート系材料の施工(以下「シート系防水工」という。)は床版面に敷設することにより行われ、塗膜系材料の施工(以下「塗膜系防水工」という。)は床版面に塗布することにより行われている。

3 会社は、グレード I の床版防水層については、要求性能を満たす材料であればどのような材料でも使用できるとしているが、過去の基準で築造された橋りょうで PC 鋼棒に変状が発生する可能性があり、床版の上面にシート系材料と併せて補強用繊維シート等を敷設することが必要となる場合等、設計条件により特定の材料を使用しなければならない場合は、使用する材料を特記仕様書等に明記して設計し、それ以外の場合は使用する材料を特記仕様書等に明記しないで設計することとしている。

(3) 床版防水工の積算

2 会社は、平成 27 年 4 月に「土木工事積算要領」を改訂して、グレード I の床版防水工の積算において用いる単価については、物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。以下同じ。)に掲載されているシート系防水工と塗膜系防水工の単価を参考に 2 会社が単価をそれぞれ定め、これを用いることとした。そして、2 会社は、積算に当たって、上記で定めたシート系防水工又は塗膜系防水工のいずれかの単価を選択するなどしている。また、本四会社は、物価資料に掲載されているシート系防水工又は塗膜系防水工の単価を参考にするなどして積算している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性、経済性等の観点から、床版防水工の設計及び積算が適切なものとなっているかなどに着眼して、27 年 4 月から 29 年 12 月までの間に契約を締結した舗装補修工事のうち、グレード I の床版防水工(以下「床版防水工」という。)を施工した工事、東会社 24 工事(床版防水工に係る直接工事費の積算額計 7 億 7872 万余円)、西会社 52 工事(同計 14 億 3989 万余円)、本四会社 8 工事(同計 1 億 4762 万余円)、計 84 工事(床版防水工の施工箇所計 1,399 か所、施工面積計 1,052,859㎡、契約金額計 747 億 9912 万余円、床版防水工の直接工事費の積算額計 23 億 6625 万余円)を対象として、3 会社の本社、各支社、各管理センター等において、契約書、設計書、特記仕様書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

2 会社が地域別に定めた床版防水工の単価についてみると、27 年 4 月以降、シート系防水工の単価(2,290 円/㎡~2,380 円/㎡)は、塗膜系防水工の単価(1,900 円/㎡~2,030 円/㎡)よりも高価となっていた。また、本四会社が積算に当たり参考とした単価についても、27 年 4 月以降、該当する地域におけるシート系防水工の単価(2,290 円/㎡~2,310 円/㎡)は、塗膜系防水工の単価(1,900 円/㎡~1,920 円/㎡)よりも高価となっていた。

3 会社は、前記 84 工事のうち 48 工事に係る 456 か所の床版防水工(施工面積計 373,074 ㎡、直接工事費の積算額計 9 億 3283 万余円)について、塗膜系防水工よりも高価なシート系防水工の単価を選択するなどして積算していた。

そして、3 会社は、上記 48 工事のうち 27 工事に係る 274 か所の床版防水工(施工面積計 204,612㎡、直接工事費の積算額計 5 億 0562 万余円)について、シート系材料を使用することを特記仕様書等に明記して設計し、積算していたが、床版の上面に補強が必要でシート系材料を使用する必要があるなどの 16 工事に係る 83 か所を除いた 13 工事に係る 191 か所の床版防水工(同計 132,609㎡、同計 3 億 2260 万余円(東会社 5 工事 1 億 2579 万余円、西会社 2 工事 7894 万余円、本四会社 6 工事 1 億 1786 万余円))は、特定の材料を使用しなければならない特段の理由がないのに、過去の施工実績や従前からシート系材料を使用していたことなどから、シート系材料を特記仕様書等に明記して設計し、積算していた。

また、2 会社は、前記 48 工事のうち 23 工事に係る 182 か所の床版防水工(施工面積計 168,462㎡、直接工事費の積算額計 4 億 2721 万余円(東会社 6 工事 1 億 4767 万余円、西会社 17 工事 2 億 7953 万余円))については、使用する材料を特記仕様書等に明記していなかったが、従前からシート系材料を使用していたことなどから、積算に当たり、塗膜系防水工よりも高価なシート系防水工の単価を選択していた。

しかし、これらについては、シート系材料を使用しなければならないなどの特段の理由は確認できず、シート系材料を使用するなどの必要はなかったと認められた。

このように、特定の材料を使用しなければならない特段の理由がないのに、高価なシート系材料を使用することとして特記仕様書等に明記して設計したり、使用する材料が特記仕様書等に明記されていないのに、シート系防水工の単価を選択するなどして積算したりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

特段の理由がないのにシート系材料を使用することを特記仕様書等に明記して設計し、積算していた 13 工事(191 か所)及び使用する材料を特記仕様書等に明記せずに設計していたのに、シート系防水工の単価を選択するなどして積算していた 23 工事(182 か所)の直接工事費の積算額、東会社 11 工事計 2 億 7347 万余円、西会社 19 工事計 3 億 5847 万余円、本四会社 6 工事計 1 億 1786 万余円について、シート系防水工より安価な塗膜系防水工の単価を選択するなどして床版防水工の直接工事費を修正計算すると、上記の積算額は東会社計 2 億 3333 万余円、西会社計 3 億 0108 万余円、本四会社計 9863 万余円となり、それぞれ約 4010 万円、約 5730 万円、約 1920 万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、床版防水工の設計及び積算に当たり、3会社において設計条件等により特定の材料を使用しなければならない特段の理由がない場合は使用する材料を特記仕様書等に明記しないで設計することについての理解が十分でなかったこと、2会社において安価な単価を選択して経済的な積算を行うことについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、30年8月に各支社又は各管理センターに通達等を発して、床版防水工の設計及び積算に当たり、設計条件等により特定の材料を使用しなければならない特段の理由がある場合を除いて使用する材料を特記仕様書等に明記しないで設計すること、3会社がそれぞれ定めるなどした単価を確認して安価な単価を選択して積算することなどとして、同月からこれを適用する処置を講じた。

(第8 西日本高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

新名神高速道路の建設事業において配置される安全巡視員に係る費用の積算に当たり、業務内容等を踏まえた人件費単価を設定することにより、安全巡視員に係る費用の算定を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	仕掛道路資産		
部 局 等	本社、関西支社、5事務所		
安全巡視員の概要	新名神高速道路の建設事業における重大事故の再発防止策として、工事の受注者が安全確認の巡視を専任で行わせるために配置する者		
安全巡視員を配置して費用を支払った工事の件数及び契約額	79件		2667億8414万余円(平成28年度～30年度)
上記の工事に配置された安全巡視員の人数及び安全巡視員に係る費用の積算額		延べ161人	6億0575万余円
上記のうち上部工工事及び土木工事の件数、配置された安全巡視員の人数及び安全巡視員に係る費用の積算額	27件	延べ63人	2億3882万余円
適正な人件費単価を設定することなどにより低減できた積算額			4540万円(平成28年度～30年度)

1 新名神高速道路の建設工事における安全管理等の概要

(1) 新名神高速道路の建設事業等の概要

西日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、新名神高速道路(以下「新名神」という。)のうち、滋賀県甲賀市から神戸市までの間(延長約108km)の建設事業を実施しており、同事業の一環として、会社の関西支社新名神京都事務所等5事務所^(注1)(以下「5事務所」という。)において、橋りょう、トンネル等の高速道路構造物の築造等を実施している。そして、新名神の各工事においては、平成28年10月以降、工事中の事故の発生を防止するために、安全確認を行う安全巡視員が配置されている。また、関西支社は、新名神の各工事における設計図書の照査、施工状況の確認等の施工管理業務を、設計コンサルタント等に委託して実施させている(以下、施工管理業務を実施している者を「施工管理員」という。)

(注1) 5事務所 新名神京都、新名神大阪東、新名神大阪西、新名神大津、新名神兵庫(平成30年7月1日以降は阪神改築)各事務所

(2) 安全巡視員の配置の経緯等

新名神の建設事業においては、28年4月に架設中の橋桁が国道上に落下して作業員が死傷するなどの事故が発生し、その後も重大事故が連続して発生していた。そこで、関西支社は、同年10月、再発防止策として、建設事業を実施している同支社管内の全事務所に対して、施工中の全ての工事を対象に、1日1回必ず現場において安全帯の未使用等により事故につながる可能性がある作業員の行動(以下「不安全行動」という。)がないかなどの安全確認を、施工管理員等に新たに追加で指示して行わせることとした。また、新名神大阪西、新名神兵庫両事務所は、施工中の鋼製の橋りょうの上部工工事計10件の受注者に対して、新たに安全確認を専任で行う安全管理専任者を配置するよう緊急的に指示した。

さらに、29年1月にクレーンの転倒事故が発生したことから、同年2月に、関西支社は、5事務所に対して、「現地安全確認の徹底に向けた取組みについて(安全管理専任者の配置)」(平成29年2月関建統第136号建設事業部長通知。以下「29年2月通知」という。)等を発出し、これを受けて5事務所は、施工中の全ての工事を対象として、それぞれの受注者に対して、1工事につき1人以上の安全巡視員(「安全管理専任者」から改称)を配置して常時安全確認の巡視を行うよう指示し、現場の安全確認の徹底を図ることとした。

(3) 安全巡視員の業務内容等

29年2月通知等によれば、安全巡視員は、第三者被害の発生する可能性がある作業、墜落の可能性がある作業及び建設機械や大型クレーンの転倒の可能性がある作業(以下、これらの作業を「配置対象作業」という。)が実施されている期間に配置され、①配置対象作業の実施箇所の随時巡回、②不安全行動の巡回監視や即時改善指導及び③建設機械や大型クレーンを使用する工事の施工計画書と現場との整合確認等の安全確認を専任で行うこととされている。そして、安全巡視員の要件について「現場の安全管理を指導できる者」と記載されている。

(4) 安全巡視員に係る費用の負担等

安全巡視員に係る費用については、安全巡視員の配置が緊急的な対応であり、会社が決定する土木工事積算要領等にその人件費単価等を設定していないことから、29年2月通知等において、契約の最終設計変更時に会社と工事の受注者との協議により定めることとし、会社が、受注者から提出された安全巡視員に支払われた給与等を基に算定した費用を確認するなどして、積算することなどとした。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

会社は、新名神の建設事業に係る工事において、当分の間は現場の安全強化のために、安全巡視員を配置することとしている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、安全巡視員に係る費用の積算が業務内容等を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、29年2月から30年6月までの間にしゅん功した新名神の建設事業に係る工事のうち、安全巡視員が配置されていた計79件、契約金額計2667億8414万余円(安全巡視員延べ161人に係る費用計6億0575万余円)を対象として、会社の本社、関西支社及び新名神京都、新名神大阪西、新名神兵庫各事務所において、契約書、安全巡視員配置計画

書等の資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、新名神大阪東、新名神大津両事務所から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 安全巡視員に係る人件費

関西支社は、前記79件の工事における安全巡視員に係る費用について、受注者から提示された額とおおむね同額の計6億0575万余円と積算し、同額を支払っており、その積算額の大半は人件費が占めていた。そして、安全巡視員延べ161人の人件費を1人1日当たり換算すると、表1のとおり、平均額は34,478円であり、最高額は81,000円、最低額は9,748円と大きな開差が生じていた。

表1 安全巡視員の人件費

工種	工事件数 (件)	人数 (人)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)
上部工	11	26	45,723	72,765	19,568
土木	16	37	38,969	68,451	16,030
舗装	3	9	38,468	47,643	27,255
電気	12	25	37,571	81,000	19,622
通信	5	8	32,319	50,000	20,605
機械	2	6	27,729	29,908	21,207
造園	9	16	25,594	36,196	9,748
建築	5	7	24,406	45,798	11,788
標識	8	16	23,627	33,968	15,035
遮音壁	8	11	22,872	32,000	13,800
計	79	161	34,478		

(2) 施工管理員の業務内容、資格、単価等

工事中の事故の発生を防止するための安全確認の業務については、前記のとおり、安全巡視員だけではなく、施工管理員も、施工管理業務と併せて行っている。施工管理員については、会社が制定している施工管理業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によれば、業務の実施に当たり、関係法令等、業務対象工事の契約書、設計図書等の内容を十分に理解し、工事現場の状況についても精通しておくこととされている。また、施工管理員は、共通仕様書において、表2のとおり、管理員Ⅰ、管理員Ⅱ及び管理員Ⅲに区分され、工事の難易度に応じて担当する現場を分担しており、それぞれについて必要な資格や経験年数等の要件が定められている。そして、会社は、管理員Ⅰ、管理員Ⅱ及び管理員Ⅲについては、国土交通省が公表している「設計業務委託等技術者単価について」(以下「技術者単価」という。)において定められた設計業務等技術者の職種区分の「技師B」「技師C」及び「技術員」に相当するとし、施工管理員の人件費の算定に当たっては、技術者単価の単価表に定められたそれぞれの単価(以下「基準日額」という。)を適用することとしている。

表2 施工管理員の資格要件等

資格区分	必要な資格	経験年数	技術者単価における職種区分
管理員Ⅰ	技術士、上級技術者等	管理員Ⅱ等を5年以上かつ管理技術者として3年以上	技師B
管理員Ⅱ	1級土木施工管理技士等	管理員Ⅲ等を3年以上	技師C
管理員Ⅲ	2級土木施工管理技士等	不要	技術員

(注) 1級土木施工管理技士は、土木工事の施工計画や安全管理、工程管理、技術者への技術的指導等を行うことができる国家資格で、専門的な知識と一定の実務経験が必要とされている。

また、28年10月以降に現場において作業員の不安全行動がないかなどの安全確認を行っている施工管理員の大半は資格区分が管理員Ⅱとなっていた。

(注2) 設計業務委託等技術者単価について 設計業務等技術者給与実態調査に基づき、国土交通省が設計業務委託等技術者単価を決定したものであり、基本給与相当額、諸手当、賞与相当額及び事業主負担額から構成されている。

(3) 上部工工事等に配置された安全巡視員の業務内容、資格等

安全巡視員の業務は、前記のとおり、配置対象作業が実施されている期間に安全確認を行うものであるが、そのためには、設計図書等の内容を理解して工事の施工手順や建設機械等の使用方法を把握する必要がある。そして、安全巡視員のうち、上部工工事及び土木工事(以下、これらの工事を合わせて「上部工工事等」という。)に配置された安全巡視員が行う安全確認の現場は、対象が橋りょう等の大規模な構造物であったり、足場を利用した高所作業が多かったり、大型のクレーン等を多用したりなどして、墜落や落下、クレーン等の転倒等の事故の可能性が高い現場が多く、その他の工種における安全確認の現場とは異なるものとなっていた。

また、上部工工事等計27件に配置された安全巡視員延べ63人が保有している資格について安全巡視員配置計画書により確認したところ、55人(全体の87.3%)が1級土木施工管理技士の資格を保有していた。一方で、その他の工種に配置された安全巡視員延べ98人の保有資格は、同資格を含む各工種の1級の施工管理技士の資格を保有している者が35人(同35.7%)に過ぎず、55人については、資格の保有状況が不明であった。

このように、安全巡視員が施工管理員と同様に設計図書等の内容を理解するなどして安全確認を行っていること、上部工工事等に配置された安全巡視員のうち、保有する資格が把握できた者の多くが1級土木施工管理技士の資格を保有していることから、上部工工事等に配置される安全巡視員は、同資格を有し、施工管理業務の一部として安全確認を行っている管理員Ⅱに相当するものであり、その人件費の算定に当たっては、業務内容や保有資格等に応じた「技師C」の基準日額を適用することが適切であると認められた。

そして、上部工工事等計27件に配置された安全巡視員(延べ63人に係る費用計2億3882万余円)の1人1日当たりの人件費の平均額をみると、41,756円となっており、管理員Ⅱに適用されている技術者単価における「技師C」の基準日額(28年度29,900円、29年度30,000円、30年度30,800円)に比べて高額となっていた。

したがって、会社において、安全巡視員に係る費用の積算に当たり、安全巡視員の業務内容等を踏まえた人件費単価を設定することなく、受注者から提出された協議書に記載された安全巡視員の配置に係る費用を基に算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

上部工工事等計 27 件に配置された安全巡視員延べ 63 人に係る費用の積算額について、本院において、「技師 C」の基準日額を適用することとするなどして試算すると、計 1 億 9337 万余円となり、前記の積算額計 2 億 3882 万余円と比較して約 4540 万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、工事中の事故の再発防止策として速やかに安全巡視員を配置する必要があったことにもよるが、会社において、安全巡視員の業務内容等を踏まえた適正な人件費単価を設定することについて十分な検討を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、30 年 9 月に工種ごとの安全巡視員の人件費単価や必要な資格要件等を定めるとともに、5 事務所へ通知を発して、安全巡視員に係る費用の積算を適切に行うよう周知徹底を図った。そして、同年 10 月以降に入札手続を開始する工事については、配置する安全巡視員に係る費用を新たに定めた人件費単価等により積算することとし、契約済みの工事についても、受注者と協議して安全巡視員に係る費用の契約変更を行うこととする処置を講じた。

第10 全国健康保険協会

不 当 事 項

保 険 給 付

(283) 健康保険の傷病手当金の支給において、労働者災害補償保険の休業補償給付との併給調整が適正でなかったもの

科 目	保険給付費
部 局 等	全国健康保険協会 5 支部
傷病手当金の概要	療養のため労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない被保険者に対して支給するもの
支給の相手方	10 人
傷病手当金の支給額	19,556,946 円(平成 24 年度～29 年度)
不当と認める支給額	14,797,194 円(平成 24 年度～28 年度)

1 傷病手当金等の概要

(1) 健康保険法に基づき支給される傷病手当金の概要

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく保険給付の一環として、業務災害以外の疾病等による療養のため労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない健康保険の被保険者(以下「対象者」という。)に対して傷病手当金を支給している。傷病手当金の支給期間は、対象者が労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日、すなわち 4 日目を初日として、それ以降労務に服することができなかった期間(以下「休業日数」という。)とすることとなっている。ただし、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病の場合は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 か月を超えない期間とすることとなっている。

対象者は、傷病手当金の支給を受けようとするときは、健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)に基づき、傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日、休業日数等を記載した「健康保険傷病手当金支給申請書」(以下「申請書」という。)等を協会に提出しなければならないこととなっている。

傷病手当金の支給に係る申請書等の受付及び内容の審査、確認、支給決定等の事務は、協会の各支部が行っており、各支部による支給決定に基づき、協会本部は、対象者に傷病手当金を支給することとなっている。

(2) 労働者災害補償保険法に基づき支給される休業補償給付の概要

労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づく保険給付のうち、休業補償給付は、業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができない労働者に対して、賃金を受けていない日について支給するものである。

(3) 傷病手当金と休業補償給付等との併給調整

健康保険法等においては、対象者が傷病手当金と同一の疾病等により休業補償給付の支給を受けることができるとき又は休業補償給付と支給期間が重複するときなどは、協会は、傷病手当金を支給しないか、又は減額して支給することとなっている(以下、この取扱いを「併給調整」という。)

そして、協会は、既に支給している傷病手当金について併給調整を行う必要があると判断した場合は、傷病手当金の全部又は一部について対象者から返還させることとしている。

協会は、併給調整を行うために、対象者が提出する傷病手当金の支給に係る申請書に、休業補償給付の受給の有無について確認する項目(以下「労災確認項目」という。)を設けており、対象者に対して、「今回の申請は労災保険から休業補償給付を受けている期間のものですか。」との問いに「はい」、「労災請求中」、「いいえ」のいずれか一つを選択して回答させることとしている。

そして、労災確認項目において「はい」と回答した対象者については、協会本部が各支部に発出した事務連絡(以下「事務連絡」という。)等に基づき、申請書に「休業補償給付支給決定通知書」の写しを添付させて、これにより各支部は、休業補償給付の支給対象となった期間等を確認するとともに、申請書等の記載内容から業務災害等の所見が見受けられた場合には、対象者から協会支部が休業補償給付等の支給状況等を労働基準監督署に確認することがあることなどについての同意を得て、併給調整の要否について確認することとなっている。

また、労災確認項目において「労災請求中」と回答した対象者については、事務連絡に基づき、①休業補償給付等は支給決定に時間を要することから、休業補償給付等の請求の結果が判明した後で、速やかに協会支部に連絡すること、②協会支部が休業補償給付等の支給状況等を労働基準監督署に確認することがあることなどについての同意書(以下「同意書」という。)等の提出を受けた上で、傷病手当金の支給を決定することとなっている。そして、各支部は、支給決定後に、労働基準監督署に対して、休業補償給付等の支給状況等を確認することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、傷病手当金の併給調整が適正に行われているかなどに着眼して、協会の^(注1)26支部において、平成26、27両年度に傷病手当金の支給決定を行った対象者のうち3,995人に支給された傷病手当金を対象として、申請書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 26支部 北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎各支部

(2) 検査の結果

検査したところ、5支部において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 休業補償給付と同一の疾病等により傷病手当金が支給されていた事態

対象者6人 支給額計10,840,290円

(注2)
4支部は、管内の事業所に勤務していた対象者計6人から申請書の提出を受け、傷病手当金24年度計156,480円、25年度計3,569,700円、26年度計3,673,230円、27年度計3,440,880円、合計10,840,290円の支給決定を行っており、協会本部は、これに基づき同額の傷病手当金を支給していた。

しかし、上記の6人は、申請書の労災確認項目に「労災請求中」と回答しており、同意書も提出していた。4支部は、これに基づき、休業補償給付等の支給状況等を確認する必要があったのに、適切に確認を行っておらず、併給調整の要否を確認しないまま支給決定を行っていた。そして、今回、協会を通じて各労働基準監督署に休業補償給付等の支給状況を確認したところ、上記の6人はいずれも、傷病手当金と同一の疾病等により休業補償給付の支給を受けていた。

したがって、前記の傷病手当金計10,840,290円の支給が適正でなかったと認められる。

(注2) 4支部 埼玉、神奈川、大阪、広島各支部

上記の事態について、事例を示すと次のとおりとなる。

<事例1>

埼玉支部は、管内の事業所に勤務していた対象者Aから平成27年10月28日から28年1月29日までの間に、同一の疾病等について休業期間ごとに計3回の申請書の提出を受け、27年7月19日から28年1月15日までの間の休業日数計181日分に係る傷病手当金計1,046,180円の支給決定を行い、協会本部は、これに基づきAに対して同額の傷病手当金を支給していた。そして、Aは、申請書の提出に当たり、労災確認項目には「労災請求中」と回答しており、同意書も提出していた。

一方、Aは、27年9月7日から30年2月7日までの間に労働基準監督署に対して、傷病手当金と同一の疾病等により、27年7月16日から29年11月15日までの間に係る休業補償給付計4,176,978円の請求を行い、同額の支給を受けていた。

しかし、同支部は、Aについて休業補償給付の支給状況等を確認する必要があったのに適切に確認を行っておらず、併給調整の要否を確認しないまま支給決定を行っていた。

したがって、前記の傷病手当金計1,046,180円の支給が適正でなかったと認められる。

イ 休業補償給付の支給期間と重複しているのに、傷病手当金の併給調整が行われていなかった事態

対象者4人 支給額計3,956,904円

(注3)
2支部は、管内の事業所に勤務していた対象者計4人から申請書の提出を受け、傷病手当金26年度計2,662,349円、27年度計4,832,521円、28年度計1,155,609円、29年度計66,177円、合計8,716,656円の支給決定を行っており、協会本部は、これに基づき傷病手当金を支給していた。

しかし、上記の4人は、申請書の労災確認項目に「はい」(1人)又は「労災請求中」(3人)と回答しており、同意書も提出するなどしていた。2支部は、これに基づき、休業補償給付等の支給状況等を確認する必要があったのに、適切に確認を行っておらず、併給調整の要否を確認しないまま支給決定を行っていた。そして、今回、協会を通じて各労働基準監督署に休業補償給付等の支給状況を確認したところ、上記の4人はいずれも、傷病手当金の支給期間と重複して休業補償給付の支給を受けていた。

したがって、重複していた支給期間について併給調整を行って、改めて適正な支給額を計算すると、26年度計377,673円、27年度計3,288,694円、28年度計1,027,208円、29年度計66,177円、合計4,759,752円となり、上記の支給額との差額26年度計2,284,676円、27年度計1,543,827円、28年度計128,401円、合計3,956,904円の支給が適正でなかったと認められる。

(注3) 2支部 三重、広島両支部

上記の事態について、事例を示すと次のとおりとなる。

<事例2>

広島支部は、管内の事業所に勤務していた対象者Bから平成27年7月13日から28年1月14日までの間に、業務災害以外の同一の疾病等について休業期間ごとに計9回の申請書の提出を受け、26年4月4日から27年11月30日までの間の休業日数計515日分に係る傷病手当金計3,439,115円の支給決定を行い、協会本部は、これに基づきBに対して同額の傷病手当金を支給していた。そして、Bは、申請書の提出に当たり、労災確認項目に「はい」と回答するなどしており、同意書も提出していた。

一方、Bは、26年5月7日から27年8月26日までの間に、労働基準監督署に対して、傷病手当金と期間を重複して、25年12月20日から27年3月31日までの間に係る休業補償給付計3,003,924円の請求を行い、同額の支給を受けていた。

しかし、同支部は、申請書に添付された「休業補償給付支給決定通知」から、26年4月4日から同年7月3日までの間に休業補償給付が重複して支給される傷病手当金については、不支給決定を行ったものの、その後の期間については、休業補償給付の支給状況等を確認せず、併給調整の要否を確認しないまま支給決定を行っていた。

したがって、改めて適正な支給額を計算すると、計1,677,073円となり、前記の支給額との差額1,762,042円の支給が適正でなかったと認められる。

ア及びイのとおり、5支部に係る対象者計10人が労災確認項目に「はい」又は「労災請求中」と回答しており、同意書も提出するなどしていたのに、5支部は、休業補償給付等の支給状況等を十分に確認せず、併給調整の要否を確認しないまま傷病手当金の支給決定を行い、協会本部は、これに基づき同額の傷病手当金を支給しており、計14,797,194円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5支部において対象者に係る休業補償給付等の支給状況等について、労働基準監督署への照会等の確認を行うことについての理解が十分でなかったこと、協会本部において5支部に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これらの適正でなかった支給額を支部ごとに示すと次のとおりである。

支部名	併給調整を行う必要があった対象者数	左の対象者に支給した傷病手当金の額	左のうち不当と認められた傷病手当金の額	摘要
	人	千円	千円	
埼玉	2	6,415	6,415	ア
神奈川	1	1,742	1,742	ア
三重	2	4,104	1,456	イ
大阪	2	844	844	ア
広島	3	6,449	4,338	ア、イ
計	10	19,556	14,797	

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

健康保険の傷病手当金の支給における厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整について

(平成 28 年度決算検査報告 582 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づき、療養のため労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない健康保険の被保険者(以下「対象者」という。)に対して傷病手当金を支給している。また、厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づき、被保険者からの請求に基づいて、厚生労働大臣等の裁定により障害厚生年金の支給を受けることとなっている。そして、対象者が傷病手当金の傷病と同一の疾病等により障害厚生年金等の支給を受けることができるときは、傷病手当金を支給しないか、又はその支給額を減額することとされており(以下、この取扱いを「併給調整」という。)、協会は、毎月、前月までの過去 1 年間に傷病手当金の申請書の受付を行った対象者に係る障害厚生年金の年額、支給開始日、傷病名等に関する情報(以下「年金情報」という。)の提供を日本年金機構(以下「機構」という。)から受け、これを確認して、併給調整の要否を判断している。しかし、傷病手当金の申請書の受付から 1 年を超えた時期に障害厚生年金の裁定が行われていて、同一の疾病等により傷病手当金と障害厚生年金とを同じ期間を対象として支給している対象者について、協会が機構から年金情報の提供を受けていないため、併給調整が適切に行われていない事態が見受けられた。

したがって、協会において、併給調整が適切に行われていなかった対象者に対して、支給済みの傷病手当金のうち併給調整により減額することとなる額の返還を求めるとともに、併給調整を今後より適切に行うことができるよう、機構から年金情報の提供を受ける対象者の範囲について見直しを行うよう、全国健康保険協会理事長に対して平成 29 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、協会本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、協会は、本院指摘の趣旨に沿い、傷病手当金の併給調整が適切に行われていなかった対象者に対して、支給済みの傷病手当金のうち併給調整により減額することとなる額の返還を求めた。そして、機構から年金情報の提供を受ける対象者の範囲について見直しを行い、障害厚生年金の給付を受ける権利の消滅時効等を考慮して、機構から年金情報の提供を受ける対象者の範囲を過去 5 年間に申請書の受付を行った対象者に拡大することとして、30 年 6 月に機構と併給調整に係る情報の提供に関する協定書を締結する処置を講じていた。

第11 日本年金機構

不 当 事 項

役 務

(284) 扶養親族等申告書の点検業務等に係る委託契約において、適正な契約手続をとることなく、契約に含まれていない業務を行わせていたもの

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構本部
契 約 名	(1) 扶養親族等申告書の点検業務 (2) 扶養親族等申告書の控除対象配偶者等の点検業務 (3) 年金給付にかかる届書等の点検・審査及び入力等に関する業務
契 約 の 概 要	(1)、(2) 扶養親族等申告書について、記載内容の点検、記載誤りの補正等を行うもの (3) 年金給付に係る各種請求書や届書等について、記載内容の点検、審査、社会保険オンラインシステム等への入力等を行うもの
契 約 の 相 手 方	(1) 株式会社システムシンク (2) 株式会社セールスアウトソーシング (3) 株式会社 SBC
契 約	(1) 平成 28 年 8 月 随意契約(単価契約) (2) 平成 28 年 9 月 一般競争契約(単価契約) (3) 平成 27 年 6 月、29 年 2 月 一般競争契約(単価契約)
支 払 額	(1) 70,438,657 円(平成 28 年度) (2) 37,431,826 円(平成 28 年度) (3) 873,472,968 円(平成 27 年度～29 年度) 計 981,343,451 円
適正な契約手続をとることなく実施させていた業務に係る支払額	(1) 10,118,488 円(平成 28 年度) (2) 682,077 円(平成 28 年度) (3) 37,014,483 円(平成 28、29 両年度) 計 47,815,048 円

1 委託契約の概要等

(1) 扶養親族等申告書の点検業務等に係る委託契約

日本年金機構(以下「機構」という。)は、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成 20 年 7 月閣議決定)に基づき、機構全体としての業務の効率化、コスト削減等に資する業務について、積極的に外部委託を行うこととしている。例えば、対面を必要としない各種届書、申請書等の処理業務のうち、郵送受付、入力、通知書等の印刷・交付、編てつ及び保管といった業務や、届書、申請書等の点検業務等について外部委託することとしている。

その一環として、機構は、平成28年度において、扶養親族等申告書の処理業務について、そのうち受付、点検、入力各業務をそれぞれ外部委託している。このうち点検業務については、28年8月に、「扶養親族等申告書の点検業務」を随意契約(単価契約)により株式会社システムシンク(以下「システムシンク」という。)に、また、同年9月に、「扶養親族等申告書の控除対象配偶者等の点検業務」を一般競争契約(単価契約)により株式会社セールスアウトソーシング(以下「セールスアウトソーシング」という。)にそれぞれ委託するなどしている。

上記の両契約は、機構が定めた提出期限内に老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給者から提出を受けた扶養親族等申告書(以下「申告書」という。)の記載内容を点検して、明白な記載誤りの補正等を行うものである。そして、両契約の仕様書によると、システムシンクが点検を行う申告書ははがきの形態で、前年の申告内容から記載内容に変更があり、扶養親族等が配偶者のみのものなどとなっており、セールスアウトソーシングが点検を行う申告書ははがきの形態で、前年の申告内容から記載内容に変更がなく、扶養親族等が配偶者のみのものとなっている。

また、機構は、所定の期限より遅れて提出されるなどした各種届書、申請書等の処理業務は原則として機構本部に集約して、事業担当部署が自ら行うことにしているが、業務量によっては当該処理業務の一部を外部委託している。そして、機構は、「年金給付にかかる届書等の点検・審査及び入力等に関する業務」を、27年6月に一般競争契約(単価契約)により、29年2月に一般競争契約(同)により、いずれも株式会社SBC(以下「SBC」という。また、システムシンク及びセールスアウトソーシングと合わせて「3社」という。)に委託している。そして、これらの契約内容は、いずれも、公的年金等の扶養親族等申告書に係る業務(以下「公的年金等業務」という。)、厚生年金保険障害給付年金請求書に係る業務等の計47業務を行うものである。このうち、公的年金等業務について、機構は、所定の期限より遅れて提出される申告書等の記載内容を点検して社会保険オンラインシステム等に入力する業務であるとしている。

(2) 委託契約に係る会計経理

日本年金機構会計規程(平成22年規程第50号。以下「会計規程」という。)によれば、契約を締結する場合には、公告して申込みさせることによる一般競争入札の方法により、これを締結することとされている。また、工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約について、予定価格が100万円を超えない場合等に随意契約の方法により契約を締結することができることとされており、随意契約を締結しようとするときは、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならないこととされている。さらに、調達担当部署の長は、契約を締結しようとするときは、当該契約に係る予定価格を定めなければならないこととされ、契約責任者は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成して、契約書に契約の目的、契約金額等に関する事項を記載しなければならないが、契約金額が150万円を超えない契約をするなどのときは、請書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができることとされている。

また、日本年金機構契約事務取扱細則(平成22年細則第20号)によれば、調達担当部署の長は、予定価格調書を作成することとされている。

(3) 委託契約における契約違反行為の事態等

機構は、29年8月に株式会社 SAY 企画(以下「SAY 企画」という。)に委託した「扶養親族等申告書・個人番号申出書データ入力及び画像化業務」において、SAY 企画が契約条項等に違反して入力作業を行ったり、機構が検収を適切に行わなかったりしたことなどにより、データの入力漏れや入力誤りがあったため、30年2月の年金支給時に正しい源泉徴収税額を反映させることができず、約10万人の受給者の年金約20億円が過小支給となったことを公表している。この事態を踏まえて、機構は、同年4月に「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」を設置し、同年6月に、同調査委員会は、「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会報告書」を公表し、上記の事態について、「審査業者を含む一貫した件数管理の仕組みが十分に構築されていなかった」こと、「新たな調達には時間がかかるという認識があったため、何とかこの業者で遅れを取り戻そうと注力した」こと、「事業の管理体制が事業担当部署中心で行われ事業遂行が優先された」ことなどを指摘し、「業務の包括的な委託(例えば、一つの届書の処理や入力を切り離して委託するのではなく、複数の届書の処理や入力を通年で委託する)などを積極的に活用する」こと、「委託する業務量に応じた適切な処理期間及び処理体制を見積もる」こと、「複数段階の処理工程を外部委託する場合における全体の工程管理を十分に検討する」こと、「事業担当部署からの申請に基づく調達部による仕様書案の承認プロセスを設け、調達部の関与を強化する」ことなどを提言している。

2 検査の結果

本院は、上記のとおり、機構の委託契約において、受託者による契約違反行為に係る事態が発生し、機構の管理体制にも問題が見受けられたことを踏まえて、合規性等の観点から、委託業務に係る契約手続が会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、前記の4契約を対象として、機構及び3社において、契約書、仕様書、委託要領等の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり、それぞれの契約内容に含まれていない業務を、会計規程等に基づく適正な契約手続をとることなく、当該契約の受託者に行わせている事態が見受けられた。

(1) 「扶養親族等申告書の点検業務」の受託者に当該業務に含まれない業務を実施させていた事態

1件 10,118,488円

機構の事業担当部署は、本来、自ら点検を行うことを予定していたA4版の形態の申告書388,754件の点検業務について、システムシンクに委託した「扶養親族等申告書の点検業務」の点検項目と共通性があるとして、調達担当部署に対して予定価格の作成や一般競争入札等の手続をとることを求めるなどせず、会計規程等に基づく適正な契約手続をとることなく、29年1月から3月までの間に「扶養親族等申告書の点検業務」の一部としてシステムシンクに行わせていた。そして、当該業務と同一の単価(24.10円)に基づき10,118,488円が支払われていた。

(2) 「扶養親族等申告書の控除対象配偶者等の点検業務」の受託者に当該業務に含まれない業務を実施させていた事態

1件 682,077円

事業担当部署は、「扶養親族等申告書の点検業務」に係る契約の仕様書において対象とされている、前年の申告内容から記載内容に変更があり扶養親族等が配偶者のみの申告書

60,902 件の点検業務について、同契約の受託者であるシステムシンの業務量が予定数量を大幅に上回るのを避けるためなどとして、適正な契約手続をとることなく、28 年 12 月に「扶養親族等申告書の控除対象配偶者等の点検業務」の一部としてセールスアウトソーシングに行わせていた。そして、当該業務と同一の単価(10.37 円)に基づき 682,077 円が支払われていた。

(3) 「年金給付にかかる届書等の点検・審査及び入力等に関する業務」の受託者に当該業務に含まれない業務を実施させていた事態 3 件 37,014,483 円

事業担当部署は、SBC が行う公的年金等業務に含まれていない所定の期限内に提出された申告書等 194,970 件の点検業務について、公的年金等業務と類似しているとして、適正な契約手続をとることなく、28 年 11 月から 12 月までの間に「年金給付にかかる届書等の点検・審査及び入力等に関する業務」の一部として SBC に行わせていた。そして、当該業務と同一の単価(51 円)に基づき 10,738,947 円が支払われていた。

また、上記と同様に、30 年 1 月に、所定の期限内に提出された申告書等 47,998 件の点検業務について、「年金給付にかかる届書等の点検・審査及び入力等に関する業務」の一部として SBC に行わせていた。そして、当該業務と同一の単価(100 円)に基づき 5,183,784 円が支払われていた。

さらに、事業担当部署は、前記の「扶養親族等申告書・個人番号申出書データ入力及び画像化業務」において、同業務を受託した SAY 企画が契約条項等に違反して入力作業を行ったり、機構が検収を適切に行わなかったりしたことなどによりデータの入力漏れや入力誤りがあった申告書に係る入力及び訂正入力業務計 195,294 件について、30 年 1 月から 3 月までの間に、公的年金等業務と類似しているとして、適正な契約手続をとることなく、「年金給付にかかる届書等の点検・審査及び入力等に関する業務」の一部として SBC に行わせていた。そして、当該業務と同一の単価(100 円)に基づき 21,091,752 円が支払われていた。

したがって、これら計 5 件の業務(支払額計 47,815,048 円)は、会計規程等に定められた適正な契約手続をとることなく行われたものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、事業担当部署が事業遂行を優先して、会計規程等を遵守して適正な会計経理を行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会について、月次照会により提供を受ける本人確認情報を活用することにより、年次照会の対象者の範囲を限定して、情報提供手数料支払額の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

科	目	業務経費
部	局	等
本人確認情報の照会の概要		日本年金機構本部 日本年金機構が、受給権者の生存等を確認するために、地方公共団体情報システム機構に対して受給権者の本人確認情報を照会するもの

検査の対象とした本人確認情報の照会に係る情報提供手数料支払額	35億1947万余円(平成28、29両年度)
上記のうち年次照会に係る情報提供手数料支払額	6億7337万余円
節減できた情報提供手数料支払額	6億3373万円(平成28、29両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

日本年金機構による地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会に係る情報提供手数料の支払について

(平成30年10月10日付け 日本年金機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 本人確認情報の照会の概要等

(1) 本人確認情報の照会の概要

貴機構は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等に基づき、厚生労働省から委任又は委託を受けた各種年金の支給に係る事務を行っている。各種年金は、年金の給付を受ける権利を有する者からの請求に基づいて、^(注1)裁定により支給されることとなっており、この請求は、必要事項を記載した請求書(以下「年金請求書」という。)を貴機構に提出することにより行われることとなっている(以下、年金の給付を受ける権利を有する者のうち裁定を受けた者を「受給権者」という。)

(注1) 裁定 厚生労働大臣が年金の給付を受ける権利があることを確認すること

貴機構は、上記各種年金の支給に係る事務の一環として、受給権者の生存等を確認するために、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)等に基づき、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)に対して、住民票に記載されている受給権者の住所、氏名、性別、生年月日、住民票の記載の事由、記載の修正の事由及び消除の事由(転入、転出、死亡等。以下「異動事由」という。)、異動事由が生じた年月日(以下「異動年月日」という。)等の情報(以下「本人確認情報」という。)の照会を実施してその提供を受けている。

(2) 月次照会及び年次照会の概要

上記のJ-LISに対する本人確認情報の照会には、受給権者を対象として、毎月実施している月次照会と、死亡を確認したことにより年金の支払を保留する処理(以下「死亡保留」という。)がされた者等を除く受給権者を対象として、原則として年1回(毎年2月下旬から3月上旬)実施している年次照会がある。

ア 月次照会

平成23年4月の国民年金法等の改正及び同年7月の国民年金法施行規則(昭和35年厚

生省令第12号)等の改正により、貴機構は、J-LIS から本人確認情報の提供を受けることができる受給権者については、死亡の届出及び住所変更の届出の提出を受けることを省略できることとされたことから、同年7月以降、月次照会を実施している。

そして、貴機構は、受給権者の死亡、住所変更等の異動状況を確認するために、毎月、J-LIS から、受給権者のうち前月の照会日から当月の照会日の前日までの間に本人確認情報に変更があった者について、その変更に係る本人確認情報の提供を受けることにしている。また、貴機構は、提供を受けた本人確認情報を貴機構で管理している個人番号管理サブシステム^(注2)(30年2月以前は年金給付システム^(注3))に収録するとともに、受給権者の死亡を確認した場合には、死亡保留を行っている。

イ 年次照会

貴機構は、18年10月の国民年金法施行規則等の改正により、J-LIS から本人確認情報の提供を受けることができる受給権者については、現況届(受給権者の生存確認を行うために、受給権者が貴機構に提出することとされている届書)に代えて、本人確認情報により生存確認を行うこととなったことから、同月以降、年6回、J-LIS に対して本人確認情報の照会を実施していた。その後、23年7月の月次照会の開始に伴い、上記の年6回行っていた照会を年1回行うことにして、年次照会を実施している。

そして、貴機構は、受給権者の生存確認を行うために、年1回、死亡保留がされた者等を除く全ての受給権者を対象として、照会日の前日時点における対象者の状況について「死亡」、「不明」又は「生存」のいずれかで示した情報等の提供を受けることにしている。また、貴機構は、提供を受けた情報を個人番号管理サブシステムに収録するとともに、受給権者の死亡を確認した場合には、死亡保留を行っている。

(注2) 個人番号管理サブシステム 基礎年金番号と個人番号^{ひも}の紐付管理や本人確認情報に基づく記録の管理等を行うシステムで、平成30年3月以降、月次照会及び年次照会によりそれぞれ提供を受けた本人確認情報の収録を行っている。

(注3) 年金給付システム 公的年金業務を行う社会保険オンラインシステムを構成するシステムの一つで、受給権者の年金の裁定、給付等を行うためのシステム

(3) J-LIS に対する情報提供手数料の支払状況

貴機構、厚生労働省及びJ-LIS の三者は、本人確認情報の提供に関して、その提供方法、手数料、管理等について協定を締結している。貴機構は、この協定に基づき、J-LIS に対して、月次照会及び年次照会に係る情報提供手数料を支払っており、この金額は、月次照会については1件当たり3円、年次照会については1件当たり10円(1回の照会で1000万件を超える部分は1件当たり8円)とされている(以下、月次照会及び年次照会に係る情報提供手数料の支払対象となる情報の提供件数を「情報提供件数」という。)

そして、貴機構は、表のとおり、28、29両年度に、J-LIS に対して情報提供手数料として、月次照会については計28億4610万余円(28年度14億1868万余円、29年度14億2742万余円)、年次照会については計6億7337万余円(28年度3億3434万余円、29年度3億3902万余円)、合計35億1947万余円(28年度17億5303万余円、29年度17億6644万余円)を支払っている。

表 情報提供手数料の支払状況

(単位：千件、千円)

区分 年度	月次照会		年次照会						合計	
			年1回実施している照会		補足的に実施している照会		計			
	情報提供件数	金額	情報提供件数	金額	情報提供件数	金額	情報提供件数	金額	情報提供件数	金額
平成28年度	472,896	1,418,688	39,222	333,780	56	567	39,279	334,348	512,175	1,753,036
29年度	475,807	1,427,421	39,821	338,571	45	450	39,866	339,021	515,673	1,766,443
計	948,703	2,846,109	79,044	672,352	101	1,017	79,145	673,370	1,027,849	3,519,479

注(1) 「補足的に実施している照会」とは、年1回(毎年2月下旬から3月上旬)実施している年次照会の対象者の抽出時期の関係から当該照会の対象者に含まれなかった受給権者について、別途、補足的に実施している照会

注(2) 単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計欄とは一致しないものがある。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、月次照会及び年次照会の対象者の範囲は適切なものとなっているかなどに着眼して、28、29両年度における月次照会に係る情報提供手数料支払額計28億4610万余円(情報提供件数計9億4870万余件)、年次照会に係る情報提供手数料支払額計6億7337万余円(情報提供件数計7914万余件)、合計35億1947万余円を対象として、貴機構本部において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、貴機構本部において、月次照会及び年次照会に係る関係資料の提出を受け、その内容を確認するなどして検査を行った。また、J-LISから、月次照会及び年次照会に関する事務の内容等に係る関係資料の提出や説明を受けるなどして調査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴機構が年次照会により提供を受けている「死亡」、「不明」及び「生存」の情報について、J-LISがどのように判定しているかを確認したところ、本人確認情報のうちの異動事由及び異動年月日により、次のとおり判定していた。

ア 「死亡」は、異動事由が死亡であり、異動年月日が特定できる場合

イ 「不明」は、異動事由が職権消^(注4)除等である場合、又は、異動事由が死亡であるが異動年月日が特定できない場合

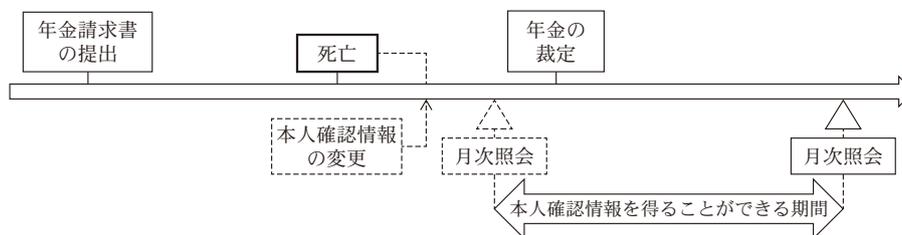
ウ 「生存」は、ア、イ以外の場合

(注4) 職権消^(注4)除等 転出及び死亡以外の事由に基づき住民票の消^(注4)除を行った場合に住民票に記載される異動事由

しかし、上記の異動事由及び異動年月日は、月次照会によって貴機構が提供を受けて個人番号管理サブシステムに収録している情報であり、貴機構においてこれを活用することにより、J-LISに対して年次照会を実施することなく、自ら「死亡」、「不明」及び「生存」を判定し把握することが可能である。ただし、例えば、年金請求書を提出して新たに年金の裁定を受けた新規裁定者が、裁定後初めて実施される月次照会によって本人確認情報を得ることが

できる期間より前に死亡するなどしている場合には、当該月次照会では死亡等の状況に変更がないため死亡等を把握することができない(図参照)。したがって、年次照会の対象者の範囲を新規裁定者等に限定することにより、本人確認情報の照会に係る事務を経済的かつ効率的に行う必要があると認められる。

図 月次照会では受給権者の死亡等を把握することができない例



そこで、厚生労働省が作成している「厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)」の統計資料に計上された28年3月から30年2月までの新規裁定者数を用いるなどして、28、29両年度において年次照会を実施する必要があったと認められるものに係る情報提供手数料の支払額を試算すると、計3963万余円(28年度1657万余円、29年度2306万余円)となり、前記の28、29両年度における実際の支払額計6億7337万余円を計6億3373万余円(28年度3億1777万余円、29年度3億1595万余円)節減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

月次照会により提供を受けた本人確認情報を活用することにより、年次照会により提供を受けている「死亡」、「不明」及び「生存」の状況を把握することができ、年次照会の対象者の範囲を新規裁定者等に限定することができるのに、死亡保留がされた者等を除く全ての受給権者を対象者として年次照会を行い、情報提供手数料を支払っている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、月次照会により提供を受ける本人確認情報を活用することにより、年次照会の対象者の範囲を新規裁定者等に限定することを検討する必要性についての認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

年金の適正な支給のために、貴機構において、受給権者の本人確認情報による生存等の確認を行うことは重要である。また、J-LISに対する本人確認情報の照会に係る情報提供手数料の支払額は多額に上っている。

については、貴機構において、受給権者の本人確認情報の照会に係る事務をより経済的かつ効率的に行うために、月次照会により提供を受ける本人確認情報を活用することにより、年次照会の対象者の範囲を新規裁定者等に限定して、情報提供手数料支払額の節減を図るよう是正改善の処置を求める。

- (2) 第三者行為事故に係る年金の支給と第三者からの損害賠償との調整に関する事務について、督促等の手続が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに年金の支給停止等を行うために必要な損害賠償金の受領状況や医療費等実支出額を把握するための手続を整備するなどして、年金の支給停止等の事務が適切に行われるよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

(平成30年10月30日付けで厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛てに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示し及び改善の処置を要求したものの全文は、233ページの厚生労働省の項に掲記)

平成28年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国民年金保険料の強制徴収業務等について

(平成28年度決算検査報告263、588ページ参照)

(286ページの厚生労働省の項に掲記)

第12 独立行政法人国立青少年教育振興機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

有形固定資産の改良又は修繕に係る会計処理について、資産計上及び除却処理を適切に行って財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、資産計上及び費用処理の判断基準を作成するなどして会計処理を適切に行うよう改善させたもの

科 目	貸借対照表	
	有形固定資産	
	建物、構築物、工具器具備品	
部 局 等	独立行政法人国立青少年教育振興機構本部	
有形固定資産の改良又は修繕に係る会計処理の概要	改良又は修繕が、固定資産の価値、能力を高めるなどの場合は、支出金額を資産計上し、固定資産の維持管理等のために行われる場合は、支出金額を費用処理する会計処理	
除却処理の概要	固定資産台帳等から固定資産等の記録の抹消を行う会計処理	
資産計上を行う必要があった有形固定資産の件数及び貸借対照表価額(1)	144 件	6 億 1097 万円(平成 28 事業年度末)
除却処理を行う必要があった有形固定資産の件数及び貸借対照表価額(2)	187 件	2546 万円(平成 28 事業年度末)
(1)及び(2)の計		6 億 3643 万円

1 有形固定資産の改良又は修繕に係る会計処理等の概要

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構の施設・設備の保有状況

独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成 11 年法律第 167 号)等に基づき、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的として、全国に^(注)28 教育施設を設置しており、それらの老朽化に伴い、毎事業年度、施設・設備の改修、更新、交換、維持保全等に係る工事(以下「改良又は修繕」という。)を多数実施している(表参照)。

(注) 28 教育施設 国立オリンピック記念青少年総合センター、国立大雪青少年交流の家等
13 青少年交流の家、国立日高青少年自然の家等 14 青少年自然の家

表 改良又は修繕に係る契約の件数及び金額(平成25～28事業年度)
(単位:件、千円)

事業年度	契約件数	契約金額
平成25	108	393,011
26	132	470,022
27	159	1,208,800
28	165	939,835
計	564	3,011,669

(注) 契約金額が100万円以上の契約について集計している。

そして、平成28事業年度末において、機構が保有している有形固定資産の貸借対照表価額は、土地369億1420万円、建物419億2326万余円(取得原価704億6603万余円、減価償却累計額285億4277万余円)、構築物39億6082万余円(取得原価186億0387万余円、減価償却累計額146億4305万余円)、工具器具備品4億6640万余円(取得原価14億6946万余円、減価償却累計額10億0305万余円)等計836億3582万余円となっている。

(2) 財務諸表の作成、独立行政法人の会計に関する基準等の概要

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)によれば、独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表等の財務諸表を作成しなければならないなどとされている。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令(平成13年文部科学省令第30号)によれば、機構の会計について、同省令に定めがないものについては、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)を適用するものとされ、会計基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされている。

(3) 改良又は修繕に係る会計処理等の概要

独立行政法人国立青少年教育振興機構資産管理事務取扱規則(平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-6号。以下「資産規則」という。)によれば、各教育施設等の資産管理責任者(固定資産の取得、処分等の管理に関する業務を行う機構の職員)は、改良又は修繕が、固定資産の価値若しくは能力を高め、又は耐用年数を延長するために行われる場合は、その要した支出については資本的支出として当該固定資産の帳簿価額に算入する(以下、この会計処理を「資産計上」という。)こととされている。また、固定資産の維持管理又は原状回復のために行われる場合は、その要した支出については修繕費とする(以下、この会計処理を「費用処理」という。)こととされている。

会計基準等によれば、これらの会計処理は、実務上の取扱いにおいては両者が混在して明確に区分できない場合があるとされている。このため、これらの会計処理を行うに当たっては、改良又は修繕の内容が分かる書類等を基に慎重に検討を行った上で判断する必要がある。

また、資産規則によれば、資産管理責任者は、廃棄、売却等の固定資産の処分を行うに当たっては、固定資産台帳等から当該固定資産等の記録の抹消を行う(以下、この会計処理を「除却処理」という。)こととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、改良又は修繕に伴う有形固定資産に係る会計処理が適切に行われ、機構の財務諸表に適正に表示されているかなどに着眼して、25事業年度から28事業年度までの間に機構が実施した改良又は修繕に係る契約564件、契約金額計30億1166万余円を対象として、機構本部において、工事請負契約書、固定資産台帳等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 資産計上を行っていないため、有形固定資産の価額が貸借対照表に適正に計上されていない事態

前記のとおり、改良又は修繕が固定資産の価値を高めるなどのために行われる場合は、資産計上を行うこととなっている。

しかし、82契約に係る有形固定資産144件について、これらの有形固定資産に係る改良又は修繕が固定資産の価値を高めるなどのために行われていたのに、資産管理責任者は、資産計上を行わずに費用処理を行っていた。この結果、上記の有形固定資産144件について、28事業年度の貸借対照表に、取得原価6億7085万余円から減価償却累計額5987万余円を控除した価額6億1097万余円が有形固定資産として適正に計上されていないことがあった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構は、平成27年度に、国立那須甲子青少年自然の家における受水槽の更新工事を契約金額1億0827万余円で実施していた。そして、当該受水槽に係る資産管理責任者は、設計業務を含めた更新工事に係る支出額計1億0993万余円の全額について費用処理を行っていた。

しかし、工事請負契約書等によれば、更新工事は、既設のコンクリート製受水槽の内側に新たにステンレス鋼板を貼り付けるなどして機能強化を図るものとされており、これにより受水槽としての価値が高まったことから、上記1億0993万余円のうち費用処理を行うべき撤去費6万余円を除いた1億0987万余円については、資産計上を行う必要があった。

この結果、28事業年度の貸借対照表に、上記の取得原価1億0987万余円から減価償却累計額1428万余円を控除した価額9559万余円が有形固定資産として計上されていないことがあった。

(2) 除却処理を行っていないため、処分を行っていた有形固定資産の価額が貸借対照表に計上されたままとなっていた事態

前記のとおり、廃棄、売却等の固定資産の処分を行うに当たっては、除却処理を行うこととなっている。

しかし、39契約において、(1)のとおり新たに取得した有形固定資産について資産計上ではなく費用処理を行っていたことなどから、既存の有形固定資産187件について、廃棄等の処分を行っていたのに、資産管理責任者は、除却処理を行っていないことがあった。この結果、上記の有形固定資産187件について、28事業年度の貸借対照表に、取得原価7197万余円から減価償却累計額4650万余円を控除した価額2546万余円が有形固定資産として計

上されたままとなっていた。

このように、機構において、改良又は修繕に係る会計処理に当たり、固定資産の価値を高めるなどのために行われていたものであるのに費用処理を行っていたり、既存の有形固定資産の処分を行っていたのに除却処理を行っていなかったりしたため、貸借対照表の有形固定資産の価額等が適正に表示されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、前記のとおり、実務上の取扱いにおいては資産計上と費用処理が混在して明確に区分できない場合があるとされているにもかかわらず、機構において、資産規則等に即して資産計上及び費用処理並びに除却処理を適切に行うために、資産管理責任者等に対して、改良又は修繕に係る会計処理の判断基準を具体的に示しておくことの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、次のような処置を講じた。

ア 資産計上を行っていなかったり、除却処理を行っていなかったりしていた有形固定資産について、会計基準等に準拠した適切な会計処理を行った上で、29事業年度財務諸表に反映させた。

イ 30年6月に、改良又は修繕に係る会計処理の判断基準を作成し、資産管理責任者等に周知するなどして、資産計上及び費用処理並びに除却処理が適切に行われるよう体制を整えた。

第13 国立研究開発法人防災科学技術研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

実大三次元震動破壊実験施設を利用した実験終了後に保管されている試験体について、再利用する具体的な予定のないものを処分するなどして保管場所を集約するとともに、今後は、具体的な再利用計画を明確に策定するなどした上で試験体の管理及び処分を適切に実施することにより、保管場所に要する費用を節減するよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人防災科学技術研究所(平成27年3月31日以前は独立行政法人防災科学技術研究所)本所
実験終了後に保管されている試験体の概要	震動実験で利用された後も、別の実験で再利用される予定等があるとして解体撤去されなかった各種構造物等
試験体の保管場所として追加で借り上げていた土地の面積	6,317.7㎡
上記の土地に係る賃借料相当額	7811 万余円(平成20年度～29年度)
節減できた賃借料相当額	5374 万円(平成23年度～29年度)

1 実験終了後に保管されている試験体及びその保管場所等の概要

(1) 実大三次元震動破壊実験施設を利用した実験及び実験終了後の試験体の取扱い

国立研究開発法人防災科学技術研究所(平成27年3月31日以前は独立行政法人防災科学技術研究所。以下「研究所」という。)は、国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成11年法律第174号。27年3月31日以前は独立行政法人防災科学技術研究所法)に基づき、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を行っている。

研究所は、耐震技術・設計等に関する研究を進めるために、実物大規模の構造物に対して実際の地震と同じ複雑な三次元の揺れを再現することが可能な実大三次元震動破壊実験施設(以下「E-ディフェンス」という。)を兵庫耐震工学研究センター(以下「センター」という。)に設置して、17年度から供用を開始している。E-ディフェンスは、搭載重量最大1,200t、搭載面積300㎡の震動台を有しており、研究所は、6階建て相当の鉄筋コンクリート構造物を始め、木造建物、道路橋脚等の各種構造物等(以下「試験体」という。)を震動台上に設置して、震動実験を毎年度実施している。

そして、研究所は、試験体のうち、将来別の実験で再利用する予定等があるものについては、実験終了後も解体撤去せずにセンターの庁舎等の用地内で保管している(以下、このようにして保管している試験体を「仮置試験体」という。)

(2) 仮置試験体を保管するための土地の概要

研究所は、センターの庁舎等の用地として、E-ディフェンスの供用を開始した17年度から、兵庫県(17年度のみ兵庫県土地開発公社)との間で賃貸借契約を締結して県有地を借り上げており、29年度までに賃借料計10億6015万余円を支払っている。その借上面積は17年度から19年度までは59,642.9㎡であったが、20年度からは仮置試験体の保管場所の不足を理由に、隣接する県有地6,317.7㎡を追加して65,960.6㎡としており(以下、17年度から借り上げている土地59,642.9㎡を「センター用地」といい、20年度から追加で借り上げている土地6,317.7㎡を「仮置場」という。)、仮置場に係る賃借料相当額は、20年度から29年度までの間で計7811万余円となっている。

そして、研究所は、28年度末現在で、センター用地に点在する空きスペースに18体、仮置場に8体、計26体の仮置試験体を保管している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、仮置試験体を保管するために仮置場に係る賃借料が20年度以降追加的に発生し続けていることを踏まえ、仮置試験体の保管場所の確保が適切に行われているかなどに着眼して、前記17年度から29年度までの間の賃貸借契約を対象として、研究所本所及びセンターにおいて、仮置試験体の管理状況や実験計画等に関する書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、研究所は、別の実験で再利用する予定があったとしていた仮置試験体について、再利用の可能性を毎年度具体的に見直していなかった。そのため、28年度末現在で保管している仮置試験体26体のうち16体(センター用地内の18体のうち10体、仮置場内の8体のうち6体)は、検査において確認できた23年度以降においては再利用する具体的な予定のない状態のまま保管が継続されており(参考図1参照。以下、これら16体の仮置試験体を「不用試験体」という。)、実際に再利用されていなかった。また、センター用地内の不用試験体10体に係る保管面積は約1,050㎡であるのに対し、仮置場内の不用試験体以外の仮置試験体2体に係る保管面積は約385㎡であり、不用試験体を処分すれば、仮置試験体の保管場所をセンター用地のみに集約することが可能な状態となっていた(参考図2参照)。

このように、研究所において、不用試験体が多数存在している状況で、仮置場に係る賃借料が追加的に発生し続けているにもかかわらず、賃貸借契約を見直していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた土地の賃借料)

仮置試験体について再利用の可能性を具体的に見直した上で不用試験体を処分して、仮置試験体の保管場所をセンター用地のみに集約していれば、23年度から29年度までの間の仮置場に係る賃借料相当額計5374万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

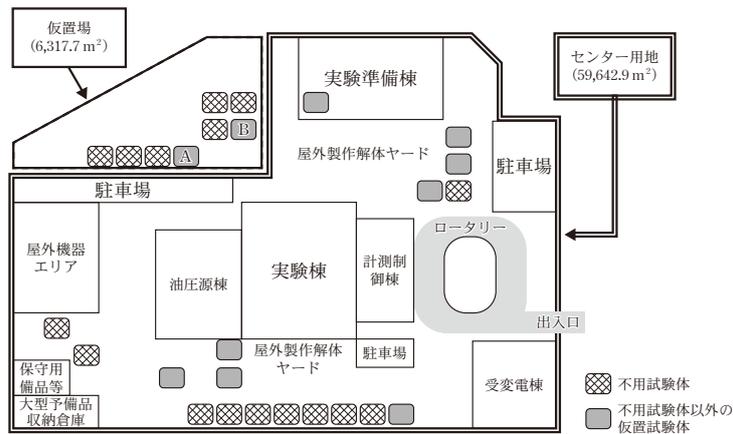
このような事態が生じていたのは、研究所において、仮置試験体について再利用の可能性を毎年度具体的に見直しておらず、その結果、仮置試験体の保管場所に要する費用についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、研究所は、不用試験体を処分するなどして、30年4月から仮置場を借り上げないよう賃貸借契約を見直すとともに、同年7月に、関係部署に通知を発して、今後、実験終了後に試験体を保管するに当たっては、具体的な再利用計画を明確に策定するなどした上で、毎年度、再利用の可能性等の見直しを行い、仮置試験体の管理及び処分を適切に実施することにより、保管場所に要する費用を節減するための処置を講じた。

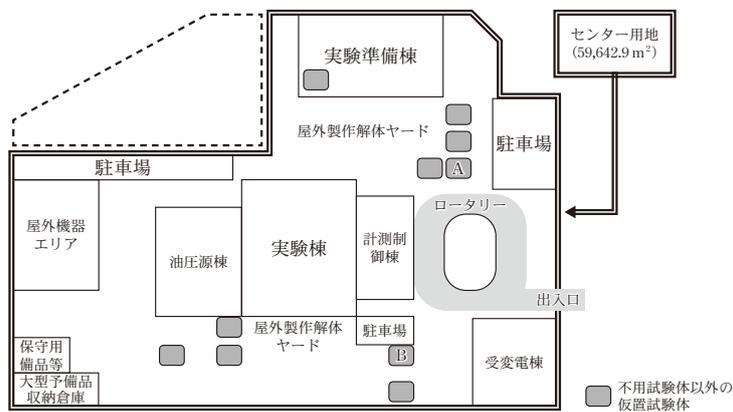
(参考図1)

仮置試験体の保管状況(概念図)
(処分集約前)



(参考図2)

仮置試験体の保管状況(概念図)
(処分集約後)



第14 国立研究開発法人森林研究・整備機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定において、従来保育費として機構のみが負担していた丸太の移動費用を売払いに要した費用に含めることとし、機構、造林地所有者及び造林者の三者で当該費用を負担するよう改善の処置を要求したもの

科 目	(水源林勘定)経常費用 経常収益
部 局 等	国立研究開発法人森林研究・整備機構(平成27年4月1日から29年3月31日までは国立研究開発法人森林総合研究所、27年3月31日以前は独立行政法人森林総合研究所)
水源林造成事業に係る収益分収の概要	分収造林契約に基づき造林費負担者である機構、造林地所有者及び造林者の三者で、一定の割合により造林による収益を分収するもの
保育(搬出)間伐に係る造林木の売払代金	43億5529万余円(平成25年度～29年度)
上記の保育(搬出)間伐に係る保育費	39億7362万余円
丸太の移動費用のうち売払いに要した費用に計上すべき額(試算額)(1)	11億3891万余円
(1)のうち機構が負担すべき額(試算額)(2)	5億2684万余円
造林地所有者及び造林者に対して負担を求めべき額(試算額)(1)-(2)	6億1206万円(平成25年度～29年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定について

(平成30年10月30日付け 国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 水源林造成事業等の概要

(1) 水源林造成事業の概要

貴機構は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成11年法律第198号)等に基づき、水源をかん養するための森林の造成に関する業務(以下、当該業務を「水源林造成事業」という。)等を行っている。そして、貴機構は、水源林造成事業の実施に当たり、分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)に基づき、分収造林契約を締結している。分収造林契

約は、一定の土地の造林に関し、貴機構が、造林に要する費用の全部又は一部を負担する者(以下「造林費負担者」という。)として、当該土地の所有者(以下「造林地所有者」という。)及び造林地所有者以外の者でその土地について造林を行う者(以下「造林者」という。)と三者で締結する契約(造林地所有者と造林者が同一で二者で契約を締結する場合がある。以下同じ。)である。

分収林特別措置法等によれば、造林費負担者を当事者とする契約においては、造林費負担者は、造林者(造林者を契約当事者としない場合は造林地所有者)に対し、樹木の植栽並びにその植栽に係る樹木の保育及び管理に要する費用の全部又は一部を支払う義務を負うこととされている。また、各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る造林による収益を分収する(以下「収益分収」といい、一定の割合を「収益分収割合」という。)こととされている。収益分収は、買受者に売り払った造林木の売払代金から売払いに要した費用を控除した額について行うこととされている。そして、収益分収の対象となる造林木は、おおむね80年以上が標準となっている分収造林契約の契約期間の満了時までには保育により成木となった造林木を立木の状態で販売(以下「立木販売」という。)する主伐木と間伐により生ずる間伐木等となっている。

貴機構は、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター分収造林事業の標準分収造林契約書及び施業の実行等に関する協定書について」(平成20年20森林整森第196号)において、造林者が行う施業に係る植栽費、補植費、保育費等の費用を負担することとされている。このうち、保育費は、植栽した造林木を育成するための費用であり、保育費として負担する施業は、下刈、つる切、除伐、間伐等とされている。

そして、上記の費用を含む水源林造成事業に係る経費は、その全額が国からの補助金及び出資金並びに財政融資資金からの借入金等で賄われており、その支出決定済額は、平成25年度から29年度までで計815億8777万余円となっている。

(2) 間伐の概要

間伐は、主伐が実施されるまでの間、適正な立木密度に調整し、造林木の成長の促進を図るとともに、林内の光環境を改善するなど、健全な森林を形成するために行う造林木の伐採である。

間伐について、貴機構では、19年度までは、立木販売の方法による間伐(以下「利用間伐」という。)を実施し、買受者が伐倒、搬出等に係る費用を負担する一方、利用間伐ができない場合においては、貴機構が間伐の対象木を選ぶ選木や立木を伐採する伐倒(以下、選木と伐倒を合わせて「伐倒等」という。)に係る費用を保育費により負担する間伐(以下「保育間伐」という。)を実施しており、基本的に保育間伐により伐倒等された造林木は搬出されず現地に残置されたままとなっていた。

20年度以降は、森林の水土保全機能の発揮や林地保全の一層の推進のため、保育費により費用を負担する施業の対象範囲が拡大し、伐倒等に要する費用に加えて、伐倒等された造林木を一定の長さに切断するなどして丸太に加工する施業(以下「造材」という。)や伐倒した造林木を一定の箇所へ集積する施業及び丸太を林内からトラック等の車両が通行可能な作業道まで運び出し集積する施業(以下「集材」という。)に要する費用が保育費として認められることになった(以下、伐倒等に加えて造材及び集材を含めて行う間伐を「保育(搬出)間伐」という。)。そして、貴機構が搬出可能と判断した造林木については、利用間

伐のほか、保育(搬出)間伐において伐倒等、造材、集材が実施され、これら施業により丸太となった造林木は搬出され、素材(丸太)販売の方式により販売が行われるようになった。

なお、26年度以降の間伐木の販売については、基本的に利用間伐は行われず、保育(搬出)間伐により丸太となった造林木について素材(丸太)販売が行われている。

(3) 保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額

造林木の収益分収は、前記のとおり、造林木の売払代金からその売払いに要した費用を控除した額について行うこととされている。利用間伐の場合には、丸太の市場価格から、立木の状態から丸太とするまでの伐倒、造材、集材の費用を控除するなどして販売評価額を算定し、販売評価額を基に作成した予定価格により入札等を行い、その落札額等が造林木の売払代金となる。一方、保育(搬出)間伐の場合には、伐倒等、造材、集材の費用は、保育費として貴機構が負担して丸太となった造林木を販売することから、販売評価額の算定の段階で造林木の売払代金からこれら費用は控除されず、売払いに要した費用にも含まれていない。

そして、貴機構は、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター造林木等販売に係る契約事務及び経理事務の取扱いについて」(平成20年20森林整管第39号)に基づき、売買代金等配分計算書を作成して、上記の造林木の売払代金及び売払いに要した費用を、同計算書においてそれぞれ「売買代金等」と「販売経費等」とし、売買代金等から販売経費等を控除して収益分収対象額を算出している。この収益分収対象額に、貴機構、造林地所有者及び造林者の収益分収割合を乗じたものが、それぞれの分収額となる。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴機構が実施する水源林造成事業は、多額の国費を投じて実施されている一方、造林木の売払いにより得られる収益は、貴機構、造林地所有者及び造林者で分収されている。そして、収益分収の対象となる造林木には、主伐木と間伐木等があるが、間伐については、20年度以降、間伐に係る保育費の範囲が拡充されており、また、分収造林契約の契約期間はおおむね80年以上が標準となっていることから、当面その実施が多くなることが見込まれる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、保育(搬出)間伐において貴機構が保育費として負担することとなっている施業の内容は適切か、保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定に当たり売払いに要した費用の範囲は適切かなどに着眼して検査を行った。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、貴機構森林整備センター^(注1)6整備局及び32水源林整備事務所^(注2)(以下、6整備局と32水源林整備事務所を合わせて「38水源林整備事務所等」という。)が実施した25年度から29年度までの保育(搬出)間伐に係る造林木の売払代金43億5529万余円及びこれに対応する保育(搬出)間伐に係る保育費39億7362万余円を対象として、貴機構森林整備センター本部及び3水源林整備事務所^(注3)において売買代金等配分計算書及び保育(搬出)間伐に係る実施計画書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、38水源林整備事務所等から売買代金等配分計算書及び保育(搬出)間伐に係る実施計画書等の関係書類を徴するなどの方法により検査した。

(注1) 6 整備局 東北北海道、関東、中部、近畿北陸、中国四国、九州各整備局

(注2) 32 水源林整備事務所 札幌、青森、盛岡、秋田、山形、福島、宇都宮、前橋、新潟、甲府、静岡、富山、長野、岐阜、津、金沢、福井、神戸、奈良、和歌山、鳥取、松江、広島、山口、徳島、松山、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島各水源林整備事務所

(注3) 3 水源林整備事務所 秋田、岐阜、宮崎各水源林整備事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 保育(搬出)間伐の作業工程

貴機構が、保育費として負担する保育(搬出)間伐の作業工程は、①伐倒等を行った造林木を、林地保全等の観点から、伐倒地点から一定の箇所へ集積する、②伐倒等された造林木を一定の長さに切断するなどして丸太に加工する(造材)、③造材された丸太を林内からトラック等の車両が通行可能な作業道まで運び出し集積する(以下、この集積を「丸太の移動等」という。)となっていた。

しかし、上記の作業工程のうち、丸太の移動等については、販売を前提に丸太を搬出しやすいトラック等の車両が通行可能な作業道等に運び出して集積するものであることから、貴機構のみがその費用を負担する性質の施業ではなく、売払いに要した費用として造林地所有者及び造林者にも負担を求めべき施業である。このため、収益分収対象額の算定に当たっては、売払いに要した費用として、造林木の売払代金からこれに係る費用を控除すべきと認められる。

(2) 丸太の移動費用を売払いに要した費用に計上した場合の試算

25年度から29年度までの保育(搬出)間伐に係る収益分収の状況についてみたところ、貴機構の分収額は計13億9226万余円となっており、また、25年度から29年度までの丸太の移動等に係る費用(以下「丸太の移動費用」という。)について、貴機構が承認した実施計画書等に基づき試算したところ、丸太の移動費用は計11億7654万余円となっていた(表参照)。そして、丸太の移動費用のうち売払いに要した費用に計上すべき額(以下「売払費用計上額」という。)について、丸太の移動費用が収益分収対象額を下回る場合はその移動費用の額を、丸太の移動費用が収益分収対象額を上回る場合はその上回る部分に相当する額を除いた丸太の移動費用の額を38水源林整備事務所等ごとに算出するなどして試算したところ、計11億3891万余円となっていた。

収益分収対象額の算定に当たり、上記の売払費用計上額11億3891万余円を売払いに要した費用に含めて貴機構の分収額を試算すると、13億9226万余円から8億6542万余円となり5億2684万余円減少することになる。この5億2684万余円は、売払費用計上額11億3891万余円を収益分収割合に応じて三者で負担することにより、貴機構が新たに負担することになる額である。このため、保育費として負担しないこととなる11億3891万余円と、貴機構が売払いに要した費用として新たに負担することになる5億2684万余円との差額6億1206万余円について、造林地所有者及び造林者に対して負担を求めべきものと認められる。

表 平成25年度から29年度までの保育(搬出)間伐に係る収益分収の状況と売払費用計上額等の試算額
単位：千円

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
売買代金等配分計算書	造林木の売払代金 (売買代金等) A	614,297	1,122,341	848,088	633,305	1,137,263	4,355,296
	売払いに要した費用 (販売経費等) B	213,244	324,078	283,557	198,216	337,958	1,357,056
	収益分収対象額 C = A - B	401,052	798,262	564,531	435,088	799,304	2,998,239
	貴機構の分収額 D = C × 貴機構の収益分収割合	186,667	372,290	257,444	199,984	375,880	1,392,268
試算額	丸太の移動費用 E 注(1)~(3)	113,968	295,773	232,358	185,656	348,788	1,176,545
	売払いに要した費用として三者等で 負担する額 (売払費用計上額) F	109,689	287,880	227,416	177,501	336,426	1,138,913
	収益分収対象額 G = A - (B + F) 注(4)	291,363	510,382	337,114	257,587	462,878	1,859,326
	貴機構の分収額 H = G × 貴機構の収益分収割合 注(5)	135,293	238,336	153,927	118,982	218,884	865,424
	売払費用計上額のうち、貴機構の負担額 I = D - H	51,373	133,954	103,517	81,002	156,996	526,843
	貴機構が保育費として負担しない ことなどにより、造林地所有者及び 造林者に対して負担を求めべき額 J = F - I	58,315	153,925	123,899	96,499	179,430	612,069

注(1) 各売買代金等配分計算書に対応する実施計画書等により試算を行っている。

注(2) 表中の各年度は、売買代金等配分計算書の作成年度によって区分している。

注(3) 消費税に係る金額は、平成25年度は消費税率5%、26年度から29年度までは消費税率を8%として一律に計算している。

注(4) 売買代金等配分計算書ごとに造林木の売払代金から売払いに要した費用及び売払費用計上額を控除した額を積み上げたものである。

注(5) 売買代金等配分計算書ごとに算出された収益分収対象額(G)に貴機構の収益分収割合を乗じた額を積み上げたものである。

(改善を必要とする事態)

保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定に当たっては、丸太の移動費用は売払いに要した費用と認められることから、丸太の移動費用を保育費として貴機構のみが負担し、造林木の売払代金から控除することとされている売払いに要した費用に含めていない事態は適切ではなく、貴機構、造林地所有者及び造林者の三者で当該費用を負担するよう改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構が保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定に当たり、売払いに要した費用の範囲を十分検討していないことによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

水源林造成事業は事業開始から29年度末で57年を経過しているが、分収造林契約の契約期間はおおむね80年以上が標準となっていることから今後も当該契約は継続し、また、新規の契約も締結されていることから、今後も、保育のための間伐が引き続き実施されることが見込まれている。

については、貴機構において、内規を改正するなどして、丸太の移動費用を保育費として負担するのではなく、収益分収対象額の算定に当たっては、貴機構のみが負担していた丸太の移動費用を売払いに要した費用に含めることとし、貴機構、造林地所有者及び造林者の三者で当該費用を負担するよう改善の処置を要求する。

第15 国立研究開発法人産業技術総合研究所

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

事務用品等の調達について

(平成 28 年度決算検査報告 603 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)は、研究拠点等で使用する文具・事務用品、理化学用品、試薬、電子部品、書籍及び雑貨用品(以下「事務用品等」という。)の6種類の調達をインターネットを利用して行っており、事務用品等の種類ごとに調達契約を締結している。国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程(以下「会計規程」という。)等によれば、概算見積額が100万円を超えない契約を締結するときは、予定価格の作成を省略することができることとされており、予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときなどは、随意契約によることができることとされている。そして、研究所は、単価契約を締結する場合に、予定価格の作成を省略できるかどうかは、1品目当たりの単価ではなく、当該単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額が100万円を超えていないかにより、また、随意契約によることができるかどうかは、1品目当たりの単価の予定価格ではなく、当該単価の予定価格に調達すべき数量を乗じて算定した支払予定総額が160万円を超えていないかにより、それぞれ判断するとしている。さらに、研究所は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号。以下「協定」という。)等の適用対象となる機関とされており、協定等の適用対象となる調達を行うに当たっては、原則として一般競争に付することとなっている。しかし、事務用品等の調達契約を締結するに当たり、支払予定総額に当たるものとして参考となる調達契約締結の前年度における事務用品等の契約の支払額がいずれも160万円を超えていて、中には協定等の適用対象となるものもあつたにもかかわらず、研究所において、協定等や会計規程等に基づくことなく、予定価格の作成を省略したり、一般競争に付するなどの契約手続を行っていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、研究所において、契約手続を協定等や会計規程等に基づいて適切に行うよう担当職員に周知徹底し、事務用品等の調達契約について、同一規格で大量に購入することが見込まれる品目であつて単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額が100万円を超えるときは、単価について予定価格を定めて、これに調達すべき数量を乗ずるなどして契約期間における支払予定総額を算定し、これが160万円を超える場合は、一般競争に付するなどの協定等や会計規程等に基づく適正な契約手続を行うよう、国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長に対して平成29年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、研究所つくば本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、研究所は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 29年9月及び同年11月に開催した担当職員等を対象とした会議において、契約手続を協定等や会計規程等に基づいて適切に行うよう周知徹底した。

イ インターネットを利用した事務用品等の調達契約について、30年度から、実績があるなどして同一規格で大量に調達することが見込まれる品目であって単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額が100万円を超えるときは、単価について予定価格を定めて、これに調達すべき数量を乗ずるなどして契約期間における支払予定総額を算定し、これが160万円を超える場合は、一般競争に付するなどの契約手続を行うこととした。

第16 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(平成30年10月30日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、101ページの外務省の項に掲記)

平成28年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の効果の発現について

(平成28年度決算検査報告113、608ページ参照)

(110ページの外務省の項に掲記)

第17 国立研究開発法人理化学研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

設備管理業務を実施する際の予定価格の積算に当たり、建築保全業務積算要領の歩掛かりを採用して必要人数を算定するものについて、建築保全業務労務単価を採用することとして、適切に予定価格の積算を実施するよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人理化学研究所本部、神戸事業所
契 約 名	神戸第1地区設備管理業務一式等2契約
契 約 の 概 要	事業所の建物内に設置された設備機器の保守点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	神戸都市振興サービス株式会社
契 約	平成28年4月、29年4月 随意契約
予定価格の積算額	1億9956万余円(平成28、29両年度)
低減できた積算額	1720万円(平成28、29両年度)

1 設備管理業務等の概要

(1) 設備管理業務の概要

国立研究開発法人理化学研究所(以下「理研」という。)は、国立研究開発法人理化学研究所法(平成14年法律第160号)に基づき、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験、研究等の業務を実施している。

理研は、上記の業務を実施するために、多数の建物を保有しており、事業所ごとに、建物内に設置された照明器具等の電気設備、空気調和機等の機械設備等の設備機器に係る保守点検等の業務(以下「設備管理業務」という。)を業者に委託して実施している。

そして、設備管理業務の委託契約の仕様書によれば、設備管理業務のうち、保守については、設備機器の消耗部品等の取替えなどの軽微な作業とされ、点検については、測定機器の使用又は目視等により設備機器の機能状況を調査し、その良否を判断することなどの日常点検等とされている。

(2) 設備管理業務の積算の概要

理研本部は、物品、役務等の調達に係る予定価格の積算に必要な基本的事項を定めることを目的として「独立行政法人理化学研究所調達物品等予定価格積算要領」(平成19年契約業務部。以下「理研積算要領」という。)を定めている。

理研積算要領によれば、設備管理業務等の役務契約の積算は、刊行物等の標準的な資料に基づくもの(以下「刊行物積算」という。)、関心のある相手方から徴取した見積原価内訳書に値引きを考慮し算定したもの(以下「見積積算」という。)、前年度の契約実績に基づくもの(以下「実績積算」という。)などのうち、可能な方法を比較検討し、適正に行うこととされている。

設備管理業務等の建築保全業務については、一般的な点検項目等を定めた「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「共通仕様書」という。)が、また、共通仕様書に基づき建築保全業務に係る費用の積算を行うものに適用する「建築保全業務積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「国交省積算基準」という。)がそれぞれ公表されている。そして、国交省積算基準に基づき積算するための標準的な考え方等が示されている「建築保全業務積算要領」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「国交省積算要領」という。)には技術者区分に応じた歩掛かりが示されている。さらに、共通仕様書を適用して、国交省積算基準及び国交省積算要領を基に、建築保全業務費を積算するために用いる労務単価として、「建築保全業務労務単価」(国土交通省大臣官房官庁営繕部決定。以下「国交省単価」という。)が定められている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、設備管理業務の予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、神戸事業所が平成 28、29 両年度に神戸都市振興サービス株式会社と締結した設備管理業務 2 契約(契約金額計 1 億 9956 万余円)を対象として、理研本部及び神戸事業所において、契約書、仕様書、予定価格書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

神戸事業所は、設備管理業務の予定価格の積算に当たり、刊行物積算を行う上で、設備管理要員の必要人数を、国交省積算要領に記載されている保全技術員等の技術者の歩掛かりを採用して算定していた。そして、労務単価については、理研積算要領において、刊行物等の例として「職種別賃金の実態」(一般財団法人労務行政研究所。以下「賃金実態」という。)が示されている一方で国交省単価は明確に示されていないこと、また、保守点検等を実施する作業環境が研究施設であることを考慮して、賃金実態における技術関係職種(機械、電気等各分野について、設計、製造、修理等の技術的業務を行う従業員(頭脳労働者))である技術係員の給与等に基づき労務単価を算定していた。そして、算定した労務単価に必要な人数を乗ずるなどして、刊行物積算を計 2 億 2019 万余円と算定していた。その上で、契約ごとに、刊行物積算、見積積算及び実績積算を比較して、それぞれ最も安価であった実績積算の計 1 億 8478 万余円に消費税相当額計 1478 万余円を加え、予定価格を計 1 億 9956 万余円と算定していた。

しかし、国交省単価は、共通仕様書を適用し、国交省積算要領に基づき、保全業務を委託する際の保全業務費の積算に用いるためのものとされており、神戸事業所における 2 契約では共通仕様書が適用され、かつ、設備管理業務の対象となる設備機器に係る歩掛かりが国交省積算要領に記載されていること、さらに、日常的な保守点検等の設備管理業務が実施される研究施設内の作業環境において特別に配慮を必要とする研究機器はなかったことから、賃金実態の技術係員の給与等に基づき算定した労務単価を採用していたのは適切ではなく、国交省単価を採用すべきであったと認められた。

現に、筑波事業所が実施した設備管理業務1契約は、神戸事業所における2契約とおおむね同様の業務内容となっているが、当該契約の刊行物積算においては、国交省積算要領の歩掛かりを採用し、労務単価も国交省単価を採用していた。

このように、神戸事業所の設備管理業務の予定価格の積算において、刊行物積算を行う上で、国交省積算要領の技術者区分に対応した国交省単価を採用すべきであったのに、賃金実態の技術係員の給与等に基づき算定した労務単価を採用していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

神戸事業所における設備管理業務2契約の予定価格について、刊行物積算について国交省単価を採用するなどして修正計算すると2割程度低減され、2契約とも刊行物積算が見積積算及び実績積算に比べて安価となることから、刊行物積算の計1億6883万余円に消費税相当額計1350万余円を加えた適切な予定価格は計1億8234万余円となり、前記の予定価格計1億9956万余円を計約1720万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、理研本部において、設備管理業務の刊行物積算に当たり、国交省積算要領の歩掛かりを採用して必要人数を算定する場合の労務単価として、理研積算要領に国交省単価を明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、理研本部は、30年9月に設備管理業務の予定価格の積算に係る積算要領を整備して各事業所に対して通知し、国交省積算要領の歩掛かりを採用して必要人数を算定するものについて、国交省単価を採用することとして、適切に予定価格の積算を実施するよう周知する処置を講じた。

第18 独立行政法人福祉医療機構

不 当 事 項

補 助 金

- (285) 社会福祉振興助成事業の実施に当たり、虚偽の賃金台帳等を作成するなどして、架空のアルバイトの賃金、車両の借料損料等を助成対象経費としていて助成金が過大に交付されていたもの

科 目	(一般勘定)社会福祉振興助成費
部 局 等	独立行政法人福祉医療機構
助 成 の 根 拠	独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)
助 成 対 象 者 (事 業 主 体)	社会福祉法人北野同朋会(平成26年10月16日以前は社会福祉法人寺子屋工房)
助 成 事 業	社会福祉振興助成事業
助成事業の概要	社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対して助成を行うもの
前記の助成対象者に対する助成金交付額	16,787,000円(平成24年度～26年度)
不当と認める助成金交付額	8,056,000円(平成24年度～26年度)

1 助成事業の概要

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)等に基づき、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として、社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対して助成を行う事業(以下「社会福祉振興助成事業」という。)を、国から交付される社会福祉振興助成費補助金を財源として実施している(以下、社会福祉振興助成事業において交付する資金を「助成金」という。)

独立行政法人福祉医療機構業務方法書(平成15年厚生労働大臣認可)等によれば、社会福祉振興助成事業の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業等(以下「助成対象事業」という。)を行う者とされている。

独立行政法人福祉医療機構助成要綱(平成22年規程第1号)等によれば、助成金の額は、助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)の額から助成対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額の範囲内とすることとされている。そして、助成対象経費については、借料損料、家賃、備品購入費、賃金、委託費等の助成対象事業を行うための経費とされている。ただし、購入単価が30万円以上の備品の購入費は、原則として助成対象経費とならないこととされている。

助成対象者は、助成対象事業完了後に助成事業完了報告書(以下「完了報告書」という。)を機構に提出することとされており、機構は、助成対象事業の実施内容及びその収支決算が適正であるか審査し、必要に応じて調査を行い、助成金の額を確定することとされている。

社会福祉法人北野同朋会(平成26年10月16日以前は社会福祉法人寺子屋工房。福岡県久留米市所在。以下「北野同朋会」という。)は、24年度から26年度まで、助成対象事業を実施するとして助成金の交付を受け、アルバイト延べ9名を雇用するために要した賃金、車両計4台を賃借するために要した借料損料等の助成対象経費の額から本件助成対象事業に係る収入額を控除して、計16,787,000円を助成金の額として、完了報告書を機構に提出して、同額により助成金の額の確定を受けていた。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、助成対象経費の算定は適正に行われているかなどに着眼して、機構及び北野同朋会において、完了報告書、契約書、領収証書その他の関係書類を精査するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

北野同朋会は、前記の雇用したとしていたアルバイト延べ9名のうち、役員の親族である延べ5名については、実際には雇用していなかったのに、虚偽の賃金台帳、労働条件通知書等を作成し、賃金計3,411,100円を支払ったこととして、これを助成対象経費としていた。

また、前記の車両計4台については、実際には購入したものであったり(購入単価は30万円以上であり助成対象経費と認められないもの)、役員が所有していたものであったりして借料損料を支払っていなかったのに、虚偽の賃貸借契約書、領収証書等を作成し、借料損料計2,360,000円を支払ったこととして、これを助成対象経費としていた。

さらに、北野同朋会は、虚偽の賃貸借契約書等を作成して、実際には本件助成対象事業において支払っていなかった事務所の家賃計1,530,000円を支払ったこととしたり、虚偽の領収証書等を作成して、実際には委託していなかったテレビ電話設備の保守業務に係る委託費計770,000円を支払ったこととしたりして、これらを助成対象経費としていた。

したがって、上記架空のアルバイトの賃金、車両の借料損料等計8,071,100円を助成対象経費から控除して適正な助成金の交付額を算定すると計8,731,000円となり、前記の交付額計16,787,000円との差額8,056,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、北野同朋会において虚偽の賃金台帳等を作成して、これを基に助成金の交付を受けるなど著しく誠実でなかったこと、機構において完了報告書の内容の審査等が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、業務廃止までの間、事業規模に見合うものとなるよう必要となる政府出資金の額の算出方法を検討してこれに基づき適時適切に検証を行い、不要財産として国庫に納付することができる仕組みを整備して、その仕組みに沿って、適切に不要財産を国庫に納付することとするよう意見を表示したもの

(平成30年10月30日付けで厚生労働大臣及び独立行政法人福祉医療機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、264ページの厚生労働省の項に掲記)

第19 独立行政法人情報処理推進機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

労働者派遣契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争に付するなどすることにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を十分に享受できるよう改善させたもの

科 目	一般管理費、業務費、固定資産	
部 局 等	独立行政法人情報処理推進機構	
契 約 の 概 要	機構が行う業務の一部を派遣労働者に実施させるもの	
契 約	平成 28 年 4 月～30 年 3 月 一般競争契約、随意契約	
契約件数及び支払額	1,107 件	23 億 1090 万余円(平成 28、29 両年度)
上記のうち競争に付するなどする必要のあるのに随意契約により契約を締結していた契約件数及び支払額	866 件	21 億 5297 万円

1 労働者派遣契約等の概要

(1) 労働者派遣契約の概要

独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年法律第 90 号)に基づき、情報処理の高度化を推進することを目的として、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成、情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務等を行っている。そして、機構は、毎年度、派遣会社との間で労働者派遣契約(以下「派遣契約」という。)を締結し、書類のファイリング、データ入力等の一般的な事務系の業務(以下「事務系業務」という。)からプログラムの開発やコンピュータセキュリティ等の IT に関する専門的な知識及び経験を必要とする業務(以下「技術系業務」という。)まで幅広く、業務の一部を派遣労働者に実施させている。

(2) 契約手続の概要

機構は、契約等に係る事務を独立行政法人情報処理推進機構会計規程(平成 16 年 1 月 2003 情総第 9 号。以下「会計規程」という。)等に基づいて行うこととしている。

会計規程等によれば、機構における契約手続については、予定価格が契約区分ごとに定められた額を超える場合には、次の手順で行うこととされている。

- ① 契約を請求する部(以下「契約請求部」という。)は、当該契約に係る契約方式等について、契約締結等に関する事務を行う財務部に事前相談を行う。
- ② 財務部が契約方式等について検討を行った上で、契約請求部が役員会審議を経て理事長の承認を受ける。
- ③ 財務部は、公告等を行い契約を締結する。

(3) 契約方式等の概要

会計規程等によれば、売買、貸借、委託、請負その他の契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定価格を定め、公告して競争に付さなければならないとされている。ただし、契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されているため、その者と契約しなければその目的が達せられない場合や、役務の提供等の契約において予定価格が100万円を超えない場合等には、随意契約等によることができるとされている。

そして、合理的な理由なく契約を分割して発注することにより、随意契約によることはできないとされている。また、機構は、一定期間継続する役務の提供等の契約の場合には、単価により予定価格を定めることができるとしており、単価契約(単価についてのみ約定し、支払額については実績に基づき決定する契約)の場合、当該契約に基づく年間支払予定総額を考慮した上で、随意契約によることができるかを判断するとしている。

随意契約については、平成18年8月に財務大臣から各省各庁の長に対して「公共調達に適正化について」(平成18年8月財計第2017号)により競争性のない随意契約の見直しについての考え方が示されたことを受けて、経済産業省は、機構に随意契約の見直しを行うことを求めた。そして、機構は、19年12月に会計規程等を改正して、特殊な技術、設備等が不可欠であるとして随意契約としていた調達案件等について、ほかに当該技術、設備等を有している者がいないかを確認するために公募(以下「契約事前確認公募」という。)を実施し、応募者が複数であった場合は一般競争入札等を実施することとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、派遣契約の締結に当たり、会計規程等に従って契約手続が適切に行われているか、公正性及び透明性が確保されて競争の利益を十分に享受できているかなどに着眼して、機構が28年度に34派遣会社と締結した派遣契約計523件、支払額計10億9066万余円及び29年度に33派遣会社と締結した派遣契約計584件、支払額計12億2024万余円、合計1,107件、支払額23億1090万余円を対象として、機構において、契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

28年度の派遣契約523件のうち1件、支払額3429万余円、29年度の派遣契約584件のうち1件、支払額296万余円、合計2件、支払額3725万余円については、会計規程等に基づき、財務部が一般競争契約により派遣会社と派遣契約を締結していた。

一方、上記の派遣契約を除く28年度522件、支払額計10億5637万余円、29年度583件、支払額計12億1727万余円、合計1,105件、22億7364万余円については、財務部ではなく、人事、給与等に関する事務を行う総務部が契約を締結していた。

これらの派遣契約に係る契約手続についてみると、契約請求部は、嘱託職員等の雇用と同様であるとして、財務部に事前相談を行わずに、総務部に労働者派遣に係る業務内容、契約期間等の要求を行い、総務部は、契約方式を検討することなく、当該要求内容が記載された仕様書を複数の派遣会社に提示するなどして、仕様を満たしている派遣会社と随意契約により派遣契約を締結していた。

そこで、これらの派遣契約に係る1件当たりの支払額についてみると、100万円を超えて

いたものは、28年度計394件、支払額計9億9570万余円、29年度計397件、支払額計11億1579万余円となっていた。また、支払額が100万円以下で契約期間が半期ごとや四半期ごとなどになっていた契約の中には、同一の業務内容を年間を通じて同一の者が行っていることなどから年間契約をすることが可能であり、年間契約としていけば支払額が100万円を超えることとなったものが、28年度計31件、支払額計1373万余円、29年度計44件、支払額計2773万余円となっていた。

上記の支払額が100万円を超えている契約及び年間契約としていけば支払額が100万円を超えることとなる契約について、業務内容により区分すると表のとおり、事務系業務に係る契約は計647件、支払額計8億3683万余円となっており、技術系業務に係る契約は計219件、支払額計13億1614万余円となっていた。

表 派遣契約における業務区分(平成28、29両年度)

業務区分	平成28年度		29年度		計	
	契約件数(件)	支払額(千円)	契約件数(件)	支払額(千円)	契約件数(件)	支払額(千円)
事務系業務	317	408,455	330	428,379	647	836,835
技術系業務	108	600,983	111	715,157	219	1,316,141
計	425	1,009,438	441	1,143,537	866	2,152,976

これらの契約を締結するに当たっては、会計規程等に従って、事務系業務に係る契約については、履行可能な者を有している派遣会社は特定の派遣会社に限定されるものではないことから競争に付する必要がある、技術系業務に係る契約については、業務内容を考慮して、履行可能な者を有する派遣会社が複数存在していることが確認できる場合には競争に付し、確認できない場合であっても契約事前確認公募を実施する必要があると認められた。

このように、28、29両年度における派遣契約計866件、支払額計21億5297万余円について、会計規程等に従って財務部による契約方式の検討が行われておらず、随意契約により契約が締結されていた事態は、契約手続の公正性及び透明性が確保されておらず、競争による利益を十分に享受できないものとなっていて適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、派遣契約を締結するに当たり、会計規程等に従って財務部が契約方式について検討し競争に付するなどすることの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、30年8月に、契約請求部の担当職員に対して事務連絡を発して、派遣契約の締結に当たっては、会計規程等に従って財務部が契約方式について検討し競争に付するなどすることを周知徹底し、事務系業務に係る契約については、同年9月以降に契約を締結するものについて、同年8月から順次競争に付するとともに、技術系業務に係る契約については、31年4月以降に契約を締結するものについて、履行可能な者を有する派遣会社が複数存在していることが確認できる場合には競争に付することとし、確認できない場合には契約事前確認公募を実施することとする処置を講じた。

第20 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国家備蓄施設における備蓄機器の部品の調達等について

(平成 28 年度決算検査報告 634 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、国の委託を受けて、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和 50 年法律第 96 号)に規定する国家備蓄石油及び国家備蓄施設(以下「備蓄基地」という。)を管理しており、備蓄基地の管理等に係る業務の一部を、備蓄基地の運営、保守管理等の業務を実施することを目的として設立されるなどした株式会社(以下「操業会社」という。)に委託している。そして、操業会社は、施設管理業務の一環として、故障等が生じた原油ポンプ等の機器等(以下「備蓄機器」という。)の部品と交換するために保管することになっている部品(以下「予備部品」という。)の調達、保管等を行っている。しかし、予備部品の一部は、保管する必要がなかったり、保管する必要がある数量を超過していたりするもの(以下「余剰部品」という。)であると認められるのに、機構において、各備蓄機器に必要な予備部品の品目及び数量を設定しておらず余剰部品の存在を把握しないまま、操業会社に余剰部品を活用させることなく同一品目の部品を別途調達させている事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長に対して平成 29 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 操業会社に対して、予備部品として保管する必要性及び数量を判断する際の要件を示して、これに沿って各備蓄機器に必要な予備部品の品目及び数量を設定させること
- イ 操業会社に対して、部品を交換する必要がある場合には同一品目の余剰部品を優先的に使用するよう求めるなど、余剰部品の有効活用を図るための指示を行うこと
- ウ 必要な予備部品及び余剰部品の品目や数量、その使用先となる備蓄機器の名称等の情報を操業会社に報告させて、その情報を基に管理台帳を整備して、予備部品の活用状況について定期的に確認すること

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、29 年 11 月に操業会社に対して指示文書を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 操業会社に対して、予備部品として保管する必要性及び数量を判断する際の要件を示して、これに沿って各備蓄機器に必要な予備部品の品目及び数量を設定させた。
- イ 操業会社に対して、備蓄機器の補修等において部品を交換する必要がある場合には、同一品目の余剰部品を優先的に使用して、余剰部品の有効活用を図るよう指示した。
- ウ 必要な予備部品及び余剰部品の品目や数量、その使用先となる備蓄機器の名称等の情報を記載する管理台帳の様式を定めて、操業会社に対して、当該様式に沿った管理台帳を作成させて、毎年度提出させることなどにより、必要な予備部品及び余剰部品の管理状況を把握するとともに、予備部品の活用状況について定期的に確認することとした。

第21 独立行政法人中小企業基盤整備機構

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金の規模について

(平成 28 年度決算検査報告 396、647 ページ参照)
(422 ページの経済産業省の項に掲記)

第22 独立行政法人都市再生機構

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について

〔平成 25 年度決算検査報告 883 ページ参照〕
〔平成 26 年度決算検査報告 770 ページ参照〕
〔平成 27 年度決算検査報告 700 ページ参照〕
〔平成 28 年度決算検査報告 648 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について、独立行政法人都市再生機構会計規程等を定めて、これに基づき会計処理を行っている。そして、一部の賃貸住宅を対象に、賃貸住宅団地の経営管理を行うために、保全工事の実施による損益等の推移等を検討した賃貸住宅団地ごとの事業計画(以下「団地別事業計画」という。)を策定している。しかし、保全工事に係る会計処理に当たり、除却した建物附属設備等、構築物及び機械装置(以下、これらを合わせて「設備等」という。)の機能を考慮しないまま工事費の資産計上及び費用処理(以下、これらを合わせて「資産計上等」という。)を実施している事態及びこのような資産計上等により算定された損益等に基づく団地別事業計画を踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行っている事態が見受けられた。

したがって、機構において、除却した設備等の機能を考慮しないまま工事費の資産計上等を行っている保全工事については、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等を検討したり、この検討結果を踏まえた保全工事に係る会計処理に基づく損益等を団地別事業計画等に反映させた上で、これを踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行うよう支社等に周知したりするよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、27 年 6 月から 28 年 3 月まで外部機関を活用して保全工事の仕様、積算内容等の分析及び調査を行い、その後、当該調査結果等を踏まえて、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等の検討を行った。その結果、工事費のうち撤去費相当額については資産計上をしないこととする見直しを行い、同年 11 月に支社等にその旨を周知した。また、同年 4 月以降、団地別事業計画は策定しないこととされたが、機構は、29 年 1 月に、見直し後の会計処理に基づく損益等が反映された個別団地の経営状況等を総合的に勘案の上、保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を効果的、効率的に行うよう、支社等に周知する処置を講じていた。

一方、機構は、上記の見直しに加えて、保全工事において除却される設備等の未償却簿価相当額を踏まえた資産計上等が行えるよう、外部機関を活用して、未償却簿価相当額を費用処理するための業務処理方法等を検討している。

第23 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

不 当 事 項

物 件 ・ 役 務

(286) 高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい監視用カメラの点検、交換等を実施するための請負契約及び購入契約において、契約する必要のない業務を契約に含めていたため、契約額が割高となっていたもの

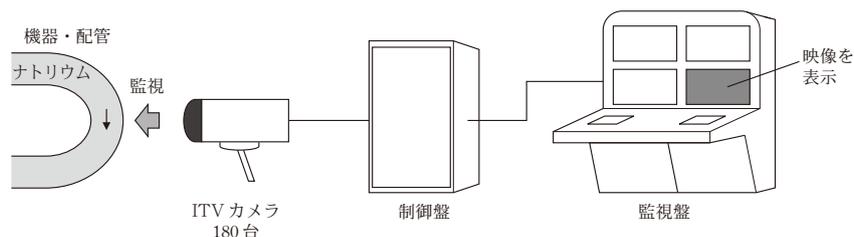
科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構) 敦賀事業本部、高速増殖原型炉もんじゅ
契 約 名	(1) H26年度 電気設備点検 (2) ナトリウム漏えい監視用 ITV 設備カメラの購入
契 約 の 概 要	(1) 高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい監視用カメラ等の点検、交換等を実施するもの (2) 高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい監視用カメラ等の購入を実施するもの
契 約 の 相 手 方	(1) 高速炉技術サービス株式会社 (2) 株式会社日立国際八木ソリューションズ
契 約	(1) 平成26年8月 一般競争契約 (2) 平成26年10月 随意契約
契 約 額	(1) 168,804,000 円(平成26年度) (2) 29,700,000 円(平成26年度) 計 198,504,000 円
割高となっていた契約額	(1) 540 万円(平成26年度) (2) 230 万円(平成26年度) 計 770 万円

1 契約等の概要

(1) ITV カメラ等の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構。以下「機構」という。)は、高速増殖炉^(注1)の発電技術を確認するために建設されている高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)でナトリウムが漏えいした際の漏えい場所の状況の把握等を目的として、ナトリウムを内包する機器・配管が設置されているエリアにナトリウム漏えい監視用カメラ(以下「ITV カメラ」という。)を180台設置し、19年3月から運用を開始している(図参照)。

図 ITV カメラの概念図



機構は、もんじゅの安全確保に必要な措置を定めた保安規定に基づいてもんじゅの具体的な保守管理の実施に関する計画(以下「保全計画」という。)を策定して、機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認するための点検の具体的な方法等を定めている。そして、機構は、ITV カメラの点検として、保全計画に基づき、目視により外観の異常の有無を確認する外観点検及びカメラの映像や作動状況を確認する機能・性能試験(以下、これらを合わせて「外観点検等」という。)を実施することとしており、外観点検等により ITV カメラの故障を確認した場合は、必要に応じて交換を実施することとしている。

また、機構は、保全の有効性評価の際に、^(注2)「点検手入れ前データ」(使用中の機器の劣化状態を把握するために取得するデータ)を活用することとしている。そして、保全計画の策定手順を定めた保全計画検討要領において、機器を分解・開放して部品の手入れ等を行う分解点検又は開放点検を実施する場合に同データを取得することとしているが、外観点検等を実施する場合には同データを取得することとはしていない。

(注1) 高速増殖炉 原子炉の型式の一つであり、主に高速中性子を利用して臨界を維持し、かつ、その過程で、燃料として利用できる核分裂性物質の量が増殖していく原子炉。炉心で発生した熱を原子炉から取り出すための冷却材として、ナトリウムが使用される。

(注2) 保全の有効性評価 機器の稼働状況等の情報を基に、保全計画に定める点検が有効に機能しているかを確認し、改善するために行う評価

(2) 契約の概要

機構は、26年8月に、もんじゅの電気設備の点検等を請け負わせる契約(以下「点検契約」という。)を、一般競争契約により契約額 131,760,000 円で高速炉技術サービス株式会社と締結して、その業務の一環として、既設の ITV カメラ全 180 台の外観点検等を実施するとともに、上記 180 台の一部に対する交換用の ITV カメラ 30 台の購入、交換等を実施することとしている。

その後、機構は、26年9月に、ITV カメラの故障を放置していたとして保安規定に違反しているとの指摘を原子力規制委員会から受けたことなどの状況を踏まえて、同年10月に、既設の ITV カメラ 180 台全ての交換を至急実施するために、上記 30 台の購入とは別途に交換用の ITV カメラ 150 台等を購入する契約(以下「追加購入契約」という。)を、随意契約により契約額 29,700,000 円で株式会社日立国際八木ソリューションズと締結している。そして、同年11月及び27年3月に点検契約の契約変更を行い、交換を実施する ITV カメラの台数を 30 台から 180 台全てに変更するなどして契約額を 168,804,000 円に変更している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、ITV カメラの点検及び交換が適切に実施されて

いるかなどに着眼して、点検契約及び追加購入契約を対象として、機構本部、敦賀事業本部及び高速増殖原型炉もんじゅにおいて、契約書、仕様書等の関係書類を確認するとともに、担当者から説明を聴取するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア ITV カメラの交換前点検について

点検契約の仕様書等によれば、ITV カメラの点検及び交換は、①既設のITV カメラ180台全ての外観点検等を実施すること、②外観点検等の実施後に既設のITV カメラ180台全ての交換を実施することなどとされていた(以下、交換前に実施する外観点検等を「交換前点検」という)。そして、仕様書等に基づき、既設のITV カメラ180台全てについて、交換前点検が実施された上で、交換が実施されていた。

しかし、既設のITV カメラは180台全てが交換の実施により撤去されることから、所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認するための交換前点検を実施する必要はなく、交換前点検を点検契約の業務内容に含める必要はなかった。これについて機構は、交換前点検を点検契約の業務内容に含めていた理由について、点検手入力前データを取得するためであるとしていたが、保全計画や仕様書等では同データを取得することとはなっておらず、また、保全計画検討要領においても、外観点検等を実施する場合には同データを取得することとはなっていなかった。さらに、前記の保全の有効性評価において、機構が取得したとしている同データが活用された状況は見受けられなかった。

イ ITV カメラの交換等について

機構は、点検契約及び追加購入契約により、交換用のITV カメラ180台等を購入して、故障の有無にかかわらず既設のITV カメラ全ての交換を実施していた。この理由について、機構は、運用開始から7年半以上が経過して経年劣化による機能低下が見込まれる一方、ITV カメラの更新目安が7年程度であることを踏まえたためとしている。

しかし、既設のITV カメラの中には、点検契約による交換の実施以前に、既に交換済であったものが8台含まれていた。これら8台のITV カメラは、26年11月の時点で、使用期間が33か月から45か月までの期間となっていて、上記の更新目安は経過しておらず、故障実績もなかった。そして、機構は27年2月に保全計画を改訂して、ITV カメラは故障の有無にかかわらず76か月ごとに交換を実施することとしているが、上記の使用期間はこの交換期間も経過していなかった。

また、機構は、点検契約による交換の実施時点において、新品のITV カメラ1台を保管していたにもかかわらず、これを交換に使用していなかった。

したがって、既に交換済であったITV カメラ8台分の交換と、この8台と保管されていた新品の1台を合わせた9台分の購入については、点検契約及び追加購入契約の業務内容に含める必要はなかった。

以上のとおり、点検契約及び追加購入契約において、ITV カメラ180台のうち交換不要な8台分を除く172台分の交換前点検、8台分の交換及び9台分の購入を業務内容に含める必要はなく、これらを除いて契約額を修正計算すると、点検契約は163,340,143円、追加購入契約は27,360,881円となり、本件契約額168,804,000円、29,700,000円はこれらに比べてそれぞれ約540万円、約230万円割高となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、点検契約及び追加購入契約で行う業務について必要性の検討が十分でなかったことなどによると認められる。

第24 独立行政法人勤労者退職金共済機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

中小企業退職金共済契約に係る掛金の口座振替納付について、全ての共済契約者に一律に口座振替結果通知書を送付する取扱いを廃止し、共済契約者から要望があった場合に個別に同通知書を送付することとして、同通知書の作成及び発送の業務に係る費用の節減を図るよう改善させたもの

科 目	(一般の中小企業退職金共済事業等勘定) (款)事務費 (項)管理諸費
部 局 等	独立行政法人勤労者退職金共済機構
口座振替結果通知書の概要	中小企業退職金共済契約の掛金を口座振替により納付した共済契約者に、振替日、振替済額等の掛金の振替結果の状況を通知するもの
口座振替結果通知書の送付件数	4,331,997 件(平成 27 年度～29 年度)
上記口座振替結果通知書の作成及び発送の業務に係る費用	2 億 4267 万余円
上記のうち節減できた口座振替結果通知書の作成及び発送の業務に係る費用	2 億 1995 万円

1 中小企業退職金共済制度等の概要

(1) 中小企業退職金共済制度の概要

独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)に基づき、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その抛出による退職金共済制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することなどを目的として、中小企業退職金共済制度を運営している。

同制度は、中小企業者である事業主が、機構と中小企業退職金共済契約を締結して(以下、中小企業退職金共済契約を締結した事業主を「共済契約者」という。)、その雇用する従業員を被共済者として、被共済者ごとに掛金月額を定めて毎月分の掛金を翌月末日までに機構に納付し、被共済者が退職した場合には、当該被共済者等の請求に基づき、機構から掛金納付月数の区分に応じて政令で定められた退職金が支払われるものである。

(2) 口座振替結果通知書の概要

中小企業退職金共済法施行規則(昭和 34 年労働省令第 23 号)等によれば、共済契約者は、毎月分の掛金の納付を、原則として、共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替により行うこととされている(以下、この方法による納付を「口座振替納付」という。)

機構は、口座振替納付を行った全ての共済契約者(以下「全ての共済契約者」という。)に「掛金等の振替結果のお知らせ」(以下「口座振替結果通知書」という。)を年 4 回送付して、各回につき 3 か月分の振替日、振替済額等の掛金の振替結果の状況を通知することにして

おり、平成27年度から29年度までの3か年における送付件数は計4,331,997件となっている。そして、機構は、口座振替結果通知書の作成及び発送の業務を民間業者に委託して実施しており、これらの業務の実施に要する費用として、当該民間業者等に業務委託費及び郵便料金を支払っている。

(3) 地方公共団体等による掛金補助及び経営事項審査の概要

中小企業退職金共済契約に係る掛金については、一部の地方公共団体において、当該地方公共団体の区域内に主たる事業所を有する中小企業者等を対象とした掛金補助の制度が設けられている。この制度は、おおむね共済契約者が補助対象期間中に支払った掛金に一定割合を乗じて得た額を補助するものとなっており、補助金の申請を行う共済契約者は、掛金の支払を証明する書類等を当該地方公共団体に提出することとなっている。

また、建設業法(昭和24年法律第100号)によれば、公共性のある施設等に係る建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について、当該建設業者に建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事による審査等(以下「経営事項審査」という。)を受けなければならないとされており、退職一時金制度等の導入の有無についても、審査項目の一つとされている。そして、経営事項審査の申請を行う建設業者は、退職一時金制度等の導入の事実を確認できる資料として、中小企業退職金共済制度への加入を証明する書類等を国土交通大臣又は都道府県知事に提出することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、全ての共済契約者に対して口座振替結果通知書を送付する必要があるかなどに着眼して、機構において、27年度から29年度までの間に民間業者に委託して実施した口座振替結果通知書の作成及び発送の業務に係る業務委託費及び郵便料金計2億4267万余円を対象として会計実地検査を行った。

検査に当たっては、業務委託に係る契約書、仕様書等の書類によるほか、機構の職員から口座振替結果通知書の送付の必要性等を聴取したり、機構を通じて地方公共団体における掛金補助の要件等を確認したりするなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、全ての共済契約者に口座振替結果通知書を送付している理由を次のとおりとしていた。

ア 加入者サービスの一環として、共済契約者には、確実に口座振替が行われ掛金が領収されたことを証明する書類を交付する必要があること

イ 共済契約者が、①法人税又は所得税の確定申告を行う際には、損金又は必要経費に係る証明書類として、②地方公共団体による掛金補助の申請を行う際には、掛金の支払の証明書類として、また、③国土交通大臣等による経営事項審査の申請を行う際には、中小企業退職金共済制度への加入の証明書類として、それぞれ口座振替結果通知書を提出する必要があること

しかし、アについては、口座振替納付の場合、共済契約者は、掛金の振替先、振り替えられた金額、振替日等が記帳された預金通帳等により、確実に口座振替が行われ掛金が領収さ

れたことを、容易に確認することができることと認められた。

イ①については、法人税又は所得税の確定申告を行う際に口座振替結果通知書を証明書類として提出する必要があるか国税庁に確認したところ、その必要はないとのことであった。

イ②については、掛金補助制度を設けている全279地方公共団体(30年5月末現在)のうち協力が得られた278地方公共団体の掛金補助の要件等を機構を通じて確認したところ、掛金の支払の証明書類として口座振替結果通知書を必須としているのは8地方公共団体にすぎず、残りの270地方公共団体では、預金通帳等の写しなどを掛金の支払の証明書類とすることを認めているなどしていた。

また、イ③については、国土交通大臣及び47都道府県知事が経営事項審査を行うに当たり、退職一時金制度等の導入の事実を確認できる資料として提出を求めている証明書類を確認したところ、口座振替結果通知書を必須としているのは1県のみであった。

そして、機構は、これらの状況を十分に把握しないまま、全ての共済契約者に一律に口座振替結果通知書を送付していた。

このような状況からみて、掛金が領収されたことを証明する書類の交付が必要となる共済契約者は口座振替結果通知書の提出を必須としている一部の地方公共団体に掛金補助や経営事項審査の申請を行うなどする共済契約者であり、求めに応じて個別に口座振替結果通知書を送付すれば足りることから、毎年度、多額の費用をかけて、全ての共済契約者に一律に口座振替結果通知書を送付していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた口座振替結果通知書の作成及び発送の業務に係る費用)

機構が保有する資料を基に、27年度から29年度までの3か年について、掛金が領収されたことを証明する書類の交付を求める共済契約者数を試算し、当該共済契約者のみに口座振替結果通知書を送付していたとすれば、その作成及び発送の業務に係る費用は2272万余円となり、前記口座振替結果通知書の作成及び発送の業務に係る費用2億4267万余円との差額2億1995万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、全ての共済契約者に一律に口座振替結果通知書を送付する必要性について、その利用の実態等を踏まえた検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、31年1月発送分から、全ての共済契約者に一律に口座振替結果通知書を送付する取扱いを廃止し、共済契約者から要望があった場合に個別に口座振替結果通知書を送付することとして、その旨を30年7月までに共済契約者等に通知するなどの処置を講じた。

第25 国立大学法人東京大学

不 当 事 項

予 算 経 理

(287) 研究費の不正使用に伴う返還金に係る積立金の経理が不当と認められるもの

科 目	積立金
部 局 等	国立大学法人東京大学
研究費の不正使用に伴う返還金の概要	繰越承認の対象外となる決算剰余金(積立金)として中期目標期間終了時に国庫納付することとなるもの
国庫納付されていなかった研究費の不正使用に伴う返還金額	4,867,575 円(平成 27 事業年度)

1 研究費の不正使用に伴う返還金に係る積立金の経理の概要

国立大学法人等は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「国大法」という。)に基づき、教育研究等の事業を行っており、国大法第 35 条の規定により準用される独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 46 条の規定に基づき、業務運営の財源に充てる資金として、毎事業年度、国から運営費交付金が交付されている。

国立大学法人等の中期目標期間終了時の積立金の処分については、国大法第 32 条の規定に基づき、国立大学法人等は、中期目標期間の最後の事業年度において、積立金の額から次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けた額を繰り越すことができる(以下、この文部科学大臣の承認を「繰越承認」という。)とともに、繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

また、研究費の不正使用に伴う返還金については、「平成 22 年度決算における留意事項について」(平成 23 年文部科学省高等教育局事務連絡)及び「国立大学法人の会計処理上の留意点について」(平成 26 年文部科学省高等教育局事務連絡)によれば、国立大学法人等は、返還金を自己収入として受け入れるとともに、中期目標期間終了時には、繰越承認の対象外となる決算剰余金(積立金)として国庫納付することとされている。

そして、国立大学法人等は、研究費の不正使用に伴う返還金については、毎事業年度、文部科学省に提出する財務諸表等の補足資料に記入して報告することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

合規性等の観点から、第 2 期中期目標期間(平成 22 事業年度から 27 事業年度まで)終了時に研究費の不正使用に伴う返還金に係る積立金の経理が適切に行われているかなどに着眼して、同期間における研究費の不正使用に伴う返還金を対象に、国立大学法人東京大学(以下「東京大学」という。)において国庫納付金計算書や中期目標期間終了時の会計経理に関する書類等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

東京大学は、第2期中期目標期間の最後の事業年度(27事業年度)における会計処理として、積立金の額621億8867万余円から、繰越承認を受けた額620億3886万余円を控除した残余の額1億4981万余円を28年7月に国庫納付していた。

また、東京大学は、27年3月に、大学院工学系研究科の事務補佐員が給与を過大に請求するなどして不正に受給した研究費4,867,575円の返還を受けていた。

しかし、東京大学は、上記研究費の不正使用に伴う返還金について、26事業年度の財務諸表等の補足資料において繰越承認の対象外となる額として文部科学省に報告していなかった。そして、返還金額4,867,575円は第2期中期目標期間終了時に繰越承認の対象外となる決算剰余金(積立金)とされていなかった。

したがって、東京大学は、第2期中期目標期間終了時に上記の返還金額4,867,575円を国庫納付しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京大学において、研究費の不正使用に伴う返還金に係る積立金の経理に対する理解が十分でなかったことによると認められる。

第26 日本放送協会

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の郵送に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの

科 目	一般勘定 (款)事業支出 (項)契約収納費
部 局 等	日本放送協会本部
衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の概要	地上契約を締結している放送受信契約者に対して送付される衛星契約の申込書等
検査の対象とした上記郵便物の差出通数	659 万余通(平成 29 年度)
上記に係る郵便料金	3 億 8398 万余円
節減できた郵便料金	4658 万円(平成 29 年度)

1 衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物等の概要

(1) 衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の概要

日本放送協会(以下「協会」という。)は、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)により、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うことなどを目的として設立された法人であり、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約(以下「受信契約」という。)をしなければならないこととなっている。協会が受信契約についての条項として定めた日本放送協会放送受信規約において、受信契約の契約種別は、地上契約(地上放送のみの受信についての契約)、衛星契約(衛星放送及び地上放送の受信についての契約)等となっており、受信契約を締結した放送受信契約者は、契約種別ごとに定められた放送受信料(以下「受信料」という。)を協会に支払わなければならないこととなっている。そして、衛星契約の受信料は、地上契約の受信料より高額となっている。

協会は、地上契約を締結している放送受信契約者(以下「地上契約者」という。)に対して、衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的として、衛星契約の申込書と協会が放送する衛星放送の内容を紹介した冊子である BS ガイドを同封した郵便物を年に複数回郵送している。

(2) 郵便料金の割引制度等の概要

日本郵便株式会社は、郵便料金について、同社の定めた内国郵便約款(以下「郵便約款」という。)により区分郵便物及び広告郵便物の割引制度並びに郵便区内特別郵便物の特別料金制度を次のように設けており、差出人は、郵便物等が郵便約款に定められている一定の条件を満たす場合にその適用を受けることができることとなっている。

ア 区分郵便物の割引制度

区分郵便物の割引制度は、郵便物の形状、重量等が同一で、差出人が、受取人の住所又は居所の郵便区番号^(注1)ごとに区分して、これらを同時に2,000通以上差し出すなどした場合に適用を受けることができるものである。その割引率は、基本割引率に特別割引率を加算した率となっている。基本割引率は、差出通数が2,000通以上10,000通未満の場合は3%で、差出通数が増加するに従って高くなり、100,000通以上の場合が6%で最大^(注2)となっている。また、特別割引率は、差出人が、郵便約款に定められている送達日数に加えて送達に3日程度の余裕を承諾(以下、この承諾を「3日余裕の承諾」という。)するなど一定の条件を満たす場合にその条件に応じて1%から11%となっている。

(注1) 郵便区番号 郵便局における郵便物の配達区域を示す番号。郵便番号7桁のうち前から3桁又は5桁の番号

(注2) 送達日数 原則として、差し出された日の翌日から起算して3日以内(ただし、日曜日、休日等は除く。)とされている。

イ 郵便区内特別郵便物の特別料金制度

郵便区内特別郵便物の特別料金制度は、郵便物の形状、重量等が同一で、同一の郵便区内のみにおいて配達が行われる郵便物を当該郵便区内の配達を行う郵便局に同時に100通以上差し出すなどした場合に適用を受けることができるものである。郵便区内特別郵便物の特別料金の割引率は区分郵便物における割引率よりも高くなっており、重量25g以内の基本料金1通82円の定形郵便物では、割引率の一番低い場合で72円(割引率12.2%)、差出通数が1,000通以上であって3日余裕の承諾をするなどした割引率の一番高い場合では56円(同31.7%)などとなっている。

ウ 広告郵便物の割引制度

広告郵便物の割引制度は、郵便物の形状及び重量が同一で、郵便物の内容が専ら差出人の商品の広告、役務の広告その他営業活動に関する広告を目的として同一内容で大量に作成された印刷物であると、事前に取り扱う郵便局(以下「料金割引承認局」という。)の承認(以下「広告郵便物の承認」という。)を受けたものについて、差出人が、受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分して、これらを同時に2,000通以上差し出し、3日余裕の承諾をするなどした場合に適用を受けることができるものである。その割引率は、基本割引率に特別割引率を加算した率となっている。基本割引率は、定形郵便物及び定形外郵便物の差出通数が2,000通以上3,000通未満の場合は12%で、差出通数が増加するに従って高くなり、300,000通以上500,000通未満の場合は31%、また、1,000,000通以上の場合が37%で最大となっている。また、特別割引率は、差出通数が50,000通以上の郵便物について、差出人が、郵便約款に定められている郵便局に差し出すなど一定の条件を満たす場合にその条件に応じて1%から7%となっている。

このように、広告郵便物の割引制度は、区分郵便物の割引制度よりも割引率が高く、また、差出通数が多いなどの場合には郵便区内特別郵便物の特別料金制度に比べても割引率が高くなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

協会は、前記の衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物を毎年度大量に郵送しており、これに要する郵便料金も多額に上っていることから、本院は、経済性等の観点から、衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の郵送に当たり、郵便料金の割引制度等を適切に活用することにより郵便料金の節減が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、協会本部が平成29年度に郵送した衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物659万余通(以下「本件郵便物」という。)に係る郵便料金3億8398万余円を対象として、協会本部において、本件郵便物の郵送業務に関する関係書類、後納郵便物等差出票の控え等により、差出時期、郵便料金の割引制度等の適用状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

協会本部は、本件郵便物の郵送に当たり、大量の差出通数になることが見込まれたことから、郵便区番号ごとの差出通数が同時に100通以上になるものについては、郵便区内特別郵便物の特別料金制度の適用を受けていた。また、郵便区番号ごとの差出通数が100通より少ないものについては、それらをまとめて2,000通以上とした上で区分郵便物の割引制度の適用を受けていた。一方、協会本部は、本件郵便物について、料金割引承認局に対して広告郵便物の承認を求めておらず、広告郵便物の割引制度の適用は受けていなかった。

これについて協会は、22年7月に協会本部が料金割引承認局に対して、当時郵送を予定していた衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物について広告郵便物の承認を受けられるか事前に相談したところ、承認することは難しい旨の返答を得たとしている。そして、協会は、本件郵便物と上記のとおり判断された郵便物とは発送目的や仕様が大きく異ならないとしており、これらのことから、料金割引承認局に対して広告郵便物の承認を同月以降一度も求めていなかったとしている。

しかし、広告郵便物の割引制度については、日本郵便株式会社のホームページにおいて、会員加入の案内等は広告郵便物に該当する旨示されていること、本件郵便物は、衛星放送の受信設備を持たない地上契約者に対して衛星放送番組のPRを行い衛星放送の受信設備の購入・設置及びそれに伴う地上契約に比べて高額な衛星契約への契約種別変更を勧奨することをその主たる目的としていること、また、同一内容で大量に作成された印刷物に該当することなどから、本件郵便物は、広告郵便物の割引制度を活用するに当たって求められている条件を満たしており、料金割引承認局に広告郵便物の承認を受けて割引制度の適用を受けることができる蓋然性が高いと思料された。そして、本件郵便物は、同時期の差出通数が19万余通から100万余通と大量であることから、郵便区内特別郵便物及び区分郵便物の割引率よりも、広告郵便物の割引率が高くなると認められた。

そこで、30年7月の本院の会計実地検査を踏まえて、協会本部において料金割引承認局に照会を行ったところ、料金割引承認局から本件郵便物について広告郵便物の承認を受けられる旨の返答が得られたことから、本件郵便物について事前に広告郵便物の承認を求めれ

ば、より割引率の高い広告郵便物の割引制度の適用を受けることが可能であったと認められた。

このように、本件郵便物の郵送に当たり、より割引率の高い広告郵便物の割引制度の適用を受けることが可能であったのに適用を受けていなかったことにより、郵便料金の節減が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた郵便料金)

協会本部において、本件郵便物について広告郵便物の割引制度の適用を受けていたとすれば、郵便料金3億8398万余円は3億3739万余円となり、4658万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、協会本部において、本件郵便物に係る郵便料金の割引制度の活用について検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、協会は、30年9月に、関係部署に対して事務連絡を発して、今後、衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物を郵送する際には、より割引率の高い広告郵便物の割引制度の適用を適切に受けるよう周知するなどの処置を講じた。

第27 株式会社商工組合中央金庫

不 当 事 項

貸付金・その他

- (288)
(292) 危機対応業務に係る貸付けの要件を確認するために事業者から受領した試算表等を改ざんするなどして、要件を満たしていない事業者に対して貸付け及び利子補給金の支給を行っていたもの

科 目	貸出金
部 局 等	5支店
貸付け及び利子補給の根拠	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)、株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)等
危機対応貸付けの概要	内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機事象によって事業者が受けた被害に対処するために、当該事業者に対して必要な資金の貸付けを行うもの
利子補給の概要	危機対応貸付けの対象となる事業者に対して利子補給金の支給を行うなどして、実質的に金利を引き下げるもの
雇用維持利子補給の概要	利子補給のうち、雇用の維持又は拡大に取り組む事業者に対して利子補給金の支給を行うもの
貸 付 先	内外の金融秩序の混乱等によって、業況や資金繰りが悪化している事業者
不当と認める貸付金額(1)	165,000,000円(平成24、27両年度)
上記に係る不当と認める支給済利子補給金額(2)	1,619,931円(平成25年度～28年度)
不当と認める支給済雇用維持利子補給金額(3)	2,202,292円(平成25年度～28年度)
(1)から(3)までの計	168,822,223円(平成24年度～28年度)

1 危機対応貸付けの概要

(1) 株式会社商工組合中央金庫における危機対応貸付けの概要

株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)は、株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)に基づき、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を行っている。

そして、商工中金は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。)附則第45条の規定により、危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項の主務大臣である財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣(以

下、これらを合わせて「危機対応円滑化業務の主務大臣」という。)が指定する金融機関として指定を受けたもの(以下「指定金融機関」という。)とみなすこととされ、危機対応業務に係る貸付け(以下「危機対応貸付け」という。)を行っている。

危機対応円滑化業務は、日本公庫法に基づき、危機対応円滑化業務の主務大臣が、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機事象によって、一般の金融機関が通常の条件では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要であると認定する場合に、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)が、指定金融機関に対して信用供与や利子補給金の支給を行うなどするものである。また、危機対応業務は、指定金融機関が、日本公庫から上記の信用供与等を受けて、危機事象で受けた被害によって業況や資金繰りが悪化している事業者に対して、必要な資金の貸付けや利子補給を行うなどするものである。

危機対応貸付けの要件は、危機事象の影響を受けて、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者を対象とすることなどとなっている。このため、商工中金は、事業者において、危機事象の影響を受けて売上げの減少その他の業況の悪化を来していることを確認するために、事業者から売上高等が記載されている試算表等の提出を受けて、その内容を確認するなどしている。

また、日本公庫は、一定の要件を満たした事業者に対する危機対応貸付けを行った指定金融機関に対して利子補給金の支給を行うことができることとなっており、指定金融機関である商工中金は事業者に対して危機対応貸付けに係る利子補給金の支給又は貸付金利の引下げを行っている。そして、危機対応円滑化業務の主務大臣は、平成23年5月から、認定した特定の危機事象に係る危機対応貸付けにおいて、従業員の雇用の維持又は拡大に取り組む事業者に対して、商工中金から利子補給が行われるようにしている(以下、この利子補給のことを「雇用維持利子補給」という。)。ただし、商工中金は、危機対応貸付けの貸付日からおおむね6か月の間に常時使用する従業員数が減少した場合、利子補給を取り消して、貸付けの当初に遡って当該取消分の支払請求を行うこととなっている。このため、商工中金は、雇用維持利子補給を行った事業者に対して、貸付日からおおむね6か月後に常時使用する従業員数の確認(以下「6か月後確認」という。)を行っている。

(2) 危機対応業務の要件確認における不正事案の概要

商工中金は、鹿児島支店が行った危機対応貸付けにおいて、事業者が危機事象の影響を受けていることを確認する際に、一部の職員が事業者から受領した試算表等を自ら書き換えて対応した事態が判明したことや、これらの貸付けについて危機対応業務の要件に該当しない可能性があることなどを28年11月に公表した。そして、商工中金は、同支店における不正の規模が大きいことが明らかになったため、これらの事態を調査する「危機対応業務にかかる第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)を設置し、第三者委員会は、調査の対象として抽出した27,934件の危機対応貸付けのうち760件で不正が行われていたことなどを記載した調査報告書を29年4月に取りまとめた。

そして、商工中金は、第三者委員会の調査分を含め、28年11月末日までに行った全219,923件の危機対応貸付けのうち4,609件で不正が行われていたと判定したことなどを記載した調査報告書を29年10月に公表した。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、危機対応貸付けは真正な根拠資料に基づいて適正に行われているかなどに着眼して、鹿児島支店での事案の公表後から29年10月までの間に会計実地検査を行った。

検査に当たっては、商工中金本店及び14支店^(注)において、第三者委員会により不正が行われていたと判定されたもの及び不正の疑義が払拭できなかったとされたものや、会計実地検査と並行して行われていた商工中金の調査により抽出時点で不正の疑義があるとされていたものを除外した上で、計1,017件(貸付金額計79,308,440,000円、利子補給見込総額計1,023,331,385円)の危機対応貸付けを抽出して、りん議書、商工中金が事業者から受領したとしている根拠資料等を確認するなどして検査した。そして、事業者から受領したとしている根拠資料に疑義があるなどの場合は、商工中金を通じて事業者から根拠資料の再提出を求めてその内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 14支店 札幌、新宿、東京、池袋、横浜、熱田、津、大阪、堺、神戸、岡山、高松、福岡、鹿児島各支店

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 危機対応貸付けの要件を確認するために事業者から受領した試算表等を改ざんして、要件を満たしていない事業者に対して貸付け及び利子補給金の支給を行っていた事態
 3支店 3件(貸付金額計165,000,000円、支給済利子補給金額計1,619,931円)
 新宿、池袋、高松各支店において、事業者から受領した試算表等を商工中金の職員が改ざんして、業況の悪化等の危機対応貸付けの要件を満たしていない事業者に対して貸付け及び利子補給金の支給を行っていた事態が表1のとおり3支店において貸付金額計165,000,000円及び支給済利子補給金額計1,619,931円見受けられた。

表1 試算表等に係る不正が見受けられたもの (単位：円)

支店	年度	件数	貸付金額	左に係る 支給済利子補給金額
新宿支店	平成24 25~28	1	100,000,000	1,089,839
池袋支店	24 25~28	1	50,000,000	530,092
高松支店	27	1	15,000,000	—
計	24、27 25~28	3	165,000,000	1,619,931

注(1) 2段書きとなっている年度欄の上段は貸付けを実行した年度、下段は日本公庫が商工中金に利子補給金を支給した年度である。

注(2) 新宿、池袋両支店に係る事態については、平成29年10月の商工中金の調査報告書に反映された。

注(3) 高松支店に係る事態については、平成30年3月の商工中金の追加調査の公表に反映された。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

池袋支店は、平成25年3月、A社が、円高の影響を受けて前期比で売上総利益が減少していることを、A社から受領した24年1月及び25年1月の試算表(損益計算書)で確認したとして、A社に対して危機対応貸付け(貸付金額50,000,000円、支給済利子補給金額530,092円、貸付期間25年3月28日から30年2月28日まで)を行っていた。

しかし、A社から受領したとしている試算表等を確認したところ、売上総利益の増減に不自然な点が見受けられたことなどから、同支店を通じてA社に改めて24年1月及び25年1月の試算表(損益計算書)の提出を依頼してその内容を確認したところ、りん議決裁時に危機対応貸付けの要件を確認するためにA社から受領したとしていた試算表(損益計算書)は、同支店職員がA社の24年1月及び25年1月の試算表(損益計算書)の年度の数字を切り貼りして改ざんしていたものであり、実際にはA社の業況は悪化しておらず、危機対応貸付けの要件を満たしていなかった。

イ 6か月後確認を行うために事業者から受領した根拠資料を改ざんするなどして、雇用が維持されていない事業者に対して雇用維持利子補給を行っていた事態

3支店 11件(支給済雇用維持利子補給金額計2,202,292円)

札幌、池袋、鹿児島各支店において、事業者から受領した根拠資料を商工中金の職員が改ざんするなどして、6か月後確認の時点で雇用が維持されておらず雇用維持利子補給の要件を満たしていない事業者に対して雇用維持利子補給を継続して行っていた事態が表2のとおり3支店において計2,202,292円見受けられた。

表2 雇用維持利子補給に係る不正が見受けられたもの (単位：円)

支店	年度	件数	支給済雇用維持利子補給金額
札幌支店	平成26~28	1	178,723
池袋支店	25~28	5	912,967
鹿児島支店	25~28	5	1,110,602
計	25~28	11	2,202,292

注(1) 年度欄は、日本公庫が商工中金に利子補給金を支給した年度である。

注(2) 池袋、鹿児島両支店に係る事態については、平成29年10月の商工中金の調査報告書に反映された。

注(3) 札幌支店に係る事態については、平成30年3月の商工中金の追加調査の公表に反映された。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

鹿児島支店は、平成25年10月、B社に対して行った雇用維持利子補給(支給済雇用維持利子補給金額219,318円)の6か月後確認において、B社から受領した根拠資料には「人員」欄に「67」と記載されており(うち従業員数64名)、貸付時点における従業員数60名から増えていたことから雇用維持を確認したとしていた。

しかし、6か月後確認の約2か月後にB社の従業員数が大幅に減少しているなど従業員数の動きに不自然な点が見受けられたことから、同支店を通じてB社に改めて根拠資料の提出

を依頼してその内容を確認したところ、「人員」欄には「57」と記載されており、6か月後確認に用いた根拠資料は、同支店職員が数字を切り貼りして「57」を「67」と改ざんしていたものであり、実際にはB社の従業員数は減少していて、雇用維持利子補給の要件を満たしていなかった。

このように、危機対応貸付けの要件を満たしていない事業者に対して貸付けを行うなどしていた事態は著しく適正を欠いており、アの3件に係る貸付金額計165,000,000円及び支給済利子補給金額計1,619,931円、イの11件に係る支給済雇用維持利子補給金額計2,202,292円、合計14件に係る168,822,223円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、商工中金の職員において根拠資料の改ざんなどを行ってはならないという認識や危機対応貸付けを適正に行うことの重要性についての認識が著しく欠けていたこと、商工中金において危機対応業務に係る統制が十分機能していなかったことなどによると認められる。

なお、商工中金は、本院の検査を契機として、29年10月の調査報告書の公表以降追加調査を実施しており、その結果、不正が行われていた件数が22件増加して4,631件となったことなどを30年3月に公表した。

ア及びイの事態を部局等別に示すと次のとおりである。

部 局 等 年 度	不当と認める 貸付金額	左に係る不当 と認める支給 済利子補給金 額	不当と認める 支給済雇用維 持利子補給金 額	計	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
(288) 札幌支店 26~28	—	—	178	178	イ
(289) 新宿支店 24 25~28	100,000	1,089	—	101,089	ア
(290) 池袋支店 24 25~28	50,000	530	912	51,443	ア、イ
(291) 高松支店 27	15,000	—	—	15,000	ア
(292) 鹿児島支店 25~28	—	—	1,110	1,110	イ
(288)~(292)の計	165,000	1,619	2,202	168,822	

(注) 2段書きとなっている年度欄の上段は貸付けを実行した年度、下段は日本公庫が商工中金に利子補給金を支給した年度である。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

危機対応準備金について、事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的な検討を行うとともに、国庫納付が可能であると判断した場合は、適切に国庫に納付するよう改善させたもの

科 目	危機対応準備金
部 局 等	株式会社商工組合中央金庫本店
危機対応準備金の概要	危機対応業務の円滑な実施のために必要な株式会社商工組合中央金庫の財政基盤の確保を目的として、政府から出資を受けたもの
危機対応準備金の額	1500億円(平成29年度末)

上記危機対応準備金の額と株式会社商工組合中央金庫が算定した平成30年度の所要額との開差額	150 億円
--	--------

1 危機対応準備金の概要

株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)は、平成20年10月以降、危機対応業務に係る貸付け(以下「危機対応貸付け」という。)を行っているが、その事業規模は、21年4月の「経済危機対策」(「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)等により、従来の1兆2000億円から4兆2000億円へと拡大された。そして、政府は、危機対応貸付けの事業規模拡大の中でその円滑な実施を図るため、商工中金の財政基盤の確保を目的として、同年7月に、21年度補正予算により1500億円を商工中金に出資し、商工中金は、同額を危機対応準備金として計上した。

危機対応準備金は、国による返還請求権が付されていないことから負債ではなく、欠損の填補を行うことが可能となっていることから、資本として位置付けられている。また、危機対応準備金の額が計上されている場合は、株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号。以下「商工中金法」という。)附則第2条の9の規定により読み替えて適用される商工中金法第48条第1項等の規定により、商工中金は、事業年度ごとに、事業年度経過後3か月以内に危機対応準備金の額の見通し及びその根拠について経済産業大臣及び財務大臣に報告することとなっている。さらに、商工中金法附則第2条の8の規定により、商工中金が、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することとなっている(危機対応業務の概要については、前掲631ページの「危機対応業務に係る貸付けの要件を確認するために事業者から受領した試算表等を改ざんするなどして、要件を満たしていない事業者に対して貸付け及び利子補給金の支給を行っていたもの」参照)。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、商工中金は危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて適切に検討しているかなどに着眼して、危機対応準備金や危機対応貸付けを対象に、商工中金本店において、危機対応準備金や危機対応貸付けの実施状況等に関する書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、危機対応準備金に係る検討の状況を聴取するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

商工中金は、事業年度ごとに、危機対応準備金の額の見通し及びその根拠を経済産業大臣及び財務大臣に報告していたが、28年度までの報告内容は、見通しについては前年同期と比べて変わらないとしており、また、見通しが前年同期と比べて変わらない根拠については「欠損のてん補を行うこと及び国庫納付を行うことをいずれも予定していないため」として具体的なものとはなっていなかった。

そこで、見通しの具体的な根拠を検討しているか確認したところ、商工中金は、中期経営計画策定時に、国際的な金融規制を踏まえるなどして、安定的な経営基盤を確保するための総自己資本比率(23年度末までは自己資本比率。以下同じ。)の目標を設定したり、毎年度の事業計画策定時に、自己資本の質的向上等について設定したりしていたが、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行っていなかった。

一方、商工中金において、危機対応業務の要件確認における不正事案が判明し、要件を充足していない危機対応貸付けが相当数あったことなどが明らかになったことから、実需を上回る危機対応貸付けが行われてきたと思料された。また、商工中金は、28年12月から、新規に行う危機対応貸付け全件の要件適合性の確認を本店で行うなどの再発防止策を講じていたことから、危機対応貸付けの新規貸付件数は大きく減少していることなどが想定された。

このような危機対応貸付けの実施状況の中で、商工中金は、29年6月に29年度の危機対応準備金の額の見通し及びその根拠を経済産業大臣及び財務大臣に報告していたが、その内容は、いずれも前年度までの報告と同様であり、29年度の事業計画策定時に、自己資本の質的向上等について設定するなどしていたが、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行っていなかった。

そこで、27年4月から29年3月までの半期ごとの商工中金が行った危機対応貸付けの実施状況の推移をみたところ、表1のとおり、新規貸付件数及び貸付金額並びに期末貸付残高は大幅な減少傾向にあり、特に、28年11月に危機対応業務に係る不正事案の公表を行った28年度下半期は、新規貸付件数及び貸付金額は、前年同期比で共に50%以上減少していて、また、期末貸付残高は前年同期比で21.0%減少していた。

表1 危機対応貸付けの実施状況の推移 (単位：件、億円)

年 月	平成27年4月 ～9月	27年10月 ～28年3月	28年4月 ～9月	28年10月 ～29年3月
新規貸付件数 (前年同期比)	11,664 (△ 7.7%)	11,759 (△ 7.6%)	7,387 (△ 36.6%)	4,085 (△ 65.2%)
新規貸付金額 (前年同期比)	5460 (△ 13.5%)	5314 (△ 12.4%)	3296 (△ 39.6%)	2182 (△ 58.9%)
期末貸付残高 (前年同期比)	3兆5294 (△ 7.7%)	3兆3829 (△ 8.2%)	3兆0700 (△ 13.0%)	2兆6700 (△ 21.0%)

また、総自己資本比率の目標とその達成状況をみたところ、表2のとおり、第一次及び第二次中期経営計画については当該目標は達成され、第三次中期経営計画についても、28年度末時点では当該目標を上回る状況となっていた。

表2 総自己資本比率の目標とその達成状況

第一次中期経営計画 (平成20年10月～24年3月)					第二次中期経営計画 (24年4月～27年3月)				第三次中期経営計画 (27年4月～30年3月)		
目標 (23年度末)	実績				目標 (26年度末)	実績			目標 (29年度末)	実績	
	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末		24年度末	25年度末	26年度末		27年度末	28年度末
9%台半ば	8.92%	11.40%	12.37%	13.09%	11.6%程度	13.51%	13.73%	13.59%	11.4%程度	13.41%	13.16%

(注) 表中の計数は、平成20年度末から23年度末までについては当時の国際的な金融規制(バーゼルⅡ)の枠組みによる自己資本比率であり、24年度末以降については現行の国際的な金融規制(バーゼルⅢ)の枠組みによる総自己資本比率である。

そして、28年度末時点までの総自己資本の額の主な内訳の推移をみたところ、表3のと

おり、利益剰余金が継続して増加していることから、欠損の填補が行われるような状況とはなっていないかった。

表3 総自己資本の額の主な内訳の推移 (単位：百万円)

区分	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
総自己資本の額	962,489	970,106	970,087	980,522	996,434
うち資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
うち利益剰余金の額	94,128	102,149	111,905	118,975	145,796
うち危機対応準備金の額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
うち特別準備金の額	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811

このように、危機対応準備金について、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、その額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することとなっているのに、商工中金が、危機対応貸付けの実施状況等を踏まえて、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行っていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、商工中金において、危機対応貸付けの実施状況等を踏まえて、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、商工中金は、危機対応準備金について、次のような処置を講じた。

ア 30年5月に商工中金法第59条及び株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第24条の規定による命令に基づき主務大臣等(財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び金融庁長官)に提出した「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」において、今後の危機対応貸付けの残高の減少等を踏まえて、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったかどうかの観点から、危機対応準備金の額の適正な水準を事業年度ごとに検討していくこととした。

イ アの検討の結果、30年度における危機対応準備金の所要額を1350億円と算定して、29年度末の危機対応準備金の額1500億円との差額150億円を国庫納付することが可能であると判断した上で、31年3月に同額を国庫納付することを30年6月の株主総会に付議して可決された。そして、同月、30年度における危機対応準備金の額の見通しを1350億円として、150億円を国庫納付することを予定していることを経済産業大臣及び財務大臣に報告した。

第28 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、第29 東日本電信電話株式会社、第30 西日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)-(3) 浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備している移動電源車について、洪水等による浸水が予見される場合の移動に係る具体的な取扱いを定めることなどにより、大規模な洪水等が発生した場合でもその機能を発揮して商用電源が途絶するなどした通信ビルの電源救済を効果的に行うことができるよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社 (3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
科目	(1)(2) 固定資産 機械設備、車両及び船舶 (3) 固定資産 機械設備、車両及び船舶、リース資産
部局等	(1) 本社、6事業部 (2) 本社、6地域事業本部 (3) 本社
移動電源車の概要	発動発電機、送電に必要なケーブル等を搭載した車両で、災害や事故等の緊急時に備えて配備され、通信ビルの商用電源が途絶した場合等に、一定の範囲に所在する通信ビルの電源救済を行うもの
移動電源車の台数及び固定資産取得価額(リース資産に関してはリース料額)	(1) 104台 54億1773万余円(平成29年度末) (2) 56台 20億7252万余円(平成29年度末) (3) 30台 23億8656万余円(平成29年度末)
上記のうち浸水リスクがある区域内の通信ビル等に配備されているもの	(1) 40台 21億6907万円 (2) 20台 8億6091万円 (3) 13台 11億1605万円

1 移動電源車等の概要

(1) 3会社の災害対策の体制

東日本電信電話株式会社(以下「東会社」という。)、西日本電信電話株式会社(以下「西会社」という。))及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「コム社」という。以下、これらの会社を総称して「3会社」という。))は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。))等に基づき、電気通信役務を提供するために、電気通信を行うための機械、器具等である電気通信設備を通信ビルに設置している。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。))及び基本法に基づいて作成された防災基本計画(昭和38年6月中央防災会議策定)によれば、基本法に基づいて指定される指定公共機関は防災業務計画を作成することとされ、また、企業は災害時に果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めることとされている。

3 会社は、指定公共機関として、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与しなければならないこととされている。このことから、3 会社は、基本法により防災業務計画を作成するとともに、これに基づいてそれぞれ災害等対策規程を定めており、これらによれば、災害発生時において電気通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するために、必要に応じて非常用電源装置を含めた災害対策用の機器、車両等を合理的に配置することとされている。

(2) 電気通信設備の災害対策に関する基準等

事業法に基づく事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)によれば、事業用電気通信設備は、商用電源の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう発動発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられていなければならないことなどとされている。

また、電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に支障が生ずることを防止するために、地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

(3) 移動電源車の概要

3 会社は、災害等対策規程等に基づき、商用電源が途絶した場合に電気通信役務の提供が途絶することのないよう通信ビルに電気通信設備である発動発電機や蓄電池を設置している。また、発動発電機が故障した場合等に、一定の範囲に所在する通信ビルへ電源のバックアップ(以下「電源救済」という。)を行うために、発動発電機、送電に必要なケーブル等を搭載した車両である移動電源車を通信ビル等に配備しており、移動電源車についても、事業法上の電気通信設備に該当する。

(4) 移動電源車の配備基準

3 会社の移動電源車の配備基準によれば、移動電源車は災害や事故等の緊急時に備えて運用され、高圧の移動電源車は、通信ビルの発動発電機が故障するなどした場合に電気通信役務の中断がないように配備され、その稼働範囲は、蓄電池の保持時間等を考慮しておおむね半径 75 km とされているが、広域災害により複数の通信ビルが被災するなどした場合には、より広域的に対応することとされている。そして、移動電源車を配備する通信ビル等の選定に当たっては、地理的条件、災害発生頻度等を考慮して効率的に運用ができるよう、東会社の事業部及び西会社の地域事業本部(以下、これらを合わせて「事業部等」という。)並びにコム社等で調整の上、選定することなどとされている。

(5) 水害に関する想定

水防法(昭和 24 年法律第 193 号)によれば、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、同法により指定した河川が氾濫した場合、排水施設等から雨水を排除できなくなった場合、又は高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域をそれぞれ指定することとされている。

また、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)によれば、都道府県知事は、津波があった場合に想定される浸水の区域(以下、水防法に基づいて指定される区域と合わせて「浸水リスクがある区域」という。)を、設定及び公表することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年我が国では、豪雨、津波等により大規模な被害をもたらす水害が頻発している。3会社は、基本法、災害等対策規程等により災害発生時等の体制を整備することとなっており、災害等対策規程によれば、災害発生時において電気通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するために、非常用電源装置等の機器、車両等を合理的に配置することとされている。そして、3会社が配備している移動電源車は、その機動性を生かすことにより、広域的な通信ビルの電源救済に重要な役割を果たすことになるが、配備している場所が洪水等により浸水した場合には、その機能が損なわれたり、電源救済を行うための移動が不可能となったりして、通信ビルの電源救済を行うことができなくなる。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、移動電源車が、大規模な洪水等が生じた場合でもその機能が発揮できるよう、その配備に当たり、公表されている浸水リスクがある区域を考慮して、洪水等による浸水が予見される場合に移動等の適切な対応が執られる体制が整備されているかなどに着眼して、東会社の6事業部^(注1)における移動電源車計104台(固定資産取得価額計54億1773万余円(平成29年度末))、西会社の6地域事業本部^(注2)における移動電源車計56台(固定資産取得価額及びリース料額計20億7252万余円(同))及びコム社における移動電源車計30台(固定資産取得価額及びリース料額計23億8656万余円(同))を対象として、東会社本社及び6事業部、西会社本社及び6地域事業本部並びにコム社本社において、固定資産台帳等の関係書類を確認したり、担当者から説明を聴取したり、移動電源車を配備している通信ビル等に赴いたり、公表されている浸水リスクがある区域を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 6事業部 東京、神奈川、千葉、埼玉、宮城、北海道各事業部

(注2) 6地域事業本部 関西、東海、北陸、中国、四国、九州各地域事業本部

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

3会社が通信ビル等に配備している移動電源車の状況についてみたところ、東会社は計40台(固定資産取得価額計21億6907万余円)を、西会社は計20台(固定資産取得価額計8億6091万余円)を、コム社は計13台(固定資産取得価額及びリース料額計11億1605万余円)を浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備している状況となっていた。

この状況について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

東会社の神奈川事業部は、川崎市に所在する幸ビルに高圧の移動電源車2台(固定資産取得価額計1億1661万余円)を配備している。国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が水防法第14条の規定に基づいて平成28年5月30日に告示した多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定図によれば、当該ビルは浸水リスクがある区域に所在していた。

そして、広域的な通信ビルの電源救済を目的とする移動電源車が、洪水等が発生した場合でもその機能を発揮できるようにするためには、洪水等による浸水が予見される場合に、その機能が損なわれたり、電源救済を行うための移動が不可能となったりしないよう移動電源車を適時適切に移動させることが必要となる。そこで、事業部等及びコム社において、洪水等による浸水が予見される場合の移動電源車に関する取扱いについてみたところ、具体的な

取扱いを定めていなかった。また、事業部等及びコム社が、洪水等のおそれがある場合に、浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備している移動電源車を移動した実績はなかった。

このように、多数の移動電源車が洪水等による浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備されているのに、これらの移動電源車について、洪水等による浸水が予見される場合の移動に係る具体的な取扱いを定めていなかった事態は、広域的な通信ビルの電源救済を目的として配備された移動電源車が、大規模な洪水等が発生した場合に商用電源が途絶するなどした通信ビルの電源救済を効果的に行うことができなくなるおそれがあり、適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3会社において、洪水等による浸水が予見される場合における移動電源車の移動を円滑に行うための取扱いを定めることの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は30年8月に、それぞれ文書を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備せざるを得ない移動電源車について、洪水等による浸水のおそれを予見するために収集すべき情報を明示したり、収集した情報に基づいて移動電源車の移動に向けて執るべき標準的な取扱いを定めたり、浸水のおそれが生じた場合において移動すべき緊急待避場所を定めたりなどして、浸水リスクに対応できる体制を整備した。なお、コム社は、これに加えて、浸水リスクがある区域に所在する通信ビルに配備している移動電源車のうち2台について、浸水リスクがある区域外に所在する通信ビルに配備することを決定した。

イ 移動電源車を配備している通信ビル等について、毎年、最新の浸水リスクがある区域の確認を継続的に行い、過去に検討した内容を踏まえて緊急待避場所等を継続的に見直す体制を整備した。

第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	61 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	49 省庁等、411 件 10,213,970,889 円 (検査報告 昭和 21 年度～平成 28 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	49 省庁等、398 件 9,891,981,180 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 建造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着目して検査した。そして、昭和21年度から平成28年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する61省庁等における30年7月末現在の是正措置の状況を対象として、30省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの31省等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成28年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが49省庁等における411件10,213,970,889円^(注1)ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが49省庁等における398件9,891,981,180円、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体^(注2)における5件2,083,667円、手直し工事等^(注3)による是正措置を必要とするものが4省における9件319,906,042円ある。これを、平成28年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、平成27年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 411件10,213,970,889円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても411件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

(注2) 2団体 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター

(注3) 4省 農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省

(1) 平成28年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、平成28年度決算検査報告に掲記した不当事項333件(指摘金額の合計13,718,217,979円)^(注4)のうち、310件12,690,059,408円については30年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの23件1,028,158,571円については30年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが19件767,773,265円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省^(注5)における4件260,385,306円ある。

(注4) 310件12,690,059,408円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが258件8,826,761,545円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが5件118,512,190円、手直し工事等による是正措置が完了したものが42件2,442,049,064円、再発防止策による是正措置が講じられたものが14件1,302,736,609円ある。

(注5) 4省 農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省

表1 平成28年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの			徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為	左以外のもの(補助金、保険給付金等)	件数	金額	件数	金額
内閣府(内閣府本府)	15	273,391,453	15	273,391,453	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	26	1,942,359,831	22	1,908,674,831	4	33,685,000	—	—	4	33,685,000	—	—
法務省	2	478,736,000	1	6,090,000	1	472,646,000	1	472,646,000	—	—	—	—
財務省	1	487,885,464	1	487,885,464	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	44	957,501,284	44	957,501,284	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	127	3,762,809,950	119	3,630,266,472	8	132,543,478	—	—	7	99,040,567	1	33,502,911
農林水産省	14	61,466,481	12	52,056,036	2	9,410,445	—	—	2	9,410,445	—	—
経済産業省	8	300,743,500	8	300,743,500	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	8	675,795,939	8	675,795,939	—	—	—	—	—	—	—	—
環境省	12	268,764,400	12	268,764,400	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	8	159,345,641	7	159,146,810	1	198,831	—	—	1	198,831	—	—
省庁計	265	9,368,799,943	249	8,720,316,189	16	648,483,754	1	472,646,000	14	142,334,843	1	33,502,911
日本私立学校振興・共済事業団	8	47,928,000	8	47,928,000	—	—	—	—	—	—	—	—
全国健康保険協会	1	16,331,644	0	11,325,274	1	5,006,370	—	—	1	5,006,370	—	—
独立行政法人造幣局	1	83,599,441	0	154,841	1	83,444,600	1	83,444,600	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	6,240,718	1	6,240,718	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	1	71,635,064	0	40,796,523	1	30,838,541	—	—	1	30,838,541	—	—
団体計	12	225,734,867	9	106,445,356	3	119,289,511	1	83,444,600	2	35,844,911	—	—
合計	277	9,594,534,810	258	8,826,761,545	19	767,773,265	2	556,090,600	16	178,179,754	1	33,502,911

(注) 平成30年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2) 平成27年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成27年度までの検査報告に掲記した不当事項において、29年7月末現在で是正措置が未済となっていた456件10,514,483,695円のうち、68件1,328,671,377円については30年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの388件9,185,812,318円については30年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが379件9,124,207,915円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体における5件2,083,667円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが2省における5件59,520,736円ある。

(注6) 68件1,328,671,377円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが52件957,418,475円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが37件551,334,709円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが1件1,111,352円、手直し工事等による是正措置が完了したものが10件234,615,051円、再発防止策による是正措置が講じられたものが7件135,526,499円ある。

(注7) 2団体 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター

(注8) 2省 農林水産省、国土交通省

表2 平成27年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
裁判所	1	350,000	—	—	1	350,000	1	350,000	—	—	—	—
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
総務省	1	1,391,360	0	155,840	1	1,235,520	—	—	1	1,235,520	—	—
法務省	9	347,384,112	—	—	9	347,384,112	8	347,057,112	—	—	1	327,000
外務省	2	22,844,049	—	—	2	22,844,049	1	11,914,499	1	10,929,550	—	—
財務省	15	386,145,352	3	20,516,230	12	365,629,122	6	319,602,736	—	—	6	46,026,386
厚生労働省	143	2,215,621,718	11	269,989,694	132	1,945,632,024	11	137,725,113	111	1,627,684,394	10	180,222,517
農林水産省	14	414,625,147	2	120,558,718	12	294,066,429	—	—	10	287,490,556	2	6,575,873
経済産業省	11	101,044,804	2	1,315,098	9	99,729,706	1	11,979,284	7	86,293,631	1	1,456,791
国土交通省	6	90,884,237	—	—	6	90,884,237	5	86,971,927	1	3,912,310	—	—
環境省	3	228,933,000	0	18,556,000	3	210,377,000	—	—	3	210,377,000	—	—
防衛省	8	76,041,099	0	829,147	8	75,211,952	6	70,504,077	2	4,707,875	—	—
省庁計	214	3,887,478,878	18	431,920,727	196	3,455,558,151	40	988,318,748	136	2,232,630,836	20	234,608,567
株式会社日本政策金融公庫	1	4,759,000	—	—	1	4,759,000	—	—	1	4,759,000	—	—
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団	4	7,354,000	4	7,354,000	—	—	—	—	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
中日本高速道路株式会社	2	230,281,464	1	38,340,983	1	191,940,481	—	—	1	191,940,481	—	—
全国健康保険協会	1	8,245,618	0	2,981,309	1	5,264,309	—	—	1	5,264,309	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,709,227	—	—	1	3,709,227	—	—	1	3,709,227	—	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	10,950,000	0	5,475,000	1	5,475,000	—	—	1	5,475,000	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	809,000	0	435,000	1	374,000	—	—	1	374,000	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	2	26,388,109	0	107,590	2	26,280,519	—	—	1	856,408	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	578,061	—	—	1	578,061	—	—	1	578,061	—	—
国立研究開発法人国立がん研究センター	3	31,423,181	—	—	3	31,423,181	—	—	—	—	3	31,423,181
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1	824,170	1	824,170	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	1	2,286,630	0	1,786,630	1	500,000	—	—	1	500,000	—	—
国立大学法人弘前大学	1	8,437,069	—	—	1	8,437,069	—	—	1	8,437,069	—	—
国立大学法人岩手大学	1	5,212,218	—	—	1	5,212,218	—	—	1	5,212,218	—	—
国立大学法人筑波大学	2	15,973,310	0	510,000	2	15,463,310	1	10,401,079	1	5,062,231	—	—
国立大学法人埼玉大学	1	6,773,704	—	—	1	6,773,704	—	—	1	6,773,704	—	—
国立大学法人東京医科歯科大学	1	9,058,338	—	—	1	9,058,338	—	—	1	9,058,338	—	—
国立大学法人金沢大学	1	3,320,981	—	—	1	3,320,981	—	—	1	3,320,981	—	—
国立大学法人浜松医科大学	1	4,166,396	—	—	1	4,166,396	—	—	1	4,166,396	—	—
国立大学法人三重大学	1	3,577,011	—	—	1	3,577,011	—	—	1	3,577,011	—	—
国立大学法人京都大学	1	17,888,650	0	720,000	1	17,168,650	1	17,168,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	300,000	0	100,000	1	200,000	1	200,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,257,000	0	133,000	1	8,124,000	1	8,124,000	—	—	—	—
国立大学法人島根大学	1	1,015,322	1	1,015,322	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人広島大学	1	40,308,942	—	—	1	40,308,942	—	—	1	40,308,942	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—
国立大学法人佐賀大学	1	5,415,150	—	—	1	5,415,150	—	—	1	5,415,150	—	—
国立大学法人長崎大学	1	10,253,020	—	—	1	10,253,020	—	—	1	10,253,020	—	—
国立大学法人宮崎大学	1	3,517,494	—	—	1	3,517,494	—	—	1	3,517,494	—	—
日本放送協会	1	44,546,640	—	—	1	44,546,640	—	—	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	34,963,995	0	60,000	1	34,903,995	1	34,903,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	7	787,387,721	1	3,335,194	6	784,052,527	4	710,668,940	—	—	2	73,383,587
株式会社ゆうちょ銀行	98	3,298,661,959	1	35,511,101	97	3,263,150,858	97	3,263,150,858	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	94	1,416,310,973	29	426,199,849	65	990,111,124	65	990,111,124	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	4	3,450,400	1	608,600	3	2,841,800	—	—	3	2,841,800	—	—
団体計	217	6,194,147,512	34	525,497,748	183	5,668,649,764	152	5,096,838,583	25	441,580,302	6	130,230,879
合計	431	10,081,626,390	52	957,418,475	379	9,124,207,915	192	6,085,157,331	161	2,674,211,138	26	364,839,446

第3章 第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果 第1

注(1) 平成29年8月1日から30年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、30年7月31日現在の名称としている。

注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成27年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので30年7月末現在で是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、379件9,124,207,915円ある。これらに対する直近1年間(29年8月1日から30年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。^(注9)

(注9) 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は379件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	126件	2,215,668,475円
団体	125件	3,881,697,589円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、^(注10)省庁222,749,813円、団体31,946,410円となっている。

(注10) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

省庁	82件	1,107,907,716円
団体	80件	1,779,851,928円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における59件1,282,323,795円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

省庁	16件	131,981,960円
団体	4件	7,100,247円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	27 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	64 件(検査報告 平成 24 年度～28 年度)

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 28 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 28 年度決算検査報告に、平成 22 年度から 27 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成 27 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 84 件から、29 年次(28 年 10 月から 29 年 9 月まで)は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの(以下「検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの」という。) 4 件を除いた 80 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 58 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 21 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)が 1 件となっており、改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)は 0 件となっていた。

そして、上記の検査分履行済 21 件、一部不履行 1 件及び 29 年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 4 件の計 26 件並びに平成 28 年度決算検査報告に新たに掲

記した処置済事項 47 件の合計 73 件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記 73 件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの(以下「検査の必要がなかったもの」という。) 1 件及び今年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 8 件を除いた 64 件について、29 年 8 月から 30 年 7 月までの間に、関係する 27 省庁等において会計実地検査を行った。

(検査の結果)

上記の 64 件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が 45 件、検査分履行済が 19 件、一部不履行及び不履行がそれぞれ 0 件となっていた。これを、平成 28 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、24 年度から 27 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(1) 平成 28 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成 28 年度決算検査報告に掲記した処置済事項 47 件のうち、検査の必要がなかったもの 1 件及び検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 6 件を除いた 40 件について検査したところ、履行済が 36 件、検査分履行済が 4 件となっていた。

(2) 24 年度から 27 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

24 年度から 27 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 26 件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 2 件を除いた 24 件について検査したところ、履行済が 9 件、検査分履行済が 15 件となっていた。

(1)及び(2)において記述した改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表 1 及び表 2 のとおりである。

表 1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項 (A)	検査の必要がなかったもの (B)	検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの (C)	検査対象の処置済事項 (A) - (B) - (C)	改善の処置の履行状況			
					履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成 24 年度	1	—	—	1	1	—	—	—
25 年度	5	—	—	5	2	3	—	—
26 年度	6	—	1	5	1	4	—	—
27 年度	14	—	1	13	5	8	—	—
計	26	—	2	24	9	15	—	—
28 年度	47	1	6	40	36	4	—	—
合計	73	1	8	64	45	19	—	—

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

省庁等名	検査対象の 処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
内閣府(内閣府本府)	2	1	1	—	—
同(警察庁)	4	—	4	—	—
総務省	2	2	—	—	—
法務省	1	—	1	—	—
財務省	1	1	—	—	—
文部科学省	4	3	1	—	—
厚生労働省	注(2) 4	3	注(2) 1	—	—
農林水産省	7	6	1	—	—
経済産業省	2	2	—	—	—
国土交通省	10	3	7	—	—
環境省	1	—	1	—	—
防衛省	7	7	—	—	—
日本中央競馬会	1	1	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
中日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
西日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
日本年金機構	注(2) 1	—	注(2) 1	—	—
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	2	2	—	—	—
独立行政法人国際協力機構	3	2	1	—	—
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2	1	1	—	—
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	1	—	—	—
独立行政法人地域医療機能推進機構	2	2	—	—	—
首都高速道路株式会社	1	1	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	1	—	—	—
西日本電信電話株式会社	1	1	—	—	—
計	64	45	19	—	—

注(1) 省庁等名は、平成30年7月31日現在の名称としている。

注(2) 厚生労働省及び日本年金機構のうち各1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る処置済事項であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

3 本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、前記の検査分履行済19件、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの8件及び平成29年度決算検査報告に掲記した処置済事項39件の計66件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

**第4章 国会及び内閣に対する報告並び
に国会からの検査要請事項に関
する報告等**

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

第1 租税特別措置(相続税関係)の適用状況等について

検査対象	内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
租税特別措置の概要	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段として設けられている税制上の措置
相続税関係の租税特別措置のうち税負担の軽減等を行うもの	24 措置
上記の租税特別措置に係る減収見込額(財務省試算)	3910 億円(平成28年度)

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、相続税法(昭和25年法律第73号)、所得税法(昭和40年法律第33号)等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて、特定の個人等の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。

(2) 特別措置を取り巻く状況

平成22年度税制改正大綱(平成21年12月閣議決定)によれば、特別措置は、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなければならず、特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要であるとされている。そして、この見直しのため、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」(平成22年度税制改正大綱別紙1。以下「見直し方針」という。)が定められ、政策税制措置については抜本的に見直すこととなった。また、「政策税制措置の見直しの指針」(見直し方針の別添。以下「指針」という。)において、抜本的な見直しは、適用実態等からみて、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必

要最小限のものとなっているかなどといった観点から実施することとなっており、存続期間が10年を超えているなどの措置については、その合理性等を特に厳格に判断することとなっている。

平成22年3月に制定され、同年4月から施行された「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。)によれば、財務大臣は、税負担の軽減等を行う相続税関係(贈与税関係を含む。以下同じ。)の特別措置(以下「相続税関係特別措置」という。)について、適用実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、税務署長に提出される調書等を利用すること並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができることとされており、また、行政機関の長から当該調査に基づく情報の提供の求めがあったときには、これを提供することとされている。なお、財務大臣は、これまでに相続税関係特別措置について、租特透明化法に基づき適用実態の調査を実施したことはない。

(3) 相続税関係特別措置の概要

ア 相続税及び贈与税の納税手続及び特別措置を適用するための手続

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した相続人等に課される税である。また、贈与税は、個人から贈与により財産を取得した者に課される税である。なお、贈与税は、相続税と合わせて、相続税法において規定されており、被相続人が生前に財産を親族等に贈与することによって相続税が課されない部分を補完する機能を有しているとされる。

そして、特別措置には、納税者が特別措置の適用を受けるに当たって、所轄の税務署長に申告書、措置法等に規定された明細書等を提出することが必要なものと、一定の要件に該当していればこれらを提出する必要がないものがある。

イ 相続税関係特別措置の手法別区分

相続税関係特別措置には、税負担の軽減等を図る手法として、相続税等を免除し、又は軽減するもの(直接控除)、一時的にその納税を猶予するもの(納税猶予)及び贈与財産に対する軽減された贈与税相当額を相続時に精算するもの(相続時精算課税)がある。

ウ 相続税関係特別措置の適用による減収見込額の規模

財務省の試算によれば、28年度分において、相続税関係特別措置に係る減収額は3910億円と見込まれている。21年度以降について、相続税関係特別措置に係る減収見込額が相続税収入(贈与税収入を含む。)の当初予算額と当該減収見込額との合計額に占める割合をみると、14.8%から18.9%までの間で推移している。

(4) 特別措置に係る税制改正

税制改正要望の内容については、財務省による要望事項の検証や査定、税制調査会における議論等が行われ、税制改正の大綱が閣議決定される。そして、この大綱の内容を法案化した措置法等の改正案は、閣議決定を経て内閣から国会に提出される。国会で審議され成立した後は、措置法等の改正法が公布、施行されることになる。

(5) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

ア 関係省庁における政策評価の実施

相続税関係特別措置のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減等を行うもの(以下「相続税軽減措置」という。)については、「政策評価に関する基本方針」(平成17年

12月閣議決定)の一部変更により、積極的かつ自主的に事前評価を実施するよう努め、また、事後評価の対象とするよう努めるものとされた。

イ 税制改正要望の際に行われる関係省庁及び財務省による検証

税制上の措置を特定の政策目的を実現するための手段として位置付けている行政機関(以下「関係省庁」という。)は、税制改正要望の際に提出する「税制改正要望書」(以下「要望書」という。)において、施策の必要性、手段としての有効性及び要望の措置の妥当性といった点から検証を行い、その内容を記述することとなっている。また、その際に、要望する措置に係る政策について政策評価を実施している場合には、事前評価書又は事後評価書を要望書に添付して財務省に提出することとなっている。そして、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書、事前評価書等に基づいて、特別措置の検証を行うこととなっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、特別措置に係る適用状況等について毎年検査を行っており、27年次において、法人税関係特別措置等の適用状況等に着目して検査した状況を、また、28年次において、所得税関係特別措置の適用状況等に着目して検査した状況を、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、それぞれ27年10月及び28年12月に国会及び内閣に報告したところである。

相続税については、平成25年度税制改正により課税価格から控除される基礎控除額が27年1月1日から引き下げられて、以前より広い層に対して課税されることになったことから、国民の関心もより高くなってきている一方で、租特透明化法において適用実態の調査が義務付けられておらず、これまでに調査が実施されたことはない。

そこで、本院は、上記のことなどを踏まえて、有効性等の観点から、①相続税関係特別措置の適用状況はどのようになっているか、②相続税軽減措置に係る関係省庁及び財務省による検証状況等はどのようになっているか、③減収見込額が多額に上っている相続税軽減措置について、本院が提出を受けた申告書等から把握した適用状況等を踏まえて、指針等により検証が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

相続税関係特別措置の適用状況については、25年から27年までの各年に相続又は贈与があり相続税又は贈与税の申告をした結果税額があった全ての者の申告書等のうち、27年4月1日現在で施行されている相続税関係特別措置の適用を受けた25年分543,530件、26年分580,174件、27年分849,429件、計1,973,133件に係る適用状況等を対象として、国税庁が集計した資料により検査した。

相続税軽減措置に係る検証状況等については、内閣府本府等11府省庁において、22年度から28年度までの間に実施した政策評価に係る関係資料や税制改正要望の際に財務省に提出した要望書等を確認するなどの方法により、また、財務省において、相続税軽減措置に係る検証状況等を確認するなどの方法により、それぞれ会計実地検査を行った。

減収見込額が多額に上っている相続税軽減措置の適用状況等については、会計実地検査を行った73税務署等において、相続税軽減措置の種類に応じて20年分から27年分までに適用のあったものを対象として、適用金額の高額な申告書等を抽出するなどにより、相

相続税及び贈与税の申告書等の提出を受けた納税者である相続人(受遺者を含む。以下同じ。)1,152人及び受贈者153人、計1,305人に係る適用状況等を検査した。検査に当たっては、国税庁から提出を受けた資料や、減収見込額が多額に上っている相続税軽減措置を適用している納税者の会計実地検査において提出を受けた申告書等及び計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に証拠書類として提出された申告書等に係るデータを集計、分析するなどした。

(注1) 11府省庁 内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注2) 73税務署等 札幌西、室蘭、青森、弘前、盛岡、仙台北、水戸、高崎、熊谷、川口、西川口、浦和、新潟、千葉東、千葉南、市川、麴町、神田、日本橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、小石川、江東西、目黒、蒲田、世田谷、北沢、中野、荻窪、王子、江戸川南、武蔵野、東村山、緑、川崎北、川崎西、鎌倉、藤沢、高岡、金沢、小松、岐阜南、大垣、静岡、沼津、名古屋西、小牧、右京、大阪福島、西成、東、堺、岸和田、東大阪、西宮、加古川、奈良、広島南、福山、高松、坂出、博多、福岡、西福岡、宮崎、鹿児島、北那覇、沖縄各税務署、東京都、神奈川県

3 検査の状況

(1) 相続税関係特別措置の適用状況

27年4月1日現在で施行されている特別措置は、措置法第4章相続税法の特例に規定されている条文数を基に集計すると35措置あり、このうち、税負担の軽減等を行う特別措置は24措置となっている。そして、28年度の減収見込額が100億円以上のもものは7措置となっていた。また、適用始期から29年4月1日までの期間が10年を超えるものは7措置となっていた。

(2) 関係省庁及び財務省における相続税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況

上記の24措置について、11府省庁が自ら所管する政策と関係付けていることから特定の行政目的の実現のための手段とされていると認められる特別措置を特定したところ、21措置となっており、これに対応する政策等の単位(関係省庁が所管している特別措置に係る政策等の単位をいう。以下同じ。)の件数は計45件(11府省庁)となっていた。この45件を対象として、関係省庁における政策評価の実施状況等についてみたところ、関係省庁において22年度から28年度までの間に政策評価を実施した実績がない政策等は41件となっていた。また、適用始期から29年4月1日までの期間が10年を超える政策等32件のうち31件については、政策評価を実施した実績がなかった。

財務省は、要望内容の審査やヒアリングを行うなどして税制改正要望事項の検証や査定をしており、また、税制改正要望のない場合においても、必要に応じて見直しを行い、税制改正の提案をしていた。

特別措置に係る検証においては、適用実績を把握することとなっているが、22年度から28年度までの間に関係省庁において政策評価及び税制改正要望の際の検証(以下「両検証」という。)のいずれかが行われた政策等は22件あった。そこで、このうち、新設要望の際の検証であったり、適用開始年度の検証であったりして、当該検証の際には過去の年分の適用実績が存在しない4件を除いた18件について、両検証のいずれかが行われた際の適用実績の把握状況をみると、適用実績を把握していなかった政策等は5件となっていた。

このように、関係省庁において、政策評価を行っていなかったり、両検証を行うに当たり適用実績を十分に把握等していなかったりして、検証が十分に行われていないと考えられる相続税軽減措置が見受けられる状況となっている。

一方、国税庁は、前記24措置のうち22措置(相続税軽減措置21措置のうち20措置)の適用実績を把握していた。そして、関係省庁が適用実績を把握等していた13件の政策等のうち、国税庁統計年報又は報道発表資料で公表されている適用実績を既に活用していた4件を除く9件についてみると、適用実績が国税庁統計年報で公表されていた政策等は4件、公表されていないが国税庁が適用実績を把握していた政策等は5件となっていた。したがって、国税庁が把握していた適用実績を関係省庁が活用することとした場合には、当該9件について、効率的に適用実績を把握することが可能となり、両検証においてより正確性の高いデータに基づく検証が可能と考えられる。

このように、関係省庁が適用実績を必ずしも容易に活用することのできない状況となっていたが、租特透明化法に基づき、財務省により相続税軽減措置について国税庁が把握している適用実績の提出等を求める調査が行われれば、関係省庁において当該情報を活用することが可能となり、関係省庁の政策評価における客観的なデータに基づく測定及び分析に資すると思料される。

(3) 減収見込額が多額に上っている相続税軽減措置の適用状況及び検証状況

28年度において減収見込額が多額に上っていて、近年において大きな政策の転換が行われるなどした相続税軽減措置3措置等に関して、会計実地検査等で提出を受けた申告書等から把握した適用状況等を踏まえて、当該相続税軽減措置の検証が指針等により適切に行われているかなどについてみたところ、次のような状況となっていた。

ア 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

(ア) 会計実地検査等で提出を受けた申告書等から把握した適用状況

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」(措置法第69条の4。以下「小規模宅地等の特例」という。)は、個人が相続により取得した財産等のうち、その相続の開始直前に被相続人(遺贈者を含む。以下同じ。)又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等(以下「事業用又は居住用宅地等」という。)が相続人にとって生活の基盤そのものであって、事業又は居住を継続していく上で欠くことのできない資産であることから、事業用又は居住用宅地等の相続税の課税価格を軽減することで相続人の事業又は居住の継続等に配慮することを目的として創設された制度である。

相続による取得財産を相続税の申告期限(相続開始日の翌日から10か月)の翌日から3年以内に譲渡して譲渡所得を申告していた2,907人のうち243人が相続税の申告の際に小規模宅地等の特例を適用していた。そして、当該243人が譲渡した小規模宅地等の特例を適用した土地等273件について、「貸付事業用宅地等」「特定居住用宅地等」等の利用区分別にみると、貸付事業用宅地等が65%、特定居住用宅地等が31%等となっていて、小規模宅地等の特例を適用して申告期限の翌日以後3年以内に譲渡しているものは、貸付事業用宅地等が最も多い状況となっていた。

そして、上記の243人が譲渡した小規模宅地等の特例を適用した土地等を含む土地等273件に係る課税価格計165億7293万余円に対して、課税価格減少額の合計額は

計 63 億 7877 万余円(小規模宅地等の特例適用後の課税価格は計 101 億 9415 万余円)となっていた。また、本院において、小規模宅地等の特例を適用しなかった場合と比較したときの相続税額の開差額を試算したところ、19 億 6300 万余円となっていた。

さらに、前記の土地等 273 件について、申告期限の翌日から譲渡までの期間を確認したところ、相続人が相続税の申告期限の翌日から 1 年以内に譲渡していたものが 163 件(課税価格減少額の合計は 36 億 4708 万余円)見受けられ、このうち貸付事業用宅地等の譲渡は 110 件となっていた。また、相続税の申告期限の翌日から 1 か月以内に譲渡していたものも 22 件(課税価格減少額の合計は 6 億 4627 万余円)見受けられ、このうち貸付事業用宅地等の譲渡は 13 件となっていた。

(イ) 関係省庁における検証状況等

関係省庁である経済産業省は、28 年度に事後評価を実施していた。しかし、(ア)のとおり、本院において適用状況をみたところ、事業又は居住の継続への配慮という小規模宅地等の特例の政策目的に沿ったものとなっていないと思料される状況が見受けられた。この点について、同省は、このような状況も踏まえて、小規模宅地等の特例の課題の把握に努めるとともに、引き続き適用実績の把握に努めるなどして指針等により検証を行い、国民に対する説明責任を果たしていくとしている。

また、税制改正要望の際に行われる関係省庁及び財務省による検証は、関係省庁から税制改正要望に係る要望書が提出されていないため、行われていなかった。この点について、財務省は、このような状況も踏まえて、引き続き実態を把握し適切な見直しに努めるとしている。

イ 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等、相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例及び特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例

(ア) 会計実地検査等で提出を受けた申告書等から把握した適用状況等

「農地等についての相続税の納税猶予及び免除等」(措置法第 70 条の 6。以下「農地等の相続税の納税猶予」という。)は、相続により承継した農地等(農地、採草放牧地及び準農地をいう。以下同じ。)が農地等として確実に利用されることを確保するため、一定の要件を満たした農地等を相続により取得した相続人が、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も農業経営を行うと認められるなどの要件を満たした場合(以下、要件を満たした相続人を「農業相続人」という。)に、その取得した農地等の価格のうち、農業投資価格^(注 3)による価格を超える部分に対応する相続税の納税が、所定の期間、農業経営を継続している限りにおいて猶予等されるものである。

(注 3) 農業投資価格 農地等が所在する地域において、恒久的に耕作又は養畜の用に供されるべき土地として自由な取引が行われるとした場合において、通常、取引が成立する価格として当該地域の所轄国税局長が決定した価格

また、「相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例」(措置法第 70 条の 6 の 2)及び「特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例」(措置法第 70 条の 6 の 3。以下、これらを合わせて「特定貸付特例」という。)は、政策的に推進すべき農地等の貸付けを行った場合には、一定の要件の下、農地等の相続税の納税猶予の適用を継続して受けることができるものである。

a 被相続人の所有していた農地等の相続の状況

検査の対象とした農業相続人 683 人のうち、被相続人の所有していた農地等の面積が把握できた 677 人についてみたところ、相続により取得した農地等のうち、農地等の相続税の納税猶予の適用を受けていたのは 72.3% となっていた。

b 特例農地等の種類別の適用状況

農業相続人 683 人が相続により取得した農地等の相続税の納税猶予の適用の対象となった農地等(以下「特例農地等」という。)の種類別の適用状況をみたところ、市街化区域外農地に所在する農地等(以下「市街化区域外農地等」という。)に対する適用面積が 51.3% と過半を占めていたが、納税猶予税額のうち三大都市圏特定市の生産緑地地区内にある農地等(以下「都市営農農地等」という。)及び三大都市圏特定市以外の市街化区域内農地等(以下「市街化区域内農地等」という。)に係るものが、全体の 96.3% となっていた。そして、特例農地等 1 m²当たりの農業投資価格と農業投資価格超過額を特例農地等の種類別にみると、都市営農農地等では 813 円に対して 84,447 円と 103.8 倍となっていたのに対して、市街化区域外農地等では 528 円に対して 2,367 円と 4.4 倍となっていた。なお、都市農業振興基本法によると、都市農業は、農産物の供給の機能以外にも多様な機能を果たしていることに鑑み、都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、都市農業の振興を積極的に行わなければならないとされている。

c 農業相続人の農業経営の状況等

(a) 農業相続人の農業所得の状況等

農業相続人 683 人のうち、27 年分の所得税の確定申告書の提出のあった農業相続人 589 人の所得を所得区分別に合算したところ、農業所得は赤字となっていた一方で、所得合計(40 億余円)の大半を不動産所得(74.0%)と給与所得(22.0%)が占めていた。そして、農業所得が赤字となっていた農業相続人 316 人のうち 299 人(農業相続人 589 人のうち 50.7%)は、農業所得の赤字を不動産所得、給与所得等と損益通算^(注4)しており、農業所得以外の所得を経営の基盤として農業経営を継続している農業相続人が相当数を占めると思料された。

(注4) 損益通算 必要経費が総収入金額を上回ったことにより損失が生じたときに、当該損失の金額を給与所得等の総合課税に属する他の各種所得金額から控除すること

(b) 特定貸付特例の適用状況

市街化区域内の特例農地等については、特定貸付特例の適用の対象外となっており、現行制度上、特例農地等の貸付けを行った場合には、農地等の相続税の納税猶予が原則として打ち切られることとなっている。都市農業振興基本計画では、この状況について、「意欲ある経営体や事業者が規模の拡大や農業への参入を考えても、農地の貸手側に大きな負担を生じさせてしまい、結果として、ふさわしい担い手による活躍の機会が失われる」としている。そこで、現行制度上、特定貸付特例が適用できる市街化区域外農地等を相続した農業相続人(以下「市街化区域外農業相続人」という。)と特定貸付特例が適用できない市街化区域内の特例農地等のみを相続した農業相続人(以下「市街化区域内農業相続人」という。)の

農業経営の状況に差異があるかに着眼して、農業相続人の農業経営の状況についてみたところ、市街化区域外農業相続人は、市街化区域内農業相続人に比べて、相続により取得した特例農地等の面積がより大きい者の割合が高く、また、農業収入がより多い者の割合が高い状況が見受けられた。

d 農地等の相続税の納税猶予の期間

農業経営を継続している農業相続人に猶予されている相続税が納税免除に至るまでの期間は、制度創設当初、市街化区域の内外を問わず、「終身」に相当する期間として、申告書の提出期限の翌日から20年となっていたが、その後の税制改正において市街化区域内農地等以外は20年から終身に見直された一方で、市街化区域内農地等は特段の見直しが行われておらず、農業経営を20年継続すれば、農業投資価格による価格を超える部分に対応する猶予されていた相続税が免除されることとなっている。

そこで、市街化区域内農地等のみを相続した農業相続人195人について、平成24年簡易生命表^(注5)に農業相続人の年齢と性別を当てはめることにより、平均余命を機械的に試算したところ、平均余命が20年10か月を上回る年齢の者が138人(70.7%)となっていた。これらの者は、農業経営を20年継続すれば、猶予されていた相続税が免除され、相続税を納付することなく特例農地等の譲渡等が可能となることが見込まれる状況となっていた。

(注5) 平成24年簡易生命表 平成24年1年間の死亡状況が今後変化しないと仮定して、各年齢の者が平均してあと何年生きられるかという期待値等を平均余命等の指標によって表したもの

(イ) 関係省庁における検証状況等

関係省庁である農林水産省は、税制改正要望の際に、効果等の検証を行ったとしていた。(ア)のとおり、本院において適用状況をみたところ、農業所得が赤字となっている者が相当数を占めており、農業所得以外の所得を経営の基盤として農業経営を継続している農業相続人が相当数を占めていると思料されること、市街化区域内農地等のみを相続した農業相続人について、農業経営を20年継続すれば相続税を納付することなく特例農地等の譲渡等が可能となることが見込まれる年齢の者が相当数を占めていることなど、検証の際に留意すべき点も見受けられた。そして、農地等の相続税の納税猶予はその創設から40年を超えているが、税制改正要望においては、制度の一部分に係る要望のみが行われていることから、検証が部分的なものにとどまっており、また、政策評価については、実施が義務付けられていないことから実施しておらず、両検証とも制度全体については行われていなかった。この点について、農林水産省は、今後、このような状況も踏まえて、特別措置の適用実績の把握に努めるとともに、税制改正要望の際等にはその検証を一層充実させ、政策の実効性を高める取組を続けていくとしている。また、国土交通省は、29年度税制改正要望を行っていたが、共管の立場であるため、適用状況等について特段把握をしておらず、政策評価については実施していなかった。

財務省は、税制改正要望の際に検証を行っており、また、「農地の確保」という政策目的には変更はないとしていたが、このような状況も踏まえて、引き続き実態を把握し適切な見直しに努めるとしている。

ウ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除

(ア) 会計実地検査等で提出を受けた申告書等から把握した適用状況

a 資本金の額等及び課税所得金額からみた適用状況

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(措置法第70条の7)及び「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(措置法第70条の7の2。以下、これらを合わせて「事業承継税制」という。)は、中小企業における経営の承継に伴い、当該中小企業の株式等に係る贈与税及び相続税の納付が見込まれることなどにより事業活動の継続に支障が生じていると経済産業大臣(29年4月1日以降は都道府県知事。以下同じ。)が認定する企業(以下、贈与により承継されたものを「贈与承継会社」、また、相続により承継されたものを「承継会社」という。)の株式等を有する後継者に対して贈与税及び相続税の納税を猶予等し、中小企業の事業承継を円滑化することにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする制度である。

事業承継税制の対象となる贈与承継会社及び承継会社としての認定を受けるに当たっては、当該中小企業者の非上場株式等を贈与又は相続により取得した代表者及び当該代表者に係る同族関係者が有する議決権の数の総株主等議決権数に対する割合(以下「同族関係者割合」という。)が50%を超えていることが要件の一つとされているが、同族関係者割合が3分の2以上である場合には、代表者及び同族関係者の同意があれば、特別決議により、資本剰余金の額を増加させることなどが制度上可能な状況となっている。一方、事業承継税制の対象となる中小企業者は、資本金の額が業種別に定められた一定の金額以下であることなどが要件となっている。

検査の対象とした贈与承継会社153件及び承継会社237件について、貸借対照表に記載されている資本金の額及び資本剰余金の額に着眼して分析を行ったところ、^(注6)資本金の額に対する資本剰余金の額の割合が1.53倍を超えているものが、贈与承継会社13件(納税猶予税額64億0907万余円)及び承継会社5件(同72億5431万余円)、計18件(同136億6338万余円)見受けられた。そして、計上されていた資本剰余金の額についてみると、贈与承継会社13件においては3093万余円から111億7502万余円まで、承継会社5件においては9200万円から18億1638万余円までとそれぞれ多額となっており、資本金の額に対して最大で約885倍の資本剰余金の額が計上されているものも見受けられた。なお、上記18件の贈与又は相続開始の時点における同族関係者割合についてみると、18件のうち17件は3分の2以上(66.7%から100.0%)となっていた。

(注6) 1.53倍 平成20年度から27年度までの「中小企業実態基本調査報告書」(中小企業庁)による、中小企業者全体の資本金階級別の資本金の平均額に対する資本剰余金の平均額の割合の最大値(27年度の資本金5000万円超1億円以下の資本金階級)

贈与承継会社153件及び承継会社237件について、課税所得金額をみたところ、課税所得金額が10億円を超えているものが、贈与承継会社3件及び承継会社3件、計6件、また、前3事業年度の平均課税所得金額が年15億円を超えているも

のが、贈与承継会社1件(納税猶予税額53億2251万余円)及び承継会社4件(同55億7481万余円)、計5件(同108億9733万余円)、それぞれ見受けられた。

b 資産保有型会社等に対する適用状況

贈与承継会社及び承継会社としての認定を受けるに当たっては、事業実態がなく単に資産を管理している会社を認定の対象外とするなどのために、原則として特定資産割合が70%以上である資産保有型会社及び特定収入割合が75%以上である資産運用型会社に該当しないことが要件となっている一方、事業承継税制の適用に当たっては、資産保有型会社等であっても、常時使用する従業員の数が5人以上であることなどの要件を満たす場合には、事業実態がある資産保有型会社等として事業承継税制の対象とされることとなっている。

(注7) 特定資産割合 特定資産(不動産のうち現に自ら使用していないもの、現金、預貯金その他これらに類する資産等をいう。以下同じ。)の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合

(注8) 特定収入割合 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合

そこで、贈与承継会社153件及び承継会社237件について、特定資産割合及び特定収入割合の状況をみると、贈与承継会社24件(納税猶予税額57億8937万余円)及び承継会社42件(同95億8213万余円)、計66件(同153億7150万余円)については、特定資産割合が70%以上となっており、贈与承継会社3件(同24億5079万余円)及び承継会社9件(同13億5221万余円)、計12件(同38億0300万余円)については、特定収入割合が75%以上となっていた。これらの会社は、資産保有型会社等に該当するものとして事業承継税制の対象とはならないものであるが、上記の要件を満たすことから、事業実態がある資産保有型会社等として、事業実態に係る資産のみでなく、特定資産も含めた全ての資産の価額を対象として納税猶予税額を計算し、事業承継税制が適用されていた。

c 多額の資本剰余金を有している会社、平均課税所得金額が高額な会社等の特定資産の状況

多額の資本剰余金を有していたり、平均課税所得金額が高額となっていたりする贈与承継会社14件及び承継会社8件並びに事業実態がある資産保有型会社とされた贈与承継会社24件及び承継会社42件、延べ88件について、会社の資産総額及び特定資産の状況をみると、有価証券、現金預貯金等の特定資産合計額が50億円以上となっているものは、贈与承継会社7件及び承継会社15件、計22件となっており、特定資産合計額は、最大で386億4224万余円(納税猶予税額10億2353万余円)となっていた。

(イ) 関係省庁における検証状況等

関係省庁である経済産業省は、23年度に事後評価を実施していた。また、同省は、25年度税制改正要望及び29年度税制改正要望の際に要望書及び事前評価書を作成していた。しかし、(ア)のとおり、本院において適用状況をみたところ、多額の資本剰余金を有している会社等が事業承継税制の対象となっていたり、特定資産割合が70%以上となっている会社等が要件を満たすことにより事業実態がある資産保有型会社等として、特定資産を含めた全ての資産の価額が納税猶予税額の計算の対象と

なっていたりして、事業承継税制の政策目的に照らして、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる状況が見受けられた。この点について、同省は、このような状況も踏まえて、事業承継税制における課題や円滑化法の認定を受けようとする者の実態把握に努めるとともに、引き続き適用実態の把握に努めるなどして指針等により検証を行い、国民に対する説明責任を果たしていくとしている。

財務省は、税制改正要望の際の要望書等において検証を行っていた。この点について、同省は、これまでも、企業が保有する資産に着目した見直しを行ってきたところであるが、このような状況も踏まえて、引き続き実態を把握し適切な見直しに努めるとしている。

このように、小規模宅地等の特例、農地等の相続税の納税猶予等及び事業承継税制について、減収見込額が多額に上るなどしている一方で、本院が会計実地検査等で提出を受けた申告書等から把握した適用状況等を踏まえると、関係省庁において、検証が指針等により必ずしも十分になされていないと考えられる状況となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 相続税関係特別措置の適用状況

27年4月1日現在で施行されている相続税関係特別措置は24措置あり、28年度の減収見込額が100億円以上のもは7措置、適用始期から29年4月1日までの期間が10年を超えるものは7措置となっていた。

イ 関係省庁及び財務省における相続税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況

上記の24措置について、11府省庁が自らが所管する政策と関係付けていることから特定の行政目的の実現のための手段とされていると認められる特別措置を特定したところ、21措置となっており、これに対応する政策等の単位の件数は計45件(11府省庁)となっていた。この45件を対象として、関係省庁における政策評価の実施状況等についてみたところ、22年度から28年度までの間に政策評価を実施した実績がない政策等は41件となっていた。

国税庁は、前記24措置のうち22措置の適用実績を把握しているが、関係省庁が当該適用実績を必ずしも容易に活用することのできない状況となっていた。

ウ 減収見込額が多額に上っている相続税軽減措置の適用状況及び検証状況

(ア) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

相続による取得財産を相続税の申告期限の翌日から3年以内に譲渡して譲渡所得を申告していた2,907人についてみたところ、このうち243人が相続税の申告の際に小規模宅地等の特例を適用していた。そして、当該243人が譲渡した土地等273件の申告期限の翌日から譲渡までの期間を確認したところ、相続税の申告期限の翌日から1年以内に譲渡していたものが163件(うち貸付事業用宅地等の譲渡は110件)見受けられ、また、相続税の申告期限の翌日から1か月以内に譲渡していたものも22件(うち貸付事業用宅地等の譲渡は13件)見受けられた。

関係省庁は28年度に事後評価を実施していたが、このように、事業又は居住の継続への配慮という政策目的に沿ったものとなっていないと思料される状況となっていた。

- (イ) 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等、相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例及び特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例

農業所得が赤字となっている農業相続人が相当数を占めており、農業所得以外の所得を経営の基盤として農業経営を継続している農業相続人が相当数を占めると思料された。また、市街化区域内農地等のみを相続した農業相続人について、農業経営を20年継続すれば相続税を納付することなく特例農地等の譲渡等が可能となることが見込まれる年齢の者が相当数を占めている状況となっていた。

関係省庁は、税制改正要望の際に効果等の検証を行ったとしていたが、このように、検証の際に留意すべき点も見受けられた。また、制度全体についての検証は行われていなかった。

- (ウ) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除

贈与承継会社153件及び承継会社237件について適用状況をみたとところ、事業承継税制の対象となる中小企業者は資本金の額が一定の金額以下であることなどが要件となっているが、資本金の額に対して多額の資本剰余金の額を計上している会社等が見受けられ、最大で資本金の額の約885倍の資本剰余金の額が計上されているものも見受けられた。また、会社の認定を受けるに当たっては、事業実態がなく単に資産を管理している会社を認定の対象外とするなどのために、原則として資産保有型会社等に該当しないことが要件となっている一方、66件の会社については、常時使用する従業員の数が5人以上であることなどの要件を満たすことから、事業実態がある資産保有型会社として、事業実態に係る資産のみでなく、特定資産も含めた全ての資産の価額を対象として納税猶予税額を計算し、事業承継税制が適用されていた。

関係省庁は、23年度に事後評価、25年度税制改正要望及び29年度税制改正要望の際に事前評価を実施するなどしていたが、このように、事業承継税制の政策目的に照らして、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる状況が見受けられた。

このように、小規模宅地等の特例、農地等の相続税の納税猶予等及び事業承継税制について、減収見込額が多額に上るなどしている一方で、関係省庁において、検証が指針等により必ずしも十分になされていないと考えられる状況となっていた。

(2) 所見

特別措置は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果を不断に検証して真に必要なものに限定すべきであるとされている。

相続税関係特別措置について、政策評価や適用実態の調査の実施が義務付けられておらず、また、適用実績の把握が困難な場合もあるものの、相続税軽減措置に係る減収見込額が多額に上っていることを踏まえて、前記のような小規模宅地等の特例、農地等の相続税の納税猶予等及び事業承継税制についての検証の状況を念頭に置きつつ、関係省庁において、相続税軽減措置について、引き続きその検証等の基礎となる適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなど

の指針等により政策評価や税制改正要望の際の検証を行い、政策の企画立案作業に活用するとともに、相続税軽減措置の透明性を向上させ、その適用に当たって国民に対する説明責任を果たしていくことが望まれる。

また、財務省において、相続税軽減措置について、今後とも十分に検証していくことが望まれる。

本院としては、今後とも相続税関係特別措置の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。

第2 各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について

検査対象	内閣府本府、総務省、消防庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省		
災害関連情報システムの概要	各府省庁が災害応急対策に用いる情報の収集等を行う情報システム		
前記の府省庁が整備、運用等している災害関連情報システムの数	67 システム		
上記災害関連情報システムの整備経費及び運用等経費に係る支払額	整備経費	396 億 6954 万円	(平成 24 年度～29 年度(29 年 9 月 30 日まで))
	運用等経費	566 億 2355 万円	(平成 24 年度～29 年度(29 年 9 月 30 日まで))
	計	962 億 9310 万円	

1 検査の背景

(1) 我が国の災害対策に係る法制度等

ア 災害対策基本法の概要等

我が国の防災関係の基本法として、防災に関し、国、地方公共団体等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることなどを目的として、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。)が制定されている。

災対法によれば、内閣府に中央防災会議を置くとされ、同会議は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となる防災基本計画の作成、その実施の推進及び防災に関する重要事項の審議をそれぞれ行うなどとされている。

そして、平成 24 年 6 月の改正では、内閣総理大臣が指定する行政機関の長、地方行政機関の長(以下、両機関をそれぞれ「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」といい、両機関を合わせて「指定府省庁」という。表参照)、地方公共団体の長等、内閣総理大臣が指定する公共機関(以下「指定公共機関」という。表参照)、都道府県知事が指定する地方公共機関(以下「指定地方公共機関」という。表参照)、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならないと規定された。また、25 年 6 月の改正では、都道府県が被害状況の把握等を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならないなどと規定された。

表 災対法で指定された機関

機関名	定義
指定行政機関	中央省庁等で内閣総理大臣が指定する行政機関 平成12年総理府告示第62号により、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省が指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの 平成12年総理府告示第63号により、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの 昭和37年総理府告示第26号により、83法人が指定されている。
指定地方公共機関	地方独立行政法人、公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事が指定するもの

イ 防災基本計画の概要等

防災基本計画(昭和38年6月策定)では、「第1編 総則」において、防災を時間の経過に応じて、災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興の3段階に分け、それぞれの段階における基本理念とこれにのっとり実施すべき施策の概要を定めている。

防災の各段階における各災害に共通する対策は、防災基本計画「第2編 各災害に共通する対策編」に示されている。

(2) 災害対策に用いる防災情報システムに係る計画等

ア 防災情報システム整備の基本方針

中央防災会議は、指定行政機関等が個々に整備している防災情報システムの相互の連携がとられていない面があり、効果的な防災対策に結び付いておらず指定行政機関等間での防災情報の共有化が必要であるとして、14年10月に「防災情報の共有化に関する専門調査会」を設置した。そして、同専門調査会は、防災情報システムの整備戦略について検討を行い、中央防災会議は、当該検討結果を受けて、15年3月に「防災情報システム整備の基本方針」(平成15年3月中央防災会議決定。以下「基本方針」という。)を決定した。

基本方針によれば、指定行政機関等が共有すべき情報の形式を標準化し、当該情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスできる防災情報共通プラットフォーム(以下「防災PF」という。)を構築することとされている。

イ 災害管理業務の業務・システム最適化計画

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が設置され、電子政府の推進体制が構築された。そして、同本部が14年9月に設置した各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議は、17年12月に、内閣府を担当府省とする「災害管理業務の業務・システム最適化計画」(平成17年12月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「最適化計画」という。)を策定

した。最適化計画によれば、防災PFにより防災情報の共有化を図ることとされている。

内閣府は、最適化計画は26年3月に終了しているとしているが、「業務・最適化計画について」(平成26年4月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)によれば、引き続きフォローアップを行うものとされている。

(3) 総合防災情報システムの概要等

22年8月に改定された最適化計画において、防災PF等の三つの情報システムを統合し、総合防災情報システム(以下「総防システム」という。)として一体的に運用、管理を行うこととし、防災PFに対して実施するとされていた各事項は、総防システムに対して実施することとされた。そして、内閣府は、23年5月に、総防システムの運用を開始した。総防システムでは、各指定府省庁等が入力したり、閲覧したりする情報を、「津波」「台風」「地震」「地震被害推計」「電力」「ガス」「水道」「電話回線」「河川・ダム」「道路」「鉄道」「被害報」「施設情報」「部隊派遣」及び「ヘリ位置」の15種類に分類して整理している。

内閣府は、各指定府省庁、指定公共機関等を結ぶ通信ネットワークとして中央防災無線網を整備しており、総防システムはこれに接続することによって、災害時にも運用することができるよう考慮するなどした仕様となっている。各指定府省庁等は、原則として中央防災無線網又は同無線網に接続した政府共通ネットワーク(24年12月31日以前は霞が関WAN。以下同じ。)を経由して情報システムに係る機器や端末を総防システムに接続することになる。

各指定府省庁等の情報システムが収集するなどした情報は、総防システムに集約されることになっている。また、内閣府は、総防システムに登録された情報を各指定府省庁と共有することとしている。このように、各指定府省庁及び指定公共機関が、情報を総防システムに一元的に登録することにより、各指定府省庁及び指定公共機関は、当該情報を共有することができるようになっている。

(4) 災害情報ハブ推進チームにおける標準化災害情報プロダクツの提示

中央防災会議は、29年4月に防災対策実行会議の「災害対策標準化推進ワーキンググループ」の下に、国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チームを立ち上げた。そして、第1回検討会において、国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下「防災科研」という。)等が府省庁連携防災情報共有システム^(注1)で集約及び提供することを検討している情報項目案の一覧(以下「標準化災害情報プロダクツ」という。)が、災害対策における情報の必要性を示す資料として提出された。

標準化災害情報プロダクツは、指定行政機関等が運用している情報システムで取り扱われている多様な形式の災害に関する情報を集約して、当該情報の形式を変換して提供するために、情報項目を3の大分類、20の中分類、63の小分類に整理したものとなっている。

(注1) 府省庁連携防災情報共有システム 指定行政機関等が運用している情報システムで取り扱われている多様な形式の情報を集約し、災害に対応する者の業務に即応可能な形に加工し、災害に対応する者の求める形式に変換して提供する情報システム。内閣府に設置された総合科学技術・イノベーション会議が創設した「戦略的イノベーション創造プログラム」(平成26年5月総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき

防災科研等が、平成26年度から30年度までの予定で当該情報システムの研究開発を行うとされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

防災基本計画が定める防災業務のうち、災害応急対策は、発災直後に行うことから迅速かつ円滑な実施が必要とされる業務である。このため、国は、災害応急対策に用いる情報(以下「災害関連情報」という。)を可能な限り迅速かつ的確に収集し、また、地方公共団体、公共機関等と共有するなどする必要がある。

そして、各指定府省庁は、それぞれが必要とする災害関連情報等の収集等を行う情報システムを整備していることから、これらの情報システムの運用継続性を適切に確保し、効率的、効果的に整備し、運用等することが重要である(以下、総防システムと各指定府省庁が整備した総防システム以外の災害関連情報を収集等する情報システムを合わせて「災害関連情報システム」という。)

そこで、本院は、災害関連情報システムの整備、運用等の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 災害関連情報システムの整備状況等はどのようになっているか。

イ 災害関連情報システムを整備等している各指定府省庁は、災害応急対策を効率的、効果的に行えるよう、各災害関連情報システム等により収集した災害関連情報を他府省庁、地方公共団体、公共機関等の間で適切に共有しているか。

ウ 災害関連情報システムを整備等している各指定府省庁は、災害時に、災害関連情報を迅速かつ的確に収集し、伝達できるよう、各災害関連情報システムの運用継続性を確保するために十分な措置を講じているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、災害関連情報システムの整備、運用等に係る費用を対象として、指定行政機関24府省庁のうち災害関連情報システムを整備している12府省庁から、各災害関連情報システムの整備状況、災害関連情報のうち災害関連情報システムが取り扱うもの(以下「システム取扱情報」という。)(注3)の情報連携等の状況、各災害関連情報システムの運用継続性を確保するための対策の状況等について、提出を受けた調書の内容を分析するとともに、関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

また、上記24府省庁のうち災害関連情報システムを整備していない12省庁及び東日本大震災の発生以降に非常災害対策本部等が設置されるなど災害によって大きな被害を受けた14道県から災害関連情報システムとの情報共有の状況等について、関係書類の提出を受けるなどして調査した。

(注2) 12府省庁 内閣府本府、総務省、消防庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省

(注3) 情報連携 異なる情報システムの間での保有する情報について、情報システム間を接続して自動的に共有する仕組み

(注4) 12省庁 国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、資源エネルギー庁、中小企業庁、環境省

(注5) 非常災害対策本部 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときに、内閣総理大臣が内閣府に臨時に設置する機関であり、本部長は防災担当大臣である。

(注6) 14道県 北海道、岩手、宮城、福島、茨城、群馬、長野、山梨、奈良、和歌山、広島、鳥取、福岡、熊本各県

3 検査の状況

(1) 災害関連情報システムの整備状況等

ア 災害関連情報システムの整備、運用等の経費等

12府省庁において整備され、運用されるなどしている災害関連情報システムは、67システムとなっていた。そして、67システムに係る24年度から29年度(29年9月30日まで)までの整備経費の支払額は計396億6954万余円、運用等経費の支払額は計566億2355万余円となっており、整備経費及び運用等経費に係る支払総額は合計962億9310万余円となっている。

12府省庁が個別に整備した各災害関連情報システムの整備、運用等に係る契約の状況についてみたところ、内閣府において、26年5月から保守し、運用している災害関連情報システムの運用期間中に、その後継となる新たな災害関連情報システムを整備したのに、既存の災害関連情報システムの保守及び運用に係る契約を見直さず、当該契約を継続していた事態が見受けられた。

イ 災害応急対策の内容からみた災害関連情報システムの整備状況

前記の67システムについて、24府省庁における防災基本計画全体の災害応急対策で使用する災害関連情報システムを防災基本計画に定められた災害応急対策の主な内容ごとにとみると、災害発生直前の対策、発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立、災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動、救助・救急、医療及び消火活動、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、避難の受入れ及び情報提供活動並びに物資の調達、供給活動に使用するものが多くなっていた。一方、保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動、社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動、応急の教育に関する活動及び自発的支援の受入れについては、必ずしも災害関連情報システムを利用した業務遂行になじまない活動が含まれていると考えられ、災害関連情報システムは整備されていない。

ウ 標準化災害情報プロダクツの情報項目からみた災害関連情報システムのシステム取扱情報

総防システムにおける情報の分類と、標準化災害情報プロダクツの情報項目の分類の対応関係をみると、標準化災害情報プロダクツの情報項目は、総防システムの15種類の情報を含みつつも、より詳細な情報項目に分類し、また、総防システムの情報以外の情報項目を追加したものとなっている。

標準化災害情報プロダクツは、防災業務の実施に当たり各指定府省庁が災害関連情報システムを利用して横断的に共有すべき情報等についてのより詳細な目安になると考えられる。

そして、67 システムのシステム取扱情報について、標準化災害情報プロダクツで示されている情報項目等の64の小分類等へ該当させてみると、延べ436件となっていた。そして、当該436件を大分類ごとに整理すると「ハザード」に関する情報は延べ246件、「被害」に関する情報は延べ96件、「対応」に関する情報は延べ41件等となっていた。また、上記の436件が各災害関連情報システムにどのような方法で登録されるかを大分類ごとにみたところ、「被害」及び「対応」に関する情報の登録方法は自動入力されることになっているものが少なくなっている状況となっていた。

(2) 各災害関連情報システムによる災害関連情報の共有状況等

ア 総防システムによる災害関連情報の共有状況等

ア) 総防システムによる災害関連情報の収集状況

総防システムが自動入力を受けている災害関連情報について、総防システムの15情報項目でみたところ、「津波」「台風」「地震」「電力」「ガス」「河川・ダム」及び「部隊派遣」の7項目については、災害関連情報の全部又は一部が自動入力されていた。一方で、「水道」「電話回線」「道路」「鉄道」「被害報」及び「施設情報」の6項目については、自動入力が行われておらず、全て中央防災無線網と接続可能な端末(以下「防災端末」という。)等を利用して手入力をするようになっていた。

自動入力が行われていた上記7項目のうち、一部の情報について手入力が必要となる3項目に係る災害関連情報システム等の状況についてみたところ、「電力」については、旧一般電気事業者のうち8社が総防システムと情報連携を行い、自動入力していた一方、北海道電力株式会社及び中部電力株式会社は情報連携が行われておらず、手入力をするようになっていた。「ガス」については、東京瓦斯株式会社が総防システムと情報連携を行い、自動入力をしていた一方、指定公共機関に指定されている他のガス事業者は情報連携が行われておらず、手入力をするようになっていた。「部隊派遣」については、厚生労働省の広域災害・救急医療情報システム及び消防庁の緊急消防援助隊動態情報システムについて総防システムと情報連携を行うことにしていたものの、情報連携に向けた検討は進捗しておらず、手入力をするようになっていた。

手入力の状況について調査したところ、各指定府省庁の職員が総防システムへ災害関連情報を手入力する運用になっていなかった。そして、手入力のみで入力を行い登録する6項目の登録回数については、「電話回線」及び「鉄道」についての登録はなく、「被害報」を除いた3項目についても限定的なものとなっていた。

また、平成28年熊本地震の際の災害応急対策等の実施期間である28年4月及び5月の災害関連情報の登録状況を情報項目別にみたところ、登録方法がガス事業者による自動入力又は手入力となっている「ガス」については、九州地方のガスの情報は全く登録されていなかった。登録方法が手入力となっている「道路」については、最大で10か所の被災箇所を登録していた一方、国土交通省は、統合災害情報システム(DiMAPS)に最大で96か所の被災箇所を登録していた。

総防システムと地方公共団体の情報システムの情報連携の状況についてみたところ、内閣府は、総防システムを設計するに当たって、地方公共団体については、総防システムと接続することを想定していなかったとしている。

内閣府は、25年1月に都道府県が整備する情報システムとの情報連携を行うために、同年3月に都道府県の情報システムと総防システムとの情報連携の取組に関する説明及び周知を行っている。しかし、29年9月の時点では、地方公共団体の情報システムと総防システムとは情報連携が行われていない。

(イ) 総防システムに登録された災害関連情報の各指定府省庁等への共有状況等

総防システムは、総防システム以外の災害関連情報システムと情報連携を行えば、登録された災害関連情報を当該災害関連情報システムで閲覧することができるようになる機能を有している。総防システムが総防システム以外の災害関連情報システムへ災害関連情報の自動入力を行っているかについてみたところ、29年9月時点で、防衛省の中央指揮システムのほかに当該機能を利用している災害関連情報システムはなかった。

各指定府省庁の職員は、内閣府から配布された防災端末を用いたり、政府共通ネットワークに接続した事務用端末を用いたりして、総防システムに登録された災害関連情報の閲覧等を行うことができる仕様になっている。そこで、内閣府以外の23省庁の防災端末の配備状況をみたところ、多くて2台となっており、2省庁は、指定行政機関とされているのに、防災端末の配布を受けていなかった。さらに、26年4月から28年12月までの総防システムのアクセスログを分析したところ、防災端末により接続したことがあったのは、6省庁のみとなっていて、15省庁は接続したことが一度もなかった。また、一般の事務用端末から政府共通ネットワークを通じて接続したことがあったのは6省庁のみとなっていて、17省庁は接続したことが一度もなかった。防災端末による総防システムへのログイン回数は、23省庁を合わせても34回、一般の事務用端末からの総防システムへのログイン回数についても198回となっており、ログイン回数は少ないものとなっていた。

また、総防システムにログインした実績のあった10省庁がログインした時期についてみたところ、平成28年熊本地震の災害応急対策の実施期間であった28年4月及び5月にログインした回数は、計12回にすぎなかった。

総防システムは、中央防災無線網と接続する仕様になっているため、同無線網が整備されていない地方公共団体、一般国民等が総防システムに登録された災害関連情報を閲覧することができない状況となっていた。そして、内閣府が、25、26両年度に、インターネット経由で総防システムに登録された災害関連情報を閲覧できるよう防災情報外部配信機能を整備していたのに、総防システムに登録された災害関連情報をインターネットから閲覧できるようにしていなかった事態が見受けられた。

イ 総防システム以外の災害関連情報システム間の情報連携の状況等

(ア) 各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要とする災害関連情報等

各指定府省庁の防災業務において、各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要と考える災害関連情報等の情報はどのようなものがあるかについて、標準化災害情報プロダクトにおいて示された分類に基づいて調査したところ、災害関連情報システムによる提供が全くされていない「被害」のうちの「施設」「交通」「通信」や「対応」のうちの「医療」「物資」に係る情報等、他府省庁から既に提供を受けている災害関連情報等の情報のほかにも、提供が必要であると回答した情報が多くあった。

(イ) 総防システム以外の災害関連情報システムの情報連携先機関の状況

総防システム以外の災害関連情報システム 66 システムにおいて、他の総防システム以外の災害関連情報システム等との情報連携の状況をみたところ、39 システムにおいて、情報連携が行われていた。

(ウ) 総防システム以外の災害関連情報システム等間の情報連携の状況

他の災害関連情報システム等と情報連携を行っている延べ 42 システム(重複分を除くと 34 システム)について、情報連携が行われているシステム取扱情報を、標準化災害情報プロダクトによる情報項目の分類に沿ってみたところ、「気象」や「地震」等の「ハザード」に関するシステム取扱情報について情報連携を行っているシステムが最も多く、26 システムとなっていた。一方、「被害」に関するシステム取扱情報について、情報連携を行っている総防システム以外の災害関連情報システムは、1 システムとなっており、「対応」に関するシステム取扱情報については、情報連携が行われているものはなかった。これらのシステム取扱情報の共有は、電話、ファクシミリ、メール等の手段によるものが主流となっていた。

(エ) 総防システム以外の災害関連情報システムと都道府県の情報システムとの情報連携の状況

地方公共団体の情報システムが総防システム以外の災害関連情報システムと情報連携されるようになれば、効率的な情報収集が可能となる。そこで、都道府県の情報システムとの情報連携を行っている 10 システムに係るシステム取扱情報がどのような内容のものを、標準化災害情報プロダクトによる情報項目の分類に沿ってみたところ、半数以上が「ハザード」に関する情報となっていた。

一方、調査した 14 道県の一部において、災害時における各指定府省庁への報告の際には、当該地方公共団体の情報システムに登録された災害関連情報を各指定府省庁が定める報告様式に手作業によって転記したり、当該情報システムが各指定府省庁の定める報告様式に対応して自動的に作成していても当該報告様式を紙媒体で印刷したりするなどした上で、これらの報告をファクシミリやメールで送信する作業を要する事態が発生していた。

(オ) 総防システム以外の災害関連情報システムと指定公共機関等との情報連携の状況

災害関連情報は、指定府省庁や地方公共団体だけではなく、指定公共機関等の各機関も収集し、保有している。各機関が保有する情報システムとの情報連携が行われている 8 システムについて、その具体的な情報連携先をみたところ、70 法人となっていた。そして、当該 8 システムに係る災害関連情報がどのような内容のものを、標準化災害情報プロダクトによる情報項目の分類に沿ってみたところ、4 システムが「ハザード」に関する情報となっていた。

ウ 災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況等

(ア) 災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況

災害関連情報システムに登録された災害関連情報を公開することも災害関連情報の共有方法として重要であると考えられる。そこで、災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況について、各災害関連情報システム単位でみたところ、29 年 9 月時点で、67 システムのうち 39 システムにおいて、システム取扱情報の全部又

は一部について公開されており、このうちの37システムにおいてはホームページ等により広く一般に公開されていた。

そして、システム取扱情報の公開を行っていなかった28システムについて、今後の公開予定をみたところ、5システムにおいて情報の公開が予定され、又は検討されており、23システムにおいては情報の公開が予定されていなかった。

(イ) 公開した災害関連情報の二次利用の状況

公開された災害関連情報については、二次利用を可能にすることにより、各機関が当該災害関連情報を利用しやすくなるなど、情報の共有化に資することになると考えられる。そこで、39システムについて、公開されているシステム取扱情報のデータ形式を標準化災害情報プロダクツの情報分類に沿ってみたところ、文章形式のデータで公開しているものの割合が「ハザード」「被害」及び「対応」に関する情報でそれぞれ高くなっていた。

そして、データの二次利用が可能である旨を記載した利用ルールを設けるなど、オープンなライセンスでシステム取扱情報を公開しているかみたところ、9システムにおいてオープンなライセンスで公開していなかった。

(3) 災害関連情報システムの運用継続性を確保するための対策状況

ア 災害関連情報システムの冗長化とリソースの状況

(ア) 災害関連情報システムの冗長化の実施状況

災害時に災害関連情報システムが停電等により停止すると、当該災害関連情報システムを保有している12府省庁の災害応急対策の実施に支障を来すおそれがあるだけでなく、災害関連情報を共有する他の機関の災害応急対策の実施にも支障を来すおそれがある。このことから、12府省庁は、災害関連情報システムを冗長化^(注7)するなどの対策を執ることが重要である。

そこで、前記の67システムについて、冗長化の実施状況をみたところ、「非常用発電装置からの電源供給を可能とした冗長化」を実施しているものが61システム(91.0%)と最も多くなっていた。

「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月情報セキュリティ政策会議決定)によれば、各府省庁は、当該各府省庁の情報システムについて、災害時等における対応の必要性や優先度について決定するとともに、必要なものについては情報システム業務継続計画(以下「IT-BCP」という。)を策定することとされている。

そして、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン～策定手引書(第2版)～」(平成24年5月内閣サイバーセキュリティセンター。以下「IT-BCPガイドライン」という。)^(注8)によれば、情報システムを2系統で構成し、ホットスタンバイ等によるデータ処理の切替えを可能とした冗長化(以下「2系統システムによる冗長化」という。)を実施することが有効とされている。そこで、2系統システムによる冗長化の実施状況を確認したところ、32システム(47.7%)と全体の半数以下となっていた。

(注7) 冗長化 システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように、予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくこと

(注8) ホットスタンバイ サーバやネットワーク機器等に関して、主として稼働している系統と同じ構成や設定の予備の系統を用意し、電源を入れるだけでなく、データの同期等を絶えず行った状態で待機させておくようにした状態のこと。これに対して予備の系統の電源を入れない状態で待機させたものをコールドスタンバイという。

(イ) 災害時に災害関連情報システムのリソースを増加させる仕組みの導入等の状況

災害関連情報システムには、平時の利用は少なくとも、災害時には利用が集中するなどして負荷が急増することが予想されるため、一時的にサーバ等のリソースを増加させるなどの運用継続性を確保するための方策が必要となる。そこで、前記の67システムについて、アクセス量等に応じて柔軟にリソースを増加させるなどの仕組みの導入状況をみたと、民間のクラウドサービスを活用するなどして当該仕組みを導入しているのは8システムとなっていた。

また、67システムについて、リソース使用状況の把握状況をみたと、取り扱うデータが大容量ではないなどの理由により9システムがリソース使用の状況を把握していなかった。

(注9) リソース ソフトウェアやハードウェアを動作させるのに必要なCPU(Central Processing Unitの略。コンピュータを構成する部品の一つで、各装置の制御やデータの計算・加工を行う装置)、メモリ、ストレージ(データを記録したり保存したりするための装置)等の総称

(注10) クラウド クラウドコンピューティングの略。クラウドコンピューティングとは、一元管理されたコンピュータ資源をネットワーク経由で利用することにより、システム開発、管理及び運用の効率化を図る技術のこと

(ウ) 災害関連情報システムのクラウド化の状況

政府は、24年度にクラウド技術を活用した政府共通プラットフォーム(以下「政府共通PF」という。)を整備しており、「政府共通プラットフォーム整備計画」(平成23年11月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、政府共通PFの整備目的として災害時等における情報システムによるサービス等の継続的な提供の確保が挙げられている。

また、「政府情報システム改革ロードマップ」(平成25年12月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)等において、33年度を目途に原則全ての政府情報システムをクラウド化するとしている。

そこで、67システムのクラウド化に向けた検討状況をみたと、政府共通PFに移行を予定しているのは1システムとなっていて、66システムについては、29年12月に改定された上記のロードマップにおいても政府共通PFへの移行対象とはされていない。

イ 情報システム業務継続計画の策定状況

内閣サイバーセキュリティセンターは、各府省庁がIT-BCPを策定し、運用するための手引書としてIT-BCPガイドラインを策定している。そして、IT-BCPガイドラインには、情報システムの復旧継続を困難とさせる危機的事象発生時の対応体制及び連

絡方法を整備する際に注意すべき例(以下「注意すべき体制例」という。)が挙げられている。

前記の67システムについて、IT-BCPの策定状況をみたところ、36システムについてはIT-BCPを策定している又は策定を予定しているとしていたものの、31システムについては、組織全体の業務継続計画で定めているなどとしてIT-BCPを策定していなかった。

そして、注意すべき体制例の該当状況について確認したところ、上記の31システムについては、該当すると回答したものが10システム(32.2%)となっていて、上記の計画を定めていても、その内容によっては、注意すべき体制例への対応等が十分に行われていない状況となっていた。なお、上記の36システムについては、注意すべき体制例に該当するものが2システム(5.5%)あった。

ウ 災害関連情報システムにおける事前の訓練の実施状況

障害が発生するなどにより災害時に災害関連情報システムを長期間使用することができないような事態を避けるためには、障害等^(注11)に備えて、リストア、切替えの手順について文書化を行うとともに障害発生時を想定した事前の訓練を実施しておくことが重要である。

そこで、前記の67システムについて、災害関連情報システムのバックアップしたデータからのリストアに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況をみたところ、バックアップを実施している48システムのうち、リストア手順書を作成していないものが8システムあり、リストア手順書を策定している40システムのうち、リストア訓練を実施したことがないものが26システム見受けられた。

また、待機用サーバへの切替えに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況をみたところ、待機用サーバを整備している50システムのうち、切替手順書を策定していないものが12システムあり、切替手順書を策定している38システムのうち、切替訓練を実施したことがないものが15システム見受けられた。

(注11) リストア ハードディスク等の記憶装置が破損するなどしてデータが失われた際に、以前に取っておいたバックアップしたデータにより書き戻すなどして復元すること

4 所見

(1) 検査の状況の概要

防災基本計画が定める防災業務のうち、災害応急対策は、発災直後に行うことから迅速かつ円滑な実施が必要とされる業務である。このため、国は、災害関連情報を可能な限り迅速かつ的確に収集し、また、地方公共団体、公共機関等と共有するなどする必要がある。そして、各指定府省庁は、それぞれが必要とする災害関連情報等の収集等を行う情報システムを整備していることから、これらの情報システムの運用継続性を適切に確保し、効率的、効果的に整備、運用等することが重要である。

そこで、本院は、災害関連情報システムの整備、運用等の状況について、法規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、災害関連情報システムの整備状況等はどのようになっているか、災害関連情報システムを整備等している各指定府省庁は、災害応急対策を効率的、効果的に行えるよう、災害関連情報システム等により収集した災害関連情報を他府省

庁、地方公共団体、公共機関等との間で適切に共有しているか、災害時に災害関連情報を迅速かつ的確に収集、伝達できるよう、災害関連情報システムの運用継続性を確保するために十分な措置を講じているかに着目して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 災害関連情報システムの整備状況等

(ア) 災害関連情報システムの整備、運用等の経費等

12府省庁において整備、運用等されている災害関連情報システムは67システムで、24年度から29年度(29年9月30日まで)までの整備経費の支払額は計396億6954万余円、運用等経費の支払額は計566億2355万余円、整備経費及び運用等経費に係る支払総額は合計962億9310万余円となっている。このうち、内閣府において、後継となる新たな災害関連情報システムを整備したのに、既存の災害関連情報システムに係る契約を見直さないまま継続して経費を支払っていた事態が見受けられた。

(イ) 災害応急対策の内容からみた災害関連情報システムの整備状況

上記の67システムについて、どのような災害応急対策で使用するかをみたところ、災害発生直前の対策、発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立、災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動等に使用するものが多く、保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動、社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動、応急の教育に関する活動及び自発的支援の受入れに使用するものは整備されていなかった。

(ウ) 標準化災害情報プロダクツの情報項目からみた災害関連情報システムのシステム取扱情報

前記の67システムのシステム取扱情報について標準化災害情報プロダクツで示されている情報項目等へ該当させてみると、延べ436件となっていた。そして、「ハザード」に関する情報は延べ246件、「被害」に関する情報は延べ96件、「対応」に関する情報は延べ41件等となっていた。また、これらの登録方法をみたところ、「被害」及び「対応」に関する情報は自動入力されることになっているものが少なくなっていた。

イ 各災害関連情報システムによる災害関連情報の共有状況等

(ア) 総防システムによる災害関連情報の共有状況等

a 総防システムによる災害関連情報の収集状況

総防システムへの災害関連情報15項目の登録状況についてみたところ、各指定府省庁及び指定公共機関の情報システムから総防システムへの自動入力が「津波」「台風」「地震」「電力」「ガス」「河川・ダム」及び「部隊派遣」の7項目の全部又は一部で行われているものの、手入力に限られている「水道」「電話回線」「道路」「鉄道」「被害報」及び「施設情報」の6項目については、登録が低調となっていた。また、地方公共団体の情報システムと総防システムとは接続されていなかった。

b 総防システムに登録された災害関連情報の各指定府省庁等への共有状況等

総防システムに登録された災害関連情報の各指定府省庁、地方公共団体、一般国民等に対しての情報提供については、12省庁において、総防システムと他の災害

関連情報システムの情報連携を行い、自動入力を行う機能を把握しておらず、また、職員による閲覧回数が低調となっていたり、内閣府において、総防システムに一般国民等への情報提供機能を整備していたのに当該災害関連情報を閲覧できるようにしていなかったりなどしていた。

- (イ) 総防システム以外の災害関連情報システム間の情報連携の状況等
 - a 各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要とする災害関連情報等
各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要と考えている災害関連情報等について調査したところ、災害関連情報システムによる提供が全くされていない「被害」のうちの「施設」「交通」「通信」や「対応」のうちの「医療」「物資」に係る情報等、提供が必要であると回答した情報が多くあった。
 - b 総防システム以外の災害関連情報システムの情報連携先機関の状況
総防システム以外の66の災害関連情報システムにおいて、他の災害関連情報システム等との情報連携が行われているかをみたところ、39システムにおいて情報連携が行われていた。
 - c 総防システム以外の災害関連情報システム等間の情報連携の状況
上記の66システムのうち他の災害関連情報システムと情報連携を行っている災害関連情報システム延べ42システムについて、情報連携が行われているシステム取扱情報がどのような内容となっているかを、標準化災害情報プロダクツによる情報項目の分類に沿ってみたところ、「ハザード」に関する情報が26システムと最も多く、「被害」に関する情報及び「対応」に関する情報の共有は、電話、ファクシミリ、メール等の手段によるものが主流となっていた。
 - d 総防システム以外の災害関連情報システムと都道府県の情報システムとの情報連携の状況
前記66システムのうち都道府県の情報システムとの情報連携を行っている10システムに係るシステム取扱情報がどのような内容のものか標準化災害情報プロダクツによる情報項目の分類に沿ってみたところ、半数以上が「ハザード」に関する情報となっていた。
 - e 総防システム以外の災害関連情報システムと指定公共機関等との情報連携の状況
前記の66システムについて、指定公共機関等が保有する情報システムと情報連携が行われている災害関連情報システムは8システムで、情報連携先は70法人となっていた。この8システムの災害関連情報がどのような内容のものか標準化災害情報プロダクツによる情報項目の分類に沿ってみたところ、4システムが「ハザード」に関する情報となっていた。
- (ウ) 災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況等
 - a 災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況
前記67システムのうち、39システムでシステム取扱情報の全部又は一部について公開されており、このうち37システムはホームページ等により広く一般に公開されていた。システム取扱情報の公開を行っていなかった28システムのうち、5システムにおいて情報の公開が予定又は検討されており、23システムにおいては情報の公開が予定されていなかった。

b 公開した災害関連情報の二次利用の状況

上記の39システムについて、公開されているシステム取扱情報のデータ形式をみたところ、PDF等の二次利用が困難とされている文章形式のデータで公開しているものの割合が高くなっていた。また、このうち9システムについては、公開しているデータの二次利用が可能である旨を記載した利用ルールを設けておらず、オープンなライセンスで公開していなかった。

ウ 災害関連情報システムの運用継続性を確保するための対策状況

(ア) 災害関連情報システムの冗長化とリソースの状況

a 災害関連情報システムの冗長化の実施状況

前記の67システムについて、冗長化の実施状況をみたところ、「非常用発電装置からの電源供給を可能とした冗長化」を実施しているものが61システムと最も多かった。また、「2系統システムによる冗長化」の実施状況を確認したところ、32システムと全体の半数以下となっていた。

b 災害時に災害関連情報システムのリソースを増加させる仕組みの導入等の状況

前記の67システムについて、システムへのアクセス量等に応じて柔軟にリソースを増加させるなどの仕組みの導入状況をみたところ、当該仕組みを導入しているのは8システムとなっていた。また、リソース使用状況の把握状況をみたところ、9システムで当該状況を把握していないなどの状況となっていた。

c 災害関連情報システムのクラウド化の状況

前記67システムのクラウド化に向けた検討状況をみたところ、政府共通PFに移行を予定しているのは1システムとなっていて、66システムについては、29年12月に改定された「政府情報システム改革ロードマップ」においても政府共通PFへの移行対象とはされていない。

(イ) 情報システム業務継続計画の策定状況

前記の67システムについて、IT-BCPの策定状況をみたところ、IT-BCPを策定している又は策定を予定しているものが36システム、IT-BCPを策定していないものが31システムとなっていた。また、IT-BCP等の業務継続計画を定めていても、その内容によっては、注意すべき体制例への対応等が十分に行われていない状況となっていた。

(ウ) 災害関連情報システムにおける事前の訓練の実施状況

前記の67システムについて、災害関連情報システムのバックアップしたデータからのリストアに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況をみたところ、バックアップを実施している48システムのうちリストア手順書を策定していないものが8システムあり、リストア手順書を策定している40システムのうちリストア訓練を実施したことがないものが26システム見受けられた。また、待機用サーバへの切替えに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況をみたところ、待機用サーバを整備している50システムのうち切替手順書を策定していないものが12システムあり、切替手順書を策定している38システムのうち、切替訓練を実施したことがないものが15システム見受けられた。

(2) 所見

災害発生時に災害応急対策を効率的、効果的に行うためには、平時から災害関連情報システムを体系的に整備し、災害関連情報を収集するとともに、災害発生時には、収集した災害関連情報を各府省庁、地方公共団体、公共機関等間で適切に共有することが重要である。

については、災害関連情報システムを整備している各指定府省庁において、災害関連情報システムの整備、運用等の実施について、次の点に留意する必要がある。

ア 各指定府省庁は、既存の災害関連情報システムが、その整備、運用状況からみて災害応急対策に十分に資するものとなっているか留意すること、また、災害関連情報システムの整備に当たっては経済的なものとなるよう留意すること

イ 内閣府は、他省庁や地方公共団体等が収集した災害関連情報について、当該省庁等の情報システムから情報連携により総防システムに自動入力する必要性について検討すること、また、総防システムに係る手入力による登録方法、閲覧機能について、他省庁、地方公共団体、公共機関等の必要な機関等へ周知すること

ウ 各指定府省庁は、他府省庁、地方公共団体、公共機関等との間での災害関連情報の共有に向けた取組を推進すること及び総防システム以外の災害関連情報システムについて他の災害関連情報システムや地方公共団体等の情報システムとの情報連携を行うことについて、その必要性と要する費用を踏まえて検討すること、また、各指定府省庁は、災害関連情報システムが収集した災害関連情報について、公開の可否を検討して、公開する場合には、二次利用が行いやすい利用ルールを設けるなどして、オープンなライセンスで公開するよう留意すること

エ 各指定府省庁は、災害関連情報システムの整備等に当たっては、2系統システムによる冗長化の実施やシステムへのアクセス量等に応じたリソースの増加の仕組みなど、災害関連情報システムの運用継続性を確保する方策について、その必要性を踏まえ効率的、効果的な方策を検討すること、また、災害応急対策の迅速な実施に支障が生ずることがないようにIT-BCPの策定や見直しを行ったり、リストア訓練等の事前の訓練を適切に実施したりすること

本院としては、今後とも各府省庁の災害関連情報システムの整備、運用等の状況について、引き続き注視していくこととする。

第3 官民ファンドにおける業務運営の状況について

<p>検査対象 官民ファンドの概要</p>	<p>官民ファンド運営法人 16 法人</p> <p>国からの出資、貸付け又は補助金の交付を受けた株式会社等の法人が、企業等に対する出資、貸付け、債務保証、債権の買取り等を行い、政府の成長戦略の実現等の政策的意義があるもの限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を活発化させて、民間主導の経済成長を実現することを目的とするファンド</p>
<p>官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務運営に関する政府出資等の額</p>	<p>7812 億円(平成 28 年度末)</p>

1 検査の背景

(1) 官民ファンドの創設等の経緯

政府は、平成 25 年 1 月に、長引く円高・デフレ不況から脱却して日本経済を大胆に再生させるために「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定した。同対策では、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化等を重点分野として、民間投資を喚起し持続的成長を生み出す成長戦略の実現を図るための各種施策が盛り込まれた。

そして、国からの出資、貸付け又は補助金の交付(以下、これらを合わせて「政府出資等」という。)を受けた株式会社等の法人が、企業等に対する出資、貸付け、債務保証、債権の買取り等(以下、これらを合わせて「支援」という。)を行い、政府の成長戦略の実現等の政策的意義があるもの限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を活発化させて、民間主導の経済成長を実現することを目的とするファンドが新たに創設されるなどした(以下、当該ファンドを「官民ファンド」といい、官民ファンドを運営する法人を「官民ファンド運営法人」という。)

官民ファンドは、各官民ファンド運営法人の所管府省庁が監督等を行っていくことが原則であるが、官民ファンドの活用推進を図る観点から、政府は、25 年 9 月に、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」(以下「関係閣僚会議」という。)を設けて、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を関係閣僚会議決定するとともに、関係閣僚会議の下に、内閣官房副長官を議長として、関係府省庁を構成員とする「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」(以下「幹事会」という。)を置いて、ガイドラインに基づいた官民ファンドの運営状況の定期的な検証を関係府省庁が一体となって行うこととした。関係府省庁が幹事会で検証した事項は、「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告」(以下「検証報告」という。)として取りまとめられ、公表されている。

(2) 官民ファンド運営法人の概要等

官民ファンド運営法人を組織形態別に示すと、^(注1)①株式会社が 8 法人(以下「政府出資株式

会社8法人」という。)、②独立行政法人が^(注2)2法人(以下「独立行政法人2法人」という。)、③^(注3)国立大学法人が4法人(以下「国立大学法人4法人」という。)^(注4)及び④一般社団法人が2法人(以下「基金設置法人2法人」という。)となる。

(注1) 8法人 株式会社産業革新機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社海外需要開拓支援機構、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、株式会社日本政策投資銀行

(注2) 2法人 独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構

(注3) 4法人 国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学

(注4) 2法人 一般社団法人環境不動産普及促進機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

(以下、各法人の名称中、「株式会社」「独立行政法人」「国立研究開発法人」「国立大学法人」及び「一般社団法人」は記載を省略した。)

(3) 官民ファンド運営法人による支援業務の概要

ア 支援業務の流れ

官民ファンド運営法人が実施する支援に係る業務(以下「支援業務」という。)の流れは、おおむね、①支援の候補となる企業等を探索する案件発掘、②事業の価値の評価及び当該企業等の財務、法務等に関するリスク、問題点等に関する詳細な調査(以下、これらの評価及び調査を「デューデリジェンス」という。)、③企業等に対する支援の決定(以下「支援決定」という。)、④支援の実行、⑤財務情報、経営方針等の企業情報の把握や経営成績の評価(以下、これらの把握及び評価を「モニタリング」という。)及び⑥支援の終了(EXITとも呼ばれる。)というプロセスで実施される。

官民ファンド運営法人は、支援決定に基づき、企業等との契約で支援の上限として約束額を設定して、契約で定めた条件を満たすなどした時点で出資金を払い込むことなどにより実際に支援を実行する(以下、出資金の払込みなどによる実際の支援を「実支援」といい、その額を「実支援額」という。)

イ 支援スキーム

官民ファンド運営法人が行う支援に係るスキーム(以下「支援スキーム」という。)には、①官民ファンド運営法人が支援の対象となる事業を実施する者(以下「対象事業者」という。)に対して支援を行うもの(以下「直接支援」という。)^(注5)と②官民ファンド運営法人が他の民間事業者等と共に^(注6)出資して設立した投資事業有限責任組合(以下「サブファンド」という。)^(注7)を通じて対象事業者に対して支援を行うもの(以下「間接支援」という。)とがある。

また、間接支援におけるサブファンドに対する出資の形態には、有限責任組合員^(注6)(Limited Partner。以下「LP」という。)^(注7)としての出資及び無限責任組合員(General Partner。以下「GP」という。)としての出資がある。

なお、国立大学法人4法人の官民イノベーションプログラムの場合、国立大学法人がLPとなり、各国立大学法人が100%出資する子会社がGPとなっているサブファンド(以下「国大ファンド」という。)が対象事業者に対して支援を行っている。

(注5) 投資事業有限責任組合 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(平成10年法律第90号)に基づき投資事業有限責任組合契約を締結することによって成立する有限責任組合員及び無限責任組合員から成る組合

(注6) 有限責任組合員 その出資の価額を限度として投資事業有限責任組合の債務を弁済する責任を負う組合員

(注7) 無限責任組合員 投資事業有限責任組合の業務を執行して当該組合の債務全額について責任を負う組合員

(4) KPIによる政策目的の達成状況等の評価の概要

官民ファンド運営法人は、支援を行うことによる政策目的の達成状況、民業補完の状況、支援における収益性の確保の状況等を評価するための重要な指標(Key Performance Indicator。以下「KPI」という。)を原則として自ら設定し、KPIを用いて政策目的の達成状況等を評価している。

(5) 官民ファンド運営法人の財務諸表等

官民ファンド運営法人は、財務等の状況について、組織形態に応じて適用される法令等に基づき、財務諸表又は計算書類(以下、これらを合わせて「財務諸表等」という。)を作成し、監査役等による監査等を経て開示している。

また、官民ファンド運営法人の情報開示について、ガイドラインにおいては、支援決定時における適切な情報開示に加えて、実支援後においても、適切な評価や情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているかといった検証項目が設けられている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

官民ファンド運営法人は、設立や支援の根拠となる法律(以下「設置根拠法」という。)、国庫補助金の交付要綱(以下「交付要綱」という。)等に定められた政策目的に沿った支援を行うこととなっており、官民ファンドの業務運営に関して官民ファンド運営法人16法人に対して行われた政府出資等の額は多額に上っている。そして、官民ファンド運営法人が行う支援に失敗が多数発生して損失が生じていないか、政策目的に沿った支援が行われているかなどについて国民の関心が高くなっている。

そこで、本院は、官民ファンドにおける業務運営の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務運営に関する国の財政支援の状況、官民ファンド運営法人による支援の実施状況はどのようになっているか。

イ 官民ファンド運営法人の案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況はどのようになっているか。

ウ 官民ファンド運営法人における官民ファンドの業務に係る財務等の状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

関係閣僚会議及び幹事会による検証の対象となっている官民ファンド運営法人16法人が運営する14官民ファンドを検査の対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された財務諸表等のほか、官民ファンド運営法人に支援の実施状況

等に係る調書等の提出を求めて、これらを分析するとともに、9 関係府省^(注8)、官民ファンド運営法人 16 法人、当該法人から出資を受けて支援業務を行うなどしている国立大学法人 4 法人の子会社等の 6 法人^(注9)、4 国大ファンド^(注10)及び 14 サブファンド^(注11)において会計実地検査を行った。

(注8) 9 関係府省 内閣官房、内閣府本府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注9) 6 法人 ブルーパートナーズ株式会社、東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社、東京大学協創プラットフォーム開発株式会社、京都大学イノベーションキャピタル株式会社、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社、三沢くらしのさと株式会社

(注10) 4 国大ファンド THVP-1号投資事業有限責任組合、協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合、イノベーション京都2016投資事業有限責任組合、OUVC1号投資事業有限責任組合

(注11) 14 サブファンド ブルーパートナーズ第一号投資事業有限責任組合、しぎん6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合、かごしまアグリクラスター6次産業化投資事業有限責任組合、福銀6次産業化投資事業有限責任組合、先端技術産業創造投資事業有限責任組合、インスパイア・テクノロジー・イノベーション・ファンド投資事業有限責任組合、九州事業継続ブリッジ投資事業有限責任組合、ちば新産業育成投資事業有限責任組合、静岡中小企業支援3号投資事業有限責任組合、岩手産業復興機構投資事業有限責任組合、ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合、静岡中小企業支援4号投資事業有限責任組合、OiDE ファンド投資事業有限責任組合、かごしま再生可能エネルギー投資事業有限責任組合

3 検査の状況

(1) 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

ア 国の財政支援の状況

官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務運営に関する28年度末の政府出資等の額は、合計7812億余円となっており、出資によるものは、一般会計の計1211億余円及び財政投融資特別会計(投資勘定)の計5365億余円、補助金の交付によるものは、一般会計の計300億円及びエネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)の計144億余円、貸付けによるものは、財政投融資特別会計(投資勘定)の計790億円となっている。

国が法人に対して出資することにより取得した株式及び出資による権利は、国有財産とされており、国民共有の貴重な財産であり適切な方法により管理する必要がある。官民ファンドについては、一義的には官民ファンド運営法人及び所管府省庁において、政府出資金^(注12)の価値が著しく低下したり、政府出資金が回収できなかつたりする事態が生ずることを回避するよう政府出資金を適切に管理する必要がある。また、財政投融資特別会計(投資勘定)の出資は収益が上がるまで長期的に耐えることのできる資金であるが、投資先から回収したりターンを再投資する仕組みであり、官民ファンド運営法人において業務期間を通じて、対象事業者へ支援のために拠出した出資金等を確実に回収することに加え、官民ファンドの業務運営に要する経費を上回る収益を確保し、出資者である国に納付することが求められるものであることから、同勘定からの政府出資金に係る統

制の状況についてみたところ、出資を行う前の段階での審査や出資後の出資者としての議決権の行使等により、政府出資金が回収できない事態等が生ずることを回避するための取組が行われている。

(注12) 政府出資金 国から直接出資を受けている官民ファンド運営法人に対して国が出資した額と預金保険機構が国からの出資金を財源として地域経済活性化支援機構に出資した額を合わせたもの

補助金の交付によるものは、交付要綱等に基づき基金事業を実施し、基金事業を完了したときなどには、基金の残余の額を国庫に返納しなければならないこととなっている。また、貸付けによるものは、借用証書に基づき、国が将来回収することとなっている。

イ 官民ファンド運営法人が実施する支援の状況

(ア) 官民ファンドの政策目的及び支援の終了時期等の状況

官民ファンド運営法人は、それぞれの設置根拠法等において政策目的が定められている。また、官民ファンドの業務を主な業務としているファンド^(注13)専門法人についてみると、ほとんどのファンド専門法人は、保有する全ての株式等の処分を行い支援を終了するよう努めなければならない時期(以下「支援の終了時期」という。)が定められており、全てのファンド専門法人においてそれぞれの設置根拠法の見直しの時期も定め^(注14)られている。一方、法人業務の一部として官民ファンドの業務を行っている兼業法人についてみると、一部の官民ファンドを除き、支援の終了時期は定められていないが設置根拠法等に基づき一定の期間ごとにそれぞれの法人の業務全般や事業の内容について検討を行うこととなっている。

(注13) ファンド専門法人 産業革新機構、地域経済活性化支援機構、農林漁業成長産業化支援機構、民間資金等活用事業推進機構、海外需要開拓支援機構、海外交通・都市開発事業支援機構、海外通信・放送・郵便事業支援機構

(注14) 兼業法人 日本政策投資銀行、中小企業基盤整備機構、科学技術振興機構、東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学、環境不動産普及促進機構、グリーンファイナンス推進機構

(イ) 官民ファンドごとの支援スキームの状況

官民ファンド運営法人が支援を行う際の支援スキームには、直接支援と間接支援があり、設置根拠法等において、官民ファンドごとに両方の支援スキームで行うか、いずれか一方の支援スキームで行うかが定められている。

(ウ) 支援の実績

政府出資等及び民間出資等(以下、両者を合わせて「資本金等」という。)が対象事業者等への支援に活用されているかについてみたところ、官民ファンド運営法人全体では、28年度末時点で資本金等1兆0013億余円、実支援額1兆9429億余円となっており、資本金等に対する実支援額の割合は171.4%となっている。法人別では、資本金等に対する実支援額の割合が100%を超えていたり100%に近い値となっていたりして資本金等が対象事業者等への支援に活用されている官民ファンドがある一方で、設置日等から28年度末までの期間が短いなどの理由により、同割合が50%以下となっている官民ファンドもある。そして、支援約束が進んでいない官民ファンド運営

法人や、支援約束は進んでいるが実支援が進んでいない官民ファンド運営法人が見受けられた。間接支援についてみると、農林漁業成長産業化支援機構は、年数が経過したサブファンドに対する支援実行率は年数が経過していないサブファンドと同程度となっている。また、28年度末時点において支援決定から1年以上経過したサブファンドのうち、一部の官民ファンドにおいて出資等の実績がないサブファンドが見受けられた。さらに、農林漁業成長産業化支援機構では、出資等の実績がないまま解散して清算を結了していたサブファンドが見受けられた。

各官民ファンド運営法人の主務大臣等が定めた支援等において従うべき基準(以下「支援基準等」という。)における主な支援対象分野は、対象事業者が実施する事業の内容や特性、事業の基となる研究成果等により定められており、同一の対象事業者が複数の官民ファンドの支援対象分野に該当する場合には、当該対象事業者に対して複数の官民ファンドが重複して支援を行うことが可能な状況となっている。そして、官民ファンド運営法人が連携して支援を行うことが有効である場合もあることから、シーズ・ベンチャー支援及び地域活性化支援の二つの政策課題について官民ファンド連携チーム会合を設けて、関連する官民ファンド運営法人が連携して支援案件の情報交換等に取り組むこととされた。

(エ) 剰余金の配当等及び業務の実施に必要なない政府出資等の国庫納付等

官民ファンド運営法人の政府出資金から生ずる配当や見直し等に伴う政府出資等の国庫納付等の仕組みとその状況についてみたところ、国庫納付等の規定が定められている官民ファンド運営法人があり、実際に国庫納付等を行っている法人が見受けられた。

ウ KPI による政策目的の達成状況等の評価の状況等

(ア) 政策目的の KPI

政策目的の KPI ごとの内容等についてみたところ、KPI とする必要性に疑問がある指標を用いているもの、官民ファンド運営法人の解散時点まで評価を行わないとしているもの、28年度上期以前に達成済みの成果目標を継続して用いているものが見受けられた。また、官民ファンドごとに総合的にみた場合に、政策目的の KPI の設定、評価及び評価結果の公表がそれぞれの法人の政策目的の達成状況を検証するために十分なものとなっているかについて、設定している法人全体の政策目的の KPI が支援を終了した案件のみを評価の対象とする1項目のみとなっているため、支援中の案件の進捗状況や達成状況を含めた評価結果が公表されていないものが見受けられた。さらに、官民イノベーションプログラムに係る KPI の評価結果として国立大学法人4法人それぞれの評価を政府出資金の割合に応じて加重平均したものを評価結果として公表することにしており、国立大学法人4法人それぞれの評価は公表していなかった。

(イ) 民業補完の KPI

民業補完の KPI は、算出方法が法人によって異なっているものの、評価を行っている法人は全て A 評価(目標の進捗率又は達成状況が水準以上)としている。

エ 官民イノベーションプログラムにおける政府出資金等の状況

(ア) 官民イノベーションプログラムの概要等

国立大学法人の研究成果の実用化等のための事業として、平成24年度一般会計補正予算(第1号)において計1200億円(政府出資金1000億円、運営費交付金200億円)が国立大学法人4法人に交付された。国立大学法人は、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく特定研究成果活用支援事業に関する計画(以下「特定研究成果活用支援事業計画」という。)の認定を受けた特定研究成果活用支援事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)に対して出資することができることとなっている。官民イノベーションプログラムを運営するに当たり、国立大学法人4法人は、実際に支援業務を行う組織として100%出資の子会社を設立することとし、これらの子会社を認定事業者とする特定研究成果活用支援事業計画を作成して、経済産業大臣及び文部科学大臣の認定を受けている(以下、特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けた子会社を「認定子会社」という。)。また、認定子会社は、自らをGPとする国大ファンドを設立することとして、国大ファンドを認定事業者とする特定研究成果活用支援事業計画を作成して、経済産業大臣及び文部科学大臣の認定を受けている。そして、国立大学法人4法人は、政府出資金計1000億円のうち552億余円を認定子会社及び国大ファンドに対して出資又は出資約束しており、残りの447億余円については、28年度末現在利用していない。

(イ) 政府出資金による支援の状況

28年度末現在における国大ファンドの実支援額は計46億余円となっている。

政府出資金計1000億円のうち、29年9月時点で特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けていない政府出資金計447億余円の活用については、ファンド間の利益の相反を回避するなどの観点から、国立大学法人4法人は、別の国大ファンドを設立する場合には、想定する対象事業者の事業分野や、既存の国大ファンドの新たな対象事業者等に投資する期間(以下「新規投資期間」という。)の終了時期を考慮し、今後の使用見込等について十分に検討する必要がある。

そして、平成24年度一般会計補正予算(第1号)により出資された政府出資金の具体的な回収方法は法令に規定されていない。

(ウ) 運営費交付金の使用状況

国立大学法人4法人は、第2期中期目標期間における運営費交付金の残額を第3期中期目標期間内に全額執行する執行計画を立てた上で繰り越していたが、28年度末現在、前記の運営費交付金計200億円のうち、93.5%を占める計187億余円が使用されずに国立大学法人4法人が保有している状況となっている。

国立大学法人4法人は、研究成果の実用化に向けた官民共同の研究開発の推進に資するものとなるよう、その必要性や必要額について十分に検討する必要がある。

オ 国の監督等の状況

官民ファンド運営法人に対する国の監督、評価等についてみると、それぞれの設置根拠法等において、政府出資株式会社8法人は、主務大臣が監督して、監督上必要な命令をすることができるなどと規定されていたり、独立行政法人2法人及び国立大学法人4法人は、毎事業年度終了後の業務実績の評価結果に基づき必要がある場合等には、主務大臣が業務運営の改善等を命ずることができることなどとなっていたり、基金設置法人2法人の主務大臣等は、官民ファンドに関する業務の実施について、必要な措置を命

じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができることとなっていたりしている。

(2) 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況

ア 支援基準等における政策目的等に関する基準及びリスク回避の取組

官民ファンドの支援基準等は、官民ファンド運営法人が事業者等を決定するに当たって従うべき基準であり、政策目的、民業補完、収益性等に関する基準が定められている。これらのうち、政策目的に関する基準についてみると、成長による富の創出、地域活性化等のほか、中小企業対策、日本企業の海外展開支援等に係る基準となっており、官民ファンド運営法人は、これらの政策目的等に関する基準に沿った支援となるよう案件発掘、デューデリジェンス等の支援業務を実施して支援決定を行っている。

また、官民ファンド運営法人は、政府出資等の額を回収できないリスクの回避の取組等が求められており、デューデリジェンス等の支援業務における取組が重要となっている。そして、官民ファンド運営法人は、ポートフォリオマネジメント等の取組を行っている。

官民ファンド運営法人が行う対象事業者又はサブファンドに対する支援決定について主務大臣等の関与の状況をみると、支援決定を行う場合には主務大臣の認可を受けなければならないことなどとなっている。

イ 支援業務の実施体制

官民ファンド運営法人は、おおむね投資部等の特定の担当部署を設置して支援業務を行っており、その担当者数等は、各法人の事業分野等により様々となっている。

ウ 支援決定に至るまでの支援業務に係る実施状況

官民ファンド運営法人の直接支援に係る案件発掘についてみると、金融機関からの相談、事業者からの依頼等を受けたり、事業者の訪問等の活動を行うことによって事業化の可能性のある案件を探索したりして案件の受付等を行い、このうち支援基準等に基づいた事業化される確度が高いと判断された案件を支援候補案件としている。また、間接支援に係る案件発掘については、一般的にはサブファンドのGPが行っている。

そして、官民ファンド運営法人の直接支援におけるデューデリジェンスについてみると、官民ファンド運営法人内部において実務経験者等の担当者が事業の実現可能性等についてデューデリジェンスを実施している。また、官民ファンド運営法人は、必要に応じて、監査法人等の外部専門家を利用したデューデリジェンスも実施している。間接支援における対象事業者の選定に係るデューデリジェンスについては、一般的にはサブファンドのGPが行うなどしている。

エ 支援決定の実施状況

官民ファンド運営法人に設置されている最終的な支援決定を行う機関(以下「支援決定機関」という。)の人員構成等についてみると、12法人は、支援決定機関の委員に社外の実務経験者等を加えている。また、独立行政法人2法人は、理事長が支援決定を行うこととなっているが、支援決定に当たっては、提案内容及び出資先としての適格性について総合的に評価等を行う社外の実務経験者等により構成される助言機関の意見を踏まえることとなっている。このように、官民ファンド運営法人は、おおむね、独立した立場の社外の実務経験者等を委員に加えて審議する^{けん}などして、執行部を監視・牽制する仕組

みを導入している。

(注15) 12 法人 産業革新機構、地域経済活性化支援機構、農林漁業成長産業化支援機構、民間資金等活用事業推進機構、海外需要開拓支援機構、海外交通・都市開発事業支援機構、海外通信・放送・郵便事業支援機構、東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学、環境不動産普及促進機構

各官民ファンド運営法人の支援決定に係る審議体制についてみると、支援決定機関の審議に至るまでに、支援業務の担当部署等が審議を行う投資部門会議等、役員等が審議を行う投資委員会等の審議を経ることなどにより、おおむね複数回の審議が行われることとなっている。

また、間接支援を行う場合のサブファンドの業務を執行する GP の選定についてみると、GP としての業務執行の実績がなく運用担当者も過去に運用実績を有していないが、LP との連携等により一定の案件組成力等が期待できるなどとして GP を選定している官民ファンド運営法人が見受けられる。

オ モニタリングの実施状況

官民ファンド運営法人は、支援を行った後、対象事業者の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握するモニタリングを適切に行うことが重要であるとされている。また、対象事業によっては、事業の開始に当たり、法令上の届出等を要する場合があります。その手続等を確認するために支援決定後から実支援までの間においてもモニタリングを行う場合があります。

(注16) 直接支援に係るモニタリングを行っている 13 法人において、主要なモニタリング項目の一つである売上高を例として、24 年度から 28 年度までの実績値と事業計画値の累計額を対比すると、約半数の対象事業者の実績値は事業計画値を下回っており、その多くは直近の決算期(28 年 4 月から 29 年 3 月までに期末を迎える決算期)において営業損失を計上していた。

(注 16) 13 法人 産業革新機構、地域経済活性化支援機構、農林漁業成長産業化支援機構、民間資金等活用事業推進機構、海外需要開拓支援機構、海外交通・都市開発事業支援機構、海外通信・放送・郵便事業支援機構、日本政策投資銀行、科学技術振興機構、東北大学、京都大学、大阪大学、グリーンファイナンス推進機構

そして、営業損失の主な理由をみると、製品開発や用地確保等の遅延等によるものであったが、このうち、対象事業者が事業の開始に当たり必要となる法令上の手続を行わないまま工事に着手したことなどについて、官民ファンド運営法人のモニタリングが十分に行われていなかった事例が見受けられた。

(3) 財務等の状況

ア 官民ファンド運営法人の財務諸表等

官民ファンド運営法人には、ファンド専業法人と兼業法人とがあり、ファンド専業法人の財務諸表等はそのまま官民ファンドの業務の財務状況を示しているが、兼業法人の財務諸表等は官民ファンドの業務とそれ以外の業務との区分経理の有無や区分経理等の方法によって把握できる情報が異なっている。

イ 官民ファンドの業務に係る財務の状況

官民ファンドの業務に係る収益及び費用が把握可能な 14 法人(全 16 法人から独立行

政法人2法人を除く14法人)の24年度から28年度までの利益又は損失等の状況をみると、24年度以降に官民ファンドの業務を開始したほとんどの法人は、おおむね各年度に損失を計上している。これは、主として官民ファンドの業務は支援を行ってから回収までに相当の期間を要するため、事業を開始した当初は株式売却等に伴う収入がない一方で、法人の運営に係る事務費等が先行して必要となることによると考えられる。また、23年度以前から官民ファンドの業務を開始している法人については、利益を計上した年度と損失を計上した年度が混在している。

28年度の官民ファンドの業務に係る事務費の内訳は、上記の14法人から事務費の内訳を区分していない日本政策投資銀行を除く13法人のうちほとんどの法人において人件費が最も多額の費用項目となっているが、人件費を資産規模との対比で見れば、法人によりばらつきがある。人件費の次に多額の費用項目となっている租税公課のほとんどを占める法人事業税(資本割)の各法人の課税状況等は、法人の組織形態等によって非課税であったり、軽減措置が講ぜられたりしているため、法人によって計上額の差が大きくなっている。

また、官民ファンドの業務に係る資産、負債及び純資産が把握可能な13法人(全16法人から日本政策投資銀行及び独立行政法人2法人を除く13法人)の資産、負債及び純資産の状況をみると、28年度末時点で、過半の法人は、支援に伴い取得した資産に比べて、支援に充てていない現預金等が含まれるその他の資産の計上額が多くなっている。

そして、上記13法人のうち11法人は、^(注17)24年度以降に官民ファンドの業務を開始しており、当初は株式売却等に伴う収入がない一方で事務費等の支出は先行して必要となることなどから、28年度末時点で純資産の計が資本金等を下回っている。28年度末時点では、繰越損失等を解消するまでの計画等を策定している法人は少数であったが、29年12月の第9回幹事会において、全ての官民ファンド運営法人16法人は、官民ファンドの業務終了時までの実投資額、回収額等、運営経費、同時期までに官民ファンドの業務の収支見通しがゼロ又はプラスとなる投資倍率等の見込みを報告しており、その内容が公表されている。

(注17) 11法人 農林漁業成長産業化支援機構、民間資金等活用事業推進機構、海外需要開拓支援機構、海外交通・都市開発事業支援機構、海外通信・放送・郵便事業支援機構、東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学、環境不動産普及促進機構、グリーンファイナンス推進機構

ウ 支援案件の損益等の状況

官民ファンドの業務開始から28年度末までの支援案件の^(注18)損益は、回収額と保有有価証券評価額等の合計が支援に伴う支出額を1兆5943億余円上回っている(投資倍率は181.8%)^(注19)が、9法人が運営する6官民ファンドにおいて、回収額と保有有価証券評価額等の合計が支援に伴う支出額を下回っており、損失となっている。そして、28年度末までの支援に伴う支出額に事務費及び特別損失、法人税等のその他の費用(以下、これらを合わせて「諸経費」という。)を加えた全ての支出額を回収するために必要な投資倍率^(注20)(以下「必要投資倍率」という。)と28年度までの投資倍率の実績とを比較すると、6法人は、投資倍率の実績が必要投資倍率を下回っている。支援先の分類別では、ベンチャー

企業等に対する支援で投資倍率が最も低くなっている。

(注18) 支援案件の損益 官民ファンド運営法人16法人が運営する14官民ファンドから、支援の実績が直接支援1件のみである1法人を除いた15法人が運営する13官民ファンドに係る支援案件の損益

(注19) 9法人 農林漁業成長産業化支援機構、海外需要開拓支援機構、海外交通・都市開発事業支援機構、中小企業基盤整備機構、科学技術振興機構、東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学

(注20) 6法人 官民ファンド運営法人16法人から、支援の実績が直接支援1件のみである1法人並びに官民ファンドの業務に係る諸経費を運営費交付金で賄うことができる独立行政法人2法人及び国立大学法人4法人を除く9法人のうち、農林漁業成長産業化支援機構、民間資金等活用事業推進機構、海外需要開拓支援機構、海外交通・都市開発事業支援機構、環境不動産普及促進機構、グリーンファイナンス推進機構

また、28年度までに支援を終了した実績がある^(注21)8法人において、出資(直接支援)では計3679億余円の利益(投資倍率は174.5%)、出資(間接支援)では計136億余円の損失(投資倍率は82.0%)となっている。このうち、出資(間接支援)では、中小企業基盤整備機構において137億余円の損失が生じている。

(注21) 8法人 産業革新機構、地域経済活性化支援機構、農林漁業成長産業化支援機構、海外需要開拓支援機構、日本政策投資銀行、中小企業基盤整備機構、環境不動産普及促進機構、グリーンファイナンス推進機構

エ 28年度末に支援継続中の出資案件の状況

28年度末において直接支援継続中の出資案件のうち、28年度末の純資産持分相当額が出資額の50%以下の支援件数は、全官民ファンド合計で151件中69件(全体の45.6%)となっており、そのうち、対象事業者の経営状況が事業計画等から外れているなどとして、減損処理を行ったり、投資損失引当金を計上したりした件数は12件となっている。

また、28年度末においてサブファンドへの出資がある大半の法人で、間接支援継続中の全サブファンドの当期損益累計額の合計がマイナスとなっている。一方、サブファンドから出資を受けている対象事業者が株式公開を果たすなどにより、出資額を大幅に上回る回収ができた一部のサブファンドでは当期損益累計額がプラスとなっている状況が見受けられた。

オ KPIによる収益性の確保に関する評価の状況等

各官民ファンド運営法人の法人全体のKPIのうち、収益性のKPIの設定についてみると、産業革新機構及び民間資金等活用事業推進機構の2法人は、出資等回収累計額が出資等累計額を上回るかどうかを基準とした成果目標を設定しており、諸経費の回収を考慮していない。

また、中小企業基盤整備機構は、運営する官民ファンドについて、直近の運用実績を適切に把握し、投資運用方針の妥当性を判断するためとして、当該年度の単年度の損益の実績のみを測定して評価していた。

さらに、^(注22)11法人では、支援を終了した案件がないか又は少なく、評価が困難である

として、官民ファンド設立以来 28 年度末まで、法人全体の収益性の KPI の評価を実施しておらず、そのうち、農林漁業成長産業化支援機構及び環境不動産普及促進機構の 2 法人を除く 9 法人では、個別案件の KPI においても、収益性の確保が図られているかどうか判断できる情報は公表されていない。

(注22) 11 法人 農林漁業成長産業化支援機構、民間資金等活用事業推進機構、海外交通・都市開発事業支援機構、海外通信・放送・郵便事業支援機構、科学技術振興機構、東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学、環境不動産普及促進機構、グリーンファイナンス推進機構

カ 支援に係る情報開示の状況

実支援後における情報開示の状況については、支援中の個別案件について評価額の情報開示を行っているのは中小企業基盤整備機構及び科学技術振興機構の 2 法人のみとなっており、また、支援を終了した案件がある官民ファンド運営法人で個別案件ごとの損益額についての情報開示を行っている法人はない。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務運営に関する 28 年度末の政府出資等の額は、合計 7812 億余円となっている。

資本金等が対象事業者等への支援に活用されているかについてみたところ、資本金等に対する実支援額の割合が 50% 以下となっている官民ファンドが見受けられた。また、間接支援において、28 年度末時点で一部の官民ファンドにおいて出資等の実績がないサブファンドがあったり、農林漁業成長産業化支援機構では出資等の実績がないまま解散して清算を結了していたサブファンドが見受けられたりなどしていた。

官民ファンドの支援基準等における主な支援対象分野は、対象事業者が実施する事業の内容や特性等により定められており、同一の対象事業者が複数の官民ファンドの支援対象分野に該当する場合には、当該対象事業者に対して複数の官民ファンドが重複して支援を行うことが可能な状況となっている。

官民ファンド運営法人が設定する政策目的の KPI の中には、KPI とする必要性に疑問がある指標を用いているものなどが見受けられた。

官民イノベーションプログラムにおいて、国立大学法人 4 法人は、政府出資金計 1000 億円のうち計 447 億余円について 28 年度末現在利用していない。また、政府出資金の具体的な回収方法は法令に規定されていない。

イ 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況

官民ファンド運営法人は、政策目的等に関する基準に沿った支援となるよう案件発掘、デューデリジェンス等の支援業務を実施して支援決定を行っている。支援決定については、独立した立場の社外の実務経験者等の委員を加えて審議するなどにより、執行部を監視・牽制する仕組みを導入して、おおむね複数回の審議を行っている。また、サブファンドの業務を執行する GP について、GP としての業務執行の実績がなく運用担当者も過去に運用実績を有していないが、LP との連携等により一定の案件組成力等が期待できるなどとして GP を選定している官民ファンド運営法人が見受けられる。

官民ファンド運営法人は、支援を行った後、対象事業者の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握するモニタリングを適切に行うことが重要であるとされている。また、対象事業によっては、事業の開始に当たり、法令上の届出等を要する場合があり、支援決定後から実支援までの間においてもモニタリングを行う場合がある。そして、対象事業者が事業の開始に当たり必要となる法令上の手続を行わないまま工事に着手したことなどについて、官民ファンド運営法人のモニタリングが十分に行われていなかった事例が見受けられた。

ウ 財務等の状況

官民ファンド運営法人の損益及び純資産の状況を見ると、24年度以降に官民ファンドの業務を開始したほとんどの法人は、24年度から28年度までのおおむね各年度に損失を計上しており、28年度末時点で、官民ファンドの業務に係る資産、負債及び純資産が把握可能な13法人のうち11法人は、純資産の計が資本金等を下回る状況となっている。また、28年度末までの支援案件の損益をみると、9法人において損失となっている。

28年度末において直接支援継続中の出資案件のうち、28年度末の純資産持分相当額が出資額の50%以下の支援件数は、全官民ファンド合計で151件中69件となっており、そのうち、減損処理等を行った件数は12件となっている。

収益性のKPIの設定についてみると、諸経費の回収を考慮していなかったり、単年度の損益の実績のみを測定して評価していたり、設立以来、法人全体の収益性のKPIの評価を実施しておらず個別案件のKPIにおいても収益性の確保が図られているかどうか判断できる情報は公表されていなかったりするものが見受けられた。

また、支援を終了した案件がある官民ファンド運営法人で個別案件ごとの損益額についての情報開示を行っている法人はない。

(2) 所見

官民ファンド運営法人は、設置根拠法、交付要綱等に定められた政策目的に沿った支援を行うこととなっている。また、28年度末における政府から官民ファンド運営法人16法人に対する官民ファンドの業務運営に関する政府出資等の額は、計7812億余円と多額に上っている。そして、官民ファンド運営法人は、所管府省庁の監督等の下、ガイドラインに沿って官民ファンドを適切に運営していくことが重要である。

ついては、支援を政策目的に沿ったものにし、収益性を確保して政府出資等が回収できない事態等が生ずることを回避するために、官民ファンド運営法人及び所管府省庁は、ガイドラインに沿って官民ファンドの運営等を行っていくとともに次の点に留意することが必要である。また、幹事会の構成員である関係府省庁は、幹事会において、従来官民ファンドの運営状況の検証を行ってきたところであるが、統一的に対応すべき問題について、次の点に留意しながら引き続きガイドラインに基づいた検証等を行うことが望まれる。

ア 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

(ア) 官民ファンド運営法人は、その財源の多くが政府出資等であることに鑑み、それぞれの支援対象分野において、収益性の確保に留意しつつ、引き続き政策目的に沿った支援を実施すること。また、支援の実施状況等を踏まえ、支援の実施に必要なない政府出資等が生じた場合、剰余金が発生した場合及び支援を終了した場合には、引き続

きこのような政府出資等の国庫納付等を適切に実施していくこと

- (イ) 農林漁業成長産業化支援機構等の間接支援を実施している官民ファンド運営法人は、サブファンドに対する支援について、支援の対象となり得る事業者の数や出資等に対する需要を引き続き十分に確認するとともに、支援決定時に見込んだ出資等が進まない場合には、必要に応じて業務運営の進め方の見直しを検討すること
 - (ウ) 官民ファンド運営法人は、官民ファンドの支援対象分野については、同一の事業者に対して重複して支援が実施される可能性があることから、支援の実施に当たり、一層効率的、効果的に取り組む観点から、引き続き官民ファンド間の情報交換、投資手法等の共有等に努めることが望ましいこと
 - (エ) 政策目的の KPI について、必要性に疑問がある指標を用いていたり、達成済みの成果目標を継続して用いていたり、支援中の案件の進捗状況や達成状況を評価できる KPI の設定を行っていなかったり、法人ごとの評価結果を公表していなかったりするなどする官民ファンド運営法人は、KPI の内容や成果目標について、設定の見直しや評価結果の公表等を検討すること
 - (オ) 国立大学法人 4 法人は、官民イノベーションプログラムに対する政府出資金のうち、特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けていない資金の活用について、既存の国大ファンドの新規投資期間の終了時期等を考慮し、今後の使用見込み等について十分に検討するとともに、文部科学省は、国立大学法人 4 法人が検討した結果、使用する見込みがない政府出資金が生ずる場合には、財政資金の有効活用の観点から、このような政府出資金を国庫に納付する手段についての規定がない国立大学法人法を改正するなど、国立大学法人 4 法人が保有する政府出資金の国庫納付が行えるようにする措置を検討すること
- イ 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況
- (ア) 官民ファンド運営法人は、政策目的を達成するため、支援決定については、独立した立場の社外の実務経験者等の委員を加えて審議するなどにより、執行部を監視・牽制する仕組みを引き続き適切に運営すること。また、サブファンドの業務を執行する GP について、出資等の需要を十分踏まえた上で、需要が見込める場合には、案件組成力等が期待できる GP の選定を引き続き適切に行うこと
 - (イ) 官民ファンド運営法人は、モニタリングについて、支援決定後から実支援までの間において、対象事業者が事業を実施するために行うべき法令上の手続があるなどの場合には、当該手続等に不備が生じないようその確認を適切に行うほか、支援を行った後においては、対象事業者の財務情報や経営方針等の企業情報を引き続き継続的かつ適切に把握すること
- ウ 財務等の状況
- (ア) 繰越損失等が生じており、純資産の計が資本金等を下回っている官民ファンド運営法人は、最終的に国が政府出資等の額を回収できるように、繰越損失等を解消するまでの計画又は投資倍率等について目標としての妥当性を確保するために必要な見直しを継続的に行い、その目標の達成に向けて官民ファンドを運営し、進捗状況を的確に把握して、必要な施策を講じていくこと
 - (イ) 官民ファンド運営法人は、対象事業者の事業が軌道に乗り財務状況が改善していく

ように、引き続き対象事業者の事業の状況を適時適切にモニタリングした上で、必要に応じて、業務改善に関する助言を行ったり、取引先や金融機関の紹介を行ったり、専門家の派遣を行ったりするなど、必要な手段を諸経費についても考慮しつつ講じていくこと

- (ウ) 法人全体の収益性の KPI について、諸経費の回収を考慮していなかったり、単年度の損益の実績のみを測定して評価していたりするなどしている官民ファンド運営法人は、諸経費の負担を考慮したり、官民ファンドの業務開始以降の出資等累計額を使用したりするなどすることで、政府出資等の全額を国庫に返納できるかを判断できるようにすること
- (エ) 支援を終了した案件がないか又は少なく、評価が困難であるためとして、法人全体の収益性の KPI について評価を実施していない官民ファンド運営法人は、情報の秘匿性に留意しつつ、支援実施中の案件の財務状況等を検証報告の収益性の KPI の補足情報として記載するなど積極的に収益性について情報提供を行っていくこと
- (オ) 官民ファンド運営法人は、国民に対する説明責任を果たす観点から、多額の減損損失や支援を終了した時の多額の損失により政府出資等に重要な影響が生ずるおそれがあるなどの場合には、情報の秘匿性に留意しつつ、個別の案件の損失についても可能な限り情報開示を行っていくこと

本院としては、今後業務の進捗に伴い支援を終了して損益が確定する案件が増加していくことなどを踏まえて、官民ファンドにおける業務運営の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

第4 在日米軍関係経費の執行状況等について

検査対象	防衛省内部部局、8防衛局、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
在日米軍関係経費の概要	在日米軍の駐留に関連する経費、沖縄に関する特別行動委員会最終報告に盛り込まれた措置の実施に必要な経費及び在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組の実施に必要な経費のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費
在日米軍関係経費の支出済歳出額	2兆7462億円(平成23年度～28年度)
提供施設等の土地の面積	2億6434万㎡(平成28年度末)
上記のうち国有財産の土地の面積	1億1460万㎡
上記に係る国有財産台帳価格	2兆0240億円

1 検査の背景

(1) 在日米軍の駐留に関する概要

ア 在日米軍の駐留に関する枠組み

(ア) 在日米軍が使用する施設等の提供

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「在日米軍」という。)は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(昭和35年条約第6号。以下「日米安全保障条約」という。)に基づき、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するために、日本国における施設及び区域(以下、これらを合わせて「施設等」という。)を使用することを許されることとなっている。

個々の施設等の提供及び返還に関する協定については、日本国政府及びアメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」といい、日本国政府と合衆国政府とを合わせて「日米両政府」という。)が、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。)第2条第1項(a)の規定に基づき、日米両政府の相互間の協議を行う機関である合同委員会(以下「日米合同委員会」という。)における合意を経て締結することとなっている(以下、合衆国政府に提供された施設等を「提供施設等」という。)

(イ) 在日米軍等が必要とする労務の提供

日米地位協定第12条第4項の規定によれば、在日米軍及び諸機関(提供施設等に設置される売店、食堂等をいう。以下同じ。)の労務の需要は、日本国政府の援助を得て充足されることとされており、日本国政府(防衛省)と合衆国政府(在日米軍)との間で、職種の違いに基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約が締結され、これらに基

づき、日本国政府は、在日米軍及び諸機関で勤務する従業員(以下「駐留軍等労働者」という。)を雇用している。

駐留軍等労働者の勤務条件については、国家公務員及び民間企業の従業員の給与等を考慮して防衛大臣が定めることとなっている。そして、基本労務契約等により駐留軍等労働者に係る勤務時間、休暇、給与等の勤務条件が定められている。

イ 在日米軍関係経費の概要

(ア) 在日米軍関係経費の負担に係る経緯

日米地位協定第24条第1項の規定によれば、日本国において在日米軍を維持することに伴う全ての経費は、同条第2項の規定に基づき日本国が負担すべきものを除くほか、日本国に負担をかけないでアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)が負担することとされている。

また、昭和62年度以降、日米両政府は、駐留軍等労働者に対して支払う給与等(以下「労務費」という。)や在日米軍の駐留に要する光熱水料等の一部を日本国政府が負担することとする協定(以下、累次締結された各協定を「特別協定」という。)を締結している。

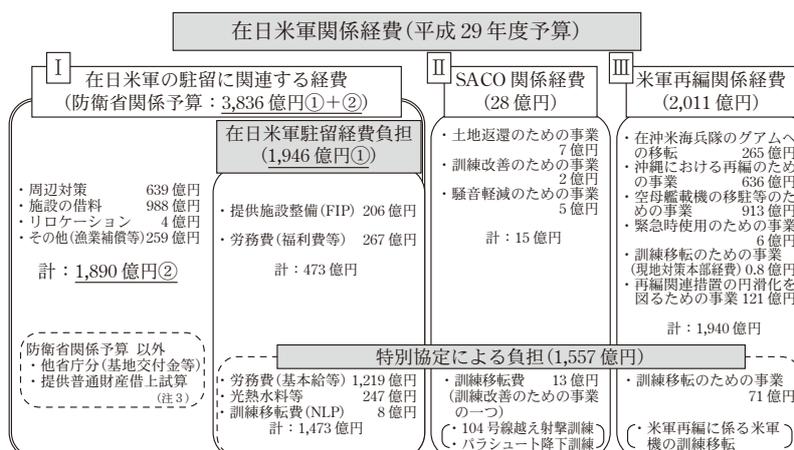
(イ) 在日米軍関係経費に係る予算の概要

在日米軍の駐留等に関する経費については、毎年度、防衛省所管一般会計予算の(組織)防衛本省に、(項)在日米軍等駐留関連諸費、(項)独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費及び(項)防衛力基盤整備費(平成26年度予算以前は(項)防衛施設安定運用関連諸費)の3項が計上されている。

そして、防衛省は、平成21年度以降毎年度、在日米軍の駐留等に関する経費に対する日本国政府の負担を国民に分かりやすく示すことを目的として、図のとおり、経費の構成を公表している。この経費の構成においては、上記の3項から(項)防衛力基盤整備費に計上されている自衛隊施設の設置、運用に伴って生ずる経費を除いた経費が示されている(以下、図で示されている経費のうち、防衛省所管の毎年度の経費を「在日米軍関係経費」という。)

図 在日米軍関係経費(防衛省資料を基に作成。平成 29 年度当初予算の例)

第 4 章 第 1 節 国会及び内閣に対する報告 第 4



注(1) 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものと SACO 関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

注(2) SACO 関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するために SACO 最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していることは極めて重要との観点から我が国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。

注(3) 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金等: 384 億円、28 年度予算)、提供普通財産借上試算(1657 億円、28 年度試算)がある。

注(4) 四捨五入のため、合計値が合わないものがある。

(2) SACO 最終報告等及び在日米軍再編の概要

沖縄に駐留する在日米軍(以下「在沖縄駐留米軍」という。)に関する沖縄県民の負担の軽減及び在日米軍の再編の取組に関する日米両政府における主な合意の内容は、次のとおりである。

ア SACO 最終報告による合意内容

「沖縄に関する特別行動委員会」(Special Action Committee on Okinawa。以下「SACO」という。)は、8 年 12 月に、日米両政府の合意に基づく報告書(以下、同時に公表された普天間飛行場に関する附属文書を含めて「SACO 最終報告」という。)を公表した。

SACO 最終報告には、①普天間飛行場に代わる提供施設等(以下「普天間飛行場代替施設」という。)の検討を行い、十分な代替施設が完成し運用可能になった後に同飛行場を返還すること、②北部訓練場等 10 提供施設等について条件が満たされた後に全部又は一部を返還すること、③在沖縄駐留米軍が実施する沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練を沖縄県外へ移転すること、④パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場へ移転することなどの事項が盛り込まれた。

そして、これらの措置に必要な経費については、「SACO 関係経費」として平成 8 年度補正予算以降の予算に計上されている。

イ ロードマップによる合意内容

18年5月に、日米両政府は、在日米軍の再編に関して在日米軍との連携が期待される自衛隊を含めた具体的な計画について合意した上、「再編実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)を公表した。

ロードマップには、①普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置すること(SACO 最終報告の事項①)、②普天間飛行場代替施設を設置するために、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成等の必要な調整が行われること(以下「キャンプ・シュワブ再編成」という。)、③キャンプ桑江等6提供施設等について、条件が満たされた後に全部又は一部を返還すること(SACO 最終報告の事項①及び②の一部)、④空母艦載機部隊であるアメリカ合衆国海軍(以下「合衆国海軍」という。)の第5空母航空団を厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することなどが盛り込まれた。

そして、これらの措置に必要な経費については、「米軍再編関係経費」として平成18年度補正予算以降の予算に計上されている。

この経費には、上記の措置を円滑に実施するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)に基づき、市町村に交付するための交付金(以下「再編交付金」という。)に係る経費も含まれている。

ウ グアム協定等による合意内容

21年2月に日米両政府が署名した「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(以下「グアム協定」という。)及び24年4月の日米安全保障協議委員会(注1)の共同発表により、約9,000人の在沖縄米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外に移転することなどが確認されるとともに、25年10月に日米両政府が署名したグアム協定を改正する議定書により、グアム移転の施設及び基盤の整備に係る費用の暫定的な見積額を合衆国の2012会計年度米ドルで86億米ドルとし、このうち日本国政府が分担するグアム移転資金(注2)の上限額を合衆国の2008会計年度米ドルで28億米ドルとすること(以下、米海兵隊の第3海兵機動展開部隊等のグアム移転に係る一連の事業を「グアム移転事業」という。)などが取り決められた。

(注1) 日米安全保障協議委員会 日米安全保障条約に基づき、日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討することを目的として、昭和35年1月に設置された会議。現在の構成員は、日本国政府が外務大臣及び防衛大臣であり、合衆国政府が國務長官及び国防長官となっている。「日米2+2会合」と呼ばれることもある。

(注2) 会計年度米ドル 合衆国の当該会計年度における米貨額

エ 統合計画による合意内容

ロードマップにおける在沖縄駐留米軍の提供施設等の統合を具体的に実施するために、日米両政府は、25年4月に、その詳細な計画について合意した上で、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」(以下「統合計画」という。)を公表した。統合計画には、在沖縄駐留米軍のうち、移設の対象とする在日米軍の提供施設等名、移設先、移設手順、移設後に不要となる土地等の返還条件、返還目標年度等が記載されている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、在日米軍関係経費の執行状況等について、正確性、合規性、経済性、有効性等の観点から、次の点に着眼するなどして検査した。

- ア 在日米軍関係経費の決算の状況はどのように推移しているか。
- イ 在日米軍に対する提供施設等の受渡しや返還に対応して、国有財産の提供や関係経費の支出が法令に基づき適切に行われているか。
- ウ 「在日米軍駐留経費負担」の大半を占める労務費等の支払等は適切に行われているか。
- エ 「SACO 関係経費」及び「米軍再編関係経費」の予算は適切に執行され、SACO 事業及び在日米軍再編事業の実施に伴い取得した土地等の国有財産は関係法令に従って適切に管理されているか。
- オ 「SACO 関係経費」及び「米軍再編関係経費」に関して、関連する市町村に交付される交付金により整備された施設や実施された事業等はそれぞれの目的を達成するものとなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、23年度から28年度までの間の在日米軍関係経費の決算、28年度末の全国の78提供施設等に係る国有財産等を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)等に基づき防衛省から提出を受けた証拠書類等のほか、提供施設等の返還状況等に係る調書等の提出を求め、これらを分析するとともに、防衛省内部部局、8防衛局及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において、関係資料の提出を受けた上で説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 8防衛局 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局

3 検査の状況

(1) 在日米軍関係経費の決算の状況

在日米軍関係経費について、図のとおり、防衛省は、国民に分かりやすく示すことを目的として、当初予算額に基づく経費の構成を公表しているものの、支出済歳出額に基づく決算は示していない。そこで、本院において、在日米軍関係経費について、防衛省から提出を受けた資料に基づき、23年度から28年度までの経費別の決算(支出済歳出額計2兆7462億余円)の内訳及び予算(歳出予算現額)との比較を示すと次のとおりとなっている。

ア 在日米軍の駐留に関連する経費

(ア) 在日米軍駐留経費負担の決算

「在日米軍駐留経費負担」に係る23年度から28年度までの支出済歳出額は、計1兆0913億6184万余円となっている。そして、各年度の支出済歳出額についてみると、28年度が1910億4299万余円で最大となっている。これは、「提供施設整備(FIP)」について、28年度に、前年度繰越額128億0099万余円に係る執行により支出済歳出額が214億5285万余円と増加したことや、「特別協定による負担」のうち第8次協定第1条等の規定に基づく日本国政府が負担する駐留軍等労働者数の増加により「労務費(基本給等)」の支出済歳出額が増加したことなどによるものである。

また、日本国政府が負担する「光熱水料等」の28年度の支出済歳出額は248億0932万余円となっており、20年度に日本国政府の負担の上限額が設定されて以降初めてこれを下回った。この下回った額9258万余円は、「光熱水料等」と同じ(目)合衆国軍隊特別協定光熱水料等支出金で執行される「訓練移転費(NLP)」に振替^(注4)が行われた。

さらに、23年度から28年度までの各年度の歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合(以下「執行率」という。)をみると、「提供施設整備(FIP)」については、各年度の提供施設等の整備に係る工期を翌年度に延長したことによる予算の繰越し、契約価格が予定を下回ったことによる不用等が生じたことなどにより、50%から77%までの間で推移している。一方、その他の項目の執行率については、100%近くのものが多いため、「在日米軍駐留経費負担」全体では90%を超えている。

(注4) 振替 予算科目のうち同一の(目)において、他の経費(目の細分)に予算額の一部を移すこと。異なる(目)の間の流用と異なり、財政法(昭和22年法律第31号)等に基づく手続は不要である。

(イ) 周辺対策、施設の借料等の決算

「周辺対策」に係る支出済歳出額については、23年度は545億3959万余円であったが、28年度には688億5775万余円となっており、143億1815万余円増加している。このうち、市町村等が提供施設等の周辺に所在する教育施設や住宅の防音対策事業を実施するための経費を補助するための予算科目である(目)教育施設等騒音防止対策事業費補助金は、24年度から27年度までの間、100億円以上の翌年度繰越額が発生している一方で、28年度における同(目)の翌年度繰越額は28億2936万余円に減少している。

「施設の借料」の支出済歳出額については、931億0909万余円(23年度)から984億2414万余円(26年度)までの間で推移しており、ほぼ一定規模の支出状況となっている。これは、所有者等から借り上げている提供施設等の民有地及び公有地(以下、これらを合わせて「民公有地」という。)の面積がその返還により若干減少している一方で、継続して借り上げている提供施設等の民公有地の賃借料の単価が上昇していることによると認められる。

また、23年度から28年度までの各年度の執行率についてみると、「施設の借料」は、年度中の所要経費を高い精度で見込めるため、96%から99%までと高い執行率になっている。このほか、「周辺対策」は、防音工事における補助事業者との工事日程の調整に時間を要することなどにより、67%から90%までの間で、「その他(漁業補償等)」は、補償事案による年間の所要経費を見込むのが困難であることなどにより、64%から84%までの間でそれぞれ推移している。その結果、「周辺対策、施設の借料等」の全体では83%から93%までの間で推移している。

イ SACO 関係経費の決算

「SACO 関係経費」に係る支出済歳出額の23年度から28年度までの推移をみると、23年度以降、減少傾向となっている。23年度から28年度までの6か年度分の支出済歳出額の合計は大きい順に、「土地返還のための事業」185億6803万余円、「SACO 事業の円滑化を図るための事業」138億4190万余円、「騒音軽減のための事業」126億4050万余円となっている。

「土地返還のための事業」の(目)提供施設移設整備費は、28年度に「米軍再編関係経費」の「沖縄における再編のための事業」の(目)提供施設移設整備費から100億余円の振替を受けたため、歳出予算現額が大きく伸びている。一方、同年度中に北部訓練場の過半の土地が返還されたものの、当該提供施設等の附帯工事及び警備業務が同年度内に完了しなかったことなどにより、歳出予算現額の64%を29年度に繰り越している。

また、23年度から28年度までの各年度の執行率についてみると、「土地返還のための事業」は、上記のように提供施設等の移設等の工期が翌年度に延長されたことなどにより、28年度が29%になるなど年度ごとの違いが大きく、その結果、「SACO関係経費」全体では40%から87%までの間で推移している。

ウ 米軍再編関係経費の決算

「米軍再編関係経費」に係る支出済歳出額の23年度から28年度までの推移をみると、23年度の548億9120万余円から毎年度増加し、28年度には1550億8189万余円と、約2.8倍になっている。23年度から28年度までの6か年度分の支出済歳出額の合計は、大きい順に、「空母艦載機の移駐等のための事業」3783億4053万余円、「沖縄における再編のための事業」613億8876万余円、「再編関連措置の円滑化を図るための事業」607億8221万余円、「在沖米海兵隊のグアムへの移転」438億5558万余円等となっている。

これらの経費のうち「空母艦載機の移駐等のための事業」についてみると、23年度に岩国飛行場愛宕山地区に係る土地の取得のために(目)不動産購入費が168億9000万円と大きくなっているが、24年度以降、(目)不動産購入費の支出はない。また、(目)提供施設等整備費は、岩国飛行場における施設整備の進捗に伴い、23年度の190億6386万余円から28年度の1026億7498万余円へと5倍以上伸びている。

「沖縄における再編のための事業」についてみると、普天間飛行場代替施設の建設に係る工事及びキャンプ・シュワブ再編成に基づく施設の建設に係る工事が本格化した26年度以降に(目)提供施設移設整備費が大きく増加し、いずれも100億円を超えている。同(目)について、26年度においては、予備費使用額及び補正予算額が計上されたため、歳出予算現額が314億3624万余円に増加し、これに対して、支出済歳出額は194億2480万余円、翌年度繰越額は112億8002万余円となっている。また、28年度においては、前記のとおり、(目)提供施設移設整備費100億余円を「SACO関係経費」の「土地返還のための事業」の(目)提供施設移設整備費に振替を行っている。

「在沖米海兵隊のグアムへの移転」のうち(目)在沖米海兵隊グアム移転事業費支出金については、各年度に日米両政府により締結された交換公文に基づき支出しており、24年度に92億5830万円、26年度に187億3070万円、27年度に12億4300万円、28年度に135億7920万円と毎年度大きく増減している。

また、23年度から28年度までの各年度の執行率についてみると、「在沖米海兵隊のグアムへの移転」は、23、24両年度の予算に計上したグアム移転資金及びグアム移転事業に係る出融資のための経費の大部分を支出することなく、多額の繰越額及び不用額として計上したことや、27、28両年度においてグアム移転資金を予算と同額支出したことなどにより、0.5%から99%までと各年度で大きな差が生じている。「沖縄における

再編のための事業」は、キャンプ・シュワブ等における提供施設等の整備事業の工期を翌年度に延長したことなどにより、25% から 63% までの間で推移している。支出済歳出額が最も大きい「空母艦載機の移駐等のための事業」は、岩国飛行場における提供施設等の整備事業の工期を翌年度に延長したことなどにより、49% から 87% までの間で推移している。これらの結果、「米軍再編関係経費」全体では 38% から 78% までの間で推移している。

(2) 提供施設等に係る土地等の状況並びに受渡し及び返還に伴う国有財産の提供や関係経費の支出の状況

ア 提供施設等に係る土地及び賃借料の状況

28 年度末における全国の 78 提供施設等に係る土地面積は、計 2 億 6434 万余㎡となっており、これらのうち、国有財産は 1 億 1460 万余㎡(国有財産台帳価格計 2 兆 0240 億余円)となっている。所管別内訳については、表のとおり、財務省所管の土地が 7110 万余㎡(同計 1 兆 9990 億余円)、防衛省所管の土地が 129 万余㎡(同計 214 億 7538 万余円)等となっている。

表 提供施設等に係る国有財産である土地の所管別の内訳
(単位：㎡、千円)

所管名	面積	国有財産台帳価格
財務省	71,100,840 (62)	1,999,088,687 (98)
厚生労働省	7,761 (0)	9,065 (0)
農林水産省	38,075,613 (33)	3,375,520 (0)
国土交通省	4,126,341 (3)	54,238 (0)
防衛省	1,292,735 (1)	21,475,385 (1)
計	114,603,292 (100)	2,024,002,896 (100)

注(1) 本表は、防衛省から提出を受けた資料を基に作成したものである。

注(2) 括弧書きは、計に占める割合(%)である。

また、民公有地(土地面積計 1 億 4973 万余㎡)のうち賃借料の対象となっている分は、1 億 4900 万余㎡となっている。そして、これらに賃借料の対象となっている建物、工作物や提供施設外の一部の土地を含めて、28 年度に支払われた賃借料は、計 966 億 4716 万余円となっている。

提供施設等に係る土地面積に関して、SACO 最終報告が公表された 8 年度末から 28 年度末までの 20 年間における増減を示すと、8 年度末には 3 億 1399 万余㎡であったが、28 年度末には 2 億 6434 万余㎡となっていて、北部訓練場、キャンプ・ハンセン等の返還等により差引計 4965 万余㎡が減少している。

このうち、沖縄県内に所在する提供施設等に係る土地面積は、SACO 最終報告の合意内容に基づき「北部訓練場の過半」が 28 年 12 月に合衆国政府から返還(これに係る土地面積計 4009 万余㎡)されたことなどにより、8 年度末の 37 提供施設等に係る 2 億 3498 万余㎡から、28 年度末の 31 提供施設等に係る 1 億 8609 万余㎡(対 8 年度比 79%)となっている。

イ 提供施設等に係る土地等の受渡し及び返還に伴う国有財産の提供や関係経費の支出の状況

提供施設等の中に国有財産が所在する市町村に対しては、国有提供施設等所在市町村助成交付金が交付されている。そして、合衆国政府に提供している土地、建物及び工作物については、同交付金の交付額の算定に当たり、新たに提供されてから算定の対象になるとされており、新築した建物等であっても、当該年度の3月31日現在において提供されていない国有財産については、同交付金の算定の対象にならないこととされている。

これらの施設等の提供について検査したところ、28年度末時点で提供の合意に至っていない施設等^(注5)で、工事完了後3年以上を経過しているものが、5防衛局で工事件数183件(当該工事に係る施設等の28年度末の国有財産台帳価格計92億3005万余円)見受けられた。これは、施設等の提供のための合意に係る手続について一定規模の施設等をまとめて行うことになっていることにもよるが、これらの中には、長期間を要しているものも見受けられた。このため、上記施設等の整備が完了して国有財産台帳の価格が増加しているのに、当該市町村に対する同交付金が算定されないこととなっている。

(注5) 5防衛局 東北、北関東、南関東、中国四国、沖縄各防衛局

一方、日米両政府において返還の合意があった提供施設等について検査したところ、関係市町村等から返還時期の延長等の要望を受けているものが見受けられた。また、このほかに、地上部分について提供施設等として本来の使用目的が失われているものなどが見受けられた。

これらを合わせると、2防衛局管内で計4提供施設等に係る6区域^(注6)(これらに係る土地面積計34万余㎡、28年度末の国有財産台帳価格計3億1617万余円、28年度の賃借料計9182万余円)となっている。

(注6) 2防衛局 東北、沖縄両防衛局

(ア) 関係市町村等から返還時期の延長等の要望を受けているもの

8年3月に、日米合同委員会において、嘉手納弾薬庫地区(沖縄県うるま市等に所在)に係る土地(これに係る土地面積2658万余㎡)の一部返還が合意された。その後、同合意で実施することが決まっていた事項の弾薬庫の敷地内の移設が15年8月に、泡瀬ゴルフ場の同弾薬庫地区への移設が22年2月にそれぞれ完了した。

これに対してうるま市は、返還が合意された山城進入路、陸上自衛隊訓練場西側及び新ゴルフ場北側斜面の3区域(これらに係る土地面積計30万余㎡。以下「山城進入路等3区域」という。)のうち山城進入路を除く2区域(これらに係る土地面積計27万余㎡)については、周辺道路が未整備であったり、谷間や急傾斜地であるため跡地利用計画の策定が困難であったり、賃借料収入が得られなくなるという所有者等からの要望があったりしたため、継続して合衆国政府に提供していきたいとの要請を沖縄防衛局に提出した。

このため、22年2月以降も日本国政府(防衛省)は、所有者等に賃借料(山城進入路等3区域に係る28年度賃借料9138万余円)を支払っていた。

一方、関係市町村等の要望に基づき返還期限の延長を行った後に返還されたものも見受けられた。

(イ) 提供施設等として本来の使用目的が失われているもの

提供施設等のうち線路敷、進入路、飛び地等の各区域において、当初は、在日米軍による使用の必要性があったとして提供していたものの、現在は、市町村道や民間住宅の敷地になっているなどして、本来の使用目的が失われていると認められる区域が、3提供施設等に係る3区域(これらに係る土地面積計4万余㎡(うち、2提供施設等に係る2区域の28年度末の国有財産台帳価格計2億7560万余円、1提供施設等に係る1区域の28年度の賃借料44万余円))において見受けられた。

(3) 在日米軍駐留経費負担の支払

駐留軍等労働者数の14年度以降の推移をみると、14年度の24,974人に対して22年度の25,859人をピークに増加傾向にあったが、その後は25,200人(26年度)から25,545人(23年度)までの間で推移している。

駐留軍等労働者に対する28年度の労務費の支払額は、「在日米軍駐留経費負担」のうち日米地位協定に基づく「労務費(福利費等)」及び特別協定に基づく「労務費(基本給等)」を合わせて計1220億0961万余円となっている。

「労務費(基本給等)」のうち夏季手当及び年末手当における在籍期間の計算(以下「期間計算」という。)についてみたところ、基本労務契約等に無届による欠勤等の無給休暇期間を除算する規定は定められていたものの、制裁措置として科される出勤停止期間を除算する規定は定められていなかった。

しかし、駐留軍等労働者の勤務条件は、国家公務員及び民間企業の従業員における給与等を考慮して定めることとなっており、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の算定については、人事院規則9-40(期末手当及び勤勉手当)(昭和38年人事院規則9-40)に基づき停職期間を除算することとなっていることから、期間計算に当たっては出勤停止期間を除算する必要があったと認められる。

そして、23年度から28年度までの6年間に、制裁措置として出勤停止処分が科された駐留軍等労働者延べ79人分に支給された夏季手当及び年末手当の支給額について、在籍期間から出勤停止期間を除算して期間計算すると、計941万余円が過大になっていた。

これについて、日本国政府(防衛省)は、本院の検査を踏まえて、29年12月に、合衆国政府(在日米軍)との間で、出勤停止期間を除算するよう基本労務契約等を改正する処置を講じた。

(4) SACO関係経費及び米軍再編関係経費に関する事業の実施

ア SACO関係経費に関する事業の実施

平成8年度補正予算以降に措置された「SACO関係経費」に係る主な事業の実績をみると、「土地返還のための事業」では、瀬名波通信施設等4提供施設等の返還のための施設の移設事業、北部訓練場の過半の返還のためのヘリコプター着陸帯の移設事業及びキャンプ瑞慶覧等の住宅統合事業がそれぞれ実施されてきた。また、「訓練改善のための事業」では、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の沖縄県外への移転等が、「騒音軽減のための事業」では、嘉手納飛行場内の在日米軍(海軍)が使用する航空機に係る駐機場の移設事業がそれぞれ進められてきた。

また、SACO 交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和 49 年法律第 101 号)第 9 条の規定に基づく特定防衛施設周辺整備調整交付金のうち特別交付分として交付されているものであり、SACO 最終報告に盛り込まれた「沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練を沖縄県外へ移転すること」などの措置を的確かつ迅速に実施するために、9 年度から 28 年度までの間に、当該訓練の実施を受け入れた市町村に対して交付されている。

SACO 交付金は、その交付が開始された 9 年度から 28 年度までに、SACO 事業に関連する 23 市町村に対して、計 506 億 3779 万余円が支出されている。

本件事業に関して、本院は、補助事業の目的を達していなかった事態について、平成 28 年度決算検査報告に「特定防衛施設周辺整備調整交付金で整備した IP 告知システムによる一斉放送が実施できておらず、補助の目的を達していなかったもの」を掲記している。

イ 米軍再編関係経費に関する事業の実施

(ア) 空母艦載機の移駐等のための事業

「空母艦載機の移駐等のための事業」に伴う合衆国海軍第 5 空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、18 年 5 月にロードマップによる合意を経て公表された。ロードマップには、移駐に必要な施設を整備すること、訓練空域の調整等を実施することなどが計画されている。これまでに、空母艦載機のための駐機場、第 5 空母航空団等の庁舎等をそれぞれ整備するとともに、移駐に伴う軍人、軍属及びそれらの家族の住宅、学校施設等をそれぞれ整備してきている。そして、29 年 8 月に空母艦載機の移駐が開始され、30 年 3 月に移駐が完了した。

この事業に要した経費の 18 年度から 28 年度までの間の支出済歳出額は、計 3981 億 9298 万余円となっている。

このうち、国(防衛省)が在日米軍の使用に供することを見込んで 23 年度に購入した土地について検査したところ、国有財産台帳への記録等について、次のような事態が見受けられた。

中国四国防衛局は、合衆国海軍第 5 空母航空団に所属する空母艦載機部隊の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐に伴う軍人等の住宅、運動施設等の建設のために、24 年 3 月に山口県住宅供給公社から岩国飛行場愛宕山地区の土地計 11 筆(これに係る土地面積計 75 万余㎡。以下「愛宕山用地」という。)を 168 億 9000 万円で購入し、26 年 3 月から 27 年 5 月までの間、当該敷地を造成していた。しかし、この敷地造成のための整地工事及び盛土工事に係る工事費計 6 億 1956 万余円について、国有財産台帳等取扱要領(平成 13 年財理第 1859 号)等(以下「国有財産関係要領等」という。)に基づき、工事完了後に国有財産台帳価格に加算すべきであったのに、同防衛局では加算しておらず、平成 27 年度国有財産増減及び現在額報告書の価格にも反映していなかった。

これについて、同防衛局は、本院の検査を踏まえて、28 年度末までに、報告漏れとなっていた上記の工事費を当該土地の価格に加算するなどして国有財産台帳価格の修正を行った。

(イ) 沖縄における再編のための事業

「沖縄における再編のための事業」における普天間飛行場代替施設の建設に係る工事、キャンプ・シュワブ再編成に基づく施設の建設に係る工事及び各種の業務等に関連する事業に要した18年度から28年度までの間の支出済歳出額は、計763億2290万余円となっている。

沖縄防衛局は、キャンプ・シュワブ区域の埋立工事を含む普天間飛行場代替施設の建設に係る工事、キャンプ・シュワブ再編成に基づく施設の建設に係る工事及び各種の業務等に関連する契約を業者との間で締結しているが、これらの中には、沖縄県との協議のため工事等の契約締結後に一時中止した建設工事が27件(29年12月末現在の契約額計735億1406万余円)見受けられた。

このうちキャンプ・シュワブ再編成に基づく施設の建設に係る工事6件は、27年8月に開始された約1か月間の沖縄県との集中協議等の際に工事を一時中止したものであり、その後、準備ができたものから再開され、29年3月に完了していた。そして、工事の一時中止に伴い、上記の工事契約に基づき「受注者の責めに帰すことができない事象により工事の施工を中止させた場合の増加費用」として、受注者が設置した仮設の現場事務所等の賃借料等に対する支払が同年12月末までに計2137万余円(契約に基づく支払総額に占める割合0.6%)発生していた。

また、残りの普天間飛行場代替施設の建設に係る工事21件は、現在においても再開されていないものや完成に至っていないものなどがあることから、今後、同様の費用が発生し、これに係る支払が必要となることを見込まれる。

本件事業に関して、本院は、平成28年度決算検査報告に「海上警備業務契約の予定価格の積算に当たり、業務内容を十分精査した上で、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格又は官公庁の定める労務単価によることができるものについてはこれらを採用するなどして、労務費の算定を適切なものとするよう改善させたもの」を掲記している。

(ウ) 再編関連措置の円滑化を図るための事業

「再編関連措置の円滑化を図るための事業」のうち支出済歳出額の大部分を占める再編交付金は、その交付が開始された19年度から28年度までに、44市町村に対して、計837億4535万余円が支出されている。

本件事業に関して、本院は、平成28年度決算検査報告に「魚礁の設計及び施工が適切でなかったもの」を設計及び施工が適切でなかったため工事の目的を達していなかった事態として掲記している。

(エ) 在沖米海兵隊のグアムへの移転

a グアム移転事業の実施

「在沖米海兵隊のグアムへの移転」は、グアム移転事業に必要な経費として、平成21年度予算に(目)在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金346億0800万円を計上するなど、21年度から29年度までの間に計1559億3390万円を予算に計上した。その執行状況をみると、21年度から29年度(29年12月末まで)までの間の支出済歳出額は計1501億5040万円となっている。

また、グアム協定により、21年度以降、合衆国政府から提出を受けているグアム移転資金取引報告をみると、21年度から29年度(同)までの間に、各年度に日米両政府が締結した交換公文に基づき日本国政府から合衆国政府へ支払われたグアム移転資金の移転済額は、計15億0146万米ドル(合衆国の2008会計年度米ドルで13億4495万米ドル)であり、同期間におけるグアム移転資金を使用した合衆国政府によるグアム島内での米軍施設等の建設に係る契約済額は、計4億0162万米ドルとなっている。

b 駐留軍再編促進金融業務の実施

グアム移転事業の実施に当たり、防衛省は、民間活力を導入して出資、融資等により措置することとした駐留軍再編促進金融業務を実施するための予算を、平成23年度当初予算に369億7950万円、平成24年度当初予算に67億1490万円計上した(以下、これらの予算を合わせて「グアム移転出資金」という。)

その後、24年4月の日米安全保障協議委員会において、グアムに移転する米海兵隊員の人数及び構成の見直しが行われた結果、インフラ及び家族住宅の所要減少が見込まれ、事業規模からみて出融資の必要がないと結論付けられた。そして、24年9月30日に、駐留軍再編促進金融業務を実施していた株式会社国際協力銀行も同業務を終了した。

その結果、防衛省は、23、24両年度の当初予算に計上した計436億9440万円を使用することなく、平成24年度決算において不用額として計上(369億7950万円)したり、平成24年度補正予算(25年2月成立)において減額(67億1490万円)したりしていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 在日米軍関係経費の決算の状況

「在日米軍の駐留に関連する経費」のうち、「在日米軍駐留経費負担」に係る23年度から28年度までの支出済歳出額は、計1兆0913億6184万余円となっている。この期間における各年度の執行率についてみると、「提供施設整備(FIP)」については、各年度の提供施設等の整備に係る工期を翌年度に延長したことによる予算の繰越し、契約価格が予定を下回ったことによる不用等が生じたことなどにより、50%から77%までの間で推移しているが、「在日米軍駐留経費負担」全体では90%を超えている。また、「周辺対策、施設の借料等」の23年度から28年度までの各年度の執行率についてみると、「施設の借料」は、年度中の所要経費を高い精度で見込めるため、96%から99%までと高い執行率になっている一方、「周辺対策」は、工事日程の調整に時間を要することなどにより、67%から90%までの間で推移しており、「周辺対策、施設の借料等」の全体では83%から93%までの間で推移している。

「SACO関係経費」に係る支出済歳出額は、23年度以降、減少傾向となっており、「土地返還のための事業」は、28年度に「米軍再編関係経費」の「沖縄における再編のための事業」から100億余円の振替を受けている一方で、歳出予算現額の64%を29年度に繰

り越している。また、23年度から28年度までの各年度の執行率についてみると、「土地返還のための事業」は、提供施設等の移設等の工期が翌年度に延長されたことなどにより、28年度が29%になるなど年度ごとに違いが大きく、その結果、「SACO関係経費」全体では40%から87%までの間で推移している。

「米軍再編関係経費」に係る支出済歳出額は、23年度の548億9120万余円から毎年度増加し、28年度には1550億8189万余円と、約2.8倍になっている。また、23年度から28年度までの各年度の執行率についてみると、「在沖米海兵隊のグアムへの移転」は、23、24両年度に多額の繰越額及び不用額を計上したことや、27、28両年度においてグアム移転資金を予算と同額支出したことなどにより、0.5%から99%までと各年度で大きな差が生じている。「沖縄における再編のための事業」は、提供施設等の整備事業の工期を翌年度に延長したことなどにより、25%から63%までの間で推移しており、「米軍再編関係経費」全体では38%から78%までの間で推移している。

イ 提供施設等に係る土地等の状況並びに受渡し及び返還に伴う国有財産の提供や関係経費の支出の状況

提供施設等に係る土地面積は、8年度末には3億1399万余㎡であったが、28年度末には2億6434万余㎡となっている。このうち、沖縄県内の提供施設等については、SACO最終報告が公表された8年度末には2億3498万余㎡であったが、28年度末には1億8609万余㎡となっている。

施設整備が完了した施設等の受渡しの状況についてみたところ、28年度末時点で提供の合意に係る手続をとっていない施設等で、工事完了後3年以上を経過しているものが、5防衛局で工事件数183件見受けられた。これは、施設等の提供のための合意に係る手続について一定規模の施設等をまとめて行うことになっていることにもよるが、これらの中には、長期間を要しているものも見受けられた。このため、上記施設等の整備が完了して国有財産台帳の価格が増加しているのに、提供施設等の中に国有財産が所在する市町村に対して交付される国有提供施設等所在市町村助成交付金が算定されないこととなっている。

一方、日米両政府において返還の合意があった提供施設等について検査したところ、関係市町村等から返還時期の延長等の要望を受けているものが見受けられた。また、このほかに、地上部分について提供施設等として本来の使用目的が失われているものなどが見受けられた。これらを合わせると、2防衛局管内で計4提供施設等に係る6区域（これらに係る土地面積計34万余㎡、28年度末の国有財産台帳価格計3億1617万余円、28年度の賃借料計9182万余円）となっている。

ウ 在日米軍駐留経費負担の支払

駐留軍等労働者数の14年度以降の推移をみると、14年度の24,974人に対して22年度の25,859人をピークに増加傾向にあったが、その後は25,200人(26年度)から25,545人(23年度)までの間で推移している。また、28年度の労務費の支払額は、日米地位協定分及び特別協定分を合わせて計1220億0961万余円となっている。

労務費の支払について検査したところ、夏季手当及び年末手当の期間計算に当たり、基本労務契約等に、制裁措置として科される出勤停止期間を除算する規定が定められておらず、出勤停止期間を除算せずに期間計算を行うなどしていた。しかし、駐留軍等労働者の勤務条件は、国家公務員及び民間企業の従業員における給与等を考慮して定めることとなっており、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の算定については停職期間を除算することとなっていることから、期間計算に当たっては出勤停止期間を除算する必要があったと認められる。

これについて、日本国政府(防衛省)は、本院の検査を踏まえて、合衆国政府(在日米軍)との間で、出勤停止期間を除算するよう基本労務契約等を改正する処置を講じた。

エ SACO 関係経費及び米軍再編関係経費に関する事業の実施

(ア) SACO 関係経費に関する事業の実施

SACO 交付金は、その交付が開始された9年度から28年度までに、SACO 事業に関連する23市町村に対して、計506億3779万余円が支出されている。

SACO 交付金により実施した事業について、本院は、平成28年度決算検査報告に「特定防衛施設周辺整備調整交付金で整備したIP告知システムによる一斉放送が実施できておらず、補助の目的を達していなかったもの」を掲記している。

(イ) 米軍再編関係経費に関する事業の実施

a 空母艦載機の移駐等のための事業

空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐等に係る事業に要した経費の18年度から28年度までの間の支出済歳出額は、計3981億9298万余円となっている。

このうち、中国四国防衛局では、空母艦載機部隊の移駐に伴う軍人等の住宅等の建設のために、24年3月に愛宕山用地を168億9000万円で購入し、土地の価格について国有財産台帳に記録していた。しかし、27年5月に完了していた敷地造成のための整地工事及び盛土工事に係る工事費計6億1956万余円について、国有財産関係要領等に基づき、工事完了後に国有財産台帳価格に加算すべきであったのに、同防衛局では加算しておらず、平成27年度国有財産増減及び現在額報告書の価格にも反映していなかった。

これについて、同防衛局は、本院の検査を踏まえて、28年度末までに、報告漏れとなっていた工事費を当該土地の価格に加算するなどして、国有財産台帳価格の修正を行った。

b 沖縄における再編のための事業

沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設の建設に係る工事、キャンプ・シュワブ再編成に基づく施設の建設に係る工事及び各種の業務等を実施しており、これらの事業に要した18年度から28年度までの間の支出済歳出額は、計763億2290万余円となっている。そして、これらの事業を実施するために締結した契約のうち、沖縄県との協議のため工事等の契約締結後に一時中止した建設工事が27件見受けられた。このうち、キャンプ・シュワブ再編成に基づく施設の建設に係る工事6件は、工事の一時中止に伴い、工事契約に基づき、受注者が設置した仮設の現場事務所等

の賃借料等に対する支払が計 2137 万余円発生していた。また、残りの工事 21 件は、現在においても再開されていないものや完成に至っていないものなどがあることから、今後、同様の費用が発生し、これに係る支払が必要となることを見込まれる。

本件事業に関して、本院は、平成 28 年度決算検査報告に「海上警備業務契約の予定価格の積算に当たり、業務内容を十分精査した上で、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格又は官公庁の定める労務単価によることができるものについてはこれらを採用するなどして、労務費の算定を適切なものとするよう改善させたもの」を掲記している。

c 再編関連措置の円滑化を図るための事業

再編交付金は、その交付が開始された 19 年度から 28 年度までに、44 市町村に対して、計 837 億 4535 万余円が支出されている。

本件事業に関して、本院は、平成 28 年度決算検査報告に「魚礁の設計及び施工が適切でなかったもの」を掲記している。

d 在沖米海兵隊のグアムへの移転

グアム移転事業に必要な経費として、21 年度から 29 年度(29 年 12 月末まで)までの間に、各年度の交換公文に基づき日本国政府から合衆国政府へ支払われたグアム移転資金の移転済額は、計 15 億 0146 万米ドル(合衆国の 2008 会計年度米ドルで 13 億 4495 万米ドル)であり、同期間におけるグアム移転資金を使用した合衆国政府によるグアム島内での米軍施設等の建設に係る契約済額は、計 4 億 0162 万米ドルとなっている。

また、防衛省は、駐留軍再編促進金融業務を実施するための費用として、23、24 両年度に株式会社日本政策金融公庫等に対するグアム移転出資金計 436 億 9440 万円を計上したが、24 年 4 月の日米安全保障協議委員会においてグアムに移転する米海兵隊員の人数等の見直しが行われた結果として、出融資の必要がないと結論付けられたことなどから、グアム移転出資金を使用しなかった。

(2) 所見

防衛省において、今回の検査により明らかになった状況を踏まえて、在日米軍関係経費の執行等が適切に行われるよう、次の点に留意することが必要である。

ア 提供施設等に係る土地等の状況並びに受渡し及び返還に伴う国有財産の提供や関係経費の支出について

(ア) 提供施設等の受渡しについて、施設等の整備の工事完了後、在日米軍において既に使用を開始するなどしている施設等について、引き続き施設等の提供のための手続を適切に行うこと

(イ) 提供施設等に係る返還の合意を行っている土地等について、賃借料の節減が図られるよう、関係市町村、所有者、合衆国政府等との間で協議を一層進めること。また、提供施設等として使用目的が失われていると認められる土地等について、必要な手続を進めること

イ 在日米軍駐留経費負担の支払について

「在日米軍駐留経費負担」のうち労務費については、多額の予算が計上されていることを踏まえて、日米地位協定、特別協定等に基づき引き続き適正に執行するとともに、その計算方法が国家公務員及び民間企業の従業員における給与等を考慮した適切なものとなるよう留意すること

ウ SACO 関係経費及び米軍再編関係経費に関する事業の実施について

(ア) 在日米軍再編事業等により購入した土地について、庁舎、宿舍等を新営するための造成工事を実施した場合は、国有財産関係要領等に基づき国有財産台帳の当該土地の価格に当該工事費を加算するなど適正に記録するようにすること

(イ) SACO 交付金及び再編交付金の交付を受けて地方自治体が実施する事業について、平成 28 年度決算検査報告に掲記した事態のように、事業の目的を達していないと認められた場合は、その原因を分析するなどして、今後の事業の実施に当たって同種事態の発生防止のために活用すること

本院としては、今後とも在日米軍関係経費の執行状況等について引き続き検査していくこととする。

第5 高速増殖原型炉もんじゅの研究開発の状況及び今後の廃止措置について

検査対象	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅの概要	高速中性子等を利用して臨界を維持し、かつ、その過程で、燃料として利用できる核分裂性物質の量が炉心で増殖していく高速増殖炉の開発の一環として、発電技術を確認するために建設されている発電用原子炉
高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置への移行決定までの研究開発に要した経費の総支出額	1兆1313億円(昭和46年度～平成28年度)
高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に要する費用の総額(国の試算)	3750億円 (新規制基準への適合に係る対応のための費用を除く。)

1 検査の背景

(1) もんじゅの概要

ア 核燃料サイクルにおけるもんじゅの位置付け

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)等に基づき、核燃料サイクル^(注1)を確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発を行うことなどを目的として、高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)の研究開発を実施している。

国は、資源の有効利用、廃棄物の減容等を図ることを目的として、これまで一貫して核燃料サイクルの推進を原子力政策の基本方針としている。核燃料サイクルには、高速増殖炉^(注2)を発電用原子炉とした高速増殖炉サイクルがあり、国は、高速増殖炉の開発については、実験炉で技術の基礎を確認し、原型炉で発電技術を確認して、必要に応じて経済性を見通す実証炉の段階を経て、商業炉として実用化を目指すとしていた。そして、もんじゅは、高速増殖炉の原型炉として、福井県敦賀市に建設されている研究開発のための発電用原子炉である。

(注1) 核燃料サイクル 原子力発電所から出る使用済燃料を処理し、プルトニウム、ウラン等を回収して再び燃料として利用する一連のサイクル

(注2) 高速増殖炉 原子炉の型式の一つであり、主に高速中性子を利用して臨界を維持し、かつ、その過程で、燃料として利用できる核分裂性物質の量が炉心で増殖していく原子炉。燃料としてプルトニウムとウランの混合酸化物が、冷却材としてナトリウムがそれぞれ使用され、また、減速材は使用されない。

イ もんじゅの設備等

もんじゅのプラントは、炉心を収めた原子炉容器、炉心で発生した熱をナトリウムを循環させて移送し冷却するための1次冷却系設備及び2次冷却系設備、2次冷却系設備から移送された熱により発電を行う水・蒸気系設備、原子炉容器と1次冷却系設備を収

めた原子炉格納容器等により構成されている。そして、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)、 「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)等に基づき、もんじゅの安全確保のために、これらの各設備の点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他必要な措置(以下、これらを合わせて「保守管理」という。)を実施することとなっている。

発電用原子炉は、原子炉等規制法等に基づき、原子力規制委員会^(注3)(平成13年1月6日から24年9月18日までは経済産業大臣、13年1月5日以前は内閣総理大臣)による設置許可を受けた後、設置に係る工事計画の認可を受けて着工し、工事の工程ごとに、工事計画との適合性等を確認する使用前検査を受け、これに合格するなどした上で、運転を開始できることとなっている。また、運転を終了する場合は、廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)を定め、同委員会の認可を受けて、廃止措置を講ずることとなっている。そして、28年12月時点で、もんじゅは原子炉の据付けは完了しているものの、使用前検査が完了していないことから、運転段階前の建設段階にある発電用原子炉として位置付けられている。

(注3) 原子力規制委員会 旧東京電力株式会社の福島第一原子力発電所事故等を受けた安全規制体制の見直しにより、平成24年9月に、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)に基づき、原子力利用の安全の確保を図ることを目的として環境省に設置された機関。なお、13年1月から24年9月までは経済産業省の外局である資源エネルギー庁に設置された原子力安全・保安院が、13年1月以前は科学技術庁が、それぞれもんじゅに関する安全規制の事務を担っていた。

ウ もんじゅの運営主体の変遷

国は、昭和42年10月に、高速増殖炉に関する自主的な開発等を計画的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として、動力炉・核燃料開発事業団(以下「動燃事業団」という。)を設立した。

動燃事業団は、原型炉であるもんじゅの設計・建設に取り組んできたが、平成7年12月に、2次冷却系設備の中間熱交換器出口付近にある配管に取り付けられている温度計部分から、同設備を循環する冷却材のナトリウムが漏えいする事故(以下「ナトリウム漏えい事故」という。)^(注4)や9年3月に動燃事業団の茨城県所在の東海事業所のアスファルト固化処理施設における火災爆発事故が発生したり、これらの事故に関して虚偽報告がなされるなどの不祥事があったりしたことから、国は、動燃事業団の組織・体制について抜本的な改革を図る必要があるとして、10年10月に動燃事業団を核燃料サイクル開発機構に改組した。

その後、核燃料サイクル開発機構は、17年10月に独立行政法人日本原子力研究開発機構に改組され、さらに、27年4月に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に名称変更している(以下、動燃事業団、核燃料サイクル開発機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構を合わせて「機構」という。)

(注4) 冷却材 炉心で発生した熱を、原子炉から取り出す役割を果たすもの

エ もんじゅの研究開発

機構は、昭和43年9月にもんじゅの予備設計を開始し、58年5月に原子炉等規制法に基づく原子炉の設置許可を受け、60年10月に着工し、平成3年4月に原子炉の据付けを完了した。その後、もんじゅの使用前検査を進めるとともに、建設段階の最終工程として、原子炉起動以降、定格出力までの全出力段階において、プラントの各設備の機能・性能の確認等を目的としたもんじゅの性能全般に係る試験(以下「性能試験」という。)を実施することとして、4年12月から性能試験を開始し、6年4月に初臨界を達成した。

しかし、7年12月にナトリウム漏えい事故が発生したことから、もんじゅは14年5か月間にわたり、性能試験を中断した。その間、機構は、もんじゅのナトリウム漏えい対策のための改造工事を実施するために、12年12月に改造工事に係る事前了解願を福井県及び敦賀市に提出し、17年2月に了解を得て、19年8月に改造工事を完了し、その後、21年8月までプラント全体の健全性確認を進めてきた。

一方、16年8月の民間の原子力発電所における運転中の発電用原子炉としては国内初となる死亡事故の発生や、長期間運転している発電用原子炉の増加による高経年化対策を充実させる必要性の高まりなどから、旧原子力安全・保安院は、発電用原子炉施設の保守管理の内容の充実を図るために、20年8月に、研開炉規則等を改正し、発電用原子炉施設に対して、保守管理の実施体制や実施計画等を具体的に定めたプログラムの導入を求めた。これを受けて、機構は、21年1月に、もんじゅの安全確保に必要な措置を定めた保安規定を改訂して、その中に、もんじゅの保守管理に係る計画、実施、評価及び改善の活動を行うために必要なプロセス等を具体化した保全プログラムを導入し、これに基づく保守管理を実施していくこととした。

その後、機構は、22年5月に性能試験を再開したが、同年8月に炉心の燃料を交換する際に使用する炉内中継装置の落下事故が発生したことから、再び性能試験を中断した。そして、復旧作業中の23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の際に、旧東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において重大な事故(以下「23年原発事故」という。)が発生し、これを受けて、同年5月以降、国が原子力政策の抜本の見直しを表明したため、機構は、文部科学省の指示により、同年10月に、国の方針が示されるまでの間、性能試験の実施を保留することとした。

また、24年11月にもんじゅの保守管理の不備が確認されたことから、同年12月及び25年5月に原子力規制委員会から保安措置命令を受けて、機構の保安措置が完了し同委員会の確認が完了するまでの間、性能試験の再開準備を進めるための活動を行わないこととされたが、その後も、保安検査等^(注5)において、新たな保守管理の不備が複数確認された。そして、同委員会は、27年11月に主務官庁である文部科学省に対して、機構はもんじゅの稼働を安全に行う主体として必要な資質を有していないとして、機構に代わるもんじゅの運営主体を具体的に特定し、特定が困難な場合は、もんじゅの在り方を抜本的に見直すよう勧告を行ったが、同省において、機構に代わる具体的な運営主体の特定には至らなかった。

一方で、23年原発事故を踏まえて原子炉の安全確保の一層の向上を図るために、24年6月に原子炉等規制法が改正され、これを受けて、25年7月に、炉心の損傷等の重

大事故を防止するための基準が強化されるとともに、万一重大事故が発生した場合に対処するための基準が新設されたことから、もんじゅについても、稼働前に、これらの基準(以下「新規制基準」という。)に適合するための対応が求められることとなった。

そして、保守管理の不備を踏まえた原子力規制委員会の勧告を受けたものの、機構に代わる具体的な運営主体の特定には至らなかったこと、新規制基準に適合するための対応に相当の時間と費用を要すると見込まれることなどを踏まえて、国は、28年12月に、もんじゅを運転を開始することなく廃止措置に移行することを決定した(表参照)。

(注5) 保安検査 発電用原子炉設置者等の保安規定の遵守状況を確認するために、原子炉等規制法等に基づき原子力規制委員会が年4回(廃止措置段階では廃止措置の実施状況に応じ年4回以内)実施する検査

表 もんじゅの研究開発における主な事象等の変遷

年 月	もんじゅ 運営主体	主な事象	主な 主務官庁	主な原子力 規制組織
昭和 43年 9月 58年 5月 60年 10月 平成 3年 4月 4年 12月 6年 4月 7年 12月 8年 10月 10年 3月	動燃 事業団	予備設計開始 原子炉の設置許可 着工 原子炉の据付け完了 性能試験の開始 初臨界 ナトリウム漏えい事故による性能試験の中断 安全性総点検開始 安全性総点検終了		科学技術庁
12年 12月 16年 8月 17年 2月	核燃料 サイクル 開発機構	ナトリウム漏えい対策のための改造 工事に係る事前了解願の提出 民間の原子力発電所における死亡事 故 ナトリウム漏えい対策のための改造 工事に係る事前了解の受諾		
19年 8月 21年 1月 22年 5月 8月 23年 3月 10月 24年 6月 11月 12月 25年 5月 7月 27年 11月 28年 12月	独立行政 法人日本 原子力研究 開発機構 (国立研究 開発法人に 名称変更)	改造工事の終了 保全プログラムの導入 性能試験の再開 炉内中継装置の落下事故による性能 試験の中断 23年原発事故 性能試験の実施の保留の決定 原子炉等規制法の改正(新規制基準 の導入決定) 保守管理の不備の公表 原子力規制委員会による保安措置命 令(1回目) 原子力規制委員会による保安措置命 令(2回目) 新規制基準の導入 原子力規制委員会によるもんじゅの 運営主体に係る勧告 廃止措置への移行決定	文部科学省	原子力 安全・ 保安院 原子力 規制委 員会

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

もんじゅについては、これまで昭和43年以降半世紀にわたり研究開発が継続され、その間、多額の国費が投じられてきた。しかし、国の原子力政策をめぐる状況が大きく変化し、また、もんじゅの保守管理の不備が多数確認されるなどしている中で、平成28年12月に運転を開始することなく廃止措置に移行することが決定され、今後、政府一体となった指導・監督の下で、おおむね30年をかけて、廃止措置が実施されていくこととなっている。そして、廃止措置への移行の決定に際しては、国民の疑問に対する検証等が十分に行われていないとの報道がなされるなど、国民の関心が極めて高く、また、国会においても議論されているところである。

そこで、本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、もんじゅの研究開発の状況等について次の点に着眼して検査した。

ア これまでにもんじゅの研究開発に要した経費やその内訳等はどのようになっているか。

イもんじゅの保守管理は適切に実施されているか、特に、もんじゅの保守管理に係る仕組みが変更された20年度以降、廃止措置への移行決定に至るまでの状況はどのようになっているか。

ウもんじゅの研究開発はどのように実施され、どのような成果が得られたか。

エもんじゅの廃止措置に係る取組の状況や廃止措置に要する費用はどのようになっているか、特に、廃止措置中に見込まれる保守管理は、これまでの保守管理の状況を踏まえたものとなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、もんじゅの研究開発が開始された昭和43年度から廃止措置への移行が決定された平成28年度までの間の研究開発に要した経費、保守管理等の動向、研究開発の成果及び廃止措置への移行の状況等を対象として、文部科学省、原子力規制委員会及び機構から関係資料及び調書の提出を受け分析するとともに、文部科学省、原子力規制委員会並びに機構本部、敦賀事業本部及び高速増殖原型炉もんじゅにおいて、関係資料を確認したり、説明を求めたりなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) もんじゅの廃止措置への移行決定までの研究開発に要した経費

もんじゅの研究開発に要した経費についてみると、保存されている決算書等の関係書類で確認できた昭和46年度から廃止措置への移行が決定された平成28年度までの間の総支出額は1兆1313億6439万余円に上っており、このうち、もんじゅの建設やその準備に要した建設関連費は、昭和46年度から平成6年度までの間で、少なくとも計5907億9103万余円となっている。

また、もんじゅの保守管理に要した保守管理費は、元年度から28年度までの間で、少なくとも計4382億6432万余円となっており、このうち保全プログラムが導入された20年度から廃止措置への移行が決定された28年度までの間の保守管理費についてみると、その99%超を外注契約費が占めていた。そして、上記の間の外注契約費のうち、各年度

とも全体の約95%を占める支出決定済額が500万円以上の契約の内訳を示すと、保全プログラムに基づくもんじゅの設備の点検に係る経費(以下「点検費」という。)は計681億5827万余円、炉内中継装置の落下事故等の事故対応に係る経費は計91億1198万余円、性能試験の準備作業等、もんじゅの運転に向けた取組に係る経費は計15億9501万余円、23年原発事故を踏まえた緊急安全対策や新規制基準に適合するための対応等、もんじゅの安全対策に係る経費は計151億3889万余円、その他電気代や設備更新等の維持費は計689億5231万余円となっていた。

また、昭和49年度から平成28年度までの間に、人件費は少なくとも計590億4285万余円、固定資産税は少なくとも計432億6617万余円となっている。

(2) もんじゅの廃止措置への移行決定までの保守管理等の動向

ア 保全計画に基づくもんじゅの保守管理の状況

(ア) 機器の点検等に係る契約の状況

機構は、21年1月に保全プログラムを導入し、もんじゅの具体的な保守管理の実施に関する計画(以下「保全計画」という。)として、通常必要となる設備の機器ごとの点検の方法、実施頻度、時期等を定めた「点検計画」を制定するなどして、もんじゅの保守管理を実施することとした。そして、21年1月の保全計画制定後、機構は、保全計画に基づく機器の点検等を民間業者に委託するなどして実施してきた。

点検費は、前記のとおり、計681億5827万余円となっており、21年度から26年度までの間の点検費の平均額約74億円と比べて、27、28両年度の点検費(それぞれ108億7813万余円、109億1478万余円)は約34億円高くなっていた。契約関係書類等を確認したところ、27、28両年度には、保守管理の不備を踏まえて、適切に実施されていなかった点検を再度実施することとしたり、保全計画の改訂により変更された点検をその都度実施することとしたりなどしていた。また、点検業務の効率化を図るため25年11月に運用開始された保守管理業務支援システム(以下「保守管理システム」という。)の導入・運用に係る業務委託契約は、23年度から28年度までの間で計16件(契約額計5億1729万余円)、27年12月から28年6月までの間に、もんじゅの各設備を設計・製作した民間業者等の協力を得て設置した「オールジャパン体制」により取り組んだ検討作業等に係る業務委託契約は、27、28両年度で計9件(契約額計9億4371万余円)となっていた。

(イ) 保守管理の不備

24年11月以降、機器の未点検を始めとする保守管理の不備等が度々確認され、これが27年11月の原子力規制委員会から文部科学省に対する勧告につながるなど、28年12月の廃止措置への移行決定に至った要因の一つとなっている。そこで、本院において、機構からこれまでに判明した未点検機器の集計データを徴するなどして機器の未点検に対応する点検項目(以下「未点検項目」という。)数を確認したところ、保全計画に定めた点検期限までに点検が実施されていなかった事態が12,657機器に係る20,163項目(未点検項目数が点検計画に登載されている全点検項目数に占める割合は21.8%)、保全計画に定めた点検の内容等が適切でなかったことにより、プラントの安全確保に必要な点検が実施されていなかった事態が6,985機器に係る8,983項目(同

9.6%)となっていた。これらの未点検項目の中には、もんじゅの原子炉が低温停止中でも機能維持が必要であり、機構が定めた安全上の重要度分類の中で最も重要度の高い機器として分類されている機器に係るものが含まれていた。

また、機構は、21年1月に保全計画を制定するに当たり、点検間隔の起点について、保全プログラムを導入した21年1月1日としていた。このため、保全計画に基づく点検の中には、保全プログラム導入前の直近の点検実施日から、保全プログラム導入後最初の点検実施日までの期間が、保全計画上の点検間隔を超えているものが相当数見受けられた。この中には、保全プログラム導入時において、直近の点検実施日から点検間隔の起点である21年1月1日までの期間が、保全計画上の点検間隔を超えていたにもかかわらず、更に点検時期を延伸していたものが見受けられた。さらに、保全計画に定めのない点検を実施し、その結果が活用されていない事態が見受けられた(前掲619ページの「高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい監視用カメラの点検、交換等を実施するための請負契約及び購入契約において、契約する必要のない業務を契約に含めていたため、契約が割高となっていたもの」参照)。

そして、機構は、保全プログラム導入から廃止措置への移行決定までの間に保全計画を計32回改訂していた。しかし、これらの改訂の中には、保全計画を改訂したものの、直後に再び改訂して元に戻したり、その後更に当初の改訂を繰り返したりして、改訂の妥当性に疑義のあるものが相当数見受けられた。

また、部署ごとに保全計画の様式や記載内容が区々となっているなど標準化されておらず、保守管理の継続的な技術継承等が困難となっていたり、保全計画の各改訂版における改訂内容や改訂理由が整理されていなかったりするなどの事態が見受けられた。

このほか、25年11月の保守管理システム導入前に策定された保全計画において、点検の内容等が同一であるにもかかわらず点検間隔が異なっている点検項目が複数登載されていたり、点検の内容が明確になっていなかったりするなどの事態が相当数見受けられた。

(ウ) 保守管理の不備の原因

保守管理の不備の多くは、高速増殖炉特有の技術課題に起因するものではなく、点検が保全計画に基づいて実施されていなかったり、保全計画が適切に整理されていなかったりするなどの管理上の問題に起因するものであった。

そこで、保全計画の内容や契約の状況等を確認したところ、保守管理に従事する職員の中には、点検間隔に関する考え方等、保全計画の基本的な事項について十分に理解していない者が見受けられるなど、保全計画に基づく点検を適切に実施する必要性についての認識が共有されていなかったり、保全計画の点検項目数が膨大であるにもかかわらず、点検時期、実績等が一元的に管理されていなかったなど、保全計画に基づく点検を適切に実施する体制の整備が図られていなかったりしている事態が見受けられた。

このように、保全プログラムの導入以降、もんじゅにおいて、保全計画の見直しを含めた適切な保全計画に基づく保守管理を実施する仕組みの構築に速やかに取り組んでいなかったことが、保守管理の不備の原因であったと史料される。

(エ) 保全計画に基づく保守管理を実施する仕組みの構築

機構は、24年11月に保守管理の不備が確認されて以降、プラントの安全性への影響を考慮しながら未点検機器の点検を計画的に進めるとともに、各点検項目の点検内容等に係る有効性評価を実施して保全計画の見直しを行うなどして、保守管理の不備の解消に取り組んできた。しかし、その後も、機構は、保安検査において、保守管理システムの警報機能について、警報を監視する部署が定められていなかったため発信された警報を確認していなかったなどの指摘を受けて、その改善に取り組んでいるなど、保全計画に基づく保守管理を実施する仕組みの構築は途上にある。

一方、廃止措置においても、もんじゅの保守管理は引き続き実施することとされており、特に炉心に装荷されている燃料の取出しが終了するまでの間は、現在とほぼ同等の保守管理が必要になることが見込まれており、廃止措置に際しては、適切な保全計画に基づく保守管理を確実に実施する仕組みを早急に構築することが重要である。

イ 炉内中継装置の落下事故等の法令報告事象への対応状況

もんじゅにおいて20年度以降に発生した法令報告事象^(注6)は4件であり、このうち同事象の原因が機構にないとして、対応経費の全額が点検を委託した民間業者により補償された2件を除く2件についての機構の対応は次のとおりとなっていた。

機構は、20年9月に、原子炉格納容器内等の排気を排気筒に導くための屋外排気ダクトに腐食孔を確認したことから、屋外排気ダクトの取替え作業等のために計19件の契約(契約額計22億4880万余円)を締結した。定期的に屋外排気ダクトを点検する体制となっていなかったこと、腐食孔の発生の前兆となる錆^{さび}を目視で確認していたものの、腐食孔が発生するまでに特段の処置を講じていなかったことなど、機構が適切な保守管理を実施していなかったことにより当該法令報告事象が発生したと認められる。

また、機構は、22年8月に炉内中継装置が落下する事故が発生したことから、原子炉容器内に残された炉内中継装置本体の引抜き作業等のために計27件の契約(契約額計24億4048万余円)を締結した。機構は、落下事故の原因は、原子炉機器輸送ケーシングの爪開閉ロッドの回転防止のための措置が施されていなかったため、爪開閉ロッドが回転し、爪が正常に開閉しなかったことにあるとしており、自らの設計管理、調達管理等も十分でなかったものの、爪開閉ロッドの設計・製作等の責任はメーカーにあるとして、25年8月に、メーカーを相手方として、事故対応経費について損害賠償を求める民事調停を申し立てた。しかし、機構とメーカーの主張には隔たりがあり、26年1月の民事調停の成立によりメーカーから1億円の支払を受けているものの、上記契約額の大部分を占める23億円を超える支出が生じることになった。

(注6) 法令報告事象 もんじゅに関して安全上重要な機器等がプラントの安全確保のために必要な機能を有していないと認められた事象等。原子炉等規制法等に基づき、原子力規制委員会等に対して当該事象の状況等を遅滞なく報告しなければならないとされている。

ウ 性能試験の実施保留後に締結された性能試験の準備作業に係る契約等の状況

23年原発事故を受け、国が原子力政策の抜本的見直しを表明したことから、機構は、23年10月に、国の方針が示されるまでの間、性能試験の実施を保留することとした。また、24年6月に新規制基準の導入が見込まれたことを受けて、必要な安全対策

を講じなければ原子炉を稼働できなくなったことから、当分の間、性能試験の再開は見込めなくなったとしている。しかし、23年10月以降も、性能試験の準備作業に係る契約が新たに締結されたり、毎年度実施している放射線量当量率の測定等の業務委託契約に性能試験の準備作業の一部が含まれていたりするなど、国の原子力政策等をめぐる環境や状況の変化に応じた契約の見直しが十分に行われていない事態が見受けられた。

エ 23年原発事故を踏まえた新規制基準に適合するための対応等

機構は、23年度から28年度までの間に、計40件の契約(契約額計35億3800万余円)を締結して、緊急時に電源を確保するための電源車の配備等の緊急安全対策のほか、設計上の想定を超える外部事象に対するもんじゅの頑健性に関する総合的な評価等を実施した。

また、機構は、もんじゅの新規制基準に適合するための対応や、新規制基準の見直しに当たり考慮すべき重大事故対策等についての検討等に取り組んでおり、24年度から28年度までの間に、新規制基準に係る各種検討作業等の契約計83件(契約額計39億0050万余円)を締結した。しかし、原子力規制委員会による保安措置命令への対応に注力する必要があったことなどから、もんじゅの新規制基準に適合するための対応については、その方針の検討にとどまり、具体的な工程の策定や安全対策等は実施していなかった。

一方、文部科学省が28年10月に行った試算によれば、仮にもんじゅの全ての設備について、運転段階への移行を前提とした新規制基準への適合が必要となる場合、新規制基準対応工事には、7年の期間と1300億円以上の費用が必要と見込まれるとされ、時間的・経済的コストの増大が明らかになったことも、廃止措置への移行決定に至った要因の一つになっている。

(3) もんじゅの廃止措置への移行決定までの研究開発の成果

ア もんじゅの稼働期間における研究開発の進捗状況

機構は、4年12月に性能試験を開始した後、7年12月にナトリウム漏えい事故が発生したことから、性能試験を中断しており、実施を予定していた試験項目142項目のうち完了した試験項目は50項目にとどまった。その後、機構は、22年5月に性能試験を再開したが、同年8月に炉内中継装置の落下事故が発生したため、実施を予定していた試験項目117項目のうち完了した試験項目はなかった。

イ もんじゅの研究開発の成果

「[もんじゅ]の取扱いに関する政府方針」(平成28年12月原子力関係閣僚会議決定)によれば、もんじゅの研究開発の重要な成果は、国内技術に基づき設計・建設がなされ、40%出力試験まで行われたことにより、高速増殖炉の燃料、各種機器・システム、ナトリウム取扱技術、安全評価等に係る様々な知見が獲得されたことであるとされている。

そして、文部科学省は、24年5月に、もんじゅの性能試験開始後における技術成果の達成度について、もんじゅの後の実証炉の開発に対して有用かどうかの観点から数値化している。そこで、文部科学省が当該達成度の算出に用いた試験等項目、重要度、点数等と同じ条件を用いて、本院において、もんじゅの性能試験開始後の各時点における技術成果の達成度を試算したところ、ナトリウム漏えい事故が発生した7年12月時点

で最大で14%、炉内中継装置の落下事故が発生した22年8月時点で16%、もんじゅの廃止措置への移行が決定した28年12月時点で16%となった。そして、もんじゅの継続的な運転・保守管理を前提とする試験項目については達成されておらず、28年12月の廃止措置への移行決定時点で達成している試験等項目は、もんじゅのプラントの稼働日数250日の間に実施した性能試験の実施項目のみであった。

また、機構は、もんじゅの研究開発を通じて得られた知見の蓄積として、28年度末時点で、民間業者のノウハウ等が含まれているため公開していないものの、設計・建設関連図書約19万件を保有している。また、ホームページを通じて学会誌等掲載論文等計491件等を一般に公開している。機構は、これらの成果が実証炉以降の高速炉開発等に貢献するものになるよう、廃止措置に係る技術成果と共に集大成を行うとして、これを着実に進めて適切に成果の情報提供等を行う必要がある。

(注7) 高速炉 高速増殖炉の炉心構成を変えることで、炉心で燃料として利用できる核分裂性物質の量を増殖させる代わりに、廃棄物の減容等を図ることを目的とした原子炉

ウ もんじゅの研究開発と核燃料サイクル政策との関係

核燃料サイクルの確立を目指す上で、高速増殖炉の開発は、燃料の加工及び再処理の技術と整合性のとれた開発を進めることが重要であるとされてきたが、もんじゅの長期停止の影響等により、もんじゅの廃止措置への移行が決定された28年12月時点において、もんじゅに係る燃料加工施設は操業しておらず、再処理施設については整備を中断していることから、もんじゅを発電用原子炉とする高速増殖炉サイクルは成立していなかった。

今後、高速炉開発を含めた核燃料サイクルに係る研究開発が継続される際には、十分には取得できなかった原型炉の運転・保守経験等の取得を目的としたもんじゅの稼働によらない新たな方策も含めた様々な課題があると思料される。

(4) もんじゅの廃止措置

ア もんじゅの廃止措置への移行決定後のこれまでの状況

国は、28年12月に、発電用原子炉であるもんじゅを運転を開始することなく廃止措置に移行する方針を決定し、機構は、もんじゅの安全上のリスクを低減する観点から、炉心の燃料について、廃止措置に関する基本的な計画の策定からおおむね5年半で取り出すことなどを目指すこととした。そして、原子力規制委員会は、29年4月に研開炉規則等を改正して、もんじゅについては、燃料の取出し前に廃止措置計画の申請・認可を行えるようにするとともに、新たに、廃止措置段階で性能を維持すべき設備(以下「性能維持施設」という。)を選定して、新規制基準に適合するよう維持することを求めた上で、これにより難しい場合には、認可を受けた廃止措置計画に定めるところにより維持することとした。その後、機構は、同年6月に、「[もんじゅ]の廃止措置に関する基本的な計画」を策定し、その中で、廃止措置段階を四つに区分し、おおむね30年で廃止措置の完了を目指すこと、性能維持施設の範囲、保守管理の内容等について、上記廃止措置の各段階におけるプラントの状態を踏まえて設定することなどを定め、同年12月に、原子力規制委員会に対して、もんじゅの廃止措置計画に係る認可申請を行い、30年3

月に認可を受けている。今後、機構は、性能維持施設に係る今後の新規制基準への適合に係る対応を含めた廃止措置を実施するために必要な安全確保上の措置等について、原子力規制委員会等の関係機関との間で十分な情報共有と調整を行い、廃止措置を着実に実施する必要がある。

イ 廃止措置段階における燃料等の状況

もんじゅの燃料は、高速中性子を利用して臨界を維持するための炉心燃料と、燃料として利用できる核分裂性物質の量の増殖のために炉心燃料の周囲に配置するブランケット燃料で構成されている。これらは、28年度末時点で、炉心に装荷されている370体のほか、使用済みのもの、未使用のものを含めて計646体あり、そのほか、燃料に加工される前の材料が一定量保管されている。これらの取得価額は計265億3487万余円、28年度末における帳簿価額は計199億3524万余円となっている。上記燃料のうち未使用のブランケット燃料66体について、7年度以降、毎年度、民間業者に保管を委託しており、このうち20年度から28年度までの間の保管に係る契約は、計9件(契約額計9519万余円)となっている。

また、機構は、保有しているもんじゅの模擬燃料^(注8)210体のうち197体について、7年度に洗浄した際、燃料に比べて洗浄時間を短縮したところ、化学反応により生じた錆が付着していることを確認したが、その後の廃止措置段階における再使用を想定していなかったことから、錆の除去を行わなくても問題はないとして保管を続けていた。このため、機構は、廃止措置で取り出す燃料と交換が予定されている模擬燃料について、再使用する場合に錆の除去が必要となる197体を再使用せず、これらを含めた351体について、今後、新たに製造するとしている。

もんじゅの燃料については、もんじゅの長期停止の影響もあり、これまで加工・保管のために多額の経費が発生している。そして、今後、燃料及び模擬燃料について、相当期間にわたって適切な管理・処分が必要となり、そのための費用が発生することが見込まれる。

(注8) 模擬燃料 炉心の仮組、燃料交換機の機能確認等に使用することを目的に製造されたものであり、原子炉の据付け完了後に炉心に装荷された後、燃料と交換された。廃止措置においては、炉心に残った燃料の安定性を保ちながら、全ての燃料を模擬燃料と1体ずつ交換することとされている。

ウ 廃止措置に要する費用

もんじゅの廃止措置に要する費用は、国により、廃止措置が終了するまでの期間を30年と想定した上で、計3750億円と試算されている。このうち維持管理費2250億円については、29年度は170億円であり、燃料の取出し等が終了するまでの5年半の間は、廃止措置への移行前と同等の保守管理が必要であるとして、同程度の費用が見込まれており、それらが終了した後は、廃止措置の進捗に応じて漸減していくとされている。

一方、廃止措置が終了するまでの間に必要となる職員の人件費や固定資産税については、上記の費用に含まれていない。また、もんじゅの燃料の輸送・処分等に要する費用については、現時点で見積もることができる範囲の費用のみが計上されており、ナトリ

ウムの処理・処分に要する費用については、廃止措置の過程で処理等の方法を検討することとしているため、廃止措置の進捗に伴って変動する可能性がある。そのほか、金額は算定できないものの、新規制基準への適合に係る対応のための費用が発生することが見込まれている。

このように、今後の廃止措置に要する費用については、廃止措置の過程で変動する可能性があるほか、廃止措置に要する期間が当初の想定 of 30 年よりも長期化した場合には、費用が増加することが見込まれる。したがって、機構は国民に説明責任を果たすためにも、廃止措置の実施状況及び廃止措置に要する費用について適時適切に明らかにしながら、廃止措置を進めることが重要である。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア もんじゅの廃止措置への移行決定までの研究開発に要した経費

もんじゅの研究開発に要した経費の総支出額は1兆1313億6439万余円に上っており、その内訳は、建設関連費が少なくとも計5907億9103万余円、保守管理費が少なくとも計4382億6432万余円、人件費が少なくとも計590億4285万余円、固定資産税が少なくとも計432億6617万余円となっている。

イ もんじゅの廃止措置への移行決定までの保守管理等の動向

21年1月の保全プログラムの導入以降、保全計画に基づく点検を適切に実施する必要性について職員の間で十分に認識が共有されていなかったり体制の整備が図られていなかったりしたため、点検が保全計画に基づいて実施されていなかったり、保全計画が適切に策定されていなかったりする事態が見受けられた。

また、機構が適切な保守管理を実施していなかったことなどにより法令報告事象が発生したり、国の原子力政策等をめぐる環境や状況の変化に応じた契約の見直しが十分に行われていなかったりする事態が見受けられた。

ウ もんじゅの廃止措置への移行決定までの研究開発の成果

もんじゅの性能試験開始後における技術成果の達成度について本院が試算したところ、28年12月の廃止措置への移行決定時点の達成度は16%であり、もんじゅの継続的な運転・保守管理を前提とする試験等項目については達成されていなかった。

また、機構は、もんじゅの研究開発を通じて得られた知見の蓄積として、28年度末時点で、公開していないものの設計・建設関連図書約19万件を保有するなどしている。機構は、これらの成果が実証炉以降の高速炉開発等に貢献するものになるよう、廃止措置に係る技術成果と共に集大成を行うとしている。

エ もんじゅの廃止措置

機構は、もんじゅの廃止措置段階を四つに区分し、おおむね30年で廃止措置の完了を目指すこと、性能維持施設の範囲、保守管理の内容等について、上記廃止措置の各段階におけるプラントの状態を踏まえて設定することなどとして、廃止措置計画に係る認可申請を行い、30年3月に認可を受けている。今後、もんじゅの燃料等については、相当期間にわたって適切な管理・処分が必要となり、そのための経費が発生することが見込まれる。また、廃止措置に要する費用は計3750億円と試算されているが、この金額は廃止措置の過程で変動する可能性がある。

(2) 所見

もんじゅは、昭和43年からおよそ半世紀にわたり、少なくとも1兆1313億円が投じられて研究開発が継続されてきたが、平成21年1月の保全プログラムの導入後も、保全計画に基づく保守管理を実施する仕組みが速やかに構築されてこなかったことから、24年11月以降、保守管理の不備が度々確認され、これが要因の一つとなって、運転段階に移行しないまま28年12月に廃止措置への移行が決定された。この結果、もんじゅは、原型炉の継続的な運転・保守管理を前提に取得することを見込んでいた機器の継続的な稼働データ、運転・保守経験等の知見について十分に取得することができなかった。

一方、28年12月に策定された高速炉開発の方針によれば、国は、資源の有効利用、廃棄物の減容・有害度の低減等に資する核燃料サイクルを推進して、高速炉開発に取り組むとしている。そして、高速炉開発に対する社会的な信認を得ていくために、もんじゅでの取組で得られた教訓を真摯に踏まえ、プロジェクト管理機能の強化と効率化を図っていく必要があるとしている。

今後、廃止措置が完了するまでの期間はおおむね30年と見込まれており、国は、新たな廃止措置体制を構築し、政府として主体的に検討・調整を行って廃止措置を実施することとしている。特に、炉心の燃料の取出し等が終了するまでの5年半の間は一層の安全確保に留意して、着実に保守管理を実施していくことが求められているところである。

については、もんじゅの廃止措置を安全かつ着実に進める上で文部科学省による機構への適切な指導・監督及び原子力規制委員会による安全規制の実施が肝要であり、機構は、政府一体の指導・監督の下で、次の点に留意して今後のもんじゅの廃止措置等に取り組む必要がある。

ア もんじゅの保守管理等

(ア) 廃止措置においても、もんじゅの保守管理は引き続き実施することとされており、特に炉心に装荷されている燃料の取出しが終了するまでの間は、現在とほぼ同等の保守管理が必要になることが見込まれていることから、廃止措置への移行決定までの保守管理の不備等から得られた教訓を踏まえて、保全計画に基づいて保守管理を実施する必要性について職員の間で十分に認識を共有するとともに、引き続き保守管理システムの運用体制の整備や保全計画の見直しを行うなど、法令等に基づき安全を十分に確保したもんじゅの保守管理を確実に実施する仕組みを早急に構築すること

(イ) もんじゅの廃止措置が終了するまでの間に必要とされる保守管理等の業務について、国の原子力政策等をめぐる環境や状況の変化に応じて適切に見直し、契約等に適時に反映させるなどして、より適切に実施すること

イ もんじゅの研究開発の成果

高速炉開発を含めた核燃料サイクルの研究開発が継続されるとされていることから、もんじゅの設計から性能試験における40%出力試験の実施までの研究開発を通じて得られた成果及び今後の廃止措置に係る成果について適切に情報提供等を行うこと

ウ もんじゅの廃止措置

(ア) 今後の新規規制基準への適合に係る対応を含めた廃止措置を実施するために必要な安全確保上の措置等について、原子力規制委員会等の関係機関との間で十分な情報共有と調整を行い、廃止措置を着実に実施すること

- (イ) 保有している燃料等については、最終処分までに見込まれる費用を十分勘案しながら管理・処分を適切に実施するとともに、国民に対する説明責任を果たすため、これらを含めた廃止措置に要する費用について、廃止措置の実施状況と合わせて適時適切に明らかにすること

本院としては、もんじゅの廃止措置に係る取組の状況について、今後とも引き続き注視していくこととする。

第6 石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給について

検査対象	(1) 資源エネルギー庁 (2) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (3) 国際石油開発帝石株式会社(平成18年4月3日から20年9月30日までは国際石油開発帝石ホールディングス株式会社、18年4月2日以前は国際石油開発株式会社及び帝国石油株式会社) (4) 石油資源開発株式会社
リスクマネーの供給に係る業務の概要	損失を受けるリスクを負担して石油・天然ガスの探鉱等に必要な資金を供給するための出資、債務の保証等を行う業務
機構のリスクマネーの供給に係る支出の合計額	5508億3620万円(平成16年度～28年度)
機構のリスクマネーの供給に係る収入の合計額	951億9487万円(平成16年度～28年度)
機構のリスクマネーの供給に係る累積損失額	1595億8911万円(平成28年度末現在)
機構がリスクマネーの供給によって取得した関係会社株式の貸借対照表における計上額	2960億3485万円(平成28年度末現在)

1 検査の背景

(1) 機構における石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給に係る業務の概要

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、石油及び可燃性天然ガス(以下「天然ガス」という。)の探鉱等に必要な資金の供給、石油・天然ガス資源の開発を促進するために必要な業務等を行い、もって石油・天然ガスの安定的かつ低廉な供給に資することなどを目的として、平成16年2月に設立された。

機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号。以下「機構法」という。)により、次のとおり、損失を受けるリスクを負担して石油・天然ガスの探鉱等に必要な資金を供給するための出資、債務の保証等(以下「リスクマネーの供給」という。)を行うこととされている。

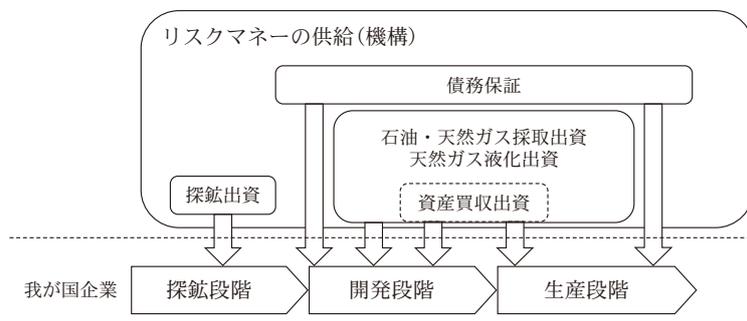
ア 海外及び本邦周辺の海域における石油・天然ガスの探鉱及び採取(以下、採取のうち、坑井の掘削、生産に必要な施設の建設等を「開発」といい、開発以外のものを「生産」という。)並びに海外における天然ガスの液化に必要な資金を供給するための出資を行うこと

イ 海外における石油・天然ガスの採取及び天然ガスの液化に必要な資金に係る債務の保証(以下「債務保証」という。)を行うこと

ウ 機構以外の者への譲渡を目的として、海外における石油・天然ガスの探鉱及び採取をする権利の取得を行うこと

リスクマネーの供給に係る主な業務の現状を概念図として示すと、図表1のとおりとなっている。

図表1 リスクマネーの供給に係る主な業務の概念図



(2) 石油・天然ガスの探鉱等に係る計画等の概要

ア エネルギー基本計画

エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)によれば、国は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るために、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならないとされている。

22年6月に策定されたエネルギー基本計画においては、その時点で約26%であった化石燃料の自主開発資源比率を2030年(平成42年)に倍増させる目標の実現を目指すために、化石燃料のうち石油・天然ガスを合わせた自主開発比率をその時点の20%から40%以上に引き上げることを目指すとされた。

(注1) 自主開発比率 石油・天然ガスの輸入量及び国内生産量の合計に占める我が国企業の権益下にある石油・天然ガスの引取量(国産を含む。)の割合

そして、経済産業省に設置された総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会の報告書(平成29年6月)において、我が国は、2030年(平成42年)に国産を含む石油・天然ガスの自主開発比率を40%以上に引き上げることを目標としているが、この目標は今後も維持すべきであるとの提言がなされている。

イ 機構の中期目標及び計画

経済産業大臣は、機構の目的である石油・天然ガスの安定的かつ低廉な供給に資するなどのために、機構の中期目標を策定することとなっており、16年2月に策定された機構の19年度までの第1期中期目標によれば、リスクマネーの供給に当たっては、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、我が国向けのエネルギーの安定供給に特に資すると考えられる重要プロジェクトに対して、機構が果たすべき役割を機動的かつ確実に遂行することとされている。

また、20年度から24年度までの第2期中期目標において、我が国企業の探鉱開発活動の2分の1以上に支援を行うこととされ、機構は、当該目標に基づき策定した第2期中期計画において、第2期中期目標のとおり、我が国企業の探鉱開発活動の2分の1以上に支援を行うこととするとともに、出資株式の評価を合理的に行うことが可能となった場合には、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、機構の業務目的の達成及び

財政資金の効率的運用の見地から適切な時期及び方法を決定して当該出資株式を売却することとしている。

さらに、25年度から29年度までの第3期中期目標において、特に、天然ガスについて、安定的な確保と輸入価格の引下げを両立するため、新たな供給源からの液化天然ガス(以下「LNG」という。)の輸入に資する天然ガス開発事業の支援等に取り組むとともに、第2期中期目標と同様に、我が国企業の探鉱開発活動の2分の1以上に支援を行うこととされ、機構は、当該目標に基づき策定した第3期中期計画において、第3期中期目標を踏まえ、我が国企業の探鉱開発活動の2分の1以上に支援を行うこととしている。

(3) 機構の予算及び決算に係る手続等の概要

ア 機構の予算

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)によれば、独立行政法人は、中期計画において中期目標期間に係る予算を定めることとされており、国は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができることとされている。

国から機構に交付されるリスクマネーの供給に係る資金としては、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定(18年度以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定。以下「エネルギー特会」という。)から出資される出資金、東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)から出資される出資金及び財政投融資特別会計投資勘定(以下「財投特会」という。)から出資される出資金がある。これらのほか、民間の金融機関から機構が借り入れた長期借入金について政府保証が行われている(この政府保証付長期借入金に係る債務については、一般会計の予算総則において政府が保証することができる金額の限度額が定められている。)。そして、図表2のとおり、国の予算等において、会計、資金の区分、対象物の違いにより、それぞれ使途が定められている。

図表2 会計別の出資金等の主な使途等

国の会計名	資金交付等の目的	資金の区分	機構による執行方法	対象物	主な使途
エネルギー特会	石油・天然ガスの安定的かつ低廉な供給に必要な資金の確保	国からの出資金	開発会社への出資	石油	探鉱、採取
			開発会社への出資	天然ガス	探鉱、採取及び海外における天然ガスの液化
復興特会	東日本大震災を契機とした原子力発電所の運転停止により火力発電用の天然ガスの需要が急増したことに伴う天然ガスの採取及び液化に必要な資金の確保	国からの出資金	債務保証に係る信用基金の造成	石油	海外における石油・天然ガスの採取及び天然ガスの液化に必要な資金に係る保証債務の代位弁済
				天然ガス	
財投特会	天然ガスの採取及び液化に必要な資金の確保	国からの出資金	開発会社への出資	天然ガス	採取及び海外における天然ガスの液化
一般会計	石油・天然ガスの安定的かつ低廉な供給に必要な資金の確保	機構が借り入れた政府保証付長期借入金	開発会社への出資	石油	海外における採取
				天然ガス	海外における天然ガスの採取及び液化

イ 機構の決算

通則法によれば、独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類等とこれらの附属明細書(以下、これらを合わせて「財務諸表」という。)を作成して、主務大臣に提出してその承認を受けなければならないこととされている。

そして、機構の会計は、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」(平成16年経済産業省令第9号。以下「機構省令」という。)により、独立行政法人会計基準(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「独法会計基準」という。)に従うものとされているが、独法会計基準により、独法会計基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととされている。

(4) 機構設立までの経緯等

ア 公団の解散

石油公団(以下「公団」という。)は、機構の設立前において、石油公団法(昭和42年法律第99号。以下「公団法」という。)に基づき、開発会社に対して出資することなどによりリスクマネーの供給等に係る業務を行っていたが、行政改革大綱(平成12年12月閣議決定)により、特殊法人等の事業及び組織形態が抜本的に見直されることになり、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定。以下「合理化計画」という。)を踏まえて制定された「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」(平成14年法律第93号。以下「廃止法」という。)等に基づき、17年4月1日に解散した。

イ 公団の業務、資産等の承継

公団が、公団法により実施することとされていた業務には、海外及び本邦周辺の海域における石油・天然ガスの探鉱及び採取(これに附属する精製を含む。)に必要な資金を供給するための資金の貸付けを行う業務(以下「融資業務」という。)が含まれていたが、合理化計画、廃止法、機構法等により、公団の融資業務は廃止され、開発会社への融資業務は既存の政策金融機関が行うこととされた。そして、融資業務以外の業務は、機構が承継することとされた。

また、公団が保有する出資株式又は貸付債権(以下「公団資産」という。)のうち、機構に承継されるもの以外については、「石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針」(平成15年3月総合資源エネルギー調査会石油分科会開発部会石油公団資産評価・整理検討小委員会。以下「資産処理方針」という。)において、公団資産のうち必要な資産を選択統合することにより、欧米諸国のメジャーと呼ばれる開発会社との国際競争に耐え得る資産規模・内容を有するなどの中核的企業の形成を促進することとされた。そして、中核的企業を構成するものとならない公団資産は、個別に売却することとされた。

また、(2)イの第1期中期目標等において、公団が保有していた出資株式等の探鉱開発事業に係る資産等のうち、追加出資が必要となる事業に係る出資株式及び公団廃止後も保証期間が継続する保証債務については、経済産業大臣の定めるところにより、権利及び義務の帰属を機構に包括的に変更する包括的承継が行われることとされた。このうち、出資株式の承継に伴い、国庫からの機構への出資、現金の機構から公団への帰属変更及び公団解散に伴う政府出資金回収としての国庫への返納が行われることとされた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

リスクマネーの供給は、16年度以降、公団から業務を承継した機構が中心となって行っており、原則として開発会社を支援する体制となっているが、28年11月に機構法が改正され、リスクマネーの供給に係る業務が拡充されることとなった。また、本院は、平成14年度決算検査報告(以下「14年度報告」という。)において、公団がリスクマネーの供給等を行ったことにより取得した公団資産の処理等について引き続き注視していくとしている。

そこで、本院は、機構等によるリスクマネーの供給等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を実施した。

ア リスクマネーの供給に係る予算は適切に執行されているか、リスクマネーの供給に係る収支や損益はどのようになっているか、また、リスクマネーの供給によって取得した出資株式の売却により損失が生じていないか。

イ リスクマネーの供給は、自主開発比率の向上に寄与するものとなっているか、また、リスクマネーの供給等を行っている権益に係る石油・天然ガスは、緊急時に我が国に持ち込めるようになっているか。

ウ リスクマネーの供給に係る審査は、規程等に基づき適切に行われているか。

エ リスクマネーの供給に係る機構の財務諸表の表示は適切なものとなっているか。

オ 14年度報告の後の公団の欠損金や公団資産の状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、国に承継された公団資産に係る契約、16年度から28年度までの間に機構がリスクマネーの供給を行った出資及び債務保証に係る契約等を対象として、資源エネルギー庁、機構のほか、国からの出資を受けている開発会社である国際石油開発帝石株式会社及び石油資源開発株式会社において、契約関係書類、審査関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) リスクマネーの供給に係る予算の執行、収支の状況等

機構発足後の、リスクマネーの供給に係る国からの出資額等、機構によるそれらの執行額の状況、リスクマネーの供給に係る機構の収支状況等についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア エネルギー特会からの出資額等及び機構の執行額

エネルギー特会からの出資金(債務保証に係る信用基金に充てるべきものを除く。)は、石油・天然ガスの探鉱に係る出資、石油・天然ガスの採取に係る出資(資産買収(石油・天然ガスの採取に係る権利譲受けをいう。以下同じ。)に係る出資を含む。)及び海外における天然ガスの液化に係る出資に必要な資金として開発会社に出資されることとなっている。

16年度から28年度までの間のエネルギー特会から機構に出資された出資額(債務保証に係る信用基金に充てるべきものを除く。)等は、計4566億8011万余円となっており、当該出資額等に係る機構による執行額は計4140億8532万余円となっている。

また、エネルギー特会からの出資金は、予算の成立後、所要の手続を経て、基本的に

年度当初に国から機構に出資されているため、開発会社への出資に充てることとしてエネルギー特会から出資された出資金の中には、機構が開発会社に対して出資を行うまでの間、機構において主に現預金として保有している資金(以下、これらの資金を「執行残額」という。)が生ずることになる。そこで、各年度末時点の執行残額の推移をみたところ、国から出資を受けるなどしている17年度以降において、23年度、24年度及び27年度を除いて機構に多額の執行残額が生じており、28年度の執行残額は488億9734万余円に上っていた。

機構が、資産買収に係る出資を行っているプロジェクトについては、油田等の売却側の都合等により出資時期や出資額が左右されることにより、機構がプロジェクトの存在を認識してから出資が必要となるまでの期間が極めて短い上に、新規出資の際に多額の資金を要することになる場合もあることから、このようなプロジェクトへの出資に機動的に対応するために、ある程度の余裕資金を確保することは必要と考えられ、執行残額が生じている要因の一つとして、このような事情があると史料される。

しかし、機構において、エネルギー特会から出資された出資金等について多額の執行残額が生じていることは、適切な予算の執行管理の面からみて望ましいものではない。

したがって、機構は、技術協力等で培った産油国等との関係を活用するなどして、産油国等の情報収集に努めるとともに、開発会社の資金ニーズを的確に把握するなどして、資金の必要な時期や額の見通しをより適切に行った上で開発会社に対する出資を行っていく必要がある。

イ 財投特会からの出資額及び機構の執行額

財投特会からの出資金は、天然ガスの採取に係る出資(資産買収に係る出資を含む。)及び液化に係る出資に必要な資金として開発段階等にあるプロジェクトを実施する開発会社に出資されることなどとなっており、開発会社から必要資金の要請を受ける都度、国から必要な金額が出資されることになっている。そのため、財投特会における機構への出資金に係る予算額のうち機構に交付されなかった資金は、財投特会において翌年度に繰り越されるか不用額として処理されることになる。

財投特会から出資を受けることとなった24年度以降に財投特会に計上された機構に対する出資金の予算額等の状況をみると、歳出予算額計3880億円に対して、支出済歳出額は計1049億1959万余円であり、28年度からの翌年度繰越額1860億円を除いた970億8040万余円が財投特会における不用額となっていた。

機構が資産買収に係る出資を行ったプロジェクトについては、ガス田の売却側の都合等により出資時期や出資額が左右されることにより、機構がプロジェクトの存在を認識してから出資が必要となるまでの期間が極めて短い上に、新規出資の際に多額の資金を要することになる場合もあることから、このようなプロジェクトへの出資に機動的に対応するために、ある程度の予算額を計上することは必要と考えられ、不用額が生じている要因の一つとして、このような事情があると史料される。

財投特会からの出資金は、エネルギー特会からの出資金とは異なり、開発会社から必要資金の要請を受ける都度、財投特会から必要な金額が機構に出資されているが、予算の効率的な執行を図る観点から、機構は、技術協力等で培った産ガス国等との関係を活用するなどして、産ガス国等の情報収集に努めるとともに、開発会社の資金ニーズを的

確に把握するなどして、財投特会から交付される資金の必要な時期や額の見通しをより適切に行っていく必要がある。

ウ 債務保証のための信用基金の状況

機構は、機構法により、海外における石油・天然ガスの採取及び天然ガスの液化に必要な資金に係る債務の保証を行うための信用基金を設けることとされ、国の出資金のうち国が予算において信用基金への出資であることを示した金額をその財源に充てることとされている。そして、機構は、債務保証額が上記出資金の金額に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令(平成15年政令第554号)で定める数である30(23年3月31日以前は16)を乗じた金額(以下「債務保証限度額」という。)を超えることとなる場合には、新たに債務の保証を行ってはならないこととされている。

そして、債務保証のための信用基金の積立額等の推移をみたところ、信用基金積立額は増加し続けており、28年度末時点での信用基金積立額は754億0862万余円となっている。

そこで、債務保証限度額に対する実際に実施された債務保証の額の比率をみると、19年度以降は、おおむね30%から50%までの範囲内で推移していたが、26、27両年度には、保証債務損失引当金を計上していることから、仮に同引当金相当額を代位弁済していたとして信用基金残高から保証債務損失引当金累計を控除して同比率を算定すると、70%を超えることになる。しかし、28年度には、同比率は再び30%台に低下している。

機構は、債務保証を行う都度、保証債務残高が債務保証限度額を超えることがないかなどについて確認を行ってきているところであるが、保証債務残高に対して必要とされる信用基金の規模等に係る基準を定めることはしていない。

このような状況を踏まえると、機構は、保証債務残高に対して必要とされる信用基金の規模に係る基準を定めるなどした上で、新たに債務保証の対象となることを見込まれるプロジェクトについて、債務保証が必要となる時期、金額等をできる限り把握し、債務保証料収入等について適切に見積もるなどして、引き続き適切な信用基金の規模について検討していくことが重要である。

エ リスクマネーの供給に係る機構の収支及び開発会社の状況

機構は、16年度から28年度までの間に、リスクマネーの供給に5508億3620万余円を支出している一方で、951億9487万余円の収入を得ている。

そして、機構が、28年度末までに投資した開発会社は、探鉱段階のものが13社、開発段階のものが4社、生産段階のものが9社、事業終了したものが18社、清算終了したものが5社及び出資株式の売却により支援を終了したものが1社の計50社(出資額累計5463億7798万余円)となっている。このうち、事業終了した18社及び清算終了した5社の計23社は、探鉱事業の結果、商業開発の可能性が低いと判断されて開発段階に至らなかったものである。

また、同様に、債務保証を行った開発会社は、開発段階のものが6社、生産段階のものが5社及び支援を終了したものが16社の計27社(債務保証実行額累計1兆3655億0196万余円)となっている。このうち、機構が支援を終了した16社は、開発会社が借入金を完済するなどした15社及び機構が代位弁済を行った1社である。

オ 機構のリスクマネーの供給に伴う損益の発生状況

機構は、リスクマネーの供給に伴い16年度から28年度までの間に、計2518億7469万余円の費用を計上している一方で、計922億8558万余円の収益を計上しており、28年度末現在で1595億8911万余円の累積損失額を計上している。

機構がリスクマネーの供給によって取得した資産の状況についてみると、生産段階の開発会社のうち債務超過に陥っていない開発会社7社の出資株式について、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じた額(以下「持分相当額」という。)を算定すると、出資累計額計1033億7696万余円に対して、28年度末で計1268億3322万余円となっており、234億5626万余円の含み益が生じている状況となっている。

また、探鉱段階の13社についても、開発段階に移行するプロジェクトがあれば、探鉱段階にあることから計上している出資残高の2分の1の関係会社株式評価損(以下「評価損」という。)を計上しないこととなるために、これに係る費用が減少することになる。

機構は今後、探鉱段階のプロジェクトについては、探鉱段階から開発段階に可能な限り移行できるように適切に支援を継続することで累積損失額を減少させるとともに、開発段階又は生産段階に移行した開発会社に係る出資株式について、エネルギーの安定供給の効率的な実現と売却資産価値の最大化の追求に留意した上で、適時適切に売却するなどしていく必要がある。

カ リスクマネーの供給によって取得した資産の売却状況

機構は、「石油等の探鉱、採取及び権利譲受け並びに可燃性天然ガスの液化に係る出資細則」(2004年(石推)業務細則第15号)に基づき、出資株式の評価を合理的に行うことが可能となった場合において、一定の要件に該当するときは、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、原則として出資株式を売却することとなっている。そして、上記のとおり、開発段階又は生産段階に移行した開発会社に係る出資株式について、売却資産価値の最大化の追求に留意するなどした上で適時適切に売却するなどしていく必要がある。そこで、28年度までの出資株式の売却状況をみたところ、機構が売却した出資株式の中には、売却したことに伴い為替差損が発生しているものが見受けられた。機構は、当該出資株式の売却について、機構省令に基づき経済産業大臣に認可申請を行い、処分等に係る財産の内容及び評価額等について認可を受けたことから、手続上の問題は無いとしている。

しかし、機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書(2004年(総企)業務規程第1号)において、出資株式の処分の時期及び方法について、機構の業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から検討し処分することとなっているが、出資株式の売却に当たり、これらの両面の見地から為替変動による損失を容認するかどうかについて十分な検討を行っていなかった。

機構は、開発会社に係る出資株式について生じている累積損失を補填するためにも、エネルギーの安定供給の効率的な実現と売却資産価値の最大化の追求に留意した上で、適時適切に出資株式の売却を行っていくことが求められるが、売却に伴い為替変動による損失が見込まれる場合には、機構の業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から当該損失を容認するのかについて検討していく必要がある。

(2) リスクマネーの供給を受けた自主開発権益の状況等

資源エネルギー庁は、我が国企業が石油・天然ガスの引取りに当たり有している権益（以下「自主開発権益」という。）の対象となる石油・天然ガスであれば、我が国企業がエクイティ・オイル等として現物を確保することができることなどから、海外からの供給が途絶するなどの緊急時であっても我が国に持ち込むことができるとしており、自主開発比率を引き上げることは、そのような場合において石油・天然ガスの安定的かつ効率的な供給に資するとともに、価格の高騰を緩和することで機構の業務目的でもある低廉な供給に資することになるとしている。

（注2） エクイティ・オイル 石油権益の割合に応じた取り分の石油

機構は、以上を踏まえて、緊急時における石油・天然ガスの我が国への持ち込みをより確実に実施できるようにするために、開発会社と締結するリスクマネーの供給に係る契約書において、我が国のエネルギー安全保障に係る危機時において日本国政府が石油・天然ガスの輸入の指示等の措置を講じたときには、開発会社は、機構のリスクマネーの供給を受けた事業の結果、引取権等を有することとなった石油・天然ガスを我が国に持ち込むよう最大限努力するものとする（以下「持ち込み努力義務」という。）を規定している。

また、機構は、第2期中期計画及び第3期中期計画において、我が国企業の探鉱開発活動の成果である自主開発権益量（我が国企業の権益下にある石油・天然ガスの引取量（国産を含む。）をいう。以下同じ。）の2分の1以上に対して出資、債務保証、技術的支援等による支援を行うとしている。

これらを踏まえて、機構のリスクマネーの供給が石油・天然ガスの自主開発比率等に与えた影響及び機構の中期計画の達成状況等についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア リスクマネーの供給による石油・天然ガスの自主開発比率等への影響及び機構の中期計画の達成状況

25年度以降、機構がリスクマネーの供給を行ったプロジェクトに係る権益の獲得が自主開発比率を引き上げた要因の一つとなっていることを踏まえて、第2期中期計画及び第3期中期計画において、自主開発権益量の2分の1以上に対してリスクマネーの供給、技術的支援等を行うとする機構の計画の達成状況等についてみると、次のとおりとなっていた（以下、自主開発権益量に対する機構のリスクマネーの供給を受けた自主開発権益量の割合を「出資等支援割合」といい、自主開発権益量に対する機構の技術的支援等を受けた自主開発権益量の割合と合わせて「総合的支援割合」という。）。

25年度から28年度までの間における総合的支援割合は、第2期中期計画の最終年度である24年度の38.3%から28年度の45.3%と7.0ポイント上昇して、計画で定められた割合である2分の1に大きく近づいている。一方で、出資等支援割合は、24年度から28年度までの期間における上昇率が同期間における総合的支援割合の上昇率7.0ポイントを上回っている。

機構は、出資等支援割合について、計画の達成状況を評価する上で直接必要となるものではないこと、また、出資等支援割合を明らかにすると、産油国等との契約等により公表することに制約がある開発会社の個別の権益量等について特定されるおそれがあるとして、開発会社に対する自主開発権益量の調査に当たり、石油・天然ガス別の自主開

発比率、開発会社の個別の権益量等について開示しないこととして調査を実施していることから、当該割合を公表していない。

しかし、(1)のとおり、機構のリスクマネーの供給に多額の国費が投入されていることに鑑みれば、その効果を示す意味でも、上記の調査に当たって各開発会社の了承を得るなどして、出資等支援割合についても情報を開示していくことについて検討する必要がある。

イ 機構等がリスクマネーの供給等を行ったプロジェクトに係る権益の内容

機構等は、緊急時における石油・天然ガスの我が国への持込みをより確実に実施できるように、開発会社と締結するリスクマネーの供給等に係る契約書又は覚書において持込み努力義務を明記しており、機構は、スワップによる持込みを含めて開発会社が持込み努力義務を果たすことを想定している。そこで、機構等がリスクマネーの供給等を行ったプロジェクトに係る権益(公団が融資業務により資金供給を行ったプロジェクトに係る権益を含む。以下「機構出資等権益」という。)について、緊急時に実際に持ち込めるようになっているかについてみたところ、次のような権益が見受けられた。

(注3) スワップ 複数の開発会社間で、それぞれが引取権等を有する石油又は天然ガスをそれぞれの市場へ供給することを目的として交換すること

(ア) 液化設備がないガス田に関する権益

天然ガスは、液化してLNGにした上で我が国に持ち込む必要があるため、ガス田に利用可能な液化設備がない場合、当該ガス田からは、我が国に天然ガスを持ち込めないこととなる。

そこで、機構出資等権益に係るガス田の状況についてみたところ、24年度に出資を行ったプロジェクト1件(出資額399億9999万余円)及び25年度に出資を行い、26年度から債務保証を開始したプロジェクト1件(出資額401億9999万余円、債務保証実行額320億3238万余円)、計2件の天然ガスの権益に係るプロジェクトでは、当該天然ガスの液化設備の設置計画が中止されていた。また、24年度から債務保証を開始したプロジェクト1件(債務保証実行額1155億2063万余円)の権益に係る天然ガスの液化設備の設置計画は遅延していた。これら3件の天然ガスの権益に係るプロジェクト(出資額計801億9999万余円、債務保証実行額計1475億5301万余円)について、機構は、天然ガスを液化して我が国に持ち込むことができるようにするために、現地政府に対して液化設備設置に係る提言を行ったり、パイプライン建設等に関するリスク評価等の調査を独自に実施したりするなどの側面支援を実施してきているものの、29年度末時点において、緊急時も含めて当該天然ガスを直接我が国に持ち込むことができない状況となっている。したがって、これら3件のプロジェクトに係る天然ガスの権益相当量を緊急時に我が国に持ち込むためには、スワップを円滑に行うことができるようにすることが必要となっている。

これら3件のプロジェクトに係る天然ガスを液化して我が国に持ち込めるようにすることは、供給源の多角化等、我が国のLNGの安定的な確保に寄与することになることから、機構は、今後も液化設備等の事業化への側面支援を継続していくことが重要である。

(イ) 湾岸諸国における権益

石油・天然ガスの安定的な供給を確保するためには、我が国への輸送経路が維持されていることが重要であるが、石油・天然ガスの自主開発権益を有する油田・ガス田からの輸送経路上に通常通過しなければならないチョークポイント^(注4)がある場合には、当該チョークポイントを通過できない事態が生じた際に、当該油田・ガス田から我が国への石油・天然ガスの持込みに重大な制約が生ずることになる。そして、当該権益を利用したスワップを行おうとする場合にも、スワップの対象となる石油・天然ガスの交換相手方への提供が困難となることにより上記のスワップも成立しないおそれがあることになる。このような地域として湾岸諸国がある。

(注4) チョークポイント 物資輸送ルートとして広く利用されている狭い海峡等の水上の要衝

一方で、湾岸諸国には産油国が集中していることのみならず、その石油・天然ガスの埋蔵量の多さなどを総合的に考慮すると、これからも湾岸諸国からの輸入は、引き続き重要であると考えられる。

そして、湾岸諸国における自主開発権益の中には、公団が融資及び出資の両方を行ったプロジェクト1件(融資額31億0339万余円、出資額13億4400万円)、公団が出資を行ったプロジェクト2件(出資額784億1147万余円及び18億円)並びに機構が出資を行ったプロジェクト1件(出資額181億5100万円)の機構出資等権益が含まれていた。

これらの機構出資等権益に係る石油・天然ガスを外洋に持ち出すための輸送経路は、現状では限定されており、緊急時に当該権益を利用したスワップを行えないおそれがある。

機構は、上記のとおり、湾岸諸国において、緊急時にスワップの対象となる石油・天然ガスの交換相手方への提供が困難となるおそれがあることから、機構と共に開発会社に出資している我が国企業が湾岸諸国以外に有する権益に係る石油・天然ガスと外国の開発会社が有する権益に係る石油・天然ガスとの間でスワップが行われることも想定しているところであり、緊急時に当該スワップを円滑に行うことができるようにすることが重要となっている。

したがって、機構が出資を行った湾岸諸国におけるプロジェクトに係る権益については、機構と共に開発会社に出資している我が国企業が湾岸諸国以外に有する権益に係る石油・天然ガスと外国の開発会社が有する権益に係る石油・天然ガスとの間でスワップを円滑に行うことができるよう検討を進める必要がある。

ウ 機構等の債務保証の保証期間が終了した石油・天然ガスに係る権益

前記のとおり、機構出資等権益に係る開発会社との間の契約等には、持込み努力義務が規定されている。そして、機構出資等権益のうち、公団が出資を行ったプロジェクトについては、覚書により、出資株式が売却された後も持込み努力義務が継続するとされており、機構が出資を行ったプロジェクトについても、覚書により、機構が出資株式を売却した後も、石油・天然ガスの生産が終了するなどするまで持込み努力義務が継続するとされている。

一方で、機構又は公団の債務保証が行われたプロジェクトについては、機構等の債務

保証の保証期間が終了した場合には、債務保証に係る契約の有効期間が終了することに伴い、持込み努力義務が消滅することとなっている。

そこで、過去に機構等が債務保証のみを行ったプロジェクトについてみたところ、天然ガスの液化設備等の建設に対して公団が債務保証(16年度末の債務保証額 58億5188万余円)を行い、機構が保証債務を承継したプロジェクト1件において、9年からLNGの生産を行っていたが、17年に債務保証の保証期間が終了したことに伴い、持込み努力義務が消滅していた。

また、29年度末時点で生産を行っていないプロジェクトについてみたところ、天然ガスの開発及び液化に係るプロジェクト1件(債務保証実行額 2020億5294万余円)は、機構が債務保証のみを行っており、機構等が出資を行っていないことなどから、債務保証の保証期間が終了した後に持込み努力義務が消滅することとなると考えられる。

債務保証を受けている開発会社に対して、出資株式の売却後の場合と同様に、債務保証の保証期間が終了した後も、覚書により対象事業において石油・天然ガスの生産が終了するまでなどの長期間にわたる持込み努力義務を課すことは困難であるとしても、機構の業務目的である石油・天然ガスの安定的かつ低廉な供給により一層資するために、債務保証の保証期間が終了した後も一定の期間は持込み努力義務が継続することとした場合の影響を開発会社に確認するなどして、機構の出資株式を売却することと債務保証の保証期間が終了することとの性質の違いに留意しつつ、その継続の可能性について検討する必要がある。

(3) 出資及び債務保証プロジェクトの審査状況

ア 機構における出資及び債務保証プロジェクトの審査

機構は、リスクマネーの供給に係る出資及び債務保証プロジェクトの採択に当たっては、資源エネルギー庁が定めた基本方針等に基づき、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現するなどの観点から、機構が定めた審査基準により、技術的事項、経済的事項、政策的事項及び契約・事業実施関連事項について、総合的に審査を行うこととしている。

イ 機構出資等権益に係るプロジェクトの審査状況

(2)イに記載した機構出資等権益に係るプロジェクトの審査状況は、次のとおりとなっていた。

(ア) 液化設備がないガス田に関する権益に係るプロジェクト

(2)イ(ア)のプロジェクト3件に係る審査状況を確認したところ、将来、天然ガスを液化して我が国に持ち込むことが期待されているプロジェクトにおいて、機構がリスクマネーの供給を行った開発会社はガス田の開発・生産事業のみを実施しており、生産した天然ガスを我が国に持ち込むために必要となる液化設備等の建設及び操業に係るプロジェクトは、機構が直接関与していない別の事業者(以下「操業会社」という。)が実施することとなっているため、当該設備等の建設及び操業に係る計画は、機構がリスクマネーの供給を行っているプロジェクトに含まれておらず、機構の審査の対象とはなっていなかった。また、機構は、プロジェクトの採択に当たり、液化をすることなく既に建設されているパイプラインを利用して現地で天然ガスを販売するとした開発会社の計画を基に審査を行っていた。

しかし、(2)イ(ア)に記述した機構出資等権益に係るガス田の状況を踏まえると、将来、天然ガスを液化して我が国に持ち込むことが期待されるプロジェクトについては、審査の際に、操業会社が実施する液化設備等の建設及び操業に係る計画に関しても、情報を収集し計画内容の確認等を行うことを検討することに加え、ガス田の資産買収に係る開発会社の交渉期間も考慮した上で、適切に審査を行っていく必要がある。

(イ) 湾岸諸国における権益に係るプロジェクト

(2)イ(イ)のプロジェクトのうち機構が審査を行ったプロジェクトについて、我が国への石油の持込みに係る審査状況を確認したところ、機構は、直接我が国への持込みが可能であることを確認した上で、スワップの相手方を確認して、当該権益に基づく引取量相当の石油の持込みが可能であることを他の地域におけるプロジェクトと同様に確認していた。

一方で、湾岸諸国における権益については、(2)イ(イ)のとおり、緊急時にスワップの対象となる石油・天然ガスの交換相手方への提供が困難となるおそれがあることから、機構は、機構と共に開発会社に出資している我が国企業が湾岸諸国以外に有する権益に係る石油・天然ガスと外国の開発会社が有する権益に係る石油・天然ガスとの間でスワップが行われることも想定している。しかし、機構は、審査の際に、当該スワップを用いて緊急時に石油・天然ガスを我が国に持ち込むことについて確認することとしていなかった。

湾岸諸国には産油国が集中していることのみならず、その石油・天然ガスの埋蔵量の多さ、輸出余力の高さ、我が国との距離等を総合的に考慮すると、これからも湾岸諸国における権益は、引き続き重要であると考えられる。したがって、我が国への石油・天然ガスの持込みについては、開発会社との間で、チョークポイントに関するリスクを認識した上で、機構と共に開発会社に出資している我が国企業が湾岸諸国以外に有する権益に係る石油・天然ガスと外国の開発会社が有する権益に係る石油・天然ガスとの間でスワップが行われることで緊急時においても我が国への持込みを確保することについて、審査の際に確認を行うことを検討する必要がある。

(4) 機構におけるリスクマネーの供給に係る財務諸表の表示

独法会計基準によれば、独立行政法人の会計は、財務諸表によって、国民その他の利害関係者に分かりやすい形で適切に情報開示するために、必要な会計情報を明瞭に表示し、独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならないとされている。そして、独法会計基準によれば、関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とし、持分相当額が取得原価よりも下落した場合には、持分相当額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替え(戻し入れ)なければならないこととされている。ただし、1(3)イのとおり、独法会計基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととされている。

機構は、その保有する出資株式を関係会社株式として貸借対照表の資産の部に計上しており、その額は28年度末現在で計2960億3485万余円となっている。機構は、このうち探鉱段階の開発会社に係る出資株式については、独法会計基準に基づき一般に公正妥当と

認められる企業会計の基準である「金融商品に係る会計基準」(平成11年企業会計審議会)等に準拠して定めたとしている「石油開発事業に係る出資株式の評価について」(2005年(財経)通達第105号。以下「評価内規」という。)により、毎年度、開発会社ごとに機構の出資残高の2分の1を時価として評価し、当該評価額を関係会社株式として貸借対照表に計上することとしている。そして、機構は、残りの2分の1については評価損として損益計算書に計上し、当該評価損相当額を翌期首に関係会社株式に戻し入れている。

機構は、評価内規により探鉱段階の開発会社に係る出資株式の評価を行う理由として、探鉱段階における出資株式の評価については、回収可能性を客観的に判断することが困難であり、独法会計基準にも該当がないため、「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に準拠した評価内規に基づき、出資額の2分の1を時価として計上しており、これは、石油等の探鉱開発事業が長期間を要し、その成否を判断することが困難であるため、探鉱を実施している開発会社への出資を保守的に評価することで、事業の特性を反映したためとしている。

以上を踏まえ、28年度末現在の機構の財務諸表をみると、評価内規に基づき出資残高の2分の1に相当する額を貸借対照表に計上している出資株式は13社あり、これらに対する出資額は計1734億5175万余円、貸借対照表計上額は計886億1748万余円となっている。

しかし、上記の13社は、同じ探鉱段階であっても、その資産等の状況は毎年度変動していることから、上記13社に係る出資株式について、機構の貸借対照表計上額と、独法会計基準に規定されている一定の場合に持分相当額を用いる評価方法に基づく貸借対照表計上額(以下「持分相当額等」という。)とを比較したところ、機構の貸借対照表計上額(886億1748万余円)が、持分相当額等(862億4240万余円)を23億7508万余円上回っていた。

そして、個別の開発会社についてみると、機構の貸借対照表計上額が持分相当額等を上回っているものが8社、下回っているものが5社あり、その差額はマイナス212億5750万円からプラス93億6700万円まで、双方のかい離の割合(以下「かい離率」という。)はマイナス96.3%からプラス100.0%までとなっているなど、機構の貸借対照表計上額が持分相当額等と相当程度かい離していた。

以上を踏まえると、機構は、出資株式を適時適切に評価し、財務諸表において機構の資産等の状況を適時適切かつ国民に分かりやすい形で情報開示するために、探鉱段階の関係会社株式の評価方法について、現在の評価方法に改善を加えるなどしてより適切なものとする必要を検討する必要がある。

(5) 公団が保有していた資産並びに債権及び債務の処理状況

ア 14年度報告後から公団解散までの公団資産の処理状況

本院は、14年度報告において、15年3月末時点における公団の欠損金が7701億余円、石油開発事業資産が4181億余円となっており、これらの資産処理について引き続き注視していくこととする旨を掲記している。そこで、公団の欠損金及び石油開発事業資産の処理状況についてみると、資産処理方針が公表された15年3月以降に売却等の処分が行われた結果、保有していた出資株式に係る処分益を15年度に345億5421万余円、16年度に1755億5169万余円計上したことなどに伴い、16年度末である17年3月

末時点の公団の欠損金残高は5243億5453万余円となっていた。公団は、この欠損金残高を補填されることなく解散しており、当該欠損金は公団の出資者である国が最終的に負担することになった。

そして、公団が解散した日の前日である17年3月31日時点において公団が保有していた開発会社の出資株式は24社あり、公団の貸借対照表に計上されていたこれら24社に係る資産価額の合計は1447億8450万余円であった。

そして、国は17年4月1日に、計1315億9948万余円でこれら24社の株式を承継した。

イ 国が承継した公団資産の公団解散後から28年度末までの処理状況

国が公団から承継した24社の28年度末時点における株式の状況は、全部保有を継続しているものが13社、一部売却して保有を継続しているものが1社、全部売却したものが4社、清算終了したものが6社となっていた。

その結果、28年度末までに確定している公団資産に係る収益は、計4389億6178万余円となっている。また、国が承継した出資株式のうち、28年度末時点で保有を継続している出資株式の資産価額は計5736億7490万余円となっており、公団解散時の公団の貸借対照表に計上されていたこれらの出資株式の資産価額等計1184億0221万余円に対して、差引きで4552億7269万余円の含み益が生じている。

以上を踏まえると、公団解散時における欠損金残高5243億5453万余円については、上記の公団資産に係る収益の確定分4389億6178万余円及び含み益4552億7269万余円を考慮すれば既に欠損金を解消し、なお3698億7994万余円の含み益があることになるが、当該含み益は今後の経済動向等によっては変動する可能性があることから、これを考慮せずに欠損金の状況をみると、853億9275万余円が現在も解消されていないことになる。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア リスクマネーの供給に係る予算の執行、収支の状況等

(ア) エネルギー特会からの出資額等及び機構の執行額

エネルギー特会から出資された出資金等の執行残額の推移をみたところ、国から出資を受けるなどしている17年度以降において、23年度、24年度及び27年度を除いて機構に多額の執行残額が生じており、28年度の執行残額は488億9734万余円に上っていた。

(イ) 財投特会からの出資額及び機構の執行額

財投特会から出資を受けることとなった24年度以降に財投特会に計上された機構に対する出資金の予算額等の状況をみると、歳出予算額計3880億円に対して、支出済歳出額は計1049億1959万余円であり、28年度からの翌年度繰越額1860億円を除いた970億8040万余円が財投特会における不用額となっていた。

(ウ) 債務保証のための信用基金の状況

債務保証限度額に対する実際に実施された債務保証の額の比率をみると、19年度以降は、おおむね30%から50%までの範囲内で推移しており、28年度は30%台となっている。

(エ) リスクマネーの供給に伴う収支及び損益の発生状況

機構は、リスクマネーの供給に伴い16年度から28年度までの間に、計2518億7469万余円の費用を計上している一方で、計922億8558万余円の収益を計上しており、28年度末現在で1595億8911万余円の累積損失額を計上している。機構がリスクマネーの供給によって取得した資産の状況についてみると、計234億5626万余円のみ益が生じている状況となっている。

(オ) リスクマネーの供給によって取得した資産の売却状況

機構が売却した出資株式の中には、売却したことに伴い為替差損が発生しているものが見受けられた。

イ リスクマネーの供給を受けた自主開発権益の状況等

(ア) リスクマネーの供給による石油・天然ガスの自主開発比率等への影響及び機構の中期計画の達成状況

機構は、計画の達成状況を評価する上で直接必要となるものではないことなどから、出資等支援割合を公表していない。

(イ) 機構等がリスクマネーの供給等を行ったプロジェクトに係る権益の内容

a 液化設備がないガス田に関する権益

機構出資等権益に係るガス田の状況についてみたところ、3件の天然ガスの権益に係るプロジェクトにおいて、当該プロジェクトに係る天然ガスの液化設備の設置計画が中止されていたり、遅延していたりしていた。したがって、これら3件のプロジェクトに係る天然ガスの権益相当量を緊急時に我が国に持ち込むためには、スワップを円滑に行うことができるようにすることが必要となっている。

b 湾岸諸国における権益

石油・天然ガスの自主開発権益を有する油田・ガス田からの輸送経路上に通常通過しなければならないチョークポイントがある場合には、当該チョークポイントを通過できない事態が生じた際に、当該油田・ガス田から我が国への石油・天然ガスの持込みに重大な制約が生ずることになる。そして、当該権益を利用したスワップを行おうとする場合にも、スワップの対象となる石油・天然ガスの交換相手方への提供が困難になることにより上記のスワップも成立しないおそれがある湾岸諸国に機構出資等権益が4件(融資額31億0339万余円、出資額計997億0647万余円)存在している。

機構は、上記のとおり、湾岸諸国において、緊急時にスワップの対象となる石油・天然ガスの交換相手方への提供が困難となるおそれがあることから、機構と共に開発会社に出資している我が国企業が湾岸諸国以外に有する権益に係る石油・天然ガスと外国の開発会社が有する権益に係る石油・天然ガスとの間でスワップが行われることも想定しているところであり、緊急時に当該スワップを円滑に行うことができるようにすることが重要となっている。

(ウ) 機構等の債務保証の保証期間が終了した石油・天然ガスに係る権益

機構等が債務保証のみを行ったプロジェクトについてみたところ、天然ガスの液化設備等の建設に対して公団が債務保証(16年度末の債務保証額58億5188万余円)を行い、機構が保証債務を承継したプロジェクト1件において、LNGの生産を行って

いたが、債務保証の保証期間が終了したことに伴い、持込み努力義務が消滅していた。また、29年度末時点で生産を行っていないプロジェクトについてみたところ、天然ガスの開発及び液化に係るプロジェクト1件(債務保証実行額200億5294万余円)は、機構が債務保証のみを行っており、機構等が出資を行っていないことなどから、債務保証の保証期間が終了した後に持込み努力義務が消滅することとなると考えられる。

ウ 出資及び債務保証プロジェクトの審査状況

(ア) 液化設備がないガス田に関する権益に係るプロジェクト

審査状況を確認したところ、将来、天然ガスを液化して我が国に持ち込むことが期待されているプロジェクトにおいて、機構がリスクマネーの供給を行った開発会社はガス田の開発・生産事業のみを実施し、液化設備等の建設及び操業は操業会社が実施するものであったことから、液化設備等の建設及び操業に係る計画は審査の対象とはなっていなかった。

(イ) 湾岸諸国における権益に係るプロジェクト

機構は、湾岸諸国において、緊急時にスワップの対象となる石油・天然ガスの交換相手方への提供が困難となるおそれがあることから、機構と共に開発会社に出資している我が国企業が湾岸諸国以外に有する権益に係る石油・天然ガスと外国の開発会社が有する権益に係る石油・天然ガスとの間でスワップが行われることも想定しているが、機構は、審査の際に、当該スワップを用いて緊急時に石油・天然ガスを我が国に持ち込むことについて確認することとしていなかった。

エ 機構におけるリスクマネーの供給に係る財務諸表の表示

28年度末の機構の財務諸表をみると、評価内規に基づき出資残高の2分の1に相当する額を貸借対照表に計上している出資株式は13社あり、これら13社に係る出資株式について、機構の貸借対照表計上額と持分相当額等とを比較したところ、機構の貸借対照表計上額(886億1748万余円)が、持分相当額等(862億4240万余円)を23億7508万余円上回っていた。

そして、個別の開発会社についてみると、貸借対照表計上額が持分相当額等を上回っているものが8社、下回っているものが5社あり、その差額はマイナス212億5750万円からプラス93億6700万円まで、かい離率はマイナス96.3%からプラス100.0%までとなっているなど、機構の貸借対照表計上額が持分相当額等と相当程度かい離していた。

オ 公団が保有していた資産並びに債権及び債務の処理状況

国が承継した出資株式のうち、28年度末時点で保有を継続している出資株式の資産価額は計5736億7490万余円となっており、公団解散時の資産価額等との差引きで4552億7269万余円の含み益が生じていて、公団解散時における欠損金残高5243億5453万余円については、収益の確定分4389億6178万余円及び含み益4552億7269万余円を考慮すれば既に欠損金を解消し、なお3698億7994万余円の含み益があることになるが、当該含み益は今後の経済動向等によっては変動する可能性があることから、これを考慮せずに欠損金の状況を見ると、853億9275万余円が現在も解消されていないことになる。

(2) 所見

機構によるリスクマネーの供給は、石油・天然ガスの安定的かつ低廉な供給に資することを目的として、2030年(平成42年)に石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上に引き上げるために実施される施策の一つであり、極めて重要なものである。

については、資源エネルギー庁及び機構は、今後のリスクマネーの供給に当たって、次の点に留意するなどして実施していく必要がある。

ア リスクマネーの供給に係る予算の執行、収支等について

(ア) 機構は、エネルギー特会から出資された出資金等について多額の執行残額を生じさせないために、技術協力等で培った産油国等との関係を活用するなどして、産油国等の情報収集に努めるとともに、開発会社の資金ニーズを的確に把握するなどして、資金の必要な時期や額の見通しをより適切に行った上で開発会社に対する出資を行うこと。また、財投特会から出資される出資金について予算の効率的な執行を図る観点から、機構は、技術協力等で培った産ガス国等との関係を活用するなどして、産ガス国等の情報収集に努めるとともに、開発会社の資金ニーズを的確に把握するなどして、財投特会から交付される資金の必要な時期や額の見通しをより適切に行うこと

(イ) 機構は、債務保証に係る信用基金について、保証債務残高に対して必要とされる信用基金の規模に係る基準を定めるなどした上で、新たに債務保証の対象となることが見込まれるプロジェクトについて、債務保証が必要となる時期、金額等をできる限り把握し、債務保証料収入等について適切に見積もるなどして引き続き適切な信用基金の規模について検討すること

(ウ) 機構は、国から出資された出資金等を基にリスクマネーの供給を行った事業によって生じた損失については、エネルギーの安定供給の効率的な実現と売却資産価値の最大化の追求に留意した上で、リスクマネーの供給によって取得した資産を適時適切に売却して得た収益等により補填するよう努めること。また、売却に伴い為替変動による損失が見込まれる場合には、機構の業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から当該損失を容認するののかについて検討すること

イ リスクマネーの供給を受けた自主開発権益の状況等について

(ア) 機構は、出資等支援割合について、計画の達成状況を評価する上で直接必要となるものではないことなどから公表していないが、機構のリスクマネーの供給に多額の国費が投入されていることに鑑み、その効果を示す意味でも、開発会社に対する自主開発権益量の調査に当たって各開発会社の了承を得るなどして、出資等支援割合についても情報を開示していくことについて検討すること

(イ) 機構は、液化設備がないガス田に関する権益について、権益相当量を緊急時に我が国に持ち込むためにスワップを円滑に行うことができるようにするとともに、これらのプロジェクトに係る天然ガスを液化して我が国に持ち込むことができるようにするために、今後も液化設備等の事業化への側面支援を継続すること

(ウ) 機構は、機構が出資を行った湾岸諸国におけるプロジェクトに係る権益について、機構と共に開発会社に出資している我が国企業が湾岸諸国以外に有する権益に係る石油・天然ガスと外国の開発会社が有する権益に係る石油・天然ガスとの間でスワップを円滑に行うことができるよう検討を進めること

- (エ) 機構は、機構の債務保証の保証期間が終了する権益について、債務保証の保証期間が終了した後も一定の期間は持込み努力義務が継続することとした場合の影響を開発会社に確認するなどして、機構の出資株式を売却することと債務保証の保証期間が終了することとの性質の違いに留意しつつ、その継続の可能性について検討すること
- ウ 出資及び債務保証プロジェクトの審査について
- (ア) 機構は、将来、天然ガスを液化して我が国に持ち込むことが期待されるプロジェクトについて、審査の際に、操業会社が実施する液化設備等の建設等に係る計画に関しても、情報を収集し計画内容の確認等を行うことを検討することに加え、ガス田の資産買収に係る開発会社の交渉期間も考慮した上で、適切に審査を行うこと
- (イ) 湾岸諸国における権益は、当該地域における石油・天然ガスの埋蔵量の多さ、輸出余力の高さ、我が国との距離等を総合的に考慮すると、これからも引き続き重要であると考えられることから、機構は、我が国への石油・天然ガスの持込みについて、開発会社との間で、チョークポイントに関するリスクを認識した上で、機構と共に開発会社に出資している我が国企業が湾岸諸国以外に有する権益に係る石油・天然ガスと外国の開発会社が有する権益に係る石油・天然ガスとの間でスワップが行われることで緊急時においても我が国への持込みを確保することについて、審査の際に確認を行うことを検討すること
- エ 機構におけるリスクマネーの供給に係る財務諸表の表示について
- 機構は、財務諸表における探鉱段階の出資に係る株式評価額の表示に当たって、出資株式を適時適切に評価し、機構の資産等の状況を適時適切かつ国民に分かりやすい形で情報開示するために、探鉱段階の関係会社株式の評価方法について、現在の評価方法に改善を加えるなどしてより適切なものとすることを検討すること
- オ 公団が保有していた資産並びに債権及び債務の処理について
- 資源エネルギー庁は、公団解散時における欠損金残高 5243 億 5453 万余円のうち現在も解消されていない 853 億 9275 万余円について、現在保有している公団資産の含み益が 28 年度末の時点で 4552 億 7269 万余円となっていることを踏まえて、エネルギーの安定供給の効率的な実現等に留意しつつ、売却等を含めて当該公団資産を適切に活用することにより、解消していくよう努めること

本院としては、28 年 11 月に機構法が改正され、リスクマネーの供給に係る業務が大幅に拡充されたことを踏まえて、機構等によるリスクマネーの供給について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第7 株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について

検査対象	株式会社商工組合中央金庫、金融庁、財務省、農林水産省、中小企業庁、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行
危機対応円滑化業務の概要	主務大臣が、危機事象によって、一般の金融機関が通常の条件では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難であることなどを認定する場合に、株式会社日本政策金融公庫が、主務大臣が指定する金融機関に対して信用供与や利子補給金の支給を行うなどするもの
危機対応業務の概要	主務大臣が指定する金融機関が、株式会社日本政策金融公庫から上記の信用供与等を受けて、危機事象で受けた被害によって業況や資金繰りが悪化している事業者に対して、必要な資金の貸付けを行うなどするもの
株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務に係る貸付けの件数及び金額	223,572件 12兆5198億円(平成20年度～29年度)
危機対応準備金の額	1500億円(平成29年度末)

1 検査の背景

(1) 商工中金及び危機対応業務の概要等

ア 商工中金の概要

株式会社商工組合中央金庫(平成20年9月30日以前は商工組合中央金庫。以下「商工中金」という。)は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を行うことを目的として設置されている。また、29年度末で、職員数は3,857名、本支店等数は国内100本支店等^(注1)、海外4支店等^(注2)となっている(以下、本店の営業部並びに支店、出張所及び営業所を合わせて「営業店」という。)

(注1) 100本支店等 本店、91支店、3出張所、5営業所

(注2) 4支店等 1支店、3海外駐在員事務所

イ 商工中金の株式会社化

内閣が17年12月に閣議決定した「行政改革の重要方針」を踏まえた政策金融改革を経て、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処するために必要な金融について、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。)により20年10月に政策金融機関を統合して設立された株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号。以下「商工中金法」という。)又は株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)により同月に株式会社化された商工中金及び株式会社日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)その他の金融機関により迅速かつ円滑に行うための体制が整備された。

ウ 危機対応円滑化業務及び危機対応業務の概要等

(ア) 危機対応円滑化業務の概要等

危機対応円滑化業務は、日本公庫法に基づき、危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項の主務大臣である財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣(以下、これらを合わせて「危機対応円滑化業務の主務大臣」という。また、財務省、農林水産省及び経済産業省を合わせて「危機対応円滑化業務の主務省」という。)が、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機事象によって、一般の金融機関が通常の条件では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、危機対応円滑化業務の主務大臣が指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要であると認定(以下、この認定を「危機認定」という。)する場合に、日本公庫が、指定金融機関に対して信用供与(ツーステップ・ローン及び損害担保)や利子補給金の支給を行うなどするものである。

なお、危機対応円滑化業務の主務大臣は、30年3月末までに、68の危機事案を認定しており、このうち3危機事案が同年4月1日時点で継続されている。

(イ) 危機対応業務の概要

危機対応業務は、指定金融機関が、日本公庫から前記の信用供与等を受けて、危機事象で受けた被害によって業況や資金繰りが悪化している事業者に対して、必要な資金の貸付けや利子補給を行うなどするものである。日本公庫法附則第45条又は第46条の規定により指定を受けたものとみなすこととされている商工中金及び政投銀が、指定金融機関として危機対応業務に係る貸付け(以下「危機対応貸付け」という。)等を行っており、商工中金は、29年度末までに計223,572件、計12兆5198億余円の危機対応貸付けを行っている。

(ウ) 信用供与及び利子補給金の支給の概要

危機対応円滑化業務に関して、日本公庫は、商工中金に対する信用供与や利子補給金の支給を行っている。

ツーステップ・ローンは、指定金融機関が行う危機対応業務を支援するために、日本公庫が指定金融機関に対して資金を供給するもので、危機対応業務のために必要とする資金を、日本公庫が財政融資資金から調達して、期間、利率等、調達と同じ条件で商工中金に貸し付けるなどしている。損害担保は、個別の契約により貸付け等に付されるもので、商工中金は日本公庫に所定の補償料を支払い、貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合に、日本公庫がその額の一部を補填することとなっている。

また、日本公庫から利子補給金の支給を受けた指定金融機関は、事業者に対して利子補給を行っており、これにより、事業者における金利を実質的に引き下げることになる。商工中金が行う主な利子補給のうち、雇用維持利子補給は、雇用の維持又は拡大に取り組む事業者に対して行われるもので、危機対応貸付けの貸付日からおおむね6か月の間に常時使用する従業員数が減少した場合、利子補給を取り消して、貸付けの当初に遡って当該取消分の支払請求を行うことなどとなっている。また、経営支援型利子補給は、債務負担が重く経営の改善を迫られている事業者であって、指定金融

機関等の経営指導を受けて事業計画を作成する者に対して行われるものである。

(エ) 危機対応準備金

政府は、危機対応貸付けの事業規模拡大の中でその円滑な実施を図るため、商工中金の財政基盤の確保を目的として21年度補正予算により1500億円を商工中金に出資し、商工中金は、同額を危機対応準備金として計上した。

危機対応準備金の額が計上されている場合は、商工中金は、事業年度ごとに、事業年度経過後3か月以内に危機対応準備金の額の見通し及びその根拠について経済産業大臣及び財務大臣に報告することとなっている。さらに、商工中金が、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することとなっている。

(2) 危機対応業務の要件確認における不正事案の判明及びその後の対応等

28年11月22日、商工中金は、鹿児島支店が行った危機対応貸付けにおいて、事業者が危機事象の影響を受けていることを確認する際に、一部の職員が事業者から受領した試算表等を自ら書き換えて対応した事態が判明したことなどを公表した。そして、調査の客観性、中立性及び専門性を確保してこの事態を調査するために、同年12月12日付けで「危機対応業務にかかる第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)を設置した。

第三者委員会は、調査対象とした27,934件の危機対応貸付けのうち760件で不正が行われていたことなどを記載した調査報告書を29年4月25日に取りまとめ、商工中金は、同日にこの調査報告書を公表した。調査報告書には、鹿児島支店での不正(以下「鹿児島事案」という。)の公表前にも、池袋支店において、26年12月から27年1月にかけて監査部が実施した特別調査により試算表の自作・改ざんが行われた疑義があることを把握しながら、不祥事性は見られないなどとして処理していたこと(以下「池袋事案」という。)なども記載されている。

商工中金は、上記の調査報告書を受けて、28年11月30日までに実施した危機対応貸付け219,923件のうち、第三者委員会による調査未実施分の貸付けについて調査を継続するとともに、第三者委員会による調査済みの貸付けの一部を含めて必要な再調査を行った(以下、これらの調査を「継続調査等」という。)。その結果、商工中金は、4,609件で不正が行われており、そのうち要件充足が確認できなかった危機対応貸付け(以下「要件非該当貸付け」という。)が3,255件、判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかった危機対応貸付けが7,569件あることなどを記載した調査報告書を29年10月25日に危機対応円滑化業務の主務大臣及び商工中金の主務大臣等(財務大臣、経済産業大臣及び金融庁長官)に提出するとともに、その内容を公表した。

そして、不正事案を受け経済産業省が設置した有識者による商工中金の在り方検討会が、今後、商工中金は、経営改善、事業再生、事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしている中小企業を支援する分野への取組に全面注力し、当該分野で適正な収益を得るビジネスモデルを構築すること、現行の危機対応業務から災害対応を除き全面撤退し、利子補給については極めて限定的に適用することなどとする提言を取りまとめ、30年1月に、経済産業省がこれを公表した。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

危機対応円滑化業務の主務省において危機事案の認定、継続及び解除が適切に行われなかったり、指定金融機関が危機対応業務の要件を満たしていない事業者に対して危機対応貸付けを行ったりした場合は、危機によって事業者が受けた被害に対処するために行う危機対応業務の制度の趣旨を逸脱することになる。また、日本公庫が危機対応円滑化業務において指定金融機関である商工中金へ損害担保契約に基づく補償金の支払、利子補給金の支給等を行うために、国が日本公庫に多額の出資等の財政措置等を行っており、危機対応業務においては、指定金融機関による多数の危機対応貸付けが行われていることから、上記の場合は国の財政負担を増加させるおそれがある。

そこで、本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、危機対応円滑化業務の主務省は危機事案の認定、継続及び解除並びに危機対応業務の制度運営を適切に行っているか、商工中金による危機対応業務における不正等の要因は何か、商工中金は危機対応貸付けの審査を適切に行ってきたかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、商工中金本店及び15支店^(注3)、金融庁、財務省、農林水産省、中小企業庁、日本公庫本店並びに政投銀本店及び6支店^(注4)において、20年度から29年度までの間に国が行った危機対応業務に係る財政措置等、日本公庫が行った危機対応円滑化業務、指定金融機関が行った危機対応貸付け等を対象に会計実地検査を行った。このうち、商工中金本店及び10支店^(注5)からは、雇用維持利子補給に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。また、政投銀本店及び6支店においては、商工中金が行った危機対応貸付けとの相違点について分析するなどして検査した。

さらに、533金融機関(銀行120行、信用金庫264金庫、信用組合149組合)に対して、商工中金における危機対応業務等に関するアンケート調査を実施した。

(注3) 15支店 札幌、新宿、東京、池袋、横浜、長野、熱田、津、大阪、堺、神戸、岡山、高松、福岡、鹿児島各支店

(注4) 6支店 北海道、東北、東海、関西、中国、四国各支店

(注5) 10支店 東京、長野、熱田、津、大阪、堺、神戸、岡山、福岡、鹿児島各支店

3 検査の状況

(1) 危機認定、国の財政措置等

ア 危機認定等

危機対応円滑化業務の主務省は、危機認定について、被害状況の分析や国の経済対策等を踏まえて行うこととしており、危機事案については、定期的に見直しを行い、継続又は解除を判断することとしている。

そこで、「円高等対策特別相談窓口」等の7危機事案について、危機対応円滑化業務の主務省における検討状況を確認したところ、経営環境変化に対応する事案等(以下「経済関連」という。)については、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議の決定事項を踏まえたり、危機事象により見込まれる具体的な影響を検討したりなどして危機認定を行っていたが、危機認定の要件である「一般の金融機関が通常条件では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難」であることについて

は、一部の危機事案では一般の金融機関から聞き取りを行うなどして実際に貸付け等を行うことが困難な状況であることを調査していたものの、それ以外の危機事案では、危機事象による中小企業への資金繰りへの影響を確認するにとどまっていた。また、危機認定の継続に際しても、一般の金融機関の貸付けの状況等について一般の金融機関からの聞き取りによる調査は行っていなかった。

なお、533金融機関に対して実施した危機対応業務等に関するアンケート調査(回答数420、回答率78.7%)においては、危機対応貸付けの在り方について、「見直しを行った上で存続すべきである」とした回答が54.0%となっているなどしていた。そして、上記の回答をした金融機関に対して、どのような見直しを行うべきであると考えているか調査したところ、危機認定を厳格に行うべきであるとした回答が83.7%、危機認定の解除を厳格に行うべきであるとした回答が21.1%などとなっていた。

危機認定に際しては緊急性を要することから、一般の金融機関の貸付け態度や危機事象の影響を受ける事業者の資金繰りの状況等について十分に調査を行うことが困難な場合もあると考えられるが、可能な限り調査を行った上での確に判断する必要があり、また、危機認定の継続に際しては、継続の必要性等について十分な調査を行った上での確に判断する必要があると認められる。

イ 国から日本公庫への財政措置等

危機対応円滑化業務の主務省は、日本公庫の危機対応円滑化業務勘定に、29年度末までに、補償料の引下げ、利子補給金、危機対応円滑化業務に要する経費等の原資として、出資計9693億余円、補給金計28億余円、補助金計15億余円の財政措置を講ずるとともに、ツーステップ・ローンによる貸付けに要する資金の原資として、財政融資により計8兆3615億余円を日本公庫に対して貸し付けている。

ウ 主務省による監督等

商工中金法又は日本公庫法に基づく、商工中金の主務省(財務省、経済産業省及び金融庁)及び危機対応円滑化業務の主務省による商工中金に対する立入検査は、20年10月の商工中金の株式会社化以降、計5回実施されてきた。

日本公庫は、商工中金に対する検査や監督の権限を有しておらず、商工中金との間で締結した危機対応業務に係る協定書に基づき、補償金の支払について、商工中金から支払請求を受けた際に、審査を行っている。

(2) 危機対応業務の実施状況

ア 危機対応貸付けの実績

商工中金の行った危機対応貸付けの貸付実績及び貸付残高の推移をみると、世界的な金融危機や景気後退の影響を受けて21、22両年度に年間2兆円を超える危機対応貸付けが行われ、貸付残高も24年度末には4兆円を超える規模となっている。そして、26年度以降、危機対応貸付けの貸付件数及び貸付金額は年々減少してきているが、29年度末でもなお1兆8000億円を超える規模の貸付残高となっている。

また、危機事案の分類別の構成比をみると、危機対応貸付け全体に占める、経済関連の割合が、件数で82.32%、金額で81.98%と大半を占めていた。

イ 不正事案に係る本院の検査

本院は、商工中金による鹿児島事案の公表後、前記の各調査等と並行して、商工中金

(注6)
本店及び12支店で行われた危機対応貸付けから、第三者委員会により不正が行われていたと判定されたものなどを除外した上で、利子補給が適用されているものなどを中心に計876件(貸付金額計691億2144万円、利子補給見込総額計8億9423万余円)の危機対応貸付けを抽出して不正事案に係る会計実地検査を行った。また、商工中金の調査報告書が公表される直前に、札幌、高松両支店において、商工中金が不正の疑義がないとしていた危機対応貸付けから計141件(貸付金額計101億8700万円、利子補給見込総額計1億2909万余円)を抽出して会計実地検査を行った。

(注6) 12支店 新宿、東京、池袋、横浜、熱田、津、大阪、堺、神戸、岡山、福岡、鹿児島各支店

上記の本店及び12支店において検査したところ、新宿、池袋、福岡、鹿児島各支店の計21件において不正が行われていた可能性がある事態が見受けられたことから、本院は、商工中金に対して詳細な調査を求めるとともに、商工中金を通じて事業者から根拠資料の再提出を求めてその内容を確認するなどした。商工中金はこれらを踏まえて継続調査等を行い、その結果、新宿、池袋、鹿児島各支店における計13件について、商工中金の調査報告書において不正があると判定された(試算表等に係る不正2件、貸付金額計1億5000万円、共に要件非該当貸付けである2件に係る日本公庫からの支給済利子補給金額計161万余円、雇用維持利子補給に係る不正11件、11件のうち要件非該当貸付け10件に係る日本公庫からの支給済雇用維持利子補給金額計202万余円)。なお、このほかの計8件については、判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかつたとされた。

上記13件のうち、鹿児島支店における雇用維持利子補給に係る5件については、短期間に従業員数が大幅に変動しているなどの不自然な点が見受けられたもので、商工中金は、第三者委員会による調査に先行して行った社内調査において、従業員数の連続性に着眼した調査を行っていなかったものであった。商工中金は、同支店以外の一部の支店でも同様の状況が見受けられたことから、この着眼点から改めて2,681件について調査を行い、その調査結果について自らの調査報告書に反映させた。

また、札幌、高松両支店において検査したところ、両支店において1件ずつ不正が行われていた可能性がある事態が見受けられたことから、本院は、前記の21件と同様に、商工中金に対して詳細な調査を求めるとともに、商工中金を通じて事業者から根拠資料の提出を求めてその内容を確認するなどした。そして、商工中金は、これらの2件に関連した追加調査を実施しており、その結果、不正が行われていた危機対応貸付けの件数が、商工中金の調査報告書で公表された4,609件(不正数4,802件)から、これらの2件(共に要件非該当貸付け。試算表等に係る不正1件、貸付金額1500万円、日本公庫からの利子補給金の支給なし、雇用維持利子補給に係る不正1件、日本公庫からの支給済雇用維持利子補給金額17万余円)を含めて22件(不正数23件)増加して4,631件(同4,825件)となったなどとする旨を30年3月26日に公表した(前掲631ページの「危機対応業務に係る貸付けの要件を確認するために事業者から受領した試算表等を改ざんするなどして、要件を満たしていない事業者に対して貸付け及び利子補給金の支給を行っていたもの」参照)。

そして、商工中金は、前記の新宿、池袋、鹿児島各支店及び上記の札幌、高松両支店

における、試算表等に係る不正3件及び雇用維持利子補給に係る不正11件、計14件の要件非該当貸付け(試算表等に係る不正3件における貸付金額計1億6500万円、3件のうち日本公庫から利子補給金の支給を受けていた2件における支給済利子補給金額計161万余円、雇用維持利子補給に係る不正11件における日本公庫からの支給済雇用維持利子補給金額計220万余円、合計1億6882万余円)のうち、利子補給金又は雇用維持利子補給金の支給を受けていた計13件に係る支給済額計382万余円について、30年3月までに日本公庫に返還した。

ウ 不正事案の状況

(ア) 評価制度

商工中金は、各営業店における評価項目の点数を集計することなどにより営業店の業績を相対的にランク付けして、営業店業績評価における総合評価結果を決定している。商工中金の調査報告書において不正があると判定された貸付けの比率が全体の平均の2倍以上となっている12営業店(以下「不正上位グループ」という。)と、その他の営業店(以下「その他グループ」という。)との営業店業績評価の総合評価結果を比較すると、不正事案が多く発生していた25、26両年度において、不正上位グループの総合評価結果がその他グループのそれを上回る状況となっているなどしていた。さらに、貸付件数に対する不正が行われた貸付けの比率(以下「不正比率」という。)の高い上位3営業店について、総合評価結果と不正件数等の推移をみると、不正件数が多い期間ほど、おおむね総合評価結果が高い状況となっていた。危機対応業務が営業店業績評価の評価項目に組み込まれたこと、計画額が機械的に割り振られたこと、営業店が実需に沿わない過大な目標として割り振られた計画額を達成し、高い営業店業績評価を得ようとしたことなどが、不正の要因の一つであったと考えられる。

支店長の評価については、営業店業績評価の結果が賞与考課等にそのまま反映されていることから、支店長には、危機対応貸付けの実績額を増加させて自らが管轄する営業店の業績評価を高めることで、自らの賞与考課等の評価を引き上げ、その結果、自身の昇格、昇給、昇進等につなげたいとの動機が形成されていたと考えられる。

(イ) 商工中金における統制の状況

a 不正事案を踏まえた改善以前の主な機関及び各部署における統制の状況

商工中金は、取締役会、監査役会、会計監査人に加えて、経営会議、内部監査会議等の機関を設置するなどして、業務運営に当たるとともに、各営業店で実施する危機対応貸付けが、法令、規程等に基づき適切に実行されるようにするために、営業店の管理職によるりん議決裁、自店監査専担班が実施する自店監査、監査部が実施する内部監査等により、内部けん制を図ることとしていた。

b 重大な疑義事案に対する対応状況等

第三者委員会の調査報告書には、池袋事案においては、社外取締役等への報告や商工中金の主務大臣等への届出を行うこととなる不祥事件該当性の確認が適切に行われていないなどしていたことが記載されている。

また、第三者委員会の調査報告書には、25年11月、長野支店の職員が、雇用維持利子補給の要件確認に係る根拠資料を改ざんしていた事実が発覚し、組織金融部

の調査により少なくとも3件の改ざんが確認されていたことなどが記載されている。

上記3件の実態等を本院が検査したところ、組織金融部及び長野支店は、25年11月、上記の改ざんを行っていた職員が担当した危機対応貸付けのうち、雇用維持利子補給が適用された43件(貸付金額計16億2800万円、利子補給金支給見込総額計1985万余円)について調査を行っていた。

そこで、当該43件について検査したところ、約4年後に公表された商工中金の調査報告書において、これらのうち11件は、雇用維持利子補給に係る不正が行われていたと判定されていた。これら11件における25年11月の調査の状況等について確認したところ、少なくとも8件の貸付けに係る資料に、不正が行われていた可能性が高いことが記載されており、組織金融部及び長野支店は、同支店職員が少なくとも8件は不正を行った可能性が高いことを認識していたと認められた。しかし、組織金融部及び同支店は、25年11月に調査を行った際は、改ざんなどを行ってはないという認識が著しく欠けていたことから、調査の内容は雇用維持利子補給の要件に該当しているかどうかの確認に終始していて、不正が行われていたかどうかについての判断は行わず、改ざんなどが行われていたものの、雇用維持利子補給の要件に該当していると判断したものについては、事業者から新たに資料を入手するなどして不備を補完したとしていた。そして、組織金融部は、取締役会、監査部等に報告を行っておらず、他の営業店で同様の事態がないかの調査も行っていなかった。このため、商工中金は、不祥事件としてこれらの事態を商工中金の主務大臣等に届出を行う必要があったと思料されるのに、この届出を行っていなかった。

また、28年7月に実施した監査部の池袋支店に対する営業店業務監査や組織金融部の広がり調査により、東京、池袋両支店において、貸付日からおおむね6か月後に常時使用する従業員数の確認(以下「6か月後確認」という。)に関する疑義事案が発覚したが、広がり調査の結果が取締役会やコンプライアンス会議において報告されていなかった。

貸付け実施後に行われる自店監査による指摘等に対しても不備を補完するとして、りん議決裁時点の資料等の差替えや廃棄といった不適切な行為が行われていた。

c 危機対応業務等に係る統制の改善状況

商工中金は、28年11月の鹿児島事案の判明、危機対応円滑化業務の主務大臣及び商工中金の主務大臣等による業務改善命令等を受けて、自店監査や内部監査における監査項目等に資料の真正性の確認や不正発生防止の観点を加えるなど、危機対応業務等に係る統制の改善を行っている。

エ 政投銀による危機対応貸付けとの比較

商工中金は危機対応貸付けにおける損害担保契約の適用割合が貸付件数及び貸付金額のいずれも累計で9割を超えている一方、政投銀は累計で4%に満たない状況となっており、利子補給についても、商工中金は貸付件数に占める割合が29年度末時点までの累計で50.10%となっているのに対して、政投銀は累計で19.31%にとどまっている。

また、商工中金は危機対応貸付けの実績を営業店及び各営業担当者の業務目標として定めていたが、政投銀は人事考課等に組み込んでいなかった。

オ 利子補給の実施状況等

(ア) 利子補給の実施状況

雇用維持利子補給が適用された危機対応貸付けについて商工中金本店及び10支店から調書の提出を受けて、調書の作成対象とした1,954件のうち、商工中金の調査報告書で不正が行われていなかったなどとされた1,603件についてみたところ、そのうち394件(24.5%)において、6か月後確認以降に従業員数が減少していた。

また、商工中金本店及び15支店から危機対応貸付けを受けた事業者で、複数の貸付けにおいて経営支援型利子補給の適用を受けている事業者3,800者において、貸付け後に新たに同利子補給を適用した危機対応貸付けを行っていたものが7,923件あり、そのうち新たな貸付けが1年以内に行われていたものが5,610件(70.8%)となっているなど、短期間に繰り返し同利子補給を適用しているものが多数見受けられた。

(イ) 一般の金融機関から通常の条件で貸付けを受けられる可能性が高いと思料される事業者に対する危機対応貸付けの実施等

札幌、高松両支店が行った危機対応貸付けのうち、商工中金の調査報告書等で不正が行われていなかったとされた貸付けから利子補給が適用された貸付け計139件を抽出して「貸出稟議・申請書」等を検査したところ、「他行低レートで積極セールス中。」などと記載されていて、一般の金融機関から通常の条件による貸付けの提案を受けていることを事業者から聞き取っていたにもかかわらず、当該事業者に対して危機対応貸付けを行っていたものが52件見受けられた。

これらのことなどから、商工中金において利子補給の運用に当たり制度趣旨に十分に留意することはもとより、危機対応円滑化業務の主務省において、指定金融機関が制度趣旨に十分に留意した運用を行うよう、制度を適切に運営する必要があると認められる。

(3) 危機対応準備金の額の見通し及びその根拠

商工中金において、危機対応業務の要件確認における不正事案が判明し、要件非該当貸付けが相当数あったことなどが明らかになったのち、商工中金は、29年6月に29年度の危機対応準備金の額の見通し及びその根拠を経済産業大臣及び財務大臣に報告していたが、その内容は、いずれも前年度までの報告と同様であり、見通しについては前年同期と比べて変わらないとしており、その根拠については「欠損のてん補を行うこと及び国庫納付を行うことをいずれも予定していないため」として具体的なものはなっておらず、29年度の事業計画策定時に、自己資本の質的向上等について設定するなどしていたが、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行っていなかった。

危機対応準備金について、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、その額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することとなっていることから、商工中金は、危機対応貸付けの実施状況等を踏まえて、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行う必要があると認められた(前掲635ページの「危機対応準備

金について、事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的な検討を行うとともに、国庫納付が可能であると判断した場合は、適切に国庫に納付するよう改善させたもの]参照)。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

危機対応円滑化業務の主務省において危機事案の認定、継続及び解除が適切に行われなかったり、指定金融機関が危機対応業務の要件を満たしていない事業者に対して危機対応貸付けを行ったりした場合は、危機によって事業者が受けた被害に対処するために行う危機対応業務の制度の趣旨を逸脱することになる。また、日本公庫が危機対応円滑化業務において指定金融機関である商工中金へ損害担保契約に基づく補償金の支払、利子補給金の支給等を行うために、国が日本公庫に多額の出資等の財政措置等を行っており、危機対応業務においては、指定金融機関による多数の危機対応貸付けが行われていることから、上記の場合は国の財政負担を増加させるおそれがある。

そこで、本院が、危機対応円滑化業務の主務省は危機事案の認定、継続及び解除並びに危機対応業務の制度運営を適切に行っているか、商工中金による危機対応業務における不正等の要因は何か、商工中金は危機対応貸付けの審査を適切に行ってきたかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 危機認定、国の財政措置等

(ア) 危機認定等

危機対応円滑化業務の主務省は、経済関連については、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議の決定事項を踏まえたり、危機事象により見込まれる具体的な影響を検討したりなどして危機認定を行っていた。しかし、危機認定の要件である「一般の金融機関が通常条件では事業者が受けた被害に対処するために必要な資金の貸付け等を行うことが困難」であることについては、一般の金融機関から聞き取りを行うなどして実際に貸付け等を行うことが困難な状況であることを一部の危機事案では調査していたものの、それ以外の危機事案では、危機事象による中小企業への資金繰りへの影響を確認するにとどまっていた。また、危機認定の継続に際しても、一般の金融機関の貸付けの状況等について一般の金融機関からの聞き取りによる調査は行っていなかった。

(イ) 国から日本公庫への財政措置等

危機対応円滑化業務の主務省は、日本公庫の危機対応円滑化業務勘定に対して、29年度末までに出資により計9693億余円、補給金により計28億余円、補助金により計15億余円の財政措置を講ずるなどしている。

(ウ) 主務省による監督等

主務省による商工中金に対する立入検査は、20年10月の商工中金の株式会社化以降、計5回実施されてきた。

イ 危機対応業務の実施状況

(ア) 危機対応貸付けの実績

商工中金の行った危機対応貸付けの貸付残高は、24年度末には4兆円を超える規

模となっていて、その後減少してきているが、29年度末でもなお1兆8000億円を超える規模の貸付残高となっている。

(イ) 不正事案に係る本院の検査

鹿児島事案の公表後、商工中金本店及び12支店において、第三者委員会により不正が行われていたと判定されたものなどを除いた危機対応貸付けを検査したところ、新宿、池袋、福岡、鹿児島各支店の計21件において不正が行われていた可能性がある事態が見受けられた。そして、商工中金による継続調査等の結果、29年10月に公表された商工中金の調査報告書において、13件については不正があると判定され、残りの8件についても判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかったとされた。

13件のうち鹿児島支店における雇用維持利子補給に係る5件については、商工中金が第三者委員会の調査に先行して行った社内調査において、従業員数の動きに不自然な点はないかといった従業員数の連続性に着眼した調査を行っていなかったものであった。商工中金は、他の一部の支店でも同様の状況が見受けられたことから、この着眼点から改めて2,681件について調査を行い、その調査結果について上記の調査報告書に反映させていた。

商工中金の調査報告書が公表される直前に札幌、高松両支店において、商工中金が不正の疑義がないとしていた危機対応貸付けを検査したところ、計2件の不正が行われていた可能性がある事態が見受けられた。そして、商工中金は、これら2件に関連した追加調査を実施した結果、不正が行われていた危機対応貸付けの件数が、当該調査報告書で公表した4,609件(不正数4,802件)から22件(同23件)増加して4,631件(同4,825件)となったなどとする旨を30年3月に公表した。

(ウ) 不正事案の状況

不正上位グループとその他グループとの営業店業績評価の総合評価結果を比較すると、不正事案が多く発生していた25、26両年度において、不正上位グループの総合評価結果がその他グループのそれを上回る状況となっていた。

不正比率の高い上位3営業店について、総合評価結果と不正件数等の推移をみると、不正件数が多い期間ほど、おおむね総合評価結果が高い状況となっていた。

25年11月、長野支店において、少なくとも8件は不正が行われていた可能性が高いことを組織金融部及び長野支店は認識していたが、改ざんなどを行ってはならないという認識が著しく欠けていたことから、調査の内容は雇用維持利子補給の要件に該当しているかどうかの確認に終始して、不正が行われていたかどうかについての判断は行わず、改ざんなどが行われていたものの、雇用維持利子補給の要件に該当していると判断したものについては、事業者から新たに資料を入手するなどして不備を補完したとしていた。そして、組織金融部は、取締役会、監査部等に報告を行っておらず、他の営業店で同様の事態がないかの調査も行っていなかった。

貸付け実施後に行われる自店監査による指摘等に対しても不備を補完するとして、りん議決裁時点の資料等の差替えや廃棄といった不適切な行為が行われていた。

(エ) 政投銀による危機対応貸付けとの比較

商工中金は危機対応貸付けにおける損害担保契約の適用割合が貸付件数及び貸付金額のいずれも累計で9割を超えている一方、政投銀は累計で4%に満たない状況と

なっているなどしていた。また、商工中金は危機対応貸付けの実績を営業店及び各営業担当者の業務目標として定めていたが、政投銀は人事考課等に組み込んでいなかった。

(オ) 利子補給の実施状況等

商工中金本店及び10支店が行った雇用維持利子補給が適用された危機対応貸付けについて、商工中金の調査報告書で不正が行われていた又は不正の疑義が払拭できなかったとされたものを除いた1,603件のうち、394件(24.5%)において、6か月後確認以降に従業員数が減少していた。

商工中金本店及び15支店が行った危機対応貸付けについて、複数の貸付けにおいて経営支援型利子補給の適用を受けている事業者3,800者における同利子補給の適用間隔を確認したところ、貸付け後に新たに同利子補給を適用した危機対応貸付けを行っていた7,923件のうち、5,610件(70.8%)で当該貸付けが1年以内に行われているなど、短期間に繰り返し同利子補給を適用しているものが多数見受けられた。

札幌、高松両支店が行った危機対応貸付けについて、商工中金の調査報告書等において不正が行われていなかったとされた貸付けで利子補給が適用された貸付け139件のうち、一般の金融機関から通常の条件による貸付けの提案を受けていることを事業者から聞き取っていたにもかかわらず、当該事業者に対して危機対応貸付けを行っていたものが52件見受けられた。

ウ 危機対応準備金の額の見通し及びその根拠

商工中金において、危機対応業務の要件確認における不正事案が判明し、要件非該当貸付けが相当数あったことなどが明らかになったのち、商工中金は、29年6月に29年度の危機対応準備金の額の見通し及びその根拠を経済産業大臣及び財務大臣に報告していたが、その内容はいずれも前年度までの報告と同様であり、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているかについて具体的な検討を行っていなかった。

(2) 所見

危機対応業務は、政策金融改革の一環として創設され、業務が開始されてから約10年が経過している。この間、商工中金は、指定金融機関として危機対応貸付けを行ってきており、いわゆるリーマン・ショックや東日本大震災といった大規模な危機に対応してきている。しかし、今般、商工中金が危機対応貸付けにおいて多数の不正を行っていたことなどが判明し、商工中金において、危機対応業務を一般の金融機関との競争上優位性のある「武器」として認識し、収益等の維持・拡充に利用するなどして過度に推進したことや、社外役員によるけん制機能を含め、取締役会の機能が十分に発揮されていないなどガバナンス態勢が欠如していたことなどが明らかになったことから、商工中金は、ガバナンスの強化を図るとともに新たなビジネスモデルを構築するとしている。

については、商工中金による危機対応業務等が適切に行われるよう、商工中金及び危機対応円滑化業務の主務省において、次のような点に留意する必要がある。

ア 商工中金において、

(ア) 危機対応貸付けについては、取締役会等において適切に報告を行うことや、内部監査等において改ざんなどによる不正のリスクへの対応を適切に行うことを徹底すると

ともに、要件の確認や、要件を確認するための資料の真正性の確認等を確実に行うことについて職員に対する研修を実施するなどして、不正等の再発防止を徹底すること。また、利子補給については、制度趣旨に十分に留意して運用すること

- (イ) りん議決裁時点の資料の真正性の確保については、内部規程等を整備するとともに、職員に対して周知徹底を図ること
 - (ウ) 危機対応業務も含めた商工中金の業務全般においては、業務の適正な執行が確保されるよう、法令遵守やリスク管理についての態勢を強化したり、これらの重要性について職員に対して周知徹底を図ったりなどの改善に引き続き取り組むこと
 - (エ) 危機対応準備金については、引き続き、事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的に検討を行うとともに、国庫納付が可能であると判断した場合は、適切に国庫に納付すること
- イ 危機対応円滑化業務の主務省において、
- (ア) 危機認定については、緊急性を要することから、一般の金融機関の貸付け態度や危機事象の影響を受ける事業者の資金繰りの状況等について十分に調査を行うことが困難な場合もあると考えられるが、可能な限り調査を行った上での確に判断すること。また、危機認定の継続に際しては、継続の必要性等について十分な調査を行った上での確に判断すること
 - (イ) 利子補給については、指定金融機関が制度趣旨に十分に留意した運用を行うよう、制度を適切に運営すること

本院としては、今後とも商工中金における危機対応業務の実施状況等について引き続き検査していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

第1 学校法人森友学園に対する国有地の売却等について

要請を受諾した年月日	平成29年3月7日
検査の対象	財務省、国土交通省
検査の内容	学校法人森友学園に対する国有地の売却等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成29年11月22日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成29年3月6日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月7日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
財務省、国土交通省
(二) 検査の内容
学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する次の各事項
① 大阪府豊中市の国有地の貸付及び売却の経緯
② 貸付価格及び売却価格並びに価格算定手続の適正性
③ 当該国有地の貸付及び売却に関する行政文書の管理状況

(2) 大阪府豊中市の国有地の概要

本件要請に係る大阪府豊中市の国有地は、豊中市野田町に所在する面積8,770.43㎡の土地(以下「本件土地」という。)であり、国土交通省所管自動車安全特別会計空港整備勘定(20年度から25年度までは社会資本整備事業特別会計空港整備勘定、19年度以前は空港整備特別会計。以下「空港整備勘定」という。)に所属している。本件土地は、28年6月20日に学校法人森友学園(以下「森友学園」という。)に売却されていたが、買戻権の行使により、29年6月29日に国有地となっている。

豊中市野田町周辺地区は、昭和49年に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。)等に基づき、大阪国際空港周辺における航空機の騒音により生ずる障害が特に著しい区域として指定されており、同周辺地区には、国土交通省(平成13年1月5日以前は運輸省)が、騒防法に基づいて騒音対策として土地の所有者からの申出に応じて買い入れた土地(以下「移転補償跡地」という。)が散在していた。これらの移転補償跡地は、行政目的に直接供用される行政

財産として、国土交通省大阪航空局(以下「大阪航空局」という。)が管理していた。そして、航空機のエンジンの低騒音化等により、元年に同周辺地区の指定が解除されたことを受け、大阪航空局は、「大阪国際空港周辺の移転跡地の取り扱いに関する運用方針」(平成2年9月28日付け運輸省航空局環境整備課。以下「運用方針」という。)等に基づき、同周辺地区内の移転補償跡地について、5年に行政財産の用途を廃止し、処分が可能な普通財産に分類変更して大阪航空局が引き続き管理していた。その後、豊中市野田町では、8年度から21年度にかけて豊中市が野田土地区画整理事業(以下「野田区画整理事業」という。)を施行していた。本件土地は、野田区画整理事業の施行区域(以下「野田地区」という。)内に散在していた上記の大阪航空局が管理していた移転補償跡地のうち213筆、21,606.95㎡に代えて、17年6月に大阪航空局が換地処分により取得した土地18,262.85㎡の一部である。

その後25年に、大阪航空局は、「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」(平成23年財理第3002号。以下「委任要領」という。)に基づき、財務省近畿財務局(以下「近畿財務局」という。)に対し本件土地の売却処分を依頼していた。近畿財務局は、この依頼を受けて、25年6月に大阪府及び豊中市に対して取得等要望の有無を確認するとともに、ホームページ上で、公用・公共利用のための取得等要望を受ける財産として公表したところ、同年9月に森友学園から小学校用地としての取得等要望書が提出された。そして、近畿財務局は、27年5月に買受特約を付した貸付期間10年間の定期借地権を設定する国有財産有償貸付合意書(以下「貸付合意書」という。)等を森友学園と締結した。貸付合意書では、24年までに行われた土壌汚染等に係る複数回の調査で判明した土壌汚染及び地下埋設物の撤去を森友学園が行うこと、森友学園が土壌汚染及び地下埋設物の撤去を実施して、これにより本件土地の価値が増加した場合の撤去費用は、有益費^(注1)として、森友学園が支出した費用のうち国と森友学園が合意した額又は財産価格増加額のいずれかを国が選択の上、森友学園へ返還することなどが定められている。そして、27年6月から同年12月までの間に森友学園が土壌改良工事等を実施したことから、近畿財務局、森友学園及び大阪航空局の三者による合意に基づき、大阪航空局は、28年4月に当該工事等に係る有益費として空港整備勘定から1億3176万円を森友学園へ支払っていた。

28年3月に、森友学園から近畿財務局に対して、貸付合意書で対象としていた地下埋設物に該当しない新たな地下埋設物が小学校建設工事中に発見された旨の連絡があり、また、同月、森友学園から本件土地を購入したい旨の提案があった。これを受け、近畿財務局は大阪航空局に対して、本件土地の売却価格の算定のために、地下埋設物の撤去・処分費用についての見積りの依頼を行い、大阪航空局は、同年4月に当該費用を8億1974万余円とする見積りを近畿財務局へ提出した。近畿財務局は、上記の撤去・処分費用を考慮することなどを条件とした鑑定評価業務を不動産鑑定業者に委託するなどして算定した1億3400万円を売却価格として、同年6月20日に本件土地を森友学園へ売却していた。

(注1) 有益費 他人の物を占有する者がその物の改良を行うために支出した費用等その物の価値を増加するために支出した費用

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、財務省及び国土交通省が実施した森友学園に対する国有地の売却等について、正確性、合規性、経済性等の観点から、次の点に着眼して検査を実施した。

(ア) 大阪府豊中市の国有地の貸付及び売却の経緯

- ① 移転補償跡地の取得や換地処分を受ける際に、地下埋設物等の確認は適切に行われているか、野田区画整理事業における換地処分は適切に行われているか、国有財産台帳への記載等は適切に行われているか。
- ② 大阪航空局から近畿財務局への事務委任、公用・公共用の取得等要望の受付、予定価格の作成、貸付け及び売買契約の締結、有益費の支払、地下埋設物等の確認、延納に係る審査・担保権の設定、売払い結果の公表等は法令等に基づいて適切に行われているか。
- ③ サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)(以下「サステナブル事業」という。)の補助金の申請、交付及び審査は適切に行われているか。

(イ) 貸付価格及び売却価格並びに価格算定手続の適正性

- ① 貸付価格及び売却価格は法令等に基づき適切に算定されているか。特に、新たに発見されたとされている地下埋設物の撤去費用は適正な手続に従い適切に算定されているか。
- ② 契約相手方との見積合わせは法令等に基づき適切に行われているか。
- ③ 有益費の対象となった工事内容及び費用の検証は適切に行われているか、土地の価値の増加額は適切に算定されているか。有益費として支払われた額は適切に算定されているか。

(ウ) 当該国有地の貸付及び売却に関する行政文書の管理状況

本件土地の貸付け又は売払いに係る会計経理の妥当性の検証に必要な資料は、法令等に基づき適切に作成され、保存されているか。

イ 検査の対象及び方法

本院は、森友学園に対する本件土地の貸付け、有益費の支払、売却等について、財務本省、国土交通本省、3^(注2)財務局、大阪航空局、一般社団法人木を活かす建築推進協議会(以下「木活協」という。)等において、114人日を要して会計実地検査を行った。

検査の実施に当たっては、主に、近畿財務局、大阪航空局及び木活協において、決裁文書、各種報告等の関係書類の提出を受け、その内容を確認するとともに、財務本省及び近畿財務局の文書管理の状況についてデータが保存されているシステムの仕様等を確認したり、本件土地の現況を確認したりするなどして検査した。また、財務本省及び3財務局において、本件土地と類似の事例との売却手続等の比較を行うとともに、近畿財務局管内の6財務事務所等^(注3)からも調書を徴するなどして同様の比較を行った。

さらに、会計検査院法第28条の規定により、工事関係者等から資料の提出等を受けるなどして調査した。

(注2) 3財務局 関東、東海、近畿各財務局

(注3) 6財務事務所等 大津、京都、神戸、奈良、和歌山各財務事務所、舞鶴出張所

2 検査の結果

(1) 大阪府豊中市の国有地の貸付及び売却の経緯

ア 本件土地の来歴

(ア) 本件土地の周辺地域

本件土地を含む野田町周辺地区は、騒防法等に基づき、昭和49年以降、航空機の騒音の障害に^(注4)応じて第2種区域の指定を受けていた。そして、大阪航空局は、騒防法に基づき、第2種区域及び第3種区域の指定を受けた区域において、航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸の頻繁な実施により生ずる損失の補償等のため、土地の所有者からの申出に応じて土地の買入れを実施して、買入れた土地を行政財産として管理していた。

(注4) 第2種区域 航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域を第1種区域といい、第1種区域のうち、航空機の騒音による障害が特に著しいと認めて国土交通大臣の定める区域を第2種区域という。また、第2種区域のうち、新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、生活環境の改善に資する必要があると認めて国土交通大臣が指定する区域を第3種区域という。

(イ) 大阪航空局における移転補償による土地の買入れ

上記土地の買入れについて、大阪航空局は、「国土交通大臣の設置する特定飛行場周辺の移転補償等実施要領」(昭和46年空管第2号)等に基づき実施していたとしている。そして、大阪航空局は、引渡しを受ける土地における地下埋設物等の調査については、①土地買入金等の額の算定に係る地下埋設物に関する規定は特になく、②移転補償跡地は、大阪航空局が原則として更地のまま管理することとしており、また、特定の利用用途を定めていないなど、地下埋設物があっても特にその後の管理に影響を及ぼさないことなどの理由により、行っていなかったとしている。

(ウ) 移転補償跡地の処分

平成元年3月31日から第2種区域の指定を受けていた区域が大幅に縮小された。そして、大阪航空局は、運用方針等に基づき、第2種区域の指定が解除された区域にある移転補償跡地について、行政財産から普通財産へ分類変更し、原則として有償貸付け又は売払いを行っていた。

(エ) 野田区画整理事業による換地

野田町周辺地区は、昭和49年の第2種区域の指定以降、移転補償により空地化が進んでいたことから、豊中市は、自らが施行者となって、公共施設の整備改善、国有地の集約化等による土地の再編を行い、土地の高度利用を図ることなどを目的として、野田区画整理事業を平成8年6月28日から22年3月31日までの間に施行していた。

大阪航空局が野田区画整理事業により17年6月28日に換地を受けた土地は、本件土地を含む2筆計18,262.85㎡(以下「換地後の土地」という。)となっていた。そして、換地後の土地においては、従前豊中市が所有していた道路用地の舗装、道路の地下に埋設された上下水管やガス管、また、過去に豊中市が大阪航空局より移転補償跡地を無償で借り受けて整備した児童遊園内のコンクリート構造物等(以下、これらを合わ

せて「地下構造物等」という。)が残置されたままとなっていた。しかし、地下構造物等が残置されたまま換地が行われたことなどに係る正確な経緯については、確認することができなかった。

(オ) 換地後の土地の処分

野田区画整理事業の事業計画における土地利用計画等によれば、豊中市は、換地後の土地を全て公園として整備する計画としていた。そして、大阪航空局は、19年10月23日に豊中市に対し「売払処分予定国有地の買受要望の調査について」を発出した。しかし、豊中市は、財政状況が厳しいことなどの理由により換地後の土地を全て買い取ることが困難であるとして、20年3月28日に換地後の土地のうちの半分程度の面積となる東側の9,492.42㎡(以下「公園用地」という。)について買受けを要望する旨の回答を大阪航空局へ送付していた。

(カ) 土地の履歴及び地下構造物の調査

大阪航空局は、換地後の土地に関し、その処分を近畿財務局へ依頼するためには、換地後の土地における瑕疵等を明らかにすることが必要であるとして、21年7月に「大阪国際空港豊中市場外用地(野田地区)土地履歴等調査」を、同年10月に「大阪国際空港豊中市場外用地(野田地区)地下構造物状況調査業務」(以下「地下構造物調査」という。)を実施していた。その結果、換地後の土地について、汚染された土壌が存在するおそれはないと評価されるとともに、地下埋設物として地下構造物等及び廃材、プラスチック、陶器片、生活用品等のごみ(以下「廃材等」という。)が土砂と混ざった状態の土(以下「廃棄物混合土」という。)が確認されていた。

(キ) 公園用地の豊中市への売却

豊中市は、21年9月11日に、公園用地の買受けを要望するとして普通財産買受要望書を大阪航空局へ提出していた。これを受けた大阪航空局は、同月15日に近畿財務局へ公園用地に係る売払処分依頼を行った。

処分依頼を受けた近畿財務局は、21年12月に不動産鑑定業者へ公園用地の不動産鑑定評価を委託し、その結果を受けて評価調書を作成して、22年2月24日に豊中市と見積合わせを実施していた。その結果、近畿財務局は、同年3月10日に地下埋設物が存在することを買受人である豊中市が了承したとする特約条項を付して瑕疵を明示した国有財産売買契約により、公園用地9,492.42㎡を豊中市に14億2386万余円で売却していた。

このため、換地後の土地のうち本件土地8,770.43㎡が大阪航空局に残されることになった。本件土地に残置されている地下構造物等の取扱いについて、公園用地の売却時期や豊中市から本件土地の取得等要望は無いとする回答を受けた時期等に、大阪航空局と豊中市の間で協議等が行われたかどうか両者に確認したところ、協議を行ったとする記録等はなく、事実関係を確認することができなかった。

(ク) 公園用地に係る土壌汚染

豊中市は、売買契約書に公園用地に廃棄物混合土を含む地下埋設物等があることが明示されていたことなどから、22年11月に調査会社へ発注して公園用地における土壌汚染等の調査を実施していた。調査の結果、土壌汚染が確認されたため、豊中市は、23年3月23日に近畿財務局に土壌汚染対策により増額した費用負担について、

協議申入れの事前通知を行っていた。そして、公園整備後の27年3月4日に、豊中市は、土壤汚染対策費用の負担について、近畿財務局及び大阪航空局に協議の申入れを行っていた。協議の結果、同月13日に近畿財務局、豊中市及び大阪航空局は、公園用地に係る瑕疵担保の処理についての合意書を締結し、この合意書に基づき、大阪航空局は同月26日に賠償金として2328万余円を豊中市へ支払っていた。

(ケ) 土壤汚染等状況調査

公園用地において土壤汚染が確認されたことから、大阪航空局は、本件土地についても23年9月に「大阪国際空港場外用地(OA301)土壤汚染概況調査業務」を、同年12月に「大阪国際空港場外用地(OA301)土壤汚染深度方向調査業務」を実施した結果、2か所において砒素及びその化合物の溶出量基準に不適合、3か所において鉛及びその化合物の含有量基準に不適合、計5か所において土壤汚染が見受けられるとされた。そして、基準に不適合な5か所において、汚染深さが地下1mから3mまでの層にあるとし、その除去の方法については、対象土量が比較的少ないことから掘削による除去が適しているとされていた。

(コ) 本件土地の最初の処分手続

大阪航空局は、24年1月20日に森友学園とは別の学校法人から提出された買受要望書を受領したことから、委任要領に基づき、同年3月13日に本件土地に係る売払処分依頼を近畿財務局へ行っていた。しかし、同学校法人は、経済状況の悪化による学生の減少等を踏まえて、24年7月25日に買受要望を取り下げしており、これを受けて大阪航空局は、同年8月7日に近畿財務局への本件土地の売払処分依頼を取り下げていた。

(サ) 移転補償跡地等の管理及び新関空会社への承継

24年7月1日に関西国際空港と大阪国際空港が経営統合されることとなり、国土交通大臣の所管に属する土地等のうち国土交通大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務については、新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」という。)へ承継されることとなった。そして、「新関西国際空港株式会社が承継する権利及び義務にかかる指定について」(平成24年国官会第606号国土交通大臣通知。以下「承継指定通知」という。)によれば、大阪航空局が管理していた大阪国際空港に係る移転補償跡地等は、新関空会社へ承継することとされている。しかし、本件土地については、上記のとおり、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号)が施行される前から、売却に係る協議等が進められていたことから、例外的に新関空会社に対して承継させずに、国が引き続き保有し、処分の手続を進めることとしていたため、承継指定通知において、承継する権利及び義務として指定されていなかった。

イ 本件土地の森友学園への処分に係る会計事務の委任状況

本件土地の売払いなどの処分に係る契約事務は、国土交通大臣から近畿財務局長に委任されており、委任事務の範囲は、委任要領に明記されている事務のほか、契約に関する事務の対象となる事務について、委任者と受任者の間で協議を行い、有益費の支払を大阪航空局長が行うことなどを決定し、会計行為を実施していた。

ウ 本件土地に係る処分等相手方の決定手続等

(ア) 取得等要望の受付、審査等

近畿財務局長が、25年4月30日に大阪航空局長から本件土地の処分依頼を受けたことから、近畿財務局は、同年6月3日から3か月間ホームページで取得等要望を受け付けるなどしていた。そして、同年9月2日に森友学園から小学校用地としての取得等要望書が提出され、審査等を行い、27年2月20日に処分等相手方を森友学園に決定していた。この間に近畿財務局は、大阪府に対し、小学校設立の認可等に関する照会を行うなどしていた。

この審査等の間に、森友学園は、本件土地の一部について、26年10月21日から31日まで一時貸付けを受け、小学校校舎等の設計等のための地盤調査を実施していた。

(イ) 国有財産近畿地方審議会への諮問

近畿財務局は、27年2月2日に国有財産近畿地方審議会に対して、本件土地を小学校敷地として森友学園に貸付け及び売払いを行うことを諮問していた。そして、同月10日の第123回国有財産近畿地方審議会において、森友学園が大阪府から小学校設置の正式認可を得られることを条件として、貸付け及び売払いを行うことは適当であるとする答申が近畿財務局に対して行われていた。

エ 本件土地の貸付けの経緯

(ア) 貸付合意書等の締結手続等

近畿財務局は、本件土地の取得に当たり当初の8年間は本件土地の貸付けを受けたいとの森友学園の要望を受け、①森友学園が3年以内に購入することが困難であること、②定期借地とすることにより10年間をもって確実に契約期間を終了させ、将来的な売払いを確実に担保することなどを理由として、27年2月4日に「普通財産貸付事務処理要領」(平成13年財理第1308号。以下「貸付要領」という。)により処理することが適当ではないと認められる場合に理財局長の承認を得て行う別途処理(以下「特例処理」という。)の承認申請を行い、同年4月30日に財務本省の承認を得て、同年5月29日に、森友学園と、売払い前提の10年間の定期借地権を設定する貸付合意書を締結していた。

なお、24年度から28年度までの間に3財務局及び6財務事務所等が、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第5項及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条第21号の規定に基づき、公共用、公用又は公益事業の用に供するために必要な物件を直接に地方公共団体又は事業者売り払うなどの場合等に該当する随意契約(以下、この場合による随意契約を「公共随契」という。)により売払いを行った契約118件についてみたところ、売払い前提の定期借地とする特例処理を行った事例は本件以外に見受けられなかった。

近畿財務局は、特例処理により定期借地とすることに伴い、「社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」(平成23年財理第1539号)を準用して公租公課相当額が控除されて、貸付料予定価格が低額となること

を考慮せずに特例処理の承認申請を行っており、また、財務本省は、申請に対する検証が十分ではないものとなっており、いずれも慎重な検討を欠いていたと認められる。

近畿財務局と森友学園は、借地借家法(平成3年法律第90号)に基づき、27年6月8日に貸付合意書と同内容の公正証書を作成していた。

近畿財務局は、貸付合意書において、指定期日である28年3月31日までに小学校敷地に供さなければならないなどとした内容の用途指定の特約条項を付していた。なお、近畿財務局は、名神高速道路からの雨水が本件土地に流入していたことなどを踏まえ、28年3月10日に指定期日を29年3月31日とする変更を認めていた。

本件土地には、土壌汚染や地下埋設物等の存在が判明していることから、貸付合意書において、森友学園が地下埋設物等を撤去した場合には、有益費として、その費用を国が負担することとしていた。そして、有益費は、森友学園が支出した費用のうち国の基準による検証を踏まえて森友学園と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを国が選択の上、森友学園へ返還することとしていた。なお、有益費の返還に当たり、森友学園と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれを有益費とするかは国が選択できるが、経済性を考慮してより低額となる方を選択する方が国に有利となる。

近畿財務局によれば、撤去費用を必要費として処理せざるを得ない可能性があったことから、撤去費用は有益費として処理するものの、当該有益費は、予算措置ができれば早期に支払う意向を森友学園に示しており、実際に、契約終了時よりも早い時期に有益費を支払ったとしている。

また、貸付財産価格の増加額は、国の基準による鑑定評価方法によって定めることとされているが、近畿財務局によれば、貸付財産価格の増加額を算定する基準等を定めた規定はないとしている。

貸付契約後、森友学園は、貸付料について、2回支払を延滞していた。なお、延滞の理由は、国に早期の有益費の支払を求めて意図的になされたものであるとしている。

(イ) 有益費

27年5月29日に本件土地の貸付けを受けた森友学園は、(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事及び(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事(以下、これらを合わせて「対策工事」という。)を同年6月30日から12月15日までの間に実施していた。対策工事の報告書によれば、対策工事では、汚染された土壌及び地下構造物等を撤去したとしている。しかし、同報告書によると廃棄物混合土の処分量(以下「処分量」という。)は9.29tにとどまっており、廃棄物混合土はほとんど撤去していなかったと思料される。そして、対策工事が終了した後の28年2月18日に森友学園は、近畿財務局及び大阪航空局へ貸付合意書第6条第6項に基づく有益費に関する領収書等の資料を提出していた。また、森友学園は、対策工事で支出したとする費用計131,760,000円について、同条第2項に基づき国が返還する有益費の金額の検討を願い出ていた。そして、近畿財務局は、同月25日に森友学園へ返還する有益費に関して大阪航空局へ意見照会を行っていた。

これを受けて大阪航空局は、国が森友学園に返還する有益費について検証を行い、①対策工事が本件土地の価値を向上させる内容であるため、国において適正と認められた金額については、森友学園へ償還する義務が生ずる、②対策工事に要した費用(以下「対策費用」という。)は妥当であるとし、対策費用と本件土地の価値の増加額を比較した結果、対策費用の方が安価であるためこれを有益費とする、としていた。そして、大阪航空局は、これらの意見を同年3月8日に近畿財務局へ回答していた。

近畿財務局は、大阪航空局から上記の回答を得て、同月30日に近畿財務局と森友学園において有益費として合意した額を131,760,000円と定めること、合意した金額を大阪航空局が自らの予算において森友学園へ支払うことなどについて、近畿財務局、森友学園及び大阪航空局の3者において合意し、合意書を締結し、この合意書等に基づき、大阪航空局は、同年4月6日に同額を森友学園へ支払っていた。

なお、近畿財務局は、当該回答の内容については、計数の確認等を行ったにとどまり、本件土地の価値の増加額の算定根拠等の詳細な確認等までは行わなかったとしている。

また、有益費の確認及び支払に当たり、合意書において森友学園と有益費を131,760,000円と定めることに合意した近畿財務局と、有益費の支払のため支出負担行為決議及び支出決定決議を行った大阪航空局の間において、有益費の確認、支払等に関する責任の所在等をどのように取り決めていたのか、保存されている行政文書では確認することができなかった。

オ 本件土地の売払いの経緯

(ア) 新たな地下埋設物

森友学園は、28年3月11日に、近畿財務局に対して、貸付合意書で対象としていた地下埋設物に該当しない新たな地下埋設物が発見されたと連絡していた。

近畿財務局及び大阪航空局は、同月14日に現地確認を行った。また、近畿財務局は、同月30日に、新たな地下埋設物の確認のため小学校校舎の建設工事の工事業者(以下「校舎建設工事業者」という。)が試掘した箇所について現地で確認し、廃棄物混合土があったことを確認したとしている。さらに、近畿財務局と大阪航空局は、同年4月5日に現地の確認を行っており、その際、大阪航空局は、校舎建設工事業者が地下1.6mから4mまで新たに試掘した8か所について確認し、廃棄物混合土があったことを確認したとしている。

そして、近畿財務局は、27年11月24日の対策工事の現場確認時点では、本件土地の地表面には陶器片やガラス片等しか見受けられなかったことから、今回確認された廃棄物混合土は、貸付合意書で対象としていた地下埋設物に該当しない、地下3m以深にある新たな地下埋設物であると判断したとしている。

また、大阪航空局は、杭工事の施工写真により、廃棄物混合土が排出されていたり、廃材等が掘削機の先端に付着していたりしていることなどを確認したとしている。そして、大阪航空局は、①今回確認した廃棄物混合土は、長さ9.9mの杭工事の過程で発見されたものであること、②新たに試掘した箇所において地下3.8mの地点に廃棄物混合土が見受けられたこと、③21年10月の地下構造物調査では、地下3m程度までに確認されたと記載されているが、この基となる一部の試掘データには地下

3.3mまで廃棄物混合土が確認されていたこと、④本件土地は、昭和40年代初頭まで池沼であり、埋立てにより造成された土地であることなどから、今回確認した廃棄物混合土は、新たな地下埋設物であると判断したとしている。

(イ) 森友学園からの購入要望

本件土地について、平成28年3月14日の現地確認後、近畿財務局は、大阪航空局と協議を開始するとともに、財務本省にも現地確認の状況等を報告しており、同月15日に、財務本省は森友学園から地下埋設物の撤去等に関する要請を受けた。その後、同月24日に森友学園からの購入要望があったとされている。そして、近畿財務局は、森友学園の要望に応じ、本件土地を売却する方向で事務を進めたとし、詳細な日付等は不明であるものの森友学園側と数回やり取りをしたとしているが、具体的な資料はなく、その内容は確認することができなかった。また、近畿財務局は、森友学園から損害賠償請求を受ける可能性があったことなどを踏まえて、既に締結済の売買予約契約で定めた売買契約書に、本件土地に関する「一切の瑕疵について、瑕疵担保責任を免除する」旨を新たな特約条項として契約内容に加えるために、売買予約の予約完結権の行使ではなく、新たな売買契約の締結として整理することとしたとしている。なお、財務本省は、把握している範囲では同様の特約条項を付した事例はないとしている。

(ウ) 本件土地の売却における地下埋設物の取扱い

近畿財務局長は、森友学園からの購入要望を受けて、28年3月30日に、本件土地を所管し、専門的知見を有するとして、大阪航空局に地下埋設物の撤去・処分費用について見積もることなどを依頼した。大阪航空局は、見積りに当たり、客観的な判断をするために必要な森友学園側の工事関係者が所有する地下埋設物等に関する工事関係資料を提供することを依頼するよう近畿財務局に求めた。これを受けて、近畿財務局が工事関係者に資料の提供を依頼し、大阪航空局は、工事関係者から提供を受けた資料等も用いて見積りを行った。

そして、大阪航空局は、同年4月14日に、近畿財務局に対して売払処分依頼を行うとともに、「不動産鑑定評価について(依頼)」を提出して地下埋設物撤去・処分概算額及び軟弱地盤対策費を本件土地の不動産鑑定評価に反映することを求めた。

(エ) 売買契約の内容

近畿財務局は、本件土地を森友学園に売り払うため、森友学園との間で、21年度の地下構造物調査報告書等に記載された地下埋設物等の瑕疵の存在を了承した上で土地を買い受けたとした条項及び売買物件に関する一切の瑕疵について国の瑕疵担保責任を免除するなどとした特約条項を付した売買契約を28年6月20日に締結するなどしていた。当該売買契約において、近畿財務局は、森友学園が指定期日までに指定用途に供さなかったときは本件土地の買戻しをすることができる特約条項や、森友学園に対して違約金を支払わせる特約条項も付していた。なお、近畿財務局は、当該売買契約により、大阪航空局が算定した地下埋設物撤去・処分費用を踏まえた時価で本件土地を売却したことから、実際の撤去状況及び撤去費用の確認並びに事後的な精算を行う必要はないなどとしている。

(オ) 延納の特約

森友学園は、28年6月9日に近畿財務局に対して期間10年での延納の申請を行った。近畿財務局は、本件土地の貸付申請時に、大阪府が小学校設置の認可に当たり活用した財務諸表、収支計画、借入返済計画及びこれらの根拠資料の提出を森友学園から受けており、延納申請の際にも、最新の財務諸表、収支計画及び借入返済計画の提出を受けて検証を行い、売払代金を一時に納付することの困難性、延納代金の納付の現実性があったとして延納を認めていた。しかし、収支計画をみると、27年度の営業収支の中に貸付合意書締結時の契約保証金が支出として計上されておらず、資料の記載に不備が見受けられた。キャッシュフローベースで示されている借入返済計画をみると、貸付申請時の計画ではプラスであった法人全体の最終的な次年度繰越額がマイナスとなっているのに、近畿財務局は、森友学園に対して、変更された内容等について確認していなかった。また、借入返済計画における小学校建設工事費等については、見込額でしかない貸付申請時と異なり、延納申請時には既に着工済みであることを近畿財務局は把握していたことから、契約書等の根拠資料を徴するなどして実際の建設工事費を確認すれば計画の妥当性をより正確に検証できた可能性があるのに、近畿財務局はこれを行っていなかった。

近畿財務局は、延納に当たり、本件土地の売払代金の8割の金額1億0720万円が、延納代金と1年分の利息との合計額1億0719万余円を上回ることから、本件土地に抵当権者を国土交通省とする抵当権を設定していた。

なお、24年度から28年度までの間に3財務局及び6財務事務所等において、一般会計及び空港整備勘定所属の普通財産を公共随契により売却を行った契約96件についてみたところ、本件以外に延納の特約を付して売却した事例は見受けられなかった。

(カ) 売払い結果の公表

財務省は、公共随契により売払いをした財産にあつては契約金額等を、契約後原則として1か月以内に財務局等のホームページに公表することとしている。本件の公表に当たり、近畿財務局は、森友学園が以前から契約金額等について非公表としたい旨を要請していたことから、売買契約締結時に確認したところ、森友学園から、風評リスクが懸念されるので、契約金額を公表しないよう要請があったとして、契約後1か月を経過しても契約金額を公表していなかった。

また、25年度から28年度までの間において、3財務局及び6財務事務所等が公共随契により売払いを行った契約104件についてみたところ、契約金額を非公表にした事例は本件以外になかったが、関東財務局において公共随契により売払いを行った契約の中で契約した事実そのものを公表していない事例が2件見受けられた。そして、財務本省で確認したところ、上記以外に、同様に公共随契により売払いを行った契約の中で契約した事実そのものを公表していない事例が3件見受けられた。

カ 買戻権の行使等

森友学園は、29年3月10日に小学校設置認可の申請を取り下げ、4月21日に民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始を申し立て、同月28日に再生手続の開始が決定されて管財人が選任された。近畿財務局は、6月29日に買戻権を行使して所有権移転の登記手続を行い、7月12日に本件土地を原状に回復して国に返還するよう求めることを森友学園に通知した。また、国土交通省及び近畿財務局は、森友学園の再生手続に伴う再生債権の届出に当たり、国が森友学園に対して有する債権である有益費過払分等と、国が森友学園に対して負う債務である本件土地の買戻しに伴い返還する納付済みの売払代金とを相殺し、相殺した後の差額8,636,327円及び再生手続開始後の延滞金等1,213,311円並びに本件土地の返還に係る原状回復請求権985,540,826円を再生債権として裁判所に届け出ている。そして、10月10日に、管財人から再生計画案が裁判所へ提出されている。

キ サステナブル事業

(ア) サステナブル事業への応募

森友学園は、本件土地に小学校を設置するに当たり、防火地域に新築される小学校校舎及び体育館の木質化について、27年度から28年度にかけて事業費21億8000万円を実施するとして事業計画を策定して、サステナブル事業に応募していた。これに対し国土交通省は、審査の結果、27年9月4日に、補助限度額61,944,000円として事業採択を行い、森友学園へ採択の結果の通知を行っていた。

(イ) 27年度補助金の交付申請等

サステナブル事業の採択を受けて森友学園は、「平成27年度サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)補助金交付規程」(以下「補助金交付規程」という。)等に基づき、27年10月2日に、小学校の建設に係る費用内訳書等を添付して、27年度分の工事の予定出来高を90%として補助金申請額を56,448,000円として補助金交付申請書を木活協に提出していた。交付申請書の提出を受けた木活協は、申請内容に不備がないとして、同月8日に、森友学園に対し、同額の補助金額で交付決定を行っていた。

森友学園は、採択に係る審査において、28年1月に本体工事着工、予定工期が11か月の予定と回答していた。このため、本体工事着工の3か月後の27年度末に工事の予定出来高を90%とすることは困難な状況となっていた。しかし、木活協は、サステナブル事業の実施者が交付申請年度末までに出来高を踏まえて業者への支払に必要とする費用についても出来高相当とみなす運用をしていたことから、交付申請どおりに交付決定していた。また、木活協は、交付申請書の審査に当たり、年度計画について、森友学園が27年度末までに必要とする費用に関する資料を徴取して確認するなどの十分な審査を行っていなかった。

(ウ) 27年度実績報告及び補助金の交付

木活協から補助金の交付決定を受けた森友学園は、27年12月3日に校舎建設工事業者と契約を締結し、小学校校舎の建設工事に着手していた。そして、28年3月15日に中間実績報告書を木活協へ提出し、併せて交付決定を受けた補助金56,448,000円のうち48,298,000円(約85.5%)を請求していた。中間実績報告書の提出を受けた木活協は、不備がないとして同額の補助金を同月22日に森友学園へ交付していた。

また、森友学園は、補助金交付規程等に基づき、29年1月20日に、27年度分の実績報告書を木活協へ提出し、併せて27年度分の補助金残額8,150,000円の請求を行っていた。これを受けた木活協は、同日に27年度分の補助金について額の確定を行い、同年2月21日に請求額と同額の8,150,000円の補助金を森友学園へ交付していた。

しかし、補助金交付規程によれば、補助金の支払は、実績報告書の提出を受け、交付すべき補助金の額を確定した後に支払われるものとしてされているが、木活協は額の確定を行わずに、森友学園から提出された中間実績報告書に基づき、28年3月に森友学園に48,298,000円の補助金を交付していた。このように、木活協が補助金交付規程に定める手続に基づかずに補助金を交付していたことは適切を欠くと認められる。

なお、補助金の交付に当たり、木活協は、募集要領及び補助金交付規程において、支払実績を確認するための資料を提出させることとなっていなかったことなどから、森友学園から領収書の写しを提出させるなどしておらず、校舎建設工事業者への支払状況については、契約書や口頭による聞き取りなどにより確認したとしている。

(エ) 28年度補助金の交付申請等

森友学園は、補助限度額61,944,000円から27年度交付決定額56,448,000円を除いた残りの5,496,000円について、28年度分の補助金交付申請書を、28年4月1日に木活協へ提出しており、同日付けで木活協から同額の補助金の交付決定を受けていた。

(オ) 事業の中止及び補助金の返還

森友学園は、29年3月16日に、小学校の設置認可申請取下げを理由に事業の中止承認書を木活協へ提出しており、これを受けた木活協は、同月21日付けで事業の中止を承認していた。

そして、森友学園が事業を中止したことから、木活協は、27年度分の補助金について、補助金交付規程等に基づき、交付決定の取消しを行うとともに、森友学園へ補助金の返還命令を行っており、これを受けた森友学園は、同月28日に交付を受けていた補助金額の全額56,448,000円を返還していた。

なお、国土交通省によれば、(イ)及び(ウ)の事態については、森友学園に限らず、サステナブル事業を実施した他の事業者においても同様の事態が見受けられているとしている。

ク 移転補償跡地に係る国有財産台帳

大阪航空局は、移転補償跡地について、国有財産法(昭和23年法律第73号)第32条の規定等に基づき、行政財産として国有財産台帳に記載していた。

元年3月31日に大阪国際空港の周辺地域における第2種区域が大幅に縮小されたことから、大阪航空局は、第2種区域から外れた移転補償跡地について、順次用途廃止を行い、行政財産から普通財産へ分類変更し、普通財産として国有財産台帳に記載していた。本件土地に係る野田地区の移転補償跡地については、5年1月29日に行政財産から普通財産へ分類変更しており、同日付けで普通財産として国有財産台帳に記載していた。そして、11年11月から15年2月までの仮換地後の土地の売却、17年6月の換地処分、22年3月の豊中市への公園用地の売払いについて、それぞれ国有財産台帳から

数量及び価格が増減されていたが、仮換地後の土地の売却において、国有財産台帳から減とする数量又は異動年月日を誤って記載している事態が見受けられた。また、新関空会社へ出資された移転補償跡地についても、出資が行われた24年7月に国有財産台帳から数量及び価格が減とされていた。

そして、本件土地については、28年6月20日に森友学園へ売却されたことから国有財産台帳において、同日を異動年月日として数量及び価格が減とされていた。また、買戻権の行使により大阪航空局所管の土地となったため、所有権移転の登記が29年6月29日に行われ、同日を異動年月日として国有財産台帳へ新たに記録されている。

(2) 貸付価格及び売却価格並びに価格算定手続の適正性

ア 貸付料の算定

(ア) 貸付料予定価格の決定

近畿財務局は、本件土地の貸付料予定価格の決定を2回行っている。1回目は、10年間の定期借地を前提とした鑑定評価書による賃料42,043,000円/年から公租公課相当額9,184,403円/年を控除した32,858,597円/年を貸付料予定価格としていた。しかし、27年3月26日に森友学園から本件土地が地耐力の劣る地盤であることを示すボーリング調査結果が提出されたことなどの理由から、同年4月16日に軟弱地盤及び50年の定期借地を前提とする価格等調査業務を委託し、これによる賃料36,040,000円/年から公租公課相当額8,871,294円/年を控除するなどして、2回目は、27,251,706円/年を貸付料予定価格としていた。

(イ) 見積合わせ

近畿財務局は、貸付合意書締結に係る見積合わせを27年4月28日に行い、1日に8回の見積合わせを行って、27,300,000円/年の貸付価格としていた。

イ 有益費

(ア) 大阪航空局における対策工事の内容及び金額の妥当性の検証

大阪航空局は、28年2月25日に近畿財務局から貸付合意書第6条第2項に基づき国が森友学園に返還する有益費に関して意見の照会を受け、対策工事の内容及び金額の妥当性の検証を行っていた。

大阪航空局は、28年2月に近畿財務局を通じ、対策工事を実施した業者(以下「対策工事業者」という。)から実施平面図、工事写真、産業廃棄物管理票、契約内訳書等の書類の提供を受けて、施工範囲、地下埋設物の撤去及び処分状況、土壌汚染対策の実施状況等を確認し、対策工事の内容は土地の価格を向上させる内容であるとしていた。また、大阪航空局は、対策費用として森友学園が支出したとする計131,760,000円の妥当性の検証に当たっては、対策工事業者以外の2者から見積金額を徴取し、2者の見積金額がいずれも対策費用を上回っていることを確認していた。

そして、大阪航空局は、貸付料の算定の根拠となった鑑定評価書に基づき、対策工事前の土地の評価額(以下「対策前評価額」という。)923,658,000円と対策工事後の土地の評価額(以下「対策後評価額」という。)1,055,609,000円との差額131,951,000円を対策工事による本件土地の価値の増加額としていた。

上記により、大阪航空局は、森友学園が対策費用として支出したとする131,760,000円について、工事内容は本件土地の価格を向上させる内容であること、

対策費用は、2者から徴取した見積金額よりも安価であり妥当であること、また、本件土地の価値の増加額より安価であったことから、対策費用131,760,000円を有益費とするとしていた。そして、大阪航空局は、28年3月8日に「有益費支払いに関する意見について(回答)」において、対策工事の内容及び金額が妥当であること並びに対策費用131,760,000円を有益費とすることを近畿財務局へ回答していた。

(イ) 有益費についての検討

対策費用として森友学園が支出したとする131,760,000円について、近畿財務局及び大阪航空局から提出を受けた資料等を確認したり、森友学園から対策工事業者に支払われた実際の金額について確認したりしたところ、森友学園からの支払完了後、森友学園から返金要求があったため、対策工事業者は、27年12月3日の森友学園からの返金請求書に基づき、同月9日に21,060,000円を森友学園へ返金していた。

したがって、森友学園が対策工事で実際に支出した額は、131,760,000円から上記21,060,000円を差し引いた110,700,000円となっていた。このため、森友学園は、実際に支出した額より21,060,000円過大であった131,760,000円を、対策工事で支出した費用であると偽って国に報告していたことになる。

さらに、対策工事後の個別的要因のうち地盤改良について、大阪航空局は、整地により改善されたとして1.00としていた。しかし、対策工事の報告書等を確認したところ、対策工事では地表面の整地しか行われておらず、地盤の地耐力を改善させるような工事を実施したことは確認できなかったことから、対策工事後の地盤改良に係る個別的要因を1.00に改善したとして評価していることについては、十分な根拠が確認できないものとなっている。

地盤改良に係る個別的要因を対策工事前から変更せずに0.97として対策後評価額を試算すると、本件土地の価値の増加額は105,561,000円となる。

また、対策前評価額923,658,000円については、大阪航空局において、貸付料の根拠となった鑑定評価書に準じて、標準的画地の価格に個別的要因の相乗として0.69を乗ずるなどして算定していたものであった。そして、大阪航空局は、対策費用として森友学園が支出したとする131,760,000円の契約内訳書等から、土壌汚染対策に係る費用を45,056,120円、地下埋設物の撤去に係る費用を86,703,880円とそれぞれ算定し、これらの費用を基に、土壌汚染の個別的要因を0.96から0.97へ、地下埋設物の個別的要因を0.95から0.93へ変更し、個別的要因の相乗を0.69としたとしている。

しかし、前記のとおり、対策工事において森友学園が支出した額は実際には110,700,000円となることから、これにより土壌汚染及び地下埋設物の個別的要因を算定するとそれぞれ0.97及び0.95となる。

大阪航空局は、森友学園が支出したとする額を用いて地下埋設物の撤去に係る費用を86,703,880円と算出しているが、この対策工事では、廃棄物混合土はほとんど撤去されていなかったと考えられる。

しかし、廃棄物混合土の撤去・処分に係る費用を正確に算定するには、算定に必要な情報を把握して条件を全て確定する必要があるが、このことは困難であるため、仮に大阪航空局の算定方法に沿って、森友学園が実際に支出した対策費用に基づき対策工事前の個別的要因を算定するとともに、前記のとおり対策後評価額を個別的要因の

うち地盤改良について対策工事前から変更せずに0.97として試算すると、本件土地の価値の増加額は79,171,000円となる。

これらのことから、対策費用として認められる額は110,700,000円となり、また、本件土地の価値の増加額を大阪航空局の算定方法に沿って試算したところ、地盤改良に係る個別的要因が改善されていない点を反映すると105,561,000円、これに加えて対策費用を森友学園が実際に支出した110,700,000円とすると79,171,000円となる。このため、大阪航空局が有益費として森友学園に支払った131,760,000円は、これらに比べて26,199,000円から52,589,000円が多く支払われていることになる。

以上のことから、国が森友学園へ返還する有益費の額の算定に当たり、対策工事の内容が土地の価値を増加させるものとなっているかなどの確認を十分に行うとともに、本件土地の価値の増加額の妥当性について十分な検討を行うなどする必要があったと認められる。

これについて、国土交通省は、貸付財産価格の増加額を算定する基準等を定めた規定はないとされていること、一般的には土壤汚染・地下埋設物による減価額と工事实費とが一致するようにすることなどから、大阪航空局が行った本件土地の価値の増加額の算定については、本来これを行う必要はなく、工事实費を有益費とすべきであったことから、工事实費を有益費として支払ったこと自体は不適切ではないとしている。

なお、財務省及び国土交通省は、貸付合意書第6条第2項については、仮に森友学園側から工事实費を超えた土地の価値の増加額の請求がなされるなどした場合に備え、国側に適正な支払額を決定する権利を明示的に付与しておくためであるとしている。

ウ 売却価格の算定

(ア) 地下埋設物の取扱い

森友学園から連絡を受けた近畿財務局は、大阪航空局とともに、28年3月14日に現地を確認をして、今回確認した廃棄物混合土は貸付合意書で対象としていた地下埋設物に該当しない新たな地下埋設物であると判断したとしている。そして、近畿財務局は、大阪航空局に地下埋設物の撤去・処分費用の見積りを口頭により依頼し、その額を本件土地の評価において反映させることとした。また、本件土地に関する隠れた瑕疵も含む一切の瑕疵について国の瑕疵担保責任を免除し、森友学園は売買契約締結後、損害賠償請求等を行わないとする特約条項を契約に加えることとした。一方、大阪航空局は、同月30日に近畿財務局から地下埋設物の撤去・処分費用の見積りを行うよう口頭による依頼を受けて、地下埋設物撤去・処分概算額を8億1974万余円と算定し、近畿財務局へ提出した。

(イ) 地下埋設物撤去・処分費用の算定

地下埋設物撤去・処分費用の算定における対象面積についてみると、杭工事においていずれの杭から廃棄物混合土が確認されたかを特定することができないことや、過去に池等であった土地の地歴等を勘案しているとする範囲と本件土地のうち北側の計5,190㎡(以下「北側区画」という。)とが一致しているかを確認することができないことから、対象面積の範囲を妥当とする確証は得られなかった。

杭部分を除く部分に設定された深度 3.8mについてみると、大阪航空局が確認したとしている工事写真には 3.8mを正確に指し示していることを確認することができる状況は写っていない。また、近畿財務局及び大阪航空局の職員が現地で確認した際等に、別途、廃棄物混合土の深度を計測した記録はないことも踏まえると、廃棄物混合土を 3.8mの深度において確認したとしていることの裏付けは確認することができなかった。そして、ボーリング調査等を実施した箇所付近において、深度 3.8mに廃棄物混合土が確認されていないのに、大阪航空局が森友学園小学校新築工事において工事関係者が北側区画で試掘した 5 か所のうち 1 か所の試掘において深度 3.8mに廃棄物混合土が確認された結果をもって敷地面積 4,887㎡に対して深度 3.8mを一律に適用して処分量を算定しているのは、過去の調査等において廃棄物混合土が確認されていなかったとの調査結果と整合しておらず、この算定方法は十分な根拠が確認できないものとなっている。

杭部分に関し、深度 9.9mまで廃棄物混合土の存在を見込んでいることについては、森友学園が行った対策工事において廃棄物混合土は撤去されていないため、近畿財務局及び大阪航空局が現地や施工写真等で確認したとしている廃棄物混合土が既知の地下 3 m程度までの深度のものなのか、杭先端部の地下 9.9mの深度のもののかなどについては確認することができなかった。

そして、杭工事において新たに確認されたとする廃棄物混合土は、(仮称)M 学園小学校新築工事地盤調査報告書等においておおむね地下 3 m以深は沖積層等が分布しているとされていることなどから、既知の地下 3 m程度までに存在するものであることも考えられ、新たに確認されたとする廃棄物混合土がどの程度の深度に埋まっていたかについては、十分な確認を行う必要があったと認められる。

以上のように、深度 3.8mについて、廃棄物混合土を確認していることの妥当性を確認することができず、敷地面積 4,887㎡に対して一律の深度として用いたことについて十分な根拠が確認できないこと及び深度 9.9mを用いる根拠について確認することができないこと、また、大阪航空局は、廃棄物混合土が確認されていない箇所についても地下埋設物が存在すると見込んでいることとなることなどから、地下埋設物の撤去・処分概算額の算定に用いた廃棄物混合土の深度については、十分な根拠が確認できないものとなっている。

また、21 年度の地下構造物調査時の試掘箇所における掘削土量に占める廃棄物混合土の割合(以下「混入率」という。)の 47.1% は、地下構造物調査において北側区画内で試掘した 42 か所のうち廃棄物混合土の層が存在すると判断された 28 か所の混入率を平均して算定されているが、28 か所以外の 14 か所についても北側区画での試掘であり、うち 13 か所では廃棄物混合土が確認されていない。このため、14 か所を混入率の平均の算定から除外していることに合理性はなく、混入率の平均値が試掘した 42 か所の平均より高めに算定されていることも考えられる。このように、対象面積全体に乗ずる平均混入率として、廃棄物混合土が確認された箇所に限定した混入率の平均値を用いていることについては、十分な根拠が確認できないものとなっている。

さらに、本件土地の地下埋設物撤去・処分費用の算定における処分費(以下「本件処分費」という。)の単価 22,500 円/t がどのような条件下で提示された単価であるのかなどを示す資料はなく、単価がどのような項目から構成されているかなど、単価の詳細な内容について確認することができなかった。

一方、27年6月から実施された対策工事で汚染されていない土壌に入れ替えるなどして掘削除去されている土壌は地下埋設物の撤去・処分費用の算定における北側区画の範囲内であり、その土壌は、処分量として算定された計 19,520t の一部と重複していることから、処分量から控除する必要があったと認められる。

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定に当たっては、直接工事費に事業損失防止施設費等^(注5)を加えた額(以下「共通仮設費対象額」という。)に事業損失防止施設費に相当する費用を加えているが、国土交通省制定の「空港土木請負工事積算基準」(以下「工事積算基準」という。)によれば、共通仮設費対象額に事業損失防止施設費に相当する費用として直接工事費の3%を乗じて加えることとはされていないことから、直接工事費に3%を乗じた事業損失防止施設費に相当する費用を共通仮設費対象額に加える必要があるとは認められない。

また、共通仮設費対象額に本件処分費全額が含まれているが、工事積算基準では、処分費の共通仮設費対象額等に占める割合が3%を超える場合は、3%を超える処分費の金額は共通仮設費対象額に算入しないこととなっていることを踏まえると、仮に本件処分費から処分に係る労務費等を区分することができた場合には、その額を共通仮設費対象額にそのまま加えることは可能であると認められるとしても、外注が必要となる処分費について共通仮設費対象額等の3%を超える金額を共通仮設費対象額に含める必要があるとは認められない。

地下構造物調査報告書等の既存のデータのみを用いて処分量を求めるためには、何らかの仮定に立って推計せざるを得ない。そして、仮定の仕方によって処分量の推計値が変動すると考えられるが、例えば、限られた期間で見積りを行わなければならないという当時の制約された状況を勘案し、大阪航空局が適用した地下埋設物撤去・処分費用の価格構成や工事積算基準等を用いた上で、算定要素ごとに一定の条件を設けて混入率法として試算を行ったところ、処分量 19,520t は、①廃棄物混合土の深度を過去の調査等において試掘した最大深度の平均値に修正した場合は 9,344t、②混入率を北側区画の全試掘箇所 42 か所の混入率の平均値に修正した場合は 13,120t、③処分量に含まれていた対策工事で掘削除去している土壌の量を控除した場合は 19,108t、これらの①～③の算定要素が全て組み合わせられた場合は 6,196t と算出された。

一方、上記の混入率法を用いずに、廃棄物混合土が確認された最大深度の平均値 2.0m と最小深度の平均値 0.6m の差となる 1.4m の範囲全てに、廃棄物混合土が存在する層があるとみなして算定する層厚法も考えられる。

層厚法により、地下構造物調査等を行った位置が対象面積に対して偏っていないと仮定した上で、更に廃棄物混合土が存在する層の全てが廃棄物混合土のみであるとみなして、対策工事で掘削除去している土壌の量を控除して機械的に試算を行ったところ、処分量は 13,927t と算出された。

このように、処分量を求めるための仮定の仕方によって、処分量の推計値は大きく変動する状況となっており、また、いずれも大阪航空局が算定した処分量 19,520t とは大きく異なるものとなっていた。

以上のように、大阪航空局が算定した本件土地における処分量 19,520t 及び地下埋設物撤去・処分概算額 8 億 1974 万余円は、算定に用いている深度、混入率について十分な根拠が確認できないものとなっていたり、本件処分費の単価の詳細な内容等を確認することができなかつたりなどしており、既存資料だけでは地下埋設物の範囲について十分に精緻に見積もることができず、また、仮定の仕方によっては処分量の推計値は大きく変動する状況にあることなどを踏まえると、大阪航空局において、地下埋設物撤去・処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められる。

(注5) 事業損失防止施設費 工事の施工に伴って発生する騒音、振動等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費等に要する費用をいう。

(ウ) 予定価格の決定等

近畿財務局は、大阪航空局から売払処分依頼を受けて、不動産鑑定評価基準(平成14年7月3日国土交通事務次官通知)^(注6)に基づく正常価格を求めることとし、大阪航空局からの依頼文書で示された地下埋設物撤去・処分概算額及び軟弱地盤対策費を考慮して不動産鑑定評価を行うことを条件とした仕様書により鑑定評価業務を発注した。委託を受けた不動産鑑定業者の不動産鑑定士は、近畿財務局が考慮することを依頼した地下埋設物撤去・処分概算額について、不動産鑑定評価基準における「他の専門家が行った調査結果等」としては活用できなかったとし、近畿財務局の同意を得て、地下埋設物の存在を不動産の価格を形成する要因(以下「価格形成要因」という。)から除外する想定上の条件を設定して鑑定評価を行い、本件土地の鑑定評価額を9億5600万円とした。さらに、近畿財務局が提示した地下埋設物撤去・処分費用を控除し、更に地下埋設物の撤去に要する期間に起因する宅地開発事業期間の長期化に伴って発生する逸失利益相応の減価を講じて意見価額を1億3400万円であると付記していた。

当該意見価額について、上記の不動産鑑定士は、不動産鑑定評価基準において、想定上の条件が設定された場合に、「必要があると認められるときは、当該条件が設定されない場合の価格等の参考事項を記載すべきである」とされていることによるものであるなどとしている。そして、参考事項として記載された意見価額は、鑑定評価額を定める場合のように中立性や信頼性の水準を確保することが求められるものではない。また、地下埋設物撤去・処分概算額を活用できなかった理由は鑑定評価書に記載されていないが、上記の不動産鑑定士に確認したところ、依頼者側の推測に基づくものが含まれていて、調査方法が不動産鑑定評価においては不相当であることなどから、他の専門家が行った調査結果等としては活用できなかったとするとともに、不動産鑑定評価上、地下埋設物を全て撤去することが合理的であることを保証したのではないとしている。

また、軟弱地盤対策費5億8492万余円の算定根拠について大阪航空局に確認したところ、大阪航空局は、近畿財務局からの依頼に基づき、森友学園側の工事関係者から提供された見積書を内容の検証を行わないまま近畿財務局に提出したとしている。

そして、近畿財務局は、当該見積書が契約相手方である森友学園側の工事関係者から提供されたものであることを知りながら、その事実を説明せず、また、内容を十分に確認しないまま、不動産鑑定士に判断を委ねることとして、これを考慮することを条件とした鑑定評価業務を委託していた。このようなことから、近畿財務局及び大阪航空局において、予定価格の決定に関連した事務の適正な実施に対する配慮が十分とはいえない状況となっていた。

そして、近畿財務局は、9億5600万円が鑑定評価額であること、地下埋設物撤去・処分概算額を反映した場合の意見価額が1億3400万円であることの審査を了したが、評価調書の作成を失念したとし、「国有財産評価基準について」(平成13年財理第1317号。以下「国有財産評価基準」という。)の手続に従って評価が行われた適正な対価(以下「評定価格」という。)を定めないまま、1億3400万円を予定価格として決定していた。

予定価格と意見価額が同額である点に関して、近畿財務局は、本件鑑定評価において、地下埋設物の存在が価格形成要因から除外されたことから、地下埋設物の影響を踏まえた判断が必要になるとし、近畿財務局が明らかとなっている瑕疵に対応しない場合には森友学園が小学校建設を断念して損害賠償を請求する考えが示されていたことなどの個別事情を踏まえ、意見価額を参考として、鑑定評価額9億5600万円から大阪航空局が合理的に見積もった地下埋設物撤去・処分費用を控除するなどしたものであるとし、国有財産評価基準に沿った取扱いであるとしている。

しかし、予定価格の決定に当たり、森友学園から損害賠償を請求する考えが示されていたことなどの個別事情を踏まえたとされているところ、当該個別事情を勘案したことは予定価格の決定における重要な要素であるのに、決裁文書にこの点に関する特段の記述がないなど、具体的な検討内容は明らかではなかった。そして、鑑定評価額と大きく異なる額を予定価格として決定していたのに、国有財産評価基準で求められている評価調書の作成を失念し、評定価格を定めておらず、評価内容が明らかになっていないため、評価事務の適正を欠いていると認められた。

また、3財務局及び6財務事務所等が、27、28両年度に特約条項を付して地下埋設物等の瑕疵等明示売却を行った167契約についてみたところ、本件のように意見価額が付記されていた事例はなく、また、地下埋設物等の存在は、価格形成に影響がないと判断されるものなどを除き、不動産鑑定評価において減価要因とされており、鑑定評価額から、別途に財務局及び財務事務所等が地下埋設物等の撤去費用等を控除していた事例は見受けられなかった。なお、財務本省は、把握している範囲で鑑定評価額から土壤汚染対策費及び地下埋設物撤去費用を別途控除していた事例が、22年度に1件あるとしている。

さらに、近畿財務局は、有益費の返還に係る地下埋設物撤去工事を行った実績等がある森友学園に対して、地下埋設物撤去・処分費用の見積りを短期間で行うのは難しいと考えられたとして見積合わせを行っていなかった。予定価格よりも有利な価格で契約する可能性を追求するためには、予決令第99条の6及び「公共随契にかかる売払価格の決定方法について」(事務連絡管総2第265号)に基づき、適切に見積合わせなどを行うことについて更に検討すべきであったと認められた。なお、24年度から28年

度までの間に近畿財務局及び6財務事務所等が締結した公共随契66件について見たところ、見積合わせを行うことなく売払価格を提示したものが本件以外に1件見受けられた。

(注6) 正常価格 市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格をいう。

(3) 当該国有地の貸付及び売却に関する行政文書の管理状況

ア 財務省の管理状況

(ア) 文書の管理状況

財務省は、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)に基づき、財務省行政文書管理規則及び財務省行政文書管理規則細則(以下、これらを「文書管理規則等」という。)を定め、行政文書の管理等を行っており、歴史資料として重要な公文書その他の文書(以下「歴史公文書等」という。)に該当する行政文書の保存期間は、文書管理者が標準文書保存期間基準において定め、歴史公文書等に該当しない行政文書の保存期間は原則として1年未満とされている。売払決議書等の決裁文書の作成に当たっては、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるように、保存期間を1年未満とした行政文書の内容も、必要に応じて管理処分調書等として決裁文書に集約して保存しているとしている。そして、近畿財務局は、本件土地の売却等に係る決裁文書の作成に当たり、主な経緯等を記載した管理処分調書等を作成しており、1年未満とした行政文書の内容も決裁文書に集約したとしている。しかし、管理処分調書等を含む本件土地に係る決裁文書等の行政文書では、本件土地の売却に至る森友学園側との具体的なやり取りなどの内容や、有益費の確認、支払等に関する責任の所在が明確となっていないなど、会計経理の妥当性について検証を十分に行えない状況となっていた。

そこで、更に本件土地の処分等に係る協議記録等について提出を求めたところ、近畿財務局は、本件土地の処分等に係る大阪航空局や森友学園との協議記録等については、保存期間を1年未満としており、協議記録等を作成していたとしても、本件土地の森友学園との売買契約終了後等に廃棄することとしていたことから確認することができなかったとしている。

なお、29年9月20日に開催された内閣府の公文書管理委員会において、行政文書の管理に関するガイドライン(以下「行政文書ガイドライン」という。)の見直しの方向性が議論されており、歴史公文書等の範囲の明確化や、保存期間1年未満の行政文書の取扱いなどについて、引き続き検討されているところである。

(イ) 電子ファイルの管理状況

近畿財務局は、文書管理規則等により、電子ファイル等の行政文書について、財務局行政情報化LANシステム(以下「財務局システム」という。)等に保存することとしており、本件土地の処分等に係る協議記録等の電子ファイルについても、保存期間満了までは財務局システムのファイルサーバに保存されていたとしている。そして、保存期間の満了した行政文書の電子ファイルについては、文書管理規則等に基づき財務局システムから削除したとしている。また、近畿財務局は、28年10月に財務局シス

テムを更新しており、旧システムのサーバのハードディスクについては物理的に破壊されていることなどから、28年10月以前に保存期間の満了に伴い、又は、1年未満の保存期間とされ旧システムのファイルサーバから削除された行政文書の電子ファイルのデータについては、復元することはできないとしている。

イ 国土交通省の管理状況

国土交通省は、国土交通省行政文書管理規則(平成23年国土交通省訓令第25号)に基づき、文書管理者が標準文書保存期間基準を定めることとなっている。また、大阪航空局では、歴史公文書等に該当せず、標準文書保存期間基準に定めがない行政文書については、保存期間を1年未満として運用している。

本件土地の取得から売却に係る文書については、主に大阪航空局補償課が文書を管理している。そして、補償課の文書管理者により定められた標準文書保存期間基準(以下「補償課文書基準」という。)によると、移転補償事業の実施に関する事項のうち、事業の実施に関する事項についての関係行政機関等との協議又は調整に関する文書や事業を実施するための決裁文書については、保存期間が10年とされており、土地区画整理事業の換地に関する事項のうち、同意のための決裁文書等については、保存期間が10年とされている。また、国有財産の財産取得に関する事項に関する文書については保存期間が30年とされており、いずれも保存期間満了後の措置は廃棄とされている。

このため、移転補償跡地の取得に関する協議文書等や野田区画整理事業の換地に関する協議文書等は、保存期間を経過し、保存されていないことから、土地取得時における経緯等を確認することができず、地下構造物等が残置されたままとなった経緯について確認することができなかった。

また、有益費に関する決裁文書や売却時における地下埋設物撤去費用等についての近畿財務局への回答に関する決裁文書には、有益費として支払う額の確認や売却時における地下埋設物の取扱いに関して近畿財務局や森友学園との間でどのような協議が行われていたのかが記載されていなかった。そこで、更に協議記録等について提出を求めたところ、空港場外用地等に関する処分依頼関係文書については、補償課文書基準において保存期間が5年となっているものの、大阪航空局は、本件土地の処分依頼に係る近畿財務局や森友学園との協議記録については、処分依頼関係文書に含まれないとして、保存期間を1年未満とし、本件土地の森友学園との売買契約終了後等に廃棄することとしていたことから確認することができなかったとしている。このため、近畿財務局や森友学園とどのような協議が行われていたのかなどを確認することができず、会計経理の妥当性について検証を十分に行えない状況となっていた。

さらに、大阪航空局は、本件処分費の単価がどのような条件下で提示された単価であるのかなどを示す資料は、地下埋設物の撤去・処分概算額の算定過程における検討資料であり処分依頼関係文書には含まれないものであるとして、保存期間を1年未満とし、売買契約終了後に廃棄することとしていたことから保存していなかったとしている。このため、本件処分費の単価等について詳細な内容を確認することができず、会計経理の妥当性について検証が十分に行えない状況となっていた。

3 検査の結果に対する所見

国民共有の貴重な資産である国有財産は、適正に管理及び処分を行う必要があり、国有地の売却等に当たっては、財政法(昭和22年法律第34号)第9条第1項等の規定の趣旨を踏まえ、定められた手続を適正に実施して公平性、競争性、透明性等を確保し、かつ、十分な説明責任を果たすことが求められている。

本件土地の売却等をめぐっては、国会で質疑が行われ、報道等も頻繁に行われており、国民の関心が極めて高いものとなっている。

今回、本院が検査したところ、検査の結果に示したように、国有地の売却等に関し、合规性、経済性等の面から、必ずしも適切とは認められない事態や、より慎重な調査検討が必要であったと認められる事態等が見受けられた。

については、財務省及び国土交通省においては、今後の本件事案への対応に万全を期すとともに、次の点に留意するなどして、今後の国有財産の管理及び処分を一層適切に行っていくことが必要である。

(1) 大阪府豊中市の国有地の貸付及び売却の経緯について

ア 財務省において、貸付要領の特例処理の申請に当たり、特例処理により定期借地とすることに伴い貸付料予定価格から公租公課相当額が控除されることを考慮していなかったり、その検証が十分に行われていなかったりする事態が見受けられた。このため、特例処理に当たっては、貸付料から公租公課相当額を控除することなど、特例処理の可否を判断する上で重要な要素を考慮した上で、十分に検証を行うこと

イ 本件土地の処分等に当たり、近畿財務局と大阪航空局の間で、処分等の手続における責任の所在等が明確でない事態が見受けられた。このため、今後、国土交通省所管の普通財産を財務省へ依頼して処分する場合、財務省及び国土交通省において、処分等の手続における、契約、支払等に係る責任の所在等について明確にした上で実施すること

ウ 財務省において、延納代金の納付の確実性の検証に当たり、契約書等の根拠資料を十分に確認していないなどの事態が見受けられた。このため、公共随契による売払代金について延納を認めるに当たっては、延納代金の納付の確実性を検証するために、契約書等の必要な根拠資料を徴するなどして、十分に検証を行うこと

(2) 貸付価格及び売却価格並びに価格算定手続の適正性について

ア 本件土地の貸付契約に係る有益費の確認及び支払に当たり、対策工事の内容が土地の価値を増加させるものとなっているかなどの確認が十分でなかったり、本件土地の価値の増加額の算定に係る検討が十分でなかったりなどして、国が森友学園へ返還する有益費の額が適切に算定されていない事態が認められた。このため、今後、有益費の支払が想定される場合は、支出負担行為を担当する省において、対象工事の内容及び金額について、十分な確認を行うとともに、資産の価値の増加額の妥当性について十分な検討を行うなどして、国として負担すべき有益費の額を適切に算定できるよう取り組むこと

イ 地下埋設物の撤去・処分費用の算定に当たり、深度、混入率等について、十分な根拠が確認できないものとなっているなどの事態が見受けられた。このため、今後、財務省及び国土交通省において、地下埋設物の撤去・処分費用を算定する場合には必要な調査検討を行うとともに、算定に必要な作業時間を確保するなどして、地下埋設物の撤去・処分費用を適切に算定すること

ウ 財務省及び国土交通省において、国有地の売却に当たり、国有地を適正に評価するため、契約相手方側から提供された資料を用いる場合、その内容について必要な確認等を行うこと。また、財務省において、予定価格の決定に当たり、評価内容を明らかにした評価調書を実際に作成するよう指導を徹底するなどして評価事務の適正性の確保に一層留意すること

エ 財務省において、29年1月の「未利用国有地等の管理処分方針について」(平成23年財理第2199号)改正の趣旨に沿って、公共随契において、見積合わせなどの相手方との間で価格に係る交渉を実施した上で、予定価格以上の価格による処分等価格の決定等を着実に行うとともに、財務局等においても、当該通達改正の趣旨を踏まえ、見積合わせなどの相手方との間で価格に係る交渉を適切に行うこと

(3) 当該国有地の貸付及び売却に関する行政文書の管理状況について

本件土地に係る決裁文書等の行政文書では、売却に至る森友学園側との具体的なやり取りなどの内容や、有益費の確認、支払等に関する責任の所在、地下埋設物の撤去・処分費用における本件処分費の単価の詳細な内容等が確認できず、会計経理の妥当性について検証を十分に行えない状況となっていた。このため、財務省及び国土交通省において、公文書管理委員会において議論されている行政文書ガイドラインの見直しの方向性についての内容等を踏まえ、国有地の売却等に関する会計経理の妥当性の検証が十分に行えるよう、必要な措置を講ずること

本院としては、国有地について、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていく必要があるとされていることから、その重要性に鑑み、今後とも、国有地の管理及び処分について、引き続き検査していくこととする。

第2 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について

要請を受諾した年月日	平成24年8月28日
検査の対象	内閣府、文部科学省、経済産業省、環境省、原子力損害賠償支援機構（平成26年8月18日以降は原子力損害賠償・廃炉等支援機構）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、福島県、東京電力株式会社（28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社）
検査の内容	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成30年3月23日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣府、文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構、東京電力株式会社等

(二) 検査の内容

東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する次の各事項

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況
- ② 原子力損害賠償支援機構による資金援助業務の実施状況等
- ③ 東京電力株式会社による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

(2) これまでの報告及び27年報告以降の動向

本院は、上記の要請により実施した東京電力株式会社（28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」という。）等における会計検査の結果について、25年10月16日及び27年3月23日に会計検査院長から参議院議長に対して報告し（以下、これらのうち25年10月の報告を「25年報告」といい、27年3月の報告を「27年報告」という。）、その概要を平成24年度決算検査報告及び平成26年度決算検査報告に掲記した（平成24年度決算検査報告992ページ及び平成26年度決算検査報告923ページ参照）。

政府は、23年3月の東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の際に発生した東京電力の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故（以下「23年原発事故」と

いう。)により発生した原子力災害からの福島復興・再生を加速させるために、25年12月の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(以下「25年閣議決定」という。)で示した必要な対策の追加及び拡充を行うこととし、28年12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定した(以下、この閣議決定を「28年閣議決定」という。)。この中で、原子力災害からの復興については引き続き国が前面に立ってその役割を果たす一方、東京電力が経営改革を行い、自らの責任を果たさなければ国民の理解を得ることができないとして、改めて国と東京電力の役割分担を明確化するとし、原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券(以下「交付国債」という。)の発行により対応すべき費用が増加することを踏まえて、交付国債の発行限度額を9兆円から13.5兆円に引き上げることとした。

また、29年5月に事故炉の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保することを目的として原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号。以下「機構法」という。)が改正され、東京電力は、廃炉等実施認定事業者として、廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)に廃炉等積立金として積み立てることが義務付けられた。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、27年報告において、26年度以降に実施された支援等について引き続き検査を実施して、検査の結果については、28年度末に機構によって実施される「責任と競争に関する経営評価」(以下「28年評価」という。)による検証や機構による指導の下で適切な事業の実施と確実な成果が求められる廃炉・汚染水対策の実施状況等を踏まえた上で、取りまとめが出来次第報告することとした。

そこで、今回の検査では、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等はどのように実施されているか。特に、国の支援等に係る財政負担等はどのような状況になっているか、財政上の措置以外の国の支援等はどのような状況になっているか。
- ② 機構が行う東京電力への資金交付等の資金援助等の業務はどのように実施されているか。機構が東京電力等から納付を受ける負担金の水準はどのように設定されているか、機構が引き受けた東京電力が発行した株式の処分を含めて、機構を通じて東京電力に交付された資金の回収の見通しはどのような状況になっているか。機構の決算はどのような状況になっているか。
- ③ 原子力損害の賠償に関して、要賠償額の見通しはどのような状況になっているか、東京電力による賠償は適正かつ迅速に行われているか。東京電力の事業運営に関して、経営の合理化のためのコスト削減、資産売却等の方策や事業改革はどのように実施されているか、財務基盤の強化は図られているか、特別事業計画の作成後の状況の変化に適切に対応しているか。廃炉・汚染水対策における国と東京電力の役割分担はどのような状況になっているか、対策の適正かつ着実な推進が図られているか。東京電力の決算はどのような状況になっているか。

イ 検査の対象及び方法

本院は、検査に当たっては、内閣府、文部科学省、経済産業省及び機構による原子力損害の賠償の支援並びに東京電力による特別事業計画の履行のうち、原則として29年9月末までに実施された支援等を対象とした。

また、本院は、検査の実施に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された計算証明書類、各機関から徴した関係資料、報告等により、専門家の意見も踏まえつつ、在庁してこれらの分析等を行うとともに、内閣府、文部科学省、経済産業省、機構、東京電力及び23年原発事故の処理等に関する事務を所掌している環境省において、関係書類を基に説明を受け、また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)の福島県内の研究開発拠点、国の交付金や東京電力の賠償金等を原資として造成された基金による事業を実施する福島県、東京電力の福島復興本社、福島第一原発等にも赴き、452人日を要して、会計実地検査を行った。

2 検査の結果

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。)の枠組みの下で行うこととされており、国が原子力損害の賠償に関する支援等に係る財政上の負担等をした額は、計8兆0504億余円となっている。このほか、国は、福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して計2242億余円の財政措置を講じている。

ア 国による財政上の措置等の状況

(ア) 国から機構に対する財政上の措置の状況

国は、機構に対して13兆5000億円の交付国債を交付しており、機構の請求に応じて29年12月末までに計7兆5497億円を償還し、機構は東京電力に対して同額を原子力損害の賠償に充てるための資金(以下「賠償資金」という。)として交付している。また、交付国債の償還のために借り入れるなどした借入金等は計6兆7822億余円となっていて、これに係る支払利息は、今後、償還期限が到来するものも含めて計154億8426万余円となっている。さらに、機構法第68条の規定に基づき、26、27、28各年度にそれぞれ350億円が機構に交付され、また、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の平成29年度予算においては470億円が計上されている。

28年閣議決定を受けて交付国債の発行限度額は13兆5000億円に引き上げられたが、これは、交付国債の発行により対応すべき費用が計約13.5兆円と見込まれたことによるものであり、当該費用の見込額が増加した主な要因は、被災者・被災企業への賠償費用については商工業や農林漁業に関する営業損害や風評被害の収束の遅れ等、除染及び汚染廃棄物処理の費用については被災地における各種工事等の需給のひっ迫による労務費や資材費の上昇等、中間貯蔵施設の費用については輸送時の安全対策の追加等により一定の蓋然性を有する費用の試算が可能な範囲が広がったことが挙げられる。

(イ) 福島県民健康管理基金に係る支出等の状況

福島県は、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進等を図る事業等に要する資金を積み立てるために、23年9月に福島県民健康管理基金を設置した。経済産業省は同基金の造成に要する経費として電源立地等推進対策交付金781億8241

万余円を交付し、東京電力は250億円を賠償金として支払っている。また、環境省は、24年12月に、原子力災害健康管理施設整備交付金59億8000万円を福島県に交付し、同県は、交付額全額を福島県民健康管理基金に積み増した。福島県民健康管理基金のうち、これらの資金に係る分の23年度から28年度までの使用実績は計389億9066万余円となっていて、資金運用益を含めた28年度末の基金残高は719億3797万余円となっている。

同基金による事業について検査したところ、同基金による事業で購入したゲルマニウム半導体検出器17台(整備に要した事業費計4億2908万余円)の中に、年間の測定時間が他の同検出器に比べて大幅に少なくなっているものが5台(取得価格計1億1936万余円)見受けられた。基金で購入された機器類は県民の将来にわたる健康管理の推進を図るために必要なものとして配備されているが、このように使用実績が比較的少なく他の用途に利用できる余地があるものについては、更なる有効活用を検討したり、今後の機器類の調達に当たってその利用状況を考慮したりすることが望まれる。また、同基金による事業において、基金事業計画書の変更を適切に行っていない事態が3件見受けられた。基金事業は継続的に行われるものであり、事業の進捗等に応じて事業内容の変更を行うことも見込まれることから、福島県は、今後の事務手続の適正な実施に努める必要がある。

イ 国による財政上の措置以外の支援等の状況

(ア) 原子力損害賠償紛争審査会及びADRセンターによる支援の状況

原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という。)における23年9月から29年9月末までの和解の仲介の申立てに係る取扱実績は、申立件数22,913件、処理件数20,930件となっていて、29年9月末現在で1,983件が未処理となっている。最近では、集団申立てや地方公共団体による申立てのように処理に時間及び労力を要する案件の比重が増えてきており、未処理件数が大幅に減少するには、なお時間を要すると考えられることから、文部科学省においては、これらの状況の推移にも的確に対応しつつ、引き続き処理の促進に努めることが望まれる。

(イ) 機構法附則の検討条項に係る進捗状況

機構法附則第6条第1項から第3項までの規定に基づく検討及び措置については、原子力損害賠償制度専門部会において原子力損害賠償制度の見直しの方向性について取りまとめが行われるなどして検討の具体的な進展がみられたり、28年閣議決定等により特定復興拠点の整備は国の負担において行うこととされ、交付国債の発行限度額が9兆円から13兆5000億円に引き上げられるなど、一定の措置が講じられたりしている事項もあるが、原賠法の改正等の抜本的な見直しなどには至っていない事項もある。

(2) 機構による資金援助業務の実施状況等

ア 機構及び東京電力による特別事業計画の作成等の状況

機構は、機構法に基づき、東京電力と共同して交付国債による資金交付の前提となる特別事業計画を作成し、又は変更して、主務大臣である内閣総理大臣及び経済産業大臣の認定を受けている。そして、新・総合特別事業計画(以下「新・総特」という。)を全面的に改訂した新々・総合特別事業計画(以下「新々・総特」という。)の29年7月の変更認

定においては、交付国債による東京電力に対する資金交付額が9兆5157億7733万余円となった。

また、機構は、29年5月11日に28年評価を公表し、評価結果の総論として「東電経営への国の継続的関与が必要であると判断した」としている。そして、機構は、国と連携して、31年度末を目途に同年度以降の関与の在り方を検討することとしている。

イ 資金援助業務の実施状況

(ア) 東京電力が発行する株式の引受け等の状況

機構は、東京電力が発行する株式を1兆円で引き受けている。25年閣議決定においては、機構が保有する東京電力の株式を売却することにより得られる利益の国庫納付により除染費用相当分(約2.5兆円)の回収を図ること、売却益に余剰が生じた場合は中間貯蔵施設費用相当分(約1.1兆円)の回収に用いることなどが示されていた。そして、28年閣議決定においては、除染費用相当分が約4.0兆円、中間貯蔵施設費用相当分が約1.6兆円と見積もられているが、上記の回収に係る方針は維持することとされている。

機構が引き受けた東京電力の種類株式を全て普通株式に転換して売却等する場合、機構が全ての売却等までに得ることになる対価の額は平均売却価額に約33.3億株を乗じて得られる額となる。そして、除染費用相当分(約4.0兆円)を株式の売却益で回収するには、平均売却価額が1,500円になることが必要となる。

(イ) 交付国債の償還請求及び賠償資金の交付の状況

機構は、東京電力からの賠償資金交付の要望に応じて交付国債の償還請求を行い、償還された資金を東京電力に対して賠償資金として交付しており、29年12月末までの交付額は、計7兆5497億円となっている。

ウ 機構への負担金の納付及び機構からの国庫納付の状況

(ア) 機構への負担金の納付の状況

一般負担金に係る負担金率は、機構が運営委員会の議決を経て定めた基準に従って、23年度に当時の各原子力事業者が保有する原子炉の熱出力等を勘案して設定されたものがその後も引き続き用いられているが、24年度以降、複数の原子炉で廃炉の決定が行われており、将来的には廃炉作業が完了して各原子力事業者が保有する原子炉の熱出力等が23年度当時の状況から変動することが想定されることから、各原子力事業者の負担金率がどのようになっていくかなどについて引き続き注視していく必要がある。

28年度の一般負担金年度総額1630億円について、原子力事業者は同額を29年12月末までに納付している。そして、同年12月末までに各原子力事業者が納付した一般負担金の累計額は8343億0465万円となっている。また、東京電力が負担する28年度分の特別負担金については、機構が新・総特の収支計画や各年度の収支の見通しなどを踏まえて1100億円と定めて、主務大臣はこれを認可した。

機構は、運営委員会の議決を経て特別負担金の額を定めたことを公表するに当たり、「一般負担金額及び特別負担金額について」として特別負担金額の算定に当たっての考え方を特別負担金の額と併せて公表している。これには機構が特別負担金の額を算定する際に考慮した観点が記載されているが、特別負担金の額の検討に際して考慮

した東京電力の現在の経営状況や今後の事業運営に要する資金の規模その他の経理上の諸要素が示されておらず、特別負担金の額が、経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額を負担をするものとなっているか必ずしも明らかにはされていないと考えられる。今後、機構は、東京電力の納付する特別負担金の額が、東京電力の経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額を負担をするものとなっているかについて、特別負担金の額の検討に際して考慮した東京電力の現在の経営状況や今後の事務運営に要する資金の規模その他の経理上の諸要素を用いるなどして、国民に対して丁寧に説明することが望まれる。また、経済産業省は、機構が特別負担金の額を主務省令で定める基準に従って定めたことについて国民に対して丁寧に説明していくよう、内閣府と共に機構を監督していくことが望まれる。

なお、29年12月末までに東京電力が納付した特別負担金の累計額は2900億円となっている。

(イ) 機構からの国庫納付の状況

機構は、28年度の当期純利益の全額に相当する額3043億0520万余円について、29年7月31日と30年1月31日に国庫に納付している。

(ウ) 交付した資金の回収に係る試算

本院において、国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後、どのように実質的に国に回収されるかなどについて、資金交付額が交付国債の額である13兆5000億円になるとして、機構が保有する東京電力の株式に係る売却益を①6兆円、②4兆円、③2兆5000億円、④5000億円とするなど一定の条件を仮定して機械的に試算した。その結果、13兆5000億円を回収する期間は、本報告書の作成年度である29年度から17年後の平成46年度から同34年後の平成63年度までとなった。そして、回収を終えるまでに国が負担することとなる支払利息は、約1318億円から約2182億円までとなり、原子力損害賠償支援資金への追加的な資金投入等が必要になる試算結果となった。

また、27年報告の試算結果と今回の試算結果とを比較すると、仮定した東京電力株式の売却益の金額等が異なるため、単純に比較することはできないが、東京電力等が機構を通じて国庫に納付する金額は今回の試算結果の方が大きく、回収に要する期間(回収が始まった24年度から回収が完了する年度までの期間)は1割から3割程度長期化する結果となっている。

エ 機構の決算等の状況

28年度決算における契約関係業務の実施状況についてみると、機構は、随意契約により契約を締結していた54件、計7億7428万余円のうち11件、計1億6420万余円について、同種の業務を行うことが可能な事業者が複数存在していて、競争契約としたり、他者から見積書を提出させたりすることができると思われるのに、これらの手続について十分に検討しておらず、契約額の妥当性を確保しないまま契約を締結して支払を行っていた。上記11件のうち4件について、機構は、29年度において、本院の検査を受けて、企画競争を行うなどした上で契約を締結しており、契約額の妥当性を確保するよう努めていた。

(3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

ア 原子力損害の賠償の状況

23年4月から29年12月までの東京電力の賠償金の支払額は、計7兆6821億余円である。東京電力による賠償金の支払の状況についてみると、「個人」に係る賠償金の支払について、2件、計65万余円の重複が見受けられた。また、請求受付から支払までの平均日数についてみると、「個人」は51.1日、「法人(定型書式)」は42.7日、「法人(非定型書式)」は113.3日、「公共」は95.3日となっていて、中には賠償金の支払までに1,800日以上の特長期間を要しているものも見受けられた。東京電力においては、時間の経過を受けて生じた個別事情を踏まえた上で、適切な審査に努めるとともに、引き続き処理の促進を図ることが望まれる。また、「求償」については、請求受付から支払までの平均日数は402.9日となっていて、サンプルチェックによる提出書類の簡素化を図ることなどにより、期間の短縮化の傾向にあるが、東京電力は、関係府省と引き続き連携を図り、審査の適切かつ確実な実施を効率的な事務処理と両立させるよう努めていく必要がある。

賠償に必要な費用の見込みについてみると、被災者・被災企業への賠償費用約7.9兆円については、地方公共団体に対する不動産の賠償のように、本報告書作成時点では賠償基準が定められておらず合理的な見積りを行うことができない損害項目があることなどから、被災者・被災企業への賠償費用に係る賠償見積額は、特別事業計画で示されている額から更に増加することが想定されるものとなっている。そして、特別事業計画における賠償見積額や実際の支払累計額が25年閣議決定で示された賠償費用の見込額を超えていた時期があった。このようなことを踏まえると、被災者・被災企業への賠償費用が約7.9兆円に収まるかどうかについても注視する必要がある。

また、除染・汚染廃棄物処理の費用約4.0兆円及び中間貯蔵施設の費用約1.6兆円については、除染作業や仮置場での除染土壌の管理、除染土壌の発生に伴う中間貯蔵施設への輸送や同施設の整備等に要する費用等によって算定されているが、これらの措置の実施にどの程度の期間が必要か確実には見通せない面がある。さらに、中間貯蔵施設で保管される除染土壌等に係る最終処分の方法や費用の負担者等については決定されていないため、28年閣議決定における除染等の費用の見込額に最終処分に係る費用は含まれていないが、将来的にはその費用を当該見込額に含めることが想定される。このようなことを踏まえると、今後の状況等によっては、当該見込額を見直す必要が生ずるおそれがあると考えられる。

これら賠償に必要な費用の見込みは、交付国債の発行限度額の根拠となり、国民負担の規模に影響を与えることから、経済産業省において、関係省庁と協力して、被災者等への賠償の推移や除染、中間貯蔵施設等に係る事業の進捗等を適時適切に把握して妥当性を検証し、その額を見直す必要が生じた場合には、負担の在り方や必要性について国民に対して十分に説明する必要がある。

イ 特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況

(ア) 経営の合理化のための諸方策の実施状況

a コスト削減等の状況

26年度から28年度までの新・総特に基づく各年度のコスト削減額をみると、目

標額 1 兆 8761 億円に対して、東京電力が算定して公表している実績額は 2 兆 2212 億円となっている。

そして、電力の小売全面自由化に伴い発生した問題事象のコスト面への影響についてみると、東京電力は、全面自由化までに新規参入した小売電気事業者等と託送供給契約を締結していたが、スマートメーターの設置に遅延が生じ、その遅延解消のために、東京電力の施工力不足の影響を補うための工事単価の割増しにより 5.9 億円、計器メーカーに対する 120A 計器の増産要請により 12.2 億円、それぞれ追加的な費用が発生していた。また、東京電力グループの事業子会社として送配電事業を担う東京電力パワーグリッド株式会社(以下「東電 PG」という。)は、託送業務システムの不具合等に伴い、電力の小売全面自由化後間もない 28 年 4 月 4 日の検針分から電気使用量を小売電気事業者に通じできない事態が生じていた。このため、小売電気事業者は、電気の使用者の問合せに対応するためにコールセンターを設置したり、ダイレクトメールを送付したりするなどの対応を行った。そして、そのために要した費用について、29 年 11 月末時点で東電 PG は、小売電気事業者 6 社から計 6 億余円の請求を受けており、そのうち合意ができた 1 億余円を支払っている。

また、東京電力は、25 年 4 月に「電力システムに関する改革方針」が閣議決定され、国の制度設計の詳細が未確定の状況下で託送業務システムの開発に着手したが、国の制度設計の進捗に伴うシステムの規模の増大に対して、きめ細かなプロジェクト管理ができず、過剰な人員が投入されることになった。その結果、東京電力は、託送業務システムの開発費用について、電力システム改革が完了する 32 年度までの保守費用等を含めて予算を設定しており、26 年 3 月にその額を 429 億円としていたが、27 年 11 月に見直した上記 32 年度までの予算額は 621 億円まで増加し、そのうち開発費については、生産性が低下したことにより 60.7 億円増加したり、人件費単価見直しにより 36.0 億円増加したりなどしており、27 年度当初予算の 52 億円に対して 27 年度実績額が 122 億円増加して 174 億円となった。そして、上記の小売電気事業者からの賠償請求のほかにも、28 年度において計 83 億余円の増加費用が生じていた。

b 資産売却・グループ会社合理化等

(a) 資産売却の状況

24 年 5 月に認定を受けた総合特別事業計画(以下「総特」という。)において不動産の売却目標額の設定に当たり売却対象とされた 900 件(簿価 891 億余円)の不動産のうち、29 年 9 月末時点で未売却となっている物件は 245 件(簿価 27 億余円(29 年 3 月末)。総特時点における評価額 249 億余円)となっている。また、25 年報告で売却可能性について検討を行う必要があるとした 172 件のうち、29 年 9 月末時点で未売却となっているのは 38 件となっている。

総特における有価証券の売却目標額の設定に当たり売却の対象とされた 315 件のうち、29 年 9 月末時点で未売却となっている銘柄は 91 件(簿価 75 億余円(29 年 3 月末))となっている。

総特における子会社・関連会社の売却目標額の設定に当たり 45 社が売却対象とされていたが、これらのうち 29 年 9 月末時点で 17 社が未売却となっている。

(b) 子会社のコスト削減等の状況

新・総特において、25年度から34年度までの10年間で計3517億円のコスト削減を行うこととなっているが、総特において電気事業に不可欠であるなどとして存続と判断された65社のうち海外子会社又は売上規模の小さい会社を除く20社における26年度から28年度までのコスト削減について、東京電力は、計画値の1052億円を上回る1777億余円のコスト削減を実施したとしている。

(c) 固定資産に計上されている核燃料

東京電力の核燃料の保有量は、柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原発」という。)の1号機から7号機までの全機が稼働した場合のおよそ13年分に相当する量になっており、全機の運転に至らないなどして柏崎刈羽原発全体の今後の運転状況が想定からおおむね3割程度低下した場合には、不要となる核燃料が発生し、その購入代金分について、電気を販売することによって回収できなくなる。そして、現在のウラン精鉱の市況が続き、かつ、不要となる核燃料が発生した場合には、その資産評価は、購入代金より低いウラン精鉱の市場価格を基礎としたものとなるおそれがある。

したがって、東京電力は、原子炉の運転計画と市場動向を注視しながら、引き続き、核燃料の適正な保有量について検討するとともに、保有量の削減が必要な場合には、既に保有しているウラン精鉱等を削減したり、長期購入契約を締結しているものについて引取りの中止等の交渉を行ったりする方策を実施するなどの措置を執る必要がある。

(イ) 収支見通しの状況

a 新・総特の収支見通しから新々・総特の収支見通しへの見直し内容

新々・総特においては、29年度から38年度までの10年分の収支見通しが示されている。そして、特別負担金の仮置き額は、新・総特において25年度は経常利益の2分の1、26年度以降は毎期500億円の一定額と設定されていたところ、新々・総特においては、29年度から31年度までは毎期500億円、32年度以降は毎期1000億円の一定額となっていて、32年度以降の特別負担金が増額されている。

廃炉等積立金について、東京電力は、30年度以降の積立額の積み増し分を、廃炉等費用の総額等に基づいて毎期定額の2000億円と仮置きしている。

b 柏崎刈羽原発の状況と収支等への影響

(a) 新規制基準に適合するための工事の進捗状況等

原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)が25年6月に制定し同年7月に施行した「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第5号)等(以下、同月に施行された原子力発電所の規制に係る規則、告示等を合わせて「新規制基準」という。)に適合するための工事の進捗状況等についてみると、東京電力は、柏崎刈羽原発の6、7号機について新規制基準に対する適合性審査を受けるために、25年9月に原子炉設置変更許可等を規制委員会に申請し、審査を経て、29年12月に、設置変更が許可されている。一方、同月末時点で、安全設備設置工事の一部が実施途中であるなど、再稼働の時期については、いまだ見通せない状況となっている。

安全設備設置工事の中には、当初は6、7号機に対する新規制基準適合対策として実施していたものの、最終的に新規制基準に適合させることができなかった設備もある。東京電力は、6、7号機以外の各号機に対する新規制基準適合対策を実施する際には、安全性を早期に確保するために、有効に投資を進めていくことが望まれる。

(b) 柏崎刈羽原発の再稼働時期等による収支への影響

柏崎刈羽原発の再稼働時期等による収支への影響について、収支見通しの中で最も再稼働の進捗が速い「31年度以降再稼働すると仮定し、2～4号機を織り込む場合」と、最も再稼働の進捗が遅い「33年度以降再稼働すると仮定し、3、4号機を織り込まない場合」とで比較すると、31年度から経常利益及び当期純利益に顕著な差が生じていて、10年間の累計では経常利益で5358億円、当期純利益で3933億円、いずれも「31年度以降再稼働すると仮定し、2～4号機を織り込む場合」の方が大きくなっている。

(c) 新々・総特の収支の見通しにおけるキャッシュ・フローと財政状態の見通し

特別負担金と廃炉等積立金がキャッシュ・フローの見通しに与えている影響についてみると、廃炉等積立金の積み増しは、30年度から毎年度2000億円ずつ、特別負担金については、柏崎刈羽原発の再稼働までは毎年度500億円とし、再稼働の翌年度から1000億円の計上を仮置きしている。

柏崎刈羽原発の具体的な再稼働時期について見通しが立っていないことから、東京電力は、必要に応じて収支見通しを適時に見直す必要がある。

c 核燃料サイクルバックエンドに係る費用

電力小売全面自由化により競争が進展しても、エネルギー基本計画で定められた方針に従い、使用済燃料の再処理等が滞ることがないように必要な資金を引き続き安定的に確保するなどのために、国は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年法律第48号。以下「旧再処理等積立金法」という。)による積立金制度(以下「旧再処理等積立金制度」という。)を廃止して、新たに「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」による拠出金制度を構築することとした。

そこで、旧再処理等積立金制度時の見積りについてみたところ、東京電力は、返還レベル廃棄物管理費用の見積りについて、旧再処理等積立金制度創設後の状況の変化を反映して適時に見直しを行っていない状況となっていたが、仮に旧再処理等積立金法等に基づく見積りが適時に見直されていないために積立額に過不足があり、原子力事業者が将来に納付することになる拠出金の額に影響することとなった場合には、東京電力が収支見通し等で想定した各年度の利益に影響するおそれがある。したがって、東京電力は、仮に拠出金単価が変動する場合には、今後納付することとなる拠出金の額を適時適切に収支見通しに反映していくことが求められる。

また、法定の積立て等の制度がないウラン濃縮工場バックエンド費用のうち、東京電力の分担額から28年度末時点で費用計上している金額を控除した残額約326億円について、東京電力は、合理的に見積られた金額ではないために引当金として計上しておらず、新々・総特の収支見通しにも反映させていない。

(ウ) 金融機関への協力要請等

金融機関が実質的に引き受けた私募債及び借入金の一部には、東京電力及び東京電力グループの損益、純資産及び現預金残高の各項目の実績値が金融機関に提示した計画値を一定程度以上下回らないようにしなければならないなどの財務制限条項が付されている。29年9月末において財務制限条項が付されているのは、私募債 6582 億余円、借入金 8799 億余円、計 1 兆 5382 億余円となっている。

また、電力小売全面自由化後も総括原価方式^(注)が維持され、安定的な収益の確保が可能な送配電事業を行う東電 PG は、29年3月に900億円の公募社債を発行した(同年9月末までの発行累計額 2600 億円)。しかし、機構は、更なる企業価値向上施策等を通じて、より一層の収益力の改善や財務体質の強化が必要であるとするなど、東京電力の経営への国の継続的関与が必要であると判断している。

(注) 総括原価方式 事業が効率的に行われた場合に要する総費用に適正な事業報酬(利潤)を加えた総括原価が総収入と見合うように料金を設定する方式

上記のように、コスト削減総額の目標に対して超過達成はしているものの、コスト削減目標を達成できない施策が見受けられることや、施策の実施により追加的な費用が生じていたり、想定以上の費用が生じていたりしていることから、東京電力は、より一層の収益力の改善や財務体質の強化が必要とされていることを踏まえて、コスト削減施策等の取組につながるよう業務運営の適切性の確保に努める必要がある。

ウ 福島第一原発の廃炉に向けた取組等の状況

(ア) 福島第一原発の廃炉・汚染水対策の概要

a 廃炉に向けた中長期的な取組体制

28年閣議決定において、引き続き国は前面に立って必要な研究開発を支援するとしている一方で、東京電力は原子炉の設置者として廃炉の実施責任を果たしていく必要があるとしている。

政府は、廃炉・汚染水対策を推進していくための大方針として、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成23年12月初版策定。以下、初版及び24年7月から29年9月までの間に改訂された四つの版を総称して「中長期ロードマップ」という。)を策定している。

機構は、廃炉等の適切かつ着実な実施の確保のための助言、指導及び勧告を行うこと並びに廃炉等技術の研究開発のマネジメントを行うこととなっている。また、機構は、技術戦略プランを策定している。

規制委員会は、特定原子力施設監視・評価検討会における検討状況を踏まえて、東京電力が提出した「特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画」(以下「実施計画」という。)の審査及び認可を行い、福島第一原発に係る施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかについて検査を実施するなどしている。

研究開発機関には JAEA や技術研究組合国際廃炉研究開発機構(以下「IRID」という。)等があり、これらは、廃炉作業における技術的難易度の高い課題に対処していくための研究開発を行っている。

東京電力は、福島第一原発の廃炉を行うための組織として、廃炉カンパニーを設

置しており、部門横断的なプロジェクト管理体制を導入し、延べ700人が従事している。

b 中長期ロードマップ等の概要

中長期ロードマップは、これまで4回の改訂が行われており、改訂第4版の主な変更点は、燃料デブリ取り出しについては、現時点では難しい冠水工法から気中工法に軸足を置き、小規模な取り出しから開始して段階的に規模を拡大していく方針としたことなどとなっている。

(イ) 国による廃炉・汚染水対策に対する財政措置

国は、23年度以降、福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関する研究開発等、研究施設の整備等及び実証事業に対して、計2242億余円の財政措置を講じている。

a 研究開発等の全体像

経済産業省は、応用開発に位置付けられる研究開発等を実施しており、IRID等の研究開発機関が主な実施主体となっている。また、文部科学省は、基礎的・基盤的研究に位置付けられる研究開発等を実施しており、大学及び研究開発機関が主な実施主体となっている。このように、多様な実施主体によって行われている廃炉・汚染水対策に係る研究開発等は、今後の着実な廃炉作業のために連携して行われることが必要となるとして、機構は、研究開発分野におけるマネジメント等を行うとしている。

b 廃炉・汚染水対策事業に係る研究開発等

廃炉・汚染水対策事業は、経済産業省が廃炉・汚染水対策事業費補助金により補助事業者に造成させた廃炉・汚染水対策基金から、廃炉・汚染水対策に資する技術の開発等(以下「基金補助事業」という。)を行う事業者(以下「基金補助事業者」という。)に対して補助金(以下「基金補助金」という。)を交付するものである。27年報告後の廃炉・汚染水対策事業に係る基金補助事業の実施状況をみると、平成26年度補正予算事業から平成28年度補正予算事業までで、基金補助事業計26事業が実施されており、公募に対する応募者数が2者以上となっていた事業の割合は、平成26年度補正予算事業以降増加していた。また、26事業のうち1事業を除いた全ての事業における基金補助事業者は、IRID又はIRIDを含む者となっていた。これは、基金補助事業が開始される前の23年度から25年度までにかけて経済産業省が研究開発等に係る事業を実施しており、当該事業における受託者及び補助事業者の7割程度は、IRIDの組合員となっているため、他に競合相手が少ないことが原因であると考えられる。

このように、基金補助事業者の選定において競争原理が働きにくい状況にあることを踏まえた上で、基金補助金の交付等の業務を実施する受託事業者(以下「事務局法人」という。)においては、事業費が適正であるかを引き続き十分に確認する必要がある。

c 国の財政措置による成果の利活用の状況

(a) 廃炉・汚染水対策事業における研究開発等の成果の活用状況

廃炉・汚染水対策事業において継続して実施されている研究開発等で得られた成果は、実施内容に関連性のある研究開発等や後継の研究開発等で活用されてい

た。一方、継続する研究開発等がなく、その成果が29年9月末時点で活用されていないものには、今後の廃炉作業の進展等に伴い活用が見込まれるとしているものもあるが、廃炉作業への適用性に関して課題が残されているとしているものや廃炉・汚染水対策の進捗により現場状況が改善したため活用に至っていないものも見受けられた。

機構は、廃炉等技術の研究開発に係るマネジメントの役割を担っていることなどを踏まえ、今後の廃炉等技術の研究開発について、廃炉作業の進展に伴い、得られた成果が実用に資するものとなっていくよう、適切に管理していく必要がある。

(b) 施設整備の状況

JAEAは、事業費100億円で福島県双葉郡楢葉町に整備した楢葉遠隔技術開発センター(以下「楢葉センター」という。)を28年4月から本格運用しており、また、放射性物質の分析・研究施設は、29年度内の運用開始を目指して、事業費750億円で同郡大熊町に建設することとされている。

検査したところ、廃炉に係る作業計画の確認や作業者の教育訓練を行うために楢葉センターに設置されたバーチャルリアリティシステムに係る事業において、関連する事業間のスケジュールの設定や管理の在り方について留意する必要がある事例が見受けられたが、関係機関相互の間において、関連する事業の進捗状況を適切に把握して各事業の実施開始時期を検討することなどにより効率的かつ効果的に事業を実施できる場合には、機構において状況を把握し、問題がある場合には必要な措置を講ずる必要がある。

d 汚染水処理対策に係る実証事業の実施状況

(a) 凍土方式遮水壁大規模整備実証事業

福島第一原発における地下水の流入を抑制するために東京電力が取り組んでいる対策に加えた抜本策の柱として、経済産業省は、凍土方式遮水壁(以下「凍土壁」という。)の大規模整備実証事業において凍土壁の構築に係る公募を行い、東京電力及び鹿島建設株式会社の共同提案事業者を補助事業者に決定した。補助金額は、当初交付決定時に平成25年度予算の予備費を使用して予算措置された129億余円から、最終的に345億余円に増額された。補助事業に要した経費は562億余円となっていた。

上記の2社は、28年3月31日以降、凍土壁(海側)から段階的に凍結を開始し、29年8月に、最後の未凍結箇所1か所の凍結を開始した。東京電力によると、地下水の流入抑制の効果は、建屋流入量等の変化のデータを根拠に一定程度表れているとしている。しかし、30年1月末までに東京電力が示した建屋流入量等の変化は、凍土壁のみではなく、地下水バイパスやサブドレンを含めた汚染源に水を「近づけない」ための重層的な取組によるものであり、凍土壁単体としての効果が示されたものとはいえない。

東京電力は、凍土壁を整備したことによる建屋への地下水流入抑制等の効果を適切に示していく必要がある。

(b) 高性能多核種除去設備整備実証事業

東京電力が設置した多核種除去設備(Advanced Liquid Processing System。以下「ALPS」という。)のうち最初に設置したALPSは、放射性廃棄物の発生量が多く、保管場所を圧迫していることから、経済産業省は、高性能多核種除去設備整備実証事業において高性能なALPS(以下「高性能ALPS」という。)を開発することとして公募を行い、東京電力、株式会社東芝及び日立GEニュークリア・エナジー株式会社の共同提案事業者を補助事業者に決定した。上記の3社は、25年10月から27年3月まで補助事業を実施し、補助事業終了後も共同研究を継続して実施した結果、高性能ALPSを開発することができ、研究の目的を達成したとしている。高性能ALPSの開発費用は、補助金額137億余円と、補助金を超過した額及び補助事業期間終了後残された課題に対応するための共同研究期間に発生した費用とを合わせて計291億余円となっている。しかし、高性能ALPSは、28年2月以降長期停止中となっている。

東京電力は、多額の国費を投入して開発された高性能ALPSについて、活用にに向けた検討を継続し、今後有効に活用するよう努める必要がある。

(ウ) 東京電力による廃炉・汚染水対策の概要

a 東京電力における汚染水対策の状況等

東京電力は、23年原発事故後、継続して汚染水対策を実施してきている。そして、25年9月には、政府が「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」を決定し、汚染水問題の根本的な解決に向けて、汚染源を「取り除く」、汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」という三つの方針の下、各種対策を講じていくこととした。

b 汚染源を「取り除く」ための取組

東京電力は、汚染水に含まれる主要な放射性物質を一定程度除去することなどを目的として、汚染水処理設備を設置するとともに、放射性物質のうち取り除くことが技術的に困難なトリチウムを除くセシウム、ストロンチウム等の62核種を規制委員会の告示に示された濃度を下回る濃度まで除去するために、3台のALPSを設置した。また、東京電力は、汚染水処理の加速化を図るために可搬型の除去設備等を設置した。

これらの設備のうち、一定期間運転したものの停止状態となっている設備等があり、一部の設備については、実施計画の変更手続を行い、廃止するなどしたものもある。

c 汚染源に水を「近づけない」ための取組

東京電力は、汚染源に水を「近づけない」ための対策として、「地下水バイパスの構築」「サブドレンの復旧及び強化」「凍土壁の構築」及び「フェーシング(広域的な敷地舗装)」を実施している。中長期ロードマップ(改訂第4版)等によれば、これらの取組を通じて、建屋流入量は、対策実施前の400m³/日程度から、29年3月の平均では120m³/日程度にまで低減し、目標としていた水準をおおむね達成したとされている。なお、フェーシングについては、法面に吹き付けられたモルタルに多数の亀裂が確認されるなどの状況が見受けられたが、工事の施工状況を踏まえて、引き

続き毎月の保守点検を慎重かつ確実に実施して維持管理を適切に行っていくことが望まれる。

d 汚染水を「漏らさない」ための取組

東京電力は、原子炉建屋内の地下等にたまり続けている汚染水をくみ上げ、汚染水処理設備等により放射性物質を除去するなどした後に、処理水を敷地内に設置されたタンクに貯蔵しているが、処理水の大部分を占めるALPSで処理した水(以下「ALPS処理水」という。)については、現在のタンクの設置速度が維持される限り、少なくとも32年12月末までの間に汚染水発生量の増加にタンクの貯蔵容量が対応できなくなるおそれは低いとしている。なお、規制委員会は、タンク内に貯蔵されているALPS処理水について、可能な限り速やかに規制基準を満足させる形での海洋放出等を実施する必要があるとしており、経済産業省に設置された「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」においては、風評に大きな影響を与えるALPS処理水の取扱いについて、技術的な観点のほか、風評被害等の社会的な観点も含めた総合的な検討が実施されている。

(エ) 福島第一原発の廃炉・汚染水対策に係る東京電力の負担等

22年度から28年度までの人件費及び減価償却費を加味した廃炉・汚染水対策に係る費用の累計は、概算で9681億円となっている。

a 災害損失引当金及び原子力発電施設解体引当金

東京電力は、安定化維持費用及び研究開発費を除いた福島第一原発の廃炉・汚染水対策に要する費用の総額を1兆0117億余円と見積もっており、このうち、今後負担することとなる廃炉・汚染水対策費用(28年度末までに見込んだ額)として、「福島第一原発の事故の収束及び廃止措置に向けた費用または損失」を災害損失引当金として3306億余円、「解体費用」を原子力発電施設解体引当金として1930億余円計上している。

東京電力は、廃止措置に関連する費用のうち「燃料デブリ取り出し費用等」の概算額として、過去の事故炉の廃炉事例であるアメリカ合衆国スリーマイル島原子力発電所2号機(以下「TMI」という。)の実績に基づいて、22年度に2500億円を災害損失引当金に計上し、28年度までこの額の見直しを行っていない。

b 有識者ヒアリングによる機構の燃料デブリ取り出し費用の試算

新々・総特策定の前提となっている廃炉に係る必要資金の8兆円は、これまで廃炉に要する資金として見込んだ2兆円に加えて、燃料デブリの取り出し工程を実行する過程で、追加で最大6兆円程度の資金が必要であるとして28年12月に「東京電力改革・1F問題委員会」(以下「東電委員会」という。)に示された試算額である。この試算額は、東電委員会の議論における参考に資するために、過去の原子力事故炉の廃止措置に知見や経験を有する者からヒアリングにより得られた23年原発事故の実績と過去の原子力事故の実績との異同に基づく見解の一例の紹介として機構が取りまとめて東電委員会に報告したものである。機構は、有識者が示した過去の原子力事故の実績を基に必要資金を最大6兆円程度と推測している。

機構の試算と前記の東京電力の概算とでは、計算の主体や目的は異なるものではあるが、東京電力が引当計上した「燃料デブリ取り出し費用等」も、機構の試算と同様

に、TMIの事故における費用の実績に基づき算出したものである。ただし、計算に用いた補正係数について、東京電力の概算は主としてTMIとの出力比で補正を行っているのに対して、機構の試算は、福島第一原発の炉内の状況の調査が進んできたことで明らかになったTMIとの出力以外の定量的な情報を含む相違点を補正における推定に織り込んでいることなどの違いがある。廃炉費用がどのような規模となるのかは、東京電力の企業価値の水準のほか、損益や資金繰り等の収支の状況に影響を及ぼす可能性があり、収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額を負担をするものであることなどの基準に沿って決定されることになる特別負担金の額を通じて、交付国債の元本分の回収期間にも影響し得るものである。そして、廃炉費用の見積りを適切に行い、会計上適切に反映することは、資産及び収支の状況に係る評価を適切に行ったり、廃炉等積立金制度の趣旨を踏まえて積立額を適切に決定したりしていく上で重要である。東京電力は、「燃料デブリ取り出し費用等」について、通常の見積りが困難であるとして22年度に計上した引当額の見直しを28年度末時点において行っていないが、今後の中長期ロードマップの進捗等により通常の見積りが可能となった場合には、これを踏まえた見積りを行い、災害損失引当金等の計上に適切に反映していく必要がある。

エ 東京電力の決算の状況

(ア) 21年度以降の決算

23年原発事故後、東京電力の純資産は大幅に減少し、24年度末の純資産は8317億余円、自己資本比率は5.7%であったのに対し、28年度末の純資産は、1兆9006億余円と1兆0688億余円増加し、自己資本比率は16.1%と10.4ポイント増加した。

なお、この間、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)の改正や使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に係る制度の改正が行われており、これらの改正により、資産の減少のうち1兆1447億余円、負債の減少のうち1兆5115億余円、純資産の増加のうち3668億余円の影響があった。

(イ) 決算の状況

26年度から28年度までの新・総特に添付されている収支見通しと東京電力の決算を比較すると、営業収益のうち電灯電力料は減収となっていたが、原子力発電所の再稼働を前提に見込んでいた電気料金の値下げを実施しなかったことや、コスト削減に努めたことなどから、経常利益については、26年度はほぼ見込みどおり、27、28両年度は見込みを上回る結果となっている。28年評価では、自己資本比率の改善、有利子負債の削減及び社債の発行について一定の成果を挙げたものの、東京電力の資本市場からの信頼獲得が不十分だったり、発電資産・燃料資産(核燃料を含む)への減損会計の適用に課題があったりして進捗が十分でなかったとされ、更なる企業価値向上施策等を通じ、より一層の収益力の改善や財務体質の強化が必要とされている。

3 検査の結果に対する所見

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、原賠法等の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として、機構が東京電力に対して出資したり、原子力損害の賠償のための資金を交付したりすることなどにより、多額の財政資金を投じて実施されている。

政府は、復興に向けた取組の具体的な進展が見られるものの、その進捗にはいまだばらつきが見られ、避難状態の長期にわたる継続に伴って新たな課題も顕在化しているとして、28年閣議決定を行い、この中で、原子力災害からの復興について、その進捗と相まって廃炉、賠償等の事故対応費用の見通しが明らかになりつつあるとして、改めて国と東京電力の役割分担を明確にした。また、東京電力の経営改革に対して機構が29年5月に示した28年評価において、東京電力の経営について国の継続的関与が必要であるとの判断が示された。そして、28年閣議決定において明らかにされた国の方針や、東京電力を取り巻く事業環境の変化等を踏まえて新・総特の内容を全面的に改訂した新々・総特が策定され、東京電力は、賠償及び復興に引き続き全力を尽くし、未踏領域に入る廃炉については安定的な財源拠出や事業推進体制を確立することとされた。また、生産性の倍増に更に取り組み、中長期的には、共同事業体の設立を通じた再編・統合を目指し、更なる収益力の改善と企業価値の向上を図ることなどが示された。あわせて、機構法が改正され、東京電力は廃炉等実施認定事業者として機構に廃炉等積立金を積み立てることなどとされた。

28年閣議決定においては、交付国債で対応すべき被災者・被災企業への賠償費用、除染費用、中間貯蔵施設費用がそれぞれ約7.9兆円、約4.0兆円、約1.6兆円、計13.5兆円と示され、25年閣議決定の計9.0兆円から増加することが見込まれている。国から機構に対しては、原子力損害の賠償に必要な資金を東京電力に交付するために累計で13.5兆円の交付国債が交付されており、加えて中間貯蔵施設費用相当分として28年度末までに累計で1050億円の資金が交付され、更に29年度中に470億円が交付されることとなっている。そして、29年12月までに東京電力が支払った賠償金の累計は7兆6821億余円となっている。

一方、東京電力は、25年度分から特別負担金の納付を開始して、28年度分は1100億円を納付し、その累計は2900億円となった。東京電力は、今後とも賠償金の支払を継続することに加えて、福島第一原発の廃炉・汚染水対策を長期間にわたり実施するために廃炉等積立金の積立てを行うなどして、多額の資金を確保する必要があること、また、その安定的な財源を中・長期的に確保するために必要な収益力の改善及び企業価値の向上を図る必要があることから、同程度の金額を今後も納付することができるかについて注視する必要がある。そして、25年閣議決定に続き、28年閣議決定においても、機構が保有する東京電力の株式を売却し、それにより生ずる利益の国庫納付により除染費用相当分等の回収を図るとされていることから、東京電力の株式をできる限り早期に、かつ、高い価格で売却することは、国が交付した資金の早期の回収と国民負担の極小化に大きく貢献する。このため、株式を高い価格で売却できるようにするために、より一層の収益力の改善や企業価値の向上に東京電力が取り組むことが必要とされているが、その取組は決して容易ではなく、また、実際の売却価格は様々な要素により決まるもので、高い価格での売却は確実なものではない。さらに、福島第一原発の廃炉・汚染水対策は長期にわたる取組であり、かつ、今後着手する工程も多いことから、国、機構及び東京電力が密接に連携し、中長期ロードマップを踏まえて着実に実施していくことが求められる。

したがって、上記のような点を踏まえた上で、今後、文部科学省は次の(1)アの点に、経済産業省は次の(1)イの点にそれぞれ留意して原子力損害の賠償に関する支援等を実施し、機構は次の(2)の点に留意して資金援助業務等を実施し、また、東京電力は次の(3)の点に留意して原子力損害の賠償その他の特別事業計画を履行していく必要がある。

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

ア 文部科学省において、

(ア) ADR センターにおける和解の仲介については、申立件数の減少等を受けて未処理件数の減少傾向がみられるが、集団申立て等のように、その処理に時間と労力を要する案件の比重が増えていることから、これらの状況の推移にも的確に対応しつつ、引き続き処理の促進に努める。

(イ) 機構法附則において求められている事項については、その検討等に具体的な進展がみられるものの原賠法の改正等の抜本的な見直しなどの必要な措置を講ずるまでには至っていないことから、必要な措置を早期に講ずるよう努める。

イ 経済産業省において、

(ア) 交付国債の発行により対応すべき費用の見込額については、関係省庁と協力して、被災者等への賠償の推移や除染、中間貯蔵施設等に係る事業の進捗等を適時適切に把握して妥当性を検証し、見込額を見直す必要が生じた場合には、その負担の在り方や必要性について国民に対して十分に説明する。

(イ) 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の認可に当たっては、「国民負担の極小化を図ることを基本とする」という考え方を踏まえて、国が機構を通じて交付した資金の確実な回収と東京電力の企業価値の向上の双方に引き続き十分に配慮する。また、機構が特別負担金の額を主務省令で定める基準に従って定めたことについて国民に対して丁寧に説明していくよう、内閣府と共に機構を監督する。

(ウ) 廃炉・汚染水対策事業の実施に当たり、基金補助事業者の選定において競争原理が働きにくい状況にあることを十分踏まえた上で、事務局法人に事業費が適正であるかどうかを十分に確認させるなどの必要な措置を講ずる。

(2) 機構による資金援助業務の実施状況等

機構において、

ア 東京電力における原子力損害の賠償の実施や経営合理化のための諸施策の実施に関するモニタリング、廃炉事業の実施等に関する管理・監督を的確に実施するなどして、東京電力による特別事業計画の確実な履行を引き続き支援する。

イ 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の検討に当たっては、「国民負担の極小化を図ることを基本とする」という考え方を踏まえて、国が機構を通じて交付した資金の確実な回収と東京電力の企業価値の向上の双方に引き続き十分に配慮する。また、特別負担金の額が東京電力に対して「経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額負担」を求めたものであるかについて、特別負担金の額の検討に際して考慮した東京電力の現在の経営状況や今後の事業運営に要する資金の規模その他の経理上の諸要素を用いるなどして、国民に対して丁寧に説明する。

ウ 着実な廃炉作業の実施のため、福島第一原発の廃炉に係る研究開発を、機構が中心となって、基礎から実用に至るまで一元的にマネジメントするとされていることに鑑み、今後の研究開発機関における廃炉等のために必要な研究開発の実施に当たり、得られた成果が実用に資するものとなっていくよう、適切に管理するとともに、関連する事業間のスケジュールの設定や管理が適切かつ効率的に行われているか把握し、問題がある場合には必要な措置を執る。

(3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

東京電力において、

- ア 賠償金の請求受付から支払までに要する期間が長期化している案件が散見されることから、被災者・被災企業への賠償については、時間の経過を受けて生じた個別事情を踏まえた上で、適切な審査に努めるとともに、引き続き処理の促進を図る。また、除染等の「求償」に係る賠償については、引き続き関係府省との連携を図り、審査の適切かつ確実な実施と効率的な事務処理とを両立させるよう努める。
- イ 更なる企業価値向上施策等を通じて、より一層の収益力の改善や財務体質の強化が必要であるとされていることを踏まえて、コスト削減等の取組につながるよう業務運営の適切性の確保に努めるとともに、原子炉の運転計画と市況動向を注視しながら、引き続き、核燃料の適正な保有量について検討し、保有量の削減が必要な場合には既に保有しているウラン精鉱等を削減したり、長期購入契約を締結しているものについて引取りの中止等の交渉を行ったりする方策を実施するなどの必要な措置を執る。
- ウ 廃炉・汚染水対策について今後も引き続き適切に進めていくとともに、実証事業等の効果を適切に示し、今後成果を有効に活用するよう努める。
- エ 廃炉費用がどのような規模となるのかは、東京電力の企業価値の水準のほか、損益や資金繰り等の収支の状況に影響を及ぼす可能性があり、収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額を負担をするものであることなどの基準に沿って決定されることになる特別負担金の額を通じて、交付国債の元本分の回収期間にも影響し得るものであるところ、将来の費用の見積りに当たっては、今後の中長期ロードマップの進捗等や、再処理等抛出金の単価の変動を踏まえた見積りを行うなどして、災害損失引当金等の計上や収支見通しが適切かどうかについて適時適切に見直しを行う。

本院は、東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について、25年12月、28年12月の二度の閣議決定で示された東京電力に対する支援の新たな枠組み等に留意しながら検査を行い、3回にわたり報告を行った。

本院としては、28年閣議決定において、廃炉・賠償等の事故対応費用の見通しが明らかになりつつあることを踏まえて改めて国と東京電力の役割分担が明確化されたことから、国が前面に出ることとしている廃炉・汚染水対策の進捗状況にも留意して、東京電力に対する国の支援の状況等について引き続き検査していくこととする。

第3 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について

要請を受諾した年月日	平成29年6月6日
検査の対象	内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人日本スポーツ振興センター等
検査の内容	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成30年10月4日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成29年6月5日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月6日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人日本スポーツ振興センター等

(二) 検査の内容

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する次の各事項

- ① 大会の開催に向けた取組等の状況
- ② 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組の概要等

ア 大会の開催に向けた取組等の概要

(ア) 大会の概要

国際オリンピック委員会(以下「IOC」という。)は、25年9月に、ブエノスアイレスで開かれたIOC総会において、32年夏に開催予定の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の開催都市を東京とすることを決定した。東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)は、「すべての人が自己ベストを目指し(全員が自己ベスト)」「一人ひとりが互いを認め合い(多様性と調和)」「そして、未来につなげよう(未来への継承)」の三つを基本コンセプトとして開催されるものであり、大会のうち第32回オリンピック競技大会については32年7月24日から8月9日までの間に33競技を実施し、第16回パラリンピック競技大会については同年8月25日から9月6日までの間に22競技を実施する予定となっている。

(イ) 大会の開催に向けた取組体制の概要

25年9月に、IOC、東京都及び公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)の3者により開催都市契約が締結されて、IOCから東京都及びJOCに大会の計画、組織、資金調達及び運営が委任された。そして、開催都市契約に基づき、26年1月に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(27年1月1日以降は公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会。以下「大会組織委員会」という。)が東京都及びJOCの拠出により設立され、26年8月に開催都市契約の当事者に追加された。

大会組織委員会はIOCが定めた条件等に基づき大会の準備及び運営を行う主体であり、東京都及びJOCは、開催都市契約の国内当事者の一員としての立場から、大会組織委員会が行う大会の準備及び運営を支援している。

国においては、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営を支援するために、25年9月に東京オリンピック・パラリンピック担当大臣(27年6月以降は東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣。以下「オリパラ担当大臣」という。)が任命されるとともに、25年10月に内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室が設置された。そして、27年6月には、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号。以下「オリパラ特措法」という。)が成立して施行され、オリパラ特措法に基づき、内閣に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(以下「オリパラ推進本部」という。)が設置された。また、オリパラ特措法に基づき、27年11月に「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(以下「オリパラ基本方針」という。)が閣議決定された。オリパラ基本方針は、大会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項、大会の円滑な準備及び運営の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めたものである。オリパラ推進本部に係る事務については「内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局」(以下「オリパラ事務局」という。)が処理することとされている。

各府省等は、大会に関連して講ずべき施策(以下「大会の関連施策」という。)について、オリパラ基本方針に基づき、立案と実行に取り組むこととなっている。

なお、大会の開催に向けた取組はセキュリティや輸送等の幅広い分野に関わるため、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会を中心として、各分野に係る機関の間で情報共有を図るなどして相互に連携し、実施すべき内容等について調整を図りながら、各機関が取組内容を決定して実施することとなっている。

(ウ) 開催決定に至った経緯の概要

東京都は、23年7月に大会の招致を表明し、同年9月に特定非営利活動法人東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会(以下「招致委員会」という。26年3月解散)を設立した。国においては、大会の招致について、「平成32年(2020年)第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会の東京招致について」(平成23年12月閣議了解)により、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するも

のであり、また、東日本大震災からの復興を示すものともなるとして東京都が招請することを了解するとともに、内閣総理大臣、衆議院議長及び参議院議長が最高顧問として、各国务大臣が特別顧問として、それぞれ招致委員会の評議会に参画するなど、国の機関を挙げて支援する体制を構築した。

24年5月には、立候補都市としてIOCから東京、イスタンブール及びマドリードの3都市が選定されて、東京都及び招致委員会は、25年1月に、詳細な大会計画である立候補ファイルをIOCへ提出した。立候補ファイルは、ビジョン、財政等の14のテーマについて、IOCからの質問状に回答する形で作成されるものであり、東京都及び招致委員会が各府省等の関係機関と調整し、提出したものである。立候補ファイルの提出に当たっては、IOCの要請として財政、政府関連業務等に係る政府保証書の提出を求められ、各府省等はこれらについて内閣総理大臣名又は各国务大臣名で招致委員会を經由してIOCへ提出した。

立候補ファイルによれば、財政及び政府関連業務に関して政府が保証した主な内容は、①万が一、大会組織委員会が資金不足に陥った場合は、東京都が補填し、東京都が補填しきれなかった場合には、最終的に、政府が国内の関係法令に従い補填すること、②政府及び東京都は、パラリンピック競技大会の運営費用の50%を支援すること、③政府及び東京都は、大会組織委員会の費用負担なしに、大会に係るセキュリティ、医療、通関、出入国管理その他の政府関連業務を提供することとされている。そして、25年9月のIOC総会による最終プレゼンテーションを経て、東京が開催都市に決定した。

(エ) 大会の開催に要する経費の試算等の概要

大会の開催に要する経費(以下「大会経費」という。)の29年度末時点での最新の試算は、29年12月に大会組織委員会が公表した大会経費V2(バージョン2。以下「V2予算」という。)であり、大会経費の総額は1兆3500億円となっている。そして、大会組織委員会がIOCからの負担金やスポンサーからの協賛金、チケットの売上金等を原資として6000億円を負担し、東京都及び国がそれぞれの役割に応じて計7500億円を負担すると試算している。この1兆3500億円の内訳をみると、恒久施設等の大会に必要な施設(以下「大会施設」という。)に係る経費として計8100億円、大会開催時の輸送対策、セキュリティ対策等に係る経費として計5400億円となっている。このうち、国の負担となっているのは、新国立競技場の整備に係る経費のうち1200億円と、パラリンピック競技大会の施設及び運営に必要な経費(以下「パラリンピック経費」という。)1200億円のうち300億円の計1500億円である。

大会経費の試算は、まず、立候補ファイルの提出時に東京都及び招致委員会により行われた。この試算は、IOCが示した基準に基づき、東京都及び招致委員会がIOCや専門家等にヒアリングをした上で行われたものであり、対象とする経費が他の立候補都市と比較可能となるように設定されているなど、V2予算における試算対象とは異なっている。その後、大会組織委員会は、一定の仮定を置き、大会開催に必要な支出項目を分野ごとに分けて、立候補ファイルに計上していない経費も含めた全体像を明らかにするために、IOC等の助言の下、28年12月に大会経費V1(バージョン1。以下「V1予算」という。)を公表した。ただし、公表時点では当該経費の分担が決

定していなかったため、その後、東京都を中心として、国、東京都外の競技会場が存在する地方自治体(以下「都外自治体」という。)等の関係者が協議を進めていくこととなった。そして、29年5月に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割(経費)分担に関する基本的な方向について」(以下「大枠の合意」という。)により、東京都、大会組織委員会、国及び都外自治体の役割分担及び経費分担に関して、基本的な方向性を定めた。国は、オリパラ基本方針等に基づき大会の関連施策を実施することを基本的な役割として、新国立競技場の整備の実施及びパラリンピック経費の4分の1相当額の負担のほか、国として担うべきセキュリティ対策やドーピング対策等を実施することとなっている。

大枠の合意に基づき国が資金の一部を負担することとなっているパラリンピック経費は、大会組織委員会が大会の準備のために東京都、国等と分担して経費を負担して実施する事業(以下「共同実施事業」という。)に要する経費の一部である。国は、大枠の合意に基づくパラリンピック経費の4分の1相当額の負担のために、平成29年度一般会計補正予算において障害者スポーツ行政を所掌する文部科学省所管の予算として「東京パラリンピック競技大会開催準備交付金」(以下「パラリンピック交付金」という。)を300億円計上して、30年3月に東京都へ同額を交付している。東京都は、文部科学省からパラリンピック交付金300億円の交付を受けて、既に設置造成している東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金に積み立てて自らの資金と区分して経理している。そして、東京都は、同月に大会組織委員会から交付申請書等の提出を受けるとともに、文部科学省、オリパラ事務局、東京都及び大会組織委員会の関係者で構成する共同実施事業管理委員会による確認を受けて、同年5月に、パラリンピック交付金相当額1億8253万余円を含む29年度の全ての共同実施事業に係る負担金として49億3412万余円(うちパラリンピック経費に係る国と東京都の負担金3億6506万余円)を大会組織委員会へ交付している。

(オ) 大会施設の概要

IOCから設置を求められている大会施設は、立候補ファイル、開催都市契約等によると、競技会場のほか、選手村、国際放送センター等となっている。競技会場等として予定している主な大会施設は、29年度末時点で45か所であり、所在する地方自治体は9都道府県の24市区町と広域にわたっている。

大会施設の整備には、主に、新規の恒久施設の建設(以下「新規整備」という。)、既存の恒久施設の改修(以下「改修整備」という。)、IOCが求める施設水準に必要な建物、外構、セキュリティフェンス、電源等の設備を仮設施設として使用して大会終了後は撤去するものの整備(以下「仮設整備」という。)及び運営上必要となるプレハブ、テント、放送用の照明等(以下「オーバーレイ」という。)で大会終了後は撤去するものの整備があり、これらを組み合わせて行うこととなっている。

主な大会施設45か所のうち、29年度末時点で国又は国が出資した法人が所有し、かつ整備を行う大会施設は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)が所有する新国立競技場及び国立代々木競技場並びに日本中央競馬会(以下「JRA」という。)が所有する馬事公苑^{えん}の3か所である。東京都等の施設の所有者は、各機関が単独で負担する費用や、国からの交付金等を財源として大会施設の新規整備又

は改修整備を実施している。大会組織委員会は、自らの収入及び東京都から交付された負担金を財源として大会施設の仮設整備を実施し、また、自らの収入を財源としてオーバーレイの整備を実施している。そして、大会開催時は、大会組織委員会が各施設の所有者と利用条件等を協議の上、会場使用協定を締結するなどして利用することとなっている。また、オリパラ特措法等によれば、国は、大会組織委員会又は当該施設を設置する者に対して、大会組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する競技施設等の用に供される国有財産を無償で使用させることができるとされており、大会組織委員会又は当該施設の設置者からの申請に基づき、国有財産を無償で使用させることとしている。

イ 各府省等が実施する大会の関連施策等の概要

(ア) 各府省等が実施する大会の関連施策の概要

各府省等が実施する大会の関連施策は、オリパラ基本方針に基づき実施する大会の円滑な準備及び運営に関する施策であり、オリパラ基本方針によれば、主に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策と「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の2種類に区分されている。「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策は、セキュリティの万全と安全安心の確保等の8分野に係るものとなっており、大会の円滑な準備及び運営に資するセキュリティ対策、輸送対策等の国が担うべき施策を実施することで、大会組織委員会が主体となっていく大会の準備及び運営を支援するものである。また、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策は、被災地の復興・地域活性化等の7分野に係るものとなっており、直接大会の準備及び運営に資するものではないが、大会の開催を契機として、大会終了後に残すべきレガシー^(注)の創出を意識して国として取り組むものである。

オリパラ推進本部は、オリパラ特措法に基づき、大会の関連施策の取組状況について、29年5月及び30年5月に「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」(以下「政府の取組状況報告」という。)として取りまとめて、国会へ報告し、公表している。政府の取組状況報告は、大会が終了するまでの間、おおむね1年に1回、国会へ報告するとともに公表することとなっており、オリパラ推進本部が上記の15分野を更に大会の関連施策の実施内容により整理した区分ごとに、前年度までの主な取組内容、当該年度の主な取組内容、今後の主な取組内容等が記載されている。

29年5月に公表された政府の取組状況報告によれば、各府省等が実施する大会の関連施策は、その取組内容により15分野の70施策に整理されており、「大会の円滑な準備及び運営」に資するものとして8分野の45施策と、「大会を通じた新しい日本の創造」に資するものとして7分野の25施策とされている。また、29年度までに14府省等が70施策に係る事業(14府省等が大会の関連施策として整理した事業を運営費交付金、政府出資金及び自己収入を財源として10独立行政法人が実施する事業を含む。)を実施している。

(注) レガシー オリンピック憲章により開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励されている大会の有益な遺産。長期にわたる特にポジティブな影響であり、スポーツ、社会、環境、都市及び経済の5分野によるものをいう。

(イ) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(以下「オリパラ関係予算」という。)は、各府省等が実施する大会の関連施策のうち、特に大会の運営及び準備に関する内容について、オリパラ基本方針が作成された後の平成28年度当初予算から、事業の効果や費用の管理等について他の施策と区分することで各府省等においてオリパラ基本方針に基づく施策の実効性を担保して、その進行管理に資するよう、オリパラ事務局が取りまとめているものである。オリパラ関係予算として整理する際の要件は①大会の運営又は大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること及び②大会招致を前提に、新たに又は追加的に講ずる施策であること(実質的な施策の変更・追加を伴うものであり、単なる看板の掛け替えは認めない。)の二点であり、各府省等はいずれの要件も満たしている大会の関連施策をオリパラ関係予算として整理している。

28年度から30年度までのオリパラ関係予算は、8府省等が計41事業に係る計1127億4100万円と整理しており、28年度の予算額は329億3700万円、29年度の予算額は517億5100万円、30年度の当初予算額は280億5300万円となっている。

(ウ) 東京都等が実施する大会の関連施策の概要

開催都市である東京都(大会施設が所在する11市区を含む。)、都外自治体である8道県及び13市町の中には、29年度までに各地方自治体の総合計画等に基づき、大会施設の整備等の大会の運営及び準備に資する施策や、観光振興等の大会の開催を契機とした施策について、自らが取り組むべき大会の関連施策として設定して実施している地方自治体もある。そして、東京都(同11市区を含む。)及び都外自治体が実施する大会の関連施策の財源は、各地方自治体の自己財源、国庫補助金、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に基づき発売する大会協賛宝くじの収益金の一部等となっている。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、大会に向けた取組状況等に関する各事項について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を行った。

ア 大会の開催に向けた取組等の状況

(ア) 国は、大会の開催に向けて、大会の準備及び運営を行う主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等とどのように情報共有を図るなどして相互に連携して、取組内容等の調整を図っているか。

(イ) 国が既にその一部を負担している経費や今後負担することとなる経費が含まれている大会経費の試算の内容はどのようになっているか。

(ウ) 新国立競技場等の大会施設の整備状況等はどのようになっているか。特に、新国立競技場の整備に係る財源の確保、大会終了後の活用方法の検討等は適切に行われているか。

イ 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

(ア) 各府省等が実施する大会の関連施策の実施体制及び実施状況はどのようになっているか。また、実施内容は大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後に残すべきレガシーの創出に資するものとなっているか。

(イ) 各府省等が実施する大会の関連施策以外に、東京都等が実施する大会の関連施策等に対する各府省等の支援状況はどのようになっているか。

本院は、大会の開催に向けた取組等の状況として、25年度から29年度までに各府省等、JSC及びJRAが実施した大会施設の整備状況等について検査するとともに、東京都、大会組織委員会及び都外自治体が国庫補助金等を活用するなどして実施した大会施設の整備状況等について検査した。また、各府省等が実施する大会の関連施策等の状況として、25年度から29年度までに14府省等が実施した大会の関連施策等に係る事業の実施状況等について検査した。

検査に当たっては、14府省等の本省、外局及び地方支分部局、9独立行政法人、JRA、18都道府県、同都道府県の92市区町村、大会組織委員会及び14府省等の国庫補助金等交付先又は委託先である23法人において会計実地検査を行い、調書及び関係資料を徴したり、担当者等から説明を聴取したりなどした。また、公表されている資料等を基に調査分析を行った。なお、国庫補助金等の交付を受けずに実施されているなどの本院の検査権限が及ばない都道府県等が行う取組等については、協力が得られた範囲で説明を受けるなどして調査を行った。

2 検査の結果

(1) 大会の開催に向けた取組等の状況

ア 大会の開催に向けた取組体制等の状況

大会組織委員会、東京都、国、JOC及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)は、26年1月に「東京オリンピック・パラリンピック調整会議」を設置して大会組織委員会会長、東京都知事、文部科学大臣、オリパラ担当大臣、JOC会長及びJPC会長の6者により、大会の準備及び運営における特に重要な事項について調整を図ることとしており、25年度から29年度までに計14回開催されている。そして、IOCは、オリンピック憲章等に基づき、大会組織委員会による開催準備の進展について、関係機関との協力関係を含めて、監視して指導するために、IOCの代表等で構成する調整委員会を設置して、定期的に大会の計画、組織、資金調達及び運営に関する決定、活動及び進捗状況の確認を行うこととしており、同委員会は、26年度から29年度までに、26年6月、27年6月、28年12月、29年6月、同年12月の計5回確認を行っている。

大会開催時の大会関係者及び観客の輸送については、輸送計画案の内容を調整する「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会輸送連絡調整会議」等により検討及び調整が行われている。輸送関係者による具体的な輸送計画案の策定に当たっての意見調整が行われているのは同会議においてであり、29年度末までに計4回開催されている。東京圏(東京都、埼玉、千葉両県及び横浜市)の輸送計画案については、大会組織委員会及び東京都により29年6月に「輸送運営計画V1」が策定されて継続して検討が進められており、同年12月から30年1月までにかけて競技会場が所在する北海道、宮城、福島、茨城、神奈川、静岡各県でも検討が開始されている。

大会の開催に向けて、東京都、都外自治体、大会組織委員会及び国が相互に緊密に連携しながら準備を進めていくために、27年11月にオリパラ担当大臣、東京都知事、都外自治体のうち道県の知事、政令指定都市の市長及び大会組織委員会会長を構成員とす

る「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた関係自治体等連絡協議会」が設置され、各関係機関の実務担当者等の間での協議を通じて、大枠の合意に基づき各関係機関が担う業務内容の具体化について検討が行われている。

イ 大会経費の試算等の状況

(ア) 試算内容の変遷

立候補ファイル、V1予算及びV2予算のそれぞれにおける大会経費の試算額の変遷を示すと、25年1月提出の立候補ファイルにおける試算額は8299億円、28年12月のV1予算における試算額は1兆5000億円、29年12月のV2予算における試算額は1兆3500億円となっている。立候補ファイルにおける試算は、東京都及び招致委員会がIOCから示された基準に基づき、IOCや専門家等にヒアリングを行った上で行われたもので、他の立候補都市と比較可能なようにIOCにより計上対象とする経費が設定されているため、施設整備については施設本体の工事費のみを計上して設計費用が計上されていなかったり、仮施設設及びオーバーレイに係る原状復旧費用が計上されていなかったり、輸送やセキュリティ等の大会の運営に要する経費が一部しか計上されていなかったりなどしており、大会経費の全体を試算したものとはなっていない。

(イ) V2予算における試算の対象経費

V2予算における試算の主体である大会組織委員会は、対象とする経費の基準について公表していない。大枠の合意の当事者である東京都によると、その基本的な考え方として、①専ら大会のために行われる大会に直接必要となる業務に係る経費と②大会にも資するが大会終了後も活用されてレガシーとして残る新規整備に係る経費との両方を大会経費として整理しているとしている。また、本来の行政業務に延長し、上乘せして行う業務及び大会開催の有無にかかわらず行う本来の行政業務に要する経費(以下「行政経費」という。)は試算の対象とはしていないとしている。

本院が会計実地検査により把握した大会施設の整備等の大会の開催に関連して行われることが想定される主要な業務について、V2予算における試算の対象業務と対象外業務の別に示すと、V2予算における試算対象は、大会組織委員会が負担して実施する全ての業務、東京都及び国(JSCを含む。)が負担する所有施設の新規整備及びパラリンピック経費等の共同実施事業となっている。一方、国及び都外自治体が行う所有施設の改修整備や、大枠の合意に基づき国及び都外自治体が担うこととなっている業務の経費は、行政経費であるとして試算の対象となっていない。また、民間団体が所有する施設の改修整備等の民間団体に係る業務は全て試算の対象外となっている。これらのとおり、V2予算は、大会の開催に関連して行われる全ての業務に係る経費を示すものではない。

試算の対象外となっている業務のうち、大枠の合意において国が担うこととなっているセキュリティ対策及びドーピング対策について29年度までに各府省等が実施した内容をみると、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会を対象とするものとして、大会の適切な運営に向けて、総務省が大会組織委員会職員及び大会組織委員会のシステムに関連する事業者を対象に大会開催時を想定した模擬環境で行うサイバーセキュリティに係る攻撃・防御双方の実践的な演習(サイバーコロッセオ。本事

業に係る29年度の支出額5743万余円)がある。本事業は、大会の関連施策として整理されているものの、オリパラ関係予算としては整理されていない。

国が29年度末時点で大会に関連して行う業務に要する経費の規模を公表しているのは、所定の要件を満たすとして各府省等が整理し、オリパラ事務局へ回答したオリパラ関係予算のみであり、オリパラ関係予算として整理されていないが、大会組織委員会を対象とするなどの大会との関連性が強いと思料される業務に要する経費の規模は公表していない。また、大会の開催に向けて準備が必要な各分野に係る国等が担うべき具体的な業務の内容については、大会組織委員会を中心とした関係機関の間で検討が進められているところであるが、分野ごとに国がどのような内容の業務を担い、その経費の規模がどの程度かについては、オリパラ関係予算として整理されている業務を含めて、29年度末時点では整理されていない。

ウ 大会施設の整備状況

(ア) 新国立競技場の整備の経緯

国立霞ヶ丘競技場陸上競技場は、政府において建替えの検討が進められ、新国立競技場の新規整備を行うこととなった。そして、当初の整備計画(以下「旧整備計画」という。)については27年7月に内閣総理大臣から白紙化とゼロベースでの見直しが指示されるとともに、同月にオリパラ担当大臣を議長とする新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議が設置されて、同年8月に新国立競技場の整備計画(以下「新整備計画」という。)が決定された。その後、JSCは、新整備計画に基づき、新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体(以下「JV」という。)との間で、設計業務(基本設計及び実施設計)及び工事施工等業務(施工技術検討)の各業務については28年1月に契約金額24億9127万余円で、また、設計業務(設計意図伝達)、工事施工等業務(工事施工)及び工事監理業務の各業務(以下「第Ⅱ期業務」という。)については、28年10月に契約金額1504億9449万円でそれぞれ契約を締結している。

第Ⅱ期業務の29年度までの整備の進捗状況は、JSCによれば、31年11月末の完成に向けて、工期に支障なく進捗しているとされており、29年度中に地上躯体工事を完了し、屋根工事、内装仕上工事等を開始している。

(イ) 整備に係る経費の全体像及び執行状況

JSCが行う新国立競技場の整備に係る経費には、新整備計画において対象となっているスタジアム本体及び周辺整備費と設計・監理等費用に加えて、旧競技場の解体工事費、埋蔵文化財調査費、計画用地内に所在する日本青年館・JSC本部棟移転経費、通信・セキュリティ関連機器や什器等の費用、旧整備計画関係費等があり、25年度から29年度までの支払額は計738億余円となっている。

(ウ) 事業費に係る確認状況

第Ⅱ期業務における事業費の確認体制についてみると、JVは施工時の検討等に伴い設計内容に変更が生ずる場合には、事業費を遵守するために、変更による金額の増減に合わせて他の変更可能な内容を検討し、JSCはJVから変更理由、変更概算額等について説明を受けて、要求水準等に影響がないこと及び適切に事業費が遵守されていることの確認を日々事業者と行う定例会議において行うとともに、必要に応じて外

部有識者で構成するアドバイザリー会議に報告して確認を受けることとなっている。また、変更内容を契約に適切に反映するために、定期的に変更契約を締結しており、29年度までは契約金額の増はない。

(エ) 通信・セキュリティ関連機器、什器等の整備状況

JSCは、新国立競技場の整備のうち、Wi-Fi設備、監視カメラ、入場ゲート等の通信・セキュリティ関連機器や什器等の整備を行うこととしている。通信・セキュリティ関連機器に係る29年度までの契約金額は計27億2715万余円となっている(29年度までの支払はない)。また、什器・備品の調達については、30年度以降に手続を開始することとなっている。

(オ) 旧整備計画に係る支払等の状況

27年7月に、内閣総理大臣から旧整備計画の白紙化とゼロベースでの見直しが表示されたことから、JSCは、25年以降締結した旧整備計画の設計、工事、監理等に係る21契約のうち、白紙化以前に履行を完了していた13契約を除く8契約について、白紙化後すぐに契約相手方に業務の中止を伝達するとともに、通告を行って契約を解除した。そして、契約に向けて交渉を行っていた相手方から、契約不成立により契約準備段階において発生した見積費用等の損害等に係る請求が3件行われている。

旧整備計画に係る25年度から28年度までの支払の内容についてみると、白紙化以前に履行が完了していた13契約に係る支払額が29億3988万余円、契約を解除した8契約に係る精算に伴う支払額が34億9416万余円、契約不成立による契約準備段階の損害に係る請求3件の支払額が4億2526万余円の計68億5930万余円となっている。また、これらのうち運営費交付金を財源とするものが13億8735万余円、政府出資金を財源とするものが17億0248万円となっている。

(カ) 整備費用に係る分担決定の状況

27年12月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定した整備に係る財源、分担対象経費、分担割合等の内容(以下「財源スキーム」という。)に基づく国、東京都等の分担内容についてみると、スタジアム本体・周辺整備に係る工事及び設計・監理等に要する見込額計1590億円と旧競技場の解体工事に係る支出額又は支出見込みの額計55億円の合計1645億円から、JSCが実施して負担する上下水道工事に要する見込額27億円及びJSCが実施し東京都へ引き渡して東京都が負担する道路上空連結デッキ整備に要する見込額37億円を除く1581億円を分担対象経費として、国はその2分の1相当額である791億円を負担し、東京都は4分の1相当額である395億円を負担して、残りの395億円については、JSCが実施するスポーツ振興投票において発売するスポーツ振興投票券(以下「スポーツ振興くじ」という。)の売上金額の一部を財源として充てることとなっている。

新国立競技場の整備費用にスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てる制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「JSC法」という。)等の改正により25年度に設けられており、スポーツ振興くじの売上金額の5%(28年度から35年度までは10%)を超えない範囲内で文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額(以下「特定金額」という。)を国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設

の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務(以下「特定業務」という。)に必要な費用に充てることとなっている。そして特定金額は、スポーツ振興くじの売上金額の5%(28年度から35年度までは10%)となっており、特定業務は、新国立競技場の整備等に必要な業務等となっている。また、特定業務に係る経理については、特別の勘定(以下「特定業務勘定」という。)を設けて整理することとなっている。

財源スキームに基づく国の負担額791億円のうち、文部科学省からJSCへ交付されて、特定業務勘定で受け入れた運営費交付金及び政府出資金の計359億円を除く432億円は、特定金額としてスポーツ振興くじの売上金額の一部を特定業務の財源に充てることに伴い、スポーツ振興投票の収益が減少し、毎事業年度の国庫納付金の額が減少することから、国庫納付金の額の減少額の見合いとして国の負担額に含めて整理して、実際には特定金額を財源として充てることとなっている。このため、JSCの特定金額による負担は827億円(分担対象経費1581億円の52.3%)と財源スキーム上の分担対象経費の半分以上は特定金額による負担に依存する形となっている。

財源スキームに基づき、29年度までの契約金額、支払額及び負担者別の負担状況を示すと、全体の1645億円に対して契約金額は計1632億余円、支払額は計473億余円となっている。全体の支払額に対する運営費交付金及び政府出資金の負担額は29年度末時点で331億余円(473億余円の69.9%)となっている。分担対象経費に係る東京都の負担見込額395億円については、29年度末時点で協定書等は締結されておらず、東京都からの支払も行われていない。JSC法によれば、費用の額及び負担の方法はJSCと東京都が協議して定めることとされており、また、支払等の期限は定められていない。JSC及び東京都によると、今後JSC法に基づいて協議を進めて支払うこととしているが、29年度末時点でJSCへの入金時期や入金方法等は未定となっている。

(キ) 文部科学省及びJSCによる財源確保の状況

25年度から29年度までのJSCの特定業務勘定の決算の状況を示すと、収入は計1174億余円となっていて、このうち運営費交付金及び政府出資金の計517億余円が文部科学省から交付されたものとなっている。特定金額は、28年度は111億余円、29年度は108億余円となっている。支出をみると、新国立競技場の整備等に係る25年度から29年度までの支出額は計1174億余円(うち運営費交付金205億余円、政府出資金295億余円)となっている。また、29年度に特定業務勘定から国立代々木競技場の耐震改修等工事に必要な費用として7296万余円、ナショナルトレーニングセンター(以下「NTC」という。)の拡充整備のための用地取得等に係る費用として46億余円が支出されている。JSCは、29年度中に支払のための資金が不足したことから、JSCに設けられている投票勘定から特定業務勘定へ短期貸付けとして50億1000万円の資金を融通しており、29年度の決算に当たり投票勘定へ返済するために民間金融機関から同額の融資を受けている。なお、当該民間金融機関からの融資については30年4月に返済して、再度、同月に投票勘定から資金を融通している。JSCによると、今後も継続して投票勘定から資金の融通を受ける予定であるとしている。

JSCによると、特定業務勘定の30年度以降の収支の見通しは、32年度までの毎年度、特定金額として110億円程度の収入があり、かつ、新国立競技場がしゅん工する31年度に東京都から分担対象経費の負担額と道路上空連結デッキの整備費用の残額の計431億余円が支払われると仮定した場合でも、第Ⅱ期業務、通信・セキュリティ関連機器整備、国立代々木競技場の耐震改修等工事等に係る契約相手方への支払のために、30、31両年度で資金が794億円程度不足することが見込まれている。JSCは、更なる他の勘定からの資金の融通は難しいことから、文部科学大臣の認可を得て30年4月に311億円を民間金融機関から長期借入金として借り入れており、また、480億円程度を30、31両年度で借り入れる予定としている。既に借り入れていた311億円については35年度までに返済することとしているが、今後借り入れる予定の借入額については、特定金額が36年度以降はスポーツ振興くじの売上金額の5%に戻ることもあり、その返済期間は長期にわたることが見込まれる。この収支の見通しは29年度末現在のものであり、財源について想定どおり特定金額として収入があるかは不明である。また、東京都からの支払が想定どおり31年度中に行われるかは29年度末時点では決定していない。支出についても、30年度以降の収支見通しに含まれていない経費として、少なくとも31年度にしゅん工する予定のNTCの拡充整備について、特定業務とされている外構整備等に係る支出が見込まれている。

(ク) 大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況

文部科学省に設置されたワーキングチームが策定した「大会後の運営管理に関する基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)によれば、大会終了後に国際サッカー連盟ワールドカップ規定(8万席)並びにワールドラグビー競技規則に対応し得る臨場感ある球技専用スタジアムに改修すること、民間事業者のノウハウと創意工夫を活用してボックス席の設置等のホスピタリティ機能を充実する改修を行うことを運営管理の方向性として、31年年央を目途に民間事業化の事業スキームを構築して、公募を経て32年秋頃を目途に優先交渉権者を選定すること、大会終了後に改修を行い、34年後半以降の供用開始を目指すことなどとなっている。JSCは、基本的考え方に基づき、29年度中に民間事業化の価値向上を図るための改修計画案の検討等を開始しており、今後、JSCの調査結果を基に、文部科学省が上記のワーキングチームにおいて事業スキームを検討し、構築することとなっているが、29年度末時点では改修に係る財源や期間及び必要となる業務の規模の方向性については定まっていない。また、JSCの29年度末時点の調査結果によると、基本的考え方において取りまとめられたスケジュールを基本とした上で、優先交渉権者の公募に際しては、新国立競技場の図面等を示した募集要項等を公表して民間事業者を募る必要があるが、セキュリティ面の問題から公表は大会終了後の32年10月頃とし、募集要項等の公表前には民間事業者との複数回の意見交換の機会を設けるスケジュールとして、募集要項等の公表から事業者の選定までの期間も精査することが必要であるとされている。そして、新国立競技場の完成後は、施設の規模に相応の維持管理費(点検・清掃費用等の保全コスト及びエネルギー費用の運用コスト)が毎年度必要とされ、民間事業化までの期間は所有者であるJSCの負担が生ずることが想定される。

(2) 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

ア 各府省等が実施する大会の関連施策の全体状況等

政府の取組状況報告には、各府省等が実施する大会の関連施策に係る予算額等は記載されておらず、事業名についてもごく一部のものを除き記載されていない。このため、29年5月に公表された政府の取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業及び25年度から29年度までの支出額について、本院が各府省等に調書の提出を求めて、その内容をオリパラ基本方針等に基づく15分野の70施策の別に区分して集計したところ、14府省等において「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る148事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の25施策に係る136事業及び両方にまたがる取組内容であり区分が困難な2事業の計286事業が実施されている。そして、それらに係る支出額は計8011億余円(事業ごとの支出額を算出することが困難な事業又は公表できない事業に係る支出額を除く。以下同じ。)となっている。

オリパラ関係予算の決算額については各府省等において取りまとめられていないことから、本院が各府省等に対して28、29両年度のオリパラ関係予算の執行状況について調書の提出を求めて、その内容を集計した結果、32事業に係るオリパラ事務局への登録額846億余円に対して、支出額は788億余円となっている。

イ 「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の状況

(ア) 「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の実施状況

a 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

経済産業省の燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金を活用して運用されている商用の水素ステーションの設備のうち、事業主体が策定する事業計画において年間水素充填量を計画値として設定している設備(28年度は67設備、29年度は70設備)について、当該計画充填量と充填量の実績を比較すると、計画充填量を達成しているのは28年度において2設備、29年度において3設備のみであり、両年度共に6割を超える設備において計画充填量に対する充填量の実績の割合が25%未満となっている。

29年度末現在、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用するなどして稼働している再生可能エネルギー由来の水素ステーションは22か所であり、32年度までの目標設置箇所数100か所に対する達成率は22.0%となっている。本補助事業で導入された水素ステーションによる二酸化炭素排出量の削減状況をみると、28、29両年度において二酸化炭素排出削減量の目標値を達成しているのは、それぞれ1設備、2設備となっており、目標値に対する実績の割合が50%未満にとどまっている設備が大半を占めていた。

b アスリート・観客の暑さ対策の推進

国土交通省は、大会組織委員会による競技コースの決定後に路面温度上昇抑制機能を有する舗装の具体的な整備箇所を検討するとしているが、29年度末現在、大会組織委員会において競技コースが決定されていないため、整備を実施していないとしている。

(イ) 「メダル獲得へ向けた競技力の強化」に係る大会の関連施策の実施状況

a 競技力の向上

文部科学省が委託契約により実施する25年度から29年度までの競技用具の機能を向上させる技術等の研究開発の実施状況についてみると、開発途中で中止となっていたものは、25年度2件(中止までの累積開発費計2602万余円)、26年度2件(同計1632万余円)、27年度4件(同計4422万余円)、28年度4件(同計6124万余円)、29年度1件(同1379万余円)であり、同省等は、中止の理由について、研究開発対象競技等の見直しにより開発途中で研究開発の対象外となったこと、市販品が販売されて開発の必要がなくなったことなどによるとしている。

リオデジャネイロで開催された第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会(以下「リオ大会」という。)に向けた夏季競技用の研究開発課題81件のうち、リオ大会前に活用されなかったものは、オリンピック競技で計15件(累積開発費計6億2288万余円)、パラリンピック競技で計2件(同計2037万余円)となっていた。

同省及び受託者における評価の状況をみると、25年度から28年度までに終了した研究開発課題の終了時の外部評価等については、リオ大会等に向けた各種のアスリートサポートの効果等を総括した報告書の中で、研究開発についての概括的な評価が行われているものの、個々の研究開発課題についての評価は行われていなかった。

b 強化・研究拠点の在り方

文部科学省は、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業を委託して実施しており、同事業の受託者が所要の手続を行った場合には、同事業の実施により設備備品費で取得した機器等は、事業完了後の年度においても国から無償で借り受けて、競技団体が行う強化活動に活用することができることとなっている。そこで、10施設の事業完了後の年度における活用状況についてみたところ、1施設において、委託事業完了後に国から無償貸付を受けた機器が活用されていない事態が見受けられた。

(ウ) 「アンチ・ドーピング対策の体制整備」に係る大会の関連施策の実施状況

文部科学省は、ドーピング防止活動推進事業として毎年度公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構等と委託契約を締結して、競技者等への研修、ドーピング検査員の人材育成、ドーピング検査技術の研究開発等を実施している。このうち、ドーピング検査員の人材育成について、25年度から29年度までのドーピング検査員の認定を受けている者の人数の推移をみると、29年度は269名となっており、毎年度減少している。大会に向けて、29年度末時点では大幅に不足している状況である。

(エ) 「教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成」に係る大会の関連施策の実施状況

オリンピック・パラリンピックに関する歴史、競技種目、精神、意義等の知識等を学ぶオリンピック・パラリンピック教育(以下「オリパラ教育」という。)の実施形態としては、文部科学省が実施するオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業及び大会組織委員会が実施する東京2020教育プログラム以外に、各地方自治

体が独自にオリパラ教育を推進する事業を実施している場合がある。東京都を除く46道府県及び20政令指定都市(計66自治体)の公立学校における29年度のオリパラ教育の実施状況をみると、47自治体(66自治体の71.2%。うち都外自治体は12自治体)が実施しており、このうち22自治体は文部科学省の事業によりオリパラ教育を実施している。一方、19自治体(同28.7%。都外自治体はなし)はオリパラ教育を全く実施していない。このように、都外自治体では29年度までにオリパラ教育が実施されているものの、全国でみると実施していない地方自治体が一定程度ある状況となっている。

ウ 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況

(ア) 「被災地の復興・地域活性化」に係る大会の関連施策の実施状況

事前合宿の誘致等を通じて大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方自治体であるホストタウン等として、オリパラ事務局によって第1次から第5次までに登録されている団体のうち、28年度分の年度事業調に記載されている111団体の386事業、29年度分の年度事業調に記載されている220団体の692事業について、事業の実施状況をみると、28年度については43団体の80事業(事業費4503万余円)、29年度については56団体の88事業(事業費8289万余円)が全く実施されていない状況となっていた。

(イ) 「外国人旅行者の訪日促進」に係る大会の関連施策の実施状況

国土交通省が28年度から交付している訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金、訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金及び訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金による補助事業は、宿泊施設インバウンド対応支援事業を除き、いずれも交付要綱等において、事業実施後に事業評価を実施することとなっている。しかし、28年度の3補助金による補助事業に係る事業評価についてみたところ、29年度末時点で、東北運輸局において、二次評価案の作成以降の事業評価プロセスが実施されていなかったり、6地方運輸局において、事業評価の結果が期限までに本省等に提出されていなかったりして、事業評価の結果を踏まえた事業内容等の改善策の検討や、交付翌年度の事業実施計画の見直しなどを行うことができず、PDCAサイクルを適切に機能させることができていない状況となっていた。

また、独立行政法人国際観光振興機構は、訪日プロモーション事業の成果の管理に当たり、観光庁の「Visit Japan 成果確認システム」に接続して評価を実施することとしているが、事業の評価を実施していなかったり、事業実施前に目標値を設定したのか確認できなかつたりしたものが見受けられた。

(ウ) 「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策の実施状況

農林水産省は、大会を契機として日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行(以下「農泊」という。)をビジネスとして実施できる体制を持った地域(以下「農泊地域」という。)を32年までに500地域創出する政策目標を達成するために、29年度から農山漁村振興交付金の交付対象事業として「農泊推進対策」及び「農泊推進関連対策」を創設している。同省によると、農泊地域の創出に当たっては、地域ぐるみで農泊をビジネスとして実施できる体制を整備する

必要があるとしており、両事業において、これに資するよう、それぞれの事業目標を設定させているが、各取組の事業目標値の達成が農泊地域の創出に結び付くものなのか明らかでないため、この確認だけでは政策目標の達成見込みを把握できるようなものにはなっていないと認められる。また、同省によると、両事業は、29年度末時点では、目標年度に到達していないため、事業目標の達成状況を踏まえるなどした上で農泊地域の創出見込みを把握することができないとしている。しかし、農泊の推進に当たっては、地域ぐるみの取組が必要であるとされているのに、農泊推進関連対策については、農泊を地域ぐるみで推進することを事業採択の要件としていなかったため、地域ぐるみの推進組織である地域協議会等が存在していない事態も見受けられた。

エ 大会組織委員会、東京都等に対する各府省等が実施する大会の関連施策以外の事業等による支援の状況

(ア) 大会組織委員会に対する支援状況

国の職員の大会組織委員会への派遣等の実績は、25年度から29年度までに、10府省等から55名となっている。派遣等された職員に係る給与の国の負担状況をみると、オリパラ特措法成立後、55名のうち24名に係る俸給等はその大部分を各府省等が負担しており、27年度から29年度までの負担額は計2億4179万余円となっている。また、JSCによる大会組織委員会への財政支援の状況をみると、JSCは26年度から29年度までに計20億3168万余円(うち派遣等された国の職員の俸給等に係る助成額は計3億8205万余円)を助成し、国の職員を含む専門的知見等を有する人材の配置、専門的な分野に係る外部からの業務支援、国外での大会のPR活動等に要する経費に対して大会組織委員会を支援している。

(イ) 東京都に対する支援状況

東京都が実施した大会の関連施策について、各府省等が実施した大会の関連施策以外の国庫補助金等又は独立行政法人の助成金により、29年度までに財政支援をしたものとして判明しているのは、大会施設であるオリンピックアクアティクスセンターの新規整備に対する国庫補助のみとなっている。

(ウ) 東京都以外の地方自治体に対する支援状況

東京都内に大会施設が所在する11市区のうち、29年度までに東京都とは別に自ら取り組むべき大会の関連施策を設定して、実施している市区が28、29両年度に実施した大会の関連施策について、各府省等が実施した大会の関連施策以外の国庫補助金等又は独立行政法人の助成金による財政支援の状況をみると、財政支援を受けているのは4市区であり、その支援額は28、29両年度で4億6118万余円となっている。

都外自治体である8道県及び13市町のうち、29年度までに自ら取り組むべき大会の関連施策を設定して実施している都外自治体が28、29両年度に実施した大会の関連施策の主な分野について、各府省等が実施した大会の関連施策以外の国庫補助金等又は独立行政法人の助成金による財政支援の状況をみると、財政支援を受けているのは8道県及び6市であり、その支援額は28、29両年度で64億4949万余円となっている。

3 検査の結果に対する所見

国は、大会の招致について、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものであり、また、東日本大震災からの復興を示すものともなるとして東京都が招請することを了解して、万が一、大会組織委員会が資金不足に陥った場合は、東京都が補填し、東京都が補填しきれなかった場合には、最終的に、国が国内の関係法令に従い補填すること、大会組織委員会の費用負担なしに、大会に関係する政府関連業務を提供することなどを内容とした政府保証書をIOCへ提出している。そして、大会の開催決定後は、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、オリパラ推進本部が行う総合調整の下、各府省等による大会の関連施策の立案及び実行により大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等が実施する取組の支援に取り組んできたところである。

本院が検査したところ、各府省等が実施した大会の関連施策に係る25年度から29年度までの支出額は計8011億余円となっており、各府省等が実施する大会の関連施策については、30年度以降も大会の開催に向けて多額の支出が見込まれる。

今後、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会を中心として大会の開催に向けた準備が加速化していくことから、オリパラ事務局、各府省等及びJSCは、引き続き次の点に留意するなどして、大会組織委員会、東京都、都外自治体等の関係機関と連携して、32年7月からの開催に向けて、大会の円滑な準備、運営等に資する取組を適時適切に実施していく必要がある。

ア オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知し、理解を求めめるために、大会組織委員会が公表している大会経費の試算内容において国が負担することとされている業務や、オリパラ事務局がオリパラ関係予算として取りまとめて公表している業務はもとより、その他の行政経費によるものを含めて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務については、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して、対外的に示すことを検討すること

イ JSCは、新国立競技場の整備等の業務に係る確実な財源の確保等のために、財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円について東京都と協議を進めて、速やかに特定業務勘定への入金時期等を明確にするなどしていくこと

ウ 早期に新国立競技場の大会終了後の活用に係る国及びJSCの財政負担を明らかにするために、JSCは、大会終了後の改修について文部科学省、関係機関等と協議を行うなどして速やかにその内容を検討して、的確な民間意向調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること

エ 大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること。また、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること

本院としては、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることなどに鑑み、要請後、大会の準備段階のできるだけ早期に、大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について分析して報告することとした。そして、今後、大会の開催に向けた準備が加速化し、32年には大会の開催を迎えることになることから、引き続き大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について検査を実施して、その結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について

検査の対象とした決算	平成9年度から29年度までの一般会計の決算
社会保障関係費の概要	国の一般会計において、年金、医療保険、介護保険、生活保護、少子化対策等の社会保障の給付等のために、年金特別会計等への繰入れ、地方公共団体等の事業主体等への交付等に要する経費として、主要経費別分類の「社会保障関係費」に分類されているもの
社会保障関係費の額	32.5兆円(平成29年度)
国の一般会計歳出決算総額に占める社会保障関係費の割合	33.1%(平成29年度)

<構成>

1 国の財政健全化への取組等と社会保障の改革等の概要(820ページ)
(1) 国の財政健全化への取組等の概要(820ページ)
(2) 社会保障の改革等の概要(822ページ)
ア 社会保障の概要(822ページ)
イ 社会保障・税一体改革の概要(828ページ)
ウ 社会保障改革のための将来推計等の概要(831ページ)
2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(831ページ)
3 検査の状況(832ページ)
(1) 社会保障の動向(832ページ)
ア 社会保障給付の状況等(832ページ)
イ 社会保障関係費の決算額の状況(834ページ)
ウ 社会保障関係費に充てる財源の決算額の状況(850ページ)
(2) 国の財政健全化への取組における社会保障に係る取組等の状況(852ページ)
ア 国・地方PB等の状況(852ページ)
イ 国の財政健全化への取組における社会保障に係る取組の状況(853ページ)
ウ 社会保障改革の検討等に用いられる将来推計の状況等(867ページ)
4 本院の所見(879ページ)

1 国の財政健全化への取組等と社会保障の改革等の概要

(1) 国の財政健全化への取組等の概要

政府は、いわゆるバブル経済の崩壊後、厳しい経済状況が続いて、公債の残高が累増し

ている中、平成8年12月に閣議決定した「平成9年度予算編成方針」等において9年度を「財政構造改革元年」と位置付け、財政健全化のために、同月に「財政健全化目標について」を閣議決定した。そして、政府は、9年度以降、法令、閣議決定及び閣議了解において、財政健全化のための目標や、当該目標の達成を実現するために、政府が各年度において取り組むべき方針(以下「各年度方針」という。)を示し、これらを踏まえて各年度の当初予算案を作成するなど、財政健全化に向けた取組を行ってきている。

しかし、度重なる公債発行により公債の残高は増加し、29年度末における普通国債(建設国債、特例国債のように利払・償還財源が主として^(注1)^(注2) 税金等の歳入により賄われる国債)の残高は853.1兆円に達しており、29年度一般会計歳出決算総額における公債依存度は34.1%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は22.9%となっている。また、内閣府が財政健全化の目標の達成状況の検証等に資するために作成している「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年7月9日公表)では、28年度の国及び地方のプライマリー・バランス^(注3)(以下、「プライマリー・バランス」を「PB」といい、「国及び地方のプライマリー・バランス」を「国・地方PB」という。)は▲16.0兆円、債務残高対GDP比^(注4)は187.6%となっており、依然として厳しい財政状況が続いている。財務省の資料によれば、2年度には特例国債の発行から脱却することができたものの、6年度からは再び発行され、30年度末における普通国債の残高は883兆円に上ると見込まれている。そして、同資料によれば、2年度からの普通国債の残高の増加額711兆円のうち歳出面の増加によるものは416兆円であり、このうち、国の一般会計の主要経費の一つである社会保障関係費に係るものが293兆円を占め、社会保障関係費が普通国債の増加の主な要因とされている。

政府は、社会保障関係費について、各年度方針等の中でその伸びを抑制することなどを示すとともに、この方針等を踏まえて当初予算案を作成するなど、財政健全化に向けた取組を行ってきている。

そして、9年度から29年度までの一般会計における社会保障関係費の決算額の推移についてみると、図表1のとおり、増加傾向となっていて、29年度の決算額は32.5兆円となっている。また、社会保障関係費の一般会計歳出決算総額に占める割合は、13年度に地方交付税交付金等や国債費の同割合を超えて主要経費の中で最も高くなり、その後も他の主要経費の同割合より高い状況のまま上昇傾向が続いていて、29年度の決算額においては33.1%となっている。

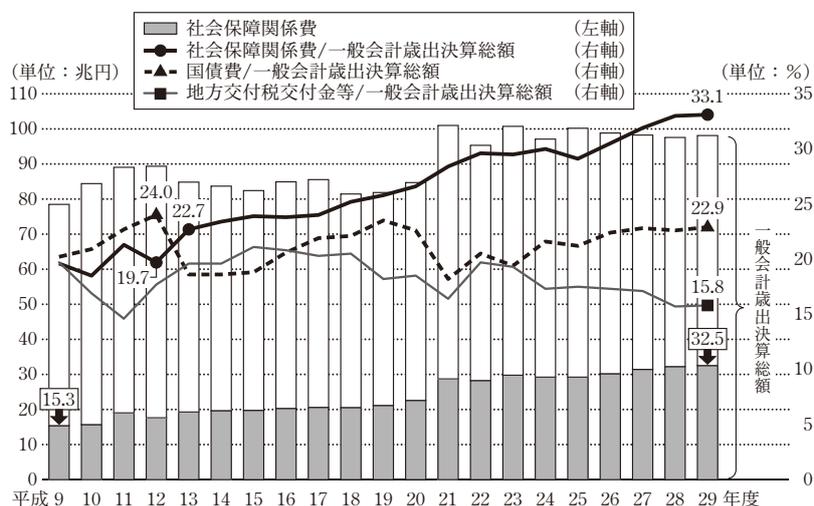
(注1) 建設国債 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき税金等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) プライマリー・バランス 内閣府が推計している国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用人報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差。基礎的財政収支とも称される。

(注4) 債務残高対GDP比 普通国債(復興債を除く。)、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計を名目GDPで除したものの、「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年7月9日公表)では「公債等残高対名目GDP比」である。

図表1 一般会計歳出決算総額における社会保障関係費の推移



(2) 社会保障の改革等の概要

ア 社会保障の概要

我が国の社会保障は、社会保障制度審議会により「社会保障制度に関する勧告」が出された昭和25年当時は、「最低限度の生活の保障」を行う生活保護が大きな柱となっていた。その後、36年には全ての国民が公的な医療保険制度や年金制度に加入する「国民皆保険・皆年金」が実現し、高度経済成長の下で、高齢者福祉、障害者福祉や児童福祉に関する制度が整備されていった。

そして、近年では、社会保障とは、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」(「社会保障将来像委員会第一次報告」(平成5年2月社会保障制度審議会社会保障将来像委員会))などとされており、社会保障を構成する制度としては、具体的には、年金、医療保険、介護保険、生活保護、少子化対策、雇用保険等の諸制度が挙げられる。

前記のとおり、我が国の社会保障制度は、高度経済成長期にその骨格が完成していることから、右肩上がりの経済成長や、男性労働者・専業主婦・子供からなる核家族モデルといった、当時の経済事情や社会構造を前提とした制度の構築がなされているとされ、その結果、我が国の社会保障制度は、現役世代に対しては企業や家族が生活保障の中核となり、社会保障制度による対応が補完的なものとなっており、高齢者に対する給付が相対的に手厚くなる傾向が見られるとされている。

そして、これらの社会保障制度については、少子高齢化等の人口構造の変化だけでなく、家族制度を始めとする社会構造の変化、経済の低成長等の経済社会の急速な変化に対応するため、様々な検討、改革等が行われてきており、図表2のとおり、平成6年以降に少子化対策の充実が図られたり、12年に介護保険制度が創設されたり、16年に年金制度においてマクロ経済スライド^(注5)が導入されたり、20年に老人保健制度が廃止され、新たに後期高齢者医療制度が創設されたりなどしている。また、近年、急速な少子高齢化が進む中、政府は、20年以降、後述のとおり、社会保障・税一体改革を行っている。

(注5) マクロ経済スライド 厚生年金等の保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間(調整期間)において、公的年金被保険者数の減少率と平均寿命の伸び率を勘案した率(スライド調整率)を乗じて年金給付水準を調整する仕組み

図表2 社会保障制度に関する主な検討、改革等(平成6年以降)

年 月	主な制度創設・改革、報告書等	内 容
平成6年11月	年金制度改正 〔国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)〕	厚生年金の定額部分の支給開始年齢引上げなど
6年12月	〔今後の子育て支援のための施策の基本的方向について〕(エンゼルプラン)(文部、厚生、労働、建設の4大臣合意)	子育てと仕事の両立支援の推進、家庭における子育て支援、子育てコストの軽減等の子育て支援のための施策の基本的方向を示した。
6年12月	〔高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて〕(新ゴールドプラン)(大蔵、厚生、自治の3大臣合意)	〔高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)〕の後半5年間分の拡充、整備目標の引上げなどの見直し
8年11月	社会保障構造改革の方向(中間まとめ)(社会保障関係審議会会長会議)	社会保障構造改革の第一歩として介護保険と医療保険・医療制度改革を位置付け
11年12月	〔重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について〕(新エンゼルプラン)(大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意)	保育サービス等子育て支援サービスの充実、母子保健医療体制の整備等の施策について目標値を定めて重点的に推進する具体的な実施計画を作成した。
12年3月	年金制度改正 〔国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)〕	厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引上げなど
12年4月	介護保険制度創設 〔介護保険法(平成9年法律第123号)〕	介護保険制度の実施
14年10月	医療保険制度改革 〔健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)〕	被用者保険の本人3割負担の導入等
15年7月	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)	地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進
15年9月	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)	少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めた。
16年10月	年金制度改革 〔国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)〕	マクロ経済スライドの導入、将来保険料水準の固定、基礎年金の国庫負担割合の引上げ(16年度から19年度にかけて従来の3分の1から段階的に約36.5%に引き上げた後、21年度に2分の1に引上げ)など
17年10月	介護保険制度改革 〔介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)〕	施設居住費・食費の自己負担化等 予防重視への転換(18年4月施行)
17年11月	国庫補助負担金の改革	国民健康保険に都道府県財政調整交付金を導入し、定率国庫負担割合を引下げ
18年5月	今後の社会保障の在り方について(社会保障の在り方に関する懇談会)	社会保険方式を基本とし、国民皆保険、皆年金体制を今後とも維持 給付と負担の不断の見直しとともに、社会保障の需要そのものが縮小されるような政策努力が不可欠 高齢者、女性、若者、障害者の就業を促進し、制度の担い手を拡大
18年10月	医療制度改革 〔健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)〕	療養病床の再編成等
20年4月	後期高齢者医療制度創設 〔高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)改正〕	従来の高齢者医療制度である老人保健制度は廃止
22年4月	子ども手当制度創設 〔平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)〕	子ども手当の支給
22年5月	医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)	高齢者の保険料軽減のための措置、全国健康保険協会の財政状況に対応する措置(国庫補助割合の16.4%への引上げ、後期高齢者支援金の3分の1部分の総報酬割の導入(3年間))(22年7月施行)
24年4月	児童手当制度改正 〔児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)〕	児童手当の支給額及び国と地方公共団体の負担割合の見直しなど
26年1月	生活保護制度改正 〔生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号)〕	就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化(26年7月施行)、 医療扶助の適正化(一部26年7月施行)等

注(1) 法律に基づく制度創設等については、施行年月で整理している。

注(2) 社会保障・税一体改革により行われた制度創設・改革等については図表5に示しており、この図表には記載していない。

社会保障制度のうち、年金、医療保険、介護保険、生活保護及び少子化対策の各制度(以下「5制度」という。)について、主な根拠法、主な給付の主体及び主な給付の内容を示すと、図表3のとおりであり、制度によって給付の主体及び内容が異なるものとなっている。

図表3 5制度の主な根拠法、主な給付の主体及び主な給付の内容

制 度	主な根拠法	主な給付の主体 (保険者等)	主な給付の内容
年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) 国民年金法(昭和34年法律第141号)	政府	(厚生年金) 老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金(基礎年金) 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金
医療保険	健康保険法(大正11年法律第70号)	全国健康保険協会	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、高額療養費、高額介護高額医療合算療養費、傷病手当金、出産手当金、移送費、家族移送費、特別療養費
	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	都道府県 市(区)町村 国民健康保険組合	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費
	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)	後期高齢者医療広域連合	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費
介護保険	介護保険法(平成9年法律第123号)	市(区)町村	介護給付、予防給付、市町村特別給付、高額介護(介護予防)サービス費、高額医療・高額介護合算療養費
生活保護	生活保護法(昭和25年法律第144号)	都道府県 市(区)町村	生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、介護扶助費
少子化対策	児童手当法(昭和46年法律第73号)	市(区)町村	児童手当
	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)	市(区)町村	子どものための教育・保育給付

(注) 医療保険には組合管掌健康保険もあるが、財源が基本的に保険料であることから記載していない。

5制度の財政の仕組みなどの概要について示すと、次の(ア)から(オ)までのとおりである。

(ア) 年金

公的年金制度は、老齢、障害又は死亡によって生活の安定が損なわれることがないようにするなどのため、国民年金制度により、老齢、障害又は遺族の各基礎年金等の給付を、厚生年金保険制度により、老齢、障害又は遺族の各厚生年金等の保険給付をそれぞれ行うものである。国民年金法(昭和34年法律第141号)によると、①日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者(厚生年金保険の被保険者等を除く。)、②厚生年金保険の被保険者等が国民年金の被保険者とされ、国民年金の被保険者が、保険料の納付期間と保険料の納付が免除された期間を合算した期間が同法に定められた期間を満たすなどの要件を満たせば、老齢、障害又は遺族の各基礎年金を受ける権利を有することとなり、当該権利を有する者が厚生労働大臣に請求すれば、基礎年金を受給することとなる。

なお、27年の被用者年金制度の一元化により、国家公務員等を対象とする共済年金は、厚生年金保険に統一されている。

基礎年金については、国が財源の2分の1を負担している。

(イ) 医療保険

医療保険制度は、疾病、負傷等に関して保険給付を行うものであり、企業により組織された健康保険組合、健康保険組合の設立が困難である中小・小規模事業所の従業員等を対象とする全国健康保険協会、国家公務員等を対象とする共済組合からなる被用者保険と、被用者保険に加入していない者を対象とする国民健康保険とがある。また、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上の高齢者(後期高齢者)を対象とする後期高齢者医療制度が設けられている。

医療保険制度のうち、全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という。)、国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、それぞれ国が財源の一定の割合を負担している。

(ウ) 介護保険

介護保険制度は、加齢に伴う疾病等により介護を要する状態になった者に対し、必要な介護サービスに係る保険給付を行うものである。被保険者は保険者である当該市町村等の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)となっている。

介護保険制度については、国が財源の4分の1を負担するなどしている。

(エ) 生活保護

生活保護制度は、生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するものであり、保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があつて、それぞれ必要な限度で支給されている。

生活保護制度については、国が財源の4分の3を負担している。

(オ) 少子化対策

少子化対策には、主として、児童手当と、子どものための教育・保育給付がある。児童手当は、中学校修了までの国内に住所を有する児童について手当を給付するものであり、子どものための教育・保育給付は、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について給付を行うなどのものである。

児童手当については、国が財源の3分の2を負担するなどしており、子どものための教育・保育給付については、国が財源の2分の1を負担している。

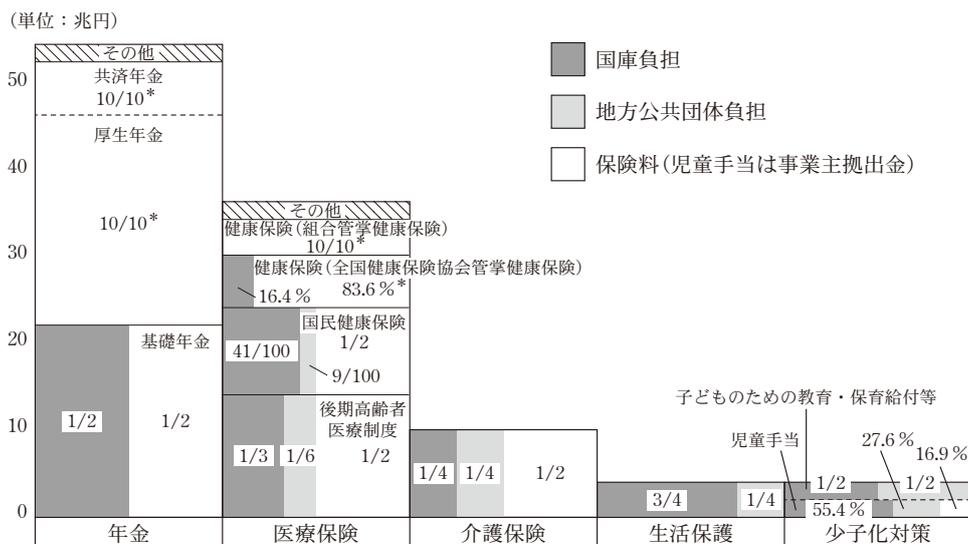
また、5制度の基本的な財政の仕組みと、社会保障制度において国民に対する金銭・サービスの給付を示す^(注6)社会保障費用統計における^(注7)社会保障給付費の規模等を示すと、図表4のとおりであり、制度によって給付に要する財源の負担の在り方が異なるものとなっている。すなわち、年金、医療保険及び介護保険は、被保険者及び事業主が拠出する保険料を主たる財源とする社会保険方式を基本としつつ、国や地方公共団体が一部を負担している。生活保護は、租税を財源とする税方式となっている。少子化対策は、基本的には租税を財源としているが、児童手当については租税に加えて一部事業主の拠出によって賄われている。

(注6) 社会保障費用統計 社会保障全体の規模や政策分野ごとの構成を明らかにするもので、国立社会保障・人口問題研究所が毎年公表している。

(注7) 5制度の社会保障給付費の規模は、社会保障費用統計の社会保障給付費収支表の分類を基に、本院が次の(ア)から(オ)までのとおり集計等を行ったものである。

- (ア) 年金 社会保障給付費収支表の年金のうち国民年金、厚生年金保険、地方公務員等共済組合、国家公務員共済組合、厚生年金基金、船員保険、存続組合等、旧令共済組合等及び日本私立学校振興・共済事業団に係るもの
- (イ) 医療保険 社会保障給付費収支表の医療のうち健康保険(全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険)、国民健康保険、後期高齢者医療制度、老人保健、船員保険、旧令共済組合等、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合に係るもの
- (ウ) 介護保険 社会保障給付費収支表の介護対策のうち介護保険に係るもの
- (エ) 生活保護 社会保障給付費収支表の生活保護に係るもの
- (オ) 少子化対策 社会保障給付費収支表の児童手当のうち地域子ども・子育て支援事業費等を除くもの並びに社会福祉のうち子どものための教育・保育給付費負担金及び児童保護費負担金に係るもの

図表4 5制度の基本的な財政の仕組み等



注(1) 財源の負担割合は、平成29年10月4日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会の資料を参考として原則的なものを記載している。少子化対策のうち児童手当においては、同資料において示されている平成29年度当初予算における割合を記載している。

注(2) 図表の縦軸は、5制度における平成28年度の社会保障給付費の額を示している。

注(3) 「その他」は事業ごとに財源の負担割合が異なるため、図表では財源を示していない。

注(4) 「国庫負担」の根拠法は、次の(ア)から(オ)までのとおりである。

- (ア) 年金：厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)
- (イ) 医療保険：健康保険法(大正11年法律第70号)(健康保険(全国健康保険協会管掌健康保険))、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(国民健康保険)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)(後期高齢者医療制度)
- (ウ) 介護保険：介護保険法(平成9年法律第123号)
- (エ) 生活保護：生活保護法(昭和25年法律第144号)
- (オ) 少子化対策：児童福祉法(昭和22年法律第164号)(児童保護費負担金)、児童手当法(昭和46年法律第73号)(児童手当)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(子どものための教育・保育給付)

注(5) 「保険料」のうち*印を付したものは労使折半である。後期高齢者医療制度の保険料には高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金が、介護保険には介護保険法の規定による納付金が含まれている。なお、共済年金等のうち、事業主が国又は地方公共団体である場合、国又は地方公共団体が事業主として拠出した金額は国又は地方公共団体の負担ではあるが、保険料と整理している。

注(6) 図表で示した財源以外に、利子、配当金等の資産収入等がある。また、自己負担分は社会保障給付費の額に含まれていない。

注(7) 平成27年の被用者年金制度の一元化により、国家公務員等を対象とする共済年金は、厚生年金保険に統一されている。

イ 社会保障・税一体改革の概要

前記のとおり、我が国の社会保障制度については、近年、経済社会の急速な変化に対応するための検討、改革等が行われてきているが、急速な少子高齢化が進む中、政府は、特に、社会保障の必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進めることとし、図表5のとおり、20年以降、社会保障・税一体改革を行ってきている。

図表5 社会保障・税一体改革の主な経緯

年月	主な検討会議、閣議決定、法律	内容
平成20年1月	「社会保障国民会議」の設置	社会保障のあるべき姿と財源問題を含む今後の改革の方向性について議論するため、内閣総理大臣の下に設置
20年11月	社会保障国民会議最終報告	「制度の持続可能性」を確保すると同時に、今後は、社会経済構造の変化に対応し、必要なサービスを保障し、国民の安心と安全を確保するための「社会保障の機能強化」に重点を置いた改革の方向性を示した。
22年12月	社会保障改革の推進について(閣議決定)	社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進める。
23年2月	「社会保障改革に関する集中検討会議」の設置	社会保障・税一体改革の検討を集中的に行うとともに、国民的な議論をオープンに進めていくため、政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置
24年2月	社会保障・税一体改革大綱(閣議決定)	社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す。
24年8月	社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)	社会保障改革の「基本的な考え方」、年金、医療、介護、少子化対策の4分野の「改革の基本方針」を明記
24年8月	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等	消費税の収入を年金、医療、介護及び少子化対策の経費に充てることを明確化、消費税率(地方消費税分を含む。)を26年4月に5%から8%、27年10月に8%から10%に引き上げることなど
24年11月	「社会保障制度改革国民会議」の設置	社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣総理大臣の下に設置
25年8月	社会保障制度改革国民会議報告書	社会保障制度改革の全体像を掲げるとともに、社会保障4分野の改革の方向性を提言
25年12月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)	社会保障4分野において講ずべき改革の検討項目、改革の実施時期等を規定 改革推進体制の整備等
26年6月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)	地域包括ケアシステムの構築等
27年3月	所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)等	消費税率(地方消費税分を含む。)8%から10%への引上げを経済状況等を踏まえ、27年10月から29年4月に延期
27年4月	子ども・子育て支援新制度創設	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するもの
27年5月	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)	国民健康保険への財政支援の拡充、国民健康保険の財政運営責任等の都道府県移行、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
28年11月	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第85号)等	消費税率(地方消費税分を含む。)8%から10%への引上げを経済状況等を踏まえ、29年4月から31年10月に再延期

社会保障・税一体改革においては、社会保障国民会議が設置されて、社会保障のあるべき姿について議論が行われるなどして、改革の方向性等について検討がなされ、24年8月に成立した社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)において、年金・医療・介護・少子化対策の4分野の改革の基本方針が定められた。そして、同法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議により、全ての年代が年齢ではなく負担能力に応じて負担し支え合う「全世代型の社会保障」を目指すべきなどとする報告が出されたことを踏まえて、25年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号。以下「社会保障改革プログラム法」という。)が成立し、これに基づき、26年以降、上記の4分野において、社会保障の給付の重点化・効率化等の改革が進められている。

社会保障関係費に充てる財源については、10年度以前は、特定の税目等を社会保障関係費に充てることとするような法令、予算上の定めはなかった。一方、11年度以降は、各年度の予算総則において、消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲について、基礎年金、老人医療及び介護に関する経費が明記されている。そして、社会保障・税一体改革においては、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障の機能強化の取組を行うとともに、社会保障の安定財源を確保することとして、24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等により、①26年度以降は、消費税の収入について、地方交付税交付金に充てられるもののほか、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(以下「社会保障4経費」という。)に充てるものとするなどが消費税法(昭和63年法律第108号)等に規定された。また、②消費税率(地方消費税分を含む。以下同じ。)を26年4月に5%から8%に引き上げ、更に③27年10月から10%に引き上げることが規定された。そして、消費税(地方消費税を含む。)の増収分(5%引上げ分14.0兆円)のうち2.8兆円程度は社会保障の充実に、11.2兆円程度は社会保障の安定化に向けられることとなった。しかし、③の消費税率の10%への引上げの時期については、経済状況等を踏まえて、27年3月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)等により29年4月に延期され、その後、28年11月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)等により31年10月に延期されている。

また、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月閣議決定)に盛り込まれた28年度以降5年間の「経済・財政再生計画」において、財政健全化の目標を定めるとともに、社会保障分野については、社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現に取り組み、国民皆保険・皆年金の維持そして次世代へ引き渡すことを目指した改革を行うなどとしている。そして、同計画に基づく改革工程表に掲げる社会保障に係る改革項目を着実に推進することにより、社会保障の効率化により社会保険料の増加の抑制を図るとともに、持続可能性についての先行き不安を解消するなどとしている。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」において、新たな財政健全化目標を定めるとともに、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護のサービス供給体制の適正化・効率化等に取り組むことが不可欠であり、社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現を後押しする点にも留意するなどとしている。そして、主要分野ごとの重要課題への対応、歳出改革等に向けた取組の加速・拡大を通して、目標の確実な達成につなげていくとともに、同基本方針を踏まえて、改革工程表を改定し、新たな改革工程表を30年末までに示すなどとしている。

ウ 社会保障改革のための将来推計等の概要

政府は、23年6月、社会保障・税一体改革の検討の前提として、社会保障改革の議論に資するために、社会保障に係る給付費等の将来推計を行い公表している。そして、24年3月には、これを改定し「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」(以下「24年推計」という。)を公表している。

また、52年(2040年)頃に向けて、現役人口が急速に減少する一方、高齢者数がピークを迎えることが予想され、給付の構造だけでなく、負担の構造についても幅広く情報共有することが重要であるとの30年3月の経済財政諮問会議における議論等を踏まえ、政府は、同年5月、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するための議論の素材を提供するため、「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」を公表している。

これらの将来推計においては、内閣府が行っている「中長期の経済財政に関する試算」等における経済前提に準拠するなどするとともに、社会保障のうち年金については、少なくとも5年ごとに、国民年金及び厚生年金の財政に係る収支についてその現況及びその後おおむね100年間の財政均衡期間における見通し、並びにマクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通しを作成して、年金財政の健全性を検証する財政検証の結果を基にするなどして推計が行われている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

政府は、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて以降、累次にわたり財政健全化のための目標や各年度方針を策定しているが、前記のとおり、28年度の国・地方PBは▲16.0兆円、債務残高対GDP比は187.6%となっているなどしており、依然として厳しい財政状況が続いている。そして、社会保障関係費の一般会計歳出決算総額に占める割合は、13年度以降、他の主要経費の同割合より高い状況のまま上昇傾向が続いている。

本院は、これまでも社会保障について重点を置いて検査を実施してきており、年金、医療費、介護保険等の社会保障に関する検査結果を毎年度の検査報告に掲記するなどしてきているところであるが、上記のとおり、社会保障が国の財政に与える影響は年々大きくなってきており、社会保障改革についての国民的な議論の必要性が指摘されている。

そこで、本院は、社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について、有効性等の観点から、社会保障制度における国民に対する給付(以下「社会保障給付」という。)の状況及び当該給付に対する国の負担である社会保障関係費の決算額等の状況はどのようになっているか、国の財政健全化目標の指標として用いられている国・地方PB等及びこれに対する社会保障関係費の影響等の状況並びに国の財政健全化への取組における社会保障に係る取組の状況等はどのようになっているかなどに着眼して、社会保障関係費の決算額、社会保障に係る各種統計資料等を用いるなどして検査した。

検査に当たっては、政府が「財政構造改革元年」と位置付けた9年度から29年度までの国の一般会計の決算額等を対象として、一般会計の歳出決算報告書の決算額等を分類及び集計するなどして分析するとともに、内閣府本府、総務本省、財務本省及び厚生労働本省において社会保障給付とその財源等の将来推計等の関係資料を確認したり、関係部局から考え方を聴取したりするなどして検査を行った。

3 検査の状況

(1) 社会保障の動向

ア 社会保障給付の状況等

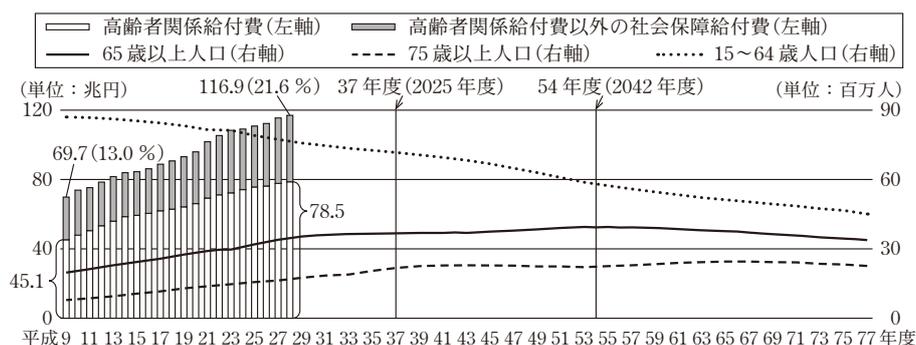
（ア） 社会保障給付費の状況

我が国の社会保障制度において、国民に対して給付された金銭・サービスの状況について、30年8月に公表された国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度社会保障費用統計」で示されている社会保障給付費によりその全体の動向を概観すると、図表6のとおり、9年度から直近の28年度までの間、社会保障給付費は一貫して増加し、9年度の69.7兆円(社会保障給付費対GDP比13.0%)から28年度は116.9兆円(同21.6%)となっている。

社会保障給付費の増加は、高齢化の進展に伴う給付対象者の増加等の影響によるものと言われており、社会保障給付費のうち高齢者関係給付費についてみると、その伸びは高齢者関係給付費以外の社会保障給付費より大きくなっている。今後、37年度(2025年度)にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、日本人の5人に1人以上が75歳以上となり、また、54年度(2042年度)には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるとされており、こうした高齢化の進展に伴い、社会保障給付は更に増加していくことが見込まれている。「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」では、52年度(2040年度)の社会保障給付費は188.2兆円から190.0兆円まで(計画ベース・経済ベース^(注9))となるとの見通しとなっている。

そして、54年度(2042年度)以降は高齢者人口は減少していくが、現役世代(15歳～64歳の者)の人口は更に大きく減少していく見込みである。

図表6 社会保障給付費の推移及び高齢化の状況



注(1) 国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度社会保障費用統計」、「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、総務省統計局「人口推計」(平成29年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 高齢者関係給付費は、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高齢雇用継続給付費を集計したものである。

注(3) ()内の計数は、社会保障給付費対GDP比である。

注(4) 平成28年度以降の人口は、「日本の将来推計人口(平成29年推計)」における出生中位(死亡中位)推計の値である。

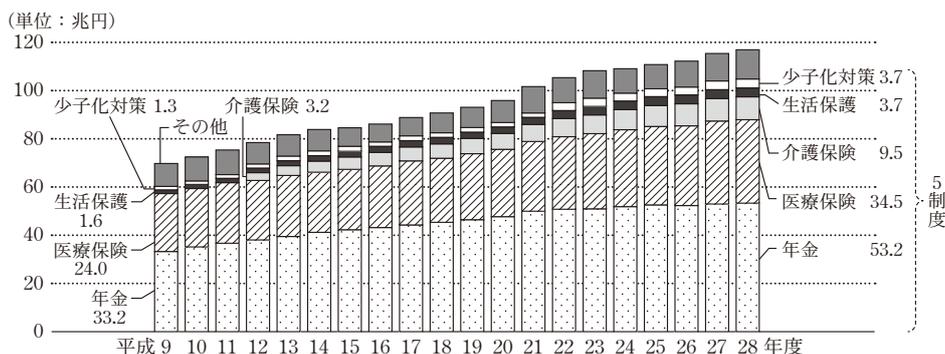
注(5) 65歳以上人口は、75歳以上人口を含んでいる。

また、社会保障給付費について、5制度及びその他に区分し、それぞれの区分の9年度から28年度までの推移を示すと、図表7のとおり、5制度全てにおいて増加傾向となっている。

(注8) 計画ベース 医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎としたもの

(注9) 経済ベースライン 平成30年1月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」におけるベースラインケース等に基づいた前提値を使用したもの

図表7 社会保障給付費の区分別の推移



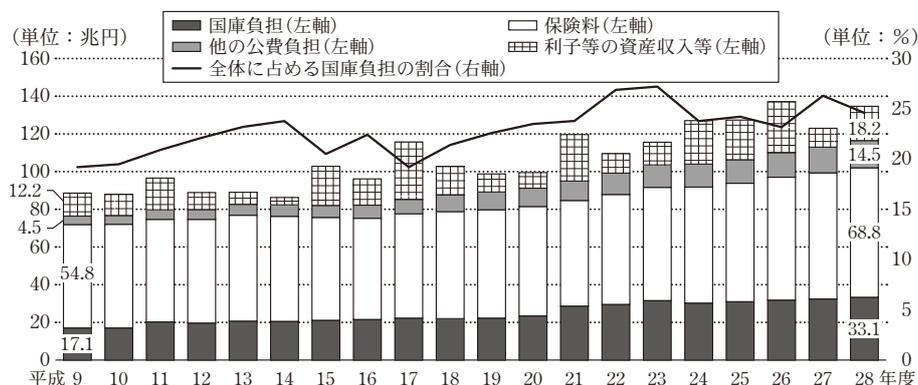
(注) 「平成28年度社会保障費用統計」等を基に、本院が作成した。

(イ) 社会保障財源の状況

社会保障費用統計において社会保障給付費に対応する収入を集計している社会保障財源について、主に、国の一般会計の歳出における社会保障関係費から直接又は間接に社会保障給付に充てられる財源である「国庫負担」、被保険者及び事業主が拠出する保険料である「保険料」等に区分して、それぞれの区分の9年度から28年度までの推移を示すと、図表8のとおり、国庫負担及び保険料が多額となっており、国庫負担の額及び国庫負担の社会保障財源全体に占める割合は増加傾向にある。

そして、(ア)のとおり、65歳以上の高齢者人口は今後も増加して、社会保障給付は更に増加していくことが見込まれており、これに対応した給付の財源が必要になることが想定される。

図表8 社会保障財源の区分別の推移



(注) 「平成28年度社会保障費用統計」を基に、本院が作成した。

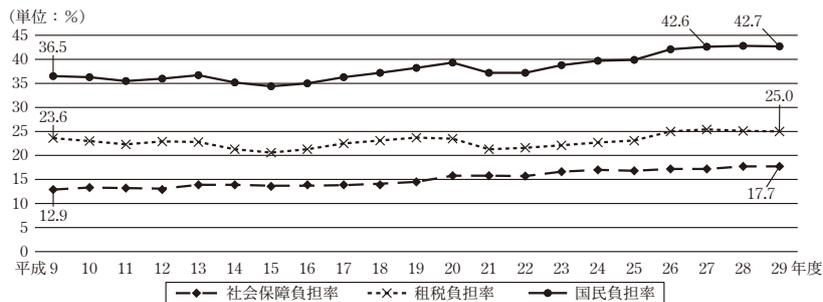
(ウ) 国民負担率の状況

①国民所得に対する社会保険料の割合である社会保障負担率、②国民所得に対する租税の割合である租税負担率及び③国民所得に対する社会保険料と租税とを合算した国民負担の割合である国民負担率の9年度から29年度までの推移をみると、図表9

のとおり、社会保障負担率は増加傾向となっており、租税負担率は増減しながら横ばいとなっていて、国民負担率はおおむね増加傾向となっている。

財務省の資料によれば、経済協力開発機構(OECD)加盟国35か国で比較すると、我が国の国民負担率42.6%(27年度)は、フランス共和国の67.1%(27年)、スウェーデン王国の56.9%(27年)、ドイツ連邦共和国の53.2%(27年)などと比べて低く、アメリカ合衆国の33.3%(27年)よりは高いものの、国民負担率が算出できないトルコ共和国を除く34か国中28番目の水準となっている。

図表9 国民負担率等の推移

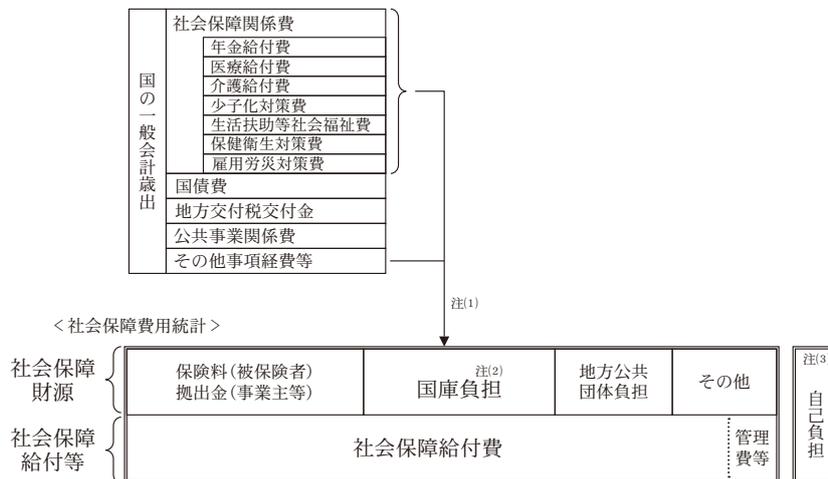


(注) 財務省「国民負担率(対国民所得比)の推移」を基に、本院が作成した。

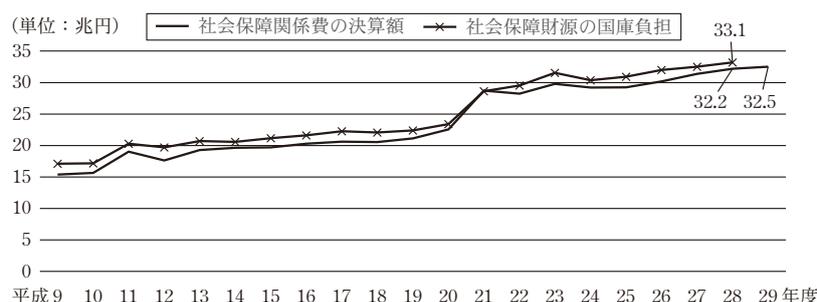
イ 社会保障関係費の決算額の状況

国の一般会計歳出のうち社会保障関係費は、図表10のとおり、社会保障制度において国民に対して給付される金銭・サービス等の財源となるものである。社会保障関係費と、社会保障費用統計における社会保障財源のうち国庫負担との9年度から29年度までの推移をみると、図表11のとおり、それぞれの集計範囲等に差異があるものの、金額はおおむね一致して、29年度の社会保障関係費は32.5兆円となっている。

図表10 社会保障関係費と社会保障財源等の関係



図表11 社会保障関係費と社会保障財源の国庫負担の推移



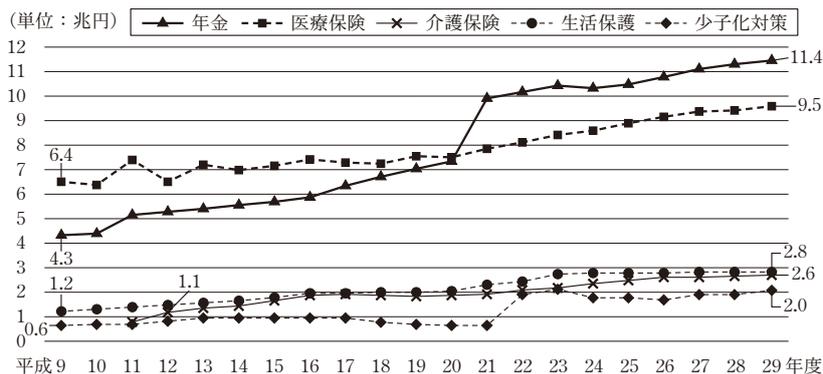
(注) 「平成28年度社会保障費用統計」等を基に、本院が作成した。

そこで、本院において、5制度の社会保障関係費の決算額を制度別に集計等を行い、9年度から29年度までの推移をみると、図表12のとおり、5制度全てにおいて増加傾向となっている。20年度までは、医療保険の給付に係る分(以下「社会保障関係費(医療保険)」という。)が最も多額となっていたが、21年度に基礎年金の国庫負担割合の引上げがなされたことなどにより、年金の給付に係る分(以下「社会保障関係費(年金)」という。)が最も多額となり、29年度においては社会保障関係費(年金)が11.4兆円、社会保障関係費(医療保険)が9.5兆円になっている。介護保険、生活保護及び少子化対策の給付に係る分(以下、それぞれ「社会保障関係費(介護保険)」「社会保障関係費(生活保護)」「社会保障関係費(少子化対策)」という。)は、29年度において2.0兆円から2.8兆円と、社会保障関係費(年金)や社会保障関係費(医療保険)より額は小さいが、9年度(介護保険は制度が開始した12年度)と比較すると、大きく増加している。

(注10) 5制度の社会保障関係費は、平成28、29両年度の一般会計の主要経費別分類を基に、本院が次の(ア)から(オ)までのとおり集計等を行い、27年度以前については当該科目の内容と同様のものについて集計等を行った。

- (ア) 年金 主要経費別分類の「年金給付費」に分類されるものであって、年金の給付の財源となる歳出科目(21年度から27年度までの「年金医療介護保険給付費」に分類されていたもの)
- (イ) 医療保険 主要経費別分類の「医療給付費」に分類されるものであって、医療保険の給付の財源となる歳出科目(21年度から27年度までの「年金医療介護保険給付費」に分類されていたもの)
- (ウ) 介護保険 主要経費別分類の「介護給付費」に分類されるものであって、介護保険の給付の財源となる歳出科目(21年度から27年度までの「年金医療介護保険給付費」に分類されていたもの)
- (エ) 生活保護 主要経費別分類の「医療給付費」、「介護給付費」及び「生活扶助等社会福祉費」に分類されるものであって、生活扶助、医療扶助、介護扶助等の扶助の財源となる歳出科目(9年度から27年度までの「生活保護費」に分類されていたもの)
- (オ) 少子化対策 主要経費別分類の「少子化対策費」に分類されるものであって、「児童手当年金特別会計へ繰入」、「子どものための教育・保育給付費負担金」及び「児童保護費負担金」の3科目

図表12 社会保障関係費の決算額の制度別の状況



注(1) 本院が5制度別に集計等を行った科目については、平成28、29両年度は次の(ア)から(オ)までのとおりであり、27年度以前は28、29両年度の当該科目の内容と同様のものである。

- (ア)年金：年金特別会計へ繰入、基礎年金年金特別会計へ繰入 等
- (イ)医療保険：全国健康保険協会保険給付費等補助金、国民健康保険療養給付費等負担金、後期高齢者医療給付費等負担金、後期高齢者医療財政調整交付金 等
- (ウ)介護保険：介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金負担金、全国健康保険協会介護納付金補助金 等
- (エ)生活保護：生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金、介護扶助費等負担金
- (オ)少子化対策：児童手当年金特別会計へ繰入、子どものための教育・保育給付費負担金、児童保護費負担金

注(2) 介護保険における平成11年度の決算額は、介護保険制度を12年度から導入するに当たり、その円滑な実施を図ることを目的として、保険者である市町村が基金を設置するための資金を、11年度限りの特例として国が交付したものである。

これら5制度の別に、社会保障関係費の決算額の増減の要因等についてみると、次のとおりである。

(ア) 年金

社会保障関係費(年金)は、基礎年金の給付に要する費用の総額の財源のうち、国が、国民年金法第85条第1項等に基づき基礎年金の給付に要する費用の一定割合を負担する額である(以下、国が負担する一定割合を「国庫負担割合」という。)

社会保障関係費(年金)の9年度から29年度までの推移は、前記の図表12のとおり増加傾向となっている。そして、その増加要因についてみると、図表13のとおり、満額の老齢基礎年金額(年額)^(注11)の対前年度増減率は、賃金・物価の上昇及び下降の変動が小さかったこと、12年度から14年度までの年金額が本来水準^(注12)ではなく物価スライド特例措置^(注13)が講じられたことによる特例水準^(注14)で据え置かれたことなどから、0%前後で推移している一方、老齢基礎年金受給者数は9年度814万人から28年度3055万人まで増加し続けていること、また、基礎年金の国庫負担割合は、15年度までは3分の1であったが、16年の年金制度改革により、16年度から19年度までは3分の1から段階的に3分の1に1000分の32を加えた割合(約36.5%)まで引き上げ、21年度は更に2分の1に引き上げていることなどの影響によるものと考えられる。

なお、16年の年金制度改革により、保険料水準を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に

向けて給付水準を調整する仕組みとしてマクロ経済スライドが導入されたが、マクロ経済スライドによる調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、27年度に1回発動されたのみにとどまっている。

そして、社会保障関係費(年金)については、高齢者人口が今後も伸びる場合、老齢基礎年金受給者数は増加することとなることから、これに伴って今後も増加傾向となることが見込まれる。

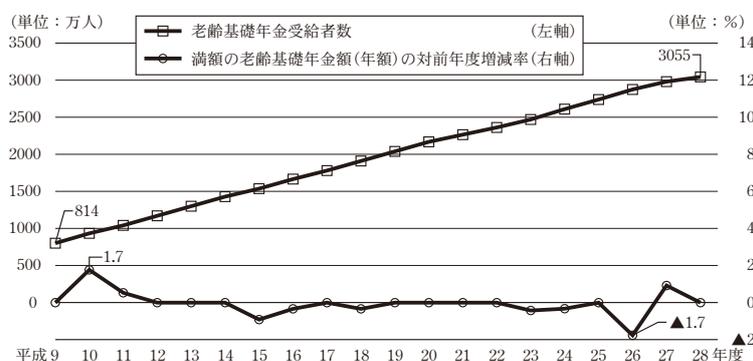
(注11) 満額の老齢基礎年金額(年額) 国民年金法第27条に規定されている、20歳から60歳に達するまでの40年間、国民年金に加入しており、かつ、その全ての期間が保険料納付済期間である場合に支給する年金額のこと

(注12) 本来水準 年金制度上本来想定されている年金額の水準。平成16年度までは、前年の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の変動率(以下「物価変動率」という。)に連動する完全自動物価スライドにより、17年度以降は、前年の名目手取り賃金変動率又は物価変動率により毎年度改定される。

(注13) 物価スライド特例措置 平成12年度から14年度までの物価上昇率は合計マイナス1.7%であったが、これをスライドせずに年金額を据え置く措置

(注14) 特例水準 平成12年度から14年度までの物価スライド特例措置によって11年度の水準に据え置かれた年金額の水準。24年度までは、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げることとなっていて、その間の物価の上昇が大きくなかったことから本来水準を上回る水準となっていた。その後、25年度から27年度までの3年間で本来水準との差2.5%を段階的に解消することとなり、27年度において解消した。

図表13 満額の老齢基礎年金額(年額)の対前年度増減率及び老齢基礎年金受給者数の推移



注(1) 老齢基礎年金受給者数とは、昭和61年4月1日から導入された、全国国民共通に支給されることになった老齢基礎年金の受給者数であり、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

注(2) 平成25、26両年度における満額の老齢基礎年金額(年額)の対前年度増減率は、25年4月時点の年金額786,500円を用いて算出しており、25年10月の年金額の改定は考慮していない。

注(3) 満額の老齢基礎年金額(年額)の対前年度増減率は、「厚生労働白書」等を基に本院が作成した。

注(4) 老齢基礎年金受給者数は、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(平成15年度～28年度)を基に本院が作成した。

(イ) 医療保険

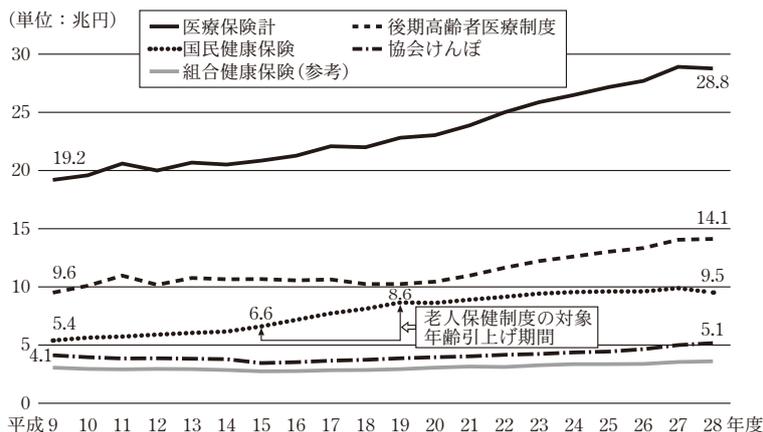
社会保障関係費(医療保険)は、医療費の財源のうち、国が、健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づき医療費から自己負担分を控除した額の一定割合を負担する額である。

社会保障関係費(医療保険)の9年度から29年度までの推移は、前記の図表12のとおり増加傾向となっており、その増加要因についてみると、次のとおり、医療費の増加によるものと国庫負担割合の増加によるものなどであると考えられる。

a 医療費の推移

社会保障関係費(医療保険)は、医療費に要する財源の一定割合を国が負担しているものであることから、協会けんぽ(20年9月以前は政府管掌健康保険。以下同じ。)、国民健康保険及び後期高齢者医療制度(20年3月以前は老人保健制度。以下この項において同じ。)の各医療保険に係る医療費について、9年度から28年度までの推移をみると、図表14のとおりであり、9年度はそれぞれ4.1兆円、5.4兆円、9.6兆円であるのに対し、28年度はそれぞれ5.1兆円、9.5兆円、14.1兆円となっており、それぞれ1.0兆円、4.0兆円、4.4兆円増加している。

図表14 各医療保険に係る医療費の推移

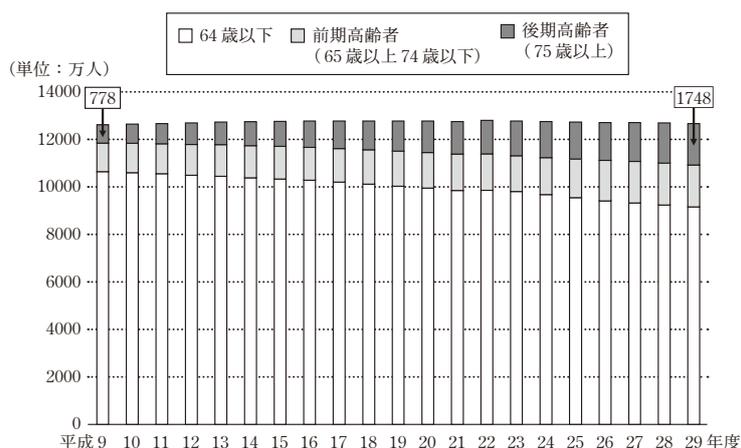


(注) 厚生労働省「国民医療費」(平成9年度～28年度)を基に、本院が作成した。

医療費の増加は、高齢化、医療の高度化等の影響によると考えられており、特に、国民健康保険については、15年度から19年度までの5年間に於いて、14年10月施行の老人保健法(昭和57年法律第80号)改正により、老人保健制度の対象年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げられたことに伴い、従来老人保健制度の対象であった70歳から74歳までの高齢者が段階的に国民健康保険の被保険者となったため、医療費が大幅に増加している。

また、後期高齢者医療制度については、12年度に介護保険制度が開始され、老人医療給付の一部が介護保険制度に切り替わったり、上記老人保健制度の対象年齢の引上げにより被保険者数が減少したりしたことなどにより、19年度までは医療費はおおむね横ばいとなっているが、図表15のとおり、後期高齢者の人口が増加して被保険者数が増加したことなどにより、20年度以降、医療費が増加している。

図表15 年齢階層別人口の推移



(注) 総務省統計局「人口推計」(平成9年度～29年度)を基に、本院が作成した。

b 国庫負担割合の推移

国庫負担割合の9年度から29年度までの推移について、医療保険別にみると、図表16のとおりである。

協会けんぽについては、国庫負担割合は21年度までは13.0%であったが、20年度に発生した世界的な金融危機(リーマン・ショック)後の景気悪化により全国健康保険協会に多額の負債が生じたことを踏まえて22年度に16.4%に引き上げられている。

国民健康保険については、国から地方への税源移譲の一環として、17年度に都道府県調整交付金が導入されたことに伴い、定率国庫負担の国庫負担割合が40.0%から17年度に36.0%、18年度に34.0%に引き下げられ、24年度に都道府県調整交付金の負担割合の引上げに伴い更に32.0%に引き下げられている。

後期高齢者医療制度については、前記の老人保健法の改正により、15年度から19年度にかけて対象年齢の段階的な引上げと同時に国庫負担割合が14年度の20.0%から19年度の33.3%に段階的に引き上げられている。

図表16 医療保険別の国庫負担割合の推移 (単位: %)

区分	年度	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
協会けんぽ		13.0													▶ 16.4								▶
国民健康保険		40.0								▶ 36.0	34.0					▶ 32.0							▶
後期高齢者医療制度		20.0					▶ 22.6	25.3	28.0	30.6	33.3												▶

このように、協会けんぽ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、医療費の増加や国庫負担割合の増減があることを踏まえ、社会保障関係費(医療保険)を各医療保険に区分して、11年度から29年度までの推移をみると、図表17のとおりである。

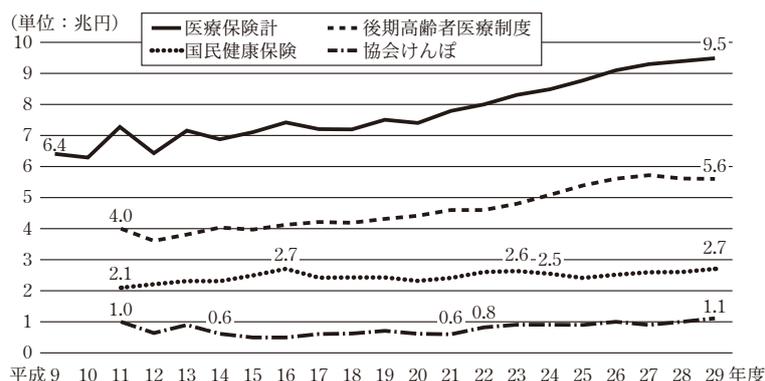
協会けんぽに係る社会保障関係費(医療保険)についてみると、医療費の推移とほぼ同様の推移であるが、22年度の国庫負担割合の増加により、21年度0.6兆円から22年度0.8兆円に0.1兆円増加している。

国民健康保険に係る社会保障関係費(医療保険)についてみると、16年度までは医

療費の増加により、11年度2.1兆円から16年度2.7兆円に増加しているが、17年度以降に国庫負担割合が引き下げられたことなどにより、おおむね横ばいに推移して29年度は2.7兆円となっている。

後期高齢者医療制度に係る社会保障関係費(医療保険)についてみると、14年度までは医療費の推移とほぼ同様の推移であるが、15年度から19年度までは国庫負担割合の増加、20年度以降は医療費の増加により、11年度4.0兆円から29年度5.6兆円に1.5兆円増加している。

図表17 各医療保険に係る社会保障関係費(医療保険)の推移



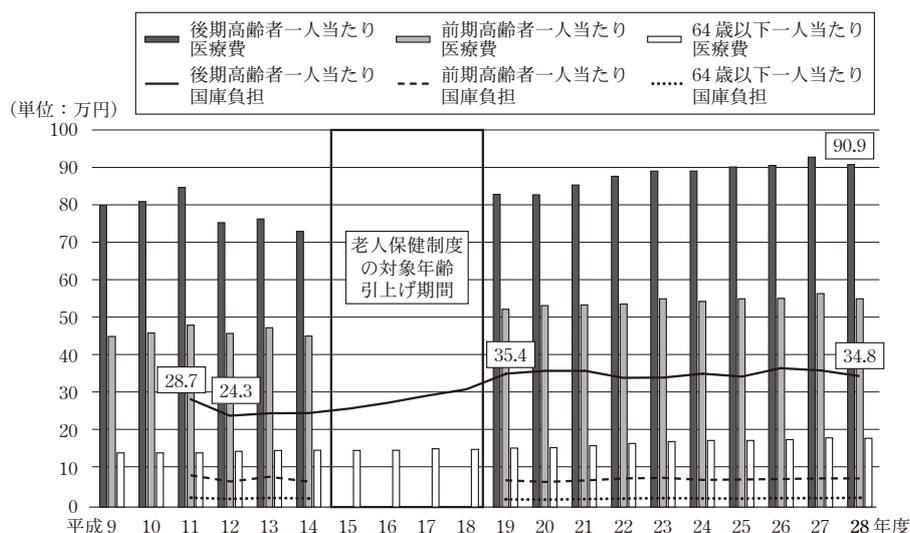
(注) 平成9、10両年度において、後期高齢者医療制度に係る社会保障関係費(医療保険)の一部が協会けんぽ及び国民健康保険に係る社会保障関係費(医療保険)に含まれており、正確に区分することができないため、医療保険計のみ示している。

以上のように、社会保障関係費(医療保険)について、医療保険ごとに区分してみると、後期高齢者医療制度に係るものの増加が最も大きく、社会保障関係費(医療保険)の増加の主な要因となっている。そこで、後期高齢者医療制度に係る社会保障関係費(医療保険)の増加要因について、被保険者の年齢階層別一人当たりの医療費及び国庫負担の推移をみると、図表18のとおりであり、後期高齢者(19年度以前は老人保健制度の対象者。以下この項において同じ。)一人当たり医療費は、19年度以降増加傾向となっており、介護保険制度が創設され、前記のとおり、老人医療給付の一部が介護保険制度に切り替わるなどした12年度と比較しても増加傾向にある。また、後期高齢者一人当たり国庫負担は、介護保険制度の創設に伴い12年度に減少しているものの、その後19年度までは増加傾向にあり、その後は横ばいとなっている。

そして、28年度の後期高齢者一人当たり医療費及び国庫負担は、それぞれ90.9万円及び34.8万円となっており、これらを前期高齢者(19年度以前は老人保健制度の対象者以外の高齢者)の一人当たり医療費及び国庫負担と比較すると、それぞれ1.6倍及び4.5倍、64歳以下の一人当たり医療費及び国庫負担と比較すると、それぞれ4.9倍及び13.6倍となっている。

こうしたことから、後期高齢者医療制度に係る社会保障関係費(医療保険)の増加は、後期高齢者医療制度に係る被保険者数の増加と後期高齢者以外の年齢階層より一人当たり国庫負担が高額となっていることが主な要因となっているものと考えられる。

図表18 年齢階層別一人当たり医療費及び国庫負担の推移



注(1) 総務省統計局「人口推計」(平成9年度～28年度)及び厚生労働省「国民医療費」(平成9年度～28年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 後期高齢者一人当たり国庫負担は、後期高齢者医療制度に係る社会保障関係費(医療保険)を年齢階層別の人口で除して本院が算出した。前期高齢者一人当たり国庫負担及び64歳以下一人当たり国庫負担は、次の算式により、年齢階層別一人当たり医療費に後期高齢者以外に係る医療費の総額に対する国庫負担の割合を乗じて本院が算出した。

$$\boxed{\text{一人当たり医療費}} \times \boxed{\frac{\text{協会けんぽ及び国民健康保険に係る社会保障関係費(医療保険)}}{\text{医療費の総額}}} = \boxed{\text{一人当たり国庫負担}}$$

(ア) 一人当たり医療費は、前期高齢者一人当たり国庫負担の算出に当たっては前期高齢者一人当たり医療費を、64歳以下一人当たり国庫負担の算出に当たっては64歳以下一人当たり医療費を用いている。

(イ) 医療費の総額は、前期高齢者及び64歳以下の医療費を合算した医療費を用いている。

注(3) 平成9、10両年度においては、後期高齢者医療制度に係る社会保障関係費(医療保険)の一部が協会けんぽ及び国民健康保険に係る社会保障関係費(医療保険)に含まれており、正確に区分することができないため、各年齢階層別の一人当たり医療費のみ示している。

注(4) 平成15年度から18年度までは、老人保健制度の対象年齢を70歳から75歳に段階的に引き上げた期間であるものの、国民医療費は5歳ごとの年齢階層別のデータとなっているため、毎年1歳ずつ異なる後期高齢者の年齢階層別一人当たり医療費等を示すことができない。

上記のように、社会保障関係費(医療保険)は、主として、高齢者人口の増加に伴い増加していると考えられ、75歳以上の高齢者人口が今後も伸びる場合は、一人当たりの国庫負担が高額な後期高齢者医療制度の被保険者が増加することとなることから、これに伴って社会保障関係費(医療保険)は今後も増加傾向となることが見込まれる。

(ウ) 介護保険

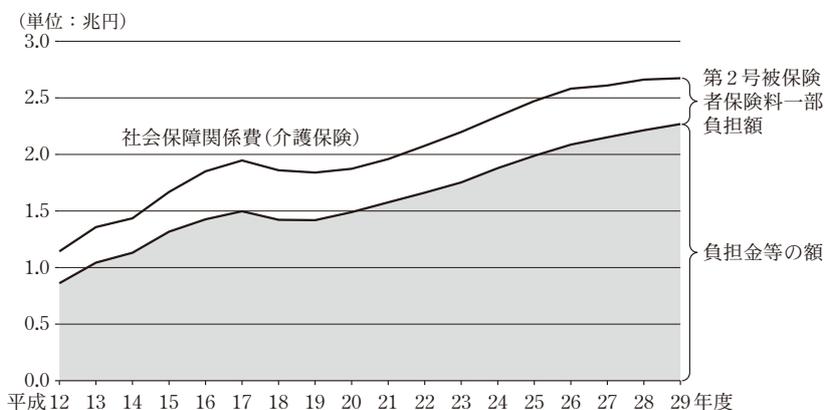
社会保障関係費(介護保険)は、介護保険法(平成9年法律第123号)により国が保険者に対して負担することとされている介護給付及び予防給付に要する費用(以下、これ

らを合わせて「介護給付費」という。)の20%(施設等給付の場合は15%)に相当する負担金及び各保険者の負担を調整するために交付される調整交付金(介護給付費の5%相当)とを合わせて、介護給付費の4分の1(施設等給付の場合は5分の1)を負担する額(以下「負担金等の額」という。)と、第2号被保険者が負担することとされている保険料の一定割合を負担する額とを合算した額である。

介護保険制度が開始された12年度から29年度までの社会保障関係費(介護保険)の推移は、前記の図表12のとおり、12年度1.1兆円から29年度2.6兆円と2倍以上になり、増加傾向となっている。そして、その増加要因について、介護サービスの年間受給者数を把握できる13年度以降でみると、年間受給者数が13年度219万人から29年度503万人と2.2倍に増加していることが考えられるが、特に、80歳以上の受給者数が13年度137万人から29年度377万人と2.7倍に増加しており、80歳以上の受給者に対する介護給付費が増加していることが影響していると考えられる。負担金等の額は、図表19のとおり、17年10月に施行された施設給付の見直しがなされ、介護保険施設における居住費及び食費を保険給付の対象外としたことなどにより、17年度に増加が抑制され、18年度に減少に転じているが、20年度以降は再び増加している。

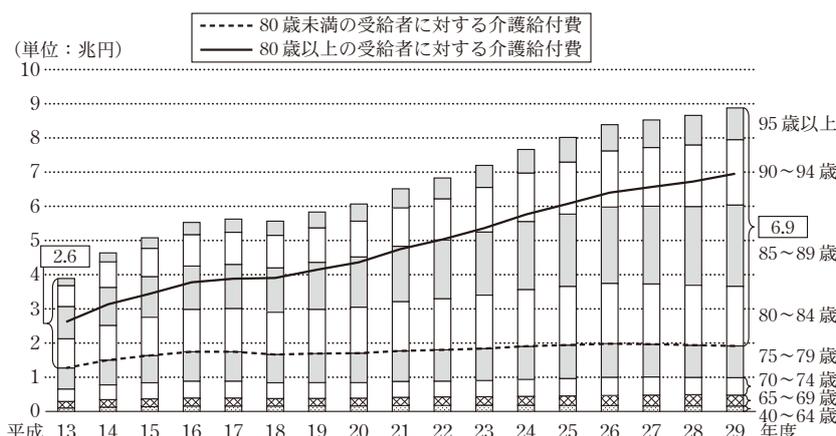
(注15) 年間受給者数 厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成13年度～26年度)及び「介護給付費等実態調査」(27年度～29年度)において公表されている13年度から29年度までの各年度の介護サービスの累計受給者数を、毎月1回介護サービスを利用したものと仮定して、12で除して算出した受給者数

図表19 社会保障関係費(介護保険)の推移



介護保険制度は、被保険者が、加齢に伴う疾病等により介護を要する状態になった場合に必要な介護サービスに係る保険給付を行うものであるため、介護給付費について、受給者の年齢階層別に13年度から29年度までの推移をみると、図表20のとおり、80歳以上の受給者に対する介護給付費が大きく増加しており、13年度2.6兆円から29年度6.9兆円に増加していて、そのうち、85歳以上90歳未満の受給者に対する介護給付費が最も多額に上っている。

図表20 受給者の年齢階層別の介護給付費の推移

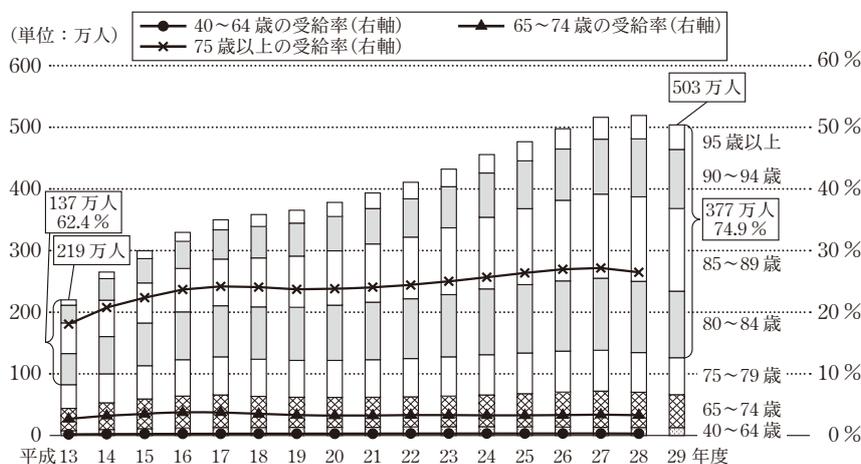


注(1) 厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成13年度～26年度)及び「介護給付費等実態調査」(27年度～29年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 平成12年度についてはデータが把握できないため、13年度から集計している。

そこで、年齢階層別の受給者数及び受給率について、13年度から29年度までの推移をみると、図表21のとおり、全体の受給者数は大きく増加しており、このうち特に、80歳以上の受給者数の全体に対する割合は、13年度62.4%から29年度74.9%に12.5ポイント増加している。また、被保険者に対する受給者数の割合である受給率についてみると、75歳以上の受給率が、75歳未満の受給率より高い水準で推移している状況となっている。

図表21 年齢階層別の受給者数と被保険者に対する受給者数の割合の推移



注(1) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成13年度～26年度)、「介護給付費実態調査」(平成13年度～26年度)及び「介護給付費等実態調査」(27年度～29年度)を基に、本院が作成した。

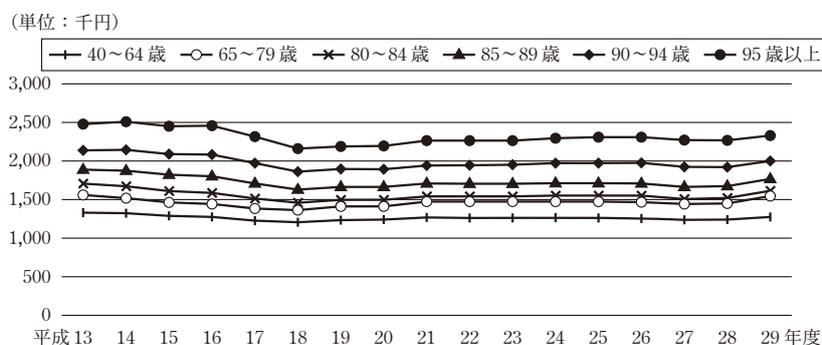
注(2) 平成12年度についてはデータが把握できないため、13年度から集計している。

注(3) 平成29年度については、被保険者数が公表されていないため、受給率を示すことができない。

注(4) 平成27年4月施行の介護保険法の改正により、予防給付の一部が、29年度末までに市(区)町村の実施する地域支援事業に移行したことなどから、29年度の受給者数は減少している。

また、年齢層別の受給者一人当たりの介護給付費について、13年度から29年度までの推移をみると、図表22のとおりであり、どの年度においても、年齢層が高くなるほど多額となる傾向となっている。また、どの年齢層においても、17、18両年度においては、前記の施設給付の見直しにより減少したものの、19年度以降は、一人当たり介護給付費が大きく変化していない状況となっている。

図表22 年齢階層別の受給者一人当たりの介護給付費の推移



注(1) 厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成13年度～26年度)及び「介護給付費等実態調査」(27年度～29年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 平成12年度についてはデータが把握できないため、13年度から集計している。

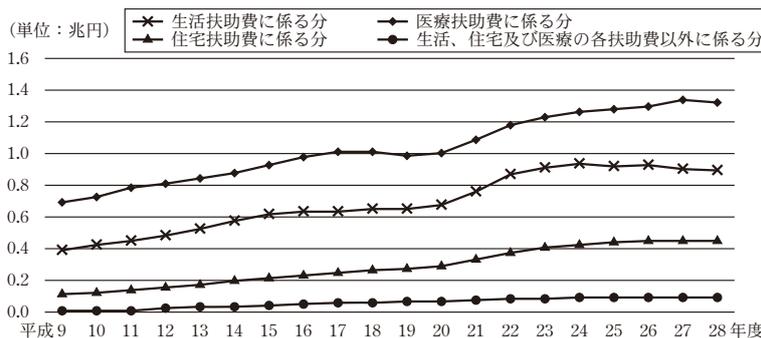
このように、社会保障関係費(介護保険)については、前記のとおり、受給者数が増加して介護給付費が増加していることに伴って増加していると考えられ、特に一人当たり介護給付費が多額となる80歳以上の受給者の増加による影響が大きいと考えられる。そして、高齢者人口が今後も伸び、受給率が現在と同水準で推移する場合は、介護給付費の受給者が増加することとなって、社会保障関係費(介護保険)は今後も増加傾向となることが見込まれる。

(エ) 生活保護

社会保障関係費(生活保護)は、生活保護の財源のうち、国が生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、生活、住宅、医療等の各扶助費の4分の3を負担する額である。

社会保障関係費(生活保護)の9年度から29年度までの推移は、前記の図表12のとおり増加傾向となっている。そこで、社会保障関係費(生活保護)について、各扶助費に対して国庫負担割合(4分の3)を乗じて推計して、扶助費別の9年度から26年度までの推移をみると、図表23のとおり、生活、住宅及び医療の各扶助費に係る分は、それぞれ増加傾向にある。そして、これらの増加要因についてみると、次のとおり、生活、住宅両扶助については被保護世帯数が、医療扶助については65歳以上の高齢者の診療件数がそれぞれ増加していることによるものと考えられる。

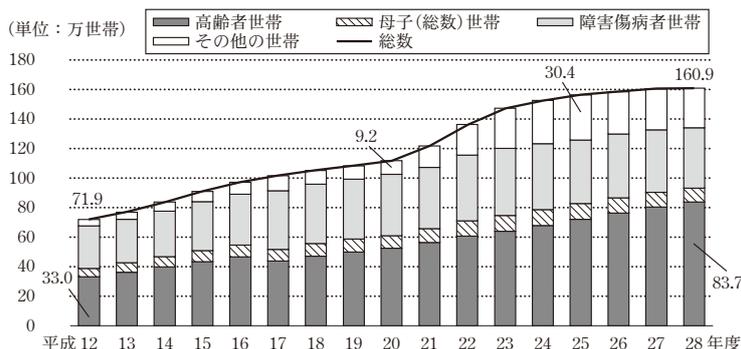
図表23 社会保障関係費(生活保護)の扶助費別の推移(推計値)



(注) 厚生労働省「生活保護費負担金事業実績報告」(平成9年度～28年度)の各扶助費に対して国庫負担割合(4分の3)を乗じて本院が推計した。

生活扶助及び住宅扶助は、原則、世帯単位に金銭の給付を行っていることから、被保護世帯数について、高齢者、母子、障害傷病者及びその他の世帯類型別に推移をみると、図表24のとおり、世帯数全体が一貫して増加して、12年度71.9万世帯から28年度160.9万世帯と約2.2倍となっており、特に、高齢者世帯の増加が大きくなっている。また、20年度から25年度までの間は、その他の世帯(高齢者、母子又は障害傷病者以外の世帯で、稼働年齢層を含む。)が、20年度に発生した世界的な金融危機の影響により大幅に増加している。

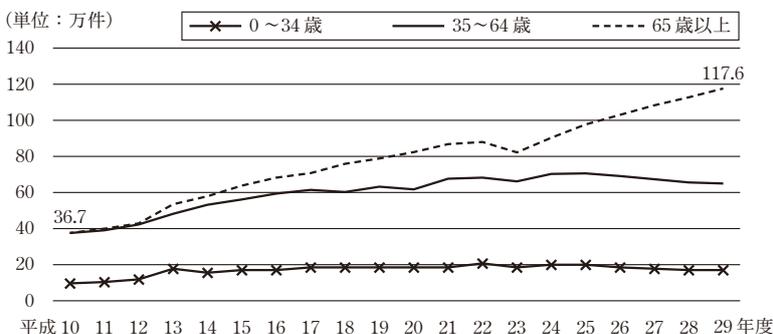
図表24 被保護世帯の推移



(注) 厚生労働省「被保護者調査」(平成12年度～28年度)を基に、本院が作成した。

また、医療扶助は、診療件数を年齢階層別に区分して、10年度から29年度までの推移をみると、図表25のとおり、65歳以上の高齢者の診療件数は、10年度36.7万件から29年度117.6万件に80.9万件増加していて、29年度においては、全体に占める高齢者の診療件数の割合は59.1%に上っている。

図表25 年齢階層別の診療件数の推移



注(1) 厚生労働省「平成29年医療扶助実態調査」を基に、本院が作成した。

注(2) 「医療扶助実態調査」における診療件数は、歯科診療分及び調剤分を除いた件数である。

そして、生活保護の今後の動向については、生活保護受給者の数が経済情勢や社会保障制度の見直しなど様々な要素の影響を受けることから、正確に見通すことは難しいものとなっているが、社会保障関係費(生活保護)については、前記のとおり、高齢者世帯や高齢者の診療件数の増加の影響が大きくなっていることから、経済情勢等の要因により変動する面もあるものの、高齢者人口が今後も伸び、高齢者世帯に対する被保護世帯の割合が現在と同水準で推移する場合、社会保障関係費(生活保護)は今後も増加傾向となることが見込まれる。

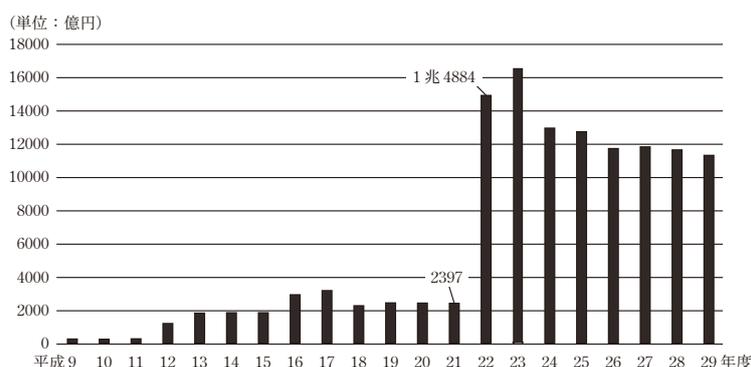
(オ) 少子化対策

社会保障関係費(少子化対策)は、国が児童手当(22、23両年度は子ども手当。以下同じ。)、子どものための教育・保育給付費負担金及び児童保護費負担金の一定割合を負担する額である。これらのうち、児童手当に係る分は1.1兆円(29年度)、子どものための教育・保育給付費負担金の決算額は0.8兆円(同)、計1.9兆円(同)となっており、社会保障関係費(少子化対策)2.0兆円(同)の大半を占めている。

社会保障関係費(少子化対策)の9年度から29年度までの推移は、前記の図表12のとおり増加傾向となっている。そして、児童手当及び子どものための教育・保育給付費負担金それぞれの増加要因についてみると、次のとおり、児童手当については制度の変更により、子どものための教育・保育給付費負担金については保育所等の利用児童数の増加等によるものと考えられる。

社会保障関係費(少子化対策)のうち児童手当に係る分については、9年度から29年度までの推移をみると、図表26のとおり、22年度に大幅に増加しており、これは、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」(平成22年法律第19号)の施行等により、図表27のとおり、22、23両年度に支給額が増加しかつ支給対象が拡大したことによるものである。

図表26 社会保障関係費(少子化対策)のうち児童手当に係る分の推移



図表27 児童手当の支給額及び支給対象の変遷

区分	平成19年度~21年度	22年度~23年9月	23年10月~24年3月	24年度~
0歳~3歳未満	10,000円	一律13,000円	15,000円	15,000円
3歳~小学校修了	第1子、第2子 5,000円		10,000円	10,000円
	第3子以降 10,000円		15,000円	15,000円
中学生	対象外		10,000円	10,000円
所得制限	あり	なし	なし	あり

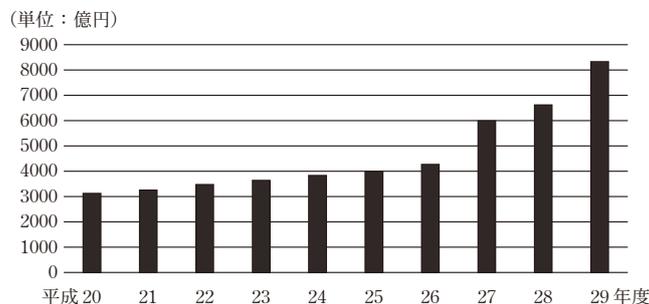
(注) 所得制限の額は年度によって異なり、また、同じ年度でも扶養人数によって異なる。

一方、24年度以降は、児童手当法(昭和46年法律第73号)の改正により所得制限を超えた者には児童手当が支給されなくなったこと、また、少子化の傾向を受けて、支給対象児童数が減少していること(24年度1651万人から28年度1559万人)などから、減少傾向にある。そして、今後も少子化が進むと見込まれていることから、児童手当は引き続き減少傾向となるものと見込まれる。

(注16) 所得制限を超えた者には、児童手当法附則第2条に基づき、当分の間、中学校終了前の児童1人当たり5,000円の特例給付を行うこととされている。なお、当該給付に係る社会保障関係費は、主要経費別分類の「少子化対策費」には分類されていない。

また、社会保障関係費(少子化対策)のうち子どものための教育・保育給付費負担金については、20年度から29年度までの推移をみると、図表28のとおり一貫して増加している。これは、女性の就業率の上昇に伴い、保育所等の利用申込率が伸びるとともに、図表29のとおり、待機児童の解消を目指し25年度から29年度末までに50万人分の保育の受皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月厚生労働省、27年11月改定)が実施されるなどして、保育所等の利用児童数が増加したことなどによるものと考えられる。特に、子どものための教育・保育給付費負担金が27年度以降大幅に増加しているのは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)により、27年度から子ども・子育て支援新制度が実施されており、給付の対象となる保育所等の拡大や、給付の算定要件となる保育士等の職員配置改善が図られたことなどによる。

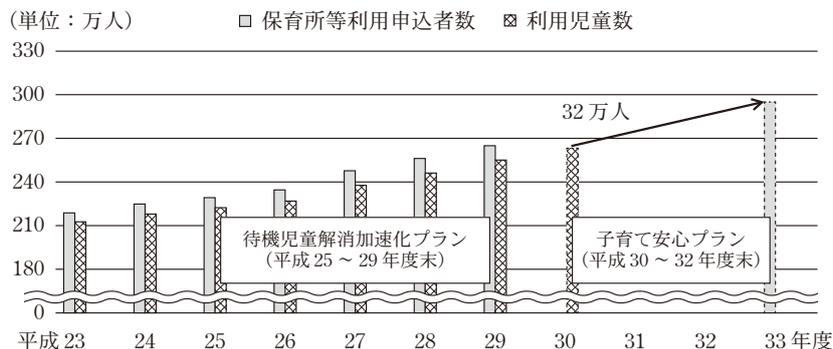
図表28 子どものための教育・保育給付費負担金の決算額の推移



注(1) 平成20年度から25年度までは一般会計の歳出の決算額のうち(項)保育所運営費(目)児童保護費等負担金を、26年度は(項)保育所運営費(目)児童保護費負担金を、27、28両年度は(項)子どものための教育・保育給付(目)子どものための教育・保育給付費負担金を、29年度は(項)子ども・子育て支援推進費(目)子どものための教育・保育給付費負担金を集計した。

注(2) 平成19年度以前の決算額は他の事業と合算したものとなっているため、20年度以降の推移を示している。

図表29 保育所等利用申込者数及び利用児童数の推移並びに政府における保育の受皿拡大の取組



注(1) 平成23年度から29年度までの計数は、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成29年4月1日)」及び「待機児童の解消に向けた取組の状況について」(平成29年9月1日公表)による。

注(2) 平成30、33両年度の計数は、厚生労働省「子育て安心プラン」(平成29年6月公表、同年12月改定)による。

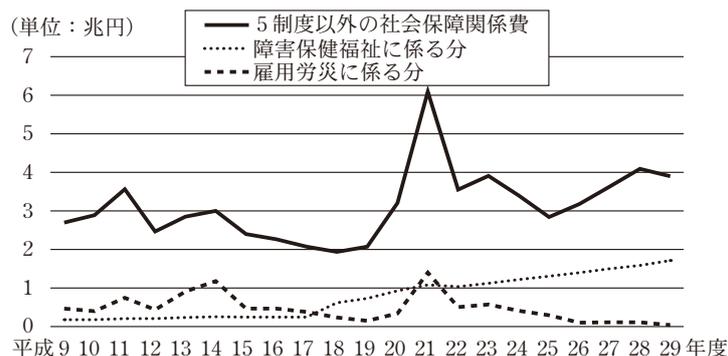
そして、今後も女性の就業率の上昇に伴い、保育所等の利用申込率も伸びることが見込まれていることから、政府は、30年度から32年度までの間に32万人分の保育の受皿を確保する「子育て安心プラン」(平成29年6月厚生労働省、同年12月改定)を実施しており、同プランによれば、保育所等の利用児童数は増加傾向となることから、当面は子どものための教育・保育給付費負担金は増加傾向となるものと見込まれる。

(カ) その他

a 5制度以外の社会保障関係費

社会保障関係費のうち5制度以外の経費の決算額(以下「5制度以外の社会保障関係費」という。)の推移は、図表30のとおりであり、9年夏以降に発生したアジア通貨危機や同年11月以降の国内金融システム問題及び20年度に発生した世界的な金融危機により生じた不景気や23年3月に発生した東日本大震災への対応により多額の補正予算が編成され、これにより一般会計の歳出の決算額が増加した11、21、23各年度は前年度より増加している。また、26年度以降、消費税率の5%から8%への引上げに伴い年金生活者等への給付金の交付を行ったことなどにより、5制度以外の社会保障関係費が増加傾向にある。

図表30 5制度以外の社会保障関係費並びに障害保健福祉及び雇用労災に係る分の推移



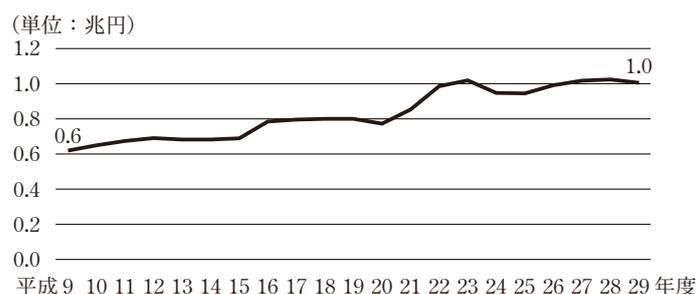
そして、5制度以外の社会保障関係費のうち、29年度において最も多額となっている障害保健福祉に係る分については、18年度以降増加傾向となっている。その増加要因についてみると、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。25年4月1日以降は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)が18年4月に施行され、市町村(特別区を含む。)が障害者等に対して介護給付費等を支給した場合に、それらの支給に要した費用の一部について、従来の制度では不確実であった国の費用負担の責任を明確化し、国がその2分の1を負担することなどとなって、障害者自立支援給付費負担金が増加したことなどによるものである。

また、社会保障関係費のうち雇用労災に係る分については、不景気等により求職者給付等が増加することに伴い雇用保険国庫負担金が増加する傾向がある。そして、21年度は、不景気により雇用保険国庫負担金が増加するとともに、経済危機対策(平成21年4月「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)等を実施するための平成21年度補正予算による雇用対策により、高齢者等雇用安定・促進費及び職業能力開発強化費が増加している。

b 社会保障関係費に分類されていない社会保障に関する支出

国の一般会計歳出の中には、社会保障給付等のための経費であるが、国家公務員共済組合負担金、基礎年金等国家公務員共済組合負担金、基礎年金等日本私立学校振興・共済事業団補助金等のように、国が事業主として拠出したり、予算分類上、社会保障関係費以外の主要経費に分類する必要があるなどとして、社会保障関係費に分類されていないものがある。そこで、社会保障給付等のための経費であるが、社会保障関係費に分類されていないものについて、9年度から29年度までの推移についてみると、図表31のとおり、増加傾向となっていて、29年度は1.0兆円となっている。

図表31 社会保障関係費に分類されていない社会保障に関する支出の推移



c 地方交付税措置

地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務のうち、地方財政法(昭和23年法律第109号)第10条に定められている生活保護、後期高齢者医療の療養の給付等、介護保険の介護給付等、児童手当、国民健康保険の療養の給付等、子どものための教育・保育給付費負担金等のような地方公共団体が行う社会保障事務に要する経費^(注17)については、国が、進んで経費を負担する必要があるとして、その経費の全部又は一部を負担することとなっている。30年度の上記の社会保障事務に要する経費の地方負担額の見込額について、地方交付税法(昭和25年法律第211号。以下「交付税法」という。)第7条の規定に基づき国会に提出されている「平成30年度地

方団体の歳入歳出総額の見込額]を基に集計すると、10兆4275億円となっている。

国は、交付税法に基づき、地方団体^(注18)の財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方団体の独立性を強化することを目的として、地方交付税を交付している。交付税法によれば、その種類は普通交付税及び特別交付税とされ、このうち普通交付税は一般財源が不足する地方団体に交付されるものであり、その交付額は地方団体ごとの基準財政需要額が基準財政収入額を超える財源不足額とされている。そして、基準財政需要額は、地方団体の財政需要を合理的に測定するために算定する額であり、上記の地方公共団体が行う社会保障事務に要する経費や、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置に要する経費の地方負担分が含まれている。

(注17) 地方公共団体が行う社会保障事務に要する経費 地方財政法第10条第4号から第20号まで及び第30号から第34号までに規定された経費

(注18) 地方団体 交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

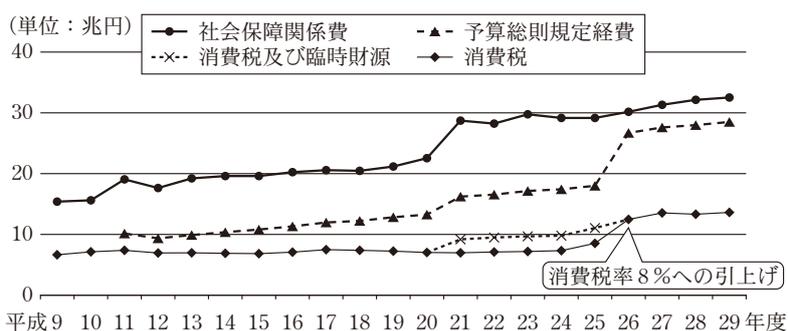
上記のとおり、年金、医療保険及び介護保険については、高齢化の影響による受給者の増加、生活保護については、経済情勢の要因もあるが、高齢者世帯の増加等、少子化対策については、制度改正及び保育所等の利用児童数の増加等の要因等により、社会保障関係費は増加傾向にあり、今後も高齢者人口が増加すると見込まれていることなどを踏まえると、これらの要因等から、社会保障関係費は増加していくことが見込まれる。

ウ 社会保障関係費に充てる財源の決算額の状況

社会保障関係費に充てる財源としては、社会保障の安定財源を確保するために目的税化された消費税があり、消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は毎年度の予算総則に規定されている(以下、この経費を「予算総則規定経費」という。)

社会保障関係費の全てが予算総則規定経費に該当することとはなっていないが、社会保障関係費と消費税等の9年度から29年度までの決算額の推移についてみると、図表32のとおり、社会保障関係費が増加傾向にある一方、消費税の収入は25年度まではほぼ一定の水準であり、社会保障関係費と消費税収との差額(以下「消費税収との差額」という。)が増加傾向にある。特に、16年度から21年度にかけて、基礎年金の国庫負担割合が3分の1から2分の1に段階的に増加したことなどにより、消費税収との差額が増加傾向にあり、政府は、16年度から25年度までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入れ、年金特例公債(基礎年金の国庫負担割合の引上げの財源とするために、24、25両年度に発行された公債)等の臨時財源を確保して、基礎年金の国庫負担割合の段階的な増加に充てるための財源としている。26年度に消費税率が引き上げられたことに伴い、消費税収との差額は減少しているが、27年度以降は再び増加している。

図表32 社会保障関係費と消費税及び臨時財源の状況

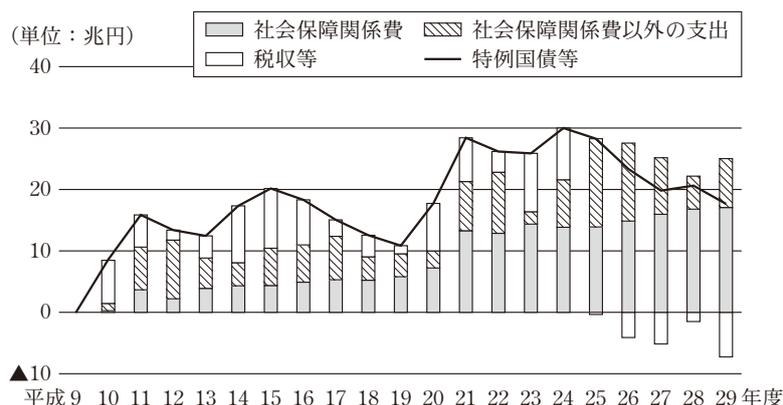


- 注(1) 消費税のうち地方交付税交付金の財源に充てられる額は除いて計算している。
 注(2) 予算総則規定経費には、年金特例公債に係る償還費等を含めて計算している。
 注(3) 消費税及び臨時財源のうち臨時財源は、平成21年度から23年度までは、財政投融资特別会計から一般会計への繰入れなどのうち国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第14条の2の規定により国庫が負担することとされた額(基礎年金国庫負担割合を3分の1に1000分の32を加えた割合(約36.5%)から2分の1に引き上げるために、各年度において必要な額)に相当する額を、24、25両年度は、年金特例公債による収入額をそれぞれ計上している。

消費税収との差額については、消費税の収入以外の税収や公債の発行収入金等が充てられることになる。そして、消費税収との差額に充てるための特例国債の発行による収入の増加は、国の債務残高を増加させる要因となる。

そこで、本院が、10年度から29年度までの各年度の特例国債の発行による収入額について、財政構造改革元年とされる9年度を基準とした増加及び減少の要因を、税収等及び社会保障関係費等の支出の増加及び減少により整理してみると、図表33のとおり、社会保障関係費の増加額の影響が大きくなってきている。

図表33 特例国債の発行による収入額の平成9年度を基準とした増加及び減少の要因



前記のように、社会保障給付は増加していて、高齢者人口の増加に伴い、今後も増加していくことが見込まれており、これに対応した給付の財源が必要になると見込まれる。そして、社会保障給付に対する国庫負担の在り方が現状と同様である場合、社会保障給付の増加に伴い、社会保障関係費は今後も増加していくことが見込まれ、消費税の収入がこれまでと同様、税率の引上げの影響を除きほぼ一定の水準で安定的に推移するとすれば、消費税収との差額は今後も増加することが想定される。

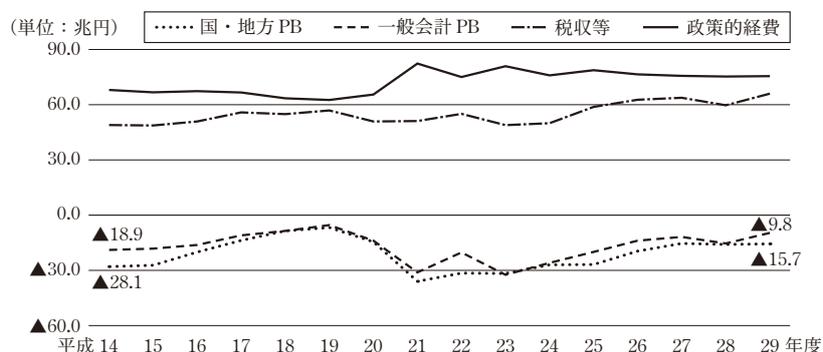
(2) 国の財政健全化への取組における社会保障に係る取組等の状況

ア 国・地方PB等の状況

国・地方PBの黒字化については、政府は、13年6月の閣議決定により財政健全化のための目標の一つとして設定しており、14年度の当初予算からその達成に向けて取り組んでいる。そして、27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、国・地方PBの黒字化を32年度までに達成することとしていたが、30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、国・地方PBの黒字化の達成目標年度をこれまでの32年度から37年度に延期している。国・地方PBは、図表34のとおり、一般会計PBと同様の推移となっている。

(注19) 一般会計PB 国の一般会計の決算額の税収等から政策的経費を差し引いた額

図表34 国・地方PB、一般会計PB、税収等及び政策的経費の状況

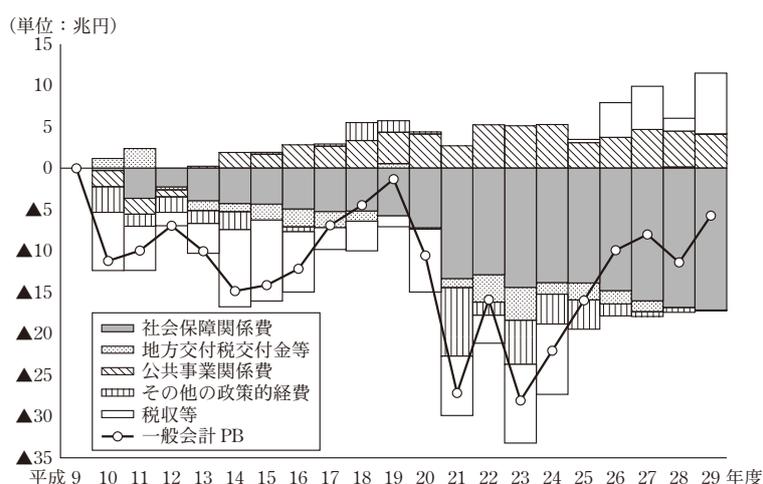


(注) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年7月9日公表)等を基に、本院が作成した。

一般会計PBは税収等と政策的経費との差であることから、毎年度の税収等及び政策的経費の増加及び減少により影響を受けることになる。

そこで、10年度から29年度までの各年度の一般会計PBについて、財政構造改革元年とされる9年度を基準とした改善及び悪化の要因を、税収等及び政策的経費の増加及び減少により整理してみると、図表35のとおり、一般会計PBの9年度を基準とした改善及び悪化の要因は年度によって異なるが、10年度から24年度まで一般会計PBの悪化要因となっていた税収等は、25年度以降は一般会計PBの改善要因となっているのに対して、社会保障関係費は一貫して一般会計PBの悪化要因となっており、21年度以降、悪化要因として最も大きい項目となっている。

図表35 一般会計PBの平成9年度を基準とした改善及び悪化の要因



(注) 一般会計PBの改善につながる税収等の増加及び政策的経費の減少をプラス、一般会計PBの悪化につながる税収等の減少及び政策的経費の増加をマイナスとして整理している。

このように、社会保障関係費は、これまでも一般会計PBの悪化要因として大きくなっているなど、財政健全化に多大な影響を与えてきており、今後も増加することが見込まれることから、引き続き財政健全化に多大な影響を与えることが想定される。

イ 国の財政健全化への取組における社会保障に係る取組の状況

政府は、前記のとおり、9年度以降、法令、閣議決定及び閣議了解において、財政健全化のための目標や各年度方針を示すなどして、財政健全化の取組を行ってきており、これらの各年度方針の中で、社会保障に係る取組についても定めるなどしてきている。図表36は、これまでの財政健全化のための目標及び社会保障に係る各年度方針のうち社会保障関係費の抑制に係るものや社会保障関係費に充てる財源を確保するものを示している。

図表36 財政健全化のための目標等の状況

財政健全化のための目標(法律・閣議決定・閣議了解) 注(1)				予算 編成 年度	社会保障に係る各年度方針 注(1)		
年月日	件名	内容	達成目標 年度		年月日	件名	内容
平成 8年 12月19日	財政健全化 目標につい て (閣議決定)	国及び地方の財政赤字対 GDP比を3%以下にする。 国債費を除く歳出を租税等 の範囲内とする。 国の一般会計について特例 公債依存から脱却する。	17年度(2005 年度)までの できるだけ早期 — 17年度(2005 年度)までの できるだけ早期	9			—
9年 6月3日	財政構造改 革の推進に ついて (閣議決定)	国及び地方の財政赤字対 GDP比3% 一般会計の赤字国債発行ゼロ	15年度 (2003年度) 15年度 (2003年度)	10	同左	同左	社会保障関係費は、対前年度伸び率 を高年齢者数の増によるやむを得ない 影響分(全体の2%程度)以下に抑制 する。 10年度予算については、約8000億 円超の当然増について5000億円を 上回る削減を行うこと
9年 12月5日 注(2)	財政構造改 革の推進に 関する特別 措置法 (平成9年 法律第109 号)	国及び地方の財政赤字対 GDP比を3%以下にする。 一般会計の歳出は特例公債 に係る収入以外の歳入を もってその財源とする。 15年度の予算における公 債依存度を9年度の予算に おける公債依存度に比して 引き下げる。	15年度 (2003年度) 15年度 (2003年度) 15年度 (2003年度)	10	同左	同左	社会保障関係費の増加額をできる限 り抑制するものとする。 10年度の当初予算における社会保 障関係費の額は、9年度の当初予算 における社会保障関係費の額に 3000億円を加算した額を下回ること
10年 6月5日 注(2)	財政構造改 革の推進に 関する特別 措置法の一 部を改正す る法律 (平成10年 法律第94 号)	国及び地方の財政赤字対 GDP比を3%以下にする。 一般会計の歳出は特例公債 に係る収入以外の歳入を もってその財源とする。 17年度の予算における公 債依存度を9年度の予算に おける公債依存度に比して 引き下げる。	17年度 (2005年度) 17年度 (2005年度) 17年度 (2005年度)	11 ~ 12	同左	同左	11年度の当初予算における社会保 障関係費の額の10年度の当初予算 における社会保障関係費の額に對す る増加額は、できる限り抑制した額 とすること 12年度の当初予算における社会保 障関係費の額は、11年度の当初予 算における社会保障関係費の額にお おむね100分の102を乗じた額を上 回らないこと
				13			—
13年 6月26日	今後の経済 財政運営及 び経済社会 の構造改革 に関する基 本方針 (閣議決定)	国・地方PBを黒字にする。	注(3)	14	13年 12月4日	予算編成の 基本方針	医療制度については、社会保障制度 の改革の第一歩として、国民皆保険 体制を守るため、医療サービスの効 率化を一層進める。 診療報酬については、引下げの方向 で検討し、措置する。 薬価基準については、必要に応じ引 下げを行うとともに、診療報酬制 度・薬価制度の見直しを行う。 高齢者医療については、低所得者に 配慮しつつ完全定率(1割)負担とす るとともに、一定以上の所得の者に 対しては応分の負担とする。 高額療養費の自己負担限度額等を見 直す。 高齢者医療については、後期高齢者 に施策を重点化する観点から、対象 年齢を75歳以上に引き上げ、公費 負担割合を引き上げる。 医療費、特に高齢者人口の増を大き く上回って増加する老人医療費につ いて、その伸びを適正なものとする よう、伸び率抑制のための指針を定 め、その指針を遵守できるよう有効 な方策を検討し、実施する。 15年度から政府管掌健康保険の保 険料を予定どおり引き上げ、必要な 時に7割給付で保険間の統一を図 る。 14年度の年金額等の物価スライド については、当面の物価、経済の動 向を踏まえ、制度の健全性にも留意 し、対応する。

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

財政健全化のための目標(法律・閣議決定・閣議了解) 注(1)				予算 編成 年度	社会保障に係る各年度方針 注(1)		
年月日	件名	内容	達成目標 年度		年月日	件名	内容
14年 6月25日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002 (閣議決定)	一般政府の支出規模のGDP比は現在の水準を上回らない程度とする。 国・地方PBを黒字化する。	15年度 (2003年度) ～18年度 (2006年度) 2010年代 初頭	15	14年 11月29日	予算編成の基本方針	雇用保険制度の改革に取り組むとともに、16年に予定する次の年金制度改革に向けて、国民的議論を行っていく。 国庫補助負担事業の廃止・縮減、一般財源化、統合化等、必置規制の見直しを行うことを検討する。 年金、手当等については、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を納付する現役世代との均衡や制度に対する信頼確保の必要性等を考慮し、物価、賃金の状況などを総合的に勘案して一定程度引き下げる。 在宅に近い居住環境の下でケアを行う特別養護老人ホームのホテルコストについて自己負担の導入を行うとともに、介護報酬水準全体を適正に見直す。
15年 6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003 (閣議決定)	一般政府の支出規模のGDP比は14年度の水準を上回らない程度とする。 国・地方PBを黒字化する。	16年度 (2004年度) ～18年度 (2006年度) 2010年代 初頭		同左	同左	16年度の概算要求段階及びその後の予算編成過程において、社会保障関係の自然増を放置することなく、年金をはじめ医療・介護・その他の分野の制度改革等や近年の物価・賃金動向等を踏まえた給付・コストの見直しにより、その抑制を図る。
16年 6月4日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004 (閣議決定)	一般政府の支出規模のGDP比は14年度の水準を上回らない程度とする。 国・地方PBの黒字化	17年度 (2005年度) ～18年度 (2006年度) 2010年代 初頭	16	15年 12月5日	予算編成の基本方針	年金制度改革に取り組む。 医療保険制度及び介護保険制度の改革に向けて国民的議論を行う。 年金をはじめ医療・介護・生活保護等の分野の制度改革や近年の賃金・物価動向等を踏まえた給付・コストの見直しにより、社会保障関係の自然増を6900億円以下に抑制する。 年金、手当等については、物価スライドを実施する。 年金制度改革については、給付と負担の見直しを行い、16年度予算から反映する。 診療報酬については、国民負担の軽減を図る観点から水準全体を適正に見直す。 薬価等については、適正に見直す。 介護保険制度については、給付と負担の在り方について検討を行う。 生活保護については、高齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しを行う。
					17年 12月3日	予算編成の基本方針	17年度の概算要求段階及びその後の予算編成過程において、社会保障関係の自然増を放置することなく、介護、生活保護、医療その他の制度改革等に取り組む、公的給付の見直し等を行うことにより、その抑制を図る。 介護、生活保護その他の分野の制度改革等に取り組む、公的給付の見直し等を行うことにより、社会保障関係の自然増の抑制を図る。 介護保険制度については、17年度に改革を行う。給付の重点化と効率化を図り、保険料負担の上昇を極力抑制する。 生活保護については、加算等の扶助基準の見直しなど制度、運営の両面にわたる見直しを行う。
17年 6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005 (閣議決定)	国・地方PBの黒字化	2010年代 初頭	18	17年 12月6日	予算編成の基本方針	医療、介護その他の分野の制度改革等により、社会保障関係費の自然増を抑制する。 医療制度については、構造改革を推進し、18年度予算から反映させる。 介護報酬については、適正に見直す。また、介護報酬体系の見直しを行う。

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

財政健全化のための目標(法律・閣議決定・閣議了解) 注(1)				予算 編成 年度	社会保障に係る各年度方針 注(1)		
年月日	件名	内容	達成目標 年度		年月日	件名	内容
18年 7月7日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (閣議決定)	国・地方PBを確実に黒字化する。 債務残高対GDP比の発散を止め安定的に引き下げ ことを確保する。	23年度 (2011年度) 2010年代 半ば	19 ~23	同左	同左	将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する。 社会保障について、過去5年間の改革(国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円(国・地方合わせて▲1.6兆円に相当)の伸びの抑制)を踏まえ、今後5年間においても改革努力を継続することとする。
				19	18年 12月1日	予算編成の 基本方針	雇用保険制度について、失業等給付に対する国庫負担の廃止を含めた在り方の見直し等を行う。 生活保護に関して、母子加算の見直し等を行う。 医療・介護サービスについては、供給コストを低減させていくための総合的な取組を計画的に推進する。
19年 6月19日	経済財政改革の基本方針2007 (閣議決定)	国・地方PBを確実に黒字化させる。 債務残高対GDP比の発散を止め安定的に引き下げ ことを確保する。	23年度 (2011年度) 2010年代 半ば	20	19年 12月4日	予算編成の 基本方針	医療について、メリハリの効いた診療報酬・薬価等の見直しや、先発品に比べて薬価の安い後発医薬品の普及促進等を行う。
20年 6月27日	経済財政改革の基本方針2008 (閣議決定)	国・地方PBを確実に黒字化させる。 債務残高対GDP比の発散を止め安定的に引き下げ ことを確保する。	23年度 (2011年度) 2010年代 半ば	21			—
21年 6月23日	経済財政改革の基本方針2009 (閣議決定)	国・地方PBの黒字化の確実な達成 国・地方のPB赤字(景気対策によるものを除く)の対GDP比を少なくとも半減させる。 国・地方の債務残高対GDP比を安定化させる。 国・地方の債務残高対GDP比を安定的に引き下 げる。	今後10年 以内 今後5年 以内 2010年代 半ば 2020年代 初め	22	同左	同左	22年度予算について、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指す。
22年 6月22日	財政運営戦略 (閣議決定)	国・地方及び国のPB赤字の対GDP比を22年度の水準から半減 国・地方及び国のPBを黒字化する。 国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。	27年度 (2015年度) 32年度 (2020年度) 注(4)	23			—
				24			—
				25	25年 1月24日	予算編成の 基本方針	生活保護については、不正受給対策を徹底するとともに、生活扶助基準や医療扶助の適正化を行う。
25年 6月14日	経済財政運営と改革の基本方針 (閣議決定)	国・地方PBについて、22年度に比べ赤字の対GDP比の半減 国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	27年度 (2015年度) 32年度 (2020年度) 注(5)	26	25年 12月12日	予算編成の 基本方針	26年度の診療報酬改定においては、自然増を含む医療費の合理化・効率化に最大限取り組み、消費税率引上げに伴う医療機関等のコスト増の問題に適切に対応する。 薬価・医療材料価格については、改定を行う。 診療報酬本体については、適正な評価を行う。 後発医薬品について、普及率の拡大を目指した取組を加速化する。 現在暫定的に1割負担となっている70~74歳の医療費の自己負担を原則通りの2割負担とすることについては、26年度から段階的に実施する。 生活保護制度については、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を進めるとともに、早期自立支援と貧困の連鎖の防止に取り組む。
25年 8月8日	当面の財政健全化に向けた取組等について一 中期財政計画 (閣議了解)	国・地方PBについて、22年度に比べ赤字の対GDP比を半減 国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	27年度 (2015年度) 32年度 (2020年度) 注(5)	26			
26年 6月24日	経済財政運営と改革の基本方針 2014 (閣議決定)	国・地方PBについて、22年度に比べ赤字の対GDP比を半減 国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	27年度 (2015年度) 32年度 (2020年度) 注(5)	27	同左	同左	27年度の基礎的財政収支対象経費に関して、社会保障支出についても聖域なく見直しに取り組むことにより、前年度からの増加を最小限に抑える。
					26年 12月27日	予算編成の 基本方針	医療費の適正化の推進 介護報酬の適正化 協会けんぽに超過準備金が生じた場合の特例措置 生活保護の適正化

財政健全化のための目標(法律・閣議決定・閣議了解) 注(1)				予算 編成 年度	社会保障に係る各年度方針 注(1)		
年月日	件名	内容	達成目標 年度		年月日	件名	内容
27年 6月30日	経済財政運営と改革の基本方針2015 (閣議決定) 〔経済・財政再生計画〕	国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	32年度 (2020年度) 注(5)	28 ~ 30	同左	同左	安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。
				28 ~ 32	同左	同左	2020年度(平成32年度)に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。
				28	同左	同左	28年度予算編成に当たっては、社会保障については、社会保障・税一体改革を確実に進めるとともに、予定された取組の前倒し実施も含め、できる限り速やかに検討・取組を進める。
					27年 11月27日	予算編成の基本方針	改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させる。「経済・財政再生計画」における国の一般歳出の水準の目安を十分踏まえた上で、予算編成を行う。歳出改革の実現には、それぞれの施策、事業の実行主体が責任を持って対応していく。「経済・財政再生計画」に沿った取組について、各府省において適切に公表を行う。
28年 6月2日	経済財政運営と改革の基本方針2016 (閣議決定)	国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	32年度 (2020年度) 注(5)	29	同左	同左	29年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」及び経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表にのっとり取り組み、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する。
				28年 11月29日	予算編成の基本方針	「経済・財政再生計画」に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。予算編成に当たっては、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワズスペンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」「インセンティブ改革」「公共サービスのイノベーション」という三つの取組を中心に着実に推進する。	
29年 6月9日	経済財政運営と改革の基本方針2017 (閣議決定)	国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	32年度 (2020年度) 注(6)	30	同左	同左	30年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」、「経済・財政再生アクション・プログラム」、改革工程表にのっとり、経済・財政一体改革を加速する。
				29年 12月8日	予算編成の基本方針	「経済・財政再生計画」に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。予算編成に当たっては、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換する考え方に立って、「公的サービスの産業化」「インセンティブ改革」「公共サービスのイノベーション」という三つの取組を中心に着実に推進する。	
30年 6月15日	経済財政運営と改革の基本方針2018 (閣議決定) 〔新経済・財政再生計画〕	国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	37年度 (2025年度) 注(7)	31 ~ 33	同左	同左	経済・財政再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する。

- 注(1) 「財政健全化のための目標(法律・閣議決定・閣議了解)」欄の「内容」欄及び「達成目標年度」欄並びに「社会保障に係る各年度方針」欄の「内容」欄は、より平易に一覧できるようにするために、閣議決定等の内容について、本院が原文を尊重しつつ要約、文言の統一等を行っている。また、「社会保障に係る各年度方針」欄は、各年度方針のうち社会保障関係費の伸びの抑制に関連するものを示している。
- 注(2) 「財政健全化のための目標(法律・閣議決定・閣議了解)」欄の平成9年12月5日及び10年6月5日は、「件名」欄に記載された法律の施行年月日である。なお、財政構造改革の推進に関する特別措置法は、10年12月に施行された「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」(平成10年法律第150号)により停止された。
- 注(3) 「平成14年度において、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑制することを目標とする。その後、プライマリーバランスを黒字にすることを目標として政策運営を行う」としている。
- 注(4) 「2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる」としている。
- 注(5) 国・地方PBを平成32年度までに黒字化し、「その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」などとしている。
- 注(6) 「基礎的財政収支(PB)を2020年度(平成32年度)までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」としている。
- 注(7) 「経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する」としている。

そして、政府は、各年度方針への対応として、9年度から30年度までの毎年度の当初予算の政府案の作成に当たり、図表37のとおり、社会保障関係費の予算の抑制等の取組を行ってきており、把握できた主な抑制努力等についてみると、直近の5か年度では薬価等の改定等による医療費の伸びの抑制等によって各年度▲1401億円から▲2165億円となっているなどしている。

図表37 各年度方針に対する取組の状況

年度	概算要求の 前年度からの 増加上限 額(閣議了解等) (億円)	各年度方針への対応 注(1)	政府におけるこれまでの社会保障関係費の主な抑制努力等 注(1)		社会保障関係費の 当初予算額 [前年度当初予算 額に対する増減額 (増減率)] 注(1)
			項目	金額 (億円)	
平成9	—	破綻にひんした医療保険財政の立て直し世代間の負担と給付の公平を図るために、患者負担と保険料水準の見直しを中心とする医療保険制度改革診療報酬改定	—	—	14兆5501億円 [2662億円 (1.8%)増]
10	3000	[「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号)の趣旨を踏まえ、医療、年金、福祉、雇用各分野の経費を一切聖域なく見直し	—	—	14兆8431億円 [2929億円 (2%)増]
11	5700	高齢者の薬剤一部負担に関する臨時特例措置等	補助金の一般財源化	▲36	16兆0950億円 [1兆2519億円 (8.4%)増] 注(2)
			補助金の廃止	▲22	
			医療施設等施設整備費	▲12	
			計	▲70	
12	5000	給付と負担の公平を図る観点等から医療保険制度の改正等	薬価改定等	▲1.7%	16兆7666億円 [6542億円 (4.1%)増]
			補助金整理合理化	▲12	
			計	▲12	
13	7500	歳出の一層の合理化・効率化	補助金の一般財源化	▲14	17兆5552億円 [7886億円 (4.7%)増] 注(3)
			[「その他補助金」の1割以上の削減	—	
			計	▲14	
14	7000	歳出の一層の合理化・効率化	診療報酬改定	▲1800	18兆2795億円 [6638億円 (3.8%)増]
			医療制度改革	▲1000	
			補助金等	▲900	
			計	▲3700	
15	6900	年金等の物価スライドの実施、雇用保険制度改革等、歳出の合理化・効率化	介護報酬改定	▲330	18兆9907億円 [7139億円 (3.9%)増]
			生活保護引下げ	▲0.9%	
			雇用保険給付水準の見直し等	▲610	
			年金等の物価スライド	▲440	
			計	▲1380	
16	6900	年金について、長期的な給付と負担の均衡を図り、社会経済と調和した持続可能な制度への改革に取り組んだ。診療報酬・薬価等について1.0%(医療費ベース)の引下げ	診療報酬改定	▲717	19兆7970億円 [8063億円 (4.2%)増]
			生活保護(扶養基準等の引下げ等)	▲0.2%	
			生活保護(老齢加算の段階的廃止)	▲170	
			年金等の物価スライド	▲100	
			計	▲987	
17	8600	介護保険制度改革に取り組むなど、歳出の合理化・効率化を行った。	介護保険(食費、ホテルコスト引上げ)	▲420	20兆3808億円 [5838億円 (2.9%)増]
			都道府県財政調整交付金の導入	▲5449	
			計	▲5869	
18	5800	医療制度改革・診療報酬改定に取り組むなど、歳出の合理化・効率化を行った。	診療報酬改定	▲2390	20兆5739億円 [1931億円 (0.9%)増]
			医療制度改革	▲900	
			介護報酬改定	▲90	
			年金事務費	▲44	
			年金等の物価スライド	▲110	
計	▲3534				
19	5500	雇用保険の国庫負担の縮減、生活保護の見直し等に取り組むなど、歳出の合理化・効率化を行った。少子化対策や医師確保対策等に適切に対応	雇用保険国庫負担の見直し	▲1810	21兆1409億円 [5670億円 (2.8%)増]
			年金事務費	▲36	
			生活保護(リバースモーゲージ創設、母子加算の段階的廃止等)	▲420	
			計	▲2266	

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

年度	概算要求の前年度からの増加上限額(閣議了解等) (億円)	各年度方針への対応 注(1)	政府におけるこれまでの社会保障関係費の主な抑制努力等 注(1)		社会保障関係費の当初予算額 [前年度当初予算額に対する増減額(増減率)] 注(1)
			項目	金額 (億円)	
20	5300	メリハリのきいた診療報酬・薬価等の改定、後発医薬品の使用促進、被用者保険による政府管掌健康保険への支援措置等による歳出削減を図る。	診療報酬・薬価改定 後発医薬品の使用促進 被用者保険による政管健保支援 その他制度・施策の見直し 生活保護(母子加算の段階的廃止) 年金事業運営経費 計	▲660 ▲220 ▲1000 ▲270 ▲50 ▲108 ▲2308	21兆7824億円 [6415億円 (3.0%)増]
21	6500	道路特定財源の一般財源化に際した社会保障財源への拠出、年金特別会計に設置された特別保健福祉事業金の清算による財源確保を行うとともに、歳出の効率化を図るため、後発医薬品の使用を促進する。基礎年金については、臨時的財源を確保し、2分の1を国庫で負担することとする。	後発医薬品の使用促進 道路特定財源の一般財源化に際した社会保障財源への拠出 年金特別会計に設置された特別保健福祉準備資金の清算 計	▲230 ▲600 ▲1370 ▲2200	24兆8344億円 [3兆0515億円 (14.0%)増]
22	10900	—	薬価等 後発医薬品への置き換え効果の精算 後発医薬品の使用促進 (独)雇用・能力開発機構運営費交付金等 (独)高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金等 計	▲1.36% ▲137 ▲187 ▲212 ▲115 ▲651	27兆2686億円 [2兆4342億円 (9.8%)増]
23	12500	—	(独)国立病院機構運営費交付金 物価変動に応じた年金額の自動調整 医師確保、救急・周産期対策の補助金等 介護予防事業 所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し シルバー人材センター援助事業 計	▲75 ▲0.3% ▲41 ▲21 ▲33 ▲23 ▲193	28兆7079億円 [1兆4393億円 (5.3%)増]
24	11600	基礎年金については、歳出予算(国庫負担36.5%)と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される交付国債により、国庫負担2分の1を確保する。	年金特例水準の解消 生活保護医療の適正化 国立病院機構運営費交付金 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ事業 医療費国庫負担 薬価等 薬価の見直し 計	▲238 ▲124 ▲76 ▲76 ▲1526 ▲1.38% ▲250 ▲2290	26兆3901億円 [2兆3177億円 (▲8.1%)減] 注(4)
25	8400	生活保護の適正化 年金については、年金特例公債の発行によって年金差額分を確保することにより、基礎年金の2分の1を国庫で負担する。	生活扶助基準の適正化 期末一時扶助の見直し 医療扶助の適正化・就労支援の強化等 計	▲670 ▲70 ▲450 ▲1190	29兆1224億円 [2兆7323億円 (10.4%)増] 注(5)
26	9900	社会保障関係費については、消費税増収分を活用した社会保障の充実・安定化を図る。	診療報酬改定における薬価改定 足元の医療費国庫負担の伸びの鈍化の反映 [7対1入院基本料]算定病床の要件の厳格化 うがい薬のみの処方保険適用除外等の合理化・効率化 計	▲1336 ▲473 ▲150 ▲77 ▲2036	30兆5175億円 [1兆3951億円 (4.8%)増]

年度	概算要求の前年度からの増加上限額(閣議了解等) (億円)	各年度方針への対応 注(1)	政府におけるこれまでの社会保障関係費の主な抑制努力等 注(1)		社会保障関係費の当初予算額 [前年度当初予算額に対する増減額(増減率)] 注(1)
			項目	金額 (億円)	
27	8300	恒久化された基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに必要な財源を確保する。 物価・賃金スライドによる年金額の改定への対応等を適切に行う。	介護報酬改定	▲1100	31兆5297億円 [1兆0030億円 (3.3%)増]
			後期高齢者支援金全面総報酬割の導入等	▲604	
			全国健康保険協会管掌健康保険に対する国庫補助の安定化と財政特例措置	▲461	
			計	▲2165	
28	6700	改革工程表に沿って社会保障制度改革を着実に実行することを決定した。 協会けんぽ国庫補助特例減額措置等を実施した。 「経済・財政再生計画」の目安に沿って社会保障関係費の伸びを抑制しつつ、メリハリの効いた社会保障関係費予算としている。	診療報酬・薬価等に関する制度改革	▲1495	31兆9738億円 [4412億円 (1.4%)増] 注(6)
			全国健康保険協会管掌健康保険の国庫補助の見直し	▲205	
			計	▲1700	
29	6400	「改革工程表」において28年度末までに結論を得ることとされていた改革項目を中心に、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化などの観点から、医療・介護制度改革を着実に実行したほか、協会けんぽ国庫補助特例減額措置等を実施した。 「経済・財政再生計画」の目安に沿って社会保障関係費の伸びを抑えつつ、メリハリのきいた社会保障関係費予算としている。	70歳以上の高額療養費の見直し	▲224	32兆4735億円 [4997億円 (1.6%)増]
			高額介護サービス費の見直し	▲13	
			後期高齢者の保険料軽減特例の見直し	▲187	
			入院時の光熱水費相当額の見直し	▲17	
			高額薬剤(オブジーボ)の薬価引下げ	▲196	
			介護納付金の総報酬割の導入	▲443	
			全国健康保険協会管掌健康保険の国庫補助の見直し	▲321	
計	▲1401				
30	6300	診療報酬・薬価改定、薬価制度の抜本改革等様々な改革努力を積み重ねている。	薬価等の改定	▲1555	32兆9732億円 [4997億円 (1.5%)増]
			薬価制度の抜本改革	▲310	
			いわゆる大型門前薬局に対する評価の適正化	▲56	
			計	▲1921	

注(1) 「各年度方針への対応」欄及び「社会保障関係費の当初予算額」欄は、各年度の財務省「予算の説明」を基に記載している。また、「政府におけるこれまでの社会保障関係費の主な抑制努力等」欄は、各年度の財務省「社会保障関係予算のポイント」等を基に記載しており、このうち「項目」欄については、集計可能な項目のみ集計している。

注(2) 財務省「平成11年度社会保障関係予算等の主要事項」によると、当年度に厚生年金国庫負担の繰入特例措置を行わなかった影響(7000億円)を除いた場合の前年度当初予算に対する増加額は5519億円

注(3) 財務省「平成13年度社会保障関係予算等」によると、当年度に政管健保への繰戻しを行った影響(416億円)を除いた場合の前年度当初予算に対する増加額は7470億円

注(4) 財務省「平成24年度社会保障関係予算のポイント」によると、前年度に年金差額分(基礎年金国庫負担2分の1と36.5%との差額)を負担した影響を除いた場合の前年度当初予算に対する増加額は953億円

注(5) 財務省「平成25年度社会保障関係予算のポイント」等によると、前年度に年金差額分(基礎年金国庫負担2分の1と36.5%との差額)を負担した影響を考慮した場合の前年度当初予算に対する増加額は2279億円

注(6) 財務省「平成28年度社会保障関係予算のポイント」によると、前年度に一時的な歳出(子育て世帯臨時特例給付金)を行った影響(587億円)等を除いた場合の前年度当初予算に対する増加額は4997億円

注(7) 「政府におけるこれまでの社会保障関係費の主な抑制努力等」欄の平成19、20両年度のそれぞれの計(2266億円、2308億円)は、年金事務費、年金事業運営経費等の伸びの抑制額等を含んでおり、これらを含んでいない「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)における社会保障関係費の伸びの年平均の抑制額(当該基本方針では社会保障関係費の伸びを5年間で1.1兆円抑制することとされていることから、社会保障関係費の伸びを毎年度均等に抑制すると仮定した場合、年平均2200億円)とは比較できない。

(ア) 社会保障に係る各年度方針における社会保障関係費の伸びの抑制等の状況

9年度から30年度までの各年度方針のうち、毎年度恒常的に編成され、各府省等により調整可能な当初予算を通じて、社会保障関係費の伸びを抑制するなどして、財政健全化目標の達成に直接影響を与えることができると考えられる方針についてみると、次のとおりとなっている。

a 「財政構造改革の推進に関する特別措置法」等(10年度～12年度)

10年度においては、政府は、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月閣議決定)において「約8000億円超の当然増について5000億円を上回る削減を行うこと」、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号)において「9年度の当初予算における社会保障関係費の額に3000億円を加算した額を下回ること」との各年度方針を掲げている。そして、10年度の当初予算において、社会保障関係費の前年度の当初予算額からの伸びを2929億円に抑制しており、各年度方針において掲げている前年度の当初予算における社会保障関係費の額に3000億円を加算した額を下回っていることから、各年度方針を達成している。

一方、11、12両年度の各年度方針は、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」により規定されたが、前記のとおり、9年夏以降のアジア通貨危機や同年11月以降の国内金融システム問題等による景況感悪化の影響で景気が停滞したことなどを踏まえて、同法は、10年12月に施行された「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」(平成10年法律第150号)により停止された。

b 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等(19年度～23年度)

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)において、将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立するとした上で、19年度から23年度までの5か年度の社会保障について、「過去5年間の改革(国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円の伸びの抑制)を踏まえ、今後5年間においても改革努力を継続する」との各年度方針を掲げている。仮に19年度から23年度までの5か年度において、社会保障関係費の伸び1.1兆円を毎年度均等に抑制すると仮定すれば、社会保障関係費の伸びについて年平均では2200億円抑制することになる。

そして、上記5か年度のうち、19年度から21年度までの3か年度の当初予算において、いずれも社会保障関係費の前年度の当初予算額からの伸びを2200億円抑制しており、各年度の当初予算において、社会保障関係費について上記年平均の伸びの抑制額2200億円と同額となっている。

しかし、20年度の各年度方針を達成するために行われた政府の社会保障関係費の伸びの抑制努力等については、被用者保険による政管健保支援により、当初予算において1000億円抑制されていたが、「平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案」が成立しなかったことにより、被用者保険による政管健保支援が実施されず、政府が政管健保支援を行うこととなったため、20年度第2次補正予算において1000億円が追加されており、上記年平均の伸びの抑制額2200億円のうち1000億円は抑制されなかったことになる。

なお、22、23両年度については、各年度方針が記載されている「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」は踏襲されていない。

c 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等(28年度～30年度)

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、28年度から30年度までの3か年度について、「これまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。」との各年度方針を掲げている。仮に28年度から30年度までの3か年度において、毎年度均等に社会保障関係費が増加して、3か年度の伸びが1.5兆円程度になると仮定すれば、社会保障関係費について年平均では5000億円の伸びに抑えることになる。

そして、上記3か年度の当初予算において、いずれも社会保障関係費の前年度の当初予算額からの伸びは4997億円^(注20)、30年度までの3年間における社会保障関係費の伸びは約1.5兆円となっており、各年度の当初予算において、社会保障関係費について上記年平均の伸び5000億円を下回っていると同時に、27年度までの3年間における社会保障関係費の伸び(1.5兆円程度)の基調を30年度まで継続していくという目安を満たしていることから、各年度方針を達成している。

(注20) 平成28年度の伸び4997億円については、前年度の当初予算額からの伸び4412億円を基に、27年度当初予算における一時的な歳出の影響額を除くなどして算出している。

d 予算総額及び決算額からみた各年度方針の達成状況

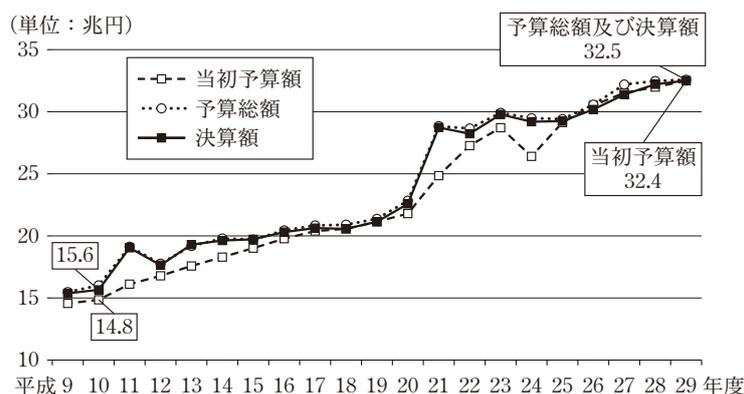
各年度方針は、財政健全化目標の達成を実現するための取組の第一歩として、当初予算において具体化されるものである。政府は、毎年度、当初予算の政府案と同時期に国会に提出している「予算の説明」等において、当初予算が各年度方針に従ったものとなっているかを公表して、当初予算の内容が財政健全化目標の達成に向かっているかについて把握することが可能となっている。一方、当初予算と補正予算を合算した予算の総額(以下「予算総額」という。)や決算額については、各年度方針に設定された指標が、各年度方針上当初予算で達成が求められているような水準に比べてどの程度かい離することになるかについて示されていない。この点について、財務省は、決算ベースで財政健全化を図る必要があることは当然であり、このため、財政健全化目標は決算を反映した国民経済計算ベースとされているところではあるが、これらの各年度方針は、当初予算を対象として設けられた財政規律であるため、当該財政規律の対象となっていない予算総額と決算額を用いて評価することは適切ではないとしている。

しかし、近年、補正予算の編成が常態となっており、当初予算は必ずしも補正予算を含む予算の全体像を表すものとはなっておらず、また、各年度方針において設定された指標については、補正予算を含む予算執行の結果を表す決算額によりその変化、推移等を見ることにも意義があると考えられる。

そこで、9年度から29年度までの社会保障関係費の当初予算額、予算総額及び決算額の状況についてみると、図表38のとおりであり、補正予算の影響により決

算額が大幅に増加している年度もある。当初予算額と予算総額及び決算額とに大きな離れがあった11、21、24各年度について、その主な要因をみると、11年度は補正予算における介護円滑導入臨時特例交付金7850億円、21年度は補正予算における介護職員処遇改善等臨時特例交付金4773億円及び緊急雇用創出事業臨時特例交付金4500億円、24年度は補正予算における基礎年金拠出金等の財源の一部の年金特別会計へ繰入れ2兆4879億円によるものとなっている。

図表38 社会保障関係費の当初予算額、予算総額及び決算額の状況



また、各年度方針について、予算総額及び決算額により把握が可能である前記 a 及び c の状況についてみると、a については、10年度の予算総額は16兆0076億円、決算額は15兆6582億円となっていて、各年度方針上当初予算で達成が求められているような水準である前年度の社会保障関係費に対する加算額3000億円と比べると、10年度の予算総額の前年度の予算総額との差は5475億円で上回っているものの、10年度の決算額の前年度の決算額との差は2727億円で下回っている。c については、28年度の予算総額は32兆4660億円、決算額は32兆2081億円、29年度の予算総額は32兆5363億円、決算額は32兆5210億円となっていて、前記の年平均の伸び5000億円と比べると、28年度の予算総額の前年度の予算総額との差は2840億円、29年度の予算総額の前年度の予算総額との差は702億円、29年度の決算額の前年度の決算額との差は3128億円でそれぞれ前記の年平均の伸び5000億円を下回っているものの、28年度の決算額の前年度の決算額との差は8105億円で前記の年平均の伸び5000億円を上回っている。

(注21) 平成28年度の当初予算における前年度の当初予算額からの伸びについては、27年度当初予算における一時的な歳出の影響額を除くなどして伸び額を算出したが、予算総額及び決算額においては同様な影響額等を把握することが困難であるため、当該影響額等を考慮していない。

なお、27年6月に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」において、社会保障関係費については、32年度(2020年度)に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされており、30年6月に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においても、この方針を33年度(2021年度)まで継続することとなっていることから、今後もこれまでの3年間

と同様の歳出改革努力を継続していくこととなっているが、「新経済・財政再生計画」には、前記の社会保障関係費の伸びの目安の基調に相当する数値は示されていない。

(イ) 社会保障・税一体改革等の実施状況

政府は、前記のとおり、20年以降、社会保障・税一体改革を行っており、その一環として、社会保障改革プログラム法等に基づき、26年度以降の消費税率の引上げ（5%から8%）に伴う消費税（地方消費税を含む。以下この項において同じ。）の増収分や、後期高齢者医療制度の財源の一部である後期高齢者支援金について、27年度以降、全国健康保険協会、健康保険組合等の被用者保険の保険者負担を負担能力に応じたものとする総報酬割の導入等の重点化・効率化による財源を用いて、図表39のとおり、①基礎年金国庫負担割合2分の1、②社会保障の充実、③消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増、④後代への負担のつけ回しの軽減の4項目の社会保障の充実・安定化に取り組むこととしている。上記のうち④については、これまで公債を含む消費税以外の財源を充てていた高齢化等の自然増を含む既存の社会保障関係費に消費税の増収分を充てることにより、公債発行額が縮減されることとなる。

図表39 社会保障の充実・安定化の財源となる消費税の増収分の使途の内訳

(単位：兆円)

事項	公費(国及び地方の合計額)				
	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①基礎年金国庫負担割合 2分の1	2.95	3.0	3.1	3.1 (3.2)	3.2 (3.2)
②社会保障の充実	0.5	1.35	1.35	1.35 (2.8)	1.35 (2.8)
③消費税率引上げに伴う 社会保障4経費の増	0.2	0.35	0.37	0.37 (0.8)	0.39 (0.8)
④後代への負担のつけ回 しの軽減	1.3	3.4	3.4	3.3 (7.3)	3.4 (7.3)
計	5.0	8.0	8.2	8.2 (14.0)	8.4 (14.0)

注(1) 厚生労働省「社会保障の充実・安定化について」(平成26年度～30年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 各項目及び「計」欄の計数は、各年度の「社会保障の充実・安定化について」によっており、各項目の合計と計欄は一致しない。

注(3) ()内の数値は、消費税率引上げの延期を行わなかったと仮定して、消費税率が予定どおり平成27年10月に8%から10%に引き上げられた場合、消費税の収入が満年度化する29年度以降の消費税の増収分を用途別に記載したものである。

注(4) 「③消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」とは、消費税率引上げに伴い、診療報酬、介護報酬、子育て支援等に係る経費が増加することである。

上記のうち①基礎年金国庫負担割合2分の1は実施済みであり、②社会保障の充実のうち、子ども・子育て支援の充実や国民健康保険への財政支援の拡充等といった項目については、図表40のとおり、実施済み又は段階的に実施している状況である。

図表40 社会保障の充実の実施状況

(単位：億円)

事項	項目	公費のうち国分					
		平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
子ども・子育て支援 の充実	待機児童解消の推進と地域の子ども・子育て支援の 充実(「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊 急確保事業の実施)	1348	2195	2519	2985	2985	
	子ども・子育て支援新制度の実施						
	社会的養護の充実	40	142	173	208	208	
	育児休業中の経済的支援の強化	56	56	56	10	10	
医療・介護 の充実	医療・介護 サービスの提 供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等(消費税 財源の活用による診療報酬の改定)	249	277	298	313	335
		病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等(新たな 財政支援制度の創設)(地域医療介護総合確保基金 (医療分))	362	602	602	602	622
		地域包括ケアシステムの構築(地域医療介護総合確 保基金(介護分))	—	483	483	483	483
		地域包括ケアシステムの構築(介護報酬改定におけ る介護職員の処遇改善等)	—	531	604	604	604
		地域包括ケアシステムの構築(在宅医療・介護連 携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実)	22	118	195	215	217
	医療保険制度 の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	注(2)				
		国民健康保険への財政支援の拡充等	—	1032	1412	2732	2519
		被用者保険の拠出金に対する支援	—	109	210	700	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	37	217	217	217	217
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化<一部実 施>	—	110	109	111	123
難病・小児慢 性特定疾病へ の対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制 度の確立等	126	894	1044	1044	1044	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	20	32	41	47	
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	—	—	—	245	618	
	年金生活者支援給付金	未実施					
計	—	2249	6786	7955	10511	10732	

注(1) 厚生労働省「[社会保障の充実](概要)」(平成26年度～30年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 「国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充」は、地方公共団体のみが負担している。

そして、前記のとおり、経済状況等を踏まえ、消費税率の10%への引上げ時期が延期されたことにより、②社会保障の充実については、限られた財源の中で施策を行うための方策として、図表40のとおり、介護保険の第1号被保険者の保険料に係る低所得者の負担の軽減強化は一部実施とし、この軽減措置や年金生活者支援給付金の給付については消費税率の10%引上げ時に完全実施することとしている。また、年金受給資格期間の25年から10年への短縮は、消費税率の10%引上げ時に実施することとなっていたが、社会全体の所得と消費の底上げを図る施策の一環として、無年金の問題を解消するため、29年8月に前倒しで実施している。そして、④後代への負担のつけ回しの軽減については、消費税率の8%から10%への引上げに伴う消費税の増収分を既存の社会保障関係費の財源に充てることができておらず、ひいては、公債発行額の縮減に寄与していない状況にある。

また、政府は、前記のとおり、27年に「経済・財政再生計画」を定め、その中で社会保障・税一体改革を進めることとしている。そして、同計画に掲げられた主要な歳出改革項目80項目について改革工程表において具体化し、毎年末に進捗状況及び今後の進め方等を取りまとめており、経済・財政一体改革推進委員会において、進捗状況を検証することとなっており、改革項目のうち、社会保障に係るものは44項目ある。

これらの改革項目は、予防・効率化の取組や制度改革を含むものであり、経済成長や

これまでの改革の成果と合わせて社会保障関係費の伸びを抑制することになるものであって、必ずしも全てが足下の予算額の削減に直接結びつくものではないが、29年度の一般会計当初予算の編成過程において、改革工程表の社会保障に係る改革項目の実施状況についてみると、図表41のとおり、改革工程表の社会保障に係る改革項目を実施することによる当該年度の歳出削減効果は計697億円とされている。

図表41 平成29年度一般会計当初予算における改革工程表の社会保障に係る改革項目の実施状況

改革工程表の社会保障に係る改革項目	当初予算の歳出削減効果
70歳以上の高額療養費の見直し	▲224億円
入院時の光熱水費相当額の見直し	▲17億円
高額介護サービス費の見直し	▲13億円
介護納付金の総報酬割の導入	▲443億円
計	▲697億円

(注) 財務省「平成29年度社会保障関係予算のポイント」を基に、本院が作成した。

このように、政府は、社会保障改革プログラム法や改革工程表に基づき、社会保障の充実を図るとともに、社会保障の給付の重点化・効率化を進めるなどして、給付の伸びの抑制に努めてきているところであるが、今後社会保障給付の増加が見込まれることから、引き続き、制度の持続可能性の確保に向けて、財源の確保にも留意しつつ、社会保障・税一体改革を進めるなどして、社会保障関係費の抑制等の取組に努めるとともに、今後社会保障給付の増加が見込まれることなどを踏まえ、社会保障の給付と負担の在り方を検討することが重要であると考えられる。

ウ 社会保障改革の検討等に用いられる将来推計の状況等

社会保障給付や社会保障関係費については、前記のとおり、高齢化等の影響により増加しており、今後も増加することが見込まれており、財政健全化への影響も大きいことが想定される。

そして、政府においては、社会保障給付とその財源等の今後の見通しについて、社会保障改革の検討に用いるなどのため、図表42のとおり、種々の将来推計等を行っている。

図表42 社会保障給付とその財源等の将来推計等の概要

名称	公表年月日	実施主体	国の財政に関連する 主要な推計項目	シナリオ	推計期間
中長期の経済財政に関する試算	年2回	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的財政収支(対名目GDP比) ・財政収支(対名目GDP比) ・公債等残高(対名目GDP比) ・国の一般会計の歳出(基礎的財政収支対象経費(社会保障関係費、地方交付税等)、国債費) ・国の一般会計の税収等(税収、その他収入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長実現ケース ・ベースラインケース 	10年間程度
社会保障に係る費用の将来推計について	平成23年6月	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・給付費 ・負担額(保険料負担、公費負担) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状投影 ・改革後 	37年(2025年)まで
社会保障に係る費用の将来推計の改定について(24年推計)	24年3月	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・給付費 ・負担額(保険料負担、公費負担) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状投影 ・改革後 	37年(2025年)まで
2040年を見据えた社会保障の将来見通し	30年5月21日	内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護給付費 ・社会保障給付費 ・社会保障負担(公費、保険料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済成長の違いによりベースラインケース、成長実現ケース ・改革等の取組の違いにより現状投影ベース、計画ベース 	52年度(2040年度)まで
公的年金の財政再計算	16年2月10日	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・収入(保険料収入、運用収入、国庫負担) ・支出 ・所得代替率 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の動向の違いにより少子化改善ケース、基準ケース、少子化進行ケース ・経済前提等の違いにより経済改善ケース、基準ケース、経済悪化ケースなど 	112年(2100年)等まで
国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(財政検証結果)	21年2月23日 26年6月3日	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・収入(保険料収入、運用収入、国庫負担) ・支出 ・所得代替率 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の経済状況の仮定等の違いによりケースAからHまでの8ケース ・将来の合計特殊出生率及び死亡率について、中位、高位、低位の各ケースなど 	117年(2105年)等まで 122年(2110年)等まで

これらの将来推計等のうち、前記のとおり、社会保障・税一体改革において議論の前提とされた24年推計は、社会保障全般に係るものである。そして、24年推計においては、推計の最終年度である37年度には、社会保障の充実と重点化・効率化の効果を反映した改革後のシナリオでは、給付費が148.9兆円(28年度の社会保障給付費116.9兆円の127.3%)、給付費対GDP比が24.4%に上ると見込まれている。

また、年金については、少なくとも5年ごとに財政検証を行うこととなっており、直近では26年に財政検証が行われ、高成長ケースのうちケースEでは、マクロ経済スライドによる調整が55年に終了し、調整終了時点における所得代替率は50.6%と見込まれている。

そして、直近の社会保障に関する将来推計である「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」においては、前記のとおり、推計の最終年度である52年度には、社会保障給付費が188.2兆円から190.0兆円まで(社会保障給付費対GDP比は23.8%から24.0%まで)(計画ベース・経済ベースライン)となるとの見通しとなっている。

(注22) 高成長ケースのうちケースE 平成26年の財政検証において、36年度以降の将来の経済状況の仮定として、労働力率(労働市場への参加が進むケースと進まないケース)と、全要素生産性(TFP: Total Factor Productivity。技術進歩、効率化等といった、資本と労働の投入量によって説明されない要因による生産の増加を表す指標。上昇率0.5%から1.8%までの間)を考慮して設定されたAからHまでの8ケースのうち、労働力率を「労働市場への参加が進むケース」と、全要素生産性の上昇率を1.0%と設定したケースであり、24年推計における年金分野の将来推計に際して参考とされた21年の財政検証の基本ケースに近いものとなっている。

(注23) 所得代替率 標準的な年金受給世帯の年金を受け取り始める時点(65歳)における現役男子の平均手取り収入額(ボーナスを含む。)に対する年金額の比率

(ア) 社会保障全般に係る将来推計

社会保障全般に係る将来推計には、社会保障・税一体改革の検討の過程において、「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、社会保障改革の議論に資するために参考として推計された「社会保障に係る費用の将来推計について」(23年6月)と、これをベースとし、その後、新しい人口推計及び経済の見通しが示されたことを踏まえて改定された24年推計がある。

24年推計において推計された将来の社会保障の給付費と負担額については、国会における社会保障制度改革推進法案等の審議において議論の基礎として引用されるなどだけでなく、30年5月に「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」が示されるまでの間、社会保障に関する政府による公式な将来推計として、政府の各種公表資料等において引用されるなどして国民に対して社会保障の持続可能性に関する説明に用いられ、経済財政諮問会議や財政制度等審議会における財政健全化等の議論の基礎となるなど関連施策の意思決定の基礎とされたりしてきており、社会保障・税一体改革や、財政健全化への取組における社会保障に係る取組等に与えてきた影響は大きいものとなっている。

社会保障・税一体改革が進められている現時点において、24年推計の推計値と実績値を比較すると、図表43のとおりであり、27年度の社会保障の給付費の推計値は119.8兆円であるのに対して、実績値は115.4兆円(推計値比96.3%)、給付費対GDP比の推計値は23.5%であるのに対して、実績値は23.0%(推計値比98.0%)といずれも実績値の方が低い状況となっている。また、負担額については、各種統計等において比較できる実績値がないことから、社会保障費用統計の社会保障財源のうち保険料、国庫負担及び他の公費負担の合計を最大値とし、この合計値から、社会保障給付費に含まれないものの、これらの財源により一部又は全部が賄われていると思料される管理費等を除いた値を最小値として比較すると、27年度の負担額の推計値は111.7兆円であるのに対して、実績値は110.0兆円から113.6兆円まで(推計値比98.5%から101.7%まで)、負担額対GDP比の推計値は21.9%であるのに対して、実績値は21.9%から22.6%まで(推計値比100.3%から103.6%まで)となっている。

図表43 24年推計と実績値の状況

(単位：兆円、%)

区分	推計値(24年推計)				実績値(平成28年度社会保障費用統計)		推計値に対する実績値の比率	
	平成24年度	27年度	32年度	37年度	24年度	27年度	24年度	27年度
給付費	109.5 (22.8)	119.8 (23.5)	134.4 (24.1)	148.9 (24.4)	109.0 (22.9)	115.4 (23.0)	99.6 (100.8)	96.3 (98.0)
年金	53.8 (11.2)	56.5 (11.1)	58.5 (10.5)	60.4 (9.9)	53.2 (11.2)	54.0 (10.8)	98.9 (100.1)	95.7 (97.3)
医療	35.1 (7.3)	39.5 (7.8)	46.9 (8.4)	54.0 (8.9)	35.3 (7.4)	38.1 (7.6)	100.6 (102.0)	96.6 (97.7)
介護	8.4 (1.8)	10.5 (2.1)	14.9 (2.7)	19.8 (3.2)	8.3 (1.7)	9.4 (1.8)	99.9 (98.3)	89.5 (89.4)
子ども・子育て	4.8 (1.0)	5.5 (1.1)	5.8 (1.0)	5.6 (0.9)	12.1 (2.5)	13.7 (2.7)	99.2 (102.0)	103.3 (105.6)
その他	7.4 (1.5)	7.8 (1.5)	8.4 (1.5)	9.0 (1.5)				
負担額	101.2 (21.1)	111.7 (21.9)	129.5 (23.2)	146.2 (23.9)	100.7~104.1 (21.2~21.9)	110.0~113.6 (21.9~22.6)	99.5~102.8 (100.6~104.0)	98.5~101.7 (100.3~103.6)
年金	45.5 (9.5)	48.3 (9.5)	53.6 (9.6)	57.7 (9.5)	/			
医療	35.1 (7.3)	39.5 (7.8)	46.9 (8.4)	54.0 (8.9)				
介護	8.4 (1.8)	10.5 (2.1)	14.9 (2.7)	19.8 (3.2)				
子ども・子育て	4.8 (1.0)	5.5 (1.1)	5.8 (1.0)	5.6 (0.9)				
その他	7.4 (1.5)	7.8 (1.5)	8.4 (1.5)	9.0 (1.5)				
(参考)名目GDP	479.6	509.8	558.0	610.6	474.4	500.6		

注(1) ()内の計数は、給付費又は負担額の対GDP比であり、給付費又は負担額を名目GDPで除して算出している。

注(2) 24年推計の時点における名目GDPが国民経済計算の平成17年基準によっていることから、名目GDPの実績値については、平成17年基準による直近の統計データである内閣府「2016(平成28)年7-9月期四半期別GDP速報1次速報値(平成17年基準)」(平成28年11月)による。

また、24年推計において前提条件として用いられた名目経済成長率、物価上昇率及び賃金上昇率の各指標について、24年度から27年度までについて前提とした値と実績値を比較してみると、図表44のとおり、25年度の名目経済成長率及び物価上昇率を除き、前提値より実績値の方が低い状況となっている。また、24年度から27年度までの人口について同様に比較してみると、65歳以上の人口は前提値より実績値の方が少なく、一方、総数、0歳から14歳までの人口及び15歳から64歳までの人口は実績値の方が多い状況となっている。

図表44 24年推計の前提とした指標の値と実績値の状況

指標		24年推計 又は実績	統計等の名称及びケース	平成 24年度	25年度	26年度	27年度
名目経済成長率 (%)	24年推計		経済財政の中長期試算(24年1月) 慎重シナリオ	2.0	1.7	2.6	1.8
	実績		2016(平成28)年7-9月期四半期別GDP速報1次速報値(平成17年基準)	0.0	1.7	1.5	2.3
物価上昇率(%)	24年推計		経済財政の中長期試算(24年1月) 慎重シナリオ	0.1	0.5	3.1	1.6
	実績		消費者物価指数(総務省)	▲0.3	0.9	2.9	0.2
賃金上昇率(%)	24年推計		経済財政の中長期試算(24年1月) 慎重シナリオ	0.1	1.0	1.3	1.4
	実績		毎月勤労統計調査(厚生労働省)産業別賃金指数	▲1.0	▲0.2	0.5	0.2
人口 (千人)	総数	24年推計	「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」 出生中位(死亡中位推計)	127,498	127,247	126,949	126,597
	0~14歳			16,493	16,281	16,067	15,827
	15~64歳			80,173	78,996	77,803	76,818
	65歳以上			30,831	31,971	33,080	33,952
	総数	実績	「人口推計」長期時系列データ(平成12年~ 27年)第3表	127,515	127,298	127,083	127,095
	0~14歳			16,547	16,390	16,233	15,945
	15~64歳			80,175	79,010	77,850	77,282
	65歳以上			30,793	31,898	33,000	33,868

注(1) 「統計等の名称及びケース」は、24年推計において準拠した統計等の名称及びケースを示している。

注(2) 24年推計の時点における名目経済成長率が国民経済計算の平成17年基準によっていることから、名目経済成長率の実績値については、平成17年基準による直近の統計データである内閣府「2016(平成28)年7-9月期四半期別GDP速報1次速報値(平成17年基準)」(平成28年11月)による。

こうしたことから、24年推計における給付費の推計値より実績値の方が低くなっている要因として、24年推計において考慮していない制度改革、報酬改定等の抑制努力等の影響や、推計の前提条件として用いられた名目経済成長率、物価上昇率及び賃金上昇率の経済に関する各指標について、前提値より実績値の方が低い傾向となっていることが考えられる。

また、24年推計において推計の前提として想定されている各種の改革の取組が国の財政に与える影響については、24年推計においては、24、27、32、37各年度における年金、医療、介護、子ども・子育て及びその他の項目別に、負担額のうち保険料負担及び公費負担の推計値が示されているが、前記のとおり、負担額に対して各種統計等において比較できる実績値がないこと、公費負担のうち国庫負担については示されていないことから、国の財政に与える影響について把握することが困難な状況となっている。

さらに、24年推計の事後の検証等の状況についてみると、24、27両年度については、給付費に関して、決算書や年報等の資料が公表されているものの、推計値と実績値の比較や事後の検証は行われておらず、当初の推計値のまま、国民に対する説明に用いられたり、各種審議会に提示されたりしてきている状況となっており、国民への説明責任の観点から、事後の検証等を行ったり、今後の将来推計において財政への影響をより分かりやすく示したりなどするよう努めることが重要であると考えられる。

(イ) 年金分野の将来推計

24年推計における年金分野の将来推計は、21年の年金の財政検証(以下「21年財政検証」という。)の結果を基礎としている。

年金の財政検証は、16年の年金制度改革に基づく仕組みであり、少なくとも5年ごとに、国民年金及び厚生年金の財政に係る収支についてその現況及びその後おおむね100年間の財政均衡期間における見通し、並びにマクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通しを作成して、年金財政の健全性を検証するものである。財政検証が導入された16年の年金制度改革の経緯、同改革後の年金額改定の仕組み、財政検証の内容及びマクロ経済スライドの影響度に関する分析を示すと次のとおりである。

a 16年の年金制度改革の経緯

公的年金制度については、給付の増加等により年金財政が悪化する中、14年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」において少子高齢化が一層進行することが予想されるなどしており、当時の給付水準を維持した場合、保険料率の大幅な上昇が見込まれ、将来世代の負担が過重なものとなるおそれがあった。また、女性の社会進出、就業形態の多様化等に柔軟に対応できる仕組みとしていくことも求められていた。

こうした社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、公的年金制度に対する信頼を確保するため、16年に年金制度改革が行われた。

そして、16年の年金制度改革は、基礎年金国庫負担割合を21年度以降それまでの3分の1から2分の1とすること、保険料水準について上限を固定した上で引き上げること、積立金を活用しておおむね100年間の財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式(有限均衡方式)を採用すること、年金額の本来水準について賃金及び物価の上昇により毎年改定することとしつつ社会全体の保険料負担能力の伸びを年金額の改定に反映させることで給付水準を調整するマクロ経済スライドを導入することなどの枠組みを構築するものであり、この枠組みによる年金財政の持続可能性を推計、検証するために財政検証を行うこととなった。

b 16年の年金制度改革前後の年金額改定の仕組み

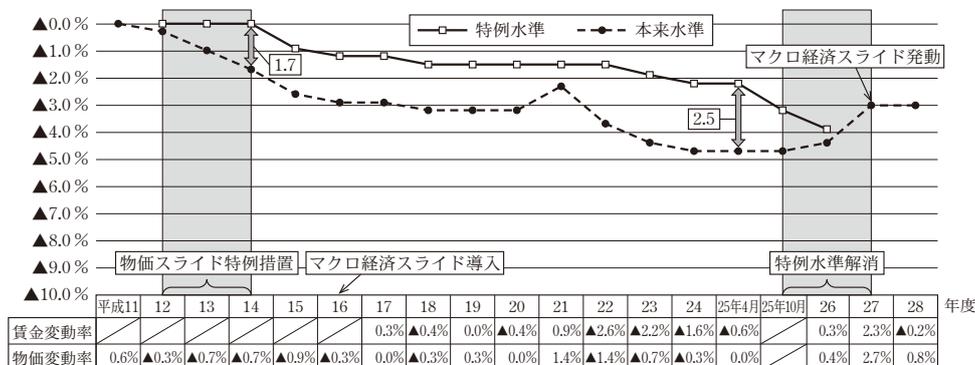
(a) 物価スライド特例措置

公的年金制度における年金額は、2年4月から12年3月まで、原則として前年の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の変動率(以下「物価変動率」という。)に自動的に連動する完全自動物価スライドが適用される本来水準によっていた。しかし、11年度から13年度までにかけて物価が下落した際、当時の厳しい社会経済情勢の下における年金受給者の生活の状況等に鑑み、12年度から14年度までの年金額については、物価の下落に伴い低下する本来水準によらず、特例的に11年度の年金額に据え置くという物価スライド特例措置が講じられて、年金受給者は、本来水準が賃金及び物価の上昇により特例水準を上回るることとなるまでの間、特例水準の年金額を受給することとなっていた。

特例水準は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準を下回った場合には、その分だけ引き下げることとなっていた。そして、図表45のとおり、15年度以降においても、賃金及び物価の上昇が大きくなかったことから、本来水準が特例水準を下回る状況が続いていたが、社会保

障・税一体改革の一環として、現役世代の将来の年金額の確保や世代間の公平等の観点から、25年度から27年度までにかけて段階的に本来水準と特例水準との差2.5%を解消することとなり、27年度に特例水準は解消された。

図表45 特例水準と本来水準の年金額改定



注(1) 厚生労働省「平成26年財政検証結果レポート―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)―(平成26年6月)等を基に、本院が作成した。

注(2) 図表の縦軸は、平成11年度から各年度等までにおける年金額改定の率の累計である。

注(3) 満額の老齢基礎年金(年額)に関するものである。

注(4) 賃金変動率については、把握可能な平成17年度以降のものを示している。

(b) 16年の年金制度改革による年金額改定の仕組み

16年の年金制度改革により、本来水準の年金額は、原則として、新たに年金を受け取る受給者の年金額の決定については前年の名目手取り賃金変動率(以下「賃金変動率」という。)により、既に年金を受け取っている受給者の年金額の改定については物価変動率により、それぞれ改定することとなった(以下、新たに年金を受け取る受給者の年金を「新規裁定分」といい、既に年金を受け取っている受給者の年金を「既裁定分」という。また、賃金変動率による年金額の改定を「賃金スライド」といい、物価変動率による年金額の改定を「物価スライド」という。)。そして、上記のとおり、26年度までは、特例水準が本来水準を上回っていたことから、年金額の支給は特例水準によっていた。

(c) マクロ経済スライド

16年の年金制度改革により、将来世代の過重な負担を回避する観点から、保険料水準を固定した上で、被保険者数の減少に伴う保険料負担能力の減少と平均余命の伸びなどに伴う給付の増加というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みとして、マクロ経済スライドが導入された。

マクロ経済スライドは、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つために給付水準の調整が必要となる一定期間(以下「給付水準調整期間」という。)において、賃金スライド又は物価スライドによる改定率を、被保険者数の減少と平均余命の伸びを勘案して調整することにより年金額の伸びを抑制するものである。そして、賃金変動率及び物価変動率がいずれもプラスだった場合にはマクロ経済スライドが発動されて、厚生労働大臣は、国民年金法第27条の4の規定等に基づき、公的年金の被保険者数の減少率の実績(3年間平均)に平均余

命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えたスライド調整率を設定することとなっている。例えば、賃金変動率が物価変動率より大きい場合、新規裁定分については賃金スライドによる改定率、既裁定分については物価スライドによる改定率から、それぞれスライド調整率を減じたものを年金額の改定に反映させることにより給付水準の調整が行われる。なお、年金受給者に配慮して、年金の名目額が前年度を下回らない名目下限措置がとられている。

そして、マクロ経済スライドによる調整は、特例水準が解消した後に開始することとなっていたが、図表45のとおり、16年の制度導入以降、賃金及び物価の上昇が大きくなかったことから、本来水準が特例水準を下回っていたため、マクロ経済スライドが発動されない状況が続いてきた。しかし、前記のとおり、27年度に特例水準が解消されて、年金額は本来水準となるとともに、同年度は、賃金変動率及び物価変動率がいずれもプラスだったことから、マクロ経済スライドによる調整が初めて行われた。

その後、マクロ経済スライドによる調整をできるだけ先送りせず、将来世代の給付水準が低下することを防止するための検討が行われ、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第114号)により、30年4月以降、マクロ経済スライドについて、名目下限措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整することとされている(以下、この調整を「キャリアオーバー」という。)。また、33年4月以降、現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、新規裁定分及び既裁定分のいずれも、賃金変動率が物価変動率を下回る場合は賃金変動率により年金額を改定することとなっている。

(注24) 老齢基礎年金の場合は、給付額の算定に当たり改定率を用い、老齢厚生年金の場合は、給付額の算定に当たり再評価率を用いる。

c 財政検証の内容

財政検証は、前記のとおり、少なくとも5年ごとに行われることとなっており、次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ることが見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了その他の措置を講ずることとなっており、また、給付と負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとなっている。

また、16年の年金制度改革以前は、年金財政について、給付水準を維持する場合に必要な将来の保険料率の水準を推計する財政再計算が5年ごとに行われてきたが、財政検証は、これと異なり、前記のとおり、保険料水準を固定した上で、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われる仕組みの下での将来の年金財政について推計するものとなっている。なお、厚生労働省は、16年の財政再計算において、16年の年金制度改革の実施前ではあったものの、同改革の内容に基づく推計を行うとともに、21年及び26年に財政検証を実施している。

これらの財政検証等では、長期の年金財政の状況を見通すことから、将来の人口や経済について一定の前提を置いた複数のケースを設定して財政状況を検証している。そして、賃金及び物価が上昇し賃金スライド又は物価スライドを行うこと、財政検証等の時点から3年程度で本来水準が特例水準を上回り、マクロ経済スライド

による調整が開始されることなどの前提により、16年の財政再計算(基準ケース)では所得代替率が16年度59.3%から35年度50.2%に、21年財政検証(基本ケース)では所得代替率が21年度62.3%から50年度50.1%に下落するなどそれぞれ推計していて、いずれも、おおむね100年間における年金財政の均衡を確保できる見通しとしている。

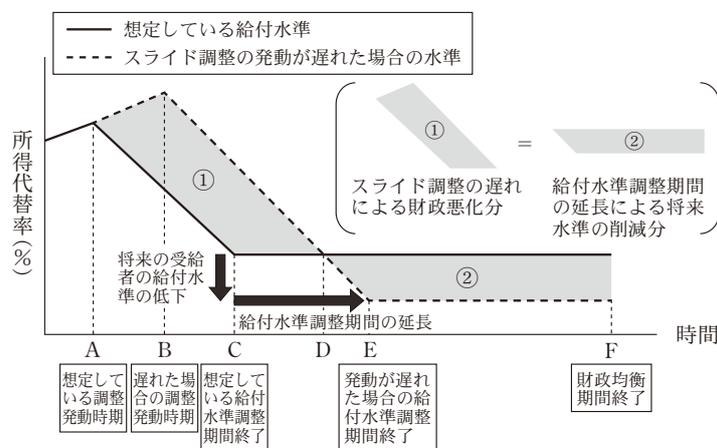
d マクロ経済スライドの影響度に関する分析

マクロ経済スライドは、前記のとおり、将来世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準を固定した上で、給付水準を自動的に調整する仕組みであり、財政検証等においては、賃金及び物価が上昇するという前提を置いて、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が実施されるなどとされている。

しかし、近年、賃金及び物価の下落傾向が続いたこと、物価スライド特例措置が行われたことなどにより、年金額は、12年度から26年度まで特例水準によっており、マクロ経済スライドは、導入された16年度以降、27年度を除き発動されていない状況となっている。

そして、マクロ経済スライドによる調整が遅くなると、図表46のとおり、足下の年金受給者の給付水準が高いままとなることから、年金財政を均衡させるために必要なマクロ経済スライドの給付水準調整期間が長くなるとともに、将来の受給者の給付水準の低下につながるとされている。

図表46 マクロ経済スライドの発動時期の違いによる将来の受給者の所得代替率への影響

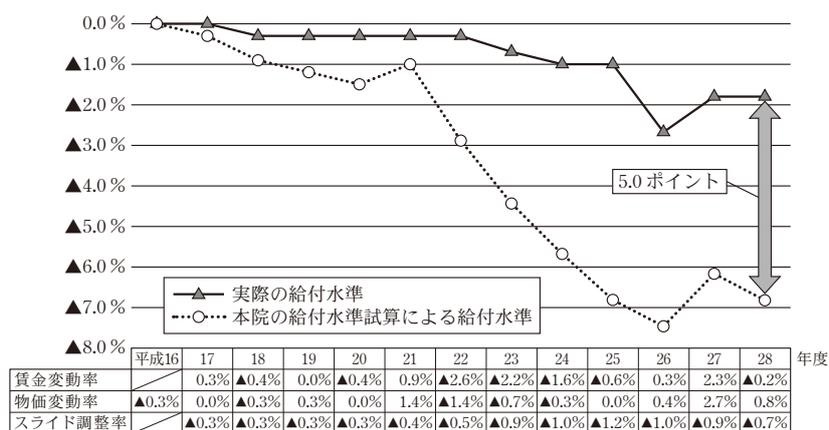


(注) 厚生労働省「平成26年財政検証結果レポート―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)―」(平成26年6月)を基に、本院が作成した。

そこで、本院は、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が継続的に実施された場合の影響度を分析するため、マクロ経済スライドが導入された16年度以降、制度上はマクロ経済スライドを発動できない状況においてもマクロ経済スライドが完全に発動されたと仮定して(試算の条件は図表47の注(4)参照)、年金の給付水準の試算を行った(以下、この試算を「本院の給付水準試算」という。)

本院の給付水準試算によれば、マクロ経済スライドが導入された16年度以降、マクロ経済スライドを毎年度完全に発動したと仮定した場合の給付水準は、図表47のとおり、28年度において、実際の給付水準に対し5.0ポイント低い試算結果となっている。

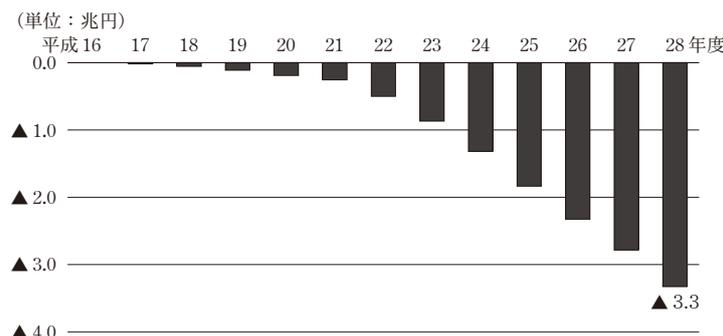
図表47 実際の給付水準及び本院の給付水準試算による給付水準



- 注(1) 本院の給付水準試算による給付水準は既裁定分の給付水準の推移を示している。
- 注(2) 図表の縦軸は、平成16年度の給付水準を100%とした場合の各年度の給付水準の減少率を示している。
- 注(3) 図表の実線の「給付水準」は、老齢基礎年金の給付の際に実際に適用された給付水準であり、平成16年度から26年度までは特例水準、27年度以降は本来水準である。
- 注(4) 本院の給付水準試算の条件は以下のとおりである。
- (ア) 試算の対象は、老齢基礎年金の受給資格を有する受給者に係る給付水準とする。
 - (イ) 平成16年度の年金額の水準は、特例水準による。
 - (ウ) 平成25年度の給付水準は、25年4月時点の水準であり、25年10月の改定は考慮していない。
 - (エ) 年金額の改定に当たり、本来水準の改定と同じ基準により、賃金スライド又は物価スライドを実施する。
 - (オ) 賃金変動率及び物価変動率がプラスでない状況であってもマクロ経済スライドを適用する。年金額は、賃金スライドの場合は賃金変動率、物価スライドの場合は物価変動率からスライド調整率を減じたものにより改定する。
賃金スライド又は物価スライドのそれぞれの適用基準は次のとおりである。
 - ① 賃金変動率が物価変動率よりも大きい場合
 - ・新規裁定分は賃金スライド、既裁定分は物価スライド
 - ② 賃金変動率が物価変動率よりも小さい場合
 - ・賃金変動率及び物価変動率がプラスの場合(ただし、賃金変動率はゼロを含む)
 - 新規裁定分及び既裁定分は、賃金スライド
 - ・賃金変動率がマイナス、物価変動率がプラスの場合
 - 賃金スライド又は物価スライドを適用しない。
 - ・賃金変動率及び物価変動率がマイナスの場合(ただし、物価変動率はゼロを含む)
 - 新規裁定分及び既裁定分は物価スライド
 - (カ) 試算に用いる各種指標は、以下のとおりである。
 - ① 賃金変動率 平成30年4月4日開催の社会保障審議会(年金部会)の「賃金変動率と物価変動率の推移」による。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第11条を考慮していない。
 - ② 物価変動率 平成30年4月4日開催の社会保障審議会(年金部会)の「賃金変動率と物価変動率の推移」による。
 - ③ 平成17年度から26年度までのスライド調整率は、厚生労働省において公表されていないため、本院が、直近3年間の公的年金の被保険者数の減少率の実績の平均値(厚生労働省「公的年金財政状況報告」(平成14年度～28年度)の公的年金被保険者数の年度間平均値等の推移による。)に一定率(0.3%)を加えて算出している。
- 注(5) 本院の給付水準試算は、現実の状況とは異なる一定の条件によりマクロ経済スライドが継続的に実施された場合の影響度を簡易的に試算したものであって、試算結果は条件等により変動し得ることに留意する必要がある。

そして、本院の給付水準試算における給付水準に基づき、16年度以降、マクロ経済スライドが毎年度発動したと仮定した場合の社会保障関係費(年金)のうち基礎年金国庫負担分(以下「社会保障関係費(基礎年金)」という。)相当額と実際の社会保障関係費(基礎年金)との差額を機械的に試算して(試算の条件は図表48の注(1)参照)、各年度の当該差額について、16年度から28年度までの間、それぞれの年度まで累計したところ、図表48のとおり、28年度までの累計額は3.3兆円となっている。

図表48 本院の給付水準試算における給付水準に基づく社会保障関係費(基礎年金)相当額と実際の社会保障関係費(基礎年金)との差額の累計の推移(機械的試算)



注(1) 各年度の本院の給付水準試算における給付水準に基づく社会保障関係費(基礎年金)相当額は、各年度の実際の社会保障関係費(年金)のうち基礎年金年金特別会計へ繰入の額を、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」の各年度の新規裁定分及び既裁定分における基礎年金総額により案分し、各受給者の区分ごとの実際の給付水準と本院の給付水準試算における給付水準(試算値)との差により機械的に試算したものである。

各年度における社会保障関係費(基礎年金)相当額と本院の給付水準試算における給付水準との差額の計算式は次のとおりである。

$$\text{社会保障関係費(基礎年金)} \times \left(\frac{\text{実際の給付水準の伸びの平成16年度から当該年度までの累計}}{\text{本院試算給付水準の伸びの16年度から当該年度までの累計}} - 1 \right) \div \left(1 + \frac{\text{実際の給付水準の伸びの16年度から当該年度までの累計}}{\text{本院試算給付水準の伸びの16年度から当該年度までの累計}} \right)$$

(ア) 試算に当たっては、新規裁定分と既裁定分に区分して行っており、「社会保障関係費(基礎年金)」や「本院試算給付水準の伸びの累計」の試算に当たって新規裁定分と既裁定分に区分する際には、厚生労働省「各年度厚生年金保険・国民年金事業年報」の基礎年金総額により案分している。

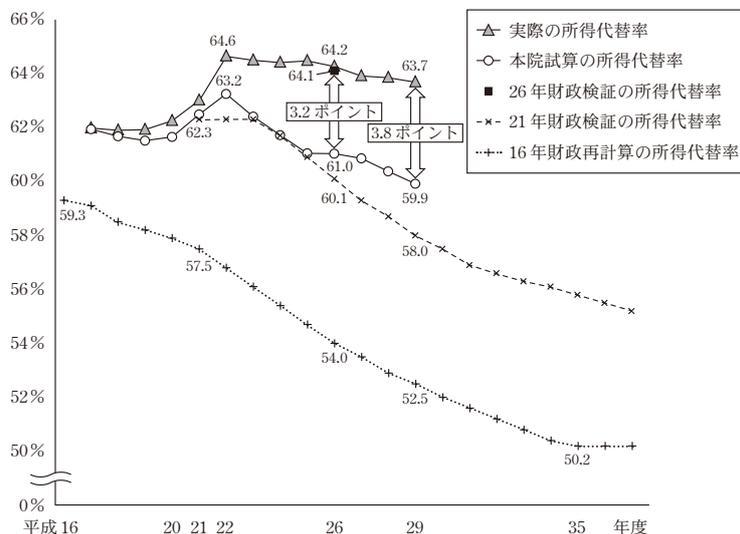
(イ) 社会保障関係費(基礎年金)は、一般会計厚生労働省所管における基礎年金年金特別会計繰入である。

注(2) 本院の給付水準試算は、現実の状況とは異なる一定の条件によりマクロ経済スライドが継続的に実施された場合の影響度を簡易的に試算したものであって、試算結果は条件等により変動し得ることに留意する必要がある。

また、所得代替率について、本院の給付水準試算における給付水準に基づき所得代替率を試算して、実際の給付水準に基づく所得代替率(以下「実際の所得代替率」という。)及び財政検証等において推計されていた所得代替率と比較してみると、図表49のとおりであり、21年財政検証の所得代替率が21年度62.3%から29年度58.0%(推計値)に約4.3ポイント下落しているのに対し、実際の所得代替率及び本院の給付水準試算に基づく所得代替率(試算の条件は図表49の注(1)参照。以下「本院試算の所得代替率」という。)は、21年度において上昇しており、これは、20年度に発生した世界的な金融危機による不況の景況等により、現役男子の平均手取り収入額が減少したことなどの影響が考えられる。そして、実際の所得代替率は、22

年度 64.6% から 29 年度 63.7% に約 0.9 ポイント下落とほぼ横ばいの推移となっているが、本院試算の所得代替率は、23 年度以降、マクロ経済スライドによる給付水準調整等により、22 年度 63.2% から 29 年度 59.9% に約 3.3 ポイント下落しており、実際の所得代替率と比べて、21 年財政検証の所得代替率に近い推移となっている。

図表49 実際の所得代替率、本院試算の所得代替率等の推移



注(1) 各年度における本院試算の所得代替率の計算式は次のとおりである。

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{標準的な年金受給世帯の年金額のうち夫婦二人分の老齢基礎年金(満額)} \\ \times \\ \left(1 + \frac{\text{本院試算給付水準の伸びの平成16年度から当該年度までの累計}}{\text{16年度から当該年度までの累計}} \right) \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{現役男子の手取り収入} \\ + \\ \left(\frac{\text{標準的な年金受給世帯の年金額のうち厚生年金保険の報酬比例部分}}{\text{1 + 実際の給付水準の伸びの16年度から当該年度までの累計}} \right) \times \text{スライド調整率} \right]}
 \end{array}$$

- (ア) 「標準的な年金受給世帯」とは、夫(又は妻)が40年間フルタイムで就労し、配偶者が40年間国民年金第3号被保険者(専業主婦(夫)のほか、パートとして働いているが厚生年金の適用を受けていない被扶養配偶者の妻(夫)も含む。)であるような同年齢の夫婦世帯のことである。
- (イ) 「標準的な年金受給世帯の年金額」とは、夫婦二人分の老齢基礎年金(満額)と厚生年金保険の報酬比例部分を合算した額である。
- (ウ) 「標準的な年金受給世帯の年金額」のうち厚生年金保険の報酬比例部分は、各年度の現役男子の平均的な標準報酬額(賞与を含む月額換算で、各年度の実績見込み、端数処理していない。)に、再評価率、報酬比例部分の乗率(平成15年4月から1000分の5.481)及び就業期間40年を乗じて算出したものである。
- (エ) 「現役男子の手取り収入」は、各年度の現役男子の平均的な標準報酬額(賞与を含む月額換算で、各年度の実績見込み、端数処理していない。)に可処分所得割合を乗じて算出したものである。
- (オ) 各年度における実際の所得代替率の計算式は次のとおりである。

$$\frac{\text{標準的な年金受給世帯の年金額}}{\text{現役男子の手取り収入}}$$

注(2) 本院の給付水準試算は、現実の状況とは異なる一定の条件によりマクロ経済スライドが継続的に実施された場合の影響度を簡易的に試算したものであって、試算結果は条件等により変動し得ることに留意する必要がある。

上記のように、本院の給付水準試算によれば、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、継続して実施されていれば年金財政に一定の影響を与えていたものであり、経済状況等によりマクロ経済スライドによる給付水準の調整が実施されてこなかったことは、保険料水準が固定されている現行の年金財政制度の下では、将来の年金財政に悪影響を与えると考えられ、キャリアオーバーを含め、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が適切に行われることが、将来世代の給付水準の確保に必要であるとともに、年金財政にとって重要であると考えられる。

また、国の財政に与える影響についてみると、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が遅くなると、その間、年金の給付に要する費用が高い水準にとどまることから、社会保障関係費の増加につながるものと見込まれる。

上記のとおり、社会保障関係費が財政健全化に与える影響が多大となっている中、政府は、財政健全化への取組における社会保障に係る取組として、社会保障・税一体改革を確実に進めるとともに、社会保障に係る各年度方針を定めたり、経済・財政再生計画に基づく改革工程表を取りまとめたりして、これらに沿って社会保障関係費の抑制に努めるなどしてきている。

一方で、消費税率の引上げが延期されたことにより、消費税の増収分を財源として行うことになっていた社会保障の充実や、後代への負担のつけ回しの軽減の一部が実施できていなかったり、社会保障関係費の中で最も大きな割合を占める年金について、給付水準を調整する仕組みとして16年度に導入されたマクロ経済スライドが、制度導入以降、27年度に1回発動されたのみにとどまっていたりなどしている。

4 本院の所見

(1) 検査の状況の概要

我が国の財政は、度重なる公債発行により公債の残高が増加し、29年度末における普通国債の残高は853.1兆円に達している。また、「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年7月9日公表)では、28年度の国・地方PBは▲16.0兆円、債務残高対GDP比は187.6%となっており、依然として厳しい財政状況が続いている。そして、30年度末における普通国債の残高は883兆円に上ると見込まれており、特例国債の発行から脱却することのできた2年度からの増加額711兆円のうち、社会保障関係費に係るものが293兆円を占め、社会保障関係費が普通国債の増加の主な要因とされている。社会保障関係費は増加傾向となっており、29年度の決算額においては32.5兆円、一般会計歳出決算総額に占める割合は33.1%となっている。

我が国の社会保障制度は、高度経済成長期にその骨格が完成していることから、当時の経済事情や社会構造を前提とした制度の構築がなされているとされ、近年、少子高齢化等の人口構造の変化を始めとする経済社会の急速な変化に対応するため、様々な検討、改革等が行われてきている。政府は、社会保障の必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進めるとして、20年以降、社会保障・税一体改革を行ってきており、社会保障の機能強化の取組を行うとともに、社会保障の安定財源を確保することとして、消費税の収入の用途が消費税法等において明確化され、消費税率の引上げがなされることとされた。

そして、政府は、28年度以降5年間の「経済・財政再生計画」において、財政健全化の目標を定めるとともに、社会保障・税一体改革を確実に進めることとし、同計画に基づく改革工程表においても社会保障に係る改革項目を掲げ、これを推進することにより、持続可能性についての先行き不安を解消するなどとしている。また「新経済・財政再生計画」において、新たな財政健全化目標を定めるとともに、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制等に取り組むことが不可欠であるなどとしている。

そこで、本院が社会保障給付の状況及び当該給付に対する国の負担である社会保障関係費の決算額等の状況はどのようになっているか、国の財政健全化目標の指標として用いられている国・地方PB等及びこれに対する社会保障関係費の影響等の状況並びに国の財政健全化への取組における社会保障に係る取組の状況等はどのようになっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 社会保障の動向

(ア) 社会保障給付の状況等

財政構造改革元年と位置付けられた9年度以降の社会保障給付の状況についてみると、社会保障給付費は一貫して増加していて、今後、54年度(2042年度)には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるなど、高齢者人口の増加に伴い、社会保障給付が増加することが見込まれており、これに対応した給付の財源が必要になることが想定される。

(イ) 社会保障関係費の決算額の状況

社会保障給付の財源のうち国庫負担に相当する社会保障関係費について、年金、医療保険、介護保険、生活保護及び少子化対策の主要な制度別に9年度から29年度までの推移をみると、いずれも増加傾向となっている。その要因についてみると、年金、医療保険及び介護保険については、高齢化の影響による受給者の増加、生活保護については、経済情勢の要因もあるが、高齢者世帯の増加等、少子化対策については、制度改正及び保育所等の利用児童数の増加等がそれぞれ主な要因となっていると考えられる。

(ウ) 社会保障関係費に充てる財源の決算額の状況

社会保障関係費に充てる財源としては、消費税が目的税化されているが、社会保障関係費が増加傾向となっていることから、消費税収との差額も増加傾向にある。

上記のように、社会保障給付に対する国庫負担の在り方が現状と同様である場合、社会保障給付の増加に伴い、社会保障関係費は今後も増加していくことが見込まれ、消費税の収入が安定的に推移するとすれば、消費税収との差額は今後も増加することが想定される。

イ 国の財政健全化への取組における社会保障に係る取組等の状況

(ア) 国・地方PB等の状況

国の財政健全化目標の指標として用いられている国・地方PBと同様の推移となっている一般会計PBについてみると、社会保障関係費は一般会計PBの悪化要因として大きくなっていて、社会保障関係費は今後も増加することが見込まれることから、引き続き財政健全化に多大な影響を与えることが想定される。

(イ) 国の財政健全化への取組における社会保障に係る取組の状況

国の財政健全化への取組における社会保障に係る取組の状況についてみると、政府は、9年度以降、財政健全化のための目標や各年度方針を示すなどして財政健全化への取組を行ってきており、この中で、社会保障に係る各年度方針を示し、社会保障関係費の抑制に努めるなどしてきている。当初予算における社会保障に係る各年度方針における社会保障関係費の伸びの抑制等の状況についてみると、10年度、19年度から21年度まで、28年度から30年度までのそれぞれの各年度方針について達成している。このうち、予算総額及び決算額により把握が可能である10、28、29各年度の社会保障関係費の前年度からの伸びの状況についてみると、10年度については、前年度からの伸びが、予算総額については各年度方針上当初予算で達成が求められているような水準である3000億円を上回っているものの、決算額については下回っている状況である。また、28年度の予算総額並びに29年度の予算総額及び決算額については、前年度からの伸びが年平均の伸び5000億円を下回っているものの、28年度の決算額については前年度からの伸びが年平均の伸び5000億円を上回っている状況である。なお、「新経済・財政再生計画」においては、今後もこれまでの3年間と同様の歳出改革努力を継続していくこととなっているが、社会保障関係費の伸びの目安の基調に相当する数値は示されていない。

社会保障・税一体改革等の実施状況についてみると、社会保障関係費の財源となる消費税について、経済状況等を踏まえ、消費税率の10%への引上げ時期が延期されたことにより、限られた財源の中で施策を行うための方策として、一部の施策については実施が延期されるなどしたり、後代への負担のつけ回しの軽減について、消費税率の8%から10%への引上げに伴う消費税の増収分を既存の社会保障関係費の財源に充てることができておらず、ひいては、公債発行額の縮減に寄与していない状況にありしている。また、改革工程表の社会保障に係る改革項目の実施状況について29年度一般会計当初予算をみると、当該年度の歳出削減効果は計697億円とされている。政府においては、引き続き、制度の持続可能性の確保に向けて、財源の確保にも留意しつつ、社会保障・税一体改革を進めるなどして、社会保障関係費の抑制等の取組に努めるとともに、今後社会保障給付の増加が見込まれることなどを踏まえ、社会保障の給付と負担の在り方を検討することが重要であると考えられる。

(ウ) 社会保障改革の検討等に用いられる将来推計の状況等

社会保障・税一体改革の議論の前提となった24年推計についてみると、社会保障の給付費について推計値より実績値の方が低くなっており、その要因の一つとして、推計の前提条件として用いられた経済に関する各指標について、前提値より実績値の方が低い傾向となっていることが考えられる。また、国の財政に与える影響について把握することが困難な状況となっていたり、新たな推計が行われるまで事後の検証等が行われていなかったりしており、国民への説明責任の観点から、事後の検証等を行ったり、今後の将来推計において財政への影響をより分かりやすく示したりなどするよう努めることが重要であると考えられる。

そして、24年推計においても用いられている年金の財政検証等についてみると、年金の給付水準調整のために16年度に導入されたマクロ経済スライドが発動される

前提で推計がなされているものの、実際には、制度導入以降、27年度に1回発動されたのみとなっている。このようにマクロ経済スライドによる給付水準調整が遅くなると、年金の給付に要する費用が高い水準にとどまることから、保険料水準が固定されている現行の年金財政制度の下では、社会保障関係費の増加につながるものと見込まれ、将来の年金財政に悪影響を与えるため、マクロ経済スライドによる給付水準調整が適切に行われることが、将来世代の給付水準の確保に必要であるとともに、年金財政にとって重要であると考えられる。

(2) 所見

社会保障については、人口構造の変化による要因等から国民に対する給付の増加が避けられないこと、制度の持続可能性を確保するためには給付の増加に対応した財源が必要になることなどを踏まえて、政府においては、今後、国民への説明責任の観点から、社会保障改革等の取組が国の財政に与える影響をより分かりやすく示すなどするよう努めつつ、社会保障の給付と負担の在り方等について、国民的な議論の下での検討を行うことなどが重要であり、国民的な議論等を踏まえた上で、財政健全化への取組において、年金を始めとする各制度に係る社会保障に係る取組等を引き続き推進していくことが望まれる。

本院としては、社会保障が財政健全化に多大な影響を与えていることを踏まえ、社会保障関係費の推移及び財政健全化に向けた取組について引き続き検査していくこととする。

第2 競馬等の払戻金に係る所得に対する課税状況について

検査対象	財務省、国税庁
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
競馬等の払戻金に係る所得に対する課税の概要	競馬等において、投票の的中者に対し、その競走についての払戻対象総額を的中した投票券に案分して支払われる払戻金に係る所得に対して、一時所得として又は一定の条件を満たす場合は雑所得として、所得税を課税するもの
一時所得の金額が1000万円以上の全ての申告及び雑所得に係る収入金額が1050万円以上の全ての申告	延べ18,212件(平成27年)
投票単位当たり1050万円以上の払戻金の口数及び金額	531口 127億4476万円(平成27年)

1 検査の背景

(1) 競馬等の概要

競馬、競輪、小型自動車競走(以下「オートレース」という。)及びモーターボート競走(以下、これらを「競馬等」という。)は、それぞれ競馬法(昭和23年法律第158号)、自転車競技法(昭和23年法律第209号)、小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)及びモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に基づいて施行されており、これらの法律において、施行者、開催の回数や日数、勝馬投票券等(以下「投票券」という。)の発売方法、投票法、払戻しの率等について定められている。そして、上記の各法律によれば、競馬等は、馬の改良増殖等の事業の振興に寄与するとともに地方財政の改善を図るために行うこととされており、施行者は売上金等の額に応じた額を地方競馬全国協会等の所定の団体に交付することなどとされている。

競馬等の概要を示すと図表1のとおりであり、日本中央競馬会が施行する競馬は中央競馬、地方公共団体が施行する競馬は地方競馬となっており、競輪、オートレース及びモーターボート競走の施行者は地方公共団体となっている。また、売上金等に対する払戻しの率は100分の70以上100分の80以下等となっている。

図表1 競馬等の概要

	中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース	モーターボート競走
施行者	日本中央競馬会	14 地方公共団体 (一部事務組合を含む。)	43 地方公共団体 (一部事務組合を含む。)	5 地方公共団体	35 地方公共団体 (一部事務組合を含む。)
払戻しの率	売得金の100分の70以上100分の80以下	売得金の100分の70以上100分の80以下	売上金の100分の70以上100分の80以下	売上金の100分の70以上100分の80以下	売上金の100分の75以上100分の80以下
平成29事業年度の売上金等	2兆7578億円	5525億円	6400億円	659億円	1兆2378億円

(注) 施行者の数は、平成30年3月末現在のものである。

(2) 競馬等の払戻金に係る所得に対する課税

所得税法(昭和40年法律第33号)で定められている所得の種類には、利子所得等8種類の^(注1)所得のほか、一時所得及び雑所得がある。このうち、一時所得とは、利子所得等8種類の所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務等の対価の性質を有しないものをいい、懸賞等の賞金品、生命保険の一時金、損害保険の満期戻金等が該当する。一時所得の金額は、一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた行為をするためなどに直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額(50万円)を控除した金額と^(注2)されている。

また、雑所得とは、利子所得等8種類の所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいい、公的年金等のほか、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人を受ける原稿料や印税等が該当する。雑所得の金額は、公的年金等に係るものの金額とそれ以外に係るものの金額の合計額とされており、このうち、公的年金等以外に係るものの金額は、総収入金額から必要経費を控除した金額とされている。

競馬等において、投票の的中者に対し、その競走(レース)についての払戻対象総額を的中した投票券に案分して支払われる払戻金に係る所得は、利子所得等8種類の所得に該当せず、通常、臨時・偶発的であり、営利を目的とする継続的行為から生じたものではないことから、一時所得に該当することとなっているが、国税庁は、次の①から③までの全てを満たす場合に限り、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当することとしている。

- ① 独自の条件設定等に基づくなどして、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで投票券を購入するなど、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の投票券を購入し続けること
- ② 年間を通じての収支で多額の利益を上げていること
- ③ ①及び②の事実により、回収率(的中しなかった投票券を含む支出に対する収入の割合)が期間総体として100%を超えるように投票券を購入し続けてきたことが客観的に明らかであること

一時所得の金額は、前記のとおり、総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた行為をするためなどに直接要した金額に限る。)の合計額等を控除した金額とされているため、一時所得に該当する場合には、的中しなかった投票券の購入額を控除することができない。これに対し、雑所得(公的年金等に係るものを除く。)の金額

は、総収入金額から必要経費を控除した金額とされているため、雑所得に該当する場合には、的中しなかった投票券を含む全ての投票券の購入額を控除することができる。

なお、スポーツ振興投票(サッカーくじ)や当せん金付証票(宝くじ)については、売上金額に対する払戻しの率は100分の50とすることなどとなっており、競馬等と異なり払戻金等に所得税を課さないこととなっている。

(注1) 利子所得等8種類の所得 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得

(注2) 一時所得の金額は、その2分の1相当額を総所得金額に算入することにより、他の所得と総合して課税することとなっている。

(3) 競馬等における高額な払戻金の状況

近年、競馬等においては、単一のレースの1着から3着までを着順どおりの中した場合に払戻金が支払われる投票法(以下「3連単」という。)の人气が高くなっており、また、競馬等のうちモーターボート競走以外においては、複数のレースの1着等を全体的中した場合に払戻金が支払われることとし、的中者がいない場合等は当該払戻対象総額等をその後に行われる同一の種別のレースの加算金(キャリーオーバー分)とする投票法(以下「指定重勝式投票法」という。)^(注3)が導入されるなどして、払戻金が高額になることがある種類の投票法による投票が普及している。このうち、指定重勝式投票法については、図表2のとおり、投票の単位(以下「投票単位」という。)は、中央競馬及びオートレースで100円、地方競馬^(注4)で50円又は100円、競輪で100円又は200円であり、投票単位当たりの払戻金(以下「単位払戻金」という。)の上限額が12億円(競輪(投票単位200円))、6億円(中央競馬、地方競馬(投票単位100円)、競輪(投票単位100円)、オートレース)又は3億円(地方競馬(投票単位50円))となっており、過去の単位払戻金の最高額(平成30年7月末時点)をみても、9億0598万余円(競輪(投票単位200円)、22年10月)となっているなど、単位払戻金が高額になるケースが発生している。

そして、指定重勝式投票法による投票券の発売は、全て、施行者等において、インターネット投票等、購入者の情報や購入・払戻金の支払に関する手続きがコンピュータによって処理される方法で行われており、その会員登録等の際に提携金融機関による本人確認等が行われている。一方、払戻金の支払の際における本人確認に関しては、現行の法令において規定が設けられておらず、高額な払戻金であっても、払戻金の支払の際に本人確認を行う仕組みは整備されていない。

(注3) モーターボート競走については、モーターボート競走法に指定重勝式投票法に関する規定はあるが、平成30年7月末までに実施されていない。

(注4) 地方競馬で50円 50円を超える場合は10円ごとに投票可能であるが、通常は50円単位で投票されることが多いため投票単位を50円としている。

図表2 指定重勝式投票法の概要

	中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース
開始年月	平成23年4月	22年1月	20年4月	23年4月
投票単位	100円	50円又は100円	100円又は200円	100円
単位払戻金の上限額	600,000千円	300,000千円 又は600,000千円	600,000千円 又は1,200,000千円	600,000千円
過去の単位払戻金の最高額 (30年7月末時点)	420,127千円 (28年8月)	150,563千円 (30年2月) (投票単位50円)	905,987千円 (22年10月) (投票単位200円)	600,000千円 (26年4月)

(4) 支払調書及び源泉徴収

課税所得の把握により適正な課税を実現するために、生命保険の一時金の支払や報酬等の支払を行うなどする所定の者は、所得税法に基づき、その支払に関する調書(以下「支払調書」という。)を作成し、税務署長に提出しなければならないこととなっている。提出された支払調書の内容は、国税総合管理システムに登録され、支払調書に記載されたマイナンバー等により自動的に当該納税者等にひも付けて管理され、税務署等における税務調査等を行う際に活用されている。そして、支払調書の対象については、外国為替証拠金取引(FX取引)の拡大や金地金の譲渡の増加など経済社会の発展に応じて、適正な課税の実現のために、累次の税制改正によって拡大されてきている。

また、効率的かつ効果的な徴税手続を実現するために、給与等の支払、配当等の支払を行うなどする所定の者は、所得税法に基づき、その支払の際に所得税を徴収し、これを国に納付(以下「源泉徴収」という。)しなければならないこととなっている。

競馬等の払戻金の支払の際には本人確認が行われていないことや単位払戻金が現在ほど高額になる投票法が従前は存在しなかったことなどにより、競馬等の払戻金の支払については、これまで所得税法において、支払調書や源泉徴収の対象とされてきていない。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記のように、近年、競馬等においては3連単の人気の高くなっており、また、競馬等のうちモーターボート競走以外においては指定重勝式投票法が導入されるなどして、払戻金が高額になることがある種類の投票法による投票が普及している。一方、競馬等の払戻金の支払については、これまで所得税法において、支払調書や源泉徴収の対象とされてきていない。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、競馬等の高額な払戻金に係る所得について、一時所得又は雑所得として適正な申告が行われているか、税務署等の税務調査等による所得の捕捉が有効なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、全国の524税務署管内の27年分の所得税の申告(決定等を含む。以下同じ。)のうち、一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除した金額(一時所得の金額)が1000万円以上の全ての申告及び雑所得に係る収入金額が1050万円以上の全ての申告それぞれ10,567件及び7,645件、計延

べ18,212件(同一の納税者が一時所得と雑所得の申告を行ったものが84件含まれている。)に係る確定申告書等の関係書類の提出を受け、納税者の一時所得又は雑所得について、収入金額の内訳、収入金の支払者、必要経費等を分析するなどして検査した。また、^(注5)国税庁及び63税務署において、上記の関係書類により、競馬等の払戻金に係る所得の捕捉状況等について説明を聴取したり、財務省において、競馬等の払戻金に係る所得に対する課税の在り方等について説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注5) 63税務署 札幌南、札幌西、仙台南、山形、郡山、相馬、宇都宮、川越、所沢、朝霞、千葉西、市川、松戸、成田、柏、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、江東西、目黒、大森、世田谷、北沢、玉川、杉並、荻窪、練馬東、立川、武蔵野、武蔵府中、東村山、横浜中、横浜南、戸塚、緑、川崎北、藤沢、小田原、相模原、浜松西、沼津、昭和、熱田、宇治、北、東、豊能、枚方、富田林、西宮、芦屋、奈良、葛城、出雲、徳島、西福岡、大分各税務署

3 検査の状況

(1) 競馬等における高額な払戻金の申告の状況

ア 申告における払戻金の計上状況

27年分の一時所得の金額1000万円以上の申告10,567件、雑所得の収入金額1050万円以上の申告7,645件、計延べ18,212件について、1050万円以上の^(注6)単位払戻金(以下「高額単位払戻金」という。)に着目して、一時所得又は雑所得の収入金額における払戻金の計上状況を検査したところ、次のとおりとなっていた(図表3参照)。

検査対象とした申告延べ18,212件のうち、収入金額に払戻金以外の金額のみが計上されていたり(図表3の⑤)、収入金額に計上された払戻金が1050万円未満であったり(図表3の④)などして、一時所得又は雑所得の収入金額に高額単位払戻金が計上されていないことが確認できた申告は延べ17,925件(同一の納税者が一時所得と雑所得の申告を行ったものが84件含まれている。)であり、全体の98.4%を占めていた。

そして、一時所得又は雑所得の収入金額に高額単位払戻金が計上されている又は計上されている可能性がある^(注6)と認められた申告(以下「高額払戻金申告」という。)は69件であった。これは、収入金額に払戻金が1050万円以上計上されており、確定申告書等におけるレースを特定する記載や特定のレースの払戻金との金額の一致により、高額単位払戻金が計上されていると認められた申告(図表3の①)、及び確定申告書等に払戻金に関する詳細な記載がないことからレースを特定することができないが、収入金額に払戻金が1050万円以上計上されていることから、その内訳の中に高額単位払戻金が計上されている可能性がある^(注6)と認められた申告(図表3の②)を集計したものである。

また、一時所得又は雑所得の収入金額に払戻金が計上されているかどうかを確認できなかった申告(以下「確認不能申告」という。)は218件であった。これは、収入金額のうちの内容が把握できない部分の総額が1050万円以上であるが、これがそもそも払戻金であるかどうか確認できないことから、払戻金が計上されていないと断定できない申告(図表3の⑦)を集計したものである。

(注6) 1050万円以上の単位払戻金 一時所得の特別控除額(50万円)を控除した金額が1000万円以上となるように1050万円以上の単位払戻金とした。

図表3 平成27年分の一時所得の金額1000万円以上及び雑所得の収入金額1050万円以上の申告の状況

区分	集計した申告の詳細	件数
一時所得又は雑所得の収入金額に高額単位払戻金が計上されていないことが確認できた申告	③、④、⑤、⑥	(注) 延べ17,925件
一時所得又は雑所得の収入金額に高額単位払戻金が計上されている又は計上されている可能性があるとして認められた申告(高額払戻金申告)	①、②	69件
一時所得又は雑所得の収入金額に払戻金が計上されているかどうかを確認できなかった申告(確認不能申告)	⑦	218件
計延べ18,212件		
(集計した申告の詳細) 【確定申告書等に払戻金に関する記載があったもの】 ①収入金額に払戻金が1050万円以上計上されており、確定申告書等におけるレースを特定する記載や特定のレースの払戻金との金額の一致により、高額単位払戻金が計上されていると認められたもの ②確定申告書等に払戻金に関する詳細な記載がないことからレースを特定することができないが、収入金額に払戻金が1050万円以上計上されていることから、その内訳の中に高額単位払戻金が計上されている可能性があるとして認められたもの ③収入金額に払戻金が1050万円以上計上されているが、確定申告書等に払戻金に関する詳細な記載があり、これにより1050万円未満の単位払戻金のみが計上されていると判明したことから、高額単位払戻金が計上されていないことが確認できたもの ④収入金額に計上された払戻金が1050万円未満であることから、高額単位払戻金が計上されていないと確認できたもの 【確定申告書等に払戻金に関する記載がなかったもの】 ⑤収入金額に払戻金以外の金額のみが計上されていることから、払戻金が計上されていないことが確認できたもの ⑥収入金額のうちの内容が把握できない部分の総額が1050万円未満であり、これが払戻金であったとしても1050万円未満であることから、高額単位払戻金が計上されていないと確認できたもの ⑦収入金額のうちの内容が把握できない部分の総額が1050万円以上であるが、これがそもそも払戻金であるかどうか確認できないことから、払戻金が計上されていないと断定できないもの		

(注) 同一の納税者が一時所得と雑所得の申告を行ったものが84件含まれている。

そして、高額払戻金申告について所得の種類別にみると、図表4のとおり、一時所得54件(これに係る払戻金の額計23億4114万余円)、雑所得15件(同計43億9078万余円)、計69件(同計67億3193万余円)となっていた(各申告に係る払戻金のうち、1050万円未満の単位払戻金であることが明らかとなったものは集計の対象としていない。以下同じ。)

図表4 平成27年分の高額払戻金申告

	一時所得	雑所得	計
件数	54件	15件	69件
上記に係る払戻金の額	2,341,143千円	4,390,788千円	6,731,931千円

また、確認不能申告218件における高額単位払戻金の計上の状況については、検査の対象とした延べ18,212件のうち、その98.4%に当たる延べ17,925件が収入金額に高額単位払戻金を含まないものであったように、収入金額に高額単位払戻金が計上されていることはまれであると考えられることから、高額単位払戻金の計上はないものと推定しても大きな開差が生じないと考えられる。

イ 高額単位払戻金の発生状況

競馬等の各レースの開催日、レース名、払戻金等に関する情報は、施行者等によって公表されていることから、これを用いて、27年における高額単位払戻金を集計すると、図表5のとおり、計531口、127億4476万余円となっていた。

図表5 高額単位払戻金の状況(平成27年)

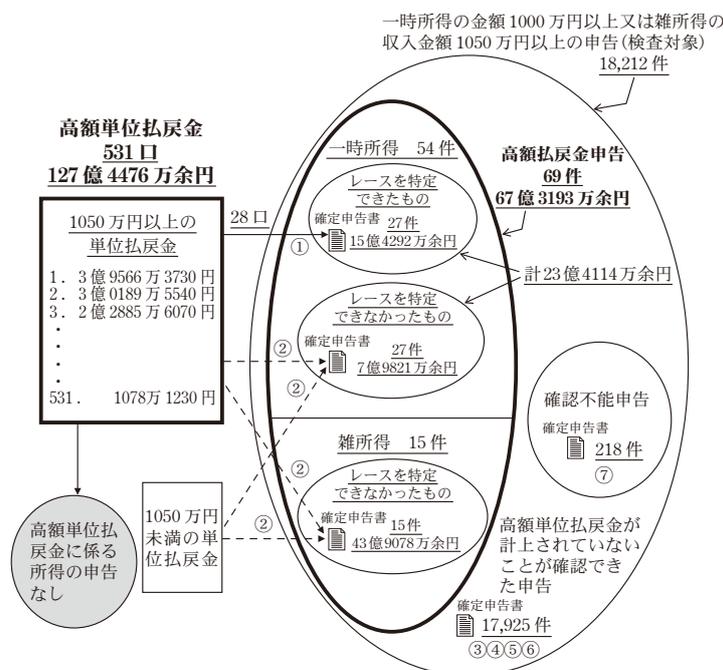
	中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース	計
投票単位	100円	50円	200円	100円	
高額単位払戻金の口数及び金額	509口 11,445,963千円	16口 447,670千円	5口 689,230千円	1口 161,899千円	531口 12,744,762千円
うち、指定重勝式投票法の口数及び金額	310口 7,303,836千円	16口 447,670千円	5口 689,230千円	1口 161,899千円	332口 8,602,636千円
1050万円以上5000万円未満	294口 4,580,764千円	14口 298,134千円	1口 34,747千円	—	309口 4,913,647千円
5000万円以上1億円未満	5口 465,102千円	2口 149,535千円	—	—	7口 614,637千円
1億円以上	11口 2,257,969千円	—	4口 654,482千円	1口 161,899千円	16口 3,074,351千円
うち、3連単の口数及び金額	199口 4,142,126千円	—	—	—	199口 4,142,126千円
1050万円以上3000万円未満	199口 4,142,126千円	—	—	—	199口 4,142,126千円
上記のうち単位払戻金の最高額	395,663千円 (指定重勝式投票法)	74,767千円 (指定重勝式投票法)	301,895千円 (指定重勝式投票法)	161,899千円 (指定重勝式投票法)	

- 注(1) モーターボート競走については、高額単位払戻金は発生していない。
 注(2) 中央競馬における3連単の投票単位は指定重勝式投票法と同様に100円である。
 注(3) 地方競馬(投票単位100円)については、高額単位払戻金は発生していない。
 注(4) 地方競馬において、投票単位50円のものについては、50円を超える場合は10円ごとに投票可能である。通常は50円単位で投票されることが多いため、「高額単位払戻金の口数及び金額」欄は、50円を1口として計算している。
 注(5) 競輪(投票単位100円)については、高額単位払戻金は発生していない。

ウ 高額単位払戻金に係る所得の申告の状況

申告における払戻金の計上状況と高額単位払戻金の発生状況との関係を整理して、高額単位払戻金531口、127億4476万余円に係る所得の申告の状況について検討すると、次のとおりである(図表6参照)。

図表6 高額単位払戻金と検査対象とした申告の関係(概念図)



- 注(1) 実線の矢印は計数を把握できたもの、破線の矢印は計数を把握できなかったものである。
 注(2) 図中の①から⑦は、それぞれ図表3の①から⑦に対応する。

高額払戻金申告 69 件の内訳は、前記のとおり一時所得 54 件、雑所得 15 件となっている。

69 件のうち図表 3 の①に当たる「収入金額に払戻金が 1050 万円以上計上されており、確定申告書等におけるレースを特定する記載や特定のレースの払戻金との金額の一致により、高額単位払戻金が計上されていると認められたもの」は 27 件であり、これらは全て一時所得による申告であった。そして、これらについては高額単位払戻金 531 口のうちの 28 口(指定重勝式投票法 22 口及び 3 連単 6 口)の 15 億 4292 万余円が収入金額として計上されているものと考えられる。

一時所得の申告 54 件のうち、上記の 27 件を除く残りの 27 件(計上されている払戻金の額計 7 億 9821 万余円)については、図表 3 の②に当たる「確定申告書等に払戻金に関する詳細な記載がないことからレースを特定することができないが、収入金額に払戻金が 1050 万円以上計上されていることから、その内訳の中に高額単位払戻金が計上されている可能性がある」と認められたものである。そして、これらについては、1050 万円未満の単位払戻金がどの程度計上されているか確定することが困難であることから、収入金額として計上されている高額単位払戻金の額の上限は 7 億 9821 万余円となる。

また、雑所得の申告 15 件(計上されている払戻金の額計 43 億 9078 万余円)は、図表 3 の②に当たる「確定申告書等に払戻金に関する詳細な記載がないことからレースを特定することができないが、収入金額に払戻金が 1050 万円以上計上されていることから、その内訳の中に高額単位払戻金が計上されている可能性がある」と認められたもののうち、上記の「残りの 27 件」以外のものである。これらについては、払戻金に対する必要経費の率が全て 60% を超え、このうち 13 件は 80% を超えているなどしており、偶然性の影響を減殺するために年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の投票券を購入し続けてきたもの(前記の雑所得に該当することとなるための条件①に該当)であるとみられる。そして、高額単位払戻金が期待される投票券については、的中確率が極めて低くなることを考えると、上記のような工夫をしながら投票券を購入する者が購入の対象とする可能性は低く、雑所得の申告 15 件において収入金額として高額単位払戻金が計上されているとしてもその数及びこれに係る払戻金の額は限定的であると考えられる。

したがって、高額単位払戻金 531 口、127 億 4476 万余円に係る所得については、レースを特定できた一時所得の申告 27 件により 28 口分の 15 億 4292 万余円に係る所得は申告されていると考えられ、これに加えて、レースを特定できなかった一時所得の申告 27 件により計上されている額の上限である 7 億 9821 万余円に係る所得が申告されているとすると、計 23 億 4114 万余円に係る所得が申告されていることになる。そして、確認不能申告 218 件については高額単位払戻金の計上はないと推定しても大きな開差は生じないと考えられること、雑所得の収入金額に計上されている高額単位払戻金は限定的であると考えられることを踏まえると、高額単位払戻金 100 億円程度に係る所得については、その多くが申告されていないものと考えられる。

このように、所得税においては申告納税制度の下、納税者が自主的に所得等を申告することとされているため、一定の申告漏れが生じ得ることを踏まえても、なお多額の競馬等の払戻金に係る所得が申告されていないと認められる状況となっていた。

そして、払戻金の支払の際に本人確認を行う仕組みが整備されていないことなども合わせてみると、納税者において、競馬等の高額な払戻金を得た場合に申告を行うようにすることが定着していない状況がうかがわれた。

また、競馬等の払戻金に係る所得の申告について、国税庁における周知の状況を確認したところ、記者発表、確定申告の手引き及び国税庁ホームページなどを通じて確定申告が必要となる旨の周知を行っていたものの、競馬等の施行者に協力を求めて適正な申告を促すなど、方法を工夫して広報を充実させる余地があると認められた。

(2) 税務調査等による所得の捕捉の状況

前記のとおり、検査対象とした申告延べ 18,212 件のうち、高額払戻金申告は 69 件であり、これらは、一時所得又は雑所得の収入金額に高額単位払戻金 531 口のうちのいずれかが計上されている又は計上されている可能性があるとして認められた申告である。そこで、高額払戻金申告 69 件に関する税務署等の税務調査等の状況を確認することにより、高額単位払戻金 531 口について、税務調査等による所得の捕捉の状況を検査することとした。

検査したところ、図表 7 のとおり、高額払戻金申告 69 件のうち、税務調査等によって申告を行っていたものは 10 件、税務調査等によらずに申告を行っていたものは 59 件であった。

図表 7 高額払戻金申告に関する税務調査等の状況 (単位：件)

	所得の種類	件数
税務調査等による申告	一時所得	9
	雑所得	1
	計	10
税務調査等によらずに行った申告	一時所得	45
	雑所得	14
	計	59
合計		69

そして、税務調査等によって申告を行っていた 10 件について、税務調査等の内容を確認したところ、競馬等の払戻金以外の事項に関して疑義があったため税務調査を行い、結果的に競馬等の払戻金に係る所得の申告漏れが判明したもの 9 件及び所得の計算方法に関して疑義があったため行政指導を行ったもの 1 件であり、高額単位払戻金 531 口に係る所得の捕捉としては、当初から競馬等の払戻金に係る所得の申告漏れに着目して税務調査等が行われていたものはなかった。これは、税務署等において、個々の競馬等の高額な払戻金に関して支払調書等により確実な情報を入手することとなっていないことから生じたものと思料された。

このように、競馬等の高額な払戻金を得た納税者が、自主的に申告を行わない場合には、税務調査等において、払戻金の支払があったことを十分に捕捉することが困難な状況

となっていると認められた。

さらに、前記の申告漏れが判明したものの9件(いずれも一時所得)の税務調査の内容についてみると、8件において、納税者に払戻金が支払われたレースを特定するための確実な情報を入手することができず、的中した投票券に対する購入額を把握していなかった。そのため、的中した投票券ごとの控除額の代わりに、日ごと又は週等ごとの取引記録により、的中しなかった投票券を含む投票券の購入額の総額に基づくなどして控除額を算定しており、8件の払戻金計8億4497万余円に対して控除額計4億0190万余円を容認せざるを得ない状況となっていた。これは、税務署等において、個々の競馬等の高額な払戻金に関して支払調書等により確実な情報を入手することとなっていないことから生じたものと思料された。

このように、競馬等の高額な払戻金について、税務調査等において、払戻金から控除すべき額を十分に捕捉することが困難な状況となっていると認められた。

4 本院の所見

近年、競馬等においては払戻金が高額になることがある種類の投票法による投票が普及している一方、競馬等の払戻金に係る支払については、これまで所得税法において、支払調書及び源泉徴収の対象とされてきていない。また、払戻金の支払の際における本人確認に関しては現行の法令において規定が設けられておらず、高額な払戻金であっても、払戻金の支払の際に本人確認を行う仕組みは整備されていない。

検査したところ、27年分の申告における払戻金の計上状況については高額払戻金申告69件、これに係る払戻金の額67億3193万余円となっており、27年における高額単位払戻金の発生状況については531口、127億4476万余円となっていた。そして、高額単位払戻金531口、127億4476万余円に係る所得の申告の状況について検討すると、高額単位払戻金100億円程度に係る所得については、その多くが申告されていないものと考えられる。

このように、所得税においては申告納税制度の下、納税者が自主的に所得等を申告することとされているため、一定の申告漏れが生じ得ることを踏まえても、なお多額の競馬等の払戻金に係る所得が申告されていないと認められる状況となっていた。

そして、払戻金の支払の際に本人確認を行う仕組みが整備されていないことなども合わせてみると、納税者において、競馬等の高額な払戻金を得た場合に申告を行うようにすることが定着していない状況がうかがわれた。

一方、国税庁は、納税者に対し、競馬等の払戻金に係る所得について確定申告が必要となる旨の周知を行ってはいたものの、競馬等の施行者に協力を求めて適正な申告を促すなど、方法を工夫して広報を充実させる余地があると認められた。

また、高額払戻金申告69件に関する税務署等の税務調査等の状況をみることにより、高額単位払戻金531口について、税務調査等による所得の捕捉の状況をみたところ、税務調査等による申告10件のうちに当初から競馬等の払戻金に係る所得の申告漏れに着目して税務調査等が行われていたものはなく、競馬等の高額な払戻金を得た納税者が、自主的に申告を行わない場合には、税務調査等において、競馬等の払戻金の支払があったことを十分に捕捉することなどが困難な状況となっていると認められた。

については、本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、国税庁において、納税者に適正な申告を促す広報を充実させるとともに、財務省において、競馬等の払戻金に係る所得に対し、適正な課税の確保に資する所得の捕捉等に関する様々な制度の在り方について、関係する省庁等との議論を踏まえ検討していくことが必要である。

本院としては、今後とも競馬等の払戻金に係る所得に対する課税について、引き続き注視していくこととする。

第3 開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した場合における個人事業者の消費税の納税義務の免除について

検査対象	財務省、国税庁、58 税務署
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した個人事業者の消費税の納税義務の免除の概要	開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した個人事業者においても新規に事業を開始した個人事業者と同様に事業を開始した年とその翌年の納税義務を免除するもの
検査の対象とした個人事業者数	312 人(平成 26 年度～28 年度)
上記のうち納付消費税額の推計が可能な個人事業者数及びその課税標準額の推計額	212 人(延べ 423 人) 113 億 4060 万円
免税となっている納付消費税額の推計額	2 億 2388 万円(平成 26 年度～28 年度)

1 検査の背景

(1) 消費税の仕組み

消費税は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき製造、卸売、小売等の各取引段階の売上げに課税され、その税相当額が順次価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されている。そして、消費税法では、前段階で課税されている消費税が各段階で二重、三重に累積的に課税されないように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額(以下「控除対象仕入税額」という。)を控除する仕組みを採っている。消費税の納税義務者となるのは、国内において課税資産の譲渡等を行う事業者(注1)となっている。

(注1) 事業者 個人事業者及び法人

(2) 事業者免税点制度

消費税については、消費一般に幅広く負担を求めるという課税の趣旨等から、消費税の納税義務を免除される事業者(以下「免税事業者」という。)は極力設けないことが望ましいとされている。一方、小規模事業者の消費税に係る事務処理能力等を勘案する必要があることから、原則として、個人事業者は課税期間(注2)の前々年、法人は課税期間の前々事業年度(以下、これらを「基準期間」という。)における課税売上高が 1000 万円以下の事業者について消費税の納税義務を免除することとされている(以下、この消費税の納税義務が免除される仕組みを「事業者免税点制度」という。)

(注2) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度

(3) 新規事業者の納税義務の免除

消費税における納税義務の有無の判定は、基準期間における課税売上高により行うこととなっている。これは、事業者がその課税期間の開始に当たり、自らが納税義務者となるかどうかを判断した上で、納税義務者となる場合は、取引価額に消費税相当額を適正に上乘せする必要があることから、課税期間の開始前までに納税義務者となるかどうかを予知する必要があることによるものである。

新規に事業を開始した事業者の場合、図表1のとおり、個人事業者については、新規開業年及びその翌年に係る基準期間が、いずれも事業の開始前となるため、課税売上高がなく、当該期間における課税売上高が1000万円以下の事業者となることから、事業者免税点制度により、原則として新規開業年及びその翌年の消費税の納税義務が免除されている。また、法人については、設立事業年度及びその翌事業年度に係る基準期間が存在しないことから、当該期間における課税売上高がなく、事業者免税点制度により、原則として設立事業年度及びその翌事業年度の消費税の納税義務が免除されている。

そして、個人事業者が引退して親族等に事業を任せることにした場合においては、所得税法(昭和40年法律第33号)等に基づき、個人事業者は廃業の届出書に事業を引き受けた先の個人(以下「新経営者」という。)の氏名、事業を廃止した日等を記載し、税務署長に事業の廃止を届け出て、親族等の当該新経営者は開業の届出書に当該事業の廃止を届け出た個人事業者(以下「旧経営者」という。)の氏名、事業を開始した日等を記載し、税務署長に当該事業の開始を届け出る一連の手続を行うことになる(以下、この一連の手続のことを「開廃業手続による事業の引継ぎ」という。)。このような開廃業手続による事業の引継ぎの場合、新経営者は、新規に事業を開始した個人事業者と同様に、開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した年及びその翌年に係る自らの基準期間における課税売上高がないことから、旧経営者が消費税の納税義務者であったとしても、事業者免税点制度により原則として開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した年及びその翌年の消費税の納税義務が免除される。

一方、新設法人のうち、設立事業年度及びその翌事業年度の開始日における資本金の額又は出資の金額が1000万円以上の法人や1000万円未満であっても一定規模の大規模な事業者等が設立した法人については、上記の事業年度に係る基準期間は存在しないが消費税の納税義務は免除されないこととなっている。これは、設立当初から相当の売上高を有することもあると考えられることから、基準期間が存在しないという理由だけで免税事業者とすることは、事業者免税点制度の趣旨に反するとされていることなどによるものである。

図表1 平成26年中に新規に事業を開始した個人事業者及び法人並びに開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した個人事業者の消費税の納税義務(概念図)

		平成24年1月	25年1月	26年1月	27年1月	28年1月	29年1月
		24年課税期間分	25年課税期間分	26年課税期間分	27年課税期間分	28年課税期間分	29年課税期間分
		↑ 開廃業手続による事業の引継ぎ 又は 新規開業					
課税売上高	旧経営者	2000万円	2000万円	800万円	—	—	
	新経営者 新規開業 (個人事業者・法人)	—	—	1200万円	2000万円	2000万円	
事由等	開廃業手続による事業の引継ぎ	旧経営者	納税義務者	納税義務者	納税義務者	—	—
	新経営者	—	—	免税事業者	免税事業者	納税義務者	
新規開業(個人事業者)		—	—	免税事業者	免税事業者	納税義務者	
新規開業(法人)		—	—	免税事業者	免税事業者	納税義務者	
[資本金等1000万円以上又は一定規模の大規模な事業者等が設立した法人]		—	—	納税義務者	納税義務者	納税義務者	

(4) 個人事業者を取り巻く状況

平成21年以降の事業者数の推移をみると、図表2のとおり、200万人を超える個人が事業を営んでいる。また、産業別に示した事業主の年齢階級別の事業所数の割合をみると、図表3のとおり、調査対象となつたいずれの産業においても、事業主の年齢が60歳以上となつている事業所数の割合は6割を超えている。小規模企業者の平均引退年齢が70歳前後といわれていることから、親族等へ事業を引き継がない個人事業者がいることを考慮しても、今後、多くの個人が、引退する個人事業者から開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始することが見込まれる状況である。

(注3) 小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業の場合は5人)以下の個人事業者及び法人の経営者

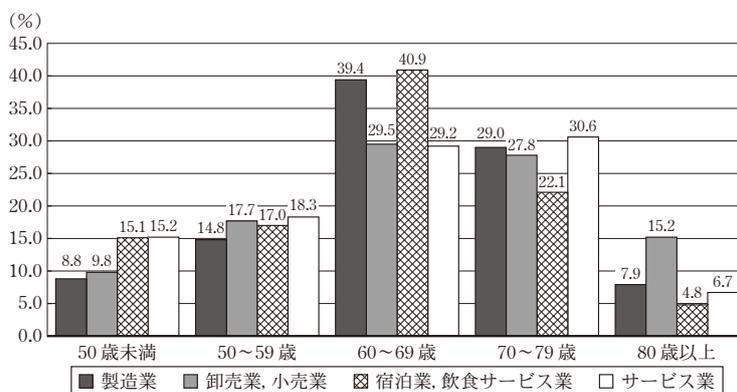
図表2 事業者数の推移 (単位：人)

区分	平成21年	24年	26年
個人	2,426,234	2,175,262	2,089,716
法人	2,054,519	1,952,953	2,008,568
計	4,480,753	4,128,215	4,098,284

注(1) 総務省「経済センサス-基礎調査」及び総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」を基に本院が作成した。

注(2) 上記の経済センサスでは、単位を企業等数としている。

図表3 産業別に示した事業主の年齢階級別の事業所数の割合



出典：総務省「個人企業経済調査(構造編)(平成27年)」

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、23年次の検査において消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除に着目して検査した状況を、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、23年10月に国会及び内閣に報告した。この中で、資本金の額又は出資の金額が1000万円未満の新設法人の中に、設立事業年度から相当の売上高を有する法人や法人成り後も相当の売上高を有しているのに設立事業年度及びその翌事業年度において免税事業者となっている法人が相当数見受けられることなどを記述したところである。

今回、本院は、前記のとおり、親族等へ事業を引き継がない個人事業者がいることを考慮しても、今後、多くの個人が、引退する個人事業者から開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始することが見込まれる状況であることを踏まえて、事業者のうち法人以外の個人事業者において、消費税の納税義務者であった旧経営者から開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した新経営者が、新規に事業を開始した事業者と同様に、事業者免税点制度により、原則として開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した年及びその翌年の消費税の納税義務が免除されている状況について検査した。検査に当たっては、有効性等の観点から、開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した新経営者の事業収入等^(注5)の状況は、納税義務を免除することが適切な状況となっているか、旧経営者と新経営者の事業には、消費税に係る事務処理能力を含む事務処理の体制等に継続性がないかなどに着眼して検査した。

(注4) 法人成り 個人事業者が行っていた事業を新設法人へ引き継ぐこと

(注5) 事業収入等 事業収入及び不動産収入

(2) 検査の対象及び方法

本院は、58税務署^(注6)において、26年中に開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を廃止した旧経営者のうち25、26両年課税期間分の消費税の納税義務者であった者と、開廃業手続による当該事業の引継ぎを行って事業を開始して事業者免税点制度の適用を受けている新経営者各312人に係る所得税及び消費税の確定申告書等、所得税青色申告決算書等、個人事業の開業・廃業等届出書により、事業者免税点制度の適用状況等について分析するなどして会計実地検査を行った。また、財務省及び国税庁において、事業者免税点制度等の趣旨を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注6) 58税務署 札幌西、函館、帯広、釜石、仙台南、大河原、山形、郡山、宇都宮、前橋、所沢、春日部、越谷、松本、千葉西、松戸、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、本郷、江東西、大森、世田谷、渋谷、中野、杉並、豊島、板橋、横浜中、神奈川、川崎南、横須賀、小田原、福井、昭和、熱田、豊橋、一宮、北、東、南、堺、豊能、富田林、葛城、出雲、岡山西、徳島、松山、福岡、西福岡、大分各税務署

3 検査の状況

(1) 旧経営者及び新経営者に係る事業収入等の状況等

上記の旧経営者及び新経営者各312人のうち、旧経営者及び新経営者の所得税青色申告決算書等により、旧経営者が開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を廃止した年分

及びその前年分における事業収入等と、新経営者が開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した年分から3年間分の事業収入等が把握できた旧経営者及び新経営者各212人の事業収入等の状況をみると、図表4のとおり、25年から28年までの各年分に係る事業収入等計は、それぞれ旧経営者に係る68億6895万余円、旧経営者及び新経営者に係る69億8507万余円、新経営者に係る70億2994万余円及び69億9430万余円となっており、26年から28年までの各年分に係る新経営者の事業収入等計の合計は、151億6486万余円となっている。

図表4 事業収入等の状況等 (単位：人、千円)

区 分	平成25年分 (旧経営者)	26年分 (旧経営者及び新経営者)		27年分 (新経営者)	28年分 (新経営者)	合 計 (新経営者)			
		旧経営者	新経営者						
人 数	212	274	212	62	212	212			
消費税の納 税義務者	212	212	212	0	0	38			
消費税の免 税事業者	0	62	0	62	212	174			
等事 業の 業 状 収 入 況 入	事業収入等 計	6,868,957	6,985,078	5,844,464	1,140,613	7,029,947	6,994,301	15,164,862	
消 費 税 の 課 税 の 状 況	課税標準額 計	5,979,054	5,000,663	5,000,663	免 税	免 税	免 税	1,237,590	1,237,590
	納付消費税 額計	78,164	84,431	84,431				33,198	33,198

注(1) 平成26年中に開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を廃止した旧経営者を対象としているため、26年分の事業収入等計は旧経営者分と新経営者分とがある。また、旧経営者212人のうち150人については26年12月31日に開廃業手続による事業の引継ぎを行ったため、26年分に係る新経営者は62人となっている。

注(2) 平成28年分においては、新経営者の基準期間(26年分)における課税売上高が1000万円を超えていることなどにより納税義務者となっている新経営者は38人、免税事業者となっている新経営者は174人となっている。

旧経営者の事業収入等と新経営者の事業収入等を比較するに当たっては、26年中に旧経営者が開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を廃止していることから、同年分は、旧経営者又は新経営者の1年を通じた事業収入等となっていないため、26年分の事業収入等を比較に用いることができない。

そこで、前記の旧経営者及び新経営者各212人の事業収入等について、旧経営者の25年分と新経営者の27年分との関係をみると、図表5のとおり、旧経営者と新経営者の双方の事業収入等が「1000万円超2000万円以下」となっている者が各58人、「2000万円超4000万円以下」となっている者が各56人、「4000万円超6000万円以下」となっている者が各21人、「6000万円超」となっている者が各10人となっており、これらの計各145人は旧経営者及び新経営者の事業収入等が同一の金額区分に属していた。そして、旧経営者の事業収入等が1億円超だった4人については、その新経営者の事業収入等も引き続き1億円超となっていた。

また、残りの新経営者 67 人のうち計 43 人に係る 27 年分の事業収入等は、旧経営者の 25 年分の事業収入等よりも高額の金額区分に属していた。

図表 5 旧経営者と新経営者の各経営者別に係る事業収入等の状況 (単位：人)

区 分	旧経営者の平成 25 年分の事業収入等						計	
	1000 万円超 2000 万円以下	2000 万円超 4000 万円以下	4000 万円超 6000 万円以下	6000 万円超 8000 万円以下	8000 万円超 1 億円以下	1 億円超		
新 経 営 者 の 平 成 27 年 分 の 事 業 収 入 等	1 億円超	0	0	0	0	1	4	5
	8000 万円超 1 億円以下	0	0	0	2	3	0	5
	6000 万円超 8000 万円以下	0	1	7	3	0	0	11
	4000 万円超 6000 万円以下	0	14	21	2	0	0	37
	2000 万円超 4000 万円以下	18	56	7	0	0	0	81
	1000 万円超 2000 万円以下	58	10	0	0	0	0	68
	1000 万円以下	4	1	0	0	0	0	5
計	80	82	35	7	4	4	212	

(注) 網掛け部分は、新経営者の事業収入等が旧経営者の事業収入等と同一の金額区分に属している新経営者(計 145 人)を示しており、また、斜線箇所部分は、新経営者の事業収入等が旧経営者の事業収入等よりも高額の金額区分に属している新経営者(計 43 人)を示している。

さらに、前記の新経営者 212 人のうち、26 年から 28 年までの各課税期間分において免税事業者となっていた 62 人、212 人及び 174 人について、消費税の納税義務者であったとして、課税標準額を推計(以下、推計した課税標準額を「推計課税標準額」という。)すると、図表 6 のとおり、それぞれ計 10 億 2558 万余円、計 60 億 1290 万余円及び計 47 億 4121 万余円となる。また、1 年を通じた推計課税標準額を算定できた 27、28 年両課税期間分における推計課税標準額が 1000 万円を超えている新経営者は、それぞれ 204 人(96.2%)及び 164 人(94.2%)となっていた。

(注 7) 課税標準額を推計 免税期間の課税標準額は、新経営者が納税義務者となった課税期間分の消費税の課税標準額と対応する年分の所得税における事業収入等に対する消費税の課税標準額の割合を算出し、その割合を免税期間分に対応する年分の所得税における事業収入等に乗じて推計している。また、新経営者が納税義務者となっていない場合等においては、旧経営者の事業収入等に対する消費税の課税標準額の割合を算出し、その割合を当該新経営者の事業収入等に乗じて推計している。

図表6 新経営者に係る推計課税標準額の状況等 (単位：人、%、円)

区 分	平成26年課税期間分			27年課税期間分			28年課税期間分		
	人数	構成比	推計課税標準額	人数	構成比	推計課税標準額	人数	構成比	推計課税標準額
課税標準額を推計した新経営者計	62	100.0	1,025,583,000 (16,541,000)	212	100.0	6,012,908,000 (28,362,000)	174	100.0	4,741,214,000 (27,248,000)
推計課税標準額が1000万円超の新経営者	36	58.0	861,063,000 (23,918,000)	204	96.2	5,945,590,000 (29,145,000)	164	94.2	4,654,374,000 (28,380,000)
推計課税標準額が1000万円以下の新経営者	26	41.9	164,520,000 (6,327,000)	8	3.7	67,318,000 (8,414,000)	10	5.7	86,840,000 (8,684,000)

注(1) ()内の数字は、1人当たり平均推計課税標準額である。

注(2) 平成26年中に開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した新経営者は62人であり、当該新経営者の26年課税期間分においては、1年を通じた事業収入等ではないことから、推計課税標準額も1年を通じた推計額となっていない。

注(3) 平成28年分においては、新経営者の基準期間(26年分)における課税売上高が1000万円を超えていることなどにより納税義務者となっている新経営者は38人、免税事業者となっている新経営者は174人となっている。

注(4) 構成比は、各項目の人数が各課税期間における全体の人数に占める割合である。小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100%にならない。

これらの状況を踏まえると、多くの場合、新経営者に係る事業収入等は、消費税の納税義務者であった旧経営者と同程度となっていて、新経営者の推計課税標準額は旧経営者の課税標準額と同様に1000万円を超えている状況になっていると思料される。

(2) 旧経営者及び新経営者に係る事業の継続性

ア 新経営者に係る開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した日以後の業種の継続状況及び事業の開始までの期間の状況

前記の旧経営者及び新経営者各212人について、旧経営者及び新経営者の所得税の確定申告書等により、それぞれの業種をみると、図表7のとおり、開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した日から28年末までの期間において、新経営者212人全員が旧経営者と同一の業種となっている。このことを踏まえると、多くの場合、新経営者に係る業種は消費税の納税義務者であった旧経営者と同一の業種を引き続き継続している状況になっていると思料される。

図表7 開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した日から平成28年末までの期間における業種の継続状況 (単位：人、%)

区 分	人 数	
	人数	構成比
旧経営者と同一の業種となっていた新経営者	212	100.0
旧経営者と異なる業種となっていた新経営者	0	0.0
計	212	100.0

(注) 構成比は、各項目の人数が全体の人数に占める割合である。

また、前記の旧経営者及び新経営者各212人のうち、個人事業の開業・廃業等届出書により、旧経営者が事業を廃止した日と新経営者が事業を開始した日を把握できた旧経営者及び新経営者各206人について、それぞれ事業を廃止した日から事業を開始した日までの期間をみると、図表8のとおり、旧経営者が事業を廃止した当日に事業を開始し

た新経営者は6人(2.9%)、旧経営者が事業を廃止した翌日に事業を開始した新経営者が193人(93.6%)、計199人(96.6%)となっている。このことを踏まえると、多くの場合、新経営者が事業を開始する日は、旧経営者が事業を廃止する当日又は翌日となっていて、事業は途切れず継続して行われている状況になっていると思料される。

図表8 旧経営者が事業を廃止した日から新経営者が事業を開始した日までの期間の状況
(単位：人、%)

区 分	人 数	構 成 比
		(%)
旧経営者が事業を廃止した当日又は翌日に事業を開始した新経営者	199	96.6
事業を廃止した当日に事業を開始した新経営者	6	2.9
事業を廃止した翌日に事業を開始した新経営者	193	93.6
旧経営者が事業を廃止した翌々日(2日目)以降30日目までの間に事業を開始した新経営者	4	1.9
旧経営者が事業を廃止して31日目以降に事業を開始した新経営者	3	1.4
計	206	100.0

(注) 構成比は、各項目の人数が全体の人数に占める割合である。小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100%にならない。

イ 事業への従事状況等

前記の旧経営者及び新経営者各212人のうち、旧経営者及び新経営者の所得税青色申告決算書等により、開廃業手続による事業の引継ぎの状況が把握できた旧経営者及び新経営者各161人について、新経営者の旧経営者との関係を見ると、図表9のとおり、続柄等により旧経営者の親族と判断された新経営者が131人、旧経営者に係る給与賃金の支払状況等により従業員と判断された新経営者が27人、親族や従業員と判断できなかった新経営者が3人となっていた。

また、上記の新経営者161人についてみると、新経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行う前に旧経営者の事業に従事し、旧経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行った後に新経営者の事業に従事していた状況となっていた者が109人(67.7%)、新経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行う前に旧経営者の事業に従事していたが、旧経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行った後に新経営者の事業に従事していなかった状況となっていた者が38人(23.6%)となっており、新経営者計147人(91.3%)が旧経営者の事業に従事していた状況となっていた。

これらの状況を踏まえると、多くの場合、新規に事業を開始した個人事業者においては消費税に係る事務処理能力を含む事務処理の体制を新たに構築する必要があるのに比べて、開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始する新経営者は、消費税に係る事務処理能力を含む事務処理の体制について、消費税の納税義務者であった旧経営者から引き継いでいる状況になっていると思料される。

図表9 旧経営者及び新経営者の事業への従事状況等

(単位：人、%)

区分	旧経営者の親族と判断された新経営者	旧経営者の従業員と判断された新経営者	旧経営者の親族や従業員と判断できなかった新経営者	計		
				人数	構成比	
新経営者の従事状況	旧経営者の事業に従事していた新経営者	120	27	0	147	91.3
	新経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行う前に旧経営者の事業に従事し、旧経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行った後に新経営者の事業に従事していたもの	93	16	0	109	67.7
	新経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行う前に旧経営者の事業に従事していたが、旧経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行った後に新経営者の事業に従事していなかったもの	27	11	0	38	23.6
	旧経営者の事業に従事していなかった新経営者	11	0	3	14	8.6
	新経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行う前に旧経営者の事業に従事しておらず、また、旧経営者も開廃業手続による事業の引継ぎを行った後に新経営者の事業に従事していなかったもの	10	0	3	13	8.0
	新経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行う前に旧経営者の事業に従事していなかったが、旧経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行った後に新経営者の事業に従事していたもの	1	0	0	1	0.6
計	131	27	3	161	100.0	

(注) 構成比は、各項目の人数が全体の人数に占める割合である。小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100%にならない。

前記のとおり、多くの場合、新経営者に係る事業収入等は、消費税の納税義務者であった旧経営者と同程度となっていて、新経営者の推計課税標準額は旧経営者の課税標準額と同様に1000万円を超えている状況であり、そして、新経営者における旧経営者から引継ぎを受けた業種の継続状況、事業の開始までの期間の状況及び消費税に係る事務処理能力を含む事務処理の体制の引継ぎの状況からみて、旧経営者と新経営者の事業には事業の継続性がある状況になっていると思料される。一方、新経営者は、開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した年及びその翌年に係る基準期間における課税売上高がないことから、事業者免税点制度により、原則として開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した年及びその翌年の消費税の納税義務が免除されている。

そこで、前記の新経営者212人について、消費税の納税義務者であったとして、図表6に示した推計課税標準額に基づき事業を開始した年及びその翌年における納付消費税額を推計(以下、推計した納付消費税額を「推計納付消費税額」という。)すると、図表10のとおり、26年から28年までの各課税期間分については、それぞれ62人に係る計2655万余円、212人に係る計1億2108万余円及び149人に係る計7623万余円となり、26年から28年までの各課税期間分に係る新経営者延べ423人に係る推計納付消費税額の合計は、2億2388万余円となる。

(注8) 納付消費税額を推計 免税期間の納付消費税額は、新経営者が納税義務者となった課税期間の消費税額に対する同期間の控除対象仕入税額等の割合を算出し、その割合を免税期間における消費税額(推計課税標準額に国税分に係る消費税率(平成26年3月31日以前は4%、同年4月1日以後は6.3%)を乗じた額)に乗ずるな

どして推計している。また、新経営者が納税義務者となっていない場合等においては、旧経営者の控除対象仕入税額等の割合を算出し、その割合を当該新経営者の推計課税標準額から算出した消費税額に乗ずるなどして推計している。

図表 10 推計納付消費税額等の額 (単位：人、円)

区 分	平成 26 年課税期間分	27 年課税期間分	28 年課税期間分	合 計
人 数	62	212	149	423
推計課税標準額計	1,025,583,000 (16,541,000)	6,012,908,000 (28,362,000)	4,302,118,000 (28,873,000)	11,340,609,000
推計納付消費税額計	26,558,500 (428,300)	121,087,200 (571,100)	76,235,900 (511,600)	223,881,600

注(1) ()内の数字は、1人当たり平均推計課税標準額又は平均推計納付消費税額である。

注(2) 平成 28 年課税期間分については、図表 6 の 28 年課税期間分に係る新経営者 174 人から、図表 6 の 26 年課税期間分の推計課税標準額が 1000 万円以下の新経営者 26 人のうち 28 年課税期間分において納税義務者となった 1 人を除いた 25 人を除く 149 人について推計している。

(1)及び(2)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

消費税の納税義務者であった旧経営者 A の子である新経営者 B は、自動車の整備工場の事業を営んでいた旧経営者 A から平成 26 年 12 月 31 日に開廃業手続による事業の引継ぎを行って、27 年 1 月 1 日から自動車の整備工場の事業を開始しており、新経営者 B の事業収入等は、27 年分 6645 万余円、28 年分 5634 万余円と、旧経営者 A の事業収入等 25 年分 5429 万余円と同額以上となっていて、27、28 両年課税期間分における推計課税標準額はそれぞれ 59,821,000 円及び 50,721,000 円となり、旧経営者の課税標準額と同様に 1000 万円を超えている。そして、新経営者 B は、開廃業手続による事業の引継ぎを行う前において旧経営者 A の事業に専ら従事しており、開廃業手続による事業の引継ぎを行った日以後においては、旧経営者 A が新経営者 B の事業に専ら従事していた。

消費税の課税関係についてみると、新経営者 B は、27、28 両年課税期間分に係る基準期間における課税売上高がないことから、免税事業者となっていた。そこで、新経営者が 27、28 両年において消費税の納税義務者であったとして、上記の推計課税標準額に基づき、27、28 両年課税期間分の推計納付消費税額を推計すると、それぞれ 137 万余円及び 116 万余円となり、推計納付消費税額の合計は、254 万余円となる。

4 本院の所見

消費税については、消費一般に幅広く負担を求めるとい課税の趣旨等から、免税事業者は極力設けないことが望ましいとされている一方、小規模事業者の消費税に係る事務処理能力等を勘案して事業者免税点制度が設けられている。そして、個人事業者については、新経営者は開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した年及びその翌年に係る基準期間における課税売上高がないことから、事業者免税点制度により、原則として開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した年及びその翌年の新経営者は消費税の納税義務が免除されることとなっている。

消費税に関する国民の関心が高まっている中で、本院は、上記のような状況を踏まえて、開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した新経営者の事業収入等の状況は、納税義務を免除することが適切な状況となっているかなどに着眼して検査したところ、多くの

場合、新経営者に係る事業収入等は、消費税の納税義務者であった旧経営者と同程度となっていて、新経営者の推計課税標準額は旧経営者の課税標準額と同様に1000万円を超えている状況であり、そして、新経営者における旧経営者から引継ぎを受けた業種の継続状況、事業の開始までの期間の状況及び消費税に係る事務処理能力を含む事務処理の体制の引継ぎの状況からみても、旧経営者と新経営者の事業には事業の継続性がある状況であると思料された。

したがって、上記の状況に鑑みると、開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した新経営者が、事業を開始した年及びその翌年に係る基準期間については、当該期間における課税売上高がないため、事業者免税点制度により免税事業者となっている現状は、小規模事業者の消費税に係る事務処理能力等を勘案して消費税の納税義務を免除する事業者免税点制度の趣旨に沿ったものとはなっていないと思料される。

については、本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、消費税に関わる幅広い議論が十分なされるよう、財務省において、事業者免税点制度等の在り方について、引き続き、様々な観点から有効性及び公平性を高めるよう検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも事業者免税点制度を含む消費税全般について、引き続き注視していくこととする。

第4 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について

検査対象	日本銀行、財務省
業務の根拠	日本銀行法(平成9年法律第89号)等
日本銀行の業務の概要	日本銀行券の発行、国庫金の取扱い、国債に関する国の事務、通貨及び金融の調節、金融機関の間における資金決済の円滑に資する業務、信用秩序の維持に資するための業務等
平成29年度末の長期国債の残高	426兆5674億円
平成29年度末の日銀当座預金の残高	378兆2379億円
平成29年度末の自己資本の残高	8兆2248億円
平成29年度の国庫納付金の額	7265億円

1 検査の背景

(1) 日本銀行の金融調節

日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」という。)の残高を増減させることにより、金融市場における資金過不足の調整(以下「金融調節」という。)を行っている。

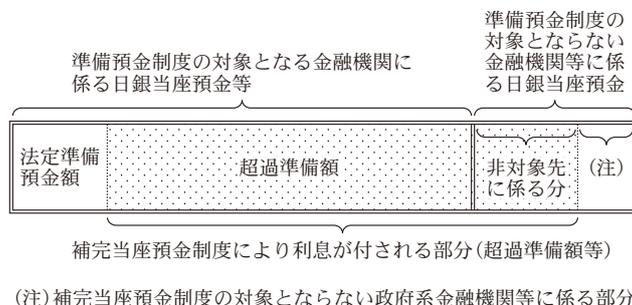
また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(以下、日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」という。)のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額(以下「法定準備預金額」という。)を超える額(以下「超過準備額」という。)並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等(以下「非対象先」という。)に係る日銀当座預金(以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。)について、それぞれ政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである(図1参照)。

(注1) 準備預金制度 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

(注2) 準備預り金 準備預金制度の対象となる金融機関のうち日本銀行と当座預金取引のないものに係る預り金

(注3) 準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等 準備預金制度の対象とならないが、資金決済等のために日本銀行と当座預金取引を行っている金融機関等のうち証券会社等

図1 補完当座預金制度の概要



(2) 量的・質的金融緩和等の概要

ア 量的・質的金融緩和の導入及びその拡大

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標(以下「物価安定の目標」という。)を導入した。そして、日本銀行は、表1のとおり、同年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために、金融調節の操作目標を無担保コールレート(オーバーナイト物)からマネタリーベース^(注4)に変更し、金融調節の方針(以下「金融市場調節方針」という。)として、マネタリーベースが「年間約60~70兆円」に相当するペースで増加するように金融調節を行い、また、資産の買入れ方針として、①長期国債(発行から償還までの期間が2年以上の国債をいう。以下同じ。)について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買い入れる長期国債の平均残存期間を3年弱から7年程度に延長すること、②指数連動型上場投資信託(以下「ETF」という。)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」という。)について、保有残高がそれぞれ年間約1兆円及び年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどとする金融緩和(以下「量的・質的金融緩和」という。)を導入した。

日本銀行は、26年10月に、量的・質的金融緩和の拡大を決定し、金融市場調節方針として、マネタリーベースが年間約80兆円(拡大前から約10~20兆円追加)に相当するペースで増加するように金融調節を行うこととした。また、資産の買入れ方針として、①長期国債について、保有残高が年間約80兆円(同約30兆円追加)に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買い入れる長期国債の平均残存期間を最大3年程度延長して「7年~10年程度」にすること、②ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約3兆円及び年間約900億円(同それぞれ3倍増)に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどとした。

(注4) マネタリーベース 日本銀行が供給する通貨の総量。日本銀行券発行高、貨幣流通高及び日銀当座預金の合計額で構成される。平成30年3月末のマネタリーベースの残高は487兆円である。

表1 量的・質的金融緩和の概要

区 分		「量」 (金融市場調節方針)	「質」 (資産の買入れ方針)			
		マネタリーベース	長期国債		ETF	J-REIT
			買 入 額	買入れの平均残存期間		
平成 25年4月	量的・質的金融緩和の導入	年間約60～70兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年程度	保有残高が年間約1兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。
26年10月	量的・質的金融緩和の拡大	年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年～10年程度	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。

イ 量的・質的金融緩和の補完措置の導入

日本銀行は、27年12月に、量的・質的金融緩和の円滑な遂行等のために、①長期国債の買入れについて、28年1月以降、買い入れる長期国債の平均残存期間を「7年～12年程度」に長期化すること、②ETFについて、同年4月以降、新たに年間約3000億円の枠を設けて「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするETFを買い入れること、③J-REITについて、銘柄別の買入限度額を当該銘柄の発行済投資口の総数の「5%以内」から「10%以内」に引き上げることなどとする量的・質的金融緩和を補完するための諸措置(以下「補完措置」という。)の導入を決定した。

ウ マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、28年1月に、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、従前の量的・質的金融緩和に、日銀当座預金等の一部にマイナスの金利を適用する「マイナス金利」を加えた金融緩和(以下「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」という。)の導入を決定した。上記のマイナス金利は、補完当座預金制度を改正して、日銀当座預金等を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用するものである。

エ 金融緩和の強化

日本銀行は、28年7月に、英国のEU離脱問題や新興国経済の減速を背景に海外経済の不透明感が高まり国際金融市場では不安定な動きが続いているとした上で、こうした不確実性が企業や家計のコンフィデンス(信認)の悪化につながることを防止するなどの観点から、ETFについて、保有残高が年間約6兆円(従来の約3.3兆円からほぼ倍増)に相当するペースで増加するよう買入れを行うことなどを決定した。

オ 長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、28年9月に、量的・質的金融緩和及びマイナス金利付き量的・質的金融緩和の下での経済・物価動向と政策効果について総括的な検証を行い、その結果を踏まえて、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、上記二つの政策枠組みを強化する形で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。

日本銀行は、上記長短金利操作付き量的・質的金融緩和の下での金融市場調節方針として、それまでのマネタリーベース増加額目標に代えて、物価安定の目標に向けたモメンタム(勢い)を維持するために最も適切と考えられる短期・長期の金利の形成を促すべく、毎回の金融政策決定会合において、長短金利の操作についての方針(以下「金利操作方針」という。)を示すこととした。具体的には、28年9月の金融政策決定会合において、短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%(従来どおり)の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行うこととした。そして、①長期国債について、おおむね現状程度の買入れペース(保有残高の増加額年間約80兆円)をめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営するとともに、引き続き幅広い銘柄を買入対象とし、平均残存期間の定めは廃止する、②ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約6兆円及び年間約900億円(いずれも従来どおり)に相当するペースで増加するよう買入れを行うなどとした。

(3) 貸出支援基金の概要

日本銀行は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融緩和効果を一段と浸透させるための臨時措置として、我が国経済の成長基盤強化(以下「成長基盤強化」という。)及び貸出増加に向けた民間金融機関による取組を支援するために、^(注5)適格担保を担保とする二つの資金供給を実施している。

すなわち、日本銀行は、22年6月に、成長基盤強化に向けた金融機関の自主的な取組を金融面から支援するために、金融機関による成長基盤強化に向けた投融資の取組に応じて当該金融機関に対し長期かつ低利の資金供給による貸付けを行うこと(以下、この資金供給による貸付けを「成長基盤強化支援資金供給」という。)を決定した。

また、日本銀行は、24年12月に、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、金融機関がその貸出しについて同年10月から12月までの月末残高平均額から増加させた場合に、その増加額を限度として長期かつ低利の資金供給による貸付けを行うこと(以下、この資金供給による貸付けを「貸出増加支援資金供給」という。)を決定した。そして、緩和した金融環境の実体経済への波及を支援するという日本銀行の政策姿勢をより明確化する観点から、金融機関が成長基盤強化に取り組むことと金融機関が貸出しの総額を増やすことは相互に補完的であることを踏まえて、成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給の二つの資金供給を「貸出支援基金」の運営と位置付けて実施することとした(両資金供給に係る貸付残高は、日本銀行の貸借対照表の「貸出金」等に計上されている。)

日本銀行は、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、上記貸出支援基金の運営に関して、26年3月には、貸出増加支援資金供給の貸付限度額を、金融機関がその貸出しについて24年10月以降の各四半期における月末残高平均額の最高額から増加させた場合における当該増加額の2倍相当額に拡大することを決定した。また、27年12月には、補完措置の一つとして成長基盤強化支援資金供給の対象となる投融資の範囲を拡充したり、28年1月には、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入に併せて成長基盤強化支援

資金供給及び貸出増加支援資金供給の貸付利率を年0%（従前は年0.1%）に引き下げたりなどすることを決定した。

（注5） 適格担保 日本銀行が通貨及び金融の調節として行う与信に関して、日本銀行の資産の健全性を確保する観点から、信用度及び市場性が十分であり、担保権その他の権利の行使に支障がないと日本銀行が認める国債、地方債等の担保

（4）債券取引損失引当金の制度の拡充

日本銀行は、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）等に基づき、各事業年度において、債券の売買等に伴い生じた収益又は損失について、債券取引損失引当金の積立て又は取崩しを行うことができることとなっている。

日本銀行は、量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年11月に、財務大臣に対して引当金制度による対応の検討を要請した。その後、同月に日本銀行法施行令等が改正されて債券取引損失引当金の制度が拡充され、同引当金について、27年度決算から当分の間、上記収益の額に長期国債利息の金額の全部又は一部を、上記損失の額に有利子負債^{（注6）}に係る支払利息の金額をそれぞれ含めることとされた。

（注6） 有利子負債 超過準備額、売出手形等

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、これまでに、特定検査対象に関する検査状況として、平成25年度決算検査報告に「日本銀行の財務の状況及びその推移について」を、平成26年度決算検査報告に「量的・質的金融緩和の導入及びその拡大の日本銀行の財務への影響について」を、平成27年度決算検査報告及び平成28年度決算検査報告に「量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について」をそれぞれ掲記し、日本銀行が物価安定の目標に向けて、量的・質的金融緩和の下で金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産を買い入れるなどした結果、日本銀行の資産及び負債の規模が急速に拡大していること、日本銀行が保有する長期国債（以下「保有長期国債」という。）の利回りが低下傾向で推移していることなどを記述した。

そして、前記のとおり、日本銀行は、28年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和を導入することを決定し、29年度においても引き続き長短金利操作付き量的・質的金融緩和を実施している。

そこで、本院は、30年次の検査においては、上記の状況を踏まえつつ、24年度から29年度までの日本銀行の財務の状況について、財務の健全性が確保されているかなどに着目し、正確性、合規性、経済性等の観点から、量的・質的金融緩和の導入以降、保有長期国債、貸出金等の資産及び日銀当座預金、引当金等の負債等並びに損益の状況はどのようになっているか、保有長期国債の利回りや補完当座預金制度に係る支払利息等はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき日本銀行から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、日本銀行及び財務本省において、日本銀行の財務の状況、国庫納付金の納付状況、財務諸表等に係る財務大臣の承認等に関する各種資料等の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

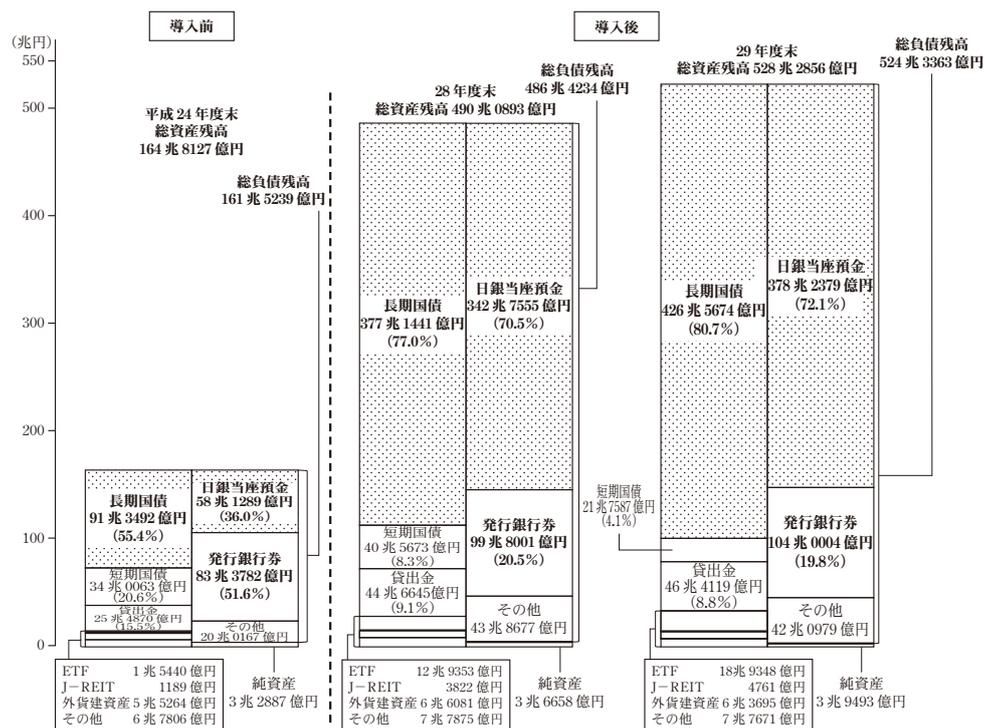
3 検査の状況

(1) 日本銀行の資産、負債等への影響

ア 日本銀行の資産及び負債への影響

量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の資産、負債等の状況をみると、その額は拡大の一途をたどっており、総資産残高及び総負債残高は、図2のとおり、それぞれ、24年度末には164兆8127億円及び161兆5239億円であったものが、29年度末には528兆2856億円(24年度末の約3.2倍)及び524兆3363億円(同約3.2倍)となっている。資産及び負債の主なものはそれぞれ長期国債及び日銀当座預金となっていて、長期国債は24年度末に91兆3492億円であったものが29年度末には426兆5674億円(同約4.7倍)に、日銀当座預金は58兆1289億円であったものが378兆2379億円(同約6.5倍)にまで増加している。これは、日本銀行が、量的・質的金融緩和の導入以降、金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産の買入れを継続して行うことにより、金融機関等が日本銀行に預け入れている日銀当座預金の残高が増加していることによるものである。

図2 量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の資産、負債等の状況



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から本院が作成した。

注(2) 資産の「外貨建資産」は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

注(3) ()書きは、総資産残高又は総負債残高に対する割合である。

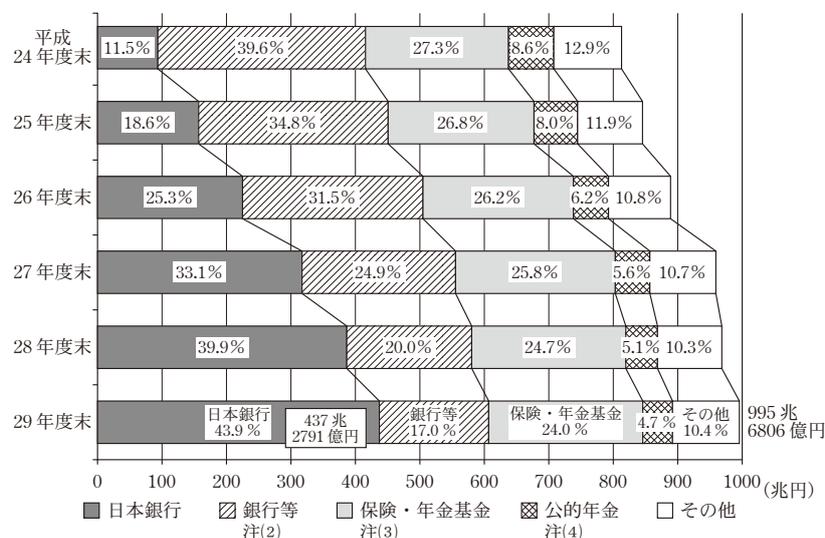
イ 保有長期国債への影響

(ア) 長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合

長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合は、図3のとおり、29年度末には43.9%(発行残高995兆6806億円(時価ベース)のうち437兆2791億円(同))に達し

ていて、量的・質的金融緩和の導入前の24年度末における保有割合11.5%の約3.8倍となっている。

図3 長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合の状況



- 注(1) 日本銀行「資金循環統計」から本院が作成した。
- 注(2) 国内銀行、信用金庫等の預金取扱機関であり、株式会社ゆうちょ銀行を含む。
- 注(3) 生命保険、企業年金等であり、株式会社かんぽ生命保険を含む。
- 注(4) 共済組合、年金積立金管理運用独立行政法人等である。

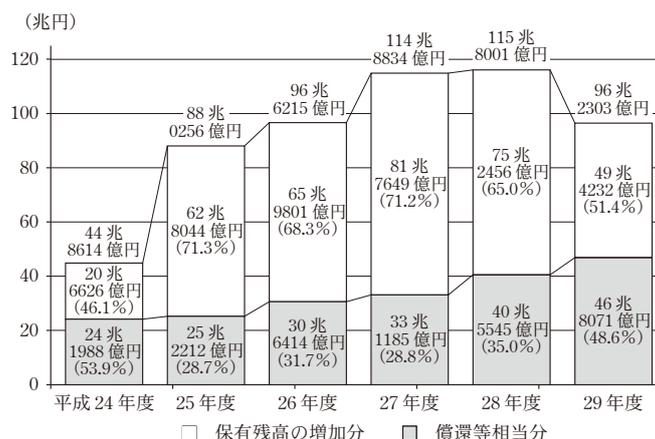
(イ) 日本銀行による長期国債の買入額等

日本銀行は、前記のとおり、26年10月から28年9月までの間、資産の買入れ方針として、保有長期国債の残高が年間約80兆円(25年4月から26年10月までは年間約50兆円)に相当するペースで増加するように長期国債の買入れを行うこととしており、この間、保有長期国債のうち償還期限が到来して償還される保有長期国債等の金額に相当する分(以下「償還等相当分」という。)の買入れに加えて、このペースでの保有残高の増加分の買入れを行っていた。

そして、日本銀行は、28年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を決定して金融市場調節方針を変更し、長期国債について、10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように買入れを行い、従来と同程度の買入れペースをめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営することとした。

日本銀行が24年度から29年度までの間の各年度に買入れた長期国債の額についてみると、図4のとおり、24年度に44兆8614億円(買入代金ベース。うち償還等相当分24兆1988億円)であったものが28年度には115兆8001億円(同40兆5545億円)にまで増加したが、金融市場調節方針が変更された28年9月以降買入れペースが鈍化したことから、29年度は減少に転じて96兆2303億円(同46兆8071億円)となっている。そして、保有残高の増加分の買入れについては、29年度は前年度の75兆2456億円から25兆8224億円減少して49兆4232億円(減少率34.3%)となっている。

図4 日本銀行による長期国債の買入額の状況



注(1) 日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」から本院が作成した。
 注(2) 償還等相当分には償却原価法による評価替えに伴う簿価の変動額等が含まれる。
 注(3) ()書きは、買入額全体に対する割合である。

(ウ) 保有長期国債の評価方法等

日本銀行は、会計規程(平成10年10月制定)に基づき、保有長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法^(注7)により評価を行うこととしている。このため、保有長期国債の貸借対照表価額は、取得原価と額面金額との差額を償還期限に至るまで每期均等に取得原価に加減して算定した金額が計上されており、時価の変動による影響を受けないことになっている。

日本銀行は、国債を含む保有有価証券の時価に係る情報を参考情報として公表しており、また、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき作成している行政コスト計算財務書類においても、同様に上記の時価に係る情報を公表している。24年度から29年度までの間における保有長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益について、各年度末の状況をみると、この間の市場金利の動向を反映して、表2のとおり、いずれも時価が貸借対照表価額を上回り、含み益が生じている。

(注7) 償却原価法 取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、每期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、長期国債利息に含める形で計上される。

表2 保有長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益の状況 (単位：億円)

区分	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	154兆1536	220兆1337	301兆8986	377兆1441	426兆5674
時価 ^{注(2)} (b)	93兆8741	156兆8774	224兆9509	317兆1123	386兆7942	437兆2690
含み損益(c) = (b) - (a)	2兆5248	2兆7238	4兆8171	15兆2136	9兆6500	10兆7016

注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類(特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って作成する財務書類)から本院が作成した。

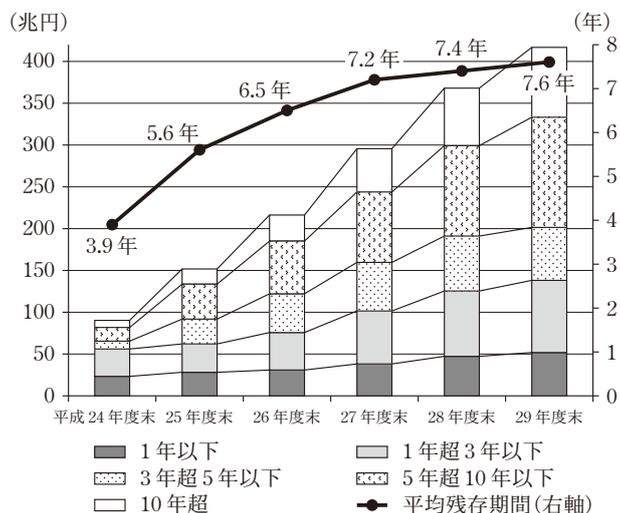
注(2) 時価は、算出方法の相違により、日本銀行「資金循環統計」から作成した図3の日本銀行の保有残高(時価ベース)とは一致しない。

(エ) 保有長期国債の平均残存期間

日本銀行は、前記のとおり、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行が買い入れる長期国債に係る平均残存期間を定めて段階的にこれを延長してきたが、28年9月の長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入に伴い、短期・長期金利の適切な形成を促すために機動的に長期国債を買い入れることとして、この平均残存期間の定めを廃止した。

24年度から29年度までの間の各年度末における保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみると、図5のとおり、平均残存期間は、24年度末には3.9年であったものが28年度末には7.4年にまで長期化した。そして、29年度は、上記のとおり28年9月に平均残存期間の定めが廃止されているものの、日本銀行が短期・長期金利の適切な形成を促すために長期国債を買い入れた結果、「5年超10年以下」及び「10年超」に区分される保有長期国債の残高がそれぞれ増加したことなどにより、同年度末における平均残存期間は更に長期化して7.6年となっている。

図5 保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間の状況



注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。

注(2) 保有長期国債の残高は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

ウ 日本銀行の貸出金等への影響

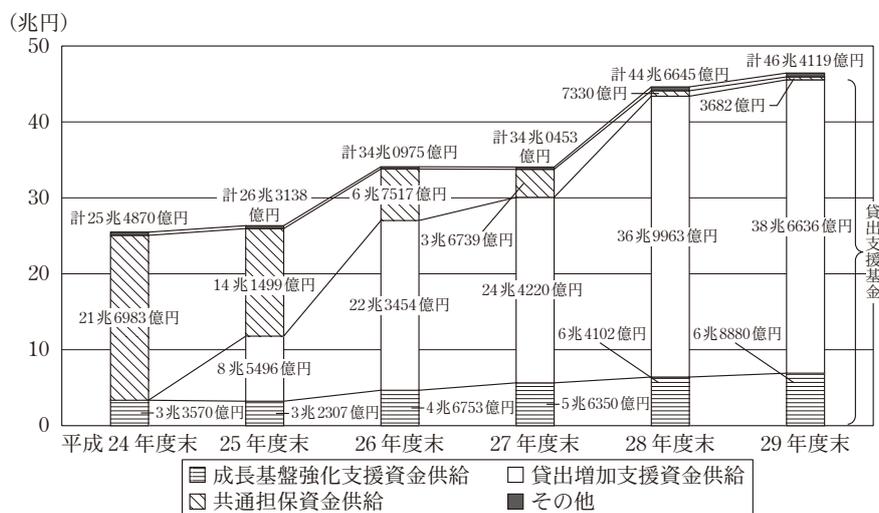
日本銀行は、金融機関等への資金供給を行うために共通担保資金供給オペレーション^(注8)による貸付け(以下「共通担保資金供給」という。)を実施したり、前記のとおり、金融緩和効果を一段と浸透させるための臨時措置として成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給の二つの資金供給を貸出支援基金の運営と位置付けて実施したりなどしている。

上記の資金供給等に係る貸付残高のうちの円貨の残高は、日本銀行の貸借対照表の「貸出金」に計上されており、量的・質的金融緩和の導入前後における残高をみると、前記図2のとおり、24年度末に25兆4870億円であったものが28年度末には44兆6645億円(24年度末の約1.8倍)に増加し、29年度末には更に増加して46兆4119億円(同約1.8倍)となっている。

24年度から29年度までの各年度末の貸出金の内訳及び推移をみると、図6のとおり、共通担保資金供給については残高が減少傾向にある。これは、近年、短期金融市場における資金余剰感が極めて強い状況が続く中で、貸付期間が2週間等と短期となっている共通担保資金供給の需要が低調となっていることなどによると考えられる。他方、貸出支援基金の運営として行っている成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給については残高が増加傾向にあり、特に貸出増加支援資金供給の残高の増加が顕著となっている。これは、成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給については、いずれも貸付期間が4年と長期となっていてその需要が高まっていること、また、後述のとおり、28年2月のマイナス金利の適用開始に伴い、貸出増加支援資金供給等に係る借入残高等に相当する日銀当座預金等については年マイナス0.1%ではなく年0%の利率が適用される残高に加えることとされたことなどのほか、特に貸出増加支援資金供給については、26年3月に決定された前記貸付限度額の拡大が同年4月から実施されていることなどによると考えられる。

(注8) 共通担保資金供給オペレーション 日本銀行が、公開市場操作として、金融機関等からあらかじめ差し入れられた国債等の適格担保を担保として、金融市場の情勢等を勘案し貸付けの都度貸付期間を決定して当該金融機関等に対して行う資金供給

図6 日本銀行の貸出金の内訳及び推移



(注) 日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」等から本院が作成した。

なお、成長基盤強化支援資金供給については、24年4月以降、円貨の資金供給に加えて、外貨建て投融資を対象とする米ドルの資金供給も行われている。この米ドルの資金供給に係る残高については、期末日における円換算額が日本銀行の貸借対照表の「外貨貸付金」に計上されており、同残高は24年度末は3273億円、25年度末は9060億円、26年度末は1兆4403億円、27年度末は1兆3508億円、28年度末は2兆3037億円、29年度末は2兆4667億円となっていて、「貸出金」に計上される成長基盤強化支援資金供給と同様に増加傾向にある。

エ 日本銀行が保有するETF及びJ-REITへの影響

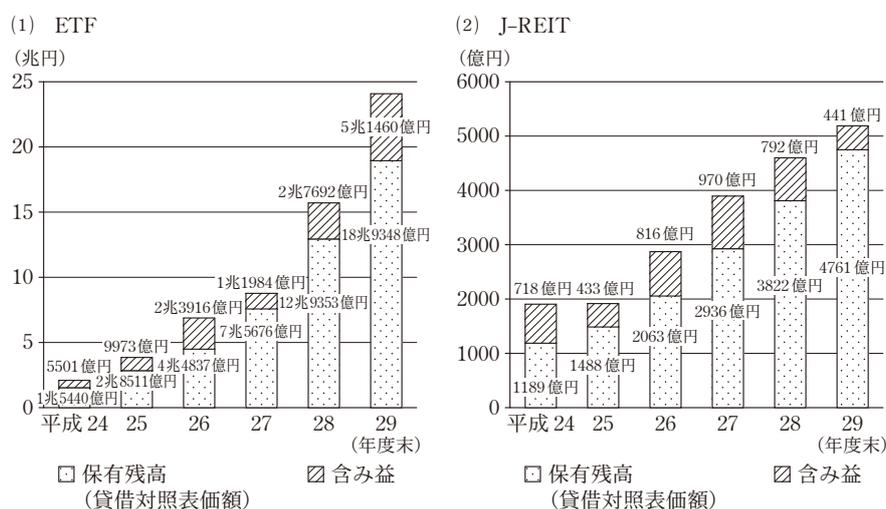
日本銀行は、前記資産の買入れ方針に基づき、自らを受益者として信託銀行を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託に係る信託財産としてETF及びJ-REITを買い入れている。これらについては、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。

また、日本銀行は、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を上半期末及び事業年度末に計上することとしている。さらに、ETF及びJ-REITの上半期末又は事業年度末における時価が著しく下落した場合には、減損処理を行うこととしている。

ETF及びJ-REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分又は減損処理によって減少することとなり、処分が行われる場合には、ETF及びJ-REITの貸借対照表価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることとなる。

日本銀行が保有するETF及びJ-REITについて、24年度から29年度までの間の各年度末の貸借対照表価額及び含み損益をみると、図7のとおり、貸借対照表価額はいずれも増加傾向で推移している。また、株式市場等の情勢により、各年度末とも時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じているが、その額は年度によって増減しており、ETFについては27年度末を除いて毎年度増加しており、29年度末の含み益は前年度末の2兆7692億円から2兆3768億円増加して5兆1460億円となっている。

図7 日本銀行が保有するETF及びJ-REITの貸借対照表価額及び含み損益の状況



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類から本院が作成した。

注(2) 時価は、貸借対照表価額に含み損益を加減したものである。

(2) 日本銀行の損益、当期剰余金の処分等への影響

ア 長期国債の市場金利の動向

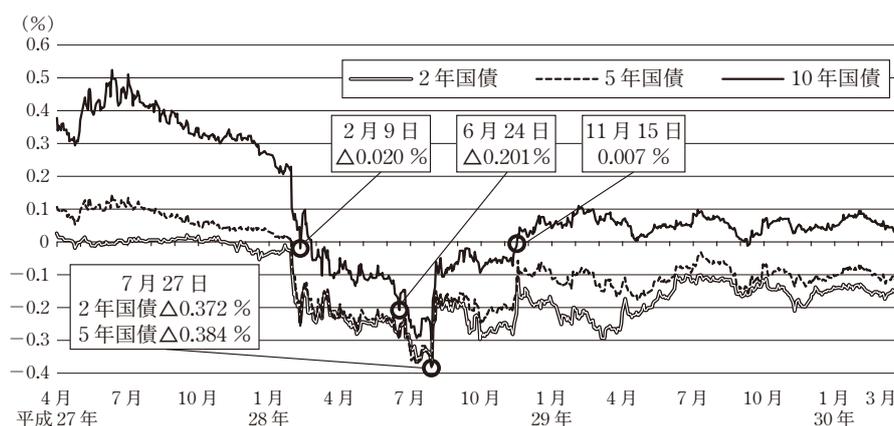
日本銀行は、前記のとおり、28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定して、日銀当座預金等の一部にマイナス金利を適用することにより、大規模な長期国債買入れと併せて、金利全般により強い下押し圧力を加えていくこととした。ま

た、同年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を決定し、短期金利については上記マイナス金利の適用を維持するとともに、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう長期国債の買入れを行うこととした。

そこで、27年4月から30年3月までの間における長期国債の市場金利の推移をみると、図8のとおり、10年国債については、28年2月上旬にマイナスの水準となり、その後は更に低下して同年6月下旬にはマイナス0.2%を下回ったが、同年11月中旬にプラスに転じて以降、ほぼ0%から0.1%までの間で推移している。また、2年国債及び5年国債については、それぞれ28年2月以降一段の低下がみられ、同年7月下旬にはマイナス0.4%近くにまで低下したが、その後はいずれも上昇し、29年5月以降はほぼマイナス0.2%から0%までの間で推移している。

このように、長期国債の市場金利は、日本銀行が28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定して以降低下傾向にあったが、同年8月に上昇に転じた後、10年国債については28年11月以降、2年国債及び5年国債については29年5月以降、それぞれ横ばいで推移している。

図8 長期国債の市場金利の推移



(注) 財務省「国債金利情報」から本院が作成した。

イ 日本銀行の損益への影響

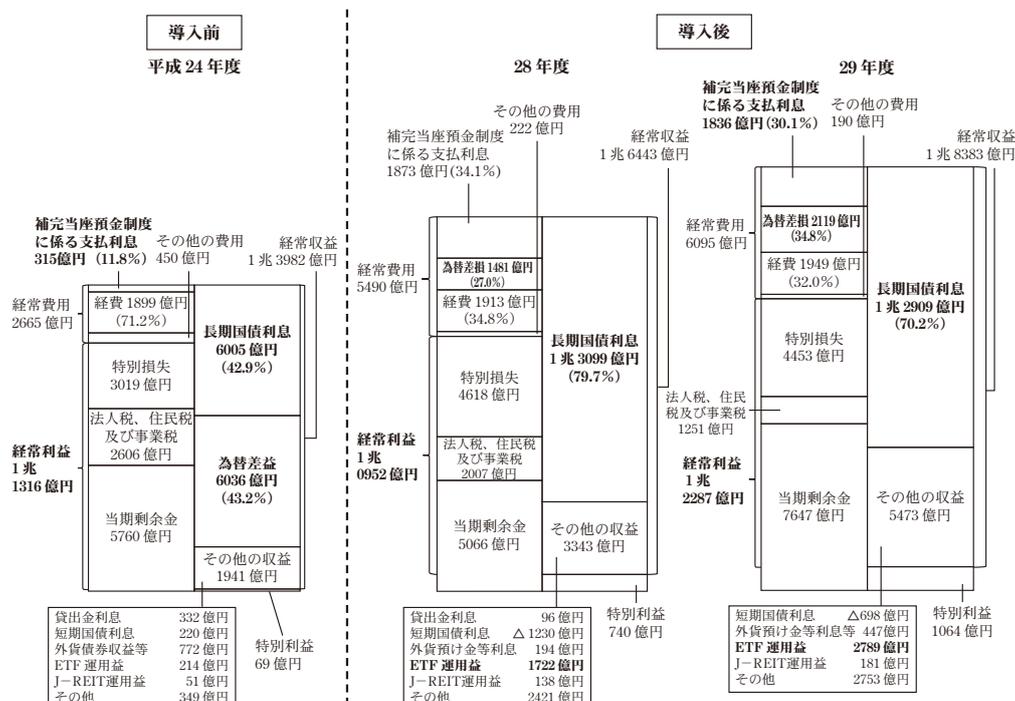
量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の損益の状況をみると、図9のとおり、量的・質的金融緩和等に伴う保有長期国債の残高の増加により、長期国債利息は、24年度に6005億円(経常収益の42.9%)であったものが、29年度にはその約2.1倍の1兆2909億円(同70.2%)となっている。

また、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息は、量的・質的金融緩和等に伴う日銀当座預金等の残高の増加により、24年度に315億円(経常費用の11.8%)であったものが、29年度にはその約5.8倍の1836億円(同30.1%)となっている。

このほか、外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損についてみると、24年度に6036億円(経常収益の43.2%)の為替差益を計上していたが、28、29両年度とも為替レートが円高側に変動したことにより、28年度には1481億円(経常費用の27.0%)、29年度には2119億円(同34.8%)の為替差損をそれぞれ計上している。

そして、経常利益は、24年度に1兆1316億円であったものが28年度には1兆0952億円に減少したが、29年度は、28年度から1335億円増加して1兆2287億円となっている。これは、為替差損が29年度は28年度から637億円増加して(対前年度増加率43.0%)2119億円計上されたものの、ETF運用益が29年度は28年度の1722億円から1066億円増加して(同61.9%)2789億円計上されたことなどによるものである。

図9 量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の損益の状況



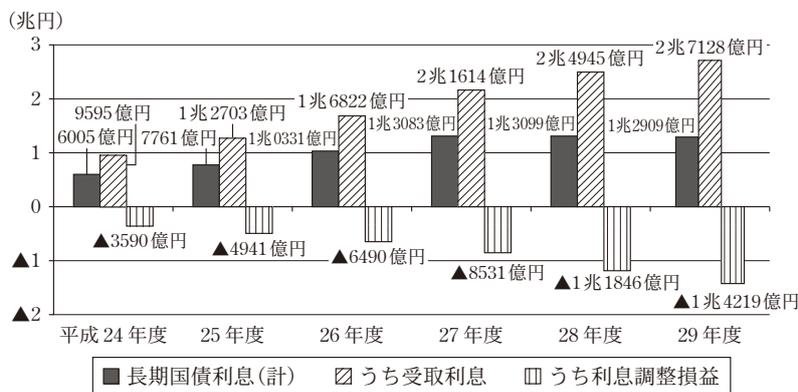
- 注(1) 日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から本院が作成した。
 注(2) ()書きは、経常収益又は経常費用に対する割合である。
 注(3) 平成24年度の特別損失3019億円のうち3018億円は、同年度の為替差益6036億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金に積み立てたことによるものである。
 注(4) 平成28年度の特別利益740億円は、同年度の為替差損1481億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金から取り崩したことによるものである。
 注(5) 平成29年度の特別利益1064億円のうち1059億円は、同年度の為替差損2119億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金から取り崩したことによるものである。

ウ 長期国債利息への影響

長期国債利息は、毎年度、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益(注9)を加減して算定されている。そこで、24年度から29年度までの間における長期国債利息の状況をみると、図10のとおり、24年度は6005億円、25年度は7761億円(対前年度増加率29.2%)、26年度は1兆0331億円(同33.1%)、27年度は1兆3083億円(同26.6%)、28年度は1兆3099億円(同0.1%)と28年度まで毎年度その額は増加していたものの、27年度以降は対前年度増加率が低下傾向にあり、29年度は減少に転じて1兆2909億円(同マイナス1.5%)となっている。これは、受取利息が毎年度増加している一方で、利息調整損益については、近年、日本銀行が長期国債の大部分を額面金額を上回る価額で買い入れていることなどにより、利息調整益を上回る利息調整損の額が毎年度増加しているためである。

(注9) 償却原価法に基づく利息調整損益 償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、それぞれ、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで每期均等に加減して算定することとなっており、この場合の取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

図10 長期国債利息の状況

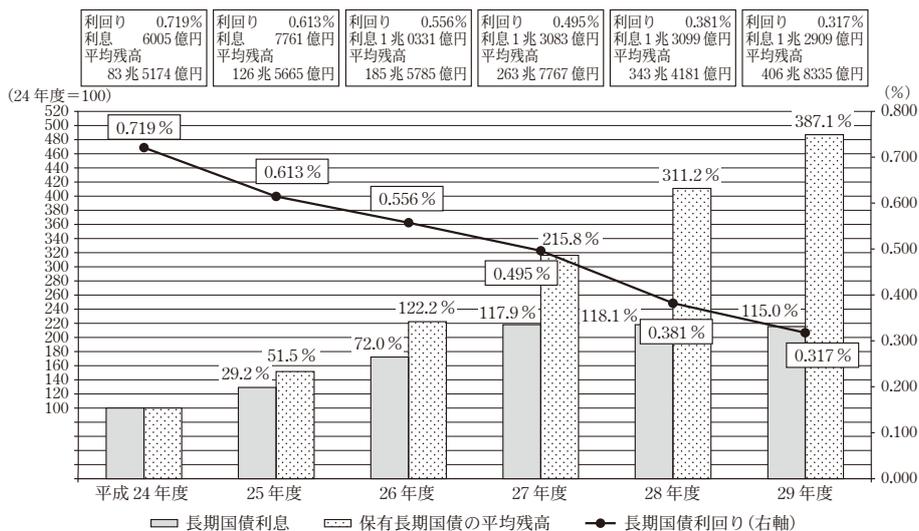


(注) 日本銀行の決算説明資料等から本院が作成した。

エ 保有長期国債の利回り等への影響

24年度から29年度までの間における保有長期国債の利回り等の状況をみると、図11のとおり、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、保有長期国債の残高が増加したことにより長期国債利息は28年度までは増加してきたが、29年度は減少に転じた。そして、保有長期国債の平均残高の増加率に比べて長期国債利息の増加率は小さくなっていて保有長期国債の利回りは低下傾向が続いており、29年度の平均残高406兆8335億円に対する利回りは前年度の0.381%から更に低下して0.317%となっている。

図11 保有長期国債の平均残高等の対平成24年度増加率、利回り等の推移



注(1) 日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2) 棒グラフの%は、対平成24年度増加率を示している。

前記のとおり、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入決定後の28年2月以降、長期国債の市場金利は一段と低下したが、同年8月に上昇に転じた後、10年国債

については28年11月以降、2年国債及び5年国債については29年5月以降、それぞれ横ばいで推移している。そこで、本院が日本銀行、日本証券業協会等の公表資料を基に、29年度(29年6月、9月、12月及び30年3月)に日本銀行が買い入れたとみられる長期国債(変動利付国債及び物価連動国債を除く。)を特定し、これらについて平均落札利回較差^(注10)を用いるなど一定の仮定を置いて試算した利回り等の状況をみると、表3のとおり、この間の市場金利の動向を反映して、残存期間別では、残存期間5年以下の長期国債はいずれも利回りがマイナスとなっているが、買い入れた月別では、買入額全体に対する利回りはプラスとなっている。

(注10) 平均落札利回較差 日本銀行が買い入れる長期国債の各銘柄について、買入対象先が売買の際に希望する銘柄ごとの利回りから日本銀行が市場実勢相場等を勘案して銘柄ごとに定めた利回り(基準利回り)を差し引いて得た値の平均

表3 日本銀行が買い入れたとみられる長期国債の利回り等の状況(本院の試算) (単位: 億円)

区 分		平成28年 2月	29年 6月	9月	12月	30年 3月
残存期間1年以下	買入額	1402	2007	2004	1007	1007
	利回り	▲ 3.23%	▲ 0.10%	▲ 0.13%	▲ 0.14%	▲ 0.15%
残存期間1年超3 年以下	買入額	2兆0020	1兆9621	1兆6822	1兆5026	1兆5021
	利回り	▲ 0.08%	▲ 0.12%	▲ 0.15%	▲ 0.15%	▲ 0.14%
残存期間3年超5 年以下	買入額	2兆1013	2兆1031	1兆8024	1兆8024	1兆9831
	利回り	▲ 0.05%	▲ 0.09%	▲ 0.12%	▲ 0.11%	▲ 0.11%
残存期間5年超 10年以下	買入額	2兆2519	2兆2533	2兆4640	2兆4642	2兆2537
	利回り	0.20%	0.01%	0.00%	0.02%	▲ 0.01%
残存期間10年超 25年以下	買入額	1兆0419	1兆2062	1兆0037	1兆0026	1兆1465
	利回り	0.94%	0.44%	0.42%	0.50%	0.33%
残存期間25年超	買入額	7209	6024	5017	4520	4227
	利回り	1.44%	0.87%	0.85%	0.84%	0.73%
計	買入額	8兆2582	8兆3278	7兆6544	7兆3245	7兆4088
	利回り	0.21%	0.07%	0.05%	0.07%	0.03%

注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」、日本銀行「オペレーション」、日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値表」等から本院が作成した。

注(2) 表中「利回り」の数値は銘柄別の買入額等を基に加重平均して算出している。

オ 補完当座預金制度に係る支払利息等への影響

(ア) 日銀当座預金等に対する利率の適用方法

日本銀行は、前記のとおり、28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定するとともに補完当座預金制度を改正して、日銀当座預金等を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用することとした。

日銀当座預金等に対する上記利率の適用方法をみると、図12のとおり、まず、利息を付する対象となる積み期間^(注11)(以下「付利対象積み期間」という。)における平均残高

のうち、法定準備預金額に達するまでの金額については、年0%の利率を適用することとなっている。

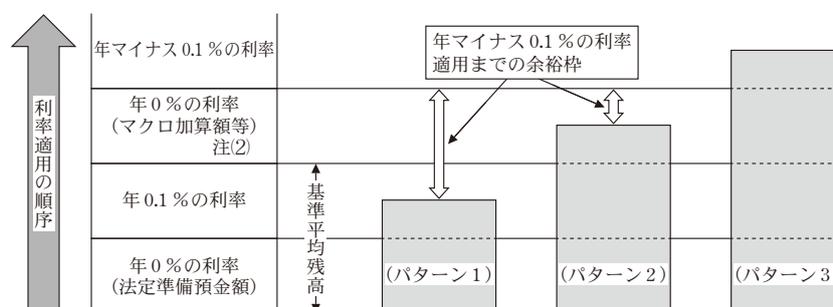
次に、量的・質的金融緩和の下で各金融機関等が積み上げた既往の残高(27年1月から12月までの各月の積み期間の平均残高。以下「基準平均残高」という。)から付利対象積み期間における法定準備預金額を減じた金額に達するまでの金額については、年0.1%の利率を適用することとなっている。

さらに、マクロ加算額^(注12)及び貸出支援基金等による借入れの平均残高等の合計金額に達するまでの金額については、年0%の利率を適用することとされ、これを上回る部分の残高について、年マイナス0.1%の利率を適用することとなっている。

(注11) 積み期間 当月16日から翌月15日までの期間

(注12) マクロ加算額 基準平均残高に日本銀行が定める比率を乗じた金額

図12 日銀当座預金等に対する利率の適用方法(概念図)



注(1) 棒グラフは、それぞれ各金融機関等の付利対象積み期間における平均残高に対して利率が適用されるパターンを示している。

注(2) マクロ加算額のほか、貸出支援基金等による借入れの平均残高とこのうち平成28年3月末以降に増加した分との合計金額等が含まれる。

注(3) 各金融機関等が表中「パターン1」から「パターン3」までのいずれに該当するかについては、マクロ加算額等及び基準平均残高の規模が各金融機関等で異なるため、単純に日銀当座預金等の残高の多寡によっては決まらない。

注(4) 表中「パターン1」に該当する金融機関等については、付利対象積み期間における平均残高が基準平均残高を下回るため、付利対象積み期間における平均残高から法定準備預金額を減じた金額に対して年0.1%の利率が適用される。

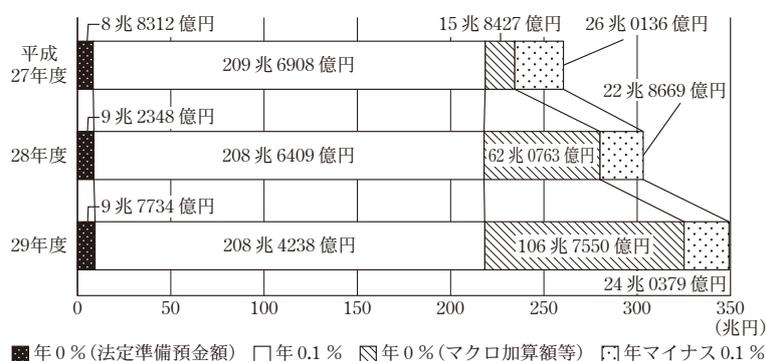
(イ) 日銀当座預金等の適用利率別の残高の状況

マイナス金利の適用が開始された27年度(28年2月)から29年度までの間における日銀当座預金等の適用利率別の残高をみると、図13のとおり、日銀当座預金等全体の残高が増加傾向にある中で、年0.1%の利率が適用された残高はいずれも210兆円程度で推移している。この年0.1%の利率が適用される残高は、前記のとおり、基準平均残高から付利対象積み期間における法定準備預金額を減じた金額に達するまでの金額とすることとなっていることから、今後、法定準備預金額の大幅な変動等がない限り、上記と同様の水準で推移することが見込まれる。

一方、年マイナス0.1%の利率が適用される残高は、いずれも20兆円台で推移している。この残高は、各金融機関等における日銀当座預金等の残高のうち年0.1%及び年0%の利率が適用される残高を上回る部分の残高を金融機関等ごとに合計した額となっている。

上記について、日本銀行は、金融機関等の収益を過度に圧迫し、かえって金融仲介機能が低下するようなことがないように、マクロ加算額の規模を見直すことで年マイナス0.1%の利率が適用される残高の規模を調整することとしており、その見直しは、原則として3積み期間ごとに短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ適宜行うこととしている。なお、マクロ加算額は、基準平均残高に日本銀行が定める比率を乗じて算定することとなっており、マイナス金利の適用が開始された28年2月の積み期間以降の同比率の推移をみると、同月の積み期間は0%、同年4月の積み期間は2.5%、同年6月の積み期間は7.5%、同年9月の積み期間は10.0%等と段階的に拡大してきており、30年3月の積み期間では23.5%となっている。

図13 日銀当座預金等の適用利率別の残高の状況

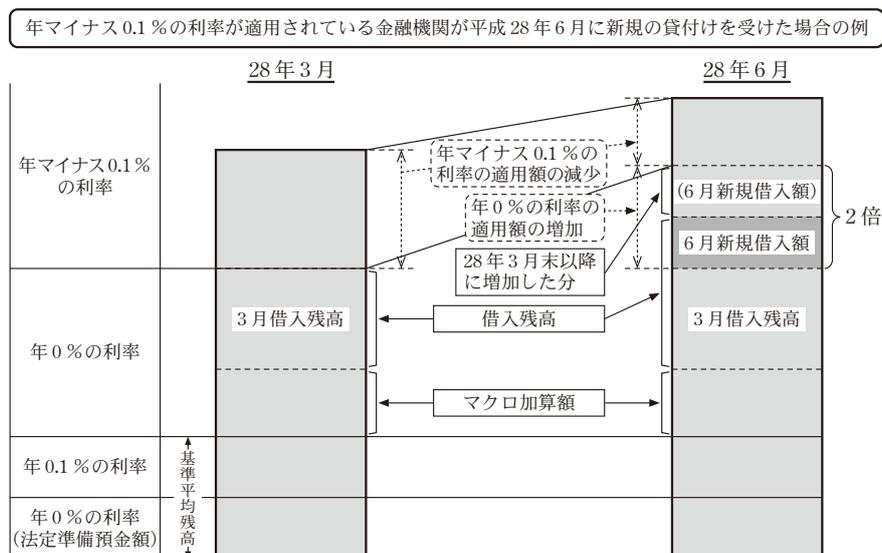


- 注(1) 日本銀行の「業態別の日銀当座預金残高」から本院が作成した。
 注(2) 各年度の残高は、補完当座預金制度の対象となる金融機関等の日銀当座預金等の残高であり、それぞれ各年4月から翌年3月までの各積み期間における平均残高の平均である。
 注(3) 平成27年度の残高は、マイナス金利の適用が開始された28年2月からの2積み期間における平均残高の平均である。

また、日本銀行は、28年2月のマイナス金利の適用開始に伴い、貸出支援基金の運営として行っている資金供給等による貸付けに係る貸付利率を年0%（従前は年0.1%）に引き下げるとともに、日銀当座預金等に対する利率の適用において、これらの貸付けに係る借入残高とこのうち28年3月末以降に増加した分との合計金額を年マイナス0.1%ではなく年0%の利率が適用される残高に加えることとしている(図14参照)。

図14 貸出支援基金による新規の貸付けを受けた金融機関の日銀当座預金に対する利率の適用例(概念図)

第4章
第3節
特定検査対象に関する検査状況
第4



(ウ) 支払利息の状況

超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息の額は、24年度から26年度までの各年度については全て年0.1%の利率を適用して算定されているが、27年度から29年度までの各年度については、前記のとおりマイナス金利の適用が開始された28年2月以降、日銀当座預金等の一部に対して年マイナス0.1%の利率を適用して算定された受取利息が発生しているため、年0.1%の利率に係る支払額から当該受取利息の額を減じて算定することとなっている。

24年度から29年度までの間における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、表4のとおり、24年度の315億円に対して、25年度は836億円、26年度は1513億円、27年度は2216億円とそれぞれ前年度から増加していたが、28年度は前年度から343億円減少して1873億円、29年度は更に前年度から36億円減少して1836億円となっている。これは、年0.1%の利率に係る支払額について、基準平均残高が一定となっている中で、図13のとおり、28、29両年度に法定準備預金額の平均残高がそれぞれ前年度よりも増加し、相対的に同利率が適用される残高が減少したこと、また、年マイナス0.1%の利率に係る受取利息が、日本銀行がマクロ加算額の見直しを行う中で、28年度は同利率が通年で適用されたことから前年度より増加し、29年度は前年度より若干増加したことなどによると考えられる。

表4 支払利息の状況 (単位：億円)

区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
年 0.1% の利率に係る支払額 (a)	315	836	1513	2236	2111	2090
年マイナス 0.1% の利率に係る受取利息 (b)	—	—	—	20	238	253
支払利息 (c) = (a) - (b)	315	836	1513	2216	1873	1836

(注) 平成 27 年度の年マイナス 0.1% の利率に係る受取利息 20 億円は、マイナス金利の適用が開始された 28 年 2 月 16 日から同年 3 月末までの期間を対象として算定されている。

カ 当期剰余金の処分等への影響

(ア) 当期剰余金の状況

日本銀行の各年度における剰余金(以下「当期剰余金」という。)は、経常利益に債券取引損失引当金等の積立て又は取崩し等に係る額を特別損益として加減したのから法人税、住民税及び事業税(以下「法人税等」という。)を差し引いた額となっている。

経常利益は、表 5 のとおり、25 年 4 月の量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行が多額の長期国債を買い入れていることに伴い長期国債利息が増加したことなどから 24 年度に 1 兆 1316 億円であったものが 25 年度は 1 兆 2805 億円、26 年度は 1 兆 7137 億円にそれぞれ増加したものの、27 年度は為替差損が計上されたことなどから 7626 億円に減少している。そして、26 年度は、為替差益が計上されたことに伴い 3800 億円を特別損失として外国為替等取引損失引当金に積み立てるなどした結果、当期剰余金は 24 年度の 5760 億円に対して 1 兆 0090 億円にまで増加している。これに対して、27 年度は、上記のとおり為替差損が計上されたことに伴い特別利益として外国為替等取引損失引当金から 2041 億円を取り崩す一方で、特別損失として債券取引損失引当金に 4501 億円を積み立てるなどした結果、当期剰余金は前年度から減少して 4110 億円となっている。

また、28、29 両年度においては、為替差損が計上されたもののその額は 27 年度よりも減少したことなどから、経常利益は、それぞれ 27 年度よりも増加して 1 兆 0952 億円、1 兆 2287 億円となり、また、為替差損が計上されたことに伴い特別利益として外国為替等取引損失引当金からそれぞれ 740 億円、1059 億円を取り崩す一方で、特別損失として債券取引損失引当金にそれぞれ 4615 億円、4451 億円を積み立てるなどした結果、当期剰余金は、28 年度は 5066 億円、29 年度は 7647 億円と両年度とも前年度から増加している。

なお、29 年度の法人税等は、前年度の 2007 億円から 756 億円減少して 1251 億円となっているが、これは、法人税及び事業税に係る課税所得の算定に当たり損金の額に算入される国庫納付金の額が前年度から 2452 億円増加したことなどによるものである(後掲の表 7 参照)。

表5 当期剰余金の状況

(単位：億円)

区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
経常利益(a)	1 兆 1316	1 兆 2805	1 兆 7137	7626	1 兆 0952	1 兆 2287
特別利益(b)	69	110	181	2051	740	1064
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	—	—	—	2041	740	1059
特別損失(c)	3019	3099	3803	4506	4618	4453
うち債券取引損失引当金積立額	—	—	—	4501	4615	4451
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	3097	3800	—	—	—
法人税等(d) ^(注)	2606	2573	3424	1060	2007	1251
当期剰余金(e) = (a) + (b) - (c) - (d)	5760	7242	1 兆 0090	4110	5066	7647

(注) 国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

(イ) 債券取引損失引当金等の状況

日本銀行は、日本銀行法施行令に基づき、各事業年度において、財務大臣の承認を受けて、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金を積み立てることができることとなっている。そして、会計規程によれば、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金の積立て又は取崩しは、各上半期及び各事業年度の日本銀行の自己資本比率が10%程度となることを目途として、^(注13) おおむねその上下2%の範囲となるよう運営するとされている。そして、その積み立てるべき又は取り崩すべき金額は、債券又は外国為替等に係る損益の50%に相当する金額を目途として、自己資本比率の水準等を勘案して定めるなどとされている。

29年度においては、債券取引損失引当金積立額として4451億円が計上されている。これは、会計規程等に基づき、長期国債利息の金額(1兆2909億円)に29年度における有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%に相当する額について財務大臣の承認を受けて積み立てたものである。また、前記の外国為替等取引損失引当金取崩額1059億円は、為替差損2119億円の50%に相当する額を計上したものである。

上記の結果、表6のとおり、29年度末において、債券取引損失引当金は3兆6001億円に増加し、また、外国為替等取引損失引当金は1兆4019億円に減少している。

(注13) 日本銀行の自己資本比率 上半期末又は事業年度末の資本金、準備金(当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。)、債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等の合計額(自己資本残高)をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して得た比率

表6 債券取引損失引当金等の状況

(単位：億円)

区 分	平成 24 年度末	25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末
債券取引損失引当金	2 兆 2433	2 兆 2433	2 兆 2433	2 兆 6934	3 兆 1550	3 兆 6001
対前年度末増減額	—	—	—	4501	4615	4451
外国為替等取引損失引当金	1 兆 0963	1 兆 4060	1 兆 7861	1 兆 5819	1 兆 5078	1 兆 4019
対前年度末増減額	3018	3097	3800	△ 2041	△ 740	△ 1059

(注) 債券取引損失引当金は、平成 14 年度以降、取崩しの実績はない。

(ウ) 当期剰余金の処分の状況

日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の 5% に相当する金額を準備金(以下「法定準備金」という。)として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。そして、法定準備金の積立についても、債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しの場合と同様に、会計規程に基づき、自己資本比率が 10% 程度となることを目途として、おおむねその上下 2% の範囲内となるよう運営することとなっている。

法定準備金の積立額は、表 7 のとおり、25、26 両年度において、それぞれ当期剰余金の 5% に相当する額を超える 1448 億円及び 2522 億円となっている。これらは、日本銀行が、財務の健全性を確保する観点から、量的・質的金融緩和等に伴い資産規模が拡大していることにより、従来よりも収益の振幅が大きくなると見込まれる状況を踏まえて、財務大臣に対して上記の法定準備金の積立額に係る認可申請を行い、同大臣の認可を受けて、25 年度は当期剰余金の額の 20% に相当する額を、26 年度はその 25% に相当する額を積み立てたものである。一方、27、28、29 各年度においては、特別損益の経理において債券取引損失引当金にそれぞれ 4501 億円、4615 億円、4451 億円を積み立てた後、当期剰余金の 5% に相当する額を積み立てている。

そして、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっており、国庫納付金の納付の状況をみると、25、26 両年度はそれぞれ前年度から増加して 5793 億円、7567 億円となっていたが、27 年度は 26 年度から減少して 3905 億円となっている。また、28、29 両年度はそれぞれ前年度から増加して 4813 億円、7265 億円となっている。

表7 当期剰余金の処分の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
当期剰余金 (a)	5760	7242	1 兆 0090	4110	5066	7647
法定準備金積立額 (b)	288	1448	2522	205	253	382
積立率 (b) / (a)	5.0	20.0	25.0	5.0	5.0	5.0
配当金 (c) (注)	0	0	0	0	0	0
国庫納付金 (d) = (a) - (b) - (c)	5472	5793	7567	3905	4813	7265

(注) 配当金は、出資者に対して各年度総額 500 万円が支払われている。

(エ) 自己資本比率の状況

日本銀行は、将来の損失発生に備えて、自己資本を保有し、財務の健全性の確保に努めている。日本銀行の自己資本比率は、表8のとおり、24、25両年度末は7%台となっていたが、26年度末は、当期剰余金の額の25%（25年度は20%）に相当する額を法定準備金に積み立てるなどした結果、8.20%に上昇している。そして、27、28、29各年度末は、前記のとおり債券取引損失引当金を積み立てる一方で、日本銀行券平均発行残高が増加するなどした結果、それぞれ8.05%、8.07%、8.09%となっている。

表8 自己資本比率の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
資本勘定(a)	2兆7415	2兆8863	3兆1386	3兆1591	3兆1845	3兆2227
資本金	1	1	1	1	1	1
法定準備金等	2兆7414	2兆8862	3兆1385	3兆1590	3兆1844	3兆2226
引当金勘定(b)	3兆3396	3兆6493	4兆0294	4兆2754	4兆6628	5兆0020
債券取引損失引当金	2兆2433	2兆2433	2兆2433	2兆6934	3兆1550	3兆6001
外国為替等取引損失引当金	1兆0963	1兆4060	1兆7861	1兆5819	1兆5078	1兆4019
自己資本残高(c) = (a) + (b)	6兆0811	6兆5357	7兆1680	7兆4346	7兆8474	8兆2248
日本銀行券平均発行残高(d)	81兆5695	84兆4116	87兆3941	92兆2957	97兆1988	101兆5887
自己資本比率(e) = (c) / (d)	7.45	7.74	8.20	8.05	8.07	8.09

(注) 法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

4 本院の所見

25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行の資産及び負債の額は拡大の一途をたどっており、主な資産である長期国債は導入前の24年度末に91兆3492億円であったものが29年度末には426兆5674億円(24年度末の約4.7倍)に、主な負債である日銀当座預金は58兆1289億円であったものが378兆2379億円(同約6.5倍)にまで増加している。そうした中で、29年度については、経常利益がETF運用益の増加等により前年度から1335億円増加して1兆2287億円となっているほか、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息が前年度から36億円減少して1836億円となり、また、本院が一定の仮定を置いて試算したところ、市場金利の動向を反映して日本銀行が買入れたとみられる長期国債の利回りは29年6月、同年9月、同年12月及び30年3月のいずれにおいてもプラスとなっている。一方、25年度から28年度まで毎年度増加していた長期国債利息が減少に転じて1兆2909億円(対前年度増加率マイナス1.5%)となり、また、保有長期国債の平均残高406兆8335億円に対する利回りは、保有長期国債の平均残高の増加率に比べて長期国債利息の増加率が小さくなっていて低下傾向が続いていることなどから、前年度の0.381%から更に低下して0.317%となっている。

そして、日本銀行は、29年度決算において、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化する観点から、27年度に拡充された債券取引損失引当金の制度の下で同引当金に4451億円の積立てを行い、29年度末の同引当金は3兆6001億円に増加している。

したがって、日本銀行においては、金融調節等を通じて取得した金融資産について、保有長期国債の利回りが低下してきているなどの状況も踏まえて適切に各引当金を積み立て、また、特に必要があると認めるときは、当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を法定準備金に積み立てるなど、財務の健全性の確保に努めることが重要である。また、財務省においては、日本銀行から引当金の積立てを含む財務諸表等の承認又は当期剰余金の5%に相当する額を超える金額の法定準備金への積立ての認可の申請があった場合には、今後の日本銀行の財務の健全性等を勘案した上で、国民に還元されるべきとされている日本銀行の利益の特質等に留意しつつ、引き続き適切に承認又は認可を行っていくことが必要である。

本院としては、今後の金融経済情勢の変化を踏まえつつ、今後とも日本銀行の財務の状況について引き続き検査していくこととする。

第5 独立行政法人国立病院機構が設置する病院の経営状況等について

検査対象	独立行政法人国立病院機構本部、141 病院
独立行政法人国立病院機構の概要	国民の健康に重大な影響のある疾病等に関し、国の医療政策として担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立された独立行政法人
独立行政法人国立病院機構が設置する病院数	141 病院(平成 29 年度末現在)
独立行政法人国立病院機構の経常収益の額	9852 億円(平成 29 年度)
独立行政法人国立病院機構の経常費用の額	9874 億円(平成 29 年度)

1 検査の背景

(1) 独立行政法人国立病院機構の概要

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国立病院機構法(平成 14 年法律第 191 号。以下「機構法」という。)に基づき、平成 16 年 4 月に設立された独立行政法人である。そして、それまで国が設置し、主として広域を対象とした総合診療業務等を実施してきた旧国立病院と、主として特殊な療養を要する難病等に対する専門的な医療等を実施してきた旧国立療養所は、機構の設立により、引き続き国が自ら運営する必要がある国立ハンセン病療養所等を除いて機構の病院に移行された。

機構法第 3 条の規定によれば、機構は、診療(医療の提供)、臨床研究(医療に関する調査及び研究)及び教育研修(医療に関する技術者の研修)の各事業を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づいて厚生労働大臣が定めた機構の第 3 期中期目標(26 事業年度から 30 事業年度まで。以下、事業年度を「年度」という。)によれば、機構は、診療事業として、安心・安全で質の高い医療を提供するとともに、国の医療政策や地域医療の向上に貢献することとされている。そして、このうち国の医療政策への貢献としては、災害や新型インフルエンザ発生時等の国の危機管理に際して求められる医療を確実に提供するとともに、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。)に基づく精神科医療等の他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療(以下「セーフティネット分野の医療」という。)について、我が国における中心的な役割を果たすことなどとされている。また、地域医療への貢献としては、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえて、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献することなどとされている。

(2) 機構の病院の概要

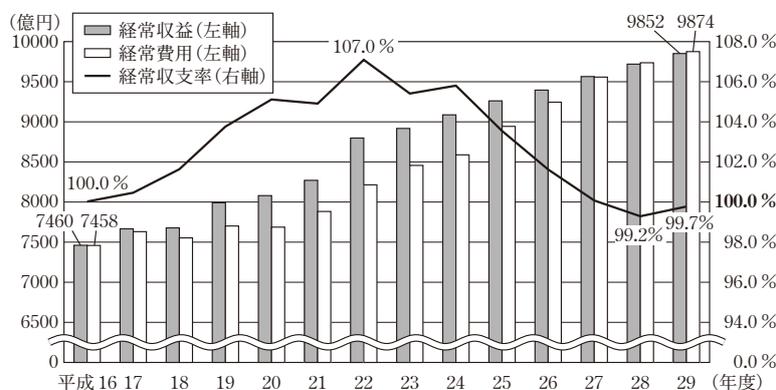
機構は、上記の各事業を、全国に設置した病院において行っている。機構の設立時には、旧国立病院が移行した 59 病院及び旧国立療養所が移行した 95 病院の計 154 病院が設置されていたが、その後の統合等により、29 年度末現在では 141 病院となっている。そして、機構の病院は、前記のとおりそれぞれの成り立ちが異なっていることから、現在でも主として提供する診療機能が異なるなど病院によって特徴があるが、機構は、これらの病院のネットワークをいかして、主として急性期の医療を担う病院と、主としてセーフティネット分野の医療を提供する病院とを一体的に運営することにより、機構に課せられた役割を維持している。

また、29 年 4 月 1 日現在における機構の許可病床数(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 27 条の規定により都道府県知事から使用許可を受けた病床の数)は計 54,481 床となっていて、全国全ての病院の病床数の約 3 %となっている。

(3) 機構の経常収支率等の推移

機構の経常収支率(経常費用の額に対する経常収益の額の割合)並びに経常収益及び経常費用の額は図表 1 のとおり推移しており、16 年度のほぼ収支均衡状態から徐々に改善してきたものの、22 年度に経常収支率が 107.0%(経常収益の額から経常費用の額を差し引いた経常収支額 583 億余円)となったのをピークに悪化に転じており、28 年度には 99.2%(同△68 億余円)と機構設立以来初めて経常赤字となった。そして、29 年度の経常収支率は、28 年度よりは改善したものの、99.7%(同△21 億余円)と 2 年連続の経常赤字となっている。

図表 1 経常収支率等の推移



(4) 運営費交付金の交付状況等

国は、独立行政法人通則法第 46 条の規定により、機構に対して、業務運営の財源に充てる資金として運営費交付金を交付することができることとなっている。機構に交付された運営費交付金の額は、図表 2 のとおり 16 年度には 520 億余円であったが、同交付金が措置される範囲や対象が縮小されるにつれて年々減少し、29 年度には 144 億余円となっていて、機構の 29 年度の経常収益額に占める運営費交付金収益額の割合は、1.3%にとどまっている。そして、上記の 144 億余円は、機構設立前の国が運営していた期間に係る職員の退職給付費用の分として 104 億余円、臨床研究事業の分として 27 億余円、教育研修事業の分として 1 億余円等と算定されており、23 年度以降、診療事業に対する運営費交付金は実質的に措置されておらず、原則として診療収入(医業収益)等の自己収入により診療事業の費用を賄うことになっている。

図表2 運営費交付金の交付額の推移 (単位：億円)

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
運営費交付金	520	513	506	498	478	459	436	362	285	229	197	165	144	144

一方、機構は、設立に際し、機構に移行された旧国立病院及び旧国立療養所に係る分として、財政融資資金からの借入金7471億余円の債務を国から承継している。当該承継債務については、各病院がそれぞれの収入から自院の債務に係る償還財源を確保することにしており、機構は、診療収入等を財源として16年度から29年度までの間に5699億余円(元本ベース)を償還している。また、機構は、機構法第18条の規定により、病院の設備投資に充てるために長期の借入れをすることができることとなっている。機構の長期借入金は全て財政融資資金からの借入れであり、上記の承継債務とは別に、29年度までに計3529億余円を借り入れ、このうち679億余円(元本ベース)を償還している。そして、これらを合わせた29年度末における借入金の残高は4621億余円(上記の承継債務に係る分は1771億余円)となっている。

なお、医療法人等の長期公経済負担金(基礎年金の国庫負担金相当分)は国が負担しているのに対して、機構は国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)に基づき自ら負担しており、その額は29年度で138億余円となっている。また、機構法が改正されて27年4月から機構の職員が非公務員化されたことに伴い、機構は27年度から職員に係る労働保険料を負担しており、その額は29年度で37億余円となっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

第3期中期目標によれば、機構は、国の医療政策や地域医療の向上に貢献することなどとされている。一方、23年度以降、診療事業に対して運営費交付金が措置されておらず、診療収入等の自己収入により診療事業を行うとともに、国から承継した債務を含む長期借入金を償還していく必要がある。このため、機構が国の医療政策や地域医療の向上への貢献等の機構に課せられた役割を継続的に果たしていくためには、安定した経営基盤を確保することが必要であり、第3期中期目標においても、各年度の損益計算において、必要な投資を行った上で、機構全体として経常収支率を100%以上とすることなどとされている。このような中、前記のとおり、機構の経常収支率は22年度をピークに悪化しており、28年度には機構設立以来初めての経常赤字となり、29年度は28年度よりは改善したものの引き続き赤字となっている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、機構及び機構の病院の財務の状況や経営改善に向けた取組の状況はどのようになっているか、また、国の医療政策や地域医療への貢献といった機構の病院として果たすべき機能は十分に提供されているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、機構本部及び機構の全141病院を対象として、機構本部を通じて各病院の16年度から29年度までの財務状況や経営改善に向けた28年度の取組状況等に関する資料の提供を受けてその内容を確認するとともに、機構本部及び財務の状況が良くないなどの44病院において経営状況等に関する資料を確認したり、関係者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った(表(後掲947ページ)参照)。さらに、機構を所管する厚生労働本省において第3期中期目標等に関する説明を聴取したほか、病院を設置

している厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構(28年3月以前は独立行政法人労働者健康福祉機構。以下「労安機構」という。)及び独立行政法人地域医療機能推進機構(以下、「JCHO」といい、労安機構と合わせて「2独法」という。)においても会計実地検査を行い、2独法の経営状況等と比較するなどして検査した。

3 検査の状況

(1) 財務の状況

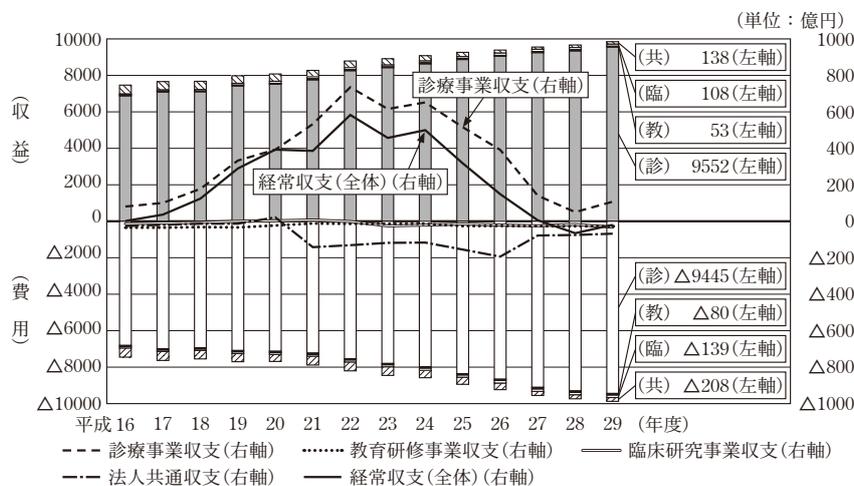
ア 機構全体の状況

(ア) 事業等ごとの状況

機構は、毎年度の財務諸表において、セグメント情報として、診療、臨床研究、教育研修の各事業及び法人共通(各事業のいずれにも配賦不能なもの)の四つに区分した収益、費用等の額を公表している。これら事業等ごとの収益、費用等の額をみると、図表3のとおり、各年度とも機構全体の収益及び費用の額の9割以上を診療事業が占めており、機構全体の経常収支は診療事業の収支に大きく左右されている。

そして、診療事業の収支は、22年度までは費用の増加額を収益の増加額が上回っていて改善傾向にあったものの、23年度からは費用の増加額を収益の増加額が下回る傾向となって悪化に転じている。この結果、機構全体の経常収支も同様の傾向で推移しており、22年度をピークに悪化傾向となって、28、29両年度は経常損失を計上している。また、第3期中期目標期間中である29年度末における繰越欠損金は、111億余円となっている。

図表3 機構全体及び事業等ごとの収益、費用及び収支額の推移



注(1) (診)は診療事業の収益又は費用を、(教)は教育研修事業の収益又は費用を、(臨)は臨床研究事業の収益又は費用を、(共)は法人共通の収益又は費用をそれぞれ示す。

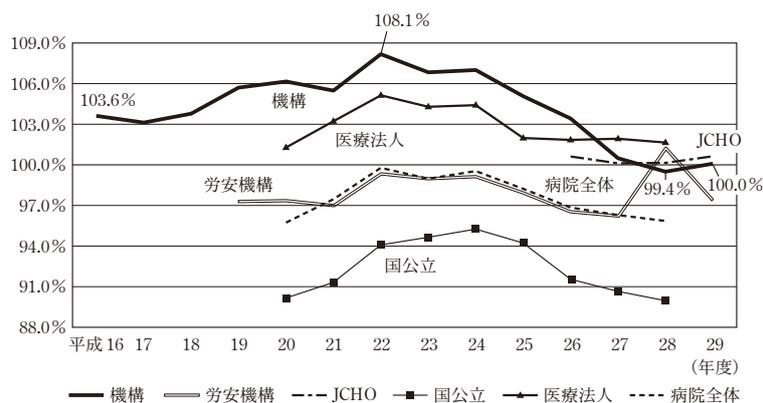
注(2) 平成21年度に法人共通の収支額が悪化しているのは、支払利息を診療事業から法人共通に計上する変更を行ったことなどによるものであり、27年度に改善しているのは、長期公経済負担金に係る費用を法人共通から各事業に配賦して計上することとしたことなどによるもので、いずれもその分、診療事業等の収支額が改善し、又は悪化しているが、機構全体の収支額には影響していない。

(イ) 診療事業に関する収支の状況

上記のとおり、機構全体の経常収支は、診療事業の収支に大きく左右されている。そして、診療事業の収益は、各年度とも医業収益が98%以上を占めている。また、

診療事業の費用は、原則としてその全額が医業費用である。機構の医業収支率(医業費用の額に対する医業収益の額の比率)の推移を、2 独法、国公立の病院(機構及び2 独法が設置する病院を含む。以下「国公立」という。)、我が国の病院開設者の約7割を占めている医療法人が設置する病院(以下「医療法人」という。)、更にはこれらに加えて学校法人や日本赤十字社等が設置する病院も含めた我が国の病院全体(以下「病院全体」という。)と比較すると、図表4のとおり、機構の医業収支率は、28年度を除いて毎年度100%を上回っていて、総じて他の設置主体を上回る医業収支率を維持している。一方、機構を含む大半の設置主体に係る医業収支率が22年度をピークに減少傾向にある中で、機構の減少度合は他の設置主体よりも大きくなっている。

図表4 医業収支率の推移



注(1) 労安機構の医業収支率は、労災病院事業セグメントにおける医療研究事業費(平成27年度以前は医療事業費)の額に対する医療事業収入の額の比率である。なお、18年度以前は、当該額は公表されていない。また、労安機構については、28年度に労安機構が加入していた厚生年金基金の解散に伴う代行返上の影響により退職給付費用が大幅に減少したため、27年度以前の医業収支率と28年度以降の医業収支率とは単純に比較できない。

注(2) JCHOの医業収支率は、診療業務費の額に対する医業収益の額の比率である。なお、JCHOは平成26年4月に設立された。

注(3) 国公立、医療法人及び病院全体の医業収支率は、中央社会保険医療協議会「医療経済実態調査」の「一般病院(集計1)」の「国公立」「医療法人」及び「全体」に係る1病院当たりの医業・介護費用の額に対する医業収益の額の比率により、機構の年度と同一の年度区分として作成した。なお、平成19年度以前については、調査方法が異なることから表示していない。また、29年度については、30年9月末時点で公表されていない。

そこで、医業収支率がピークとなった22年度を境として、機構が設立された16年度から22年度までの7年間及び22年度から28年度までの7年間のそれぞれについて、機構の医業収益及び医業費用の増加率をみると、図表5のとおり、16年度から22年度までの7年間の増加率は、それぞれ19.4%、14.3%となっていて、収益の増加率が費用の増加率を上回っている。

一方、22年度から28年度の7年間の増加率は、それぞれ13.5%、23.4%となっていて、費用の増加率が収益の増加率を上回っている。そして、それぞれの増加率を国公立、医療法人及び病院全体の動向と比較すると、この間の収益の増加率は国公立、医療法人及び病院全体と同程度であるのに対して、費用の増加率はこれらを上回っていた。

図表5 医業収益等の額

(単位：億円)

区分		平成16年度	22年度	28年度	(参考)29年度	16→22年度		22→28年度		(参考)22→29年度	
						増加額	増加率	増加額	増加率	増加額	増加率
医業収益	機構	6826	8151	9254	9454	1325	19.4%	1103	13.5%	1302	15.9%
	国公立	—	48	55	—	—	—	7	15.6%	—	—
	医療法人	—	17	19	—	—	—	2	12.8%	—	—
	病院全体	—	32	37	—	—	—	4	13.3%	—	—
医業費用	機構	6587	7535	9301	9445	947	14.3%	1766	23.4%	1910	25.3%
	国公立	—	51	62	—	—	—	10	20.9%	—	—
	医療法人	—	16	19	—	—	—	2	16.6%	—	—
	病院全体	—	33	38	—	—	—	5	18.0%	—	—

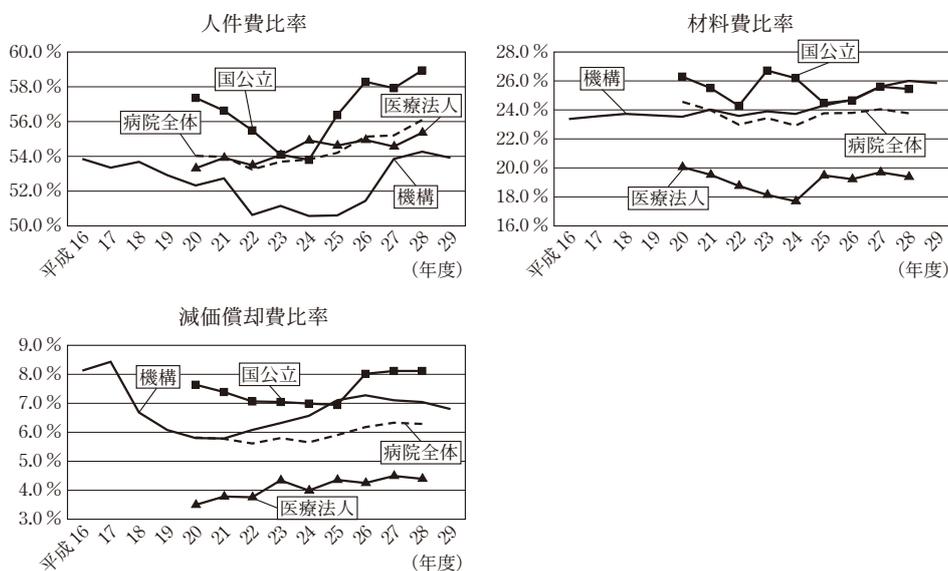
(注) 国公立、医療法人及び病院全体は、中央社会保険医療協議会「医療経済実態調査」の「一般病院(集計1)」の「国公立」「医療法人」及び「全体」に係る1病院当たりの医業収益及び医業・介護費用の値により、機構の年度と同一の年度区分として作成した。

なお、調査方法が異なることから、平成16年度の計数については表示していない。また、29年度については、30年9月末時点で公表されていない。

(ウ) 医業費用の状況

医業費用の主な構成要素である人件費、材料費及び減価償却費について、それらの額の医業収益の額に対する比率をみると、図表6のとおり、機構の人件費比率は他の設置主体より低く、材料費比率及び減価償却費比率は、国公立と同程度又は低くなっており、医療法人及び病院全体より高くなっている。

図表6 人件費比率等の推移



注(1) 機構の人件費比率は医業収益の額に対する給与費の額、材料費比率は同材料費の額、減価償却費比率は同減価償却費の額それぞれの比率である。

注(2) 国公立、医療法人及び病院全体の人員費比率は中央社会保険医療協議会「医療経済実態調査」の「一般病院(集計1)」の「国公立」「医療法人」及び「全体」に係る医業収益の額に対する給与費の、材料費比率は同医薬品費、給食用材料費及び診療材料費・医療消耗器具备品費の、減価償却費比率は同減価償却費の各額の比率により、機構の年度と同一の年度区分として作成した。なお、平成19年度以前については、調査方法が異なることから表示していない。また、29年度については、30年9月末時点で公表されていない。

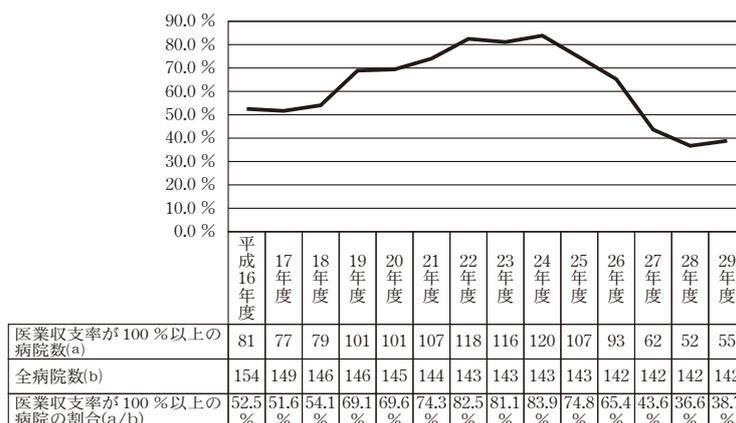
機構の減価償却費比率が医療法人や病院全体より高くなっていることについて、機構は、機構の病院はこれらと比較して1病院当たりの病床規模が大きいことなどによるとしている。一方、材料費比率については、一般に高額医薬品を必要とする重症度の高い患者を受け入れている場合には高くなる傾向がある。そして、機構は、このような患者を受け入れている病院が多いとはいえ、機構発足以来一貫して上昇基調にある。機構の病院は、これまで医薬品の共同購入の促進や競争入札の拡大等による材料費の節減に努めてきたところであるが、今後とも更なる材料費の節減に向けた取組を進めていくことが必要である。その際には、(2)ウ(イ)で後述する個々の病院が費用節減のために行った取組のうち効果があったものについて、機構の他の病院でも同様に展開していくことなども有用である。

イ 機構の病院ごとの財務の状況

機構は、機構法第16条の規定に基づき、施設別財務書類として、病院ごとの損益計算書等を作成して公表している。そこで、病院ごとの財務の状況として、医業収支率が100%以上となった病院の推移をみると、図表7のとおり、16年度は機構の病院全体の52.5%を占める81病院となっていたが、その後増加して、24年度には同83.9%の120病院となった。そして、同年度をピークに減少に転じて、28年度には同36.6%の52病院となった。29年度は再び増加に転じたものの、医業収支率が100%以上の病院は同38.7%の55病院と、ピークであった24年度はもとより、機構の設立年度である16年度よりも少ない状況となっている。

また、16年度から29年度までの全ての年度で医業収支率が100%以上となっていたのは16病院(29年度末の病院数の11.3%)となっていたのに対して、全ての年度で100%未満となっていたのは9病院(同6.3%)となっていた。

図表7 医業収支率が100%以上の病院の割合の推移



(注) 機構の全病院に対する当該年度の医業収支率が100%以上の病院の割合であり、年度途中に統合等された病院を含む。このため、各年度の全病院数は、各年度末現在の病院数と一致しないものがある。

ウ 病院の特性に応じた財務の状況等

前記のとおり、機構の病院は、主として提供する診療機能が異なるなど病院によって特徴がある。そこで、病院の特性に応じた財務の状況をみるために、機構の病院を、図

表8のとおり、機構が各病院の経営管理のために行っている区分を参考にして、一般病床系病院、セーフティネット系病院等に分類(以下、このような分類を「病院区分」という。)してみると、16年度から29年度までの全ての年度で医業収支率が100%未満となっていた上記の9病院は一般大規模病院以外の全ての病院区分で存在していたのに対して、全ての年度で医業収支率が100%以上となっていた上記の16病院は、このうち障害者系病院が11病院、一般大規模病院が4病院となっていて、大半がこれら二つの病院区分の病院となっていた。

(注1) 一般病床 病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外の病床

図表8 病院区分

病院区分	分類基準	病院数 (平成29年度)
一般病床系病院	総病床に占める一般病床の割合がおおむね87.5%以上の病院	50
一般大規模病院	うち一般病床が500床以上の病院	12
一般中規模病院	うち一般病床が350床以上の病院	22
一般小規模病院	うち一般病床が350床未満の病院	16
セーフティネット系病院	セーフティネット分野の医療を主に提供する病院	63
障害者系病院(注)	うち総病床に占める重症心身障害及び筋ジストロフィーに係る病床等の割合がおおむね50%以上の病院	49
精神系病院	うち総病床に占める精神病床の割合がおおむね50%以上の病院又は医療観察法に基づく指定医療機関となっている病院	14
複合型病院	上記のいずれにも該当しない病院	29
計		142

(注) 障害者系病院には、平成29年10月に静岡医療センターに機能移転した静岡富士病院を含む。このため、病院数の計は29年度末現在の病院数141と一致しない。

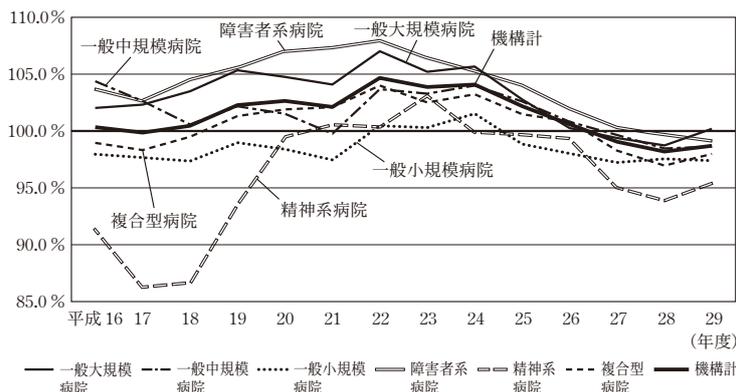
また、病院区分別の医業収支率及び1病院当たりの医業収支額の16年度から29年度までの推移をみると、図表9及び図表10のとおり、医業収支率では障害者系病院が、1病院当たりの医業収支額では一般大規模病院が、それぞれ他の病院区分に比べて総じて高くなっていった。

障害者系病院は、医業収支額が最も大きかった22年度でも2億余円と必ずしも多額ではないものの、上記のとおり医業収支率は他の病院区分に比べて総じて高く、おおむね医業収支の安定を確保していた。このように障害者系病院の医業収支率が高くなっているのは、障害者系病院が主として重症心身障害等に係る医療を提供していることから入院日数が長期化する患者の割合が多く病床利用率が安定的に高い一方で、手術等の高額な費用を要する診療が少ないことなどによると思料される。

一般大規模病院は、その3分の2が政令指定都市又は特別区に所在しているなど、おおむね他の病院区分に比べて人口の多い地域に立地している。そして、一般大規模病院の医業収支率は、図表9のとおり、ほとんどの年度で100%以上となっていた。また、図表10のとおり、一般大規模病院の1病院当たりの医業収支額は、16年度の2億余円から次第に増加して、22年度には10億円以上の医業利益となったが、その後悪化に転じて28年度には約2.3億円の医業損失を計上するなど急激に落ち込んだものの、29年

度には好転して、他の病院区分が全て医業損失を計上している中、約0.3億円の医業利益を確保するなど、年度によって変動の幅が大きくなっている。22年度以降、一般大規模病院の医業収支が悪化したのは、一般大規模病院が主たる対象としている高度急性期又は急性期の患者について、近年、患者1人当たりの平均在院日数が短縮する傾向にあり、それを補う新入院患者の受入れができなかったことなどから病床利用率が低下して収益が伸び悩んだことや、これに見合う費用の節減ができなかったことなどによると思料される。

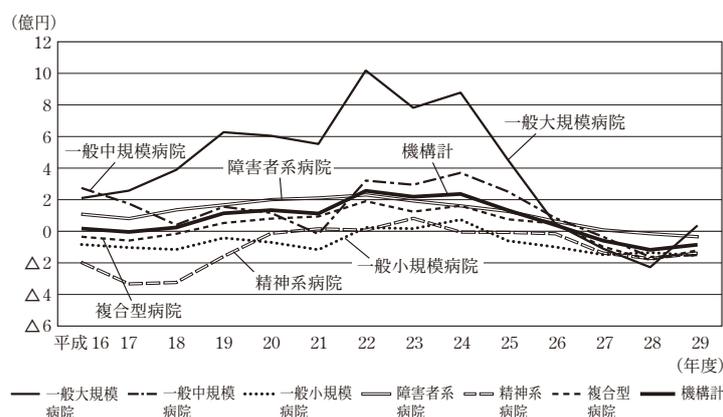
図表9 病院区分別の医業収支率の推移



注(1) 「機構計」は、機構の全病院に係る値である。なお、機構本部等があるため、機構計の医業収支率は、図表4の機構全体の値と一致しない。

注(2) 平成21年度以前は、統合等により病院の区分をしていない病院があるため、各病院区分を合計しても機構計の値と一致しない。

図表10 病院区分別の1病院当たり医業収支額の推移



注(1) 「機構計」は、機構の全病院に係る値である。

注(2) 平成21年度以前は、統合等により病院の区分をしていない病院があるため、各病院区分を合計しても機構計の値と一致しない。

また、一般大規模病院の許可病床数は7,798床(29年4月1日現在)と機構の全病院の14.3%を占めているが、図表11のとおり、一般大規模病院の医業収支額の16年度から29年度までの合計額は795億余円となっていて、全病院の合計額1422億余円の半分以上を占めており、病床数に占める割合以上に収支に占める割合は大きくなっている。そ

して、機構の全病院の医業収支額は22年度から29年度にかけて計487億余円悪化しているが、このうち26.2%に当たる128億余円は一般大規模病院の分となっていた。

図表11 病院区分別の医業収益、医業費用及び医業収支額の合計等 (単位：億円)

病院区分	平成16～29年度の 医業収益、医業費用及び医業収支額の合計			ピーク時である22年度と29年度の医業収支額		
	医業収益	医業費用	医業収支額(割合)	22年度	29年度	増加額(構成比)
一般大規模病院	2兆8801	2兆8005	795 (55.9%)	132	4	△128 (26.2%)
一般中規模病院	2兆5640	2兆5297	342 (24.0%)	66	△33	△100 (20.6%)
一般小規模病院	1兆2136	1兆2328	△191 (△13.4%)	4	△25	△29 (6.0%)
障害者系病院	1兆8231	1兆7605	625 (43.9%)	98	△15	△113 (23.2%)
精神系病院	4672	4862	△189 (△13.3%)	0	△18	△19 (4.0%)
複合型病院	2兆3448	2兆3348	99 (6.9%)	60	△35	△95 (19.6%)
機構計	11兆3834	11兆2411	1422 (100.0%)	363	△124	△487 (100.0%)

注(1) 「機構計」は、機構の全病院に係る値である。

注(2) 医業収支額欄の「割合」は、当該病院区分の医業収支額を機構計の額で除した値である。

注(3) 平成21年度以前は、統合等により病院の区分をしていない病院があるため、各病院区分を合計しても機構計の値と一致しない。

このように、一般大規模病院の経営状況は、機構全体の医業収支ひいては機構全体の経常収支にも大きな影響を及ぼしている。このため、一般大規模病院は、一層の経営改善に向けた取組を進めていく必要がある。その際は、引き続き材料費の節減に努めるとともに、地域の医療需要を踏まえて、他の医療機関との連携強化による患者の確保等を進めたり、上記のような入院患者の動向を踏まえて、必要に応じて機構が既に取り組んでいる病床利用率の低下に応じた病棟集約を更に進めるなどして効率的な病床運用に努めたりすることも重要である。

(2) 経営改善に向けた取組の状況

ア 経営改善に向けた取組の概要

第3期中期目標によれば、機構は、機構全体として経常収支率を100%以上とすることなどとされている。そして、機構は、この目標を達成するためには、機構の各病院がいずれも経営を改善して経常黒字を目指すことなどが重要であるとしており、慢性的に赤字である病院に対して、黒字である病院が恒常的に内部補填により支えることは想定していないとしている。また、他の設置主体では機構の病院が担う医療機能の代替が困難なことがある中、地域で求められる医療機能を維持していく必要があることから、病院の経常収支が赤字であることのみをもって廃止することは想定していないとしている。

一方、前記のとおり、機構の病院は、長期借入金をそれぞれの収入から償還しており、償還資金としてキャッシュフローを確保することが重要になっている。そこで、機構本部は、各病院に対して「新たな資金管理・投資基準・経営改善の枠組みについて」(平成26年6月30日付け企発第0630001号、財発第0630001号)等(以下「経営改善通知」という。)を発出しており、各病院は、これにより資金管理をするなどして自院の経営改善を進めることとしている。

経営改善通知によれば、各病院は、毎年度、向こう5年間の計画期間中に必要な投資額や債務の償還額等を見込んだ資金計画を作成することとされている。そして、計画期間中に必要な投資を行ったことにより債務の償還が困難となるなどの資金余力の不足が見込まれた場合には、機構本部の同意を得た上で、当該資金不足額の解消を目指した経営改善計画を作成して実施することなどとされている(以下、資金余力の不足見込額を「経営改善必要額」という。)。経営改善計画には、病院が今後取り組もうとする実施項目(以下「実施項目」という。)ごとに、実施項目を実現するための具体的な計画や、実施項目が実現した場合の収支の改善見込額等を記載することとなっている。そして、各病院は、原則として、計画作成の時点で確実に見込まれるなどしている収支見込額に、各実施項目に係る収支の改善見込額を合計した額(以下「経営改善計画額」という。)が経営改善必要額を上回るように経営改善計画を作成することとなっている。

28年度の資金計画は、経営改善通知により、各病院の26年度の経常収支決算額を基にして、これに28年度から32年度までの5年間の計画期間中に見込まれる借入金の償還額や設備投資に係る減価償却費の額等を加味して作成することとなっている。各病院が28年度の資金計画を作成したところ、機構の全病院の64.7%に当たる92病院は、計画期間中の資金余力が不足すると見込まれたことから、28年度の収支改善に係る420実施項目(これに係る経営改善計画額計248億6270万余円。前記の経常収支額がピークであった22年度583億余円の42.6%)等から成る経営改善計画を作成して機構本部の同意を得ていた。

イ 経営改善計画の達成状況

上記92病院の28年度の決算額をみると、71病院(92病院の77.1%)が経常赤字となっていて、経営改善計画で見込んだ経常収支額を達成していたのは10病院(同10.8%)にとどまっており、82病院(同89.1%)は計画を達成していなかった。そして、前年度よりも経常収支が改善していたのは27病院(同29.3%)となっていて、残りの65病院(同70.6%)は、前年度よりも経常収支が悪化していた。

このように、各病院が経営改善計画で定めた実施項目を着実に実行することで病院の経営改善を図ることを意図した経営改善通知に基づく28年度の取組は、必ずしも順調に行われたものとはなっていなかった。

ウ 実施項目の設定及び実施の状況

各病院が28年度の経営改善計画を作成するに当たり、機構本部は、診療機能や取り巻く環境が病院によって異なるため、各病院がそれぞれの創意工夫により経営改善計画の立案・作成をする必要があるとして、経営改善計画の記入例や経営改善必要額の算定様式等は示していたものの、実施項目の具体例、実施項目の設定及び経営改善計画額の算定方法や考え方、注意点等については経営改善通知等で示しておらず、各病院がそれぞれ自院に見合った独自の実施項目を設定し、これに係る経営改善計画額を算定することとしていた。そこで、各病院における具体的な実施項目の設定及び実施の状況についてみたところ、次のような状況となっていた(図表12参照)。

図表 12 平成 28 年度の実施項目に係る類型別の達成状況等

区分	実施項目の類型	当該実施項目を掲げている病院数	実施項目数 (構成比)		左の実施項目に係る経営改善計画額 (千円) (b)		1 実施項目当たりの経営改善計画額 (千円) (b/a)	実際の収支改善額 (千円) (c)	達成率 (c/b)	経営改善計画額以上の収支改善額が実現した実施項目数 (d)	実施項目達成割合 (d/a)	
			(a)	(構成比)	(千円)	(構成比)						
収益増加	患者増の取組	85	205	48.8%	18,032,046	72.5%	87,961	9,278,101	51.4%	46	22.4%	
	(手法)	医療従事者の増員等	43	73	17.3%	5,896,333	23.7%	80,771	3,275,310	55.5%	24	32.8%
		病院施設の拡張等	29	35	8.3%	3,026,149	12.1%	86,461	1,491,780	49.2%	7	20.0%
		地域医療連携の強化	23	33	7.8%	3,149,044	12.6%	95,425	1,211,169	38.4%	3	9.0%
		診療体制の強化	26	33	7.8%	2,555,557	10.2%	77,441	1,565,969	61.2%	8	24.2%
		前年度からの実績見込み	9	10	2.3%	1,750,716	7.0%	175,071	1,274,505	72.7%	2	20.0%
		実現手法不明確	11	13	3.0%	1,087,753	4.3%	83,673	167,753	15.4%	1	7.6%
		その他	7	8	1.9%	566,494	2.2%	70,811	291,615	51.4%	1	12.5%
	診療点数の加算等の取組	48	106	25.2%	4,554,200	18.3%	42,964	2,356,818	51.7%	40	37.7%	
	検査件数増の取組	14	20	4.7%	325,120	1.3%	16,256	85,467	26.2%	3	15.0%	
	有料個室増の取組	13	13	3.0%	533,766	2.1%	41,058	363,505	68.1%	2	15.3%	
	薬剤管理指導件数増等の取組	9	10	2.3%	34,781	0.1%	3,478	4,401	12.6%	3	30.0%	
	その他	16	20	4.7%	224,522	0.9%	11,226	91,045	40.5%	4	20.0%	
	小計	90	374	89.0%	23,704,435	95.3%	63,380	12,179,337	51.3%	98	26.2%	
費用節減	診療材料費の節減	16	17	4.0%	506,230	2.0%	29,778	627,469	123.9%	9	52.9%	
	後発医薬品への切替え	7	7	1.6%	290,156	1.1%	41,450	82,420	28.4%	3	42.8%	
	光熱水道費の節減	6	7	1.6%	93,628	0.3%	13,375	107,408	114.7%	6	85.7%	
	その他	12	15	3.5%	268,254	1.0%	17,883	96,494	35.9%	2	13.3%	
	小計	29	46	10.9%	1,158,268	4.6%	25,179	913,791	78.8%	20	43.4%	
計	92	420	100.0%	24,862,703	100.0%	59,196	13,093,128	52.6%	118	28.0%		

(注) 複数の類型に属する実施項目を掲げている病院があるため、当該実施項目を掲げている病院数を合計しても計欄の値と一致しない。

(ア) 収益増加の取組

前記の 92 病院が経営改善計画で設定した 420 実施項目を類型別にみると、図表 12 のとおり、全体の 89.0% に当たる 374 実施項目(経営改善計画額計 237 億 0443 万余円)が収益の増加を図ることで収支改善を目指すとしているものであった。そして、その中でも患者数を増加させる取組(以下「患者増の取組」という。)が 205 実施項目(同計 180 億 3204 万余円)と最多となっていた。また、1 実施項目当たりの経営改善計画額をみても、患者増の取組が最も金額が高くなっていた。

そこで、患者増の取組について、それを実現するための手法についてみると、①近隣の医療機関を訪問したり、パンフレット等の配布を行ったりするなどの地域医療連携の取組を強化することによってしているものが 23 病院において 33 実施項目(全体の 7.8%)、これに係る経営改善計画額 31 億 4904 万余円(同 12.6%)、②病棟を増改築して受入れ可能な患者数を増やしたり、新たな機器を導入してそれまでは対応が困難であった患者を新たに受け入れたりするなど、病院施設の拡張等を前提としていたものが 29 病院において 35 実施項目(同 8.3%)、同 30 億 2614 万余円(同 12.1%)あったほか、③実現するための手法が必ずしも明確に定められていないと思料されるものも 11 病院において 13 実施項目(同 3.0%)、同 10 億 8775 万余円(同 4.3%)見受けられた。

これらの実施項目について、それぞれの実施状況をみると、①の地域医療連携の取組を強化するとの実施項目については、近隣の医療機関を訪問するなどの活動を行ったものの、その結果が実際の患者数の増加に結び付いていない病院が多く、経営改善

計画額に対する実際の収支改善額の割合(以下「達成率」という。)は38.4%となっていて、経営改善計画額以上の収支改善額を達成したのは、3病院に係る3実施項目(当該実施項目類型に係る実施項目数全体に対する割合(以下「実施項目達成割合」という。)9.0%)にとどまっていた。

また、②の病院施設の拡張等を前提として患者増を図るとしている実施項目についてみると、実際に計画どおりに28年度までに病院施設の拡張等を行った病院は多いものの、必ずしも計画で見込んだ患者数を確保できていない病院もあり、達成率は49.2%となっていて、計画以上の収支改善を達成したのは7病院に係る7実施項目(実施項目達成割合20.0%)となっていた。この中には、次の事例のように、計画の作成に当たり、病院施設を拡張等すればおのずと患者数が増加するなど楽観的な想定をしており、実際の患者数が当該計画を大きく下回っていたものも見受けられた。

<事例1>

福岡病院は、平成28年度の経営改善計画において、26年11月に療養環境の改善を図るために老朽化した一般病棟を建て替え、一般病床数が230床と32床増床したことに加えて、新病棟の供用開始に伴う効果も相まって、28年度の1日の平均入院患者数は26年度よりも30人増加すると想定しており、その結果、診療収入が4億1193万余円増加することから、これに伴う材料費及び人件費の増1億0929万余円を差し引いても3億0264万余円の収支の改善を図るとする実施項目を作成していた。

しかし、上記の30人は、新病棟の供用開始に伴い病床数が32床増床することから、1日の平均入院患者数も30人増加すると想定していたものであり、新病棟供用開始後から計画作成時点である27年8月までの間における実際の患者増加数の実績や、地域における医療需要の動向等を踏まえて合理的に見込んだ人数ではなかった。そして、28年度の実際の1日の平均入院患者数は161.4人と、26年度より1.1人減少している状況となっていた。

このようなことなどから、当該実施項目に係る収支改善額は0円となっており、他の実施項目等と合わせた同年度の同病院全体の経常収支は、前年度より1億2528万余円悪化した△3億3227万余円となっていた。

上記のように、患者増の取組については、経営改善計画全体に占める実施項目数及び経営改善計画額は多いものの、計画どおりに取組を実施して収益を確保することが困難となっている事態が少なからず見受けられた。この背景には、病院の経営改善には収益の確保が必要であり、そのためには患者数を増やすことが不可欠であるとして患者増の取組を実施項目に掲げる病院が多い中で、実際の患者数は地域の人口動態、医療需要その他の様々な事情に左右されるため、経営改善計画で見込んだ患者数とかい離が生じやすいことなどにもよるが、比較的容易に実施項目として立案でき、かつ多額の経営改善計画額が期待できる患者増の取組を、その実現可能性や妥当性について十分に検証しないまま実施項目として掲げた病院が少なからずあったことによると認められる。

そして、このように、多額の経営改善計画額になる実施項目を十分に検証しないまま計画に掲げた病院があったのは、28年度の経営改善計画額は、原則として、全て

の病院において経営改善必要額を上回るように作成することとなっていたため、前年度の経常収支が著しく悪いなどして経営改善必要額が多額に上る病院は、実施項目の実現可能性や妥当性にかかわらず経営改善計画額を積み上げる必要があったことなども背景にあったと思料される。

しかし、経営改善計画は、本来、これを着実に実行することで病院の経営改善を実現させるものである。このため、取組実施の効果についての見込みや経営改善計画の実施に伴って見込まれる費用や収益の想定が楽観的すぎるなどして、経営改善計画作成の当初から実現可能性や妥当性に疑念が生ずるような内容の経営改善計画であっては、これを着実に実行する意欲に欠け、ひいては経営改善の実現に結び付かないおそれがある。そして、前記のように計画どおりに収益を確保できていない事態が多数見受けられている状況に鑑みると、経営改善計画の作成に当たっては、経営改善必要額を踏まえ、必要に応じて抜本的な改善策を講ずるとともに、それらの実施項目については、各病院において実現可能性や妥当性について十分に検証した上で作成することが重要である。この点について、機構の病院の中には、次の参考事例のように、実現可能性や妥当性を踏まえた実施項目を作成している病院も見受けられた。

<参考事例>

天竜病院は、平成28年度の経営改善計画において、27年8月に改修工事を行って結核病床6床を一般病床に転換することなどで、28年度の1日の平均入院患者数を26年度よりも4.3人増加した129.0人にして、これにより28年度には4200万余円の収支改善を図るとする実施項目を作成していた。

上記の4.3人は、同病院の26年度の病床利用率が結核病床の44.3%に対して一般病床が85.4%となっており、また経営改善計画の作成時点で同病院に神経内科を中心に待機患者が多数いたことなどを踏まえると、一般病床の6床増加に応じた堅実な計画となっていた。

そして、改修工事による一般病床の増に加えて、近隣医療機関を訪問してこのような同病院の状況等を説明したことなどもあって、28年度の実際の平均入院患者数は26年度より10.5人増加した135.2人となっており、当該実施項目の実施によって計画を上回る6858万余円の収支改善を実現していた。

機構においても、以上のような28年度の状況等を踏まえて、29年度は運用上で、30年度は経営改善通知を改正して、前年度の資金計画の達成状況も踏まえた実現可能性の高い収益確保や費用節減策等による経営改善計画を作成することとするなどの見直しを行ったとしているが、今後、当該見直しの趣旨を各病院に周知徹底することなどにより、各病院が、これまでの自院に係る経営改善計画の実施状況や各実施項目の達成状況等も踏まえた、より実現可能性の高い経営改善計画を作成して実施していくことが重要である。

(イ) 費用節減の取組

一方、図表12のとおり、費用の節減を図るとした取組(以下「費用節減の取組」という。)の達成率は78.8%であり、13病院に係る20実施項目(実施項目達成割合43.4%)で計画以上の収支改善が実現していて、収益を増加させる取組と比較すると相対的に

順調な傾向が見受けられた。費用節減の効果があつた取組の主なものは図表 13 のとおりであり、この中には、金沢医療センターにおいて診療材料の調達にベンチマークシステム^(注2)を活用することで調達単価の引下げに成功したように、機構本部の主導で特定の病院に試行的に取り組みさせた結果、効果が認められたことから、30 年度からは機構の全ての病院で導入されるようになった取組もあつた。

図表 13 機構の各病院における主な費用節減の取組例

事項
診療材料の調達にベンチマークシステムを活用して価格交渉を推進する
手術材料のキット内容を見直す
医療機器の保守点検のうち自院でも実施できるものについて外部委託を取りやめる
契約電力の見直しを行い基本料金を引き下げる
雨水流入防止対策により下水道料金を削減する

しかし、図表 12 のとおり、経営改善計画に盛り込まれた費用節減の取組は収益を増加させる取組と比較して必ずしも多くはなかつた。これは、費用節減の取組によって患者サービスの質の低下を招くことをためらつた病院があつたことなどにもよるが、費用節減の取組の具体策を考案するに至らなかつた病院もあつたことなどによると思料される。図表 13 にあるような実施項目に掲げた費用節減の取組の中には、材料費や光熱水費の節減等の他の病院でも同様に取り組むことが可能なものが見受けられる。したがって、機構本部は、既に各病院に対して一部の病院で効果を上げた取組事例の一部について機構のイントラネットで共有し、また、機構本部主催の各種研修等の機会を捉えて各病院に示すなどしてはいるものの、このようなものについては、より一層の情報の共有が有用である。

情報の共有に当たっては、労安機構において、各病院の「支出削減等に係る取組事例」について、年間の費用削減効果が数万円のものまで労安機構本部が取りまとめて全病院に配布し、他の病院でも同様の取組を促すとともに、更にその実施状況を労安機構本部が確認するなどしている事例や、JCHO において、医療機器保守契約の JCHO 本部における共同入札を実施している事例といった 2 独法等で既に行われている取組を参考にすることも有用である。

(注 2) ベンチマークシステム 当該システムを導入している他の医療機関における医薬品、診療材料等の最新の購入単価を照会して比較することができるシステム

エ 経営改善計画に対する機構本部による確認等の状況

前記のとおり、経営改善計画を病院が作成するには、機構本部の同意を必要としている。そして、機構本部は、病院にヒアリングを実施するなどして病院が作成した経営改善計画の原案を確認し、必要に応じて修正を指示するなどした上で同意することになっている。そこで、経営改善計画に対する機構本部による確認等の状況をみたところ、次のような状況となつていた。

機構本部は、前記の 92 病院に係る経営改善計画の同意に際し、23 病院にヒアリングを実施したり、17 病院に対して内容の修正を指示したりしていた。しかし、前記のと

おり楽観的な想定をしていたり、次の事例のとおり計画に掲げた取組を進めることによって必然的に生ずる影響を織り込んでいなかったりしている原案についても、基本的には病院の原案のとおり同意していた。

<事例2>

霞ヶ浦医療センターは、平成28年度の経営改善計画において、28年7月に、地域包括ケア病棟を開設することにより、地域の他の病院に入院している患者10人が同センターに転院するほか、同センターの急性期病棟に入院している患者で急性期治療を終えた患者22人が地域包括ケア病棟に転院することから、当該病棟に計32人の入院患者が見込まれると見られ、これにより9か月で2億5036万余円の収益増が期待され、人件費及び材料費の費用増1億2955万余円を差し引いても28年度には1億2080万余円の収支改善を図るとする実施項目を作成していた。

一方、急性期病棟の入院患者については、同センターは、上記のとおり、その一部が地域包括ケア病棟に転院した後もこれまでどおりの患者数を確保できると考え、新たに確保するための取組を計画に掲げていなかったが、機構本部は、当該経営改善計画に同意していた。

そして、計画よりも半年遅れの29年1月に、実際に地域包括ケア病棟の運用が開始されると、地域包括ケア病棟の入院患者数はおおむね計画どおりとなっていたが、その分、急性期病棟の患者数が減少したことなどから、28年度と同センター全体の経常収支は△2億2920万余円となっており、前年度の△3億2621万余円から9701万余円改善するにとどまっていた。

このことについて、機構本部は、本部等の人員や時間には限りがあることから、特に重点的に経営改善が必要な病院についてヒアリングを実施し、経営改善計画の確認を行ったなどとしており、必要に応じて、年度途中で経営改善計画の変更や見直しを指示したとしている。

しかし、前記のような状況を踏まえると、機構本部において、各病院が経営改善計画を作成するに当たり、計画の記入例や経営改善必要額の算定様式等だけでなく、実施項目の設定及び経営改善計画額の算定方法や考え方、注意点等についても経営改善通知で示すなどして、各病院が実現可能性や妥当性に疑念の生じない的確な経営改善計画を作成できるようにしたり、計画同意の際に十分確認したりする必要があったと思料される。

なお、労安機構では、機構においては各病院がそれぞれの考え方で独自に算定している社会保険料の考慮等も扱いが区々となっていた収支の試算に際して用いる職員の人件費単価について、本部が毎年度統一的に定めており、各病院は当該単価に基づいて算定するなどしていた。

(3) 機構の病院として果たすべき機能の提供状況

ア 国の医療政策への貢献の状況

第3期中期目標によれば、機構は、災害医療やセーフティネット分野の医療について我が国における中心的な役割を果たすことなどとされている。

災害医療に関しては、災害医療センター及び大阪医療センターに厚生労働省の災害派遣医療チーム(DMAT)事務局が設置されているほか、41病院に災害派遣医療チームが

設置されている。そして、これらの運営に要する経費等に対しては衛生関係指導者養成等委託費等が国から交付されているほか、災害派遣医療チームの派遣に係る費用の一部については都道府県から補填されている。

また、セーフティネット分野の医療に関しては、図表 14 のとおり、機構の病院が、我が国における当該医療分野の相当程度を提供しており、中心的な役割を果たす状況となっていた。

図表 14 セーフティネット分野の医療における病床数(平成 29 年度)

区分	重症心身障害	筋ジストロフィー	結核	医療観察法に基づく精神科医療
全国(a)	21,556	2,520	5,347	833
機構(b)	7,977	2,392	1,954	421
(b)/(a)	37.0%	94.9%	36.5%	50.5%

(注) 機構の調査結果による。

セーフティネット分野の医療のうち重症心身障害及び筋ジストロフィー患者に関する医療は、主に障害者系病院で提供されている。これらの医療に関する機構の病院へのニーズは高く、多くの病院で満床に近い状況であり、中には地域の医療圏にとどまらず全国から患者が訪れている病院もあった。経営面についても、前記のとおり、障害者系病院は、おおむね医業収支の安定を確保している。当該医療分野については、医療法人等における医療提供体制の整備や経験が不足していることなどから、今後とも機構の病院がその役割を積極的に果たしていくことが見込まれる。

また、医療観察法に基づく精神科医療は、精神系病院で提供されている。医療観察法に基づく医療を提供するに当たっては、当該病院は、主に診療収入を財源として運営しているほか、国から心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金等の交付を受けている。当該医療分野に係る入院医療の提供は、医療観察法により国等が開設する病院に限られていることから、今後とも機構の病院がその役割を果たしていく必要がある。

一方、結核に関する医療は、複合型病院等の結核病床を有する病院で主に提供されているが、結核感染者が年々減少していることなどから、機構の結核病床に係る入院患者数も減少傾向にあり、29年度の結核病床の病床利用率は48.7%と機構全体の81.6%を大きく下回っている。結核に関しては、一部の病院が国から保健衛生施設等施設整備費補助金の交付を受けているものの、原則として、病院の診療収入により費用を賄うことになっている。各病院は、当該医療分野の提供に際し、一般病床と結核病床を合わせて運用するなどの取組を進めているが、今後とも入院患者数の大幅な増加は見込めないことから、引き続きこうした効率的な病床運用等の経営改善に向けた取組が重要である。

イ 地域医療への貢献の状況

第3期中期目標によれば、機構の病院は、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえて、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たすことなどとされている。そして、機構の病院は、図表 15 のとおり、各病院の特徴に応じて医療計画に記載されており、地域において求められる役割を果たすこととなっていた。

図表 15 都道府県が定めた医療計画への機構の病院の記載状況

区分	5 疾病					5 事業				
	がん	脳卒中	急性心筋梗塞	糖尿病	精神疾患	救急医療	災害時医療	へき地医療	周産期医療	小児医療(小児救急含む)
平成 29 年度 (30 年 3 月末時点)	87	92	64	74	47	112	60	15	60	89

(注) 「5 疾病」とは医療法第 30 条の 4 第 2 項第 4 号の規定で定められている広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病のことであり、都道府県の医療計画において当該疾病の治療等に係る事業に関する事項を定めることとなっている。また、「5 事業」とは同項第 5 号の規定に掲げられている事業のことであり、医療計画において当該医療の確保に必要な事項を定めることとなっている。

また、医療計画には、将来の医療提供体制に関する地域医療構想が定められている。そして、機構の病院は、他の公的医療機関等と同様に地域に求められる役割を果たしていくことが期待されていることから、それ以外の医療機関に率先して、自院の将来の方向性を「公的医療機関等 2025 プラン」(以下「2025 プラン」という。)として策定することとなっており、地域における同構想の協議の場でこれを議論することとなっている。機構の 141 病院のうち、一般病床を有しないなど上記議論の対象とならない病院を除いた 137 病院は、29 年度末までに 2025 プランを策定していた。各病院の 2025 プランによれば、図表 16 のとおり、37 年度(2025 年度)に向けて病床数を増加させ、又は削減させる^(注 3)としているのが 38 病院、既存の病床について病床機能区分の転換を行うとしているのが 48 病院となっていて、両者の重複分を除いた 69 病院(全体の 50.3%)が病床について何らかの変更を行うとしていた。

図表 16 各病院が策定した 2025 プランにおける現在と将来の病床数等の状況

区分		病院数	
		数	割合
2025 プランを策定した病院		137	100.0%
病床数	既存の病床数よりも平成 37 年度に病床数を削減させるとしている病院	18	13.1%
	既存の病床数よりも 37 年度に病床数を増加させるとしている病院	20	14.5%
病床機能	病床機能の転換を行うとしている病院	48	35.0%
	高度急性期・急性期機能の病床数を削減して回復期・慢性期機能の病床数を増加させるとしている病院	29	21.1%
	その他の病院	19	13.8%

(注) 各病院が策定した 2025 プランを地域の協議の場に提示するに先立ち機構本部に提出し、機構本部が了解した時点の区分により集計した。

そして、上記の 137 病院が策定した 2025 プランは、おおむね 31 年までを目途にして地域における議論を経ることとなるが、既に当該議論を踏まえて病床数の増減や病床機能の転換を求められている病院があることを踏まえると、今後、37 年度(2025 年度)に向けて病床数等の変更をする病院は、上記の 69 病院よりも更に増えることも想定される。

前記のとおり、機構の病院は、医療計画を踏まえて、地域における課題の解決に貢献することなどとされている。そして、機構の病院が、将来、地域において不足が見込まれる病床機能を提供するために率先して既存の病床機能の転換を進めたり、地域の医療需要等を踏まえて病床数を増減したりすることは、医療計画の一つである地域医療構想の実現に貢献することになる。

一方で、病床数等の変更に伴い、患者数又は患者1人1日当たりの診療収入が変動して、病院の医業収益に影響が生ずることなども考えられる。ついで、今後、少なくとも病院で病床機能の転換や病床数の増減等が想定されることから、これに対応した収益の増加を図ったり、費用の節減を進めたりするなどして、病院経営の健全性を確保するために適時適切な対応を進めていくことが重要である。

(注3) 病床機能区分 ①高度急性期機能(急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けた診療密度が特に高い医療を提供する機能)、②急性期機能(急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けた医療を提供する機能)、③回復期機能(急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能)、④慢性期機能(長期にわたり療養が必要な患者を入院させるなどの機能)の各機能の区分

4 本院の所見

機構は、全国に設置された病院において、安心・安全で質の高い医療を提供するとともに、国の医療政策や地域医療の向上に貢献するなどの役割を担っている。そして、機構が、機構に課せられたこれらの役割を果たしていくには、安定した経営基盤の確保が必要である。このような中、前記のとおり、機構の経常収支率は22年度をピークに悪化しており、28年度には機構設立以来初めての経常赤字となり、29年度は28年度よりは改善したものの引き続き経常赤字となっている。

したがって、機構が、国の医療政策や地域医療への貢献等といった機構に課せられた役割を今後とも継続的に果たしていけるよう、次のような点に留意することが重要である。

- ア 機構の経常収支率は、29年度は28年度よりは改善したものの、傾向的には22年度をピークとして悪化していることから、一層の経営の改善に向けた取組を進めていくこと。その際、既に効果のあった取組を他の病院でも同様に展開していくなどして、一層の費用節減に努めること
- イ 一般大規模病院の経営状況は、機構全体の経常収支に大きな影響を及ぼしており、一層の経営改善に向けた取組を進めること。その際、引き続き材料費の節減に努めるとともに、地域の医療需要を踏まえて、他の医療機関との連携強化による患者の確保等を進めたり、入院患者の動向を踏まえて、必要に応じて病棟集約を含めた効率的な病床運用に努めたりすること
- ウ 経営改善計画に基づく経営改善は必ずしも順調に行われていないことから、各病院が、それぞれの状況に応じて、実現可能性があり、かつ、必要に応じて抜本的な改善策も検討した的確な経営改善計画を作成し、これに沿って経営改善に向けた取組を着実に進めていけるよう、機構本部において、実施項目の事例、実施項目の設定及び経営改善計画額の算定方法や考え方、注意点等を病院に具体的に示すとともに、経営改善計画の同意に際しては各実施項目の実現可能性や妥当性についても確認するなど、病院に対する指導を一層充実させること
- エ 地域医療構想を踏まえ、今後、少なくとも病院で病床機能の転換や病床数の増減等が想定されることから、これに対応した収益の増加を図ったり費用の節減を進めたりするなどして、病院経営の健全性を確保するために適時適切な対応を進めていくこと

本院としては、機構が設置する病院の経営状況等について、引き続き注視していくこととする。

表 機構の病院の経営状況等

番号	病院名	平成 29 年度						許可病床数(29年4月1日現在)	病院区分	所在地	28年度経営改善計画作成(達成◎)	会計実地検査
		経常収益(百万円)	経常費用(百万円)	経常収支(百万円)	経常収支率	医業収支(百万円)	医業収支率					
1	北海道がんセンター	11,411	11,220	190	101.6%	55	100.5%	520	中	北海道札幌市	○	
2	北海道医療センター	10,857	11,320	△ 463	95.9%	△ 446	95.8%	500	複	北海道札幌市	○	
3	函館病院	5,606	5,443	163	103.0%	198	103.7%	310	小	北海道函館市		
4	旭川医療センター	5,276	5,132	144	102.8%	158	103.2%	310	複	北海道旭川市	○	
5	帯広病院	4,461	4,433	27	100.6%	27	100.6%	353	複	北海道帯広市		
6	八雲病院	2,401	2,307	93	104.0%	103	104.5%	240	障	北海道二海郡八雲町		○
7	弘前病院	6,912	6,996	△ 84	98.7%	△ 87	98.6%	342	小	青森県弘前市	◎	
8	八戸病院	1,855	1,773	82	104.6%	79	104.5%	150	障	青森県八戸市		○
9	青森病院	4,309	3,980	329	108.2%	301	107.6%	360	障	青森県青森市		
10	盛岡病院	2,760	2,758	1	100.0%	38	101.4%	260	複	岩手県盛岡市	○	
11	花巻病院	2,011	2,111	△ 100	95.2%	△ 87	95.7%	204	精	岩手県花巻市	○	
12	岩手病院	2,732	2,750	△ 17	99.3%	△ 0	99.9%	250	障	岩手県一関市	○	
13	釜石病院	1,775	1,714	60	103.5%	79	104.7%	180	障	岩手県釜石市		
14	仙台医療センター	20,342	19,414	928	104.7%	483	102.5%	698	大	宮城県仙台市	○	○
15	仙台西多賀病院	6,494	6,194	299	104.8%	299	104.8%	480	障	宮城県仙台市		
16	宮城病院	3,759	3,698	61	101.6%	62	101.7%	344	障	宮城県亶理郡山元町	○	○
17	あきた病院	4,525	4,394	130	102.9%	131	103.0%	340	障	秋田県由利本荘市		
18	山形病院	3,345	3,366	△ 20	99.3%	△ 11	99.6%	308	障	山形県山形市		
19	米沢病院	2,109	1,995	113	105.6%	109	105.4%	220	障	山形県米沢市	◎	
20	福島病院	2,147	2,602	△ 455	82.5%	△ 371	84.6%	303	障	福島県須賀川市	○	○
21	いわき病院	1,707	1,625	81	104.9%	77	104.7%	180	障	福島県いわき市	○	
22	水戸医療センター	13,158	12,815	343	102.6%	384	103.1%	500	中	茨城県東茨城郡茨城町	○	
23	霞ヶ浦医療センター	4,805	4,984	△ 178	96.4%	△ 170	96.5%	250	小	茨城県上浦市	◎	○
24	茨城東病院	4,701	4,520	180	103.9%	87	101.9%	410	複	茨城県那珂郡東海村		
25	栃木医療センター	7,095	7,536	△ 440	94.1%	△ 393	94.5%	350	中	栃木県宇都宮市	○	
26	宇都宮病院	5,096	5,004	91	101.8%	90	101.8%	380	複	栃木県宇都宮市	○	
27	高崎総合医療センター	15,288	14,416	871	106.0%	53	100.3%	451	中	群馬県高崎市	○	
28	沼田病院	2,296	2,466	△ 169	93.1%	△ 242	90.1%	179	小	群馬県沼田市	○	
29	渋川医療センター	8,719	8,623	95	101.1%	△ 160	98.1%	450	複	群馬県渋川市	○	
30	西埼玉中央病院	5,432	5,740	△ 307	94.6%	△ 275	95.0%	325	小	埼玉県所沢市	○	
31	埼玉病院	14,207	14,676	△ 469	96.8%	△ 550	96.1%	350	中	埼玉県和光市	○	
32	東埼玉病院	5,925	6,098	△ 173	97.1%	△ 142	97.5%	532	障	埼玉県蓮田市	○	
33	千葉医療センター	9,976	10,551	△ 574	94.5%	△ 618	93.8%	455	中	千葉県千葉市	○	
34	千葉東病院	5,935	6,341	△ 405	93.6%	△ 275	95.4%	421	障	千葉県千葉市	○	○
35	下総精神医療センター	2,812	2,861	△ 48	98.2%	△ 207	92.6%	435	精	千葉県千葉市	○	
36	下志津病院	5,699	5,825	△ 126	97.8%	△ 128	97.7%	440	障	千葉県四街道市	○	○
37	東京医療センター	24,182	23,819	362	101.5%	250	101.0%	780	大	東京都目黒区		
38	災害医療センター	16,373	15,843	530	103.3%	542	103.6%	455	中	東京都立川市	○	○
39	東京病院	9,106	9,204	△ 97	98.9%	25	100.2%	560	複	東京都清瀬市	◎	○
40	村山医療センター	5,216	4,889	326	106.6%	262	105.4%	303	複	東京都武蔵村山市	◎	
41	横浜医療センター	15,139	15,125	14	100.0%	△ 90	99.3%	510	中	神奈川県横浜市		
42	久里浜医療センター	3,395	3,465	△ 69	97.9%	△ 228	92.8%	332	精	神奈川県横浜須賀野	○	○
43	箱根病院	2,307	2,438	△ 130	94.6%	△ 136	94.3%	199	障	神奈川県小田原市	○	○
44	相模原病院	11,861	12,046	△ 185	98.4%	△ 317	97.2%	458	中	神奈川県相模原市		
45	神奈川病院	4,826	4,678	148	103.1%	143	103.1%	370	複	神奈川県秦野市	○	○
46	西新潟中央病院	6,683	6,615	68	101.0%	144	102.2%	400	障	新潟県新潟市		
47	新潟病院	5,600	5,709	△ 108	98.0%	△ 93	98.2%	350	障	新潟県柏崎市	○	
48	さいがた医療センター	2,500	3,062	△ 561	81.6%	△ 579	80.6%	410	精	新潟県上越市	○	
49	甲府病院	4,472	4,687	△ 214	95.4%	△ 181	96.0%	276	複	山梨県甲府市	○	
50	東長野病院	2,241	2,313	△ 71	96.9%	△ 40	98.1%	213	障	長野県長野市	○	
51	まつもと医療センター	9,189	9,700	△ 510	94.7%	△ 524	94.4%	573	複	長野県松本市	○	
52	信州上田医療センター	7,703	7,802	△ 99	98.7%	△ 54	99.2%	420	小	長野県上田市	○	○
53	小諸高原病院	2,390	2,382	8	100.3%	△ 17	99.2%	340	精	長野県小諸市	○	○
54	富山病院	3,330	3,353	△ 22	99.3%	△ 11	99.6%	310	障	富山県富山市	○	○
55	北陸病院	2,378	2,394	△ 15	99.3%	△ 93	96.0%	274	精	富山県南砺市	○	
56	金沢医療センター	13,036	12,980	56	100.4%	△ 71	99.4%	554	大	石川県金沢市	○	○
57	医王病院	3,826	3,721	105	102.8%	103	102.8%	310	障	石川県金沢市		
58	七尾病院	2,452	2,379	72	103.0%	58	102.4%	240	障	石川県七尾市		
59	石川病院	2,045	2,127	△ 81	96.1%	△ 74	96.4%	240	障	石川県加賀市	◎	
60	長良医療センター	6,631	6,549	81	101.2%	110	101.7%	468	複	岐阜県岐阜市		○
61	静岡てんかん・神経医療センター	4,716	4,532	183	104.0%	266	106.2%	410	障	静岡県静岡市		
62	天竜病院	3,591	3,816	△ 225	94.1%	△ 242	93.4%	328	障	静岡県浜松市	◎	
63	静岡医療センター	9,282	9,850	△ 567	94.2%	△ 655	93.0%	450	小	静岡県駿東郡清水町	○	
64	名古屋医療センター	22,611	22,654	△ 43	99.8%	△ 151	99.2%	740	大	愛知県名古屋市中区	○	
65	東名古屋病院	4,902	5,213	△ 310	94.0%	△ 315	93.6%	468	複	愛知県名古屋市中区	○	
66	東尾張病院	1,954	2,162	△ 207	90.4%	△ 254	88.1%	233	精	愛知県名古屋市中区	○	
67	豊橋医療センター	6,423	6,672	△ 248	96.2%	△ 155	97.5%	388	小	愛知県豊橋市	○	○
68	三重病院	4,008	3,858	150	103.8%	37	101.0%	260	障	三重県津市		
69	鈴鹿病院	3,496	3,504	△ 7	99.7%	9	100.2%	290	障	三重県鈴鹿市		
70	三重中央医療センター	10,982	10,807	175	101.6%	228	102.2%	486	中	三重県津市	○	
71	榑原病院	1,451	1,551	△ 100	93.5%	△ 166	88.9%	222	精	三重県津市	○	○
72	敦賀医療センター	3,796	4,057	△ 260	93.5%	△ 288	92.8%	273	複	福井県敦賀市	○	
73	あわら病院	2,014	2,006	8	100.4%	13	100.6%	172	障	福井県あわら市		
74	東近江総合医療センター	5,614	6,066	△ 452	92.5%	△ 460	92.2%	320	小	滋賀県東近江市	○	
75	紫香楽病院	1,796	1,787	9	100.5%	15	100.8%	180	障	滋賀県甲賀市		
76	京都医療センター	18,895	19,153	△ 258	98.6%	△ 256	98.5%	600	大	京都府京都市	○	○
77	宇多野病院	4,127	4,649	△ 521	88.7%	△ 454	89.7%	380	障	京都府京都市	○	
78	舞鶴医療センター	5,327	5,919	△ 592	89.9%	△ 723	87.2%	409	複	京都府舞鶴市		
79	南京都病院	4,193	4,335	△ 142	96.7%	△ 138	96.7%	400	障	京都府城陽市	○	

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5

番号	病院名	平成29年度						許可病床数(29年4月1日現在)	病院区分	所在地	28年度経営改善計画作成(達成◎)	会計実地検査
		経常収益(百万円)	経常費用(百万円)	経常収支(百万円)	経常収支率	医業収支(百万円)	医業収支率					
80	大阪医療センター	23,083	22,729	354	101.5%	118	100.5%	692	大	大阪府大阪市	○	
81	近畿中央胸部疾患センター	7,038	7,298	△ 260	96.4%	△ 256	96.2%	385	複	大阪府堺市	○	
82	刀根山病院	7,271	7,511	△ 240	96.7%	△ 254	96.5%	500	複	大阪府豊中市		
83	大阪南医療センター	12,870	13,544	△ 674	95.0%	△ 472	96.3%	470	中	大阪府河内長野市	○	○
84	神戸医療センター	7,806	7,785	20	100.2%	12	100.1%	304	小	兵庫県神戸市	○	
85	姫路医療センター	11,619	11,713	△ 94	99.1%	△ 25	99.7%	430	中	兵庫県姫路市	◎	○
86	兵庫あおの病院	2,832	2,884	△ 51	98.2%	△ 16	99.4%	250	障	兵庫県小野市	○	○
87	兵庫中央病院	5,319	5,521	△ 201	96.3%	△ 217	96.0%	500	障	兵庫県三田市	○	
88	奈良医療センター	4,166	4,306	△ 140	96.7%	△ 138	96.7%	350	障	奈良県奈良市	○	
89	やまと精神医療センター	2,779	2,747	32	101.1%	4	100.1%	283	精	奈良県大和郡山市	○	
90	南和歌山医療センター	7,417	7,513	△ 96	98.7%	△ 163	97.7%	316	小	和歌山県田辺市	○	
91	和歌山病院	3,421	3,603	△ 182	94.9%	△ 201	94.3%	310	障	和歌山県日高郡美浜町	○	○
92	鳥取医療センター	4,789	4,760	28	100.6%	58	101.2%	522	精	鳥取県鳥取市	○	○
93	米子医療センター	6,513	6,291	222	103.5%	137	102.2%	270	小	鳥取県米子市	○	○
94	松江医療センター	4,575	4,666	△ 90	98.0%	△ 58	98.6%	340	障	島根県松江市	○	
95	浜田医療センター	8,647	8,521	126	101.4%	△ 27	99.6%	365	中	島根県浜田市		
96	岡山医療センター	20,247	20,688	△ 440	97.8%	△ 330	98.3%	609	大	岡山県岡山市		○
97	南岡山医療センター	4,815	5,162	△ 347	93.2%	△ 308	93.8%	400	障	岡山県都窪郡早島町	○	○
98	呉医療センター	18,447	18,218	228	101.2%	346	102.0%	700	大	広島県呉市		○
99	福山医療センター	10,961	11,632	△ 671	94.2%	△ 702	93.8%	410	中	広島県福山市		
100	広島西医療センター	7,496	7,427	69	100.9%	36	100.5%	440	障	広島県大竹市		○
101	東広島医療センター	11,001	11,165	△ 164	98.5%	△ 246	97.7%	435	中	広島県東広島市	○	
102	賀茂精神医療センター	2,956	3,022	△ 66	97.8%	△ 88	97.0%	412	精	広島県東広島市		
103	関門医療センター	8,673	8,679	△ 6	99.9%	△ 1	99.9%	400	中	山口県下関市		○
104	山口宇部医療センター	5,786	5,839	△ 52	99.1%	△ 62	98.8%	365	複	山口県宇部市	○	
105	岩国医療センター	14,314	15,157	△ 843	94.4%	△ 906	93.7%	530	大	山口県岩国市	○	○
106	柳井医療センター	3,383	3,215	168	105.2%	180	105.6%	280	障	山口県柳井市		
107	東徳島医療センター	3,779	3,765	13	100.3%	48	101.3%	330	障	徳島県板野郡板野町	○	
108	徳島病院	3,328	3,419	△ 90	97.3%	△ 58	98.2%	300	障	徳島県吉野川市	○	
109	高松医療センター	2,008	2,322	△ 314	86.4%	△ 292	87.1%	320	障	香川県高松市	○	
110	四国こどもとおとなの医療センター	14,266	14,410	△ 144	98.9%	△ 275	98.0%	689	複	香川県善通寺市		
111	四国がんセンター	10,254	10,761	△ 507	95.2%	△ 557	94.4%	405	中	愛媛県松山市		○
112	愛媛医療センター	4,577	4,666	△ 89	98.0%	△ 49	98.8%	430	障	愛媛県東温市	○	○
113	高知病院	8,371	7,856	514	106.5%	657	108.8%	424	複	高知県高知市		
114	小倉医療センター	8,124	7,956	167	102.1%	162	102.0%	400	中	福岡県北九州市	○	
115	九州がんセンター	12,750	12,814	△ 64	99.4%	△ 269	97.7%	411	中	福岡県福岡市	◎	○
116	九州医療センター	22,444	22,884	△ 440	98.0%	△ 588	97.3%	702	大	福岡県福岡市	○	○
117	福岡病院	4,844	5,373	△ 528	90.1%	△ 477	90.8%	360	複	福岡県福岡市	○	○
118	大牟田病院	4,817	4,752	64	101.3%	89	101.9%	402	障	福岡県大牟田市		○
119	福岡東医療センター	11,117	11,486	△ 368	96.7%	△ 522	95.3%	591	複	福岡県古賀市	○	
120	佐賀病院	5,408	5,358	49	100.9%	15	100.3%	292	小	佐賀県佐賀市		
121	肥前精神医療センター	5,021	4,912	108	102.2%	△ 83	98.2%	564	精	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町		
122	東佐賀病院	3,765	3,649	115	103.1%	94	102.5%	390	複	佐賀県三養基郡みやき町		
123	嬉野医療センター	9,639	9,628	11	100.1%	36	100.3%	424	中	佐賀県嬉野市		
124	長崎病院	3,005	3,239	△ 233	92.7%	△ 227	92.8%	280	障	長崎県長崎市		
125	長崎医療センター	18,514	18,187	326	101.7%	564	103.2%	643	大	長崎県大村市	○	
126	長崎川棚医療センター	4,200	4,355	△ 155	96.4%	△ 133	96.8%	315	複	長崎県東彼杵郡川棚町	◎	
127	熊本医療センター	17,335	16,236	1,098	106.7%	952	106.0%	550	大	熊本県熊本市		
128	熊本南病院	2,242	2,443	△ 201	91.7%	△ 203	91.5%	172	複	熊本県宇城市	○	○
129	菊池病院	2,141	2,093	47	102.2%	△ 11	99.4%	247	精	熊本県合志市	○	
130	熊本再春荘病院	6,820	6,775	44	100.6%	△ 7	99.8%	513	複	熊本県合志市		○
131	大分医療センター	5,093	5,246	△ 153	97.0%	△ 139	97.3%	300	小	大分県大分市	○	
132	別府医療センター	9,940	10,094	△ 153	98.4%	△ 191	98.0%	500	中	大分県別府市	○	○
133	西別府病院	4,639	4,667	△ 27	99.4%	△ 49	98.9%	350	障	大分県別府市		
134	宮崎東病院	3,548	3,488	60	101.7%	34	101.0%	324	複	宮崎県宮崎市	○	
135	都城医療センター	7,602	7,525	77	101.0%	97	101.3%	307	小	宮崎県都城市	○	○
136	宮崎病院	2,186	2,157	28	101.3%	53	102.5%	199	障	宮崎県児湯郡川南町	○	
137	鹿児島医療センター	12,277	12,668	△ 391	96.9%	△ 381	96.8%	370	中	鹿児島県鹿児島市	○	○
138	指宿医療センター	2,423	2,966	△ 543	81.6%	△ 560	80.8%	199	小	鹿児島県指宿市	○	
139	南九州病院	5,666	5,659	6	100.1%	6	100.1%	475	障	鹿児島県姶良市		
140	沖繩病院	4,105	4,504	△ 398	91.1%	△ 461	89.6%	320	複	沖縄県宜野湾市	○	
141	琉球病院	3,390	3,423	△ 32	99.0%	△ 116	96.5%	406	精	沖縄県国頭郡金武町		
(参考)	静岡富士病院	540	639	△ 99	84.4%	△ 98	84.3%	175	障	静岡県富士宮市		
	計	982,472	991,598	△ 9,125	99.0%	△ 12,443	98.7%	54,481			92病院 (達成10病院)	44病院

注(1) 病院区分の「大」は一般大規模病院を、「中」は一般中規模病院を、「小」は一般小規模病院を、「障」は障害者系病院を、「精」は精神系病院を、「複」は複合型病院をそれぞれ示す。

注(2) 「28年度経営改善計画作成」は、平成28年度中に収支の改善が実現すると見込んだ実施項目を作成した病院であり、29年度の経常収支等と直ちに関連するものではない。また、「◎」は経営改善計画で見込んだ経常収支額を達成した病院を示す。

注(3) 静岡富士病院は、平成29年10月に静岡医療センターに機能移転した。

注(4) 記載の値は、いずれも表示単位未満を切り捨てているため、病院ごとの値を合計しても計欄の値と一致しないものがある。

注(5) 各病院のほか機構本部等に係る収支があるため、収支に係る計欄の値は機構全体の値と一致しない。

第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化に向けて、「経済・財政再生計画」を定めて、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」及び「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進するとしている。また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中で、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、度重なる自然災害の発生等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保や、少子高齢化の進展、気候変動問題等を背景とした社会保障、環境及びエネルギーといった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の実施体制、効果的な運営、適正で公平な運用等や、資産、基金等のストックに対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ① 各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について
(国会及び内閣に対する報告・666ページ記載)
- ② 高速道路会社が実施する道路構造物の点検等について、点検困難箇所に係る点検の手法を具体的に定めるよう是正改善の処置を求め、点検及び補修結果を適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに変状の内容等の必要な情報を的確に把握するなどして、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備するよう意見を表示したもの
〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、
西日本高速道路株式会社・560ページ記載〕
- ③ 治山事業の実施に当たり、事前防災としての治山事業の計画の策定等について、流域別調査の結果を活用したり、現地の山地荒廃の状況等と合わせて危険地区調査の結果を活用したりするとともに、ソフト対策との連携を図るために山地災害対策に関係する市町村の地域防災計画に危険地区対策が組み入れられるよう市町村に対して保全対象の位置等を示した地図等を提供するなどして、治山事業がより効果的なものとなるよう改善の処置を要求したもの
(農林水産省・353ページ記載)

- ④ 浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備している移動電源車について、洪水等による浸水が予見される場合の移動に係る具体的な取扱いを定めることなどにより、大規模な洪水等が発生した場合でもその機能を発揮して商用電源が途絶するなどした通信ビルの電源救済を効果的に行うことができるよう改善させたもの

〔東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社・639 ページ記載〕

- ⑤ 災害時の情報伝達手段を確保するために公衆無線 LAN 環境を整備する事業について、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制を適切に整備することの必要性及び障害者等を含めて誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮して整備することの重要性を事業主体に対して周知するとともに、これらの整備を行う上での指針となるガイドラインを参照することとして、整備する公衆無線 LAN 環境が災害時に適切かつ効果的に運用できるものとなるよう改善させたもの (総務省・85 ページ記載)
- ⑥ 農村地域防災減災事業で実施したため池ハザードマップの作成に係る委託契約において、必要な項目を仕様書に明記していなかったなどのため、成果品であるため池ハザードマップに避難時危険箇所等が適切に表示されておらず、補助の目的を達していなかったもの

(農林水産省・317 ページ記載)

イ 社会保障に関するもの

- ① 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について
(特定検査対象に関する検査状況・820 ページ記載)
- ② 独立行政法人国立病院機構が設置する病院の経営状況等について
(特定検査対象に関する検査状況・928 ページ記載)
- ③ 労災診療費の算定における労災治療計画加算について、指定医療機関等では入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどの労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう意見を表示したもの
(厚生労働省・259 ページ記載)
- ④ 第三者行為事故に係る年金の支給と第三者からの損害賠償との調整に関する事務について、督促等の手続が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに年金の支給停止等を行うために必要な損害賠償金の受領状況や医療費等実支出額を把握するための手続を整備するなどして、年金の支給停止等の事務が適切に行われるよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの (厚生労働省、日本年金機構・233 ページ記載)
- ⑤ 企業内人材育成推進助成金について、事業主に対して、ジョブ・カードを活用して評価やコンサルティングを実施した場合に支給されるものであることについて周知するとともに、支給申請の際に実際に評価等で活用したジョブ・カードを事業主から提出させることとして、支給決定の際に適切な調査確認が行われるよう改善させたもの

(厚生労働省・280 ページ記載)

ウ 制度・事業の実施体制、効果的な運営等に関するもの

- ① 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について
(国会からの検査要請事項に関する報告・802 ページ記載)

- ② 官民ファンドにおける業務運営の状況について
(国会及び内閣に対する報告・681 ページ記載)
- ③ 高速増殖原型炉もんじゅの研究開発の状況及び今後の廃止措置について
(国会及び内閣に対する報告・713 ページ記載)
- ④ 株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について
(国会及び内閣に対する報告・746 ページ記載)
- ⑤ 防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムについて、システムの有用性の検証等を行うなどの整備目的を十分に達成するために、分析手法等について組織として問題を共有して対応を検討できる体制を整備した上で、コストデータの分析に適した製造原価を取得するための方策について民間企業等と調整して、コストデータの具体的な分析手法の検討等を行うよう意見を表示したもの
(防衛省・507 ページ記載)
- ⑥ 政府開発援助の実施に当たり、有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (外務省、独立行政法人国際協力機構・101 ページ記載)

エ 制度・事業の適正で公平な運用に関するもの

- ① 租税特別措置(相続税関係)の適用状況等について
(国会及び内閣に対する報告・653 ページ記載)
- ② 介護保険制度の下で、交付金と保険給付との重複を避けて、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を実施要綱に明記するなどして市町村に周知するよう改善の処置を要求したもの
(厚生労働省・270 ページ記載)
- ③ 開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した場合における個人事業者の消費税の納税義務の免除について (特定検査対象に関する検査状況・894 ページ記載)
- ④ 競馬等の払戻金に係る所得に対する課税状況について
(特定検査対象に関する検査状況・883 ページ記載)

オ 資産、基金等のストックに関するもの

- ① 危機対応準備金について、事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的な検討を行うとともに、国庫納付が可能であると判断した場合は、適切に国庫に納付するよう改善させたもの
(株式会社商工組合中央金庫・635 ページ記載)
- ② 防衛施設周辺地域における騒音障害の防止等のために取得し、国有地として保有している周辺財産について、無断使用等の状況を定期的に把握して改善に向けた指示を行う仕組みを整備したり、公募の上で有償による使用許可を与えることにより有効活用及び維持管理費の縮減を図ることを検討したり、必要に応じて行政財産の用途廃止を検討したりすることにより、適切に管理するよう改善させたもの
(防衛省・522 ページ記載)
- ③ 日本銀行に対して交付している引揚者特別交付金国庫債券等4債券の償還用の資金について、受取人に対する支給が行われることなく日本銀行に滞留している資金を国に返納させるなどするよう改善させたもの
(財務省・120 ページ記載)

- ④ 沿岸漁業改善資金が適切な規模で有効に運営されるよう、水産庁において余剰金の自主納付制度が十分に活用されているかについて十分に確認できる体制を整備し、必要に応じて都道府県と余剰金の額の再算定や自主納付の再検討について協議等を行うことができるよう改善させたもの (農林水産省・387 ページ記載)

カ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ① データ入力業務等の請負等業務について、契約事務の適正な実施及び契約の適正な履行等が確保されるよう是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求したもの (厚生労働省・243 ページ記載)
- ② 扶養親族等申告書の点検業務等に係る委託契約において、適正な契約手続をとることなく、契約に含まれていない業務を行わせていたもの (日本年金機構・583 ページ記載)
- ③ 重要物品であるのに物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった航空機、艦船等に搭載する物品について、明確な計上基準を制定し、その内容を周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの (防衛省・527 ページ記載)
- ④ 労働者派遣契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争に付するなどすることにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を十分に享受できるよう改善させたもの (独立行政法人情報処理推進機構・613 ページ記載)
- ⑤ まとめ買いにより長期間保管する器材について、保管期間中の維持管理の在り方について経済性を考慮した検討を十分に行ったり、仕様書等と適合した適切な調達要求を行ったり、予定価格の算定における見積資料の内容を十分に確認したりして、調達が適切に行われるよう改善させたもの (防衛省・515 ページ記載)

キ 環境及びエネルギーに関するもの

- ① 石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給について (国会及び内閣に対する報告・727 ページ記載)
- ② 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業等により導入したバイオマス熱利用設備で使用する燃料が補助の要件を満たしたものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに再生可能エネルギー熱利用設備等の稼働状況や達成率を適切に把握して、稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体から改善計画等の提出を受けて改善指導等を行うなどするよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの (経済産業省・412 ページ記載)
- ③ 循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターの資源化設備について、汚泥量の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、し尿等の汚泥性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどを事業主体に対して周知するよう是正改善の処置を求めたもの (環境省・495 ページ記載)
- ④ 農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度について、土地改良区に対して国庫納付対象額の算定を手引に従った会計処理により適切に行うよう指導するなどするよう是正改善の処置を求め、並びに渇水準備引当金を発電施設運営経費から除外するよう改善の処置を要求し及び建設改良積立金を更新等事業費に充当する場合の取扱い、発電施設運営経費とする範囲等を見直すなどするよう意見を表示したもの (農林水産省・336 ページ記載)

アからキまでに掲げたもののほか、国民の関心の高い事項等について検査を行った結果、「学校法人森友学園に対する国有地の売却等について」（国会からの検査要請事項に関する報告・759 ページ記載）及び「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について」（国会からの検査要請事項に関する報告・783 ページ記載）を「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した。

(2) その他の検査の状況

(1)のほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について」「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況について」及び「有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達状況について」について検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5節 特別会計財務書類の検査

平成28年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成29年11月7日
検査対象	17府省庁等が所管する14特別会計の平成28年度特別会計財務書類
平成28年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成29年12月25日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成29年11月7日に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する14特別会計の平成28年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月25日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 17府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 14特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、貿易再保険、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成28年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、17府省庁等が所管する3特別会計において6事項見受けられた。

なお、上記の6事項については、全て5府省において所要の訂正が行われた。

(注3) 5府省 内閣府、文部科学、経済産業、国土交通、環境各省

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等			計上金額	適切な計上金額	事項		
						(単位：百万円)	(単位：百万円)			
1	エネルギー対策(電源開発促進)	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	貸借対照表	退職給付引当金	本会計年度	3,864	3,686	①		
				負債合計	本会計年度	4,373	4,195			
				資産・負債差額	本会計年度	373,731	373,892			
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	550	372	①		
				本年度業務費用合計	本会計年度	320,037	319,859			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 320,037	△ 319,859			
				IV 無償所管換等	本会計年度	2,206	2,189	①		
				VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	373,731	373,892			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(2) 負債項目の明細							
			② 退職給付引当金の明細							
				退職手当に係る引当金	本年度増加額	543	366	①		
					本年度末残高	3,577	3,399			
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細										
(2) 無償所管換等の明細										
	誤謬訂正(増)	退職給付引当金	(記載なし)	0	①					
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項① 貸借対照表の「退職給付引当金」は、作成基準等により、年度末の支給対象職員数を基に算定することとなっているのに、誤った支給対象職員数を基に算定していたもの(内閣府及び環境省)										
なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。										
エネルギー対策(電源開発促進(連結))	連結貸借対照表	未払金	本会計年度	29,907	31,669	②				
		その他の債務等	本会計年度	7,899	6,137					
	附属明細書									
	1 連結対象法人別の資産及び負債の明細									
		未払金	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	29,898	31,660	②				
	その他の債務等		7,899	6,137						
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項② 連結対象法人の長期未払金は、作成基準等により、連結貸借対照表の「未払金」に計上することとなっているのに、誤って「その他の債務等」に計上していたもの(文部科学省)										

番号	特別会計 計名 (勘定 名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
1	エネルギー 政策 (原子力 損害 賠償 支 援 結 核)	内閣府、 文部科学 省、経済 産業省、 環境省	連結区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			1 財源						
				独立行政法人等収入	前会計年度	—	35,055	③	
				財 源 合 計	前会計年度	415,841	450,897		
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
				その他の支出	前会計年度	—	△ 0	③	
				業 務 支 出 合 計	前会計年度	△ 1,475,100	△ 1,475,101		
				原子力損害賠償・廃炉 等支援機構の業務活動 によるキャッシュ・フ ロー(間接法)	前会計年度	254,174	220,168	③	
				業 務 収 支	前会計年度	△ 805,085	△ 804,035		
II 財務収支									
	利 息 の 支 払 額	前会計年度	△ 4,178	△ 5,228	③				
	財 務 収 支	前会計年度	945,816	944,766					
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項③ 本会計年度に連結区分別収支計算書の科目の表示方法を変更した際、本会計年度の金額との比較対照を可能にする必要があるとして、作成基準等により、同計算書における前会計年度のコличествоを変更後の表示方法に基づいた金額に修正して表示することとして注記にその旨を記載していたのに、誤って前会計年度の金額を修正していなかったもの(経済産業省)</p>									

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
2	自動車安全(自動車検査登録(連結))	国土交通省	連結業務費用計算書	委託費	本会計年度	281	577	④		
				本年度業務費用合計		本会計年度	41,566	41,862		
			連結資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 41,566	△ 41,862			
				III 財源	本会計年度	44,226	44,523			
				4 独立行政法人等収入	本会計年度	9,785	10,081	④		
			連結区分別収支計算書							
			I 業務収支							
			1 財源							
				独立行政法人等収入	本会計年度	13,898	14,194	④		
				財源合計	本会計年度	71,091	71,388			
			2 業務支出							
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)							
				委託費	本会計年度	△ 281	△ 577	④		
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 46,540	△ 46,775			
				業務支出合計	本会計年度	△ 50,981	△ 51,217			
			附属明細書							
			2 連結対象法人別の業務費用の明細							
	委託費	相殺消去	△ 296	—	④					
3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細										
	4 独立行政法人等収入	相殺消去	△ 6,629	△ 6,332	④					
4 連結対象法人別の区分別収支の明細										
	独立行政法人等収入	相殺消去	△ 6,629	△ 6,332	④					
	委託費	相殺消去	296	—						
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項④ 連結業務費用計算書で連結対象法人との内部取引を相殺して消去する際には、作成基準等により、当該法人の連結を行っている勘定への支払額を消去することとなっているのに、誤って連結を行っていない勘定への支払額を消去していたもの(国土交通省)										

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
3	東日本 大震災 復興	国会、 裁判所、 計検院、 内閣府、 復興庁、 総務省、 外務省、 労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省、 環境省、 防衛省	業務費用計算書	人件費	本会計年度	8,795	8,569	⑤		
				その他の経費	本会計年度	29,276	29,511			
			資産・負債差額増減計算書	Ⅲ財源	本会計年度	2,003,345	2,001,720	⑥		
				1自己収入	本会計年度	819,267	817,642			
				その他の財源	本会計年度	724,643	723,018			
				Ⅳ無償所管換等	本会計年度	△ 174,002	△ 172,384			
			区分別収支計算書							
			I 業務収支							
			2 業務支出							
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)							
				人件費	本会計年度	△ 9,427	△ 9,192	⑤		
				その他の支出	本会計年度	△ 29,264	△ 29,499			
			附属明細書							
			2 業務費用計算書の内容に関する明細							
			(1) 所管別の業務費用の明細							
				人件費	文部科学省	1,966	1,723	⑤		
				その他の経費	文部科学省	30	264			
			3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細							
			(1) 所管別の資産・負債差額の増減の明細							
				Ⅲ財源	内閣府	41,283	39,658	⑥		
				1自己収入	内閣府	8,297	6,672			
				その他の財源	内閣府	8,297	6,672			
				Ⅳ無償所管換等	内閣府	—	1,624			
(2) その他の財源の明細										
	款	項	相手先							
	雑収入	雑収入	民間事業者、 地方公共団体、 個人等	108,982	107,357	⑥				
(4) 無償所管換等の明細										
	誤謬修正等	その他の財源	(記載なし)	1,624	⑥					
4 区分別収支計算書の内容に関する明細										
(1) 所管別の区分別収支の明細										
	人件費	文部科学省	△ 1,980	△ 1,745	⑤					
	その他の支出	文部科学省	△ 30	△ 264						
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
<p>事項⑤ 委員手当は、作成基準等により、業務費用計算書の「その他の経費」及び区分別収支計算書の「その他の支出」に計上することとなっているのに、誤ってそれぞれの計算書の「人件費」に計上していたもの(文部科学省)</p> <p>事項⑥ 前年度以前の会計処理の誤りゆうに係る修正の対象となる科目が資産・負債差額増減計算書の財源の科目である場合には、作成基準等により、修正額を財源の科目ではなく、資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」に計上することとなっているのに、誤って財源の科目である「その他の財源」に計上していたもの(内閣府)</p> <p>なお、上記に連動して、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書及び連結区分別収支計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>										

第5章 会計事務職員に対する検定

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成29年10月から30年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは6件802,097円である。これに繰越し分5件3,975,567円を加えて、処理を要するものは11件4,777,664円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは5件802,098円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
法	務省	4	16	—	—
外	務省	4	792	4	792
厚生	労働省	1	10	1	10
防	衛省	2	3,959	—	—
	計	11	4,777	5	802

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成29年10月から30年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受取したものは11,936件 2,123,845,600円である。これに繰越し分131件 2,824,225,517円を加えて、処理を要するものは12,067件 4,948,071,117円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは11,991件 3,859,536,490円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	30	5,998	30	5,998
裁 判 所	59	3,332	55	3,332
会 計 検 査 院	4	287	4	287
内 閣	15	11,457	14	11,457
内 閣 府	990	299,913	988	299,205
総 務 省	4	1,411	4	1,411
法 務 省	411	47,872	408	47,740
外 務 省	223	41,473	222	41,422
財 務 省	7,725	88,131	7,725	88,131
厚 生 労 働 省	316	396,311	308	381,202
農 林 水 産 省	337	142,750	334	141,849
経 済 産 業 省	187	2,021	187	2,021
国 土 交 通 省	266	337,499	249	252,029
環 境 省	35	36,463	32	32,147
防 衛 省	1,465	3,533,145	1,431	2,551,298
計	12,067	4,948,071	11,991	3,859,536

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、試験中又は訓練中に魚雷等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの 1件 63,906,818円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 10,678件 1,873,454,130円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,312件 1,922,175,542円

(検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、海上自衛隊の物品管理職員が、エアクッション艇の予備品について、当該予備品を梱包していた外装木箱に異なる物品の物品番号等が記載されていたことから不用品であると誤認して、売払いによる処分を行い国に損害を与えた事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、国の財政状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概 況

平成29年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)
歳入	合計	490,130,991	512,935,759
	一般会計	103,644,049	102,774,026
	特別会計	386,486,941	410,161,732

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)
歳出	合計	472,265,815	492,902,532
	一般会計	98,115,604	97,541,764
	特別会計	374,150,210	395,360,767

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一 般 会 計

歳入及び歳出

29年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	29年度(百万円)	28年度(百万円)
収納済歳入額	103,644,049	102,774,026
租税及印紙収入	58,787,489 (56.7%)	55,468,640 (54.0%)
公債金	33,554,599 (32.4%)	38,034,599 (37.0%)
公債金	7,281,799	8,901,399
特例公債金	26,272,799	29,133,199
その他	11,301,961 (10.9%)	9,270,786 (9.0%)

区 分	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	98,115,604	97,541,764
社会保障関係費	32,521,059 (33.1%)	32,208,188 (33.0%)
文教及び科学振興費	5,703,092 (5.8%)	5,598,321 (5.7%)
国債費	22,520,820 (23.0%)	22,085,592 (22.6%)
地方交付税交付金	15,434,303 (15.7%)	15,215,974 (15.6%)
防衛関係費	5,274,292 (5.4%)	5,149,834 (5.3%)
公共事業関係費	6,911,607 (7.0%)	6,709,726 (6.9%)
その他	9,750,429 (9.9%)	10,574,126 (10.8%)

(注2) 平成29年度における支出済歳出額に対する公債金33兆5545億余円の割合は34.2%である。

3 特別会計

29年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)に基づき設置されている特別会計は13(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は33となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、年度末における積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
特別会計(勘定)数(注3)	13 会計(33 勘定)	14 会計(34 勘定)
ら一の 繰入 額か	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	10 会計(24 勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注4)	52,749,679
決算 剰余 金	決算剰余金合計額(注5)	12,336,730
	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	3,885,412
	翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	6,693,632
	一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	1,757,686
積立 金等 にお ける 資金	資金を計上している特別会計(勘定)数	9 会計(17 勘定)
	資金を計上している資金数	19 資金
	資金残額	
	外国為替資金	144,023,971
財政融資資金	127,565,606	
上記の2資金を除く資金の合計額(注6)	140,543,668	
損 益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	7 会計(20 勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	5 会計(11 勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注8)	2 会計(4 勘定)

(注3) 貿易再保険特別会計が廃止された。

(注4) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	15,621,975 (29.7%)	15,397,010 (28.7%)
国債整理基金特別会計	22,520,016 (11.8%)	21,957,447 (11.0%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,939,211 (46.5%)	1,999,722 (45.1%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	9,481,945 (19.7%)	9,245,777 (19.0%)
年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	1,206,045 (69.0%)	1,252,115 (76.6%)

(注5) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

29年度(百万円)		28年度(百万円)	
国債整理基金特別会計	3,093,150 (1.6%)	国債整理基金特別会計	3,082,408 (1.5%)
外国為替資金特別会計	2,737,185 (97.5%)	外国為替資金特別会計	2,877,888 (97.6%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	1,588,109 (3.3%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	3,096,017 (6.4%)
		東日本大震災復興特別会計	1,144,325 (27.9%)

(注6) 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
地震再保険特別会計積立金	1,315,525	地震再保険特別会計積立金	1,302,071
国債整理基金	3,007,369	国債整理基金	3,006,158
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,893,829	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,861,574
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,743,602	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	6,256,035
雇用安定資金	1,199,837	雇用安定資金	1,111,207
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,209,679	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,359,634
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,293,580	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,258,278
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	110,332,050	年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	107,224,022
		貿易再保険特別会計積立金	1,033,095

(注7) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,123,562	労働保険特別会計(労災勘定)	8,180,908
労働保険特別会計(労災勘定)	8,202,944	労働保険特別会計(雇用勘定)	6,712,174
労働保険特別会計(雇用勘定)	6,097,556	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,193,711
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,087,789	年金特別会計(国民年金勘定)	8,040,529
年金特別会計(国民年金勘定)	8,035,871	年金特別会計(厚生年金勘定)	113,927,988
年金特別会計(厚生年金勘定)	115,302,391		

(注8) 翌年度繰越損失金が生じているものは、次のとおりである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,268,815	年金特別会計(健康勘定)	△ 1,115,815
食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 9,571	食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 11,925
食料安定供給特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 25,385	食料安定供給特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 28,229
食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 238	食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 1,738

4 一般会計及び特別会計の債務

平成29年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額		1,148,132,953	1,132,504,979
うち公債(注9)		959,202,605	934,963,374
うち借入金		53,849,808	54,419,953
一般会計(注10)		11,199,800	11,927,891
特別会計	借入金を計上している特別会計(勘定)数	7会計(8勘定)	7会計(8勘定)
	借入金(注11)	42,650,007	42,492,061
利子支払額の合計額		8,894,128	9,392,113
うち公債利子等		8,863,450	9,243,019
うち借入金利子		30,677	149,094
一般会計		19,648	120,530
特別会計		11,029	28,563

(注9) 公債の主なものは、次のとおりである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	553,081,518	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	529,460,377
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	269,158,398	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	268,359,055
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	94,525,905	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	96,250,920
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	17,218,701	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	17,657,013
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,481,324	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	6,721,266
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	4,111,291	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	4,380,185
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,172,562	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,002,823
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,955,466	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,993,312

(注10) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	11,093,748	交付税及び譲与税配付金借入金	11,677,629
旧国立高度専門医療センター借入金	45,916	日本高速道路保有・債務返済機構借入金	120,666
旧国営土地改良事業借入金	18,714	旧国立高度専門医療センター借入金	54,125
		旧国営土地改良事業借入金	34,048

(注11) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、平成29年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆1001億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については1兆0133億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	32,017,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	32,417,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	6,932,256	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	6,282,279
年金特別会計(健康勘定)	1,464,007	年金特別会計(健康勘定)	1,469,772
国有林野事業債務管理特別会計	1,222,610	国有林野事業債務管理特別会計	1,237,499

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成29年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	4 法人
	独立行政法人	83 法人	84 法人
	国立大学法人等(注1)	90 法人	90 法人
	その他の法人	29 法人	28 法人
	計(注2)	205 法人	205 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	963,416,999	916,467,536
	うち独立行政法人(注4)	310,295,893	307,718,777
	うち国立大学法人等	10,265,058	10,273,958
	負債の部	837,605,672	802,318,247
	うち独立行政法人	238,187,586	244,963,400
	うち国立大学法人等	3,131,389	3,124,552
	純資産の部	125,811,327	114,149,288
	うち独立行政法人	72,108,306	62,755,377
	うち国立大学法人等	7,133,668	7,149,405
	うち政府出資金	46,320,331	47,496,539
	うち独立行政法人	15,474,603	15,879,189
	うち国立大学法人等	6,141,611	6,143,646
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	12 法人

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	167 法人	151 法人
	うち独立行政法人	61 法人	60 法人
	うち国立大学法人等	79 法人	63 法人
	当期損失金を計上している法人	39 法人	55 法人
	うち独立行政法人	22 法人	24 法人
	うち国立大学法人等	11 法人	27 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人	22 法人	29 法人
	翌年度繰越損失金の額の合計	1,342,920	1,529,352
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	46,401	45,273
	補助金	250	257
	交付金	—	—
	政府出資額	245,347	514,022
	計	291,999	559,553
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	59,998	51,038
	運営費交付金	1,498,688	1,459,174
	その他の補助金等	963,924	905,361
	政府出資額	111,003	238,486
	計	2,633,615	2,654,060
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	71,491	60,240
	運営費交付金	1,092,697	1,103,568
	その他の補助金等	74,980	72,437
	政府出資額	—	—
	計	1,239,169	1,236,246
	その他の法人に対するもの		
	補給金	1,703	1,788
補助金	1,699,088	1,795,745	
交付金	10,392,717	9,774,580	
政府出資額	703,627	77,343	
計	12,797,136	11,649,457	
合計	16,961,919	16,099,317	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生じているためである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	21,603,200	資産の部	21,969,886
負債の部	16,236,330	負債の部	16,839,043
純資産の部	5,366,869	純資産の部	5,130,842
うち政府出資金	6,194,405	うち政府出資金	6,076,603

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	17,998,424	資産の部	18,571,673
負債の部	15,465,477	負債の部	16,064,061
純資産の部	2,532,947	純資産の部	2,507,611
うち政府出資金	1,615,200	うち政府出資金	1,533,000
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	12,278,942	資産の部	11,864,147
負債の部	2,665,229	負債の部	2,381,800
純資産の部	9,613,712	純資産の部	9,482,346
うち政府出資金	8,037,407	うち政府出資金	7,992,227
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	13,986,468	資産の部	13,048,499
負債の部	12,611,910	負債の部	11,823,683
純資産の部	1,374,557	純資産の部	1,224,815
うち政府出資金	1,102,093	うち政府出資金	1,103,776
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	12,910,327	資産の部	13,293,845
負債の部	11,799,508	負債の部	12,228,371
純資産の部	1,110,818	純資産の部	1,065,474
うち政府出資金	1,072,768	うち政府出資金	1,069,768
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	40,900,878	資産の部	40,579,426
負債の部	28,652,201	負債の部	29,039,110
純資産の部	12,248,677	純資産の部	11,540,316
うち政府出資金	4,101,908	うち政府出資金	4,089,294
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,420,820	資産の部	1,408,388
負債の部	288,481	負債の部	283,628
純資産の部	1,132,338	純資産の部	1,124,760
うち政府出資金	1,045,214	うち政府出資金	1,045,235
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	8,127,442	資産の部	8,261,109
負債の部	177,320	負債の部	203,253
純資産の部	7,950,122	純資産の部	8,057,856
うち政府出資金	4,550,414	うち政府出資金	6,438,293
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	16,740,690	資産の部	16,422,568
負債の部	13,681,008	負債の部	13,483,227
純資産の部	3,059,681	純資産の部	2,939,340
うち政府出資金	1,644,239	うち政府出資金	1,594,239

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金

- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	10,757	破綻先債権	14,292
延滞債権	579,438	延滞債権	657,950
3か月以上延滞債権	483	3か月以上延滞債権	700
貸出条件緩和債権	515,321	貸出条件緩和債権	543,588
合計	1,106,001	合計	1,216,531
貸付金等残高	17,605,658	貸付金等残高	17,999,973
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	188,842	延滞債権	3,748
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	53,399
貸出条件緩和債権	225,846	貸出条件緩和債権	182,434
合計	414,688	合計	239,582
貸付金等残高	13,513,680	貸付金等残高	14,309,138
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	87,062
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	654,814	貸出条件緩和債権	700,641
合計	741,877	合計	787,704
貸付金等残高	12,092,066	貸付金等残高	11,749,042
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	8,888	破綻先債権	9,285
延滞債権	41,744	延滞債権	40,614
3か月以上延滞債権	4,538	3か月以上延滞債権	4,339
貸出条件緩和債権	59,346	貸出条件緩和債権	62,880
合計	114,518	合計	117,120
貸付金等残高	4,095,478	貸付金等残高	4,232,612
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	23,358	破綻先債権	20,838
延滞債権	192,148	延滞債権	193,593
3か月以上延滞債権	55,426	3か月以上延滞債権	52,420
貸出条件緩和債権	323,019	貸出条件緩和債権	310,433
合計	593,953	合計	577,286
貸付金等残高	9,374,268	貸付金等残高	9,179,307
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	68,143	破綻先債権	71,465
延滞債権	251,817	延滞債権	286,647
3か月以上延滞債権	74,985	3か月以上延滞債権	83,317
貸出条件緩和債権	524,834	貸出条件緩和債権	616,879
合計	919,780	合計	1,058,310
貸付金等残高	23,325,854	貸付金等残高	23,399,938

第3 財政投融資

1 財政投融資の概要

国の財政投融資の主なものは、財政投融資計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融資の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融資の原資

財政投融資の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融資特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

- ① 財政融資資金は、財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融資特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融資計画の実績

平成29年度における財政投融資計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)	
原 資 別	財政融資資金(注1)	実 績	10,590,537	11,999,281
		年度末残高	102,140,430	103,835,139
	財政投融資特別会計(投資勘定)	実 績	228,049	278,021
		年度末残高	5,402,556	5,176,443
	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	3,434,549	2,933,930
		年度末残高	33,499,516	34,312,961
	郵便貯金資産	実 績	—	—
		年度末残高	829,243	942,595
	簡易生命保険資産	実 績	—	—
		年度末残高	6,238,564	6,655,264
	計	実 績	14,253,135	15,211,233
		年度末残高	148,110,311	150,922,404
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—	—
		年度末残高	64,630	208,840
	特別会計	実 績	10,075	7,000
		年度末残高	857,858	973,062
	政府関係機関	実 績	4,938,683	5,315,178
		年度末残高	24,749,765	24,647,084
	事業団等	実 績	1,063,670	1,261,241
		年度末残高	10,182,778	9,882,884

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)	
貸 付 け 等 先 別	独立行政法人	実 績	4,447,895	4,984,606
		年度末残高	50,156,586	51,012,062
	地方公共団体	実 績	3,166,410	3,045,934
		年度末残高	54,065,411	55,813,036
	その他	実 績	626,400	597,272
		年度末残高	8,033,280	8,385,435
計(注4)		実 績	14,253,135	15,211,233
		年度末残高	148,110,311	150,922,404

(注1) 財政融資資金の平成29年度末の財源のうち、財投債は94兆5259億余円、預託金は31兆8481億余円である。

(注2) 政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 平成29年度における年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したもの、また、28年度における年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	14,848,574	株式会社日本政策金融公庫	15,151,521
株式会社国際協力銀行	7,289,245	株式会社国際協力銀行	7,118,749
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,070,798	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,852,368
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	8,949,968	株式会社日本政策投資銀行	8,668,757
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	3,192,881	独立行政法人福祉医療機構	3,080,697
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,304,450	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,827,277
独立行政法人日本学生支援機構	6,149,310	独立行政法人日本学生支援機構	5,963,130
独立行政法人都市再生機構	10,046,602	独立行政法人都市再生機構	10,185,021
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,508,722	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19,641,842
独立行政法人住宅金融支援機構	5,717,870	独立行政法人住宅金融支援機構	7,131,907
地方公共団体	54,065,411	地方公共団体	55,813,036
その他		その他	
地方公共団体金融機構	7,516,352	地方公共団体金融機構	7,815,541

第4 国の財政状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、決算でみた国の財政状況について、その現状を述べると次のとおりである。

1 国の財政の現状等

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、平成29年度末において、建設国債^(注1)、特例国債^(注2)、復興債^(注3)等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は853.1兆円に達している。そして、29年度一般会計歳出決算総額における国債の依存度は34.1%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は22.9%となっており、財

政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなど、「財政構造改革元年」と位置付けた9年度以降、財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 - 」(平成25年8月閣議了解)において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支」(以下「国・地方PB」という。)^(注4)を32年度(2020年度)までに黒字化し(以下、国・地方PBを32年度(2020年度)までに黒字化する財政健全化のための目標を「32年度黒字化目標」という。)、その後②債務残高^(注5)の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、27年には、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月閣議決定)において、「経済・財政再生計画」^(注6)を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間における改革努力のメルクマール」として、30年度の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月閣議決定)において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を37年度(2025年度)(以下、国・地方PBを37年度(2025年度)までに黒字化する財政健全化のための目標を「37年度黒字化目標」という。)とするとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である37年度(2025年度)までの中間年である33年度(2021年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を29年度からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定している。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において、14年度以降の実績値等を示している。

(注1) 建設国債 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

(注4) 基礎的財政収支 内閣府が推計している国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差。プライマリー・バランス(PB)とも称される。

(注5) 債務残高 普通国債のうち復興債を除いた国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額

(注6) 集中改革期間 平成28年度から30年度までの3か年度

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、政府は財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきているが、国の財政状況は、これらの取組の結果としての決算によって表される。本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査しており、平成28年度決算検査報告の第6章第1節第4「国の財政状況」において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比について、28年度の国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

本院は、30年次の検査においては、正確性、有効性等の観点から、昨年度に引き続き、国の財政はどのような状況にあるのかについて、前記財政健全化のための目標、目安及び中間指標において用いられている、国・地方PB、国・地方PB対GDP比、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の状況がどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、29年度の国の一般会計及び特別会計の決算額等を対象として、一般会計の歳入決算明細書及び歳出決算報告書並びに特別会計歳入歳出決定計算書の決算額の内訳のほか、国の債務に関する計算書等の債務の額を分類及び集計するなどして分析するとともに、内閣府本府、財務本省及び厚生労働本省において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

3 国の財政状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

ア 国・地方PBと一般会計PB

国・地方PBは、国民経済計算^(注7)における基礎的財政収支を基に算出されるものであり、内閣府試算により公表されている。国・地方PBは、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計PB」という。)^(注8)は、^(注9)税収等と政策的経費から直接算出されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

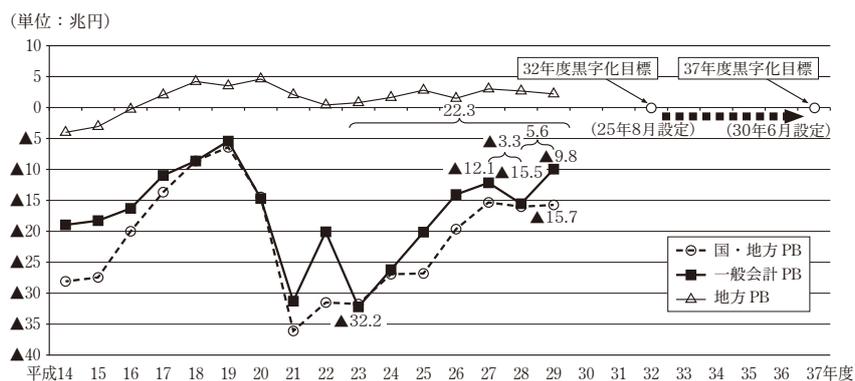
国・地方PBには国の特別会計や独立行政法人、地方公共団体等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PBには含まれていないなどの点で相違があるが、内閣府試算で示されている14年度以降について、国・地方PB、一般会計PB及び地方の基礎的財政収支(以下「地方PB」という。)の推移をみると図1のとおりであり、国・地方PBと一般会計PBは29年度までおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。そして、一般会計PBは、24年度以降は改善する傾向にあり、23年度の▲32.2兆円から29年度の▲9.8兆円へと22.3兆円改善しており、28年度は前年度に比べて3.3兆円悪化して▲15.5兆円となったものの、29年度は前年度に比べて5.6兆円改善して▲9.8兆円となっており、国・地方PBは、29年度には▲15.7兆円となっている。

(注7) 国民経済計算 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計

(注8) 税収等 一般会計の歳入決算総額から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額

(注9) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債費と「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

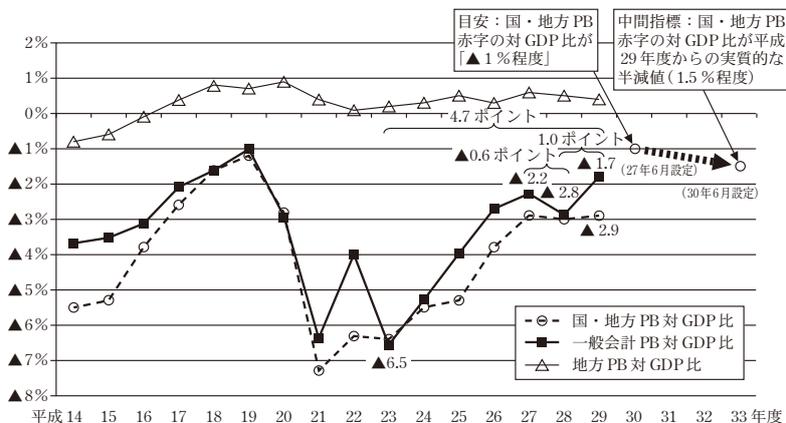
図1 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



(注) 国・地方PB及び地方PBは、平成30年7月に公表された内閣府試算による。

また、国・地方PB、一般会計PB及び地方PBのそれぞれの対GDP比をみると図2のとおりであり、国・地方PB対GDP比と一般会計PB対GDP比は、国・地方PBと一般会計PBと同様に、29年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計PB対GDP比は、24年度以降は改善する傾向にあり、23年度の▲6.5%から29年度の▲1.7%へと4.7ポイント改善しており、28年度は前年度に比べて0.6ポイント悪化して▲2.8%となったものの、29年度は前年度に比べて1.0ポイント改善して▲1.7%となっていて、国・地方PB対GDP比は、29年度には▲2.9%となっている。

図2 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBのそれぞれの対GDP比の推移

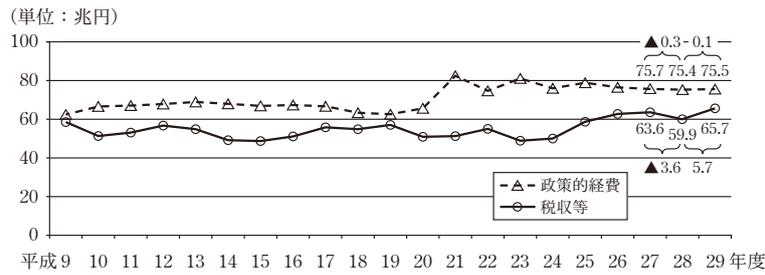


注(1) 国・地方PB対GDP比及び地方PB対GDP比は、平成30年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計PB対GDP比は、平成30年9月に公表された内閣府「2018年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

そこで、一般会計PBの推移の要因について、一般会計PBの内訳となる税収等及び政策的経費の9年度から29年度までの推移をみると、図3のとおりであり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、24年度以降についてみると、税収等が増加傾向である一方、政策的経費が減少傾向であることから、前記のとおり、一般会計PBは改善する傾向にあり、28年度は、前年度に比べて政策的経費が0.3兆円減少したものの税収等が3.6兆円減少したため、一般会計PBの赤字が拡大したものの、29年度は前年度に比べて税収等は5.7兆円増加し、政策的経費は0.1兆円増加して、税収等の増加が政策的経費の増加を上回ったことから、一般会計PBの赤字は縮小している。

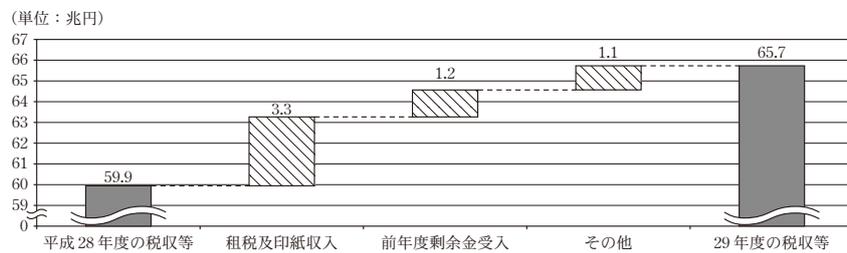
図3 税収等及び政策的経費の推移



イ 税収等の推移

29年度における前年度からの税収等の増加5.7兆円の内訳を性質別等に見ると、図4のとおり、租税及印紙収入が3.3兆円、前年度剰余金受入が1.2兆円、雑収入等の「その他」が1.1兆円それぞれ増加しており、税収等の増加の主な要因は租税及印紙収入の増加となっている。

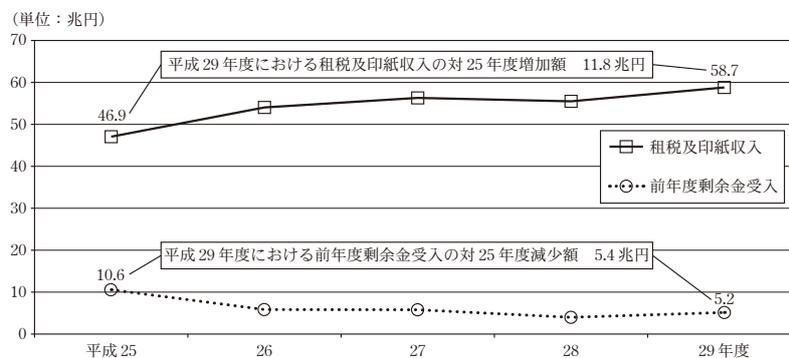
図4 平成29年度における前年度からの税収等の増加の内訳



(注) 「その他」は雑収入、政府資産整理収入等である。

そこで、25年度から29年度までの直近5年間の租税及印紙収入及び前年度剰余金受入の推移についてみると、図5のとおり、租税及印紙収入は、26年度における消費税率(地方消費税分を含む。以下同じ。)の5%から8%への改定等により、25年度の46.9兆円から29年度の58.7兆円へと11.8兆円増加している。一方、前年度剰余金受入は、一般会計における毎年度の歳入決算総額から歳出決算総額を控除した残額について、財政法第41条に基づき、一般会計の翌年度の歳入に繰り入れられたものであり、一般会計の歳入決算総額が27年度まで減少傾向にあったことなどにより、25年度の10.6兆円から29年度の5.2兆円へと5.4兆円減少している。

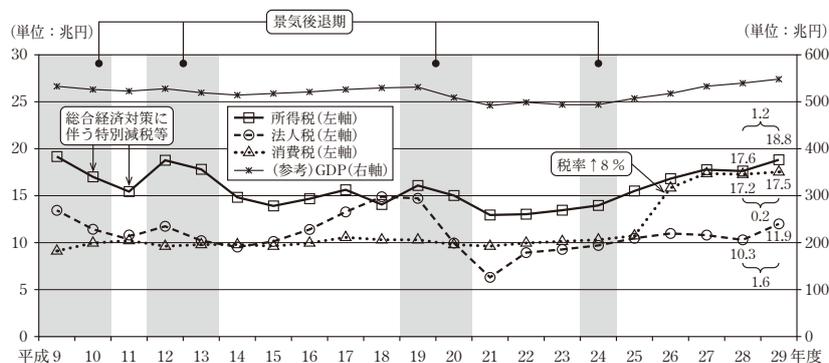
図5 租税及印紙収入及び前年度剰余金受入の推移



29年度の租税及印紙収入は58.7兆円に上り、税収等65.7兆円の約9割を占めている。このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は48.3兆円となっていて、租税及印紙収入の約8割を占めている。上記3税の9年度から29年度までの推移を、景気動向の推移と併せてみると図6のとおりであり、所得税及び法人税は、おおむね、景気後退期に減少し、景気拡張期に増加

しており、その推移はおおむね景気動向の推移と連動している。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、消費税率の5%から8%への改定があった26年度を除き、安定的である。そして、29年度の所得税、法人税及び消費税は、前年度からそれぞれ、1.2兆円、1.6兆円及び0.2兆円増加して、18.8兆円、11.9兆円及び17.5兆円となっており、一般会計PBの赤字の縮小要因となっている。

図6 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移



注(1) 消費税の税率は、地方消費税分を含めて示しているが、消費税には地方消費税分が含まれていない。

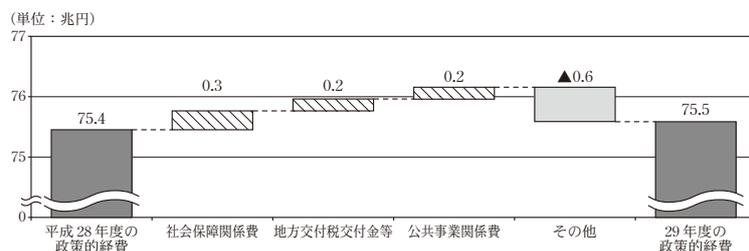
注(2) 網掛け部分は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」の景気後退期をおおむね年度ごとに示したものである。「景気基準日付」における平成9年度以降の景気後退期は、9年6月から11年1月までの間、12年12月から14年1月までの間、20年3月から21年3月までの間、24年4月から24年11月までの間である。

注(3) GDPは、平成30年9月に公表された内閣府「2018年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

ウ 政策的経費の推移

29年度における前年度からの政策的経費の増加0.1兆円の内訳を主要経費別にみると、図7のとおり、「その他」は0.6兆円減少しているものの、社会保障関係費が0.3兆円、地方交付税交付金等が0.2兆円、公共事業関係費が0.2兆円それぞれ増加しており、政策的経費の増加の主な要因は社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費の増加となっている。

図7 平成29年度における前年度からの政策的経費の増加の内訳



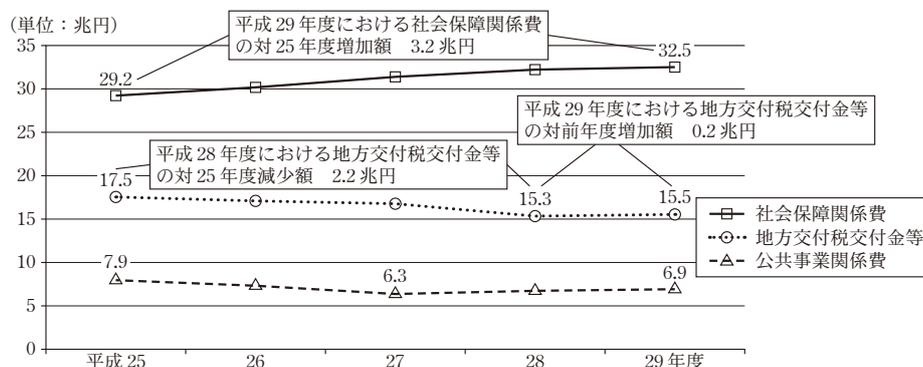
注(1) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

注(2) 「その他」は、その他の事項経費、中小企業対策費等である。

そこで、25年度から29年度までの直近5年間の社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費の推移についてみると、図8のとおり、社会保障関係費は高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことなどにより一貫して増加しており、29年度は25年度の29.2兆円に対して3.2兆円増の32.5兆円となっている。地方交付税交付金等は、地方税収の伸びなどを反映して、25年度の17.5兆円から28年度の15.3兆円へと2.2兆円減少していて、29年度には0.2兆円増

加したものの、5年間では減少傾向となっている。公共事業関係費は、25年度の7.9兆円から27年度の6.3兆円へと減少傾向であったが、28年4月に発生した熊本地震等により、28年度は補正予算等が、29年度は前年度繰越額がそれぞれ多額に計上されたことなどにより、28、29両年度に歳出予算現額が増加し、予算が執行されたことに伴い、決算額も歳出予算現額と同様に増加したことから、28、29両年度はいずれも前年度に比べて増加している。

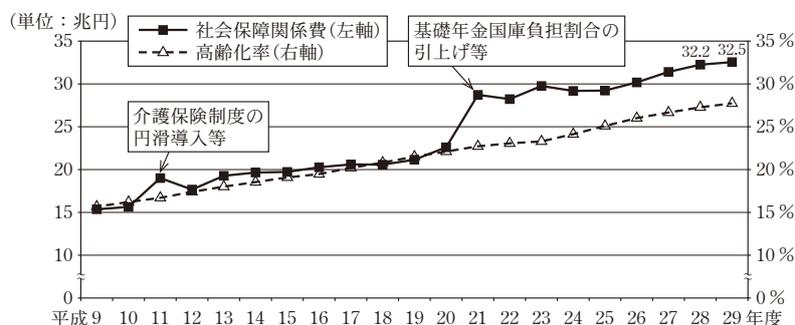
図8 社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費の推移



(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

29年度の社会保障関係費32.5兆円は、政策的経費75.5兆円の約4割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費は、図9のとおり、我が国の高齢化に伴い増加を続けており、特に、社会保障に関する大きな制度改革が行われた11年度(介護保険制度の円滑導入等)及び21年度(基礎年金国庫負担割合の引上げ等)については急増がみられる。

図9 社会保障関係費及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

(2) 財政収支対GDP比

ア 財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、国民経済計算における財政収支とGDPを基に算出されるものであり、内閣府試算により公表されている。財政収支対GDP比は、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

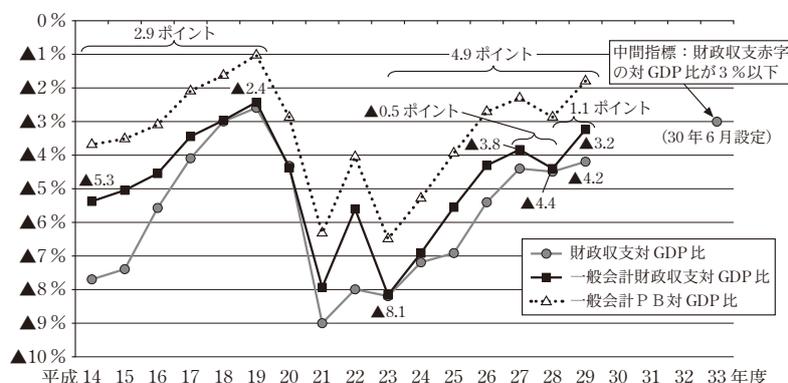
一方、決算額でみた国の一般会計の財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)は、(注10) 税金等から財政経費を差し引いた収支差で表されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

財政収支には、国の特別会計や独立行政法人、地方公共団体等の決算が計算対象に含まれており、一般会計財政収支には含まれていないなどの点で相違があるが、財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、14年度から29年度までの推移をみると図10

のとおりであり、財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移している。そして、一般会計財政収支対 GDP 比は、15 年度から 19 年度までの間及び 24 年度から 29 年度までの間は継続して改善する傾向にあり、14 年度の▲5.3% から 19 年度の▲2.4% へと 2.9 ポイント、23 年度の▲8.1% から 29 年度の▲3.2% へと 4.9 ポイントそれぞれ改善しており、28 年度は前年度に比べて 0.5 ポイント悪化して▲4.4% となったものの、29 年度は前年度に比べて 1.1 ポイント改善して▲3.2% となっていて、財政収支対 GDP 比は、29 年度には▲4.2% となっている。

(注 10) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費を差し引いた額

図 10 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移



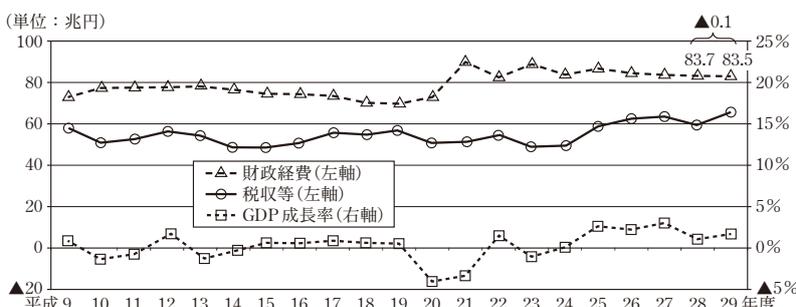
注(1) 財政収支対 GDP 比は、平成 30 年 7 月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計財政収支対 GDP 比及び一般会計 PB 対 GDP 比は、平成 30 年 9 月に公表された内閣府「2018 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 23 年基準)」の GDP を用いて本院が算出した。

イ 税金等、財政経費及び GDP 成長率

一般会計財政収支の内訳となる税金等と財政経費について、9 年度から 29 年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると図 11 のとおりであり、一般会計財政収支対 GDP 比が改善する傾向にあった 15 年度から 19 年度までの間及び 24 年度から 29 年度までの間についてみると、おおむね、GDP 成長率が継続してプラスのときに、税金等が増加し、財政経費が減少する傾向が見受けられる。そして、29 年度の財政経費は 83.5 兆円となっており、前年度から 0.1 兆円減少している。

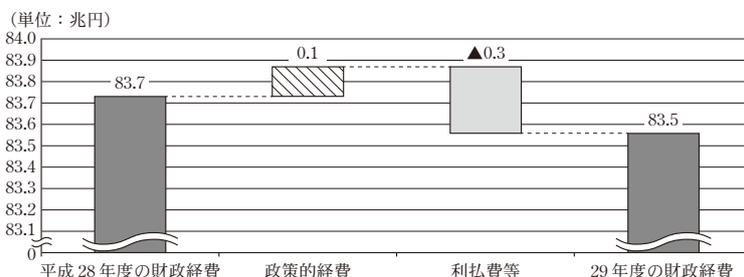
図 11 税金等、財政経費及び GDP 成長率の推移



(注) GDP 成長率は、平成 30 年 9 月に公表された内閣府「2018 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 23 年基準)」による。

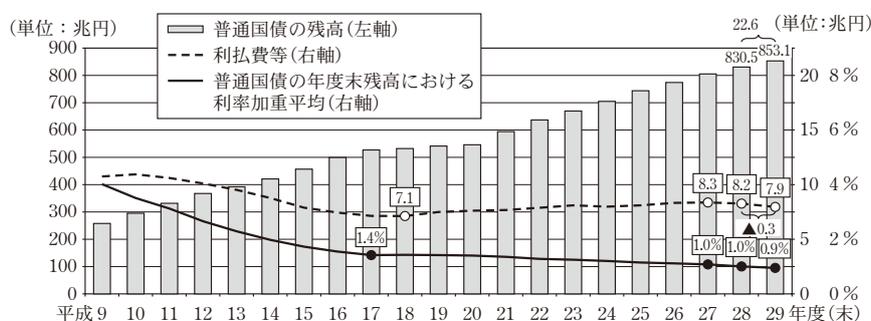
29年度における前年度からの財政経費の減少0.1兆円の内訳についてみると、図12のとおり、政策的経費は0.1兆円増加したものの、利払費等が0.3兆円減少しており、財政経費の減少の主な要因は利払費等の減少となっている。

図12 平成29年度における前年度からの財政経費の減少の内訳



利払費は普通国債の残高と金利(利率)によって定まる。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)の推移は、図13のとおりであり、17年度には1.4%まで下がり、その後、27年度には1.0%とおおむね横ばいとなっている。そして、利払費等は、18年度の7.1兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから増加傾向となっていたが、29年度においては、29年度末の普通国債の残高が前年度末と比べて22.6兆円増加して853.1兆円となっているものの、普通国債の利率加重平均が前年度1.0%と比べて更に低率の0.9%になったことなどから、前年度から0.3兆円減少の7.9兆円となっている。

図13 普通国債の残高、利払費等、利率加重平均の推移



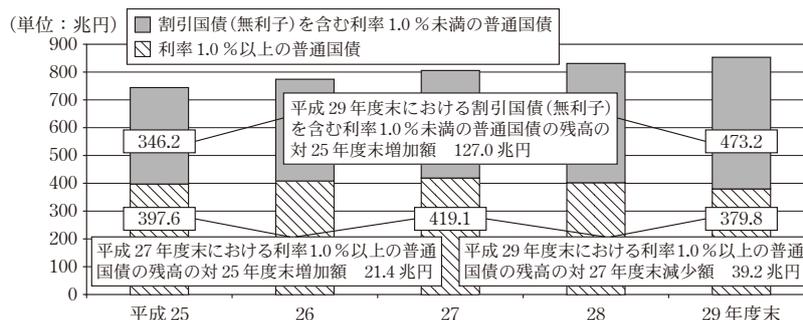
注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

注(3) 利払費等は、一般会計における支出済歳出額である。平成23年度については、24年度以降東日本大震災復興特別会計に計上された分を除いている。

また、直近5年間の普通国債の残高を利率別にみると、図14のとおりであり、割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債の残高は一貫して増加しており、25年度末の346.2兆円から29年度末の473.2兆円へと127.0兆円増加している。一方、利率1.0%以上の普通国債の残高は25年度末の397.6兆円から27年度末の419.1兆円へと21.4兆円増加したものの、利払費等が減少した28年度末以降は減少しており、27年度末の419.1兆円から29年度末の379.8兆円へと39.2兆円減少している。

図14 普通国債の残高の利率別の推移



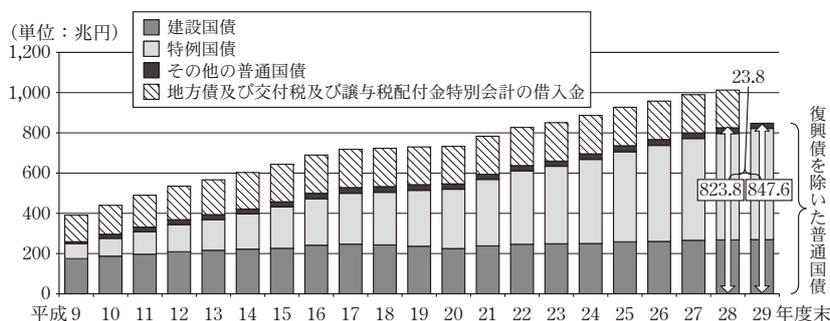
(注) 割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債及び利率1.0%以上の普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末の利率別現在額による。

(3) 債務残高対GDP比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、9年度以降の推移をみると図15のとおりであり、普通国債のうち復興債を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、復興債を除いた普通国債の29年度末の残高は、前年度末から23.8兆円増加(対前年度比2.8%増)して、847.6兆円となっている。

図15 債務残高の推移



注(1) 復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

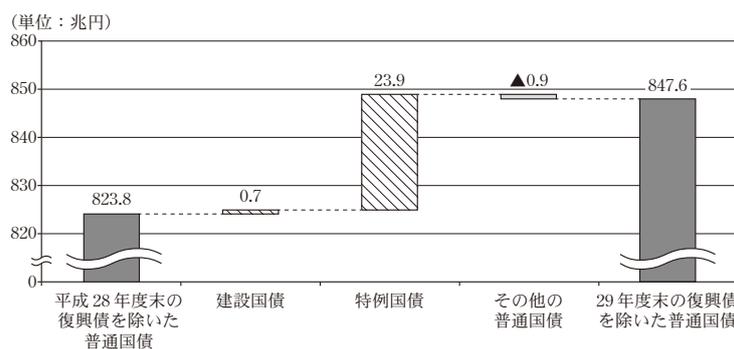
注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、平成29年度末の地方債現在高は、30年10月時点では示されていない。

注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

復興債を除いた普通国債の29年度末における前年度末からの増加23.8兆円の内訳についてみると、図16のとおり、建設国債は0.7兆円、特例国債は23.9兆円それぞれ増加し、その他の普通国債は0.9兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の主な要因は、特例国債の増加となっている。

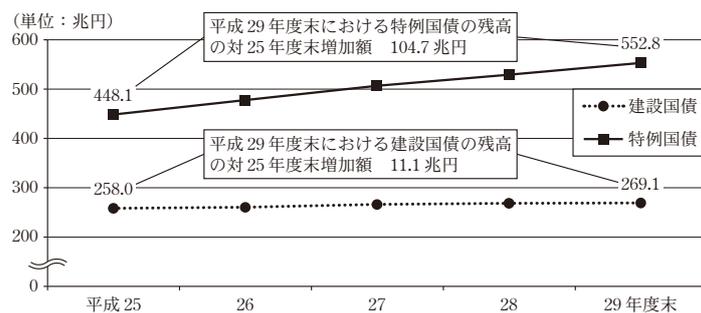
図16 復興債を除いた普通国債の平成29年度末における前年度末からの増加の内訳



注(1) 復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。
 注(2) その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

そこで、25年度末から29年度末までの直近5年間の建設国債及び特例国債の残高の推移についてみると、図17のとおり、特例国債の残高が建設国債の残高を大幅に上回る状況が続いている。建設国債は25年度末258.0兆円から29年度末269.1兆円に一貫して増加しており、増加額は11.1兆円となっている。これに対して、特例国債は25年度末448.1兆円から29年度末552.8兆円に一貫して増加しており、増加額は建設国債を大幅に上回る104.7兆円となっている。

図17 建設国債及び特例国債の残高の推移

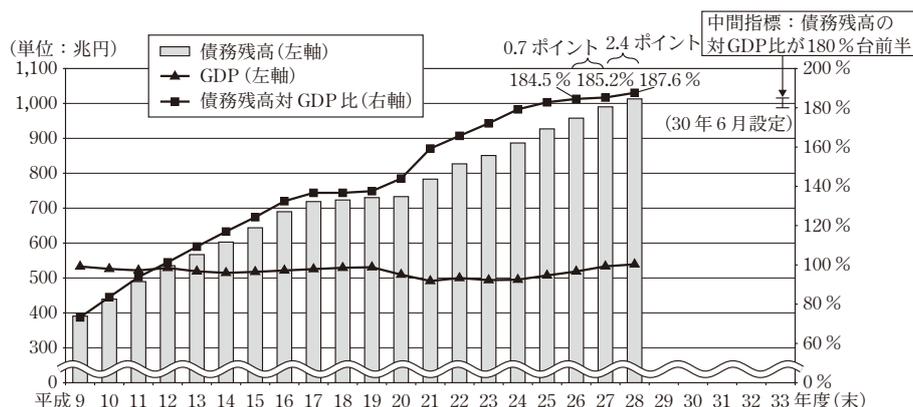


(注) 建設国債及び特例国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

イ 債務残高と債務残高対GDP比の推移

債務残高と債務残高対GDP比について、9年度から債務残高が計算できる28年度までの推移をGDPの推移と併せてみると図18のとおりであり、債務残高が一貫して増加しているのに対して、GDPが500兆円前後で推移しているため、債務残高対GDP比は、債務残高とおおむね同じように推移している。そして、27年度の債務残高対GDP比は、対前年度比0.7ポイント増の185.2%と、26年度からの増加幅は比較的抑えられているものの依然として26年度を上回っており、28年度は対前年度比2.4ポイント増の187.6%と、27年度に比べて増加幅が大きくなっている。

図18 債務残高と債務残高対GDP比の推移



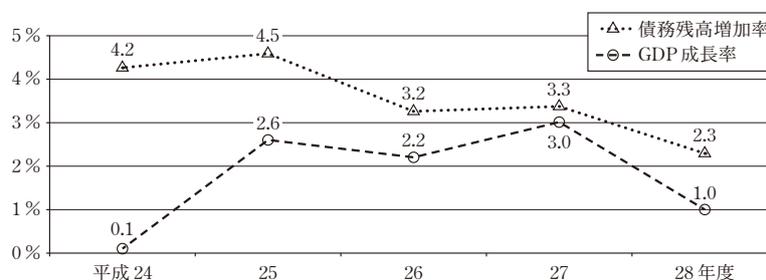
注(1) 債務残高対GDP比は、平成9年度から13年度までの間は、債務残高を30年9月に公表された内閣府「2018年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」のGDPで除すことにより本院が算出し、14年度以降は、30年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 債務残高の額は、財務省「国債統計年報」及び総務省「地方財政白書」における各年度末現在額、一般会計の国の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務額等を用いて本院が算出した。

注(3) GDPは、平成30年9月に公表された内閣府「2018年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

そこで、24年度以降の債務残高対GDP比の増加について、その増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(以下「債務残高増加率」という。)及びGDP成長率のそれぞれの推移についてみると、図19のとおりであり、24年度以降全ての年度において、債務残高増加率はGDP成長率を上回っている。

図19 債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高増加率及びGDP成長率の推移



注(1) GDP成長率は、平成30年9月に公表された内閣府「2018年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

注(2) 債務残高増加率は、財務省「国債統計年報」及び総務省「地方財政白書」における各年度末現在額、一般会計の国の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務額等を用いて本院が算出した。

4 まとめ

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、14年度以降、一般会計PB及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移する傾向にあり、29年度の一般会計PBは、前年度に比べて改善して▲9.8兆円となっている。一般会計PBとその内訳について年度別の推移をみると、9年度から29年度までの全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、29年度の一般会計PBは、税収等の増加が政策的経費の増加を上回っていて、前年度に比べて赤字が縮小している。一般会計PBの推移の要因について、その内訳をみると、収入面では、29年度の税収等のうち、租税及印紙収入は3.3兆円、前年度剰余金受入は1.2兆円、雑収入等の「その他」は1.1兆円とそれぞれ前年度より

増加している。租税及印紙収入及び前年度剰余金受入の直近5年間の推移をみると、租税及印紙収入は消費税率の5%から8%への改定等により増加しており、前年度剰余金受入は一般会計の歳入決算総額が27年度まで減少傾向にあったことなどにより減少している。そして、租税及印紙収入の約8割を占める所得税、法人税及び消費税が前年度からそれぞれ増加している。支出面では、29年度の政策的経費のうち、社会保障関係費は0.3兆円、地方交付税交付金等は0.2兆円、公共事業関係費は0.2兆円とそれぞれ前年度よりも増加している。社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費の直近5年間の推移をみると社会保障関係費は一貫して増加、地方交付税交付金等は減少傾向、公共事業関係費は27年度まで減少傾向であったが、28年4月に発生した熊本地震等により、28年度は補正予算等が、29年度は前年度繰越額がそれぞれ多額に計上されたことなどにより、28、29両年度に歳出予算現額が増加し、予算が執行されたことに伴い、決算額も歳出予算現額と同様に増加したことから、28、29両年度はいずれも前年度に比べて増加している。29年度において政策的経費の約4割を占める社会保障関係費は、我が国の高齢化に伴い増加を続けており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。

(2) 財政収支対 GDP 比

財政収支対 GDP 比は、14年度以降、一般会計財政収支対 GDP 比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計PB対 GDP 比も同じように推移しており、29年度の一般会計財政収支対 GDP 比は、前年度と比べて改善して▲3.2%となっている。一般会計財政収支対 GDP 比とその内訳について年度別の推移をみると、15年度から19年度までの間及び24年度から29年度までの間は改善する傾向にあり、この間、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに、税収等が増加し、財政経費が減少する傾向が見受けられる。29年度における財政経費は前年度から減少しており、その内訳についてみると、政策的経費は0.1兆円増加したものの、利払費等は0.3兆円減少している。29年度の利払費等は、普通国債の残高が前年度末から増加しているものの、普通国債の利率加重平均が前年度から更に低率になったことなどから、前年度と比べて減少している。そして、普通国債の残高を利率別にみると、28年度末以降、利率1.0%以上の普通国債の残高が減少している。

(3) 債務残高対 GDP 比

復興債を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、復興債を除いた普通国債の29年度末の残高は、前年度末から23.8兆円増加(対前年度比2.8%増)して、847.6兆円となっている。復興債を除いた普通国債の29年度末における前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債は0.7兆円、特例国債は23.9兆円それぞれ増加し、その他の普通国債は0.9兆円減少しており、直近5年間の建設国債及び特例国債の残高の推移についてみると、特例国債の残高の増加額は建設国債を大幅に上回る104.7兆円となっている。

債務残高対 GDP 比は、9年度以降、債務残高とおおむね同じように推移している。27年度の債務残高対 GDP 比は、26年度からの増加幅は比較的抑えられているものの、依然として26年度を上回っており、28年度は27年度に比べて増加幅が大きくなっている。24年度以降の債務残高対 GDP 比の増加について、債務残高増加率及びGDP成長率のそれぞれの推移をみると、24年度以降全ての年度において、債務残高増加率はGDP成長率を上回っている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	29 年 度 (千円)	28 年 度 (千円)
徴収決定済額	103,657,068,879	102,792,365,538
収納済歳入額	103,644,049,985	102,774,026,676
不納欠損額	2,127,752	1,663,218
収納未済歳入額	10,891,141	16,675,643

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の58兆7874億8909万余円及び公債金の33兆5545億9973万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金7兆2817億9984万余円及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)第3条第1項の規定により発行された公債の収入金26兆2727億9988万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、弁償及返納金(徴収決定済額7169億8093万余円)の59億1423万余円である。

なお、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが133億8126万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	29 年 度 (千円)	28 年 度 (千円)
支出済歳出額	98,115,604,721	97,541,764,842
翌年度繰越額	4,297,016,207	4,738,968,757
不 用 額	1,435,835,380	1,533,196,697

ア 支出済歳出額

(ア) 所 管 別

所 管	29 年 度 (千円)	28 年 度 (千円)
皇 室 費	6,777,109	5,353,065
国 会	134,289,401	133,535,666
裁 判 所	314,058,816	311,162,929
会 計 検 査 院	16,287,869	16,082,081
内 閣	120,445,937	138,910,009
内 閣 府	2,849,129,316	2,848,482,627
総 務 省	16,233,766,928	16,081,108,437
法 務 省	752,714,814	775,885,908
外 務 省	857,250,675	892,415,905
財 務 省	24,244,122,758	24,235,530,771
文 部 科 学 省	5,604,955,560	5,501,190,683
厚 生 労 働 省	30,779,804,754	30,644,700,101

所 管	29 年 度 (千円)	28 年 度 (千円)
農 林 水 産 省	2,687,692,823	2,584,220,842
経 済 産 業 省	1,184,072,794	1,258,846,997
国 土 交 通 省	6,669,766,263	6,544,514,344
環 境 省	382,589,715	414,242,481
防 衛 省	5,277,879,182	5,155,581,989

(イ) 主要経費別

主要経費	29 年 度 (千円)	28 年 度 (千円)	主要経費	29 年 度 (千円)	28 年 度 (千円)
社会 保 障 関 係 費	32,521,059,378	32,208,188,071	地方 交 付 税 交 付 金	15,434,303,800	15,215,974,500
年 金 給 付 費	11,482,052,973	11,311,192,952	地方 特 例 交 付 金	132,800,000	123,300,000
医 療 給 付 費	11,413,474,958	11,204,222,320			
介 護 給 付 費	2,929,918,463	2,868,259,661	防 衛 関 係 費	5,274,292,282	5,149,834,663
少 子 化 対 策 費	2,109,175,550	2,010,553,130	公 共 事 業 関 係 費	6,911,607,162	6,709,726,444
生 活 扶 助 等 社 会 福 祉 費	4,248,366,157	4,399,888,976			
保 健 衛 生 対 策 費	306,996,684	301,930,128	治 山 治 水 対 策 事 業 費	888,857,970	951,228,121
雇 用 労 災 対 策 費	31,074,590	112,140,901	道 路 整 備 事 業 費	1,522,693,694	1,390,070,663
文 教 及 び 科 学 振 興 費	5,703,092,320	5,598,321,735	港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	461,577,625	466,619,787
			義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	1,530,632,212	1,525,444,293
科 学 技 術 振 興 費	1,457,889,508	1,444,492,274	公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	166,532,234	150,028,288
文 教 施 設 費	191,531,135	121,393,205	農 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	740,411,767	707,052,751
教 育 振 興 助 成 費	2,404,178,306	2,396,113,384	社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	2,202,097,455	2,202,263,277
育 英 事 業 費	118,861,157	110,878,577	推 進 費 等	58,258,542	58,452,690
国 債 費	22,520,820,705	22,085,592,882	災 害 復 旧 等 事 業 費	325,600,953	238,336,373
			恩 給 関 係 費	285,889,733	334,897,665
文 官 等 恩 給 費	9,333,751	10,629,720	中 小 企 業 対 策 費	319,188,263	429,853,902
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	262,608,937	308,118,566	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	969,082,618	972,653,307
恩 給 支 給 事 務 費	1,065,602	1,171,771	食 料 安 定 供 給 関 係 費	1,180,933,688	1,140,383,562
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	12,881,441	14,977,606	そ の 他 の 事 項 経 費	6,211,291,186	6,829,783,953

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は4兆2970億1620万余円(28年度4兆7389億6875万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 3,978,736,424千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 318,279,782千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	地方創生推進事務局	地 方 創 生 推 進 費	102,611,741	241,841,263
	警 察 庁	警 察 活 動 基 盤 整 備 費	51,283,903	176,137,345
外 務 省	外 務 本 省	経 済 協 力 費	86,577,968	280,079,588
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	公 立 文 教 施 設 整 備 費	92,956,276	300,458,694
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	生 活 基 盤 施 設 耐 震 化 等 対 策 費	30,015,890	59,991,172
		保 育 対 策 費	94,778,309	245,155,217

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
農林水産省	農林水産本省 林野庁	農業生産基盤整備事業費	141,225,775	396,428,880
		国産農産物生産・供給体制強化対策費	71,400,517	596,243,916
		北海道開発事業費	47,019,215	165,290,036
		農業施設災害復旧事業費	30,636,383	57,929,531
		森林整備・林業等振興対策費	38,762,655	75,308,762
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	169,332,151	318,752,950
		中小企業事業環境整備費	61,353,155	139,246,176
国土交通省	国土交通本省	道路環境改善事業費	48,568,721	172,979,296
		住宅防災事業費	65,028,492	211,133,927
		河川整備事業費	130,752,581	585,911,282
		多目的ダム建設事業費	30,031,028	88,516,828
		砂防事業費	40,054,890	130,116,770
		道路交通安全対策事業費	102,987,542	598,435,240
		港湾事業費	47,175,084	244,279,591
		地域連携道路事業費	268,559,414	905,281,502
		整備新幹線整備事業費	42,340,735	126,076,271
		道路交通円滑化事業費	76,244,464	308,322,900
		社会資本総合整備事業費	830,083,898	2,909,343,696
		北海道開発事業費	43,496,467	436,095,250
		河川等災害復旧事業費	229,660,209	447,679,298
河川等災害関連事業費	38,488,924	68,079,134		
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費	60,104,200	136,572,741
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	54,972,284	930,506,074
		航空機整備費	31,367,445	760,498,710
		在日米軍等駐留関連諸費	63,209,381	484,959,270
		防衛力基盤整備費	46,619,803	748,229,078

なお、上記のうち事故繰越の主なものとは経済産業省所管の中小企業事業環境整備費のうちの554億0640万余円である。

ウ 不用額

不用額は1兆4358億3538万余円(28年度1兆5331億9669万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府 地方創生推進事務局	遺棄化学兵器廃棄処理事業費	10,907,495	42,432,848
		地方創生推進費	37,814,904	241,841,263
財務省	財務本省	財務本省共通費	99,618,269	164,113,870
		国債費	186,972,121	22,707,792,827
		予備費	212,792,408	212,792,408
文部科学省	文部科学本省	公立文教施設整備費	24,059,902	300,458,694
厚生労働省	厚生労働本省	特定疾患等対策費	41,076,465	139,883,681
		原爆被爆者等援護対策費	15,817,828	132,400,657
		医療保険給付諸費	15,028,306	9,945,811,882
		保育対策費	15,151,204	245,155,217
		児童虐待等防止対策費	19,297,419	142,014,746
		母子家庭等対策費	20,132,643	193,568,143
		生活保護等対策費	73,762,150	2,937,491,938
		障害保健福祉費	11,129,187	1,727,055,583
		高齢者日常生活支援等推進費	13,037,249	161,645,070
		介護保険制度運営推進費	69,779,928	2,820,199,028
		臨時福祉給付金等給付事業助成費	20,680,235	329,071,454

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
農林水産省	農林水産本省	農地集積・集約化等対策費	15,000,294	89,081,672
		国産農産物生産・供給体制強化対策費	26,711,238	596,243,916
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	15,375,225	318,752,950
		中小企業事業環境整備費	11,931,554	139,246,176
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	20,209,806	211,133,927
		受託工事費	22,224,882	69,273,892
防衛省	防衛本省	在日米軍等駐留関連諸費	17,528,299	484,959,270
		防衛力基盤整備費	16,740,505	748,229,078

エ 予備費使用額

予備費使用額は872億0759万余円(28年度熊本地震復旧等予備費2476億6230万余円、予備費319億1737万余円、計2795億7968万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
総務省	総務本省	選挙制度等整備費	63,183,707	201,283
国土交通省	国土交通本省	道路交通安全対策事業費	20,768,009	461,236,000

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた5兆5284億4526万余円から既前年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた29年度新規発生剰余金は5兆4650億7954万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源4兆2970億1620万余円、地方交付税交付金財源2584億0090万余円及び空港整備事業費等財源2億1730万余円を差し引いた9094億4514万余円が、29年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成29年度における特別会計は13会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の29年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	52,517,465,061	52,517,465,061	—	—
28年度	53,576,883,399	53,576,883,399	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	52,424,667,425	51,780,144,621	251,143,019	393,379,784
28年度	53,176,937,594	52,589,651,507	342,995,100	244,290,986

翌年度繰越額は全て地方交付税交付金(歳出予算現額17兆0191億5148万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同32兆6708億8704万円)の2527億5068万余

円、地方譲与税譲与金(同2兆5364億0260万円)の1311億7909万余円及び交通安全対策特別交付金(同620億9975万余円)の67億5611万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	32,190,291,408	32,417,295,408

(ウ) 交付・譲与実績

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
地方交付税	16,768,008,464	17,239,007,934
道府県分	8,659,263,806	9,049,995,501
市町村分	8,108,744,658	8,189,012,433
地方特例交付金	132,800,000	123,300,000
都道府県分	47,258,332	49,320,000
市町村分	85,541,668	73,980,000
交通安全対策特別交付金	55,343,640	58,010,906
都道府県分	31,961,581	33,533,420
市町村分	23,382,059	24,477,486
地方譲与税 〔地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税〕	2,405,223,501	2,340,232,250
都道府県分	2,006,394,182	1,924,496,293
市町村分	398,829,319	415,735,957

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項14件((63)-(76):77ページ参照)を掲記した。

(2) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の29年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	179,604,318	179,604,318	—	—
28年度	145,631,593	145,631,593	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	179,525,859	5,920,173	—	173,605,685
28年度	152,994,483	132,177,407	—	20,817,075

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額1794億5719万余円)の1735億9543万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)	
利 益	180,352,273	152,879,713	
(うち再保険料)	157,611,182)	(うち再保険料	131,814,890)
損 失	5,920,173	132,177,407	
(うち再保険金)	5,861,764)	(うち再保険金	132,122,260)
責任準備金繰入	174,432,099	20,702,306	

(ウ) 責任準備金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
責任準備金現在額	1,520,153,753	1,345,721,653

(エ) 再保険の対象となる保険

区 分	29年度末	28年度末
地震保険 加入件数	18,257千件	17,712千件
保険金額	167,054,067,853千円	159,628,458,475千円

(オ) 主な業務実績

区 分		29年度	(28年度)
再保険料	件数	8,941千件	9,298千件
	金額	157,611,182千円	131,814,890千円
再保険金支払	件数	11千件	205千件
	金額	5,861,764千円	132,122,260千円

(注) 再保険金の支払は、平成28年熊本地震及び平成23年東北地方太平洋沖地震に対するものである。

(3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の29年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	191,227,042,412	191,227,042,412	—	—
28年度	198,993,549,118	198,993,549,118	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	199,155,950,232	188,133,892,341	3,070,488,353	7,951,569,537
28年度	202,691,572,433	195,911,140,763	3,071,135,859	3,709,295,810

翌年度繰越額は、全て国債整理支出(歳出予算現額194兆7143億3203万余円)の分である。また、不用額は、国債整理支出の7兆9012億7429万余円及び復興債整理支出(同4兆4416億1819万余円)の502億9524万余円である。

(イ) 国債の償還

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
公債等	136,379,112,825	144,076,944,453
借入金	41,535,479,574	41,094,699,350
政府短期証券	1,287,000,000	1,309,100,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
公債利子等	8,863,451,825	9,243,021,253
借入金利子	30,677,920	149,094,259
政府短期証券利子	—	—

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(120ページ参照)を掲記した。

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の29年度の歳入歳出決算、損益並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	2,807,633,876	2,807,633,876	—	—
28年度	2,948,144,813	2,948,144,813	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	914,522,801	70,448,206	—	844,074,594
28年度	1,190,654,069	70,256,043	—	1,120,398,025

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額4909億6938万余円)の4905億8158万余円及び諸支出金(同1213億2015万余円)の529億8466万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、29年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額2兆7371億8567万余円のうち、30年度の予算総則第12条第1項に定める金額1兆7520億3324万余円を、30年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益

区分	29年度(千円)	28年度(千円)
利益	2,807,633,876	2,948,144,813
(うち運用収入)	2,253,959,621	2,187,712,649
損失	70,448,206	70,256,043
(うち借入金利子)	—	—
利益金 (利益金の処理)	2,737,185,670	2,877,888,770
	750,871,391	2,518,767,098
	(翌年度に外国為替資金に組入れ)	(翌年度に一般会計に繰入れ)
	1,752,033,247	359,121,671
	(翌年度に一般会計に繰入れ)	(翌年度に歳入に繰入れ)
	234,281,030	
	(翌年度に歳入に繰入れ)	

(ウ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
主な資産運用		
外貨預け金現在額	12,629,571,295	13,417,563,914
外貨証券現在額	116,618,650,990	114,642,483,281
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	73,363,230,000	80,952,200,000

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の29年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融资特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	26,887,206,038	26,887,206,038	—	—
28年度	40,535,537,130	40,535,537,130	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	26,961,172,358	26,682,377,830	—	278,794,527
28年度	40,478,880,395	40,233,661,774	—	245,218,620

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 14 兆 6121 億 0648 万余円)の 1562 億 6663 万余円及び諸支出金(同 3430 億 2569 万余円)の 1221 億 7011 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
利 益	1,164,035,676	1,408,495,333
(うち貸付金利子)	1,153,148,102	1,392,784,605
損 失	929,631,084	1,093,905,384
(うち公債金利子)	692,918,906	844,837,462
利 益 金	234,404,591	314,589,948
〔前年度繰越利益金	889,158,201	574,568,252〕
〔翌年度繰越利益金	1,123,562,793	889,158,201〕

(ウ) 積 立 金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
積立金現在額	894,395,168	592,519,812

(エ) 財政融資資金預託金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	31,848,139,505	32,843,139,035

(オ) 財政投融資特別会計公債金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
財政投融資特別会計公債金現在額	94,525,905,500	96,250,920,457

(カ) 財政融資資金の運用資産

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
貸付金現在額	123,760,541,921	126,160,952,356
有価証券現在額	157,702,975	221,625,424

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	1,205,530,260	1,205,530,260	—	—
28年度	1,455,172,903	1,455,172,903	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	1,037,329,006	683,502,379	2,100	353,824,526
28年度	1,169,836,342	880,826,268	202,550,000	86,460,073

不用額の主なものは、産業投資支出(歳出予算現額 5817 億 5000 万円)の 3537 億 0086 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)
利 益	629,248,206 (うち納付金 423,381,983)	676,155,250 (うち納付金 221,307,101)
損 失	— (うち株式処分益)	252,756,000 (うち株式処分益)
	400,098,175 (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付 税及び譲与税配付金特別会計へ繰入)	200,091,105 (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付 税及び譲与税配付金特別会計へ繰入)
	400,000,000	200,000,000
利 益 金 (利益金の処理)	229,150,030 (翌年度に利益積立金に組入れ)	476,064,144 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	29 年度末(千円)	28 年度末(千円)
利 益 積 立 金 現 在 額	2,809,025,506	2,388,316,524

(エ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
(出 資)		
出 資 金 の 増 法人数	20 法人	20 法人
金 額	442,436,539 千円	685,614,070 千円
出 資 金 の 減 法人数	13 法人	14 法人
金 額	610,561,328 千円	1,186,160,699 千円
年 度 末 出 資 金 残 高 法人数	27 法人	27 法人
金 額	13,775,327,658 千円	13,943,452,446 千円

(注) 出資金の増は国有財産台帳価格の改定による増額を、出資金の減は国有財産台帳価格の改定による減額をそれぞれ含んでいる。

(貸 付 け)

貸 付 金 法人数	2 法人	1 法人
金 額	12,013,100 千円	19,372,500 千円
貸 付 金 回 収 法人数	3 法人	2 法人
金 額	487,759 千円	104,806 千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 法人数	4 法人	4 法人
金 額	168,703,040 千円	157,177,700 千円

ウ 特定国有財産整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29 年度	114,488,715	114,488,715	—	—
28 年度	133,000,197	133,000,197	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29 年度	49,209,790	43,443,161	4,180,245	1,586,382
28 年度	73,699,783	51,601,913	20,371,498	1,726,371

翌年度繰越額の主なものは、特定国有財産整備費(歳出予算現額 476 億 7203 万余円)の 41 億 4201 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	29 年度末(千円)	28 年度末(千円)
借 入 金 現 在 額	9,000,000	9,000,000

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
施設跡地等の処分 土地	338 千㎡	591 千㎡
建物 延べ	100 千㎡	358 千㎡
施設の取得 建物 延べ	71 千㎡	90 千㎡

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給、電源開発促進及び原子力損害賠償支援の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の29年度の歳入歳出決算、借入金、資金、納付金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29 年度	2,435,608,503	2,435,608,503	—	—
28 年度	2,560,148,465	2,560,147,520	—	945
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29 年度	2,443,342,581	2,149,232,067	80,275,144	213,835,368
28 年度	2,612,170,616	2,187,056,546	71,520,208	353,593,862

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額4269億2016万余円)の502億5050万余円、燃料安定供給対策費(同2715億6758万余円)の240億2344万余円及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費(同60億0120万円)の60億0120万円である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆5317億1566万円)の819億6803万余円、燃料安定供給対策費の713億8019万余円及びエネルギー需給構造高度化対策費の587億4806万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	29 年度末(千円)	28 年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	389,113,104	415,437,656

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
国家備蓄石油の年度末現在高 (原油)	4779 万 kL	4810 万 kL
(指定石油製品)	142 万 kL	142 万 kL
(石油ガス)	139 万 t	134 万 t
国家備蓄石油の管理等の委託	60,506,907 千円	53,557,514 千円
石油備蓄事業補給金の交付	27,303,328 千円	27,519,154 千円
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 に対するエネルギー需給勘定 運営費交付金の交付	128,267,480 千円	121,779,129 千円
エネルギー使用合理化設備導入 促進等対策費補助金の交付	79,644,886 千円	103,811,578 千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	377,239,731	377,239,731	—	—
28年度	368,249,604	368,247,147	1,097	1,360
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	354,273,992	329,827,954	4,785,441	19,660,595
28年度	352,153,195	316,763,796	6,069,351	29,320,047

不用額の主なものは、電源立地対策費(歳出予算現額 1812 億 1001 万余円)の 117 億 5767 万余円、原子力安全規制対策費(同 351 億 9324 万余円)の 31 億 6942 万余円及び事務取扱費(同 251 億 4231 万円)の 31 億 4474 万余円である。

(イ) 資金

区分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	2,641,189	15,246,860

(ウ) 主な業務実績

区分	29年度	(28年度)
電源立地地域対策交付金の交付	109 地方公共団体 84,968,723 千円	107 地方公共団体 83,103,152 千円
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	91,239,131 千円	91,519,824 千円
原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する交付金の交付	47,000,000 千円	35,000,000 千円

ウ 原子力損害賠償支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	7,378,552,211	7,378,552,211	—	—
28年度	6,679,879,085	6,679,879,085	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	12,641,918,620	7,262,923,426	—	5,378,995,193
28年度	8,372,362,926	6,577,956,934	—	1,794,405,991

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 12 兆 6019 億 1763 万余円)の 5 兆 3789 億 9501 万余円である。

(イ) 借入金

区分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金現在額(民間資金)	6,932,256,000	6,282,279,000

(ウ) 資金

区分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
原子力損害賠償支援資金現在額	58,295,007	18,334,383

(エ) 納付金

区分	29年度(千円)	28年度(千円)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	304,305,206	263,925,910

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項8件((197):292ページ、(261):477ページ、(263)-(265):478ページ、(268):483ページ、(269):484ページ、(270):485ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項2件(412、486ページ参照)を掲記した。

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の29年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	1,248,821,773	1,217,728,480	1,521,109	29,572,183
28年度	1,253,445,305	1,223,702,022	1,600,375	28,142,907
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	1,063,406,357	1,000,982,672	2,163,629	60,260,055
28年度	1,060,209,517	993,398,012	2,379,505	64,431,999

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額527億2128万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額7653億4374万余円)の273億5190万余円、社会復帰促進等事業費(同1412億0326万余円)の189億6771万余円及び業務取扱費(同543億3144万余円)の36億3667万余円である。

(イ) 損益

区分	29年度(千円)	28年度(千円)
利益	1,225,905,477 (うち徴収勘定より受入 870,028,699)	1,212,389,622 (うち徴収勘定より受入 854,117,729)
損失	1,203,870,086 (うち保険給付費 737,991,836)	1,203,609,075 (うち保険給付費 735,689,811)
利益金	22,035,390	8,780,547
〔前年度繰越利益金	8,180,908,985	8,172,128,438〕
〔翌年度繰越利益金	8,202,944,376	8,180,908,985〕

(ウ) 積立金

区分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
積立金現在額	7,893,829,732	7,861,574,647

(エ) 主な業務実績

区分	29年度	(28年度)
適用事業場数(年度末)	2,828,062事業場	2,787,965事業場
療養(補償)給付	238,087,996千円	229,357,296千円
休業(補償)給付	95,971,408千円	96,615,414千円
遺族(補償)年金	190,413,600千円	192,235,758千円
障害(補償)年金	134,297,907千円	136,237,932千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	2,293,137,374	2,275,654,571	837,480	16,645,322
28年度	2,236,263,074	2,217,542,682	1,037,178	17,683,213
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	2,487,384,268	2,131,373,346	961,572	355,049,348
28年度	2,471,322,485	2,114,384,794	1,559,834	355,377,856

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 1127 億 0755 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額 1 兆 7160 億 3674 万余円)の 2171 億 8796 万余円、地域雇用機会創出等対策費(同 1014 億 5004 万余円)の 270 億 3515 万余円及び高齢者等雇用安定・促進費(同 2006 億 6554 万余円)の 235 億 7180 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29年度(千円)		28年度(千円)	
利 益		1,799,241,595		2,153,561,900
	(うち徴収勘定より受入)	1,588,299,646	(うち徴収勘定より受入)	1,904,615,696
損 失		2,367,476,217		2,468,237,667
	(うち失業等給付費)	1,498,848,774	(うち失業等給付費)	1,483,781,516
損 失 金		568,234,621		314,675,767
〔前年度繰越利益金		6,665,791,035		7,026,850,518〕
〔翌年度繰越利益金		6,097,556,414		6,712,174,751〕

(ウ) 積立金等

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
積立金現在額	5,743,602,162	6,256,035,591
雇用安定資金現在額	1,199,837,293	1,111,207,394

(エ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
被 保 険 者 数(年 度 末)	42,889,785 人	41,949,292 人
雇 用 継 続 給 付	656,704,788 千円	625,059,245 千円
一 般 求 職 者 給 付	583,920,023 千円	620,868,505 千円
就 職 促 進 給 付	170,101,336 千円	153,039,821 千円
特 定 求 職 者 雇 用 開 発 助 成 金	44,477,424 千円	52,424,404 千円
雇 用 調 整 助 成 金	2,652,051 千円	7,021,013 千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	2,590,658,250	2,546,595,512	5,462,525	38,600,212
28年度	2,905,222,915	2,854,810,436	5,471,567	44,940,911
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	2,548,235,122	2,523,280,135	—	24,954,986
28年度	2,838,758,616	2,832,971,845	—	5,786,770

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 2 兆 4894 億 0603 万余円)の 290 億 3132 万余円及び雑収入(同 124 億 1206 万余円)の 95 億 2527 万余円である。また、不用額の主なものは、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入(歳出予算現額 1 兆 6064 億 2320 万余円)の 176 億 4827 万余円、諸支出

金(同 396 億 5968 万余円)の 40 億 0146 万余円及び業務取扱費(同 320 億 1148 万余円)の 24 億 0873 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)
利 益	2,523,842,511 (うち保険料 2,455,942,862)	2,827,157,086 (うち保険料 2,756,028,353)
損 失	2,523,922,170 (うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入 870,028,699) (うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入 1,588,299,646)	2,827,309,040 (うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入 854,117,729) (うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入 1,904,615,696)
損 失 金	79,659	151,954
〔前年度繰越利益金	1,643,235	1,795,189〕
〔翌年度繰越利益金	1,563,576	1,643,235〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 10 件((109) : 160 ページ、(111) : 166 ページ、(112) : 167 ページ、(113) : 169 ページ、(114) : 171 ページ、(115) : 173 ページ、(116) : 177 ページ、(117) : 179 ページ、(118) : 182 ページ、(121) : 194 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 3 件(259、264、275、612 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(280 ページ参照)を掲記した。

(8) 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務、児童手当等に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援及び業務の 6 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 29 年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29 年度	24,477,459,553	24,476,839,824	249,014	370,714
28 年度	24,006,287,635	24,005,527,402	309,266	450,967
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29 年度	24,564,528,500	23,599,810,328	—	964,718,171
28 年度	24,090,453,656	23,172,599,166	—	917,854,489

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額 23 兆 2801 億 9244 万余円)の 8712 億 5073 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)
利 益	23,494,117,009 (うち拠出金等収入 23,487,405,067)	23,147,292,778 (うち拠出金等収入 23,137,753,698)
損 失	23,600,039,408 (うち基礎年金給付費 22,408,941,708)	23,172,889,800 (うち基礎年金給付費 21,683,299,783)
損 失 金	105,922,399	25,597,021
〔前年度繰越利益金	3,193,711,669	3,219,308,690〕
〔翌年度繰越利益金	3,087,789,269	3,193,711,669〕

(ウ) 積立金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
積立金現在額	2,209,679,170	2,359,634,867

(エ) 主な業務実績

区 分		29年度	(28年度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数(年度末)	34,267千人	33,063千人
	支給額	22,408,941,708千円	21,683,299,783千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	4,182,775,668	4,174,089,795	2,158,581	6,527,291
28年度	4,438,803,570	4,430,989,394	3,608,469	4,205,706
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	4,248,450,793	4,160,784,650	—	87,666,142
28年度	4,459,998,256	4,381,673,070	—	78,325,185

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額6343億2239万円)の801億7466万余円及び諸支出金(同559億5027万余円)の45億2913万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
利 益	4,711,620,122 (うち保険料 1,948,688,853) (うち一般会計より受入 1,938,483,222)	4,986,280,391 (うち保険料 2,116,831,517) (うち一般会計より受入 1,999,100,026)
損 失	4,716,278,481 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,457,065,389) (うち国民年金給付費 554,147,729)	4,986,312,677 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,593,479,038) (うち国民年金給付費 639,985,123)
損 失 金	4,658,359	32,286
〔前年度繰越利益金	8,040,529,769	8,040,562,055〕
〔翌年度繰越利益金	8,035,871,409	8,040,529,769〕

(ウ) 積立金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
積立金現在額	7,293,580,161 (うち運用寄託金現在額 7,032,880,161)	7,258,278,759 (うち運用寄託金現在額 6,987,878,759)

(エ) 主な業務実績

区 分		29年度	(28年度)
被保険者数(年度末)		23,753千人	24,643千人
老齢年金等の支給	受給権者数(年度末)	1,201千人	1,406千人
	支給額	554,147,729千円	639,985,123千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	48,154,827,723	48,011,462,202	24,714,843	118,650,677
28年度	48,888,305,826	48,755,553,221	29,166,221	103,586,383
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	47,361,663,022	46,423,353,094	—	938,309,927
28年度	46,699,214,074	45,659,535,355	—	1,039,678,718

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 31 兆 0481 億 9981 万余円)の 240 億 6400 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 799 億 7055 万余円、解散厚生年金基金等徴収金(同 1 兆 6529 億 8336 万余円)の 376 億 3529 万余円及び雑収入(同 83 億 8222 万余円)の 10 億 4483 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 24 兆 4883 億 0427 万余円)の 8214 億 5307 万余円及び諸支出金(同 425 億 0381 万余円)の 198 億 4072 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)
利 益	47,996,129,949 (うち保険料 30,958,682,601)	48,688,108,380 (うち保険料 29,487,407,185)
損 失	46,621,727,082 (うち保険給付費 23,666,851,202)	45,812,812,570 (うち保険給付費 23,481,391,565)
利 益 金	1,374,402,867	2,875,295,809
〔前年度繰越利益金	113,927,988,852	111,052,693,042〕
〔翌年度繰越利益金	115,302,391,719	113,927,988,852〕

(ウ) 積 立 金

区 分	29 年度末(千円)	28 年度末(千円)
積立金現在額	110,332,050,855 (うち運用寄託金現在額 104,432,050,855)	107,224,022,086 (うち運用寄託金現在額 102,124,022,086)

(エ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
第 1 号厚生年金被保険者数(年度末)	39,112 千人	38,217 千人
老齢厚生年金等の支給 受給権者数(年度末)	37,178 千人	36,256 千人
支 給 額	23,543,722,465 千円	23,363,961,506 千円

エ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29 年度	11,394,401,800	11,334,505,976	14,100,330	45,795,493
28 年度	10,951,107,143	10,888,277,127	16,550,236	46,279,779
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29 年度	11,272,287,861	11,256,551,982	—	15,735,878
28 年度	10,663,202,621	10,652,713,151	—	10,489,469

不納欠損額は、全て保険料収入(徴収決定済額 9 兆 6873 億 0361 万余円)の分である。収納未済歳入額の主なものは、保険料収入の 457 億 9182 万余円である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 1 兆 4851 億 3970 万余円)の 152 億 2067 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)
利 益	9,644,030,135 (うち保険料 9,636,453,920)	9,179,074,070 (うち保険料 9,167,430,952)
損 失	9,797,029,558 (うち保険料等交付金 9,761,060,415)	9,182,594,665 (うち保険料等交付金 9,146,641,543)
損 失 金	152,999,423	3,520,595
〔前年度繰越損失金	1,115,815,825	1,112,295,230〕
〔翌年度繰越損失金	1,268,815,248	1,115,815,825〕

(ウ) 借入金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,464,007,538	1,469,772,460

(エ) 主な業務実績

区 分	29年度	(28年度)
保険料等交付金の交付	9,761,060,415千円	9,146,641,543千円

オ 子ども・子育て支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	1,749,136,827	1,747,920,425	206,778	1,009,623
28年度	1,636,226,308	1,635,073,003	244,357	908,947
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	1,662,356,186	1,597,985,410	497,754	63,873,022
28年度	1,614,577,175	1,547,367,485	1,252,325	65,957,364

不用額の主なものは、児童手当等交付金(歳出予算現額1兆4006億7758万余円)の485億5992万余円及び地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費(同2564億8766万余円)の121億7548万余円である。

(イ) 積立金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
積立金現在額	58,753,374	41,094,891

(ウ) 主な業務実績

区 分	29年度	(28年度)
児童手当等交付金の交付	1,352,117,662千円	1,369,885,959千円

カ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	438,713,150	412,754,577	8,043,840	17,914,733
28年度	456,849,184	426,903,362	8,902,248	21,043,574
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	380,091,925	374,392,096	—	5,699,828
28年度	378,724,615	371,913,291	—	6,811,324

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額572億5564万余円)の分である。

(イ) 損 益

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
利 益	386,709,536 (うち厚生年金勘定より受入 124,428,193) (うち一般会計より受入 106,002,065)	389,557,274 (うち厚生年金勘定より受入 118,870,833) (うち一般会計より受入 104,875,073)
損 失	405,987,735 (うち日本年金機構運営費 273,225,967)	404,377,413 (うち日本年金機構運営費 270,869,973)
損 失 金	19,278,199	14,820,139
〔前年度繰越利益金	199,161,465	213,998,162〕
〔翌年度繰越利益金	179,883,266	199,178,022〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項3件((27):58ページ、(110):163ページ、

(119)：185 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項2件(233、250、591 ページ参照)を掲記した。

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業、漁業共済保険事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営安定、食糧管理、農業共済再保険、漁船再保険、漁業共済保険、業務及び国営土地改良事業の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の29年度の歳入歳出決算、損益、調整資金の増減額、政府短期証券(食糧証券)の発行、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 農業経営安定勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	288,861,249	288,861,249	—	—
28年度	276,309,968	276,309,968	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	269,797,872	211,948,139	—	57,849,732
28年度	270,278,594	200,398,197	—	69,880,396

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額2696億3881万余円)の577億2970万余円である。

(イ) 損益

区分	29年度(千円)	28年度(千円)
利益	212,949,478 (うち食糧管理勘定より受入 102,429,667)	206,861,577 (うち食糧管理勘定より受入 77,529,667)
損失	211,948,139 (うち農業経営安定事業費 211,886,583)	200,398,197 (うち農業経営安定事業費 200,343,698)
利益金	1,001,338	6,463,380
前年度繰越利益金	75,912,928	69,449,548
翌年度繰越利益金	76,914,267	75,912,928

(ウ) 主な業務実績

区分	29年度	(28年度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の交付	198,486,575千円	175,398,566千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付	13,399,423千円	24,926,165千円

イ 食糧管理勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	584,044,222	559,506,375	—	24,537,847
28年度	554,886,767	531,852,066	—	23,034,700
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	849,523,616	540,760,494	1,952,886	306,810,236
28年度	959,451,891	510,070,650	10,322,823	439,058,418

収納未済歳入額の主なものは、食糧売払代(徴収決定済額 3716 億 3070 万余円)の 244 億 6249 万余円である。また、翌年度繰越額は全て食糧買入費(歳出予算現額 4825 億 8708 万余円)の分である。不用額の主なものは、食糧買入費の 1692 億 5890 万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同 1274 億 7953 万余円)の 364 億 7879 万余円及び食糧管理費(同 376 億 9962 万余円)の 134 億 0209 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)
利 益	351,304,778	325,722,681
(うち主要食糧売上高)	338,011,246	301,380,955
(うち輸入飼料売上高)	11,457,434	11,770,151
損 失	443,146,921	417,629,472
(うち主要食糧売上原価)	295,938,956	280,742,831
(うち輸入飼料売上原価)	11,387,780	11,701,030
(うち主要食糧事業管理費)	24,297,526	27,828,277
損 失 金 (損失金の処理)	91,842,142 (調整資金を減額して整理)	91,906,790 (調整資金を減額して整理)

(ウ) 調整資金の増減額

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)
年度首資金	185,775,953	183,825,815
本年度受入額	77,000,000	95,600,000
本年度損失整理	△ 92,084,359	△ 93,649,862
損失整理後の現在額	170,691,593	185,775,953

(エ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)
繰越債務額	91,000,000	115,000,000
本年度発行額	324,000,000	363,600,000
本年度償還額	315,000,000	387,600,000
年度末現在額	100,000,000	91,000,000

(オ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
米 穀 買 入 れ	90 万 t	95 万 t
売 渡 し	93 万 t	106 万 t
年 度 末 在 庫	155 万 t	158 万 t
麦 類 買 入 れ	587 万 t	556 万 t
売 渡 し	587 万 t	556 万 t
年 度 末 在 庫	—	0 万 t
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付	4,395,468 千円	4,366,676 千円

ウ 農業共済再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29 年度	68,970,261	68,970,261	—	—
28 年度	66,271,225	66,271,225	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29 年度	83,913,963	39,794,791	—	44,119,171
28 年度	81,294,588	56,262,533	—	25,032,054

不用額の主なものは、農業共済再保険費及交付金(歳出予算現額 615 億 6836 万余円)の 226 億 2841 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)
利 益	68,972,040	66,274,259
(うち再保険料)	39,352,260)	(うち再保険料 37,886,650)
損 失	54,797,600	71,756,211
(うち再保険金)	25,709,627)	(うち再保険金 40,648,326)
利 益 金 (△ 損失金)	14,174,440	△ 5,481,951
〔前年度繰越利益金	146,376,371	151,858,323〕
〔翌年度繰越利益金	160,550,811	146,376,371〕

(ウ) 積 立 金

区 分	29 年度末(千円)	28 年度末(千円)
積立金現在額	164,467,002	169,951,988

(エ) 主な業務実績

a 農業共済

区 分	29 年 度	(28 年 度)
(共済引受)		
水稻	143 万 ha	144 万 ha
畑作物	29 万 ha	29 万 ha
麦	26 万 ha	26 万 ha
(再保険金支払)		
畑作物	1,921,732 千円	8,317,644 千円
麦	29,198 千円	9,677,810 千円
水稻	6,637 千円	1,458 千円

b 家畜共済

区 分	29 年 度	(28 年 度)
(共済引受)		
牛	438 万頭	435 万頭
肉豚	210 万頭	189 万頭
種豚	21 万頭	20 万頭
馬	2 万頭	2 万頭
(再保険金支払)		
牛	20,513,981 千円	19,308,241 千円
肉豚	830,788 千円	827,065 千円
馬	273,994 千円	264,713 千円
種豚	116,314 千円	118,037 千円

c 果樹共済

区 分	29 年 度	(28 年 度)
(共済引受)		
うんしゅうみかん	776 万本	806 万本
りんご	341 万本	341 万本
指定かんきつ	134 万本	137 万本
なし	121 万本	127 万本
いよかん	113 万本	125 万本
(再保険金支払)		
キウイフルーツ	555,186 千円	289,664 千円
りんご	341,012 千円	224,377 千円
うめ	305,416 千円	494,789 千円
ぶどう	125,943 千円	18,596 千円
なし	93,643 千円	107,040 千円

d 園芸施設共済

区 分	29 年 度	(28 年 度)
(共済引受)		
園芸施設	58 万棟	60 万棟
(再保険金支払)		
園芸施設	453,522 千円	433,221 千円

エ 漁船再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29 年度	12,213,249	12,213,249	—	—
28 年度	12,262,574	12,262,574	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29 年度	8,550,693	6,035,598	—	2,515,094
28 年度	8,502,054	5,217,746	—	3,284,307

なお、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)第 34 条第 2 項の規定に基づき、29 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額から未経過再保険料に相当する額及び支払備金に相当する額を控除した額 51 億 6115 万余円のうち、30 年度の予算総則第 12 条第 2 項の規定に定める金額 28 億 0749 万余円を、30 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	29 年度(千円)	28 年度(千円)	
利 益	9,405,752	9,452,767	
(うち再保険料	1,945,664)	(うち再保険料	2,834,953)
(注)			
(うち一般会計より漁船保険	5,449,693)	(うち一般会計より漁船保険	4,576,108)
組合交付金見合受入	7,052,090	中央会交付金見合受入	6,645,428
損 失	4,205)	(うち再保険金	34,931)
(うち再保険金	5,449,693)	(うち漁船保険中央会交付金	4,576,108)
(注)	104,940)	(うち漁船保険中央会交付金	112,443)
(うち漁船保険組合交付金	2,353,661)	(うち次年度繰越支払備金	2,807,338)
(うち次年度繰越支払備金			
利 益 金	2,353,661	2,807,338	
〔前年度繰越損失金	11,925,548	14,732,887〕	
〔翌年度繰越損失金	9,571,886	11,925,548〕	

(注) 29 年 4 月に全国の漁船保険組合と漁船保険中央会が統合して日本漁船保険組合となったため、漁船保険中央会交付金から漁船保険組合交付金に名称が変更された。

(ウ) 積 立 金

区 分	29 年度末(千円)	28 年度末(千円)
積立金現在額	5,710,680	5,710,680

(エ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
(保険引受)		
件 数	328,728 件	334,824 件
再 保 險 金 額	76,248,879,081 千円	80,626,641,413 千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 險 金	4,205 千円	34,931 千円

オ 漁業共済保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	10,531,221	10,531,221	—	—
28年度	10,217,192	10,217,192	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	8,967,426	5,661,222	—	3,306,203
28年度	8,977,590	5,649,443	—	3,328,146

(イ) 損 益

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
利 益	10,531,221 (うち保険料 3,853,326) (うち一般会計より漁業共済組合連合会交付金見合受入 4,975,354)	10,217,192 (うち保険料 3,518,770) (うち一般会計より漁業共済組合連合会交付金見合受入 5,216,276)
損 失	7,686,396 (うち保険金 583,305) (うち漁業共済組合連合会交付金 4,975,354)	7,249,421 (うち保険金 328,091) (うち漁業共済組合連合会交付金 5,216,276)
利 益 金	2,844,824	2,967,771
〔前年度繰越損失金	28,229,893	31,197,664〕
〔翌年度繰越損失金	25,385,068	28,229,893〕

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
(保険引受)		
件 数	57,539 件	58,251 件
再 共 済 金 額	623,628,726 千円	585,987,944 千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	457,583 千円	61,179 千円
養殖共済保険金	—	169,665 千円
特定養殖共済保険金	120,162 千円	—
漁業施設共済保険金	5,558 千円	97,247 千円
計	583,305 千円	328,091 千円

カ 業 務 勘 定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	13,438,484	13,438,460	—	24
28年度	12,016,783	12,016,759	—	24
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	16,173,332	13,438,460	—	2,734,871
28年度	13,845,693	12,016,759	—	1,828,933

(イ) 損 益

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
利 益	10,846,880 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入 9,065,692)	11,871,002 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入 8,911,457)
損 失	11,090,353 (うち事務取扱費 9,711,255)	13,616,400 (うち事務取扱費 11,117,842)
損 失 金 (損失金の処理)	243,473 (食糧管理勘定へ移し整理)	1,745,398 (食糧管理勘定へ移し整理)

キ 国営土地改良事業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	25,857,022	25,856,988	—	34
28年度	31,054,202	31,053,867	334	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	34,598,762	24,236,695	8,884,514	1,477,553
28年度	37,551,510	30,068,059	6,215,276	1,268,173

(イ) 借 入 金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	43,489,687	47,151,280

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
かんがい排水事業	14 地区	16 地区
総合農地防災事業	2 地区	2 地区

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項1件((223):323ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(364ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(395ページ参照)を掲記した。

(10) 農林水産省所管 国有林野事業債務管理特別会計

この特別会計は、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号)により25年4月1日に廃止された旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の29年度の歳入歳出決算及び借入金は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	342,334,322	342,334,322	—	—
28年度	329,128,921	329,128,921	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	342,395,222	342,334,322	—	60,899
28年度	329,174,081	329,128,921	—	45,159

(イ) 借 入 金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	1,222,610,513	1,237,499,823

(11) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の29年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	288,936,892	288,936,882	—	10
28年度	309,870,918	309,870,918	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	148,212,839	137,511,014	2,407,846	8,293,978
28年度	144,658,898	135,317,462	969,517	8,371,918

(イ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
(特許権)		
出願の受理	315,346 件	319,449 件
審査請求の受理	235,068 件	241,859 件
審 査	238,131 件	243,567 件
(実用新案権)		
出願の受理	5,821 件	6,424 件
(意匠権)		
出願の受理	32,054 件	30,618 件
審 査	30,985 件	31,146 件
(商標権)		
出願の受理	170,473 件	155,361 件
審 査	227,234 件	230,880 件

(12) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業及び空港整備事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録、自動車事故対策及び空港整備の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の29年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	65,344,226	62,195,202	492,768	2,656,256
28年度	63,819,832	61,821,370	412,469	1,585,992
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	3,568,559	2,146,099	—	1,422,459
28年度	4,689,763	2,564,287	—	2,125,475

(イ) 損 益

区 分	29 年 度(千円)	28 年 度(千円)	
利 益	5,856,380	8,683,504	
(うち賦課金	1,843,446)	2,012,082)	
(うち前年度繰越未経過賦課金	1,605,294)	(うち前年度繰越未経過賦課金	1,677,357)
損 失	5,839,398	5,545,559	
(うち次年度繰越未経過賦課金	1,522,331)	(うち次年度繰越未経過賦課金	1,605,294)
(うち次年度繰越支払備金	1,212,068)	(うち次年度繰越支払備金	875,969)
利 益 金	16,981	3,137,945	
(△ 損 失 金)	300,076)	(翌年度に繰越利益として整理	3,549,142)
(利益金又は損失金の処理)	△ 283,094)	(翌年度に基金を減額して整理	△ 411,196)

(ウ) 繰越金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
繰越利益の額	120,949,837	117,400,695

(エ) 基金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
基金残額	14,283,300	14,694,497

(オ) 主な業務実績

区 分	29年度	(28年度)
保障金等の支払件数	715件	998件
金額	897,546千円	1,103,944千円
〔経過措置としての保険金支払〕		
再保険金及び保険金の支払件数	96件	142件
金額	210,817千円	383,323千円

イ 自動車検査登録勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	48,968,097	48,967,549	—	547
28年度	50,447,725	50,447,725	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	36,921,794	33,326,277	1,665,157	1,930,360
28年度	39,703,905	36,491,609	696,491	2,515,804

(イ) 主な業務実績

区 分	29年度	(28年度)
自動車の検査	24,883千件	25,898千件
(うち有料分)	(24,828千件)	(25,840千件)
自動車の登録	15,961千件	15,724千件
(うち有料分)	(15,619千件)	(15,391千件)

ウ 自動車事故対策勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	13,960,516	13,960,516	—	—
28年度	13,260,451	13,260,451	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	12,694,270	12,400,827	—	293,442
28年度	13,462,226	12,780,613	37,692	643,920

(イ) 損 益

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
利 益	3,994,389	2,721,469
(うち利子収入)	2,397,394	2,619,645
損 失	12,405,021	12,782,324
(うち独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金)	6,843,239	6,899,870
損 失 金 (損失金の処理)	8,410,631	10,060,855
(翌年度に基金を減額して整理)	(翌年度に基金を減額して整理)	(翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基 金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
基 金 残 額	643,376,980	653,437,835

(エ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
自動車事故対策計画に基 づく助成	4,302 件	4,178 件
金 額	12,084,308 千円	12,510,656 千円

工 空港整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	499,907,722	499,738,112	15,681	153,928
28年度	480,763,640	480,631,554	36	132,048
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
29年度	467,708,788	382,841,583	68,556,348	16,310,856
28年度	461,817,770	373,898,519	72,641,801	15,277,449

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 1514 億 8888 万余円)の 489 億 7195 万余円、沖縄空港整備事業費(同 628 億 8936 万余円)の 160 億 7029 万余円及び航空路整備事業費(同 340 億 6663 万余円)の 18 億 0696 万余円である。また、不用額の主なものは、空港整備事業費の 69 億 4809 万余円、空港等維持運営費(同 1471 億 6253 万余円)の 58 億 0571 万余円及び沖縄空港整備事業費の 15 億 9477 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	572,235,208	613,625,744

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	2 空港	2 空港

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(466 ページ参照)を掲記した。

(13) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管 東日本大震災復興特別会計

この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理することを目的として、復興事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 29 年度の歳入歳出決算、復興債の償還金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
29年度	2,923,509,201	2,923,508,471	—	729
28年度	4,105,373,916	4,105,312,405	—	61,510
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
29年度	3,308,288,158	2,187,549,035	734,185,431	386,553,691
28年度	4,634,569,427	2,960,987,257	1,142,653,944	530,928,225

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所管	29年度(千円)	28年度(千円)
国会	—	—
裁判所	—	—
会計検査院	—	—
内閣	21,035	14,930
内閣府	35,952,026	42,022,768
復興庁	25,073,797	24,802,238
総務省	257,591,509	346,893,691
法務省	1,337,765	1,225,847
外務省	—	—
財務省	64,840,329	147,153,101
文部科学省	52,102,933	89,941,330
厚生労働省	58,737,440	39,532,018
農林水産省	223,181,988	267,303,477
経済産業省	64,389,842	76,941,094
国土交通省	779,671,987	868,402,585
環境省	613,815,634	1,045,805,594
防衛省	10,832,744	10,948,578

(注) 国会、裁判所、会計検査院及び外務省には28、29両年度の歳出予算現額が計上されていない。

翌年度繰越額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)	
内閣府	内閣本府	地域活性化等復興政策費	5,050,942	39,227,299	
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費	35,873,082	35,873,082	
		原子力災害復興再生支援事業費	8,115,207	28,215,910	
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	20,479,707	23,979,707	
		環境保全復興政策費	35,532,116	77,792,358	
		東日本大震災災害復旧等事業費	3,568,667	6,593,670	
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興事業費	6,566,748	30,535,392	
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	10,588,925	22,717,666	
農林水産省	農林水産本省	農林水産業復興事業費	1,170,961	1,577,622	
		原子力災害復興再生支援事業費	1,624,759	26,001,864	
		東日本大震災復興事業費	18,141,030	42,549,767	
		東日本大震災災害復旧等事業費	8,626,122	38,007,581	
		林野庁	東日本大震災復興事業費	9,075,586	26,330,451
			農林水産業復興政策費	1,497,414	7,298,692
		水産庁	東日本大震災災害復旧等事業費	6,711,641	21,505,574
			東日本大震災復興事業費	10,312,560	23,681,109
			農林水産業復興事業費	1,588,193	4,517,318
			東日本大震災災害復旧等事業費	99,716,920	185,376,174

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
経済産業省	経済産業本省 中小企業庁	原子力災害復興再生支援事業費	1,476,315	18,605,285
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	18,493,206	51,743,885
国土交通省	国土交通本省	原子力災害復興再生支援事業費	2,407,885	26,404,126
		東日本大震災復興事業費	186,645,334	640,060,979
		東日本大震災災害復旧等事業費	129,495,729	354,622,888
環境省	環境本省	環境保全復興事業費	2,521,000	9,769,650
		環境保全復興政策費	22,760,809	308,472,196
	地方環境事務所	環境保全復興事業費	30,280,196	163,603,263
		環境保全復興政策費	48,471,013	321,382,293

不用額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域活性化等復興政策費	2,152,522	39,227,299
復興庁	復興庁	復興庁共通費	1,058,325	5,762,332
		東日本大震災復興支援対策費	4,210,773	12,157,828
		原子力災害復興再生支援事業費	9,576,047	28,215,910
		地域活性化等復興政策費	6,855,077	6,855,077
		財務行政復興事業費	3,600,000	3,600,000
		教育・科学技術等復興事業費	2,372,153	2,724,056
		社会保障等復興事業費	2,664,921	2,901,732
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	3,500,000	23,979,707
		環境保全復興政策費	42,260,242	77,792,358
		東日本大震災復興事業費	2,458,237	2,458,237
東日本大震災災害復旧等事業費	3,025,003	6,593,670		
総務省	消防庁	生活基盤行政復興事業費	2,361,917	6,178,487
財務省	財務本省	復興債費	2,333,332	63,673,662
		復興加速化・福島再生予備費	100,000,000	100,000,000
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興政策費	1,110,738	18,158,877
		教育・科学技術等復興事業費	1,396,505	30,535,392
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	4,026,342	22,717,666
農林水産省	農林水産本省	東日本大震災復興事業費	3,757,588	42,549,767
		東日本大震災災害復旧等事業費	2,597,160	38,007,581
	林野庁	東日本大震災災害復旧等事業費	2,656,177	21,505,574
		東日本大震災復興事業費	1,323,233	23,681,109
	水産庁	農林水産業復興政策費	1,202,622	8,142,636
		東日本大震災災害復旧等事業費	18,849,304	185,376,174
経済産業省	経済産業本省 中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	1,604,451	31,397,807
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	17,665,798	51,743,885
国土交通省	国土交通本省	原子力災害復興再生支援事業費	1,154,888	26,404,126
		東日本大震災復興事業費	1,620,187	640,060,979
		東日本大震災災害復旧等事業費	19,348,297	354,622,888
環境省	環境本省	環境保全復興政策費	24,355,842	308,472,196
		環境保全復興事業費	34,722,111	163,603,263
	地方環境事務所	環境保全復興政策費	46,174,495	321,382,293
防衛省	防衛本省	防衛復興政策費	1,555,252	12,803,603

(イ) 復興債の償還金等

区 分	29年度(千円)	28年度(千円)
償還金(国債整理基金特別会計へ繰入)	55,355,067	127,202,690
利子等	5,985,262	11,932,061
	(うち国債整理基金特別会計へ繰入 5,979,561)	(うち国債整理基金特別会計へ繰入 11,924,957)

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
被災者支援(健康・生活支援)	96,900,633 千円	84,736,199 千円
住まいとまちの復興	986,608,638 千円	1,125,071,928 千円
産業・生業の再生	81,622,571 千円	110,899,419 千円
原子力災害からの復興・再生	699,082,044 千円	1,099,275,290 千円
地方交付税交付金	254,390,985 千円	342,995,100 千円

(注) 区分は「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月閣議決定)に基づき整理している。

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項19件((89):133ページ、(94):135ページ、(97)、(99)、(101)、(102):136ページ、(105)-(108):140ページ、(224)-(227):409ページ、(249)-(251):443ページ、(260):476ページ、(266):482ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項3件(332、353、486ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成29年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入及び支払は次のとおりである。

受 入	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
29年度	76,946,899,024	75,984,709,283	85,857,018	876,332,721
28年度	73,057,121,519	72,035,690,541	106,122,818	915,308,160
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
29年度	14,813,804,494		59,809,665,089	
28年度	14,314,280,726		56,431,456,374	

歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	58,074,067,639
交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	1,205,092,902
国債整理基金特別会計組入金	133,711,764
東日本大震災復興特別会計各税組入金	396,199,068

不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	25,499,469	28,860,292,618
申告所得税受入金	20,866,402	46,488,206
法人税受入金	16,392,887	13,374,212,281
源泉所得税受入金	12,255,850	118,974,442
相続税受入金	5,174,245	2,424,707,388
源泉所得税及復興特別所得税受入金	2,726,440	18,110,829,936
関税受入金	1,347,473	1,063,539,772
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	404,043,812	28,860,292,618
揮発油税及地方揮発油税受入金	224,289,303	2,876,914,135

前記収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が9203億1381万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成29年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
29年7月末資金現在額	—
29年8月1日から30年7月31日までの資金増	—
29年8月1日から30年7月31日までの資金減	—
30年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成29年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	29年度(千円)	28年度(千円)
国 庫 金	年度首在高 (受入)	534,586,831	525,979,010
	貨幣発行高	267,217,480	199,570,550
	運用益	707,859	1,035,134
	地金売払代	—	109,867
	計	267,925,339	200,715,552
	(払出)		
	貨幣回収高	147,822,228	154,841,138
一般会計へ繰入 (年度末繰入分)	47,386,216	37,266,593	
計	195,208,445	192,107,731	
	差引現在額	607,303,724	534,586,831
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入)	267,443,877	260,956,893
	回収貨幣	10,858,112	10,352,006
	計	10,858,112	10,352,006
	(払出)		
	貨幣材料	3,738,847	3,460,404
	地金売払	—	153,564
	その他	254,159	251,054
計	3,993,007	3,865,023	
	差引現在額	274,308,981	267,443,877
資 金 合 計		881,612,706	802,030,708

第4 債権及び債務

第6章 第2節 第4 債権及び債務 1 債権 2 債務

1 債 権

平成29年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	29年度末現在額(千円)	28年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	6,915,276,567	7,126,722,890	△ 211,446,323
歳 入 外	44,383	82,964	△ 38,580
積 立 金	111,464,931,016	109,111,900,846	2,353,030,170
資 金	110,197,996,846	110,887,881,450	△ 689,884,603
計	228,578,248,813	227,126,588,152	1,451,660,661

平成29年度末現在額を前年度末現在額と比べると、1兆4516億6066万余円増加している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計 年金特別会計 国民年金勘定	特別会計整理収入	△ 98,330,781
		保険料収入	△ 110,728,812
積 立 金	年金特別会計 厚生年金勘定	運用寄託金債権	2,308,028,768
資 金	一般会計 外国為替資金特別会計 財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	各税受入金債権	989,636,160
		円貨貸付金債権	△ 238,736,259
		政府関係機関貸付金債権	△ 571,352,647
		地方公共団体貸付金債権 特別法人貸付金債権	△ 1,217,665,282 417,551,641

2 債 務

平成29年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	29年度末現在額(千円)	28年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	165,005,501	107,580,145	57,425,356
歳出予算の繰越債務負担額	3,748,509,759	4,319,228,184	△ 570,718,424
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	301,898,550	346,875,810	△ 44,977,260
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	8,687,935,663	8,166,384,760	521,550,902
財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	24,869,138	37,653,602	△ 12,784,464
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	230,458,370	—	230,458,370
公債	959,202,605,230	934,963,374,847	24,239,230,382
内国債	959,202,519,010	934,963,276,936	24,239,242,073
外国債(注)	86,220	97,911	△ 11,690

種 別	29年度末現在額(千円)	28年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
借入金	53,849,808,306	54,419,953,133	△ 570,144,827
一時借入金	172,996,000	—	172,996,000
政府短期証券	74,648,930,000	82,239,200,000	△ 7,590,270,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	4,149,197,296	4,261,307,821	△ 112,110,525
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	42,950,739,470	43,643,420,884	△ 692,681,413
計	1,148,132,953,287	1,132,504,979,191	15,627,974,095

(注) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の29年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為等である。また、減少したものは、政府短期証券、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、歳出予算の繰越債務負担額、借入金等である。

公債について29年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は160兆7961億6584万余円、減少した額は136兆5569億3546万余円で、差引き24兆2392億3038万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き23兆6211億4058万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの		減少したものの	
区 分	金額(千円)	区 分	金額(千円)
借換発行したもの	109,209,878,610	借換発行したものを償還したもの	89,963,583,651
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	27,103,186,450	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	22,640,918,550
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	11,963,912,850	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	13,689,485,786
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	7,315,497,750	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	5,611,359,700
原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券を発行したもの	4,500,000,000	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものを償還したもの	2,288,269,350

また、借入金について29年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は40兆9653億3474万余円、減少した額は41兆5354億7957万余円で、差引き5701億4482万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ30兆5741億3700万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還29兆8951億4925万円である。

なお、29年4月の外国貨幣換算率の変更等^(注)に伴い増加した債務はなく、減少した債務は4843億4326万余円である。

(注) 外国貨幣換算率の主な変更

米 貨	1ドル	120円→110円
英 貨	1ポンド	185円→155円
欧州連合貨	1ユーロ	137円→122円
カナダ貨	1カナダ・ドル	97円→83円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成30年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種 別	30年3月末現在(千円)	29年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	150,000,141	150,000,364	△ 223
別口預金	319,908,474	254,402,257	65,506,217
指定預金	14,657,574,600	21,349,008,572	△ 6,691,433,971
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	15,127,483,710	21,753,411,688	△ 6,625,927,978

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で256兆9012億2000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で472兆8897億2006万余円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替えて使用した額は累計で88兆8000億円である。

2 国有財産

平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	29年度末現在額(千円)	28年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	18,206,293,392	17,969,316,702	236,976,690	
立木竹	2,997,926,932	2,944,133,270	53,793,661	
建物	3,441,036,372	3,398,088,977	42,947,394	
工作物	2,659,038,022	2,733,661,068	△ 74,623,045	
機械器具	0	0	△ 0	
船舶	1,482,320,099	1,431,467,861	50,852,237	
航空機	714,501,937	715,630,030	△ 1,128,093	
地上権等	2,191,991	1,194,870	997,121	
特許権等	1,883,892	1,703,255	180,637	
政府出資等	77,118,217,442	76,610,702,350	507,515,092	
不動産の信託の受益権	200,776,416	202,093,488	△ 1,317,071	
計	106,824,186,500	106,007,991,875	816,194,625	
分類及び種類	行政財産	23,765,349,414	23,464,578,410	300,771,003
	公用財産	18,324,058,593	18,105,066,763	218,991,830
	公共用財産	743,707,363	721,221,101	22,486,261
	皇室用財産	647,660,766	620,623,182	27,037,584
	森林経営用財産	4,049,922,690	4,017,667,363	32,255,327
	普通財産	83,058,837,086	82,543,413,465	515,423,621

29年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は6兆5293億0975万余円、減少した額は5兆7131億1512万余円で、差引き8161億9462万余円増加している。なお、これらの中には、台帳価格の改定が行われたことにより増加した額3兆6216億0615万余円及び減少した額2兆8192億4390万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	1,393,769,247	政府出資等	売却	1,486,330,026
船舶	新造	195,665,843	政府出資等	出資	497,437,566
工作物	新設	175,263,425	政府出資等	出資金回収	323,535,802
建物	新築	147,447,426	土地	売却	100,161,990
航空機	新造	130,457,270	政府出資等	資本金減少	44,854,186

また、平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	29年度末現在額(千円)	28年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,108,830,007	1,078,379,056	30,450,950
立木竹	665,717	643,477	22,239
建物	617,247	868,279	△ 251,031
工作物	694,926	722,053	△ 27,127
計	1,110,807,899	1,080,612,868	30,195,031

3 物 品

平成29年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品目	29年度末現在額(千円)	28年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電気機器	77,554,041	77,664,302	△ 110,260
通信機器	837,541,992	781,506,376	56,035,616
工作機器	1,667,752	1,668,757	△ 1,005
木工機器	3,509,399	3,546,395	△ 36,995
土木機器	122,683,899	120,103,696	2,580,202
試験及び測定機器	613,523,329	621,377,488	△ 7,854,159
荷役運搬機器	4,685,652	7,099,741	△ 2,414,088
産業機器	21,963,219	22,504,987	△ 541,767
船舶用機器	13,316,566	9,589,513	3,727,053
車両及び軌条	762,356,339	760,164,062	2,192,276
医療機器	32,587,600	30,471,697	2,115,903
特殊用途機器	99,966,730	101,597,990	△ 1,631,260
雑機器	281,725,750	288,591,197	△ 6,865,447
防衛用武器	3,465,189,951	3,443,442,903	21,747,048
防衛用施設機器	183,190,115	180,112,920	3,077,194
防衛用電気通信機器	3,546,179,527	3,455,979,945	90,199,581
防衛用航空機用機器	1,202,301,286	1,103,277,698	99,023,587
防衛用船舶用機器	137,725,788	137,952,026	△ 226,238
防衛用衛生器材	41,799,719	42,715,110	△ 915,390
防衛用一般機器	1,496,716,020	1,467,939,354	28,776,665
美術品	40,192,850	39,251,482	941,367
計	12,986,377,533	12,696,557,648	289,819,885

29年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は4兆3035億4660万余円、減少した額は4兆0137億2672万余円で、差引き2898億1988万余円増加している。

第6 財政融資資金の長期運用

平成29年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	12,368,147	10,075,800	1,135,965	1,156,382
政府関係機関	4,508,600,000	3,689,076,000	—	819,524,000
独立行政法人等	3,901,373,147	3,724,975,112	29,070,579	147,327,456
地方公共団体	5,621,905,823	3,166,410,690	1,930,027,643	525,467,490
計	14,044,247,117	10,590,537,602	1,960,234,187	1,493,475,328

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を
検査している。

平成30年次の検査(29年10月から30年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 212
 - ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
 - ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 8
 - ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 27
 - ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
 - ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち
4,637
 - ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若し
くは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 89
- このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名
①国が資本金 の2分の1以 上を出資して いるもの 212	(1) 政府関係機関 4 沖縄振興開発金融 株式会社日本政策 株式会社国際協力 (注1) 公庫 金融公庫 銀行 独立行政法人国際 協力機構有償資金 協力部門
	(2) 事業団等 36 日本私立学校振 日 本 銀 行 日本中央競馬会 預金保険機構 興・共済事業団 東京地下鉄株式 中間貯蔵・環境安 成田国際空港株式 東日本高速道路株式 会社 全事業株式会社 会社 会社 中日本高速道路株 西日本高速道路株 本州四国連絡高速 日本郵政株式会 式会社 式会社 道路株式会社 社 日本司法支援セン 全国健康保険協会 株式会社日本政策 輸出入・港湾関連 ター 株式会社 投資銀行 情報処理センター 株式会社 株式会社産業革新 日本年金機構 原子力損害賠償・ 農水産業協同組合 機構 廃炉等支援機構 貯金保険機構 新関西国際空港株 株式会社農林漁業 株式会社民間資金 株式会社海外需要 式会社 成長産業化支援機 等活用事業推進機 開拓支援機構 構 株式会社海外交 横浜川崎国際港湾 外国人技能実習機 株式会社海外通 通・都市開発事業 株式会社 構 信・放送・郵便事 支援機構 業支援機構
	(注2) 株式会社日本貿易 保険 以上のほか、清算中のものなどが7団体ある。

区 分	団 体 名
	(注3) 独立行政法人 83
国立公文書館	情報通信研究機構 酒類総合研究所 国立特別支援教育総合研究所
大学入試センター	国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館
物質・材料研究機構	防災科学技術研究所 量子科学技術研究開発機構 国立美術館
国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター 家畜改良センター 農業・食品産業技術総合研究機構
国際農林水産業研究センター	(注4) 森林研究・整備機構 水産研究・教育機構 産業技術総合研究所
製品評価技術基盤機構	土木研究所 建築研究所 海上・港湾・航空技術研究所
海技教育機構	航空大学校 国立環境研究所 教職員支援機構 (注5)
駐留軍等労働者労務管理機構	自動車技術総合機構 造幣局 国立印刷局
国民生活センター	農畜産業振興機構 農林漁業信用基金 北方領土問題対策協会
国際協力機構 (注1)	国際交流基金 新エネルギー・産業技術総合開発機構 科学技術振興機構
日本学術振興会	理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター
日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構
水資源機構	自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 情報処理推進機構
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	労働者健康安全機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構
環境再生保全機構	日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構
大学改革支援・学位授与機構	中小企業基盤整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金
医薬基盤・健康・栄養研究所	日本高速道路保有・債務返済機構 日本原子力研究開発機構 地域医療機能推進機構
年金積立金管理運用	住宅金融支援機構 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 国立がん研究センター
国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター
国立長寿医療研究センター	勤労者退職金共済機構 日本医療研究開発機構

区 分	団 体 名			
	<p>(注3) (4) 国立大学法人等 90</p> <p>北海道大学 北海道教育大学 室蘭工業大学 小樽商科大学 帯広畜産大学 旭川医科大学 北見工業大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 宮城教育大学 秋田大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 宇都宮大学 群馬大学 埼玉大学 千葉大学 東京大学 東京医科歯科大学 東京外国語大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京工業大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 電気通信大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 長岡技術科学大学 上越教育大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 浜松医科大学 名古屋大学 愛知教育大学 名古屋工業大学 豊橋技術科学大学 三重大学 滋賀大学 滋賀医科大学 京都大学 京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪教育大学 兵庫教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学 広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 香川大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 九州大学 九州工業大学 佐賀大学 長崎大学 熊本大学 大分大学 宮崎大学 鹿児島大学 鹿屋体育大学 琉球大学 総合研究大学院大学 政策研究大学院大学 北陸先端科学技術大学院大学 奈良先端科学技術大学院大学 筑波技術大学 富山大学 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構</p>			
<p>②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1</p>	<p>日本放送協会</p>			
<p>③国が資本金の一部を出資しているもの のうち 8</p>	<p>中部国際空港株式会社 日本アルコール産業株式会社</p>	<p>日本電信電話株式会社 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>首都高速道路株式会社 日本たばこ産業株式会社</p>	<p>阪神高速道路株式会社 阪神国際港湾株式会社</p>

区 分	団 体 名			
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものうち 27	北海道旅客鉄道株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	四国旅客鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社かんぼ生命保険 関西国際空港土地保有株式会社	日本貨物鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社整理回収機構 東京電力ホールディングス株式会社	東京湾横断道路株式会社 日本郵便株式会社 株式会社地域経済活性化支援機構
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが12団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「株式会社日本貿易保険」は、平成29年4月1日に設立されて、同日に解散した「独立行政法人日本貿易保険」の権利及び義務を承継した。

(注3) 各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注4) 「国立研究開発法人森林研究・整備機構」は、平成29年4月1日に「国立研究開発法人森林総合研究所」から移行した。

(注5) 「独立行政法人教職員支援機構」は、平成29年4月1日に「独立行政法人教員研修センター」から移行した。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成29年度末における政府関係機関は4機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設立されたものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は、29年度末現在で778億3714万余円となっている。

同公庫の29年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29年度	11,708,850		
28年度	13,338,610		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29年度	12,221,034	10,173,258	2,047,775
28年度	13,464,167	11,345,563	2,118,603

(イ) 損 益

科 目	29年度(千円)	28年度(千円)
経常収益	21,306,960	23,202,503
うち貸付金利息	11,379,671	13,037,557
経常費用	20,918,325	22,974,057
うち借入金利息	3,706,672	4,317,489
(注) 当期利益金	388,634	199,387
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に国庫へ納付	448,021	373,458
翌年度に積立金を減額して整理 (積立金)	59,387 (1,469,856)	174,070 (1,643,927)

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)の損失金5938万余円と同勘定で経理する業務以外の業務に係る利益金4億4802万余円との差額である。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	537,382,165	533,128,129
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	166,960,500	166,767,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	29 年 度	(28 年 度)
貸 付 け 件 数	7,085 件	6,733 件
金 額	152,638,130 千円	152,693,816 千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	123,454,596 千円 (36,946,060 千円)	138,468,519 千円 (57,277,206 千円)
(うち貸付金償却)	(1,745,354 千円)	(1,827,775 千円)
年度末貸付金残高	50,597 件	50,721 件
金 額	849,090,478 千円	819,906,944 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破綻先債権	253,563 千円	603,818 千円
延滞債権	19,914,741 千円	18,590,177 千円
3 か月以上延滞債権	8,404 千円	20,456 千円
貸出条件緩和債権	31,580,102 千円	34,053,441 千円
計	51,756,811 千円	53,267,894 千円
貸倒引当金	9,061,788 千円	9,697,776 千円
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、 発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 90 億 6178 万余円の範囲内とさ れている。		

b 出資業務

区 分	29 年 度	(28 年 度)
出 資 会 社 数	5 社	6 社
件 数	5 件	6 件
金 額	330,000 千円	700,008 千円
年度末出資金残高	61 社	60 社
件 数	76 件	75 件
金 額	7,034,154 千円	6,874,154 千円

なお、この公庫について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件 (541 ページ参照) を掲記した。

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、29 年度末現在で 4 兆 1249 億 2170 万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の 7 勘定に区分して経理されている。

同会社の勘定別の 29 年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29 年度	139,134,560		
28 年度	143,287,490		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29 年度	95,282,471	78,762,383	16,520,087
28 年度	106,839,354	80,909,667	25,929,686

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 179 億 3289 万余円)の 81 億 1308 万余円及び業務諸費(同 187 億 5624 万余円)の 29 億 4403 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	29 年度(千円)	28 年度(千円)
経常収益	138,739,609	142,726,023
うち貸出金利息	114,002,942	119,709,494
経常費用	133,112,603	124,327,552
うち借入金利息	7,876,508	10,744,489
特別利益	42,507	119,859
特別損失	203,302	244,362
当期純利益	5,466,212	18,273,967
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	5,466,212	18,273,967
(繰越利益剰余金)	(△ 483,392,474)	(△ 488,858,687)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	29 年度末(千円)	28 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,557,762,000	5,499,504,000
社 債 発 行 残 高	615,287,520	610,226,762

(エ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
貸 付 け 件 数	409,479 件	418,412 件
金 額	2,363,885,453 千円	2,440,571,908 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,291,306,298 千円	2,380,937,723 千円
(うち貸出金償却)	(55,197,042 千円)	(57,122,178 千円)
年 度 末 貸 出 金 残 高 件 数	2,023,353 件	2,028,633 件
金 額	6,994,432,250 千円	6,921,853,095 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	6,951,836 千円	8,891,858 千円
延 滞 債 権	102,107,943 千円	115,419,079 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	40,619 千円	7,317 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	412,638,494 千円	437,285,658 千円
計	521,738,894 千円	561,603,914 千円

〔貸 倒 引 当 金 104,287,406 千円 106,623,749 千円〕

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29 年度	47,707,668		
28 年度	51,342,745		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29 年度	45,749,138	40,816,290	4,932,847
28 年度	50,733,302	43,981,761	6,751,540

(イ) 損 益

科 目	29年度(千円)	28年度(千円)
経常収益	42,028,487	45,371,975
うち貸出金利息	30,131,522	33,189,419
経常費用	41,994,404	45,343,874
うち借入金利息	21,414,763	23,906,079
特別利益	5,179	—
特別損失	39,341	28,101
当期純損失	79	—
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 79	—
(繰越利益剰余金)	(△ 79)	—

(ウ) 借 入 金 等

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,183,396,082	2,074,137,302
社 債 発 行 残 高	229,975,795	204,973,049

(エ) 主な業務実績

区 分	29 年 度	(28 年 度)
貸 付 け 件 数	14,180 件	14,504 件
金 額	551,503,777 千円	459,382,491 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	408,188,615 千円	394,722,936 千円
(うち貸出金償却)	(5,500,689 千円)	(3,638,470 千円)
年度末貸出金残高 件 数	162,183 件	165,132 件
金 額	2,791,326,955 千円	2,648,011,792 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	368,345 千円	615,351 千円
延 滞 債 権	38,739,623 千円	43,732,437 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	442,806 千円	693,255 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	17,546,133 千円	20,295,205 千円
計	57,096,909 千円	65,336,250 千円
貸 倒 引 当 金	14,009,510 千円	17,315,710 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29年度	90,380,421		
28年度	96,830,651		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29年度	51,888,852	37,378,824	14,510,027
28年度	59,888,849	41,471,998	18,416,850

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 218 億 3499 万余円)の 90 億 7941 万余円及び業務諸費(同 75 億 9945 万余円)の 18 億 7888 万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	29 年度(千円)	28 年度(千円)
経常収益	89,762,594	96,081,264
うち貸出金利息	72,737,585	78,939,276
経常費用	65,955,500	65,498,917
うち借入金利息	8,944,290	11,947,820
うち社債利息	2,858,662	4,270,765
特別利益	69	22
特別損失	9,402	17,636
当期純利益	23,797,760	30,564,733
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	23,797,760	30,564,733
(繰越利益剰余金)	(△ 313,070,040)	(△ 336,867,800)

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	29 年度(千円)	28 年度(千円)
経常収益	380,710	406,581
うち有価証券利息配当金	173,923	341,367
経常費用	334,544	330,853
当期純利益	46,166	75,727
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	46,166	75,727
翌年度に利益準備金として積立て	23,083	37,863
翌年度に国庫へ納付	23,083	37,863
(繰越利益剰余金)	(46,166)	(75,727)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	29 年度末(千円)	28 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,337,017,100	3,458,081,000
社債発行残高	595,279,362	662,000,710

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	29 年度末(千円)	28 年度末(千円)
社債発行残高	19,800,000	13,000,000

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	29 年 度	(28 年 度)
貸 付 け 件 数	22,611 件	23,522 件
金 額	1,485,055,720 千円	1,559,422,420 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,642,801,268 千円	1,766,577,856 千円
(うち貸出金償却)	(31,847,385 千円)	(32,994,935 千円)
年度末貸出金等残高 件 数	134,218 件	140,866 件
金 額	5,379,852,581 千円	5,537,598,130 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	3,437,583 千円	4,785,685 千円
延 滞 債 権	438,591,400 千円	498,798,542 千円

区 分	29 年 度	(28 年 度)
3 か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	85,136,393 千円	86,007,470 千円
計	527,165,378 千円	589,591,699 千円

貸倒引当金 265,372,747 千円 269,668,281 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	29 年 度	(28 年 度)
貸付債権元本件数	1,106 件	1,019 件
金 額	27,030,000 千円	25,748,000 千円

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29 年度	219,298,048		
28 年度	235,024,287		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29 年度	571,488,634	290,199,773	281,288,860
28 年度	723,204,991	321,193,502	402,011,488

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額 5589 億 7699 万余円)の 2770 億 9472 万余円及び保険費に係る賠償償還及払戻金(同 69 億 9529 万余円)の 29 億 1162 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	29 年度(千円)	28 年度(千円)
経常収益	313,778,157	302,026,867
うち保険料	125,489,264	131,218,052
経常費用	203,252,072	227,136,957
うち保険金	281,882,269	313,079,894
うち回収金	△ 88,056,862	△ 95,221,274
当期純利益	110,526,085	74,889,910
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	110,526,085	74,889,910

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	29 年 度	(28 年 度)
保 險 関 係 成 立 件 数	605,220 件	635,398 件
保 險 価 額	7,635,580,676 千円	8,101,152,554 千円
保 險 金 支 払 件 数	37,075 件	40,712 件
金 額	281,868,438 千円	313,075,900 千円
支 払 保 險 金 等 回 収 金 額	87,944,422 千円	95,095,278 千円

オ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29年度	23,167,048		
28年度	24,842,467		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29年度	122,704,901	42,368,213	80,336,687
28年度	152,531,349	38,411,620	114,119,728

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額786億7469万円)の659億5925万余円、支払利息(同293億4605万余円)の127億0139万余円及び利子補給金(同136億4594万余円)の10億0531万余円である。

(イ) 損 益

科 目	29年度(千円)	28年度(千円)
経常収益	24,702,638	25,684,908
うち貸出金利息	16,529,700	20,815,640
経常費用	46,728,446	47,407,454
うち借入金利息	16,529,700	20,815,640
当期純損失	22,025,808	21,722,545
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 22,025,808	△ 21,722,545
(繰越利益剰余金)	(△ 231,044,022)	(△ 209,018,214)

(ウ) 借 入 金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	2,383,219,778	2,824,297,000

(エ) 主な業務実績

区 分	29年度	(28年度)
ツーステップ・ローン 貸付け等	85,444,000千円	529,200,000千円
貸出金回収金額	526,521,222千円	778,148,000千円
年度末貸出金残高金額	2,383,219,778千円	2,824,297,000千円
損害担保引受応諾額 貸付け等	118,547,213千円	634,624,669千円
補償金支払額金額	12,715,436千円	11,553,304千円
支払補償金回収金額	3,611,126千円	2,619,899千円
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況		
破綻先債権	—	—
延滞債権	—	—
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
計	—	—
貸倒引当金	—	—

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

カ 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29年度	413,142		
28年度	462,666		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29年度	1,737,074	414,147	1,322,926
28年度	3,206,386	462,331	2,744,054

(イ) 損 益

科 目	29年度(千円)	28年度(千円)
経常収益	392,363	444,292
うち貸出金利息	313,664	367,299
経常費用	404,174	455,477
うち借入金利息	313,664	367,299
当期純損失	11,810	11,184
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 11,810	△ 11,184
(繰越利益剰余金)	(△ 54,511)	(△ 42,700)

(ウ) 借 入 金

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	56,862,000	68,254,000

(エ) 主な業務実績

区 分	29年度	(28年度)
ツーステップ・ローン 貸付け	532,000千円	1,060,000千円
貸出金回収金額	11,924,000千円	9,083,000千円
年度末貸出金残高金額	56,862,000千円	68,254,000千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破綻先債権	—	—
延滞債権	—	—
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
計	—	—

貸倒引当金 — —

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

(3) 株式会社国際協力銀行

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経

済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、29年度末現在で1兆7652億円となっている。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)等により、28年10月1日に期待収益は充分であるがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付けなどを行う特別業務が追加され、新たに一般業務勘定と特別業務勘定が設置された。

そして、同会社の会計は、一般業務及び特別業務の2勘定に区分して経理されている。

同会社の29年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29年度	431,635,791		
28年度	332,389,941		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29年度	818,508,531	378,547,052	439,961,478
28年度	838,534,847	268,184,658	570,350,188

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額7910億5257万余円)の4357億3997万余円、社債発行諸費(同46億1350万余円)の14億7989万余円及び業務委託費(同28億4752万余円)の10億3115万余円である。

(イ) 損 益

a 一般業務勘定

科 目	29年度(千円)	28年度(千円)
経常収益	389,599,606	294,661,093
うち貸出金利息	323,959,473	253,672,105
経常費用	327,300,757	253,042,232
うち借入金利息	115,370,671	91,175,833
うち社債利息	90,627,783	59,420,780
特別利益	9,906	75,073
特別損失	8,435	—
当期純利益	62,300,320	41,693,934
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	31,150,160	20,846,967
翌年度に国庫へ納付	31,150,160	20,846,967
(利益準備金)	(821,601,405)	(800,754,438)

b 特別業務勘定

科 目	29年度(千円)	28年度(注)(千円)
経常収益	2,758	511
経常費用	207,422	81,905
うち営業経費	169,688	74,785
当期純損失	204,664	81,393
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 204,664	△ 81,393
(繰越利益剰余金)	(△ 286,057)	(△ 81,393)

(注) 28年度は、28年10月1日から29年3月31日までである。

(ウ) 借入金等

一般業務勘定

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金残高(外国為替資金等)	8,370,758,561	9,908,705,732
社債発行残高	4,392,597,201	3,301,565,778

(エ) 主な業務実績

a 一般業務勘定

区 分	29年 度	(28年 度)
貸 付 け 件 数	204 件	351 件
貸 付 け 金 額	1,656,077,198 千円	2,156,611,878 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	2,452,557,745 千円 (-)	1,388,134,938 千円 (-)
年度末貸出金残高 件 数	1,495 件	1,497 件
金 額	13,512,657,463 千円	14,309,138,010 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	188,842,311 千円	3,748,290 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	53,399,969 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	225,846,669 千円	182,434,722 千円
計	414,688,981 千円	239,582,982 千円

貸 倒 引 当 金	273,542,072 千円	222,036,454 千円
-----------	----------------	----------------

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

b 特別業務勘定

区 分	29年 度	(28年 度(注))
貸 付 け 件 数	2 件	—
貸 付 け 金 額	1,027,292 千円	—
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	4,121 千円 (-)	(-)
年度末貸出金残高 件 数	2 件	—
金 額	1,023,171 千円	—

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	—	—

貸 倒 引 当 金	22,648 千円	—
-----------	-----------	---

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

(注) 28年度は、28年10月1日から29年3月31日までである。

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設立されたものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を一般勘定と区分して有償資金協力勘定において経理するものである。その資本金は、29年度末現在で8兆0374億0784万余円となっている。

同部門の29年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29年度	166,165,527		
28年度	167,499,273		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29年度	125,383,041	83,167,378	42,215,662
28年度	128,424,399	100,934,301	27,490,097

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額563億5314万余円)の275億4576万余円、業務委託費(同463億7661万余円)の111億1763万余円及び業務諸費(同155億5120万円)の29億1280万余円である。

(イ) 損 益

科 目	29年度(千円)	28年度(千円)
経常収益	173,328,093	173,483,101
うち貸付金利息	145,294,026	152,760,592
経常費用	94,049,418	99,104,807
うち借入金利息	17,129,716	18,632,507
うち業務委託費	32,483,902	24,432,167
臨時利益	6,393	6,392
臨時損失	96,868	21,327
当期総利益	79,188,199	74,363,358
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理	79,188,199	74,363,358
(準備金)	(1,546,921,423)	(1,472,558,065)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	1,911,513,136	1,740,318,931
国際協力機構債券発行残高	703,132,300	590,595,600

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	29 年 度	(28 年 度)
貸 付 け 件 数	2,345 件	2,303 件
金 額	1,117,983,659 千円	907,278,341 千円
貸 付 金 回 収 等 (うち貸付金償却)	774,959,762 千円 (一)	724,171,945 千円 (一)
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	1,855 件	1,866 件
金 額	12,092,066,492 千円	11,749,042,595 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に機構において
開示している債権

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	87,062,884 千円	87,062,884 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	654,814,229 千円	700,641,933 千円
計	741,877,113 千円	787,704,817 千円

貸 倒 引 当 金	171,804,355 千円	165,531,067 千円
-----------	----------------	----------------

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金として算定した額とされている。

これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。

貸 倒 引 当 金	75,454,149 千円	73,483,682 千円
-----------	---------------	---------------

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、債権ごとに個別引当を行った額とされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実と認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却している。

b 出資業務

区 分	29 年 度	(28 年 度)
出 資 会 社 等 数	7	7
金 額	20,918,755 千円	20,728,194 千円
年 度 末 出 資 金 残 高 会 社 等 数	15	14
金 額	80,798,167 千円	61,791,347 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(607ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等を除く。)のうち、10法人の平成29年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設立されたものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は、29事業年度末現在で1086億7786万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、厚生年金、退職等年金給付、福祉及び共済業務の6勘定に区分されており、その勘定別の29事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	605,738,066	620,273,979	負債	489,919,247	504,285,146
うち貸付金	578,697,093	594,600,127	うち長期借入金	389,170,687	397,144,907
うち破産更生債権等	3,110,555	3,132,362	純資産	115,818,819	115,988,832
(注) うち貸倒引当金	△ 5,979,597	△ 6,353,602	資本金	108,677,863	108,677,863
			資本剰余金	5,414,838	5,414,748
			利益剰余金	1,726,118	1,896,221

(注) 貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した額を計上している。

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常費用	351,677,215	362,608,836
うち交付補助金	316,840,575	321,163,337
経常収益	351,196,542	361,442,661
うち補助金等収益	316,840,575	321,163,337
経常損失	480,672	1,166,175
臨時損失	1,048	3,314
臨時利益	311,677	1,250
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純損失	170,103	1,168,299
当期総損失	170,103	1,168,299
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	170,103	1,168,299
損失処理額		
積立金取崩額	170,103	1,168,299

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	638 法人	639 法人
補助金交付額	316,840,575 千円	321,163,337 千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	93 法人	104 法人
件 数	116 件	123 件
金 額	47,004,700 千円	43,213,000 千円
貸付金回収等金額	62,929,540 千円	67,746,540 千円
事業年度末貸付金残高	1,252 法人	1,284 法人
件 数	2,550 件	2,654 件
金 額	581,807,649 千円	597,732,489 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に事業団において開示している債権		
破綻先債権	—	65,326 千円
延滞債権	6,931,899 千円	6,947,973 千円
3 か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	371,070 千円	796,610 千円
計	7,302,969 千円	7,809,909 千円

イ 短期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	88,571,164	80,928,182	負債	28,564,827	27,828,436
うち現金及び預金	67,816,748	60,792,592	うち未払金	12,720,565	11,137,138
うち未収入金	19,314,798	18,695,534	うち支払準備金	11,930,068	11,855,693
			純資産	60,006,336	53,099,746
			利益剰余金	60,006,336	53,099,746

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常費用	286,535,008	267,341,086
うち業務費	284,559,576	265,525,104
経常収益	293,636,152	282,940,324
うち掛金収入	267,238,230	260,867,748
経常利益	7,101,144	15,599,238
臨時損失	12,083,030	11,900,115
臨時利益	11,888,476	11,520,220
当期純利益	6,906,590	15,219,343
当期総利益	6,906,590	15,219,343
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	6,906,590	15,219,343
利益処分額		
欠損金補てん積立金	350,262	438,830
積立金	6,556,327	14,780,512

ウ 厚生年金勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	3,892,815,197	3,790,677,903	負債	527,514	493,439
うち現金及び預金	237,211,415	225,139,458	うち子ども・子育て て拠出金預り金	514,728	459,648
うち長期性預金	3,278,327,900	3,204,706,947			
			純資産	3,892,287,683	3,790,184,463
			利益剰余金	3,892,287,683	3,790,184,463

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常費用	873,343,389	884,128,127
うち業務費	870,245,550	880,938,819
経常収益	975,596,330	922,097,967
うち保険料収入	420,674,662	403,122,607
うち厚生年金交付金収入	281,786,199	295,758,039
うち財務収益	138,860,060	86,124,354
経常利益	102,252,940	37,969,839
臨時損失	206,515	34,698
臨時利益	56,793	102,656
当期純利益	102,103,219	38,037,798
当期総利益	102,103,219	38,037,798
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	102,103,219	38,037,798
利益処分数額		
厚生年金保険給付積立金	86,705,556	50,032,778
経過的長期給付積立金	15,397,663	—
経過的長期給付積立金取崩	—	△ 11,994,980

エ 退職等年金給付勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	110,241,669	64,154,218	純資産	110,241,669	64,154,218
うち長期性預金	82,596,326	32,347,574	利益剰余金	110,241,669	64,154,218
うち長期貸付金	22,668,232	27,626,916			

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常費用	591,958	344,522
うち業務費	279,633	52,723
経常収益	46,679,528	45,224,855
うち掛金収入	45,546,139	44,770,157
経常利益	46,087,569	44,880,333
臨時損失	118	164
臨時利益	0	—
当期純利益	46,087,451	44,880,168
当期総利益	46,087,451	44,880,168
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	46,087,451	44,880,168
利益処分額		
退職等年金給付積立金	46,087,451	44,880,168

オ 福祉勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	1,232,582,409	1,197,279,229	負債	1,172,988,819	1,143,328,161
うち長期性預金	1,073,064,197	1,030,545,921	うち加入者貯金	1,132,683,565	1,097,067,176
			純資産	59,593,590	53,951,067
			資本剰余金	1,642,957	1,626,978
			利益剰余金	57,950,632	52,324,088

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常費用	31,667,732	32,779,133
うち業務費	31,661,202	32,768,554
経常収益	37,275,271	37,217,391
うち掛金収入	8,068,161	7,929,953
うち保険患者収入	10,012,970	9,708,615
うち施設収入	8,679,989	8,600,809
うち貸付金利息	802,287	918,051
うち財務収益	7,355,418	7,839,937
経常利益	5,607,539	4,438,257
臨時損失	70,699	117,497
臨時利益	106,647	215,688
法人税、住民税及び事業税	964	964
当期純利益	5,642,523	4,535,484
当期総利益	5,642,523	4,535,484
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益	5,642,523	4,535,484
前期繰越欠損金	10,114,809	11,793,212
損失処理額		
別途積立金積立額	△ 99,372	△ 15,979
貸付資金積立金取崩額	516,457	597,558
欠損金補てん積立金積立額	△ 3,890,349	△ 3,214,939
積立金積立額	△ 929,223	△ 223,722
次期繰越欠損金	8,874,775	10,114,809

カ 共済業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	15,657,765	16,494,224	負債	5,194,675	5,989,071
うち現金及び預金	9,356,147	11,563,517	うち未払金	2,228,338	2,832,050
			うち退職給付引当 金	2,833,570	3,022,846
			純資産	10,463,090	10,505,153
			資本剰余金	3,049,766	2,977,645
			利益剰余金	7,413,324	7,527,508

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常費用	5,790,027	5,597,461
一般管理費	5,790,027	5,597,461
経常収益	5,706,917	5,618,061
うち受入金	5,383,551	5,293,411
経常利益(△ 経常損失)	△ 83,110	20,599
臨時損失	3,595	5,639
臨時利益	44,642	1,643
当期純利益(△ 当期純損失)	△ 42,063	16,602
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 42,063	16,602
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 42,063	16,602
利益処分額又は損失処理額		
別途積立金	59,868	72,120
積立金取崩額	△ 101,931	△ 55,517

なお、この事業団について検査した結果、不当事項9件((273)-(281) : 544 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設立されたものである。その資本金は、29 事業年度末現在で1 億円(うち国の出資 5500 万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の 29 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸 借 対 照 表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	528,285,679,854	490,089,344,934	負債	524,336,347,265	486,423,455,492
うち国債	448,326,107,324	417,711,474,033	うち預金	399,638,338,405	356,378,851,270
うち貸出金	46,411,919,000	44,664,568,000	うち発行銀行券	104,000,474,891	99,800,187,532
うち金銭の信託 (信託財産指数連 動型上場投資信 託)	18,934,845,109	12,935,375,253	うち政府預金	15,124,804,613	21,750,732,591
			純資産	3,949,332,588	3,665,889,441
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	3,184,419,611	3,159,085,051

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常収益	1,838,331,346	1,644,342,949
うち国債利息	1,221,134,715	1,186,942,970
うちその他経常収益	573,573,747	427,364,589
経常費用	609,540,201	549,083,370
うち外国為替費用	217,151,255	155,361,446
うちその他経常費用	198,003,065	202,891,478
経常利益	1,228,791,144	1,095,259,579
特別利益	106,479,334	74,074,000
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	105,963,000	74,074,000
特別損失	445,306,606	461,869,642
うち債券取引損失引当金繰入額	445,108,000	461,531,000
税引前当期剰余金	889,963,872	707,463,936
法人税、住民税及び事業税	125,164,091	200,772,743
当期剰余金	764,799,780	506,691,193
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	38,239,989	25,334,559
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	726,554,791	481,351,633

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
事業年度末銀行券発行高	160 億枚	155 億枚
主 な 金 融 調 節		
長期国債買入れ	96 兆 2303 億円	115 兆 8001 億円
国庫短期証券買入れ	38 兆 3363 億円	73 兆 3820 億円
指数連動型上場投資信託買入れ	5 兆 9994 億円	5 兆 3677 億円

なお、この銀行について検査した結果、不当事項1件((282) : 549 ページ参照)を掲記した。

(3) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は、29 事業年度末現在で 49 億 2412 万余元(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般及び特別振興資金の2勘定に区分して経理され、一般勘定は、投票券、業務及び新営の3勘定に更に区分されている。

同会の勘定別の29 事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

[投票券勘定]

収 入	収入確定額(千円)
29 事業年度	2,771,964,839
28 事業年度	2,691,345,231
支 出	支出確定額(千円)
29 事業年度	2,771,964,839
28 事業年度	2,691,345,231

〔業務勘定〕

収 入	収入確定額(千円)		
29 事業年度	424,867,797		
28 事業年度	413,828,417		
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	予算残額(千円)
29 事業年度	416,501,078	365,665,277	50,835,800
28 事業年度	391,135,992	346,408,927	44,727,064

〔新営勘定〕

収 入	収入確定額(千円)			
29 事業年度	92,009,027			
28 事業年度	75,573,105			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
29 事業年度	92,009,027	40,685,334	22,771,784	28,551,908
28 事業年度	75,573,105	37,324,865	22,313,898	15,934,341

翌事業年度繰越額は、全て新営勘定の新営費(支出予算現額 920 億 0902 万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同 1749 億 4311 万余円)の 389 億 8899 万余円及び業務管理費(同 611 億 0078 万余円)の 66 億 6853 万余円並びに新営勘定の新営費の 285 億 5190 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
事業収益	2,787,157,469	2,704,475,232
うち勝馬投票券収入	2,771,964,839	2,691,345,231
事業費用	2,730,383,802	2,648,621,212
うち勝馬投票券諸支払金	2,094,017,051	2,029,315,913
うち国庫納付金(勝馬投票券売得金の 100 分の 10)	275,783,957	268,039,029
事業外収益	5,495,116	5,259,370
事業外費用	4,357	22,065
経常利益	62,264,425	61,091,324
特別利益	843,374	176,556
特別損失	3,793,348	2,616,623
当期純利益	59,314,451	58,651,257
(利益の処分)		
国庫納付金(利益の 2 分の 1・翌事業年度に納付)	29,657,225	29,325,628
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	29,657,225	29,325,628

(ウ) 資本剰余金等

区 分	29 事業年度末(千円)	28 事業年度末(千円)
資 本 剰 余 金 残 高	6,075,658	6,075,658
損 失 て ん 補 準 備 金 残 高	200,000	200,000
特 別 積 立 金 残 高	1,049,661,232	1,049,661,232

(エ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
開催回数及び日数	36回 288日	36回 288日
施設の建設	美浦トレーニング・センター既舎改築(第1期)工事	ウインズ横浜A館改築工事

イ 特別振興資金勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入確定額(千円)			
29 事業年度	22,976,098			
28 事業年度	26,467,347			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
29 事業年度	27,610,000	22,976,098	—	4,633,901
28 事業年度	34,510,000	26,467,347	—	8,042,652

(イ) 損 益

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
事業収益	546,210	477,169
事業費用	23,105,091	13,716,403
競馬振興事業費	7,594,335	4,260,006
畜産振興事業費	3,958,595	2,567,101
払戻金上乘せ費	6,141,790	5,385,899
競馬法附則第8条第2項による交付金	5,410,370	1,503,396

(ウ) 特別振興資金

区 分	29 事業年度末(千円)	28 事業年度末(千円)
特別振興資金残高	83,230,011	76,463,263

(エ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
競馬の健全な発展を図るための事業	26 事業 7,465,342 千円	19 事業 17,010,950 千円
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付等	60 事業 3,958,595 千円	37 事業 2,567,101 千円
競走馬の生産の振興に資するための事業等	2 事業 5,410,370 千円	2 事業 1,503,396 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(550ページ参照)を掲記した。

(4) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この会社は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的として設立されたものである。その資本金は、29 事業年度末現在で176億2400万円(全額国の出資)となっている。

同会社の会計は、中間貯蔵事業及び環境安全事業の2勘定に区分して経理されている。

同会社の勘定別の29 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 中間貯蔵事業勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	9,259,223	5,825,241	負債	4,355,374	2,919,513
うち現金及び預金	4,601,233	3,287,150	うち未払金	4,000,460	2,694,602
うち未収入金	3,203,357	1,301,618	純資産	4,903,849	2,905,728
			資本金	5,024,000	3,000,000
			利益剰余金	△ 120,150	△ 94,271

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常収益	6,286,526	4,398,637
うち中間貯蔵収入	6,281,881	4,395,529
経常費用	6,294,639	4,372,693
うち売上原価	5,743,105	3,868,519
経常利益(△ 経常損失)	△ 8,113	25,943
法人税、住民税及び事業税	36,780	36,213
法人税等調整額	△ 19,014	△ 50,847
当期純利益(△ 当期純損失)	△ 25,879	40,577
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	△ 94,271	△ 134,849
当期純利益(△ 当期純損失)	△ 25,879	40,577
変動額合計	△ 25,879	40,577
繰越利益剰余金(当期末残高)	△ 120,150	△ 94,271

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
環境省が実施する中間貯蔵に係る事業のために、環境省から工事監督支援業務、輸送統括管理業務等を受託した契約の件数	1 件	1 件
輸送統括管理業務の対象となった中間貯蔵施設に搬入した除去土壌等の量	529,549m ³	183,734m ³

イ 環境安全事業勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	102,369,140	83,778,958	負債	78,364,919	78,331,589
うち現金及び預金	37,049,547	30,685,479	うち資産除去債務	29,406,267	29,270,141
うち建物	13,526,359	16,488,776	純資産	24,004,221	5,447,369
うち機械装置	8,021,725	10,736,076	資本金	12,600,000	9,600,000
うち投資有価証券	19,842,943	5,930,179	資本剰余金	9,700,000	9,700,000
			利益剰余金	1,704,221	△ 13,852,630

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常収益	69,735,410	68,630,096
うち廃棄物処理収入	67,482,291	66,438,520
経常費用	43,752,704	42,974,445
うち売上原価	40,832,612	40,431,307
経常利益	25,982,706	25,655,651
特別利益	3,288,000	4,034,085
特別損失	4,383,627	3,963,393
法人税、住民税及び事業税	10,425,754	11,773,464
法人税等調整額	△ 1,095,527	△ 1,615,929
当期純利益	15,556,851	15,568,808
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	△ 13,852,630	△ 29,421,438
当期純利益	15,556,851	15,568,808
変動額合計	15,556,851	15,568,808
繰越利益剰余金(当期末残高)	1,704,221	△ 13,852,630

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理数量		
トランス類	654 台	729 台
コンデンサ類	28,842 台	26,369 台
安定器・その他汚染物	1,809.2 t	1,809.6 t

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(556 ページ参照)を掲記した。

(5) 東日本高速道路株式会社、(6) 中日本高速道路株式会社、(7) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、29 事業年度末現在で東日本高速道路株式会社 525 億円、中日本高速道路株式会社 650 億円、西日本高速道路株式会社 475 億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の29 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	1,805,611,118	1,434,575,852	負債	1,610,792,573	1,260,957,312
うち流動資産	1,552,240,883	1,177,813,054	うち固定負債	1,300,560,928	999,932,734
うち仕掛道路資産	1,102,084,985	836,836,404	うち道路建設関係社債	939,871,870	643,185,660
			うち道路建設関係長期借入金	296,420,397	266,818,061
			純資産	194,818,544	173,618,539
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635
			うち利益剰余金	83,543,005	62,323,028

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常収益	1,030,144,428	1,005,142,459
うち料金収入	837,695,680	822,599,196
経常費用	1,028,816,340	987,997,492
うち道路資産賃借料	601,847,565	579,799,452
経常利益	1,328,088	17,144,966
特別利益	28,709,092	14,016
特別損失	107,796	273,144
法人税、住民税及び事業税	28,504	5,280,000
法人税等調整額	8,680,902	△ 8,982,155
当期純利益	21,219,977	20,587,994
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	36,666,337	26,696,297
跨道橋耐震対策積立金の積立て	△ 9,000,000	—
別途積立金の積立て	△ 1,501,380	△ 10,617,953
当期純利益	21,219,977	20,587,994
変動額合計	10,718,596	9,970,040
繰越利益剰余金(当期末残高)	47,384,934	36,666,337

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度末	(28 事業年度末)
供 用	42 路線 3,878km	42 路線 3,869km
建 設	6 路線 140km	6 路線 149km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(560 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(569 ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	1,506,659,822	1,391,462,741	負債	1,299,338,090	1,205,159,170
うち流動資産	1,237,054,169	1,116,895,318	うち固定負債	1,084,083,675	1,010,957,915
うち仕掛道路資産	971,881,506	842,682,681	うち道路建設関係社債	936,740,250	816,817,000
			うち道路建設関係長期借入金	83,623,445	102,081,814
			純資産	207,321,732	186,303,571
			資本金	65,000,000	65,000,000
			資本剰余金	71,650,292	71,650,292
			利益剰余金	70,671,439	49,653,278

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常収益	953,458,934	885,260,865
うち料金収入	678,715,796	665,016,791
経常費用	946,402,920	883,395,142
うち道路資産賃借料	492,698,077	479,421,525
経常利益	7,056,014	1,865,723
特別利益	22,486,121	88,392
特別損失	673,671	169,697
法人税、住民税及び事業税	290,000	1,240,000
法人税等調整額	7,560,302	△ 7,126,378
当期純利益	21,018,161	7,670,796
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	8,096,372	3,121,366
安全性向上積立金の取崩し	—	3,975,447
高速道路事業積立金の積立て	—	△ 3,759,213
跨道橋耐震対策積立金の積立て	△ 3,000,000	—
高速道路事業積立金の取崩し	3,822,815	—
固定資産圧縮積立金の取崩し	14,177	13,911
別途積立金の積立て	△ 1,664,623	△ 2,925,935
当期純利益	21,018,161	7,670,796
変動額合計	20,190,530	4,975,005
繰越利益剰余金(当期末残高)	28,286,902	8,096,372

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度末	(28 事業年度末)
供 用	21 路線 2,050km	21 路線 2,045km
建 設	7 路線 190km	7 路線 195km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(560 ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	1,146,459,989	1,418,484,988	負債	967,061,514	1,260,249,145
うち流動資産	880,110,034	1,161,233,382	うち固定負債	607,945,169	990,303,829
うち仕掛道路資産	521,814,614	829,033,754	うち道路建設関係社債	510,000,000	490,000,000
			うち道路建設関係長期借入金	29,004,193	407,540,700
			純資産	179,398,475	158,235,842
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524
			うち利益剰余金	76,424,093	55,254,130

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常収益	1,595,428,924	903,594,742
うち料金収入	764,553,652	745,967,401
経常費用	1,592,058,169	896,154,243
うち道路資産賃借料	551,144,444	533,265,016
経常利益	3,370,755	7,440,498
特別利益	27,163,808	373,209
特別損失	84,600	209,266
法人税、住民税及び事業税	70,000	2,590,000
法人税等調整額	9,210,000	△ 8,630,000
当期純利益	21,169,963	13,644,442
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	37,043,322	25,622,106
跨道橋耐震対策積立金の積立て	△ 4,000,000	—
別途積立金の積立て	—	△ 2,223,225
別途積立金の取崩し	2,210,927	—
当期純利益	21,169,963	13,644,442
変動額合計	19,380,890	11,421,216
繰越利益剰余金(当期末残高)	56,424,213	37,043,322

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度末	(28 事業年度末)
供 用	48 路線 3,503km	49 路線 3,460km
建 設	11 路線 103km	6 路線 105km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(560 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(569、573 ページ参照)を掲記した。

(8) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、29 事業年度末現在で 40 億円(うち国の出資 26 億 6522 万円)となっている。

同会社の 29 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	53,556,186	49,262,748	負債	33,257,666	32,742,638
うち流動資産	35,940,763	29,944,004	うち固定負債	16,102,167	19,810,150
うち仕掛道路資産	4,664,469	3,515,767	うち道路建設関係長期借入金	6,515,000	5,153,000
			純資産	20,298,519	16,520,109
			資本金	4,000,000	4,000,000
			資本剰余金	4,000,000	4,000,000
			利益剰余金	12,298,519	8,520,109

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常収益	77,647,309	74,649,268
うち料金収入	65,167,027	64,205,273
経常費用	77,355,336	74,132,172
うち道路資産賃借料	46,228,313	45,321,955
経常利益	291,973	517,096
特別利益	5,103,772	—
法人税、住民税及び事業税	60,454	193,725
過年度法人税等	—	64,493
法人税等調整額	1,556,881	△ 1,578,082
当期純利益	3,778,409	1,836,958
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	2,669,027	1,287,811
別途積立金の積立て	△ 220,005	△ 455,742
当期純利益	3,778,409	1,836,958
変動額合計	3,558,404	1,381,215
繰越利益剰余金(当期末残高)	6,227,431	2,669,027

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度末	(28 事業年度末)
供 用	3 路線 173km	3 路線 173km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(569 ページ参照)を掲記した。

(9) 全国健康保険協会

この協会は、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、もって被保険者及びその被扶養者における健康の保持増進及び良質かつ効率的な医療の享受の実現を図ることを目的として設立されたものである。その資本金は、29 事業年度末現在で 70 億 5940 万余円(全額国の出資)となっている。

同協会の会計は、健康保険及び船員保険の 2 勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の 29 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 健康保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	3,044,544,069	2,408,746,003	負債	673,320,508	655,428,885
流動資産	3,025,410,260	2,384,745,988	流動負債	651,990,771	629,572,987
うち現金及び預金	2,340,931,115	1,893,013,944	うち未払金	638,065,483	614,513,253
うち未収入金	689,672,427	496,253,291	固定負債	21,329,736	25,855,898
固定資産	19,133,809	24,000,014	うち退職給付引当金	18,507,687	17,941,802
うちリース資産	9,256,782	14,570,855	純資産	2,371,223,561	1,753,317,117
			資本金	6,594,277	6,594,277
			健康保険法第 160 条の 2 の準備金	1,746,722,839	1,267,151,018
			利益剰余金	617,906,444	479,571,821

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常費用	10,447,373,043	10,067,264,324
うち保険給付費	5,800,133,482	5,599,398,399
経常収益	11,065,444,846	10,546,936,821
うち保険料等交付金収益	9,724,891,415	9,111,022,543
経常利益	618,071,802	479,672,496
特別損失	164,684	100,094
法人税、住民税及び事業税	674	581
当期純利益	617,906,444	479,571,821
(利益の処分)		
当期末処分利益	617,906,444	479,571,821
当期純利益	617,906,444	479,571,821
利益処分額	617,906,444	479,571,821
健康保険法第 160 条の 2 の準備金繰入額	617,906,444	479,571,821
次期繰越利益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	23,215 千人	22,441 千人
医 療 給 付	5,255,613,642 千円	5,063,358,183 千円
現金給付(傷病手当金等)	544,519,839 千円	536,040,216 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	3,491,142,446 千円	3,367,596,713 千円
介 護 納 付 金	985,818,992 千円	950,343,269 千円

イ 船員保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	50,905,228	48,121,693	負債	3,787,291	3,823,032
流動資産	50,748,298	47,949,312	流動負債	3,300,255	3,366,649
うち現金及び預金	48,045,983	45,159,778	うち未払金	3,147,034	3,198,866
固定資産	156,929	172,381	固定負債	487,036	456,383
うちソフトウェア	117,280	155,582	うち退職給付引当金	486,771	455,773
			純資産	47,117,936	44,298,661
			資本金	465,124	465,124
			船員保険法第 124 条の準備金	43,833,536	41,362,514
			利益剰余金	2,819,275	2,471,021

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常費用	42,964,408	43,077,952
うち保険給付費	26,450,958	26,867,034
経常収益	45,782,365	45,550,267
うち保険料等交付金収益	36,169,000	35,619,000
経常利益	2,817,957	2,472,314
特別損失	—	1,287
特別利益	1,325	—
法人税、住民税及び事業税	6	5
当期純利益	2,819,275	2,471,021
(利益の処分)		
当期末処分利益	2,819,275	2,471,021
当期純利益	2,819,275	2,471,021
利益処分数額	2,819,275	2,471,021
船員保険法第 124 条の準備金繰入額	2,819,275	2,471,021
次期繰越利益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	58,291 人	58,031 人
職務上の事由による疾病等に関する年金等の支給 受給権者数	2,307 人	2,299 人
支給額	4,045,902 千円	4,040,517 千円
医療給付	19,252,457 千円	19,468,855 千円
現金給付(傷病手当金等)	3,152,597 千円	3,357,661 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	10,149,451 千円	9,917,405 千円
介護納付金	3,188,576 千円	3,110,696 千円

なお、この協会について検査した結果、不当事項 1 件((283) : 578 ページ参照)を掲記した。

(10) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関して、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、29 事業年度末現在で 1014 億 6704 万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の 29 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	179,128,406	188,335,158	負債	74,401,136	76,255,359
うち建物	35,627,032	37,284,435	うち未払金	26,286,163	21,444,257
うち土地	64,347,550	64,357,550	純資産	104,727,270	112,079,798
			資本金	101,467,041	101,502,121
			資本剰余金	△ 12,519,135	△ 11,288,588
			利益剰余金	15,779,364	21,866,266

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常費用	268,095,567	262,033,073
うち業務経費	244,699,475	235,784,976
経常収益	275,729,554	275,088,543
うち運営費交付金収益	267,869,841	267,587,503
臨時損失	71,948	44,607
臨時利益	71,948	44,607
当期純利益	7,633,987	13,055,469
当期総利益	7,633,987	13,055,469
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	7,633,987	13,055,469
利益処分量		
国庫納付準備金	7,633,987	13,055,469

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度末	(28 事業年度末)
厚生年金保険の加入状況 (適用事業所数)	2,222 千事業所	2,104 千事業所
国民年金の加入状況(第 1号被保険者数)	15,052 千人	15,539 千人

なお、この機構について検査した結果、不当事項1件((284)：583 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項2件(586、591 ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人及び国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人及び国立大学法人等のうち、9独立行政法人及び1国立大学法人の平成29年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は9法人あり、これらの独立行政法人に係る29事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、29事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	国立青少年 教育振興機 構	防災科学技 術研究所	森 林 研 究 ・ 整 備 機 構			
				(注7)	研究・育種 勘定	水源林勘定	森林保険勘 定
貸借対照表 (29事業年度末)	資 産	87,763	90,069	1,155,603	45,404	1,044,297	29,404
	負 債	3,532	43,444	170,214	3,614	127,795	5,990
	うち運営費交付金債務	140	3,526	392	392	—	—
	純 資 産	84,230	46,625	985,389	41,790	916,501	23,413
	うち資本金	113,514	58,902	790,920	48,959	740,626	—
	うち政府出資金	113,514	58,902	790,920	48,959	740,626	—
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 29,286	△ 13,762	166,083	△ 7,596	173,649	—
損益計算書 (29事業年度)	経 常 費 用	10,984	14,402	16,604	11,631	2,631	1,448
	経 常 収 益	10,984	14,174	17,469	11,808	2,635	2,190
	うち運営費交付金収益	8,619	6,125	9,734	9,734	—	—
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	0	△ 227	864	176	3	742
	臨 時 損 失	10	—	—	—	—	—
	臨 時 利 益	10	—	0	0	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	0	△ 227	865	177	3	742
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	0	157	750	65	500	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	0	△ 69	1,616	242	503	742
利益の処分又は損失の処理 (29事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	0	△ 69		242	503	742
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	0	△ 69		242	503	742
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—	—
	積立金振替額 (注3)						
	積 立 金	0	—		242	503	742
	目 的 積 立 金 (注4)	—	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—	—
	積立金取崩額	—	69		—	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—	—	
(参考)	国庫納付金の納付額 (注5)	—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注6)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P592)	処置済1 (P596)	意・処1 (P599)			

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	森林研究・ 整備機構	(注8) 国際協力機 構	理化学研究 所	(注9) 福 祉 医 療 機 構		
		特定地域整 備等勘定	一 般 勘 定			一 般 勘 定	共 済 勘 定
貸借対照表 (29事業年度末)	資 産	36,546	271,331	255,277	4,229,607	3,460,419	45,226
	負 債	32,862	205,259	81,733	3,620,941	3,440,620	45,125
	うち運営費交付金債務	—	20,100	—	—	—	—
	純 資 産	3,683	66,072	173,543	608,666	19,799	101
	うち 資 本 金	1,334	62,452	263,636	590,617	21,787	—
	うち政府出資金	1,334	62,452	250,752	590,617	21,787	—
	うち資本剰余金	30	△ 20,193	△ 99,221	△ 795	△ 772	—
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	2,319	23,813	9,128	18,844	△ 1,215	101	
損益計算書 (29事業年度)	経 常 費 用	950	238,183	98,683	170,389	43,050	103,147
	経 常 収 益	892	227,716	99,099	198,841	45,221	108,575
	うち運営費交付金収益	—	132,493	49,330	2,389	1,666	621
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	△ 58	△ 10,467	415	28,452	2,170	5,427
	臨 時 損 失	—	690	218	6,366	—	6,366
	臨 時 利 益	—	90	251	3,332	792	996
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	△ 58	△ 11,067	417	25,419	2,963	58
	(注2) 前中期目標期間繰越積立金 取崩額	185	15,371	152	83	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	207	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	127	4,303	777	25,502	2,963	58
利益の処分又は損失の処理 (29事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	127	4,303	777		△ 1,215	58
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	127	4,303	777		2,963	58
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—		4,178	—
	積立金振替額 (注3)			1,410		—	—
	積 立 金	127	4,303	2,188		—	58
	目 的 積 立 金 (注4)	—	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—		—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—		—	—
	積立金取崩額	—	—	—		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—		1,215	—
(参考)	国庫納付金の納付額 (注5)	—	9,002	762	199,528	95	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注6)		8,027				
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	610	762	95	95	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 (P599)	意・処1 (P607)	処置済1 (P608)	不当1、意・処1 (P611)		

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	(注9) 福 祉 医 療 機 構				情報処理推進機構		
			保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定		一 般 勘 定	
貸借対照表 (29事業年度末)	資 産		75,019	57,876	4,465	586,600	30,518	23,584	
	負 債		76,367	57,492	46	1,289	13,141	11,366	
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—	
	純 資 産		△ 1,347	383	4,418	585,311	17,376	12,217	
		うち資本金	—	—	4,397	564,431	20,840	13,710	
		うち政府出資金	—	—	4,397	564,431	20,840	13,710	
		うち資本剰余金	—	△ 22	—	—	△ 3,960	△ 5,112	
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 1,347	406	20	20,879	497	3,620		
損益計算書 (29事業年度)	経 常 費 用		21,240	1,262	21	1,666	13,416	10,179	
	経 常 収 益		22,103	1,158	17	21,764	16,946	13,541	
		うち運営費交付金収益	101	—	—	—	8,665	8,665	
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)		863	△ 103	△ 3	20,097	3,530	3,361	
	臨 時 損 失		—	—	—	—	137	2	
	臨 時 利 益		757	3	0	782	—	—	
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		1,621	△ 100	△ 2	20,879	3,378	3,355	
		(注2) 前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	80	2	—	—	—	
		目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		1,621	△ 20	—	20,879	3,378	3,355	
利益の処分又は損失の処理 (29事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		△ 1,347	△ 20	—	20,879		3,355	
		当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		1,621	△ 20	—	20,879		3,355
		前期繰越欠損金		2,969	—	—	—		—
		積立金振替額 (注3)		—	0	13	—		—
		積立金		—	0	13	20,879		3,355
		目的積立金 (注4)		—	—	—	—		—
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—		—
		目的積立金取崩額		—	—	—	—		—
		積立金取崩額		—	20	—	—		—
	次期繰越欠損金		1,347	—	—	—		—	
(参考)	国庫納付金の納付額 (注5)		—	—	—	199,432	—	—	
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注6)								
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当1、意・処1 (P611)				処置済1 (P613)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	情報処理推進機構			日本原子力研究開発機構		
			試験勘定	事業化勘定	地域事業出 資業務勘定	一般勘定	電源利用勘 定	
貸借対照表 (29事業年度末)	資 産		3,205	1	3,727	696,898	255,752	412,844
	負 債		1,774	—	—	265,769	58,171	207,523
		うち運営費交付金債務	—	—	—	17,644	5,457	12,186
	純 資 産		1,430	1	3,727	431,128	197,581	205,321
		うち資本金	—	267	6,863	820,290	279,874	540,416
		うち政府出資金	—	267	6,863	803,961	279,437	524,524
		うち資本剰余金	1,151	—	—	△ 412,575	△ 85,339	△ 327,235
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	278	△ 265	△ 3,136	23,412	3,046	△ 7,858	
損益計算書 (29事業年度)	経常費用		3,251	—	—	158,919	59,236	101,410
	経常収益		3,391	0	29	161,541	59,539	101,881
		うち運営費交付金収益	—	—	—	113,527	35,437	78,090
	経常利益 (△経常損失)		140	0	29	2,621	302	471
	臨時損失		—	—	135	11,201	201	11,000
	臨時利益		—	—	—	6,163	436	5,727
	当期純利益 (△当期純損失)		129	0	△ 106	△ 2,465	512	△ 4,825
		(注2) 前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	283	283	—
		目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	当期総利益 (△当期総損失)		129	0	△ 106	△ 2,182	795	△ 4,825
利益の処分又は損失の処理 (29事業年度)	当期末処分利益 (△当期末処理損失)		129	△ 265	△ 3,136		795	△ 7,858
		当期総利益 (△当期総損失)	129	0	△ 106		795	△ 4,825
		前期繰越欠損金	—	265	3,030		—	3,033
		積立金振替額 (注3)	—	—	—			
		積立金	129	—	—		795	—
		目的積立金 (注4)	—	—	—		—	—
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—		—	—
		目的積立金取崩額	—	—	—		—	—
		積立金取崩額	—	—	—		—	—
		次期繰越欠損金	—	265	3,136		—	7,858
(参考)	国庫納付金の納付額 (注5)		—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注6)							
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P613)			不当1 (P619)		

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	勤 勞 者 退 職 金 共 済 機 構					
		日本原子力 研究開発機構	一般の中小企 業退職金共済 事業等勘定	建設業退職 金共済事業 等勘定	清酒製造業 退職金共済 事業等勘定	林業退職金 共済事業等 勘定	
貸借対照表 (29事業年度末)	資 産	28,300	6,307,994	4,853,930	1,014,763	4,642	15,124
	負 債	75	5,750,091	4,420,641	906,341	2,001	15,706
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産	28,225	557,902	433,289	108,422	2,640	△ 581
	うち 資 本 金	—	1	—	—	—	—
	うち政府出資金	—	1	—	—	—	—
	うち資本剰余金	—	△ 6	△ 4	△ 1	△ 0	△ 0
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	28,225	557,906	433,294	108,423	2,641	△ 581	
損益計算書 (29事業年度)	経 常 費 用	266	538,599	461,371	74,240	273	1,747
	経 常 収 益	2,113	593,656	513,215	76,353	295	1,949
	うち運営費交付金収益	—	30	—	—	—	—
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	1,847	55,056	51,844	2,113	21	201
	臨 時 損 失	—	0	0	—	—	—
	臨 時 利 益	—	10	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	1,847	55,066	51,843	2,113	21	201
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	1	—	1	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,847	55,067	51,843	2,114	21	201	
利益の処分又は損失の処理 (29事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	1,847		51,843	2,114	10	△ 581
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,847		51,843	2,114	21	201
	前 期 繰 越 欠 損 金	—		—	—	11	783
	積 立 金 振 替 額 (注3)			54,218	82,257	2,630	—
	積 立 金	—		106,062	84,371	2,641	—
	目 的 積 立 金 (注4)	1,847		—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—		—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—		—	—	—	581
(参考)							
国庫納付金の納付額 (注5)	—	—	—	—	—	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注6)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当1 (P619)					処置済1 (P622)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	勤労者退職金共済機構								
			財形勘定	雇用促進融資勘定							
貸借対照表 (29事業年度末)	資	産	416,655	2,877							
	負	債	404,386	1,014							
		うち運営費交付金債務	—	—							
	純	資	産	12,269	1,862						
		うち	資本金	1	—						
		うち	政府出資金	1	—						
		うち	資本剰余金	—	—						
うち	利益剰余金 (△繰越欠損金)	12,267	1,862								
損益計算書 (29事業年度)	経	常	費用	2,765	165						
	経	常	収	益	3,575	231					
			うち運営費交付金収益	—	30						
	経	常	利	益	809	66					
	(△	経	常	損	失)						
	臨	時	損	失	0	—					
	臨	時	利	益	—	10					
	当	期	純	利	益	809	76				
	(△	当	期	純	損	失)					
		(注2)	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—						
		目的積立金取崩額	—	—							
		当	期	総	利	益	809	76			
		(△	当	期	総	損	失)				
利益の処分又は損失の処理 (29事業年度)	当	期	未	処	分	利	益	809	76		
	(△	当	期	未	処	理	損	失)			
			当	期	総	利	益	809	76		
			(△	当	期	総	損	失)			
			前	期	繰	越	欠	損	金	—	—
			積	立	金	振	替	額	1,410	1,748	
			積	立	金	2,220	1,824				
			目	的	積	立	金	—	—		
		(注4)	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—						
		目的積立金取崩額	—	—							
		積	立	金	取	崩	額	—	—		
		次	期	繰	越	欠	損	金	—	—	
(参考)		(注5)	国庫納付金の納付額	—	—						
		(注6)	うち積立金の処分による国 庫納付額								
		うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—							
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P622)								

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。
- (注2) 前中長期目標期間繰越積立金取崩額を含む。
- (注3) 行政執行法人並びに29事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度となっている中期目標管理法人及び国立研究開発法人において、前事業年度繰越積立金、目的積立金、前中期目標期間繰越積立金及び前中長期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、29事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注4) 独立行政法人通則法第44条第3項の規定又は各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律の規定により主務大臣の承認を受けた額をいう。
- (注5) 29事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額をいう。
- (注6) 行政執行法人並びに前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている中期目標管理法人及び国立研究開発法人において、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律により、29事業年度に積立金の全部又は一部を国庫に納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注7) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しないものがある。なお、利益の処分又は損失の処理は勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」欄に斜線を付している。
- (注8) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については1033ページ参照
- (注9) 独立行政法人福祉医療機構の承継教育資金貸付けあっせん勘定は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定)に基づき20年度から業務を休止しており、表示すべき内容がないため、当該法人は同勘定の財務諸表を掲載していない。なお、同勘定は、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)附則第5条の2第11項の規定により、29年9月1日に廃止された。

(国立大学法人)

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人のうち、第3章に「不当事項」を掲記した国立大学法人は1法人あり、この国立大学法人に係る29事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

(単位：百万円)

項目	法人名	
	国立大学法人 東京大学	
貸借対照表 (29事業年度末)	資 産	1,420,820
	負 債	288,481
	うち運営費交付金債務	2,812
	純 資 産	1,132,338
	うち 資 本 金	1,045,214
	うち政府出資金	1,045,214
	うち資本剰余金	20,371
	うち利益剰余金	66,216
損 益 計 算 書 (29事業年度)	経 常 費 用	232,089
	経 常 収 益	234,749
	うち運営費交付金収益	75,734
	経 常 利 益	2,660
	臨 時 損 失	463
	臨 時 利 益	363
	当 期 純 利 益	2,560
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	106
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—
	当 期 総 利 益	2,666
利益の処分又は損失の処理 (29事業年度)	当 期 未 処 分 利 益	2,666
	当 期 総 利 益	2,666
	前 期 繰 越 欠 損 金	—
	積 立 金	—
	目 的 積 立 金 ^(注)	2,666
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—
	積 立 金 取 崩 額	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当事項1 (P625)	

(注) 30年10月12日現在において、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定により文部科学大臣の承認を受けようとする額をいう。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は、平成29事業年度末現在で7391億5166万余円となっている。

同協会の29事業年度の貸借対照表及び損益計算書は次のとおりである。

貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	1,137,030,081	1,084,735,234	負債	397,878,421	368,539,784
流動資産	376,007,992	338,582,414	流動負債	247,073,176	225,507,868
うち有価証券	269,199,091	242,491,322	うち受信料前受 金	141,104,682	136,968,531
固定資産	590,265,453	575,396,185	固定負債	150,805,245	143,031,915
うち建物	160,067,893	148,705,755	うち退職給付引 当金	117,337,312	105,339,309
特定資産	170,756,635	170,756,635			
建設積立資産	170,756,635	170,756,635	純資産	739,151,660	716,195,450
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	469,725,362	456,825,629
			剰余金	269,262,922	259,206,445

損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常事業収入	717,732,076	704,548,083
うち受信料	703,416,787	689,021,461
経常事業支出	709,459,427	691,021,347
うち国内放送費	328,549,035	314,789,520
経常事業収支差金	8,272,648	13,526,736
経常事業外収入	14,403,101	11,115,418
うち財務収入	7,735,417	7,664,310
経常事業外支出	750	112,451
財務費	750	112,451
経常事業外収支差金	14,402,351	11,002,966
経常収支差金	22,674,999	24,529,702
特別収入	2,331,838	6,365,656
うち固定資産売却益	2,206,295	4,024,243
特別支出	2,050,628	2,659,363
うち固定資産除却損	1,935,732	2,562,325
当期事業収支差金	22,956,209	28,235,995
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	22,956,209	28,235,995
うち事業収支剰余金	22,956,209	20,196,895

また、同協会の会計は、一般、放送番組等有料配信業務及び受託業務等の3勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の29事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	1,143,795,007	1,091,526,499	負債	397,276,138	368,000,845
流動資産	382,772,918	345,390,378	流動負債	246,470,893	224,968,930
うち有価証券	269,199,091	242,491,322	うち受信料前受 金	141,104,682	136,968,531
固定資産	590,265,453	575,379,485	固定負債	150,805,245	143,031,915
うち建物	160,067,893	148,705,755	うち退職給付引 当金	117,337,312	105,339,309
特定資産	170,756,635	170,756,635			
建設積立資産	170,756,635	170,756,635	純資産	746,518,869	723,525,653
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	469,725,362	456,825,629
			剰余金	276,630,131	266,536,648

第6章
第2節
第7
3
日本放送協会の決算

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常事業収入	715,653,896	701,953,452
うち受信料	703,416,787	689,021,461
経常事業支出	707,344,221	688,578,215
うち国内放送費	328,549,035	314,789,520
経常事業収支差金	8,309,675	13,375,236
経常事業外収入	14,403,080	11,114,950
うち財務収入	7,735,417	7,664,310
経常事業外支出	750	112,451
財務費	750	112,451
経常事業外収支差金	14,402,330	11,002,499
経常収支差金	22,712,005	24,377,735
特別収入	2,331,838	6,365,656
うち固定資産売却益	2,206,295	4,024,243
特別支出	2,050,628	2,659,363
うち固定資産除却損	1,935,732	2,562,325
当期事業収支差金	22,993,215	28,084,028
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	22,993,215	28,084,028
うち事業収支剰余金	22,993,215	20,044,928

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
(1 日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	44 時間 23 分	44 時間 23 分
衛星デジタル放送(BS 1 及びBSプレミアム)	47 時間 58 分	47 時間 59 分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	66 時間 35 分	66 時間 24 分
国際放送		
テレビジョン		
世界のほぼ全地域向け放送	外国人向け 23 時間 42 分 邦人向け 5 時間 10 分	23 時間 42 分 5 時間 17 分
北米向け放送及び欧州向け放送	10 時間 16 分	10 時間 27 分
ラジオ(日本語放送及びその他の言語による放送)	64 時間 30 分	64 時間 30 分
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	43,974 千件	43,154 千件
受 信 料 (A)	703,416,787 千円	689,021,461 千円
当年度内の収納額 (B)	686,365,106 千円	671,980,231 千円
当年度内の未回収額 (A-B)	17,051,681 千円	17,041,229 千円
収 納 率 (B/A)	97.58%	97.53%

イ 放送番組等有料配信業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	272,337	268,681	負債	7,639,546	7,598,884
流動資産	272,337	251,980	流動負債	7,639,546	7,598,884
うち未収金	255,338	235,172	うち一般勘定短期借入金	7,059,695	7,105,077
固定資産	—	16,700	純資産	△ 7,367,208	△ 7,330,202
器具	—	16,700	欠損金	△ 7,367,208	△ 7,330,202

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常事業収入	2,084,771	2,207,745
放送番組等有料配信業務収入	2,084,771	2,207,745
経常事業支出	2,121,797	2,056,245
うち放送番組等有料配信費	1,921,069	1,857,759
経常事業収支差金	△ 37,026	151,499
経常事業外収入	20	467
雑収入	20	467
経常事業外収支差金	20	467
経常収支差金	△ 37,005	151,966
当期事業収支差金	△ 37,005	151,966
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	△ 37,005	151,966
繰越欠損金	△ 37,005	151,966

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
視 聴 料 収 入 件 数	2,955,901 件	3,045,169 件
金 額	1,971,811 千円	1,992,365 千円

ウ 受託業務等勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)	区 分	29 事業年度末 (千円)	28 事業年度末 (千円)
資産	101,966	45,132	負債	101,966	45,132
流動資産	101,966	45,132	流動負債	101,966	45,132
うち未収金	101,966	45,072	うち一般勘定短期借入金	79,534	—

(イ) 損益計算書

区 分	29 事業年度(千円)	28 事業年度(千円)
経常事業収入	1,444,690	2,133,429
受託業務等収入	1,444,690	2,133,429
経常事業支出	1,217,589	1,757,198
受託業務等費	1,217,589	1,757,198
経常事業収支差金	227,100	376,230
当期事業収支差金	227,100	376,230
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	227,100	376,230
一般勘定への繰入れ	227,100	376,230

(ウ) 主な業務実績

区 分	29 事業年度	(28 事業年度)
保有する施設等の賃貸等による業務収入 件 数	1,247 件	1,316 件
金 額	1,333,221 千円	1,368,662 千円

なお、この協会について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(627 ページ参照)を掲記した。